報告第１３号

小浜市地域防災計画（一般災害対策編・地震(津波)災害対策編・原子力災害対策編）の改定について

小浜市議会基本条例第１１条第１項の規定により、小浜市地域防災計画（一般災害対策編・地震(津波)災害対策編・原子力災害対策編）の改定について報告する。

令和８年１１月３０日　提出

小浜市長　　杉　本　和　範

小浜市地域防災計画の改定について（概要）

＜小浜市地域防災計画とは＞

災害対策基本法に基づき、小浜市の地域ならびに住民の生命、身体および財産を災害から保護するため、関係機関等の協力を得て、防災に関する計画を作成したもの。

災害対策基本法　第３４条　防災基本計画の作成と公表（国：中央防災会議）
第４０条　都道府県地域防災計画
・国の防災基本計画に基づいた作成、変更等
第４２条　市町村地域防災計画
・国の防災基本計画、都道府県地域防災計画に基づいた作成、変更等

＜直近の国、県、市の防災計画の改定と法改正、主な災害の発生について＞

国防災基本計画	県地域防災計画	市地域防災計画	法改正、主な災害等
令和7年7月改定 ・災害対策基本法の改正を踏まえた修正 ・令和6年能登半島地震を踏まえた修正	令和7年6月改定 ・防災基本計画の改正に伴う反映 ・令和6年能登半島地震を踏まえた反映	令和7年6月改定	令和6年1月　能登半島地震 ・石川県能登地方を震源とする最大震度7の地震発生 ・小浜市では、震度4を観測し、津波警報が発表
令和8年7月改定 ・気象業務法、水防法の改正に伴う修正 ・カムチャツカ半島東方沖ををを震源とする地震に伴う津波	令和8年6月改定 ・防災基本計画の改正に伴う反映 ・新たな防災気象情報の運用に伴う修正 ・原子力災害対策指針の反映 ・原子力規制委員会告示の反映	防災会議(R8.9) ﾊﾟﾌﾞﾘｯｸｺﾒﾝﾄ(R8.10) 議会報告(R8.12) 令和8年12月改定(予定)	令和7年7月 カムチャツカ半島東方沖地震 ・マグニチュード8.7の地震が発生し、北海道から和歌山にかけて広く津波警報が発表 令和7年7月　災害対策基本法改正 令和7年10月 原子力災害対策指針改定 令和8年5月　気象業務法・水防法改正 令和8年7月　防災庁設置法成立

主な改定内容について【一般災害対策編】【地震（津波）災害対策編】 3

（１）防災基本計画の改定に伴う反映（令和６年能登半島地震を踏まえた改定内容）

No.	改定の内容	本編改定箇所	掲載ページ
1	**協定・自主開設避難所に係る情報の事前把握** ・指定避難所だけでなく、協定・自主開設避難所として位置付けられた避難所についても、あらかじめ情報を把握するよう努める。	【一般】 2章4節「避難対策計画」 【地震】 2章4節「避難対策計画」	P 27 P 33
2	**避難生活における生活環境確保に係る取り組みの充実化** ・避難所の備蓄について、簡易トイレ、簡易ベッド、おむつなど具体的な備蓄すべき品目を追加。 ・避難所内の施設の利用計画の作成や換気、照明の整備に努める。	【一般】 2章4節「避難対策計画」 【地震】 2章4節「避難対策計画」	P 28・31 P 33・34
3	**より快適なトイレの設置への配慮** ・指定避難所等の生活環境を確保するため、仮設トイレやマンホールトイレを早期に設置するとともに、簡易トイレ、トイレカー、トイレトレーラー等のより快適なトイレの設置に配慮するよう努める。	【一般】 3章9節「避難計画」 【地震】 3章9節「避難計画」	P 144 P 125

（２）防災基本計画の改定に伴う反映

No.	改定の内容	本編改定箇所	掲載ページ
4	**熱中症対策、防寒対策のための備蓄** ・指定緊急避難場所への避難が長時間にわたることも想定し、熱中症対策および防寒対策として、指定緊急避難場所に供給できるよう飲料水、防寒具等の備蓄に努める。	【一般】 2章4節「避難対策計画」 【地震】 2章4節「避難対策計画」	P 26 P 31

主な改定内容について【一般災害対策編】【地震（津波）災害対策編】 4

No.	改定の内容	本編改定箇所	掲載ページ
5	**地方公共団体による物資の備蓄状況の公表** ・物資の備蓄状況について、１年に１回公表する。	【一般】 2章4節「避難対策計画」 【地震】 2章4節「避難対策計画」	P 28 P 33
6	**避難所における家庭動物の飼養に関する資材の整備** ・市は家庭動物の飼養に関する資材についても整備に努める。	【一般】 2章4節「避難対策計画」 【地震】 2章4節「避難対策計画」	P 28 P 33
7	**在宅避難者、車中泊避難者に対する支援に係る拠点の設置や、被災者支援に係る情報の提供** ・地域の実情に応じ、車中泊避難を行うためのスペースを設置すること等、車中泊避難者の支援方策を検討するよう努める。 ・車中泊避難を行うためのスペースが設置された場合は、車中泊避難を行うためのスペースの避難者数、食料等の必要な物資数等を集約し、必要に応じ物資の補充等の支援を行うものとし、被災者支援に係る情報を車中泊避難を行うためのスペースの避難者に対しても提供する。	【一般】 2章4節「避難対策計画」 3章10節「避難計画」 【地震】 2章4節「避難対策計画」 3章9節「避難計画」	P 27 P 150 P 33 P 129
8	**応援職員等の受け入れと受援体制の整備** ・国や他団体からの応援職員等を迅速・的確に受け入れて情報共有や各種調整等を行うための受援体制の整備に努める。 ・応援職員等に対して紹介できる宿泊場所として活用可能な施設等のリスト化に努めるものとする。	【一般】 2章6節「広域的相互応援体制整備計画」 【地震】 2章6節「広域的相互応援体制整備計画」	P 35 P 40
9	**自治体、保健師、福祉関係者等の間で連携した状況把握の実施** ・災害時を想定した情報の連携、整理および分析等の保健医療福祉活動の総合調整の実施体制 （災害時保健医療福祉活動支援システム等のシステムの活用体制を含む。） の整備を図る。	【一般】 2章7節「医療救護予防計画」 【地震】 2章7節「医療救護予防計画」	P 37 P 43

主な改定内容について【一般災害対策編】【地震（津波）災害対策編】 5

No.	改定の内容	本編改定箇所	掲載ページ
10	**国に対する応急対策措置実施の要請** ・応急措置が的確かつ円滑に行われるようにするため必要があると認めるときは、県に対し、指定行政機関または関係指定地方行政機関に対する応急措置の実施の要請をするよう求めるものとする。 ・市は、上段の要求ができない場合には、その旨および当該市の地域における災害の状況を指定行政機関または指定地方行政機関に通知する	【一般】 3章2節「広域応援に関する計画」 【地震】 3章2節「広域応援に関する計画」	P 99 P 95
11	**新たな防災気象情報の運用にともなう修正** （次ページ　新たな防災気象情報についての参考資料）	【一般】 3章6節「防災気象情報収集伝達計画」 3章9節「避難計画」 3章27節「水防計画」	P 112 P 137 P 206
12	**福祉サービスの提供** ・災害救助法の適用をされた場合、知事の救助事務を委任された小浜市長は、災害により被害を受け、避難生活において配慮を必要とする災害時要配慮者に対し、福祉サービスの提供を行う。	【一般】 ３章11節「要配慮者応急対策計画」 【地震】 ３章11節「要配慮者応急対策計画」	P 155 P 135

（３）その他の改正

No.	改定の内容	本編改定箇所	掲載ページ
13	**防災拠点施設の安全化** ・消防庁舎（消防本部・消防署）を防災拠点施設としての機能を維持できる場所に移転し、市庁舎が有事の際、消防庁舎が災害対策本部の設置場所となるよう整備を行う。	【一般】 2章5節「緊急事態管理体制整備計画」	P 33
14	**給水車の補水箇所の把握** ・災害時に使用できる水源の現況、給水用資機材、給水車などの保有状況及び給水能力のほか、応援事業者の受け入れ態勢整備のための給水車の補水箇所等を平時から把握しておく	【一般】 3章15節「飲料水供給計画」 【地震】 3章15節「飲料水供給計画」	P 168 P 150

氾濫通報等と新しい防災気象情報について

国土交通省

- 防災気象情報（河川氾濫、大雨、土砂災害、高潮）を５段階の警戒レベルにあわせて発表。
- 対象災害ごとの情報として整理するとともに、**レベル４相当の情報として危険警報を新設**。
- **情報名称そのものにレベルの数字を付けて発表**。（例：レベル４大雨危険警報 等）
- レベル５相当情報については、**氾濫特別警報を新たに運用するとともに、氾濫通報も活用して運用**。

水防法に基づく水位周知や氾濫通報を含めた新しい防災気象情報

	河川氾濫			大雨※4 低地の浸水や洪水予報河川以外の外水氾濫	土砂災害 急傾斜地のがけ崩れや土石流	高潮 海水面の上昇や波の打上げによる浸水	（警戒レベルごとに）住民がとるべき行動
	洪水予報河川	水位周知河川	その他 河川・下水道				
	河川ごと			市町村ごと			
警戒レベル ５相当	レベル５ 氾濫特別警報 ※1、2	レベル５ 氾濫発生情報 ※2	レベル５ 氾濫発生情報 ※2	レベル５ 大雨特別警報	レベル５ 土砂災害特別警報	※1、2、5 レベル５ 高潮特別警報	命の危険　直ちに安全確保！
＜警戒レベル４までに危険な場所から かならず避難！＞							
警戒レベル ４相当	レベル４ 氾濫危険警報	レベル４ 氾濫危険情報 ※3	－	レベル４ 大雨危険警報	レベル４ 土砂災害危険警報	レベル４ 高潮危険警報	危険な場所から全員避難
警戒レベル ３相当	レベル３ 氾濫警報	レベル３ 氾濫警戒情報	－	レベル３ 大雨警報	レベル３ 土砂災害警報	レベル３ 高潮警報	避難に時間を要する人は早めに避難、避難の準備など
警戒レベル 2	レベル２ 氾濫注意報	レベル２ 氾濫注意情報	－	レベル２ 大雨注意報	レベル２ 土砂災害注意報	レベル２ 高潮注意報	避難行動を確認（避難場所や避難ルート、避難のタイミングなど）
警戒レベル 1	早期注意情報						災害への心構えを高める

※１　レベル５氾濫特別警報とレベル５氾濫発生情報（高潮の場合はレベル５高潮特別警報とレベル５高潮氾濫発生情報）は一体的に発表される。
※２　レベル５氾濫発生情報（高潮の場合はレベル５高潮氾濫発生情報）については、河川管理者等による氾濫通報を用いて運用されるほか、特別警報の発表判断にも活用。氾濫通報を運用する対象については、緊急安全確保に特に留意が必要となる氾濫をもたらす河川・海岸・下水道を選定し、氾濫状況（家屋倒壊、深い浸水、地下街浸水）が想定される河川区間等とともに、事前に水防計画で定めておく。
※３　水位周知河川において河川管理者から発表されている５段階の水位到達情報については今後も継続して運用される（レベル４氾濫危険情報以外の運用は任意）。
※４　大雨に関する情報（市町村ごとに発表）では、大雨による低地の浸水に加えて洪水予報河川以外の外水氾濫についても扱う。
※５　高潮では、より精度の高い予測情報を国土交通省・気象庁・都道府県で共同で予報する制度を一部海岸で新たに運用。

主な改定内容について【原子力災害対策編】

No.	改定の内容	本編改定箇所	掲載ページ
1	**「もんじゅ」の原子力規制委員会告示（冷却告示）の反映** ・「もんじゅ」の冷却告示によりＵＰＺから外れたため、記載を削除	1章1節「計画の方針」	
2	**避難生活における生活環境確保に係る取り組みの充実化** ・避難所の備蓄について、簡易トイレ、簡易ベッド、おむつなど具体的な備蓄すべき品目を追加。	2章1節「原子力防災体制の整備」	Ｐ34
3	**地方公共団体による物資の備蓄状況の公表** ・物資の備蓄状況について、１年に１回公表する。	2章1節「原子力防災体制の整備」	Ｐ34
4	**避難所における家庭動物の飼養に関する資材の整備** ・市は家庭動物の飼養に関する資材についても整備に努める。	2章1節「原子力防災体制の整備」	Ｐ35
5	**屋内退避の実施、運用、解除** ・屋内退避の実施方針を明記。 ・屋内退避継続の判断について、3日目を目安とすることや、避難への切り替えの判断その他留意事項などを明記。 ・屋内退避の解除の基準を明記。	3章5節「避難、屋内退避等の防護措置」	Ｐ90

小浜市地域防災計画

【一般災害対策編】

昭和３８年	４月	策定
昭和５６年	３月	修正
昭和６０年	２月	修正
平成　６年	３月	修正
平成１１年	３月	修正
平成２３年	３月	改定
平成２９年	６月	改定
令和　３年	６月	改定
令和　４年	６月	改定
令和　７年	６月	改定
令和　８年１１月		改定

小浜市防災会議

第１編　一般災害対策編

第１章　総則

第　１　節　計画の方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１
第　２　節　地域の概況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　３
第　３　節　防災関係機関の事務または業務の大綱・・・・・・・　８
第　４　節　災害の特性・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１６
第　５　節　防災ビジョン・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１７

第２章　災害予防計画

第　１　節　防災知識普及計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・１８
第　２　節　防災訓練計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２１
第　３　節　自主防災組織等整備計画・・・・・・・・・・・・・・２３
第　４　節　避難対策計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２６
第　５　節　緊急事態管理体制整備計画・・・・・・・・・・・・・３２
第　６　節　広域的相互応援体制整備計画・・・・・・・・・・・・３５
第　７　節　医療救護予防計画・・・・・・・・・・・・・・・・・３７
第　８　節　要配慮者災害予防計画・・・・・・・・・・・・・・・３９
第　９　節　ボランティア育成・確保計画・・・・・・・・・・・・４５
第１０節　飲料水･食料品･生活必需品等の確保計画・・・・・・４７
第１１節　市街地防災化計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・４９
第１２節　建築物災害予防計画・・・・・・・・・・・・・・・・・５２
第１３節　交通施設災害予防計画・・・・・・・・・・・・・・・・５４
第１４節　上下水道施設災害予防計画・・・・・・・・・・・・・５６
第１５節　電力・ガス施設災害予防計画・・・・・・・・・・・・５８
第１６節　通信・放送施設災害予防計画・・・・・・・・・・・・６０
第１７節　防災関係施設設備、資機材、物資等整備計画・・・６２
第１８節　水害予防計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・６５
第１９節　土砂災害予防計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・７０
第２０節　暴風・竜巻等災害予防計画・・・・・・・・・・・・・７４
第２１節　高潮・波浪予防計画・・・・・・・・・・・・・・・・・７５
第２２節　雪害予防計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・７７
第２３節　火災予防計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・８０
第２４節　農林業災害予防計画・・・・・・・・・・・・・・・・・８３
第２５節　危険物等災害予防計画・・・・・・・・・・・・・・・・８５
第２６節　海上災害予防計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・８７
第２７節　文化財災害予防計画・・・・・・・・・・・・・・・・・８９
第２８節　交通輸送体系整備計画・・・・・・・・・・・・・・・・９０

第３章　災害応急対策計画

第　１　節　緊急活動体制計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・９２
第　２　節　広域応援に関する計画・・・・・・・・・・・・・・・９８
第　３　節　自衛隊災害派遣要請計画・・・・・・・・・・・・・１０１
第　４　節　ボランティア活動支援計画・・・・・・・・・・・・１０６
第　５　節　通信計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１０９

第　６　節　防災気象情報収集伝達計画・・・・・・・・・・・・１１２
第　７　節　災害情報収集連絡計画・・・・・・・・・・・・・・１２７
第　８　節　災害広報計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・１３４
第　９　節　避難計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１３７
第１０節　救出計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１５１
第１１節　要配慮者応急対策計画・・・・・・・・・・・・・・・１５４
第１２節　医療救護計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１５６
第１３節　消防計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１６０
第１４節　警備・保安計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・１６４
第１５節　飲料水供給計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・１６７
第１６節　食料供給計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１６９
第１７節　生活必需品供給計画・・・・・・・・・・・・・・・・１７４
第１８節　住宅応急対策計画・・・・・・・・・・・・・・・・・１７７
第１９節　緊急輸送計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１７９
第２０節　障害物撤去対策計画・・・・・・・・・・・・・・・・１８２
第２１節　交通対策計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１８５
第２２節　要員確保計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１８８
第２３節　食品衛生対策計画・・・・・・・・・・・・・・・・・１９２
第２４節　防疫対策計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１９４
第２５節　遺体の捜索・処理・埋葬計画・・・・・・・・・・・・１９７
第２６節　廃棄物処理計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・２００
第２７節　水防計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２０３
第２８節　土砂災害応急対策計画・・・・・・・・・・・・・・・２０９
第２９節　雪害応急対策計画・・・・・・・・・・・・・・・・・２１２
第３０節　暴風・竜巻等災害対策計画・・・・・・・・・・・・・２１７
第３１節　海上災害対策計画・・・・・・・・・・・・・・・・・２１８
第３２節　文教対策計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２２４
第３３節　農林水産業等対策計画・・・・・・・・・・・・・・・２２８
第３４節　商工業対策計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・２３１
第３５節　通信・放送施設応急対策計画・・・・・・・・・・・・２３４
第３６節　電力・ガス施設応急対策計画・・・・・・・・・・・・２３６
第３７節　上下水道施設応急対策計画・・・・・・・・・・・・・２３９
第３８節　交通施設応急対策計画・・・・・・・・・・・・・・・２４２
第３９節　危険物施設等応急対策計画・・・・・・・・・・・・・２４５
第４０節　その他災害応急対策計画・・・・・・・・・・・・・・２４７
第４１節　災害救助法の適用に関する計画・・・・・・・・・・・２４９

第４章　災害復旧復興計画
第　１　節　公共施設の災害復旧計画・・・・・・・・・・・・・２５１
第　２　節　激甚災害指定計画・・・・・・・・・・・・・・・・２５３
第　３　節　民生安定計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・２５６
第　４　節　財政援助計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・２６２
第　５　節　復興計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２６５

第１編　一般災害対策編

第１章　総　則

第１節　計画の方針

第１　計画の目的

小浜市地域防災計画は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 42 条に基づき、小浜市の地域ならびに住民の生命および財産を災害から守るため、防災関係機関等の協力を得て、総合的な災害予防、災害応急対策および災害復旧の諸活動を円滑に実施することにより、その被害を軽減し、社会秩序の維持および公共の福祉に資することを目的とする。

第２　計画の基本

１．計画の基本方針

この計画は、市域の防災に関し、国・地方公共団体およびその他の公共機関等を通じて、必要な体制を確立し、責任の所在を明確にするとともに災害予防、災害応急対策、災害復旧およびその他必要な災害対策の基本を定めることにより、総合的、計画的な防災行政の整備および推進を図る。

２．計画の構成と体系

この計画の構成は次の４章からなる。

（１）総則
（２）災害予防計画
（３）災害応急対策計画
（４）災害復旧計画

なお、この計画を含む小浜市地域防災計画の体系は次のとおりである。

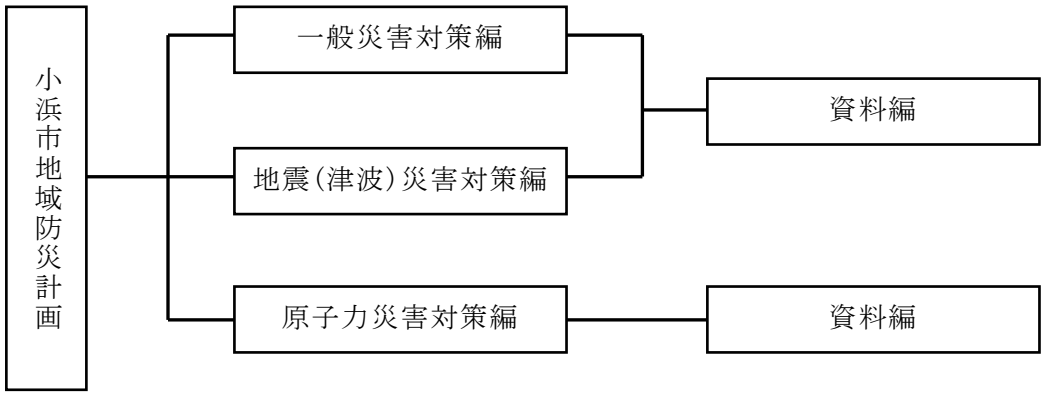

第３　計画の周知

この計画は、本市における災害対策の基本となる計画であり、小浜市防災会議を中心として、市および防災関係機関は平素から本計画の習熟に努める。また、本計画を住民の防災活動の指針として、十分機能するよう住民への周知を図る。

第４　計画の効果的推進

災害の発生を完全に防ぐことは不可能であるが、災害時の被害を最小化し、被害の迅速な回復を図る「減災」の考え方に基づき、災害による人的被害、経済被害を軽減し、安全・安心を確保するためには、行政による公助はもとより、住民の自覚に根ざした自助、地域コミュニティ等による共助が必要であり、個人や家庭、地域、企業、団体等の様々な主体が連携して積極的に地域を守るような社会の構築に努める。

また、男女双方や、高齢者、障がい者、乳幼児その他の特に配慮を要する者（以下「要配慮者」という。）の視点に配慮した防災を進めるため、防災の現場における女性やこども・若者、高齢者、障がい者等の参画拡大など男女共同参画および要配慮者の視点に配慮した防災体制の確立に努めるものとする。市および県は、男女共同参画の視点から、地方防災会議の委員に占める女性の割合を高めるよう努めるものとする。

さらに、新型コロナウイルス感染症流行時の経験も踏まえ、災害対応にあたる職員等の感染症対策の徹底や、避難所における避難者の過密抑制など感染症対策の観点を取り入れた防災対策を推進するものとする。

過去の災害の教訓を踏まえ、すべての市民が災害から自らの命を守るためには、市民一人一人が確実に避難できるようになることが必要である。このため、地域の関係者の連携の下、職場、学校等において、地域の災害リスクや自分は災害に遭わないという思い込み（正常性バイアス）等の必要な知識を教える実践的な防災教育や避難訓練を実施する必要がある。

国が国土強靭化基本計画に基づき、令和７年度に策定した第１次国土強靭化実施中期計画による国土強靭化の取組みの更なる加速化・進化を踏まえつつ、引き続き、国土強靭化計画に基づき、安全、安心かつ災害に屈しない国土づくりをオールジャパンで強力に進めていく。その際、大規模地震後の水害等の複合災害（同時または連続して２以上の災害が発生し、それらの影響が複合化することにより、被害が深刻化し、災害対応が困難になる事象）も念頭に置きながら、関係者一体となって事前防災に取り組んでいく。

第５　計画の修正

この計画は、災害対策基本法第 42 条に基づき、毎年検討を加え必要があると認められるときは、これを修正するものとする。

防災関係機関は、所管事項に関して修正が必要な場合は、当該事項を小浜市防災会議に提出するものとする。

また、修正の内容については、広報等により住民や関係機関に周知する。

第２節　地域の概況

第１　自然的条件

１．位置および面積

本市は、福井県南西部に位置しており、北は若狭湾とその内湾である小浜湾に面し、南は東西に走る京都北部一帯に連なる山岳で、一部滋賀県と境を接する。市域は東西約24km、南北約 20km で、総面積は 233.11km^2 である。



２．地　勢

本市の北に位置する若狭湾は、日本海沿岸で北に開口した唯一の凹みであり、敦賀―木之本間の柳ヶ瀬断層と小浜―今津間の熊川断層の間は多数の断層があって若越破砕帯と呼ばれ、若狭湾から琵琶湖を通じ伊勢湾にいたる本州の中央大破砕帯の一部を形成している。本市には福井県・滋賀県の県境に位置する三十三間山の東麓に発し、熊川断層の崖下を西に流れ小浜湾に注ぐ北川と、福井県・京都府の県境に位置する頭巾山に発し若狭地域の南部山地を北流し北川河口部で小浜湾に注ぐ南川がある。両河川の河口部にはデルタ（三角州性）低地が形成され、北川中流域には扇状地性の谷底平野が形成されている。それにより南北に２分される南北両山地により形成される。

本市市街地はデルタ低地に立地し、北部はリアス式海岸の発達した若狭湾に対して半島が連なり、出入りの多い地形をしており、南部には比較的低層（1,000m 未満）な山々が連なっている。

３．地　質

本市の地質を年代別に区分すると、古生代から中生代三畳紀に形成された、頁岩、粘板岩、砂岩、チャート、緑色岩類、および石灰岩からなる丹波帯が大部分を占めている。

丹波帯は古生代石炭紀～中生代ジュラ紀の地層からなり、海洋プレートにのって運ばれてきた海洋地殻がジュラ紀に陸側に付加している。

主に古生代石炭紀から中生代ジュラ紀の地層群からなり、基岩は主として頁岩・粘板岩から構成されており、砂岩・チャート・輝緑凝灰岩等を伴う。地質構造は褶曲構造が基本となっている。

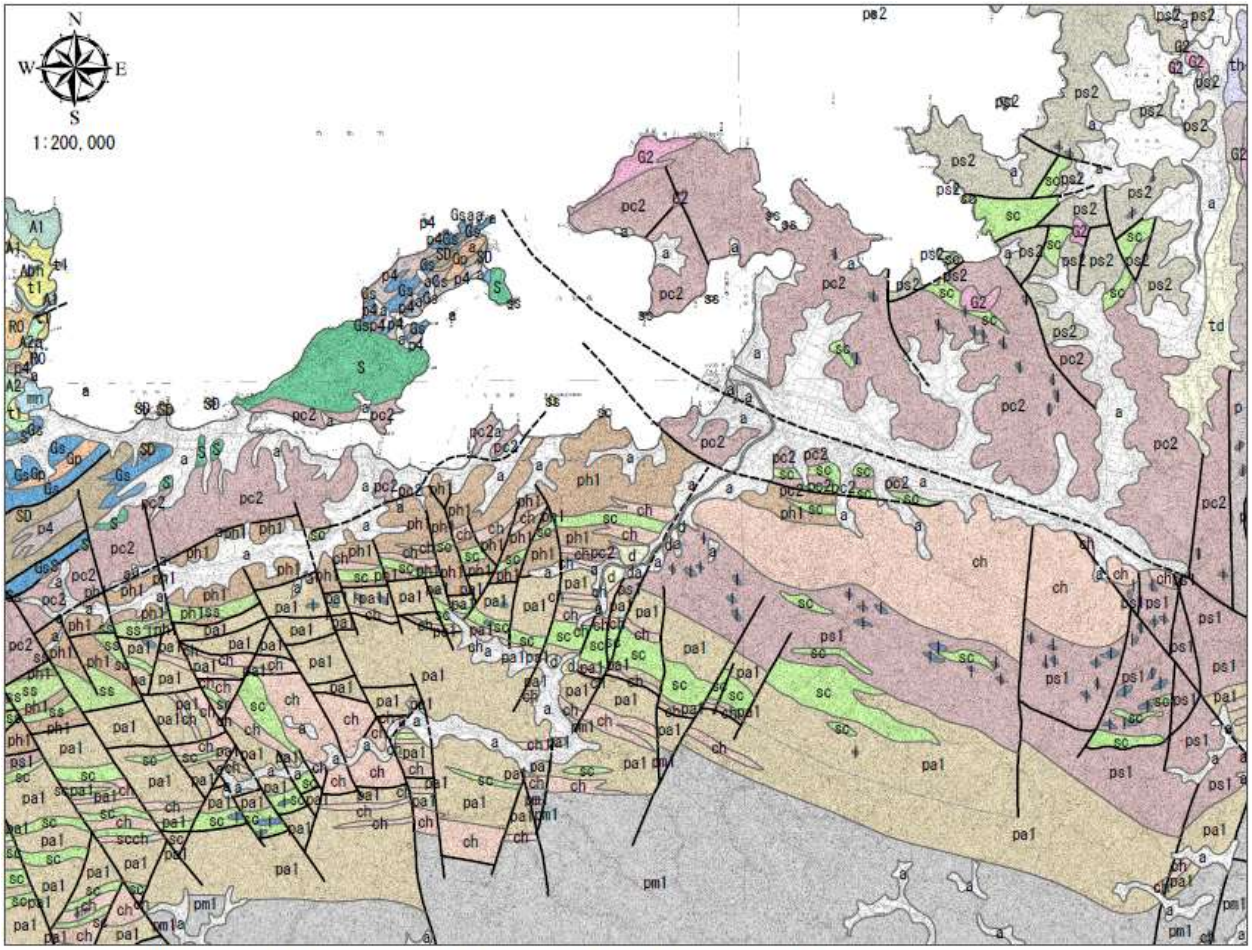

地質境界線 ―― 断層 ―― 伏在断層 ―― 推定断層 ―― 海岸線

a	第四紀現世　沖積層 砂・礫・粘土	Gm	舞鶴花崗岩 花崗岩－花崗閃緑岩
d	第四紀更新世　段丘堆積物 礫・砂・粘土	ms	三畳紀　志高層群 砂岩・礫岩・頂岩
dt	第四紀　崖錐堆積物 礫・砂・粘土	mn	三畳紀　雉波江層群 頂岩・粘板岩・砂岩
tm	第四紀更新世　中位段丘堆積物 礫	my	三畳紀　夜久野層群 砂岩・頂岩・礫岩
th	第四紀更新世　高位段丘堆積物 礫	pa1	二畳紀 丹波帯古生層　粘板岩チャート互層
td	新第三紀鮮新世　古琵琶湖層群 砂・礫・粘土	pm1	二畳紀 丹波帯古生層　粘板岩
Abh	新第三紀鮮新世　黒雲母角閃石安山岩・石英安山岩・凝灰角礫岩	ch	二畳紀 丹波帯古生層　チャート
t1	新第三紀中新世　砂岩・泥岩・凝灰岩	p	二畳紀 丹波帯古生層　粘板岩・チャート・輝緑凝灰岩
t2	新第三紀中新世　凝灰岩・砂岩・泥岩・礫岩	ps1	二畳紀 丹波帯古生層　粘板岩・チャート・輝緑凝灰岩・石灰岩
t3	新第三紀中新世　砂岩・泥岩・凝灰岩	ps2	二畳紀 丹波帯古生層　粘板岩・チャート・輝緑凝灰岩・砂岩・石灰岩
A1	新第三紀中新世　紫蘇輝石普通輝石安山岩・凝灰角礫岩	pc2	二畳紀 丹波帯古生層　粘板岩・チャート
A2	新第三紀中新世　紫蘇輝石普通輝石安山岩・凝灰角礫岩	l	二畳紀 丹波帯古生層　石灰岩
R	新第三紀中新世　流紋岩・凝灰角礫岩－凝灰岩	sc	二畳紀 丹波帯古生層　輝緑凝灰岩・輝緑岩
D	新第三紀　貫入岩類 ひん岩および石英閃緑岩	ss	二畳紀 丹波帯古生層　砂岩
Qd	新第三紀　石英閃緑岩－閃緑岩	ph1	二畳紀 丹波帯古生層　チャート・粘板岩
Gp	白亜紀－古第三紀　花崗斑岩・細粒黒雲母花崗岩	p4	二畳紀 舞鶴帯古生層 舞鶴層群 頂岩・粘板岩
A	白亜紀－古第三紀　石英斑岩－安山岩	Fb	石炭紀 美濃帯 舟伏山及び坂本峠ユニット 玄武岩溶岩及び火山砕屑岩
RO	白亜紀－古第三紀　流紋岩・凝灰角礫岩	Gs	石炭紀 舞鶴帯夜久野岩類　片麻状変成角閃石斑レイ岩
G2	白亜紀－古第三紀　宮津花崗岩 粗粒角閃石黒雲母花崗岩	SD	石炭紀 舞鶴帯夜久野岩類　輝緑凝灰岩・輝緑岩（玄武岩質溶岩含む）
Gb	白亜紀－古第三紀　斑レイ岩類	S	超塩基性岩 橄欖岩・蛇紋岩・輝緑岩

４．気　候

本市は、若狭湾沖を流れる対馬暖流の影響を受け、海岸気候の特性のため気候は比較的温暖である。

冬季には最低気温が氷点下になることは少なく、夏期には、海岸気候のため海風、陸風があることから、気温の割に過ごしやすい。年平均気温は 14.6℃である。

降水量は嶺北地方が冬季一山型であるのに対して、本市の場合は冬季の降雪量が少ないため、際立った傾向は見られないが冬季、梅雨、台風期の三つの山が出現する。

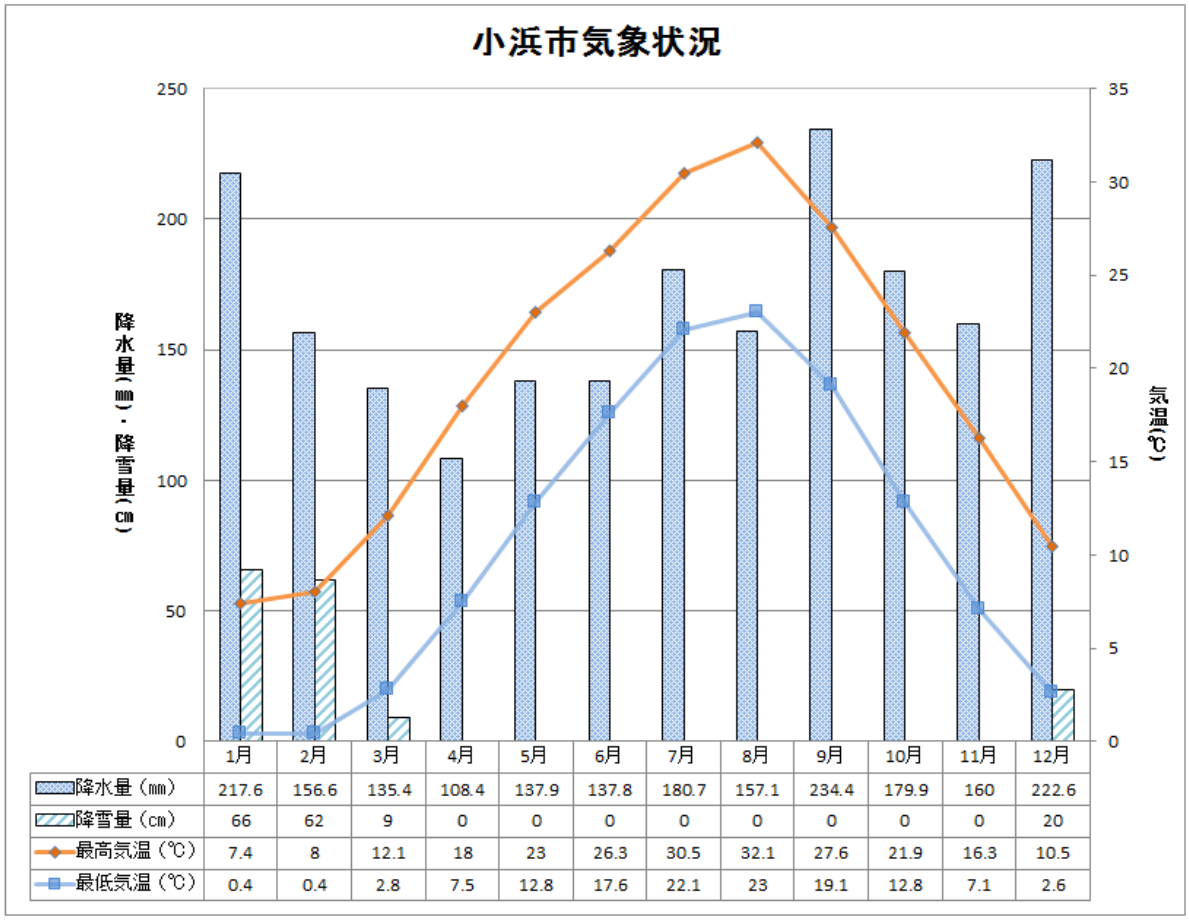

	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
降水量（mm）	217.6	156.6	135.4	108.4	137.9	137.8	180.7	157.1	234.4	179.9	160	222.6
降雪量（cm）	66	62	9	0	0	0	0	0	0	0	0	20
最高気温（℃）	7.4	8	12.1	18	23	26.3	30.5	32.1	27.6	21.9	16.3	10.5
最低気温（℃）	0.4	0.4	2.8	7.5	12.8	17.6	22.1	23	19.1	12.8	7.1	2.6

※気象庁ホームページ（気象統計情報）アメダス小浜観測所1991−2020年の平均値

第２　社会的条件

１．沿革

本市は、古くは大陸文化の玄関口として朝鮮半島や中国などをはじめ、当時の都であった京都、奈良との文物交流があり、その影響から古社寺、彫刻、絵画など多くの文化財が残っている。

小浜湊は、中世以降、北国と畿内を結ぶ中継貿易港として栄え、江戸期には、南川と北川の河口三角州に小浜城が築城され、近世城下町の建設が進められた。

小浜市が成立したのは昭和 26 年で、小浜町、内外海村、松永村、遠敷村、国富村、今富村、口名田村、中名田村の１町７村が合併し、その後昭和 30 年に宮川村、加斗村が編入され、現在の小浜市が誕生し、今日に至っている。

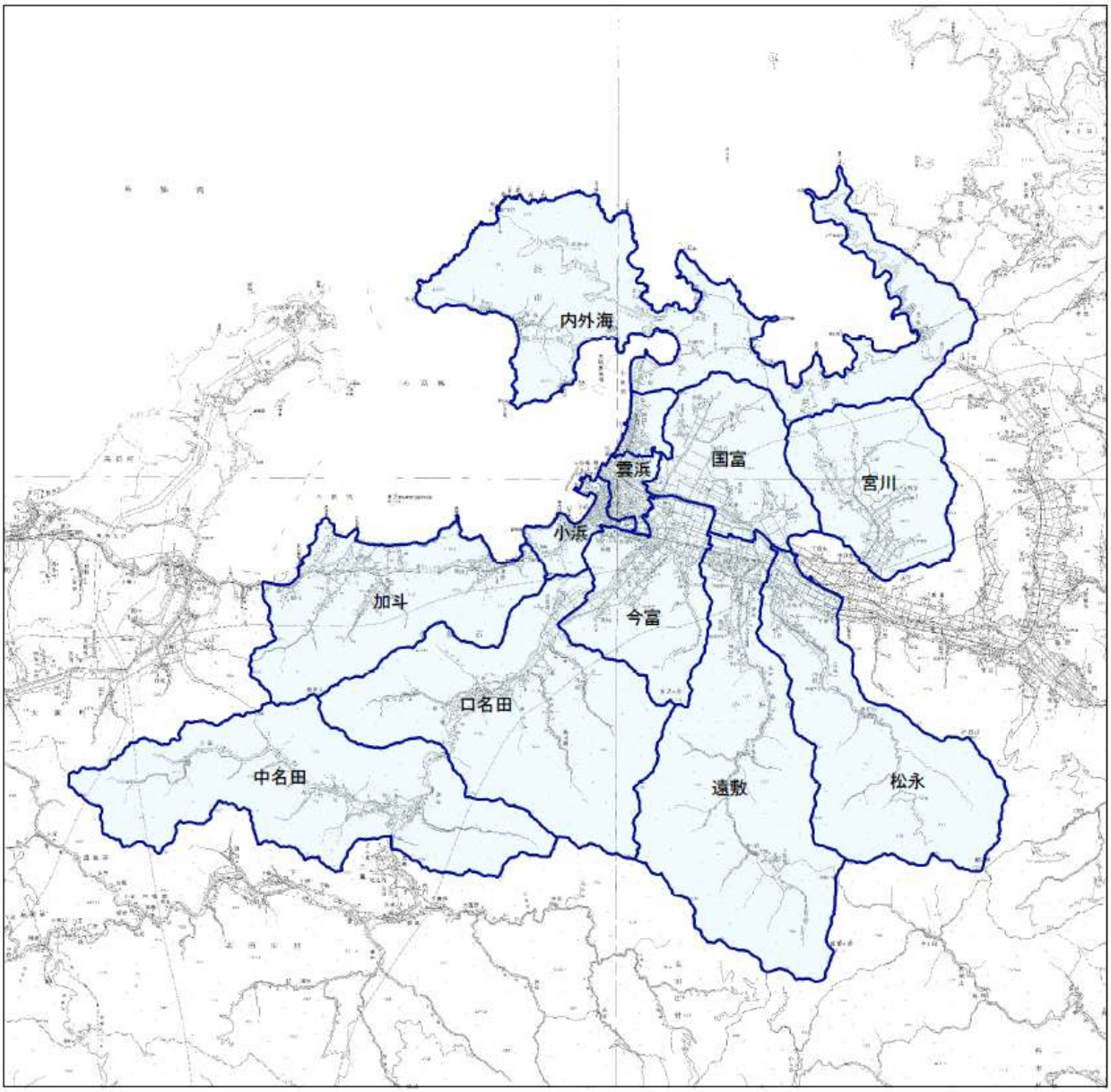

２．人口

令和７年国勢調査によると人口は、26,542 人である。昭和 20 年台の 38,000 人台をピークとして徐々に減少し、平成以降は 34,000 人を下回り、年々減少傾向にある。

また、世帯数では令和７年現在 11,405 世帯で、昭和 20 年代の 8,000 世帯台から年々増加していた世帯数は、令和７年において減少傾向に転じている。

［年代別人口動態］

区　分	総　数	男	女	世帯数	世帯人員
昭和 25 年	38,554	18,678	19,876	8,312	4.64
昭和 35 年	36,236	17,475	18,761	8,479	4.27
昭和 45 年	33,702	15,996	17,706	8,715	3.87
昭和 55 年	34,049	16,300	17,749	9,474	3.59
平成２年	33,774	16,175	17,599	9,920	3.40
平成７年	33,496	16,164	17,332	10,383	3.23
平成 12 年	33,295	16,134	17,161	10,962	3.04
平成 17 年	32,182	15,620	16,562	11,136	2.89
平成 22 年	31,340	15,376	15,964	11,477	2.73
平成 27 年	29,670	14,539	15,131	11,220	2.64
令和２年	28,991	14,317	14,674	12,082	2.40
令和７年	26,542	13,100	13,442	11,405	2.33

（※令和７年国勢調査）

［地区別人口構成］

区　分	総　数	男	女	世帯数	世帯人員
小　浜	3,592	1,741	1,851	1,554	2.3
雲　浜	5,128	2,454	2,674	2,443	2.1
西　津	2,995	1,484	1,511	1,335	2.2
内外海	1,426	686	740	488	2.9
国　富	1,460	712	748	494	3.0
宮　川	714	316	398	216	3.3
松　永	1,100	563	537	419	2.6
遠　敷	3,200	1,660	1,630	1,379	2.4
今　富	5,423	2,833	2,590	2,411	2.2
口名田	1,618	793	825	609	2.7
中名田	987	486	501	341	2.9
加　斗	1,258	589	669	393	3.2
小浜市計	28,991	14,317	14,674	12,082	2.4

（※令和２年国勢調査）

３．土地利用

小浜市の土地利用は、総土地面積 23,311ha の内、山林が約 80％と大部分を占めており、平野部は約 20％となっている。その中に田・畑、道路などの交通網、河川、住宅等が占めている。このため災害や事故が発生したときは、その影響を受けやすい環境に置かれている（福井県林業統計書（令和６年度）、課税台帳等より）

第３節　防災関係機関の事務または業務の大綱

第１　各機関の責務

１．市

市は市の地域ならびに地域住民の生命、身体および財産を災害から保護するため、防災の第一次的責任者として、指定地方行政機関・指定公共機関・指定地方公共機関、他の地方公共団体および住民の協力を得て防災活動を実施する。

２．県

県は、県の地域ならびに県民の生命、身体および財産を災害から保護するため、本県の特性に配慮しながら災害に強い県土づくりの推進や防災体制の整備充実を図るほか、災害時においては、広域的、大規模な災害である場合や防災活動の統一的処理が必要な場合に、市町、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関および県民と連携を密にし、迅速な防災活動を実施するとともに、市町および関係機関の防災活動を援助し、調整を行う。

３．指定地方行政機関

指定地方行政機関は、市の地域ならびに地域住民の生命、身体および財産を災害から保護するため、指定行政機関および他の指定地方行政機関と相互に協力し、防災活動を実施するとともに市の活動が円滑に行われるよう勧告、指導、助言等の措置をとる。

４．指定公共機関および指定地方公共機関

指定公共機関および指定地方公共機関は、その業務の公共性に鑑み、自ら防災活動を実施するとともに、市の活動が円滑に行われるようにその業務に協力する。

５．公共的団体および防災上重要な施設の管理者

公共的団体および防災上重要な施設の管理者は、平素から災害予防体制の整備を図るとともに、災害時には応急対策を実施する。また市、その他防災関係機関の防災活動に協力する。

６．住民

「自らの身の安全は自らが守る」が防災の基本であることから、住民は、平時から食料・飲料水等の備蓄など災害に対する備えを心掛けるとともに、災害発生時には自らの身の安全を守るよう行動する。

また、災害発生時には、初期消火の実施、近隣の負傷者や高齢者、障がい者、乳幼児その他の特に配慮を要する者（以下「要配慮者」という。）の救助、避難所での活動、県・市町の防災関係機関が行っている防災活動への協力など、防災への寄与に努める。

第２　各機関の連携

災害対策の実施にあたっては、国、県、市、指定地方公共機関および指定公共機関はそれぞれの機関の果たすべき役割を的確に実施していくとともに、相互に密接な連携を図るものとする。

特に、災害時においては状況が刻々と変化していくことと、詳細な情報を伝達するいと

まがないことから、情報の発信側が意図していることが伝わらない事態が発生しやすくなる。このようなことを未然に防ぐ観点から、関係機関は、防災対策の検討等を通じて、お互いに平時から災害時の対応についてコミュニケーションをとっておくこと等により、「顔の見える関係」を構築し信頼感を醸成するよう努めるとともに、訓練等を通じて、構築した関係を持続的なものにするよう努めるものとする。

また、市、県等は、地域の住民、事業者が平時からコミュニケーションを図り、災害に備えて避難方法の検討や訓練を行うとともに、災害発生時に速やかに避難行動をとり、避難後の避難所運営の手助けを行うことなど、自助・共助に基づく自発的な地区内の防災活動を推進していくよう、住民の防災意識の向上のための取り組みに努めるものとする。

第３　処理すべき事務または業務の大綱

市、県、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関等が処理すべき事務または業務は、おおむね次のとおりとする。

１．小浜市

機　関　名	処理すべき事務または業務の大綱
小浜市	１．市防災会議に関する事務 ２．防災に関する施設、組織の整備 ３．防災上必要な教育および訓練 ４．防災思想の普及 ５．災害に関する被害の調査報告と情報の収集 ６．災害の予防と拡大防止 ７．救難、救助、防疫等被災者の救護 ８．災害応急対策および災害復旧資材の確保 ９．災害対策要員の動員、雇上および協力要請 10．災害時における交通、輸送の確保 11．災害時における文教対策 12．災害復旧の実施 13．被災した市有施設の応急対策 14．県、他市町、管内関係機関との連絡調整 15．ボランティアの受入れに関する措置 16．義援金、義援物資の受入れおよび配分

１－１．消防機関

機　関　名	処理すべき事務または業務の大綱
若狭消防組合	１．災害予防ならびに災害による住民の生命・身体および財産の保護 ２．災害時における救助および避難誘導

２．県

機　関　名	処理すべき事務または業務の大綱
１．福井県	１．県防災会議に関する事務 ２．防災に関する施設、組織の整備 ３．防災上必要な教育および訓練 ４．防災思想の普及 ５．災害に関する被害の調査報告と情報の収集 ６．災害の予防と拡大防止 ７．救難、救助、防疫等被災者の救護 ８．災害応急対策および災害復旧資材の確保と物価の安定 ９．災害時における交通、輸送の確保 10．災害時における文教対策 11．災害時における公安警備 12．被災産業に対する融資等の対策 13．被災施設の復旧 14．被災県営施設の応急対策 15．災害に関する行政機関、公共機関、市町相互間の連絡調整 16．市町が処理する事務、業務の指導、指示、あっせん 17．義援金、義援物資の受入れおよび配分
２．嶺南振興局 若狭企画振興室 税務部 農業経営支援部 林業水産部 農村整備部	１．振興局各機関との連絡調整 ２．災害時における県税の特別措置 ３．農作物・林産物・海産物の災害応急対策等の指導 ４．農地・農業用施設の防災、災害応急対策の指導 ５．治山、林道の防災、災害応急対策および指導 ６．漁港の防災、災害応急対策および指導
３．嶺南振興局 小浜土木事務所	１．道路、河川および防災施設の維持管理 ２．被災施設の復旧 ３．応急仮設住宅の建設
４．嶺南振興局 若狭健康福祉センター	１．災害時における防疫、救護等の実施 ２．災害時における公衆衛生の向上および増進 ３．医薬品および防疫用薬剤等の資材調達
５．小浜警察署	１．災害による住民の生命、身体および財産の保護 ２．社会公共秩序の維持と安全の保持 ３．情報の収集および広報活動 ４．被災地における交通の確保および交通規制

３．指定地方行政機関

機　関　名	処理すべき事務または業務の大綱
１．中部管区警察局 （福井県情報通信部）	１．管区内各県警察の指導・調整に関すること ２．他管区警察局との連携に関すること ３．関係機関との協力に関すること ４．情報の収集および連絡に関すること

	５．警察通信の運用に関すること
２．近畿管区行政評価局 （福井行政監視行政相談センター）	１．被災者への生活支援情報の提供 ２．専用電話を備えた相談窓口の開設 ３．特別行政相談所の開設
３．北陸総合通信局	１．電波の管理および有線電気通信の確保 ２．災害時における非常通信の確保
４．北陸財務局 （福井財務事務所）	１．公共土木施設等の災害復旧事業費査定の立会い ２．地方公共団体の災害復旧事業起債および地方短期資金（災害つなぎ資金）の貸付 ３．災害時における金融機関の緊急措置の指示 ４．災害応急措置の用に供する国有地の無償貸付 ５．避難場所等として利用可能な国有財産（未利用地、庁舎、宿舎）の情報収集および情報提供
５．近畿厚生局	１．国立病院の避難施設等の整備と防災訓練の指導 ２．災害時における国立病院収容患者の医療等の指示・調整 ３．災害による負傷者等の国立病院における医療、財政、その他救助の指示・調整
６．福井労働局 敦賀労働基準監督署	１．事業場における災害防止の監督指導 ２．事業場における発生災害の原因調査と事故対策の指導
７．北陸農政局 （福井県拠点）	１．農地および施設の災害対策に関する県および本省との連絡調整 ２．農地および農業施設の緊急査定 ３．災害時における米穀および応急用食料等の確保と引渡
８．近畿中国森林管理局 （福井森林管理署）	１．国有保安林、治山施設等の整備 ２．国有林における予防治山施設による災害予防 ３．国有林における荒廃地の復旧 ４．災害対策用復旧用材の供給 ５．林野火災の予防
９．中部経済産業局	１．電気の供給の確保に係る指導・要請
10．近畿経済産業局	１．防災対策用物資の調達に関する情報収集および伝達 ２．災害時における所管事業に関する情報の収集および伝達 ３．被災中小企業の事業再開に関する相談、支援 ４．電力・ガスの供給の確保および復旧支援 ５．工業用水道の供給の確保に係る指導および要請
11．中部近畿産業保安監督部	１．電気の保安の確保
12．中部近畿産業保安監督部近畿支部	１．電気、火薬類、高圧ガス、液化石油ガス施設等の保安の確保 ２．鉱山における危害の防止、施設の保全、鉱害の防止についての保安の確保

13. 北陸地方整備局 （敦賀港湾事務所）	1．港湾区域内の直轄、港湾施設の整備ならびに防災施設の施行 2．被災港湾施設の災害復旧
14. 中部地方整備局 （岐阜国道事務所）	1．直轄道路の災害予防、災害応急対策、災害復旧・復興
15. 近畿地方整備局 福井河川国道事務所 嶺南河川国道維持 出張所	1．直轄公共土木施設の整備と防災管理 2．直轄公共土木施設の災害の発生防御と拡大防止 3．国管理河川の洪水予報、水防警報等の発表、伝達と水害応急対策 4．直轄公共土木施設の復旧 5．緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）などによる緊急を要すると認められる場合の災害緊急対応の実施
16. 中部運輸局 （福井運輸支局）	1．災害時における自動車輸送業者に対する運送協力要請 2．災害時における自動車の調達および被災者、災害必需物資等の運送調整 3．災害による不通区間におけるう回輸送、代替輸送等の指導 4．所管する交通施設および設備の整備についての指導 5．災害時における所管事業に関する情報の収集および伝達 6．災害時における貨物輸送確保にかかる内航海運事業者に対する協力要請 7．特に必要があると認める場合の輸送命令 8．情報連絡員（リエゾン）等の派遣による県等の行う情報収集、応急対策等の支援
17. 大阪航空局 （小松空港事務所）	1．福井県下の大規模航空災害の処理 2．航空機運航の調整
18. 第八管区 海上保安本部 （小浜海上保安署）	1．海難の際の人命、積荷および船舶の救助ならびに災害における援助、流出油の防除等に関する指導 2．船舶交通の障害の除去および規制 3．海上衝突予防法および港則法の励行指導 4．沿岸水域における巡視警戒 5．海象の観測および通報
19. 東京管区気象台 （福井地方気象台）	1．気象、地象、地動および水象等に関する観測ならびにその成果の収集、発表 2．気象業務に必要な観測体制の充実および予報、通信等の施設および設備の整備 3．気象、地象（地震にあっては、発生した断層運動による地震動に限る）および水象の予報ならびに警報等の防災情報の発表、伝達および解説 4．気象庁が発表する緊急地震速報（警報）の利用の心得などの周知・広報 5．市が行う避難指示等の判断・伝達マニュアルやハザード

	マップ等の作成に関する技術的な支援・協力 6．災害の発生が予測されるときや、災害発生時において、県や市に対する気象状況の推移やその予想の解説等の適宜実施 7．県や市、その他の防災機関との連携による防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発活動の実施
20．中部地方環境事務所	1．有害物質等の発生等による汚染状況の情報収集および提供 2．廃棄物処理施設等の被害状況、がれき等の廃棄物の発生量の情報収集
21．国土地理院	1．災害情報の収集および伝達における地理空間情報の提供 2．地理情報システムの活用に関すること 3．公共測量の技術的助言

4．自衛隊

機　関　名	処理すべき事務または業務の大綱
自衛隊	1．災害時における人命、財産の保護のための部隊の派遣 2．防災訓練への参加協力

5．指定公共機関および指定地方公共機関

機　関　名	処理すべき事務または業務の大綱
1．日本郵便㈱ （小浜郵便局）	1．災害時における郵便業務の確保 2．災害時における郵便業務に係る災害特別事務取扱いおよび援護対策 3．災害時における郵便局の窓口業務の維持
2．電気通信機関 ＮＴＴ西日本㈱ ㈱ＮＴＴドコモ北陸 ＫＤＤＩ㈱ ソフトバンク㈱ 楽天モバイル㈱	1．電気通信施設の整備および防災管理 2．災害時における優先通信の確保 3．被災通信施設の復旧
3．日本銀行 （福井事務所）	1．災害時における現地金融機関の指導 2．災害時における金融機関による金融上の措置の実施 3．災害時における損傷通貨の引換え
4．日本赤十字社 （福井県支部）	1．災害時における被災者の医療救護およびこころのケア 2．災害救助等の協力奉仕者の連絡調整 3．義援金品の受付 4．支部備蓄の救援物資の配分 5．血液製剤の供給
5．報道機関	1．住民に対する防災知識の普及および予警報等の迅速な周知

	２．住民に対する災害応急等の周知 ３．社会事業団体等による義援金品等の募集配分等の協力
６．中日本高速道路㈱ 西日本高速道路㈱	１．道路および防災施設の維持管理 ２．被害施設の復旧 ３．交通安全の確保
７．自動車輸送機関 日本通運㈱ （福井支店）	１．安全輸送の確保 ２．災害対策用物資等の輸送 ３．転落車両の救出等
８．(一社)福井県医師会 （小浜医師会）	１．救護班の編成および連絡調整 ２．災害時における医療救護活動の実施
９．福井県土地改良事業団体連合会（土地改良区）	１．土地改良事業によって造成された施設の維持管理 ２．災害復旧事業、湛水防除事業および各種防災事業の調査ならびに測量設計業務
10．関西電力送配電㈱ （小浜配電営業所）	１．施設の整備と防災管理 ２．災害時における電力供給の確保 ３．災害対策の実施と被災電力施設の復旧 ４．県、市町、関係機関、各電力会社との連携 ５．被害状況、復旧見込みなど広報活動の実施
11．西日本旅客鉄道㈱ （金沢支社） （敦賀駅） （小浜駅）	１．施設等の整備と安全輸送の確保 ２．災害時における輸送の確保 ３．災害対策用物資、被災者等の緊急輸送 ４．被災施設の復旧 ５．県、市町、関係機関との連携 ６．被害状況、復旧見込みなど広報活動の実施
12．ガス関係機関 （一社）福井県 エルピーガス協会	１．施設の整備と防災管理 ２．災害時におけるガス供給の確保 ３．災害対策の実施と被災施設の復旧

６．公共的団体その他防災上重要な施設の管理者

機　関　名	処理すべき事務または業務の大綱
１．福井県農業協同組合	１．市、県が行う被害状況調査および応急対策の協力 ２．農作物の災害応急対策の指導 ３．被災組合員に対する融資、あっせん ４．農業生産資材および農家生活資材の確保、あっせん ５．農作物の需給調整
２．れいなん森林組合	１．市、県が行う被害状況調査および応急対策の協力 ２．被災組合員に対する融資、あっせん
３．小浜市漁業協同組合	１．市、県が行う被害状況調査および応急対策の協力 ２．組合員の被災状況調査およびその応急対策 ３．被災組合員に対する融資、あっせん ４．漁船、共同利用施設の災害応急対策およびその復旧 ５．防災に関する情報の提供

	６．水産物の需給調整
４．小浜商工会議所	１．商工業者に対する融資あっせんの実施 ２．災害時における中央資金源の導入 ３．物価安定についての協力 ４．救助用物資、復旧資財の確保、協力、あっせん
５．病院等医療施設管理者	１．避難施設の整備と避難訓練の実施 ２．災害時における病人等の収容、保護 ３．災害時における負傷者等の医療、助産救助
６．社会福祉施設管理者	１．避難施設の整備と避難訓練の実施 ２．災害時における利用者の保護
７．金融機関	１．被災事業者等に対する資金の融資
８．学校法人	１．避難施設の整備と避難訓練の実施 ２．災害時における応急教育対策計画の確立と実施 ３．被災施設の災害復旧
９．文化事業団体	１．市、県が行う応急対策等に協力
10．危険物関係施設管理者	１．危険物施設の防護施設の設置 ２．安全管理の徹底
11．アマチュア無線団体	１．災害時における非常無線を利用した通信の確保協力
12．自主防災組織	１．自主防災組織等の確立および訓練の実施 ２．災害時における避難誘導 ３．市が行う応急対策等に協力
13．小浜市防災士の会	１．平時における防災教育 ２．市民の防災活動の支援
14．社会福祉協議会	１．平時における人材の育成 ２．災害時におけるボランティアの受け入れ、調整
15．(公社)小浜市建設機構	１．災害時における公共土木施設の応急対策、復旧への協力
16．小浜市管工事協同組合	１．災害時における水道施設の応急対策、復旧への協力
17．(一社)福井県建築士会（若狭支部）	１．家屋被害認定調査への協力 ２．発行した罹災証明に関する市民からの相談対応補助 ３．災害時における避難所等の施設の安全性確認
18．(公社)福井県公共嘱託登記土地家屋調査士協会	１．家屋被害認定調査の補助 ２．発行した罹災証明に関する市民からの相談対応補助 ３．被災した土地、家屋の表示登記に係る相談
19．(公社)福井県獣医師会	１．災害時における動物救護活動の実施

第４節　災害の特性

第１　過去の災害

１．風水害

本市における大雨・洪水の記録は、歴史資料によると応永 12 年 2 月 3 日（1405 年 3 月 13 日）に初見でき、以降、様々な書物に若狭地方の水害の記録が残っている。

昭和 28 年 9 月 25 日から 26 日の台風 13 号については、台風の接近に伴い本州付近に停滞していた前線がさらに活発となり、本市は早朝から激しい雨となった。総雨量は小浜 267mm、熊川 368mm、中名田 705mm と極めて多い降雨量を観測した。

北川・南川は 25 日 8 時 30 分警戒水位を突破し、11 時には洪水水位を超えた。各河川の堤防は、遠敷川左岸堤防が先ず決壊し、次いで南川右岸の湯岡橋上流が決壊した。そして、上竹原関付近の堤内地の水位が上昇し、北川左岸堤が決壊するとともに両河川河口部において堤防が洗掘崩壊するに至った。

被害は、死者・行方不明者 42 名、流出家屋 134 棟、全半壊家屋 739 棟、浸水家屋 3,055 棟、罹災者数 21,780 人、堤防決壊 30 数箇所、土石流などの土砂災害 300 数箇所におよんだ。

また、平成 16 年 10 月 20 日の台風 23 号では、県道泊小浜停車場線が崩落し、内外海半島の一部集落が孤立した他、平成 25 年 9 月 15 日の台風 18 号では、嶺南地方を中心に豪雨となり、本市では 24 時間(15 日 12 時～)雨量が、1976 年の統計開始以来最大となる 384mm を記録し、連続雨量(15 日 3 時～16 日 12 時)は 413mm を記録した。

これにより、野木川の堤防決壊や江古川の排水不良に伴い、浸水被害が発生し、太良庄区では 79 世帯 285 人が一時孤立した。また、忠野区では 16 日未明に発生した土石流により住家等 3 棟が被害を受けた他、中井区の飛川橋の流出被害も発生した。

この災害による住家被害は、全壊 2 棟、一部損壊 4 棟、床上浸水 43 棟、床下浸水 155 棟であった。

２．竜巻被害

平成 25 年 8 月 23 日の本県地方は各地で荒れた天気となり、本市では 16 時頃、突風が吹き、津島区や多賀区を中心に北西から南東約 1 ㎞にかけ、民家の屋根が飛ぶなど約 50 戸に被害が発生した。

第５節　防災ビジョン

第１　定義

防災ビジョンは、市域ならびに住民の生命、身体および財産を災害から保護するため、中長期な視点のもとに、本市の防災施策の基本を定めるものである。

第２　防災ビジョンの目標

・　災害に強いまちづくり

住民の尊い生命と貴重な財産を守るため、自然環境の保全と災害の未然防止を基本として、市の行政と関係団体との連携を保ち、都市の防災対策を促進させるとともに、自主防災組織の育成や、他団体との相互応援協定の締結等、災害に強い安全な都市基盤の確立を総合的に推進する。

第２章　災害予防計画

この章は災害発生の未然防止と被害の軽減を図るため、防災事業の推進、防災施設の整備、防災体制の強化、防災知識の普及、訓練の実施等必要な事項について定める。

第１節　防災知識普及計画

市は、防災業務に従事する関係職員および住民に対し、防災に関する教育、広報を実施し、防災知識の普及を図る。また、市および県等は、住民が「自らの命は自らが守る」という意識を持ち、自らの判断で避難行動をとることや、自らの地域の水害リスクに向き合い、被害を軽減する取組を行う契機となるよう、分かりやすい水害リスクの開示に努めるものとする。

また、指定避難所や、仮設住宅、ボランティアの活動場所等において、被災者や支援者等が性犯罪やＤＶの被害に遭わないよう、お互いに助け合いを促す環境づくりに努めるものとする。

第１　住民に対する防災知識の普及

（１）市および県等は、被害の防止、軽減の観点から早期避難の重要性を住民に周知し、住民の理解と協力を得るものとする。

（２）市および県等は、防災週間、火山防災の日、防災関連行事を通じ、住民に対し、水害時のシミュレーション結果等を示しながら、「早期の立ち退き避難が必要な区域」からの迅速で確実な立ち退き避難を求めるとともに、浸水深、浸水継続時間等に応じて、水・食料等を備蓄すること、ライフライン途絶時の対策をとること、保険・共済等の生活再建に向けた事前の備え等について、普及啓発を図るものとする。

（３）市は、住民に対し、風水害の恐れの無い適切な避難場所、避難経路等について周知徹底するとともに、必要に応じて避難場所の開錠・開設を自主防災組織で担う等、円滑な避難のため、自主防災組織等の地域コミュニティを活かした避難活動を促進する。

（４）市は、国、県、関係公共機関等の協力を得つつ、風水害の発生危険箇所等について調査するなど防災アセスメントを行い、地域住民の適切な避難や防災活動に資するよう次の施策を講じる。

浸水想定区域、避難場所、避難路等水害に関する総合的な資料として、図面表示等を含む形で取りまとめたハザードマップ、防災マップ、風水害発生時の行動マニュアル等の作成を行い、住民等に配布するものとする。その際、河川近傍や浸水深の大きい区域については「早期の立ち退き避難が必要な区域」として明示することに努めるものとする。

第２　災害教訓の伝承

住民は、地域内での語り継ぎ、防災教育、慰霊祭等の開催、伝承碑の保存その他の方法により、自ら災害教訓の伝承に努めるものとする。

市は、災害教訓の伝承の必要性について啓発を行うほか、大規模災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料の収集・保存・公開等により、住民が災害教訓を伝承する取り組みを支援するものとする。

また、災害に関する石碑やモニュメント等の自然災害伝承碑が持つ意味を正しく後世に伝えていくよう努めるものとする。

第３　防災関係職員の防災研修

防災業務に従事する職員に対し、災害時における適正な判断力を養い、各機関における防災活動の円滑な実施を期するため、専門家の知見や職員動員等の非常対応マニュアルを活用するほか、次により防災研修の徹底を図る。

１．研修の内容

（１）地域防災計画およびこれに伴う各機関の防災体制と各自の任務分担
（２）非常招集（参集）の方法
（３）気象等、災害発生原因についての知識および各種災害の特性
（４）防災知識と技術
（５）防災関係法令の運用
（６）その他必要な事項

２．研修の方法

（１）講習会、講演会等の開催
（２）見学、現地調査等の実施
（３）防災活動手引書等の配布
（４）訓練による実践的研修

第４　その他関係機関に対する防災教育

１．学校における防災教育

（１）児童生徒に対する防災教育

学校は、児童生徒に対しての防災教育を推進し、防災知識の普及啓発、実践的な行動力の習得等を図る。特に、水害、土砂災害のリスクのある学校においては、避難と合わせた防災教育の実施に努めるものとする。

①　学校教育における防災知識の指導
②　防災訓練の実施
③　学校行事等における指導

（２）教職員に対して防災に関する知識の普及を図るとともに、応急時における処置方法を研修する。

２．自動車運転者等に対する防災教育

警察署は、自動車の運転者および使用者に対し、災害時における自動車の運行措置について各種講習会等により防災教育を実施する。

３．防災上重要な施設の管理者等の防災教育

市および防災関係機関は、防災上重要な施設や危険物を有する施設等の管理者に対して、施設の耐震化の促進や災害時の防災教育を実施する。

４．社会教育

関係機関、団体等と連携して、職場一般家庭における社会人を対象として、適当な機会を通じて講演会、講習会、実演等により防災知識の向上に努める。

５．職場教育

事業所、工場等については、消防法に基づいた消防計画を作成し、防災教育と防災訓練を実施し、自衛防災の知識と技能の向上を図るとともに、防火管理者、危険物取扱者の講習を行う。また、自主防災組織の整備育成や、地域と事業所、工場等との協定の締結を含め、協力関係を強化していくよう指導していく。

第２節　防災訓練計画

災害に際し応急対策活動を迅速・的確に実施できるよう、地域の災害リスクに基づいた各種の防災訓練を行い、防災体制の確立と防災意識の高揚を図る。

第１　実施責務および協力

１．災害予防責任者は、個別または共同して、必要な訓練を行うものとする。

２．災害予防責任者の属する機関の職員、従業員は、防災計画等の定めるところにより、防災訓練に参加するものとする。

３．住民その他関係諸団体は、災害予防責任者の行う防災訓練に参加、協力するものとする。

４．災害予防責任者は、訓練後には評価を行い、課題等を明らかにし、必要に応じ体制等の改善を図るとともに、次回の訓練に反映させるよう努める。

第２　実地訓練の種類

１．水防訓練

水防管理者は、その区域の水防活動の円滑な遂行を図るため、「小浜市水防計画」に基づき水防訓練を実施するものとする。

２．消防訓練

消防関係機関は、消防活動の円滑な遂行を図るため、独自にまたは相互に協力して訓練を実施するものとする。特に学校、病院、工場、興業所など多数の者が出入りし、勤務し、利用する場所における自衛消防組織等の訓練の実施を推進するものとする。

３．救助救護訓練

災害救助実施機関は、災害発生の際、迅速かつ的確な救助、救護を実施するため、おおむね次の事項について訓練を実施する。

（１）避難
（２）炊出し、給水
（３）物資輸送
（４）医療助産
（５）救出

４．通信連絡訓練

市および各防災関係機関は、災害時における通信情報連絡を迅速かつ的確に実施するため、平素より連絡体制の整備と通信手段、機材の操作等について万全を期するため、訓練を適時実施し、連携体制の構築を図るものとする。

５．災害情報連絡訓練

気象予警報その他災害に関する情報、指示、命令および報告等を円滑に実施するため、連絡体制の強化を主に実施するものとする。

６．非常通信連絡訓練

災害時において、有線通信系統が不通となり、または利用することが著しく困難になった場合、無線通信系統の円滑な利用を図るため、関係機関との通信確保のための訓練を実施する。

７．非常招集（参集）訓練

市および防災関係機関は、応急活動を実施するために必要な職員の招集または参集が迅速かつ確実に実施できるよう、平素より非常招集（参集）訓練を実施するものとする。

８．避難訓練

災害に際し、迅速に避難が実施できるよう地域、学校、病院、青少年教育施設、事業所、交通機関等においてあらゆる状況を想定した避難訓練を実施するものとする。

感染症対策に配慮した避難所開設・運営訓練を積極的に実施するものとする。

防災訓練において、国民保護の取組を紹介することや防災訓練に続けて国民保護訓練を実施することなど、国民保護訓練との連携に留意するものとする。

９．海上保安訓練

海上保安機関は、海上保安業務遂行上必要な溺者救助、防火、流出油防除、見張り、通信等諸訓練を実施するものとする。

１０．図上訓練

災害予防責任者は、個別にまたは共同して、災害時における応急対策が迅速かつ適切に行えるよう、図上において訓練を実施するものとする。

第３　防災総合訓練

市は、防災関係機関および住民が一体となって、相互に連携協力し、災害時における応急対策が迅速かつ適切に行えるよう、総合的な防災訓練を実施するものとする。

第４　自主防災組織と自衛消防組織の合同訓練

市は、事業所における自衛消防組織が、地域における自主防災組織と連携を強め、一体的に防災活動が実施できるよう合同訓練の実施について指導助言を行うものとする。

第５　防災訓練に関する普及啓発

市、事業所等による防災訓練の参加者となる住民に対して、各種の媒体を通じた普及啓発を行い、防災訓練への参加意識を高揚する。

第６　訓練の方法、時間、場所および訓練記録

訓練は、実施機関が単独または他の機関と共同して、いくつかの訓練を組み合わせて実施する等、その効果があがるよう検討するとともに、最も訓練効果のある時期、場所等を選び実施するものとし、実施結果を記録しておくものとする。

第３節　自主防災組織等整備計画

災害時における防災応急活動については、防災関係機関はもとより、地域住民の共助による活動が重要であることから、地域住民で組織する自主防災組織を育成し、防災活動が効果的に実施されるよう自主防災体制の確立を図る。

第１　組織の種類

自主防災組織は、次のものとする。

１．地域の防災組織

集落（行政区）、地区（小学校単位）等で地域住民が自主的に組織、設置するもの

２．施設、事業所等の防災組織（自衛消防組織）

学校、病院、事業所、興業所等の施設および危険物等を取扱う事業所において、管理者が組織、設置するもの

３．各種団体の防災組織

女性団体、青年団体、アマチュア無線関係団体等の各種団体が自主的に組織、設置するもの

第２　地域の防災組織の活動内容

１．組織の編成および構成

（１）自主防災組織は、行政区、小学校区を中心に地域の実状に応じ、地区活動に防災活動を組み入れることや、女性団体等その地域で活動している組織の活動に防災活動を組み入れることによりその組織化を図る。

（２）自主防災組織を運営していく上で基本的な事節は、それぞれの規約で定める。

（３）自主防災組織の構成は、それぞれの規約で定めるところであるが、概ね次のとおりである。

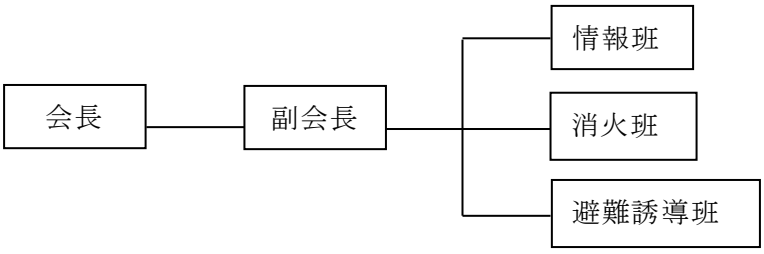

２．自主防災組織の活動

（１）平時の活動

①　防災関係機関と住民の間で、災害情報が正確かつ迅速に伝達されるシステムを確立する。

②　防災意識の普及、啓発を図る。

③　防災訓練（初期消火、情報伝達、救出救護、避難誘導等）を実施するとともに、県、市が行う訓練に積極的に参加する。

④　火気使用設備器具等の点検を指導する。

⑤　防災用資機材等の早急な整備および点検を実施する。

⑥　住民が非常食・救急医薬品等を常時、備蓄するよう指導する。
⑦　住民参加のもと、地域ぐるみの安全点検（危険箇所、危険物保管場所、飲料水源等）を実施する。
⑧　避難路および避難場所の確認を行う。
⑨　ひとり暮らし高齢者等の要配慮者の把握を行う。

（２）災害発生時の活動
①　地域内の被害状況および必要な情報を収集し、市等に通報する。
②　防災関係機関からの災害に関する情報を地域住民に伝達する。
③　被災者の救出救護にあたる。
④　各家庭に対し、出火防止を呼びかける。
⑤　出火した場合、一致協力して飛火警戒、初期消火にあたる。
⑥　障がい者、高齢者等の要配慮者に十分配慮した避難誘導にあたる。
⑦　その他炊出し、給水、救援物資の配分など、防災関係機関の行う応急対策活動に協力する。

３．市の措置
（１）自主防災組織づくりの推進
各地区の区長会などの機会をとらえ、自主防災組織づくりを早急に推進する。
また、県の自主防災組織活動マニュアル等に基づき、県の支援指導を受けて自主防災組織の育成を図る。

（２）自主防災組織の防災リーダーの育成
自主防災に関する認識を深め、自主防災組織を充実するために定期的かつ地区別に研修を催し、活動の中心的な役割を果たす防災リーダーを育成する。
また、県が実施するリーダー研修会に参加者を積極的に募る。

（３）自主防災組織等への助成
自主防災組織に災害発生時の初動活動等を迅速・効果的に行うため、必要な人命救助器具や防災資機材等の助成を行う。
また、自主防災組織等が実施する防災訓練に対し、必要な職員派遣や資機材の貸出し、訓練の助成を行うとともに、区単位のみならず地区単位での訓練の実施も推進する。

（４）講習会の開催
防災関係機関と協力し各地区において初期消火および応急救護などの講習会を開催する。

第３　事業所等における防災活動の推進

１．活動内容
事業所等は、危険物等関係施設が所在する地域の浸水想定区域、土砂災害警戒区域および高潮浸水想定区域等の該当性ならびに被害想定の確認を行うとともに、確認の結果、風水害により危険物等災害の拡大が想定される場合は、防災のため必要な措置の検討や、応急対策にかかる計画の作成等の実施に努めるものとする。平時および災害発生時において、それぞれの実情に応じた防災計画に基づき、効果的に防災活動を行えるよう努める。
また、事業所は、災害時に重要業務を継続するため事業継続計画（ＢＣＰ）を策定するよう努める。

（１）平時の活動

① 防災関係機関と事業所等の間で災害情報が正確かつ迅速に伝えられるようなシステムを確立するとともに、地域との連携を強化する。
② 従業員に対し、防災教育を行う。
③ 防災訓練を実施する。
④ 火気使用設備器具等の点検を実施する。
⑤ 消防用設備等の整備、点検を実施する。

（２）災害発生時の活動

① 事業所内で災害が発生した場合、直ちに防災関係機関に通知する。
② 地域の防災活動に積極的に協力する。
③ 火災が発生した場合は、初期消火活動を行う。
④ 避難誘導措置をとる。
⑤ 負傷者の救出救護にあたる。
⑥ その他防災関係機関の行う応急対策活動に協力する。

２．自衛消防組織設置の推進

多数の出入りする施設および特定の危険物等を取扱う事業所等については、消防法により、消防計画を作成して自衛消防組織を設置することが義務付けられているが、それ以外の組織についても自衛消防組織の設置を推進し、指導に努める。

また､事業者等が組織する自衛消防組織の組織率の向上や事業者等の事業継続計画（ＢＣＰ）の策定に向けて、商工団体、事業者団体、地域団体等を通じた指導や広報を推進するとともに、活動の活性化を図るためリーダーの育成に努める。

第４　自主防災組織と自衛消防組織の連携

市は、事業所における自衛消防組織が地域における自主防災組織と連携を強め、一体的に防災活動が実施できるよう体制づくりを進める。

第５　地区防災計画の作成

市内の一定の地区内の住民および当該地区に事業所を有する事業者は、当該地区における防災力の向上を図るため、共同して、防災訓練の実施、物資等の備蓄、高齢者等の避難支援体制の構築等自発的な防災活動の推進に努めるものとする｡この場合､必要に応じて、当該地区における自発的な防災活動に関する計画を作成し、これを地区防災計画の素案として小浜市防災会議に提案するなど、市と連携して防災活動を行うこととする。

市は、小浜市地域防災計画を位置づけるよう市内の一定地区内の住民および当該地区に事業所を有する事業者から提案を受け、必要があると認めるときは、小浜市地域防災計画に地区防災計画を定めるものとする。

第４節　避難対策計画

市は、災害から人命の安全を守るため、避難路の点検、避難所の整備を行い、災害時における迅速かつ適切な避難誘導を行う体制の整備を図る。

なお、市は、災害の危険が切迫した緊急時において住民等の安全を確保するための指定緊急避難場所、被災者が一定期間避難生活を送るための指定避難所および避難路を指定し、住民に対し周知徹底を図る。また、避難場所における救助施設等の整備に努める。

市および県は、平時から、被災者支援の仕組みを担当する部局を明確化し、地域の実情に応じ、災害ケースマネジメント（一人ひとりの被災者の状況を把握した上で、関係者が連携して、被災者に対するきめ細やかな支援を継続的に実施する取組）などの被災者支援の仕組みの整備等に努めるものとする。

第１　指定緊急避難場所

１．指定緊急避難場所

災害の危険が切迫した場合における住民等の安全な避難先を確保する観点から、市は、災害対策基本法施行令（以下、政令という。）で定める基準に適合する災害の危険が及ばない場所または施設を、災害ごとに、指定緊急避難場所として、その管理者の同意を得た上で、あらかじめ指定し、住民に対して周知徹底を図るとともに、発災後速やかに避難者を把握できるよう通信資機材や体制の整備に努めるものとする。

なお、特に風水害における指定緊急避難場所の指定にあたっては、市は、被災が想定されない安全区域に立地する施設等または安全区域外に立地するが災害に対して安全な構造を有する施設であって、災害発生時に迅速に避難場所の開設を行うことが可能な管理体制等を有するものを指定するものとする。

指定緊急避難場所は、災害種別に応じて指定がなされていること、および避難の際には発生するおそれのある災害に対応した指定緊急避難場所を避難先として選択すべきであることについて、日頃から住民等への周知徹底に努めるものとする。

特に、指定緊急避難場所と指定避難所が相互に兼ねる場合においては、指定避難所が必ずしも特定の災害の指定緊急避難場所に指定されていない場合があることを日頃から住民等への周知徹底に努める。

市は、指定緊急避難場所への避難が長時間にわたることも想定し、熱中症対策および防寒対策として、指定緊急避難場所に供給できるよう飲料水、防寒具等の備蓄に努めるものとする。また、民間施設を指定緊急避難場所として活用する場合は、災害時に空調の確保や避難者への備蓄品の提供等が行われるよう、あらかじめ施設管理者との調整に努めるものとする。

市は、指定緊急避難場所の整備に当たっては、高齢者や障がい者等の要配慮者が円滑に避難を行えるよう、スロープを設置するなど、バリアフリー環境の整備に努めるものとする。

２．指定緊急避難場所に関する通知等

市は、指定緊急避難場所を指定したときは、県に通知するとともに、公示を行う。

指定緊急避難場所の管理者は、当該指定緊急避難場所を廃止し、または重要な変更を加えようとするときは、市長に届出を行う。

市は、指定緊急避難場所が廃止され、または政令で定める基準に適合しなくなったときは指定を取消し、県に通知するとともに、公示を行う。

第２　指定避難所

１．避難所の指定

円滑な救援活動を実施し、また一定の生活環境を確保する観点から、市は以下の事項について調査し、感染症対策等を踏まえ、政令で定める基準に適合する学校やコミュニティセンター等の公共施設等を指定避難所としてあらかじめ指定し、平時から、指定避難所の場所、収容人数、家庭動物の受入れ方法、受け入れ可能な動物の種類や頭数、受け入れ場所（屋外等）の情報等について、住民に対して周知徹底を図るものとする。なお、周知方法としては、冊子等を作成し配布する。

また、災害時に指定避難所の開設状況や混雑状況等を周知することも想定し、ホームページやアプリケーション等の多様な手段の整備に努めるものとする。

指定避難所について、市は、被災者を滞在させるために必要となる適切な規模を有し、速やかに被災者等を受け入れること等が可能な構造または設備を有する施設であって、想定される災害による影響が比較的少なく、災害救援物資等の輸送が比較的容易な場所にあるものを指定するものとする。また、指定緊急避難場所と指定避難所は相互に兼ねることができるが、それぞれの役割が違うことについては、日頃から住民等への周知徹底に努める。

学校を避難所として指定する場合は、学校が教育活動の場であることに配慮し、避難所としての機能が応急的なものであることを認識の上、教育委員会等の関係者と調整を図る。

また、市は、一般の避難所では生活することが困難な障がい者、医療的ケアを必要とする者等の要配慮者のため、介護保険施設、障がい者支援施設等の福祉避難所を指定するよう努めるものとする。特に、医療的ケアを必要とする者に対しては、人工呼吸器や吸引機等の医療機器の電源の確保等の必要な配慮をするように努める。

市および県は、保健師、福祉関係者、ＮＰＯ、地域の防災関係者・ボランティア等の様々な主体が地域の実情に応じて実施している状況把握の取組を円滑に行うことができるよう事前に実施主体間の調整や連携体制の構築を行うとともに、状況把握が必要な対象者や優先順位付け、個人情報の利用目的や共有範囲、移送方法等について、あらかじめ、検討するよう努めるものとする。

市および県は、指定避難所だけでなく、協定・届出避難所として位置付けられた避難所についても、あらかじめ情報を把握するとともに、在宅避難者等が発生する場合や、避難所のみで避難者等を受け入れることが困難となる場合に備えて、あらかじめ、地域の実情に応じ、在宅避難者等が利用しやすい場所に在宅避難者等の支援のための拠点を設置すること等、在宅避難者等の支援方策を検討するよう努めるものとする。

市および県は、やむを得ず車中泊により避難生活を送る避難者が発生する場合に備えて、あらかじめ、地域の実情に応じ、車中泊避難を行うためのスペースを設置すること等、車中泊避難者の支援方策を検討するよう努めるものとする。その際、車中泊を行うに当たっての健康上の留意点等の広報や車中泊避難者の支援に必要な物資の備蓄に努めるものとする。

市は、指定避難所について、武力攻撃事態等においても使用可能な場合には使用する事を想定するものとする。

２．指定避難所に関する通知等

市は、指定避難所を指定したときは、県に通知するとともに、公示を行う。

指定避難所の管理者は、当該指定避難所を廃止し、または重要な変更を加えようとするときは、市長に届出を行う。

市は、指定避難所が廃止され、または政令で定める基準に適合しなくなったときは指定を取消し、県に通知をするとともに、公示を行う。

３．避難所の備蓄

市は、指定避難所またはその近傍で地域完結型の備蓄施設を確保し、、食料、飲料水、乳児用粉ミルクまたは乳児用液体ミルク、安眠確保のための段ボールベッド・エアベッド等の簡易ベッド、毛布、プライバシー確保のためのパーティション、快適なトイレ環境確保のための携帯トイレ、簡易トイレ、トイレットペーパー、乳児・小児用おむつ、大人用おむつ、生理用品等避難生活に必要な物資等を備蓄するものとし、これらの物資の備蓄状況については、年に１回、広く住民に公表するものとする。この他、マスク、消毒液、適温の食事のための炊き出し用具やキッチン資機材、衛生促進のための入浴設備、洗濯設備の備蓄に努める。パーティションや段ボールベッド、簡易ベッド等については、避難所開設当初から設置するよう努めるものとする。

この際、避難生活に必要な物資の備蓄については、想定し得る最大規模の災害における想定避難者数と、それに対して必要となる備蓄量（最低３日分）を推計し、推計した必要備蓄量の確保を目指すよう努めるものとする。また、備蓄品の調達に当たっては、要配慮者、女性、こどもにも配慮するものとする。

４．避難所の設備

市は、指定避難所等において、貯水槽、井戸、給水タンク、仮設トイレ、マンホールトイレ、トイレカー、トイレトレーラー、マット、非常用電源、ガス設備、衛星携帯電話・衛星通信を活用したインターネット等の通信機器等のほか、空調、洋式トイレなど、要配慮者にも配慮した施設・設備の整備に努めるとともに、避難者による災害情報の入手に資するテレビ、ラジオ等の機器や、感染症対策に必要な物資等の整備を図り、家庭動物の飼養に関する資材についても整備に努める。また、感染症対策について、感染症患者が発生した場合の対応を含め、平時から防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、必要な場合には、ホテルや旅館等の活用等を含めて検討するよう努めるものとする。

また、停電時においても、施設・設備の機能が確保されるよう、再生可能エネルギーの活用を含めた非常用発電設備の整備に努めるものとする。

断水時には、入浴や洗濯など避難所の生活に必要となる水の確保に努めるとともに、避難所開設当初における断水を想定し、簡易トイレや携帯トイレを避難所開設当初から使用できるよう、地区単位で分散備蓄をする等の体制整備に努めるものとする。

備蓄品の調達にあたっては、要配慮者、女性、こどもにも配慮するものとする。また、多様な利用者（車椅子利用者、オストメイト、乳幼児連れ等）に対応可能な多目的トイレを最低１カ所は設置するよう努める。

避難所は次の表の各段階ごとに掲げる施設、設備を備えるよう努める。

段　　階	施　設　・　設　備
自治会	・集会所、集落センター、公園、広場等を自主開設避難所（集合場所）として設定 ・土のう、鋸、バールなど基本的な防災資機材等を備蓄
地　区	・各コミュニティセンター、小学校等を避難場所として設定 ・情報端末となるパソコン等情報機器を整備し、非常食や生活必需品、防災資機材等を備蓄 ・給水タンク、仮設トイレ、マンホールトイレ、携帯トイレ、簡易トイレ、トイレカー、トイレトレーラー、マット、簡易ベッド、段ボールベッド、

	パーティション、非常用電源、テレビ、ラジオ、ガス設備、衛星携帯電話・衛星通信を活用したインターネット等の通信機器等のほか、空調、洋式トイレなど要配慮者に配慮した施設・設備を整備 ・施設内またはその近傍で地域完結型の備蓄施設を確保し、食料、飲料水、常備薬、炊き出し用具、毛布等避難生活に必要な物資を備蓄 ・再生可能エネルギーの活用を含めた非常用発電設備の整備
市	・防災活動の指揮命令機能や情報通信機能を有する拠点施設（災害対策本部）を整備 ・避難所等に対する食料、生活必需品等の供給のために所要量を備蓄・ ・要配慮者に対する支援のため、ホテルや旅館等の活用を検討

5．新たな技術を用いた設備の活用

市および県は、指定避難所等において衛星通信設備や循環式の手洗い所など、新たな技術を用いた設備が活用できるよう、体制の構築に努めるものとする。

指定避難所等で使用する設備等については、災害時に確実に活用できるよう、訓練はもとより、平時からの利用に努めること。

第３　避難路等避難誘導体制の整備

1．住民等の避難誘導体制の整備

迅速かつ安全な避難を確保するため、避難指示等の発令区域・タイミング、指定緊急避難場所、避難路等をあらかじめ設定する。また、その際、地域の災害危険性や水害と土砂災害、複数河川の氾濫、台風等による高潮と河川洪水、大規模な火事災害や林野火災と津波の同時発生等の複合的な災害の発生を考慮するように努めるものとする。

また、災害の想定等により必要に応じて、近隣の市町の協力を得て、指定緊急避難場所を近隣市町に設けるものとする。

適切な避難誘導を図るため、警察、消防、自主防災組織の協力を得ながら、避難道路の要所に誘導員を配置するなど、高齢者等の要配慮者は最優先での避難誘導・移送とするとともに、外国人や旅行者等にも配慮した避難誘導体制の確立を図る。

さらに、避難誘導標識や案内板を計画的に整備する。指定緊急避難場所を指定して誘導標識を設置する場合は、日本産業規格に基づく災害種別一般図記号を使用して、どの災害の種別に対応した避難場所であるかを明示するよう努めるものとする。

区においては､防災マップやコミュニティタイムライン､マイタイムラインを作成し、防災訓練の実施等により住民に対して周知徹底を図る。

2．避難行動要支援者の避難誘導体制の確立

区長、民生委員、児童委員、社会福祉協議会等と協力し、本人の意思およびプライバシーの保護に充分留意しながら、避難行動要支援者の所在等の把握に努める。また、避難行動要支援者の避難が円滑に行われるよう、自治会や自主防災組織等の協力が得られる体制づくりを推進する。

3．学校、社会福祉施設等における避難誘導体制の確立

学校、社会福祉施設等の管理者は、災害時における避難誘導体制を定め、防災訓練等によりその周知徹底を図る。

第４　避難所等の整備

市は、災害から人命の安全を確保するため、関係機関と連携して、避難場所、避難所および避難路等の選定を行い、計画的な避難対策の推進を図る。

土砂災害警戒区域に係る住民全員が避難することができる安全な避難場所、避難所および避難路を、次の事項に留意して選定および整備するとともに、住民に周知する。また、避難所等における救助施設等の整備に努める。

１．避難路の選定

（１）危険区域等を通過する道路は避けること。

（２）車両通行可能な程度の広い道路を選定すること。

２．避難路の整備

（１）誘導標識等の整備に努めること。

（２）避難路上の障害物件を除去すること。

３．避難場所および避難所の選定および整備

（１）指定緊急避難場所の選定

①　土石流、がけ崩れ、地すべり等の土砂災害を受けるおそれのないこと。

②　洪水氾濫等を受けるおそれのないこと。

③　危険区域等の保全対象人家等からできるだけ近距離にあること。

（２）指定避難所の選定および整備

①　危険区域等ごとに安全な指定避難所の選定および確保をすること。

②　適当な指定避難所がないときは、安全な避難施設を整備するように努める。

第５　避難所運営体制の整備

１．管理・運営方法の決定

災害発生後すみやかに管理運営体制を構築するため、避難所の維持管理体制および災害発生時の要員の確保等をあらかじめ定めるとともに、指定管理施設が指定避難所となっている場合には、指定管理者との間で事前に避難所運営に関する役割分担等を定めるよう努める。

２．避難所の自治体制

避難所運営の円滑を図るため、運営の中心となる自主防災組織等の組織と協議し、予定される避難所ごとに事前に避難者の自治組織に係る事項や避難者に対する情報伝達に係る事項などを定める「避難所運営マニュアル」を作成する他、各種訓練等を通じて、要配慮者支援および感染症対策の観点に基づくゾーニングや動線計画等、避難者が主体的に避難所を運営できるように努める。

３．施設管理者の支援体制

避難所の施設管理者は、避難所設置時には避難所の管理運営に協力し、運営にあたる。

第６　避難所の情報通信体制の整備

１．避難所と本部との通信網を確保するため、災害時用電話回線ならびに無線設備等を整備する。

２．避難所等の情報端末等の設置

避難所の予定施設として小中学校等に設置されているパソコンのネットワークを用い災害時における情報伝達手段として活用する。

また、平時から端末パソコンのオペレーターの確保、器機使用の習熟に努め、避難所設置時のオペレーターを育成する。

さらに、災害が発生した際には県外への情報発信が重要であることから、インターネットを利用して、県外、国外に向けた被災情報の発信が可能なように必要な措置を検討する。

第７　広域避難のための体制の整備

市および県は、大規模災害時に円滑な広域避難および広域一時滞在が可能となるよう、他の地方公共団体との広域避難に係る応援協定の締結や、広域避難における居住者等および広域一時滞在における被災住民（以下「広域避難者」という。の運送が円滑に行われるよう運送事業者等との協定の締結など、発災時の具体的な避難・受入れ方法を含めた手順等を定めるよう努める。

市は、指定避難所を指定する際に併せて広域避難の用にも供することについても定めるなど、他の市町村からの被災者を受け入れることができる施設等をあらかじめ決定しておくよう努める。

第８　避難所における良好な生活環境の確保

市は、避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、専門家、ＮＰＯ・ボランティア等との定期的な情報交換や避難生活支援に関する知見やノウハウを有する地域の人材の確保・育成に努めるとともに、あらかじめ避難所内の空間配置図、レイアウト図などの施設の利用計画を作成するよう努めるものとする。また、必要に応じ、換気、照明等の施設の整備に努めるものとする。

第９　被災者支援体制の整備

市および県は、国と連携して、避難生活に必要な物資の備蓄、避難所環境の整備、地域のボランティア人材の確保・育成や災害発生時における官民連携の強化など、地域防災力の向上に努めるものとする。

市は、避難行動要支援者名簿や個別避難計画の作成・更新、避難所や避難者の情報管理に係る手続のほか、被災者管理台帳の作成や罹災証明書の発行、被災者生活再建支援金等の被災者支援に係る手続が円滑に行われるよう、国のクラウド型被災者支援システム等の被災者支援業務を支援するシステムを活用するなど、当該業務の迅速化・効率化を積極的に検討するものとする。

第５節　緊急事態管理体制整備計画

市は、災害対策活動を円滑に実施するために緊急事態に備え、機能的な活動体制の整備を図る。

第１　階層的防災生活圏構想の推進

消火、救助、避難、医療救護等の防災活動を有効かつ機能的に実施するため、自治会、地区、市、広域圏、県といった階層構造を防災生活圏として設定し、それぞれの防災生活圏ごとに包摂する下位の防災生活圏を支援する。

このために必要な機能（応援部隊・ボランティアの活動調整、支援物資の集配、備蓄）を備えた防災活動拠点や地域情報センターとなる施設を原則として小学校区にそれぞれ整備し、応援部隊・ボランティアの活動調整や支援物資の集配にあたるほか、平時における備蓄等の機能を分担する。

また、小中学校等が避難所となった場合に備えて、避難所機能と教育機能の両立を含め、避難所としての利用・運営方法等を定める。

［生活圏ごとの役割］

生活圏	役　　割
自治会	・自主防災組織の基礎的単位 ・自主開設避難所（集合場所）を設定 ・基本的な防災資機材等を備蓄
地　区	・自主防災組織の中核的単位 ・避難所は避難者への物資等の供給拠点の役割の他、地区内の情報収集、提供の拠点 ・防災資機材等を備蓄
市	・防災活動の指令塔 ・避難行動要支援者に対するサービスの単位 ・災害時における避難所に対する食料、生活必需品の供給等の調整およびその備蓄
広域圏	・県内を福井、坂井、奥越、丹南、嶺南の５圏域に分けて設定 ・市町間における物資調達の調整、備蓄の融通
県	・防災活動に関して、市町、防災関係機関、他県、国との連絡調整

［階層ごとの施設・設備］

階層	施　設　・　設　備
自治会	・集会所、集落センター、公園、広場等を自主開設避難所（集合場所）として設定 ・土のう、鋸、バールなど基本的な防災資機材等を備蓄
地　区	・各コミュニティセンター、小学校等を避難場所として設定 ・情報端末となるパソコン等情報機器を活用し、非常食や生活必需品、防災資機材等を備蓄
市	・防災活動の指揮命令機能や情報通信機能を有する拠点施設を整備 ・避難所等に対する食料、生活必需品等の供給のために所要量を備蓄

広域圏	・圏域内の市町に対する支援物資の集配や応援部隊、ボランティア等の調整の拠点となる地域防災基地を整備 ・広域的に融通できるよう食料、生活必需品等を備蓄
県	・県の災害対策本部となる防災センターやそのバックアップ施設となるサブセンター、市町等と結ぶ防災行政無線、防災情報システムを整備

第２　自治会防災活動体制の整備

１．住民、事業所の防災活動

住民および事業者は、平時から自主防災組織、自衛消防隊の設立および活動活性化を図り、災害発生時には、情報収集、救出活動、初期消火、避難行動要支援者の支援、安否確認等の活動および支援を行う。

２．市の支援体制

住民や事業所が災害時に効果的な活動を行うため、施設、機材の整備や人材の育成に努める。

（１）自主防災組織の設立、運営の補助

（２）リーダー研修会、出前講座等の開催

第３　地区防災活動体制の整備

１．避難所等の整備

（１）各コミュニティセンター、小学校等を避難所とし、施設の耐震化、非常用電源の確保、通信機器の整備、避難誘導標識等の整備を図る。

（２）避難所に非常食、生活必需品、防災資機材等の備蓄を行う。

（３）避難所には救護所を設置するなど、応急医療体制を強化する。

（４）小学校等が避難所となった場合に備えて、避難所機能と教育機能の両立を含め、避難所としての利用、運営方法等を定める。

第４　市防災活動体制の整備

１．庁舎等拠点施設の安全化

（１）防災活動の中心となる庁舎については耐震化を進め、72 時間は対応可能な非常用電源の整備を図るとともに適切な管理を行う。

（２）災害時に医療拠点となる病院、診療所等の耐震化の実施、指導を行う。

（３）消防庁舎（消防本部・消防署）が、想定最大規模における浸水想定区域内に位置しており、また、周辺地域も広範囲に浸水するため、消防庁舎（消防本部・消防署）を防災拠点施設としての機能を維持できる場所に移転し、市庁舎が有事の際、消防庁舎が災害対策本部の設置場所となるよう整備を行う。

２．情報通信手段、経路の多様化

（１）防災関係機関との連携強化のため、地域防災無線を整備する。

（２）避難指示等の防災情報の住民への迅速な伝達のため、ＣＡＴＶ、防災行政無線（戸別受信機を含む）等、多様な情報伝達手段の整備・確保に努めるものとする。

（３）避難行動要支援者に配慮した多様な広報手段を検討する。

３．備蓄品の確保

（１）食料、生活必需品等の備蓄倉庫の増設

（２）避難行動要支援者に配慮した備蓄品の確保

（３）消防職員および消防団員の非常食の確保

４．消防用資機材の整備

応急活動の中核となる消防における防災資機材等を整備する。その際、大規模地震や津波災害など多様な災害にも対応する資機材の整備促進に努めるものとする。

５．応援体制の確保、強化

大規模災害では市単独で対処することが困難なことから、県、他の自治体、企業、各種団体等の応援協力を得るため、協定締結や密接な協力関係の構築を図る。

６．交通輸送体制の確保

消火､救出､医療等の防災活動を強力に実施するには広域的な応援体制が必要であり、交通輸送体制の確保については、積雪等の季節的な条件を考慮する。

７．災害対策基金の拡充

災害初動時の応急対策に必要な資機材、物資等の迅速な確保を図るため、小浜市災害対策基金の拡充を図る。

８．防災に関する知識の習得

災害の要因の研究、被害想定および防災体制などについての知識について、県や防災関係機関との連携のもと、調査・知識習得に努める。

９．公的機関の業務継続性の確保

市および県等は、災害発生時の応急対策等の実施や優先度の高い通常業務の継続のため、災害時に必要となる人員や資機材等を必要な場所に的確に投入するための事前の準備体制と事後の対応力の強化を図る必要があることから、業務継続計画の策定等により、業務継続性の確保を図る。また、実効性ある業務継続体制を確保するため、地域や想定される災害の特性等を踏まえつつ、必要な資源の継続的な確保、定期的な教育・訓練・点検等の実施、訓練等を通じた経験の蓄積や状況の変化等に応じた体制の見直し、計画の評価・検証等を踏まえた改訂などを行う。

特に、市および県は、災害時に災害応急対策活動や復旧・復興活動の主体として重要な役割を担うことから、業務継続計画の策定等に当っては、少なくとも首長不在時の明確な代行順位および職員の参集体制、本庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎の特定、電気・水・食料等の確保、災害時にも繋がりやすい多様な通信手段の確保、重要な行政データのバックアップならびに非常時優先業務の整理について定めておくものとする。

１０．罹災証明書の交付

市は、災害時において、罹災証明書の交付が遅滞なく行われるよう、住家被害の調査の担当者の育成、他の地方公共団体や不動産鑑定士、行政書士等の士業団体その他の民間団体との応援協定の締結、応援の受入れ体制の構築等を計画的に進めるなど、罹災証明書の交付に必要な業務の実施体制の整備に努めるものとする。

第６節　広域的相互応援体制整備計画

大規模災害においては、一地域の防災機関だけでは、対応できない事態が予想され、他地域からの応援または他地域への応援を必要とする場合に備え、広域の相互応援体制を整える。

第１　県内広域相互応援体制

１．県・市町災害時相互応援協定

市独自では十分な応急措置が実施できない場合に備え、他の市町に要請する応急措置を円滑に遂行するため締結した「福井県・市町災害時相互応援協定」に基づき密接な連携体制を整備する。

２．福井県広域消防相互応援協定

県内の消防における相互応援体制を確立するため、県下の全市町が参画した「福井県広域消防相互応援協定」を活用し、消防広域応援体制を整備する。

第２　県外市町村広域相互応援体制

市域を越えた広域的防災体制を確立するため、姉妹都市である奈良市と締結した相互応援協定や隣接の高島市や近江八幡市等との協定に基づき、密接な連携体制を整備する。

第３　関係機関との合同訓練等

応援協定の締結機関に対する応援要請が迅速に行えるよう、あらかじめ要請手順、連絡方法、窓口等を取り決めておき、それらに基づく通信訓練等を含めた合同防災訓練を実施する。

第４　広域応援・受援体制の整備

市および県は、災害の規模や被災地のニーズに応じて円滑に他の地方公共団体および防災関係機関から応援を受けることができるよう、応援・受援計画を策定し、応援先・受援先の指定、応援・受援に関する連絡・要請の手順、応援職員の指定、応援時の携行品の整備、災害対策本部との役割分担・連絡調整体制、応援機関の活動拠点、応援要員の集合・配置体制や資機材等の集積・輸送体制等について、必要な準備を整える。

市および県は、国や他の地方公共団体等からの応援職員等を迅速・的確に受け入れて情報共有や各種調整等を行うための受援体制の整備に努めるものとする。特に、庁内全体および各業務担当部署における受援担当者の選定や応援職員等の執務スペースの確保を行うものとする。その際、感染症対策のため、適切な空間の確保に配慮すること。

また、応援職員等の宿泊場所の確保が困難となる場合も想定して、応援職員等に対して紹介できる、ホテル・旅館、公共施設の空きスペース、仮設の拠点や車両を設置できる空き地など宿泊場所として活用可能な施設等のリスト化に努めるものとする。

県は、国や市等と協力し、訓練等を通じて、応急対策職員派遣制度に基づく全国の被災市町村への応援や本県で災害が発生した場合の受援等について、円滑な実施に努めるものとする。

県は、土木・建築職などの技術職員が不足している市町への中長期派遣等による支援を行うため、技術職員の確保および災害時の派遣体制の整備に努めるものとする。

市および県は、感染症対策のため、応援職員の派遣にあたっては、応援職員の健康管理等を徹底するものとする。また、市および県は、会議室のレイアウトの工夫やテレビ会議の活用など、応援職員等の執務スペースの適切な空間の確保に配慮するものとする。さら

に、地方公共団体は、応援職員等が宿泊場所を確保することが困難な場合に、公共施設の空きスペース、仮設の拠点や車両を設置できる空き地などの確保に配慮するものとする。

第７節　医療救護予防計画

災害時の医療機関の機能低下、交通の混乱による搬送能力の低下等の事態に備え、初期医療体制、後方医療体制、広域医療体制および保健医療福祉調整に係る体制の整備を推進する。

第１　医療救護活動体制の確立

１．初期医療体制の整備

救護所の設置、救護班の編成、出動について、あらかじめ小浜医師会と協議して計画を定めるとともに、自主防災組織等による軽微な負傷者等に対する応急救護や救護班の活動支援体制の計画を定める。また、災害時の救急医療に対応できるよう、避難、患者受入れ、トリアージ（傷病者の選別）などに関する研修、訓練を行う。

２．後方医療体制の整備

医療救護所等で手当を受けた傷病者のうち、重傷病者を後方医療施設（救急病院や被災地外の病院）へ移送するため、医療情報の提供や患者搬送の体制の確立を図る。

３．広域的医療体制の整備

災害の規模によっては、県、自衛隊、日赤、県医師会等関係機関の応援が必要となるため、広域的な協力関係を構築するよう努める。

国、県、市および医療機関は、災害時に医療施設の診療状況等の情報を迅速に確保するため、広域災害・救急医療情報システム（ＥＭＩＳ）の整備に努め、操作等の研修・訓練を定期的に行うものとする。

４．医薬品等の確保

各防災関係機関は、災害発生時に備え、必要な防疫、医薬品等の確保に努める。

５．医療施設の安全化耐震化

医療救護の拠点となる医療施設については、災害時のその機能と安全性を確保するため、耐震性の点検・強化・補強の推進を図る。

６．保健医療福祉調整に係る体制の整備

市および県は、災害時を想定した情報の連携、整理および分析等の保健医療福祉活動の総合調整の実施体制（災害時保健医療福祉活動支援システム（Ｄ２４Ｈ）等のシステムの活用体制を含む。）の整備を図る。

第２　救急救助体制の整備

１．救急救助体制の整備促進

救急救助組織の充実を図るとともに、広域的共同処理方式、相互応援協定等により一層強力な救急救助体制の整備推進を図る。

２．救急救助隊員の教育訓練

救急救助隊員は、その重要な使命により、高度な技術と知識が要求されるので、これに対応した教育訓練を計画的に実施する。

３．救急医療機関等の連絡協調

救急救助業務を円滑に実施するため、医療機関その他関係機関との連絡協調を図る。

第３　救急救助施設の整備

１．救急救助施設の整備推進

救急車、救助工作車および救急救助資機材を計画的に整備し、充足を図る。

２．消防緊急情報システムの整備

高度情報化に対応し、迅速的確な指令管理業務を行うため、消防緊急情報システムの整備を図る。

第４　集団救急事故対策の推進

救急業務計画により、集団救急事故対策の推進を図る。

第８節　要配慮者災害予防計画

高齢者、障がい者、乳幼児、外国人等の要配慮者の安全確保を図るため、要配慮者に配慮したまちづくりや社会福祉施設等における防災体制の強化を推進し、防災知識の普及、地域ぐるみの支援体制の整備等に努める。

第１　高齢者、障がい者に配慮したまちづくり

１．福祉のまちづくりの推進

高齢者、障がい者の社会参加の基礎となる生活環境の改善を地域社会全体として推進するため、福井県福祉のまちづくり条例に基づき、高齢者、障がい者に配慮したまちづくりを進める。

２．避難路の整備および確保

要配慮者利用施設から避難所に至るまでの経路を各施設において点検し、避難に際しての障害物の撤去等に努め、歩行器や車椅子が容易に通行できるよう避難路の安全確保を図る。

また、不特定多数の人が利用する公共施設において、目や耳の不自由な人のため、光と音を使った非常時用の避難誘導システムの導入を促進するよう検討する。

第２　避難行動要支援者への対策

（１）避難行動要支援者名簿のおよび個別避難計画作成

市は、要配慮者のうち、災害が発生し、または災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るために特に支援を要するもの（以下「避難行動要支援者」という。）を適切に避難誘導し、安否確認等を行うため、防災担当部局および福祉担当部局連携のもと、平時より避難行動要支援者に関する情報を把握のうえ、避難行動要支援者名簿を作成するものとする。また、防災担当部局および福祉担当部局連携のもと、区長や自主防災組織、民生委員、地域住民、福祉専門職、社会福祉協議会、ＮＰＯ等の避難支援等に携わる関係者の協力により、名簿情報に係る避難行動要支援者ごとに、当該避難行動要支援者について避難支援等を実施するための計画（以下「個別避難計画」という。）を作成するものとする。なお、避難行動要支援者名簿および個別避難計画（以下「避難行動要支援者名簿等」という。）については、避難行動要支援者の状況の変化、ハザードマップの見直しや更新、避難方法等の変更等を適切に反映したものとなるよう、必要に応じて更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても支障が生じないよう、適切な管理に努めるものとする。

（２）避難行動要支援者の範囲

ア　身体障害者手帳１・２級の者
イ　療育手帳Ａ判定の者
ウ　精神障害者保健福祉手帳１級の者
エ　障害者総合支援法の対象となる難病患者
オ　要介護状態区分が要介護３から５までの者
カ　自力避難することが困難な６５歳以上の高齢者
キ　災害時の支援を希望する者で、市長が必要と認める者

（３）名簿作成に必要な個人情報および入手方法

名簿には、避難行動要支援者の氏名、生年月日、性別、住所、電話番号、避難支援等を必要とする理由、その他避難支援等の実施に必要な事項を記載する。名簿の作成にあたっては、避難行動要支援者に該当するものを把握するために、福祉担当部局で把握している障がい者や要介護者等の情報を集約する。また、市は、必要に応じて、関係機関から情報提供を求め、避難行動要支援者の把握に努めるものとする。

（４）名簿情報の提供と支援体制

消防機関、警察機関、民生委員、社会福祉協議会、自主防災組織等の避難支援等に携わる関係者に対し、避難行動要支援者本人の同意を得ることにより、または市の条例に定めがある場合には、あらかじめ避難行動要支援者名簿等を提供するとともに、個別避難計画の実効性を確保する観点等から、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図るものとする。なお、避難行動要支援者名簿等の提供にあたっては、提供先に守秘義務の厳守を指導する等、名簿情報の漏えいの防止のための措置を講じる。

避難行動要支援者に対する支援は、支援者の安全が確保できる範囲とし、市は避難行動要支援者の理解が得られるように努める。

市は、個別避難計画が作成されていない避難行動要支援者についても、避難支援等が円滑かつ迅速に実施されるよう、平時から、避難支援等に携わる関係者間の事前の協議・調整その他の避難支援体制の準備など、必要な配慮をするものとする。

市は、個別避難計画が作成されている避難行動要支援者が居住する地区において、地区防災計画を定める場合または、地区防災計画が定められている地区において、個別避難計画を作成する場合は、地域全体での避難が円滑に行われるよう、両計画の整合が図られるよう支援に努めるものとする。また、訓練等により、両計画の一体的な運用が図られるよう支援に努めるものとする。

市および県は、個別避難計画の作成を促進するため、避難行動要支援者や避難支援等に携わる関係者に対し、制度の周知・啓発等に努めるものとする。

第３　要配慮者利用施設における防災体制の強化

１．要配慮者利用施設の安全化

市および県は、スプリンクラーや屋内消火栓の設置、建物構造の耐震化など要配慮者利用施設の防災化のための施設・設備の充実強化の指導を行う。

また、要配慮者利用施設の管理者は、耐震診断やその結果に基づく計画的な改修を実施し、社会福祉施設等の耐震化を図るなど、防災化のための施設設備の整備を行うものとする。

２．要配慮者利用施設の災害応急体制

要配慮者利用施設の管理者は、夜間も含めた緊急連絡体制や施設の職員の任務分担についてマニュアル等をあらかじめ定めておくものとする。

３．地域ぐるみの救護体制の整備

要配慮者は、災害時に自らの安否を連絡できるよう、近隣の住民や近隣の福祉施設等とのつながりを保つよう努力する。

４．緊急連絡体制の整備

要配慮者利用施設の管理者は、災害の発生に備え、消防機関等への早期連絡が可能な

非常通報装置の設置に努める。

５．避難所の整備

災害時に避難所となる施設の管理者は、避難行動要支援者の利用を考慮して施設の整備に努める。

また、市は、病院、社会福祉施設、民間宿泊施設、近隣ビルの高所等の避難場所（一時的な避難場所を含む）への活用について、管理者の理解が得られるよう努めるものとする。

第４　情報連絡・伝達に関する設備および体制の整備

避難行動要支援者に対する情報連絡・伝達に関する設備および体制については、要介護高齢者、視覚障がい、聴覚障がい、肢体障がい等、避難行動要支援者の特性に合わせ、「個別避難計画」を作成する中で整備を図る。

市および県は、障がいの種類および程度に応じて障がい者が防災および防犯に関する情報を迅速かつ確実に取得することができるようにするため、体制の整備充実、設備または機器の設置の推進、その他の必要な施策を講ずるものとする。

市および県は、障がいの種類および程度に応じて障がい者が緊急の通報を円滑な意思疎通により迅速かつ確実に行うことができるようにするため、多様な手段による緊急通報の仕組みの整備推進、その他の必要な施策を講ずるものとする。

１．障がい者への情報提供

（１）障がい者には情報が伝達されにくいことから、聴覚障がい者に対しては掲示板、ＦＡＸ、手話通訳、データ放送等により、視覚障がい者に対しては同行援護、点字等により情報提供を行えるよう、機器の整備、多種の情報伝達媒体の活用、人材の育成、確保等に努める。

また、携帯電話メール等による避難情報の提供、避難所等での文字媒体（電光掲示板等）の活用等、迅速・確実な情報取得のための設備・機器（電光掲示板等）の設置についても検討し、具体化を図る。

（２）障がい者への情報提供には、障がい者（支援）団体やボランティア団体との連携が必要なことから、連携体制の強化、推進を図る。

２．外国人への情報提供

外国人には、日本語を解せない者や被災地の地理や事情に不慣れな者も多いと考えられるので、外国語による情報提供や通訳を配置した外国人向けの相談体制の整備について検討する。

第５　防災知識の普及

１．要配慮者に対する防災知識の普及啓発

市および県は、防災知識の普及啓発を実施する際、高齢者、障がい者、外国人、乳幼児、妊産婦等の要配慮者の多様なニーズに十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努めることに加え、家庭動物の飼養の有無による被災時のニーズの違いに配慮するよう努めるものとする。

市は、県と協力して、要配慮者の実情に配慮した手法を用いて、防災知識の普及啓発を推進する。

市は、防災と福祉の連携により、高齢者の避難行動に対する理解の促進を図るものとする。

2．社会福祉施設および事業所等の防災知識の普及啓発

社会福祉施設や要配慮者を雇用している事業所等の管理者は、施設職員や入所者等に対し、マニュアル等に基づく防災訓練を実施するなど防災教育の充実を図る。

第６　防災訓練における配慮事項

市および県は、防災訓練を実施する際、高齢者、障がい者、外国人、乳幼児、妊産婦等の要配慮者の多様なニーズに十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努めることに加え、家庭動物の飼養の有無による被災時のニーズの違いに配慮するよう努めるものとする。

市および県は、要配慮者利用施設の避難確保に関する計画や避難訓練の実施状況等について、定期的に確認するよう努めるものとする。また、市は、当該施設の所有者または管理者に対して、必要に応じて、円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な助言等を行うものとする。

第７　在宅者対策

1．緊急通報システム等の活用

ひとり暮らし高齢者が突発的に災害、事故、急病等に見舞われた場合に備え、避難行動要支援者と消防本部等との間に緊急通報システムを構築する。また、このシステムの構築にあたっては、「個別避難計画」との関係に留意するものとする。

2．防災知識の普及啓発

ひとり暮らし高齢者、支援の必要な障がい者等に対しては、災害時の的確な対応能力を高めるため、防災知識の普及、啓発に努める。

第８　避難所等の対策

1．要配慮者受入れ体制の整備

公共施設等の避難所については、要配慮者が避難生活をしやすいようなスペースを優先的に確保し提供する。

また、市は、自主防災組織や福祉関係者、地域支援者・市災害ボランティアセンター連絡会の協力を得ながら、必要に応じ各避難所に要配慮者班を設けるなどの体制整備を図る。

2．要配慮者利用施設への受入れ体制の整備

避難した先（小学校等）の環境の変化などにより避難所での生活が困難となった要配慮者に対して、速やかに対処可能な要配慮者利用施設への緊急一時入所等の適切な措置を講じる。

3．福祉避難所の指定および周知

要配慮者が必要な生活支援や相談等が受けられ、安心して生活ができる体制が整備された避難所（以下、福祉避難所という。）をあらかじめ指定し、要配慮者を含む地域住民に周知する。

なお、福祉避難所の指定に当たっては、原則として、耐震・耐火構造で、バリアフリー化された施設を指定する。

市は、福祉避難所として要配慮者を滞在させることが想定される施設にあっては、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられており、また、災害が発生した場合において要配慮者が相談等の支援を受けることができる体制が整備され、主として要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保されるものを指定するものとする。特に、要配慮者に対して円滑な情報伝達ができるよう、多様な情報伝達手段の確保に努めるものとする。

市は、福祉避難所について、受入れを想定していない避難者が避難してくることがないよう、必要に応じて、あらかじめ福祉避難所として指定避難所を指定する際に、受け入れ対象者を特定して公示するものとする。

市は、前述の公示を活用しつつ、福祉避難所で受け入れるべき要配慮者を事前に調整の上、個別避難計画等を作成し、要配慮者が、避難が必要となった際に福祉避難所へ直接避難することができるよう努めるものとする。

第９　外国人等に対する対策

１．防災知識の普及啓発

市および県は、災害時に取るべき行動や災害情報を記載した「多言語防災カード」の配布や各地域における外国人コミュニティリーダーの養成等を通じ、外国人の防災知識の普及啓発を推進する。また、研修を通じて、災害時に行政等から提供される災害や生活支援等に関する情報を整理し、避難所等にいる外国人被災者のニーズとのマッチングを行う災害時外国人支援情報コーディネーターの育成を図るものとする。

２．外国人を含めた防災訓練等の実施

市および県は、防災訓練を実施する際、外国人の参加を呼びかけるなど、地域において外国人を支援する体制が整備されるよう努める。

また、市および県は、外国人、通訳ボランティア等が参加する災害多言語支援センターの設置・運営訓練を行い、参加者や職員の対応能力の向上を図り、災害時の外国人支援に備える。

３．通訳ボランティア等の育成・確保

市および県は、災害時に外国人を支援できるよう、通訳ボランティアの育成や確保に努めるとともに、外国人の自助や地域でのネットワークづくりに資するため、外国人に日本語を教えるボランティアを育成する。

４．外国人相談体制の充実

市および県は、防災を含む日常生活の中での様々な問題について、気軽に相談し、適切な助言が受けられるように相談窓口の充実を図る。

第１０　要配慮者に対する災害対策の配慮

１．要配慮者の安否確認や必要な支援の内容の把握
２．生活支援のための人材確保
３．障がいの状況等に応じた情報提供
４．乳児用粉ミルク・液体ミルク（乳アレルギーに対応したものを含む。）や柔らかい食品など特別な食料を必要とする者に対する当該食料の確保・提供

５．避難所・居宅への必要な資機材の設置・配布
６．避難所・居宅への相談員の巡回による生活状況の確認、健康相談の実施
７．避難所または在宅の要配慮者のうち、二次避難を要する者についての該当施設への受入要請の実施（二次避難所の設置を含む）
８．精神的ケアやメンタルヘルスに関する支援体制の整備
９．避難所のレイアウト計画段階でのゾーニング（動線・音・視線の配慮等）の検討

第９節　ボランティア育成・確保計画

相当規模の災害時には、行政や関係機関による防災活動だけでなく、地域住民や地域外からのボランティアによる各種活動が重要であることから、その確保と活動の活性化、円滑化を図るため、ボランティア意識の普及啓発や育成、市災害ボランティアセンター連絡会の活用等を推進する。

第１　災害ボランティア活動の推進

１．ボランティア意識の醸成

国、県および市は、行政・ＮＰＯ・ボランティア等の三者で連携し、平時の登録、ボランティア活動・避難所運営等に関する研修や訓練の制度、災害ボランティア活動の受入れや調整を行う体制、災害ボランティア活動の拠点の確保、活動上の安全確保、被災者ニーズ等の情報提供方策等について整備するとともに、そのための意見交換を行う情報共有会議の整備・強化を、研修や訓練を通じて推進するものとする。

市は、県、社会福祉協議会等と連携し、さまざまな活動を行うボランティアの育成を図るため、インターネット上でボランティア情報を提供する「福井県社会貢献活動支援ネット」の普及を図り登録を促進するとともに、市災害ボランティアセンター連絡会の災害ボランティア登録の普及に努め、各種広報媒体を利用して住民に対する情報提供を行う。

また、事業所や各種の団体に対して、組織的な社会貢献としての災害ボランティア活動への参加を呼びかける。

２．ボランティア活動の普及

市は関連団体と連携し、「防災とボランティアの日（1 月 17 日）」、「防災とボランティア週間（1 月 15 日から 1 月 21 日）」において、啓発行事等を実施し、ボランティア活動の普及に努める。

第２　ボランティア活動への支援

市は、災害ボランティア活動に必要な知識、技能等を習得するための研修会等の開催、リーダーやコーディネーター、アドバイザー等の養成および、資機材等の整備に努める。

このほか、市は市災害ボランティアセンター連絡会と連携して、ボランティア希望者に対する講座開催の情報提供等によりグループづくりの支援を行う。

第３　ボランティア活動の環境整備・連携体制の強化

１．平時における広報・啓発活動等および各種団体との連携体制の整備

国、県および市は、広報活動、啓発活動等を通じて、ボランティアによる防災活動に関する事業者および住民の関心と理解を深めるとともに、休暇の取得の促進とその他ボランティアによる防災活動への国民の参加を促進するための必要な措置を講ずるものとする。また、避難生活支援リーダー／サポーター等の避難所運営・避難生活支援に取り組む地域のボランティア人材の育成・確保に努めるものとする。

市は、日頃から市内各種団体との連携を図ることのできる体制づくりを行い、災害発生時に、ボランティアが被災者のニーズに応えて円滑に活動できるよう備える。

２．災害発生時における受入・派遣体制および活動拠点の整備

市は、市災害ボランティアセンター連絡会と連携して、災害発生時に、ボランティアの受入･派遣および活動のための拠点のあっせんまたは提供を円滑にできる体制づくりをあらかじめ行う。また、必要に応じ、地域防災基地の一部をボランティアの活動拠点に提供するなどの支援を行う。

市は､災害発生時にボランティアが被災者のニーズに応えて円滑な活動を行えるよう、市地域防災計画等において、災害ボランティアセンターを運営する者（市社会福祉協議会等）との役割分担等を定めるよう努め、官民連携体制の強化を図る。災害ボランティアセンターの設置予定場所については、市地域防災計画に明記する、必要に応じ施設管理者等と相互に協定を締結する等により、あらかじめ明確化しておくよう努めるものとする。

３．広域応援体制の整備

市は、災害発生時の災害ボランティア活動について広域的な連携を円滑に行うため、ボランティアのあっせんや資機材の提供等について、応援可能な隣接市町や友好市等とあらかじめ相互に確認しておくとともに、応援協定を締結するなど広域連携体制の整備に努める。

第１０節　飲料水･食料品･生活必需品等の確保計画

災害発生時における住民の生活を守るため、飲料水、食料品、生活必需品等の備蓄・調達体制を確立する。

第１　個人備蓄の推進

自らの身の安全は自らが守るのが防災の基本であることから、市民に対し、３日分の食料、飲料水等の備蓄、非常持出品（応急医薬品、懐中電灯、ラジオ、乾電池、衣類等）の常備についての啓発を行う。

第２　市の備蓄

市は、各避難所または地区単位に、最低限必要な物資の分散備蓄に努める。また、市の備蓄目標は、想定される避難者数に対し、３日分を確保するよう努める。

また、要配慮者向けに必要な食料等の備蓄についても配慮する。

種　　別	品　　目
生命・生活を維持するために最低限必要なもの	毛布、水、食料、日用品、資機材など
要配慮者向けの食料など	ミルク、柔らかい食品、紙おむつ、生理用品など

第３　必要物資の調達体制

１．関係業界団体等との協定締結

飲料水、食料、日用品、資機材など生活を維持するために最低限必要な緊急物資の調達について、地元商店、関係業者の能力や実績を勘案し、あらかじめ関係業界団体と協定を締結するよう努める。

２．物資調達のマニュアル化

必要物資の種類、品目や数量、調達先や連絡先および連絡方法を明確にするなどマニュアル化を図るとともに、避難所における必要物資を把握し、必要物資の調整を図るため、情報通信機能の整備を行い、システムづくりを推進する。また、市および県は、新物資システム（Ｂ－ＰＲｏ）を活用し、施設（備蓄倉庫・物資拠点・避難所）ごとの備蓄物資の品目・数量や施設概要等の情報を定期的に更新するなど、最新の状況を把握するものとする。

３．応急食料等の整備

災害時における食料品および生活必需品等の供給が円滑に行われるよう平素から配慮し、市内における放出可能量の把握確認を行うとともに、緊急放出について協定を締結するよう努める。また、応急食料品等の保管場所および備蓄について整備を図り、供給体制の確立に努める。

４．事業者団体等との連携

農林水産物、畜産物、林産物の被災地への供給を確保するため、事業者団体や集出荷施設、販売、輸送業者等と在庫量等の情報収集を行えるよう連絡体制の整備を図る。

５．他の公共団体からの確保調達

災害時における食料および生活必需品の確保、供給に関する協定等を締結している市町等の応援により確保を図る。

第４　医薬品および医療救護用資材の確保

災害時における医療救護等の迅速かつ適切な措置を講じるため、小浜医師会および医療関係団体と協議し、必要な医薬品および医療救護用資材の確保に努める。

また、不足に対応するため、市内の医薬品業者団体および医療器具業者団体等と協定を締結するとともに応援協定締結市町等の応援により、調達体制の整備を図る。

第５　給水体制の整備

水道施設が被害を受けたときの緊急用水を確保するため、ろ過器や耐震性貯水槽の整備を行うほか、給水車の整備を推進する。また、地下水の利用にあたっては、国が設定する水質条件等のガイドラインを設定する。

１．災害時の給水協力の推進

井戸を所有する事業所や一般家庭に対し、災害時に住民への給水に協力するように呼びかけ、災害時の給水確保に努める。

２．耐震性貯水槽の整備

災害時の飲料水等の確保を図るため、庁舎や小中学校、公園等の拠点施設に耐震性貯水槽の整備を推進する。

３．給水資機材の整備

応急給水の迅速な実施を図るため､給水車の整備､水道仮設パイプの備蓄を推進する。

第１１節　市街地防災化計画

市は、防災空間の確保等都市防災の総合的推進を図り、災害に強いまちづくりに努める。

第１　都市防災構造化対策事業計画

市は、県の「災害発生時における県民の生命、身体の安全確保を図るために必要な避難場所、避難路、防災空地等の都市の防災施設を計画的に整備するためのガイドライン」に従い、「都市防災構造化対策事業計画」を策定し、計画の推進を図る。

第２　都市防災の推進

市は、都市計画事業を活用し、積雪時にも配慮しながら既成市街地の耐火性の向上を図るとともに、災害に強い安全で快適なまちづくりを推進する。

国、県および市は、防災・まちづくり・建築等を担当する各部局の連携の下、地域防災計画や立地適正化計画等を踏まえ、災害の危険性等地域の実情に応じて、優先度の高い避難行動要支援者から個別避難計画を作成するとともに、住宅を安全な立地に誘導するなど、まちづくりにおける安全性の確保を促進するよう努めるものとする。

第３　建築物不燃化の推進

防火、準防火地域の指定、建築物の不燃化の推進等により、災害時の被害防止に努める。

１．準防火地域の指定

準防火地域は建ぺい率 80%以上の商業地域、近隣商業地域について指定を推進し、市街地の延焼防止を図る。

第４　防災空間の整備

市は、都市公園、都市緑地、道路空間、河川空間、港湾空間の整備を進め、災害時における避難場所、避難路の確保、延焼防止、救援活動の円滑な実施を図る。

市、国および県は、緊急輸送ルートの確保を早期に確実に図るため、空港、港湾等の主要な拠点と高規格道路等のアクセス強化、ネットワーク機能の向上、道路防災対策等を通じて、強靭で信頼性の高い道路網の整備を図るものとする。 ネットワーク機能の向上のため、舞鶴若狭自動車道の４車線化を進める。

また、避難路、緊急輸送道路など防災上重要な経路を構成する道路について、災害時の交通の確保を図るため、道路啓開計画を策定する。また、必要に応じて、区域を指定して道路の占用の禁止または制限を行うとともに、国が促進する一般送配電事業者、電気通信事業者における無電柱化の取組と連携しつつ、無電柱化の促進を図るものとする。

さらに市、国および県は、所有者不明土地を活用した防災空地、備蓄倉庫等の整備、災害発生のおそれのある所有者不明土地の管理不全状態の解消等、所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法に基づく措置を活用した防災対策を推進するものとする。

１．都市公園の整備

市は、災害時の避難場所あるいは防火帯の用に供する都市公園の整備を図る。また、木造家屋が密集する市街地では、空き地やオープンスペースの確保に努める。

２．都市緑地等の整備

市は、緩衝、避難等の用に供する都市緑地および街路樹の整備を図る。

３．道路空間の整備

（１）広域的な防災体制および地域的な防災体制を確立するため、被災時の代替機能も考慮しながら道路の計画的な整備を推進する。

（２）幹線道路の整備にあたっては、災害時の緊急輸送ルート、避難路としての機能を有するような道路構造の質的改善および道路幅員等の検討を行う。

（３）幹線以外の道路については、幹線道路と有機的に連携させ、避難場所への円滑な避難を考慮し整備する。

４．河川空間の整備

市および県は、河川敷にヘリポート、緊急用道路、船着場等を整備し、防災空間としての活用を図る。

５．港湾（漁港）空間の整備

国、県は、耐震強化岸壁の整備を図り、港湾（漁港）背後市街地内での避難地と連携して、区域内に避難緑地の整備など、オープンスペースの確保を図り、避難地や緊急物資の保管用地として災害時の防災拠点としての利用を図る。

第５　風水害に強いまちづくり

市は、治水・防災・まちづくり・建築を担当する各部局の連携の下、有識者の意見を踏まえ、豪雨、洪水、高潮、土砂災害等に対するリスクの評価について検討するものとする。特に、豪雨や洪水のリスク評価に際しては、浸水深や発生頻度等を踏まえて検討するよう努めるものとする。また、市および県は、これらの評価を踏まえ、防災・減災目標を設定するよう努めるものとする。

市および県は、豪雨、洪水、高潮、土砂災害等による危険の著しい区域については，災害を未然に防止するため、災害危険区域の指定について検討を行い、必要な措置を講ずるものとする。なお、災害危険区域の指定を行う場合は、既成市街地の形成状況や洪水浸水想定区域等の状況を踏まえ、移転の促進や住宅の建築禁止のみならず、市および県が定める水位より高い地盤面や居室の床面の高さ、避難上有効な高さを有する屋上の設置など、様々な建築の制限を幅広く検討するものとする。

市および県は、溢水、湛水等による災害の発生のおそれのある土地の区域について都市的土地利用の誘導を検討するにあたっては、豪雨、洪水、高潮、土砂災害等に対するリスクの評価のほか、その地域の状況や地域でとり得る防災・減災対策を幅広く考慮して総合的に判断することとし、必要に応じて、移転等も促進するなど、風水害に強い土地利用の推進に努めるものとする。

市は、コンパクト・プラス・ネットワークの形成および防災まちづくりの推進に当たっては、立地適正化計画において、災害リスクを十分考慮の上、居住誘導区域を設定し、ハード・ソフト両面からの防災対策・安全確保対策を定める防災指針を位置付けるものとする。

市、国および県は、山地災害危険地区等における治山施設の整備等のハード対策と、山地災害危険地区に係る監視体制の強化、情報提供等のソフト対策の一体的な実施や、地域の避難体制との連携による減災効果の向上を図るとともに、森林の整備・保全の推進により、山地災害の発生防止に努めるものとする。特に、尾根部からの崩落等による土砂流出

量の増大、流木災害の激甚化、広域にわたる河川氾濫など、災害の発生形態の変化等に対応するため、流域治水の取組みと連携しつつ、土砂流出の抑制、森林土壌の保全強化、流木対策等を推進するものとする。

市は県と協力し、宅地造成及び特定盛土等規制法に基づく管内の既存盛土等に関する調査等を実施し、必要に応じ、把握した盛土等について安全性把握のための詳細調査や経過観察等を行うものとする。また、これらを踏まえ、危険が確認された盛土について、宅地造成及び特定盛土等規制法などの各法令に基づき、速やかに監督処分や撤去命令等の行政処分等の盛土等に伴う災害を防止するために必要な措置を行う。市は、当該盛土等について、対策が完了するまでの間に、市地域防災計画や避難情報の発令基準等の見直しが必要になった場合には、県から適切な助言や支援を受ける。

第１２節　建築物災害予防計画

災害に対する建築物の安全性を高めることにより被害の発生を防止するとともに、防災活動の拠点となる主要建築物の耐震性、浸水対策等を強化することにより、災害対策の円滑な実施を図る。

また、民間の施設および一般建築物等については、防災対策の重要性の周知徹底を行うとともに、日常の点検等を促進し防災対策を図る。

第１　公共建築物

１．防災上重要な建築物の指定

災害対策は迅速かつ正確な情報伝達、適切な行動への指示および安全な避難場所の確保が要求される。市は、県と協力して、所管施設のうち災害応急対策上の重要性、有効性、地域特性等を考慮して、防災上重要な建築物を指定する。

これらの建築物については耐震診断調査を実施し、重要度や必要度の高いものから順次耐震補強を図るとともに、浸水防止対策等を推進し、安全性の向上を図る。また、長期停電に備え、非常用発電機を整備し、72 時間は外部からの供給なしで稼働できるよう、あらかじめ燃料を備蓄する等、電力の確保に備える。

（１）災害時に緊急の救護所、被災者の一時収容施設となる病院、診療所、学校、社会福祉施設等

（２）災害時に避難誘導および情報伝達、救助等の防災業務の中心となる庁舎、消防署、出先施設等

２．防災上重要な建築物の安全性強化

（１）既設建築物の安全点検の実施

「防災上重要な建築物」に指定された施設等について計画的に安全点検を実施する。

（２）既設建築物の改修の推進

安全点検の実施により補強が必要と認めたものについては、当該建築物の重要度を考慮して順次、改修を実施する。

（３）新設建築物の耐火構造化、地盤調査の実施

設計基準による建築を徹底する。

第２　一般建築物

不特定多数の人が使用する特殊建築物については、県の建築指導行政による以下の指導等により安全性を確保するとともに、一般住宅においても安全性向上の推進を図る。

１．学校、病院、興業場、百貨店等の特殊建築物およびその設備について、定期的な所有者等からの状況報告、実地調査、およびその結果に基づく適切な指導。

２．特殊建築物のうち不特定多数が使用するものについては、査察の実施と、その結果に応じた改修等必要な助言、勧告。

３．一定規模以上の特殊建築物および建築設備については、定期的なその状況の調査資格者による調査および結果報告に基づく防災上必要な助言、勧告。

４．一般住宅の安全性向上の推進

木造住宅等に関する自己点検を推進するため、パンフレット等を配布するほか、住まいの情報展等で各種展示や安全点検、補強方法等の相談を行う窓口を開設するなど、安全性向上に関する知識の普及啓発を行う。

第３　その他の構造物

１．ブロック塀の倒壊防止対策

（１）ブロック塀築造に対する指導強化

ブロック塀を新設または改修しようとする者に対し、建築基準法に定める基準の遵守を指導する。

（２）ブロック塀調査に基づく既存ブロック塀に対する改修指導

通学路等を中心にブロック塀の実態調査を行い、倒壊危険個所の把握に努めるとともに、危険個所の改修について必要な助言、勧告等を行う。

（３）住民に対する知識の普及

住民に対し、ブロック塀の安全点検および安全性の確保について広報紙等を活用して啓発を図るとともに、ブロック塀の造り方、点検方法および補強方法等についてパンフレット等を作成し、知識の普及を図る。

２．落下物対策

定期的に実態調査を実施し､危険性のある看板等について撤去､改修等の指導を行う。

３．家具等の転倒防止対策

住宅、事務所等の建築物内に設置されている家具等の災害時における転倒、移動による被害を防止するため、その適正な対策、転倒防止方法等についてわかり易いパンフレットを住民に配布し、普及啓発を図るとともに、適切な指導助言等を行うなど、家具等の安全性の確保を図る。

４．その他

市は、平時より、災害による被害が予測される空き家等の状況の確認に努めるものとする。

第４　防災集団移転促進事業およびがけ地近接危険住宅移転事業

１．防災集団移転促進事業

市は、豪雨、洪水、高潮その他異常な自然現象による災害が発生した地域または建築基準法第 39 条の規定により指定された区域のうち、住民の住居に適当でないと認められる区域内にある住居の集団移転を促進する。

２．がけ地近接危険住宅移転事業

市は、がけ地の崩壊、土石流等により、住民の生命に危険を及ぼすおそれのある区域内の危険住宅の移転を促進する。

第１３節　交通施設災害予防計画

各交通施設の事業者および管理者は、災害時の交通システムを確保するため、各施設等の耐震性の強化および被害軽減のための諸施策を実施し、被害を最小限にとどめるよう万全の予防措置を講じる。

第１　道路施設

道路管理者は、広域的で質の高い防災体制の確立と、地域内の確実な避難活動を確保するため、災害に強い道路網の整備に努める。

１．道路等の整備

道路管理者は、災害時における道路機能の確保のため、所管道路での計画的な補強等の対策を推進する。また、広域的、地域的な防災体制の確立を目的とした道路網についても併せて整備する。

（１）幹線道路網の整備

地域的な防災体制の確立のため、市庁舎と幹線道路および市庁舎と防災拠点施設のそれぞれを連絡する幹線道路網について、被災時の代替性にも考慮しながら、都市計画および地方道路計画等に基づいて整備を推進する。

（２）補助幹線道路の整備

補助幹線道路および区画道路の整備により、幹線道路とのスムーズな連結を図る。

（３）避難誘導路の確保

住宅密集地等において、防災上必要な地域では、歩道等の整備による避難誘導路の確保を図る。

（４）道路の防災補修工事

道路法面の崩壊が予想される箇所や道路の崩壊が予想される箇所等の調査・点検を行い、道路の防災補修工事が必要な箇所については、その対策工事を早急に実施する。

（５）橋梁等の整備

橋梁等の耐震性の向上を図るため、定期的に地震に対する安全性の点検を実施し、それに基づく必要な補修を行う。また、橋梁等の耐震基準については、道路橋示方書に基づき耐震点検調査や補修等対策工事を行い、新設する橋梁については、上記示方書または今後国において示される新たな基準に基づき整備を行う。

なお、大規模な擁壁、共同溝などについても地震に対する安全性を考慮して整備を行う。

災害時における橋梁機能の確保を図るため、橋梁の安全点検調査を実施し、補修箇所等対策工事の必要箇所の整備を推進する。

（６）トンネルの整備

災害時におけるトンネルの安全確保のため、所管のトンネルについて安全点検調査を実施し、補強等対策工事の必要箇所を指定してトンネルの整備を推進する。

２．道路啓開等

道路管理者は、大規模災害において道路啓開等を迅速に行うため、道路法等に基づき、関係機関と連携して、道路啓開計画を策定するとともに、定期的な見直しを行うものとする。

事故車両、倒壊物、落下物等の道路障害物の除去による道路啓開、応急復旧等（以下

「道路啓開等」という。）に必要な人員、資機材等の確保について、民間団体等から緊急に協力が得られるよう協定の締結を推進する。

第２　鉄道施設

西日本旅客鉄道株式会社は、同社で定める手続きおよび準則等により、災害の防止、災害時の輸送確保、社内関係機関および関係自治体との連携について定める。

１．施設、設備の防災構造化

（１）風水害による浸水または盛土箇所の崩壊等による災害を防止するため、路線の盛土や法面改良を実施する。

（２）耐震性を考慮した線区防災強化を推進し、橋梁等について要注意構造物を解消するよう努める。

（３）列車事故による災害を防止するため、道路との立体交差化、自動制御装置の設置等安全施設整備事業を推進する。

（４）地震計の設置により、地震発生時における早期点検体制の確立を図るとともに、列車の運転規制等の基準とし、事故を防止する。

（５）列車無線を整備する。

（６）線路保守上、特に危険性のある箇所または工事中等で一般路線に比べて強度が低い線路構造物の近くに特殊信号装置を設置する。

２．防災資機材の整備および要員の確保

（１）社内での防災資機材（モーターカー、トラック、ジャッキ、レール、防災桁等）の整備を図るとともに、民間企業から緊急に協力が得られるよう体制を整える。

（２）社内および関連業者の災害事業に従事する技術者および技能者の技術および技能の程度と人員配置状況を把握し、緊急時における発動体制を確立する。

第３　漁港施設

災害時の、被災直後の緊急物資および避難者の海上輸送にあてるとともに、被災した漁港施設が復旧するまでの間、最小限の漁港機能を保持するため施設の防災構造化を推進する。

１．市および県は、荷捌き時や荒天時における漁船の避難等による漁船の交錯を解消するため、静穏な泊地および漁船の係留施設を整備する。

２．耐震性の強化

小浜漁港等において、利用状況の変化に対応しつつ、耐震岸壁の整備など防災対策を考慮した漁港整備を早期に実施する。

３．施設の点検整備

漁港管理者は、施設の安全確保のため、耐震性点検マニュアルに基づき、点検調査を行う。

第４　公共用ヘリポート施設（若狭ヘリポート）

災害時における救援機関の受入れ基地や医薬品その他救援物資等の緊急輸送基地としてヘリポートの果たす役割を踏まえ、施設の耐震設計等について、基準に基づき十分な点検・管理を行い、必要な補強対策を講じる。

第１４節　上下水道施設災害予防計画

市は、上水道施設および下水道施設の災害予防を図る。

第１　上水道施設災害予防対策

災害による上水道施設の被害を最小限にとどめ、速やかに水の供給を確保するため、上水道施設の整備増強および給水体制の整備を推進する。

１．施設等の整備

上水道整備事業の実施について、水道施設設計指針および水道施設耐震工法指針・解説等により、施設の防災構造化を図る。

（１）取水・導水施設

取水施設（井戸等）は防災構造化を考慮した構造とし管路施設は、継手等の防災構造化を考慮した構造・材質とする。

（２）浄水施設

浄水施設の浸水･湛水による被害を最小限にとどめるための整備補強を行う。また、被災時の停電を考慮して自家発電設備の整備を行う。

（３）送配水施設

送配水幹線について、防災構造の強化のため、緊急遮断弁を設置し、耐震継手、伸縮可とう管等を使用する。

配水管路は、配水系統の相互連絡化、管路のループ化、ブロック化等を行い、断水地域の縮小に努める。

既設老朽管については、ダクタイル鋳鉄管や高性能ポリエチレン管等への布設替えの措置を行う。

２．応急復旧用資機材の整備

原水処理剤や応急復旧用資機材の整備・備蓄を推進するとともに、広域的な水道事業団体の相互融通についてルール化を推進する。

３．給水体制の整備

県、日本水道協会福井支部と連携し、上水道施設が被害を受けたときの緊急用水の確保を図るため、拠点避難所等に緊急濾水装置や耐震性貯水槽の整備に努めるとともに、地下水利用時の水質条件等のガイドラインを設定する。

なお、災害時における円滑な緊急用水の供給を図るため、給水車の整備を推進する。

４．応急復旧体制の整備

災害により被災した水道施設の応急復旧を図るため、必要な体制を整備する。

第２　下水道施設災害予防対策（集落排水等を含む）

公共下水道供用開始区域および集落排水供用開始地区において、応急復旧体制の整備を図る。

１．施設等の整備

公共下水道事業および集落排水整備事業の各施設について、指針等により防災構造化

を図る
（１）地域条件を考慮し、管渠施設・ポンプ施設･処理場の各施設が災害時においてもその根幹的な機能を保持するよう計画･設計に十分配慮する。
（２）管渠および処理場またはポンプ場の土木建築構造物・機械電気設備について必要な補強･老朽化施設の更新を図る。
（３）マンホール等の清掃を行うため、バキューム車、マンホールポンプ動力（電源車等）、通信ケーブルの確保に備える。
（４）停電時に備え、自家発電設備の整備、点検を行う。

２．施設の災害予防対策
（１）集中豪雨等の災害に対処するため、常時管渠の状況を点検把握し、堆積物の除去および損傷箇所の補修を行い、流下が阻害されないように努める。
（２）雨水渠の樋門の維持管理および開閉等については、関係機関との連絡協議を密にして、災害の予防、軽減を図る。
（３）ポンプ施設等は、常時機能が最大限発揮できる状態に維持管理を行うとともに、現有能力を正確に把握してその保全を行う。
（４）停電時における動力源の確保に努める。
（５）構築物・機械設備・老朽管の更新、補強等を図る。

３．点検調査の実施
施設設備の点検マニュアルを整備し、これに基づき点検調査等を定期的に実施し、施設設備の改善に努める。

４．代替え施設等の整備
下水道施設に支障をきたした場合に備え、仮設トイレ調達供給体制の確立を図る。また、主な避難所等においては「災害用マンホール」の整備を検討する。

５．応急復旧用資機材および体制の整備
下水道施設の応急復旧資機材の確保に努めるとともに、被災した下水道施設の応急復旧を図るため、日本下水道協会や民間団体との協定等により、必要な体制の整備を図る。

６．下水道ＢＣＰ（事業継続計画）の策定
自らの被災を想定した上で、活用可能な資源（資機材、人員）を考慮して、目標時間を設定し、対策の実効性を高める。

第３　上下水道の一体的な災害予防対策

水道事業者および下水道管理者は、民間事業者等との協定締結などにより発災後における上下水道施設の維持または修繕に努めるとともに、災害の発生時においても上下水道の機能を維持するため、必要な資機材の整備等に努めるものとする。また、発災後に迅速に復旧できるよう、上下水道システムの基幹施設等の最優先で復旧すべき箇所をあらかじめ定めておくなど、上下水道一体となった対応に努めるものとする。さらに、宅内配管についても迅速に復旧できるよう、あらかじめ体制の構築に努めるものとする。

第１５節　電力・ガス施設災害予防計画

電力事業者、ガス事業者は、災害時おける被害を最小限にとどめ、電力およびガスの供給機能を確保するため、電力およびガス施設の災害対応力を強化するとともに、迅速な施設の復旧を図るための体制を整備する。

第１　電力設備災害予防対策

電力事業者は、災害による電気設備の被害を軽減し、安定した電力供給の確保を図るため、災害の種別ごとにあらかじめ定められた計画により、施設、設備の整備、管理を行い、応急復旧体制の整備および電気施設の耐震性等の強化を図るものとする。

１．水害・地震対策

（１）変電設備

施設、付属設備およびその防護施設について点検・整備を行うとともに、非常用電源を整備する。

（２）送配電設備

①　重要設備、回線等に対する災害予防対策を実施する。

②　土砂採取等に対する鉄塔基礎周辺の保全対策を推進する。

③　橋梁および建物取付部における耐震性の強化を図る。

④　電線路付近における飛来物に対する予防対策をとる。

２．落雷対策

変電設備に耐雷遮蔽および避雷器を重点的に配置するとともに、系統保護継電装置を強化する。また、送配電設備については、架空地線および避雷器を設置して雷害対策を強化する。

３．雪害対策

送配電設備について支持物および電線を強化するとともに、危険樹木の伐採等による予防対策を講じる。

４．通信設備の強化

主要通信系統の二重ルート化、健全回線の切替えによる応急連絡回線の確保、無停電電源および予備電源の確保ならびに移動無線等の整備を図る。

５．電気設備予防点検の実施

電気設備に関する技術基準の定めるところにより、定期的に工作物の巡視、点検を実施するほか、自家用需要家を除く一般需要家の電気工作物の調査を行う。

６．災害対策用資機材の整備および輸送体制の確保

（１）資機材の整備

本店、支店、営業所およびその他の事業所等は、地域的条件を考慮して、災害対策用資機材の必要数量を整備しておくものとする。

（2）資機材の輸送

本店、支店、営業所その他の事業所等は、災害対策用資機材の輸送計画を作成するとともに、輸送力を確保しておくものとする。

第２　ガス設備災害予防対策

液化石油ガス事業者、ガス製造・販売業者は、災害発生の未然防止を図るとともに、被災時のガス設備の被害を軽減し、さらに、ガスによる二次災害の防止を図るため、ガスの製造、供給に係る施設・設備の整備、管理を行うとともに、耐震性の強化、応急復旧体制の整備を図る。

１．製造設備および供給設備の充実および維持管理

ガス発生設備、石油類貯蔵槽、ＬＰガス貯蔵槽、ガスホルダー、プロパンガス容器等については耐震性を十分に考慮して設置し、防油、防液堤、消火設備、保安電力設備等の拡充に努める。

これらの設備については、保安規定、危害予防規定等に定めるところにより、定期的に点検、検査および見回りを実施する。また、設備上、耐震性がないと判明した設備については、早急に改善修理を実施する。

２．災害対策用資機材の整備

緊急事態が発生した場合に早急に応急復旧措置ができるよう、あらかじめ通信体制を強化するとともに、導管資材、緊急防災工具等必要な資機材を整備し、定期的に確認を行う。

３．防災関係機関との相互協力体制の確保

市域において、ガス漏れによる爆発事故が発生した場合、迅速かつ的確に対処できるよう、あらかじめ防災関係機関と協議しておく。

第１６節　通信・放送施設災害予防計画

電気通信および放送の事業者は、災害等異常時の被害を最小限にとどめ、サービスの確保を図るため、災害対応能力を強化するとともに、被災防止対策等の予防措置を講じ万全を期するものとする。

第１　電気通信設備災害予防対策

有線電話事業者および無線電話事業者は災害等異常時の電気通信サービスの確保を図るため、電気通信設備について浸水防止対策等の予防措置を講じ万全を期するものとする。

１．災害予防対策

災害による故障発生を未然に防止するため、次のとおり防災設計等を行い、万全を期する。

（１）豪雨、洪水または津波等のおそれがある地域に設置されている電気通信設備の耐水構造化

（２）暴風または豪雪のおそれがある地域に設置されている電気通信設備の耐風または耐雪構造化

（３）地震、火災災害に対する重要電気通信設備の耐震、耐火構造化

（４）主要な伝送路の多ルート構成またはループ構成化

２．災害対策用機器の配備

災害が発生した場合において被害を迅速に復旧し､電気通信サービスを確保するため、次の災害対策用機器等を配備する。

（１）非常用無線衛星通信装置、非常用無線装置

（２）移動電源車、発電発動機

（３）非常用移動電話局装置、車載型基地局装置

（４）応急復旧用ケーブル

（５）その他災害対策用機器

３．災害時措置計画の整備

災害が発生した場合において通信不能地域をなくし、電気通信サービスを確保するため、次の災害時措置計画を作成する。

（１）伝送装置計画（伝送路、回線切替、臨時回線の作成等）

（２）交換装置計画（う回路変更、利用制限等）

（３）手動台措置計画（手動台臨時中継、利用者への利用案内等）

第２　放送施設災害予防対策

１．一般放送施設

日本放送協会福井放送局、福井放送㈱、福井テレビジョン放送㈱および福井エフエム放送㈱は、災害が発生し、または発生する恐れのある場合における放送電波の確保を図るため、あらかじめ定められた計画により、放送設備、局舎設備等について各種予防措置を講じ、災害報道の確保に万全を期する。

（１）　平時の措置

①　地震災害に備えて、各種放送設備のほか、戸棚等備品についての耐震対策（固定化）および浸水対策を実施する。

②　非常用資機材および消耗品等を定量常備する。

（２）警戒時の措置

災害発生時には、次の設備について整備、点検を行う。

①　電源設備

ア　自家発電装置の点検・試運転、燃料および冷却水の確保

イ　蓄電池の点検･充電

ウ　電力会社に対する受電線確保要請

②　給排水設備

ア　給排水･消火ポンプの点検整備、燃料補給

イ　構外設備の補強、緊急資材の配置

ウ　保有水の把握、管理

③　中継・連絡回線

ア　ＮＴＴ西日本㈱に対する回線確保および代用線の要請

イ　非常用受信機、自営無線回線設備の点検･整備

④　放送設備、空中線設備

ア　非常用放送装置の緊急点検･整備

イ　送受信空中線の緊急点検･補強、予備空中線材料等資材の確保

２．ＣＡＴＶ

市内の各家庭を結ぶＣＡＴＶは、災害時の重要な情報伝達・広報手段となることからケーブルテレビ若狭小浜㈱は、災害時においても回線が確保されるよう、一般放送施設に準じた各種予防措置を講じ、災害報道等の確保に万全を期する。

第１７節　防災関係施設設備、資機材、物資等整備計画

市は、応急対策の円滑な実施のために必要とする施設、設備の整備および緊急必要物資の確保に努める。

第１　情報通信施設の整備

防災関係機関は、災害の初動期における情報連絡活動の重要性を認識し、情報通信施設設備の整備・耐震化を推進するとともに、最新の情報通信関連技術の導入、情報伝達手段の多重化など、通信設備の運用体制の強化を図る。また、効果的・効率的な防災対策を行うため、ＡＩ、ＩｏＴ、クラウドコンピューティング技術、ＳＮＳの活用など、災害対応業務のデジタル化の促進に努めるものとする。デジタル化に当たっては、災害対応に必要な情報項目等の標準化や、システムを活用したデータ収集・分析・加工・共有の体制整備を図るものとする。

１．防災行政無線通信施設の整備

（１）市防災行政無線（移動系無線、同報系無線）

災害時における応急対策および地域住民に対する情報伝達を迅速かつ円滑に実施するための無線通信設備である。

≪整備目標≫

①　防災行政無線を有効に機能させるため、年間・昼夜を問わない運用体制の確立を図る。

②　災害時における応急対策を迅速かつ円滑に実施するため、防災行政無線の整備、充実を図る。

③　地域住民に対して情報を迅速かつ的確に伝達するため、同報系無線設備の整備を図る。

④　災害現場の情報を迅速かつ的確に収集するため、移動系無線の整備および携帯無線機の増強を図る。

⑤　現在のアナログ通信のデジタル化による機能向上を図る。

（２）地域防災無線（福井県整備の防災無線）

防災関係機関は、災害時に相互に通信することのできる防災相互通信用無線の重要性を認識し、整備、増強に努める。

≪整備目標≫

①　防災関係機関は、無線局の整備、増強を図る。

②　防災関係機関は、想定される災害に応じた運用体制の整備を図る。

（３）消防無線

消防および救急活動を迅速かつ円滑に実施するための無線通信設備であり、移動局、携帯無線機の充実を図る。

（４）無線従事資格者の養成

無線通信設備の管理者は、無線局の適正な運用を図るため、無線従事資格者の養成を図る。

２．優先通信設備の整備

防災関係機関は、災害時優先扱い電話の有効な活用体制を強化するとともに、災害時優先電話を明確にし、電話番号を関係機関に通知する。

３．衛星携帯電話の整備

県は、被災地域において既設の通信ルートが遮断した場合や県防災行政無線のバックアップ用として、市および消防本部に衛星携帯電話を配備整備する。

市は、災害時に孤立する恐れのある集落等で地上回線が途絶した場合に備え、衛星携帯電話などにより、当該地域の住民と当該市との双方向の情報連絡体制の確保を推進するものとする。

４．パソコンネットワークシステムの整備

市庁舎、防災拠点施設、避難所等にネットワーク環境およびパソコンを整備し、県が構築したインターネット通信の有効活用を図るものとする。

５．緊急警報放送受信機の普及

市および関係機関は、緊急警報放送受信機（全国瞬時警報システム J-ALERT）の普及に努める。

第２　防災資機材等の整備、調達

防災関係機関は、応急対策実施のため、災害用装備資材等をあらかじめ整備充実するとともに、保有資機材等は随時点検を行い、保管に万全を期するものとする。

第３　緊急必要物資の確保

災害時における食料品、生活必需品、応急および復旧用資材、燃料等の供給を円滑に行うため、平時から卸売業者、大規模小売店舗等における放出可能量の把握に努め、最低限必要なものを備蓄するよう努める。なお、生活必需品等の確保については、第２章第１０節「飲料水･食料品･生活必需品確保計画」に定めるとおりとする。

第４　避難場所等の整備

市は、災害から人命の安全を確保するため、関係機関と連携して、地域の災害特性や災害危険性をふまえ計画的に避難対策の推進を図る。

なお、避難場所および避難施設は、次の事項に留意して選定、整備するとともに住民に対し周知徹底を図る。また、避難場所における救助施設等の整備に努める。

１．一般災害対策

河川の氾濫による浸水想定区域、急傾斜地崩壊危険区域、地すべり防止区域、雪崩危険区域、土砂災害警戒区域等の危険区域にかかる住民全員が避難可能な安全な避難場所、避難施設および避難路を次の事項に留意して選定、整備するとともに、住民に周知する。また、避難場所における避難施設の整備に努めるものとする。

（１）避難場所の選定

①　洪水氾濫等により使用不能の被害を受けるおそれのないこと。

②　土石流、地すべり等の土砂災害を受けるおそれのないこと。

③　危険区域等の避難対象人家等からできるだけ近距離にあること。

（２）避難施設の選定および整備

①　危険区域ごとに安全な避難施設を選定、確保すること。

②　適当な避難施設がないときは、安全な避難施設を整備するよう努めること。

（３）避難路の選定

① 危険区域等を通過する道路は、努めて避けること。
② 車両通行が可能な程度の幅員がある道路を選定すること。

（４）避難路の整備
① 避難誘導標識等の整備に努めること。
② 避難路上の障害物件を除去すること。

第５ 災害対策用ヘリポートの整備

市は、災害時の救助救護活動、緊急物資の輸送等にヘリコプターの機動性を生かした応急活動を円滑にするため、ヘリコプターが離着陸できるヘリポートの選定および整備に努めるものとする。

１．ヘリポートの選定

ヘリポートは、学校の校庭、公共の運動場、公園等から、次の事項に留意して選定するものとする。

（１）十分に平坦であり、ヘリコプターの離着陸に耐えうる地盤堅固な土地であること。
（２）最大縦断勾配および最大横断勾配は、それぞれ５％以内であること。
（３）車両の進入路があること。
（４）ヘリコプターの離着陸帯に障害物がないこと

２．林野火災における空中消火基地

林野火災における空中消火基地は、前項ヘリポートの選定によるほか、特に次の事項に留意して選定するものとする。

（１）水利、水源が近いこと
（２）複数の駐機が可能であること
（３）補給基地が設けられること
（４）気流が安定していること

第１８節　水害予防計画

台風や、集中豪雨等による水害の防止を図るため、治山・治水対策を推進するとともに、水防体制の充実を図る。

第１　治山対策の推進

市は、山地災害防止、水源かん養機能の向上、森林による生活環境の保全、形成を図るため、山地治山、水源地域整備、防災林造成、保安林整備等の治山事業を推進する。

１．山地治山事業

荒廃地の復旧および荒廃危険地の整備を行い、山地に起因する災害を未然に防止する。また、荒廃地および荒廃危険地が存する一定地域において、治山施設、森林の整備を緊急かつ総合的に実施し、山地に起因する災害を未然に防止する。

２．流域保全総合治山等事業

流域保全上重要な水系の上流域に存する森林等において、流域全体にわたる水源かん養機能や土砂流出防止機能等の高度発揮を図る。

３．防災林造成事業

海岸等で飛砂、潮風、高潮、強風等による災害を防止する。

４．保安林整備事業

地味劣悪、被災等により機能の低下した保安林を整備し、水源かん養および土砂流出、土砂崩壊等防災機能の高度発揮を図る。

第２　治水対策の推進

河川管理者、下水道管理者等が連携し、台風、集中豪雨等による洪水の防止を図るため、各河川の治水整備計画に基づき河川改修・維持修繕事業を実施し、水害実績等を踏まえ、大河川、中小河川、下水道、内水域等それぞれの水害規模、影響等を想定した上で、効果的な治水対策に努める。

１．河川改修事業

一級河川については、狭部の拡幅、堆積土砂の掘削浚渫、護岸・水制等の施工、河積の拡大および河道の安定を図り、ダム等により洪水調節を行う。

中小河川および都市河川についても同様の整備を図るほか、内水排除河川としての整備も併せて実施する。

２．河川維持修繕事業

市長（水防管理者）および各河川の管理者は、平時から河川を巡視して河川施設の状況を把握し、異常が認められたときは直ちに補修するとともに、その原因を究明し、洪水に際して被害が最小限度に止めるよう、堤防の維持、護岸・水制および根固め工の修繕、堆積土砂の撤去等を実施する。

３．事業実施の留意事項

（１）利水施設の設置は治水との総合調整を考慮し、水源より河口までの一貫した視点により適切に行う。

（２）砂防事業、治山事業との相互連絡調整を行うこと。

（３）総合排水的見地より都市の下水道事業、農業排水事業等との調整を行うこと。

第３　水防体制の強化

１．水防体制の確立

河川、ため池等の管理者は、水防に関する組織、動員体制、情報連絡体制等の整備充実を図り、水防体制の万全を期する。

２．河川等の管理強化

河川、ダム、ため池等の管理者は、堰、水門等その管理する施設の操作にあたっては、下流域における異常増水の防止に十分配慮して行う。

３．水防施設の整備・点検

河川、ダム、ため池等の管理者は、河川水位、雨量等の観測施設および警報施設の整備を図るとともに、平素から計画的な点検整備を行い、施設の改善等機能の維持に努める。

４．水防用資機材の備蓄および点検

市および水防管理団体は、重要水防区域等について具体的な水防工法を検討し、水防活動に必要な資機材の整備を図り、平素から計画的な点検整備と補充等に努める。

５．河川パトロールの強化

市は、河川の危険が予想される箇所の把握に努め、立札や広報等で住民に注意を促すとともに、毎年の増水期に先立ち、パトロールを強化する。

６．水防訓練の充実

市は、水防団や自主防災組織等と連携して、土のうづくり、水防工法、水難救助訓練等の水防訓練を行い、その充実を図る。

第４　警戒避難体制の整備

１．浸水想定における避難確保措置等

（１）市は、住民が自らの地域の水害リスクに向き合い、被害を軽減する取組を行う契機となるよう、分かりやすい水害リスク情報の提供に努めるものとする。

（２）県および近畿地方整備局福井河川国道事務所は、水防法に基づき指定した洪水予報を実施する河川、水位情報の通知および周知を実施する河川ならびに水防法に基づき指定されていない中小河川において、想定最大規模降雨により河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域を洪水浸水想定区域（以下「浸水想定区域」という。）として指定し、指定の区域および浸水した場合に想定される水深等を公表するとともに、関係市町の長に通知するものとする。洪水浸水想定区域に指定されていない中小河川においては、県は、過去の浸水実績を活用する等、河川の状況に応じた簡易な方法も用いて、市へ水害リスクに関する情報を提供するよう努めるものとする。また、市長は、助言等を受けつつ、過去の浸水実績等を把握したときは、これを水害リスク情報とし

て住民、滞在者その他の者へ周知するものとする。

（３）近畿地方整備局福井河川国道事務所、県、市町、ライフライン事業者、鉄道事業者などは連携し、複数市町にまたがる河川流域を対象に、それぞれの防災行動を記載したタイムラインを作成するものとする。

また、災害対応の検証等を踏まえ、必要に応じてタイムラインの見直しを行うとともに、平時から訓練や研修等を実施し、同計画の効果的な運用に努めるものとする。

（４）市は、浸水想定区域ごとに、洪水予報および水位情報の伝達方法、避難場所その他洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項について定めるものとする。

（５）市は、浸水想定区域内に地下街その他不特定かつ多数の者が利用する地下に設けられた施設または社会福祉施設、病院、幼稚園等の要配慮者関連施設があるときには、当該施設の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保が図られるよう施設ごとに洪水予報および水位情報の伝達方法を定めるものとする。

（６）市は、地域防災計画において定められた洪水予報および水位情報の伝達方式、避難場所その他洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項について住民に周知するよう努めるものとする。

（７）市は、避難情報を円滑に発令するため、タイムライン等により、水位や降雨の度合等に応じた避難指示等の具体的な発令基準を定めるとともに、避難指示等の具体的な発令区域・タイミング、指定緊急避難場所、避難経路等の住民の避難誘導等警戒避難体制をあらかじめ計画するものとする。その際、水害と土砂災害、複数河川の氾濫、台風等による高潮と河川洪水との同時発生等、複合的な災害が発生することを考慮するよう努めるものとする。県は、これらの基準および範囲の設定ならびに見直しのほか、警戒避難体制の整備・強化に必要な助言等を行うものとする。

市は、洪水等に対する住民の警戒避難体制として、洪水予報河川等および水位周知下水道については、水位情報、堤防等の施設に係る情報、台風情報、レベル３大雨警報、レベル３氾濫警報等により具体的な避難指示等の発令基準を設定するものとする。それら以外の河川等についても、氾濫により居住者や地下空間、施設等の利用者に命の危険を及ぼすと判断したものについては、レベル３大雨警報の危険度分布等により具体的な避難指示等の発令基準を策定することとする。また、安全な場所にいる人まで指定緊急避難場所等へ避難した場合、混雑や交通渋滞が発生するおそれ等があることから、災害リスクのある区域に絞って避難指示等の発令対象区域を設定するとともに、必要に応じて見直すものとする。国および県は、市に対し、これらの基準および範囲、対象区域の設定および見直しについて、必要な助言等を行うものとする。

（８）市は、浸水想定区域、避難場所、避難路等水害に関する総合的な資料を図面表示等を含む形で取りまとめたハザードマップや風水害発生時の行動マニュアルを作成し、住民等への配布や講習会を実施する他、地域や住民に対し、防災マップやコミュニティタイムライン、マイタイムライン等の周知を図るものとする。その際、河川近傍や浸水深の大きい区域については「早期の立退き避難が必要な区域」として明示することに努めるものとする。また、中小河川、決壊した場合に大きな被害をもたらすおそれのあるため池および内水による浸水に対応したハザードマップ作成についても、関係機関と連携しつつ作成・検討を行う。

（９）水防管理者は、水防活動の必要性が高い区域を、水防計画書で重要水防箇所として記載するとともに、一般に周知するよう努めるものとする。

(10) 事業者は、豪雨や暴風などで屋外移動が危険な状況であるときに従業員等が屋外を移動することのないよう、また、避難を実施する場合における混雑・混乱等を防ぐた

め、テレワークの実施、時差出勤、計画的休業など不要不急の外出を控えさせるための適切な措置を講ずるよう努めるものとする。

(11) 市は、防災週間、火山防災の日、防災関連行事等を通じ、住民に対し、水害時のシミュレーション結果等を示しながら、「早期の立退き避難が必要な区域」からの迅速で確実な立退き避難を求めるとともに、浸水深、 浸水継続時間等に応じて、水・食料を備蓄すること、ライフライン途絶時の対策をとること、保険・共済等の生活再建に向けた事前の備え等について、普及啓発を図るものとする。

2．地下空間の浸水対策

（1）市は、ビルの地階などの地下空間について、浸水防止施設の設置を促進するため、施設の具体的事例等、必要な情報を地下空間の管理者等に提供するよう努める。また、市は、地下空間における浸水被害を防止するため、作成した洪水ハザードマップを地下空間の管理者等へ提供する。

（2）地下街等の所有者または管理者の責務

浸水想定区域に位置し、地域防災計画に名称および所在地を定められた地下街等の所有者または管理者は、防災体制に関する事項、避難誘導に関する事項、浸水の防止のための活動に関する事項、避難の確保および浸水の防止を図るための施設の整備に関する事項、防災教育・訓練に関する事項、自衛水防組織の業務に関する事項等に関する計画を作成し、自衛防災組織を設置するとともに、作成した計画および自衛防災組織の構成員等について市長に報告し、当該計画を公表するものとする。

また、当該計画に基づき、避難誘導、浸水防止活動等の訓練を実施するものとする。

3．親水施設利用者の安全確保

親水施設の管理者は、河川、ダム、ため池等の管理者と連携して、施設の安全性および利用者の安全確保のため、施設の点検や定期パトロール等の充実を図るとともに、急激な河川等の増水による水難事故を防止するため、平時の啓発を行い、必要に応じて看板や警報装置等の設置を行う。

4．アンダーパス部等の冠水対策

（1）道路管理者は、アンダーパス部等前後に比して局部的に急低下している区間に関する情報について把握するとともに、豪雨時に冠水する可能性がある旨掲示板等により周知する。

（2）道路管理者は、アンダーパス部等の情報について、所轄の警察や消防等の関係機関と情報を共有するとともに、連絡体制を整備して、通行止めや救助等の活動に遅れが生じないよう措置する。

5．水防と河川管理等の連携

水災については、気候変動による影響を踏まえ、社会全体で被害を防止・軽減させるためのハード・ソフト対策を総合的かつ一体的に推進することを目的として、国、県および市町が組織する「九頭竜川・北川大規模氾濫減災協議会」、「福井県管理河川減災対策協議会」、「北川流域治水協議会」、「福井県二級水系流域治水協議会」を活用し、国、県、市町、河川管理者、水防管理者等の集水域を含めた流域全体のあらゆる関係者が協働し、「流域治水」の取組を推進するための密接な連携体制を構築するものとする。

第５　要配慮者関連施設への情報伝達体制の整備

市は、浸水想定区域内に要配慮者関連施設があるときには、当該施設の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保が図られるよう施設ごとに洪水予報の伝達方法を定めるものとする。

第６　要配慮者利用施設の所有者または管理者の責務

浸水想定区域に位置し、地域防災計画に名称および所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者または管理者は、関係機関の協力を得て、防災体制に関する事項、避難誘導に関する事項、避難の確保を図るための施設の整備に関する事項、防災教育、訓練に関する事項、水防法に基づき設置した自衛水防組織の業務に関する事項等の計画を作成し、当該計画に基づき、避難誘導等の訓練を実施しなければならない。

なお、計画を作成・変更したときおよび訓練を行ったときの結果を市長に報告しなければならない。

第７　大規模工場等の所有者または管理者の責務

地域防災計画に名称および所在地を定められた大規模工場等の所有者または管理者は、防災体制に関する事項、避難誘導に関する事項、防災教育・訓練に関する事項、自衛水防組織の業務に関する事項等の計画の作成および自衛防衛組織の設置に努めるものとし、作成した計画および自衛防災組織の構成員等について市長に報告するものとする。

また、当該計画に基づき、浸水防止活動等の訓練の実施に努めるものとする。

第１９節　土砂災害予防計画

台風、集中豪雨等による土石流、土砂流出、急傾斜地の崩壊、地すべり等による土砂災害の防止を図るため、土砂災害、山地災害対策を推進するとともに、警戒避難体制の充実を図る。

第１　治山、土石流対策

台風、集中豪雨に伴う、山地崩壊等から住民の生命および財産を守るため、危険箇所の周知および防災工事の推進を図るとともに、警戒避難体制を整備する。

１．危険箇所の周知

山地災害危険地区、土砂災害警戒区域（土石流）など、危険区域を住民に周知する。

２．警戒避難体制の整備

（１）市は、砂防指定地、山地災害危険地区および土砂災害警戒区域（土石流）における警戒避難体制を確立する。

（２）市は関係機関と連携し、砂防指定地、山地災害危険地区および土砂災害警戒区域（土石流）における総点検およびパトロールを定期的に実施する。

３．治山、土石流対策の実施

（１）砂防事業の実施

山地の荒廃、集中豪雨等による土石流、土砂流出災害に対処するため、これらの発生のおそれがある渓流およびその流域について、「砂防指定地」に指定し、危険度の高いものおよび要配慮者関連施設で保全対象となるものから順次砂防堰堤等の砂防施設の整備を図る。

（２）山地災害対策の実施

山腹の崩壊、崩壊土砂の流出が、現に発生しまたは発生する危険のある森林で、その危害が直接人家または公共施設に及ぶおそれがある地域について「山地災害危険地区」とし、森林法に基づき、森林の維持造成を通じて、山地災害の未然防止を図るよう県に働きかけるものとする。

第２　急傾斜地対策

危険箇所調査結果等に基づき危険区域の指定化および防災工事を推進するとともに、警戒避難体制を整備する。

１．急傾斜地崩壊危険区域等の周知

急傾斜地崩壊危険区域の指定状況や土砂災害警戒区域（がけ崩れ）について市民に周知する。

２．警戒避難体制の整備

（１）市は、急傾斜地崩壊危険区域や土砂災害警戒区域（がけ崩れ）における警戒避難体制を確立する。

（２）市は関係機関と連携し、急傾斜地崩壊危険区域や土砂災害警戒区域（がけ崩れ）に対するパトロールを定期的に実施する。

３．急傾斜地崩壊対策工事の実施および協力

集中豪雨等によるがけ崩れ災害に対処するため、急傾斜地崩壊危険区域の指定基準を満たす箇所について、「急傾斜地崩壊危険区域」に指定しその土地の所有者が崩壊防止工事を行うことが困難または不適当と認められるものについて、危険度の高いものおよび要配慮者関連施設で保全対象となるものから順次擁壁工等の崩壊防止施設の整備を図るため、関係機関に働きかける。

第３　地すべり対策

地すべり危険箇所調査結果等に基づき防止区域の指定化を推進するとともに、警戒避難体制を整備する。

１．地すべり防止区域等の周知

地すべり防止区域の指定状況や土砂災害警戒区域（地すべり）について住民に周知する。

２．警戒避難体制の整備

（１）市は、地すべり防止区域や土砂災害警戒区域（地すべり）における警戒避難体制を確立する。

（２）市は関係機関と連携し、地すべり防止区域や土砂災害警戒区域（地すべり）に対するパトロールを定期的に実施する。

３．地すべり対策工事の実施および協力

降雨・融雪等の影響を受け、土地の一部が地下水等に起因して地すべりが発生する危険度の高い地域については、「地すべり防止区域」に指定し、危険度の高いものから順次集水井工等の地すべり防止施設の整備を図るため、関係機関に働きかける。

第４　土砂災害対策

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成１２年法律第５７号）第７条の規定に基づき、福井県知事が指定した土砂災害警戒区域について警戒避難体制を整備するため、同法第８条の規定に基づき対策を実施する。

第５　警戒避難体制の整備

市は、警戒区域ごとに土砂災害に関する情報の収集および伝達、予報または警報の発表・伝達、避難、救助その他土砂災害を防止するために必要な警戒避難体制に関する事項について地域防災計画に定めるとともに、情報伝達方法、避難場所および避難経路に関する事項、避難訓練の実施に関する事項その他警戒区域における円滑な警戒避難が行われるために必要な事項について住民に周知するよう努める。

また、警戒区域内に社会福祉施設、病院、幼稚園、学校等の要配慮者利用施設があるときに利用者の迅速な避難が必要な施設の名称、所在地および当該施設の管理者等に対する土砂災害に関する情報等の伝達について、地域防災計画において定めるものとする。

１．危険区域等

危険区域等については、関係機関が協力して現場調査などの必要な措置をとり、危険箇所を確認した場合には、状況により通行禁止など必要な措置をとる。

２．土砂災害警戒区域等の周知

市は、地域防災計画に規制区域・土砂災害警戒区域等を掲載し関係住民に周知を図る。

土砂災害により特に大きな被害が生ずる可能性がある箇所で、住居の建築の禁止等を行う必要のある区域においては、建築基準法に基づく災害危険区域の活用等を図るものとし、当該区域が指定されている場合には、県が周知を図る。

基礎調査の結果、土砂災害警戒区域に相当することが判明した区域についても、土砂災害警戒区域の指定作業と並行して、市および県は、指定区域と同様の措置を講じるよう努める。

３．避難に係る警報装置等の整備促進

危険区域内の住民の避難が円滑に実施されるよう雨量計や警報装置等の整備に努める。

４．危険区域の防災パトロールおよび点検の実施

危険区域内における、災害の未然防止および被害の軽減を図るため、毎年梅雨期および台風期の前ならびに豪雨が予想されるときおよび融雪期に防災関係機関等の協力を得て、防災パトロールを実施し、危険区域の点検を行う。

５．情報の収集および伝達体制の整備

日頃から過去の経験を基にどの程度以上の雨量があれば災害発生の危険性があるかを的確に把握し、その資料を整備しておくとともに、気象予警報、雨量情報等の収集伝達体制を整備する。また、市および県は住民と連携し、土砂災害に関する異常な自然現象を発見した場合には、その情報を相互に伝達する体制の整備に努める。

６．避難指示等の発令基準の設定

市は、土砂災害に対する住民の警戒避難体制として、レベル４土砂災害危険警報等が発表された場合に直ちに避難指示等を発令することを基本とした具体的な避難指示等の発令基準を設定するものとする。

また、土砂災害警戒区域等を避難指示等の発令単位として事前に設定し、土砂キキクル等を用い、事前に定めた発令単位と危険度の高まっている領域が重複する区域等に避難指示等を適切な範囲に絞り込んで発令できるよう、発令範囲をあらかじめ具体的に設定するとともに、必要に応じ見直すよう努めるものとする。

７．土砂災害ハザードマップの作成

市は、土砂災害警戒区域等の土砂災害に関する総合的な資料を、図面表示等を含む形で、取りまとめた土砂災害ハザードマップ等を分かりやすく作成して、住民等に配布するものとする。

８．自主防災組織の育成

災害情報の収集および伝達、避難、救助等の活動が円滑かつ迅速に遂行されるよう、当該区域の協力を得て、自主的な防災組織の育成に努めるものとする。

特に、土砂災害については、危険な急傾斜地から離れる方向に速やかに避難する訓練を行うなど、実践的な避難訓練の実施等による住民の意識啓発に努めるものとする。

９．要配慮者利用施設の所有者または管理者の責務

土砂災害警戒区域に位置し、地域防災計画に名称および所在地を定められた要配慮者

利用施設の所有者または管理者は、関係機関の協力を得て、防災体制に関する事項、避難誘導に関する事項、避難の確保を図るための施設の整備に関する事項、防災教育、訓練に関する事項、水防法に基づき設置した自衛水防組織の業務に関する事項等の計画を作成し、当該計画に基づき、避難誘導等の訓練を実施しなければばらない。

なお、計画を作成・変更したときおよび訓練を行ったときの結果を市長に報告しなければならない。

第２０節　暴風・竜巻等災害予防計画

暴風・竜巻等によって、建物等の倒壊や破損、飛来物による被害が生じることから、防災関係機関が、被害の軽減・防止を図るための計画である。

第１　暴風・竜巻等の防災対策

市および県は、暴風・竜巻等により、公共施設や備品等が倒壊・飛散しないよう日頃から対策を講じ、被災した家屋等に使用するビニールシートや土嚢等を備蓄するとともに、事業者に対し、建物や付属物、工事現場等の資機材等が倒壊・飛散しないための対策を講じるよう徹底を図る。

また、暴風・竜巻等による人的被害や、建物、立木および標識等の物的被害に備え、速やかに救出やガレキ撤去等の応急対策を実施する体制を整備する。

第２　情報の収集・伝達体制の整備

市および県は、暴風・竜巻等による災害が発生した場合に、速やかに関係機関と災害情報を共有できるよう、日頃から連携体制の整備に努める。

気象庁は、暴風・竜巻等による被害の軽減に資するために、強風注意報、暴風警報、暴風特別警報や竜巻注意情報を発表し、市および県へ伝達する。

また、竜巻注意情報が発表された場合において、市、県および関係機関は、気象情報（気象庁ＨＰ、テレビ、ラジオ）の確認や屋外の空の変化に注意するなど情報の収集に努める。

第３　住民への普及啓発

市および県は、暴風・竜巻等による被害を軽減・防止するため、以下の点について、住民に普及啓発を行う。

１．被害の予防対策

・強風注意報、暴風警報、暴風特別警報、竜巻注意情報等の情報の入手手段（テレビ、ラジオ等）を確認する。
・身の回りの屋内外の避難場所、避難方法を確認する。
・ガラスの破砕防止対策（飛散防止フィルムを張ること等）を講じる。

２．暴風・竜巻等への対応（屋内にいる場合）

・雨戸・シャッター等を閉める。
・ガラス飛散防止のためカーテンを閉める。
・建物の中心等の窓から距離のある場所へ移動する。

３．暴風・竜巻等への対応（屋外にいる場合）

・電柱や街路樹等の付近を避けて、堅固な建物に避難する。

第２１節　高潮・波浪予防計画

沿岸部においては台風時の高潮や波浪、冬季波浪によって被害を受ける危険性がある。したがって沿岸地域に居住する住民の安全を守るため、高潮や波浪による海岸施設等の被害を防止するため、必要な事業の実施と警戒避難体制の整備を図る。

第１　漁港の保全

漁港の区域については、漁港の維持および保全上必要な工事を施工し、また施工を計画しなければならない。

１．漁港施設整備

漁港を整備強化するため防波堤、物揚場等の局部改良工事の実施および計画の推進を行う。

２．漁港高潮・波浪対策

漁港区域内の高潮・波浪防止対策として漁港整備計画に沿い、護岸および防波堤施工による保全工事の推進を行う。

第２　海岸保全事業の促進

台風時の高潮や波浪、冬季波浪等から沿岸部を防護するため、高波対策事業、侵食対策事業等の海岸事業を実施し、沿岸部の保全を図る。

１．高波対策事業

冬季波浪、高潮等による被害を防止するため、海岸堤防、防潮樋門等の新設または既存施設の補強改修等を実施する。また、海岸地域の開発により冬季波浪等の越波による塩害が甚だしくなってきているので、護岸、消波工等による越波防止を行い、後背地の保全を図る。

２．侵食対策事業

侵食による被害が発生するおそれがある海岸に侵食防止対策を行い、後背地の保全を図る。

３．高潮防災対策

高潮災害のおそれの区域について、沿岸地域の自然特性、社会経済特性等の現状を把握するための基礎調査を行い、高潮による浸水が想定される区域をあきらかにし、施設整備、警戒避難体制等が有機的に連携した高潮防災対策を推進する。

４．事業実施の留意事項

海岸事業は、後背地、管理区分により建設海岸(国交省水管理・国土保全局)、港湾海岸(国交省港湾局)、漁港海岸(農水省水産庁)、農地海岸(農水省農村振興局)に分かれて実施しているので、事業実施にあたっては、各管理者間の緊密な連絡調整を図る。

観光レクリエーションの将来需要を考慮した海浜利用と調和のとれた海岸事業を実施するよう考慮する。

第３　高潮防災対策の推進

市は、高潮被害のおそれのある区域について、それぞれの必要に応じて、各沿岸地域の自然特性、社会経済特性等の現状を把握するための基礎調査を行い、高潮による浸水は想定される区域を明らかにし、施設整備、警戒避難体制等が有機的に連携した高潮防災対策を推進する。

第４　警戒避難体制の整備

１．市は、高潮災害に対する住民の警戒避難体制として、レベル４高潮危険警報等が発表された場合に直ちに避難指示等を発令することを基本とした具体的な避難指示等の発令基準を設定する。また、発令範囲をあらかじめ具体的に設定するとともに、必要に応じ見直すよう努める。

２．市は、波浪、高波、高潮等に備え、危険地域の住民に対する情報伝達、避難、海面監視等の体制を整備する。この場合において観光客等の短期滞在者に対する対応も考慮するものとする。また、避難訓練を実施し万全を期するものとする。

３．市は、高潮災害のおそれがある区域について、高潮による危険箇所、避難場所、避難路等高潮災害防止に関する総合的な資料を図面表示等を含む形で取りまとめたハザードマップ、防災マップ、災害発生時の行動マニュアル等の作成を行い、住民等に配布公表するものとする。

第２２節　雪害予防計画

市は、雪に強いまちづくりを推進し、積雪による災害の防止を図る。

第１　平時の対策

市および関係機関は、平素から積雪に対処するため、次の事項について耐雪強化を図る。

１．道路、鉄道の耐雪強化

（１）なだれ防止柵、防止林等の整備

道路および鉄道の管理者は、なだれ発生危険箇所を事前に把握するとともに、必要ななだれ防止設備等の整備に努める。

（２）道路の拡幅、消融雪施設の整備

道路管理者は、機械力による除雪を効率的に行える幅員を持つ道路を整備するとともに、消雪パイプや流雪溝等の消融雪装置の整備に努める。

（３）除雪機械等の整備

小型除雪車等を増強し、歩道除雪体制を整備する。

２．電力、通信施設の耐雪強化

（１）電力施設

電力事業者は、雪害による停電事故等を最小限に止めるため、発電および送・配電施設の耐雪強化を行う。

（２）電気通信施設

電気通信事業者は、雪害により通信が途絶しないよう、電気通信施設の信頼性向上および通信途絶防止等を図る。

第２　降積雪期前対策

降積雪期を前に、次の事項について関係各機関と相互に連絡調整を行い、総合的かつ計画的な雪害対策の推進を図るものとする。

１．交通施設の確保

（１）国道、県道および主要幹線市道相互間の除雪計画の調整

（２）民間（自治会等）および官公庁、事業所による除雪協力体制の推進

（３）民間除雪機械等の協力確保

（４）道路附属構造物（交通安全施設等）および防火施設（消火栓、防火水槽等）保護のための標識の設置

（５）除雪機械の整備と要員体制の確立

（６）鉄道除雪協力体制の確立

（７）消雪パイプ施設等の整備

（８）交通規制区域の徹底

２．消防対策

（１）消防機械器具の保全整備

（２）防火水槽、消火栓の水利の確保、標柱の設置およびその周辺の除雪

（３）自主防災組織の協力確保

（４）出火防止広報の周知徹底

３．孤立地区対策
（１）孤立予想地区の実態把握
（２）地区内住民に対する医療措置
（３）通信、連絡方法の周知徹底
（４）緊急時における連絡、救援活動体制の整備・推進

４．食料および物資の流通確保
（１）主食の確保
（２）生鮮食料品等の流通確保
（３）応急対策用物資の確保
（４）燃料の流通確保

５．医療および公衆衛生対策
（１）交通途絶地域での急患者の救援活動体制の確立
（２）医薬品の備蓄、緊急輸送体制の確立
（３）し尿等汚物の降雪前の収集、処理およびゴミの出し方についての周知徹底

６．文教対策
（１）通園通学路の除雪計画のほか、その周辺の危険箇所の表示
（２）学校および社会教育施設、体育施設等の建物保全のための雪おろし体制の確立（ＰＴＡ等民間の協力を含む。）
（３）学校給食用燃料、生鮮食料品等の確保

７．なだれ発生危険地域対策
（１）危険地域の実態把握、標示
（２）警戒、避難体制の整備
（３）交通規制とその周知徹底

８．福祉対策
（１）地域での支援体制の確立
（２）ひとり暮らし高齢者等除雪必要世帯の屋根雪おろし計画
（３）通信連絡方法の徹底と緊急時における救援体制の確立

９．その他の対策
（１）屋根雪おろしの基準の周知
（２）通信情報の収集、伝達網の確保
（３）中小企業に対する雪害金融措置
（４）農作物の越冬対策等の推進

第３　雪に強いまちづくりの推進

豪雪時における都市機能の確保を図るため、雪を考慮した体系的な街路の整備を推進するとともに、耐雪住宅の建設推進、公園等の公共オープンスペースの有効利用、融雪工、流雪溝の計画的整備を図る。

１．家屋倒壊の防止

市は県と協力し、地震時も含め、屋根雪荷重による家屋倒壊を防止するため、克雪住宅の普及を促進し、地域が一体となった雪に強い住宅づくりを促進する。

２．屋根雪おろしの奨励

屋根雪荷重による家屋倒壊を防止するため、早期の屋根雪おろしを奨励し、広報活動を実施する。

３．住民参加型除排雪方法の確立

住民との対話により相互に知恵を出し合いながら、各地域の実情に即し、住民も参加できる除排雪方法を確立する。

４．積雪時の避難所、避難路の確保

市は県と協力して、積雪時において地震等が発生した場合においても住民が円滑に避難することが出来るよう、避難所、避難経路等の確保に十分配慮する。

（１）建物周辺にオープンスペースを確保する。
（２）雪を考慮した建築物の配置を図る。
（３）載雪型建築の普及を図る。
（４）積雪、堆雪に配慮した体系的な避難路を整備する。
（５）積雪時における避難誘導等設備の除排雪等に留意し、その確保に努める。

第２３節　火災予防計画

消防体制を充実強化するとともに、防火思想の普及を徹底し、火災予防を図る。

第１　消防計画の策定

市は、「市町村消防計画の基準」（昭和 41 年消防庁告示第 1 号）に基づき、地域の火災その他災害等の危険度および消防力を勘案した総合的な消防計画を策定する。

第２　消防力の強化

１．消防体制の強化

市は、複雑多様化、大規模化する火災その他の災害に対処するため、消防体制の充実強化を図るとともに、広域消防体制の推進および相互応援体制の強化を図るものとする。

２．消防力の人的強化

（１）消防職員・団員の充足

「消防力の整備指針」（平成 12 年 1 月 20 日消防庁告示第 1 号）に基づき、消防職員の充足および消防団員の確保を図るものとする。

（２）消防団の活性化対策の推進

地域における消防防災の中核として重要な役割を果たす消防団の充実強化に向けて、大規模災害等に備えた消防団の車両・資機材・拠点施設の充実、処遇の改善、必要な資格の取得など実践的な教育訓練体制の充実、青年層・女性層を始めとした団員の入団促進等に取り組むものとし、地域住民と消防団員の交流等を通じ、消防団員がやりがいを持って活動できる環境づくりを進めるよう努めるものとする。

市は、消防団と自主防災組織や防災士等の多様な主体との連携等を通じて地域コミュニティの防災体制の充実を図るものとする。

（３）消防職員・団員の教育訓練

消防職員・団員の防災に関する知識および技術の向上を図るため、これらのものを消防学校および消防大学校に派遣する他、一般教養訓練の計画を作成し、実施するものとする。

３．消防力の物的強化

（１）消防施設の強化

「消防力の整備指針」に基づき、消防施設の充実強化を図るものとする。

①　市街地においては、自然的、社会的状況に応じて所要の大規模地震や津波災害など多様な災害にも対応する消防ポンプ自動車等必要資機材を配置する。

②　実情に応じて、はしご付き消防自動車、化学消防自動車等を配置する。また、消火薬剤についても同様とする。

③　初動および活動体制を確保するため、消防庁舎の防災構造化ならびに消防機動力、無線通信施設および個人装備の充実を図る。

（２）消防水利の強化

「消防力の整備指針」および「消防水利の基準」（昭和 39 年消防庁告示第 7 号）に

基づき消防水利の強化を図る。

① 消火栓および防火水槽の整備を促進するとともに、自然水利の整備確保を図る。

② 消防水利の不足または道路事情により消防活動が困難な地域に対しては、消防水利の増設および可搬式ポンプの整備を促進し、地域の消火体制の強化を図る。

（３）消防施設等の整備点検

火災その他の災害に際して行動を迅速に行うため、現有消防ポンプ自動車等の整備および点検を実施することにより、常に性能の維持向上を図り、即応体制の確立を期する。

第３　一般火災予防対策

消防本部および防災関係機関は、次により火災予防を推進し、住民の防火意識の高揚と連帯的防火体制の確立に努めるとともに事業所における防火管理体制の強化を図る。

１．火災予防運動

全国一斉に行われる春・秋の火災予防運動をはじめとして、年末年始の防火運動など防火と人命の安全確保について積極的な呼びかけを行う。

２．火災予防広報

火災の防止は住民一人ひとりが常に防火意識をもつことが最も肝要であり、住民参加の防火を基本に幅広い広報活動に努める。

３．防火対象物の防火指導

消防法の規定により、学校、病院、事業所等防火対象物に対する予防査察を計画的に実施し、状況を常に把握するとともに、防火管理者の選任、消防計画の作成、消防訓練の実施、消防用設備等の整備・点検の実施等によって防火指導の強化を図る。

４．防火対象物の立入検査

消防法の規定に基づき、関係対象物に立入検査を実施し、火災危険の排除と違反事項の是正に努めるとともに、防火管理者の選任、消防計画の作成、消防訓練の実施、消防設備等の整備点検の実施等について防火指導の強化を図る。

５．自主防火体制の強化

事業所等の自衛消防組織の育成を図るとともに、自主防災組織など地域の自衛消防組織の育成指導を図る。

６．住宅防火対策の推進

住宅火災の発生防止や住宅火災による被害を軽減するため、住宅用防災機器等（住宅用火災警報器）の設置はもとより、防火診断の実施等、総合的な防火対策を関係機関や団体と協力して推進する。

第４　林野火災予防対策

消防本部および防災関係機関は、林野火災の出火原因の大部分が人為的によるものである現状に対処するため、次のような対策を推進する。

１．監視体制の強化

時期を失することなく火災警報等を発令し、火災予防意識の喚起に努めるとともに、監視パトロールの強化を図る。

２．火災予防指導の強化推進

火災の防止は、住民一人ひとりが常に防火意識をもつことが最も肝要であり、火の始末を基本に幅広い広報活動に努める。

加えて、林野所有者および事業者に対し、火災予防措置の指導強化を図る。

３．火入れ等の規制指導

「火入れ」にあたっては、市長の許可を受け、その指示に従うとともに消防機関に事前に通知するよう指導の徹底を図る。

４．連絡体制の整備強化

（１）火災発生時の状況把握および消火活動の円滑化を図るため、消防団員、地元林業関係者など山林の状況に精通しているものを把握しておく。

（２）森林組合、電気事業者の連絡体制を確保する。

（３）消火用水等の搬送のための車両等の借上げについて考慮する。

５．応援体制の確認

林野火災が拡大するおそれがある場合は、近隣の市町に対する応援要請等も含めて対策を強化し、火災拡大の未然防止を図る。特に、県防災航空隊による応援（ヘリコプターによる空中消火）の要請を積極的に検討する。

第５　文化財火災予防対策

指定建造物の防火設備と、管理上の注意事項について、市教育委員会と消防機関は協力して、所有者、管理者等を指導し実施するものとする。

１．防火施設の整備

（１）消火施設、警報施設を整備する。
（２）避雷施設を設置する。
（３）消防用水の確保措置を講じる。
（４）消火活動を容易にするための進入通路を確保する。
（５）防火塀、防火壁、防火戸等を設け、延焼防止の措置を講じる。

２．自主防火体制の整備

（１）防火管理体制を整備し、管理の万全を図る。
（２）環境の整備、整頓を図り、火気の発見を容易にする。
（３）火気の使用を制限し、または禁止させる。
（４）火災危険箇所の早期発見と改善改修を図る。
（５）火災警戒は定時に巡視し、厳重に実施する。
（６）自衛消防組織を結成し計画的な訓練を実施する。

第２４節　農林業災害予防計画

風水害等の災害による農林業施設、農作物、林産物および家畜等の被害の防止を図る。

第１　農業災害予防計画

１．農地および農業用施設保全事業の推進

市および関係機関は、農業用地および農業用施設の災害発生を未然に防止するため、次の事業を推進し保全を図り、農業生産の維持および農業経営の安定を図る。

なお、計画推進にあたっては、農地防災、河川改修事業等相互の連絡調整が充分図れるよう進めるとともに､国､県その他関係機関の指導と連携のもと推進するものとする。

（１）湛水防除対策

流域の地域開発等環境の変化により湛水被害のおそれのある地域において、これを防止するため樋門、排水路、用水路等の新設、改修を図るとともにその管理を十分に行う。

（２）農業用ため池整備事業

農業用ため池のうち老朽化による決壊を防止するため、早急に整備を要するものについて、堤体の補強その他必要な管理施設の新設改修を図る。また、気象状況に応じ貯水の調整を図り、降雨による下流洪水調整を行うとともに余水吐の整備や堤体の補強を行う。

（３）用排水施設の整備事業

自然的社会的環境の変化に伴い､効果の低下した用排水施設の機能回復を図るため、排水機、樋門、用排水路の新設改修を図る。

（４）用排水施設危険防止対策事業

また、洪水吐き、土砂吐き、余水吐き、樋門等で角落し方式によるものは、洪水流下を阻害しないように管理する。

（５）土砂崩壊防止事業

土砂崩壊の危険の生じた箇所において、災害を防止するため、擁壁、土砂溜堰堤、水路等の新設改修を図る。

（６）農業用施設および共同利用施設の災害防止対策事業

風水害時に災害発生が予測される施設について、施設の近代化、転落防止柵、管理用通路の設置等保安安全施設の整備を進め、災害に対応できる施設の充実を図る。

２．営農上の防災対策の推進

市は、各種災害による農作物被害の減少等を図るため、福井県嶺南振興局農業経営支援部、福井県農業協同組合、農業共済組合若狭支所等と連携し、指導体制の確立ならびに営農技術の普及を図る。

第２　林業災害予防計画

本市の８割を占める森林の災害が住民に及ぼす影響は大きいものがあるため、市は、国、県、関係機関の指導と連携のもとに、以下の施策を推進するものとする。

１．治山事業の推進

集中豪雨その他の災害による、がけ崩れ、山地崩壊等の危険箇所について災害防止を図るため、渓流工、山腹工等の予防治山工事を推進する。

２．保安林の拡大編入

水源涵養と治水を図るため、地域住民の意見を尊重し国・県に対し保安林の拡大編入を申請する。

３．造林事業の推進

山地の緑化を図り災害を防止するため、小浜市森林整備計画に基づき造林保育、間伐を推進する。

第２５節　危険物等災害予防計画

危険物、高圧ガス、火薬類、毒物、劇物等の災害の発生および拡大を防止するため、関係機関と協力して、保安体制の強化、保安訓練の徹底、保安教育および防災意識の高揚を図る。

第１　危険物保安対策

消防法上の危険物は、その貯蔵または取扱上の不備が直ちに災害の原因となるとともに、他の原因に基づく災害発生時にはこれを拡大させる重要な要因となることから、消防機関は、危険物施設の立入検査、従事者に対する取扱指導および訓練または災害時における緊急措置の徹底を図り、災害の防止に万全を期する。

１．立入検査の実施

消防機関は、危険物施設、製造所・貯蔵所、取扱所関係者等に対して次の項目の立入検査を実施し、法令等に基づく適切な維持、管理をさせるとともに、貯蔵、取扱等の厳正を期するよう十分な監督指導を行う。

（１）製造、貯蔵または取扱う危険物の品名、数量および管理状況
（２）危険物施設の位置、構造および設備の状況
（３）消防用設備の管理状況
（４）危険物取扱者の選任状況
（５）災害防止のための諸計画の策定状況

２．自主保安体制の確立

消防機関は、危険物施設関係者に対し、予防規定の作成、自衛消防組織等の育成指導を行い、自主保安体制の確立を推進する。

３．危険物関係者に対する指導と安全管理の確立

一般火災予防によるほか危険物関係者に対し、次の事項を指導して安全管理の確立を図る。

（１）危険物施設（屋外タンク群、移動タンク貯蔵所を含む）における法的事項の厳守、適正な維持管理および防災管理規定の整備
（２）危険物施設の従業員に対する安全教育の徹底
（３）消防計画に基づく自衛消防隊の設置および訓練の実施
（４）危険物施設に対する化学消火剤の備蓄と自主点検の実施

４．化学消火剤等の備蓄

（１）消防機関は、化学消防車の整備および化学消火剤の整備を図り、化学消防力の強化を推進する。
（２）消防機関は、大量危険物施設において万一事故が発生した場合は、大きな災害に拡大するおそれがあるため、危険物施設関係者に対して災害時の処理体制と化学消火剤の備蓄を指導する。

５．危険物保安監督者の教育

危険物保安監督者に対し、法令の周知と危険物安全管理の適正を期するため、関係機関と連携して、講習会、研修会等の保安教育を実施する。

第２　高圧ガス、火薬類、毒物、劇物等の保安対策

高圧ガス、火薬類および毒物、劇物等の保安については、法定事項の厳守、自主保安性の確立、従業員の教育、防災訓練、自衛消防隊の設置、化学消火剤の備蓄および事故災害時の連絡体制の確立等について指導を行う。

第３　危険物の輸送対策

危険物、ＬＰガス、火薬、毒劇物等を輸送する車両の管理者は、あらかじめ次の措置を講じて輸送途中における災害発生の未然防止を図る。

１．危険物輸送にあたっては、積込み、積降し作業の監視体制を整備するとともに、輸送過程における安全措置に万全を期する。

２．危険物輸送に伴う災害の発生に備え、あらかじめ輸送経路の消防機関をはじめとする関係機関と連携を強化するとともに､災害発生時における応急対策計画を策定しておく。

３．危険物輸送に従事する者に対し、消防知識の普及教育と災害発生時における応急対策訓練の徹底を図る。

第２６節　海上災害予防計画

市は、船舶の遭難、火災による大規模な事故や船舶等からの油や木材等の大量流出による海岸、河川の汚染事故に対し、円滑かつ迅速に対応するための体制および対応について関係機関と協力し予防対策の推進を図る。

第１　海上事故予防対策

１．　海上火災等の予防対策

（１）関係機関の連携

海上で発生した事故情報を迅速かつ的確に把握するため、防災関係機関との連絡窓口、連絡方法をあらかじめ定めておくものとする。

船舶の火災予防等については、小浜海上保安署、若狭消防組合等関係機関が定期的な協議を行い事故防止に努める。

主な関係機関の窓口

機　関　名	担当部署	電話番号	所在地
小浜海上保安署		52-0494	川崎１丁目 3-1
若狭消防組合	若狭消防本部警防課 若狭消防署	53-5214 53-5211	大手町 7-8
小浜警察署	警備課	56-0110	遠敷 9-11-1
福井県	県管理漁港海岸 （嶺南振興局水産漁港課） 県管理建設海岸 （小浜土木事務所管理用地課） 県管理農地海岸 （嶺南振興局農村整備部）	 56-5903 56-2101 56-2219	 遠敷１丁目 101 〃 〃
小浜市	市管理漁港海岸 （農林水産課） 市管理農業海岸 （農林水産課）	53-1111	大手町 6-3
漁業協同組合	小浜市漁業協同組合	53-2800	川崎３丁目 16

（２）合同防災訓練の実施

防災関係機関は、過去の災害状況や予想される海上事故の規模等を想定した実践的な防災訓練を実施するよう努めるものとする。

２．海洋漂流物予防対策

（１）関係機関の相互連携

油・木材等流出事故が発生した場合は、「海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（海防法）」等の規定により、事故原因者の責任において流出油等を処理するのが原則であるが、発生時の防除措置の対応は多岐にわたることから、防災関係機関が有機的に連携を図ることが極めて重要である。

市は、他の防災関係機関と事故情報や被害状況および各機関の防除対策の実施状況等の情報を相互に共有し、情報の欠落や錯綜などを未然に防止するよう努める。

（２）防災訓練の実施と参加

市は、過去の災害状況、予想される油等流出事故規模、被害の程度等を想定した実践的な訓練の実施に努めるとともに、県、小浜海上保安署等が実施する防災訓練に積極的に参加し、訓練を通じた相互の連携強化に努めるものとする。

また、油等の防除に関し、専門的な知識やノウハウを有する団体との間で災害時の支援内容、方法等についてあらかじめ確認しておくとともに、必要に応じて応援協定を締結するなど、相互の連携強化を図るものとする。

（３）防除資機材の整備

市および関係機関は、災害対策に必要な回収資機材等の整備に努めるとともに、防除資機材の整備状況を把握し、必要に応じて応援を求める体制を整備する。

（４）情報マップの整備

油等の流出事故災害で大きな影響を受ける沿岸地域において、その地域の特性に応じた防除活動を迅速かつ的確に行うためには、事前に沿岸地域の利用状況等を把握しておくことが必要である。

そのため、沿岸およびその地先海面について、重点的に保護すべき施設、地域等の情報を収集、整理し、情報図として整備することを検討する。

３．準備体制の整備

（１）情報収集、連絡

①　国、県、航行船舶、民間企業、報道機関、漁業団体、住民等からの情報など多様な災害関連情報の収集体制の整備に努める。

②　発災現場の情報収集に係る連絡要員をあらかじめ指定し、迅速かつ的確な情報収集、連絡にあたる。

③　平時より災害関連情報等の収集、蓄積に努め、災害情報支援システムのデータベース化、ネットワーク化の推進に努める。

（２）通信手段の確保

①　災害時の緊急情報連絡を確保するため、地域防災行政無線を整備し、交信不能エリアの解消を図る。

②　専用回線による災害時非常電話および衛星電話の整備を図る。

③　被災現場の状況を携帯電話や防災行政無線電話により情報・画像を災害対策本部に送信できるよう平時よりその推進に努める。

（３）情報伝達手段の確保

①　ＣＡＴＶのデータ放送機能を更新し、市および消防庁舎にそれぞれ配備する。

②　災害時住民に情報提供を行えるよう防災行政無線の活用を図る。

第２７節　文化財災害予防計画

国宝、重要文化財をはじめとする多数の文化財を有する本市は、文化財保護のための防火防災業務は重要な業務の一つである。

火災時および災害時の消防活動は若狭消防本部が実施、災害等から守るための予防措置については、文化庁、県、市教育委員会および若狭消防本部により実施する。市は、文化財所有者・管理者および関係機関との密接な連絡を保ちながら文化財を災害から守り、また災害発生時においては迅速な応急措置により被害の軽減に努めるものとする。

第１　文化財の災害予防対策

有形文化財は、風水害、雪害、地震、火災、落雷などの災害により失われることが予想されるので、文化財の所有者・管理者および関係者は、防災関係機関と協力して次の事項について万全を期する。

１．火災予防体制
（１）防火管理体制の強化
（２）文化財に対する環境の整備
（３）火気使用の制限
（４）消防訓練の実施
（５）市教育委員会、消防機関による合同立入検査の実施と指導

２．風水害、雪害等予防体制
（１）建造物、立木等暴風雨時における倒壊、毀損の防止対策
（２）暴雨出水時における文化財の浸水被害防止および保護対策
（３）建造物、立木等積雪時における雪下ろし等の早期除雪対策

３．防火施設の整備強化
（１）火災報知設備および非常警報設備等の整備強化
（２）消火設備（消火器、消火栓、スプリンクラー等）の整備
（３）避雷設備、防火壁、避難通路等の整備
（４）搬出可能物件の非常搬出先の選定

４．その他
防災知識の普及徹底のための映画、講演会等の広報活動の実施

第２８節　交通輸送体系整備計画

市は、災害発生時の災害応急対策を迅速に実施し、被災後、直ちに輸送機能を確保するため、交通輸送体系を整備する。

第１　緊急輸送路

１．緊急輸送路の設定

市は、県の策定した緊急輸送路確保計画を踏まえ、災害時に地域防災基地等に集められた物資を、市内の防災拠点等に送るための緊急輸送路を設定し、緊急輸送路ネットワークを形成するよう努める。

２．緊急交通路の確保

市は、災害時の緊急自動車の通行を確保するため平素から小浜警察署と緊急交通路の確保について連携体制を整備する。

第２　交通規制計画

小浜警察署は、震災が発生し、またはまさに発生しようとしている場合において、災害発生後の被災地への流入車両の抑制を行い、物資輸送等緊急通行車両および事前届出対象の規制除外車両（以下「緊急通行車両等」という。）の通行を確保するため、「大規模災害発生時の交通規制計画」に基づき、交通規制を実施する体制について習熟を図る。

また、災害発生後、隣接・近接各府県との相互協定により、緊急交通路を確保するための広域交通規制を実施する体制について習熟を図るとともに、緊急通行車両の通行を確保するための交通規制用装備資機材や非常時信号交通安全施設の整備、交通情報提供機能の強化を図る。

また、「緊急通行車両の確認等に関する規程」に基づき、規制除外車両の事前届出を受理するものとする。

第３　効率的な緊急輸送のための措置

１．運送事業者との連携による物資調達・輸送の確保

市は、緊急輸送が円滑に実施できるよう、運送事業者等との協定締結に努めるとともに、物資調達・輸送の確保のための物資輸送拠点の効率的な運営を図るため、速やかに、運営に必要な人員や資機材等を運送事業者等と連携して確保するよう努めるものとする。また、市有車両の配備計画を作成する。

２．緊急通行車両の確認の申出

市有車両のうち、緊急通行車両として使用を計画する車両は、あらかじめ県公安委員会に対して確認の申出を行い、緊急通行車両確認標章および証明書の交付を受ける。

第４　公共交通機関による輸送の確保対策

災害発生後すみやかに代替交通手段を確保するための被害状況の把握（被害の程度、復旧の見込み）、代替道路、道路交通規制などの必要な情報の連絡体制等について、交通事業者、市（総務部、経営企画部、経済産業部）、小浜警察署、県の関係機関においてマニュアル化を図る。

また、鉄道、バス、トラック、タクシー等の種別、台数等の現況調査を随時行い、公共

交通機関の活用を図るとともに、他府県への義援物資の輸送に必要となる車両や乗務員の迅速な確保および義援物資受け入れの際に地理、交通情報を伝達する手段の確保を図る。

第５　海上輸送

災害時の緊急海上輸送に備え、県および小浜海上保安署、漁協等の関係機関、団体等と協議のうえ、公共埠頭、漁港の位置や運行方法等について検討する。

第６　航空輸送（緊急ヘリポートの確保）

救出救助、患者搬送等の活動に機動的に対応できる県防災ヘリコプター等を有効に活用するため、医療機関、避難所等との連携を考慮し、ヘリコプター緊急離着陸場を指定し、必要に応じて増設する。

第３章　災害応急対策計画

この章は、災害が発生し、または発生するおそれがある場合に災害の発生を防止し、または応急的救助を行う等災害の拡大を防止するために必要な計画について定める。

第１節　緊急活動体制計画

市は、市域で災害が発生し、または発生するおそれがあるとき、迅速かつ的確な災害応急対策を実施するため、災害の状況に応じた活動体制をとる。

複合災害が発生した場合は、各対策本部で想定している班や要員の重複を調整し、一元的に災害対応を行うための体制づくりに努めるものとする。現地対策本部についても、同様の対応を行うものとする。

第１　配備体制

市は、災害の規模に応じて、次の配備区分による動員配備体制をとる。

なお､各配備体制における職員の動員は､年度当初にあらかじめ定めておくものとする。

区　　分		設　置　基　準	配　備　体　制
災害警戒体制	第１警戒	１．嶺南西部または小浜市に気象注意報が発表され、防災防犯課長が必要と認めた場合	・防災防犯課職員
	第２警戒	１．嶺南西部または小浜市に気象警報が発表された場合 ２．小規模な災害が発生した場合 ３．その他総務部長が必要と認めた場合	・防災防犯課、経済産業部、新幹線・交通政策課、市長公室、未来創造課、関係課の指定職員
	第３警戒 警戒本部体制	１．小規模な災害が複数発生し、さらに被害が拡大するおそれがある場合 ２．その他副市長が災害警戒本部の設置の必要があると認めた場合	・災害警戒本部員 ・全課職員(指定職員)
災害対策本部体制	第１配備	１．大規模な災害が発生、または発生のおそれがある場合 ２．土砂災害警戒情報が発表、または発表される見込みがある場合 ３．特別警報が発表、または発表される見込みがある場合 ４．その他市長が災害対策本部の設置の必要があると認めた場合	・災害対策本部員 ・全課職員(指定職員)
	第２配備	１．市長が第２配備体制の必要があると認めた場合	・全職員

第２　警戒体制

１．第１警戒体制

防災防犯課長は、次の事項が示された場合は、第１警戒体制をとり、関係職員は次の内容の情報収集に努める。なお、気象情報が解除等された場合、または第２警戒配備以上の体制への移行が決定された場合は、第１警戒体制を解除する。

（１）配備基準

①　嶺南西部または小浜市に気象情報が発表され、防災防犯課長が必要と認めた場合

（２）配備体制

①　防災防犯課指定職員

（３）情報収集

①　県、福井地方気象台からの気象情報等の収集

②　気象情報システムなどの防災情報の収集

③　消防機関、警察機関、地域住民からの被災情報の収集

④　市職員からの被災情報の収集

２．第２警戒体制

総務部長は、次の基準に該当する状況が生じた場合は、第２警戒体制をとり、関係職員は次の内容の業務を行う。なお、気象情報が解除等された場合、または第３警戒配備以上の体制への移行が決定された場合は、第２警戒体制を解除する。

（１）配備基準

①　嶺南西部または小浜市に気象情報が発表された場合

②　小規模な災害が発生した場合

③　その他総務部長が必要と認めた場合

（２）配備体制

①　防災防犯課指定職員（本部班）

②　経済産業部指定職員（調査工作班）

③　新幹線・交通政策課指定職員（公共交通班）

④　市長公室、未来創造課指定職員（広報情報班）

（３）業務内容

①　災害警戒本部・本部員の業務

情報の収集により避難準備・高齢者等避難開始情報等発令の準備、避難所開設の準備、第３警戒（災害警戒本部）または第１警戒への移行、あるいは体制解除の決定、消防機関と連絡調整などを行う。

②　本部班の業務

気象庁・福井県・国交省などから気象情報の収集、防災関係機関からの被害情報等の収集を行い防災防犯課長へ報告する。

第３警戒（災害警戒本部）または第１警戒への移行について判断材料を収集し、副市長（防災防犯課長）に報告する。

③　調査工作班の業務

北川、南川、遠敷川、松永川等市内主要河川の量水票地の欠測地点や、各河川の主要地点（重要水防地点）へのパトロールを行い、状況を調査報告する。

江古川、込田川など冠水のおそれのある箇所へのパトロールを行い、状況を報告する。

収集情報を防災防犯課長へ報告する。応急対応の実施または準備を行う。

④　広報情報班の業務

市域の気象情報等の住民への広報を市のホームページ、防災行政無線またはケーブルテレビ等により行う

報道機関からの問合せに対する対応および広報を行う。

3．第３警戒（災害警戒本部）

（1）災害警戒本部の設置および廃止基準

副市長は、次の基準に該当する状況が生じた場合は、災害警戒本部を設置し、または廃止する。また、関係職員は次の内容の業務を行う。

①　設置基準

・　小規模な災害が発生し、さらに被害の拡大するおそれがある場合
・　その他副市長が災害警戒本部の設置の必要があると認めた場合

②　廃止基準

・　災害応急対策が概ね完了した場合
・　災害が発生するおそれが解消された場合
・　災害対策本部の設置が決定された場合

（2）設置場所

災害警戒本部は、小浜市役所内に設置する。

（3）組織編成、運営および事務分掌

①　警戒本部は、本部長（副市長）その他警戒本部員別表 3－1－1 をもって組織する。
②　本部長は本部の事務を総括し、本部員および職員を指揮監督する。
③　本部に本部付を置き、次に掲げる者を充てる。

教育長

④　副本部長（総務部長、経済産業部長）は本部長を補佐し、本部長に事故あるときは総務部長、経済産業部長、その他の部長（年齢順）の順でその職務を代理する。

⑤　業務内容

・　災害情報の収集
・　避難所の開設･解除
・　関係機関との連絡調整
・　所管施設等の警戒巡視および予防措置
・　軽微な被害への応急対応
・　住民への広報

第３　災害対策本部

1．災害対策本部の設置および廃止基準

市長は、次の基準に該当する状況が生じた場合、災害対策本部を設置し、または廃止する。

（1）設置基準

①　大規模な災害が発生し、または発生のおそれがある場合
②　土砂災害警戒情報が発表、または発表される見込みがある場合
③　特別警報が発表、または発表される見込みがある場合
④　その他市長が災害対策本部の設置の必要を認めた場合

（２）廃止基準

①　災害応急対策が概ね完了した場合

②　災害が発生するおそれが解消された場合

２．設置場所

対策本部は、原則として市役所内に設置する。ただし、市庁舎が被災し使用不能のときは、被災を逃れた近くの公共施設等を使用し、職員、市民および防災関係機関に周知する。

３．災害対策本部設置の通知

市は、災害対策本部を設置し、または廃止した場合、直ちに福井県および各防災関係機関にその旨を通知または報告する。

・ 福井県危機管理課　・ 福井県嶺南振興局　・ 福井県小浜土木事務所
・ 小浜警察署　・ 小浜海上保安署　・ 近隣市町
・ 報道機関　・ 住民　・ 市災害ﾎﾞﾗﾝﾃｨｱｾﾝﾀｰ連絡会
・ 防災関係機関

また、本部の標識を市庁舎正面玄関に掲示し、公表する。

４．組織および事務分掌

（１）本部長（市長）は本部を総括し、本部員および職員を指揮監督する。

（２）副本部長（副市長）は本部長を補佐し、本部長に事故あるときは、その職務を代理する。

（３）本部に本部付を置き、次に掲げる者を充てる。

教育長

（４）本部に別表 3－1－3 の部を置き、各部長を充て、本部員として部の事務を掌理し、所属班を指揮監督する。

また、災害対策本部には災害対策本部の広報を総括するため、報道主管者を置き、広報情報班長をもって充てる。

（５）各部に班を置き、その主な事務分掌は別表 3－1－4 のとおりとする。

（６）本部に本部長、副本部長、本部付、本部員、報道主管者および必要に応じ班長で構成する本部会議を置き、本部会議において次の事項を協議する。

ただし、極めて緊急を要し、かつ、本部会議を開催するいとまがないときは、本部長、副本部長および一部の本部員との協議をもってこれに代えることができる。

①　被害状況の把握および災害応急対策実施状況

②　本部の災害応急対策等の実施に関する重要事項

③　各部および現地対策本部相互の調整に関する事項

④　防災関係機関との連携推進に関する事項

⑤　他団体に対する応援要請に関する事項

⑥　その他重要な災害応急対策に関する事項

（７）各部相互および部内各班相互の緊密な連絡調整を図るため、各部連絡調整員を各部連絡責任者とする。

５．権限委譲

市長が不在または本部長としての職務の遂行が困難な場合は、副市長、総務部長、経済産業部長、その他の部長（年齢順）の順で本部長の権限を委譲する。また、本部員は

あらかじめ次席責任者を指名し、権限委譲の措置を講じておく。

６．現地災害対策本部

本部長は、災害の状況に応じて現地災害対策本部を設置する。現地災害対策本部では、応急対策実施の指揮および現地での応急対策活動に関わる関係機関との連絡調整活動（応援要請等を除く）を行うとともに、本部長に応急対策の実施状況を報告する。

（１）設置基準

①　災害応急対策を局地的または特定地域で重点的に行う必要がある場合

②　その他本部長が現地災害対策本部設置の必要を認めた場合

（２）廃止基準

①　当該地域の災害応急対策が概ね完了した場合

②　その他本部長が廃止を決定した場合

（３）設置場所

現地災害対策本部は、災害の状況に応じて当該地域内の公共施設等に設置する。

（４）組織

現地災害対策本部長は、副本部長、本部員その他の職員の中から、災害の状況に応じ本部長が任命する。

（５）所掌事務

①　本部との連絡調整に関すること

②　区長等地区関係者との連絡調整に関すること

③　避難所の開設および連絡調整に関すること

④　被害状況等の情報収集に関すること

⑤　この計画に定める応急対策活動の実施に関すること

⑥　その他現地災害対策本部の運営に関すること

第４　職員の動員配置

参集に当っては、職員の安全の確保に十分に配慮しつつ、速やかに職員の非常参集、情報収集、連絡体制の確立を行う。

１．動員の伝達

（１）勤務時間中における配備

防災防犯課長は、庁内放送および庁内電話により各部主管課へ職員の配備の伝達を行う。庁内電話により伝達を受けた各部主管課長は、各課に伝達し、各課長は職員および所管する出先機関に伝達する。

（２）勤務時間外における参集

防災関係各課は、勤務時間外または休日等において注意報、警報が発せられた場合、延滞なく職員の参集が行われるよう、あらかじめ職員を自宅待機させるとともに、職員の参集順位、連絡方法等参集体制を整備しておく。

なお、その他の職員は、勤務時間外または休日等において災害が発生し、または発生のおそれがあることを覚知した時は、自主参集する。

（３）参集時の心構え

職員は、参集途中に周囲の被害状況を確認し、所属長に報告する。また、参集途中重大な被害の発生を認めた時は、各自の判断で住民の救出を優先する。この場合、所属に連絡する方法があれば連絡を行う。

第５　合同調整所の設置

市または県は、必要に応じて合同調整所を設置し、災害現場で活動する警察・消防・海上保安庁・自衛隊の部隊の活動エリア・内容・手順、情報通信手段等について、部隊間の情報共有および活動調整を行う。また、災害現場で活動する災害派遣医療チーム（ＤＭＡＴ）等とも密接に情報共有を図りつつ、連携して活動するものとする。

第２節　広域応援に関する計画

市は、大規模災害において、他地域からの応援が必要になるときは、広域応援要請を行う。

第１　広域応援要請

１．応援要請の決定

応援要請は、次に掲げる条件を災害対策本部会議で判断し、市長が決定する。

（１）災害の発生箇所が他の市町に隣接し、応援を受けて緊急措置を実施することで被害を最小限にとどめることができると判断される場合

（２）市域で大規模な災害が発生し、応援を要請しなければ被災者の救助等に著しく支障をきたす場合

２．応援要請の順位

応援要請は、被災の範囲・被害規模等の状況に応じ、次の順序により要請する。

（１）県内相互応援

災害対策基本法、消防組織法、福井県・市町災害相互応援協定、福井県広域消防相互応援協定、福井県市町村防犯隊相互応援協定に基づく要請を行う。

（２）県外からの応援

県外からの応援については、高島市・近江八幡市・奈良市・兵庫県但馬５市町（朝来市、養父市、豊岡市、香美町、新温泉町)、岡山県総社市等に相互応援協定等に基づく要請を行う。また、必要に応じて隣接県、ブロック単位、全国単位に災害対策基本法、消防組織法、県の相互応援協定に基づく要請を県に対して行う。

３．受入体制

応援隊の受入は次の原則に従い、担当部署を明確化する。

（１）警察、消防の応援隊は、それぞれの機関が受け入れる。

（２）自衛隊の受入は、基本的に市が行い、広域にわたる場合は県が受け入れる。

（３）自治体および行政ボランティアの受入れは､市および県が行う。

（４）民間ボランティアの受入れは、市災害ボランティアセンター連絡会が設置した災害ボランティアセンターが行う。

４．総合調整

応援隊は、県災害対策本部の総合的調整のもとで活動するため、それぞれの受入機関は県災害対策本部と密接な連携を図る。

第２　防災活動拠点

市は、適切な役割分担のもとに大規模災害時に長期的な物資の流通配給拠点、各種の応援部隊、ボランティア等の活動拠点、救急・救援の活動拠点となる施設を災害の状況に応じて確保する。

第３　防災関係機関への応援要請等

１．災害対策基本法に基づく応援等

（１）県および県内市町への応援要請

市長は、「福井県・市町災害時相互応援協定」に基づき、県内の市町に応援を要請する。なお、応援要請等を実施する際に要請先に示す基本的事項は、次のとおりとする。

①　災害の状況および応援を求める理由
②　応援を希望する機関名
③　応援を希望する物資、資材、機械、器具等の品名および数量ならびに応援人数
④　応援を必要とする場所および活動の具体的内容

（２）県外市町村に対する応援要請

市長は、県外の市町村との個別協定に基づく応援を要請したときは、県に対して報告する。

（３）知事への要請

市長は、応援対策を実施するため必要があるとき、知事に必要な事項を明らかにして応援を求め、または応急措置の実施を要請する。

①　災害救助法の適用
- 災害発生の日時および場所
- 災害の原因および被害の状況
- 適用を要請する理由
- 適用を必要とする期間
- 既に行った救助措置および行おうとする救助措置

②　被災者の他地区への移送要請
- 移送を必要とする被災者の数
- 希望する移送先と被災者を収容する期間

③　県への応援要請または応急措置の実施要請（災害対策基本法６８条）
- 災害の状況および応援または応急措置の実施を要請する理由
- 応援を必要とする活動内容
- 応援を希望する物資、資材、機械、器具等の品名および数量
- 応援を必要とする場所、期間

（４）指定地方行政機関に対する要請

市長は、応急対策または災害復旧のため、必要があると認めたときは、指定地方行政機関の長に対し、必要な事項を明らかにして当該機関の職員の派遣を要請する。

①　災害の状況および応援または応急措置の実施を要請する理由
②　応援を必要とする活動内容
③　応援を希望する物資、資材、機械、器具等の品名および数量
④　応援を必要とする場所、期間

（５）民間団体等に対する要請

市長は、応援対策または災害復旧のため、必要があると認めたときは、民間団体等に協力を要請する。

（６）市から国に対する応急措置実施の要請

市は、応急措置が的確かつ円滑に行われるようにするため必要があると認めるときは、県に対し、指定行政機関または関係指定地方行政機関に対する応急措置の実施の要請をするよう求めるものとする。

市は、上段の要求ができない場合には、その旨および当該市の地域における災害の状況を指定行政機関または指定地方行政機関に通知するものとする、この場合におい

て、当該通知を受けた指定行政機関または指定地方行政機関は、その事態に照らし緊急を要し、県からの要請を待ついとまがないと認められるときは、当該要請を待たないで、応急措置を実施することができる。

２．消防の応援

（１）県内市町消防に対する応援要請

消防機関は、単独では対処不可能な大規模火災等が発生した場合は、福井県広域消防相互応援協定に基づき、他の市町に応援要請を行う。

（２）他都道府県消防機関に対する応援要請

市長は、他の都道府県消防機関の応援を要請したいときは、消防組織法第４４条の規定に基づいて必要な事項を明らかにし、知事を通して消防庁長官に緊急消防救助隊の出動等を要請する。

第３節　自衛隊災害派遣要請計画

市長は、市域にかかる災害が発生し、または発生しようとしている場合で、自衛隊の応援が必要と認めるときは、知事に対して自衛隊の災害派遣要請を行う。

第１　派遣要請基準

１．災害が発生し、人命、財産を保護するための災害応急対策の実施が、自衛隊以外の機関で不可能または困難であると認められるとき。

２．災害の発生が迫り、予防措置に急を要し、かつ、自衛隊の派遣以外に方法がないとき。

第２　派遣の業務内容

自衛隊の災害派遣の活動内容は、次のとおりである。

１．被害状況の把握
２．避難の援助
３．遭難者等の捜索救助
４．水防、除雪活動の支援
５．道路または水路の啓開
６．診察、防疫、病害虫防除等の支援
７．給食炊飯および給水
８．通信支援
９．人員および物資の緊急輸送
10．消防活動の支援（空中消火を含む。）
11．危険物の保安および除去
12．入浴支援
13．救援物資の無償貸し付け、および譲与
14．その他臨機の必要に応じ、自衛隊の能力で対処可能なもの

第３　自衛隊の情報収集

県内において大規模な災害が発生し、または発生するおそれがある場合、各自衛隊は被害状況の収集活動を行い、その収集した情報を必要に応じて県に伝達する。また、市は自衛隊が収集した情報について、県を通じて入手するよう努める。

第４　派遣要請の手続き

市長は、自衛隊派遣を要請すべき事態が発生したときは、災害派遣要請書を知事へ提出する。なお、この場合において、市長は必要に応じて、その旨および市域に係る災害の状況を自衛隊に通知する。ただし、事態が急を要する場合の要請は電話でもって行い、事後速やかに文書を提出する。

また、市長は、災害状況から事態が切迫し、知事との連絡が取れない場合など知事に要求するいとまがなく、やむ得ない場合は、直接自衛隊に災害派遣の通知を行い、事後、知事に対して速やかに所定の手続きをとる。

１．口答で要請する場合の連絡事項
（１）災害の状況および派遣を要する理由
（２）派遣を希望する期間
（３）派遣を希望する区域および活動内容
（４）その他参考となるべき事項

２．派遣要請先
（１）陸上自衛隊の場合
① 陸上自衛隊第 14 普通科連隊長（連絡窓口　第３科）
石川県金沢市野田町 1-8　Tel 076-241-2171
② 陸上自衛隊第 372 施設中隊長
福井県鯖江市吉江町 4-1　Tel 0778-51-4675
（２）航空自衛隊の場合
航空自衛隊第６航空団司令（連絡窓口　防衛部）
石川県小松市向本折町戌 267　Tel 0761-22-2101
（３）海上自衛隊の場合
海上自衛隊舞鶴地方総監（連絡窓口　防衛部）
京都府舞鶴市余部下 1190　　Tel 0773-62-2250

３．留意事項
知事に災害派遣の要請をする場合、特に次の事項に留意すること。
（１）自衛隊が災害派遣をする場合は自衛隊法第 83 条第２項「都道府県知事の要請があり事態やむを得ないと指定部隊の長が認める場合には、部隊を救援のため派遣することができる」に該当する事態であり、単なる災害という理由のみで要請しないこと。
（２）災害応急対策活動および災害予防（災害の発生が目前に迫り、かつ、これが予防のためには部隊等の派遣を待つ以外に方法がないと思われるとき。）のための派遣要請ではあるが、自衛隊が到着する頃には危険が去ったということのないよう的確な情勢判断をすること。
（３）災害派遣を要請するときは、災害の状況および派遣を申請する理由、派遣を必要とする期間、派遣を希望するその任務、希望する区域および活動等の概数、その他部隊派遣上特に参考となる事項を危機管理課へ連絡すること。

第５　市長の緊急要請

市長は、災害状況から事態が切迫し、知事との連絡が取れない場合など知事に要請するいとまがない場合は、直接自衛隊に災害派遣の通知を行い、事後、知事に対して速やかに所定の手続きを取る。

第６　自主的派遣

災害の発生が突発的で、その救援が特に急を要し、知事の要請を待ついとまがないときは、要請を待つことなく次の基準により部隊等が派遣される。
１　災害に際し、関係機関に対し当該災害に係る情報を提供するため、自衛隊が情報活動を行う場合。
２　災害に際し知事等が自衛隊の災害派遣に係る要請を行うことができないと認められた場合に、直ちに救援の措置をとる必要がある場合。

3　災害に際し自衛隊が実施すべき救援活動が明確な場合に、当該救援活動が人命救助に関するものである場合。
4　その災害に際し上記事項に準じ、特に急を要し、知事等からの要請を待ついとまがないと認められる場合。
5　庁舎、営舎その他防衛省の施設またはこれらの近傍に災害が発生し、自衛隊が自主的に派遣する場合。ただし、知事の要請を待たずに部隊等を派遣した後に知事が派遣要請を行った場合は、その時点から知事の要請に基づく救援活動を実施する。

第７　派遣部隊の受入体制

１．関係機関の相互協力

市長は、派遣部隊の移動、現地進入および災害応急措置に係る補償問題等の発生ならびに必要な現地資材の使用等に関して、県、小浜警察署と緊密に連絡し協力しあう。

２．派遣部隊との連絡調整

派遣部隊の受入れおよび活動を円滑に行うための連絡調整は、県が行う。

３．他の災害救助復旧機関との競合重複排除

市長は、自衛隊の作業が他の災害救助復旧機関の作業と必要以上に競合重複することのないよう、最も効率的に分担するよう配慮する。

４．派遣部隊の受入れ

自衛隊の受入れが決定したときは、下記により速やかに受入れの体制を整備する。

（１）自衛隊連絡幹部室を市役所内に設置し、机、イスを配備する。
（２）宿舎は、屋内宿泊施設（公共施設で隊員一人当り１畳の基準）をあてるが、その施設が避難施設にあてられているときは、避難住民との関係を十分に検討し、いささかも派遣部隊の活動を妨げないよう留意する。
（３）災害の状況により、野営の必要がある場合は、野営施設を設置する。
（４）材料置場、炊事場は野外の適当な広場を確保する。
（５）駐車場は、宿泊施設の近くに車両等を考慮して適当な広場を確保する。
（６）作業計画および資機材の準備を行う。
（７）住民の協力について広報等行い周知を図る。
（８）食料等の供給の必要がある場合は、第２章第１０節「飲料水・食料品・生活必需品等の確保計画」により調達の手配を行う。
（９）派遣部隊の誘導に必要な措置を行う。
(10) ヘリポートの設置等
①　被災地の状況、ヘリコプターの機種により異なるが、あらかじめ設定した地点を対象にその都度自衛隊および県と協議して定める。
②　吹き流し、発煙筒、H（直径 10m）の標示、警戒人員を配備する。
③　通信筒投下のとき、＋（長さ 10m）の標示、発煙筒、白布（30cm×30cm で通信筒を受け取ったときの目印）を準備する。
④　孤立地区偵察のときの赤旗（急病人が発生しているとき）、青旗（食料が不足しているとき）を準備する。

第８　派遣部隊の活動内容

１．即時および応急救援活動（災害発生直後、人命救助を第一義として即時に行う救助活動）

（１）偵察連絡活動

空、地よりの偵察、連絡、被害状況の把握および情報の提供

（２）救出、救助、避難支援等

被災者の捜索救助および避難誘導路の啓開輸送、応急救護、空・地よりの避難誘導支援

（３）緊急輸送

患者および人命救助に必要な人員、物資等を車両・航空機により輸送

（４）消火活動

利用可能な消防車、消・防火用具による消防機関への協力

（５）県災害対策本部、関係機関への資料の提出および空・地よりの立体的広報協力

（６）危険物の保安および除去

火薬類・爆発物等、能力上可能な危険物の保安措置および除去

２．組織的救援活動（即時救援活動に引続き被害状況の概要が判明し、派遣部隊の主力をもってする組織化された救援活動）

（１）土木活動

道路、水路の応急啓開作業および応急橋梁の構築

（２）水防活動

堤防護岸等の決壊に伴う応急復旧作業

（３）通信支援

自衛隊の通信連絡に支障のない限度において各種有・無線活動支援

（４）医療、救護活動

応急医療、防疫活動および医具、血液薬品等の輸送

（５）炊飯および給水支援

被災地、避難地における炊飯・給水支援

（６）救援物資の無償貸与または譲与

「防衛庁の管理に属する物品の無償貸与および譲与等に関する総理府令」(昭和３７年度総理府令第１号）による。

ただし、譲与は、県、市町村、その他の公共機関の救助が受けられず当該物品の譲与を受けなければ生命、身体が危険であると認められる場合に限る。

３．その他

要請に基づき自衛隊の能力で処置が可能なものについて所定の活動を行う。

第９　派遣部隊の撤収要請

知事は、派遣部隊が派遣目的を達成したとき、または派遣の必要がなくなったときは、民心の安定等に支障がないよう市長および派遣部隊等の長と周密に調整を行った上、撤収要請を行う。

第１０　経費の負担区分

自衛隊の救援活動に要した経費のうち、次に掲げるものは原則として派遣を要請した市が負担する。ただし、負担区分について疑義が生じた場合は、その都度協議して定める。

１．派遣部隊の宿泊等に必要な土地、建物等の使用料および借上料

２．派遣部隊の宿泊等に伴う光熱水費、電話等通信費および入浴料

３．活動に必要な自衛隊以外の資機材等の調達、借上げ、その運搬、修理費

４．その他派遣命令者と知事が協議して決定したもの

第４節　ボランティア活動支援計画

市は、災害発生時において、市および関係機関による活動だけでなく、地域住民や地域外からのボランティアによる各種の活動が重要となることから、関係機関と連携し、被災地のニーズに応えたボランティア活動が円滑に行われるよう支援する。

第１　ボランティアの受入・派遣体制

１．小浜市

市は、市災害ボランティアセンター連絡会の招集について同連絡会の座長に協議し、災害ボランティアの活動拠点となる市災害ボランティアセンターの設置を要請する。

また、市災害対策本部にボランティア担当（ボランティア班）を設け、県災害対策本部および県災害ボランティアセンター本部、市災害ボランティアセンターの連携を図るとともに、避難施設、救援物資集積所、関係機関等から情報を収集して、被災地におけるボランティアニーズを把握する等、市災害ボランティアセンターの円滑な運営を確保するために必要な支援を行う。

さらに、当該ニーズに応じて、あらかじめ広域応援体制を組んだ隣接市町や友好市町等にボランティア派遣の支援要請を行う。

また、社会福祉協議会、地元や外部から被災地入りしているＮＰＯ・ＮＧＯ等のボランティア団体等と、情報を共有する場を設置するなどし、被災者のニーズや支援活動の全体像を把握し、連携のとれた支援活動を展開するよう努めるとともに、ボランティアを行っている者の生活環境について配慮する。

県または県から事務の委任を受けた市は、共助のボランティア活動と地方公共団体の実施する救助の調整事務について、県、市の災害ボランティアセンター連絡協議会や社会福祉協議会等が設置する災害ボランティアセンターに委託する場合は、当該事務に必要な人件費および旅費を災害救助法の国庫負担の対象とすることができる。

２．福井県

県は、災害ボランティア活動を広域的かつ総合的に支援することができると認められる団体に対し、災害ボランティアの活動拠点となる「福井県災害ボランティアセンター本部」（以下「災害ボランティアセンター本部」という。）の設置を要請するとともに、災害ボランティアセンター本部の円滑な運営を確保するため、必要な支援を行う。

また、県災害対策本部にボランティア部門を設け、災害ボランティア本部と連携を図るとともに､市町と情報交換を行い､被災地におけるボランティアニーズの把握を行う。

なお、ボランティアを行う者は、ボランティア活動中の事故等に備えて、県の負担によるボランティア保険に加入する。

３．社会福祉協議会

ボランティアの円滑な活動を促進するため、市と連携して市災害ボランティアセンター連絡会の座長を務め、市災害ボランティアセンターの設置および運営に協力する。

第２　ボランティアの活動内容

災害発生時のボランティアの活動内容は次の二つに大別して対応する。

１．一般労務提供型ボランティア
（１）災害情報、生活情報の収集、伝達
（２）避難行動要支援者に対しての安否確認と生活支援
（３）避難所等における炊出し､清掃等の被災者支援活動
（４）救援物資、資機材等の配分および輸送
（５）危険を伴わない軽易な応急、復旧作業
（６）災害ボランティアの受入事務
（７）その他上記作業に類した作業

２．専門技術型ボランティア
（１）救急・救助
（２）医療（医師、看護師、保健師、助産師、歯科医師、歯科衛生士、歯科技工士、薬剤師、理学療法士、作業療法士）
（３）介護（社会福祉士、介護福祉士、介護支援専門員）
（４）建物判定
（５）手話通訳
（６）情報・通信
（７）ボランティアのコーディネート
（８）輸送
（９）その他特別の技術を要するもの

第３　市災害ボランティアセンターの活動

市は、市災害ボランティアセンター連絡会の協力を得て、ボランティアが活動しやすい環境の確保、整備に努める。

１．ボランティアの受付、派遣

市災害ボランティアセンターはボランティアの受付、派遣の窓口となる。

ボランティアを行う者については、ボランティア活動中の事故等に備えて、県の負担によるボランティア保険に加入させるなどし、安全の確保を図る。

２．活動拠点の提供

市災害ボランティアセンター連絡会から活動拠点提供の要望があったときは、市は、速やかに適当な場所をボランティア活動拠点として提供する。

３．ボランティアとの連絡調整

ボランティアの受入・派遣および活動を円滑に行うために、ボランティアコーディネーター、各種団体および民間組織の代表者等とボランティア活動の状況に応じた作業内容について連絡調整を行う。

４．県災害ボランティアセンター本部および関係機関との連携

市災害ボランティアセンターは、専門分野のボランティアを必要とする場合など活動に必要な事項について、県災害ボランティアセンター本部および関係機関等と連携し、円滑な活動の確保を図る。

５．情報の提供

市の応急対策活動でボランティアの協力を必要とする業務や被災者等からのニーズを把握し、被災地等の状況とあわせて的確な情報を提供する。

第４　各種団体および民間組織との連携・協働

１．市災害ボランティアセンターと各種団体および民間組織との連携・協働

災害発生時においては、被災地のボランティアニーズなどの情報を一元的に把握するため、市災害ボランティアセンターと日本赤十字社福井県支部、区長連合会、民生委員、女性、老年等の各種団体および民間組織は連携・協働し、災害応急対策の実施に万全を期するものとする。

２．各種団体および民間組織の役割

（１）自治会（区および区長会）・自主防災組織

局地災害の場合は、隣接の自治会や自主防災組織は積極的に協力するものとする。

市域にわたる災害の場合は、市長の要請により災害応急対策活動に協力するものとする。

区長連合会等は、市長の要請に対して積極的に協力体制を組むものとする。

（２）日本赤十字社福井県支部および市赤十字奉仕団

日本赤十字社福井県支部は、発生した災害について、災害救助法が適用された場合、知事の要請により、小浜市の市域に常備救護班を出動させ医療および助産ならびに遺体の処理等災害救助活動に協力するものとする。

さらに、災害の状況により市長から災害救助の要請があったときは、可能な限りこれに協力するものとし、市の区域に日赤奉仕団を編成し、労力奉仕、義援金品募集、厚生指導等災害救助活動に協力する。

（３）民生委員

市長から災害救助の要請があったときは、災害の状況により可能な限り災害救助活動に協力する。

（４）その他各種団体および民間組織

女性、老年等の各種団体および商工会議所や事業所の団体等民間組織においては、必要に応じ市長の要請により災害応急対策活動に協力するものとする。

３．団体ボランティアの活動内容

団体ボランティアは、個人ボランティアと同等の活動について協力を得るが、組織的な活動が期待できることから、この点を考慮する。

４．ボランティア活動体制の整備

市および県は、ボランティア団体等と意見交換を行う情報共有会議の整備・強化を、研修や訓練を通じて推進するものとする。

第５節　通信計画

市および防災関係機関の通信について、その方法および系統等を明らかにし、災害に関する通信連絡を迅速・的確に実施するため通信施設の適切な運用を図る。なお、次に掲げる災害時の通信連絡は、この計画に定めるほか、各々の計画に定めるところによる。

気象予警報等の収集伝達	第６節　防災気象情報収集伝達計画
応急対策の実施に必要な情報の収集報告	第７節　災害情報収集連絡計画
被害・災害情報の広報	第８節　災害広報計画

第１　災害時における通信連絡

災害時における通信連絡は、おおむね次に掲げる方法により、単独またはこれを組み合わせて弾力的な運用を図るものとする。

１．災害発生直後の機能確認と応急復旧

災害発生時には、ただちに通信施設の機能を確認し、被災が判明した場合はすみやかに応急復旧にあたるとともに、携帯電話、衛星電話等の代替通信手段を確保するほか、すべての通信手段が途絶された場合には、連絡員を派遣して通信の確保を図る。

２．円滑な通信運用

（１）指定電話、連絡責任者の指定

①　指定電話

市および防災関係機関は、災害情報通信に使用する指定電話を定め、窓口の統一を図る。災害時においては、指定電話を平常業務に使用することを制限するとともに、指定電話に通信事務従事者を配置し、迅速かつ円滑な通信連絡を確保する。

②　連絡責任者

市および防災関係機関は、災害時の防災関係機関相互の迅速かつ円滑な通信連絡を確保するため、連絡責任者を定める。

連絡責任者は、各所属関係機関相互の通信連絡を統一する。

（２）通信の統制

災害発生時においては、加入電話および無線通信とも混乱することが予想されるため、通信施設の管理者は、必要に応じ適切な通信統制を実施し、その通信が円滑、迅速に行われるよう努める。

第２　防災関係機関の通信方法

災害に関して各防災関係機関が行う通信連絡は第２章第１７節第１項「防災関係施設設備、資機材、物資等整備計画」に掲げる情報通信設備および一般加入電話により行うものとする。

１．市防災行政無線の利用

（１）移動系無線

本部および各部相互の連絡には、移動系無線を利用する。

（２）同報系無線

市民への情報伝達には、同報系無線を利用する。

２．県防災行政無線の利用

県および他市町との連絡には、県防災行政無線を利用する。

３．防災相互通信用無線の利用

若狭消防組合、小浜海上保安署との連絡には、必要に応じて防災相互通信用無線を利用することができる。

４．災害対策基本法に基づく通信設備の優先利用等

（１）電話等施設の優先利用

各機関は、災害時において最優先に確保すべき通話を行うために、一般加入電話をＮＴＴの承諾を受けて災害時優先電話として利用するものとする。

この災害時優先電話を使用してのダイヤル通話は、通信網に異常輻輳が生じて一般の通話を規制した場合も、通話の規制を受けない。

（２）放送法に基づく放送局の利用

①　市長は、災害に関する伝達、通知または警告について、放送局を利用することが適当と考える時は、県を通じて行うことができる。

②　放送局は、災害に関する通知、要請、伝達または警告の放送を行うことを求められたときは、最も効果的な時間、放送系統および局によって有効、適切な放送を行うものとする。

（３）電波法に基づく非常無線通信の利用

防災関係機関は、地震、台風、洪水、津波、雪害、火災、暴動その他の非常の事態が発生し、または発生するおそれがある場合において、有線通信を利用することができないか、またはこれを利用することが著しく困難であるときは、電波法第 52 条および第 74 条ならびに非常無線通信規約に基づいて、非常無線通信を利用し、通信連絡手段の確保を図るものとする。

この場合において、無線局およびその他の機関は、非常通信協議会を中心に、無線設備の保守点検、通信訓練の実施等を通じて、非常無線通信の円滑な運用を期するものとする。

①　非常通報の内容

非常無線通信における通報の内容は、次に掲げるもの、またはこれに準ずるものとする。

ア　人命の救助に関するもの

イ　天災の予警報（主要河川の水位を含む）および天災その他の状況に関するもの

ウ　緊急を要する気象、地震、火災等の観測資料

エ　電波法第 74 条実施の指令およびその他の指令

オ　非常事態に際しての事態の収拾、復旧、交通制限その他の秩序の維持または非常事態に伴う緊急措置に関するもの

カ　暴動に関する情報連絡およびその緊急措置に関するもの

キ　非常災害時における緊急措置を要する犯罪に関するもの

ク　遭難者救護に関するもの

ケ　非常事態発生の場合における列車運転、鉄道輸送に関するもの

コ　鉄道路線、道路、電力設備、電信電話回線の破壊または障害の状況およびその修理復旧のための資材の手配および運搬、要員の確保その他緊急措置に関するもの

サ　中央防災会議、同事務局、地方防災会議、緊急災害対策本部、非常災害対策本部および災害対策本部相互間に発受する災害救援その他緊急措置に要する労務、施設、設備、物資および資金の調達、配分、輸送等に関するもの

シ　災害救助法第 7 条および災害対策基本法第 71 条第 1 項の規定に基づき、都道府県知事から医療、土木、建築工事または輸送関係者に対して発する従事命令に関するもの

ス　前各号に定めるもののほか、災害（武力攻撃事態等または緊急対処事態において、直接または間接に生ずる人の死亡、または負傷、火事、爆発、放射性物質の放出、その他の人的または物的災害を含む。）が発生した場合における住民の避難、救援、情報の収集、生活の安定および復旧その他必要な措置に関するもの

②　非常通報の発信

非常通報は、法令上許される範囲内において、防災関係機関が自ら発受するほか、非常通報を希望する者からの依頼に応じて発受するものとする。

③　非常通報

非常通報を希望する者は、非常通信用通報用紙（別紙様式）に電報形式（片かな）または文書形式（通常の文書体）により、最寄りの無線局に依頼するものとする。

5．放送施設の利用

（1）ＣＡＴＶによる防災放送

市民への情報伝達には、必要に応じて防災放送による緊急告知放送または情報提供放送を利用する。

（2）放送事業者への放送要請

ＣＡＴＶ放送以外の放送事業者（日本放送協会、福井放送、福井テレビジョン放送、福井エフエム放送）による放送を実施することが適切と判断されるときは、県を通じて要請する。

この場合において、特に必要と認めるときは、緊急警報放送を利用する。

6．その他の連絡方法

（1）市および県は通信連絡手段が途絶、不足した場合等、必要に応じて、北陸総合通信局に対し災害対策用移動通信機器および災害対策用移動電源車の貸出要請を行う。

（2）市および県は通信連絡手段が途絶した場合、電気通信事業者（固定電話、携帯電話事業者）に対し、通信設備の早期復旧、代替通信設備の設置を要請するものとする。

（3）あらゆる手段を講じても通信手段の確保が困難な場合には、使走により情報の伝達を行う。

第６節　防災気象情報収集伝達計画

気象予報および警報（以下「警報等」という。）の発表または伝達によって、異常気象等や大規模火災等による災害を防止し、または被害を軽減するため、各種の情報収集および伝達がより迅速かつ正確に行える体制を整える。

第１　警報等の種類および発表基準

１．警戒レベルを用いた防災情報の提供

警戒レベルとは、災害発生のおそれの高まりに応じて「居住者等がとるべき行動」を５段階に分け、「居住者等がとるべき行動」と「当該行動を居住者等に促す情報」とを関連付けるものである。

「居住者等がとるべき行動」、「行動を居住者等に促す情報」および「行動をとる際の判断に参考となる情報」をそれぞれ警戒レベルに対応させることで、出された情報からとるべき行動を直感的に理解できるよう、災害の切迫度に応じて、５段階の警戒レベルにより提供する。

２．特別警報・危険警報・警報・注意報の概要

福井地方気象台は、異常気象等によって福井県地域内に災害が発生するおそれがあるとき、気象業務法に基づく注意報または警報等を発表する。

大雨や強風等の気象現象によって、災害が起こるおそれのあるときには「注意報」が、重大な災害が起こるおそれのあるときには「警報」が、重大な災害等が起こるおそれが大きい危険な状況であるときには警報の一種として「危険警報」が、予想される現象が特に異常であるため重大な災害が起こるおそれが著しく大きいときには「特別警報」が福井県内の市町ごとに発表される。また、土砂災害や低地の浸水、中小河川の増水・氾濫、竜巻等による激しい突風、落雷等については、実際に危険度が高まっている場所が「キキクル（危険度分布）」等で発表される。なお、大雨や洪水等の警報が発表された場合のテレビやラジオによる放送等では、重要な内容を簡潔かつ効果的に伝えられるよう、これまでどおり市町をまとめた地域の名称を用いる場合がある。

［地域細分区域］

府県予報区	地　域　細　分　区　域		
	一次細分区域	二次細分区域	該　当　市　町
福井県	嶺　北	嶺北北部	福井市、あわら市、坂井市、越前町、永平寺町
		嶺北南部	鯖江市、越前市、南越前町、池田町
		奥　　越	大野市、勝山市
	嶺　南	嶺南東部	敦賀市、美浜町、若狭町
		嶺南西部	小浜市、おおい町、高浜町

［特別警報・危険警報・警報・注意報の名称と概要］
【一般の利用に適合するもの（警戒レベル相当情報）】

名称		概要
レベル５特別警報（警戒レベル５に相当）	レベル５ 大雨特別警報	大雨による重大な浸水害等※1が切迫または既に発生しているおそれが大きく、身の安全の確保が必要な場合に発表される。
	レベル５ 氾濫特別警報※3	河川※2氾濫による重大な災害が切迫または既に発生しているおそれが大きく、身の安全の確保が必要な場合に発表される。
	レベル５ 土砂災害特別警報※4	大雨による重大な土砂災害が切迫または既に発生しているおそれが大きく、身の安全の確保が必要な場合に発表される。
	レベル５ 高潮特別警報	高潮による重大な浸水害等が切迫または既に発生しているおそれが大きく、身の安全の確保が必要な場合に発表される。
レベル４危険警報（警戒レベル４に）相当	レベル４ 大雨危険警報	大雨による重大な浸水害等※1が起こるおそれが大きい危険な状況の場合に発表される。
	レベル４ 氾濫危険警報	河川※2氾濫による重大な災害が起こるおそれが大きい危険な状況の場合に発表される。
	レベル４ 土砂災害危険警報	大雨による重大な土砂災害が起こるおそれが大きい危険な状況の場合に発表される。
	レベル４ 高潮危険警報	高潮による重大な災害が起こるおそれが大きい危険な状況の場合に発表される。
レベル３警報（警戒レベル３に相当）	レベル３ 大雨警報	大雨による重大な浸水害等※1が起こるおそれがあり、一定時間以内に避難が必要な状況となる場合に発表。
	レベル３ 氾濫警報	河川※2氾濫による重大な災害が起こるおそれがあり、一定時間以内に避難が必要な状況となる場合に発表。
	レベル３ 土砂災害警報	大雨による重大な土砂災害が起こるおそれがあり、一定時間以内に避難が必要な状況となる場合に発表。
	レベル３ 高潮警報	高潮による重大な災害が起こるおそれがあり、一定時間以内に避難が必要な状況となる場合に発表される。
レベル２注意報（警戒レベル２）	レベル２ 大雨注意報	大雨による浸水害等※1が起こるおそれのある場合に発表される。
	レベル２ 氾濫注意報	河川※2氾濫による災害が起こるおそれのある場合に発表される。
	レベル２ 土砂災害注意報	大雨による土砂災害が起こるおそれのある場合に発表される。
	レベル２ 高潮注意報	高潮による重大な災害が起こるおそれがある場合に発表される。

※1　大雨の注意報・警報等は、内水氾濫による浸水害および大雨や融雪による洪水予報河川以外の河川の外水氾濫を対象に発表される。

※2　洪水予報河川

※3　洪水予報河川に発表する洪水注意報はレベル２氾濫注意報の名称を、洪水警報（洪水危険警報を除く。）はレベル３氾濫警報の名称を、洪水危険警報はレベル４氾濫危険警報の名称を、洪水特別警報はレベル５氾濫特別警報の名称を、それぞれ用いて行う。

※4　土砂崩れ注意報はレベル２土砂災害注意報の名称を、土砂崩れ警報（土砂崩れ危険警報を除く。）はレベル３土砂災害警報の名称を、土砂崩れ危険警報はレベル４土砂災害危険警報

の名称を、土砂崩れ特別警報はレベル５土砂災害特別警報の名称を、それぞれ用いて行う。

【一般の利用に適合するもの（警戒レベル相当情報以外）】

名称		概要
特別警報	暴風特別警報	暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。
	波浪特別警報	高い波が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。
警報	暴風警報	暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	波浪警報	高い波により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
注意報	強風注意報	強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	波浪注意報	高い波により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	濃霧注意報	濃い霧により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	雷注意報	落雷により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。また、発達した雷雲の下で発生することの多い竜巻等の突風や「ひょう」による災害への注意喚起が付加されることもある。急な強い雨の注意についても雷注意報で呼びかけられる。
	乾燥注意報	空気の乾燥により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、火災の危険が大きい気象条件が予想されたときに発表される。
	霜注意報	霜により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、早霜や晩霜等により農作物への被害が発生するおそれがあるときに発表される。
	低温注意報	低温により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、低温による農作物等への著しい被害や、冬季の水道管凍結や破裂による著しい被害の発生するおそれがあるときに発表される。

【水防活動の利用に適合するもの※】

水防活動の利用に適合する警報・注意報	一般の利用に適合する警報・注意報	発表基準
水防活動用気象警報	レベル３大雨警報	一般の利用に適合するレベル３大雨警報に同じ。
	レベル４大雨危険警報	一般の利用に適合するレベル４大雨危険警報に同じ。
	レベル５大雨特別警報	一般の利用に適合するレベル５大雨特別警報に同じ。
水防活動用津波警報	津波警報	津波により沿岸部や川沿いにおいて重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	津波特別警報（大津波警報の名称で発表）	津波により沿岸部や川沿いにおいて重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される。
水防活動用高潮警報	レベル３高潮警報	一般の利用に適合するレベル３高潮警報に同じ。
	レベル４高潮危険警報	一般の利用に適合するレベル４高潮危険警報に同じ。
	レベル５高潮特別警報	一般の利用に適合するレベル５高潮特別警報に同じ。
水防活動用洪水警報	レベル３氾濫警報またはレベル３大雨警報	一般の利用に適合するレベル３氾濫警報またはレベル３大雨警報に同じ。
	レベル４氾濫危険警報またはレベル４大雨危険警報	一般の利用に適合するレベル４氾濫危険警報またはレベル４大雨危険警報に同じ。
	レベル５氾濫特別警報またはレベル５大雨特別警報	一般の利用に適合するレベル５氾濫特別警報またはレベル５大雨特別警報に同じ。
水防活動用気象注意報	レベル２大雨注意報	一般の利用に適合するレベル２大雨注意報に同じ。
水防活動用津波注意報	津波注意報	津波により沿岸部において災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
水防活動用高潮注意報	レベル２高潮注意報	一般の利用に適合するレベル２高潮注意報に同じ。
水防活動用洪水注意報	レベル２氾濫注意報またはレベル２大雨注意報	一般の利用に適合するレベル２氾濫注意報またはレベル２大雨注意報に同じ。

※水防活動の利用に適合する（水防活動用）注意報および警報は、一般の利用に適合する注意報、警報、危険警報および特別警報をもって代える。なお、水防活動の利用に適合

する特別警報は設けられていない。

（注）１．特別警報発表にあたっては、過去の災害時例に照らして、指数（土壌雨量指数、表面雨量指数、流域雨量指数）、積雪量、台風の中心気圧、最大風速などに関する客観的な指標を設け、これらの実況および予想に基づいて判断をする。

２．警報等の発表基準は、福井県における過去の災害頻度と気象条件との関係を調査して決めたものであり、気象要素によって災害発生を予想する際の具体的な目安である。なお、大地震が発生した場合に設定するレベル３土砂災害警報・レベル２土砂災害注意報の暫定基準は、震度５強を観測した市町は土壌雨量指数基準を通常の８割とし、震度６弱以上を観測した市町は土壌雨量指数基準を通常の７割とする。

３．警報等の発表基準や特別警報の指標に用いる数値は、気象庁の「特別警報の指標及び危険警報・警報・注意報発表基準一覧表」、「気象等に関する特別警報の発表基準」による。

第２　キキクル等の概要

種類	概要
土砂キキクル	大雨による土砂災害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で 1km 四方の領域ごとに 5 段階に色分けして示す情報。最大６時間先までの雨量分布および土壌雨量指数の予測を用いて常時 10 分ごとに更新しており、土砂災害の警報等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。 ・「災害切迫」（黒）：命の危険があり直ちに安全確保が必要とされる警戒レベル５に相当。 ・「危険」（紫）：危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル４に相当。 ・「警戒」（赤）：高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル３に相当。 ・「注意」（黄）：ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル２に相当。 ・「今後の情報等に留意」（無色）
浸水キキクル	短時間強雨による浸水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で 1km 四方の領域ごとに 5 段階に色分けして示す情報。1 時間先までの表面雨量指数の予測を用いて常時 10 分ごとに更新しており、大雨や氾濫の警報等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。 ・「災害切迫」（黒）：命の危険があり直ちに安全確保が必要とされる警戒レベル５に相当。 ・「危険」（紫）：危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル４に相当。 ・「警戒」（赤）：高齢者等が危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル３に相当。 ・「注意」（黄）：ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル２に相当。 ・「今後の情報等に留意」（無色）

洪水キキクル	指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川（水位周知河川およびその他河川）の洪水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で河川流路を概ね 1km ごとに 5 段階に色分けして示す情報。3 時間先までの流域雨量指数の予測を用いて常時 10 分ごとに更新しており、大雨や氾濫の警報等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。 ・「災害切迫」（黒）：命の危険があり直ちに安全確保が必要とされる警戒レベル５に相当。 ・「危険」（紫）：危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル４に相当。 ・「警戒」（赤）：高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル３に相当。 ・「注意」（黄）：ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル２に相当。 ・「今後の情報等に留意」（無色）
大雨キキクル	浸水キキクルと洪水キキクルのメッシュを重ね合わせ、危険度の高い色を優先的に表示したもの。
流域雨量指数の予測値	各河川の、上流域での降雨による、下流の対象地点の洪水危険度（大河川においては、その支川や下水道の氾濫などの「湛水型内水氾濫」の危険度）の高まりの予測を、警報等の基準への到達状況に応じて危険度を色分けした時系列で示す情報。流域内における雨量分布の実況と６時間先までの予測（解析雨量および降水短時間予報等）を用いて常時 10 分ごとに更新している

第３　気象情報

気象の予報等について、特別警報・危険警報・警報・注意報に先立って注意を喚起する場合や、警報・注意報が発表された後の経過や予想、防災上の留意点が解説される場合等に発表される。

１．時系列情報（明日までの警報等の見通し）

特別警報・危険警報・警報・注意報に先だって、市町単位で、警報級の現象の発生が想定される時間帯（土砂災害の警報・危険警報・高潮の注意報・警報・危険警報については情報の発表が想定される時間帯）の見通しを「災害切迫」（黒）、「危険」（紫）、「警戒」（赤）、「注意」（黄）の色で表示する。翌日までの３時間ごとの気象状況の見通しが１日４回発表される。

なお、警報等の見通しが大きく変わった場合には、必要に応じて定時の発表を待たず臨時で発表される。

２．早期注意情報（警報級の可能性）

５日先までの警報級の現象の可能性が［高］、［中］の２段階で発表される。当日から翌日にかけては時間帯を区切って、天気予報の対象地域と同じ発表単位（嶺北、嶺南）で、２日先から５日先にかけては日単位で、週間天気予報の対象地域と同じ発表単位（福井県）で発表される。大雨に関して、［高］または［中］が予想されている場合は、災害への心構えを高める必要があることを示す警戒レベル１である。

３．全般気象解説情報、北陸地方気象解説情報、福井県気象解説情報

気象の予報等について、警報等に先立って注意・警戒を呼びかけられる場合や、警報等が発表された後の経過や予想、防災上の留意点が解説される場合等に発表される。表題は、「気象解説情報（大雨・落雷・突風）」のように、（　）内に注目される現象のキーボードが付記される。

気象解説情報のうち、線状降水帯による大雨の可能性がある程度高いことが予想された場合に、大雨に対する心構えを一段高めていただくことを目的として、半日程度前から「気象解説情報（線状降水帯半日前予測）」という表題で発表される。台風に関する情報については「気象解説情報（台風第〇号）」という表題で発表される。

また、大雨や土砂災害の警戒を呼びかける中で、重大な災害が差し迫っている場合に一層の警戒を呼びかけるなど、気象台が持つ危機感を端的に伝えるため、本文を記述せず、見出し文のみの全般・地方・府県気象解説情報が発表される場合がある。

４．土砂災害警戒情報

市長の避難指示の発令判断や住民の自主避難の判断を支援するため、対象となる市町を特定して警戒を呼びかける情報で、福井県と福井気象台から共同で発表される。令和８年５月から、気象業務法第１３条第１項に基づく土砂崩れに関する警報と一体として、「レベル４土砂災害危険警報」の名称を用いて通知等が行われる。市内で危険度が高まっている詳細な領域は「土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）」で確認することができる。危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル４に相当。

５．福井県気象防災速報

気象情報のうち、警戒レベル相当情報やそれ以外の警報等を補足する情報として、線状降水帯など顕著現象が発生または発生しつつある場合に「気象防災速報」を発表する。気象防災速報で伝える情報は以下の４つである。

ア．気象防災速報（記録的短時間大雨）

県内でレベル３大雨警報等発表中かつ大雨による災害発生の危険度が急激に高まっている中で、当該地域にとって数年に一度程度しか発生しないような猛烈な短時間の大雨（1時間雨量80mm以上）が観測（地上の雨量計による観測）または解析（気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析）された場合に、気象庁から「福井県気象防災速報（記録的短時間大雨）」という表題の情報が発表される。

イ．気象防災速報（線状降水帯発生）

大雨による災害発生の危険度が急激に高まっている中で、線状降水帯により非常に激しい雨が同じ場所で降り続いているときには、「線状降水帯」というキーワードを使って解説する「福井県気象防災速報（線状降水帯発生）」という表題の情報が気象庁から発表される。

※　上記ア、イに該当する情報が発表されたときは、土砂災害および低い土地の浸水や中小河川の増水・氾濫による災害発生につながるような大雨が降っている状況であり、実際に災害発生の危険度が高まっている場所をキキクルで確認する必要がある。

ウ．気象防災速報（線状降水帯直前予測）

線状降水帯発生の可能性が高まった場合には、線状降水帯発生の２～３時間前を目標に、予測情報として「福井県気象防災速報（線状降水帯直前予測）」という表題の情報が気象庁から発表される。

エ．気象防災速報（竜巻注意／竜巻目撃）

積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意が呼びかけられる情報で、雷注意報が発表されている状況下において竜巻等の激しい突風の発生しやすい気象状況になっているときに、天気予報の対象地域と同じ発表単位（嶺北、嶺南）で気象防災速報（竜巻注意）として気象庁から発表される。なお、実際に危険度が高まっている場所については竜巻発生確度ナウキャストで確認することができる。

また、竜巻の目撃情報が得られた場合には、目撃情報があった地域を示し、その周辺で更なる竜巻等の激しい突風が発生するおそれが非常に高まっている旨を付加した情報が天気予報の対象地域と同じ発表単位（嶺北・嶺南）で気象防災速報（竜巻目撃）として気象庁から発表される。

この情報の有効期間は、発表から概ね１時間である。

６．指定河川洪水予報（氾濫特別警報・危険警報・警報・注意報）

河川の増水や氾濫などに対する水防活動の判断や住民の避難行動の参考となるように、あらかじめ指定した河川について、区間を決めて水位または流量を示して発表される警報および注意報である。警戒レベル２～５に相当。

７．火災気象通報

消防法第２２条の規定により、気象の状況が火災の予防上危険と認められるときに福井地方気象台が福井県知事に対して通報し、福井県を通じて市町や消防本部に伝達される。市長が発令する火災警報の基礎となり、実効湿度、風速などにより通報基準が定められている。

８．災害時気象支援資料

福井地方気象台は、災害時の応急活動を支援するため、被災地を対象とした詳細な気象情報等の提供に努める。

第４　特別警報・危険警報・警報・注意報等の伝達系統図

特別警報・危険警報・警報・注意報等の伝達経路は図に示すとおりであり、特に暴風、暴風雪、大雨、洪水等の警報は、住民等への周知を図る。

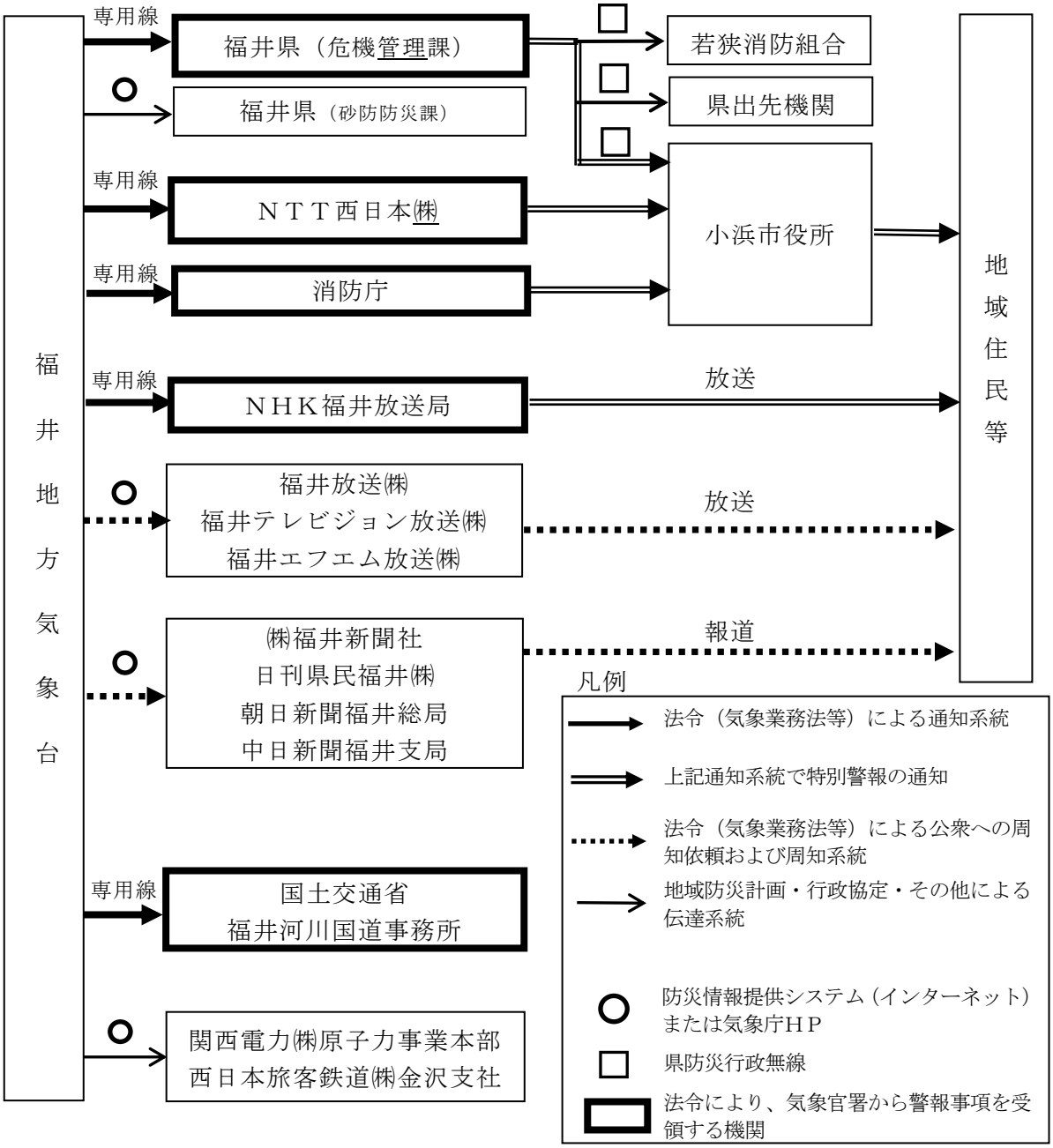

１．福井地方気象台は、気象業務法に基づく特別警報・危険警報・警報・注意報等を発表、切り替えまたは解除したとき、専用通信設備または加入電話等を用いて、当該特別警報・危険警報・警報・注意報等により措置を講ずる必要のある機関へ速やかに伝達するものとする。

ただし、ＮＴＴ西日本㈱への伝達は、特別警報・危険警報・警報のみとする。

２．県による伝達

（１）特別警報・危険警報の伝達

県は、通知された事項を、防災行政無線等により直ちに市町に通知するとともに、消防本部および県の出先機関に伝達するものとする。

（２）気象情報等の伝達

県は、通知された事項を、防災行政無線等により直ちに市町、消防本部および県の出先機関等に伝達するものとする。

（３）災害の予告にあたる重要な気象情報の伝達

県は、土砂災害警戒情報（レベル４土砂災害危険警報）、気象防災速報（記録的短時間大雨・線状降水帯発生・線状降水帯直前予測）および指定河川洪水予報等の大きな被害をもたらす災害の予告にあたる重要な気象情報を、直ちに市町、消防本部および県の出先機関に伝達するものとする。

３．市による伝達

（１）特別警報・危険警報の伝達

市は県から通知された事項を、可能な限り多くの手段を用いて、直ちに住民等に周知する。

（２）気象警報等の伝達

市は県から通知された事項を、あらかじめ定める方法により、直ちに住民等に周知するものとする。

（３）災害の予告にあたる重要な気象情報の伝達

市は上記２（３）の重要な気象情報を、住民の自主避難の参考となるよう、速やかに住民等へ伝達するものとする。

４．小浜海上保安署は、通知された事項（海域および船舶交通に影響を与える特別警報・警報のみ）を航行中および入港中の船舶に周知するものとする。

５．ＮＴＴ西日本㈱への伝達は、通知された事項（特別警報・危険警報・警報のみ）を、一般の通話や電報に優先して、関係市町に伝達するものとする。

６．放送機関は、通知された事項をあらかじめ定める方法により、速やかに放送し、公衆に周知するものとする。

７．その他の防災関係機関にあっては、それぞれの防災業務に応じて所要の機関等に周知するものとする。

第５　近畿地方整備局福井河川国道事務所と福井地方気象台が共同して行う北川洪水予報の発表

（１）北川洪水予報の発表基準等

近畿地方整備局福井河川国道事務所と福井地方気象台が共同して行う北川洪水予報の名称および発表の基準は、次のとおりである。

①北川洪水予報

名称	発表の基準
北川 レベル２氾濫注意報	北川の基準地点の水位が、氾濫注意水位（警戒水位）に達し、さらに水位の上昇が見込まれるとき。避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル２である。
北川	北川の基準地点の水位が、一定時間後に氾濫危険水位（特別警戒水位）

レベル３氾濫警報	に到達することが見込まれるとき、あるいは、避難判断水位に達し、さらに水位の上昇が見込まれるとき。高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル３に相当。
北川 レベル４氾濫危険警報	北川の基準地点の水位が、急激な水位上昇によりまもなく氾濫危険水位を超え、さらに水位の上昇が見込まれるとき。氾濫危険水位（特別警戒水位）に達したとき。避難が必要とされる警戒レベル４に相当。
北川 レベル５氾濫特別警報／氾濫発生情報	北川の予報区域内で、氾濫が発生したとき。災害がすでに発生している状況であり、命を守るための最善の行動をとる必要があることを示す警戒レベル５に相当。

（２）北川洪水予報の伝達

① 近畿地方整備局福井河川国道事務所および福井地方気象台は、（１）に掲げる北川洪水予報を発表・切り替え・解除したときは、専用通信設備または加入電話を用いて、当該北川洪水予報により措置を講ずる必要のある機関へ速やかに通知するものとする。ただし、ＮＴＴ西日本㈱へ一般の利用に適合する洪水警報を通知した場合は、これをもって警報事項の通知を行ったものとする。

② 県は、前項の機関から通知された事項を防災行政無線により速やかに県の出先機関、関係市町および消防本部へ伝達するものとする。

③ 市は、県から通知された事項をあらかじめ定める方法により、速やかに住民および所在の官公署等へ周知するものとする。

④ ＮＴＴ西日本㈱は、福井地方気象台から通知された事項を関係市町に伝達するものとする。

⑤ 放送機関は、福井地方気象台から通知された事項をあらかじめ定める方法により速やかに放送し、公衆に周知するものとする。

⑥ その他の防災関係機関にあっては、それぞれの防災業務に応じて所要の機関等に周知伝達するものとする。

第６ 県と福井地方気象台が共同して行う洪水予報

（１）洪水予報の発表基準等

県と福井地方気象台が共同して行う洪水予報の対象河川、名称および発表の基準は、次のとおりである。

① 対象河川

河川名	実施区間	基準地点
南川	左岸 小浜市中井五両盛り３５字１－１から日本海まで 右岸 小浜市中井平野下３０字３０番から日本海まで	和久里観測所

② 発表基準

名称	発表の基準
レベル２ 氾濫注意報	基準地点の水位が、氾濫注意水位（警戒水位）に達し、更に水位の上昇が見込まれるとき、氾濫注意水位以上でかつ避難判断水位未満の状況が継続しているとき、避難判断水位に達したが水位の上昇が見込まれないときに発表される。ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル２に相当。
レベル３	基準地点の水位が、一定時間後に、氾濫危険水位に到達することが見込ま

氾濫警報	れるとき、氾濫危険情報を発表中に氾濫危険水位を下回ったとき（避難判断水位を下回った場合を除く）、避難判断水位を超える状況が継続しているとき（水位の上昇の可能性がなくなった場合を除く）に発表される。高齢者等避難の発令の判断の参考とする。高齢者等は危険な場所から避難が必要とされる警戒レベル３に相当。
レベル４ 氾濫危険警報	基準地点の水位が、氾濫危険水位に達したとき、氾濫危険水位以上の状況が継続しているときまたは３時間先までに氾濫する可能性のある水位に到達すると見込まれるときに発表される。いつ氾濫してもおかしくない状況、避難等の氾濫発生に対する対応を求める段階であり、避難指示の発令の判断の参考とする。危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル４に相当。
レベル５ 氾濫特別警報／ 氾濫発生情報	氾濫が発生したとき、氾濫が継続しているときに発表される。新たに氾濫が及ぶ区域の住民の避難誘導や救難活動等が必要となる。災害がすでに発生している状況であり、命の危険が迫っているため直ちに身の安全を確保する必要があることを示す警戒レベル５に相当。

（２）洪水予報の伝達

①　県および福井地方気象台は、（１）に掲げる洪水予報を発表・切り替え・解除したときは、専用通信設備または加入電話を用いて、当該洪水予報により措置を講ずる必要のある機関へ速やかに通知するものとする。ただし、ＮＴＴ西日本㈱へ一般の利用に適合する洪水警報を通知した場合は、これをもって警報事項の通知を行ったものとする。洪水予報の通知先および伝達系統は、各河川の洪水予報実施要領によるものとする。

②　県は、前項の機関から通知された事項を防災行政無線等により速やかに県の出先機関、関係市町および消防本部へ伝達するものとする。

③　市は、県から通知された事項をあらかじめ定める方法により速やかに住民および所在お官公署等へ周知するものとする。

④　ＮＴＴ西日本㈱は、福井地方気象台から通知された事項を関係市町に伝達するものとする。

⑤　放送機関は、福井地方気象台から通知された事項をあらかじめ定める方法により速やかに放送し、公衆に周知するものとする。

⑥　その他の報歳機関にあっては、それぞれの防災業務に応じて所要の機関等に周知伝達するものとする。

第７　県が行う水位情報の通知および周知

（１）水位情報の発表基準等

県が行う水位情報の通知および周知の対象河川、名称および発表の基準は次のとおりである。

①　対象河川

河川名	実施区間	基準地点
遠敷川	小浜市忠野集落下流から下流国道交通大臣管理区域まで	遠敷観測所

② 発表基準

名称	発表の基準
レベル２ 氾濫注意情報	基準地点の水位が、氾濫注意水位（警戒水位）に達し、更に水位の上昇が見込まれるとき、氾濫注意水位以上でかつ避難判断水位未満の状況が継続しているとき、避難判断水位に達したが水位の上昇が見込まれないときに発表される。ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル２に相当。
レベル３ 氾濫警戒情報	基準地点の水位が、一定時間後に、氾濫危険水位に到達することが見込まれるとき、氾濫危険情報を発表中に氾濫危険水位を下回ったとき（避難判断水位を下回った場合を除く）、避難判断水位を超える状況が継続しているとき（水位の上昇の可能性がなくなった場合を除く）に発表される。高齢者等避難の発令の判断の参考とする。高齢者等は危険な場所から避難が必要とされる警戒レベル３に相当。
レベル４ 氾濫危険情報	基準地点の水位が、氾濫危険水位に達したとき、氾濫危険水位以上の状況が継続しているときまたは３時間先までに氾濫する可能性のある水位に到達すると見込まれるときに発表される。いつ氾濫してもおかしくない状況、避難等の氾濫発生に対する対応を求める段階であり、避難指示の発令の判断の参考とする。危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル４に相当。
レベル５ 氾濫発生情報	氾濫が発生したとき、氾濫が継続しているときに発表される。新たに氾濫が及ぶ区域の住民の避難誘導や救護活動等が必要となる。災害がすでに発生している状況であり、命の危険が迫っているため直ちに身の安全を確保する必要があることを示す警戒レベル５に相当。

（２）水位情報の伝達

① 県は（１）に掲げる水位情報を発表したときは、防災行政無線または加入電話を用いて、当該水位情報により措置を講ずる必要のある機関へ速やかに通知するものとする。水位情報の通知先および伝達系統は、福井県水防計画によるものとする。

② 市は、県から通知された事項をあらかじめ定める方法により速やかに住民および所在の官公署等へ周知するものとする。

③ 放送機関は、県から通知された事項をあらかじめ定める方法により速やかに放送し、公衆に周知するものとする。

④ そのほかの防災機関にあっては、それぞれの防災業務に応じて所要の機関等に周知伝達するものとする。

第８ 火災気象通報および火災警報

１．火災気象通報

福井地方気象台は、気象の状況が火災の予防上危険であると認めたときは、消防法の規定により、その状況を県に通報する。その通報を受けた県は、県防災行政無線等により、速やかにその旨を市に通報する。

２．火災気象通報の実施基準

火災気象通報は、県内の市町を対象とし、「乾燥注意報」および「強風注意報（陸上）」の基準のいずれかを満たしたときとする。

（１）実効湿度 65％以下で最小湿度 30％以下になる見込みのとき。
（２）平均風速 12m/s 以上の風が 1 時間以上続いて吹く見込みのとき。

３．火災警報
市は、火災気象通報を受けたとき、または気象の状況が火災の予防上危険であると認めたときは、火災警報を発する。

第９　異常気象現象発見者の通報義務

１．発見者の通報
災害が発生する恐れある異常な現象を発見した者は、災害対策基本法第 54 条に基づき、延滞なくその旨を市長または警察等に通報し、市長は速やかに県および福井地方気象台、その他の関係機関に通報する。

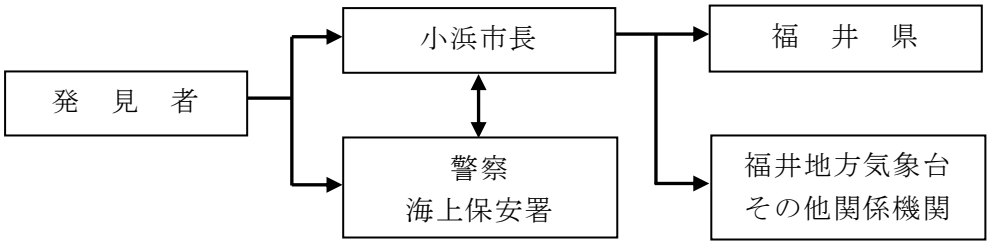

２．市長が福井地方気象台等に通報すべき事項
（１）異常な出水、山崩れ、地滑り、堤防決壊、なだれ等で大きな災害となる恐れがあるとき
（２）竜巻、強いひょう等の著しく異常な気象現象があったとき
（３）異常な高波、うねり、潮位等があったとき
（４）その他災害に関する異常な現象があったとき

３．通報手段と通報要領
市長から福井地方気象台への通報は、電話(0776-24-0009)またはＦＡＸ(0776-24-1252)により通報するものとし、通報は、いつ、どこで、何が、どれだけ、今後どうかの要領で通報する。
なお、電話またはＦＡＸが不通な場合は最寄りの警察機関等の無線通信による協力を求める。

第１０　福井地方気象台への協力

防災関係機関は、福井地方気象台が行う気象業務に関して協力するものとする。

１．福井地方気象台に通報を要する事項
（１）県または市町が災害対策本部を設置したとき
（２）市町に災害救助法が適用されたとき
（３）国土交通省近畿地方整備局福井河川国道事務所または県が水防警報を発表したとき

２．福井地方気象台の照会により通報する事項
（１）市町または警察署別の自然災害による被害状況
（２）気象官署以外の気象観測資料
（３）河川の水位、流量の観測資料

（４）潮位、波浪の観測資料
（５）その他

第１１　避難指示等の助言

福井地方気象台は、市から避難指示等の発令に際し助言を求められた場合には、必要な助言を行うものとする。

第７節　災害情報収集連絡計画

災害時における被害状況等の情報収集は災害応急対策活動を迅速かつ的確に行う基礎となるものである。市は、関係機関等との連携のもと災害情報を積極的に収集把握して、県等に報告する体制を確立する

第１　災害通信計画

災害情報の伝達、報告等災害時における通信連絡は、通信施設の被害状況等により異なるが、おおむね次の方法のうちから実情に即した方法で行う。

１．通常の状態における通信連絡

災害に関する通信連絡は、防災行政無線、加入電話または関係機関専用の通信設備により速やかに行う。

２．電気通信施設の優先利用

本章第５節「通信計画」により、緊急の度合いによりこれを利用する。

第２　災害情報の収集

発生した災害または発生するおそれのある災害に関する情報は、災害応急対策を樹立する基本となるものであり、おおむね次の事項について迅速かつ的確に収集を行う。

１．収集事項

（１）災害の原因
（２）災害が発生した日時
（３）災害が発生した場所または地域
（４）被災者の氏名、生年月日、性別、続柄、世帯人員
（５）発見者または通報者の住所、氏名
（６）被害の程度（死者、負傷者の状況、建造物の被害状況、火災の発生状況など）
（７）災害に対してとられた措置
（８）災害救助法適用の要否および必要とする救助の種類
（９）その他必要な事項

２．警戒段階の情報収集

現に災害が発生していない段階においても警戒体制に移行した後において、気象情報等の収集に努め、災害発生時の応急対策を迅速に行うための体制整備に役立てる。

（１）気象予警報の発令状況
（２）降雨状況および各河川の水位状況
（３）市街地、田畑等の冠水浸水状況
（４）地域の災害情報（予兆現象等）

３．災害初期の情報収集方法

災害発生時には次の手段を通じて災害情報の収集に努める。なお、情報収集および通報は、人的被害および住家被害に関連あるものを優先する。

（１）職員による情報収集

① 勤務職員による情報収集（勤務時間内の場合）

市内公共施設の職員は、施設周辺の状況を覚知できる範囲で把握し、施設長に報告し、施設長は職員の報告内容を主管課を通じて本部（電話班）に報告する。

② 参集職員による情報収集（勤務時間外の場合）

参集途上にある職員は周囲の被災状況を把握し、参集後、所属班長に報告し、各部は職員の報告内容を本部に報告する。

（２）自主防災組織等による情報収集

市は、自主防災組織の責任者および区長と連絡をとり、周辺地域の災害情報を収集する。

（３）１１９番および１１０番通報の状況把握とその報告

市は、消防本部および小浜警察署に対し、火災や多数の死傷者発生による住民通報の状況を問い合わせる。

（４）県防災ヘリコプターによる情報の入手

市は、必要に応じて県の防災ヘリコプターによる災害情報の収集を県に要請する。

（５）通信関係のボランティアの活用

大規模な災害が発生し、情報収集要員が不足した場合には、アマチュア無線家、インターネット利用者といった通信関係のボランティアの協力を得ることとし、そのための募集方法や活用方策を検討する。

４．現地調査

本部長は、災害地の実態を把握し、市の災害応急対策活動の適切な実施を期するため、必要に応じ総括部長に対して災害地調査の実施を命ずる。

（１）調査班の編成および出動

総括部長は、本部長の指示に基づき、災害地調査実施のため各部・各班の中から調査班を編成する。班の数、構成その他必要な事項は、事態に応じて適宜実施することになるが、おおむね次のような編成とする。

活動内容	班数	班あたりの人数
現地被害調査	3	２人
調査結果集計	1	２人
連絡調整	1	２人

（２）調査事項

① 被害状況
② 災害の原因（二次的原因）
③ 応急措置状況
④ 災害地住民の動向
⑤ その他災害対策上必要な事項

５．被害状況調査

被害状況調査は各部が、「小浜市被害状況調査および報告要領」に基づいて行うものとし、住民の生命および財産に関する事項ならびに市の管理する施設について、各班、現地対策本部が調査し、災害対策本部（警戒本部）が集計する。

（１）調査方法

① 災害情報の収集にあたっては、自主防災組織、区長および消防機関その他防災関

係機関と緊密に連絡する。

② 被害の程度の調査にあたっては、各班の連絡を密にして脱漏重複のないよう留意し、相違ある被害状況については、調整する。

③

世帯人員等については、現地調査のみでなく住民登録等の諸記録とも照合し、その正誤を確認する。

④ 水害による浸水状況については、時刻、現場の状況から具体的調査が困難な場合が多いので、当該地域に詳しい関係者の協力により、現況を把握するものとし、事後調査により正確な記録を収録する。

⑤ 全壊、半壊、流失、死者および負傷者等が発生した場合は、その住所、氏名、年齢等を速やかに調査する。

（2）調査内容

［被災情報の種類および報告内容］

被災情報の種類		状況報告の内容	担当班
人的被害	死者､行方不明者	死体収容状況 行方不明者の届出状況	小浜警察署
	負傷者	負傷者救護状況、重傷軽傷者数 救援救護の実施状況	救護班 消防班
	被災者	避難所避難者数、避難世帯数	避難所班
	その他	児童・生徒の安否確認状況	学校班
建物	住宅等の被害	全壊、半壊、一部損壊、流出、床上浸水、床下浸水の戸数等	被災管理班
公共施設	文教施設等	学校教育施設、社会教育施設、文化財等の被害状況	学校班 産業班
	医療施設等	医療関係施設の被災状況	救護班
ライフライン	水道施設	給配水施設の被災状況 給水可能人口の把握	給水班
	下水道施設	管路、処理施設の被災状況	調査工作班
	電気・ガス	停電・途絶等の状況	調査工作班
交通施設	公共土木施設	道路、橋梁、河川、漁港等の被災状況	調査工作班
	輸送施設	鉄道、ヘリポート等の被災状況	公共交通班
避難所等	避難所関係	開設状況、避難状況	避難所班
	救護所関係	開設状況、救護状況	救護班
その他の施設	農林水産業関係施設	田畑、山林、漁場、農業用施設、林業施設、漁港施設の被害状況	調査工作班
	商工施設	工業・商業施設、宿泊・飲食店施設の被害状況	産業班
	危険物施設	ガス、石油類、劇毒物等施設の被災状況	消防班
	市営の施設	市営住宅、運動施設等の被災状況	施設管理班 住宅班 各管理者

６．孤立集落の被害状況把握

道路等の途絶によるいわゆる孤立集落については、早期解消の必要があることから、市、国、指定公共機関、県は、それぞれの所管する道路のほか、通信、電気、ガス、上下水道等のライフラインの途絶状況を把握するとともに、その復旧状況と併せて、県、被災市町に連絡するものとする。また、市および県は、特に孤立地域の通信手段の確保について、特段の配慮を行うものとし、当該地域における備蓄の状況、医療的援助が必要な者など要配慮者の有無の把握に努めるものとする。

なお、ドローンを活用した孤立集落の被害状況を把握するため、事前に必要な手続等を行い、災害時に迅速に対応できるよう努めるものとする。

第３　災害状況の報告

この報告は、災害対策基本法第 53 条の規定に基づき、県知事に対して行うものである。

このほか、他の防災関係法令の規定により関係行政機関等に報告する詳細なものについては、それぞれの定められた要領により、別途担当の主管課より報告する。

１．報告の責任者

災害報告責任者は、災害対策本部総括部長（災害対策本部が設置されていないときは総務部長）とする。

２．報告の基準

災害状況報告は、次に掲げる事項に該当する場合に報告する。

（１）災害救助法の適用基準に合致するもの
（２）市が災害対策本部を設置したもの
（３）災害が２市町以上にまたがるもので、本市における被害が軽微であっても地域的にみた場合に、同一災害で大きな被害を生じているもの
（４）災害による被害に対し国・県の特別の財政援助を要するもの
（５）災害による被害が当初は軽微であっても、今後（１）～（４）の要件に該当する災害に発展するおそれがあるもの
（６）地震が発生し、県内の区域内で震度４以上を記録したもの
（７）その他災害の状況およびそれが及ぼす社会的影響からみて報告する必要があると認められるもの
（８）注意報、警報が発令された場合において発生し、上記基準に該当しないもの
（９）その他特に報告の指示があったもの

３．被害状況の報告

市は、関係機関と連携のもと、人的被害の状況（死者・行方不明者数を含む。）、建築物の被害、火災、津波、土砂災害の発生状況等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から直ちに県へ報告する。

県は、人的被害の数（死者・行方不明者数をいう。）について一元的に集約・調整を行う。県は、関係機関が把握している人的被害の数について積極的に収集し、整理・突合・精査を行い、直ちに消防庁へ報告する。

県は、発災時に安否不明者（行方不明者となる疑いのある者）の氏名等の公表や安否情報の収集・精査等を行う場合に備え、市等と連携の上、あらかじめ一連の手続き等について整理し、明確にしておくよう努めるものとする。

市は、要救助者の迅速な把握のため、安否不明者についても、関係機関の協力を得て、

積極的に情報収集を行うものとする。

県は、「災害時における安否不明者の氏名等の公表方針」に基づき、要救助者の迅速な把握による救助活動の効率化・円滑化のために必要と認めるときは、市等と連携し、住民基本台帳の閲覧制限措置の有無等を確認の上、安否不明者の氏名等の公表を行い、その安否情報を収取・精査することにより、速やかな安否不明者の絞り込みに努めるものとする。

市は、通信の途絶等により県に報告できない場合は、とりいそぎ、直接国（消防庁）へ報告し、のちに県に報告を行う。特に、行方不明者の数については、捜索・救助体制の検討等に必要な情報であるため、市は、住民登録の有無にかかわらず、市域（海上を含む。）内で行方不明となった者について、警察等関係機関の協力に基づき正確な情報の収集に努める。また、行方不明者として把握した者が、他の市町に住民登録を行っていることが判明した場合には、当該登録地の市町または県（外国人のうち、旅行者など住民登録の対象外の者は外務省）に連絡するものとする。

４．報告の種類

災害状況の報告の種類は次のとおりとする。

（１）災害即報　　災害を覚知したとき、原則として覚知後３０分以内で可能な限り早く、わかる範囲で行う。

（２）災害確定報告　応急対策終了後１０日以内に行う。

（３）災害中間報告　毎年１月１日から１２月１０日までの災害状況について、１２月１０日現在で明らかになったものを、１２月１５日までに行う。

（４）災害年報　　毎年１月１日から１２月３１日までの災害状況について、翌年の４月１日現在で明らかになったものを、４月１５日までに行う。

５．報告の方法等

（１）報告様式

①　災害即報は、火災・災害等即報要領に基づき、市にあっては、第４号様式により、関係機関にあっては、第４号様式または別に定める様式により報告する。

②　災害確定報告は、災害報告取扱要領に基づき、第１号様式により、災害中間報告は、第２様式により、災害年報は、第３号様式により報告する。なお、関係機関にあっては、別に定める様式により報告することができる。

（２）報告の方法

災害即報は、災害の概要、被害の状況および応急対策の状況を福井県防災行政無線または一般加入電話等により報告するものとし、災害確定報告および災害年報は、被害状況の詳細について文書でする。報告にあたっては、警察、消防、その他関係機関と綿密な連絡をとり報告する。

区分	県が対策本部を設置する前	県が対策本部を設置したとき
勤務時間内	県　危機管理課 ＮＴＴ回線 電話　0776-20-0308(直) 0776-20-0309(直) 0776-21-1111(代) FAX　0776-22-7617 県防災行政無線（衛星系） 電話　86-111-610-2170～2177 2181,2182 FAX　86-111-610-2189 86-111-152,153(無専) 県防災行政無線（地上系） 電話　85-610-2170～2177 FAX　85-610-2189 85-152,153(無専)	ＮＴＴ回線 電話　0776-20-0782(直) 0776-20-0783(直) FAX　0776-22-7617 県防災行政無線（衛星系） 電話　86-111-610-5812,5813, 5815,5816 FAX　86-111-152,153(無専) 県防災行政無線（地上系） 電話　85-610-5812,5813, 5815,5816 FAX　85-152,153(無専)
勤務時間外	県　危機対策連絡員室 ＮＴＴ回線 電話　0776-20-0742(直) 0776-21-1111(4447) FAX　0776-22-7617 県防災行政無線（衛星系） 電話　86-111-610-4447 FAX　86-111-610-2189 86-111-152,153(無専) 県防災行政無線（地上系） 電話　85-610-4447 FAX　85-610-2189 85-152,153(無専)	

・専用電話機からかける場合は、地上系 85、衛星系 86 の発信特番は不要

報告系統

情報連絡内容	情報収集・連絡系統図
Ⅰ被害･復旧の状況	
①人的被害･家族状況 火災状況	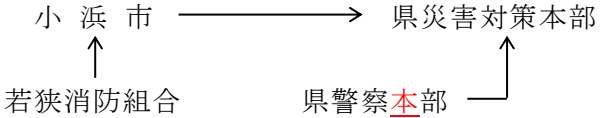
②道路状況･交通状況	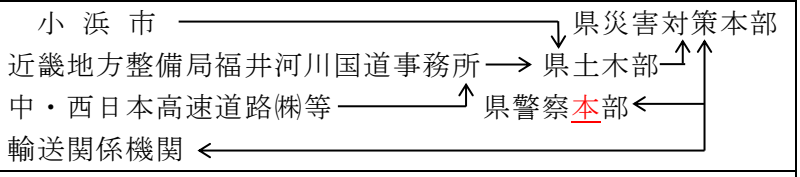
③堤防･護岸施設の状況	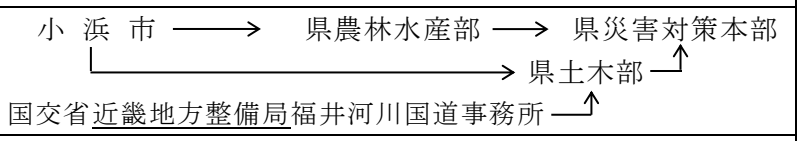
④ライフライン･輸送機関状況	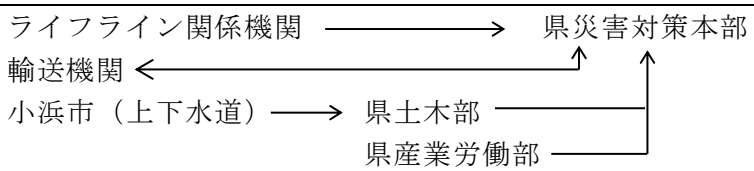
⑤文教施設関係状況	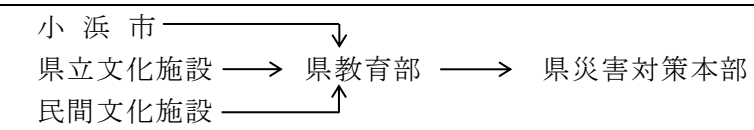
⑥病院施設関係状況	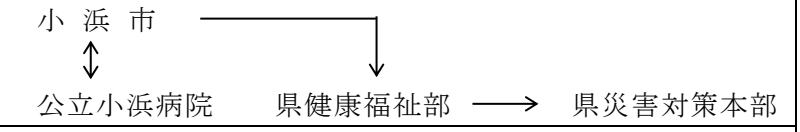
⑦廃棄物処理場関係状況 ⑧火葬場関係状況	
⑨その他の施設状況	
Ⅱ対策の実施状況	
①住民避難の状況	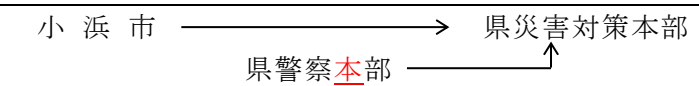
②救援物資･避難所運営・ボランティアの受入れ状況	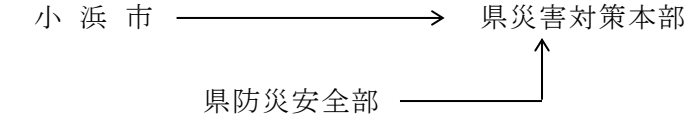

第８節　災害広報計画

市は、災害に関する情報および被害状況ならびに応急対策の実施状況等を速やかに広報することにより、災害時の社会秩序の維持および民心の安定と円滑な応急対策活動の実施をはかる。

第１　住民に対する広報

１．広報内容

広報情報班は、各対策班と相互に緊密な連絡をとり、適切な情報の提供に努める。

（１）気象関係予報および警報
（２）災害の現況および予測に関する事項
（３）避難の場所および方法等の注意事項
（４）防災の具体的指示事項
（５）災害救助法等の応急対策に関する事項
（６）犯罪の予防および防疫に関する事項
（７）交通機関の運行および交通規制状況に関する事項
（８）防災関係機関の対策状況に関する事項
（９）その他災害広報に必要な事項

２．広報の方法・手段等

市は、住民への避難指示等の防災情報の伝達のため、防災行政無線、携帯端末の緊急速報メール機能、ソーシャルメディア、ワンセグ放送、Ｌアラート（災害情報共有システム)、広報車、ＣＡＴＶ等の活用による情報伝達手段の多重化・多様化に努める。

広報情報班は、区長および自主防災組織と協力し、住民に対して適切な手段で迅速な情報提供に努める。

（１）防災行政無線やＣＡＴＶ等による広報

災害発生直後より、防災行政無線やＣＡＴＶにより広報する。

（２）インターネットによる情報提供

市のホームページにあらかじめ、災害情報システムを構築し、災害に関する被害情報や復旧情報等を随時掲載し、インターネットを利用した情報提供を行う。

（３）印刷物等による広報

①　チラシ、パンフレット、広報紙を各家庭または現地に配布し、応急対策、活動概要、注意事項等を周知徹底する。

②　現地にポスター等を掲示する。

（４）避難所での情報提供

避難所においては、館内放送、拡声器、施設内掲示板、チラシを活用し報道や情報提供システム等で得た必要な情報を避難者に対して提供する。

（５）その他広報

状況に応じて、広報車、職員派遣等による広報を行う。

３．要配慮者に配慮した広報

（１）障がい者への情報提供

広報にあたっては、ラジオ放送の充実、手話通訳、字幕入り放送、文字放送の活用など、障がい者に配慮した広報に努める。また、視覚・聴覚障がい者に対しては、要

配慮者支援班と協力し、点字やファクシミリ等の多様な手段を活用して行う。

（２）外国人への情報提供

外国語放送の必要が生じたとき、市は情報の多言語化を図り、対応に努める。

第２　報道機関への情報提供等

１．情報の収集

各部は、災害に関する情報と写真を広報情報班に提供する一方、広報情報班は必要に応じて班員を現地に派遣し、情報の収集および取材を行う。

２．報道機関等への情報提供

広報情報班は、収集した災害に関係する情報や対策等を定期的（発表間隔を定めて）に各報道機関に報道する。

ただし、重要な情報は迅速かつ確実に提供するよう努める。

（１）災害の種別および発生日時
（２）被害発生地域および被害地域
（３）被害状況
（４）避難所の開設の有無
（５）応急対策状況
（６）災害対策本部の設置および廃止
（７）その他必要な事項

３．放送要請

広報情報班は、住民への広報等において放送事業者（ＮＨＫ福井放送局、福井放送㈱、福井テレビジョン放送㈱、福井エフエム放送㈱、㈱ケーブルテレビ若狭小浜）による放送を実施することが適切と判断されるときは、放送を要請する。

第３　災害広報資料の収集および保存

各部は災害に関する資料・写真を積極的に収集し、広報情報班に提供する。

広報情報班は、取材したものと合わせて広報用に供し、保存するとともに、必要に応じて災害映像資料等を作成し、活用するよう努める。

第４　指定地方行政機関における広報

指定地方行政機関、指定公共機関および指定地方公共機関等は、各々の災害時の広報計画に基づき広報を実施するものとする。重要な事項の広報については、事前に県、市および関係防災機関に通報する。

第５　相談窓口の設置

災害が発生した場合は、必要に応じて相談窓口を設置し、被災者からの相談、問合せ等に対応する。

第６　安否情報の提供

市または県は、被災者の安否について住民等から照会があったときは、被災者の権利利益を不当に侵害することのないよう配慮しつつ、消防、救助等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置に支障を及ぼさない範囲で、可能な限り安否情報を回答するよう努める。この場合において、市は、安否情報の適切な提供のために必要と認めると

きは、県、消防機関、県警察等と協力して、被災者に関する情報の収集に努める。なお、被災者の中に、配偶者からの暴力等を受け加害者から追跡されて危害を受けるおそれがある者や児童虐待の被害者等が含まれる場合は、その加害者等に居所等が知られることのないよう当該被災者の個人情報の管理を徹底するよう努める。

第６　災害発生時の広報内容

集中豪雨や地震等災害が予期せぬときに発生する場合等、災害広報について準備等が出来ない場合については、以下の時間別広報内容により行うこと。

［時間別広報内容］

発災後から３時間まで
・防災行政無線 １．危険地域住民への呼びかけ ２．気象情報、二次災害危険の見通し（避難の指示） ３．火気使用、電線の感電等の危険注意事項の呼びかけ ４．不要不急電話および自動車使用の自粛呼びかけ ・報道機関（放送局等）への放送依頼 １．避難の指示 ２．避難施設の明示 ・防災関係機関 １．各防災関係機関への広報依頼および災害情報の提供依頼
３時間後から１日後まで
・防災行政無線 前記項目以外に次の項目 １．デマ、流言の打消し情報 ２．道路交通情報 ３．ライフライン（上水、電気等）の復旧状況（停止情報） ４．各地域の災害状況および避難状況 ５．食料情報（炊出し） ・報道機関への対応 １．記者発表会場の設置 ２．被害状況の発表、報道依頼 ３．記者発表ルールの明確化（定期的（約４時間）な発表）
１日後から３日後まで
・防災行政無線 前記項目以外に次の項目 １．安否情報 ２．生活必需品情報 ・広報誌の準備および発行（避難所のチラシ作製） ・住民相談窓口の設置 ・安否情報の提供

第９節　避難計画

市は、緊急時に際し、危険区域の居住者、滞在者その他の者に対し、警察署、消防本部等の協力を得て、安全地域に避難させ、必要に応じて避難所に収容し、人的被害の防止および軽減、避難者の救助に努める。

第１　避難情報の種類

	警戒レベル	発令時の状況	住民に求める行動
高齢者等避難	警戒レベル３	・避難行動要支援者等、特に避難行動に時間を要する者が避難行動を開始しなければならない段階であり、レベル３（大雨警報・氾濫警報・土砂災害警報・高潮警報）が発表される等、人的被害の発生する可能性が高まった状況	・避難行動要支援者等、特に避難行動に時間を要する者は、計画された避難場所への避難行動を開始（避難支援者は支援行動を開始） ・上記以外の者は、家族等との連絡、非常用持出品の用意等、避難準備を開始
避難指示	警戒レベル４	・通常の避難行動ができる者が避難行動を開始しなければならない段階であり、レベル４（大雨危険警報・氾濫危険警報・土砂災害危険警報・高潮危険警報）が発表される等、人的被害の発生する可能性が明らかに高まった状況 ・堤防の隣接地、地域の特性等から重大な洪水災害による人的被害の発生する危険性が非常に高いと判断された状況	・通常の避難行動ができる者は、計画された避難場所等への避難行動をとる ・災害が発生するおそれが極めて高い状況等となっており、緊急に避難する ・指定緊急避難場所への移動を行うことがかえって危険を伴う場合等やむを得ないと住民等自身が判断する場合は、近隣の緊急的な待避場所への移動または屋内での待避等を行う
緊急安全確保	警戒レベル５	・レベル５（大雨特別警報・氾濫特別警報・土砂災害特別警報・高潮特別警報）が発表される等、人的被害の発生または切迫した状況	・既に災害が発生している状況であり、命を守るための最善の行動をとる

第２　避難の準備情報、指示

災害により建築被害や土砂災害等の被害が発生し、または発生するおそれがある地域の

住民等に対し、生命または身体の安全を確保するため、避難の指示を行う。

避難の指示の実施責任者等は次のとおりであり、市長（本部長）が不在または職務の遂行が困難な場合は、副市長、総務部長の順で本部長の権限を委譲する。

１．実施責任者および基準

事項／区分	実施責任者	措　　置	実 施 の 基 準
避難のための立退きの準備その他の措置	市　　長 ［災害対策基本法第56条］	立退き準備の通知または警告 （避難行動要支援者に対し避難の確保が図られるよう必要な情報を提供）	避難行動要支援者が避難できる時間を残して災害が発生する可能性が高まったとき。 【水害】 ・河川水位が避難判断水位に到達し、かつ、上流域の観測所の河川水位が上昇しているとき等。 ・レベル３（大雨警報・氾濫警報）が発表されているとき等。 【土砂災害】 ・近隣で前兆現象（湧き水、地下水の濁りや量の変化）の発見等。 ・レベル３土砂災害警報が発表され、かつ、土砂災害危険度情報で「警戒」以上の危険度が出現している区域が確認されたとき等。
避難の指示	市　　長 ［災害対策基本法第60条］	立退きの指示および立退き先の指示	災害が発生し、または発生するおそれがある場合において、特に必要があると認められるとき。 【水害】 ・河川水位が氾濫危険水位（特別警戒水位）に到達したとき等。 ・レベル４（大雨危険警報・氾濫危険警報）が発表されているとき等。 ・河川管理施設の異常（漏水等堤防の決壊につながるおそれがある被災）を確認等。 ・指定河川に氾濫危険情報が発表されたとき。 【土砂災害】 ・レベル４土砂災害危険警報が発表されたとき等。 ・近隣で前兆現象（渓流付近で斜面崩壊、斜面のはらみ、擁壁・道路等にクラック発生）が発見された場合。 【高潮】 ・レベル４高潮危険警報が発表された

			とき等。
	知事または その命を受けた職員 ［水防法第29条、 地すべり等防止法第25条］	立退きの指示	洪水･津波･高潮･地すべりにより著しい危険が切迫していると認められるとき。
	水防管理者 ［水防法第29条］	立退きの指示	洪水・津波・高潮により著しい危険が切迫していると認められるとき。
	警察官 ［災害対策基本法第61条、 警察官職執行法第4条］	立退きの指示および立退き先の指示	市長が避難のための立退きを指示することができないと認めるとき、または市長から要求があったとき。
		警告 避難の措置	危険な事態が切迫したと認められるときは、必要な警告を発し、および特に急を要する場合においては危害を受けるおそれのある者に対し、必要な限度で避難の措置をとる。
	海上保安官 ［災害対策基本法第61条］	立退きの指示および立退き先の指示	市長が避難のための立退きを指示することができないと認めるとき、または市長から要求があったとき。
	災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官 ［自衛隊法第94条］	避難について必要な措置	災害により危険な事態が生じた場合において、警察官がその場にいない場合に限り、災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は避難について必要な措置をとる。
緊急安全確保措置	市　　長 ［災害対策基本法第60条］	緊急安全確保措置（高所への移動、近隣の堅固な建物への待避等）	災害が発生し、またはまさに発生しようとしている場合において、避難のための立ち退きを行うことにより、かえって人の生命または身体に危険が及ぶ恐れがあり、かつ、事態に照らし緊急を要すると認めるとき。 【水害】 ・レベル５（大雨特別警報・氾濫特別警報）が発表されたとき等。 【土砂災害】 ・レベル５土砂災害特別警報が発表されたとき等。 【高潮】 ・レベル５高潮特別警報が発表されたとき等。
	知事およびその命を受けた職員 水防管理者 ［水防法第29条］	緊急安全確保措置（屋内での待避等）	洪水・津波・高潮によって氾濫によるより著しい危険が切迫していると認められるとき。

	警察官・海上保安官 ［災害対策基本法第61条］	緊急安全確保措置	市長が避難のための立退きを指示することができないと認めるとき、または市長から要求があったとき。
	警察官 ［警察官職務執行法第４条］	警告 避難の措置	危険な事態が切迫したと認められるときは、必要な警告を発し、および特に急を要する場合においては危害を受けるおそれのある者に対し、必要な限度で避難の措置をとる。
	災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官 ［自衛隊法第 94 条］	避難の措置	災害により危険な事態が生じた場合において、警察官がその場にいない場合に限り、災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は避難について必要な措置をとる。

２．避難指示等の判断基準の策定

市は、避難指示等の意思決定を迅速･的確に実施するため、避難指示等の判断基準を策定する。この場合、雨量、河川の水位、レベル４（大雨危険警報・氾濫危険警報・土砂災害危険警報・高潮危険警報）などの形式的判断基準を導入し、具体的に策定するよう努める。また、市は、避難指示等の発令訓練の実施や、発令の経験等を踏まえ、必要に応じて基準の見直しに努めるものとする。

県は、市の避難情報発令や住民の主体的な避難行動の判断基準を提供するために、県管理河川に水位計や河川監視カメラを整備し、雨量やレベル４（大雨危険警報・氾濫危険警報・土砂災害危険警報・高潮危険警報）等とあわせ、インターネット等で公表する。

３．避難指示等の発令方法

市は、気象情報や河川水位、レベル４（大雨危険警報・氾濫危険警報・土砂災害危険警報・高潮危険警報）等をもとに、対象地域の適切な設定等に留意し、時期を失することなく避難指示を発令するものとする。

また、避難指示および緊急安全確保を夜間に発令するおそれがある場合には、早い段階で避難所を開設して住民に伝達したり、高齢者等避難を発令する等により、高齢者や障がい者等、避難行動に時間を要する避難行動要支援者の迅速な避難や、風水害による被害の恐れが高い区域の居住者等の自主的な避難を促進する等により、円滑な避難に努めるものとする。

市は、避難指示の発令の際には、避難場所を開設していることが望ましいが、避難のためのリードタイムが少ない局地的かつ短時間の豪雨の場合は、躊躇なく避難指示を発令するものとする。また、そのような事態が生じ得ることを住民にも周知するものとする。

避難指示等が発令された場合の避難行動としては、指定緊急避難場所、安全な親戚・知人宅、ホテル・旅館等への避難を基本とするものの、ハザードマップ等を踏まえ、自宅等での身の安全を確保することができる場合は、住民自らの判断で「屋内安全確保」を行うことや、避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所等への避難がかえって危険を伴う場合は、「緊急安全確保」を行うべきことについて、市は、住民等への周知徹

底に努めるものとする。

避難指示等の発令にあたっては、災害の切迫度に応じ，５段階の警戒レベルにより提供すること等を通し、住民が生命に係る危険であることを直感的に認識するなど、具体的で分かりやすい内容で発令するよう努めるものとし、避難指示等の解除にあたっては安全性の確認に十分に努めるものとする。

４．避難指示等の助言

知事は、必要と認めるときは、市長の避難指示等に関する意思決定について助言、勧告等を実施するものとする。

指定地方行政機関および県は、市から求めがあった場合には、避難指示の対象地域、判断時期等について助言するものとする。

また、市は、避難指示を行う際に、国または県に必要な助言を求めることができるよう、連絡窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど、必要な準備を整えておくものとする。

さらに、市は、避難指示等の発令に当たり、必要に応じて気象防災アドバイザー等の専門家技術的な助言等を活用し、適切に判断を行うものとする。

５．避難所の開設・収容

避難所の開設および避難者の収容の措置は、市長が行う。

災害救助法が適用された場合は、知事の救助事務を委任された市長が行う。

第３　避難の周知

１．高齢者等避難の周知

市は、災害発生のおそれがあり、事態の推移によっては避難指示等を実施する必要が予想される場合、危険が予想される地域の住民に事態の周知を図り、避難するための準備を促すとともに、避難行動要支援者に対しては避難を促す。

なお、高齢者等避難に関しての伝達事項は、発令者、危険予測地域、避難すべき理由、避難に際しての携帯品、避難方法とする。

２．住民への避難指示、緊急安全確保の周知

住民への避難指示、緊急安全確保の伝達は、防災行政無線、広報車、（自治会等を通じた）口頭等により行うとともに、状況に応じて報道機関等に協力要請を行う。また、伝達内容は次の事項とするが、具体的で分かりやすい内容で発令するよう努める。

（１）避難指示、緊急安全確保の実施者
（２）避難指示、緊急安全確保の理由
（３）対象となる地域（地区名等）
（４）避難先、避難経路等
（５）その他注意事項

３．県への報告

避難のための立退きを指示し、立退き先を指示した場合は、次の事項について知事に報告する。また、避難の必要がなくなった場合は、直ちにこれを公示し、知事に報告する。

（１）避難指示、緊急安全確保の理由

（２）避難指示、緊急安全確保を行った地域
（３）世帯数および人員
（４）立退き先

４．関係機関への通知および連絡

市長は、高齢者等避難、避難指示を発令した時は、速やかに関係機関に通知または連絡する。

県は、市町等関係機関相互の通知および連絡が迅速かつ確実に行われるよう、災害情報インターネットシステムを活用し、避難情報を伝達するものとする。

市は、災害情報インターネットシステムを活用して避難者等の情報を関係機関と共有するものとする。

第４　警戒区域の設定

災害が発生し、または発生しようとしている場合において、住民の生命と身体の安全を確保するため、特に必要があると認めるときは警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して、当該区域への立入りを制限もしくは禁止し、または当該区域からの退去を命ずる。

１．警戒区域の設定実施責任者

実施責任者	措　　置	実　施　の　基　準
市　　長 [災害対策基本法第 63 条]	警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して当該区域への立入りを制限し、もしくは禁止し、または当該区域からの退去を命ずる。	災害が発生し、またはまさに発生しようとしている場合で、人の生命または身体に対する危険を防止するため特に必要であると認めるとき。
知　　事 [災害対策基本法第 73 条]	同　　上	前記の実施の基準の場合において、市長またはその委任を受けた職員がその全部または大部分の事務を行うことができなくなったとき。
警　察　官 [災害対策基本法第 63 条]	同　　上	前記の実施の基準の場合において、市長もしくはその委任を受けた職員が現場にいないとき、またはこれらの者から要求があったとき。
海上保安官 [災害対策基本法第 63 条]	同　　上	前記の実施の基準の場合において、市長もしくはその委任を受けた職員が現場にいないとき、またはこれらの者から要求があったとき。
災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官 [災害対策基本法第 63 条]	同　　上	前記の実施の基準の場合において、市長、その委任を受けた職員もしくは警察官が現場にいないとき、またはこれらの者から要求があったとき。

消防長または 消防署長 ［消防法第 23 条の 2］	火災警戒区域を設定し、その区域における火気の使用を禁止し、または命令で定める者以外の者に対してその区域からの退去を命じ、もしくはその区域への出入りを禁止し、もしくは制限する。	ガス、火薬または危険物の漏洩、飛散、流出等の事故が発生した場合において、当該事故により火災が発生するおそれが著しく大であり、かつ、火災が発生したならば人命または財産に著しい被害を与えるおそれがあると認められるとき。
警察署長 ［消防法第 23 条の 2］	同　　上	前記の実施の基準の場合において、消防長、消防署長、これらの者から委任を受けた消防吏員もしくは消防団員が現場にいないとき、またはこれらの者から要求があったとき。
消防吏員または 消防団員 ［消防法第 28 条、36 条］	消防警戒区域を設定し、命令で定める以外の者に対してその区域からの退去を命じ、またはその区域への出入りを禁止し、もしくは制限する。	火災その他の災害の現場において、人の生命または身体に対する危険を防止するため特に必要であると認めたとき。
警　察　官 ［消防法第 28 条、36 条］	同　　上	前記の実施の基準の場合において、消防吏員もしくは消防団員が火災その他の災害現場にいないとき、またはこれらの者から要求があったとき。

（注）　警察官は、消防法第 28 条、第 36 条、水防法第 21 条の規定によっても、第１時的な設定権者が現場にいないか、または要求があった場合、警戒区域を設定できる。

２．規制の実施

市長は、警戒区域の設定について警察署等と連絡調整を行う。また、警戒区域を設定したときは、警察署長に協力を要請し、警戒区域から退去または立入り禁止の措置を講じる。

なお、規制の実施後は、警察署、消防機関、自主防災組織等の協力を得て、住民の退去を確認するとともに、防犯、防火の警戒を行う。

第５　避難場所および避難所の開設、収容

１．避難場所および避難所の選定

指定緊急避難場所および指定避難所は、迅速かつ適切に選定し、小学校、中学校その他の公共施設等を応急的に整備して使用する。ただし、災害の状況によりこれらの施設が適当でないときは、公園等にテント等を設け使用する。

市長は、発災時(災害が発生するおそれがある場合を含む。)には、必要に応じ、高齢者等避難の発令と併せて指定緊急避難場所等を開設し、住民等に対し周知徹底を図るも

のとする。
市は、指定緊急避難場所に備えられた衛星電話や監視カメラのほか、無人航空機等の活用により、避難者の把握に努めるものとする。
市長は、発災時に必要に応じ、指定避難所を開設し、住民等への周知徹底を図る。また、市長は指定避難所の開設状況について、速やかに知事および関係者に情報提供または通報するとともに、開設した指定避難所に付与された全国共通避難所・避難場所ＩＤを適切に県に報告し、県は、その情報を国（内閣府等）に共有するよう努めるものとする。
予定した避難所が使用できないときは、市長は知事または近隣市町長と協議し、指定避難所の設定または被災者の収容について所要の処置を講ずるものとする。
また、市は、特定の指定避難所だけでは施設が量的に不足する場合には、国や独立行政法人、民間団体等が所有する研修所、ホテル、旅館等の活用も含め、可能な限り多くの避難所を開設し、ホームページやアプリケーション等の多様な手段を活用して周知するよう努めるものとする。特に、要配慮者に配慮して、被災地域外の地域にあるものを含め、社会福祉施設を福祉避難所として開設するよう努めるものとする。
なお、国有財産を避難所の用に供する場合には、国に対し無償借受等の申請を行う。
市は、指定避難所等の生活環境を確保するため、必要に応じ、仮設トイレやマンホールトイレを早期に設置するとともに、簡易トイレ、トイレカー、トイレトレーラー等のより快適なトイレの設置に配慮するよう努めるものとする。また、多様な利用者（車椅子利用者、オストメイト、乳幼児連れ等）に対応可能な多目的トイレを最低１カ所は設置するよう努めるとともに、被災地の衛生状態の保持のため、清掃、し尿処理、生活ごみの収集処理、健康のための入浴施設の設置等についても必要な措置を講ずるものとする。
また、栄養バランスのとれた適温の食事を提供できるよう、炊き出しに利用できる学校給食施設等の場所、調理器具や食料を確保することに努めるとともに、健康のための入浴施設の設置状況等の把握に努め、必要な対策を講ずるものとする。また、医師、保健師、看護師、管理栄養士等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、避難者の健康状態の把握に努め、洗濯等の生活に必要となる水の確保、福祉的な支援の実施など、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

２．対象者
（１）災害の発生または被害を受けるおそれから、当該地域より自主的に避難した者
（２）避難準備・高齢者等避難開始情報によって避難することが必要である者
（３）災害によって被害を受けた者で、居住の場所を失った者
（４）災害によって被害を受けるおそれがある者で、避難指示を受けている者または緊急に避難することが必要である者

３．開設の報告、通報
指定避難所を開設した時は、避難収容すべき者を誘導保護するとともに、下記事項を知事に報告するほか、警察署および各防災関係機関に通報するものとする。
（１）避難所開設の日時および場所
（２）避難箇所数、避難世帯数および人員数

４．自主避難への対応
市長は、災害が発生していない場合であっても、住民の自主避難に応じ速やかに指定

避難所を開設するよう努める。

5．要配慮者用の避難所（福祉避難所）の設置・確保

市は、要配慮者のため福祉避難所を設置するとともに、必要に応じて旅館・ホテル等を避難所として借り上げるなど、多様な避難所の確保に努めるものとする。

要配慮者の避難所の確保にあたっては、次の点に留意し保護の場所を確保する。

（1）避難者の健康状態に対応できる避難所機能の確保
（2）医療機関との連携体制の確保
（3）防災関係機関との連携体制の確保
（4）家庭との連絡体制

第6　避難方法

1．事前準備

避難に際して、次の点を避難者に周知および徹底させる。

（1）避難に際しては必ず火気その他危険物の始末を完全に行うこと。
（2）避難者は3食程度の食料、水、最小限度の着替え等を携帯するが、大量の荷物は持ち出さないこと。
（3）服装はできるだけ軽装で帽子等をつけ、必要に応じて防雨、防寒衣を携帯すること。
（4）可能な限り氏名票を携行する。
（5）盗難等の予防に備えておくこと。
（6）会社、工場等事業所にあっては実情に即した綿密な防災計画を樹立し、浸水によって流失拡散のおそれがある油脂類、カーバイト、生石灰等危険物の安全管理および電気、ガス等の保全措置を講じておくこと。

2．避難の区分

事前避難	暴風、山崩れ等のおそれがある場合は、気象予・警報等により数時間前には高齢者、こども、病人等避難行動要支援者をあらかじめ定めた安全な場所へ避難させる。
緊急避難	高波、火災、山崩れ等により事前避難のいとまがなく著しく危険が切迫しているときは、至近の安全な場所へ避難させる。
収容避難	指定緊急避難場所から、必要に応じて指定避難所へ移動収容させる避難のための立退きの万全を図るため、避難場所、避難経路および避難上の心得をあらかじめ住民に周知徹底しておく。

3．避難誘導

（1）避難のための立退きを円滑かつ安全に行うために、誘導責任者は各区長（不在の場合はその定めた者）とし、誘導員は警察官、消防職員および消防団員等があたり、地元自治会、自主防災組織等の協力をえて、組織的な避難誘導に努める。
（2）誘導にあたっては事前に安全な経路を選定し、危険箇所の表示（なわ張り等）をする他、状況に応じて誘導員を配置して事故防止に努める。また、夜間の場合は照明器具等を活用し、避難所が遠方の場合は状況に応じ車両による輸送を行う。
（3）誘導の際には、高齢者、障がい者、乳幼児、傷病者など要配慮者に配慮して行う。
（4）避難開始とともに警察官、消防職員等により現場警戒区域を設定し、危害防止その他必要な警戒を実施する。住民が避難した地域においては、状況の許す限り警ら、警戒等を行い、財産の保護、その他犯罪の予防に努める。

（５）火災等で最初の避難所が危険と判断された場合、他の安全な避難所へ誘導する。

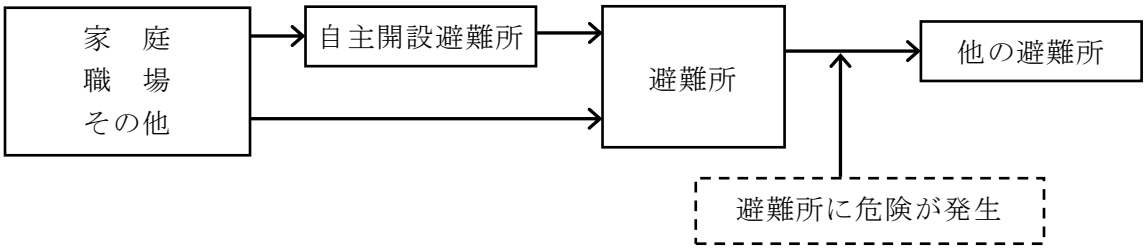

第７　避難所の管理、運営

１．管理責任者

避難所には、避難所管理者その他の職員を配置する。避難所管理者は原則として避難所班の人員があたるものとし、本部との緊密な連絡体制のもと、避難者の収容に努めるとともに、避難者の不安解消および二次的災害を防止するため避難所の安全な管理に万全を期するものとする。また、施設の管理者は、避難所の運営管理に協力しなければならない。

学校は児童生徒の安全確保と教育の早期再開に努めることを基本とするが、災害初期において学校職員は可能な範囲で避難所の運営に協力するとともに、学校長の指示を受け、必要に応じて避難所の支援業務を行う。

施設の運営にあたっては、保健・衛生面はもとより、プライバシーの保護等、幅広い視点から被災者の心身の健康維持および人権にきめ細かく配慮した対策を講じ、生活環境が常に良好なものであるよう努める。あわせて、福祉的な支援も行うものとする。

市は、各避難所の適切な運営管理を行うものとし、この際、避難所における正確な情報の伝達、食料、飲料水等の配布、清掃等については、避難者、住民、自主防災組織、避難所運営について専門性を有したＮＰＯ・ボランティア等の外部支援者の協力が得られるように努めるとともに、必要に応じて、他の地方公共団体に対して協力を求めるものとする。

市は、防災ネットを活用し、避難者受付および避難人数把握、ニーズ集約など、効率的な避難所運営に努める。

また、市は、避難所の運営に関し役割分担を明確化し、被災者に過度の負担がかからないよう配慮しつつ、被災者が相互に助け合う自治的な組織が主体的に関与する運営に早期に移行できるよう、その立ち上げを支援するものとする。この際、避難生活支援に関する知見やノウハウを有する地域の人材に対して協力を求めるなど、地域全体で避難者を支えることができるよう留意すること。

市および県は、避難所の運営における女性や子育て家庭の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方および性的少数者の視点等への配慮やこども・若者の居場所の確保に努めるものとする。特に女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品・女性専用下着の女性による配布、男女ペアによる巡回警備や防犯ブザーの配布等による避難所における安全性の確保、キッズスペースや学習スペースの設置など、女性や子育て家庭、こども・若者のニーズに配慮した避難所の運営に努めるものとする。

市は、指定避難所等における女性やこども等に対する性犯罪・性暴力の発生を防止するため、女性用と男性用のトイレを離れた場所に設置する、トイレ・更衣室・入浴施設

等は昼夜問わず安心して使用できる場所に設置する、照明を増設する、性犯罪・性暴力についての注意喚起のためのポスターを掲載するなど、女性やこども等の安全に配慮するよう努めるものとする。

また、警察、病院、女性支援団体との連携の下、被害者への相談窓口情報の提供を行うよう努めるものとする。

市は、指定避難所における感染症対策のため、避難者の健康管理や避難所の衛生管理、十分な避難スペースの確保、適切な避難レイアウト等の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

市および県の保健所は、新型インフルエンザ等感染症等（指定感染症および新感染症を含む。）発生時における自宅療養者等の被災に備えて、災害発生前から、防災担当部局との連携の下、ハザードマップ等に基づき、自宅療養者等が危険エリアに居住しているか確認を行うよう努めるものとする。また、市の防災担当部局との連携の下、自宅療養者等の避難の確保に向けた具体的な検討・調整を行うとともに、必要に応じて、自宅療養者等に対し、避難の確保に向けた情報を提供するよう努めるものとする。これらのことが円滑に行えるよう新型インフルエンザ等感染症等発生前から関係機関との調整に努めるものとする。

市は、避難所の高齢者、障がい者、こども、妊産婦など災害時要配慮者の生活機能低下防止等のため、必要に応じて、災害派遣福祉チーム（ＤＷＡＴ）について、県に対する派遣要請を検討する。

市は、特定の指定避難所に避難者が集中し、収容人数を超えることを防ぐため、ホームページやアプリケーション等の多様な手段を活用して避難所の混雑状況を周知する等、避難の円滑化に努めるものとする。

市は、避難所に避難したホームレスについて、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れることとする。

市は、指定緊急避難場所や指定避難所に家庭動物と同行避難した被災者について、適切に受け入れるとともに、避難所等における家庭動物の受入状況を含む避難状況等の把握に努めるものとする。

市は、必要に応じ、被災者支援等の観点から指定避難所における家庭動物のための避難スペースの確保等に努めるとともに、獣医師会や動物取扱業者等から必要な支援が受けられるよう、連携に努めるものとする。

避難所に係る記録･報告書の作成その他については災害救助法の定めるところによる。

２．避難所における業務

避難所管理者は、避難所を開設した時は、施設の管理者と施設利用について緊密な連絡を行うとともに次の事項による業務および記録をし、市長に報告しなければならない。

（１）一般業務

①　避難所の受付
②　避難者に対する情報の伝達
③　救護所の設置場所の選定
④　避難所に配布された食料等物資の管理
⑤　給食時間の調整
⑥　救助食料等の配布
⑦　避難所内の衛生の維持管理

（２）記録に関すること

①　職員の避難所勤務状況の記入

② 日誌の記入
③ 物品の受払い簿の記入
④ 避難者名簿の調整

（3）報告に関すること
① 避難所の開設および閉鎖の日時の報告
② 避難状況の報告
③ 給食済、見込人員報告
④ その他必要な状況
⑤ 避難者の健康状態（身体・精神）

［避難所の対策事項］

発災後から３時間まで
・避難所開設の準備 １．避難所の選定 ２．施設管理者の召集（連絡） ３．災害の状況、要避難状況の把握 ４．避難所開設の広報の調整 ５．避難所の開設要領の確認および開設
３時間後から１日後まで
・需要の把握 １．避難者数の把握 ・避難者の受け入れ １．備蓄物資の確認、搬入 ２．避難所支援班との協議 ①　給食、給水 ②　生活必需品 ③　医療救護 ・人員および物資の配置
１日後から３日後まで
・支援物資の受け入れ １．基地への必要物資の請求 ２．仮設トイレ、入浴施設の設置提供

３．要配慮者の支援

避難所に高齢者、障がい者等の要配慮者がいる場合は、民生委員、児童委員、自主防災組織、ボランティアなどの協力を得て、速やかに適切な措置を講ずるよう努めるほか、必要に応じて、関係機関と協力し、病院、福祉施設等への入所をはじめ、保健師、ホームヘルパーなどによる支援を行うよう努め、必要に応じ福祉避難所を設置し移送する。

４．健康相談等の実施

生活不活発病やエコノミークラス症候群など、環境の変化等から生じる避難住民の健康不安または体調の変化を早期発見するため、関係機関と協力して、医療関係者による巡回健康相談を実施するとともに、災害による心的外傷後ストレス障害（ＰＴＳＤ）等に対応するため、心の健康に関する相談窓口を設置するよう努める。

第８　広域避難の調整

１．地方公共団体間の応援協定に基づく広域避難

地方公共団体間の応援協定に基づいて広域避難する場合の協議はその定めるところにより行う。

２．災害対策基本法に基づく広域避難

事前に締結された地方公共団体相互の協定等が機能しない場合には、災害対策基本法に基づく広域避難を行う。

市は、災害の予測規模、被災者の避難、収容状況、避難の長期化に鑑み、区域外への広域的な避難および応急仮設住宅への収容が必要であると判断した場合においては、受入れについて、当該市町と直接協議し、他の都道府県の市町村の受入れについては、県に対し当該他の都道府県との協議を求めることができるほか、事態に照らし緊急を要すると認めるときは、知事に報告したうえで、自ら他の都道府県内の市町村に協議するものとする。

被災市町は、広域一時滞在の受入先の市町との間で、被災住民に関する情報の共有を確実に行うものとする。また、受入先の市町は、受け入れた被災住民に対し、必要な支援情報を提供するものとする。

市は、指定避難所および指定緊急避難場所を指定する際にあわせて広域避難の用にも供することについても定めるなど、他の市町村からの避難者を受け入れることができる施設等をあらかじめ決定しておくよう努めるものとする。

国、県および市、運送事業者等は、あらかじめ策定した具体的なオペレーションを定めた計画に基づき、関係者間で適切な役割を行った上で、広域避難を実施するよう努めるものとする。

３．情報の提供

政府本部、指定行政機関、公共機関、県および市、事業者は、避難者のニーズを十分把握するとともに、相互に連絡を取り合い、放送事業者を含めた関係者間で連携を行うことで、避難者等に役立つ的確な情報を提供できるように努めるものとする。

第９　学校、社会福祉施設等の避難計画

１．学校における避難計画

市内各学校の校（園）長は、災害に備え各学校ごとに防災計画を定めるものとし、避難訓練等を通じて園児、児童、生徒に周知徹底させる。

（１）第一次避難

消防法に基づく学校の消防計画およびあらかじめ定める学校防災計画により避難を行うものとし、常に避難口を明示し、災害の場合児童生徒をあらかじめ計画してある安全な場所に避難させる。

（２）第二次避難

災害が学校含む周辺の地域に及ぶ場合は消防機関、警察署と連携を密にし、第二次避難場所（公共施設）に避難させ収容する。

２．社会福祉施設における避難計画

消防法に基づく各施設の消防計画により、消防本部との合同訓練を定期的に行い、災害に際し必要と認める場合は、学校避難の要領で行う。

特に、高齢者等要配慮者に対する被害が拡大しないよう、施設の誘導責任者および誘導員は、平素から避難の方法等検討、熟知していなければならない。

３．その他の施設における避難計画

病院、交通機関その他多人数が集合する施設においては、消防機関、警察署と協議のうえ避難計画を作成しておくものとする。

第１０　被災地域における動物の保護等

動物の飼い主（所有者または占有者をいう。以下同じ。）は、災害時においても動物を適正に飼養・保管するよう努めるものとするが、被災した飼養動物の保護収容、危険動物の逸走対策、飼い主等からの飼養動物の一時預かり要望への対応、動物伝染病予防等衛生管理を含めた災害時における動物の管理等について、獣医師会等と連携し必要な措置を講ずるものとする。

また、被災者が避難所に動物を同行避難した場合は、被災者が同行避難した動物とともに暮らせるように、市は県と協力して、避難した動物の適正な飼養・保管および動物由来感染症の予防等の指導を行うなど、動物の愛護および環境衛生の維持に努める。

第１１　避難所外避難者の把握および支援

１．避難所外避難者の把握

市は、在宅避難者ややむを得ず車中泊により避難生活を送る避難者等、避難所以外の場所に避難した被災者（以下「避難所外避難者」という。）情報の早期把握に努める。

２．避難所外避難者に対する支援

（１）市は、避難所外避難者に対し、食料等必要な物資の配布、保健師等による巡回健康相談の実施等保健医療サービスの提供、正確な情報の伝達等により、生活環境の確保が図られるよう努める。

特に、車中泊避難者に対しては、避難状況を調査し、避難所への誘導が困難な場合は、長時間の同一姿勢による下肢の運動不足や水分不足等からエコノミークラス症候群等の疾病を引き起こしやすくなるため、予防方法を周知する等の健康への対策を図る。車中泊避難を行うためのスペースが設置された場合は、車中泊避難を行うためのスペースの避難者数、食料等の必要な物資数等を集約し、必要に応じ物資の補充等の支援を行うものとし、被災者支援に係る情報を車中泊避難を行うためのスペースの避難者に対しても提供するものとする。この際、車中泊避難の早期解消に向け、必要な支援の実施等に配慮するよう努めるものとする。在宅避難者等の支援拠点が設置された場合は、利用者数、食料等の必要な物資数等を集約し、必要に応じ物資の補充等の支援を行うものとし、被災者支援に係る情報を支援のための拠点の利用者に対しても提供するものとする。

（２）市は、在宅避難者等が発生する場合や、避難所のみで避難者等を受け入れることが困難となる場合に備えて、あらかじめ、地域の実情に応じ、在宅避難者等が利用しやすい場所に在宅避難者等の支援のための拠点を設置すること等、在宅避難者等の支援方策を検討するよう努めるものとする。

（３）市は、やむを得ず車中泊により避難生活を送る避難者が発生する場合に備えて、あらかじめ、地域の実情に応じ、車中泊避難を行うためのスペースを設置すること等、車中泊避難者の支援方策を検討することや、車中泊避難者の支援に必要な物資の備蓄に努めるものとする。

第１０節　救出計画

災害のため生命、身体が危険な状態にある者または生死不明の状態にある者に対し、捜索または救出してその者を救出する。

第１　実施責任者

災害に遭遇した者の救出は、市および関係機関は相互の緊密な連携のもとに救出活動を実施する。

また、住民や民間企業等も捜索・救出活動に積極的な実施・協力を行うよう努める。

第２　対象者

１．災害のために現に生命、身体が危険な状態にある者

（１）火災の際に火中に取り残されたような場合

（２）災害時に倒壊家屋等の障害物の下敷きになった場合

（３）水害の際に流出家屋とともに流されたり、孤立した地点に取り残された場合

（４）地滑り、がけ崩れ、なだれ等により生埋めになったような場合

（５）一人暮らし高齢者、身体障がい者等で常時寝たきりの状態にある者

２．災害のため生死不明の状態にある者

３．事故（交通事故等）のため、多数の生命、身体が危険な状態にある者

第３　陸上における救出対策

市は、消防機関、警察署、自主防災組織等の協力を得て、陸上における救出を実施する。

１．自主防災組織

自主防災組織は、消防団員や地域住民と協力して、救助機関が到着するまでの間、可能な限り初期の救出活動に努める。

２．市

（１）消防職員、消防団員を主体に、市職員を含む救助隊を編成するとともに、救助に必要な車両、特殊機械器具等の資機材を調達し、警察署と協力して迅速な救助にあたる。

なお、被災者の救出は、若狭消防組合、小浜警察署、小浜海上保安署および地元防災関係機関の協力を得て実施する。

（２）災害が甚大で、市自体の能力で救出作業が困難であり、かつ救助作業に必要な資機材の調達を必要とするとき、「福井県・市町村災害時相互応援協定」または「福井県広域消防相互応援協定」等に基づき、県、他の市町、他の市町の消防機関に応援を要請する。それでもなお応援を要するときは、知事に対して自衛隊の災害派遣要請を依頼する。

なお、「福井県広域消防相互応援協定」に基づく応援要請を行う場合、各消防本部の管理者が行う。

（３）災害現場に出動した消防職員、消防団員、警察官等は、危険箇所の監視または警らを行い、傷病者および生命の危機に瀕している者の発見に努め、全力を尽くして救出にあたる。

（４）災害の発生したところは、必要に応じ現場にある消防団等に協力を求めて危険区域を設定するとともに同区域内の巡視を行い救出にあたる。

第４　海上における救出対策

小浜海上保安署および小浜警察署は､相互に連携して海上における救出対策を実施する。

１．敦賀海上保安部・小浜海上保安署

（１）海難における人命の、積荷および船舶の救助のため情報収集を行い、活動体制の確立を図る。

（２）船舶の衝突、乗揚げ、転覆、火災、浸水、その他の船舶の安全が阻害されまたは海浜等において発生した遊泳中、作業中、磯釣中等および乗務者のいる海上構築物の損壊等において、人命または財産に援助を与え、保護を必要とする事態を解消する。

（３）海難救助に際し必要があると認めるときは、関係行政機関、民間団体等に対し協力の要請を行う。

（４）市、県警察本部その他関係機関と連携協力して実施する。

２．小浜警察署

船舶の避難等海上における災害発生に際しては、小浜海上保安署、市その他の関係機関と連携協力し、必要な措置を講じる。

（１）避難した船舶、航空機等とその乗員、乗客等の確認措置を講じる。

（２）救助活動および救出救護活動時において、陸上で緊急輸送の確保が必要になった場合、交通整理、規制その他必要な措置を講じる。

（３）行方不明者がある場合、沿岸関係警察への手配によるその速やかな発見措置を講じる。

第５　空からの救出活動

航空機やヘリコプターを活用した救出を行うため、市は、あらかじめ緊急離着陸場の指定を行うとともに迅速かつ正確な情報収集伝達を行い、関係機関に要請し、機動的な航空機の活用を図る。

１．県防災ヘリコプター

２．県警察ヘリコプター

３．自衛隊

４．海上保安部

第６　孤立集落対策

土砂災害、積雪、雪崩、波浪等により交通および通信が途絶し、人命に危険を生じた集落に対し、救助を実施する。

１．対象集落

（１）無医で、土砂災害、積雪、雪崩の危険、冬季波浪等により交通が困難な集落

（２）積雪等による断線のため通信が途絶し、長期間回復の見込みがなく、かつ交通が困難な集落

（３）山の尾根や谷川等を利用した徒歩通行は可能であるが、急患者を病院まで搬送することが困難、または相当の時間を費やさなければならない集落

２．応急対策

（１）孤立集落との連絡および災害発生時の救援等は、消防機関、警察署等とあらかじめ協議し、迅速、的確な措置をとりうる体制を整える。

（２）孤立集落において急患者が生じ、豪雪等による極度の食料不足や雪崩等の不測の事態が発生したとき、県へ通報し、救援隊の派遣を要請して直ちに救援にあたる。

第７　行方不明者の捜索

市は、関係機関等の協力を得て、行方不明者の捜索を実施する。

１．行方不明者の存否確認

消防機関､警察署および自主防災組織等の協力を得て､行方不明者の存否を確認する。なお、調査班は関係機関と密接に連絡をとり、行方不明者名簿を作成する。

２．行方不明者の捜索

災害の規模や緊急性等を勘案し、消防機関および警察署、海上保安署、自衛隊、自主防災組織等の協力を得て、行方不明者の捜索を実施する。

３．捜索期間

行方不明者の捜索期間は、災害発生の日から 10 日以内とする。ただし、10 日間を経過してもなお捜索を要する場合には、期間を延長することができる

第８　費用および期間

災害救助法の定める費用は、機械、器具等の借上げ費、修繕費および燃料費とし、期間は災害の発生の日から３日以内とする。ただし、期間内において打ち切ることができないときは、期間を延長することができる。

［救出・救護対策事項］

発災後から３時間まで
・救出救助を要する状況（行方不明者等）の把握 １．危険地域等の緊急パトロールの実施による情報収集 ２．消防・警察・地域等からの情報収集 ・関係機関への応援要請 １．必要人員、資機材の見積り ２．県、近隣市町等への応援要請
３時間後から１日後まで
・救出救助用資材の調達、搬送の支援 救出救助活動は、消防が中心となって行い、消防団、自主防災組織等はその支援を行う。 ・行方不明者の早期特定の支援 １．現場現地情報の収集 ２．住民等からの届け出のあった行方不明者等の照合・特定
１日後から３日後まで
・行方不明者の解消 １．行方不明者の照合・特定

第１１節　要配慮者応急対策計画

災害発生時には、高齢者、障がい者、乳幼児等の要配慮者は、特に大きな影響を受けやすいことから、要配慮者に配慮した応急対策および福祉サービスの提供を実施する。

第１　迅速な避難

１．避難を行う場合、あらかじめ作成した「個別避難計画」に基づき、自主防災組織、民生委員等の避難支援等に携わる関係者を含む住民は地域の避難行動要支援者の避難誘導・安否確認について地域ぐるみで協力支援する。ただし、協力支援にあたっては、自らおよびその家族等の生命および身体の安全確保を最優先とすること。

２．市は被災施設等の的確な状況の把握に努め、県、他市町、社会福祉施設等との連携のもと、迅速かつ円滑な避難が行われるよう市内外の施設への緊急避難および避難受入れについての情報の収集、提供を行う。

第２　市における対応

市は、要配慮者を支援するため、次の措置を講ずる。

１．災害時には、避難行動要支援者名簿および個別避難計画について、避難行動要支援者本人等の同意の有無に関わらず、避難支援等に携わる関係者に対して必要な範囲で躊躇なく速やかに提供するなど、これを効果的に利用し、避難行動要支援者について避難支援や迅速な安否確認等が行われるように努めるものとする。
２．地域社会の協力を得て避難行動要支援者が必要とする支援内容を把握する。
３．ボランティア等生活支援・情報提供のための人材を確保し、必要に応じて派遣する。
４．特別な食料を必要とする場合は、その確保、提供を行う。
５．生活する上で必要な資機材を避難所等に設置、提供する。
６．避難所・居宅へ相談員を巡回させ、要配慮者の生活状況の確認、健康・生活相談を行う。
７．老人福祉施設、障がい者施設、医療施設、児童相談所等への二次避難が必要な者について、当該施設への受入れ要請を行う。
８．緊急通報システムの活用を図る。

第３　その他

１．児童、生徒に係る対策

保護者の死亡や疾病により養育が困難となった児童、生徒について、市は児童相談所に対して緊急一次保護などの措置を要請する。

２．介護体制・福祉体制の確立

避難所内において介護体制の必要が生じた場合、市は県に対して二次避難所の設置や介護体制の確立を要請し、県はこれに協力する。

また、県は福井県災害福祉支援ネットワーク協議会へ災害派遣福祉チーム（DWAT）の派遣を要請する。

３．福祉仮設住宅

高齢者、障がい者等、日常の生活上特別な配慮を要する者を数名以上入居させる必要が生じた場合、老人居宅介護等を利用しやすい構造および設備を有する福祉仮設住宅の設置を県に要請する。

第４　外国人に係る対策

１．外国人の避難誘導

市は、インターネット等を活用して、やさしい日本語や外国語による広報を実施するなど、外国人の避難誘導に配慮する。

２．外国人の安否確認、救助活動

市は、警察、消防、自主防災組織、外国人コミュニティリーダー等の協力を得て、外国人の安否確認や被災状況の把握、救助活動に努める。

３．外国人への情報提供

市、県および福井県国際交流協会は、災害時にテレビ、ラジオ、インターネット等を活用して、やさしい日本語や外国語による情報提供に努める。

また、市および県は、観光施設・宿泊施設と連携を図り、外国人旅行者に対して災害時に速やかに防災情報が提供できるよう、国の災害情報アプリの利用を促進するなど、外国人旅行者への情報提供に努める。

４．災害多言語支援センターの設置による支援

県と福井県国際交流協会は、災害により甚大な被害が発生し、多くの外国人住民等が被災することが見込まれるとき、市と協力して、被災外国人への支援を円滑に行うため、福井県災害多言語支援センターを設置し、被災情報の収集、多言語での情報提供・相談対応、通訳派遣支援等を行う。

第５　福祉サービスの提供

災害救助法の適用をされた場合、知事の救助事務を委任された小浜市長は、災害により被害を受け、避難生活において配慮を必要とする災害時要配慮者（高齢者、障がい者、こども、妊産婦その他の者）に対し、福祉サービスの提供を行う。

ア　適用期間

災害発生の日から７日以内

イ　福祉サービスの提供内容

（ア）災害時要配慮者に関する情報の把握

（イ）災害時要配慮者からの相談対応

（ウ）災害時要配慮者に対する避難生活上の支援

（エ）災害時要配慮者の避難所への誘導

（オ）福祉避難所の設置

ウ　提供のための費用

上記イ(ア)から(エ)までについては、消耗器材費、器物の使用謝金、借上費もしくは購入費とし、(オ)については、消耗器材費、建物の使用謝金、器物の使用謝金、借上費もしくは購入費、光熱水費、仮設便所等の設置費とし、当該地域における通常の実費とする。

第１２節　医療救護計画

災害のため、医療機関が混乱し、また交通混乱による輸送能力の低下等により被災地の住民が医療の途を失った場合に、応急的に医療または助産の措置を実施し、必要な保健指導を行い、被災者を保護する。

第１　医療救護活動体制の確立

１．市の措置

（１）負傷者の手当、医師等の確保、救護所の設置ならびに医薬品、医療用具および衛生材料（以下「医薬品等」という。）の手配等必要な措置を講じる。

（２）市の医療活動のみで対処できない場合は、県等に協力を要請する。

２．県に対する医療活動の要請

（１）負傷者の手当、医師等の確保、救護所の設置、医薬品等の手配・分別等の要請

（２）県立病院等への医療要請

（３）日本赤十字社福井県支部、県医師会、ＤＭＡＴ(災害派遣医療チーム)、その他の医療機関への協力要請

第２　初動体制

災害時における救急医療を迅速に行うため市は、小浜医師会、県医師会等の協力の下に救護班を編成し、避難所等からの派遣要請に基づいて、救護所を設置し初動医療活動を開始するとともに使用する医薬品の備蓄も行う。

１．救護班の編成

救護活動には市職員および小浜市赤十字奉仕団がこれにあたるほか､必要に応じ､県、日赤福井県支部等に応援を求めるものとする。

救護班編成は、市と小浜医師会との間において協定した災害時の医療救護活動に関する協定書に基づき次のとおり編成し、その指揮は医師があたるものとする。

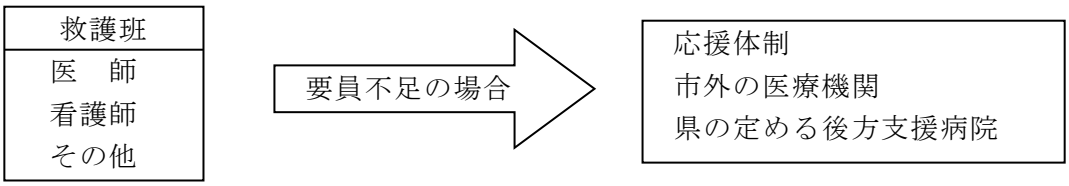

班　長　　１人（小浜医師会の指定する医師）
看護師　　２人（指定された医師の所属看護師または市の保健師および看護師）
班　員　　２人（市職員または赤十字奉仕団）
連絡員　　２人（市職員）
移送員　　４人（市職員または臨時雇い者）

２．救護所の設置

災害の規模および患者の発生状況により避難所のうち必要な箇所に救護所を設置する。救護所では傷病者の状態を観察して重傷度と緊急度を判定し、主に外科的負傷者のうち軽・中傷者に対する応急手当とし、さらに医療の必要な者は、迅速に最寄りの医療機関への搬送を要請する。

第３　応急医療の内容

１．医療および助産の対象者とその範囲

（１）医療の対象者

応急的に医療を施す必要がある者で災害のため、医療の途を失った者

（２）助産の対象者

災害発生の日以前、または以後７日以内に分娩した者で助産の途を失った者

（３）医療の範囲

①　診療

②　薬剤または治療材料の支給

③　措置、手続き、その他の治療および施術

④　病院または診療所への収容

⑤　看護

（４）助産の範囲

①　分娩の介助

②　分娩前および分娩後の処置

③　脱脂綿、ガーゼその他衛生材料の支給

２．応急医療は、救護班が救護所において次のように実施する。

（１）傷病者の傷害程度の区分（トリアージ）

（２）後方医療施設への移送の要否および転送順位の決定

（３）重傷者に対する応急措置

（４）転送困難な患者に対する医療の実施

（５）助産救護

（６）死亡の確認

３．救護所・後方医療施設への搬送

救護所および後方医療施設への患者の搬送は、次のように行う。

（１）被災現場から救護所までの搬送は、自主防災組織、ボランティア、警察官、消防団員等が協力して実施する。

（２）救護所から後方医療機関への一次搬送は、消防本部が関係機関の協力を得て行う。

（３）患者に二次搬送の必要性が生じた場合、原則として消防本部がこれを行う。ただし、ヘリコプターによる二次搬送が必要となった場合、県または自衛隊に二次搬送を要請する。

４．医療の費用および期間

（１）費用の算定は、災害救助法に基づき知事が定める額とする。

①　救護班による場合

使用した薬剤および治療材料の購入費ならびに医療器具の修繕費等の実費

②　病院または診療所による場合

国民健康保険の診療報酬の額以内

③　施術者による場合

協定料金の額以内

（２）医療の期間

医療の期間は、災害の発生の日から 14 日以内とする。ただし、期間内において打ち

切ることができないときは期間を延長することができる。

５．助産の費用および期間

（１）費用の算定は、災害救助法に基づき知事が定める額とする。

①　救護班による場合

使用した衛生材料等の購入費

②　助産師による場合

当該地域の慣行料金の８割以内の額

（２）助産の期間

助産の期間は、災害発生の日以前または７日以内に分娩した者に対し、分娩の日から７日以内とする。ただし、期間内において打ち切ることができないときは期間を延長することができる。

第４　医療提供体制の確保

県は、ＤＭＡＴ（災害派遣医療チーム）による活動と並行して、また、ＤＭＡＴ活動の終了以降、災害支援ナース、ＪＭＡＴ（日本医師会災害医療チーム）、日本赤十字社、独立行政法人国立病院機構、独立行政法人地域医療機能推進機構、国立大学病院、ＪＤＡＴ（日本災害歯科支援チーム）、日本薬剤師会、日本看護協会、日本災害リハビリテーション支援協会（ＪＲＡＴ）、日本栄養士会災害支援チーム（ＪＤＡ－ＤＡＴ）、民間医療機関等からの医療チーム派遣等の協力を得て、避難所、救護所も含め、被災地における医療提供体制の確保・継続を図るものとし、その調整にあたっては災害医療コーディネーター等を活用するものとする。その際、医療チーム等の交代により医療情報が断絶することのないよう、被災地における診療情報の引継ぎが適切に実施されるように努める。

県は、大規模災害時に保健医療活動チームの派遣調整、保健医療福祉活動に必要な物資支援の調整、傷病者の搬送調整、保健医療福祉活動に関する情報の連携、整理および分析等の保健医療福祉活動の総合調整を遅滞なく行うための本部の整備に努めるものとする。

また、市および県は、災害時を想定した情報の連携、整理および分析等の保健医療福祉活動の総合調整の実施体制の整備に努めるものとする。

第５　こころのケア体制の確立

心的外傷性ストレス傷害（ＰＴＳＤ）等の精神ケア体制の確立を図るため、必要に応じ精神科救護所を開設し、精神科医･保健師等による巡回相談を実施する。

県は、市から要請があったとき、または、必要と認めたとき、被災者および救護者のこころのケアのため、災害派遣精神医療チーム（ＤＰＡＴ）を編成し、医療救護班と連携して精神科医療および精神保健活動にあたるものとする。また、必要に応じて精神的な悩みや問題を相談できる窓口を設置するものとする。

第６　医薬品等の確保

１．医薬品等

医療および助産を実施するにあたり、必要とする医薬品および衛生材料の調達については、平素から取扱業者、取扱品目、供給能力などの実態を把握し、緊急確保の体制を整備しておくものとする。また、輸血用血液の供給要請を受けた場合、必要に応じて住民に献血を呼びかけるが、輸血用血液や調達できない医薬品が生じた場合、県に対して供給を要請する。

２．その他資機材の確保

救護班は、応急医療に必要な資機材の調達を原則として次のように行う。

（１）飲料水、洗浄のための給水は給水班に要請する。

（２）応急医療に使用する医薬品等は、原則として救護班で調達したもので対応する。

（３）救護班で調達した医薬品等が不足し、医師等で携帯したものを使用した場合、費用は市が実費弁償する。

（４）電気、電話等の通信手段は、本部班を通して関西電力送配電㈱、ＮＴＴ西日本㈱に要請する。

第７　患者等の搬送力の確保

患者、医療従事者および医療資機材等の搬送体制を確保し、支障が生じた場合は、県に支援要請する。

第８　医療施設の応急復旧

公立医療機関、病院を中心に応急復旧が円滑に行われるよう努める。

［医療保健対策事項］

発災後から３時間まで
・市内医療施設の被害状況および診療収容可能医療施設の把握 １．医師会からの情報収集 ２．警察・消防からの情報収集
３時間後から１日後まで
・医療救護需要の把握 １．警察・消防からの情報収集 ２．自治会・自主防災組織・避難施設等からの情報収集 ・救護所の設置 １．救護所設置の検討・決定 ２．救護班の編成派遣 ・医薬品等の調達可能量の把握および手配 ・負傷者等の搬送 １．各救護所からの搬送要請の確認調整 ２．広域・緊急搬送の必要性の確認および関係機関への手配・要請
１日後から３日後まで
・救護所、医療施設における医療活動に関する情報の収集伝達 １．負傷者の診療状況の把握 ２．診療機能の把握 ・医療救護の実施 １．救護班による救護医療の実施 ２．避難所等の巡回診療

第１３節　消防計画

火災を警戒・鎮圧し、住民の生命、身体および財産を火災から保護するとともに、水火災または地震等の災害を防除し、およびこれらの被害を軽減するほか、災害発生時において実施する応急措置について定める。

第１　消防組織

本市は、若狭町、おおい町、高浜町と消防事務を共同処理するため、若狭消防組合（以下「組合」という。）を設立し、組合のもとに消防組織法に基づき、若狭消防組合消防本部および若狭消防署、小浜消防団を設置し、本市の地域に係る火災の予防・警戒・鎮圧に任ずるとともに地震等の災害による被害を軽減する任務をもっているので、市長は前記以外の警戒等活動のため出動を求める場合は、若狭消防組合管理者に要請または連絡する。

若狭消防本部組織図

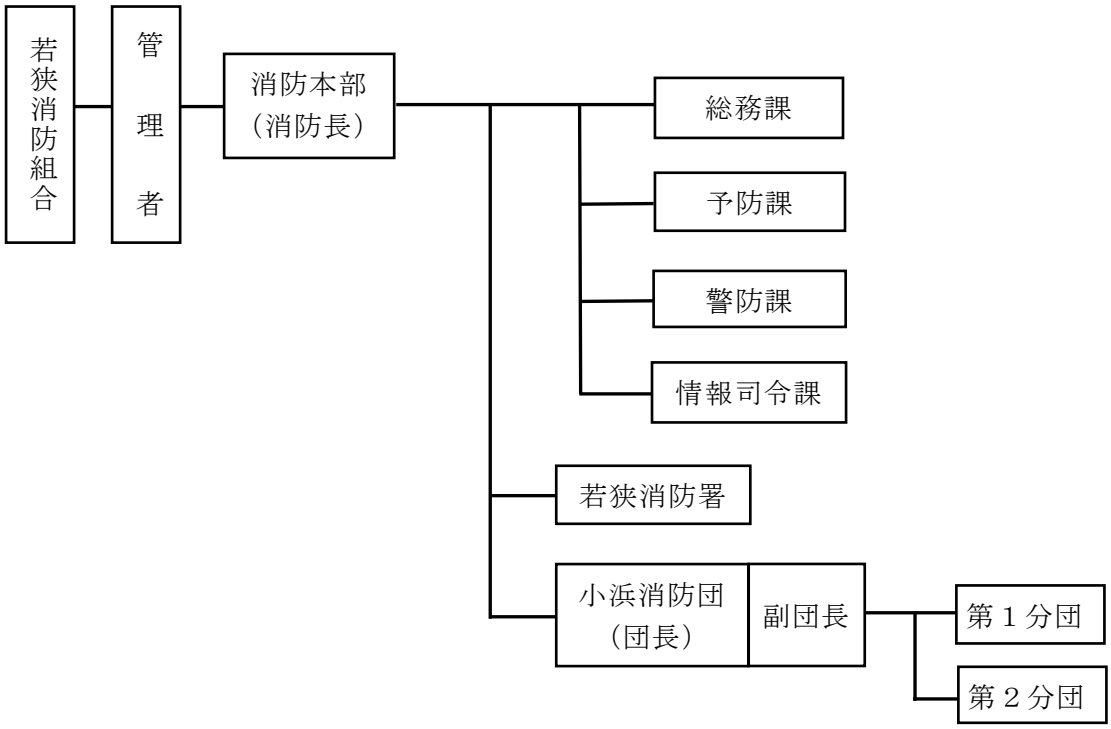

第２　火災の警戒

１．火災警報の発令および警戒

火災警報が発令されたときは、消防吏員および消防団員は住民の火気取扱いの制限について市の区域内を巡回広報し、火災の未然発生を図るものとする。

また、強風時における火災または特殊建築物（工場、学校、病院等）の火災は、一般火災と異なり、延焼拡大と飛火による大火災になるおそれがあるため、この種の火災に際しては、消防法に基づく火災信号（近火信号、応援信号等）を吹鳴し、全消防職員および消防団員を招集し、迅速・的確な消火活動を行い被害の軽減を図る。

２．異常気象時の火災警戒

（１）火災気象通報の実施基準

火災気象通報は、当日の気象状況が次の条件を満たしたときとする。

①　実効湿度が 65%以下で最小湿度が 30%以下になる見込みのとき

②　平均風速 12m/s 以上の風が１時間以上続いて吹く見込みのとき

（降雨、降雪中は通報しないこともある）

（２）火災警報

市は、火災気象通報を受けたときまたは気象の状況を火災の予防上危険であると認めたときには、火災に関する警報を発する。

３．招集出動

火災警報発令時に近い気象の場合、非番消防職員を適宜招集して管内の警戒と火気取扱い業者に対する火気使用の制限について取締りを実施する。また、消防団員は自宅待機または団員詰め所に招集し、消防職員と並行して警戒にあたり、火災の未然防止を図る。

４．異常時の火災警戒

（１）強風時の火災警戒

風速 15m/s 以上の風が吹く見込みで必要と認めるとき、適宜消防職員および消防団員を招集して火災の予防警戒にあたる。また、火災の発生に際しては出動部隊を強化し、第２次および第３次出動に備え、火災の拡大防止に努める。

（２）異常乾燥時の火災

乾燥注意報が発表され、必要と認めるとき、延焼拡大と飛火による大火を防止するため、（１）に準じ、特別警備体制を実施する。

（３）多発または続発の火災

第１次部隊出動後、別地域における火災発生に対処するため、出動部隊と無線により連絡するとともに、消防団員を所属器具置場に召集待機させ、火災の多発または続発に備える。

５．飛火の警戒

大火の原因は飛火による実例が多いことから、強風時または異常乾燥時における火災に対しては、特に飛火を警戒するため、消防団員および自主防災組織に付近建物の飛火警戒を呼びかける。

第３　火災の鎮圧

１．延焼による大火災

異常気象時における住宅密集地および大規模建築物の火災発生は、延焼拡大と人命危険を伴うため、全消防吏員および消防団員を招集するとともに、必要に応じ近隣市町の応援を要請して、火災の拡大防止に努めるものとする。

２．危険物の火災

爆発、引火、発火のおそれのある危険物および液化ガス等を貯蔵する施設、建物または場所においての火災に対しては、燃料物およびその貯蔵量を確認し、これに対応した防御計画、装備により活動するものとする。

３．中高層建築物の火災

中高層建築物の耐火性能は高いが、高熱、濃煙、有毒ガス等を発生するため、人命被害を伴う大災害を引き起こす危険性があるので、建物の構造、発火場所、周辺の状況等を判断して消防活動に努めるものとする。

（１）人命救助に重点をおく。
（２）建物関係者と連絡を密にする。
（３）内部の消防設備を充分活用する。
（４）火点の上階へ主力部隊を投入する。
（５）必要な消防力を燃焼状況によって判断し、はしご付消防自動車隊、救助隊および救急隊を出動させ、その他の消防隊と連絡を密にして活動する

４．防火対象物の火災

消防法施行令別表第１に規定する防火対象物において火災が発生した場合は、延焼拡大、人命の危険性が大きいため、防火対象物毎の警防計画により実施するものとする。

５．林野火災

山林火災は、発見、通報連絡が遅れることが多く、延焼拡大のおそれがある。このため、防火帯を設け、立木その他の可燃物を除去し、防火線を設定し、延焼を阻止するものとする。

（１）消防隊を消防本部および消防団ごとに編成し、指揮命令を統一する。
（２）防御担当面を指定し、火点包囲の体制をとる。
（３）時期を失しないように防火線を設定する。
（４）集落の延焼を防止し、状況により緊急避難の処置をとる。

６．トンネル内の自動車火災

濃煙および熱気により消防活動がそ害され、内部の状況把握が困難になり、しかも進入口が限定されているので消火が困難である。

また、自動車の種類も多種多様で、危険物積載車、ＬＰガス積載車、大量可燃物積載車、大型バス等大災害発生の要因は、極めて高いので、次のとおり消防活動を行う。

（１）トンネルの延長、トンネルの防災設備、自動車交通量等を事前に把握し、大災害防御計画を樹立する。
（２）人命救助を優先して行うため、酸素、空気呼吸器等を着用した人命検索隊を先行させ援護注水する。
（３）濃煙および熱気の発生量が多いので、排煙について高発泡および噴霧注水を有効に活用する。
（４）酸素、空気呼吸器等の使用時間および隊員の疲労を考慮して、交替要員を確保する。
（５）交通停滞によって起る事故を考慮して、あらかじめ警察署と協議し、その措置を講ずる。

第４　断減水時の水利の確保

気象その他の事態により消防水利の断水または減水が予想されるので、この事態が生じたときは、火災時の水利確保に支障をきたさないようすみやかに応急措置をとる。

第５　救急救助

１．救急救助業務については、若狭消防本部救急業務規程、若狭消防本部救助隊運用要綱の定めによる。

２．医療機関との緊密な協力体制を確立するため、平時、災害時の救急医療業務について協議、協定し円滑な運用を行う。

３．救急救助施設等の整備については、救急自動車その他の救急資機材ならびに救助工作車および救助用資機材を計画的に整備し、充実に努めるものとする。その際、車両や資機材を小型・軽量化するなど、被災地の道路状況が悪い場合や海路・空路を活用して被災地入りする場合も想定した救助用資機材の整備に留意する。

４．救急隊員および救助隊員は、その重要な使命により高度な技術と知識が要求されるので、これに対応した教育訓練を実施するよう努めるものとする。

第６　相互協力

１．消防の相互応援

火災が延焼拡大し、消防本部のみでは延焼阻止が困難である場合は、あらかじめ締結した福井県広域消防相互応援協定により、他の市町に応援を求め、被害の軽減に努めるものとする。

２．警察との相互協力

警察機関および消防本部は、放火または失火を防止するため、相互に協力するものとする。

３．関係機関への要請

延焼大火災および林野火災等のおそれがあるときは、必要に応じて自衛隊、県等関係機関に対し知事を通じてヘリコプターによる消火を要請する。

第１４節　警備・保安計画

風水害等の発生時には、さまざまな社会的混乱および道路交通渋滞等が発生するおそれがあるため、警察署、海上保安署等の関係機関との緊密な連携のもとに、地域住民の安全確保、社会的混乱に乗じて発生する各種犯罪の予防、交通秩序の維持等を目的とした警備・保安体制を確立し、被害状況を的確に把握することにより、住民の生命、身体、財産の保護に努める。

第１　小浜警察署（福井県警察）

災害発生時においては、多数の死傷者や、火災、浸水、電話の不通、停電など一時的に社会生活がマヒ状態となり、またこれに伴う被災者の不安、動揺の高まり、生活必需物資の欠乏、買い占め、売り惜しみなどの混乱に乗じた各種犯罪の発生が予想される。

これらの災害発生に伴う非常事態に対処するため、市域を管轄する小浜警察署（以下「警察署」という）は、福井県警察大規模災害警備計画等に基づき、住民の生命、身体、財産の保護を図るため関係機関と連携して的確な災害警備活動を行うものとする。

１．警察における警備活動

警察署は、大規模な災害が発生し、または発生するおそれがある場合に、住民の生命、身体および財産を保護しならびに公共の安全と秩序を維持するものとする。

（１）災害発生直前の対策

①　市等の関係機関に対する通報

警察署は、被害をおよぼす可能性のある洪水等の状況を把握し、または予想した場合は、県警察本部に通報するとともに、市等関係機関に速やかに通報する。

②　要請があった場合の措置

市長から応急措置の実施に必要な準備を要請された場合、警察署はこれに応じる。

③　住民の避難誘導

市長が地域住民に対する避難のための立ち退きを指示することができないと認めるとき、または市長から要請があったときは、警察官は必要と認める地域住民に対し、避難のための立ち退きを指示するものとする。

④　災害未然防止活動

警察署は、通常勤務を通じて管内の河川堤防等を巡回し、風水害等に対する防御措置が必要と思われる箇所を発見した場合は速やかに市長に通報する。

（２）災害発生直後の対策

①　指揮体制の確立

災害が発生した場合は、警察署に署長を本部長とする署警備本部を設置して警備体制を確立する。この場合において、署警備本部長は、災害の規模等により必要があると認めたときは、県警察本部に要員の派遣を要請して指揮体制の強化を図るものとする。

②　警備要員の確保

・　警察署は災害が発生し、必要があると認めた場合は、警備要員の非常招集を行う。

・　署警備本部長は、災害の規模等により必要があると認めたときは、県警察本部長に対して警備部隊の応援要請を行う。

（３）警備活動の重点

① 災害関連情報の収集および伝達
② 被害実態の把握
③ 被災者の救出および負傷者の救護
④ 迷子および行方不明者の捜索
⑤ 危険箇所の警備および被災地域住民の避難誘導
⑥ 通信の確保
⑦ 不法事案等の予防および取締り
⑧ 避難地域、避難場所および重要施設等の警戒警備
⑨ 地域の保安および防犯対策
⑩ 住民に対する広報および相談活動
⑪ 遺体の検視
⑫ 関係機関、団体に対する協力・支援
⑬ 列車災害が発生した場合の負傷者等の救出・救護
⑭ 警備計画の策定

２．道路交通対策

大規模な災害が発生した場合は、速やかに道路の被害状況および交通状況の把握に努め、緊急車両の通行路確保、危険箇所およびう回路の標示、交通情報の収集および提供、車両の使用制御、その他運転者のとるべき措置についての広報等危険防止、混雑緩和および被害の拡大防止のため、次に掲げる措置を行うものとする。

（１）交通規制の基本方針

① 被災地域での一般車両の走行および被災地域への流入は原則として禁止し、被災地以外への流出は交通の混乱が生じない限り原則として制限しない。
② 避難路および緊急交通路は、機能確保を図るため原則として一般車両の通行を禁止または制限する。その他、防災上重要な道路についても必要な交通規制を行う。
③ 高速道路は、緊急交通路としての活用を図るため、広域的に通行禁止とし、一般車両の流入を禁止または制限する。
④ 一般道についても、道路中央部を住民の避難路および緊急自動車等の通行路として確保するとともに、速やかに管内の道路被害状況等を調査する。

（２）交通規制の実施

道路管理者および関係機関と緊密に連絡し、状況に適した規制を実施するとともに、必要に応じ交通指導員等に交通誘導の協力依頼を行う。

（３）交通規制を実施した場合の広報

交通規制を実施した場合は、避難者、運転者、地域住民等に対して、適時、適切な広報を実施し、その周知徹底を図るものとする。

３．関係機関との連携、協力

災害に対処するため、関係機関との連携を密にし情報交換を行うとともに、それぞれの活動状況をお互いに把握し、担当区分の分担の調整を行い、相互に協力し、警備・保安活動および災害応急活動等を迅速かつ効果的に行う。

第２　敦賀海上保安部・小浜海上保安署

１．治安の維持

（１）治安機関等からの情報収集に努めるとともに、巡視船艇等を災害発生地域の周辺海域に配備し、犯罪の予防・取締りを行う。

（２）巡視船艇等により、警戒区域または重要施設の周辺海域の警戒を行う。

２．海上交通安全の確保

（１）船舶交通のふくそうが予想される海域においては、必要に応じて船舶交通の整理、指導を行う。この場合、緊急輸送を行う船舶が円滑に航行できるよう努める。

（２）海難の発生その他の事情により、船舶交通の危険が生じ、または生じるおそれがあるときは、必要に応じて船舶交通を制限し、または禁止する。

（３）海難船舶または漂流物、沈没物その他の物件により船舶交通の危険が生じ、または生じるおそれのあるときは、速やかに必要な応急措置を講じるとともに、船舶所有者に対し、これらの除去その他船舶交通の危険を防止するための措置を講ずべきことを命じ、または勧告する。

（４）船舶交通の混乱を避けるため、災害の概要、港湾・岸壁の状況、関係機関との連絡手段等、船舶の安全な運航に必要と思われる情報について、無線等を通じ船舶への情報提供を行う。

（５）河川からの流出物等により、水路の水深に異状を生じたと認められるときは、当該管理者へ通報し、必要に応じて検測および応急標識の設置等を要請することにより水路の安全を確保する。

（６）航路標識が損壊し、または流出したときは、敦賀海上保安部に通報し、速やかに復旧に努めるほか、必要に応じて応急標識の設置に努める。

第１５節　飲料水供給計画

災害により給水施設の損壊、飲料水の汚染等、現に飲料水に適する水を得ることができない者に対し、最小限度必要な飲料水を供給し被災者を保護するとともに、施設等の応急復旧を行う。

第１　給水体制

飲料水供給の直接の実施者は市とする。ただし、市において実施できないときは、県および他市町に対して「福井県･市町災害時相互応援協定」に基づく応援要請を行う。

第２　給水方法

災害発生時に水道等給水施設の損傷があった場合は、拠点運搬給水を実施する。なお、運搬給水は仮配管等が完了し応急給水栓が設置されるまでとする。

市は、給水の実施にあたっては、給水場所、時間等について広報を行い、各関係機関等の協力を得て、円滑に行うよう努める。

１．給水量

被災者に対する最低給水量は、１人１日３リットルとし、給水力の強化および水道施設の復旧状況に応じて、随時給水量を増加するものとする。

（１）給水目標量

①　被災後２・３日　　１人１日３リットル（生存に必要な水）
②　３・４日後　　１人１日 30 リットル（洗面等に必要な生活用水）
③　10 日後　　１人１日 100 リットル

２．輸送による給水

（１）給水車（給水車に代用できる散水車、水槽付消防ポンプ自動車等を含む。）によって水道の水源からの取水を行い､被災地域内の適当な給水基地への輸送を行う｡ただし、この場合、衛生防疫上必ず上下水道課および健康福祉センターの指示によらなければならない。

（２）給水基地へ給水タンク、ドラム缶に入れて車両等によって輸送を行った後、給水基地において、ポリタンク、飲料水袋等の容器で配水を行う。

３．ろ過による給水

局所的給水または陸上輸送による給水が不可能なときは、ろ過器（緊急用飲料水製造装置）による給水基地を設営する。

４．家庭用井戸水等による給水

（１）家庭用井戸水について、水質検査の結果、飲料水として適当と認めたときは、その付近の罹災者のために飲料水として給水する。

（２）家庭用井戸水について、水質検査の結果、飲料に適さない水質のときは、ろ過器および消毒等により飲料水として確保する。

５．住民への広報

応急給水を実施する地域に対しては、給水場所や給水時間を広報し、自治会等の協力

を得て給水を実施する。また、断水解消の見込などの情報提供を積極的かつきめ細かく実施する。

第３　給水用資機材・器材の確保

１．災害時に使用できる水源の現況、給水用資機材、給水車等の保有状況および給水能力のほか、応援事業者の受け入れ態勢整備のための給水車の補水箇所等を平時から把握しておく。

２．各種災害に備え、各家庭・各事業所ごとに 10 リットル～20 リットル入りポリ容器を必要数常備しておくよう住民および関係者へ周知徹底し、迅速かつ的確に応急対策を行えるよう準備しておくものとする。

３．消毒用資機材等についても必要数確保・保管しておくものとする。

第４　給水施設の応急復旧

水道施設の破損による応急復旧は、市が必要に応じ小浜市指定給水装置工事事業者、管工事協同組合の出動を要請し、復旧に当たる。また、災害による水道施設の事故に対処するため、各要員を待機させる。

１．施設を巡回して事故発生の有無を確認する。

２．施設の損傷、漏水等被害を認めたときは、応急措置を講じる。

第５　他市町への協力要請

飲料水の取水は水源から行うが、取水が不可能となった場合は、近隣市町への協力を要請する。

（詳細については日本水道協会福井県支部水道災害相互応援要綱による。）

第１６節　食料供給計画

災害時における被災者および災害応急対策に従事する者に必要な食料の確保とその供給の確実を期する。

第１　食料の供給

１．食料供給の対象者

（１）避難所へ避難した者

（２）自宅にあっても、住家に被害を受けて炊事のできない者

（３）旅行者、宿泊人等

（４）救助作業その他の災害応急対策業務に従事する者

（５）その他市長が必要と認める者

２．食料の供給方法

（１）避難者数等から必要数量の把握を行い、備蓄食料の配布、加工食品（弁当等）の調達、炊出しの実施による供給計画を作成する。

（２）食料の供給は、原則として避難所および市が指定する場所で行う。

（３）避難所での食料の受入れ、配布については、避難所内の住民組織、地域各種団体、ボランティア等の協力を得て実施する。

（４）食料の配布にあたっては、高齢者、障がい者、乳幼児等要配慮者を優先する。

（５）避難所以外で避難生活を行っている被災者に対して、広報車等に食料の供給に関する情報を提供する。

（６）食料の受け取りが困難な者に対しては、ボランティア等の協力を得て各戸配付等によって供給する。

３．食料の確保、集積および搬送

（１）備蓄食料

避難施設および備蓄施設より搬出して避難所等へ供給する。

（２）調達食料

①　流通状況に応じ、卸売業者、小売販売業者からも必要品を調達する。

②　調達食料は、避難所等へ直接搬送することを原則とする。これによりがたい場合は、あらかじめ定めた一時集積所に受け入れ、仕分けの上、各避難所へ搬送する。

（３）救援食料

①　市において食料の調達が困難な場合は、県やその他の団体に要請する。

②　県およびその他の自治体等からの救援食料は、あらかじめ定めた一時集積所に受け入れ、仕分けの上、各避難所へ搬送する。

（４）市が実施する搬送については、公用車、応援車を用いるが、状況に応じて運送業者に委託する。

４．食料の調達・応援供給

（１）備蓄食料等の供給

災害当初において、炊出し等の体制が十分整わない場合は、備蓄食料による供給を行う。また、備蓄食料が不足する場合は業者から調達し供給する。

（２）米穀等の応急供給

米穀および乾パンの応急供給は、供給対象等に応じ、次に掲げる者が知事の承認を得て行う。

供　給　対　象	限度数量	実施責任者
被災者に対し、炊き出しによる給食を行う必要がある場合	必要数量	市　長
被災により販売業者が通常の販売を行うことができないため、これに代わって販売する場合	必要数量	市　長
災害地における救助作業、急迫した災害の防止および緊急復旧作業に従事する者に対して給食を行う必要がある場合	必要数量	作業実施責任機関
特殊災害（爆発、列車の転覆等）の発生に伴い、被災者に対し炊出し等による給食の必要がある場合	必要数量	市長と災害発生機関が協議

（3）供給品目

供給品目は原則として米穀とするが､炊出しなどが不可能な場合は乾パン等とする。

（4）実施の方法

市長が応援供給を実施する場合の実施方法は、次のとおりとする。

①　米穀による応急供給の場合

市長は、被災者等に応急供給を実施する必要があると認められるとき、災害発生状況または給食を必要とする事情およびこれに伴う給食に必要な米穀の所要数量を知事に申請する。

なお､災害救助法が適用された場合は､「災害救助法または国民保護法が発動された場合における災害救助用米穀等の緊急引渡要領」に基づき、米穀の確保を行う。

②　民間流通米の活用

災害応急米穀として民間流通米を活用するため、市長は市内の卸売業者ならびに小売業者と米穀の供給を受ける協定の締結を推進し、災害の発生または発生のおそれがある場合は、民間流通米の供給を受けるものとする。

③　乾パン等による応急供給の場合

災害の程度によって炊出しができず、乾パン等の配給が必要なときは、直ちに県に対して供給の申請を行う。

第２　炊出しの実施

１．実施責任者

炊出し等による食品の給付は本部長（市長）が行う。また、災害救助法が適用された場合は、知事より委任を受けた本部長（市長）が行う。

２．炊出しの実施

（1）炊出しは、災害対策本部を中心として日赤奉仕団等に依頼し、学校給食室等の既存の給食施設を利用して行う。なお、実施にあたっては次の点に留意する。

①　炊出し所には、責任者を配置する。責任者はその実施に関し、指導するとともに関係事項を記録する。

②　献立は栄養価等を考えて定めなければならないが、被害の状況を十分配慮し、食器が確保され配給されるまでの間はおにぎりと漬物、缶詰の副食などを考慮する。

（2）市において直接炊出しすることが困難で、米飯（炊飯）業者等から注文することが

実情に即すると認められるときは、炊出しの基準を明示して業者から購入し、配給する。

3．食品衛生

炊出しにあたっては、常に食品の衛生に心掛け、特に次の事項に留意する。

（1）炊出し所には、飲料適水を十分供給する。

（2）供給人員に応じて必要な器具、容器を確保し備え付ける。

（3）炊出し所には、洗浄設備および器具類の消毒ができる設備を設ける。

（4）炊出しにあたっては、ハエ、その他害虫の駆除に十分留意する。

（5）使用原材料は、できるだけ信用のある業者から仕入れを行い保管に留意する。

（6）炊出し施設は、学校給食室、コミュニティセンター等の既存施設を使用するがこれらが使用できない場合は、旅館、仕出し屋等民間の施設を借上げて行う。

4．食料品の集積地

緊急を要し炊出し所または避難所へ直接輸送する場合を除き、食料品等物資の集積場として、市有施設の中から選定する。

5．応援の要請

炊出し等食品の給付ができないときまたは物資の確保ができないときは、次により応援の要請を行う。

（1）本部長（市長）は応援の必要を認めたときは、県に対して要請する。ただし、緊急を要するときは、直接隣接市長に要請する。

（2）応援の要請は、次の事項を明示して行う。

① 炊出しの実施

所要食数（人数）

炊出し期間

炊出し品送付先

② 物資の確保

所要物資の種別、数量

物資の送付先、期日

6．災害救助法が適用された場合の実施基準

（1）対象者

① 避難所に収容された者

② 住宅に被害を受けて、炊事のできない者

③ 住宅に被害を受け、一時縁故地等へ避難する必要のある者

（2）期間

災害発生の日から7日以内とする。ただし、期間経過後なお多数の者に対し継続実施の必要があるときは、県に対し期間延長の要請をする。

（3）費用

支出できる費用は、主食、副食および燃料等の経費とし、災害救助法に基づき知事が定める額とする。

災害救助法の適用を受けた場合の炊出し用米穀配給経路

・災害救助法が適用された場合

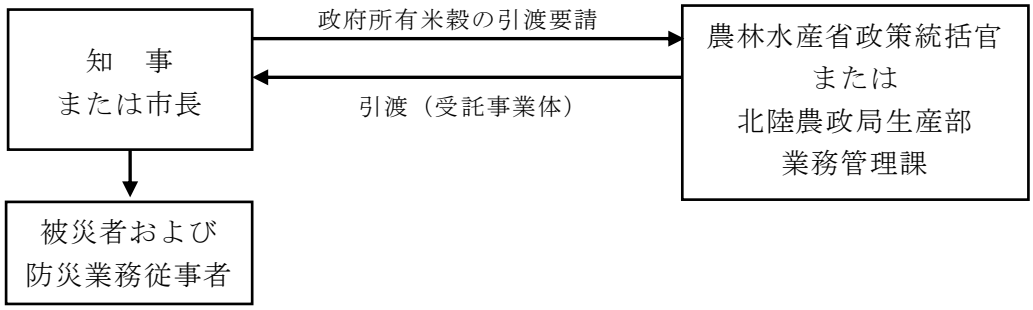

食料等調達および炊出し業務分担

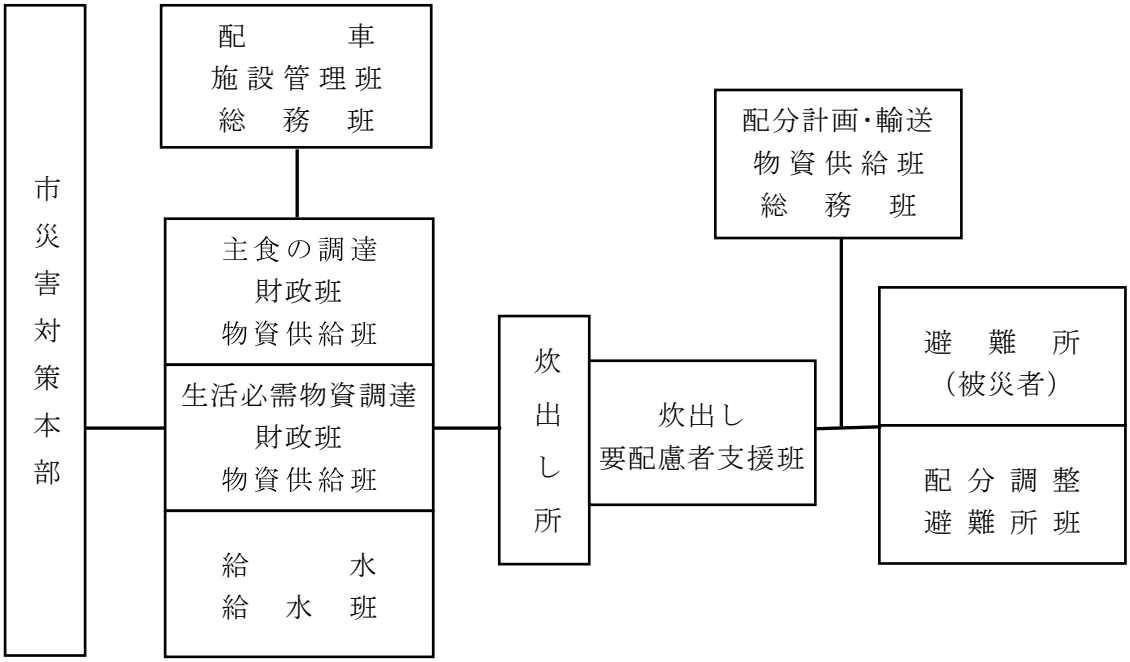

第３　備蓄・調達計画

災害時の救助用として、食料を次のとおり確保する。

１．個人の備蓄

市は、「自らの身の安全は、自らが守る」のが防災の基本であることから、市民に対し、家庭内の食料の備蓄について普及および啓発を図る。

２．市の備蓄

市は、各指定避難所等を中心に、生命および生活を維持するために必要な食料の分散備蓄を行い、応急時においてこれを供給する。特に、山間部集落など災害時に孤立する可能性がある地域における食料備蓄に配慮する。

また、乳児用粉ミルク・液体ミルク（乳アレルギーに対応したものを含む。）や柔らかい食品など要配慮者向けの食料備蓄にも努める。

３．流通備蓄

市および県は、あらかじめ関係業界団体と協議し、災害時の食料の融通協力協定を締

結し、応急時に提供を要請する。

4．要配慮者への配慮

物資の調達・供給にあたっては、高齢者、障がい者等の要配慮者のニーズに配慮するものとする。また、避難所における感染症拡大防止に必要な物資や家庭動物の飼養に関する資材をはじめ、夏季には冷房器具、冬季には暖房器具、燃料等も含めるなど被災地の実情を考慮するとともに、要配慮者等のニーズや、男女のニーズの違いに配慮するものとする。

5．食物アレルギーへの配慮

市および県は、避難所における食物アレルギーを有する者のニーズの把握やアセスメントの実施、食物アレルギーに配慮した食糧の確保等に努めるものとする。

［給食対策事項］

発災後から３時間まで
・食料備蓄先、主食提供業者、給食施設等の被害状況の把握 １．食料備蓄先　　ＪＡ ２．主食提供業者　　米穀販売業者 ３．給食施設　　各学校給食施設 ４．道路状況　　食料運搬経路
３時間後から１日後まで
・給食需要の把握 １．各避難所の避難者数（要配慮者数） ２．調理不能者数（要配慮者数） ・食料の調達 １．各食品の調達可能量の把握 ２．備蓄食料の搬出 ３．食品の購入、弁当の確保
１日後から３日後まで
・食品の配布 １．避難所収容者への配布検討および配布 ２．調理不能者への配布検討および配布 ３．孤立地域への配布検討および配布 ・給食対象人員の確認 ・給食施設の応急復旧

第１７節　生活必需品供給計画

被災者に配布する衣料、生活必需品その他の物資について、それらの確保と供給の迅速・確実性を期する。

第１　実施責任者

被災者に対する物資の給付は本部長（市長）が行う。ただし、災害救助法が適用された場合の物資確保および輸送は知事が行い、被災者に対する物資の給付または貸与は本部長（市長）が行う。

第２　対象者および支給物資等の内容

１．対象者

災害により住家の全焼、全壊、流出、埋没、半焼、半壊および床上浸水等の被害を受けた者で生活上必要な家財等を喪失またはき損し、直ちに日常生活を営むことが困難な者

２．支給物資

支給する物資は、寝具、衣類、日用品その他の生活必需品を必要に応じ、次の品目の範囲内で現物をもって支給する。

寝具	就寝に必要な毛布､布団等
外衣	普通着、作業衣､婦人服、こども服等
肌着	シャツ､パンツ等
身の回り品	タオル、長靴､サンダル、ズック等
炊事道具	鍋､釜､包丁､コンロ､バケツ等
食器	茶碗､汁碗、皿､箸等
日用品	石鹸､ちり紙､歯ブラシ、懐中電灯等
光熱材料	マッチ、灯油、プロパンガス等

３．支給基準

被災者に対する生活必需品の配布基準は、原則として災害救助法による生活必需品の給与限度内とする。

４．期間

支給する物資の給与期間は、災害発生の日から 10 日以内とする。ただし、期間内において打ち切ることができない場合は、期間を延長する。

５．物資の調達および保管

（１）避難施設および備蓄庫より搬出して避難所等へ供給する。

（２）所要物資は、流通状況に応じ、卸売および小売販売業者から調達する。

（３）所要物資は、市内で調達が困難な場合は県に依頼する。

（４）調達物資は、避難場所等へ直接搬送することを原則とする。これによりがたい場合は、一時集積所に受け入れ、仕分けのうえ各避難所等へ搬送する。

（５）衣料、生活必需品の給与または貸与を実施する場合は、物資支給･配布状況表および

物資調達台帳等を整備するものとする。

第３　救援物資の受入れ、集積、配分

被災地域の必要物資の必要量をすみやかに把握し、市内で調達ができない場合は、必要物資の種類､数量および受入れ場所を県および応援協定締結市に連絡し､応援を要請する。また、市に届いた物資の把握に努め、過不足となっている物資を調達し、物資の適切な供給に努める。

１．物資の受入れ、集積場所

あらかじめ受入れ候補地・集積所候補地を選定しておくものとし、その場所には職員を配置し、援助物資の受入れ作業および仕分け作業を行う。

２．配布方法

避難施設に配布された物資は、各避難所の運営責任者の指示により、避難所内自治組織を通じて、要配慮者等を優先しながら配布する。

なお、避難施設以外で避難生活を行っている被災者に対しては、広報等により援助物資の情報を提供する。また、避難施設まで取りに来ることが困難な者に対しては、ボランティア等の協力を得るなどの方法により配布する。

第４　備蓄・調達計画

１．個人の備蓄

市は､｢自らの身の安全は､自らが守る｣のが防災の基本であることから､住民に対し､非常持出品等の備蓄を行うよう普及、啓発を図る。

２．市における備蓄検討

市では、各避難所や行政区等を中心に、生活に必要な物資の分散備蓄を検討し、応急時にこれらを安定的に供給できるよう整備に努める。

３．流通備蓄

市および県は、あらかじめ関係業界団体または小売業者等と協議し、災害時の物資融通協力協定の締結に努め、応急時に提供を要請する。

４．要配慮者への配慮

物資の調達・供給にあたっては、高齢者、障がい者等の要配慮者のニーズに配慮するものとする。

［生活必需品対策事項］

発災後から３時間まで
（人的救助、職員参集、安否確認等）
３時間後から１日後まで
・需要の把握 １．各避難所の避難者数（要配慮者数） ２．被災者数（要配慮者数） ３．必要物品の選定 ・物品の調達、輸送 １．調達可能数量の把握 ２．物品の購入 ３．日赤福井県支部への供給要請 ４．物品の輸送
１日後から３日後まで
・物品の配布および広報 １．避難者・被災者への配布検討および配布 ２．避難者・被災者への広報 ・救援物資の受入、輸送、配分

第１８節　住宅応急対策計画

災害によって住宅を失い、または破損等のため居住することができなくなった世帯に対する住宅対策を図る。

第１　応急危険度判定

市は、必要に応じて、災害に伴う建築物の倒壊および落下物による二次災害の防止を図るため、県に対し、応急危険度判定士の派遣を要請する。

応急危険度判定士は、建築物の被災状況を現地調査して被害度を判定し、建築物に判定結果の表示および使用者（所有者・管理者）に勧告することにより注意を喚起する。

第２　応急仮設住宅の建設

１．実施責任者

応急仮設住宅建設および住宅の応急修理は、市長が必要と認めるときは市が行う。ただし、災害救助法が適用された場合には、知事（救助事務を委任した場合は市長）が同法に基づき応急仮設住宅の建設を行う。

なお、市は、洪水、高潮、土砂災害等の危険性を十分に配慮しつつ、事前に仮設住宅の建設可能場所を把握しておくものとする。

既存住宅ストックの活用を重視して応急的な住まいを確保することを基本とし、相談体制の整備、修理業者の周知等の支援やブルーシートの展張等を含む応急修理の推進、公営住宅等の既存ストックの一時提供および賃貸型応急住宅の提供により、被災者の応急的な住まいを早期に確保するものとする。また、地域に十分な既存住宅ストックが存在しない場合には、建設型応急住宅を速やかに設置し、被災者の応急的な住まいを早期に確保するものとする。なお、応急仮設住宅を建設する場合には、二次災害に十分配慮するものとする。

また、学校の敷地を応急仮設住宅の用地等として定める場合には、学校の教育委活動に十分配慮するものとする。

２．高齢者および障がい者等への配慮

応急仮設住宅の建設にあたっては、高齢者や障がい者等の要配慮者の入居に配慮した福祉仮設住宅の建設を考慮する。

３．建設予定地および入居者の選定

（１）建設予定地

設置場所は、原則として市有地または市管理地に建設するものとし、次の中から状況に応じて選定する。ただし、応急仮設住宅を建設する際にその場所が私有地となる場合は、所有者との間に賃貸借契約を締結する。

・　市営グランド
・　市総合運動場

（２）入居者の選定

応急仮設住宅の入居者の選定は市が民生委員等と協議して行う。また、入居者は次の基準を参考に選定する。

①　住家が全壊、全焼、流出した世帯
②　居住する住家のない世帯

③　自己の資力では住宅を確保することができない世帯
・　生活保護法の被保護者および要保護者
・　特定資産のない失業者、母子家庭、高齢者、病弱者および身体障がい者など
※全ての項目に該当するものが３割を超える場合は、生活能力が低く、住宅の必要度の高い者を選定するほか、抽選による方法で決定する。

（３）建物の構造および規模ならびに費用の基準
①　建坪　　１戸あたり　　地域の実情、世帯構成等に応じた規模
②　構造　　１戸建て、長屋建てのいずれか適当なもの
③　費用　　知事が定める額

（４）設置数
仮設住宅の設置数は、全焼、全壊および流出世帯の３割以内とする。

（５）期間
建築着工は、災害発生の日から 20 日以内とし、速やかに竣工させるものとする。供与期間は、建築工事が完成した日から２年以内とする。

第３　住宅の応急修理

災害により住宅の応急修理の必要が生じたとき、原則として市が応急修理を行う。ただし、災害救助法が適用された場合には、知事（救助事務を委任した場合は市長）が実施する。

１．対象者

（１）住宅が半壊、半焼し、または半壊に準じる程度の損害をうけ、そのままでは当面の日常生活を営むことができない世帯

（２）自己の資金では応急修理を行うことができない世帯

２．修理箇所、費用および期間の基準

（１）費用　　知事が定める額

（２）箇所　　居室、炊事場、トイレ等、生活上欠くことのできない部分

（３）期間　　災害発生の日から３月以内に完成するものとする。
ただし、国の災害対策本部が設置された災害においては６月以内に完成するものとする。

第４　公的賃貸住宅等

市営住宅の空き部屋等は、地方自治法第 238 条の 4 第 7 項に基づく目的外使用として、被災者を一時入居させることができる。また、県および近隣市町等協力のもと、これらの公的賃貸住宅の空き部屋を被災者にあっせんする。

さらに、民間賃貸住宅や空き家等利用可能な既存住宅のあっせんおよび活用、国有財産（未利用地、庁舎、国家公務員宿舎）の借り上げ等により、避難場所の早期解決に努めるものとする。

第５　被災宅地危険度判定制度

市は、必要に応じて被災した宅地の二次災害の発生を軽減・防止するため、県に対し、被災宅地危険度判定士の派遣を要請する。

被災宅地危険度判定士は、宅地の被災状況を現地調査して安全性を判定し、適切な応急対策を講じるための情報提供を市および使用者に対して行う。

第１９節　緊急輸送計画

災害時において、被災者の避難、災害応急対策要員の移送、災害応急対策用資材、生活必需品および救助物資等の輸送を迅速かつ円滑に実施する。

第１　輸送計画

災害時における救助物資ならびに被災者の避難および災害救助活動に従事する者の移送等輸送の確保を図るため、車両等を確保し、有効適切にこれを利用するとともに、次の措置を行う。

１．緊急輸送の順位

市および防災関係の緊急輸送の円滑な実施を確保するため、必要があるときは、次の順位を原則として、災害対策本部において調整する。

第１順位　住民の生命の安全を確保するために必要な輸送
第２順位　災害の拡大防止のために必要な輸送
第３順位　災害応急対策のために必要な輸送
第４順位　その他の人員、物資の輸送

２．緊急輸送の範囲

（１）災害応急対策要員、情報通信、電力、ガス、上下水道施設保安要員等初動の応急対策に必要な人員、物資
（２）救助活動、医療・救護活動の従事者、医薬品等人命救助に必要な人員、物資
（３）消防活動等災害の拡大防止のための人員、物資
（４）後方医療機関・被災地外へ搬送する傷病者および被災者
（５）食料、水等生命の維持に必要な緊急物資および他府県からの救助物資
（６）罹災者を収容するために必要な資機材
（７）二次災害防止用および応急復旧の資機材
（８）その他緊急に輸送を必要とするもの

３．実施責任者

災害輸送は、他の計画で定めるもののほか、応急対策を実施する機関が行う。市その他の実施機関で処理できないときは、これらの機関の要請に基づき、県に対し、車両その他の輸送力の確保、調達を要請する。

第２　緊急輸送体制の確立

市および各防災関係機関は、その所管する災害対策の実施にあたっては原則として自己が保有し、または直接調達できる車両等により輸送を行うとともに、その所管する業務について災害時における輸送に関する計画を策定しておくものとする。

１．輸送力の確保

災害対策の実施にあたり、市有車両等の使用を原則とするが、必要とする車両等が不足し、または調達不能のため輸送不可能となった場合は、次により輸送力を確保する。

（１）民間業者への依頼

市内の自家用車・営業用車両、船舶等保有者に対し、あらかじめ協力方を依頼し、

災害の程度に応じ出動要請を行う。

（２）県へのあっせん要請

応急対策活動にあたって市内での車両等の調達が不可能な場合は、県に対して調達あっせんの要請を行う。

（３）自衛隊への要請

災害の状況により自衛隊による輸送を必要とするときは、知事に対して自衛隊災害派遣を要請する。

２．輸送の方法

（１）陸上輸送

市は、基本的に陸上輸送を中心に復旧活動を実施する。

①　鉄道輸送

災害により鉄道輸送のみ可能な場合や、遠隔地において物資を確保し鉄道による輸送が適当である場合は、県に要請し鉄道による輸送を行う。

②　道路輸送

災害の種別および程度によって道路交通が不能となるとき以外は、自動車による道路輸送を行う。

ア　道路管理者は、警察、自衛隊等の協力を得て、交通が可能な道路、道路施設の被害、復旧見込み等緊急輸送計画作成に必要な情報を把握する。

イ　交通可能道路等の情報に基づき緊急輸送ルートを選定する。

ウ　道路管理者は、選定された緊急輸送ルートの確保に努める。更に計画的に道路の応急復旧を行い、輸送機能の充実を図る。

エ　原則として、災害応急対策実施機関保有自動車による。不足する場合は、他の実施機関の保有自動車を使用する。

オ　実施機関の保有車両では不足する場合は、各実施機関が民間業者より直接調達する。

カ　その他必要な場合は、福井県トラック協会小浜支部に協力要請を行う。

（２）航空輸送

市は、緊急輸送および交通途絶のための孤立地帯への輸送の必要に迫られた場合、県に自衛隊航空機等の災害派遣を要請するほか、民間航空機の借上げを行う。

県では、災害発生時の情報収集、空中消火、救出活動、患者搬送等の活動に防災ヘリコプターの活用を図るので市でも速やかに対応できるよう体制の整備を図る。

なお、災害時の基幹ヘリポートは若狭ヘリポートとするが、その他のヘリポート適地は資料のとおりである。

（３）海上輸送

陸上輸送が不可能な場合または重量かつ大量な普及資材の運搬等海上輸送がより効果的な場合は、小浜市漁業協同組合、海上自衛隊、小浜海上保安署および中部運輸局福井運輸支局の協力のもとに、海上輸送を実施する。

（４）自転車、オートバイ等による輸送

災害により、機動力がある輸送が不可能な場合または自転車等による輸送が適当な場合には、自転車、オートバイ等による輸送を行う。

３．燃料の確保

市および県は、災害時の緊急通行車両等の石油供給の拠点となる中核サービスステーションおよび住民への石油供給の拠点となる住民拠点サービスステーションへの搬入路

を確保するとともに、燃料の流通在庫情報の収集に努める。

県は、被災市町が複数にまたがる場合には、必要に応じ、被災市町への燃料の優先供給に係る調整に努めるものとする。

第３　緊急通行車両の確認等

１．確認の申出

緊急自動車および自衛隊車両を除く、災害応急対策等に従事する関係機関等は、災害応急対策等に必要な車両について、県公安委員会が行う緊急通行車両の確認申出制度によりあらかじめ申出を行っておくものとする。

２．標章および証明書

緊急通行車両の確認を受けたものは、標章および証明書の交付を受け、標章を掲示するときは当該車両の前面の見やすい箇所に掲示することとし、証明書を当該車両に備え付けるものとする。

第２０節　障害物撤去対策計画

災害時において、被害を受けた工作物または物件で、応急措置の実施に支障となるものおよび災害により住居またはその周辺に運ばれた土石､竹木等で住民の生命、身体および財産に危険を及ぼしまたは日常生活に著しい支障を及ぼしている障害物を除去し、被災者の保護と交通の確保を図る。

第１　実施責任者

１．道路､河川､港湾等の公共管理施設の障害物の除去については､各施設管理者が行う。なお、洪水等により、河川に流れ着いた障害物の除去については、原因者を特定し、除去させる。原因者が特定されない場合や緊急を要する場合は、河川管理者が行う。

２．住民の生命、財産等の保護のための障害物の除去は本部長（市長）が行うが、現場に本部長等がいない場合には警察官、海上保安官が行うことができる。また、災害救助法が適用された場合は知事の職権を委任された本部長が行う。

なお、市で対処できないときは、近隣市町または県にこれの実施または必要な要員、資機材の応援を要請する。

第２　実施対象物

災害時における障害物（災害を受けた工作物または物件）除去の対象は、おおむね次の場合とする。

１．住民の生命、財産等の保護のため除去を必要とする場合
２．防災活動の実施のため除去を必要とする場合
３．緊急な応急措置の実施のため除去を必要とする場合
４．その他公共的立場から除去を必要とする場合

第３　障害物撤去の実施

１．撤去作業は、調査工作班が中心となり、市有機械または土木建設業者の協力を得て、速やかに実施する。

２．市長は、障害物の除去について自衛隊の協力を必要と判断した場合は、知事に対し自衛隊の派遣を要請する。

３．除去作業は、緊急やむを得ない場合のほか、周囲の状況等を考慮し、事後支障の起こらないよう配慮し行う。

第４　障害物の集積保管場所

障害物の大小によるが、原則として再び人命、財産に被害を与えない安全な場所で道路交通等の障害とならない国、県、市有地を選ぶ。ただし、適当な場所がない場合、または緊急やむを得ないときは私有地を使用するものとするが、所有者に書類または口頭で了解を求め、事後の処理には万全を期し、所有者に対し損害を与えたときは損害賠償を行う。

第５　道路関係障害物除去

１．土砂等の崩壊による場合は、次の区分により除去を行う。

（１）一般国道のうち直轄指定の道路

国土交通省　近畿地方整備局　福井河川国道事務所　嶺南河川国道維持出張所

（２）一般国道で県管理区間および県道

福井県　嶺南振興局　小浜土木事務所

（３）主要市道

小浜市

２．除去の方法は崩壊の程度により消防機関、地元応援による除去または請負による除去により実施する。

３．道路状況により交通規制、迂回路が必要な場合は、警察機関と協議し、適切な処置をとる。

４．電柱、電線等道路占用物の倒壊による場合は、道路管理者を通じ、当該物件の管理者に連絡し除去を求める。

第６　河川・港湾関係障害物除去

１．河川の漂着物等による場合は、次の区分により除去を行う。

（１）一級河川のうち直轄管理区間

国土交通省　近畿地方整備局　福井河川国道事務所　嶺南河川国道維持出張所

（２）一級河川のうち直轄管理区間以外の区域、二級河川および砂防指定地

福井県　嶺南振興局　小浜土木事務所

（３）準用河川、普通河川およびその他の小河川

小浜市

２．港湾等の漂着物等による場合は、次の区分により除去を行う。

（１）漁港区域

各漁港管理者　福井県嶺南振興局水産漁港課、小浜市

（２）建設海岸

福井県嶺南振興局小浜土木事務所港湾課

（３）農業海岸

福井県嶺南振興局農村整備部、小浜市

３．除去の方法は漂着物の程度により消防機関、地元応援による除去または請負による除去により実施する。

第７　住宅関係障害物除去（災害救助法適用時）

１．対象

（１）当面の日常生活が営み得ない状態にあること。

（２）居室、炊事場等日常生活に欠くことのできない部分または玄関等に運び込まれた障害物の除去に限るものであること。

（３）自らの資力のみでは当該障害物の除去ができない者であること。

（４）住家が半壊または床上浸水したものであること。

（5）原則として当該災害によって住家が直接被害を受けたものであること。

2．範囲

半壊および床上浸水世帯の１割５分以内の戸数であること。ただし、やむを得ない事情がある場合は、市町相互で対象数を融通することができる。

3．費用および期間

費用の限度はロープ、スコップその他障害物の除去のため必要な機械、器具等の借上げ費、購入費、輸送費、賃金職員等雇上げ費等とし、費用の算定は、災害救助法に基づき知事が定める額とし、期間は災害発生の日から 10 日以内とする。ただし、期間内において打ち切ることができないときは期間を延長することができる。

第８　その他

1．保管した工作物等が滅失もしくは破損するおそれがあるとき、またはその保管に多額の費用もしくは手数を要するときは、当該工作物を競争入札または随意契約により売却し、その売却した代金を保管する。

2．障害物の除去については、災害等廃棄物処理事業、堆積土砂排除事業等に留意して実施する。

第２１節　交通対策計画

災害時における交通支障箇所の通報連絡体制を強化し、道路、橋梁の破損箇所の応急復旧もしくは交通規制等を実施して、交通の混乱を防止するとともに交通の確保を図る。

第１　通報体制と応急対策

１．道路管理者は、その管理に属する道路、橋梁等について災害時に危険と予想される箇所をあらかじめ調査しておくとともに、災害が発生した場合には当該道路、橋梁等の被害状況を調査する。

２.道路管理者は､被害状況の調査の結果､支障箇所を発見したときは､直ちにその道路名、橋梁名、支障箇所区域、迂回道路の有無、その他被害の状況等について警察機関その他関係機関に通報する。

３．道路の破壊、流失、埋没ならびに橋梁の損傷等の被害のうち比較的軽微な被害の場合は、道路の補強、盛土または埋土の除去、橋梁の応急補強等必要な措置を講じ、交通の確保を図る。

４．応急対策の実施に相当な日数を要する場合は、被害箇所の復旧対策と同時に、付近の適当な場所を選定し、一時的に代替道路（迂回道路）を開設し交通の確保を図る。

５．一路線の交通が相当期間途絶する場合は、付近の道路網の状況により、適当な代替道路（迂回道路）を選定し、交通の確保を図るとともに標識および標示を行い交通機関に対する必要な指示を行う。

６．道路施設の被害が広範囲にわたり代替道路も得られず、被災地域一帯が交通途絶の状態になり、応急対策実施上重要かつ緊急を要する場合は、知事に対し自衛隊の派遣を要請し、交通の確保に努める。

第２　通行の禁止または制限

道路管理者は、道路法に基づき道路の通行を禁止し、または制限しようとする場合には公安委員会の意見を聴かなければならない。ただし緊急を要するためやむを得ないと認められるときは、この限りではない。なお、緊急のため規制の標識を設置することが困難または不可能なときは、通行を禁止、または制限したことを明示し、関係職員をもって現場において指導させる。この場合に職員がやむを得ない事由により現場指導できないときは危険防止の最善の方策を施してこれに替える。

災害時における応急対策に従事する者、または応急対策に必要な物資の緊急輸送その他応急措置を実施するための緊急輸送を確保するため必要があるときは、県公安委員会が緊急通行車以外の車両の通行を禁止し、または制限する。なお、この場合は、適当な迂回道路を設置し、必要な地点に看板等を掲示して一般交通にできる限り支障のないように努める。

第３　道路標識の設置

道路管理者は通行の禁止または制限をしようとする場合においては、対象、区間、期間および理由を明瞭に記載した道路標識を設置しなければならない。

第４　通行禁止および制限の手続き

１．交通規制の区分

交通の規制は、次の区分により行う。

実施者	規制種別	規制理由等	規制対象	根拠法令
公安委員会	通行の禁止および制限	道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図るため必要があるとき。	歩行者 車両等	道路交通法 第４条 第１項
		周辺地域を含め、災害が発生した場合またはまさに発生しようとしている場合において、緊急輸送を確保するための必要があるとき。	緊急通行車両等以外の車両	災対法 第 76 条
警察署長	同上	上掲の措置の場合、他の警察署の所管区域に及ばないもので期間が１箇月未満のものについて実施する。	歩行者 車両等	道路交通法 第５条 第１項
警察官	同上	交通の危険を防止するため緊急措置の必要があると認めるとき、一時的に行う。	同上	道路交通法 第６条 第４項
道路管理者	同上	道路の破損、決壊その他の事由により、交通が危険であると認めるとき。	同上	道路法 第 46 条 第１項

２．交通規制

（１）道路管理者、公安委員会および警察署長は、災害により道路、橋梁等の交通施設に被害が発生し、または発生するおそれがあり、交通の安全と施設の保全が必要となった場合または災害時における交通確保のため必要があると認められた場合、通行の禁止、制限または迂回路の設定、代替路線の指定等の交通規制を実施する。

（２）道路管理者または警察署長は、通行の禁止、制限の規制を行った場合、関係法令に基づき規制条件等を表示した標識を設置する。ただし、緊急のため規定の標識を設置することが困難または不可能なときは、適宜の方法により、とりあえず通行を禁止または制限したことを明示し、必要に応じ警察官等が現地において指導にあたる。

（３）道路管理者および警察署長は、通行の禁止、制限の規則および「車両通行止め」「まわり道」「工事中」等の道路標識または立看板等の準用状況について相互に連絡、把握しておく。

（４）車両の運転者の義務

道路の区間にかかる通行禁止等が行われたとき、または区域にかかる通行禁止等が行われたときは、車両を速やかに他の場所に移動する。

（５）措置命令等

① 警察官の措置命令等

ア 警察官は、通行禁止区域等において車両などが緊急通行車両の通行を妨げるおそれのある場合、車両などの占有者、所有者または管理者に対し、車などの移動を命ずるものとする。

イ 命ぜられた者が措置をとらないとき、または現場にいないときは、警察官は自らその措置をとることができる。この場合、やむを得ない限度において、当該措置に係る車両その他の物件を破損することができる。

② 自衛官の措置命令等

警察官がその場にいない場合は、車両の移動等必要な措置をとることを命じ、または自らその措置をとる。

③ 消防吏員の措置命令等

警察官がその場にいない場合は、車両の移動等必要な措置をとることを命じ、または自らその措置をとる。

（６）公安委員会から道路管理者への要請

県公安委員会は、緊急通行車両以外の車両の通行禁止等を行うため必要があるときは、道路管理者に対し、緊急通行車両の通行を確保するための区間の指定、放置車両や立ち往生車両等の移動等について要請するものとする。

（７）道路管理者の措置

道路管理者は、放置車両や立ち往生車両等が発生した場合には、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があるときには、運転者等に対し車両の移動との命令を行う。運転者がいない場合等においては、道路管理者は、自ら車両の移動等を行う。

（８）県知事からの指示

県知事は、道路管理者である市に対し、必要に応じて、ネットワークとして緊急車両の通行ルートを確保するために広域的な見地から指示を行う。

３．緊急通行車両の手続き

（１）緊急通行車両の確認の申出

緊急通行車両の使用者は、災害対策基本法第 76 条に規定する緊急輸送に必要な車両について、あらかじめ、県公安委員会が行う緊急通行車両の確認申出制度による申出を行い、緊急通行車両確認標章および証明書の交付を受けておく。

（２）災害発生時等における緊急通行車両の確認の申出

証明書及び標章の事前交付を受けていない車両については、車両を所管する各対策部等が緊急通行車両確認申出書により県警察本部交通規制課、各警察署等で証明書等の交付を受ける。

第２２節　要員確保計画

災害時における災害応急対策活動を積極的に進めるために必要な技術者および労働者等を、防災関係機関および関係団体の動員、雇上げ等応急対策要員を確保する。

第１　実施責任者

災害応急対策を実施するための要員の確保については対策本部長（市長）とその他防災関係機関が行う。

第２　要員確保の方法

要員の確保は、災害の規模、程度によって必要な要員を次の方法により確保する。

１．災害応急対策実施機関の常用労務者および関係者等の労務者の動員
２．婦人会等その他民間団体のボランティアの動員
３．隣保民間奉仕団（日赤奉仕団等）の協力動員
４．公共職業安定所のあっせん供給による一般労働者の動員
５．関係機関の応援派遣による技術者等の動員
６．緊急時等における従事命令等による労働者等の動員

第３　応援要請

１．相互応援

（１）応援要請

本部長（市長）は、市の地域にかかる災害等について応急措置を実施するため必要がある時は災害対策基本法第６７条の規定に基づき他の市町に対して応援を求める。

（２）相互応援協定の締結

市長は災害応急対策の速やかな実施を図るため、あらかじめ次の事項について、広域的または近隣との相互応援協定を締結しておく。

①　応援の範囲および区域
②　応援の方法
③　応援担当業務
④　費用の負担

２．知事に対する応援要請

（１）本部長（市長）は、応急措置を実施するため必要がある時は災害対策基本法第６８条の規定に基づき、知事に対して応援を求め、または応急措置の実施を要請する。

（２）知事に応援を求める場合は、次に掲げる事項について文書をもって要請するものとする。

ただし、事態が急迫して文書によることができない場合には、電話または電信によるものとするが事後速やかに文書を提出するものとする。

①　災害の状況および応援を求める理由
②　応援を希望する人員、物資、資材、機材器具等の品名および数量
③　応援（応急措置の実施）を必要とする場所、時間
④　応援を必要とする活動内容（必要とする応急措置内容）
⑤　その他必要な事項

３．他の消防機関に対する応援要請

市長は、他の消防機関の応援を要請したいときは、消防組織法第４４条の規定に基づき必要な事項を明らかにして知事を通じて、消防庁長官に緊急消防援助隊の出動等を要請する。

４．他市町に対する応援協力

市長は､災害対策基本法第６７条の規定に基づき､他の市町から応援を求められた時、および同法第７２条の規定に基づき知事から他の市町への応援協力の指示を受けた場合は、応援できない正当な理由がある場合を除き、速やかに応援対を組織し、派遣するものとする。

第４　奉仕団等の編成および活動

災害時においては、日本赤十字社福井県支部のほか、行政区、婦人会等各種団体ならびに民間組織の協力を得て災害応急対策の実施に万全を期する。

１．日本赤十字社福井県支部の協力

（１）日本赤十字社福井県支部は発生した災害について、災害救助法が摘要された場合、「災害救助法による救助またはその実施に関する委託協定書」に基づき、知事の要請により市の区域に救護班および現地救護班を出動させ医療および助産ならびに遺体の処理等災害救助活動に協力する。

（２）日本赤十字社福井県支部は、災害の状況により市長から災害救助の要請があったときは、可能な限りこれに協力する。

２．民間奉仕団体および活動範囲

（１）奉仕団の編成

①　日赤奉仕団

日本赤十字社福井県支部は、市の区域に日赤奉仕団を編成し、民間奉仕団体と連絡調整をはかり、労力奉仕、義援金品募集、厚生指導等災害救助活動に協力する。

②　行政区

・　局地災害の場合は、隣接区は積極的に協力する。

・　市全域にわたる災害の場合は、市長の要請により災害応急対策活動に協力するものとする。

・　市内各区長は、市長の要請により積極的に協力体制を組む。

③　その他各種団体および有志者

・　その他各種団体および有志者においては、必要に応じ市長の要請により災害応急活動に協力する。

（２）奉仕団の協力活動範囲

①　被災者の避難誘導
②　被災者の救出および保護
③　被災者および災害応急対策従事者に対する炊出し
④　清掃および防疫
⑤　災害応急対策用物資、資材の輸送
⑥　食料、衣料品等の物資の配給
⑦　義援物資の整理、輸送
⑧　被災者の家財の監視

⑨　救援隊、自衛隊に対する協力
⑩　応急復旧作業現場における危険を伴わない軽易な作業
⑪　その他応急対策業務の協力

３．記録
奉仕団等を受け入れたときは、記録を整理しておかなければならない。
（１）奉仕団等の名称
（２）奉仕した活動内容および人員または氏名
（３）その他参考となる事項

第５　賃金職員等の雇用

１．災害救助法が適用された場合において、災害応急対策の実施が災害対策本部職員、防災関係機関および奉仕団の動員のみでは労力的に不足し、または特殊作業のため技術的な労力を必要とするときは、賃金職員等を雇用する。

２．労務の範囲と期間

範　　囲	期　　間
被災者の避難	災害発生の日から１日～２日以内（内閣総理大臣の承認により延長できる。以下同じ。）
医療および助産における移送	災害発生の日から医療１４日以内、助産７日以内
被災者の救出、保護	災害発生の日から３日以内
飲料水の供給	災害発生の日から７日以内
福祉サービスの提供	災害発生の日から７日以内
救援物資の整理、配分および輸送	災害発生の日からそれぞれ救助実施が認められた期間内
遺体の捜索	災害発生の日から 10 日以内
遺体の処理	災害発生の日から 10 日以内

ただし、期間内において打ち切ることができないときは、期間を延長することができる。
賃金職員等雇用費は、福井公共職業安定所の業種別標準賃金の例による。

第６　従事命令、協力命令

災害応急対策実施のため要員が、奉仕団の動員および賃金職員等の雇用等の方法によってもなお不足し、他に確保の方法がないとき、もしくは緊急の必要があると認めるときは、従事命令または協力命令を発して応急対策を実施する。
従事命令等の種類と執行者等

対象作業	命令区分	根拠法令	執行者	対象者
消防、水防、救助等の応急措置	従事命令	災対法第６５条第１項	市長	市の区域内住民 応急措置実施現場にある者
	従事命令	災対法第６５条第２項	警察官	
災害応急対策警報、避難、消防、水防、救難、救助等災害救助作業を除く	従事命令	災対法第７１条第１項 第７１条第２項	知事 市長（知事の委託による）	

	協力命令	災対法第７１条第１項 第７１条第２項	知事 市長（知事の委託による）	
災害応急対策 （危険防止の措置）	従事命令	警察官職務執行法第４条	警察官	その場に居合わせた者 その事物の管理者 その他関係者
消防作業	従事命令	消防法第２９条第５項	消防員	火災現場付近にある者
水防作業	従事命令	水防法第１７条		区域内に居住する者 水防現場にある者

第２３節　食品衛生対策計画

被災地における食品関係営業者および臨時給食施設（避難所その他炊き出し施設等）の実態を把握し、被災者の食事について適切な栄養・食生活指導を行い、被災者に対して効果的な栄養調理指導を行い、安全で衛生的な食品が供給されるよう適切な指導を実施する。

第１　実施責任者

１．市は、食中毒の発生を防止するため、避難所や被災地で配給する食品の衛生状態の保持に努めるものとする。

また、被災者の健康管理を適切に実施するため、被災者のニーズ等に応じた栄養指導を行う。

２．県（健康福祉センター）および保健所は、食品衛生および栄養補給に関する指導を行う。

第２　食品関係営業施設等における食品衛生の確保

市は、県の実施する次の指導に協力する。

１．臨時給食施設の衛生監視指導

関係機関と密接な連携をとることにより実態を把握し、食品衛生に関する現地指導の徹底によって、食中毒事故の発生防止を図る。

２．食品衛生関係業者に対する監視指導

魚介類販売業、食肉販売業、食品の冷凍冷蔵業、飲食店等を重点的に監視するとともに、保存または製造されている食品の検査を実施することによって、不良食品の販売供給を防止する。

３．重点監視指導事項

（１）浸水地区の食品関係営業者に対しては、施設設備を完全消毒のうえ、食品衛生監視員の検査を受けた後、これを使用するよう指導する。なお、状況に応じ従事者の検便および健康診断による保菌者の排除を行う。

（２）その他の地区にあっては、臨時給食施設と同様であるが、特に従業員の健康について指導する。また、汚水によって汚染された食品および冷凍施設等の機能停止によって腐敗、変色等を生じた食品が供給されることのないよう特に指導する。

第３　避難所等における食品衛生の確保

次のことについて、被災者に対して若狭健康福祉センターおよび保健所が行う指導に協力するとともに、避難所の運営責任者を通じて啓発を行う。また、食中毒が発生したときは、食品衛生監視員を中心とする調査に協力する。

１．救援食品の衛生的取扱い
２．食品の保存方法、消費期限等の遵守
３．配布された弁当の適切な保管と早期喫食
４．手洗い・消毒の励行
５．食器、器具の消毒

第４　食中毒発生防止の措置

避難所等への弁当等の配給に当たっては、食中毒発生防止のため、次の措置を講じる。

１．弁当等の搬送には、温度管理に留意する。
２．早期喫食のため、弁当等の搬送時間の調整を行う。
３．避難者等に対し、早期喫食を指導する。

第５　避難所における適切な栄養管理

県健康福祉センターおよび市は、避難所等における適切な食事の提供および栄養管理に関して必要な助言およびその他の支援を行う。

１．食料調達に関する業務を担当している部局と連携して、被災者に対する食事の確保および食事制限のある被災者に対するニーズに応じた配食に努める。
２．被災者のニーズに的確に対応した栄養・食生活指導を行う。

第６　給食施設に対する支援

県健康福祉センターおよび保健所は、給食施設の被災状況を把握し、入所者への食事提供が中断することのないよう必要に応じて適切な支援を行う。

第２４節　防疫対策計画

災害発生時における生活環境の悪化、被災者の病原体に対する抵抗力の低下等の悪条件下に行われる防疫措置を迅速かつ強力に実施し、感染症流行の未然防止を図る

第１　実施体制

１．実施責任者

（１）災害時における防疫は、市長が実施する。ただし、感染症予防法第２７条の規定による代執行は知事が行う。

（２）市長は、被害が甚大なため市のみでその機能を十分実施できないと認める場合は、県または他の市町に応援および指導を要請する。

２．防疫措置

（１）衛生班の編成

災害の規模程度により防疫活動実施体制は異なるが、災害が激甚で広範囲に及ぶ場合は班を編成し、公共場所の消毒および区長等に対する薬剤配布を行うものとする。

（２）地区防疫活動

自己の管理する家屋と敷地の消毒については、市等から区長を通じて配布された薬剤で行う。

（３）感染症患者発生時の措置

感染症予防法に基づき処理するものとする。ただし、集団発生の場合は若狭健康福祉センター等の関係機関の協力を得て、指定医療機関に収容するが、収容能力を越えて発生する場合は、臨時収容所を設置し収容する。

（４）予防教育および広報活動

パンフレット等により区長を通じて住民に対する予防教育を徹底するとともに、報道機関を活用して広報活動を強化し、その際とくに社会不安の防止に留意する。

（５）生活の用に供される水の使用の制限等

感染予防法第３１条の規定により、生活の用に供される水について使用または給水を制限し、または禁止された場合は、家庭用水を供給する。

第２　防疫方法

１．消毒方法

感染症予防法に定めるところにより実施する。

（１）家屋内の消毒

汚水等で汚染された台所、炊事場、トイレ等は逆性石鹸液またはクレゾール水等の消毒薬を用い、床下等の湿潤の場所には石灰を散布して消毒を行う。

（２）鼠族、昆虫の駆除

汚染地域を重点的に実施し、併せて消毒薬等防疫薬剤を各戸に配布する。

２．清潔方法

知事の指示に基づき、避難所、道路、溝渠、公園等公共の場所を中心に実施する。

（1）避難所の管理者を通じて、避難所において衛生に関する自治組織を作るよう指導する。
（2）衣服は日光にさらし、特に必要があるときは逆性石鹸液等の適当な場所への配置、手洗いの励行等について十分指導する。
（3）給食従事者は健康診断を終了した者をあて、できるだけ専従する。

3．臨時予防接種
予防接種による予防措置を講ずべき必要があるときは、県と併せて臨時予防接種を実施する。ただし、知事が予防接種の規定による臨時予防接種に関する命令を発したときは、市長は速やかに実施しなければならない。

4．健康診断
消化器疾患に重点をおき、発生またはその疑いのある地域に対して検便を実施する。

第3　家畜（ペット含む）防疫

1．家畜の保健衛生指導について
災害発生時の家畜の感染症発生を未然に防ぎ、家畜の保健衛生を保持するため、県等関係機関の指導のもとに日常的な保健衛生の指導を行う。

2．家畜の防疫について
災害により家畜の死亡および感染症の発生ならびに発生の恐れがある場合は、その状況を早期かつ的確に把握し、県と連絡をとり、その指示に従うものとする。

3．被災動物（ペット）の保護および収容について
犬・猫（ペット）の被災動物の保護および収容については県および動物愛護ボランティアと連携して行う。

第4　薬剤、機材の確保

1．市は、防疫活動に必要な薬剤、機材、資材および人員確保を図る。
（1）薬剤
市が保管する薬剤を使用する。ただし、不足する場合は県に斡旋を要請するほか、薬剤業者より購入する。
（2）機材
市が保有している消毒用機器を使用するが、必要に応じて関係機関、民間取扱業者等より借り入れる。
（3）車両
市所有車両の確保を行うとともに必要に応じ民間のものを借上げる。
（4）人員
市長の判断により、必要な場合は医師その他予防上必要な人員を雇用する。

2．防疫用薬剤、機材等の所要量を算出し、速やかに手持量を確認の上、不足分を入手し、適宜の場所に配置する。

第５　報告および記録の整備

１．市長は、災害防疫に関し次の書類を若狭健康福祉センター所長を通じて県に報告するとともに記録の整備保管をするものとする。

（１）被災状況報告書
（２）災害防疫活動状況報告書
（３）防疫経費所要金額および関係書類
（４）各種防疫措置の指示命令に関する書類
（５）防疫作業日誌
（６）その他必要な書類

２．災害発生と同時に、若狭健康福祉センター等関係機関と連絡を密にし、被災地の状況を把握するとともに、防疫に関する必要な書類を作成する。

第２５節　遺体の捜索・処理・埋葬計画

災害のため行方不明と推定される者の捜索および遺体の収容、処理、埋火葬の措置を行う。

第１　遺体の捜索

１．実施責任者

遺体の捜索は、警察署の協力を得て市が捜索に必要な人員、舟艇その他機械器具を借上げて実施する。ただし、市において捜索の実施が困難な場合には、他機関の協力を得て実施する。

なお、災害救助法が適用された場合は、知事の救助事務を委任された市長が遺体の捜索を行う。

２．捜索の対象

行方不明の状態にある者で、各種の事情からすでに死亡していると推定される者

３．応援要請等

市が被災その他の事情により捜索の実施が困難なとき、または遺体が流出等により他市町に漂着していると考えられるときは、次の事項を明示して県に捜索の応援要請を行う。

ただし、緊急を要する場合は、隣接市町または遺体漂着が予想される市町に直接捜索の応援を要請する。

（１）遺体が埋没または漂着していると思われる場所
（２）遺体数および氏名、性別、年齢、容貌、特徴、着衣、持物等
（３）応援を求めたい人数または舟艇器具等
（４）その他必要な事項

４．捜索期間および費用の範囲

災害救助法が適用された場合、災害発生の日から 10 日以内を捜索期間とするが、期間の延長が必要なときは、最小限において知事の承認を得て延長する。

また、費用の範囲は次の事項とする。

（１）借上費または購入費
（２）修繕費
（３）燃料費

第２　遺体の収容

市は､遺体の身元識別のためまたは死亡者が多数のため短期間に埋火葬できない場合は、遺体の安置場所を確保し、関係機関に連絡する。

なお、搬送車両等が不足する場合や、柩、ドライアイス等が不足する場合には、県に応援要請する。

第３　遺体の処理

１．実施責任者

遺体を発見したときは、市長は速やかに県および警察署長に連絡し、その検分を持って遺体を処理する。

なお、災害救助法が適用された場合は、知事の救助事務を委任された市長が遺体の処理を行う。

２．遺体の検案および処理

災害の際に死亡した者に対し、その遺族等が災害に伴う社会的混乱期のため、遺体の処理を行うことができない場合や遺族が判明しない場合は、おおむね次の内容で遺体の処理を行う。

（１）検視または調査

捜査機関が、死因が犯罪に基づくものであるかどうかを判断するため、死体の状況を調査する。その際、事件性がなければ検視を行う。

（２）遺体の検案

市は、日赤福井県支部および小浜医師会の協力を得て医師による検案および医学的検査を実施する。

小浜警察署または小浜海上保安署は収容された遺体について、各種の法令等に基づき遺体の検視を行うほか、身元不明遺体の写真撮影、指紋の採取、遺留品保存等を行い、関係機関と協力して身元確認を行う。

（３）遺体の処理

遺体の処理は、救護班または医師会等の協力を得て実施する。また、処理場所は借上げまたは仮設によって確保し、おおむね次の内容で遺体の処理を行う。

①　遺体の洗浄、縫合、消毒等の処理

②　遺体の一時保存

（４）資機材等の調達

ドライアイス、棺等の遺体の処理にかかる資機材および搬送車両を速やかに調達する。なお、資機材および搬送車両が不足する場合は、県に応援を要請する。

３．処理期間および費用の範囲

災害発生の日から 10 日以内とする。ただし、期限内に遺体の処理を打ち切ることができない場合は期間の延長を行う。

なお、遺体の処理に関する費用は検索、洗浄、縫合、消毒等の処理のための費用および遺体の一時保存のための費用とする。

第４　遺体の埋火葬

災害の際に死亡した者に対し、混乱期のためその遺族が資力の有無に関わらず埋火葬を行うことが困難な場合、死亡した者の遺族がいない場合および身元不明の遺体について、市は次の方法により遺体の応急的な埋火葬を行う。

なお、市は遺体の埋火葬の実施が困難な場合、近隣市町または県に応援要請を行う。

１．埋火葬の実施および留意点

遺体の埋火葬は、市長が火葬に付し、または棺、骨壷を遺族に支給する等の現物給付をもって行うものとし、埋火葬の実施にあたっては次の点に留意する。

（１）事故死等による遺体については、小浜警察署または小浜海上保安署から引継ぎを受けた後、埋火葬する。

（２）身元不明の遺体は、遺体の身元確認および身元引受人の発見に努めるが、これが不可能なときは小浜警察署その他関係機関に連絡し、遺体および所持品等を写真撮影するとともに、所持品、着衣等特徴の記録と遺留品を保管のうえ、埋火葬する。

（3）被災地以外に漂着した遺体で、その身元が判明しない者の埋火葬は行旅死亡人として取扱う。
（4）外国人の埋火葬を行う場合、風俗、習慣、宗教等をできる限り考慮する。

2．埋火葬の内容
（1）埋火葬を行う対象
① 災害時の混乱期に死亡した者（災害の発生前に死亡したもので、葬祭の終わっていないものを含む。）
② 災害のため遺族において埋火葬を行うことが困難な場合
③ 災害救助法適用地域の死体が他の市町に漂着したような場合で、漂着市町が実施する場合にも行う。ただし、このような場合は、原則として遺族縁故者または被災地の市町が引き取るべきであるが、被災地域が社会的混乱のため、引取が困難な時に限って、漂着地の市町が実施する。なお、この場合の経費は、県が負担するものとする。
（2）埋火葬の期間
災害発生から 10 日以内とする。ただし、期間内において埋葬または火災の救助を打ち切ることができないときは、捜索の場合の期間延長の例に準じて取り扱うものとする。
（3）費用の範囲および限度
① 費用の範囲
棺、骨壷、埋火葬に要する経費で埋火葬の際の賃金職員の雇上げおよび輸送に要する経費を含むものとするが、葬祭にあたっての供花代、読経代、酒代等は含まないものとする。
② 費用の限度
知事が定める額

3．災害応急埋火葬
災害時における死亡者を火葬に付する場合は、若狭霊場を使用する。ただし、災害の状況等による非常緊急時には、知事の許可を受けて応急仮設火葬場を設置し、現場処理を行う。

第５　海上漂流遺体の捜索等

1．実施責任者
本節第１遺体の捜索のとおりとするが、遺体が海上に漂流している場合または漂流が予想される場合には、市は、県に小浜海上保安署等の応援要請を行う。

2．捜索方法
小浜海上保安署は、所属の巡視船艇または隣接保安官署より巡視船、航空機の応援派遣を得て捜索にあたる。
その際、市、消防団、小浜警察署等の捜索船艇が同一海域において捜索作業に従事している場合は、情報交換等の連絡を密にし、捜索海域の重複をさけ効果のある捜索にあたる。

第２６節　廃棄物処理計画

災害によって排出されたごみ、し尿等を小浜市災害廃棄物処理マニュアルに基づき、迅速、適切に収集処理し環境衛生に万全を期する。

第１　ごみ処理

１．処理体制

（１）被災地域のごみの発生状況と、収集運搬体制および処理施設の稼動状況を総合的に判断して、適切な処理体制をとる。また、日々大量に発生するごみの処理や一時保管が困難とならないよう、住民に対して集積や分別の協力依頼を行う。

（２）ごみ処理の実施に必要な機材、人員等については、可能な限り市の現有の体制で対応するが、ごみ処理能力以上の排出量が見込まれる場合は、人員の派遣や処理施設の使用などについて県または近隣市町へ応援要請する。

２．処理方法

ごみの排出方法は燃えるごみおよび燃えないごみの分別排出とし、ごみの処理は、焼却のほか、必要に応じて埋立て等環境影響上支障のない方法で行う。また、施設の能力低下や一時的なごみの大量発生が予想される場合には、一時保管場所の確保、種類や状態に応じた処理順位の設定など、公衆衛生の確保と生活環境の保全に配慮する。

なお、倒壊家屋等の除去作業については、解体に伴う粉じんや騒音の発生の抑制に十分配慮する。

第２　災害廃棄物処理

倒壊建築物等の解体撤去に伴い発生する多量のがれき等の災害廃棄物を、迅速かつ円滑に除去し、被災地のすみやかな復興を進める。

１．処理体制

（１）道路、河川等の災害ごみの処理はそれぞれの維持管理者が行う。

（２）家庭の災害ごみの処理は次により行う。

①　倒壊した家屋等の解体、除去は原則として所有者が行う。

②　畳や家具等の粗大ごみについては原則として指定された場所へ自己搬入とし、例外的に災害時要援護者には、市が収集対応する。

（３）事業所の災害ごみの処理はそれぞれの事業者が行う。

２．初期対応

（１）災害廃棄物の発生量を把握する。

（２）災害廃棄物の選別・保管・焼却等のために、長期間の仮置きが可能な場所を確保するとともに、がれきの最終処分までの処理ルートの確保を図る。

３．処理方法

（１）災害廃棄物の処理については、危険なもの、通行上支障のあるもの等を優先的に収集・運搬する。

（２）災害廃棄物の適正な分別・処理・処分を行うとともに、可能な限り木材やコンクリ

ート等のリサイクルに努める。
（3）アスベスト等による有害な廃棄物による環境汚染の未然防止に努め、住民および作業者の健康・安全管理に十分配慮する。
（4）必要に応じて、県、隣接市町、関係団体に応援を要請する。

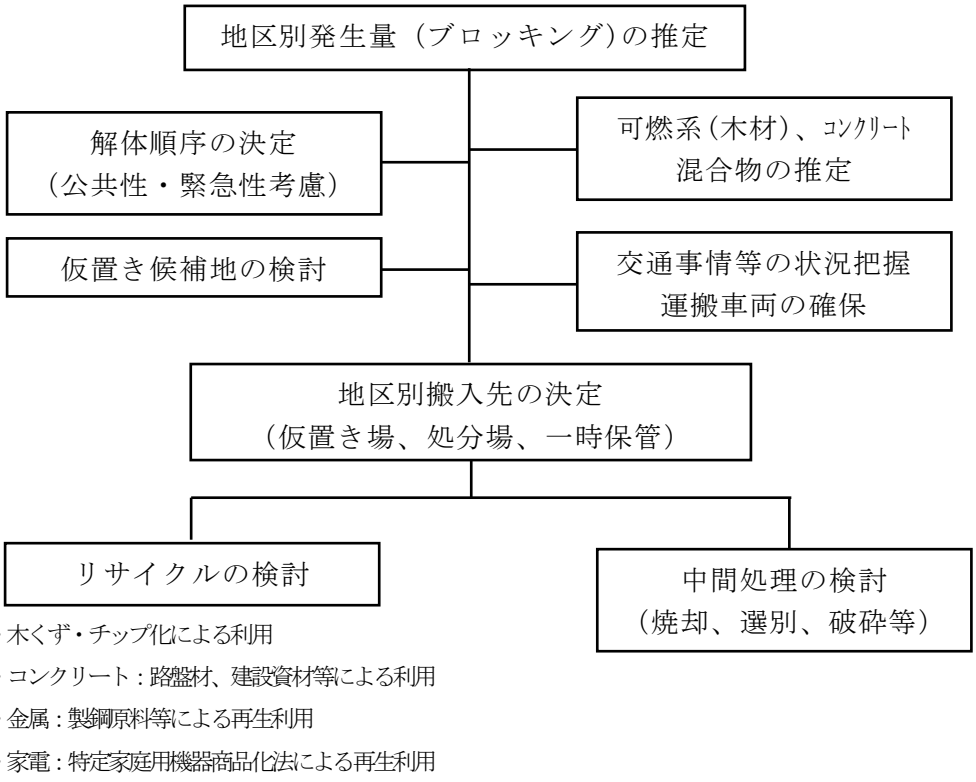

4．被災者の経済的負担の軽減

倒壊家屋等の解体、除去は原則として所有者が行うが、市は被災状況に応じて、被災者の経済的負担の軽減を図るため国による特別措置（廃掃法第２２条）の適用について速やかに国、県と協議する。

第３　し尿処理

1．処理体制

し尿の発生量について、発生箇所、利用人員等を総合的に判断し、適切な処理体制をとる。特に仮設トイレ、避難施設のくみ取り便所については、貯蓄容量を超えることがないように配慮する。

なお、機材、人員が不足する場合は、ごみ処理に準じ応援要請を行う。

2．処理方法

し尿の処理方法は、し尿処理施設、下水処理施設、集落排水処理施設によることを原則とし、必要に応じ環境衛生に支障のない方法を併用する。

第４　死亡獣畜（ペットを含む）の処理

１．死亡獣畜の処理

死亡獣畜(牛、馬、豚、めん羊、山羊、鶏等が死亡したもの)の処理は、市および死亡獣畜所有者が、若狭健康福祉センターの指示、立会いのもとに次の方法で処理する

（１）移動し得るものは、適当な場所に集めて埋却、焼却等の方法で処理する。

（２）移動しがたいものについては、その場で個々に処理する。

２．死亡動物（ペット）の処理

災害によって死亡した一般動物（犬、猫等）は占有者が適切に処理する。ただし、占有者が不明または占有権を放棄した場合は、市が収集処理する。

第５　災害廃棄物の発生への対応

市および県は、大量の災害廃棄物の発生に備え、広域処理体制の確立に努めるものとする。また、市は災害の種類（地震・津波・水害）に応じ、十分な大きさの仮置場・最終処分場の確保に努めるとともに、広域処理を行う地域単位で、平時の処理能力について一定程度の余裕を持たせるとともに処理施設の能力を維持し、災害廃棄物処理機能の多重化や代替性の確保を図る。

市および県は、国が定める災害廃棄物の処理にかかる指針に基づき、適正かつ円滑・迅速に災害廃棄物を処理できるよう、仮置場の確保や運用方針、災害廃棄物の処理体制、周辺の地方公共団体や民間事業者等との連携・協力のあり方等について具体的に示した災害廃棄物処理計画を策定する。また、定期的に災害廃棄物処理に関する研修、訓練を実施するとともに、必要に応じて、災害廃棄物処理計画の見直しを行い、計画の実効性の向上に努めるものとする。

県は、国や廃棄物関係団体との間で調整の役割を担うほか、市が行う災害廃棄物処理に対する技術的な援助を行う。

市は、社会福祉協議会、ＮＰＯ等関係機関との間で、被災家屋等からの災害廃棄物、がれき、土砂の撤去等に係る連絡体制を構築するものとする。また、地域住民やＮＰＯ・ボランティア等への災害廃棄物の分別・排出方法等に係る広報・周知を進める。

第２７節　水防計画

市は、水防法および県水防計画に基づき、洪水、津波または高潮による水災を警戒・防御し、これによる被害を軽減することで公共の安全を保持する。

なお、具体的実施計画は、水防法（昭和 24 年法律第 193 号）第 32 条に基づく「小浜市水防計画」で定める。

第１　水防の責任

１．市の責任

水防法ならびに市および県の水防計画に基づき、管理区域内における水防体制と組織の確立強化を図り、区域における水防を十分果たす。

２．国および県の責任

国および県は、それぞれ下記に示す事項を行う。

事　項	機関	内　　容	水防法
河川の指定	国	国民経済上重大な損害を生じる恐れがあると認める河川を指定する。	10 条
	県	国が指定した河川以外の流域面積が大きい河川で洪水により相当な損害を生じるおそれがあるものを指定する。	11 条
洪水予報	国、県	指定した河川について、洪水のおそれがあると認められるときは、気象庁長官と共同して、水防予報を行い、その状況を水位または流量を示して直ちに水防管理者および量水標管理者に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて一般に周知させなければならない	10,11 条
洪水浸水想定	国、県	指定した河川において、河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域を洪水浸水想定区域として指定したときはその旨を当該河川の水位または流量を示してただちに水防管理者および量水標管理者に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて一般に周知させなければならない。	14 条
水位情報	国、県	指定した河川について、氾濫危険水位（特別警戒水位）を定め、当該河川の水位がこれに達したときは、その旨を当該河川の水位または流量を示してただちに水防管理者および量水標管理者に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて一般に周知させなければならない	13 条
水防警報	国	指定した河川において洪水、津波または高潮によ	16 条

		り、相当な被害を生ずる恐れがあると認められるときは、水防警報を行い、県に通知するとともに必要に応じ報道機関の協力を求めて一般に周知させなければならない。	
	県	指定した河川において洪水、津波または高潮により、相当な被害を生ずる恐れがあると認められるときは、水防警報を行い、水防管理者に通知するとともに必要に応じ報道機関の協力を求めて一般に周知させなければならない。 また、国より水防警報の通知を受けたときは水防管理者に通知するとともに必要に応じ報道機関の協力を求めて一般に周知させなければならない。	16 条

４．福井地方気象台の責任

福井地方気象台は、気象等の状況により洪水、津波または高潮のおそれがあると認められるときは、その状況を知事に通知するとともに必要に応じて放送機関、新聞社、その他報道機関の協力を求めて、これを一般に周知しなければならない(水防法第１０条)

ただし、通信の途絶その他の理由によって緊急やむを得ない場合は新潟地方気象台において行う。

５．住民の義務

水防管理者（水防本部長）または若狭消防組合消防本部消防長より出動を命ぜられたときは、ただちにこれに協力し、水防に従事しなければならない。また、管理区域に居住する者は、常に気象状況、出水状況等に注意し、水害が予想されるときは、進んで水防に協力しなければならない。(水防法第２４条)

第２　水防区域

水害のおそれがあると認められる下記の河川その他必要な河川等と認められるものにつき運用する。

水防区域名	警報を行うもの	河　川　名
水防警報区域	国土交通大臣	北川（瓜生大井根堰堤下流端から海まで） 遠敷川（国道 27 号遠敷橋から北川合流点まで）
	福井県知事	南川（小浜市中井飛川橋から海まで） 遠敷川（小浜市忠野集落下流から遠敷橋まで）
その他水防区域		南川、田村川、遠敷川、松永川、野木川、 飯盛川、本所川、多田川、森川、江古川

第３　水防組織

市長は、水防法第 11 条に基づく洪水予報または第 16 条に基づく水防警報を受け、かつ、市において水害が予想される場合は、市に水防本部を設置して事務を処理するものとする。

水防本部の組織は、別に定める小浜市水防計画による。

ただし、小浜市災害対策本部設置後は、本計画に基づき運営する。

第４　水防機構

水防本部は、水防活動に関する気象もしくは洪水の注意報もしくは警報または国土交通大臣や福井県知事からの水防警報を受けたときは、直ちに水防通信連絡系統により関係者に周知するものとする。

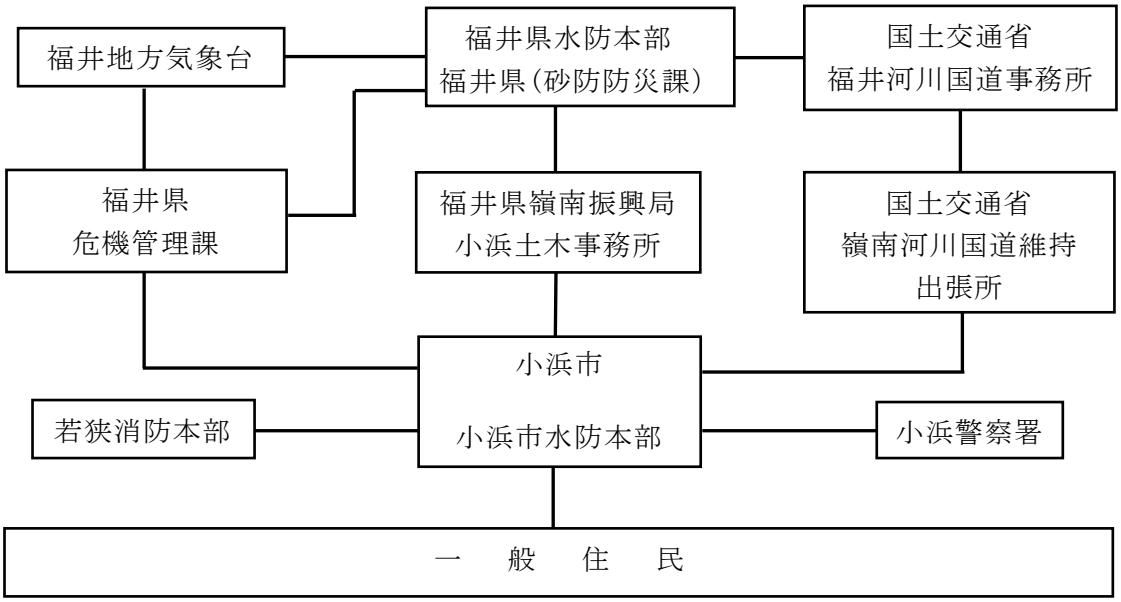

第５　雨量・水位の通報

水防本部は、気象状況により相当の降雨があると予想される場合は、関係機関と連絡を密にし、雨量、水位等の状況を把握する。

１．主要水位観測通報箇所

河川名	観測地点	水防団待機水位	氾濫注意水位	避難判断水位	氾濫危険水位	観測通報者
北川	高　塚	5.20m	6.80m	7.00m	7.70m	嶺南河川国道維持出張所
遠敷川	遠　敷	2.50m	2.80m	2.90m	3.60m	小浜土木
南川	和多田	2.10m	4.50m		7.70m	小浜土木
〃	中　井	1.80m	3.20m		5.10m	小浜土木
〃	和久里	1.90m	3.50m	3.60m	4.40m	小浜土木
松永川	四分一	1.90m	2.40m		3.30m	小浜土木

２．主要雨量観測所

観測所名	所在地	水系名	管理者	観測者
小浜	遠敷	北川	気象庁	アメダス
小浜	遠敷	北川	国交省	テレメーター
小浜土木	遠敷	北川	福井県	河川砂防情報
上根来	上根来	北川（遠敷川）	国交省	テレメーター
市場	若狭町市場	北川	福井県	河川砂防情報
大鳥羽	若狭町大鳥羽	北川（鳥羽川）	国交省	テレメーター
熊川	若狭町熊川	北川	国交省	テレメーター

河内川ダム	若狭町熊川	北川	福井県	河川砂防情報
中井	中井	南川	福井県	河川砂防情報
小倉	名田庄小倉	南川	福井県	河川砂防情報
井上	名田庄井上	南川	福井県	河川砂防情報
堀越	名田庄納田終	南川	福井県	河川砂防情報
堅海	堅海		福井県	河川砂防情報
大飯	おおい町本郷		気象庁	アメダス

第６　水防活動

１．水防活動

市長または消防機関の長は、水防活動が必要と推定される場合または区域内の河川が水防団待機水位に達し、出動が予測されるときもしくは氾濫注意水位に達したときは、小浜市水防計画に定められた配備基準により水防体制に入るものとする。

なお､水防本部を設けずに水防体制に入った場合もこの計画に準じて行うものとする。

また、市長は、災害の状況によりこれらの配備体制では対処できないと判断したときは、直ちに水防本部を災害対策本部に切替えるものとする。

［配備体制および基準］

配備体制	配　　備　　基　　準	災対体制
準備体制 注意体制	・レベル２（大雨注意報・氾濫注意報・土砂災害注意報・高潮注意報）のいずれかが発表されたとき	第１警戒 自宅待機を含む
警戒体制	・レベル３（大雨警報・氾濫警報・土砂災害警報・高潮警報）のいずれかの警報が発表されたとき	第２警戒
活動体制	・基準地点の水位が水防団待機水位（通報水位）を上回り、さらに上昇の恐れがあるとき	
	・基準地点の水位が避難判断水位に達した場合、または、氾濫注意水位（警戒水位）を上回り、さらに上昇するおそれがあるとき ・小規模な災害が発生し、さらに被害が拡大するおそれがある場合	第３警戒 警戒本部
非常体制	・レベル４（大雨危険警報・氾濫危険警報・土砂災害危険警報・高潮危険警報）のいずれかが発表されたとき ・大規模な災害が発生、または発生のおそれがある場合 ・基準地点の水位が氾濫危険水位（特別警戒水位）に達した場合、なたは避難判断水位を上回り、さらに上昇するおそれがある場合 特別警報が発表、または発表される見込みがある場合 福井県沿岸に津波注意報・津波警報・大津波警報が発表されたとき	災対本部

２．水防監視警戒

（１）常時監視

水防管理者、若狭消防組合消防本部消防長は、水防法（以下本項で「法」という。）第９条の規定により、必要があると認めたときは、市職員、消防職員または消防団員を派遣して、河川および海岸水防区域を巡視させ、水防上危険があると認められる箇所があるときは、嶺南河川国道維持出張所長、小浜土木事務所長および関係施設管理者に対し、必要な措置を求める。

（２）非常警戒

水防管理者は、法第 10 条の２の規定による通知を受けたときは、水防区域の監視および警戒を厳重にし、過去の被害箇所その他特に重要な箇所を中心として巡回し、次の状態に注意して異常を発見した場合は、ただちに各管理者に通報するとともに、水防作業を開始しなければならない。

①　堤防の溢水のおそれがある箇所の水位の上昇
②　天端の亀裂または沈下
③　表法で水当たりの強い場所の亀裂および欠け崩れ
④　裏法の漏水または飽水による亀裂および欠け崩れ
⑤　樋門の両軸または底部からの漏水と扉の締まり具合
⑥　橋りょうその他の構築物と堤防との取付部分の異状

（３）警戒区域の設定

水防管理者は、法第 21 条の規定により、水防上必要がある警戒区域を設定し、立入りを禁止し、もしくは制限し、またはその区域からの退去を命ずることができる。

（４）警察官の援助の要求

水防管理者は、法第 22 条の規定により、水防上必要があるときは、小浜警察署長に対して、警察官の出動を求めることができる。

３．水防資機材

水防倉庫に、水防に必要な資機材を備蓄し、適時点検を行わなければならない。また、資機材の使用または損傷により不足を生じた場合は、速やかに補充しておくものとする。

４．避難のための立退き

（１）水防管理者は、洪水または高潮等の氾濫により著しい危険が切迫していると認められるときは、水防法第 29 条に基づき必要と認める区域の居住者に対して音声告知放送、広報車、信号その他の方法により避難のための立退きを指示する。

（２）水防管理者は、立退きの指示をする場合、小浜警察署長にその旨を通知しなければならない。

（３）避難場所は、第３章９節「避難計画」によるものとし、避難場所には市職員を配置するなど、必要な受入体制をとらなければならない。

（４）避難の指示の発令基準については別に定める避難指示等の判断・伝達マニュアルによる。

５．水防解除

水防管理者は、水位が警戒水位以下に減じ、かつ、危険がなくなったとき、または高潮のおそれがなくなって水防解除を命じたときは、これを一般に周知させるとともに必要な防疫対策と災害復旧対策を講じなければならない。

６．水防報告と水防記録

水防管理者は、水防が終結したときは、報告書を作成し、小浜土木事務所長にこれを報告するとともに、水防記録を作成保管する

第２８節　土砂災害応急対策計画

市は、土砂災害に警戒するとともに、災害の発生した場合または発生するおそれがある場合は速やかな対策を実施する。

第１　情報の収集・伝達

市および防災関係機関は､｢防災気象情報収集伝達計画｣および｢災害情報収集連絡計画｣を活用し、緊密な連携のもと災害情報の収集に努めるものとし、特にレベル２土砂災害注意報・レベル３土砂災害警報・レベル４土砂災害危険警報・レベル５土砂災害特別警報等の伝達周知については、防災関係機関に徹底を図る。

１．前兆現象（異常現象）の把握

市および防災関係機関は、所管する各危険地域のパトロールを実施し、災害情報の収集等を行い、前兆現象の把握に努める。

２．降雨状況の把握

降雨の状況は、福井地方気象台観測記録、アメダス、テレメーター等や県の土砂災害警戒情報を活用して把握する。

第２　警戒体制

市は、福井県 河川・砂防総合情報システム等により提供される土砂災害警戒情報を活用し、警戒体制を確立する。

区　　分	第１警戒配備	第２警戒配備
前日までの連続雨量が100mm以上あった場合	当日の日雨量が 50mm を超えた場合	当日の日雨量が 50mm を超え、時間雨量が 30mm 程度の雨量が降り始めたとき
前日までの連続雨量が40～100mm 以上あった場合	当日の日雨量が 80mm を超えた場合	当日の日雨量が 80mm を超え、時間雨量が 30mm 程度の雨量が降り始めたとき
前日までの降雨がない場合	当日の日雨量が 100mm を超えた場合	当日の日雨量が 100mm を超え、時間雨量が 30mm 程度の雨量が降り始めたとき

（注）「急傾斜地崩壊危険区域における災害防止に関し市町村地域防災計画に定める事項について」（昭和 44 年 8 月 20 日消防防第 328 号）の警戒体制をとる場合の基準雨量例より

１．第１警戒配備

市長は、危険区域に警戒員を派遣できる準備をするとともに、最も危険と判断する区域について警戒員を派遣し、警戒巡視、住民等に対する広報等を実施する。なお、派遣に至らない区域については区長や自主防災会に警戒等の措置を依頼する。この場合、市長は第２警戒体制に備えて要員の確保を図っておかなければならない。

２．第２警戒配備

市長は、最も危険と判断する区域については、警戒員を増強するとともに、地元から消防団員等の支援を要請し、住民に対して避難を行うよう広報するほか、必要に応じ警告、事前措置、避難の指示等を行う。ただし、派遣に至らない区域についても緊急出動できる体制とする。

３．災害の拡大に対する配備

市長は、災害の状況により、これらの配備体制では対応できないと判断したときは直ちに災害対策本部を設け、非常配備を指令する。

第３　避難活動

避難については第３章９節「避難計画」によるもののほか、次のとおりとする。

１．避難指示

（１）市長は、土砂災害が発生し、または発生するおそれがある場合、その他災害の拡大防止のため、必要があると認めるときは、速やかに当該危険地域の住民に対して避難のための立ち退きを指示する。

（２）警察官は、市長による避難の指示ができないと認めるとき、または市長からの要求があったときは、関係住民に対し避難のための立ち退きを指示する。

（３）避難の指示を行った者は、防災関係機関へ通知する。

（４）避難の指示の発令基準については別に定める避難指示等の判断・伝達マニュアルによる。

２．関係住民への周知徹底

市長が、避難の指示を行う場合は、関係住民に次の事項について、明確な指示を与え周知徹底を図る。

（１）避難場所

（２）避難経路

（３）避難時の注意事項

３．避難者の誘導

市長は、自主防災組織等の責任者の協力を得て、避難経路の安全を確認し、あらかじめ定められた避難計画にそって避難地に誘導する。

４．避難所の開設

（１）避難所は、危険区域ごとに安全な場所を選定し、開設するものとする。

（２）避難所を開設した時は、直ちに次の事項を県に報告する。

①　災害発生場所、危険区域名

②　避難所開設の日時および場所

③　避難状況と避難人員

④　開設期間の見込み

５．避難指示の解除

市は、避難指示の解除を行う際に、国または県に必要な助言を求めることができるよう、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底してお

くなど、必要な準備を整えておくものとする。

国および県は、市から土砂災害に関する避難指示等解除に関して求めがあった場合には、必要な助言をするものとする。また、大規模な土砂災害発生後には、必要に応じて国土交通省緊急災害対策派遣隊（ＴＥＣ－ＦＯＲＣＥ）や専門技術者等を派遣して二次災害の危険性等について市に助言を行うものとする。

第４　救助活動・応急対策

１．市および消防機関は、土砂災害が発生したときは、被害の拡大を防止するため、直ちに救助活動を実施する。

２．警察機関は土砂災害が発生した場合は、市その他関係機関と連携し、死傷者および要救出者の確認とその救助活動にあたるとともに、二次災害の発生等被害の拡大防止に必要な警戒警備、交通規制等の所要の措置をとる。

３．市長は、土砂災害が発生したときは、防災関係機関と協議して、速やかに応急復旧工事を実施する。

第２９節　雪害応急対策計画

積雪時において交通、輸送を確保し、建築物の安全性の確保を図るため、計画的な除排雪を行い、住民生活と経済活動の安定を図る。

第１　除雪対策

交通の確保については、主要幹線道路、バス路線、通勤通学道路、日常生活に欠かせないゴミ・し尿収集路線、公共施設連絡道路等や鉄道路線をその重要度に応じて、市、県、国、鉄道事業者が除雪計画を立て、効率的に除排雪を行う。

なお、具体的な計画は、毎年度定める「小浜市の道路除雪対策計画」による。

１．除雪組織

福井地方気象台の発表する気象情報を参考とし、原則として１２月１日から翌年の３月３１日まで経済産業部長を本部長とする小浜市除雪対策本部を設け、本部長の指揮のもとに適切な道路除排雪を実施する。

異常降雪で市長が特に必要と認めたときは、道路交通確保が十分行われるよう、除雪対策本部を雪害対策本部に移行する。本部長は市長とする。

［除雪対策本部機構図］

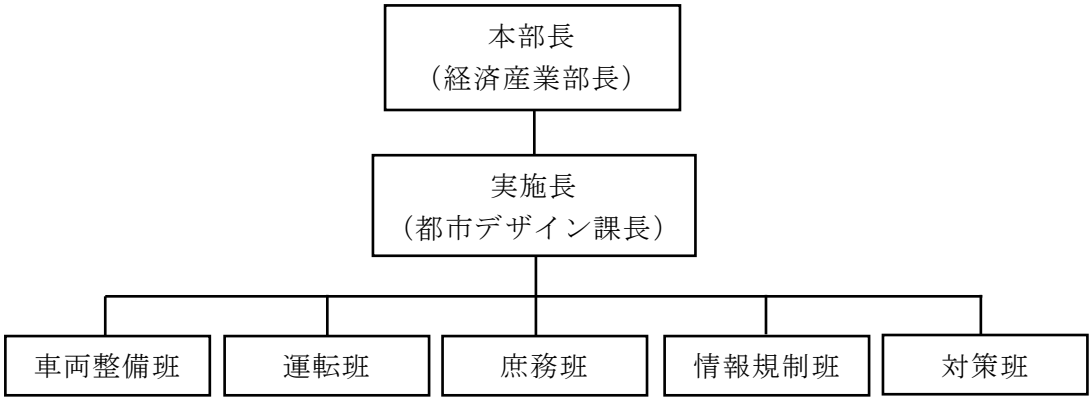

２．除雪責任者

（１）道路

①　近畿地方整備局福井河川国道事務所嶺南河川国道維持出張所
　　一般国道のうち直轄指定区間の道路

②　福井県
　　前号以外の国道および県道

③　小浜市
　　市道および主要道路

④　西日本高速道路㈱、中日本高速道路㈱
　　舞鶴若狭自動車道

（２）鉄道

①　西日本旅客鉄道株式会社
　　営業路線（小浜市）

３．除雪の実施

除雪の実施は各除雪責任者が毎年度、実施路線、実施基準および実施方法を各施設の除雪計画に定め、責任者相互に連絡調整を行い実施する。

市道の除雪は、都市デザイン課に配備された除雪機械、民間委託業務および借上機械により、次の要領により除雪を実施する。

［除雪車出動計画基準］

体　制	降雪の状況	作業内容
除雪準備体制	気象情報等により降雪が 10 ㎝以上予想される場合 除雪重点路線（※）に関しては、降雪５㎝を目安とし、気象情報等からさらに降雪が予想される場合	・除雪基地での待機 ・降雪状況の確認（巡回）、情報収集 ・県道除雪の状況把握 ・除雪車の始動点検 ・運転要員の待機
平常体制	積雪量が 10㎝ に達した場合、ただちに除雪作業を開始する。	・除雪作業開始 ・１種から３種までの路線の交通を確保する。
	なお、降雪量が毎時 5㎝ を超え、６時間以上降り続いているとき、または、一昼夜の降雪量が 30㎝ を超えると予想される場合	・警戒体制の準備
警戒体制	積雪量が 0.6 から 1.0ｍに達した場合	・１種から２種までの路線の交通を確保する。
	なお、降雪量が毎時 7㎝ を超え、３時間以上降り続いているとき、または、一昼夜の降雪量が 50㎝ を超えると予想される場合	・緊急体制の準備 ・災害対策本部設置の準備 ・民間借り上げ待機の準備 ・オペレーター要員の確保 ・排雪場所の確保
緊急体制	積雪量が 1.0ｍ以上に達した場合または降雪量が毎時 10㎝ を超えると予想される場合	・災害対策本部設置 ・１種路線の交通を確保する。 ・情報収集、連絡体制の強化 ・借り上げ車の出動 ・オペレーター要員応援事前手配 ・人家連坦区域の排雪作業開始

※ 除雪重点路線：西街道線、和久里竹原線（県の路線と連携し実施）

４．除雪路線の駐車禁止

道路除雪の円滑化を図るため、１１月１５日から３月３１日までは、除雪路線における駐車を禁止し、除雪作業を妨げる駐車車両については小浜警察署の協力を求めて、路上駐車の防止に努める。

５．歩道除雪

歩道上の積雪を小型除雪機械等により排除する作業で、歩道除雪指定路線が除雪出動基準（15 ㎝）になった場合、状況により実施する。

なお、積雪状況に応じて除雪指定路線以外も適宜実施するものとする。

6．堆雪の排除

雪捨て場所は､本部長が必要と認めた場合に設置し､広報等を通じて住民に広報する。

雪捨て場所は、ダンプトラック等の車による排雪場とし、小規模の排雪については、自治会の区域にある空き地等を利用するなど、自治会への対応を求める。

7．連絡体制

（1）各除雪責任者は他の責任者および関係市町と待機の有無、除雪の開始・終了等の連絡を密にし、道路網の連携のとれた除雪作業を行う。

（2）各除雪責任者は小浜警察署と除雪対策計画につき協議し、路上放置物件の取締り、除雪機械の運行に関する交通整理、その他の協力を要請する。

（3）国道、県道、ＪＲ線との交差点など各実施路線の交差点または平行路線の除雪の際は、相互連絡を徹底し、円滑な通行を確保する。

8．住民協力を得るための広報活動の実施

市広報誌による広報を通じて、住民に対し降雪期前の除雪に関する注意事項等を広く啓発する。また市ホームページを活用し、降雪期前の啓発および冬期間の情報提供を広く行う。

第２　雪害対策本部の設置および廃止

市長は、積雪量が 1.0m以上に達した場合または降雪量が毎時 10cm を超えると予想され、道路除雪体制が緊急体制に移行し、更に降雪が予想され、雪害対策本部（災害対策本部）を設置する必要があると認められる場合は、第３章１節「緊急活動体制計画」に基づき雪害対策本部を設置するものとする。

市長は、堆雪処理、除雪対策等の措置がほぼ終了し、かつ、気象予報等を総合的に勘案して、雪害対策本部の配備体制を繰り下げまたは廃止する。

第３　堆雪排除対策

1．排雪対策

（1）屋根雪下ろしおよび道路除雪で生じた堆雪は、自治会長を通じ、住民に早期排雪に協力を求めることとし､雪捨て場については､関係機関と協議のうえ毎年度定める「小浜市の道路除雪対策計画」によるほか、市が状況に応じ適当な場所を定める。

（2）下水道施設の機能維持のため、下水道マンホールへの排雪は禁止するものとする。

2．融雪対策

（1）冬期間であっても異常な気象の変化により、気温の上昇や降雨によって、融雪水による災害のおそれがあるため、気象予報等に注意し、家屋等への浸水被害を防止するものとする。

（2）融雪水により河川等が増水し、水防上危険な場合は､「小浜市水防計画」に定めるところにより水防活動を実施する。

第４　建築物保全対策

1．積雪量等を考慮し、早めの屋根雪下ろしを実施するよう住民に広報するとともに、できる限り自治会一斉に行うよう指導して協力を求め、堆雪は指定の雪捨て場へ搬送し排

雪する。

２．屋根雪おろし開始基準は、おおむね次のとおりとする。

		積雪量
（１）木造建物	㎡当たり 180 kg	（約 60 cm）
（２）鉄骨建物	㎡当たり 300 kg	（約 100 cm）
（３）鉄筋コンクリート	㎡当たり 420 kg	（約 140 cm）

ただし、建物の老朽度、堅ろう度、堆積状況、今後の降雪予測など十分考慮しながら作業を実施する。

３．雪下ろしにあたっては、ガス、水道、電話線等への影響がないように注意し、かつ、危害防止に努めるものとする。

第５　食料物資確保対策

住民生活に必要な物資については、「食料供給計画」および「生活必需品供給計画」に定めるもののほか、特に緊急を要する生鮮食料品等の食料物資については、小浜市卸売市場および関係業者に協力を求め、物資の輸送および流通確保を図る。

第６　防災対策

１．消防対策

消火栓、防火水槽等の消防水利は、常に確保されるよう自治会長に対し除排雪について協力を求めるとともに、標識等により位置を明示するものとする。

その他消防活動は、「消防計画」に定めるところによる。

２．雪崩対策

（１）雪崩が発生し、または発生するおそれがある場合で、人命等に危険があると認められるときは、関係防災機関に出動を要請し、排除工作および警戒にあたるものとする。

（２）雪崩が発生し、または発生が予想され、避難の必要があると認められたときは関係住民に対し、避難の指示をする。

３．家屋倒壊

（１）積雪により、家屋の倒壊の危険があり必要と認める場合は、屋根雪下ろしについて勧告し、また一人暮らし高齢者等の家屋で自力の除雪が困難なものに対しては、屋根雪下ろしに係る支援措置を講ずるものとする。

（２）家屋倒壊が発生し、人命救助の必要がある場合は、消防機関等の防災関係機関の協力を得て実施する。

４．孤立地区対策

（１）積雪による孤立地区において、人命の危険が発生し救出の必要がある場合は、「救出計画」に定めるもののほか、警察等の防災関係機関が相互協力し、救出活動を行うものとする。

（２）孤立地区に対する道路除雪は、特別編成の機械力を投入して開通に全力をあげるものとする。

（３）通信連絡が不能になった場合は、関係防災機関により復旧を図るものとする。

（４）人命救出等緊急を要する場合は、知事に対し、県航空隊または自衛隊へのヘリコプターの出動を要請する。
（５）事前対策として、あらかじめ孤立予想地区に対し無線設備の配備等緊急時の通信体制を確保するとともに、孤立時の応急措置等について周知徹底を図るものとする。（健康管理、疾病患者の入院、食料品、医薬品、日用品等の備蓄その他情報の連絡手段の確保）

５．ごみ・し尿対策

「廃棄物処理計画」に定めるほか、次のとおりとする。

（１）ごみ収集対策

①　道路除雪の状況等により収集車が運行出来ない地区においては、通行可能な路線沿いにステーションを定めるとともに周知を行い、住民の搬出協力を得て収集にあたるものとする。

②　収集不能地区については、収集が可能となるまで、家庭等において保管するよう住民に協力を求めるものとする。

（２）し尿対策

①　し尿の汲み取りは、降雪期までに済ませるよう指導するものとする。

②　積雪時には、道路の除雪状況に応じ、し尿の汲み取りを行う。

６．ガスおよび上下水道保全対策

「電力・ガス施設応急対策計画」および「上下水道施設応急対策計画」に定めるもののほか、次のとおりとする。

（１）ガス設備

①　積雪、凍結時における各戸の供給管およびガスメーターの破損防止については、住民の協力を得るための具体的な方法を広報し、保全に努めるものとする。

②　需要家にあっては、屋根からの落雪等に伴う供給管等の破損によるガスの漏洩事故を防止するため、保護板の設置等必要な措置を講ずるものとする。

（２）上下水道施設

上下水道施設の機能維持を図るため、建物、ポンプ設備等の維持管理と除雪に万全を期し、上水道にあっては給水管の破損防止について広報活動に努めるものとする。

７．農作物対策

（１）育苗用地等の確保については、除雪または融雪剤（わら灰、草木灰、カーボンブラック等）を散布して行うほか、作物の育成確保に努めるよう指導をする。
（２）温室ビニールハウスおよび樹園地の融雪については施設の倒壊、作物の損傷を防ぐため除雪または排雪を行うよう指導する。

第３０節　暴風・竜巻等災害対策計画

市は、暴風・竜巻等による被害を最小にとどめるため、災害発生時において、迅速かつ適切な応急対策を実施する。

第１　情報の収集・伝達

市、県および関係機関は、「防災気象情報収集伝達計画」および「災害情報収集連絡計画」を活用し、緊密な連携のもと災害情報の収集に努めるものとし、強風注意報・暴風警報・竜巻注意報等の伝達周知については、防災関係機関に徹底を図る。

第２　住民の安全確保

住民は、実際に暴風・竜巻等により、危険が間近に迫ったときは、直ちに安全な場所へ避難するなどし、安全を確保する。

第３　災害応急対策の実施

市、県および防災関係機関は、暴風・竜巻等による災害が発生した場合は、速やかに救出救助活動やガレキ撤去、ビニールシート設置等の応急対策を行う。

第３１節　海上災害対策計画

海上ならびに沿岸の海難事故を未然に防止し、船舶航行の安全を確保するとともに港湾ならびに隣接区域の災害防止および環境の保全を期する

第１　海難対策

海難対策は、船舶の衝突、乗揚、転覆、火災、爆発、浸水、機関故障等を想定する。

１．情報等の収集・連絡、避難誘導等

海難が発生したとき、市、小浜海上保安署、若狭消防組合消防本部ならびに小浜警察署は、相互に連携して被害情報等を収集し、収集した情報を逐次県および警察本部に連絡する。また、必要に応じて付近住民等の避難誘導等を行い、被害の拡大防止を図る。

（１）小浜市

①　小浜海上保安署、小浜警察署、航行船舶から人的被害の状況等の情報を収集するとともに、必要に応じて敦賀海上保安部、県警察、県等へ、ヘリコプターによる情報収集を要請する。

また、被害規模に関する情報を含め、概括的情報をただちに県に報告するとともに、応急対策活動状況、配備体制、応援の必要性等について順次報告する。

②　小浜市漁業協同組合と協力して、漁船による危険物の浮流状況、規模等の情報収集を行う。

③　沿岸パトロール班を編成し、沿岸からの情報収集と監視を行う。

④　沿岸区長、消防団、沿岸企業等に情報収集を要請する。

（２）小浜海上保安署

①　原因者、関係事業者等から人的被害の状況等の情報を収集するとともに、巡視船（艇）等による被害規模に関する情報収集を行う。

②　収集した情報は、必要に応じ県および指定公共機関に報告する。

③　必要に応じて航空機等による被害状況、浮流危険物の拡散、移動状況等について情報収集を敦賀海上保安部、管区本部に要請する。

２．通信の確保

（１）市は、災害発生後、直ちに災害情報連絡のための防災行政無線、携帯電話、衛星電話等の通信手段の確保を図る。

（２）ＮＴＴ西日本㈱福井支店は、ただちに重要通信の確保を行う。

情報収集・連絡系統の概要

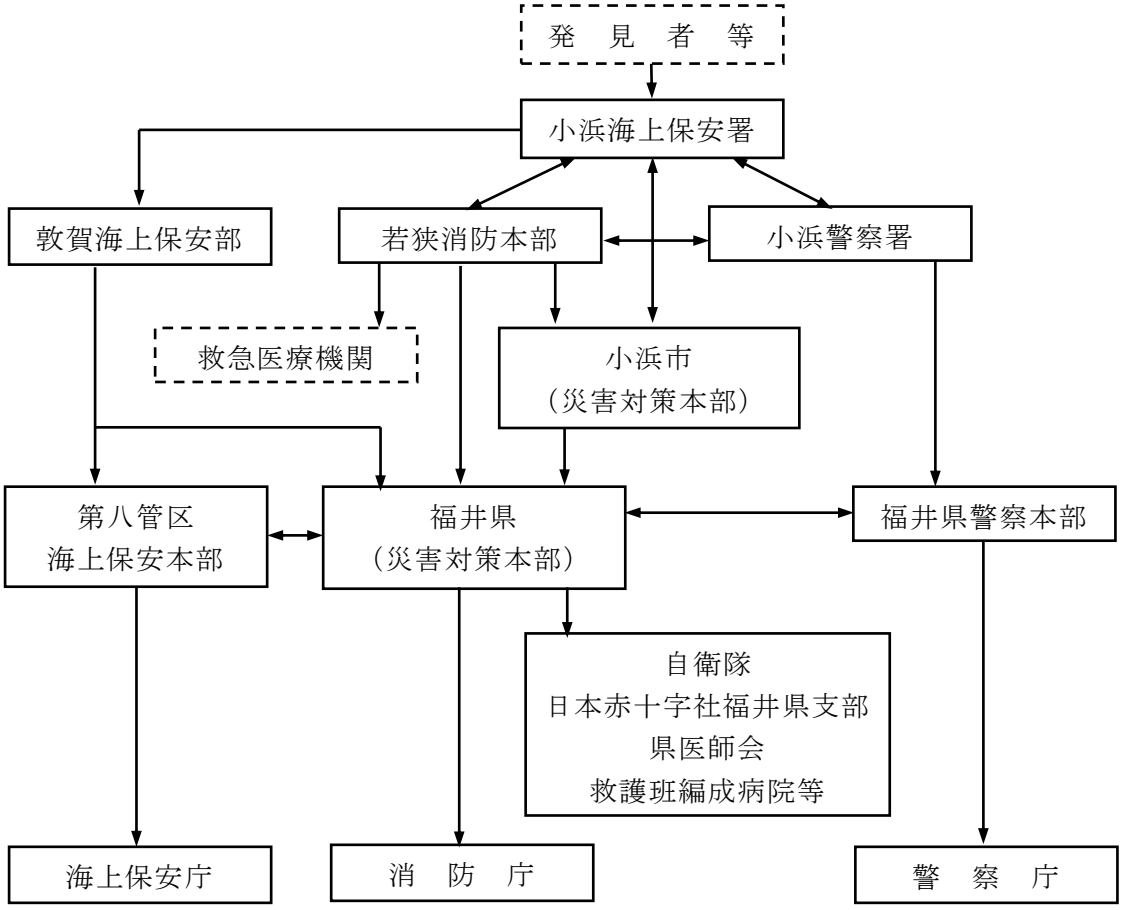

２．活動体制の確立

市は、市域において大規模な海上災害が発生した場合、迅速かつ的確な災害応急対策を推進する体制を確立する。なお、災害対策本部を設置したときは、県ならびに防災関係機関に速やかに通報する。

また、地域において災害応急対策を緊急に実施する必要がある場合は、その地域に現地災害対策本部を設置する。

小浜海上保安署は海上災害が発生し、または発生するおそれのある場合は、非常配備または警戒配備を発令し、必要のあるときは災害対策本部を設置する。

３．救援活動

（１）海上保安署の措置

①　負傷者の救助、避難者の誘導、救出、海上輸送

大規模海難事故等が発生した場合は、巡視船艇および航空機等により、負傷者の救助、避難者の誘導、救出および海上輸送等を行う。

②　緊急輸送および医療機関への出動要請

災害救援関係要員、緊急物資等の緊急輸送の要請があったときは、状況に応じて支援するとともに、必要に応じて県等を通じ、医療機関への出動要請をするものとする。

③　自衛隊の派遣要請

大規模海難事故等が発生した場合または事態が急迫している場合は、第八管区海上保安本部を介し、自衛隊の派遣を要請するものとする。

④　関係機関と連携した捜索活動の実施

行方不明となった人命、船舶

⑤　海上交通の安全確保

・船舶への災害情報の広報・周知

・船舶の通行禁止、制限等の措置

・海難船舶等の移動および障害物の除去

⑥　船舶火災の消火活動

・船舶火災または海上火災が発生したときは、巡視船艇により迅速に消火活動を実施する。

・小浜海上保安署および若狭消防組合は、相互協力して消火活動を実施する。

（２）小浜市の措置

①　地域住民に対する避難指示

本部長は、地域沿岸の住民に被害がおよぶと判断されるときは、報道機関、広報車、携帯電話メール等により避難の指示を行うものとする。

②　水難救護法による人命、遭難船舶の救助

市は、小浜海上保安署、福井県、小浜警察署等と連携の上、人命、遭難船舶の救助に努める。

なお、小浜海上保安署から要請のあった場合、救助活動に協力するものとする。

③　沿岸地先海面の海岸パトロール

市は、火災や漂着等によって被害が沿岸部におよぶおそれがある場合、地先海面の巡回監視を行うものとする。

④　緊急輸送活動および交通の確保

状況に応じて、市は負傷者等の搬送、救護班の派遣、その他救援活動のための要員や物資・資機材の輸送等の災害応急対策を行う。また、市で対応できない場合には県に応援を要請する。

⑤　捜索・救助活動

若狭消防組合消防本部は、消防団を動員して沿岸部の捜索活動および救助活動を行う。

また、必要に応じて、他の消防本部に応援を求めるほか、県に対し、防災ヘリコプターの出動、緊急消防応援隊の派遣等を要請する。

⑥　医療救護活動

市は、若狭消防組合消防本部から要請があった場合、または自ら必要と判断した場合、負傷者の手当、医師の確保、救護所の設置、医薬品の手配等の必要な措置を講じる。

また、市の医療活動で対処できない場合には県に応援を要請する。

⑦　行方不明者・遺体の捜索および埋葬

海上事故災害により行方不明者等が発生した場合は、３章第２５節「遺体の捜索・処理・埋葬計画」に準じる。

第２　石油類大量流出対策

１．活動体制の確立

市は、石油流出の発生情報が県から伝達されたとき、迅速かつ的確な災害応急対策を推進するため、職員の配備体制を準備する。また、緊急時は、本計画の定めるところにより、災害対策本部を設置し、県ならびに防災関係機関に速やかに通報する。

また、地域において災害応急対策を緊急に実施する必要がある場合は、その地域に現

地災害対策本部を設置する。
小浜海上保安署は海上災害が発生し、または発生するおそれのある場合は、非常配備または警戒配備を発令し、必要のあるときは災害対策本部を設置する。

２．防除活動の実施
海上保安庁長官から海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（第 41 条の 2）による沿岸海域での防除措置要請があった場合、県の設置する流出油沿岸部除去連絡会の除去方針を踏まえ、市は、若狭消防署、小浜警察署、小浜市漁業協同組合、地元住民代表、市災害ボランティアセンター、自衛隊の災害派遣部隊等と共同で次の防除活動を展開する。
（１）市単位の除去組織の設置
（２）沿岸部の監視
（３）回収油の一時集積場所の確保
（４）沿岸部での除去活動の実施
（５）回収油の一時集積場所への輸送および貯留
（６）沿岸部での除去活動情報の収集および県への伝達

３．医療救護体制
市は、防除活動に従事する作業者の安全および健康の保持を図るため、活動拠点となる港等で医療救護活動が迅速に行えるよう、医師等の確保をはじめ、救護所の設置や医薬品の手配等に必要な措置を講じる。

４．防除資機材(主として消耗品)の確保
防除資機材のうち、手袋、作業着、ひしゃく等の消耗晶は、市の備蓄品または市内での調達で対応し、不足する場合は、あらかじめ定められた様式で県に確保を要請する。

５．ボランティア活動への支援
ボランティアの受け入れならびに活動調整は市災害ボランティアセンターが対応し、市はその円滑な運営のための支援を行う。
市は、ボランティア活動の自主性、自発性を尊重しつつ、適切な防除活動が図れるようボランティアとの連携に努める。
（１）必要に応じ、ボランティア関係団体および報道機関を通じて、広くボランティア活動への協力を呼びかける。
（２）防除作業の連携
作業手順、作業日、作業場所、安全管理、健康管理等について円滑なボランティア活動を図るため、必要な調整を行うものとする。
また、ボランティアの受付窓口を設置するとともに、必要に応じ登録手続きを行うものとする。
（３）活動環境の整備
被害状況、活動内容、活動場所、服装、携帯品等の防除活動に必要な情報や宿泊場所等の情報の提供についても配慮するものとする。
（４）健康管理等の支援
ボランティアの健康管理のため、救護所の設置および健康相談等の実施に努めるものとする。
また、ボランティアの万一の事故に備え、ボランティア活動保険の周知やその加入

を奨励するものとする。
　ボランティアとの連携については、第３章第４節「ボランティア活動支援計画」に準じる。

６．環境対策、風評対策
（１）環境汚染状況等に関する県への情報の提供および住民等への広報を行う。
（２）環境影響調査の実施および住民への結果の広報を行う。
（３）住民の健康への影響が予想される場合、必要に応じ救護所を設置するとともに避難指示時の住民の誘導や健康被害発生時の対応・相談先等の周知を図る。
（４）市は、県の実施する環境対策および風評対策に協力する。

７．補償対策
（１）市は、漂着油の防除作業に際し、市が負担した経費を取りまとめ、事故原因者または（船舶の場合）その保険者に請求する。
（２）油濁損害の規模、内容等により、県が窓口となって補償請求することとなった場合は県と協議し、協力を得て請求事務を行うものとする。

第３　流木対策

台風、突風、津波、高波等のため海上および木材積載船からの大規模な木材の流出が発生したとき、沿岸住民、航海船舶、漁場等の被害防止、情報の伝達を実施するとともに、航路障害物の除去、航行整理等によって海上交通安全を確保する。

１．実施体制
船舶積載木材の除去等は、船主または代理店および当該木材所有者が共同して実施する。

２．応急対策の実施
市および関係機関は､大規模な木材の流出が発生したとき､次の必要な措置を講じる。
（１）小浜海上保安署の措置
①　巡視船艇等による現場付近の状況調査、警戒および船舶交通の整理
②　状況に応じたラジオ放送、水路通報等による船舶に対する周知
③　当該木材所有者または保管責任者に対して発する早急な集積の勧告もしくは除去命令
④　必要に応じた船舶交通の制限または禁止
（２）県の措置
①　市に対する流出木材の情報伝達および応急対策上必要な指示
②　他の関係機関に対する協力要請
（３）小浜警察署の措置
①　小浜海上保安署との連携による流木の接岸または漂着のおそれがある沿岸地域における警察官等によるパトロール、情報伝達および警戒
②　民心安定のための広報活動
（４）市の措置
水難救護法(明治 32 年法律第 95 号)による人命および船舶の救助
（５）木材等の漂流物が海岸に漂着した場合の対応
木材等の漂流物の所有権者（荷主）の対応により次の方法で処理する。

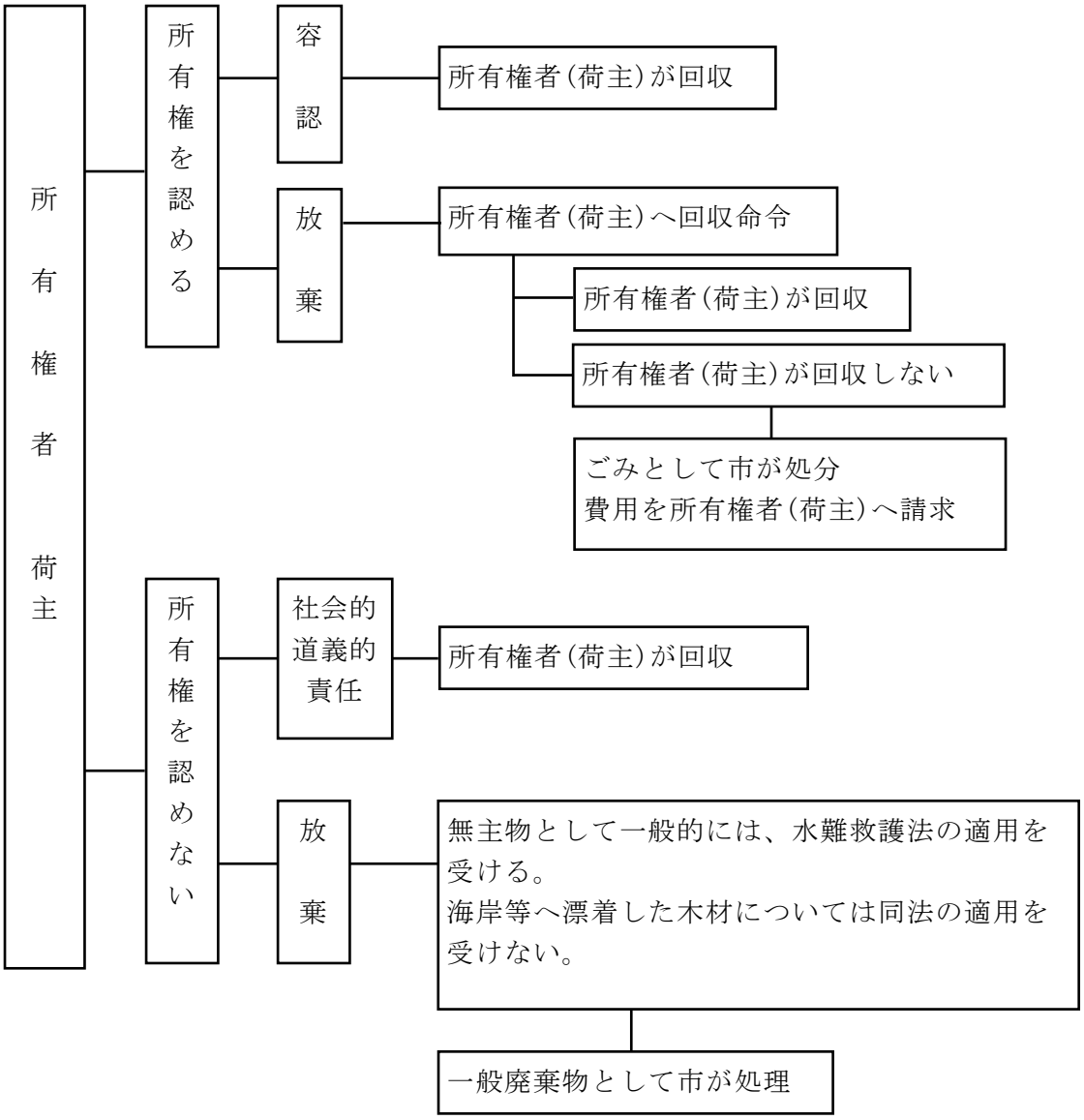
所有権者荷主
所有権を認める
容認
所有権者(荷主)が回収
放棄
所有権者(荷主)へ回収命令
所有権者(荷主)が回収
所有権者(荷主)が回収しない
ごみとして市が処分
費用を所有権者(荷主)へ請求
所有権を認めない
社会的道義的責任
所有権者(荷主)が回収
放棄
無主物として一般的には、水難救護法の適用を受ける。
海岸等へ漂着した木材については同法の適用を受けない。
一般廃棄物として市が処理

第３２節　文教対策計画

災害時において、文教施設の被災または児童生徒および保育園児の罹災により、通常の教育ができない場合、応急教育などの必要な措置を講じるとともに避難所となっている学校では避難所生活に配慮しつつできるだけ早期に学校教育を再開するよう努める。

第１　事前計画

学校において避難所が開設され、避難所の運営等に教職員が携わる場合は、「避難所となる学校施設の災害時の対応マニュアル」により、次の事節を周知する。

１．避難所の運営における教職員の役割および市本部との連携
２．児童・生徒の安否確認の方法
３．学校機能を早急に回復するために、学校内において避難者と児童･生徒とで共有する部分と児童･生徒または避難者のみが使用する部分の区分の検討
４．授業中に大規模地震が発生した場合の児童･生徒の帰宅および保護者との連絡方法

第２　応急教育計画

１．通学路の安全確保

市および県は、授業再開にむけて、通学に必要な道路や安全の確保について、関係機関と連携を取りながら、その確保に努める。

２．授業等再開対策

市教育委員会は、非常時の授業体制について、実施可能な教科や確保可能な授業時数および教室等について検討し、当面の週日程および日課表を立案するなど、早期の授業再開対策について指針を示し、その策定について指導する。

（１）学校施設の確保

市教育委員会は、学校施設が被災した時は、関係機関と協議のうえ代替教室を確保する。特に、受験期（１２～３月）においては、被災地の状況に応じ、被災していない隣接地域の施設を借用するなどして、速やかな授業の再開に努めるものとする。また、この場合は必要事項を教職員および住民（児童生徒）に周知徹底する。

①　被災学校が１校の一部のみの場合

被災箇所が普通教室のときは、転用可能な教室を転用する。それでもなお不足するときは、特別教室、屋内体育館の順で転用する。

②　被災学校が１校の場合

コミュニティセンターなどの公共施設を借用するほか、隣接学校の余剰教室および特別教室を借用する。それでもなお不足するときは、臨時校舎（プレハブ等）を建設する。

③　被災学校が２校以上の場合

被災を免れた公共施設を利用するとともに、不足分については臨時校舎を建設するほか、比較的近い隣接学校の余剰教室および特別教室を借用する。

（２）学用品の調達および支給

市教育委員会は、住家の全壊、全焼、流失、半壊、半焼、床上浸水等によって学用品を喪失または毀損し、就学上支障のある児童生徒に対し、教科書、文房具および通学用品を調達･支給する。特に、受験期（１２～３月）においては、教科書その他学用

品を速やかに提供するよう努めるものとする。

① 支給品目

教科書（準教科書、副読本等の教材を含む）、文房具（ノート、鉛筆、消しゴム、クレヨン、絵具、下敷き、定規等）および通学用品（運動靴、傘、鞄、長靴等）

② 教科書

各学校別、学年別および使用教科書ごとの必要数量を速やかに調査し、県教育委員会に報告するとともに、その指示に基づいて教科書供給所等に連絡して供給を求める。または、同一教科書を使用する市内の学校や他市町の教育委員会に対し、使用済み古本の供与を依頼する。なお、不足するときは県教育委員会に対し調達供与を依頼する。

③ 文房具および通学用品

必要数量を県教育委員会に報告し、送付を受けたものを配布するほか、県教育委員会の指示に基づき調達し、配布する。

3．教職員の確保

市教育委員会は、県教育委員会と連絡調整のうえ、授業再開に必要な教職員を確保するため、教職員の被災状況に応じた代替教員等の補充を実施する。

（1）被災の教職員が僅少のときは、校内において確保する。

（2）被災の教職員が多数で1学校内で確保できないときは、授業の実施状況に応じて市が管内の学校間において確保する。

（3）市において確保できないときは、県教育委員会に教職員の派遣を要請する。

4．奨学に関する事項

被災による家屋の全壊や流出等の被害のため授業料の納入等が著しく困難となった者に対しては、県および日本学生支援機構との連携による奨学金の増枠について働きかける。

5．転学手続き

被災した児童生徒の中で、転校を希望する児童生徒については、保護者との連絡調整を図り、隣接市町、他府県に速やかな受入を要請する。

第3　応急保育計画

1．保育児童の安全確保

市は、災害が発生し、または発生するおそれがある場合、休園、途中帰宅、家庭保育協力等の適切な措置を講じるものとする。

2．保育施設の応急整備

市は、被害を受けた保育園の保育実施のため、施設・設備の応急復旧および代替施設の確保に努める。

3．保育児童の健康維持

市は、被災地区の保育児童に対して、健康福祉センターの指示・援助により、健康診断等を行い、健康保持に十分注意するとともに、感染症予防についても適切な指導を行う。

４．保育施設の応急対策

保育施設が被災し､その施設の全部または一部が保育の用途に供しなくなった場合は、復旧に至るまでの間、応急施設を建設し、または公共施設を一時転用するなどして、保育施設の確保を図る。

５．職員の確保対策

罹災保育職員の状況を把握し、職員に不足を生じた場合は、次の方法によりその確保を図る。

（１）退職保育士、または経験者を臨時に採用する。

（２）その他の職員については市職員を臨時に充当する。

第４　保健厚生計画

１．被災児童・生徒の健康管理

市教育委員会および学校長は､被災児童生徒の体と心の健康の保持･増進を図るため、学校医および健康福祉センター等の専門機関との連携を図りながら、教職員等によるカウンセリング、電話相談等を実施する。

２．被災教職員および児童生徒の保健管理

災害の状況に応じて教職員および児童生徒に対し、県の指示または協力を得て感染症の予防接種または健康診断を実施する。

３．被災学校の清掃および消毒

学校が浸水等の被害を受けたとき、感染症の予防および感染症の患者に対する医療に関する法律等に基づき、県の指示または協力を得て校舎等の清掃および消毒を行う。

第５　学校給食の措置

市教育委員会は、学校給食施設設備が被災したときは速やかに復旧措置を講じ、できる限り給食を継続できるよう努める。

１．復旧措置は、施設設備、食品取扱等の衛生管理に十分注意し、給食に起因する感染症および食中毒の発生防止に努める。

２．災害時における応急配給は、文部科学省および農林水産省の定める「災害時における応急配給」に基づき、給食物資の確保および輸送に万全を期する。

３．炊出し等への協力

緊急を要し学校給食の施設、設備を使用して炊出しを実施する場合、学校長は市の承認を受けて協力する。

第６　積雪時の対策

積雪時における児童生徒や保育児童の安全確保について、市教育委員会や関係者においてあらかじめ十分検討し、特に次の事項についてその万全を期する。

１．通学路は常に積雪状況を把握し、除雪による拡幅措置を適切に講じるとともに、集団登下校時には誘導責任者を定めるなど、通学時の安全確保を十分考慮する。

２．自動車通路での通行、横断等については十分注意するよう指導する。
３．屋根の雪下ろしに対する危険防止について十分指導する。
４．臨時休校等の措置については、あらかじめその基準を定める。

第７　社会教育施設等応急対策

１．コミュニティセンターおよびその他の社会教育施設や体育施設は、災害時において避難所､現地対策本部などに利用されるので､施設の被害状況を直ちに調査するとともに、その応急修理または補強を実施する。

なお、避難所等が開設された場合、職員は運営等に関し、協力するものとする。

２．開館時に、災害発生の可能性があるときは、状況に応じて利用者の避難を誘導し、安全確保に努める。また、閉館等の措置を講ずる。

３．被災状況を調査し、速やかに市の当該施設管理担当部局に報告する。

第８　文化財保護の応急対策

１．災害発生の届出

災害が発生した場合には、所有者（管理責任者）は速やかにその被災状況を調査し、結果を文化財保護法、福井県文化財保護条例、小浜市文化財保護条例および小浜市伝統的建造物群保存地区保存条例の規定に基づき市教育委員会および県教育委員会に届出（報告）しなければならない。

２．文化財の保護復旧

市教育委員会は前項の届出を受けた場合は、直ちに職員を現地に派遣し、被害状況を把握し、被災文化財の被害拡大を防止するための応急措置に努めるとともに、個々の実情に応じ、県教育委員会と協議のうえ復旧対策を講じるものとする。

第３３節　農林水産業等対策計画

大規模な風水害等により農地や農作物、農業用施設、漁業用共同利用施設等に多大な被害が出ることが予測される。

そのため、災害時には県および農林水産業関係団体等と密接に連携を図り、被害等の情報収集に努めるとともに被災した施設等については、機能を回復するための応急対策を実施する。

第１　被害状況の把握

１．産業班は、大規模な災害が発生した場合、被害調査班を編成し、農作物や農地、畜産、農業用施設、山林、林業施設、漁船、漁業用共同利用施設等の被害状況を農林水産業関係団体等の協力を得ながら、速やかに把握する。

２．農業用施設および漁業用共同利用施設等の施設管理者は、風水害等による被害が発生した場合、直ちにパトロールを実施し、各施設の主要構造物等の緊急点検を行う。その際に危険箇所が認められるときは、市および関係機関等へ連絡するとともに付近住民に対する避難のための指示等適切な避難誘導を実施するものとする。

３．把握した被害状況は産業班が取りまとめ、対策本部に報告するとともに「福井県農林水産業被害報告要領」に基づき、県へ報告する。

第２　農作物および農業用施設等

１．二次災害防止のための緊急対策

産業班は、農業用施設の被害状況により必要があると認めたときは、二次災害を防止するため福井県農業協同組合および関係農家に対し、次の指導または指示を行う。

（１）農舎、園芸ハウス等の倒壊防止措置

（２）農業用燃料の漏出防止措置

（３）農薬の漏出防止措置

２．応急対策

産業班は、農林業関係団体や農家等と連携協力し、農作物および農業用施設等の被害状況を把握し､県に報告するとともに､被害状況に応じた応急対策を講ずるものとする。

（１）種苗の供給体制の確保

災害により農作物に被害を受けた場合、種苗が緊急に必要になることから、福井県農業協同組合や県を通じて種苗の供給体制の確保を図るものとする。

（２）病害虫の予防

災害により農作物に病害虫の発生が予測される場合、速やかに薬剤を確保するとともに若狭農業協同組合を通じた病害虫駆除のための薬剤散布を実施する。

（３）応急対策用農業用資機材の円滑な供給

第３　農業土木の応急対策

１．農地のたん水排除

河川等の決壊により生じたたん水を排除するため、県や土地改良区、水防団等と連携を図りながら仮閉め切りや排水作業、仮排水路工事等を行う。

２．排水機場の運転管理

災害発生とともに機械設備等の再点検を速やかに行うとともに、破損箇所については機能回復のための応急工事を行い、排水処理の万全を図る。

また、排水を行う場合は他の排水機場と直ちに連携を図るとともに、必要により土地改良区等の関係団体の協力を得て運転の管理にあたる。

３．農業用施設等の応急工事

農業用施設の被害や農地等のたん水被害を最小限度にくい止めるため、関係団体の協力を得るとともに、被災した施設の被害拡大防止や機能の一時的回復を図るための応急工事を緊急に実施する。

４．農業集落排水施設

災害等により下水の排水に支障をきたす被害については、早急に機能を回復するための応急措置を実施する。

第４　漁業用共同利用施設等

１．二次災害防止のための緊急対策

産業班は、漁業用共同利用施設等の被害状況により必要があると認めたときは、二次災害を防止するために小浜市漁業協同組合、および漁家に対し、次の指導または指示を行う。

（１）船舶燃料等の漏出防止措置および拡散防止または関係機関への協力要請

（２）流失した船舶、漁業用資機材等の早期回収措置または関係機関への協力要請

（３）流出油の拡散防止、回収、無害化措置または関係機関への協力要請

２．応急対策

産業班は、被害状況に応じ、次の応急措置を講じ、関係者への指導、関係機関への協力要請を行う。

（１）水産（機能）施設

冷凍・冷蔵施設、給油・給水施設等に被害が生じた場合、県および小浜市漁業協同組合と連携を図りながら応急措置を実施する。

（２）流出や転覆した漁船等

漁船等の転覆による船舶燃料等の流出、引火、拡散等の防止を消防、県、小浜海上保安署、小浜市漁業協同組合と連携を図り対処する。

また、流出した漁業用資機材や漁船および転覆船の処理対策についても協力して対応するものとする。

（３）漁業者に対する広報

水産（機能）施設に被害が生じたとき、被害状況に応じ、小浜市漁業協同組合と連携し、出漁船等に対する水産（機能）施設被害状況の情報提供を行う。

（４）応急対策用資材の円滑な供給

第５　卸売市場の早期開場措置

産業班は、集出荷団体の協力を得て、市場開設区域および周辺地域の海産物の流通実態を把握し、早期の市場開設に努める。

被災した市場が応急工事で開設可能な場合は、市場開設者の協力を得て速やかに工事を行い、開設するものとする。

なお、開場が不可能な場合、県および市場開設者と協議し、他の開場可能な場所で仮設市場を開場するよう努める。

第３４節　商工業対策計画

風水害等の災害による商工業の被害調査をいち早く実施し、防災関係物資の安定供給を図るとともに災害復旧のための労働者の確保や被災商工業者への融資対策等の早期実施による経済の安定を図る。

第１　被害状況調査

１．食料、物資等の緊急調査

緊急時において食料や生活関連物資の安定確保に資するため､緊急に当該物資の製造、流通にかかわる主要事業所の被害状況の調査を実施する。

（１）調査対象範囲

市内の主要な製造事業所および流通（卸売店、量販店、小売店、小売り市場など）にかかわる事業所

（２）対象品目

食料品、日用品などの生活関連物資

（３）調査・監視体制

物資供給班の職員による面接調査および可能な通信手段によるヒアリングによる聴取

（４）調査内容等

①　店頭価格および価格動向

②　物資の需給動向および流通状況

２．一般被害状況調査

災害融資対策等事後の災害復旧に資するため、災害を受けた全ての事業所について被害状況を調査する。

（１）調査対象範囲

市内の災害を受けた全ての事業所（物の生産またはサービスの提供を業として行っている個々の場所）

※全ての事業所－総務省統計局の事業所統計調査の対象事業所

ただし、日本標準産業分類「大分類 A－農業」「大分類 B－林業」「大分類 C－漁業」に属する事業所は除外する。

（２）調査の単位

総務省の事業所統計調査に準じる。

（３）調査の方法

調査票による被災事業所からの自計申告を基本とする。

ただし、必要により調査員面接聴取による他計申告も併用する。

（４）調査体制

調査は物資供給班の職員によるが、災害の状況によっては事業協同組合等の商工関係団体、自治会への委嘱による体制とする。

（５）調査事項

事業所被害状況調査表による。

第２　緊急必要物資および応急復旧用資材の確保

１．緊急必要物資については、予想される災害時の需用量、主要取扱機関、災害時における輸送経路等の資料を整備するとともに、災害時におけるとるべき措置について、関係機関との連絡、通報および協力体制の確立に努める。

２.緊急必要物資および応急復旧用資材で､災害の発生によって当該物資が極度に不足し、もしくは極度に不足することが予想される場合または当該物資の価格が高騰し、もしくは高騰することが予想される場合には、当該物資の生産、集荷および販売を業とする者または関係団体に対して当該物資を適正な価格で、円滑に被災地に供給するよう協力を求める。

この場合必要に応じて、緊急輸送についても所要の措置を講ずる。

第３　食料、生活関連物資の安定供給対策

１．物価相談窓口の開設

売り惜しみ、便乗値上げ等に関する住民からの相談や苦情、問い合わせなどに対応するための相談窓口を市役所内に設置する。

２．事業所等に対する指導、要請

物資供給班は､食料､物資等の緊急調査結果や相談窓口に寄せられた意見等に基づき、値上げや売り惜しみ等の行為が認められる事業所等に対して速やかに食料や物資の適正な価格や安定供給についての指導や要請を行う。

３．調査結果等の情報提供

調査結果等については、広報情報班を通じ適宣、住民に情報提供するものとする。

第４　雇用対策

１．災害復旧工事労働者の確保

災害復旧に関わる建設業等の労働者が不足した場合には、小浜公共職業安定所と連携を図り確保に努めるものとする。

第５　収容避難所への食料、生活必需品等の供給支援

物資供給班・産業班は、収容避難所で必要とする食料、生活必需品等の確保について避難所班から要請があった場合は、直ちに関係する事業所等へ依頼するものとする。

［防災関係物資］

区　分		内　　容
生活必需物資	食　料　品	米、パン類、小麦粉、野菜、鮮魚、食肉、鶏卵、みそ、醤油
	生活必需品	毛布、外衣、肌着、タオル、鍋、釜、湯のみ、バケツ 石油コンロ、石けん、マッチ、ロウソク、懐中電灯 傘、カッパ、靴、長靴、サンダル プロパンガス、灯油、軽油、重油
	救急医薬品	
災害復旧用資材		亜鉛鉄板、ブリキ板、ベニヤ板、鉄線、釘、ロープ セメント、コンクリートブロック、瓦、レンガ、板ガラス
災害復旧用器材		ショベル、スコップ、ハンマー、ツルハシ、金づち のこぎり、バール、ペンチ、チェーンソー
防災業務用薬剤		化学消火剤、油処理剤その他これらに類するもの
事業用資材		灯油、ガソリン、軽油、重油 その他の事業用資材の内、特に必要と認めるもの

第３５節　通信・放送施設応急対策計画

電気通信施設等に災害が発生し、または発生するおそれがある場合において、当該施設を災害から防除し、一般通信サービスを確保する。

第１　電気通信施設

ＮＴＴ西日本㈱、㈱ＮＴＴドコモおよびＫＤＤＩ㈱等通信事業者は、災害時に応急作業を迅速かつ的確に実施し、電気通信サービスの確保を図る。

１．応急対策

災害が発生または発生するおそれがある場合は、災害の規模、状況により災害対策本部を設置し、通信の途絶の解消および重要通信の確保のため、次の措置を講じる。

（１）電話回線網に対する交換措置、伝送路切替装置等の実施
（２）災害用伝言ダイヤル等の提供
（３）非常用伝送装置または非常用衛星通信車装置による伝送路および回線の作成
（４）応急ケーブル等による臨時伝送路および臨時回線の作成
（５）予備電源、非常用発電装置等による通信電源の確保
（６）特設公衆電話の設置
（７）携帯電話の貸出し

２．広報活動

災害により電気通信サービスの提供に重大な支障をきたした場合は、電気通信設備の被災状況および復旧状況等重要な情報の県および関係機関への連絡や、報道機関等を通じた復旧状況の広報活動などを行う。

第２　放送施設

㈱ケーブルテレビ若狭小浜は、災害が発生した場合、非常災害対策規定に基づき、迅速かつ的確に必要な措置をとる。なお、放送所、演奏所が被災した場合は、あらかじめ選定した待避所に速やかに移転し、放送を継続する。

１．資機材等の確保

（１）電源関係諸設備を整備、確保する。
（２）中継回線、通信回線関係を整備、確保する。
（３）送受信空中線補強のための資材および予備空中線材料を整備、確保する。
（４）あらかじめ特約した業者等から、応急対策に必要な機材を、緊急借用または調達により確保する。

２．応急対策

（１）放送機等障害により一部の送信系統による放送送出が不可能となったときは、他の送信系統により臨機に番組を変更あるいは他の番組に切り替え、災害関連番組の放送継続に努める。
（２）一部中継回線が断絶したときは、常置以外の必要機器を仮設し、無線その他の中継回線等を利用して放送の継続に努める。
（３）災害のため放送局内演奏所から放送継続が不可能となったときは、他の臨時の演奏

所を設け、放送の継続に努める。

（４）ケーブルテレビ若狭小浜(株)は、ＣＡＴＶ施設が被災した場合、直ちに放送施設およびケーブルの点検を行い、被災した施設等については迅速にその復旧作業に取り組む。

（注）演奏所：放送局の演奏所とは放送対象地域内にある主要な主調整装置、演奏室、演奏装置等がある場所を演奏所といい、スタジオや調整室を合わせたもの。

３．視聴者対策

（１）受信設備の復旧

被災受信設備の取扱いについて、告知放送、チラシまたは新聞等の部外広報機関を利用して周知するとともに、関係団体および関係機関との連携により、受信設備応急修理班を組織し、被災受信設備の復旧を図る。

（２）情報の周知

避難場所その他有効な場所へ受信機を貸与するほか、拡声装置、速報板等を設置するとともに、状況により広報車等を利用して視聴者への情報周知の徹底を図る。

第３６節　電力・ガス施設応急対策計画

電力事業者およびガス事業者は、電力施設およびガス施設等の被害状況等を迅速に把握し、的確な応急対策を実施することにより、被害の拡大の防止と電力およびガスの供給確保に努める。

第１　電力施設

１．活動体制

（１）災害対策本部等の設置

防災体制を発令し、災害対策本部を設置するとともに、その下に災害対策支部をおいて災害対策業務を遂行する。

（２）情報の収集、連絡体制の確立

災害対策本部は通信の確保を図り、被害状況、復旧状況等の情報の収集伝達を行う。

（３）応急対策要員の確保

災害対策本部の長は、防災体制発令後直ちにあらかじめ定める対策要員の動員を指示する。

被害が多大で当該電力供給機関のみでは早期復旧が困難な場合は、本部を通じて他の電気供給機関等に応援を要請し、要員を確保する。電気事業者は、倒木や土砂崩れ等が被災現場までの通行の妨げとなっている場合、道路管理者に障害物の除去などを要請することにより、早期復旧の体制を強化する。

２．応急対策

（１）危険予防措置の実施

電力需要の実態にかんがみ、災害時においても原則として送電を継続するが、水害および火災の拡大等に伴い、感電等の二次災害的おそれがある場合で、電力事業者が必要と認めた場合または消防機関等から送電停止の要請があった場合には、適切な危険予防措置を講ずる。

（２）復旧資材の確保および輸送

①　資材の調達

対策本部の長は、予備品、貯蔵品等の在庫量を確認し、調達を必要とする資材は、可及的速やかに確保する。

②　資機材の輸送

非常対策用の資機材の輸送は、あらかじめ要請した請負会社の車両、船舶、航空機等をはじめ、その他実施可能な運搬手段により行う。

③　復旧資材の置き場等の確保

災害時において、復旧資材置き場および仮設用用地が緊急に必要となり、その確保が困難と思われる場合は、県および市町の災害対策本部に依頼して迅速な確保を図る。

（３）応急対策工事の実施

災害に伴う応急工事については、恒久的復旧工事との関連ならびに情勢の緊急度を勘案して、迅速、適切に実施する。

①　送電設備

ヘリコプター、車両等の機動力の活用により仮設復旧の標準工法に基づき、迅速に行う。

② 変電設備

機器損壊事故に対し､電力系統の一部変更または移動用変圧器等の活用による応急措置で対処する。

③ 配電設備

その場の状況に応じた臨機応変の仮工事により迅速確実な復旧を行う。

④ 通信設備

可搬型電源、移動無線等により通信連絡を確保する。

（４）災害復旧の順位

各施設の復旧にあたっては、避難所、医療機関等を原則として優先するが、設備の被害状況や復旧の難易等を勘案のうえ、電力供給上復旧効果の大きいものから行う。

特に緊急を必要とするものは、電源車を配置し緊急送電を行う。

３．災害時における広報活動

（１）住民に対する広報活動

電力設備の状況、復旧活動の状況、復旧送電のめど、公衆感電事故防止および復旧後の通電時の火災発生防止についてのＰＲを主体とした広報活動を、広報車およびテレビ、ラジオ等の報道機関その他を通じて行う。

（２）地域防災機関との協調

緊急を要する広報は、必要に応じ県、市町、警察、消防機関等とも密接な連絡をとり合う。

４．代替施設設備の活用

避難所に対する電力供給確保のため、非常用発電機等の代替施設設備の活用を図る。

第２　ガス施設

１．活動体制

風水害等の災害の発生によりガス工作物に甚大な被害の発生またはそのおそれがある場合、応急対策および復旧対策を円滑、適切に行うため、液化石油ガス事業者にあっては県エルピーガス協会またはその支部において対策本部を設置する。

２．初動体制

（１）消費者による初動対策

消費者は、風水害等の災害が発生した直後の二次災害を防止するため、自らが使用している火を消すとともに、容器バルブを閉止するほか、高齢者、障がい者等の災害時要援護者に対しても、近隣の住民が協力してその措置にあたる。

（２）液化石油ガス事業者による初動対策

液化石油ガス事業者は､災害が発生した場合はその規模により緊急応援体制をとり、また緊急点検マニュアルに基づき病院等公共施設および集団供給設備のような大規模供給設備を有する施設に対し、速やかな施設の巡視点検、容器バルブ閉止などの応急措置を優先的に行う。

点検については、常時施錠してある貯蔵設備、病院等公共施設および大規模な容器置き場を有する施設を優先して行う。

（３）容器の回収

液化石油ガス事業者は、消費者の要請、または巡視点検により発見した家屋の倒壊等により危険な状態となった液化石油ガス容器を安全な場所へ移動する。

３．応急復旧

液化石油ガス事業者は、巡視点検により安全が確認された施設から順に供給を再開する。

また、改修が必要なものについては、緊急応援体制により事業者相互が連携し、復旧のための改修を行う。

４．災害時における広報活動

次の場合は、需要家の二次災害防止を図るため、テレビ、ラジオ、新聞、チラシ､広報車等を利用して広報を行う。

（１）ガスの供給停止が予想されるとき

（２）ガス供給停止時

（３）復旧完了における再供給時

５．代替施設設備の活用

福井県エルピーガス協会若狭支部は､「災害時における応急救護用燃料の供給」に関する協定に基づき、避難所等に対するガス供給確保のため、カセットコンロ、ＬＰガス等の代替施設設備の活用を図る。

第３７節　上下水道施設応急対策計画

市は、災害の発生に際し、水道施設および下水道施設の防護に努め、あわせて迅速かつ的確な応急対策を実施する

第１　水道施設

災害時における被害を最小限にとどめ、生活機能を維持するため、水道施設全体について被害状況を把握し、速やかに応急復旧を行う。

１．応急復旧体制

災害時の行動指針に基づき情報伝達体制、相互協力体制および応急復旧資機材の調達体制を確立する。また、災害時の行動指針に基づき情報収集・連絡体制を確立する。

２．応急措置および復旧

（１）被害状況の収集

災害が発生した場合、速やかに施設の点検を行い、被害状況の把握に努める。

（２）第１次復旧工事

浄水池およびろ過池等の被害に対しては、応急復旧を行う。

災害時の停電に対しては、自家発電装置により取配水機器を操作し、速やかに送配水ができるよう努める。

管路の被害に対しては、直ちに復旧を行うものとし、導水管、送水管および主要な配水管を修理し、特設された応急給水栓等から給水し得るまでの復旧工事をめどとする。

（３）第２次復旧工事

第１次復旧工事により応急給水栓から給水された時点で各戸給水をめどとして、復旧工事を施工する。

①　給水管の分岐は、配水管およびその支管の復旧工事が完成した後、医療施設等緊急を要する施設を優先的に配水管の分岐工事を開始する。

②　給水装置の整備は、被害状況に応じて次の方法により整備する。

ア　既設管を生かす。

イ　仮配管より既設管に通水して生かす。

ウ　仮配管より各戸に給水する。

（４）恒久復旧工事

復旧工事に当たっては、再度の被災の防止を考慮し、耐震性の向上等の観点から、必要な改良復旧を行うとともに、耐震化の整備を図るなど、計画的に復旧対策を進める。

①　改良復旧は、現行の拡張事業を勘案して施行する。

②　災害後の地域復旧計画と連携を保って施行する。

③　石綿セメント管および老朽管はできる限り取り替える。

④　配管状態の図面整備に万全を期する。

３．代替施設整備の活用

医療施設や避難所等に対する飲料水確保のため、給水車（水槽付消防車も含む）やろ水器による給水を行うほか､水質条件を満たした道路融雪用の井戸水などの活用を図る。

第２　下水道施設（集落排水施設を含む）

災害時における下水道施設の被害を最小限にとどめ、環境汚染の防止を図るため、管路施設・ポンプ場および処理施設を含むシステム全体について被害状況を把握し、緊急装置・施設の復旧作業を実施する。

１．防災体制

職員の配備については、災害時に一般通信網および交通機関が利用できないことを考慮して、災害時の非常配備体制を確立する。

２．要員および応急対策用資材等の確保

要員、応急対策用資材等の確保および施設復旧について、関係機関および団体等に対し、広域的な支援を要請する。

３．応急対策

（１）被害状況の調査および施設の点検

災害発生後は、二次災害のおそれのある施設等、緊急度の高い施設から、順次、重点的に調査および点検を実施する。

（２）応急復旧計画の策定

管路施設、ポンプ場および処理施設によって態様が異なるが、次の事項等を基準として復旧計画を策定する。

①　応急復旧の緊急度および工法
②　復旧資材および作業員の確保
③　設計および監督技術者の確保
④　復旧財源の措置

（３）応急措置および復旧

①　管路施設

ア　管路損傷等による路面の障害に対する緊急措置

交通機関の停止、通行人の事故防止等の緊急措置をとった後、関係機関に連絡をとり、応急対策を講じる。

イ　マンホール等からの溢水の排除

可搬式ポンプを利用して、他の下水道管渠、排水路等へ緊急排水する。

ウ　雨水渠における浸水防止

破損箇所での土のう等による浸水　防止の措置、可搬式ポンプによる排水等の措置を講じる。

②　ポンプ場および処理施設

ア　ポンプ設備の機能が停止した場合の措置

損傷および故障箇所は直ちに復旧にかかるとともに、浸水等の場合には緊急排水、浸水防止等の措置を講じる。

イ　停電に対する措置

設備の損傷、故障の程度等を確認のうえ、自家発電設備等の活用を図るとともに、損傷箇所の復旧に努める。

ウ　自動制御装置の停止に伴う代替措置

現場の手動操作によって運転することになるため、目頃から非常時に備え、手動操作についても習熟しておく。

工　危険物の漏洩に対する応急措置

危険物を扱う設備については、災害後、速やかに点検し、漏洩の有無を確認するとともに、漏洩を発見したときには、あらかじめ訓練した方法に従って、速やかに応急措置を講じる。

４．汚水の排除制限および仮排水

管渠の損壊等により処理不能となった場合は、住民に対し下水道への排水制限を行うほか、汚水の滞留に備え、ポンプ・高圧洗浄機等の確保を行う。

５．代替施設設備の活用

下水道施設に支障をきたした場合は、避難所等に仮設トイレを設置するなど、代替施設設備の活用を図る。

第３８節　交通施設応急対策計画

市の各交通施設の事業者および管理者は、災害により交通施設に被害があった場合は、速やかに応急復旧を行い交通機関としての機能を維持する。

第１　道路施設

１．災害対策用緊急輸送道路の確保

災害により道路施設が被害を受けた場合、災害対策活動を迅速かつ効果的に推進するため重点的に応急復旧する路線をあらかじめ選定する。

２．交通規制

災害の発生により、道路等が危険な状態にあると認められる場合または危険を予知したときは、被災地およびその付近の状況により、関係機関で交通規制を行う。

実　施　者	範　　囲	根　拠　法
国土交通大臣 県知事 市長	1　道路の破損、欠壊その他の事由により交通が危険であると認められる場合	道路法第 46 条
公安委員会 警察署長 警察官	1　災害応急対策に従事する者または災害応急対策に必要な物資の緊急輸送を確保するため必要があると認められる場合 2　道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図るため必要があると認められる場合 3　道路の損壊、火災の発生その他の事情により道路において、交通の危険が生じ、またはおそれがあるため緊急に当該道路の通行を禁止または制限する必要があると認めた場合	災害対策基本法 第 76 条 道路交通法第 4 条 道路交通法第 5 条 道路交通法第 6 条

３．一般道路

（１）防災関係機関等への連絡

所管する道路の被害状況を速やかに把握し、措置状況等を含めた情報を関係機関へ連絡する。

（２）点検措置の実施

災害の発生直後、道路等について直ちに点検（状況把握、応急復旧箇所）を実施する。また、駐車車両、道路上への倒壊物・落下物等道路の通行に支障を及ぼす傷害物を除去し、交通の確保に努める。この場合、緊急輸送路線、主要道路から優先的に障害物の除去を実施する。

（３）応急復旧の実施

災害が発生した場合、所管の道路について、路面の沈下陥没および亀裂、道路部と構造物との取付部の段差、法面の崩壊、橋梁の損傷等、被害状況に応じた応急復旧を行い、最も早い工法を選定し、交通の確保に努める。

（４）占用物件等他管理者への通報

上・下水道、電気、電話等の道路占用の施設に被害が発生した場合は、各施設管理者に通報する。

なお、緊急のため、通報のいとまがない場合は、通行禁止等、住民の安全確保のための必要な措置を講じ、事後通報を行う。

（５）通行止等緊急措置

道路の陥没および亀裂等、災害が発生した場合は、警察署、消防機関等の協力を求め、通行の禁止または制限、現場付近の立入禁止、避難の誘導、周知措置等、住民の安全確保のための必要な措置を講じる。

４．高速道路

西日本高速道路㈱および中日本高速道路㈱は、災害発生の恐れがある場合、または災害が発生した場合は、直ちに災害応急対策に入る。

第２　鉄道施設

１．活動体制

（１）対策本部および現地対策本部の設置

事故が発生したときは、支社内に事故対策本部を、事故現場には現地対策本部を設置する。

（２）社員の動員

社員は、緊急時の連絡経路図および非常招集連絡表に従い参集し、旅客の救護、応急復旧作業の任務を行う。

２．災害時の初動措置

（１）旅客に対する案内

乗務員は、輸送指令員からの指示、情報等について必要な事項を旅客に案内するとともに、今後とるべき措置をできるだけ速やかに放送して混乱等の発生を防止する。

現地本部長および駅長は、災害被害の状況を考慮して旅客および公衆の動揺や混乱を招かぬようにするため、避難口の状況、社員の誘導に従う指示、規模と建造物の安全性、落下物についての注意、列車の運行状況、駅周辺および沿線の被害状況等についての周知に努める。

（２）避難誘導

駅長および乗務員は、列車または路線構造物の被害または二次災害の発生危険が大きいと予測したとき､その他沿線被害地の火災等により危険が迫ると判断したときは、速やかに輸送指令または近接の市町と連絡のうえ、旅客を安全な地点に誘導する。

現地本部長および駅長は、災害の規模、二次災害の発生の危険、建築物の状況、駅および駅周辺の被害状況を考慮して要配慮者を優先して混乱を招かないよう配慮する。

転倒～落下物に注意し、停電で誘導不能の事態が生じないように携帯電灯を準備する。

（３）救護措置

現地本部長および駅長は、被害の状況により救護施設を開設し、関係防災機関および隣接現業機関、医療機関の救護を求める。

３．関係施設の応急復旧

支社と社員および外注業者の協力により、復旧は、重要度の高い線区から仮復旧を行って、食料その他非常緊急にかかわるものの輸送を早急に確保するよう努める。

第３　漁港施設および航路施設

漁港は､災害時には救援活動や物資等の緊急輸送の拠点として重要な位置を担っており、被災した場合は早急に復旧する必要がある。

そのために、大規模な災害が発生した場合は、速やかに被災状況を調査することを原則とする。

なお、小規模な災害であっても漁港や水産施設に被害が見込まれる場合はこの限りではない。

１．漁港応急対策

（１）被害状況の把握

災害後、ほぼ一両日の日程で目視観測を中心として、漁港施設の被災概要（被災の有無・大小・位置）を把握するとともに、大きな二次災害につながる可能性のある箇所を発見するための調査を実施する。

（２）緊急処置

二次災害の恐れのある被災箇所については、立入禁止のためのバリケードや警告板設置による安全管理の処置を行う。

（３）漁業者に対する広報

漁港施設に被害が生じたとき、被害状況に応じ、漁業協同組合と連携し、出漁漁船等に対する漁港施設被害状況の情報提供を行う。

第３９節　危険物施設等応急対策計画

危険物施設等の管理者は、災害の発生により施設に被害が生じた場合、火災、爆発、流出拡散の防止等二次災害の発生を防止し、速やかに応急措置を行う。

また、施設の関係者および周辺住民に対する危害防止を図るため、必要な措置を行う。

第１　危険物施設

危険物施設の災害による被害を最小限にとどめるため、関係事業所の管理者、危険物保安統轄管理者、危険物保安監督者および危険物取扱者等は、災害が発生した場合、当該危険物施設の実態に応じて次の措置を講じる。

１．危険物の取扱作業および運搬の緊急停止措置

危険物の流出、爆発等のおそれがある場合には、弁の閉鎖または装置の緊急停止等の措置を行う。

２．危険物施設の応急点検

危険物施設の現状把握と災害発生危険の有無の確認を図るため、危険物の取扱施設、消火設備、保安電源、近隣状況の把握等の応急点検を実施する。

３．危険物施設からの出火および流出の防止措置

危険物施設に損傷等異常が発見されたときは、応急補修、危険物の除去等適切な措置を行う。

４．災害発生時の応急措置

危険物による災害が発生したときは、消火剤、オイルフェンス、中和剤を十分活用し、状況に即した初期消火、危険物の流出防止措置を行う。

５．防災関係機関への通報

災害を発見した場合は、速やかに若狭消防本部、警察等防災関係機関に通報し、状況を報告する。

６．従業員および周辺地域住民に対する人命安全措置

災害発生の事業所は、消防機関、警察等関係機関との連絡を密にし、従業員および周辺地域住民の人命の安全を図るため、避難、広報等の措置を行う。

第２　火薬類貯蔵施設

火薬類貯蔵施設の災害による被害を最小限にとどめるため、保安責任者は危害予防規定等により、次の保安措置を講じる。

１．保安責任者は、災害による二次災害を防止するため、関係機関と迅速な連絡をとるとともに、施設に対する自衛保安等に必要な下記の措置を講じる。

（１）施設の安全確認および爆発・火災に対する適切な措置

（２）危険な状態の場合、付近の住民に対して警告する措置

（３）火薬類の数量の確認

（４）その他災害の発生防止または軽減を図るための措置

２．県が災害の発生防止または公共の安全の維持を行うため、保安責任者等に対する火薬類の持出し等緊急措置命令を発した場合、市はこれに協力する。

第３　高圧ガス施設

高圧ガス施設の災害による被害を最小限にとどめるため、製造者等は危害予防規定により、次の保安措置を講じる。

１．製造者等は、二次災害を防止するため、関係機関との連絡を密にし、施設に対する自衛保安等に必要な下記の措置を講じる。

（１）製造施設の運転、充てん作業、火気取扱作業、高所作業、荷役作業の停止等の措置
（２）移動式荷役設備等入出荷設備に関する退避または安全措置
（３）落下防止、転倒防止等の安全措置
（４）その他災害の発生の防止または軽減を図るための措置
（５）従業者および付近の住民に対し退避するよう警告する措置

２．県が災害の発生防止または公共の安全の維持を行うため、製造者等に対する操業の一時停止等の緊急措置命令を発した場合、市はこれに協力する。

第４　毒物・劇物取扱施設

若狭消防本部は、県および警察署と協力し、毒物・劇物取扱施設が災害により被害を受け、毒物劇物が飛散漏洩または地下に浸透し、保健衛生上危害が発生し、またはそのおそれがあるときは、危害防止のための必要な措置を講じる。

また、必要に応じ市はこれに協力する。

第４０節　その他災害応急対策計画

市は、大規模な事故等による被害の発生や多数の死傷者、要救出者が発生し、または発生ずるおそれがある場合、前節までの災害応急対策計画を準用するほか、本計画に定めるところにより応急対策を実施し、被害の拡散防止や環境保全および被害の軽減を図る。

第１　その他災害応急対策

航空機事故、列車、自動車事故（交通事故)、火災・爆発事故、毒物・劇物事故（サリン等の発散を含む。）などの事故により、多数の死傷者や要救助者が発生し、または発生するおそれがある場合、当該事故関係機関はもとより、防災関係機関は応急対策に万全を期する。

第２　情報の収集・伝達体制

３章５節「通信計画」および３章７節「災害情報収集連絡計画」に定めるもののほか、次のとおりとする。

１．事故発生の通報

（１）事故発生の発見者は、直ちに警察官または若狭消防本部に通報するものとする。

（２）通報を受けた警察官または若狭消防本部は、直ちに市長に通報するものとする。

（３）（２）の通報を受けた市長は、直ちに県に通報するものとする。

（４）（３）の通報を受けた県は、直ちに当該事故関係機関および応急対策を実施する防災関係機関に通報するものとする。

２．関係機関への連絡

事故が発生した場合、または発生の通報を受けた場合は、災害状況の把握に努めるとともに、事故の概要を直ちに県に報告の上、警察署および防災関係機関に連絡する。

第３　災害応急対策の実施

１．市の災害応急活動体制

（１）県や防災関係機関に対し、迅速に災害応急対策活動がなされるよう要請する。

（２）県や防災関係機関への連絡を強化し、各関係機関の行う災害応急対策に積極的に協力する。

（３)当該災害の状況に応じて災害対策本部等を設置し､関係機関に連絡を行うとともに、状況に応じて職員を現場等に派遣する。

（４）災害の状況等に応じて県および関係機関の職員ならびに関係者の派遣を要請する。

（５）災害の状況等に応じて現地対策本部を設置する。現地対策本部の構成は、市、県、関係機関とし、必要に応じて事故原因者の参加を求める。

２．通信連絡

（１）市、県および当該事故関係機関は、初動体制を緊急に確立するため、相互に緊密な情報交換を図る。

（２）防災関係機関は、相互に連絡調整を行い、効果的な災害応急対策が実施できるように努める。

３．広域協力体制

災害が広域に及ぶ場合は、隣接市町と協力体制をとる。

４．協力要請

市は、事故対象物が特殊なもので応急対策を講ずるために特別の知識を必要とする場合は、当該知識を有する者に対し、協力を要請する。

５．災害応急対策

（１）初期消火および延焼防止

（２）緊急医療・救助活動

①　医師および看護師の派遣または要請

②　医療資機材および医薬品の確保

③　負傷者の救出

④　現地における応急救護の実施および負傷者搬送先(救急医療施設)の確保

（３）警戒区域の設定

（４）防災資機材の確保

（５）災害応急対策実施の協力を求めるための地域住民への広報活動

①　災害応急対策の概要

②　地域住民に対する避難指示等

（６）ボランティアの受入れおよび支援

第４　事故処理等

当該事故関係機関は、防災関係機関の協力を得て、事故現場および被害地域における応急復旧を速やかに実施する。

第４１節　災害救助法の適用に関する計画

市は、災害に際し、食料品その他の生活必需品欠乏、住居の喪失、傷病等によって生活難に陥った被災者に対し、被災者の保護と社会秩序の保全を図ることを目的として応急的な救助を行う。

第１　実施機関

災害救助法の適用による救助は、法定受託事務として知事が実施する。ただし、その実施について一部が市長に委任されたときは、市長が行う。

第２　適用基準

本市における、災害救助法の適用基準は、次のとおりである。

人口 令和７年国勢調査	災害救助法施行令 第１条第１項第１号 による法適用基準世帯数	災害救助法施行令 第１条第１項第２号 による適用基準世帯数 （県全体で 1,000 世帯以上の場合）
26,542 人	50 世帯	25 世帯
法適用基準には上欄のほか、次のものがある。 １　施行令第１条第１項第３号前段 県全体で 5,000 世帯以上の住家が滅失した場合で、市内で多数の世帯の住家が滅失したとき ２　施行令第１条第１項第３号後段 災害が隔絶した地域で発生し、災害にあった者の救護を著しく困難とする特別の事情がある場合であって、多数の世帯の住家が滅失したとき ３　施行令第１条第１項第４号 多数の者が生命または身体に危害を受け、または受けるおそれが生じたとき		

(注) １．基準世帯数とは住家が全壊（焼）または流失した世帯数である。
２．半壊（焼）の場合は1/2 世帯として換算し、床上浸水の場合は1/3 世帯として換算する。
３．床下浸水、一部損壊世帯は対象外である。

第３　適用手続

災害救助法の適用は、市長（本部長）が県知事あてに被害状況を報告して（適用基準に合致する場合）から行われるものである。

第４　救助の種類

災害救助法による救助は以下のとおりである。

１．避難所の開設および収容
２．応急仮設住宅の供与
３．炊出しその他による食品の給与
４．飲料水の供給
５．被服寝具その他生活必需品の給貸与
６．医療および助産
７．災害にかかった者の救出

８．住宅の応急修理
９．生業資金の貸与
10．学用品の給与
11．遺体の捜索、処理、埋葬
12．障害物の除去
13．応急救助のための輸送
14．応急救助のための賃金職員等の雇上げ

第４章　災害復旧復興計画

第１節　公共施設の災害復旧計画

被災した公共施設の管理者は、被災した各施設の復旧と併せ、災害の再発を防止するために必要な施設の新設または改良を行う等、将来の災害に備える事業計画を作成する。また、応急対策計画に基づく応急復旧終了後、重要度と緊急度の高い施設から復旧工事を実施し、早期復旧を図る。

第１　災害復旧事業の種類

災害復旧事業の種類は、以下のとおりである。

１．公共土木施設災害復旧事業（公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法）
- ①　河川災害復旧事業
- ②　海岸災害復旧事業
- ③　砂防設備災害復旧事業
- ④　林地荒廃防止施設災害復旧事業
- ⑤　地すべり防止施設災害復旧事業
- ⑥　急傾斜地崩壊防止施設災害復旧事業
- ⑦　道路災害復旧事業
- ⑧　漁港災害復旧事業
- ⑨　下水道災害復旧事業
- ⑩　公園災害復旧事業

２．農林水産業施設災害復旧事業（農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律）
- ①　農地・農業用施設災害復旧事業
- ②　林業用施設災害復旧事業
- ③　漁業用施設災害復旧事業
- ④　共同利用施設災害復旧事業

３．都市災害復旧事業（都市災害復旧事業国庫補助に関する基本方針）
- ①　街路災害復旧事業
- ②　都市排水施設等災害復旧事業

４．上水道施設等災害復旧事業（水道法）

５．住宅災害復旧事業（公営住宅法）

６．社会福祉施設等災害復旧事業（各福祉法）

７．公立医療施設、病院等災害復旧事業（公的医療機関整備事業）

８．学校教育施設災害復旧事業（公立学校施設災害復旧費国庫負担法）

９．社会教育施設災害復旧事業

10．空港施設災害復旧事業

11．その他の施設災害復旧事業

第２　緊急災害査定の促進

災害が発生した場合には、市は県と連携して速やかに公共施設の災害の実態を調査・記録する。また、必要な資料を調整のうえ災害査定の緊急な実施が容易となるよう所要の措置を講じ、復旧事業の迅速化に努める。

第３　特定大規模災害時等における復旧工事の代行

国および県は、著しく異常かつ激甚な災害が発生し、緊急災害対策本部が設置された災害（以下「特定大規模災害」という。）等を受けた市から要請があり、かつ当該市の工事の実施体制等の地域の実情を勘案して円滑な復興のため必要があると認めるときは、その事務の遂行に支障のない範囲で、当該市に代わって工事を行うものとする。

第４　災害復旧資金の確保

市は、災害復旧に必要な資金需要額を早急に把握し、その負担すべき財源を確保するために起債および災害つなぎ短期借入について所要の措置を講じるなど、災害復旧事業の早期実施に努める。

第５　災害復旧支援

県は、市が管理する指定区間外の国道、県または自らが管理する道路と交通上密接である市道について、当該市から要請があり、かつ当該市の工事の実施体制等の地域の実情を勘案して、当該市に代わって自らが災害復旧等に関する工事を行うことが適当であると認められるときは、その事務の遂行に支障のない範囲内で、当該工事を行うことができる権限代行制度により、支援を行う。

第６　関係機関との連携

道路管理者は、道路と生活インフラの連携した復旧が行えるよう、関係機関との連携体制の整備・強化を図るものとする。

第２節　激甚災害指定計画

市は県に対し、大規模な災害が発生した場合、激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和 37 年法律第 150 号。以下「激甚法」という。）に基づく激甚災害の指定を受けるため、災害の状況を調査して早期に指定が受けられるよう措置し、公共施設の復旧が円滑に行われるよう要望する。

第１　激甚災害に関する調査

１．市の被害状況等を検討のうえ、激甚災害または局地激甚災害の指定を受ける必要があると思われる事業について、県の関係各部に必要な調査を行うよう要望する。

２．市は、県が行う激甚災害または局地激甚災害に関する調査等について協力する。

３．市は、早期に激甚災害または局地激甚災害の指定が受けられるよう、県の関係各課に必要な事項を速やかに調査するよう要望する。

４．市は災害発生時から当該災害に関する応急措置が完了するまでの間、次に掲げる事項を県に対して報告する。

（１）災害の原因
（２）災害が発生した日時
（３）災害が発生した場所または地域
（４）被害の程度（災害対策基本法施行規則別表第１に定める事項）
（５）災害に対してとられた措置
（６）その他必要な事項

第２　激甚災害指定の手続き

県は、市の実施した被害調査に基づき、当該災害が激甚法による激甚災害または局地激甚災害の指定基準に該当し、特別な地方財政援助または被災者に対する特別な助成の必要と認めるとき、政令指定を得るために適切な措置を講じる。

［激甚災害指定の手続］

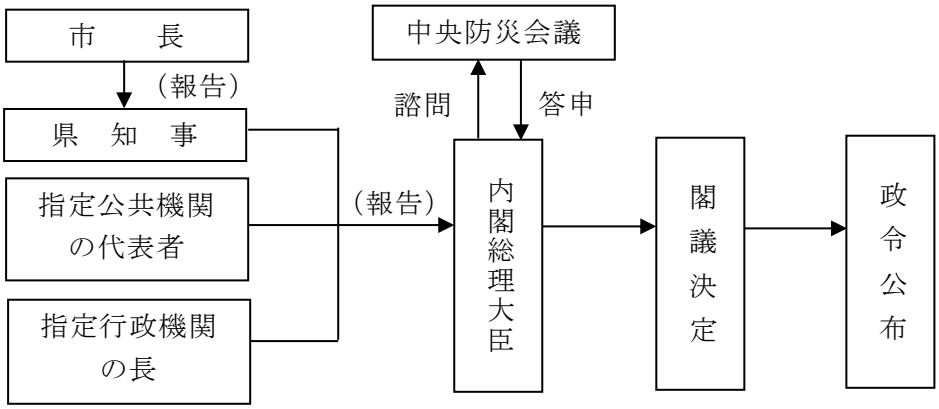

第３　特別財政援助の交付手続き

激甚災害の指定を受けたときは、市長は速やかに関係調書を作成して県に提出し、県は激甚法および算定の基礎となる法令に基づき、負担金を受けるための手続きその他を実施する。

なお、激甚災害に係る特別の財政援助の対象となる事業は、以下のとおりである。

1．激甚災害に関わる財政援助措置の対象

（1）公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助

① 公共土木施設災害復旧事業および災害関連事業

ア 災害復旧事業とは、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法の適用を受ける公共土木施設の災害復旧事業

イ 公共土木施設災害復旧事業のみでは再度災害の防止に十分な効果が期待できないと認められるため、これと合併施行する公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法施行令第1条各号の施設の新設または改良に関する事業（道路、砂防を除く。）

② 公立学校施設災害復旧事業

公立学校施設災害復旧費国庫負担法の適用を受ける公立学校施設の災害復旧事業

③ 公営住宅災害復旧事業

公営住宅法第8条第3項の規定の適用を受ける公営住宅または共同施設の建設または補修に関する事業

④ 社会福祉施設の災害復旧事業

ア 生活保護法第40条または第41条の規定により県、社会福祉法人または日本赤十字社が設置した保護施設の災害復旧事業

イ 児童福祉法第35条第2項から第4項までの規定により設置された児童福祉施設の災害復旧事業

ウ 老人福祉法第15条の規定により設置された養護老人ホームおよび特別養護老人ホームの災害復旧事業

工 身体障害者福祉法第28条第1項または第2項の規定により県または市が設置した身体障害者社会参加支援施設の災害復旧事業

オ 障がい者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第79条第1項もしくは第2項または第83条第2項もしくは第3項の規定により県または市が設置した障害者支援施設、地域活動支援センター、福祉ホームまたは障害福祉サービス（同法第5条第7項に規定する生活介護、同条第12項に規定する自立訓練、同条第13項に規定する就労移行支援または同条第14項に規定する就労継続支援に限る。）の事業の用に供する施設の災害復旧事業

⑤ 感染症指定医療機関の災害復旧および感染症予防事業

ア 感染症の予防および感染症の患者に対する医療に関する法律第6条第11項に規定する感染症指定医療機関の災害復旧事業

イ 激甚災害のための感染症の予防および感染症の患者に対する医療に関する法律第58条の規定による県の支弁に係る感染症予防事業

⑥ 堆積土砂および湛水の排除事業

ア 堆積土砂排除事業

（ア）公共施設の区域内の排除事業

激甚災害の発生に伴い公共施設の区域内に堆積した激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律施行令（以下「激甚法施行令」という。）第4条に定めた程度に達する異常に多量の砂礫、岩石、樹木等（以下「堆積土砂」という。）の排除事業で地方公共団体またはその機関が施工するもの

（イ）公共施設の区域外の排除事業

激甚災害に伴い発生した堆積土砂で、市長が指定した場所に集積されたものまたは市長がこれを放置することが公益上重大な支障があると認めたものにつ

いて、市が行う排除事業

イ　湛水排除事業

激甚災害の発生に伴い、浸入した水で浸水状態が激甚法施行令第5条に定める程度に達するものの、排除事業で地方公共団体が施行するもの

（２）農林水産業に関する特別の助成

①　農地等の災害復旧事業に係る補助の特別措置
②　農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助の特例
③　開拓者等の施設の災害復旧事業に対する補助
④　天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置の特例
⑤　森林組合等の行う堆積土砂の排除事業に対する補助
⑥　土地改良区等の行う湛水排除事業に対する補助
⑦　森林災害復旧事業に対する補助

（３）中小企業に関する特別の助成

①　中小企業信用保険法による災害関係保証の特例
②　小規模企業者等設備導入資金助成法による貸付金の償還期間の特例
③　事業協同組合等の施設の災害復旧事業に対する補助
④　中小企業者に対する資金の融通に関する特例

（４）その他の特別の財政援助および助成

①　公立社会教育施設災害復旧事業に対する補助
②　私立学校施設災害復旧事業に対する補助
③　市町が施行する感染症予防事業に関する負担の特例
④　母子および寡婦福祉法による国の貸付けの特例
⑤　水防資材費の補助の特例
⑥　り災者公営住宅建設等事業に対する補助の特例
⑦　産業労働者住宅建設資金融通の特例
⑧　小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等
⑨　雇用保険法による求職者給付の支給に関する特例

２．局地激甚災害指定により適用される措置

激甚災害によって生じた各種被害の状況に応じ、次の措置を選択して適用する。

①　公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助
②　農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置
③　農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助の特例
④　森林災害復旧事業に対する補助
⑤　中小企業に関する特別の助成
⑥　小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等

第３節　民生安定計画

市は県と協力し、災害による社会混乱を早期に収拾し、民心の安定と社会秩序の回復を図るため、関係機関・団体と協力のうえ、生活に必要な金品等の支給、職業のあっせん等、民生安定のための緊急措置を講じる。

第１　義援金品等の受入れおよび配分

１．義援金の受入れおよび配分

（１）義援金の受入れ

相談窓口班は義援金の受入窓口を開設し、受入業務を行う。

（２）義援金の配分

①　義援金の配分については、義援金配分委員会を設置し、配分方法、伝達方法等を協議のうえ決定する。

②　定められた方針、所定の手続きを経て被災者に情報を提供し、配分する。

２．義援物資の受入れおよび配分

（１）義援物資の受入れ

①　財政班は、庁舎内等に義援物資の受付場所を開設し運営を行う。

②　仕分け作業がスムーズに行えるよう受入れ品目を限定し、荷物には物資の内容、数量等の必要事項を記入する。

③　義援物資の申出があった場合は、次のことを要請する。

ア　義援物資は､荷物を開閉しなくとも物品名､数量がわかるように表示すること。

イ　複数の品目を梱包しないこと。

ウ　近隣で協力者のある場合はその方々と連携を図り、小口の義援物資の送付を避けること。

工　生鮮食料品等、腐敗する義援物資の送付を避けること。

（２）義援物資の配分、処分

義援物資の配分については､義援物資配分委員会を設置し､義援物資の使用・配分・処分について協議する。また、配分に当たっては避難行動要支援者を優先し、小浜市社会福祉協議会、小浜市赤十字奉仕団、ボランティアグループ等の協力を得て行う。

（３）義援物資の搬送

①　県および他の市町等からの義援物資は、あらかじめ定めた一時集積所に受入れ、仕分けのうえ各避難所へ搬送する。

②　義援物資の搬送は、ボランティア等の協力を得て行う。

第２　り災証明書の発行

市は、被災者に対する各種支援措置を実施するため、必要に応じて、被災者にり災証明書を発行する。市は、住家等の被害の程度を調査する際、必要に応じて、航空写真、被災者が撮影した住家の写真、応急危険度判定の判定結果等を活用するなど、適切な手法により実施するものとする。

１．り災台帳の作成

被災者からのり災証明願書による現地調査および災害対策本部に集約された被害調査結果に基づき、固定資産課税台帳および住民基本台帳を活用し、り災台帳を作成する。

２．り災証明書の発行

（１）り災証明書は、被災者の申請に基づき、り災台帳を確認のうえ発行する。

（２）被害状況の確認ができないときは、被災者の被害状況の申告により、り災届出証明書（本人の被害申告があった旨を証明するもの）を発行する。この場合、後日、調査確認をしたときは、り災証明書に切り替え発行する。

（３）り災証明書の発行は、原則として１回限りとする。

（４）り災証明書の発行は、証明手数料を徴収しないものとする。

第３　災害弔慰金等の支給

市は、「災害弔慰金の支給等に関する条例」等の規定に基づき、災害により被害を受けた市民に対し、弔慰金等を支給する。

１．災害弔慰金の支給

市民が災害により死亡したときは、その者の遺族に対し、条例に基づき災害弔慰金を支給する。

２．災害障がい見舞金の支給

市民が災害により負傷し、または疾病にかかり、治ったとき（その症状が固定した時を含む）に当該障がい者に対し、条例に基づき災害障がい見舞金の支給を行う。

３．災害見舞金の支給

市は、「小浜市災害見舞金の支給に関する規則」の定めるところにより災害見舞金を支給するものとする。ただし、災害救助法の適用を受けた場合はこの限りではない。

第４　応急措置の業務に従事した者に係る損害補償

１．損害補償の対象者

（１）消防組織法第 24 第 1 項の規定による者

（２）消防法第 36 条の 3 の規定による者

（３）水防法第 6 条の 2 第 1 項の規定による者

（４）水防法第 45 条の規定による者

（５）災害対策基本法第 84 条第 1 項の規定による者

２．損害補償の種類および額

県市町消防団員等公務災害補償等組合が定める福井県市町消防団員等公務災害補償条例（昭和 41 年福消補条例第 1 号）に規定するところによる。

３．その他

災害救援ボランティア等については、ボランティアの登録時等に加入するボランティア保険により補償される。

第５　生活の安定確保

１．総合相談窓口の設置

市は県と協力し、災害が発生した場合には、あらかじめ設置してある相談窓口において被災者等からの相談、問い合わせ等に対応する。また、国、県、市町等の総合相談窓口の開設を行い、被災者からの幅広い相談に応じる。

２．公営住宅の確保

市は県と協力し、損壊した公営住宅を速やかに補修するとともに、公営住宅の供給計画を早期に見直し、被災者に対する住宅の供給を図る。

なお、火災、地震、暴風雨等の大災害によって住宅に被害を受けた者は、住宅金融公庫法の規定により、災害復興住宅資金の融資を受けることができる。

３．雇用機会の確保

災害により被害を受けた住民が、その痛手から速やかに再起更生するよう、被災者に対する職業のあっせん、失業給付等について必要な計画を樹立し、被災者の生活の確保を図る。また、その対策として、次の内容に取り組むものとする。

（１）災害による離職者の把握に努めるとともに、その就職については、管轄する公共職業安定所を通じ、臨時職業相談窓口の設置、臨時職業相談所の開設または巡回職業相談の実施などにより、早期就職の促進を図る。

（２）被災者の就職を開拓するため、技能開発センター等による職業訓練を実施するよう努める。

（３）雇用保険の失業給付に関する特例措置

災害により失業の認定日に出頭できない受給資格者に対しては、事後に証明書により失業の認定を行い、失業給付を行う。

４．金融措置の実施

（１）租税の徴収猶予および減免

被災者に対する市税の徴収猶予および減免等適切な措置を講じるものとする。

（２）公的資金のあっせん

①　災害援護資金の貸付

市は、条例に基づき、災害により被害を受けた世帯の世帯主に対し、生活の建て直しに資するため、被害の程度、種類に応じ、災害援護資金の貸付を行う。

②　その他

市は、重大な災害が発生した場合において、金融の円滑を図るため、各種の既存制度融資の条件緩和または緊急融資の実施について、適宜必要な措置を講ずる。

５．生活関連物資の需給・価格状況の調査・監視

生活関連物資の価格が著しく上昇し、もしくはそのおそれがあり、または供給が著しく不足し、もしくはそのおそれがあると認めるとき、県に対して所要の措置を講ずるよう要請する。

６．被災者台帳の整備

市は、必要に応じて、個々の被災者の被害の状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を作成し、被災者の援護の総合的かつ効率的な実施に努めるものとする。

県は、災害救助法に基づき被災者の救助を行ったときは、被災者台帳を作成する市からの要請に応じて、被災者に関する情報を提供するものとする。

7．支援制度の周知

市および県は、被災者が自ら適した支援制度を活用して生活再建に取り組むことができるよう、災害ケースマネジメントの実施等により、見守り・相談の機会や被災者台帳等を活用したきめ細やかな支援を行うとともに、被災者が容易に支援制度を知ることができる環境の整備に努めるものとする。

第６　個人資産の共済制度等に対する検討

全国的な基金による被災者に対する救済措置や新たな保険制度、共済制度等について、被災者の救済の理念、仕組み等について調査・研究する。

第７　被災者生活再建支援金

1．被災者生活再建支援金の支給

市域において、被災者生活再建支援金の支給に該当する自然災害が発生した場合、市は県に対して「被災者生活再建支援法」の適用要請を依頼する。

なお、支援金の支給に関しては、県から当該事務の全部を委託された被災者生活再建支援法人が県より拠出された基金を活用して行う。

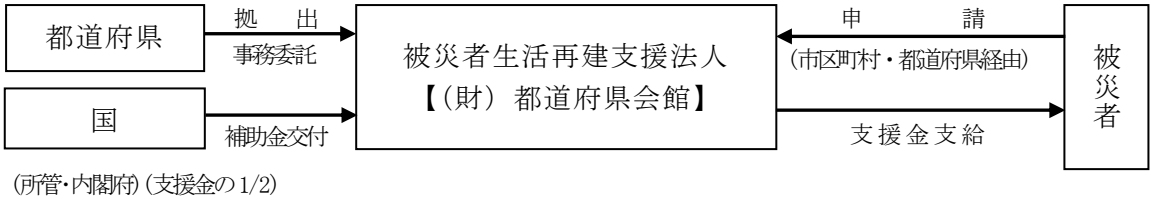

(所管・内閣府)(支援金の1/2)

2．被災者生活再建支援

地震､津波、暴風雨等自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた世帯に対して、都道府県が被災者再建支援法に基づき支援金を支給する。

（1）対象となる自然災害

① 災害救助法施行令第１条第１項第１号または第２号のいずれかに該当する被害（同条第２項のいわゆるみなし規定により該当することとなるものを含む。)が発生した市の区域に係る自然災害

② 10 以上の世帯の住家が全壊する被害が発生した市の区域に係る自然災害

③ 100 以上の世帯の住家が全壊する被害が発生した県の区域に係る自然災害

④ 5 以上の世帯の住宅が全壊する被害が発生した市（人口 10 万人未満のものに限る。）の区域であって、①～③の区域に隣接するものに係る自然災害

⑤ 県内で①または②の自然災害が発生した場合で、5 以上の世帯の住宅が全壊する被害が発生した市町（人口 10 万未満のものに限る。）の区域に係る自然災害

⑥ ①もしくは②の市町村を含む都道府県または③の都道府県が 2 以上ある場合に、5 以上の世帯が全壊する被害が発生した市町（人口 10 万人未満のものに限る。）の区域に係る自然災害（人口 5 万人未満の市町については、2 世以上の世帯の住宅が全壊する被害が発生した場合）

（2）対象世帯

① 住宅が全壊した世帯

② 住宅が全壊または住宅の敷地に被害が生じ、その住宅をやむを得ず解体した世帯

③　災害による危険な状態が継続し、住宅に居住不能な状態が長期間継続している世帯

④　住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければ居住することが困難な世帯

⑤　住宅が半壊し、相当規模の補修を行わなければ居住することが困難な世帯

（３）支給額

次の①および②の合計額を支給する。

①　住宅の被害程度に応じて支給する支援金（基礎支援金）

住宅の被害程度	全　壊（２）の①に該当	解　体（２）の②に該当	長期避難（２）の③に該当	大規模半壊（２）の④に該当	中規模半壊
複数世帯	１００万円	１００万円	１００万円	５０万円	―

②　住宅の再建方法に応じて支給する支援金（加算支援金）

住宅の再建方法	建設・購入	補修	賃貸（公営住宅以外）
支給額（全壊、解体、長期避難、大規模半壊）	２００万円	１００万円	５０万円
支給額〔中規模半壊〕	１００万円	５０万円	２５万円

（注）被害程度が全壊、解体、長期避難、大規模半壊のいずれかで、一旦住宅を賃貸した後、自ら住居を建設・購入（または補修）する場合は、合計で２００万円（中規模半壊の場合は１００万円）または１００万円（中規模半壊の場合は５０万円）を支給限度額とする。

第８　郵政事業の特例措置

日本郵便株式会社は、災害時における郵政事業に係る災害特別事務取扱いおよび援護対策を実施する。

１．被災者に対する郵便葉書等の無償交付

被災者の安否通信等の便宜を図るため、被災地の郵便局において、被災世帯に対し、通常葉書および郵便書簡を無償交付する。

２．被災者が差し出す郵便物の料金免除

災害時において、被災者が差し出す郵便物の料金免除を実施する。

３．被災地あて救助用郵便物の料金免除

災害時において、被災者の救助を行う地方公共団体、日本赤十字社等その他総務省令で定める法人または団体にあてた救助用の現金書留郵便物等の料金免除を実施する。

第９　暴力団排除活動

県警察は、暴力団等の動向把握を徹底し、復旧・復興事業への参入・介入の実態把握に努めるとともに、関係行政機関、被災地方公共団体、業界団体等に必要な働きかけを行うなど、復旧・復興事業からの暴力団排除活動の徹底に努める。

第４節　財政援助計画

第１　金融措置

災害により被害を受けた住民が再起更生するよう、以下に掲げる金融措置を講じて、被災者の生活の確保を図る。

１．租税の徴収猶予および減免

（１）国

災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律に基づき、国税の徴収猶予、減免等の適切な措置を講じる。

（２）福井県

地方税法および福井県県税条例に基づき、県税の徴収猶予、減免等の適切な措置を講じる。

（３）小浜市

地方税法および小浜市税賦課徴収条例に基づき、市税の徴収猶予、減免等の適切な措置を講じる。

２．国民年金保険料の免除

国民年金第１号被保険者（強制加入）またはその世帯員が、災害により財産に損害を受け、保険料を納付することが困難な場合、一定の期間国民年金の保険料を免除する。

３．保育所等徴収金の免除

（１）災害による被害を受け、保育所、その他の社会福祉施設の徴収金を負担することが困難であると認めるときは、その被害の程度に応じて徴収金を減免する。

（２）その他地方公共団体の公的徴収金等は、必要に応じてその救済措置を図る。

４．公的資金による融資

（１）災害援護資金の貸付け

市は、災害弔慰金の支給等に関する法律に基づき、小浜市災害弔慰金の支給等に関する条例の定めるところにより、自然災害によって被害を受けた世帯の世帯主に対して、その生活の立て直しに資するため、被害の程度、種類に応じ、災害援護資金の貸付けを行う。

（２）生活福祉資金の貸付け

福井県社会福祉協議会は、小規模の災害によって被害を受けた低所得世帯に対し、その世帯の経済的自立と生活意欲の助長促進を図り、安定した生活を営ませるため、生活福祉資金を貸し付け、必要な援助指導を行う。

また、被災した家屋を増築、改築、拡張または補修するために必要な経費として、福祉資金の貸し付けを行う。

（３）母子寡婦福祉資金の貸付け

県は、小規模の災害によって被害を受けた母子家庭および寡婦に対して、その世帯の経済的自立および生活意欲の助長促進を図るため、被災した家屋を増築、改築、拡張または補修するために必要な経費として、住宅資金の貸付けを行う。

（４）中小企業向け緊急融資

市は、重大な災害が発生した場合において、災害により被害または影響を受け経営

の安定に支障を生じている中小企業の金融の円滑を図るため、既存制度融資の条件緩和または緊急融資の実施について、適宜、必要な措置を講ずるものとする。

（５）農林漁業関係融資

災害時における農林漁業関係の融資は、次のとおりである。

農業関係	被害農家の経営	天災資金、農林漁業セーフティネット資金、農業経営支援資金、農業緊急資金
	農地等の災害復旧	農業基盤整備資金
	施設関係の災害復旧	農林漁業施設資金
林業関係	被害林業者の経営	天災資金、農林漁業セーフティネット資金
	施設関係の災害復旧	林業基盤整備資金、農林漁業施設資金
漁業関係	被害漁業者の経営	天災基金、農林漁業セーフティネット資金
	漁船その他施設関係の災害復旧	漁業基盤整備資金、漁船資金、農林漁業施設資金
	その他	漁業経営安定資金

備考：天災による被害農林漁業者等に対する資金の融資に関する暫定措置法（昭和30年法律第136号）

：株式会社日本政策金融公庫法（平成19年法律第57号）

第２　流通機能の回復

流通機能の回復を図ることにより、被災者の経済的生活の安定確保と経済の復興の促進を図る。

１．商品の確保

（１）市は、生活必需品をはじめ各種商品の在庫量と必要量を把握し、不足量については、県、関係企業等と協議し、速やかに必要量を市場に流通させる。

（２）道路等管理者は、速やかに施設の復旧を行い、物流の確保を図る。

２．通貨の管理

（１）北陸財務局、日本銀行等は、被災地の金融機関に対して必要な指導、援助を行うことにより、通貨等の円滑な流通を確保する。

（２）日本郵政株式会社は、災害時において、被災地の郵便局において、被災者の緊急な資金需要その他の被災事情を考慮し、次の措置を講じる。

①　郵便貯金関係

郵便貯金、郵便為替、郵便振替および年金恩給等の郵便貯金業務についての一定金額の範囲内における非常払渡しおよび非常貸付けならびに国債等の非常買取り等の非常取扱いを実施する。

②　簡易保険関係

簡易保険の保険金および貸付金の非常即時払、保険料払込猶予期間の延伸等の非常取扱いを実施する。

３．物価の監視

県は、生活関連物資の円滑な供給の確保または価格の安定を図るため、必要があると認めるときは、事業者に対し、当該生活関連物資の円滑な供給等の協力要請を行う。

４．消費者情報の提供

市は、生活必需物品等の在庫量、適正価格、販売場所等の必要な消費者情報を提供し、消費者の利益を図るとともに、民心の安定を図る。

また、県は、生活関連物資の需給および価格の動向についての情報を提供する。

５．各種市場、取引所等の再開

関係各機関は、各種市場、取引所等に対し、速やかに営業を再開するとともに、施設、設備の復旧を図るよう指導する。

第５節　復興計画

市は、県と連携し、被災地の再建を行うため、被災の状況、公共施設管理者の意向等を勘案しながら、国等関係機関と協議を行い、現状復旧または中長期的視野に立った復興について検討し、復旧、復興の基本方針を定める。

第１　改良復旧

市および防災関係機関は、迅速かつ円滑に被災施設の復旧事業を行う。被災施設の復旧にあたっては、再度の災害防止の観点から可能な限り改良復旧を行う。

道路管理者および上下水道、電力、通信等のインフラ事業者は、道路と生活インフラの連携した復旧が行えるよう、関係機関との連携体制の整備・強化を図るものとする。

なお、ライフライン、交通輸送等の関係機関は、復旧にあたり、地区別の復旧予定時期を明示する。

第２　計画的復興

大災害により、地域が壊滅的な被害を受けた場合における被災地の再建は、都市構造や産業基盤等の改変を伴う複雑な大事業となることから、市は県と協力して事業を迅速かつ円滑に実施するための復興計画を策定し、関係機関と調整しながら計画的に復興を進める。

また、復興のための市街地の整備改善については、被災市街地復興特別措置法等を活用するとともに、災害に強いまちづくりについてできるだけ速やかに要配慮者を含む住民のコンセンサスを得るように努め、土地区画整理事業、市街地再開発事業等の実施により、安全で快適な市街地の形成と都市機能の充実を図る。

さらに、被災後に早期かつ的確に復興まちづくりを行えるよう、復興事前準備に努めるものとする。

第３　大規模災害からの復興に関する法律の活用

１．復興計画

市は、必要に応じ、大規模災害からの復興に関する法律を活用し、国の復興基本方針等に即して復興計画を作成し、同計画に基づき市街地開発事業、土地改良事業等を実施することにより、特定大規模災害により、土地利用の状況が相当程度変化した地域等における円滑かつ迅速な復興を図るものとする。

２．特定措置

市が特定大規模災害等を受けた場合、円滑かつ迅速な復興を図るために、必要に応じ、市に代わって必要な都市計画の決定等を行うよう国土交通省および県に要請するものとする。

３．職員の派遣

市は、災害復旧・復興対策の推進のため、必要に応じ、国、県、他の地方公共団体等に対し、職員の派遣その他の協力を求めるものとする。特に、他の地方公共団体に対し、技術職員の派遣を求める場合においては、復旧・復興支援技術職員派遣制度の活用も含めて検討するものとする。

市は、必要な場合、関係行政機関に対し、職員の派遣を要請するものとする。同様に県は、特定大規模災害からの復興のために必要な場合、関係行政機関または関係地方行政会館に対し、職員の派遣を要請するものとする。国および県は、必要に応じて、職員の派遣に係るあっせんに努めるものとする。

市は、職員を派遣する場合、地域や災害の特性等を考慮した職員の選定に努めるものとする。

別表３－１－１　　災害警戒本部組織表

本部職名	職　　名	本部職名	職　　名
本部長	副市長	本部員	経営企画部長
本部付	教育長	本部員	生活福祉部長
副本部長	総務部長	本部員	教育部長
副本部長	経済産業部長	本部員	若狭消防副署長
本部員	技監		

別表３－１－２　　災害対策本部組織表

本部職名	職　　名	本部職名	職　　名
本部長	市長	本部員	経営企画部長
副本部長	副市長	本部員	生活福祉部長
本部付	教育長	本部員	経済産業部長
本部員	技監	本部員	教育部長
本部員	総務部長	本部員	若狭消防署長

別表３－１－３　　災害対策本部　部設置一覧

対策本部名	職　　名	対策本部名	職　　名
総務部	総務部長	経済産業部	経済産業部長
経営企画部	経営企画部長	教育部	教育部長
生活福祉部	生活福祉部長	消防部	消防部長

別表３－１－４　　小浜市災害対策本部事務分掌

部名	班名	課　　名	事　　務　　分　　掌
総務部	本部班	防災防犯課	・災害対策本部の設置、運営、廃止に関すること ・災害対策全般の連絡調整総括に関すること ・災害状況および応急対策実施状況等の総括に関すること ・災害・気象・交通情報等の把握に関すること ・防災行政無線の統制活用に関すること ・避難所の指定および開設・避難状況の把握に関すること ・防災会議委員、その他の防災関係機関との連絡調整に関すること ・その他、他の部（班）に属さないこと
	総務班	総務課	・職員の動員、配備、従事状況の把握に関すること ・自衛隊等の救援派遣要請、民間協力団体への協力要請に関すること ・他の地方公共団体への応援要請と受け入れに関すること ・他の地方公共団体との相互協力に関すること ・公務災害補償その他被災職員に対する給付に関すること ・職員の食料および厚生に関すること
	渉外班	市長公室	・本部長、副本部長の秘書および特命に関すること ・義援金、見舞金品の礼状の送付に関すること ・県・国の視察団の受入れに関すること
	被災管理班	税務課	・住民の被害状況の調査収集に関すること ・避難住民の誘導に関すること ・被災者の確認および人的被害の調査、把握 ・被災者の避難状況の記録および報告 ・り災台帳の作成に関すること ・家屋等の被害状況調査 ・防犯対策に関すること ・り災証明の発行に関すること
	特命班	議会事務局 御食国ブランド戦略課	・本部長の特命 ・他の班の応援
	広報情報班	市長公室 未来創造課	・住民への指示、命令の伝達に関すること ・災害広報に関すること ・災害情報の収集、記録に関すること ・気象情報および交通情報等の収集に関すること ・報道機関への対応、連絡に関すること ・関係市町および防災関係機関の被害情報収集
経営企画部	財政班	財政課	・物資購入、応急資機材の確保に関すること ・救援物資等の要請および管理に関すること ・災害関係費の予算措置および出納に関すること ・災害見舞金、義援金の受理および配分に関すること

経営企画部	施設管理班	営繕管財課	・輸送にかかる民間車両等の借り上げに関すること ・車両の確保、配車管理に関すること ・電気･電話･ガス等ライフラインの応急処理に関すること ・災害用電話等通信機器の確保および設置に関すること ・市有財産、避難施設等の被害状況の把握、応急対策および復旧に関すること ・建物の応急危険度判定に関すること ・被害建築物の応急対策に関すること ・仮設住宅の建設および管理に関すること ・みなし仮設住宅に関すること
	住宅班	営繕管財課	・市営住宅の被害調査および応急対策
	公共交通班	新幹線・交通政策課	・バス、鉄道の運行状況調査に関すること
	ボランティア班	移住定住交流課	・災害対策本部と市災害ボランティアセンターとの連絡調整 ・被災地区および避難所と市災害ボランティアセンターとの連絡調整 ・ボランティアの活動支援ならびに受け入れおよび派遣に関すること
生活福祉部	衛生班	環境衛生課	・遺体安置所の確保および収容に関すること ・死亡者の埋葬に関すること ・災害廃棄物の総合的処理企画に関すること ・一般廃棄物の収集および処理に関すること ・し尿等の収集および処理に関すること ・衛生および環境対策に関すること
	救護班	健康応援課	・被災者の医療および健康相談に関すること ・医師会等医療機関との連絡調整および医療関係者の確保に関すること ・医療品等の調達、供給に関すること ・救護所の開設に関すること ・医療ボランティアの受入れ、調整に関すること ・感染症対策に関すること

	要配慮者支援班	子育て応援課 地域福祉課 健康応援課 市民課	・避難行動要支援者の支援策に関すること ・高齢者、身障者等の対策に関すること ・保育園児の安全対策に関すること ・母子対策に関すること ・日本赤十字社その他の福祉団体との連絡調整に関すること ・被災者への炊き出しに関すること ・災害救助法に基づく救助事務全般 ・福祉避難所に関すること
	相談窓口班	市民課	・市民等からの問い合わせ対応 ・被災者台帳の作成に関すること ・災害弔慰金や被災者生活再建支援金等の被災者支援に関すること
経済産業部	産業班	商工振興課 文化観光課 農林水産課	・商工観光施設の被害調査および応急対策に関すること ・企業、関係団体への支援協力要請に関すること ・商工業関係の災害に関すること ・被害農作物の調査および応急技術対策に関すること ・家畜等の被害対策に関すること ・漁業関連機関との連絡調整に関すること ・漁場、沿岸等の環境調査に関すること ・流出物の調査、管理処分に関すること ・文化財の被害調査および応急対策に関すること
	物資供給班	商工振興課 文化観光課 農林水産課	・物資の管理、配給および移送に関すること ・応急復旧資機材の輸送に関すること
	調査工作班	都市デザイン課 農林水産課 上下水道課	・危険箇所等の確認、パトロールに関すること ・河川水位の観測および河川情報の収集に関すること ・道路等交通施設の被害情報の収集に関すること ・水防応急対策・水防資機材の調達および管理に関すること ・土砂災害の応急対策に関すること ・道路通行制限に関すること ・緊急輸送路、避難路および救援路の確保に関すること ・道路通行支障物の解体、撤去および処理に関すること ・建設機材の借上げ、調達に関すること ・建設機構等関係機関との連絡調整に関すること ・災害復旧用資機材の確保調達に関すること ・農地、農業用施設の被害調査および応急対策に関すること ・林地、林業用施設の被害調査および応急対策に関すること ・漁港、漁業用施設の被害調査および応急対策に関すること ・河川、道路の被害調査および応急対策に関すること ・下水道施設の被害調査および応急対策に関すること
	給水班	上下水道課	・飲料水の確保および供給に関すること ・上水道施設の被害調査および応急復旧に関すること ・広域給水応援の受入れ、調整に関すること

教育部	学校班	教育総務課	・被災児童生徒に対する応急教育の実施に関すること ・被災児童生徒の安全対策および保健管理に関すること ・教材、学用品等の確保に関すること
	避難所班	生涯学習スポーツ課 会計課 監査委員事務局 各避難施設	・避難所の開設および責任者、連絡員等の派遣に関すること ・避難所の管理運営に関すること ・避難者の把握に関すること ・文化体育施設の被害調査および応急対策に関すること
消防部	消防班	若狭消防署 小浜消防団	・消防全般の企画体制の確立に関すること ・消防活動に関すること ・水防情報の収集に関すること ・水防体制の確立および水防活動に関すること ・急患輸送避難誘導に対する協力に関すること ・災害防御および救助活動に関すること ・地水利の安全確保に関すること ・警戒監視および被災地における被害調査に関すること ・広域消防応援の受入れおよび調達に関すること ・特命事項に関すること
共通事項			・関係機関との連絡調整に関すること ・各課所管施設および関連施設の被害調査および応急対策に関すること ・各課所管の避難所の開設および管理運営に関すること ・各部（班）の相互協力に関すること ・部内関係の災害記録に関すること

小浜市災害対策本部組織図

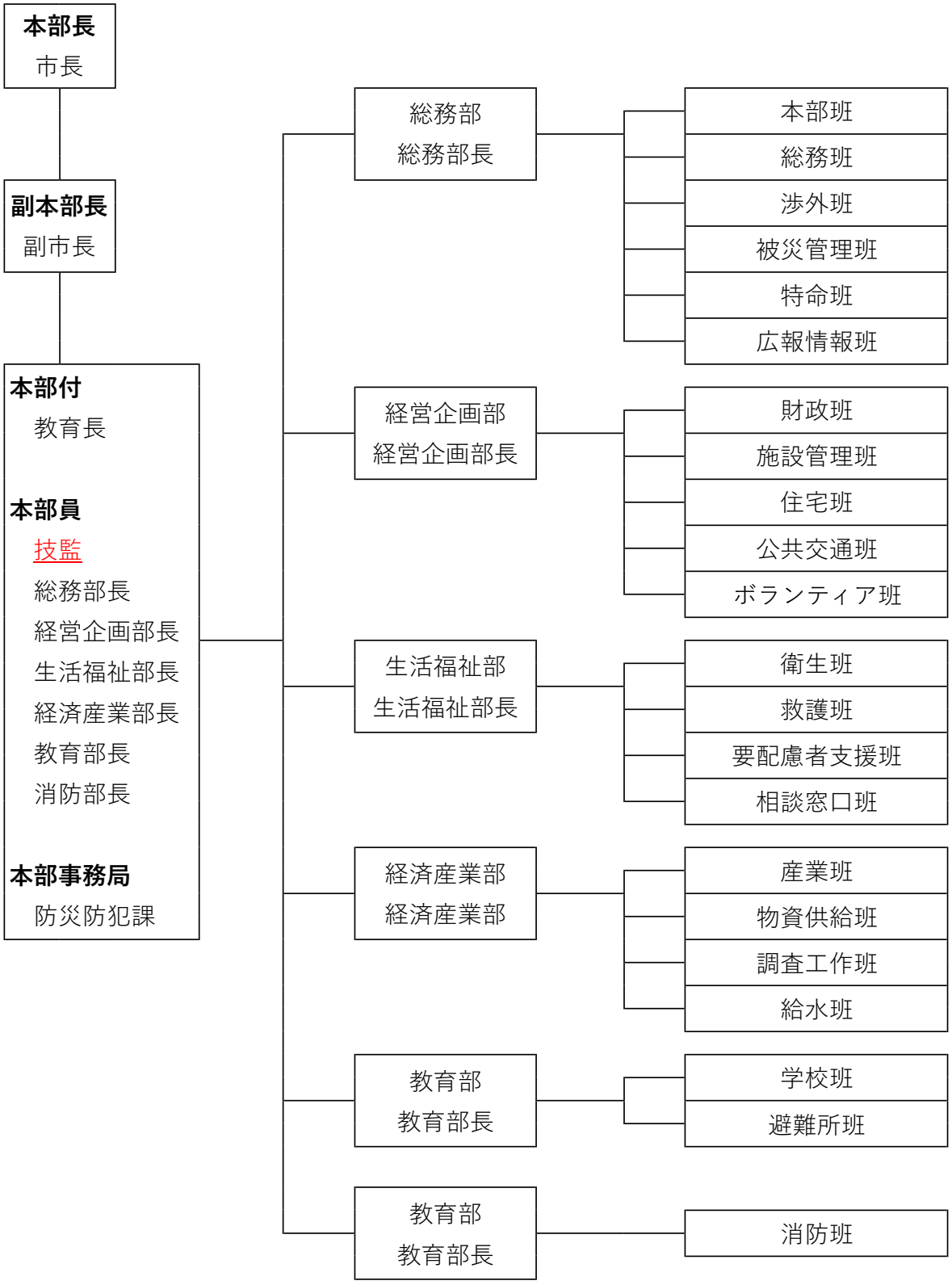

小浜市地域防災計画

【地震（津波）災害対策編】

昭和３８年	４月	策定
昭和５６年	３月	修正
昭和６０年	２月	修正
平成　６年	３月	修正
平成１１年	３月	修正
平成２３年	３月	改定
平成２９年	６月	改定
令和　３年	６月	改定
令和　４年	６月	改定
令和　７年	６月	改定
令和　８年１２月		改定

小浜市防災会議

第２編　地震(津波)災害対策編

第１章　総則

第　１　節　計画の方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１
第　２　節　地域の概況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　３
第　３　節　防災関係機関の事務または業務の大綱・・・・・・　９
第　４　節　災害の規模想定・・・・・・・・・・・・・・・・・１７
第　５　節　防災ビジョン・・・・・・・・・・・・・・・・・・２１

第２章　地震災害予防計画

第　１　節　防災知識普及計画・・・・・・・・・・・・・・・・２２
第　２　節　防災訓練計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・２６
第　３　節　自主防災組織等整備計画・・・・・・・・・・・・２８
第　４　節　避難対策計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・３１
第　５　節　緊急事態管理体制整備計画・・・・・・・・・・・３７
第　６　節　広域的相互応援体制計画・・・・・・・・・・・・４０
第　７　節　医療救護予防計画・・・・・・・・・・・・・・・・４２
第　８　節　要配慮者震災予防計画・・・・・・・・・・・・・４４
第　９　節　ボランティア育成・確保計画・・・・・・・・・・５０
第１０節　飲料水・食料品・生活必需品等の確保計画・・・・５２
第１１節　地震に強いまちづくり計画・・・・・・・・・・・５４
第１２節　津波に強いまちづくり計画・・・・・・・・・・・５６
第１３節　建築物災害予防計画・・・・・・・・・・・・・・・５９
第１４節　交通施設災害予防計画・・・・・・・・・・・・・・６２
第１５節　上下水道施設災害予防計画・・・・・・・・・・・６４
第１６節　電力・ガス施設災害予防計画・・・・・・・・・・６６
第１７節　通信・放送施設災害予防計画・・・・・・・・・・６８
第１８節　防災関係施設設備、資機材、物資等整備計画・・・７０
第１９節　地盤災害予防計画・・・・・・・・・・・・・・・・７３
第２０節　津波災害予防計画・・・・・・・・・・・・・・・・７６
第２１節　浸水防止計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・７８
第２２節　積雪時の地震災害予防計画・・・・・・・・・・・８０
第２３節　地震火災予防計画・・・・・・・・・・・・・・・・８２
第２４節　危険物等災害予防計画・・・・・・・・・・・・・・８４
第２５節　文化財災害予防計画・・・・・・・・・・・・・・・８６
第２６節　交通輸送体系整備計画・・・・・・・・・・・・・・８７

第３章　災害応急対策計画

第　１　節　応急活動体制計画・・・・・・・・・・・・・・・・８９
第　２　節　広域応援に関する計画・・・・・・・・・・・・・９４
第　３　節　自衛隊災害派遣要請計画・・・・・・・・・・・・９７
第　４　節　ボランティア活動支援計画・・・・・・・・・・・１０１
第　５　節　通信計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１０４
第　６　節　地震・津波に関する情報等収集伝達計画・・・・・１０７
第　７　節　災害情報収集連絡計画・・・・・・・・・・・・・・１１７

第　８　節　災害広報計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１２１
第　９　節　避難計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１２３
第１０節　救出計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１３１
第１１節　要配慮者応急対策計画・・・・・・・・・・・・・・・１３４
第１２節　医療救護計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１３６
第１３節　消防計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１４１
第１４節　警備・保安計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１４４
第１５節　飲料水供給計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１４９
第１６節　食料供給計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１５１
第１７節　生活必需品供給計画・・・・・・・・・・・・・・・・・１５６
第１８節　住宅応急対策計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・１５９
第１９節　緊急輸送計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１６２
第２０節　障害物撤去対策計画・・・・・・・・・・・・・・・・・１６４
第２１節　交通対策計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１６５
第２２節　要員確保計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１６８
第２３節　食品衛生対策計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・１７２
第２４節　防疫対策計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１７３
第２５節　遺体の捜索・処理・埋葬計画・・・・・・・・・・・・・１７６
第２６節　廃棄物処理計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１７９
第２７節　水防活動計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１８２
第２８節　地盤災害応急対策計画・・・・・・・・・・・・・・・・１８３
第２９節　海上災害対策計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・１８４
第３０節　文教対策計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１９０
第３１節　農林水産業等対策計画・・・・・・・・・・・・・・・・１９４
第３２節　商工業対策計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１９７
第３３節　通信・放送施設応急対策計画・・・・・・・・・・・・・２００
第３４節　電力・ガス施設応急対策計画・・・・・・・・・・・・・２０２
第３５節　上下水道施設応急対策計画・・・・・・・・・・・・・・２０５
第３６節　交通施設応急対策計画・・・・・・・・・・・・・・・・２０８
第３７節　危険物施設等応急対策計画・・・・・・・・・・・・・・２１１
第３８節　災害救助法の適用に関する計画・・・・・・・・・・・・２１３

第４章　災害復旧復興計画
第　１　節　公共施設の災害復旧計画・・・・・・・・・・・・・・２１５
第　２　節　激甚災害指定計画・・・・・・・・・・・・・・・・・２１７
第　３　節　民生安定計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２２０
第　４　節　財政援助計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２２５
第　５　節　復興計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２２８

第２編　地震(津波)災害対策編

本編は、平成７年１月の大災害をもたらした阪神･淡路大震災や平成 23 年３月の東日本大震災等、我が国に未曾有の被害をもたらした地震や津波被害の教訓をもとにして、本市において震災対策上必要な諸施策についての基本を定めるものである。

第１章　総　則

第１節　計画の方針

第１　計画の目的

小浜市地域防災計画は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 42 条の規定に基づき、小浜市防災会議が作成する計画で、小浜市の地域ならびに住民の生命、身体および財産を災害から守るため、防災関係機関等の協力を得て、総合的な災害予防、災害応急対策および災害復旧の諸活動を円滑に実施することにより防災の万全を期すことを目的とするとともに社会秩序の維持および公共の福祉に資することを目的とする。

第２　計画の基本

１．計画の基本方針

この計画は、市域の防災に関し、国・地方公共団体およびその他の公共機関等を通じて、必要な体制を確立し、責任の所在を明確にするとともに災害予防、災害応急対策、災害復旧およびその他必要な災害対策の基本を定めることにより、総合的、計画的な防災行政の整備および推進を図る。

２．計画の構成と体系

この計画の構成は次の４章からなる。

（１）総則
（２）災害予防計画
（３）災害応急対策計画
（４）災害復旧計画

なお、この計画を含む小浜市地域防災計画の体系は次のとおりである。

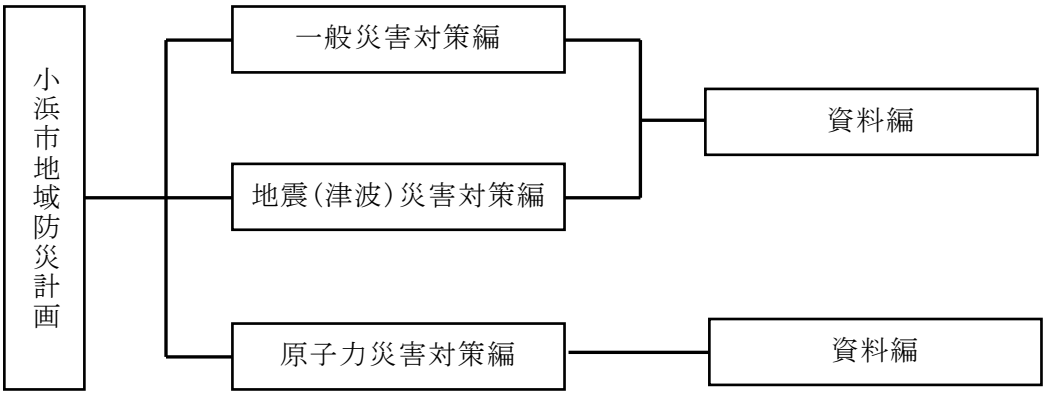

第３　計画の周知

この計画は、本市における災害対策の基本となる計画であり、小浜市防災会議を中心として、市および防災関係機関は平素から本計画の習熟に努める。また、本計画を住民の防災活動の指針として、十分機能するよう住民への周知を図る。

第４　計画の効果的推進

災害の発生を完全に防ぐことは不可能であるが、災害時の被害を最小化し、被害の迅速な回復を図る「減災」の考え方に基づき、災害による人的被害、経済被害を軽減し、安全・安心を確保するためには、行政による公助はもとより、住民の自覚に根ざした自助、地域コミュニティ等による共助が必要であり、個人や家庭、地域、企業、団体等の様々な主体が連携して積極的に地域を守るような社会の構築に努める。

また、男女双方や、高齢者、障がい者、乳幼児その他の特に配慮を要する者（以下「要配慮者」という。）の視点に配慮した防災を進めるため、防災の現場における女性やこども・若者、高齢者、障がい者等の参画拡大など男女共同参画および要配慮者の視点に配慮した防災体制の確立に努めるものとする。市および県は、男女共同参画の視点から、地方防災会議の委員に占める女性の割合を高めるよう努めるものとする。

さらに、新型コロナウイルス感染症流行時の経験も踏まえ、災害対応にあたる職員等の感染症対策の徹底や、避難所における避難者の過密抑制など感染症対策の観点を取り入れた防災対策を推進するものとする。

過去の災害の教訓を踏まえ、すべての市民が災害から自らの命を守るためには、市民一人一人が確実に避難できるようになることが必要である。このため、地域の関係者の連携の下、職場、学校等において、地域の災害リスクや自分は災害に遭わないという思い込み（正常性バイアス）等の必要な知識を教える実践的な防災教育や避難訓練を実施する必要がある。

国が国土強靱化基本計画に基づき、令和７年度に策定した第１次国土強靱化実施中期計画による国土強靱化の取組みの更なる加速化・進化を踏まえつつ、引き続き、国土強靱化計画に基づき、安全、安心かつ災害に屈しない国土づくりをオールジャパンで強力に進めていく。その際、大規模地震後の水害等の複合災害（同時または連続して２以上の災害が発生し、それらの影響が複合化することにより、被害が深刻化し、災害対応が困難になる事象）も念頭に置きながら、関係者一体となって事前防災に取り組んでいく。

第５　計画の修正

この計画は、災害対策基本法第 42 条の規定に基づき、毎年検討を加え、必要があると認められるときは、これを修正するものとする。

防災関係機関は、所管事項に関して修正が必要な場合は、当該事項を小浜市防災会議に提出するものとする。

また、修正の内容については、速やかに広報等により住民や関係機関に周知する。

第２節　地域の概況

第１　自然的条件

１．位置および面積

本市は、福井県南西部に位置しており、北は若狭湾とその内湾である小浜湾に面し、南は東西に走る京都北部一帯に連なる山岳で、一部滋賀県と境を接する。市域は東西約24km、南北約 20km で、総面積は 233.11km^2 である。



２．地　勢

本市の位置する若狭湾は、日本海沿岸で北に開口した唯一の凹みで、敦賀―木之本間の柳ヶ瀬断層と小浜―今津間の熊川断層の間は多数の断層があって若越破砕帯と呼ばれ、若狭湾から琵琶湖を通じ、伊勢湾にいたる本州の中央大破砕帯の一部を形成している。本市には福井県・滋賀県の県境に位置する三十三間山の東麓に発し、熊川断層の崖下を西に流れ小浜湾に注ぐ北川と、福井県・京都府の県境に位置する頭巾山に発し若狭地域の南部山地を北流し北川河口部で小浜湾に注ぐ南川がある。両河川の河口部にはデルタ（三角州性）低地が形成され、北川中流域には扇状地性の谷底平野が形成されている。それにより南北に２分される南北両山地により形成される。

本市市街地はデルタ低地に立地し、北部はリアス式海岸の発達した若狭湾に対して半島が連なり、出入りの多い地形をしており、南部には比較的低層（1,000m 未満）な山々が連なっている。

３．地　質

本市の地質を年代別に区分すると、古生代から中生代三畳紀に形成された、頁岩、粘板岩、砂岩、チャート、緑色岩類、および石灰岩からなる丹波帯が大部分を占めている。

丹波帯は古生代石炭紀～中生代ジュラ紀の地層からなり、海洋プレートにのって運ばれてきた海洋地殻がジュラ紀に陸側に付加している。

主に古生代石炭紀から中生代ジュラ紀の地層群からからなり、基岩は主として頁岩・粘板岩から構成されており、砂岩・チャート・輝緑凝灰岩等を伴う。地質構造は褶曲構造が基本となっている。

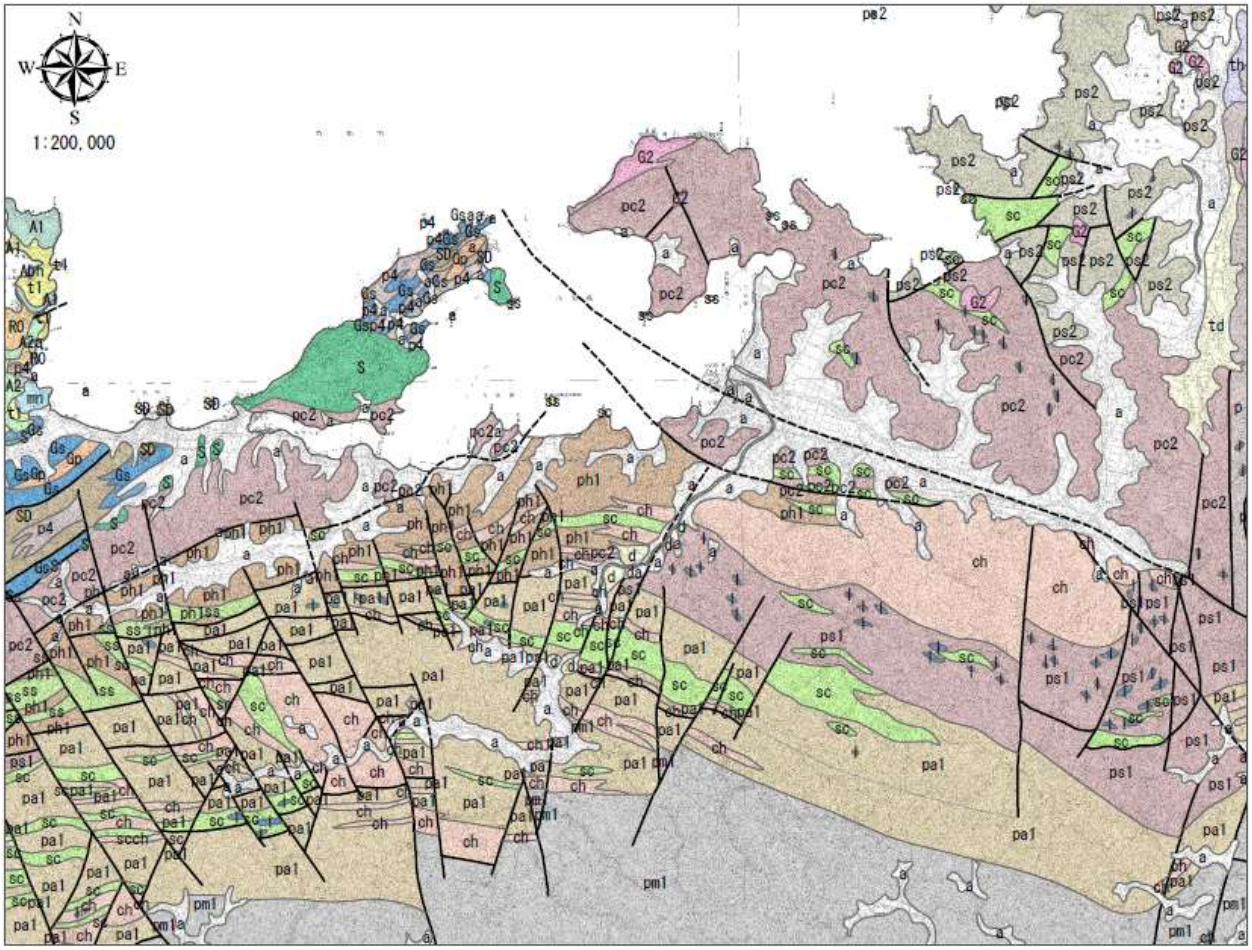

地質境界線 ―― 断層 ―― 伏在断層 ―― 推定断層 ―― 海岸線

a	第四紀現世　沖積層 砂・礫・粘土	Gm	舞鶴花崗岩 花崗岩－花崗閃緑岩
d	第四紀更新世　段丘堆積物 礫・砂・粘土	ms	三畳紀　志高層群 砂岩・礫岩・頁岩
dt	第四紀　崖錐堆積物 礫・砂・粘土	mn	三畳紀　雉波江層群 頁岩・粘板岩・砂岩
tm	第四紀更新世　中位段丘堆積物 礫	my	三畳紀　夜久野層群 砂岩・頁岩・礫岩
th	第四紀更新世　高位段丘堆積物 礫	pa1	二畳紀 丹波帯古生層　粘板岩チャート互層
td	新第三紀鮮新世　古琵琶湖層群 砂・礫・粘土	pm1	二畳紀 丹波帯古生層　粘板岩
Abh	新第三紀鮮新世　黒雲母角閃石安山岩・石英安山岩・凝灰角礫岩	ch	二畳紀 丹波帯古生層　チャート
t1	新第三紀中新世　砂岩・泥岩・凝灰岩	p	二畳紀 丹波帯古生層　粘板岩・チャート・輝緑凝灰岩
t2	新第三紀中新世　凝灰岩・砂岩・泥岩・礫岩	ps1	二畳紀 丹波帯古生層　粘板岩・チャート・輝緑凝灰岩・石灰岩
t3	新第三紀中新世　砂岩・泥岩・凝灰岩	ps2	二畳紀 丹波帯古生層　粘板岩・チャート・輝緑凝灰岩・砂岩・石灰岩
A1	新第三紀中新世　紫蘇輝石普通輝石安山岩・凝灰角礫岩	pc2	二畳紀 丹波帯古生層　粘板岩・チャート
A2	新第三紀中新世　紫蘇輝石普通輝石安山岩・凝灰角礫岩	l	二畳紀 丹波帯古生層　石灰岩
R	新第三紀中新世　流紋岩・凝灰角礫岩－凝灰岩	sc	二畳紀 丹波帯古生層　輝緑凝灰岩・輝緑岩
D	新第三紀　貫入岩類 ひん岩および石英閃緑岩	ss	二畳紀 丹波帯古生層　砂岩
Qd	新第三紀　石英閃緑岩－閃緑岩	ph1	二畳紀 丹波帯古生層　チャート・粘板岩
Gp	白亜紀－古第三紀　花崗斑岩・細粒黒雲母花崗岩	p4	二畳紀 舞鶴帯古生層 舞鶴層群 頁岩・粘板岩
A	白亜紀－古第三紀　石英斑岩－安山岩	Fb	石炭紀 美濃帯 舟伏山及び坂本峠ユニット 玄武岩溶岩及び火山砕屑岩
RO	白亜紀－古第三紀　流紋岩・凝灰角礫岩	Gs	石炭紀 舞鶴帯夜久野岩類　片麻状変成角閃石斑レイ岩
G2	白亜紀－古第三紀　宮津花崗岩 粗粒角閃石黒雲母花崗岩	SD	石炭紀 舞鶴帯夜久野岩類　輝緑凝灰岩・輝緑岩（玄武岩質溶岩含む）
Gb	白亜紀－古第三紀　斑レイ岩類	S	超塩基性岩 橄欖岩・蛇紋岩・輝緑岩

４．気　候

本市は、若狭湾沖を流れる対馬暖流の影響を受け、海岸気候の特性のため気候は比較的温暖である。

冬季には最低気温が氷点下になることは少なく、夏期には、海岸気候のため海風、陸風があることから、気温の割に過ごしやすい。年平均気温は 14.6℃である。

降水量は嶺北地方が冬季一山型であるのに対して、本市の場合は冬季の降雪量が少ないため、際立った傾向は見られないが冬季、梅雨、台風期の三つの山が出現する。

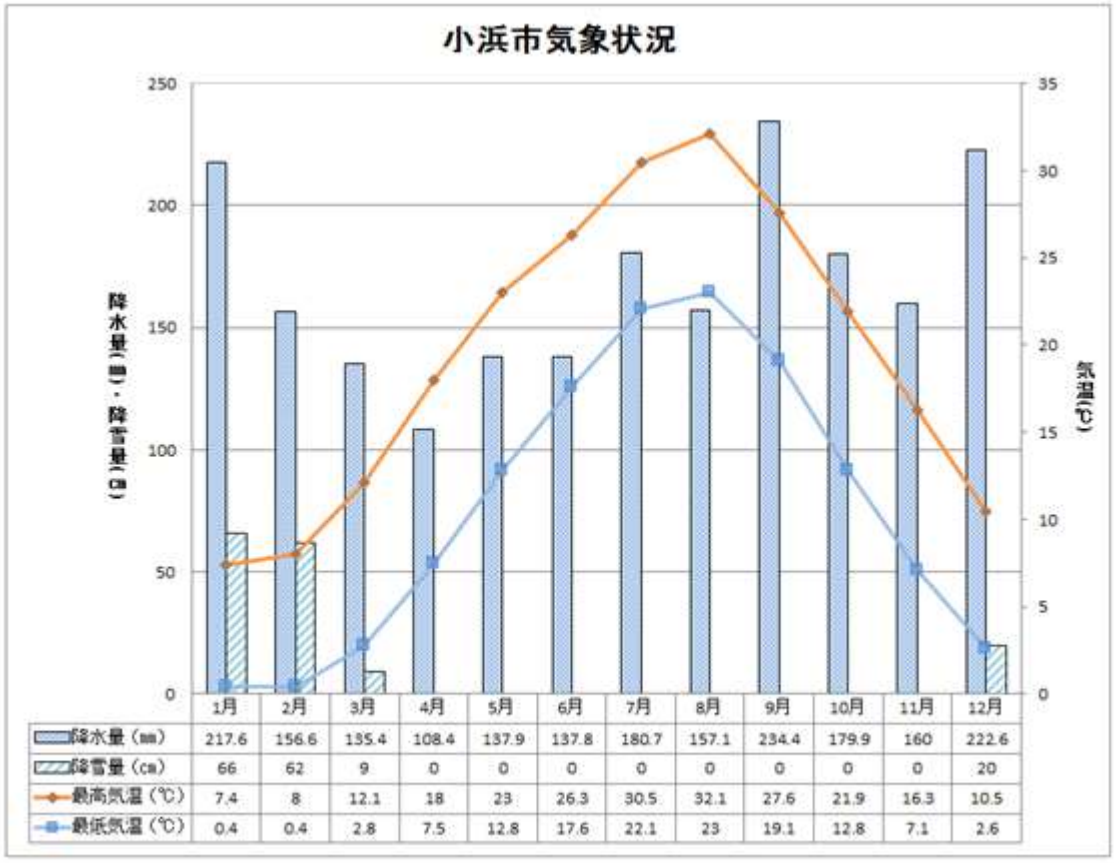

	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
降水量（mm）	217.6	156.6	135.4	108.4	137.9	137.8	180.7	157.1	234.4	179.9	160	222.6
降雪量（cm）	66	62	9	0	0	0	0	0	0	0	0	20
最高気温（℃）	7.4	8	12.1	18	23	26.3	30.5	32.1	27.6	21.9	16.3	10.5
最低気温（℃）	0.4	0.4	2.8	7.5	12.8	17.6	22.1	23	19.1	12.8	7.1	2.6

※気象庁ホームページ（気象統計情報）アメダス小浜観測所1991-2020年の平均値

第２　社会的条件

１．沿革

本市は、古くは大陸文化の玄関口として朝鮮半島や中国などをはじめ、当時の都であった京都、奈良との文物交流があり、その影響から古社寺、彫刻、絵画など多くの文化財が残っている。

小浜湊は、中世以降、北国と畿内を結ぶ中継貿易港として栄え、江戸期には、南川と北川の河口三角州に小浜城が築城され、近世城下町の建設が進められた。

小浜市が成立したのは昭和 26 年で、小浜町、内外海村、松永村、遠敷村、国富村、今富村、口名田村、中名田村の１町７村が合併し、その後昭和 30 年に宮川村、加斗村が編入され、現在の小浜市が誕生し、今日に至っている。

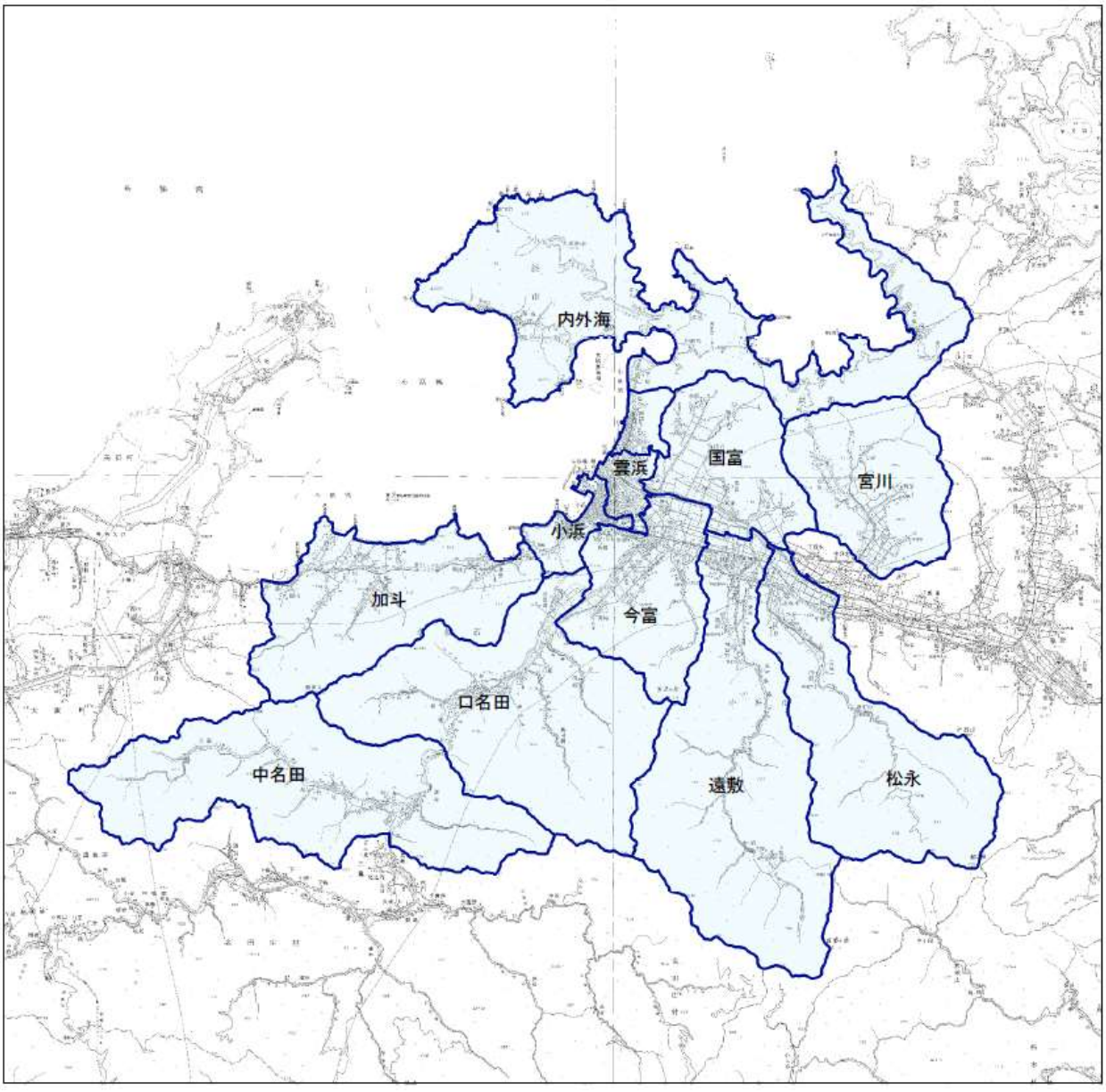

２．人口

令和７年国勢調査によると人口は、26,542 人である。昭和 20 年台の 38,000 人台をピークとして徐々に減少し、平成以降は 34,000 人を下回り、年々減少傾向にある。

また、世帯数では令和７年現在 11,405 世帯で、昭和 20 年代の 8,000 世帯台から年々増加していた世帯数は、令和７年において減少傾向に転じている。

［年代別人口動態］

区　分	総　数	男	女	世帯数	世帯人員
昭和 25 年	38,554	18,678	19,876	8,312	4.64
昭和 35 年	36,236	17,475	18,761	8,479	4.27
昭和 45 年	33,702	15,996	17,706	8,715	3.87
昭和 55 年	34,049	16,300	17,749	9,474	3.59
平成２年	33,774	16,175	17,599	9,920	3.40
平成７年	33,496	16,164	17,332	10,383	3.23
平成 12 年	33,295	16,134	17,161	10,962	3.04
平成 17 年	32,182	15,620	16,562	11,136	2.89
平成 22 年	31,340	15,376	15,964	11,477	2.73
平成 27 年	29,670	14,539	15,131	11,220	2.64
令和２年	28,991	14,317	14,674	12,082	2.40
令和７年	26,542	13,100	13,442	11,405	2.33

（※令和７年国勢調査）

［地区別人口構成］

区　分	総　数	男	女	世帯数	世帯人員
小　浜	3,592	1,741	1,851	1,554	2.3
雲　浜	5,128	2,454	2,674	2,443	2.1
西　津	2,995	1,484	1,511	1,335	2.2
内外海	1,426	686	740	488	2.9
国　富	1,460	712	748	494	3.0
宮　川	714	316	398	216	3.3
松　永	1,100	563	537	419	2.6
遠　敷	3,200	1,660	1,630	1,379	2.4
今　富	5,423	2,833	2,590	2,411	2.2
口名田	1,618	793	825	609	2.7
中名田	987	486	501	341	2.9
加　斗	1,258	589	669	393	3.2
小浜市計	28,991	14,317	14,674	12,082	2.4

（※平令和２年国勢調査）

３．土地利用

小浜市の土地利用は、総土地面積 23,311ha の内、山林が約 80％と大部分を占めており、平野部は約 20％となっている。その中に田・畑、道路などの交通網、河川、住宅等が占めている。このため災害や事故が発生したときは、その影響を受けやすい環境に置かれている。（福井県林業統計書（令和６年度）、課税台帳等より）

第３節　防災関係機関の事務または業務の大綱

第１　各機関の責務

１．市

市は、市の地域ならびに地域住民の生命、身体および財産を災害から保護するため、防災の第一次的責任者として、指定地方行政機関・指定公共機関・指定地方公共機関、他の地方公共団体および住民の協力を得て防災活動を実施する。

２．県

県は、県の地域ならびに県民の生命、身体および財産を災害から保護するため、本県の特性に配慮しながら災害に強い県土づくりの推進や防災体制の整備充実を図るほか、災害時においては、広域的、大規模な災害である場合や防災活動の統一的処理が必要な場合に、市町、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関および県民と連携を密にし、迅速な防災活動を実施するとともに、市町および関係機関の防災活動を援助し、調整を行う。

３．指定地方行政機関

指定地方行政機関は、市の地域ならびに地域住民の生命、身体および財産を災害から保護するため、指定行政機関および他の指定地方行政機関と相互に協力し、防災活動を実施するとともに市の活動が円滑に行われるよう勧告、指導、助言等の措置をとる。

４．指定公共機関および指定地方公共機関

指定公共機関および指定地方公共機関は、その業務の公共性に鑑み、自ら防災活動を実施するとともに、市の活動が円滑に行われるようにその業務に協力する。

５．公共的団体および防災上重要な施設の管理者

公共的団体および防災上重要な施設の管理者は、平素から災害予防体制の整備を図るとともに、災害時には応急対策を実施する。また市、その他防災関係機関の防災活動に協力する。

６．住民

「自らの身の安全は自らが守る」が防災の基本であることから、住民は、食料・飲料水等の備蓄など平時から災害に対する備えを心掛けるとともに、災害発生時には自らの身の安全を守るよう行動する。

また、災害発生時には、初期消火の実施、近隣の負傷者や要配慮者の救助、避難所での活動、県・市町の防災関係機関が行っている防災活動への協力など、防災への寄与に努める。

第２　各機関の連携

災害対策の実施にあたっては、市、国、県、指定地方公共機関および指定公共機関はそれぞれの機関の果たすべき役割を的確に実施していくとともに、相互に密接な連携を図る。

特に、災害時においては状況が刻々と変化していくことと、詳細な情報を伝達するいとまがないことから、情報の発信側が意図していることが伝わらない事態が発生しやすくなる。このようなことを未然に防ぐ観点から、関係機関は、防災対策の検討等を通じて、お互いに平時から災害時の対応についてコミュニケーションをとっておくこと等により、「顔の見える関係」を構築し信頼感を醸成するよう努めるとともに、訓練等を通じて、構築した関係を持続的なものにするよう努めるものとする。

また、市、県等は、地域の住民、事業者が平時からコミュニケーションを図り、災害に備えて避難方法の検討や訓練を行うとともに、災害発生時に速やかに避難行動をとり、避難後の避難所運営の手助けを行うことなど、自助・共助に基づく自発的な地区内の防災活動を推進していくよう、住民の防災意識の向上のための取り組みに努めるものとする。

第３　処理すべき事務または業務の大綱

市、県、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関等が処理すべき事務または業務は、おおむね次のとおりとする。

１．小浜市

機　関　名	処理すべき事務または業務の大綱
小浜市	１．市防災会議に関する事務 ２．防災に関する施設、組織の整備 ３．防災上必要な教育および訓練 ４．防災思想の普及 ５．災害に関する被害の調査報告と情報の収集 ６．災害の予防と拡大防止 ７．救難、救助、防疫等被災者の救護 ８．災害応急対策および災害復旧資材の確保 ９．災害対策要員の動員、雇上および協力要請 10．災害時における交通、輸送の確保 11．災害時における文教対策 12．災害復旧の実施 13．被災した市有施設の応急対策 14．県、他市町、管内関係機関との連絡調整 15．ボランティアの受入れに関する措置 16．義援金、義援物資の受入れおよび配分

１－１．消防機関

機　関　名	処理すべき事務または業務の大綱
若狭消防組合	１．災害予防ならびに災害による住民の生命・身体および財産の保護

	２．災害時における救助および避難誘導

２．県

機　関　名	処理すべき事務または業務の大綱
１．福井県	１．県防災会議に関する事務 ２．防災に関する施設、組織の整備 ３．防災上必要な教育および訓練 ４．防災思想の普及 ５．災害に関する被害の調査報告と情報の収集 ６．災害の予防と拡大防止 ７．救難、救助、防疫等被災者の救護 ８．災害応急対策および災害復旧資材の確保と物価の安定 ９．災害時における交通、輸送の確保 10．災害時における文教対策 11．災害時における公安警備 12．被災産業に対する融資等の対策 13．被災施設の復旧 14．被災県営施設の応急対策 15．災害に関する行政機関、公共機関、市町相互間の連絡調整 16．市町が処理する事務、業務の指導、指示、あっせん 17．義援金、義援物資の受入れおよび配分
２．嶺南振興局 若狭企画振興室 税務部 農業経営支援部 林業水産部 農村整備部	１．振興局各機関との連絡調整 ２．災害時における県税の特別措置 ３．農作物・林産物・海産物の災害応急対策等の指導 ４．農地・農業用施設の防災、災害応急対策の指導 ５．治山、林道の防災、災害応急対策および指導 ６．漁港の防災、災害応急対策および指導
３．嶺南振興局 小浜土木事務所	１．道路、河川および防災施設の維持管理 ２．被災施設の復旧 ３．応急仮設住宅の建設
４．嶺南振興局 若狭健康福祉 センター	１．災害時のおける防疫、救護等の実施 ２．災害時における公衆衛生の向上および増進 ３．医薬品および防疫用薬剤等の資材調達
５．小浜警察署	１．災害の予防と災害による住民の生命、身体および財産の保護 ２．社会公共秩序の維持と安全の保持 ３．情報の収集および広報活動 ４．被災地における交通の確保および交通規制

３．指定地方行政機関

機　関　名	処理すべき事務または業務の大綱
１．中部管区警察局	１．管区内各県警察の指導・調整に関すること

（福井県情報通信部）	２．他管区警察局との連携に関すること ３．関係機関との協力に関すること ４．情報の収集および連絡に関すること ５．警察通信の運用に関すること
２．近畿管区行政評価局 （福井行政監視行政相談センター）	１．被災者への生活支援情報の提供 ２．専用電話を備えた相談窓口の開設 ３．特別行政相談所の開設
３．北陸総合通信局	１．電波の管理および有線電気通信の確保 ２．災害時における非常通信の確保
４．北陸財務局 （福井財務事務所）	１．公共土木施設等の災害復旧事業費査定の立会い ２．地方公共団体の災害復旧事業起債および地方短期資金（災害つなぎ資金）の貸付 ３．災害時における金融機関の緊急措置の指示 ４．災害応急措置の用に供する国有地の無償貸付 ５．避難場所等として利用可能な国有財産（未利用地、庁舎、宿舎）の情報収集および情報提供
５．近畿厚生局	１．国立病院の避難施設等の整備と防災訓練の指導 ２．災害時における国立病院収容患者の医療等の指示・調整 ３．災害による負傷者等の国立病院における医療、財政、その他救助の指示・調整
６．福井労働局 敦賀労働基準監督署	１．事業場における災害防止の監督指導 ２．事業場における発生災害の原因調査と事故対策の指導
７．北陸農政局 （福井県拠点）	１．農地および施設の災害対策に関する県および本省との連絡調整 ２．農地および農業施設の緊急査定 ３．災害時における米穀および応急用食料等の確保と引渡
８．近畿中国森林管理局 （福井森林管理署）	１．国有保安林、治山施設等の整備 ２．国有林における予防治山施設による災害予防 ３．国有林における荒廃地の復旧 ４．災害対策用復旧用材の供給 ５．林野火災の予防
９．中部経済産業局	１．電気の供給の確保に係る指導・要請
10．近畿経済産業局	１．防災対策用物資の調達に関する情報収集および伝達 ２．災害時における所管事業に関する情報の収集および伝達 ３．被災中小企業の事業再開に関する相談、支援 ４．電力・ガスの供給の確保および復旧支援 ５．工業用水道の供給の確保に係る指導および要請
11．中部近畿産業保安監督部	１．電気の保安の確保

12. 中部近畿産業保安監督部近畿支部	１．電気、火薬類、高圧ガス、液化石油ガス施設等の保安の確保 ２．鉱山における危害の防止、施設の保全、鉱害の防止についての保安の確保
13. 北陸地方整備局 （敦賀港湾事務所）	１．港湾区域内の直轄、港湾施設の整備ならびに防災施設の施行 ２．被災港湾施設の災害復旧
14. 近畿地方整備局 福井河川国道事務所 嶺南河川国道 維持出張所	１．直轄公共土木施設の整備と防災管理 ２．直轄公共土木施設の災害の発生防御と拡大防止 ３．国管理河川の洪水予報、水防警報等の発表、伝達と水害応急対策 ４．直轄公共土木施設の復旧 ５．緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）などによる緊急を要すると認められる場合の災害緊急対応の実施
15. 中部運輸局 （福井運輸支局）	１．災害時における自動車輸送業者に対する運送協力要請 ２．災害時における自動車の調達および被災者、災害必需物資等の運送調整 ３．災害による不通区間におけるう回輸送、代替輸送等の指導 ４．所管する交通施設および設備の整備についての指導 ５．災害時における所管事業に関する情報の収集および伝達 ６．災害時における貨物輸送確保にかかる内航海運事業者に対する協力要請 ７．特に必要があると認める場合の輸送命令 ８．情報連絡員（リエゾン）等の派遣による県等の行う情報収集、応急対策等の支援
16. 大阪航空局 （小松空港事務所）	１．飛行場および飛行場周辺以外の航空災害の処理
17. 第八管区 海上保安本部 （小浜海上保安署）	１．海難の際の人命、積荷および船舶の救助ならびに災害における援助、流出油の防除等に関する指導 ２．船舶交通の障害の除去および規制 ３．海上衝突予防法および港則法の励行指導 ４．沿岸水域における巡視警戒 ５．海象の観測および通報
18. 東京管区気象台 （福井地方気象台）	１．気象、地象、地動および水象等に関する観測ならびにその成果の収集および発表 ２．気象業務に必要な観測体制の充実および予報、通信等の施設および設備の整備 ３．気象、地象（地震にあっては、発生した断層運動による地震動に限る）および水象の予報ならびに警報等の防災情報の発表、伝達および解説 ４．気象庁が発表する緊急地震速報（警報）の利用の心得

	などの周知・広報 ５．市が行う避難指示等の判断・伝達マニュアルやハザード等の作成に関する技術的な支援・協力 ６．災害の発生が予測されるときや、災害発生時において、県や市に対する気象状況の推移やその予想の解説等の適宜実施 ７．県や市、その他の防災機関との連携による防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発活動の実施
19. 中部地方環境事務所	１．有害物質等の発生等による汚染状況の情報収集および提供 ２．廃棄物処理施設等の被害状況、がれき等の廃棄物の発生量の情報収集
20. 国土地理院 （北陸地方測量部）	１．災害情報の収集および伝達における地理情報空間の提供 ２．地理情報システムの活用に関すること ３．公共測量の技術的助言

４．自衛隊

機　関　名	処理すべき事務または業務の大綱
自衛隊	１．災害時における人命、財産の保護のための部隊の派遣 ２．防災訓練への参加協力

５．指定公共機関および指定地方公共機関

機　関　名	処理すべき事務または業務の大綱
１．日本郵便（株） （小浜郵便局）	１．災害時における郵便業務の確保 ２．災害時における郵便業務に係る災害特別事務取扱いおよび援護対策 ３．災害時における郵便局の窓口業務の維持
２．電話通信機関 ＮＴＴ西日本（株） （株）ＮＴＴドコモ ＫＤＤＩ（株） ソフトバンク（株） 楽天モバイル（株）	１．電気通信施設（電気移動通信施設）の整備および防災監理 ２．災害時における通信の確保 ３．災害対策の実施と被災通信施設の復旧
３．日本銀行 （福井事務所）	１．災害時における現地金融機関の指導 ２．災害時における金融機関による金融上の措置の実施 ３．災害時における損傷通貨の引き換え
４．日本赤十字社 （福井県支部）	１．災害時における被災者の医療救護およびこころのケア ２．災害救助等の協力奉仕者の連絡調整 ３．義援金の募集、配分 ４．支部備蓄の救援物資の配分

	5．血液製剤の供給
5．報道機関	1．住民に対する防災知識の普及および予警報等の迅速な周知 2．住民に対する災害応急等の周知 3．社会事業団体等による義援金品等の募集配分等の協力
6．西日本・中日本高速道路（株）	1．道路および防災施設の維持管理 2．被害施設の復旧 3．交通安全の確保
7．自動車輸送機関 日本通運（株） （福井支店）	1．安全輸送の確保 2．災害対策用物資等の輸送 3．転落車両の救出等
8．(一社)福井県医師会 （小浜医師会）	1．災害時における医療救護活動の実施
9．福井県土地改良事業団体連合会 （土地改良区）	1．土地改良事業によって造成された施設の維持管理 2．災害復旧事業、湛水防除事業および各種防災事業の調査ならびに測量設計業務
10．関西電力送配電（株） （小浜配電営業所）	1．施設の整備と防災管理 2．災害時における電力供給の確保 3．災害対策の実施と被災電力施設の復旧 4．県、市町、関係機関、各電力会社との連携 5．被害状況、復旧見込みなど広報活動の実施
11．西日本旅客鉄道（株） （金沢支社） （敦賀駅） （小浜駅）	1．施設等の整備と安全輸送の確保 2．災害時における輸送の確保 3．災害対策用物資、被災者等の緊急輸送 4．被災施設の復旧 5．県、市町、関係機関との連携 6．被害状況、復旧見込みなど広報活動の実施
12．ガス関係機関 （一社）福井県エルピーガス協会	1．施設の整備と防災管理 2．災害時におけるガス供給の確保 3．災害対策の実施と被災施設の復旧

6．公共的団体その他防災上重要な施設の管理者

機　関　名	処理すべき事務または業務の大綱
1．福井県農業協同組合	1．市、県が行う被害状況調査および応急対策の協力 2．農作物の災害応急対策の指導 3．被災組合員に対する融資、あっせん 4．農業生産資材および農家生活資材の確保、あっせん 5．農作物の需給調整
2．れいなん森林組合	1．市、県が行う被害状況調査および応急対策の協力 2．被災組合員に対する融資、あっせん
3．小浜市漁業協同組合	1．市、県が行う被害状況調査および応急対策の協力 2．組合員の被災状況調査およびその応急対策

	３．被災組合員に対する融資、あっせん ４．漁船、共同利用施設の災害応急対策およびその復旧 ５．防災に関する情報の提供 ６．水産物の需給調整
４．小浜商工会議所	１．商工業者に対する融資あっせんの実施 ２．災害時における中央資金源の導入 ３．物価安定についての協力 ４．救助用物資、復旧資財の確保、協力、あっせん
５．病院等医療施設管理者	１．避難施設の整備と避難訓練の実施 ２．災害時における病人等の収容、保護 ３．災害時における負傷者等の医療、助産救助
６．社会福祉施設管理者	１．避難施設の整備と避難訓練の実施 ２．災害時における利用者の保護
７．金融機関	１．被災事業者等に対する資金の融資
８．学校法人	１．避難施設の整備と避難訓練の実施 ２．災害時における応急教育対策計画の確立と実施 ３．被災施設の災害復旧
９．文化事業団体	１．市、県が行う応急対策等に協力
10．危険物関係施設管理者	１．危険物施設の防護施設の設置 ２．安全管理の徹底
11．アマチュア無線団体	１．災害時における非常無線を利用した通信の確保協力
12．自主防災組織	１．自主防災組織等の確立および訓練の実施 ２．災害時における避難誘導 ３．市が行う応急対策等に協力
13．小浜市防災士の会	１．平時における防災教育 ２．市民の防災活動の支援
14．社会福祉協議会	１．平時における人材の育成 ２．災害時におけるボランティアの受け入れ、調整
15．（公社）小浜市建設機構	１．災害時における公共土木施設の応急対策、復旧への協力
16．小浜市管工事協同組合	１．災害時における水道施設の応急対策、復旧への協力
17．（一社）福井県建築士会 （若狭支部）	１．家屋被害認定調査への協力 ２．発行した罹災証明に関する市民からの相談対応補助 ３．災害時における避難所等の施設の安全性確認
18．（公社）福井県公共嘱託登記土地家屋調査士協会	１．家屋被害認定調査の補助 ２．発行した罹災証明に関する市民からの相談対応補助 ３．被災した土地、家屋の表示登記に係る相談
19．（公社）福井県獣医師会	１．災害時における動物救護活動の実施

第４節　災害の規模想定

第１　過去の災害

１．地震災害

小浜市に影響を与えたと思われる地震の記録は古くは大宝元年３月 26 日（701 年５月 12 日）の丹波地方を震源とする地震である、この時、舞鶴沖の島（当時南北 6．4km、東西 2．4km）が水没し、旧山頂が冠島として残った。

また、寛文２年（1662）５月１日の若狭気山津大地震では、気山津付近で約３ｍの隆起が起こったため三方五湖の菅湖と久々子湖を結ぶ気山川が流れなくなり三方湖などの水位が上昇し、排水のための運河（浦見川）掘削の発端となった。このとき小浜城内でも櫓や石垣などにかなりの被害が出た。

第２　地震災害の想定

小浜市は若狭湾沿岸に位置し、三角州低地に立地する中心市街地や多数の急傾斜地を内包するため、阪神大震災級の地震発生時には、地震動、液状化現象、土砂災害、津波などによる被害が予想される。

１．地震動による被害

「防災基礎アセスメント調査」および「防災詳細アセスメント調査」の活断層調査によると、小浜市から概ね７０ｋｍ圏の活断層のうち、その規模と小浜市からの距離により震度６以上の大規模地震を起こしうる活断層を抽出したところ、花折断層、若狭湾断層群等が小浜市において震度６強から７の地震を引き起こしうる活断層としている。

これらの地震が発生した場合、建物の崩壊、火災の発生、それに伴う死傷者など相当数の被害が予想される。

また、小浜市の既成市街地は、三角州性低地や扇状地性低地に形成されており、新興住宅地や臨海工業地域は河口部の旧河道や沿岸の埋立地に立地していることから地震動による液状化現象によって被害が増大することが予想される。

小浜市において、震度６以上と想定される地震を引き起こしうる活断層は、以下のとおりである。

番号	活断層	断層の延長（ｋｍ）	推定規模（マグニチュード）	地盤種別による想定震度			
				第１種	第２種	第３種	第４種
A	柳ヶ瀬断層	３７	７．６	5	5	6	6
B	集福寺断層	１３	６．８	5	5	6	6
C	敦賀断層	２５	７．３	5	6	7	7
D	踏原断層	１１	６．７	5	5	6	6
E	西岸湖底断層系１	１８	７．１	5	5	6	6
F	奥一松屋断層	１０	６．７	5	5	6	6
G	耳川断層	7	６．４	5	5	6	6
H	三方断層	１５	６．９	5	6	7	7
I	熊川断層	9	６．６	5	6	7	7
J	花折断層	７８	８．１	6	7	7	7

K	大島半島中部断層	3	5．8	5	5	6	6
L	石山坂峠北断層	5	6．1	5	5	6	6
M	上林川断層	２１	7．2	5	6	6	6
N	若狭湾断層群１	１３	6．8	5	5	6	6
O	若狭湾断層群２	１８	7．1	6	7	7	7
P	比良断層	１６	7．0	5	5	6	6
Q	西岸湖底断層系２	４５	7．7	5	6	7	7

資料；「小浜市防災詳細アセスメント報告書（平成９年３月）」による

表中の地盤種別の判定基準は、次のとおりである。（国土交通省による判定基準）

第１種；第三紀以前の地層（岩盤、砂質砂礫層）

第２種；洪積層（砂礫層、砂まじりの砂質粘土層、ローム層）

沖積層の一部（５ｍ以上の砂利層、砂礫層）

第３種；沖積層（砂利、砂まじりの粘土層、粘土層、粘土）

第４種；埋立地（沼地、沼海、ゴミ、粘土、３ｍ以上、３０年未満）

最も軟弱な第４種の地盤では、地震発生時に液状化等による大きな被害が予想される。

２．地震動による土砂災害

小浜市の周辺集落は、山地周縁部の山麓斜面に隣接して形成されており急傾斜地指定や土砂災害警戒区域等の指定を受けた箇所が多く地震動に伴う崩壊による被害が予想される。

３．地震被害予測

小浜市における被害想定は以下のとおりである。

行政区	木造全壊（棟）	非木造全壊（棟）	木造半壊（棟）	非木造半壊（棟）	被害率（％）	死者数（人）	負傷者数（人）	出火件数（件）
小浜	1,539	135	583	144	40	76	547	6
雲浜	652	116	298	124	31	37	266	3
西津	754	42	317	45	37	38	274	4
内外海	528	97	217	103	34	31	223	2
国富	655	45	256	49	37	34	245	3
宮川	411	27	157	29	40	22	158	2
松永	407	36	162	39	36	22	158	2
遠敷	773	92	321	98	35	41	295	3
今富	821	135	342	145	32	45	324	3
口名田	832	52	334	55	38	42	302	3
中名田	657	32	255	34	41	34	245	2
加斗	539	40	220	43	37	29	209	2
市全域	8,568	849	3,462	908	36	370	2,664	35

注）死傷者と負傷者については、関係式に対数を用いているため、行政区別の算定数の合計と市全域の算定数とは一致しない。

（参考）行政区別の算定数の合計　　死者４５１人　負傷者３，２４６人

資料；「小浜市地震等被害想定調査報告書（平成１０年３月）」による

第３　津波災害の想定

１．津波想定の考え方

日本海西部に発生する津波については、平成 25 年度より国が海域の断層調査を実施しているが、調査結果がまとまっていない。

このため、津波被害については、国が断層調査の結果をまとめるまでの措置として、県が平成２３年度に独自に断層モデル等の条件を設定して実施した津波シミュレーションを用いていた。

この想定は、新たな断層調査に基づくものではないが、これまでに得られている津波に関する調査結果をもとに、福井県に影響を与える津波を考慮し、津波ハザードマップの作成や防災訓練の実施等、市が津波対策を実施する際に必要な基礎的資料を提供することを目的としている。

国は平成２３年１２月に「津波防災地域づくりに関する法律」を施行し、津波浸水想定の設定・公表を各都道府県に義務付けた。本県では平成３０年度より国の手引き等に基づいた津波シミュレーションを実施した。

この想定は、津波防災地域づくりを実施するための基礎となるものである。

今後、国における断層調査の結果がまとまった際には、改めて津波浸水想定調査を実施した上で津波被害の想定を修正することとするが、断層調査結果がまとまるまでの間は、２つの浸水想定の最大値を浸水範囲として用いることとする。

２．平成 23 年の津波浸水想定調査に基づく被害想定

（１）想定波源

津波波源の検討にあたっては、国や研究者による活断層調査資料や最新の海底地質図を参考に、幅広く検討対象とした。

上記の考えに基づき、福井県津波対策検討事業実行委員会において、本県への影響が予測される 8 つの津波波源候補を選定した。

各波源について津波高シミュレーションを実施し、県内沿岸における最大波高の分布状況から、本県への影響が大きい波源を 4 つに絞り込んだ。

①　野坂、Ｂおよび大陸棚外縁断層　　Ｍ７．２８／断層長さ４９㎞
②　越前堆列付近断層　　Ｍ７．４４／断層長さ６５㎞
③　若狭海丘列付近断層　　Ｍ７．６３／断層長さ９０㎞
④　佐渡島北方沖断層　　Ｍ７．９９／断層長さ１６７㎞

（２）最大津波高

津波高のシミュレーションの結果、若狭海丘列付近断層を震源とした場合に、小浜市加尾付近で想定される６．５０ｍが本市での最大値となった。

	野坂、Ｂおよび大陸棚外縁断層	越前堆列付近断層	若狭海丘列付近断層	佐渡島北方沖断層
最大津波高	２．５９ｍ	３．９７ｍ	６．５０ｍ	３．８７ｍ

（３）浸水想定

本市に大きな影響をもたらす波源を 2 つ選定し、それぞれの波源による浸水区域を重ね合わせて算出した結果、市全体での最大浸水域面積は１４８ｈａ（平成 23 年度想定時点での最大推定域内人口は１，９０８人）となった。

３．令和２年度「津波防災地域づくりに関する法律」に基づく津波浸水想定

①　想定波源

「日本海における大規模地震に関する調査検討会（平成２６年９月)」が検討した日本海側で想定される津波発生要因となる大規模地震の津波断層モデルから福井県に影響が大きいとして選定された４つの津波断層モデルに、今回の想定に関して福井県がアドバイザーとして委嘱した学識者の意見を踏まえて１つを加えた５つを津波波源の候補として選定した。

１　Ｆ４２　Ｍ７．２８／断層長さ５６ｋｍ
２　Ｆ４９　Ｍ７．３９／断層長さ８７ｋｍ
３　Ｆ５１　Ｍ７．１７／断層長さ４８ｋｍ
４　Ｆ５２　Ｍ７．３４／断層長さ７０ｋｍ
５　Ｆ５３　Ｍ７．２１／断層長さ６０ｋｍ

②　最大津波高

津波高のシミュレーションの結果、Ｆ４９断層を震源とした場合に、５．５ｍが本市での最大値となった。

	Ｆ４２	Ｆ４９	Ｆ５１	Ｆ５２	Ｆ５３
最大津波高	１．３ｍ	５．５ｍ	１．８ｍ	３．５ｍ	２．９ｍ

③　浸水想定

それぞれの波源による浸水区域の最大値を重ね合わせて算出した結果、市全体での最大浸水域面積は７７ｈａとなった。

第５節　防災ビジョン

第１　定義

防災ビジョンは、市域ならびに住民の生命、身体および財産を災害から保護するため、中長期な視点のもとに、本市の防災施策の基本を定めるものである。

第２　防災ビジョンの目標

・　災害に強いまちづくり

住民の尊い生命と貴重な財産を守るため、自然環境の保全と災害の未然防止を基本として、市の行政と関係団体との連携を保ち、都市の防災対策を促進させるとともに、自主防災組織の育成や、他団体との相互応援協定の締結等、災害に強い安全な都市基盤の確立を総合的に推進する。

第２章　地震災害予防計画

この章は多種多様な災害種別のうちでも特に大地震の発生や津波による災害に対するものであり、地震や津波特有の現象に関して予防措置を講ずるものである。この計画に定めのない事節については「小浜市地域防災計画」第１編一般災害編に準拠する。

第１節　防災知識普及計画

防災業務に従事する関係職員および住民に対し、防災に関する教育、広報を実施し、防災知識の普及を図る。

第１　住民に対する防災知識の普及

市、県および福井地方気象台は、住民の防災意識の高揚を図るため、各種の手法を活用した教材、マニュアルを作成するほか、住民に対する社会教育などを通じて、地震や津波に対する関心を高め、防災知識を普及させる。災害による人的被害を軽減する方策は、住民等の避難行動が基本となることを踏まえ、警報等や避難指示等の意味と内容の説明など、啓発活動を住民等に対して行う。また、住民等の防災意識の向上および防災対策に係る地域の合意形成の促進のため、防災に関する動向や各種データを分かりやすく発信する。

また、指定避難所や、仮設住宅、ボランティアの活動場所等において、被災者や支援者等が性犯罪やＤＶの被害に遭わないよう、お互いに助け合いを促す環境づくりに努めるものとする。

１．普及の内容

防災知識として普及すべき内容は、次のとおりとする。

（１）市地域防災計画およびこれに伴う各機関の防災体制の概要

（２）地震に関する知識

（３）津波に関する知識

ア　避難行動に関する知識

・我が国の沿岸はどこでも津波が襲来する可能性があり、強い地震（震度４程度）を感じたときまたは弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは、迷うことなく迅速かつ自主的にできるだけ高い場所に避難すること

・海水浴場等において、赤と白の格子模様の旗（以下「津波フラッグ」という。）による津波警報等の伝達があったときは、直ちに避難行動を取ること

・避難にあたっては徒歩によることを原則とすること、自ら率先して避難行動をとることが他の地域住民の避難を促すこと、特定の緊急避難場所等へ避難者が集中することによる混雑回避のために可能な範囲で分散避難に努めること

イ　津波の特性に関する情報

・地震による揺れを感じにくい場合でも、大津波警報を見聞きしたら速やかに避難すること

・標高の低い場所や沿岸部に居る場合など、自らの置かれた状況によっては、津波警報でも避難する必要があること

・海岸保全施設等よりも海側にいる人は、津波注意報でも避難する必要があること

・津波の第一波は引き波だけでなく押し波から始まることもあること
・第二波、第三波等の後続波の方が大きくなる可能性、数時間から場合によっては一日以上にわたり津波が継続する可能性、さらには、強い揺れを伴わず、危険を体感しないままに押し寄せる、いわゆる津波地震や遠地地震、火山噴火等による津波の発生の可能性があること

ウ　津波に関する想定・予測の不確実性

・地震、津波は自然現象であり、想定を超える可能性があること、特に地震発生直後に発表される津波警報等の精度には一定の限界があること
・浸水想定区域外でも浸水する可能性があること
・緊急避難場所、避難所の孤立や緊急避難場所、避難所自体の被災も有り得ること

（４）平時の心得

ア　非常持出品の準備
イ　家具・ブロック塀等の転落防止対策
ウ　消火器、ガスのマイコンメーター、感震ブレーカー等の設置
エ　飼い主による家庭動物との同行避難や避難所での飼養についての準備
オ　様々な条件下（家屋内、路上、自動車運転中等）で地震発生時にとるべき行動
カ　津波警報等発表時や避難指示等の発令時にとるべき行動
キ　緊急避難場所、避難所での行動
ク　災害時の家庭内の連絡方法や避難ルートの取決め

（５）最低３日間、推奨１週間分の飲料水、食料、携帯トイレ、トイレットペーパー等の備蓄
（６）緊急地震速報のしくみと利用の心得
（７）地震や津波発生時の心得
（８）地震や津波災害の事例
（９）本市における被害想定
（10）その他必要な事項

２．普及の方法

防災知識の普及方法は、次のとおりである。

（１）市の広報媒体（広報紙、防災行政無線、ホームページ、ＣＡＴＶ、同データ放送およびＳＮＳ等）の活用
（２）講習会、研修会の開催（要配慮者にも十分配慮する。）
（３）報道機関を通じた広報
（４）防災週間や津波防災の日に合わせて防災地域啓発行事の開催
（５）防災訓練の実施
（６）ハザードマップ、パンフレット、手引き等の配布

第２　防災関係職員の防災研修

防災業務に従事する職員に対し、災害時における適正な判断力を養い、各機関における防災活動の円滑な実施を期するため、専門家の知見や職員動員等の非常対応マニュアルを活用するほか、次により防災研修の徹底を図る。

１．研修の内容

（１）市地域防災計画およびこれに伴う各機関の防災体制と各自の任務分担

（２）非常参集の方法
（３）震災の特性
（４）防災知識と技術
（５）防災関係法令の運用
（６）その他必要な事節

２．研修の方法
（１）講習会、講演会等の開催
（２）見学、現地調査等の実施
（３）防災活動手引書等の配布
（４）訓練による実践的研修

第３　その他関係機関に対する防災教育

市および県は、学校における体系的な防災教育に関する指導内容の整理、防災教育のための指導時間の確保など、防災に関する教育の充実に努める。

市および県は、学校における消防団員等が参画した体験的・実践的な防災教育の推進に努めるものとする。

１．学校における防災教育

（１）児童生徒に対しての防災教育を推進し、防災知識の普及啓発、実践的な普及啓発、実戦的な行動力の修得等を図る。
　①　学校教育における防災知識の指導
　②　防災訓練の実施
　③　学校行事等における指導

（２）教職員に対して防災に関する知識の普及を図るとともに、応急時における処置方法を研修する。また、学校において、外部の専門家や保護者等の協力の下、防災に関する計画やマニュアルの策定が行われるよう促す。

２．自動車運転者等に対する防災教育

警察署は、自動車の運転者および使用者に対し、地震や津波発生時における自動車の運行措置について各種講習会等により防災教育を実施する。

３．防災上重要な施設の管理者等の防災教育

市および防災機関は、防災上重要な施設や危険物を有する施設等の管理者に対して、施設の耐震化の促進や地震や津波時の防災教育を実施する。

４．社会教育

関係機関、団体等と連携し、職場一般家庭における社会人を対象として、適当な機会を通じて講演会、講習会、実演等により防災知識の向上に努める。

５．職場教育

事業所、工場等については、消防法に基づいた消防計画を作成し、防災教育と防禦訓練を実施し、自衛防災の知識と技能の向上を図るとともに、防火管理者、危険物取扱者の講習を行う。また、自主防災組織の整備育成や、地域と事業所、工場等との協定の締結を含め、協力関係を強化していくよう指導していく。

第４　災害教訓の伝承

住民は、家庭・地域内での語り継ぎ、防災教育、慰霊祭等の開催、伝承碑の保存その他の方法により、自ら災害教訓の伝承に努める。市および県は、災害教訓の伝承の重要性について啓発を行うほか、大規模災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料の収集・保存・公開等により、住民が災害教訓を伝承する取り組みを支援する。

また、災害に関する石碑やモニュメント等の自然災害伝承碑が持つ意味を正しく後世に伝えていくよう努めるものとする。

第５　地震保険の普及・促進

市および県は、家屋や施設園芸用施設等が被災した場合、復旧に要する費用が多額にのぼるおそれがあることから、被災した場合でも、一定の補償が得られるよう、住民の地震保険・共済や農業保険への加入の促進に努める。

第２節　防災訓練計画

市は、災害に際し応急対策活動を迅速かつ的確に実施できるよう、地域の災害リスクに基づいた各種の防災訓練を行い、防災体制の確立と防災意識の高揚を図る。

第１　防災訓練の実施

１．総合防災訓練

県、市、防災関係機関および住民が一体となり、地震や津波災害を想定した消火訓練、避難訓練等の総合的な防災訓練を実施する。

訓練の実施にあたっては、訓練の目的を具体的に設定した上で、実施内容を点検し、新たな実施節目を追加するとともに、訓練参加者、使用する器材および実施時間等の訓練環境等について具体的な設定を行い、参加者自身の判断も求められる内容を盛り込むなど、防災総合訓練の充実強化を図る。

災害応急対策活動に習熟するための訓練に加え、課題を発見するための訓練の実施に努め、訓練後には訓練成果を取りまとめ、課題等を明らかにし、必要に応じ体制等の改善を行うとともに、次回の訓練に反映させるよう努める。

２．関係機関との合同訓練等

自衛隊、小浜海上保安署等に対する派遣要請等が迅速に行えるよう、あらかじめ要請の分野ごとに、要請手順、連絡方法・窓口、連絡班の受け入れ・活動拠点等を取り決めておくこととし、これらに基づく通信訓練や図上訓練等を含めた合同防災訓練や定期協議を実施する。

３．水防訓練

市は、管理区域における水防活動の円滑な遂行を図るため、津波予想警報等の伝達、各水防工法等の水防訓練を実施する。

４．消防訓練

消防団は、消防機関と連携し、震災時における災害規模、災害事情に応じた消防計画の習熟を図り、突発的な災害に対処できるようにするため、非常招集、火災防御救助等の訓練を実施する。

５．避難訓練

地震や津波災害に際し、迅速に避難が実施できるよう地域、学校、病院、青少年教育施設、事業所、交通機関等においてあらゆる状況を想定した訓練を実施する。

感染症対策に配慮した避難所開設・運営訓練を積極的に実施するものとする。

６．救助救護訓練

市は、地震や津波災害に際し、迅速かつ的確な救助、救護を行うため、救出、医療助産、炊き出し、給水、物資輸送等の訓練を実施する。

７．災害情報連絡訓練

震災時において、県、防災関係機関および住民との災害情報連絡の迅速かつ的確な実

施を図るため災害情報連絡訓練を適宜実施する。

８．通信連絡訓練

震災時において、有線通信系統が不通となり、または利用することが著しく困難になった場合、北陸地方非常通信協議会の構成機関に要請し、それぞれの機関が所有する無線局によって、市と県との通信確保を図るため、平時より訓練を実施する。

９．非常招集（参集）訓練

市は、応急活動に必要な職員を迅速かつ確実に招集（参集）できるように適宜訓練を実施する。

１０．自主防災組織と自衛消防組織の合同訓練

市は、事業所による自衛消防組織が、地域における自主防災組織（住民）と連携を強め、一体的に防災活動が実施できるよう合同訓練の実施について指導助言を行う。

第２　防災訓練に関する普及啓発

市、事業所等による防災訓練の参加者となる住民に対して、各種の媒体を通じた普及啓発を行い、防災訓練への参加意識を高揚する。

第３節　自主防災組織等整備計画

地震や津波発生時に行政と住民が一体となって災害対策活動に取り組み、被害拡大を防止するため、市は、地域住民で組織する自主防災組織を育成し、防災活動が効果的に実施されるよう自主防災体制の確立を図る。

第１　自主防災組織の種類

自主防災組織は、次のものとする。

１．地域の防災組織

集落（行政区）、地区（小学校単位）等で地域住民が自主的に組織、設置するもの

２．施設・事業所等の防災組織

学校、病院、事業所、興業所等の施設および危険物等を取扱う事業所において、管理者が組織、設置するもの

３．各種団体の防災組織

女性団体、青年団体、アマチュア無線関係団体等の各種団体が自主的に組織、設置するもの

第２　地域の防災組織の活動内容

１．組織の編成および構成

（１）自主防災組織は、行政区、小学校区を中心に地域の実状に応じ、地区活動に防災活動を組み入れることや、女性団体等その地域で活動している組織の活動に防災活動を組み入れることによりその組織化を図る。

（２）自主防災組織を運営していく上で基本的な事節は、それぞれの規約で定める。

（３）自主防災組織の構成は、それぞれの規約で定めるところであるが、概ね次のとおりである。

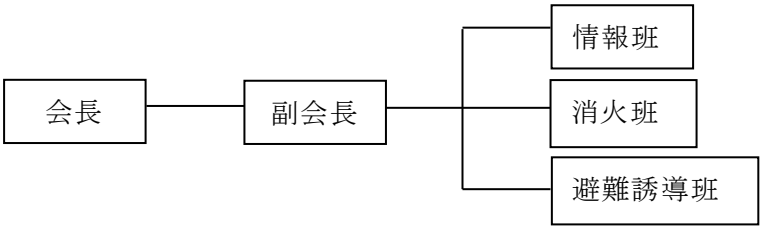

２．自主防災組織の活動

（１）平時の活動

①　防災関係機関と住民の間で、災害情報が正確かつ迅速に伝えられるシステムを確立する。

②　防災意識の普及啓発を図る。

③　防災訓練（避難誘導、初期消火、情報伝達等）を実施するとともに県、市が行う訓練に参加する。

④　火気使用設備器具等の点検を指導する。

⑤　防災用資機材等の早急な整備および点検を実施する。
⑥　住民が非常食・救急医薬品等を常時、備蓄するよう指導する。
⑦　住民参加のもとで地域ぐるみの安全点検を実施する。
⑧　避難路および避難場所の確認を図る。
⑨　ひとり暮らし高齢者等災害時要援護者の把握を行う。

（２）災害発生時の活動
①　地域内の被害状況および必要な情報を収集し、市等に通報する。
②　防災関係機関からの災害に関する情報を地域住民に伝達する。
③　被災者の救出救護にあたる。
④　各家庭に対し、出火防止を呼びかける。
⑤　出火した場合は、一致協力して初期消火にあたる。
⑥　傷病者、障がい者、高齢者等の要配慮者に十分配慮し、地域住民の避難誘導にあたる。
⑦　その他、炊出し、給水、救援物資の配分など防災関係機関の行う応急対策活動に協力する。

３．市の措置
（１）自主防災組織づくりの推進
各地区の区長会などの機会をとらえ、自主防災組織づくりを早急に推進する。
また、県の自主防災組織活動マニュアル等に基づき、県の支援指導を受けて自主防災組織の育成を図る。

（２）自主防災組織の防災リーダーの育成
自主防災に関する認識を深め、自主防災組織を充実するために定期的かつ地区別に研修を催し、活動の中心的な役割を果たす防災リーダーを育成する。
また、県が実施するリーダー研修会に参加者を積極的に募る。

（３）自主防災組織等への助成
自主防災組織に災害発生時の初動活動等を迅速・効果的に行うため、必要な人命救助器具や防災資機材等の助成を行う。
また、自主防災組織等が実施する防災訓練に対し、必要な職員派遣や資機材の貸出し、訓練の助成を行うとともに、区単位のみならず地区単位での訓練も推進する。

（４）講習会の開催
市は、防災関係機関と協力し各地区において初期消火および応急救護などの講習会を開催する。

第３　事業所等における防災活動の推進

１．活動内容
事業所等は、それぞれの防災計画に基づき、平時および災害発生時において効果的に防災活動を行えるよう努める。
また、事業所は、災害時に重要業務を継続するため事業継続計画（ＢＣＰ）を策定するよう努めるとともに、地震発生時における施設の利用者等の安全確保や機械の停止等により被害の拡大防止を図るため、緊急地震速報受信装置等の積極的活用を図るよう努める。

（１）平時の活動
①　防災関係機関と事業所等の間で災害情報が正確かつ迅速に伝えられるようなシス

テムを確立するとともに、地域との連携を強化する。

② 従業員に対し、防災教育を行う。

③ 防災訓練を実施する。

④ 火気使用設備器具等の点検を実施する。

⑤ 消防用設備等の整備、点検を実施する。

（２）災害発生時の活動

① 事業所内で災害が発生した場合は直ちに防災関係機関に通知する。

② 地域の防災活動に積極的に協力する。

③ 火災が発生した場合は初期消火活動を行う。

④ 避難誘導措置をとる。

⑤ 負傷者の救出救護にあたる。

⑥ その他、防災関係機関の行う応急対策活動に協力する。

２．自衛消防組織設置の推進

多数の出入りする施設および特定の危険物等を取扱う事業所等については、消防法により、消防計画を作成して自衛消防組織を設置することが義務付けられているが、それ以外の組織についても自衛消防組織の設置を推進し、指導に努める。

また、事業者等が組織する自衛消防組織の組織率の向上や事業者等の事業継続計画（ＢＣＰ）の策定に向けて、商工団体、事業者団体、地域団体等を通じた指導や広報を推進するとともに、活動の活性化を図るためリーダーの育成に努める。

第４　自主防災組織と自衛消防組織の連携

市は、事業所における自衛消防組織が地域における自主防災組織と連携を強め、一体的に防災活動が実施できるよう体制づくりを進める。

第５　地区防災計画の作成

市内の一定の地区内の住民および当該地区に事業所を有する事業者は、当該地区における防災力の向上を図るため、共同して、防災訓練の実施、物資等の備蓄、高齢者等の避難支援体制の構築等自発的な防災活動の推進に努める。この場合、必要に応じて、当該地区における自発的な防災活動に関する計画を作成し、これを地区防災計画の素案として市防災会議に提案するなど、当該地区の市と連携して防災活動を行う。

市は、市地域防災計画に地区防災計画を位置付けられるよう市内の一定地区内の住民のよび当該地区に事業所を有する事業者から提案を受け、必要があると認めるときは、市地域防災計画に地区防災計画を定める。

第４節　避難対策計画

市は、震災から人命の安全を守るため、避難路の点検、災害から一時的に難を逃れる緊急時の避難場所および被災者が一定期間避難生活を送るための避難所の指定を行い、震災時における迅速かつ適切な避難誘導を行える体制の整備を図る。

市および県は、平時から、被災者支援の仕組みを担当する部局を明確化し、地域の実情に応じ、災害ケースマネジメント（一人ひとりの被災者の状況を把握した上で、関係者が連携して、被災者に対するきめ細やかな支援を継続的に実施する取組）などの被災者支援の仕組みの整備等に努めるものとする。

第１　指定緊急避難場所

１．指定緊急避難場所の指定

災害の危険が切迫した場合における住民等の安全な避難先を確保する観点から、市は、災害対策基本法施行令（以下、「政令」という。）で定める基準に適合する災害の危険が及ばない場所または施設を、地震災害および津波災害ごとに、指定緊急避難場所として、その管理者の同意を得た上で、あらかじめ指定し、住民に対して周知を図るとともに、発災後速やかに避難者を把握できるよう通信資機材や体制の整備に努める。

市は、災害の想定等により必要に応じて、近隣の市町の協力を得て、指定緊急避難場所を近隣市町に設けるものとする。

市は、指定緊急避難場所への避難が長時間にわたることも想定し、熱中症対策および防寒対策として、指定緊急避難場所に供給できるよう飲料水、防寒具等の備蓄に努めるものとする。また、民間施設を指定緊急避難場所として活用する場合は、災害時に空調の確保や避難者への備蓄品の提供等が行われるよう、あらかじめ施設管理者との調整に努めるものとする。

市は、指定緊急避難場所の整備に当たっては、高齢者や障がい者等の要配慮者が円滑に避難を行えるよう、スロープを設置するなど、バリアフリー環境の整備に努めるものとする。

（１）地震災害

・地震に伴う火災に対応するため、災害に対して安全な構造を有する施設または周辺等に災害が発生した場合に人の生命および身体に危険を及ぼすおそれのある物がない場所であること

・災害発生時に迅速に避難場所の開設を行うことが可能な管理体制等を有すること

・都市公園等のオープンスペースについては、必要に応じ、大震火災の輻射熱に対して安全な空間であること

（２）津波災害

・被災が想定されない安全区域内に立地する施設等また安全区域外に立地するものの災害に対して安全な構造を有し、想定される津波の水位以上の高さに避難者の受入れ部分および当該部分への避難経路を有する施設であること。

・災害発生時に迅速に避難場所の開設を行うことが可能な管理体制等を有すること

・都市公園等のオープンスペースについては、津波浸水深以上の高さを有すること

・やむを得ず津波による被害のおそれのある場所を避難場所に指定する場合は、建築

物の耐浪化および非常用発電機の設置場所の工夫、情報通信施設の整備や必要な物資の備蓄など防災拠点化が図られていること

２．指定緊急避難場所に関する通知等

・市は、指定緊急避難場所を指定したときは、県に通知するとともに、公示を行う。

・指定緊急避難場所の管理者は、当該指定緊急避難場所を廃止し、または重要な変更を加えようとするときは、市長に届出を行う。

・市は、指定緊急避難場所が廃止され、または政令で定める基準に適合しなくなったときは指定を取消し、県に通知するとともに、公示を行う。

３．住民への周知

指定緊急避難場所は災害種別に応じて指定がなされていることおよび避難の際には発生する恐れのある災害に対応した指定緊急避難場所を避難先として選択すべきであることについて、日頃から住民等への周知徹底に努めるものとする。特に指定緊急避難場所と指定避難所が相互に兼ねる場合においては、指定避難所が必ずしも特定の災害の指定緊急避難場所に指定されていない場合があることを日頃から住民等への周知徹底に努めるものとする。

市は、指定緊急避難場所を指定して誘導標識を設置する場合は、日本工業規格に基づく災害種別一般図記号を使用して、どの災害の種別に対応した避難場所であるかを明示するよう努めるものとする。市および県は、災害種別一般図記号を使った避難場所標識の見方に関する周知に努めるものとする。

第２　指定避難所

１．指定避難所の指定

円滑な救援活動を実施し、また一定の生活環境を確保する観点から、市は以下の事項について調査し、感染症対策等を踏まえ、政令で定める基準に適合する学校やコミュニティセンター等の公共施設等を指定避難所としてあらかじめ指定し、平時から、指定避難所の場所、収容人数等、家庭動物の受入れ方法、受入れ可能な動物の種類や頭数、受入れ場所の情報等について、住民に対して周知徹底を図るものとする。なお、周知方法としては、冊子等を作成し、配布する。

また、災害時に指定避難所の開設状況や混雑状況等を周知することも想定し、ホームページやアプリケーション等の多様な手段の整備に努めるものとする。

指定避難所について、市は、被災者を滞在させるために必要となる適切な規模を有し、速やかに被災者等を受け入れること等が可能な構造または設備を有する施設であって、想定される災害による影響が比較的少なく、災害救援物資等の輸送が比較的容易な場所にあるものを指定する。また、指定緊急避難場所と指定避難所は相互に兼ねることができる。指定緊急避難場所と指定避難所の役割が違うことについては、日頃から住民等への周知徹底に努めるものとする。

学校を避難所として指定する場合は、学校が教育活動の場であることに配慮し、避難所としての機能が応急的なものであることを認識の上、教育委員会等の関係者と調整を図る。

また、市は、一般の避難所では生活することが困難な障がい者、医療的ケアを必要とする者等の配慮者のため、介護保険施設、障がい者支援施設等の福祉避難所を指定するよう努める。特に、医療的ケアを必要とする者に対しては、人工呼吸器や吸引機等の医

療機器の電源の確保等の必要な配慮をするように努める。

市および県は、保健師、福祉関係者、ＮＰＯ、地域の防災関係者・ボランティア等の様々な主体が地域の実情に応じて実施している状況把握の取組を円滑に行うことができるよう事前に実施主体間の調整を行うとともに、状況把握が必要な対象者や優先順位付け、個人情報の利用目的や共有範囲について、あらかじめ、検討するよう努める。

市および県は、指定避難所だけでなく、協定・届出避難所として位置付けられた避難所についても、あらかじめ情報を把握するとともに、在宅避難者等が発生する場合や、避難所のみで避難者等を受け入れることが困難となる場合に備えて、あらかじめ、地域の実情に応じ、在宅避難者等が利用しやすい場所に在宅避難者等の支援のための拠点を設置すること等、在宅避難者等の支援方策を検討するよう努めるものとする。

市および県は、やむを得ず車中泊により避難生活を送る避難者が発生する場合に備えて、あらかじめ、地域の実情に応じ、車中泊避難を行うためのスペースを設置すること等、車中泊避難者の支援方策を検討するよう努めるものとする。その際、車中泊を行うに当たっての健康上の留意点等の広報や車中泊避難者の支援に必要な物資の備蓄に努めるものとする。

２．指定避難所に関する通知等

市は、指定避難所を指定したときは、県に通知するとともに、公示を行う。

指定避難所の管理者は、当該指定避難所を廃止し、または重要な変更を加えようとするときは、市長に届出を行う。

市は、指定避難所が廃止され、または政令で定める基準に適合しなくなったときは指定を取消し、県に通知するとともに、公示を行う。

３．避難所の備蓄

市は、指定避難所またはその近傍で地域完結型の備蓄施設を確保し、食料、飲料水、乳児用粉ミルクまたは乳児用液体ミルク、安眠確保のための段ボールベッド・エアベッド等の簡易ベッド、毛布、プライバシー確保のためのパーティション、快適なトイレ環境確保のための携帯トイレ、簡易トイレ、トイレットペーパー、乳児・小児用おむつ、大人用おむつ、生理用品等避難生活に必要な物資等を備蓄するものとし、これらの物資の備蓄状況については、年に１回、広く住民に公表するものとする。この他、マスク、消毒液、適温の食事のための炊き出し用具やキッチン資機材、衛生促進のための入浴設備、洗濯設備の備蓄に努める。パーティションや段ボールベッド、簡易ベッド等については、避難所開設当初から設置するよう努めるものとする。

この際、避難生活に必要な物資の備蓄については、想定し得る最大規模の災害における想定避難者数と、それに対して必要となる備蓄量（最低３日分）を推計し、推計した必要備蓄量の確保を目指すよう努めるものとする。また、備蓄品の調達に当たっては、要配慮者、女性、こどもにも配慮するものとする。

４．避難所の設備

市は、指定避難所等において、貯水槽、井戸、給水タンク、仮設トイレ、マンホールトイレ、トイレカー、トイレトレーラー、非常用電源、ガス設備、衛星携帯電話・衛星通信を活用したインターネット機器等の通信機器等のほか、空調、洋式トイレなど、要配慮者にも配慮した施設・設備の整備に努めるとともに、被災者による災害情報の入手に資するテレビ、ラジオ等の機器や、感染症対策に必要な物資等の整備を図り、家庭動物の飼養に関する資材についても整備に努める。

また、停電時においても、施設・設備の機能が確保されるよう、再生可能エネルギーの活用を含めた非常用発電設備の整備に努めるものとする。

さらに、断水時には、入浴や洗濯など避難所の生活に必要となる水の確保に努めるとともに、避難所開設当初における断水を想定し、簡易トイレや携帯トイレを避難所開設当初から使用できるよう、地区単位で分散備蓄をする等の体制整備に努めるものとする。

市は、必要に応じ、避難生活の環境を良好に保つために、あらかじめ避難所内の空間配置図、レイアウト図などの施設の利用計画の作成や、換気、照明等の設備の整備に努める。

感染症対策について、感染症患者が発生した場合の対応を含め、平時から防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、必要な場合には、ホテルや旅館等の活用等を含めて検討するよう努めるものとする。

また、備蓄品の調達にあたっては、要配慮者、女性、子供にも配慮するものとする。

避難所は次の表の各地区ごとに掲げる施設・設備を備えるよう努める。

地域	施設・設備
自治会	・集会所、集落センター等を自主開設避難所として設定 ・鋸やバールなど基本的な防災資機材等を備蓄
地区	・各コミュニティセンター、小学校等を避難所として設定 ・非常食や防災資機材等を備蓄 ・給水タンク、仮設トイレ、マンホールトイレ、携帯トイレ、簡易トイレ、トイレカー、トイレトレーラー、マット、簡易ベッド、非常用電源、テレビ、ラジオ、衛星携帯電話・衛星通信を活用したインターネット機器等のほか、空調、洋式トイレなど要配慮者に配慮した施設・設備を整備 ・施設内またはその近傍で地域完結型の備蓄施設を確保し、食料、飲料水、常備薬、炊き出し用具、毛布等避難生活に必要な物資を備蓄 ・再生可能エネルギーの活用を含めた非常用発電設備の整備
市	・老人デイサービスセンター、在宅介護支援センターを要配慮者に対するサービスの拠点として整備し、必要物資を備蓄（二次避難所）

５．新たな技術を用いた設備の活用

市および県は、指定避難所等において衛星通信設備や循環式の手洗い所など、新たな技術を用いた設備が活用できるよう、体制の構築に努めるものとする。

指定避難所等で使用する設備等については、災害時に確実に活用できるよう、訓練はもとより、平時からの利用に努めること。

第３　避難所運営体制の整備

１．震災発生後速やかに管理運営体制を構築するため、避難所の維持管理体制および災害発生時の要員の確保等をあらかじめ定めるとともに、指定管理施設が指定避難所となっている場合には、指定管理者との間で事前に避難所運営に関する役割分担等を定めるよう努める。

２．避難所運営の円滑を図るため、運営の中心となる自主防災組織等の組織と協議し、予定される避難所ごとに事前に避難者の自治組織に係る事項や避難者に対する情報伝達に係る事項などを定める「避難所運営マニュアル」を作成する他、各種訓練等を通じて、避難者が主体的に避難所を運営できるように努める。

３．避難所の施設管理者は、避難所設置時には避難所の管理運営に協力し運営にあたる。

第４　避難路等避難誘導体制の整備

迅速かつ安全な避難を確保するため、自主防災組織等と協力し、集合場所等から避難所までの避難路をあらかじめ設定するとともに、避難誘導標識や案内板を順次整備し、住民に対して周知徹底を図る。指定緊急避難場所を指定して誘導標識を設置する場合は、日本工業規格に基づく災害種別一般図記号を使用して、どの災害の種別に対応した避難場所であるかを明示するよう努めるものとする。

なお、防災マップの作成にあたっては住民も参加する等の工夫をすることにより、災害からの避難に対する住民等の理解の促進を図るように努めるものとする。

避難誘導にあたっては、自主防災組織・警察・消防等との連携のもと、高齢者や障がい者等に配慮した避難誘導体制の確立を図る。

特に、津波による危険が予想される場合は、訓練の実施等を通じて、また、住民、自主防災組織、消防機関、警察、学校等の多様な主体の参画により、避難対象地域、指定緊急避難場所、避難路、津波情報の収集・伝達の方法、避難指示の具体的な発令基準、避難訓練の内容等を記載した、具体的かつ実践的な津波避難計画の策定等を行う。

津波発生時の避難については、徒歩によることを原則とし、市および県は、自動車免許所有者に対する継続的な啓発を行うなど、徒歩避難の原則の周知に努める。ただし、各地域において、津波到達時間、指定緊急避難場所までの距離、要配慮者の存在、避難路の状況等を踏まえて、やむを得ず自動車により避難せざるを得ない場合は、市は、各地域による自動車利用や避難経路の事前選定、指定緊急避難場所の駐車スペースの拡充など、避難者が自動車で安全かつ確実に避難できる方策をあらかじめ検討するとともに、平時から避難訓練の実施に努めるものとする。なお、検討にあたっては、警察と十分調整しつつ、自動車避難に伴う危険性の軽減方策とともに、自動車による避難には限度量があることを認識し、限度量以下に抑制するよう各地域で合意形成を図る。

市は、消防職団員、警察官、市職員など防災対応や避難誘導・支援にあたる者の危険を回避するため、津波到着時間内での防災対応や避難誘導・支援に係る行動ルールや退避の判断基準を定め、住民等に周知する。また、避難誘導・支援の訓練を実施することにより、避難誘導等の活動における問題点を検証し、行動ルール等を必要に応じて見直しを行う。

市は、避難誘導・支援者等が津波警報等を確実に入手するための複数の情報入手手段・

装備や、消防団体等の避難支援者へ退避を指示できる通信手段（移動系無線等）および受傷事故を防止するための装備の充実を図る。

第５　学校等での避難誘導体制

市は、学校等が保護者との間で、災害発生時における児童生徒等の保護者への引渡しに関するルールを、あらかじめ定めるよう促す。

市は、小学校就学前の子ども達の安全で確実な避難のため、災害発生時における幼稚園・保育園・認定こども園等の施設と市・施設間の連絡・連携体制の構築に努める。

第６　広域避難のための体制の整備

市および県は、大規模災害時に円滑な広域避難**および広域一時滞在**が可能となるよう、他の地方公共団体との応援協定の締結や、**広域避難における居住者等および広域一時滞在における被災住民（以下「広域避難者」という。）**の運送が円滑に行われるよう運送事業者等との協定の締結など、発災時の具体的な避難・受入れ方法を含めた手順等を定めるよう努めるものとする。

市は、指定避難所を指定する際に併せて広域一時滞在の用にも供することについても定めるなど、他の市町村からの被災者を受け入れることができる施設等をあらかじめ決定しておくよう努める。

第７　避難所における良好な生活環境の確保

市は、避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、専門家、ＮＰＯ・ボランティア等との定期的な情報交換や避難生活支援に関する知見やノウハウを有する地域の人材の確保・育成に努めるものとする。

第８　被災者支援体制の整備

市および県は、国と連携して、避難生活に必要な物資の備蓄、避難所環境の整備、地域のボランティア人材の確保・育成や災害発生時における官民連携の強化など、地域防災力の向上に努めるものとする。

市は、避難行動要支援者名簿や個別避難計画の作成・更新、避難所や避難者の情報管理に係る手続のほか、被災者台帳の作成や罹災証明書の発行、被災者生活再建支援金等の被災者支援に係る手続が円滑に行われるよう、国のクラウド型被災者支援システム等の被災者支援業務を支援するシステムを活用するなど、当該業務の迅速化・効率化を積極的に検討するものとする。

第５節　緊急事態管理体制整備計画

市は、災害対策活動を円滑に実施するために緊急事態に備え、機能的な活動体制の整備を図る。

第１　階層的防災生活圏構想の推進

消火、救助、避難、医療救護等の防災活動を有効かつ機能的に実施するため、自治会、地区、市、広域圏、県といった階層構造を防災生活圏として設定し、それぞれの防災生活圏ごとに包摂する下位の防災生活圏を支援する。

［生活圏ごとの役割］

生活圏	役　　割
自治会	・自主防災組織の基礎的単位 ・自主開設避難所（集合場所）を設定 ・基本的な防災資機材等を備蓄
地　区	・自主防災組織の中核的単位 ・避難所は、避難者への物資等の供給拠点の役割も果たし地区内の情報収集、提供の拠点となる。 ・防災資機材等を備蓄
市	・防災活動の指令塔的単位 ・災害時における避難所に対する食料、生活必需品の供給等の調整やそのための備蓄にあたる。 ・災害時要援護者に対するサービスの単位
広域圏	・県内を福井、坂井、奥越、丹南、嶺南の５圏域に分けて設定 ・市町間における物資調達の調整、備蓄の融通を図る。
県	・防災活動に関して、市町、防災関係機関、他都道府県、国との連絡調整にあたる。

［生活圏ごとの施設・設備］

生活圏	施　設　・　設　備
自治会	・集会所、集落センター、公園、広場等を自主開設避難所（集合場所）として設定 ・鋸、バールなど基本的な防災資機材等を備蓄
地　区	・各コミュニティセンター、小学校等を避難場所として設定 ・情報端末となるパソコン等情報機器を整備し、非常食や生活必需品、防災資機材等を備蓄
市	・防災活動の指揮命令機能や情報通信機能を有する拠点施設を整備 ・避難所等に対する食料、生活必需品等の供給のために所要量を備蓄
広域圏	・圏域内の市町に対する支援物資の集配や応援部隊、ボランティア等の調整の拠点となる地域防災基地を整備 ・広域的に融通できるよう食料、生活必需品等を備蓄
県	・県の災害対策本部となる防災センターやそのバックアップ施設となるサブセンター、市町等と結ぶ防災行政無線、防災情報システムを整備

第２　自治会防災活動体制の整備

１．住民、事業所の防災活動

住民および事業者は、平時から自主防災組織、自衛消防隊の設立および活動活性化を図り、災害発生時には、情報収集、救出活動、初期消火、災害時要援護者の支援、安否確認等の活動および支援を行う。

２．市の支援体制

住民や事業所が災害時に効果的な活動を行うため、施設、機材の整備や人材の育成に努める。

（１）自主防災組織の設立、運営の補助

（２）リーダー研修会、住民講習会の開催

第３　地区防災活動体制の整備

１．避難所等の整備

（１）各コミュニティセンター、小学校等を避難所とし、施設の耐震化、非常用電源の確保、通信機器の整備、避難誘導標識等の整備を図る。

（２）避難所に非常食、生活必需品、防災資機材等の備蓄を行う。

（３）拠点避難所には救護所を設置するなど、応急医療体制を強化する。

（４）小学校等が避難所となるので教職員の緊急時の活動マニュアルを作成するとともに、避難所受け入れ体制の整備として避難所機能と教育機能の両立を含め、避難所としての利用、運営方法等を定める。

第４　市防災活動体制の整備

１．庁舎等拠点施設の安全化

（１）防災活動の中心となる庁舎については耐震化を進め、72 時間は対応可能な非常用電源の整備を図るとともに適切な管理を行う。

（２）災害時に医療拠点となる病院、診療所等の耐震化の実施、指導を行う。

２．情報通信手段、経路の多様化

（１）防災関係機関との連携強化のため、地域防災無線の整備を検討する。

（２）住民広報の強化のため、ＣＡＴＶの整備および管理を行う。

（３）要配慮者のため、多様な広報手段を検討する。

３．防災センターの建設

防災活動の拠点施設および住民の防災知識、技術、行動力を高める防災啓発の場として、防災センターの建設について計画する。

４．備蓄品の確保

（１）食料、生活必需品等の備蓄倉庫の増設

（２）要配慮者に配慮した備蓄品の確保

（３）消防職員および消防団員の非常食の確保

５．消防用資機材の整備

応急活動の中核となる消防における防災資機材等を整備する。その際、大規模地震や津波災害など多様な災害にも対応する資機材の整備促進に努めるものとする。

６．応援体制の確保、強化

大規模災害では市単独で対処することが困難なことから、県、他の自治体、企業、各種団体等の応援協力を得るため、協定締結や密接な協力関係の構築を図る。

７．交通輸送体制の確保

消火、救出、医療等の防災活動を強力に実施するには広域的な応援体制が必要であり、そのための交通輸送体制の確保について、積雪時にも配慮しながら施策を推進する。

８．災害応急対策基金の設置

災害初動時の応急対策に必要な資機材、物資等の迅速な確保を図るため、小浜市災害対策基金の拡充を図る。

９．防災に関する知識の習得

災害の要因の研究、被害想定および防災体制などについての知識について、県や防災関係機関との連携のもと、調査・知識習得に努める。

10．証明書発行体制の整備

災害時に罹災証明書の交付が遅滞なく行われるよう、住家被害の調査の担当者の育成、他の地方公共団体や不動産鑑定士、行政書士等の士業団体その他の民間団体との応援協定の締結等を計画的に進めるなど、罹災証明の交付に必要な業務の実施体制の整備に努める。

11．公的機関の業務継続性の確保

市および県等は、災害発生時の応急対策等の実施や優先度の高い通常業務の継続のため、災害時に必要となる人員や資機材等を必要な場所に的確に投入するための事前の準備体制と事後の対応力の強化を図る必要があることから、業務継続計画の策定等により、業務継続性の確保を図る。また、実効性ある業務継続体制を確保するため、地域や想定される災害の特性等を踏まえつつ、必要な資源の継続的な確保、定期的な教育・訓練・点検等の実施、訓練等を通じた経験の蓄積や状況の変化等に応じた体制の見直し、計画の評価・検証等を踏まえた改訂などを行う。

特に、市および県は、災害時に災害応急対策活動や復旧・復興活動の主体として重要な役割を担うことから、業務継続計画の策定等に当っては、少なくとも首長不在時の明確な代行順位および職員の参集体制、本庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎の特定、電気・水・食料等の確保、災害時にも繋がりやすい多様な通信手段の確保、重要な行政データのバックアップならびに非常時優先業務の整理について定めておくものとする。

第６節　広域的相互応援体制計画

大規模災害においては、市の防災機関だけでは対応できない事態が予想され、他自治体等からの応援または他への応援を必要とする場合に備えて広域の相互応援体制を整える。

第１　県内広域相互応援体制

１．県・市町災害時相互応援体制

市独自では十分な応急措置が実施できない場合に備え、他の市町に要請する応急措置を円滑に遂行するため締結した「県・市町災害相互応援協定」に基づき密接な連携体制を整備する。

２．福井県広域消防相互応援協定

県内の消防における相互応援体制を確立するため、県下の全市町が参画する「福井県広域消防相互応援協定」に基づき密接な連携体制を整備する。

第２　県外市町村広域相互応援体制

市域を越えた広域的防災体制を確立するため、奈良市と締結した相互応援協定や隣接の高島市や近江八幡市等との協定に基づき密接な連携体制を整備する。

第３　関係機関との合同訓練等

応援協定の締結機関に対する応援要請が迅速に行えるよう、あらかじめ要請手順、連絡方法、窓口等を取り決めておき、それらに基づく通信訓練等を含めた合同防災訓練等を実施する。

第４　広域応援・受援体制の整備

市および県は、災害の規模や被災地のニーズに応じて円滑に他の地方公共団体および防災関係機関から応援を受けることができるよう、応援・受援計画を策定し、応援先・受援先の指定、応援・受援に関する連絡・要請の手順、応援職員の指定、応援時の携行品の整備、災害対策本部との役割分担・連絡調整体制、応援機関の活動拠点、応援要員の集合・配置体制や資機材等の集積・輸送体制等について、必要な準備を整える。

市および県は、国や他の地方公共団体等からの応援職員等を迅速・的確に受け入れて情報共有や各種調整等を行うための受援体制の整備に努めるものとする。特に、庁内全体および各業務担当部署における受援担当者の選定や応援職員等の執務スペースの確保を行うものとする。その際、感染症対策のため、適切な空間の確保に配慮すること。

また、応援職員等の宿泊場所の確保が困難となる場合も想定して、応援職員等に対して紹介できる、ホテル・旅館、公共施設の空きスペース、仮設の拠点や車両を設置できる空き地など宿泊場所として活用可能な施設等のリスト化に努めるものとする。

県は、国や市等と協力し、訓練等を通じて、応急対策職員派遣制度に基づく全国の被災市町村への応援や本県で災害が発生した場合の受援等について、円滑な実施に努めるものとする。

県は、土木・建築職などの技術職員が不足している市町への中長期派遣等による支援を行うため、技術職員の確保および災害時の派遣体制の整備に努めるものとする。

市および県は、感染症対策のため、応援職員の派遣にあたっては、派遣職員の健康管

理等を徹底するものとする。また、市および県は、会議室のレイアウトの工夫やテレビ会議の活用など、応援職員等の執務スペースの適切な空間の確保に配慮するものとする。

第７節　医療救護予防計画

震災は複合的、広域的災害であり、医療機関の機能低下、交通の混乱による搬送能力の低下等の事態が予想されるため、応急医療体制の整備が極めて重要であり、初期医療体制、後方医療体制および広域的医療体制の整備を図る。

第１　医療救護活動体制の確立

１．初期医療体制の整備

医療救護所の設置、救護班の編成、出動について、あらかじめ小浜医師会と協議して計画を定めるとともに、自主防災組織等による軽微な負傷者等に対する応急救護や救護班の活動支援体制の計画を定める。また、災害時の救急医療に対応できるよう、避難、患者受入れ、トリアージ（傷病者の選別）などに関する研修、訓練を行う。

２．後方医療体制の整備

医療救護所等で手当を受けた傷病者のうち、重傷の傷病者を後方医療施設（救急告示病院や被災地外の病院）へ移送するため、医療情報の提供や患者搬送の体制の確立を図る。

３．広域的医療体制の整備

災害の規模によっては、県、自衛隊、日赤、県医師会等関係機関の応援が必要となるため、広域的な協力関係を構築するよう努める。

市、国、県および医療機関は、災害時に医療施設の診療状況等の情報を迅速に確保するため、広域災害・救急医療情報システム（ＥＭＩＳ）の整備に努め、操作等の研修・訓練を定期的に行うものとする。

４．医薬品等の確保

各防災関係機関は、災害発生時に備え、必要な防疫、医薬品等の確保に努めるとともに、平時から関連業者等との協力体制の整備を推進する。

５．医療施設の安全化耐震化

医療救護の拠点となる医療施設については、災害時のその機能と安全性を確保するため、耐震性の点検・強化・補強の推進を図る。

６．広域搬送拠点の整備

市および県は、地域の実情に応じて、広域後方医療施設への傷病者の搬送にあたり広域搬送拠点として使用することが適当な民間空港、自衛隊の基地、大規模な空き地等をあらかじめ抽出しておくなど、災害発生時における救急医療体制の整備に努める。なお、これらの広域搬送拠点には、広域後方医療関係機関と協力しつつ、広域後方医療施設への傷病者の搬送に必要なトリアージ（緊急度判定の基づく治療順位の決定）や救急措置等を行うための場所・設備をあらかじめ整備しておくよう努める。

７．中長期における医療提供体制の充実

市は、県、小浜医師会、地域の災害拠点病院関係者等と連携し、急性期から中長期へ

移行するための医療提供体制を構築する。

８．市および県は、災害時を想定した情報の連携、整理及び分析等の保健医療福祉活動の総合調整の実施体制の整備を図る。

第２　救急救助体制の整備

１．救急救助体制の整備促進

救急救助組織の充実を図るとともに、広域的共同処理方式、相互応援協定等により一層強力な救急救助体制の整備推進を図る。

２．救急救助隊員の教育訓練

救急救助隊員は、その重要な使命により、高度な技術と知識が要求されるので、これに対応した教育訓練を計画的に実施する。

３．救急医療機関等の連絡協調

救急救助業務を円滑に実施するため、医療機関その他関係機関との連絡協調を図る。

第３　救急救助施設の整備

１．救急救助施設の整備推進

救急自動車、救助工作車および救急救助資機材を計画的に整備し、充足を図る。

２．消防緊急情報システムの整備

高度情報化に対応し、迅速的確な指令管理業務を行うため、消防緊急情報システムの整備を図る。

第４　集団救急事故対策の推進

救急業務計画により、集団救急事故対策の推進を図る。

第８節　要配慮者震災予防計画

地震や津波発生時に必要な情報を得ることや迅速かつ適切な避難行動をとることが困難な高齢者、障がい者、乳幼児、外国人等要配慮者に配慮した震災対策を推進する。

第１　高齢者、障がい者に配慮したまちづくり

１．福祉のまちづくりの推進

高齢者、障がい者の社会参加の基礎となる生活環境の改善を地域社会全体として推進するため、「福井県福祉のまちづくり条例」に基づき、高齢者、障がい者に配慮したまちづくりを進める。

２．避難路の整備および確保

要配慮者利用施設から避難所に至るまでの経路を各施設において点検し、避難に際しての障害物の撤去等に努め、歩行器や車椅子が容易に通行できるよう避難路の安全確保を図る。

また、不特定多数の人が利用する公共施設において、目や耳の不自由な人のため、光と音を使った非常時用の避難誘導システムの導入を促進するよう検討する。

第２　要配慮者利用施設における防災体制の強化

１．要配慮者利用施設の耐震化

市および県は、要配慮者利用施設の管理者を対象とした施設の耐震改修の促進についての講習会を開催するなど、耐震化について指導を行う。

また、要配慮者利用施設の管理者は、耐震診断やその結果に基づく計画的な改修を実施し、社会福祉施設の耐震化を図る。

２．社会福祉施設等の出火防止、初期消火体制の強化

市および消防機関は、社会福祉施設の消火設備の設置を施設等の管理者に対して指導する。

また、社会福祉施設等の管理者は、火気使用設備および器具に安全装置付きの物を使用するよう努めるとともに、延焼の拡大を防止するため、カーテン、寝具等についても防炎性能を有するものを積極的に使用するよう努める。

３．要配慮者利用施設の災害応急体制

（１）要配慮者利用施設の所有者または管理者は、介護保険法関係法令等に基づき、自然災害からの避難を含む非常災害に関する具体的計画を作成するとともに、夜間等における災害発生時に的確な対応が取れるよう、災害発生した場合の職員動員体制、発生時の初動対応等を定めておく。

（２）災害時には、職員の対応だけでは不十分な場合が多いため、要配慮者利用施設の管理者は、他の同種施設および消防団、自主防災組織を中心とした地域住民との日常の連携が密になるよう努め、入所者の実態に応じた協力が得られるようにする。

４．緊急連絡体制の整備

要配慮者利用施設の管理者は、災害の発生に備え、消防機関等への早期連絡が可能な非常通報装置の設置に努める。

５．避難所の整備

災害時に避難所となる施設の管理者は、要配慮者の利用を考慮して施設の整備に努める。

また、市は、病院、社会福祉施設、民間宿泊施設、近隣ビルの高所等の避難場所（一時的な避難場所を含む）への活用について、管理者の理解が得られるよう努めるものとする。

第３　情報連絡・伝達設備および体制の整備

避難行動要支援者に対する情報連絡・伝達設備および体制については、要介護高齢者、視覚障がい、聴覚障がい、肢体障がい等、避難行動要支援者の特性に合わせ、「個別避難計画」を作成する中で整備を図る。

市および県は、障がいの種類および程度に応じて障がい者が防災および防犯に関する情報を迅速かつ確実に取得することができるようにするため、体制の整備充実、設備又は機器の設置の推進、その他の必要な施策を講ずるものとする。

市および県は、障がいの種類および程度に応じて障がい者が緊急の通報を円滑な意思疎通により迅速かつ確実に行うことができるようにするため、多様な手段による緊急通報の仕組みの整備推進、その他の必要な施策を講ずるものとする。

１．障がい者への情報提供

（１）障がい者には情報が伝達されにくいことから、聴覚障がい者に対しては掲示板、ファクシミリ、手話通訳、データ放送等により、視覚障がい者に対しては同行援護、点字等により情報提供を行なえるよう、機器の整備、多種の情報伝達媒体の活用、人材の育成、確保等に努める。

また、携帯電話メール等による避難情報の提供、避難所等での文字媒体の活用等、迅速・確実な情報取得のための設備・機器（電光掲示板等）の設置についても検討し、具体化を図る。

（２）障がい者への情報提供には、障がい者（支援）団体やボランティア団体との連携が必要なことから、連携体制の強化、推進を図る。

２．外国人への情報提供

外国人には、日本語を解せない者や被災地の地理や事情に不慣れな者も多いと考えられるので、必要に応じて外国語による情報提供、通訳を配置した外国人向け相談体制が可能なように検討する。

第４　防災知識の普及

１．要配慮者に対する防災知識の普及啓発

市および県は、防災知識の普及を実施する際、要配慮者の多様なニーズに十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努めることに加え、家庭動物の飼養の有無による被災時のニーズの違いに配慮するよう努めるものとする。

市は、県と協力して高齢者、障がい者等に分かりやすいような手法を取り入れながら、防災知識の普及啓発を推進する。

２．社会福祉施設および事業所等の防災知識の普及啓発

社会福祉施設や要配慮者を雇用している事業所等の管理者は、消防機関の指導のもと、職員や入所者に対し、マニュアル等に基づく防災訓練を実施するなど防災教育の充実を図る。

第５　防災訓練における配慮事項

県および市は、防災訓練を実施する際、要配慮者に十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努めることに加え、家庭動物の飼養の有無による被災時のニーズの違いに配慮するよう努めるものとする。

県および市は、要配慮者利用施設の避難確保に関する計画や避難訓練の実施状況等について、定期的に確認するよう努めるものとする。また、市は、当該施設の所有者または管理者に対して、必要に応じて、円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な助言等を行うものとする。

第６　地域ぐるみの支援体制の整備

１．要配慮者は、災害時に自らの安否を連絡できるよう、近隣の住民や近隣の福祉施設等とのつながりを保つよう努力する。

２．避難行動要支援者への対策

（１）避難行動要支援者名簿および個別避難計画の作成

市は、要配慮者のうち、災害が発生し、または災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るために特に支援を要するもの（以下「避難行動要支援者」という。）を適切に避難誘導し、安否確認等を行うため、防災担当部局および福祉担当部局連携のもと、平時より避難行動要支援者に関する情報を把握のうえ、避難行動要支援者名簿を作成するものとする。また、防災担当部局および福祉担当部局連携のもと、区長や自主防災組織、民生委員、地域住民、福祉専門職、社会福祉協議会、ＮＰＯ等の避難支援等に携わる関係者の協力により、名簿情報に係る避難行動要支援者ごとに、当該避難行動要支援者について避難支援等を実施するための計画（以下「個別避難計画」という。）を作成するものとする。なお、避難行動要支援者名簿および個別避難計画（以下「避難行動要支援者名簿等」という。）については、避難行動要支援者の状況の変化、ハザードマップの見直しや更新、避難方法等の変更等を適切に反映したものとなるよう、必要に応じて更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても支障が生じないよう適切な管理に努める。

（２）避難行動要支援者の範囲

ア　身体障害者手帳１・２級の者
イ　療育手帳Ａ判定の者
ウ　精神障害者保健福祉手帳１級の者
エ　障害者総合支援法の対象となる難病患者
オ　要介護状態区分が要介護３から５までの者

カ　自力避難することが困難な６５歳以上の高齢者
キ　災害時の支援を希望する者で、市長が必要と認める者

（３）名簿作成に必要な個人情報および入手方法

名簿には、避難行動要支援者の氏名、生年月日、性別、住所、電話番号、避難支援等を必要とする理由、その他避難支援等の実施に必要な事項を記載する。名簿の作成にあたっては、避難行動要支援者に該当するものを把握するために、福祉担当部局で把握している障がい者や要介護者等の情報を集約する。また、市は、必要に応じて、関係機関から情報提供を求め、避難行動要支援者の把握に努めるものとする。

（４）名簿情報の提供と支援体制

消防機関、警察機関、民生委員、社会福祉協議会、自主防災組織等の避難支援等に携わる関係者に対し、避難行動要支援者本人の同意を得ることにより、または市の条例に定めがある場合には、あらかじめ避難行動要支援者名簿等を提供するとともに、個別避難計画の実効性を確保する観点等から、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図るものとする。なお、避難行動要支援者名簿等の提供にあたっては、提供先に守秘義務の厳守を指導する等、名簿情報の漏えいの防止のための措置を講ずる。

避難行動要支援者に対する支援は、支援者の安全が確保できる範囲とし、市は避難行動要支援者の理解が得られるように努める。

市は、個別避難計画が作成されていない避難行動要支援者についても、避難支援等が円滑かつ迅速に実施されるよう、平時から、避難支援等に携わる関係者間の事前の協議・調整その他の避難支援体制の準備など、必要な配慮をするものとする。

市は、個別避難計画が作成されている避難行動要支援者が居住する地区において、地区防災計画を定める場合または、地区防災計画が定められている地区において、個別避難計画を作成する場合は、地域全体での避難が円滑に行われるよう、両計画の整合が図られるよう支援に努めるものとする。また、訓練等により、両計画の一体的な運用が図られるよう支援に努めるものとする。

市および県は、個別避難計画の作成を促進するため、避難行動要支援者や避難支援等に携わる関係者に対し、制度の周知・啓発等に努めるものとする。

３．市は、関係機関等と協力し、災害時における在宅や避難所内の介護体制（二次避難所の設置を含む。）を整備する。

第７　在宅者対策

１．緊急通報システム等の活用

ひとり暮らし高齢者が突発的に災害等に見舞われた場合に備え、避難行動要支援者と消防本部等との間に緊急通報システムを構築する。また、このシステムの構築にあたっては、「個別避難計画」との関係に留意するものとする。

２．防災知識の普及啓発

ひとり暮らし高齢者、支援の必要な障がい者等に対しては、災害時の的確な対応能力を高める防災知識の普及、啓発に努める。

第８　避難所等の対策

１．要配慮者受入れ体制の整備

公共施設等の避難所については、要配慮者が避難生活をしやすいようなスペースを優先的に確保し提供する。

また、市は、自主防災組織や福祉関係者、地域支援者・市災害ボランティアセンター連絡会の協力を得ながら、必要に応じ各避難所に要配慮者班を設けるなどの体制整備を図る。

２．要配慮者利用施設への受入れ体制の整備

避難した先（小学校等）の環境の変化などにより避難所での生活が困難となった要配慮者に対して、速やかに対処可能な要配慮者利用施設への緊急一時入所等の適切な措置を講ずる。

３．福祉避難所の指定および周知

要配慮者が必要な生活支援や相談等が受けられ、安心して生活ができる体制が整備された避難所（以下、福祉避難所という。）をあらかじめ指定し、要配慮者を含む地域住民に周知する。

なお、福祉避難所の指定に当たっては、原則として、耐震・耐火構造で、バリアフリー化された施設を指定する。

市は、福祉避難所として要配慮者を滞在させることが想定される施設にあっては、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられており、また、災害が発生した場合において要配慮者が相談等の支援を受けることができる体制が整備され、主として要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保されるものを指定するものとする。特に、要配慮者に対して円滑な情報伝達ができるよう、多様な情報伝達手段の確保に努めるものとする。

市は、福祉避難所について、受入れを想定していない避難者が避難してくることがないよう、必要に応じて、あらかじめ福祉避難所として指定避難所を指定する際に、受け入れ対象者を特定して公示するものとする。

市は、前述の公示を活用しつつ、福祉避難所で受け入れるべき要配慮者を事前に調整の上、個別避難計画等を作成し、要配慮者が、避難が必要となった際に福祉避難所へ直接避難することができるよう努めるものとする。

第９　外国人等に対する対策

１．防災知識の普及啓発

外国人向けの英語等による防災知識啓発用パンフレット等を利用し、災害が起きた際の対応や避難方法等について周知を図る。また、研修を通じて、災害時に行政等から提供される災害や生活支援等に関する情報を整理し、避難所等にいる外国人被災者のニーズとのマッチングを行う災害時外国人支援情報コーディネーターの育成を図るものとする。

２．外国人の避難体制の整備

災害が発生した際に、必要に応じて拠点となる避難所に外国語の通訳ボランティアを派遣できるよう、国際交流団体等と連携して外国人支援の体制づくりに努める。

第１０　要配慮者に対する災害対策の配慮

１．要配慮者の安否確認や必要な支援の内容の把握
２．生活支援のための人材確保
３．障がいの状況等に応じた情報提供
４．乳児用粉ミルク・液体ミルク（乳アレルギーに対応したものを含む。）や柔らかい食品など特別な食料を必要とする者に対する当該食料の確保提供
５．避難所・居宅への必要な資機材の設置・配布
６．避難所・居宅への相談員の巡回による生活状況の確認、健康相談の実施
７．避難所または在宅の要配慮者のうち、第二次避難を要する者についての該当施設への受入要請の実施（二次避難所の設置を含む）
８．精神的ケアやメンタルヘルスに関する支援体制の整備
９．避難所のレイアウト計画段階でのゾーニング（動線・音・視線の配慮等）の検討

第９節　ボランティア育成・確保計画

震災時には、行政や関係機関による防災活動だけでなく、地域住民や地域外からのボランティアによる各種の活動が重要であることから、その確保と活動の活性化、円滑化を図るため、ボランティア意識の普及啓発や育成を図るとともに市災害ボランティアセンター連絡会の活用を推進する。

第１　災害ボランティア活動の推進

１．ボランティア意識の醸成

国、県および市は、行政・ＮＰＯ・ボランティア等の三者で連携し、平時の登録、ボランティア活動・避難所運営等に関する研修や訓練の制度、災害ボランティア活動の受入れや調整を行う体制、災害ボランティア活動の拠点の確保、活動上の安全確保、被災者ニーズ等の情報提供方策等について整備するとともに、そのための意見交換を行う情報共有会議の整備・強化を、研修や訓練を通じて推進するものとする。

市は、県、社会福祉協議会等と連携し、さまざまな活動を行うボランティアの育成を図るため、インターネット上でボランティア情報を提供する「福井県社会貢献活動支援ネット」の普及を図り登録を促進するとともに、市災害ボランティアセンター連絡会の災害ボランティア登録の普及に努め、各種広報媒体を利用して住民に対する情報提供を行う。

また、事業所や各種の団体に対して、組織的な社会貢献としての災害ボランティア活動への参加を呼びかける。

２．ボランティア活動の普及

市は関連団体と連携し、「防災とボランティアの日（1 月 17 日）」、「防災とボランティア週間（1 月 15 日から 1 月 21 日）」において、啓発行事等を実施し、ボランティア活動の普及に努める。

第２　ボランティア活動への支援

市は、災害ボランティア活動に必要な知識、技能等を習得するための研修会等の開催、リーダーやコーディネーター、アドバイザー等の養成および、資機材等の整備に努める。

このほか、市は市災害ボランティアセンター連絡会と連携して、ボランティア希望者に対する講座開催の情報提供等によりグループづくりの支援を行う。

第３　ボランティア活動の環境整備・連携体制の強化

１．平時における各種団体と連携体制の整備

市は、広報活動、啓発活動等を通じて、ボランティアによる防災活動に関する事業者および住民の関心と理解を深めるとともに、休暇の取得の促進とその他ボランティアによる防災活動への住民の参加を促進するための必要な措置を講ずるものとする。

また、避難生活支援リーダー／サポーター等の避難所運営・避難生活支援に取り組む地域のボランティア人材の育成・確保に努めるものとする。

２．災害発生時における受入・派遣体制および活動拠点の整備

市は、市災害ボランティアセンター連絡会と連携して、災害発生時に、ボランティアの受入･派遣および活動のための拠点のあっせんまたは提供を円滑にできる体制づくりをあらかじめ行う。また、必要に応じ、地域防災基地の一部をボランティアの活動拠点に提供するなどの支援を行う。

市は、災害発生時にボランティアが被災者のニーズに応えて円滑な活動を行えるよう、市地域防災計画等において、災害ボランティアセンターを運営する者（市社会福祉協議会等）との役割分担等を定めるよう努め、官民連携体制の強化を図る。災害ボランティアセンターの設置予定場所については、市地域防災計画に明記する、必要に応じ施設管理者等と相互に協定を締結する等により、あらかじめ明確化しておくよう努めるものとする。

３．広域応援体制の整備

市は、災害発生時の災害ボランティア活動について広域的な連携を円滑に行うため、ボランティアのあっせんや資機材の提供等について、応援可能な隣接市町や友好市等とあらかじめ相互に確認しておくとともに、応援協定を締結するなど広域連携体制の整備に努める。

第１０節　飲料水・食料品・生活必需品等の確保計画

地震や津波発生時における住民の生活を確保するため、飲料水、食料品、生活必需品等の備蓄･調達体制を確立する。

第１　個人備蓄の推進

「自らの身は自らが守る」のが防災の基本であることから、市は住民に対し、３日分の飲料水、食料、携帯トイレ、トイレットペーパー等の備蓄、非常持出品（救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池、衣類等）の常備についての啓発を行う。

第２　市の備蓄

市は、各避難所または地区単位に、生命および生活を維持するために必要な飲料水、食料、毛布、日用品、資機材等の分散備蓄に努める。また、市の備蓄目標は、想定される避難者数に対し、３日分を確保するよう努めるが、山間部集落など災害時に孤立する可能性のある地域については、備蓄目標を配慮する。

また、要配慮者やアレルギー性疾患等の患者のために必要な食料等について備蓄や入手経路など調査・配慮する。

種　　別	品　　目
生命・生活を維持するために最低限必要なもの	毛布、水、食料、日用品、資機材など
要配慮者向けの食料など	ミルク、柔らかい食品、紙おむつ、生理用品など

第３　必要物資の調達体制

１．関係業界団体等との協定締結

飲料水、食料、日用品、資機材など生活を維持するために最低限必要な緊急物資の調達について、地元商店、関係業者の能力や実績を勘案し、あらかじめ関係業界団体と協定を締結するよう努める。

２．物資調達のマニュアル化

必要物資の種類、品目や数量、調達先や連絡先および連絡方法を明確にするなどマニュアル化を図る。また、避難所における必要物資を把握し、県と市および市町間において不足している必要物資の融通を図るため、情報通信機能の整備を行い、システムづくりを推進する。

３．応急食料等の整備

災害時における食料品および生活必需品等の供給が円滑に行われるよう平素から配慮し、市内における放出可能量の把握確認を行うとともに、緊急放出について協定を締結するよう努める。また、応急食料品等の保管場所および備蓄について整備を図り、供給体制の確立に努める。

４．事業者団体等との連携

農林水産物、畜産物、林産物の被災地への供給を確保するため、事業者団体や集出荷施設、販売、輸送業者等と在庫量等の情報収集を行えるよう連絡体制の整備を図る。

５．他の公共団体からの確保調達

災害時における食料および生活必需品の確保、供給に関する協定等を締結している市町等の応援により確保を図る。

第４　医薬品および医療救護用資材の確保

災害時における医療救護等の迅速かつ適切な措置を講ずるため、小浜医師会および医療関係団体と協議し、必要な医薬品および医療救護用資材の確保に努める。

また、不足に対応するため、市内の医薬品業者団体および医療器具業者団体等と協定を締結するとともに応援協定締結市町等の応援により、調達体制の整備を図る。

第５　給水体制の整備

水道施設が被害を受けたときの緊急用水を確保するため、ろ過器や耐震性貯水槽の整備を行うほか、給水車の整備を推進する。また、地下水やため池水の利用にあたっては、国が設定する水質条件等のガイドラインを設定する。

１．災害時の給水協力の推進

井戸を所有する事業所や一般家庭に対し、災害時に住民への給水に協力するように呼びかけ、災害時の給水確保に努める。

２．耐震性貯水槽の整備

災害時の飲料水等の確保を図るため、庁舎や小中学校、公園等の拠点施設に耐震性貯水槽の整備を推進する。

３．給水資機材の整備

応急給水の迅速な実施を図るため、給水車の整備、水道仮設パイプの備蓄を推進する。

第１１節　地震に強いまちづくり計画

市は、防災空間の確保等都市防災の総合的推進を図り、地震に強いまちづくりに努める。

第１　都市防災構造化対策事業計画

市は、国の「防災都市づくり計画策定指針」に従い、防災都市づくり計画を策定し、都市防災構造化対策の推進を図る。

第２　都市防災の推進

市は、都市計画事業を活用し、積雪時にも配慮しながら既成市街地の耐震性、耐火性の向上を図るとともに、土地区画整理事業の実施により災害に強い安全で快適なまちづくりを推進する。

国、県および市は、防災・まちづくり・建築等を担当する各部局の連携の下、地域防災計画や立地適正化計画等を踏まえ、災害の危険性等地域の実情に応じて、優先度の高い避難行動要支援者から個別避難計画を作成するとともに、住宅を安全な立地に誘導するなど、まちづくりにおける安全性の確保を促進するよう努めるものとする。

第３　建築物不燃化の推進

防火、準防火地域の指定、建築物の不燃化の推進等により、災害時の被害防止に努める。

１．準防火地域の指定

準防火地域は建ぺい率 80％以上の商業地域、近隣商業地域について指定を推進し、市街地の延焼防止を図る。

第４　防災空間の整備

市は、都市公園、都市緑地、道路空間、河川空間、港湾空間の整備を進め、災害時における避難場所、避難路の確保、延焼防止、救援活動の円滑な実施を図る。

市、国および県は、緊急輸送ルートの確保を早期に確実に図るため、空港、港湾等の主要な拠点と高規格道路等のアクセス強化、ネットワーク機能の向上、道路防災対策等を通じて、強靭で信頼性の高い道路網の整備を図るものとする。 ネットワーク機能の向上のため、舞鶴若狭自動車道の４車線化を進める。

また、避難路、緊急輸送道路など防災上重要な経路を構成する道路について、災害時の交通の確保を図るため、道路啓開計画を策定する。また、必要に応じて、区域を指定して道路の占用の禁止または制限を行うとともに、国が促進する一般送配電事業者、電気通信事業者における無電柱化の取組と連携しつつ、無電柱化の促進を図るものとする。

さらに市、国および県は、所有者不明土地を活用した防災空地、備蓄倉庫等の整備、災害発生のおそれのある所有者不明土地の管理不全状態の解消等、所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法に基づく措置を活用した防災対策を推進するものとする。

１．都市公園の整備

市は、災害時の避難場所あるいは防火帯の用に供する都市公園の整備を図る。また、木造家屋が密集する市街地では、空き地やオープンスペースの確保に努める。

２．都市緑地等の整備

市は、緩衝、避難等の用に供する都市緑地および街路樹の整備を図る。

３．道路空間の整備

（１）広域的な防災体制および地域的な防災体制を確立するため、被災時の代替機能も考慮しながら道路の計画的な整備を推進する。

（２）幹線道路の整備にあたっては、災害時の緊急輸送ルート、避難路としての機能を有するような道路構造の質的改善および道路幅員等の検討を行う。

（３）幹線以外の道路については、幹線道路と有機的に連携させ、避難場所への円滑な避難を考慮し整備する。

４．河川空間の整備

県および市は、河川敷にヘリポート、緊急用道路、船着場等の整備を図るとともに、消火用水の確保用施設や防災拠点施設、および震災時の避難場所となるオープンスペースを整備し、震災時の利用を図る。

５．港湾(漁港)空間の整備

国、県、市は、耐震強化岸壁の整備を図り、港湾(漁港)背後市街地内での避難地と連携して、区域内に避難緑地の整備など、オープンスペースの確保を図り、避難地や緊急物資の保管用地として震災時の防災拠点としての利用を図る。

第５　ハザードマップの整備

市は、被害の想定等を踏まえて地盤の揺れやすさ、指定避難所等を示すハザードマップの整備を行い、住民等に対し周知を図る。

第１２節　津波に強いまちづくり計画

津波による被害を低減するため、関係機関は海岸保全施設の整備を進めるとともに、避難関連施設の整備、建築物の安全化を推進し、津波に強いまちづくりに努める。

第１　津波に強いまちづくりの形成

１．徒歩による避難を原則とした対策の構築

津波からの迅速かつ確実な避難を実現するため、徒歩による避難を原則として、地域の実情を踏まえつつ、できるだけ短時間で避難が可能となるようなまちづくりをめざすものとする。特に、津波到達時間が短い地域では、おおむね５分程度で避難が可能となるようなまちづくりをめざすものとする。ただし、地理的条件や土地利用の実態など地域の条件によりこのような対応が困難な地域については、津波到達時間などを考慮して津波から避難する方策を十分に検討する。

また、市および県は、行政関連施設、要配慮者に関わる施設等については、できるだけ浸水の危険性の低い場所に立地するよう整備するものとし、やむを得ず浸水の恐れのある場所に立地する場合には、建築物の耐浪性、非常用発電の設置場所の工夫、情報通信施設の整備や必要な物資の備蓄等により施設の防災拠点化を図るとともに、中長期的には浸水の危険性のより低い場所への誘導を図る。また、庁舎、消防署、警察署等災害応急対策上重要な施設の津波災害対策については、特に万全を期す。

２．地域防災計画と都市計画等との連携

市および県は、地域防災計画、都市計画等の計画相互の有機的な連携を図るため、関係部局による共同での計画作成、まちづくりへの防災専門家の参画など、津波防災の観点からのまちづくりに努める。また、都市計画等を担当する職員に対して、ハザードマップ等の情報を提供する等、日常の計画行政の中に防災の観点を取り入れるよう努める。

３．津波浸水想定の設定

市および県は、津波災害のおそれのある区域について、各沿岸地域の自然特性、社会経済特性等の現状を把握するための基礎調査を行い、その結果を踏まえ、津波浸水想定を設定し、施設整備、警戒避難体制、土地利用等が有機的に連携した津波防災体制を推進する。

また、県は、津波防災地域づくりに関する法律に基づき設定・公表した津波浸水想定を踏まえ、住民等の生命または身体に危害が生ずるおそれがあると認められる区域で、津波による人的被害を防止するために警戒避難体制を特に整備すべき区域を津波災害警戒区域として指定する。

市は、津波災害警戒区域の指定のあったときは、市地域防災計画において、当該区域ごとに、津波に関する情報、予報および警報伝達に関する事項、避難場所および避難経路に関する事項、津波避難訓練に関する事項、主として防災上の配慮を要するものが利用する社会福祉施設、学校、医療施設の名称および所在地等について定めるものとする。

市は、津波防災地域づくりに関する法律に基づく津波浸水想定等を踏まえ、津波防災地域づくりを総合的に推進するための計画を作成し、海岸保全施設等、海岸防災林や避難施設の配置、土地利用や警戒避難体制の整備等についての総合ビジョンを示すことに努める。

４．ハザードマップの整備

市は、津波浸水想定や津波災害警戒区域の指定を踏まえて指定緊急避難場所、避難路等を示す津波ハザードマップの整備を行い、住民等に対し周知を図る。

５．津波フラッグの普及啓発

市および県は、津波フラッグによる、津波警報等の視覚的な伝達の実効性を高めるため、関係機関と連携し、普及啓発を図るものとする。

６．減災のための総合的な取り組みの推進

市および県は、最大クラスの津波に対して、住民等の生命を守ることを最優先としつつ、生活や産業への被害を軽減する観点からのまちづくりを進める。このため、臨海部に集積する港湾、工場、物流拠点、漁港などの施設に対する被害を軽減するとともに、そこに従事する者等の安全を確保する観点から、関係機関との連携のもと、海岸保全施設等の整合的な整備、諸機能の維持・継続、堤外地も含めた避難施設の整備その他避難対策の強化などの総合的な取組みを進める。

市および県は、河川堤防の整備等を推進するとともに、水門等の自動化・遠隔操作化や内水排除施設の耐水機能の確保に努める。

７．デジタル技術の活用

県および市町は、津波に関する防災教育、訓練、津波からの避難の確保等を効果的に実施するため、津波対策にデジタル技術を活用するよう努めるものとする。

第２　避難関連施設の整備

市は、指定緊急避難場所の整備にあたり、これらを津波からの緊急避難先として使用できるよう、できるだけ浸水の危険性が低く、かつ、避難後においても孤立せず、津波の襲来状況によってはさらなる避難が可能となるような場所に整備するよう努める。

また、専ら避難生活を送る場所として整備された避難場所を津波からの緊急避難場所と間違わないよう、両者の違いについて住民への周知徹底を図る。

市および県は、住民が徒歩で確実に安全な場所に避難できるよう、避難路・避難階段を整備し、その周知に努めるとともに、その安全性の点検および避難時間短縮のための工夫・改善に努める。なお、避難路の整備にあたっては、地震の揺れによる段差の発生、避難車両の増加、停電時の信号滅灯などによる交通渋滞や事故の発生等を十分考慮するとともに地震による沿道建築物の倒壊、落橋、土砂災害、地盤の液状化等の影響により避難路等が寸断されないよう耐震化対策を実施し、安全性の確保を図る。

第３　建築物の安全化

市、県および施設管理者は、駅等不特定多数の者が利用する施設、学校、行政関連施設等の応急対策上重要な施設、要配慮者に係る社会福祉施設、医療施設等について、津波に対する安全性の確保に特に配慮する。

また、市および県は、津波浸水想定の対象区域における児童生徒等の安全確保のため、高台等の指定緊急避難場所へ通じる避難路等の整備など、各地域の実情を踏まえた学校の津波対策に努める。

市地域防災計画に名称および所在地を定められた主として防災上の配慮を要するものが利用する社会福祉施設、学校、医療施設等の所有者または管理者は、施設利用者の円滑かつ迅速な避難を確保するため、防災体制に関する事項等を定めた避難確保計画の作成・公

表、当該避難確保計画に基づく避難訓練を実施するものとし、作成した避難確保計画および実施した避難訓練の結果について市長に報告するものとする。

第１３節　建築物災害予防計画

地震に対する建築物の安全性を高めることにより震災時の被害の発生を防止するとともに、防災活動の拠点となる主要建築物の耐震性等を強化することにより、震災時の災害対策の円滑な実施を図る。

第１　建築物耐震診断

耐震建築物の推進を図るため、一般個人住宅の耐震診断の受診について広報を行う。なお、建築物の耐震改修の促進に関する法律に基づき、多数の者が利用する一定の建築物の所有者は、耐震診断を行い、必要に応じ耐震改修を行うよう努める。また、市は県と連携しこれらの建築物の耐震診断および耐震改修について必要な指導および助言ならびに指示等を行う。

第２　公共建築物

１．防災上重要な建築物

災害対策は、迅速かつ正確な情報伝達、適切な行動への指示および安全な避難場所の確保が要求される。

市は、これらの活動を円滑に進めるために、次の施設を「防災上重要な建築物（以下、「重要施設」という）」として指定し、各施設の耐震性の確保を図り、崩壊防止に努めるものとする。

（１）災害時に緊急の救護所、被災者の一時収容施設となる学校、病院、診療所、社会福祉施設等

（２）災害時に避難誘導および情報伝達、救助等の防災業務の中心となる庁舎、消防署、コミュニティセンター、出先施設等

２．重要施設の耐震性強化

（１）既設建築物の耐震診断の実施

市は、重要施設に指定された施設等について計画的に耐震診断を実施する。

（２）既設建築物の耐震改修の促進

市は、耐震診断の実施により補強が必要と認められたものについては、当該建築物の重要度を考慮して順次、耐震改修を実施する。

（３）新設建築物の耐震･耐火構造化・地盤調査の実施

市は、新耐震設計基準による建築を徹底する。

３．重要施設における非常用電源の整備

市および県は、長期停電に備え、非常用発電機を整備し、７２時間外部からの供給なしで稼働できるよう、あらかじめ燃料を備蓄する等、電力の確保に努める。

第３　一般の建築物

１．既存建築物の耐震性の向上

建築物の耐震改修の促進に関する法律の趣旨に基づき既存建築物の耐震診断、改修を推進するための普及啓発、講習会等を行い、既存建築物の計画的な耐震改修を促進する。

また、耐震性向上に関する一般市民向けのパンフレットを活用し、耐震診断、改修必要性等についての普及啓発を図る。

２．木造住宅の耐震性向上の促進

木造住宅の耐震診断に助成を行い、木造住宅の自己点検等を促進する。

第４　その他の構造物

１．ブロック塀の倒壊防止対策

（１）ブロック塀築造に対する指導の強化

ブロック塀を新設または改修しようとする者に対し、建築基準法に定める基準の遵守を指導する。

（２）ブロック塀調査に基づく既存ブロック塀に対する改修指導

通学路等を中心にブロック塀の実態調査を行い、倒壊危険箇所の把握に努めるとともに、危険箇所の改修について必要な助言等を行う。

（３）市民に対する知識の普及

市民に対し、ブロック塀の安全点検および安全性の確保について広報誌等を活用し、啓発を図るとともにブロック塀の造り方、点検方法および補強方法等についてパンフレット等を作成し、知識の普及等に努めるものとする。

２．落下物対策

窓ガラス、看板その他地震時における落下物の実態調査に基づき県が策定した改修指導計画による危険箇所の改修等必要な助言、勧告等に協力する。

なお、実態調査および改修指導は、容積率の限度が４００％以上の地域内における建築物で地階を除く階数が３以上のものに対し、以下の対象物について実施する。

調査および改修指導の対象

（１）建築物からの突出物
（２）建築物の突出物
（３）カーテンウォール等
（４）ＰＣ板等
（５）窓ガラス
（６）ガラスロック等
（７）石張り等
（８）タイル張り等
（９）ウィンド型クーラー等

３．家具等の転倒防止対策

住宅、事務所等の建築物内に設置されている家具等の地震時における転倒・移動による被害を防止するため、その適正な対策、転倒防止策について普及啓発を図るとともに、適切な指導助言を行うなど、家具等の耐震安全性の確保を図る。

４．アーケードの安全対策

定期的に実態調査を実施し、腐食、破損等の著しい箇所は改修等の指導を行う。

５．がけ地近接住宅の安全対策

市または県は、必要に応じて建築基準法第３９条に基づき、「災害危険区域」を指定するほか、がけ地付近における住宅等の建築制限の実施および既存住宅の移転等を促進す

る。

6．天井材等の非構造部材等の安全対策

市および県は、建築物における屋根瓦や天井材等の非構造部材の脱落防止対策や、エレベーターにおける閉じ込め防止等を図ることとし、特に、災害時の拠点となる庁舎、指定避難所等について、非構造部材を含む耐震対策等により、発災時に必要と考えられる高い安全性を確保するよう努める。

また、市および県は、指定避難所等に老朽化の兆候が認める場合には、優先順位をつけて計画的に安全確保対策を進める。

7．その他

市は、平時より、地震（津波）による被害が予測される空き家等の状況の確認に努めるものとする。

第１４節　交通施設災害予防計画

各交通施設の事業者および管理者は、地震時の交通システムを維持するため、各施設等の耐震設計や陸海空を通じた交通ネットワークの充実などによる耐震性の強化および被害軽減のための諸施策を実施するとともに、連絡体制を整備し、被害を最小限にとどめるよう万全の予防措置を講ずる。

第１　道路施設

各道路管理者は、広域的で質の高い防災体制の確立と地域内の確実な避難、救急活動を保持するため、災害に強い道路網の整備に努める。

１．道路等の整備

道路管理者は、震災時における道路機能の確保のため、所管道路での計画的な補強等の対策を推進する。

また、広域的、地域的な防災体制の確立を目的とした道路網についてもあわせて整備する。

（１）幹線道路網の整備

交通網の中枢である幹線道路を緊急輸送ルートとして活用するため、舞鶴若狭自動車道、中部縦貫自動車道、福井港丸岡インター連絡道路、福井外環状道路等が位置づけられている福井県新広域道路交通計画に基づき、高速自動車道と一体となった幹線道路網の整備を推進するほか、地域的な防災体制の確立のため、市と基幹道路および市と防災上拠点となる都市、防災拠点となる都市間のそれぞれを連結する幹線道路網等について、被災時の代替性にも考慮しながら整備を推進する。

（２）補助幹線道路の整備

補助幹線道路および区画道路の整備により、幹線道路とのスムーズな連結を図る。

（３）避難誘導路の確保

防災上必要な地域においては、歩道等の整備による避難誘導路の確保を図る。

（４）道路の防災補修工事

道路隣接法面の路面への崩落が予想される箇所および路体の崩壊が予想される箇所等の調査を行い、道路の防災補修工事が必要な個所については、その対策工事を早急に実施する。

（５）橋梁等の整備

橋梁等の耐震性の向上を図るため、地震に対する安全性について確認を行い、これに基づき必要な補強等の対策を推進する。

橋梁等の耐震基準については、「橋、高架の道路等の技術基準」を準用し、既設橋梁の耐震調査や補強等対策工事を推進し、今後、新設する橋梁については、上記仕様または今後国において示される新たな基準に基づき整備を行う。

また、大規模な擁壁、共同溝などについても地震に対する安全性を考慮し整備を行う。

（６）トンネルの整備

震災時におけるトンネルの安全確保のため、所管のトンネルについて、安全点検調査を実施し、補強等対策工事の必要箇所を指定してトンネルの整備を推進する。

２．道路啓開等

道路管理者は、大規模災害において道路啓開等を迅速に行うため、道路法等に基づき、関係機関と連携して、道路啓開計画を策定するとともに、定期的な見直しを行うものとする。

事故車両、倒壊物、落下物等の道路障害物の除去による道路啓開、応急復旧等に必要な人員、資機材等の確保について、民間団体等から緊急に協力が得られるよう協定の締結を推進する。

第２　鉄道施設

鉄道事業者は、高速大量輸送の中核を担う鉄道の安全対策を推進し、旅客の安全と輸送体制の確保に努める。

１．西日本旅客鉄道株式会社（金沢支社管内）の措置

西日本旅客鉄道株式会社が定める「災害時運転取扱手続」にそって、「金沢支社災害時の運転取扱準則」により、災害の防止、災害時の輸送確保、社内関係機関および関係自治体との連携について定める。

（１）施設･設備の耐震性の確保

①　周期的な構造物の健全度調査により下記事項を行う。

ア　橋梁の維持補修

イ　法面、土留の維持および改良強化

ウ　トンネルの維持､補修および改良強化

エ　建物設備の維持補修

オ　通信設備の維持

②　地震計の設置により、地震発生時における早期点検体制の確立を図るとともに、列車の運転規制等の基準とし、事故を防止する。

（２）防災資機材の整備および要員の確保

①　社内での防災資機材（モーターカー､トラック、ジャッキ、レール）の整備を図るとともに、民間企業から緊急に協力が得られるような体制を整える。

②　社内および関連業者の災害業務に従事する技術者および技能者の技術および技能の程度と人員配置状況を把握し、緊急時における発動体制を確立する。

第３　漁港施設等

漁港管理者は、震災時における緊急物資および避難者の海上輸送基地として機能できるよう、施設の安全性および耐震性や耐浪化の強化を図る。

また、施設の安全確保のため、点検調査を行う。

国および港湾管理者は、緊急輸送等災害時に必要な航路機能を確保するため、耐震強化岸壁等大規模地震対策施設に至る航路沿い等水域沿いの民間事業者が所有する港湾施設の耐震改修を推進するものとする。また、発災後の緊急輸送または地域産業の速やかな復旧・復興を図るため、関係機関と連携の下、八歳児の港湾・漁港機能の維持・継続のための対策を検討するものとする。

第４　公共用ヘリポート施設（若狭ヘリポート）

震災時における救援機関の受入れ基地や医薬品その他救援物資等の緊急輸送基地としてヘリポートの果たす役割を踏まえ、施設の耐震設計等について、国が示す基準に基づき十分な点検･管理を行い、必要な補強対策を講ずる。

第１５節　上下水道施設災害予防計画

市は、上水道および下水道施設の耐震性を強化して震災時の被害を最小限にとどめ、施設の迅速な復旧を可能とするために必要な施策を実施する。

第１　上水道施設

市は、地震や津波の発生に伴う断･減水を未然に防止するため、水道施設の耐震化事業計画に基づき、水道の基幹施設の耐震性の強化および防災上重要な施設や要配慮者への配水管路の耐震化を優先的に進めるとともに、応急対策を円滑に推進するための資機材の整備、訓練および平時における訓練を実施する。

１．重要施設の耐震性の強化

施設の耐震設計に当たっては、「日本水道協会編：水道施設耐震工法指針解説（1997）」および「日本水道協会編：水道施設設計指針解説（2000）」に基づき行う。

（１）貯水、取水、導水施設

管路は、耐震性継手、伸縮継手、緊急遮断弁等耐震性を考慮した構造･材質とする。水源については、取水口上流等周辺の状況を把握し、地震や津波時の原水、水質の安全が保持できるかどうかを確認し、複数水源間の連絡管の布設、地下水等予備水源の確保を図る。

（２）浄水施設

ポンプ回りの配管、構造物との取り付け管、薬品注入関係の配管設備について耐震化を進めるため、整備補強を行う。また、被災時の停電を考慮して自家発電設備の整備を行う。

（３）送配水施設

送配水幹線については、耐震性の強化のため、緊急遮断弁を設置し、耐震継手、伸縮可とう管等を使用する。

配水管路は、配水系統の相互連絡化、管路のループ化、ブロック化等を行って、断水地域の縮小に努める。

既設老朽管については、ダクタイル鋳鉄管や高性能ポリエチレン管等への布設替え等の措置を行う。

２．維持管理体制の強化

維持管理にあたっては、施設を適切に保守し、耐震性の確保に努めるものとし、点検に基づく巡回点検、予備施設の整備、地盤不良箇所の調査等を実施する。

３．給水体制の整備

（１）緊急時応急給水用の水を確保するため、市は配水池容量の拡大、緊急遮断弁の設置等を計画的に進めるとともに、避難所に緊急ろ過水装置や貯水槽の整備を行う。

また、地下水等を利用するにあたっての水質条件等のガイドラインを早急に設定するとともに、早期に広域ブロックごとに給水車の整備を促進する。

（２）市は、応急用資機材の確保体制の整備として、広域的な事業団体の相互融通ルール化を進めるとともに、応急用資機材の備蓄場所、融通方法等を定めたガイドライン等を策定し、備蓄促進を図る。

（３）市は、2～3 日分の飲料水の備蓄や給水装置、受水槽の耐震化について住民等の自主

的な取り組みが推進されるよう啓発する。

４．訓練および平時の広報

地震や津波発生時に的確な防災体制を講じられるよう、平時から次の事項を中心に訓練および広報活動を行う。

（１）訓練

職員に対し、防災体制、応急復旧措置等に関する総合的な訓練を行う。

（２）広報

住民に対し、平時から飲料水の確保等災害対策の広報を行う。

第２　下水道施設

下水処理施設は、生活に必要不可欠であるばかりでなく、河川や海洋の汚染防止の観点からも重要である。このため、下水道管理者は、計画的に施設の整備･強化を行い、下水道の被害を最小限にとどめるため、施設の耐震化、点検調査、代替施設・設備の整備等を推進する。

１．施設の耐震化

（１）地盤条件を考慮し、管渠施設・ポンプ施設･処理場の各施設が地震や津波時においてもその根幹的な機能を保持するよう計画･設計に十分配慮する。

（２）管渠および処理場またはポンプ場の土木建築構造物・機械電気設備について耐震化を図る。

（３）非常用電力の確保に努める。

２．点検調査の実施

施設設備の点検マニュアルを整備し、これに基づき点検調査等を定期的に実施し、施設設備の改善に努める。

３．代替施設設備の整備

下水施設に支障をきたした場合に備え、従来の仮設トイレ調達供給体制の確立を図る。また、主要な避難所等において「災害用マンホールトイレ」の整備を検討する。

４．応急復旧用資機材および体制の整備

下水道施設の応急復旧資機材の確保に努めるとともに、被災した下水道施設の応急復旧を図るため、日本下水道協会や民間団体との協定等により、必要な体制の整備を図る。

５．下水道ＢＣＰ（事業継続計画）の策定

自らの被災を想定した上で、活用可能な資源（資機材、人員）を考慮して、目標時間を設定し、対策の実効性を高める。

第１６節　電力・ガス施設災害予防計画

電力事業者は、電力施設の災害を防止し、また、発生した被害を早期に復旧するため、災害発生原因の除去と耐震環境の整備に努める。

また、液化石油ガス事業者、ガス製造･販売業者は、災害発生の未然防止を図るとともに、被災時のガス設備の被害を軽減し、さらにガスによる二次災害の防止を図るため、ガスの製造、供給に係る施設･設備の整備、管理を行うとともに耐震性の強化、応急復旧体制の整備を図る。

第１　電力施設

１．安全化対策（関西電力㈱）

（１）電力施設の耐震性の強化

予測地震動や想定される津波高、施設の重要度や復旧の容易性を考慮した上で、各種基準に基づく耐震設計を行う。また、現在進められている全国規模における検討状況および関係法規の改定等を踏まえ、必要に応じて対策を検討する。

①　変電設備

機器の耐震は、変電所設備の重要度、その地域で予想される地震動等を勘案するほか電気技術指針「変電所等における電気設備の耐震対策指針」等に基づいて設計を行い、建物については、建築基準法による耐震設計を行う。

②　送配電設備

地震による被害を受けやすい軟弱地盤等にある設備については、基礎の補強等による耐震対策を考慮するとともに、これらの地帯への設備の設置は極力避ける。

ア　架空電線路

地震力の影響は、氷雪、風圧および不平均張力による荷重に比べ小さいので、これによる設計とするが、耐震性能を明確にしておく。

イ　地中電線路

大きな地盤移動の発生が予想される地域での地中線施設は避ける。それ以外の地域であっても軟弱地盤や液状化の可能性の大きいところではできるだけ避けて施設する。

また、一旦被災すると、その復旧はガスや水道以上の期間を要することを十分考慮して施設するものとする。

③　通信設備

主要通信系統の多ルート化を促進するとともに、通信機器の分散配置等に努める。

（２）電気施設予防点検の実施

電気施設が常に法令に定める技術基準に適合するよう維持することならびに事故の未然防止を図るために、それぞれの設備実態等に応じ定期的に巡視点検および検査を行う。

（３）災害対策用資機材の等の確保および整備

①　災害に備え、平時から復旧用資材、工具、消耗品等の確保と整備点検を行い、災害発生時の応急資機材確保のための備蓄場所の検討や融通方法を定め、指導のガイドライン等により備蓄促進を行う。

②　災害対策用資機材等の輸送計画を樹立しておくとともに、車両等の輸送力確保に努める。

③　各電力供給機関等と電力融通ならびに災害対策用資機材･復旧要員等の相互融通体制を確立する。

（４）通信連絡施設の整備

災害時の情報連絡、指示、報告等のため、必要に応じて無線伝送設備、有線伝送設備および通信電源設備について、整備点検を行う。

（５）各種防災訓練の実施

電力会社は従業員に対し、防災意識の高揚を図るとともに、災害対策を円滑に推進するため防災訓練を実施する。

（６）非常時動員、応援体制の確立

発生時期･時間帯、規模、距離等災害の状況を考慮にいれた発災時から復興期までの段階ごとの非常時業務マニュアル等を作成、あるいは見直しを行う。

第２　液化石油ガス施設

１．保安対策

（１）施設・設備の安全化対策

液化石油ガス事業者は、液化石油ガス設備について液化石油ガス法令等に定める技術上の基準に基づき設置し、定期的に調査・点検するほか、液化石油ガス容器の地震や津波時等における容器の転倒・転落、バルブの損傷等の防止措置を徹底するとともに、感震機能付きのガス漏れ防止のための安全機器等の設置促進に努める。

（２）災害用資機材等の整備

緊急事態が発生した場合に早急に応急復旧措置ができるよう、あらかじめ地震や津波を想定した緊急措置マニュアル等の作成あるいは見直しを行い、災害時に必要な資機材を整備するとともに従業員の教育･訓練に努めるものとする。

（３）防災関係機関との相互協力体制の確保

液化石油ガス事業者、ガス製造･販売業者および（社）福井県ＬＰガス協会若狭支部は、市域においてガス漏れ事故が発生した場合、迅速かつ的確に対処できるようあらかじめ防災関係機関と協議しておく。

第１７節　通信・放送施設災害予防計画

地震や津波が発生した場合に予想される各種の災害に対処し、通信の途絶防止および放送電波の確保を図るため、各機関ごとに万全の予防措置を講ずる。

基幹的な通信施設等の整備に当っては、各施設等の耐震設計やネットワークの多重化などにより耐震性の確保に努める。

また、効果的・効率的な防災対策を行うため、ＡＩ、ＩｏＴ、クラウドコンピューティング技術、ＳＮＳの活用など、災害対応業務のデジタル化の促進に努めるものとする。デジタル化に当たっては、災害対応に必要な情報項目等の標準化や、システムを活用したデータ収集・分析・加工・共有の体制整備を図るものとする。

第１　電気通信設備

ＮＴＴ西日本㈱福井支店および携帯電話会社は、地震や津波が発生した場合に予想される各種の災害に対処し、発災時から復興期までの段階ごとの非常時業務マニュアルに基づき通信の途絶防止および災害復旧対策の確立に努めるものとし、特に県および市町の庁舎等の重要拠点の通信確保に配慮するものとする。

１．災害予防対策

災害による故障発生を未然に防止するため、次のとおり防災設計等を行い、万全を期する。

（１）津波等のおそれがある地域に設定されている電気通信設備の耐水構造化
（２）地震、火災災害に対する重要電気通信設備の耐震、耐火構造化
（３）主要な伝送路の多ルート構成またはループ構成

２．災害対策用機器の配備

災害が発生した場合において被害を迅速に復旧し、電気通信サービスを確保するため、次の災害対策用機器等を配備する。

（１）非常用無線衛星通信装置、非常用無線装置
（２）移動電源車、移動発電機
（３）非常用移動電話局装置、車載型基地局装置
（４）応急復旧用ケーブル
（５）その他災害対策用機器

３．災害時措置計画の整備

災害が発生した場合において通信不能地域をなくし、電気通信サービスを確保するため、次の災害時措置計画を作成する。

（１）伝送措置（伝送路、回線切替、臨時回線の作成等）
（２）交換措置（う回路変更、利用制限等）
（３）手動台措置（手動台臨時中継、利用者への利用案内等）

第２　放送施設

１．一般放送

日本放送協会福井放送局、福井放送㈱、福井テレビジョン放送㈱および福井エフエム

放送㈱は、地震や津波災害が発生し、または発生する恐れのある場合における放送電波の確保を図るため、あらかじめ定められた計画により、放送設備、局舎設備等について各種予防措置を講じ、災害報道の確保に万全を期する。

（１）平時の措置

①　地震や津波災害に備えて、各種放送設備のほか、戸棚等備品についての耐震対策（固定化）を実施する。

②　非常用資機材および消耗品等を定量常備する。

（２）警戒時の措置

災害発生時には、次の設備について整備、点検を行う。

①　電源設備

ア　自家発電装置の点検・試運転、燃料および冷却水の確保

イ　蓄電池の点検･充電

ウ　電力会社に対する受電線確保要請

②　給排水設備

ア　給排水･消火ポンプの点検整備、燃料補給

イ　構外設備の補強、緊急資材の配置

ウ　保有水の把握、管理

③　中継・連絡回線

ア　ＮＴＴ西日本に対する回線確保および代用線の要請

イ　非常用受信機、自営無線回線設備の点検･整備

④　放送設備、空中線設備

ア　非常用放送装置の緊急点検･整備

イ　送受信空中戦の緊急点検･補強、予備空中線材料等資材の確保

２．ＣＡＴＶ

市内の各家庭を結ぶＣＡＴＶは、災害時の重要な情報伝達・広報手段となることからケーブルテレビ若狭小浜㈱は、災害時においても回線が確保されるよう、一般放送施設に準じた各種予防措置を講じ、災害報道等の確保に万全を期する。

第１８節　防災関係施設設備、資機材、物資等整備計画

市は、応急対策の円滑な実施のために必要とする施設、設備の整備および緊急必要物資の確保に努める。

第１　情報通信施設の整備

防災関係機関は、災害の初動期における情報連絡活動の重要性を認識し、情報通信施設設備の整備を推進するとともに、通信設備の運用体制の強化を図る。

１．無線通信施設の整備

（１）市防災行政無線

災害時における応急対策および地域住民に対する情報伝達を迅速かつ円滑に実施するための無線通信設備である。

①　防災行政無線を有効に機能させるため、年間、昼夜を問わない運用体制の確立を図る。

②　災害時における応急対策を迅速かつ円滑に実施するため、防災行政無線の整備、充実を図る。

③　地域住民に対して情報を迅速かつ的確に伝達する為、同報系無線の整備を図る。

④　災害現場の情報を迅速かつ的確に収集するため、移動系無線の整備および携帯無線機の増強を図る。

⑤　近隣市町および主要防災関係機関への通信回線を設置、整備する。

⑥　現在のアナログ通信のデジタル化による機能向上を図る。

（２）消防無線

消防および救急活動を迅速かつ円滑に実施するための無線通信設備であり、移動局、携帯無線機の充実を図る。

（３）無線従事資格者の養成

無線通信設備の管理者は、無線局の適正な運用を図るため、無線従事資格者の養成を図る。

２．優先通信設備の整備

防災関係機関は、災害時優先扱い電話の有効な活用体制を強化するとともに、災害時優先電話を明確にし、電話番号を関係機関に通知する。

３．衛星携帯電話の整備

県は、被災地域において既設の通信ルートが遮断した場合や県防災行政無線のバックアップ用として、市および消防本部に衛星携帯電話を配備整備する。

４．パソコンネットワークシステムの整備

市庁舎、防災拠点施設、避難所等にネットワーク環境およびパソコンを整備し、県が構築したインターネット通信の有効活用を図るものとする。

５．緊急警報放送受信機の普及

市および関係機関は、緊急警報放送受信機（全国瞬時警報システム J-ALERT）の普及に努める。

第２　防災資機材等の整備、調達

防災関係機関は、応急対策実施のため、災害用装備資材等をあらかじめ整備充実するとともに、保有資機材等は随時点検を行い、保管に万全を期するものとする。

第３　緊急必要物資の確保

災害時における食料品、生活必需品、応急および復旧用資材、燃料等の供給を円滑に行うため、平時から卸売業者、大規模小売店舗等における放出可能量の把握に努め、最低限必要なものを備蓄するよう努める。なお、生活必需品等の確保については、第２章第１０節「飲料水･食料品･生活必需品等の確保計画」に定めるとおりとする。

第４　避難場所等の整備

市は、災害から人命の安全を確保するため、関係機関と連携して、地域の災害特性や災害危険性をふまえ計画的に避難対策の推進を図る。

なお、緊急指定避難場所および指定避難所は、次の事項に留意して選定、整備するとともに住民に対し周知徹底を図る。また、避難場所における救助施設等の整備に努める。

１．震災対策

地震災害に対処するため、次の事項に留意して避難場所および避難路の選定を行う。

（１）避難場所の選定

①　火災の延焼によって生じる輻射熱や熱気流等に対し、避難者の安全を確保するため十分な面積があること。

②　危険物、大量可燃物等の災害の発生要因および拡大要因となるものが存在しないこと。

③　浸水等の被害のないこと。

④　避難者が安全に到着できる避難路が接続されていること。

⑤　一定の間、避難者の応急救護活動が実施できること。

（２）避難路の選定

①　幅員が十分に確保されていること。

②　沿道に耐火建築物が多いこと。

③　落下物､倒壊物による危険性が少ないこと。

④　危険物施設等にかかる火災、爆発物等の危険性が少ないこと。

⑤　耐震性貯水等の防火水槽および自然水利の確保が比較的容易であること。

⑥　浸水等により通行不能になる恐れがないこと。

⑦　通行障害発生時の代替道路の確保に対処できること。

（３）避難場所および避難路の安全確保

市および防災関係機関は、火災に対する安全性の強化、車両規制の強化、危険物施設等の安全化促進等、避難場所への避難経路の安全確保を図るものとする。

第５　災害対策用ヘリポートの整備

市は、災害時の救助救護活動、緊急物資の輸送等にヘリコプターの機動性を生かした応急活動を円滑にするため、ヘリコプターが離着陸できるヘリポートの選定および整備に努めるものとする。

１．ヘリポートの選定

　ヘリポートは、学校の校庭、公共の運動場、河川敷等から、次の事項に留意して選定するものとする。

（１）十分に平坦であり、ヘリコプターの離着陸に耐えうる地盤堅固な土地であること。

（２）最大縦断勾配および最大横断勾配は、それぞれ５％以内であること。

（３）車両の進入路があること。

（４）ヘリコプターの離着陸帯に障害物がないこと

２．林野火災における空中消火基地

　林野火災における空中消火基地は、前項ヘリポートの選定によるほか、特に次の事項に留意して選定するものとする。

（１）水利、水源が近いこと

（２）複数の駐機が可能であること

（３）補給基地が設けられること

（４）気流が安定していること

第１９節　地盤災害予防計画

地震発生時および発生後の降雨による山地崩壊、急傾斜地、地すべりの崩壊等地盤に係る土砂災害を防止するため、危険区域等の実態を把握し、必要な施策を推進する。

第１　治山･土石流対策

地震に伴う山地崩壊等から住民の生命および財産を保護するため、危険箇所の周知および防災工事の推進を図るとともに、警戒避難体制を整備する。

１．危険箇所の周知

山地災害危険地区、土砂災害警戒区域（土石流）など、危険区域を住民に周知する。

２．警戒避難体制の整備

（１）市は、砂防指定地、山地災害危険地区および土砂災害警戒区域（土石流）における警戒避難体制を確立する。

（２）市は関係機関と連携し、砂防指定地、山地災害危険地区および土砂災害警戒区域（土石流）における総点検およびパトロールを定期的に実施する。

３．治山、土石流対策の実施

（１）砂防事業の実施

山地の荒廃、地震に伴う山地崩壊等による土石流、土砂流出災害に対処するため、これらの発生のおそれがある渓流およびその流域について、「砂防指定地」に指定し、危険度の高いものおよび要配慮者関連施設で保全対象となるものから順次砂防堰堤等の砂防施設の整備を図る。

（２）山地災害対策の実施

山腹の崩壊、崩壊土砂の流出が、現に発生しまたは発生する危険のある森林で、その危害が直接人家または公共施設に及ぶおそれがある地域について「山地災害危険地区」とし、森林法に基づき、森林の維持造成を通じて、山地災害の未然防止を図るよう県に働きかけるものとする。

第２　急傾斜地対策

地震に伴う急傾斜地の崩壊から住民の生命および財産を保護するため、危険箇所調査結果等に基づき危険区域の指定化および防災工事を推進するとともに、警戒避難体制を整備する。

１．急傾斜地崩壊危険区域等の周知

急傾斜地崩壊危険区域の指定状況や土砂災害警戒区域（がけ崩れ）について市民に周知する。

２．警戒避難体制の整備

（１）市は、急傾斜地崩壊危険区域や土砂災害警戒区域（がけ崩れ）における警戒避難体制を確立する。

（２）市は関係機関と連携し、急傾斜地崩壊危険区域や土砂災害警戒区域（がけ崩れ）に対するパトロールを定期的に実施する。

３．急傾斜地崩壊対策工事の実施および協力

集中豪雨等によるがけ崩れ災害に対処するため、急傾斜地崩壊危険区域の指定基準を満たす箇所について、「急傾斜地崩壊危険区域」に指定しその土地の所有者が崩壊防止工事を行うことが困難または不適当と認められるものについて、危険度の高いものおよび要配慮者関連施設で保全対象となるものから順次擁壁工等の崩壊防止施設の整備を図るため、関係機関に働きかける。

第３　地すべり対策

地震に伴う地すべりから住民の生命および財産を保護するため、地すべり危険箇所調査結果等に基づき防止区域の指定化を推進するとともに、警戒避難体制を整備する。

１．地すべり防止区域等の周知

地すべり防止区域の指定状況や地すべり危険箇所について市民に周知する。

２．警戒避難体制の整備

（１）市は、地すべり防止区域や土砂災害警戒区域（地すべり）における警戒避難体制を確立する。

（２）市は関係機関と連携し、地すべり防止区域や土砂災害警戒区域（地すべり）に対するパトロールを定期的に実施する。

３．地すべり対策工事の実施および協力

降雨・融雪等の影響を受け、土地の一部が地下水等に起因して地すべりが発生する危険度の高い地域については、「地すべり防止区域」に指定し、危険度の高いものから順次集水井工等の地すべり防止施設の整備を図るため、関係機関に働きかける。

第４　危険区域に準ずる箇所における措置

砂防指定地、急傾斜地崩壊危険区域、地すべり防止区域およびその他の危険区域の指定を受けていない箇所についても、その箇所の特殊性に配慮して、各事項に準じた措置をとるように努める。

第５　液状化対策

砂地盤や埋立地では、地震動により、砂粒子間等に存在する間隙水の水圧が上昇し粒子間のかみ合わせがはずれ、粒子が水の中に浮いた状態となる。この状態を液状化現象と呼ぶが、この現象により地盤全体の移動、構造物の沈下傾斜、基礎の崩壊、地中埋設物の浮き上がり等の被害が発生する恐れがある。

液状化対策は、未解決の問題も多く含まれるが、液状化による被害を最小限にするため、埋立地等においては、県や国の調査研究および指導のもと、液状化対策に取り組む。

第６　土砂災害警戒区域等指定対策

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成１２年法律第５７号）第６条の規定に基づき、福井県知事が指定した土砂災害警戒区域について、土砂災害警戒区域内の警戒避難体制を整備するため、同法第７条の規定に基づき、次に掲げる対策を実施する。

1．土砂災害に関する情報の収集および伝達、予報または警報の発表および伝達、避難、救助その他当該警戒区域における土砂災害を防止するために必要な警戒避難体制を整備する。
2．土砂災害警戒区域内に要配慮者施設がある場合の当該施設への土砂災害に関する情報の伝達体制を整備する。

第２０節　津波災害予防計画

津波と高潮が重なるという最悪の場合を想定し、津波災害の防止を図る事業を実施するとともに、警戒避難体制の整備、強化に努める。

第１　警戒避難体制の整備

１．津波情報等の伝達体制の整備

（１）津波情報伝達施設の整備

市長は、住民等に対する津波情報等の伝達手段として同報系による市防災行政無線の整備を推進するとともに、海浜地への津波情報伝達の範囲拡大を図るため、広報車、サイレン、半鐘、津波フラッグなど多様な通報・伝達手段の確保を図る。

（２）伝達協力体制の整備

①　市および防災関係機関は、「地震・津波情報等の伝達計画」に定める伝達経路および伝達手段を再確認し、常に関係団体等の協力が得られるよう連携を密にする。

②　市および防災関係機関は、休日、夜間、休息時間等における津波情報の伝達を確実にするため、要員の確保等の防災体制を強化する。

③　津波情報伝達等の迅速かつ確実な遂行を図るため、関係機関合同の津波情報伝達等の訓練を実施する。

２．津波に関する知識の普及啓発の実施

（１）津波に関する知識の内容

市は、津波に関する次の事項等について、沿岸地域に限らず、全住民の津波に対する共通意識として定着するよう、あらゆる機会を通じて周知徹底を図る。

①　大津波警報・津波警報・津波注意報が発表されたとき、または大津波警報・津波警報・津波注意報が発表されていない場合でも、強い地震を感じたときや、弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは、直ちに海岸および河口部付近から離れ、急いで安全な場所に避難すること。

②　津波警報等が解除されるまでは警戒を続けること。

③　テレビ、ラジオ、インターネット、広報車等を通じて津波に関する情報を入手すること。

（２）普及の方法

①　海浜地への立看板の設置

②　パンフレット、チラシの作成

３．避難指示の発令基準

市は、地域の特性等を踏まえつつ、津波警報等の内容に応じた避難指示の具体的な発令基準をあらかじめ定める。発令基準の策定・見直しにあたっては、災害の危険度を表す情報等の活用について、それらの情報を取り扱う県や気象台等との連携に努める。

４．津波監視体制の整備

津波による災害を防止するため、市長は震度４以上の地震を感じたときまたは弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは、津波情報の収集に努め、津波による浸水が発生すると判断したときは、直ちに海浜にいる者、海岸付近の住民に避

難のための立ち退きを指示し、生命、身体の安全を図る。

また、あらかじめ定めておく監視場所、監視担当者により安全性を確保して津波監視を行う。

5．津波避難対策

津波から人命の安全を守るため、市は避難場所を指定する際には津波災害を考慮するとともに第３章第９節「避難計画」に定めるところにより、津波発生時において迅速かつ円滑な避難対策を実施する。

第２　河川、河口の津波対策

市は、所管の河川管理施設の整備を行う。

第２１節　浸水防止計画

地震が発生した場合、河川の被害として堤防の沈下、亀裂等が生じ、地震の発生時期が河川の増水期と重なった場合には、被害は甚大なものになると予想されることから、大規模地震による河川施設等の損壊に伴う浸水被害を防止するため、施設の点検･調査整備等を行う。

第１　危険箇所点検調査および情報連絡体制

１．危険箇所の調査

施設管理者は点検マニュアルを整備し、定期的にパトロールを実施し、危険箇所の点検調査を行う。

２．情報連絡体制の整備

円滑かつ迅速な情報連絡が行えるよう関係機関は連絡を密にする。

第２　水防施設等の整備

１．河川管理者は、河川水位および雨量等の観測施設の整備を図る。
２．水門、堤防等水防上重要な施設の管理者は、各施設の耐震性を向上させる。
３．ため池の点検結果に基づく、整備を行う。
４．水防管理団体は水防活動に必要な資機材の整備を図るとともに、常に計画的な点検整備を行い、補充等に努める。

第３　危険箇所の周知

施設の管理者は、危険箇所を速やかに関係地方公共団体へ報告する。

第４　浸水対策事業の計画的施工

１．河川総合開発事業
（１）治水ダム建設事業
（２）多目的ダム建設事業

２．河川改修事業
（１）国土交通省、県管理河川
①　直轄河川改修事業
②　大規模特定河川事業
③　広域河川改修事業
④　総合流域防災事業
⑤　河川局部改良事業
（２）市管理河川
①　準用河川改修事業
②　都市小河川改修事業

３．ため池等整備事業
（１）老朽ため池整備事業
（２）用排水施設整備事業

４．農業用河川工作物応急対策事業

５．防災ダム整備事業

第２２節　積雪時の地震災害予防計画

積雪時に地震や津波が発生すると、より大きな被害を及ぼすだけでなく、地震発生後の応急対策にも支障を及ぼすことが予想される。

このため、市および防災機関は、各震災対策を講ずるにあたっては、特に積雪時を念頭に置きながら対応するよう配慮する。

第１　総合的な雪対策の推進

積雪時の地震や津波の災害予防対策は、究極的には除排雪体制の整備、雪に強いまちづくり等の雪対策の総合的、継続的推進によって確立されるものである。このため、市は、「地域防災計画」に定める雪害予防計画を具体化し、各関係機関が緊密に連携したより実効性のある総合的かつ具体的な雪害予防対策を推進する。

第２　交通の確保

１．道路交通の確保

地震や津波時には、各機関の応急対策に伴う輸送の増大に対応するため、道路交通の緊急確保を図ることが必要となる。このため、除排雪体制を強化し、日常生活道路の確保を含めた面的な道路交通確保対策を推進する。

（１）除排雪体制の確立

①　各道路の整合性の取れた除雪体制を確立するため、各道路管理者間相互の更に緊密な連携の下に道路除雪計画を策定する。

②　除雪機械の増強や除雪基地の計画的な整備を進める。

③　各道路管理者間相互の連絡を一層密にし、除雪体制の情報交換を行う。

（２）積雪寒冷地に適した道路整備の促進

①　冬期交通確保のため、堆雪スペースを備えた広幅員道路やバイパスの整備を促進する。

②　山間地帯の冬期通行不能箇所の解消と代替路線の確保を図る。

③　雪崩等による交通遮断を防止するため、スノーシェッド、スノーシェルター、雪崩防止柵等の施設整備を促進する。

２．航空輸送の確保

地震による道路交通の一時的麻痺により、山間地では孤立する集落が発生することも予想される。これら孤立集落に対するヘリコプターによる航空輸送の確保を図る。

（１）緊急時ヘリポートの整備

市は、孤立が予想される集落のヘリポートの整備を促進するとともに、除雪体制の確保を図る。

また、防災ヘリコプター等の活用により、積雪時における輸送機能の充実強化を図る。

（２）若狭ヘリポートの除雪体制を強化するよう県に要請する。

３．鉄道輸送の確保

地震や津波時には応急対策に伴い、遠距離かつ高速･大量輸送が必要になり、鉄道輸送の確保を図ることも必要になる。このため、西日本旅客鉄道㈱は、除雪車両および除雪機

械を整備し、効率的な除雪体制を確立するとともに、流雪溝や消融雪装置および防雪柵等の整備を行う。

第３　雪に強いまちづくりの推進

１．雪に強い住宅地づくり

市は、屋根雪荷重による地震時の家屋倒壊を防止するため、雪に強い住宅地づくりを促進する。

（１）屋根雪下ろし

屋根雪荷重による地震時の家屋倒壊を防止するため、早期の屋根雪下ろしを奨励する。

（２）克雪住宅の普及促進

雪に強い家づくりを積極的に推進し、克雪住宅の普及を図る。

（３）雪に強い住環境整備

地域の特性に応じ、隣接地を考慮した建物の配置、共同雪処理施設の整備等を推進し、雪に強い住環境整備を図る。

２．積雪時の指定緊急避難場所および避難路ならびに指定避難所の確保

市は、積雪時において地震や津波が発生した場合においても、住民が円滑に避難することができるよう指定緊急避難場所および避難路ならびに指定避難所の確保等を図る。

（１）指定緊急避難場所および指定避難所の確保

①　建物周辺にオープンスペースを確保する。
②　消融雪施設を備えるなど雪に強い駐車場の確保を図る。
③　雪を考慮した建築物の配置を図る。
④　融雪型建築の普及を図る。
⑤　載雪型建築の推進を図る。

（２）避難路の確保

①　積雪、堆雪に配慮した体系的街路の整備
②　小型除雪車の増強による歩道除雪の推進
③　機械による除排雪が困難な人家連たん地域や冬期交通のあい路となる箇所における重点的な消融雪施設等の整備

（３）避難誘導等設備の確保

市は、積雪時における避難誘導等設備の除排雪等に留意し、その確保に配慮する。

第４　消防活動の確保

積雪時に地震火災が発生すると、積雪によって消防活動が制約されやすい状態になることが予想される。このため、若狭消防署および消防団は消防水利の確保と消防施設･設備の充実を図り、積雪時の地震火災時における消防活動の確保に努める。

１．防火水槽の積雪型への切り替えを推進する。

２．防火水槽および自然水利の取付箇所付近の除雪を励行する。

３．雪に強い消防資機材の整備拡充を図る。

第２３節　地震火災予防計画

市は、地震による出火･延焼拡大予防のため、防火思想の徹底、消防力および消防用水利の整備等を図る。

第１　出火予防

１．一般家庭に対する指導

（１）市および消防機関は、地震時における火災防止思想の普及に努める。

（２）市および消防機関は、一般家庭に対し地震発生時の火気器具の取扱い、消火器の使用方法等について指導を行い、震災時における火災の防止と消火の徹底を図る。

２．立入検査の強化

消防機関は、消防法に規定する立入検査を、防火対象物の用途、地域等に応じ計画的に実施し、常に当該区域内の消防対象物の状況を把握するとともに、火災発生のおそれがある箇所の発見に努め、予防対策の指導を強化する。

３．防火管理者制度および防災管理者制度の推進

消防機関は、消防法第８条および第３６条の規定に基づき、選任されている防火管理者および防災管理者に対し、震災時における消防計画の作成、防災訓練の実施、消防用設備の点検、火気使用の監督、収容人員の管理、その他防火および防災管理上必要な業務を適切に実施するよう指導する。

４．消防設備保守体制の充実

市および消防機関は、事業者等に対し、消防用設備等の耐震性の強化を指導する。

第２　延焼予防

１．消防力の強化

（１）総合的な消防計画に基づく消防活動体制の整備

市および消防機関は、初動および活動体制を強化するため、防災活動の拠点となる消防庁舎等の耐震化ならびに消防力の整備および個人装備等の整備を早急に進める。

また、市街地においては、自然的、社会的状況に応じて、消防署等を設置し、所要の大規模地震や津波災害など多様な災害にも対応する消防ポンプ自動車等必要資機材を配置する。

（２）指定緊急避難場所および指定避難所の安全確保

市は、地域防災計画に定める指定緊急避難場所および指定避難所の安全確保および初期消火体制を確保するため計画的に防火水槽・耐震貯水槽の設置および小型動力ポンプを配備し、地域住民の安全の確保を図る。

（３）消防団活動体制の整備強化

地域における消防防災の中核として重要な役割を果たす消防団の充実強化に向けて、大規模災害等に備えた消防団の車両・資機材・拠点施設の充実、処遇の改善、必要な資格の取得など実践的な教育訓練体制の充実、青年層・女性層を始めとした団員の入団促進等に取り組むものとし、地域住民と消防団員の交流等を通じ、消防団員がやり

がいを持って活動できる環境づくりを進めるよう努めるものとする。

（４）防火水槽等消防用水利の整備

①　消防水利の不足地域および消防活動が比較的困難な地域を重点に、消防水利（消火栓、防火水槽）を整備し、消防活動体制の整備強化を図る。

②　消防水利の整備にあたっては、消火栓のみに偏ることなく、耐震性を有する貯水槽の設置を促進するほか、水道管の耐震化を推進するなど消防水利の耐震化を推進する。

③　消防機関は、地下水（融雪用地下水等）、河川、池、水路、海水等の自然水利の効果的な利用方法や水泳プール、ため池等の指定消防水利としての活用等について、各施設管理者と調整を行い、利用方法を構築し、整備確保を図る。

（５）消防応援体制の整備

単独で対処不可能な地震火災が発生した場合に備えて、県内外の市町が応援を行う「福井県広域消防相互応援協定」および「大規模災害消防応援実施計画」に基づく応援体制を早急に整えるとともに、受援体制の整備を図る。

２．一般建築物の耐火･不燃化

市は、震災時に予想される火災の延焼を阻止し、最小限の被害に止めるために、一般家庭の耐火･不燃化を図る。

（１）木造の建築物について、屋根の不燃措置および外壁の延焼防止措置等建築基準法に定める基準の遵守を徹底する。

（２）不特定多数の人の用に供する火災荷重の大きい建築物、火災発生危険度の大きい建築物および危険物の貯蔵または処理の用に供する建築物について耐火建築物または準耐火建築物とするなど建築物の耐火･不燃化について、建築基準法に定める基準の遵守を徹底する。

（３）不特定多数の人の用に供する特殊建築物、３階以上の建築物、延べ面積が１０００㎡を超える建築物、無窓建築物および火気使用室等は、その壁、天井の仕上げについて、不燃材料等を使用するよう建築基準法に定める基準の遵守を徹底する。

第２４節　危険物等災害予防計画

市は、危険物、高圧ガス、火薬類、毒劇物の災害予防を図る。

第１　危険物施設

１．施設の安全化指導

消防機関は、製造所、貯蔵所および取扱所の地震や津波による火災、爆発、漏洩等を防止するため、これら施設の設置または変更許可にあたっては「消防法令」および「危険物の規制に関する技術上の基準を定める告示」に定める耐震基準により、地震や津波の影響に対して安全な構造であることを審査指導し、許可する。

また、既存施設における耐震性については、立入検査等により、強化を指示し、災害の発生および拡大の防止を図る。

２．自主保安体制の確立

消防機関は、危険物施設の管理者、取扱者等に対し地震災害予防体制の強化を図るため、講習会、研修会等を通じ指導を行い、保安体制の強化を図る。

この場合において、次の事項を重点的に行う。

（１）地震や津波時における災害予防のための初動体制マニュアルの整備
（２）消防、警察等の関係機関および施設保守業者と連携した保安体制の強化
（３）地震や津波時におけるヒューマンエラーの防止を含めた防災訓練の充実強化
（４）近隣の同様の危険物を取り扱う事業所との相互応援に関する協定締結の促進
（５）自衛消防隊の組織化の推進強化
（６）非常用電源、照明設備および緊急制御装置ならびに防消火に関する保安上必要な設備の整備点検の徹底

３．消防施設等の整備

（１）消防機関および事業者は、化学消防車等の整備し、化学消防力の強化を推進する。
（２）危険物事業所に、危険物災害の拡大の防止を図るために必要な応急資機材の整備、備蓄を推進する。

第２　火薬類貯蔵施設

１．施設の安全化

消防機関は、火薬類販売業者および火薬類消費者の火薬庫、庫外貯蔵所等火薬類を貯蔵する施設について、地震による爆発等の一時災害と火薬庫等の延焼による爆発火災の二次災害が発生する場合が考えられるので、立入検査等の実施により、その施設が火薬類取締法令に規定する技術基準に適合するよう指導徹底を図り、災害の発生および拡大の防止を図る。

２．自主安全体制の強化

消防機関は、火薬類を貯蔵する施設に対する立入検査等を実施するとともに、取扱保安責任者に対し、地震や津波に係る危害予防措置の指導を行い、保安意識の高揚と自主保安体制の確立を図る。

この場合において、次の事節を重点に指導を行う。
（１）地震や津波時における消防および警察等関係機関との迅速な連携体制の確立
（２）地震や津波時自主防災マニュアル策定の指導の強化
（３）火薬庫の定期自主検査の完全実施による施設の安全化

第３　高圧ガス施設

１．施設の安全化指導

指定保安検査機関は、地震や津波による漏洩、爆発、火災等を防止するため、高圧ガスの製造、販売、貯蔵等に係る施設の設置または変更許可の審査にあたっては「高圧ガス設備等耐震設計基準」により、地震に対して安全な構造であることを審査指導し、許可する。

また、既存施設における耐震性については、保安検査等により基準の遵守を徹底し、災害の発生および拡大の防止を図る。

２．自主保安体制の強化

市は、高圧ガス製造者等に対し、地震や津波対策を含めた危険予防規定の充実強化を指導するとともに消防機関は施設に対する立入検査の実施等により、地震や津波時における保安意識の高揚と自主保安体制の確立を図る。

この場合において、次の各事項を重点に指導を行う。
（１）地震や津波時における災害予防のための初動体制マニュアルの整備
（２）消防、警察等の関係機関および施設保守業者と連携した保安体制の強化
（３）地震や津波時におけるヒューマンエラーの防止を含めた防災訓練の充実強化
（４）近隣の同様の危険物を取り扱う事業所と相互応援に関する協定締結の促進
（５）自衛消防隊の組織化の推進強化
（６）非常用電源、照明設備および緊急制御装置ならびに防消火に関する保安上必要な設備の整備点検の徹底

第４　毒物・劇物取扱施設

１．施設の安全化指導

地震や津波による飛散、漏洩または流出等を防止するため、市は県に協力し、毒物･劇物取扱施設への立入検査検査等を行い、必要な措置を講ずるよう指導し、被害の発生および拡大の防止を図る。

２．自主保安体制の確立

市は、毒物・劇物取扱施設の管理者に対し、自主保安体制の確立を図るため、次の事節について指導する。
（１）施設の毒物･劇物危害防止規定の作成
（２）毒物･劇物の管理体制の確立
（３）施設および設備の定期点検等による自主管理
（４）毒物・劇物の飛散、漏洩または流出等による事故の際の措置
（５）従業員の定期的保安教育および訓練

第２５節 文化財災害予防計画

市は、地震や津波発生時における火災等から文化財を保護するため、文化財所有者･管理者および関係機関との緊密な連絡を保ちながら文化財を災害から守り、また、災害発生時には迅速な応急措置により被害の軽減を図るよう努める。

第１　文化財の保護対策

１．火災を早期に発見して迅速なる消火活動を行い、その被害の軽減を図るために、自動火災報知器の設置を促進する。

２．文化財所有者･管理者は、それぞれの立場において防災計画を立て、これに基づく防災組織を整備し、常に防災施設の点検に留意して不時の災害に備えるものとする。

３．市および市教育委員会は消防機関と共同して定期的に検査を行い、防災施設の整備を促進するものとする。

４．市および市教育委員会は適宜文化財の現状調査を行い、災害による毀損の恐れのあるものについては、関係機関と緊密な連絡を取りつつ、文化財の所有者･管理者に必要な措置を講ずるよう指導するものとする。

５．ビデオ･映画･写真・図面作成など各種の方法を用いて、災害発生前の文化財の状況を詳細に記録しておく必要がある。

第２６節　交通輸送体系整備計画

市は、地震や津波発生時の災害応急対策を迅速に実施し、被災後、直ちに輸送機能を確保するため、交通輸送体系を整備する。

第１　緊急輸送路

１．緊急輸送路の設定

市は、県の策定した緊急輸送路確保計画を踏まえ、災害時に地域防災基地等に集められた物資を、市内の防災拠点等に送るための緊急輸送路を設定し、緊急輸送路ネットワークを形成するよう努める。

２．緊急交通路の確保

市は、災害時の緊急自動車の通行を確保するため平素から小浜警察署と緊急交通路の確保について連携体制を整備する。

第２　交通規制計画

小浜警察署は、震災が発生し、またはまさに発生しようとしている場合において、災害発生後の被災地への流入車両の抑制を行い、物資輸送等緊急通行車両および事前届出対象の規制除外車両（以下「緊急通行車両等」という。）の通行を確保するため、「大規模災害発生時の交通規制計画」に基づき、交通規制を実施する体制について習熟を図る。

また、災害発生後、隣接・近接各府県との相互協定により、緊急交通路を確保するための広域交通規制を実施する体制について習熟を図るとともに、緊急通行車両の通行を確保するための交通規制用装備資機材や非常時信号交通安全施設の整備、交通情報提供機能の強化を図る。

また、「緊急通行車両の確認等に関する規程」に基づき、規制除外車両の事前届出を受理するものとする。

第３　効率的な緊急輸送のための措置

１．運送事業者との連携による物資調達・輸送の確保

市は、緊急輸送が円滑に実施できるよう、運送事業者等との協定締結に努めるとともに、物資調達・輸送の確保のための物資輸送拠点の効率的な運営を図るため、速やかに、運営に必要な人員や資機材等を運送事業者等と連携して確保するよう努めるものとする。また、市有車両の配備計画を作成する。

２．緊急通行車両の確認の申出

市有車両のうち、緊急通行車両として使用を計画する車両は、あらかじめ県公安委員会に対して確認の申出を行い、緊急通行車両確認標章および証明書の交付を受ける。

第４　公共交通機関による輸送の確保対策

地震発生後すみやかに代替交通手段を確保するための被害状況の把握（被害の程度、復旧の見込み）、代替道路、道路交通規制などの必要な情報の連絡体制等について、交通事業者、実施担当　総務部、経営企画部、経済産業部、敦賀警察署、敦賀海上保安部他県、市等

の関係機関においてマニュアル化を図る。

また、鉄道、バス、トラック、タクシー等の種別、台数等の現況調査を随時行い、公共交通機関の活用を図るとともに、他府県への義援物資の輸送に必要となる車両や乗務員の迅速な確保および義援物資受け入れの際に地理、交通情報を伝達する手段の確保を図る。

第５　海上輸送

災害時の緊急海上輸送に備え、県および小浜海上保安署、漁協等の関係機関、団体等と協議のうえ、公共埠頭、漁港の位置や運行方法等について検討する。

第６　航空輸送（緊急ヘリポートの確保）

救出救助、患者搬送等の活動に機動的に対応できる県防災ヘリコプター等を有効に活用するため、医療機関、避難所等との連携を考慮し、ヘリコプター緊急離着陸場を指定し、必要に応じて増設する。

第３章　災害応急対策計画

この章は、地震や津波災害が発生し、または発生するおそれがある場合に災害の発生を防止し、または応急的救助を行う等災害の拡大を防止するために必要な計画について定める。

第１節　応急活動体制計画

地震や津波により、市の地域において災害が発生し、または、発生する恐れがあるとき､市、県および防災関係機関は迅速かつ的確に災害応急対策を実施するため、災害の状況に応じた活動体制を取る。

複合災害が発生した場合は、各対策本部で想定している班や要員の重複を調整し、一元的に災害対応を行うための体制づくりに努めるものとする。現地対策本部についても、同様の対応を行うものとする。

第１　配備体制

１．地震の場合

地震が発生した時は、次の配備基準により、福井県震度情報ネットワークや福井地方気象台から伝達された「福井県」の震度情報から自動的に配備をとる。その後、本部長等は地震発生後の状況によって、必要な配備体制を敷く。

区　　分		配　備　基　準	配　備　体　制
災害警戒体制	第２警戒	市域で震度３を観測したとき	防災防犯課、経済産業部、市長公室、未来創造課、新幹線・交通政策課および関係課職員
	第３警戒 災害警戒本部体制	市域で震度４または震度５弱を観測したとき	災害警戒本部員および全課職員(指定職員) 避難所を開設すべきときは職員を配備
災害対策本部体制	第１配備	市域で震度５強以上を観測したとき その他市長が必要と認めるとき	災害対策本部員および全課職員(指定職員)
	第２配備		全職員

２．津波の場合

津波に関する気象情報が発表された時は、次の配備基準により、自動的に配備をとる。その後、本部長等は津波発生後の状況によって、必要な配備体制を敷く。

区　　分		配　備　基　準	配　備　体　制
災害警戒体制	第２警戒		
	第３警戒 災害警戒本部体制		
災害対策本部体制	第１配備	福井県沿岸に津波注意報・津波警報・大津波警報が発表されたとき その他市長が必要と認めるとき	災害対策本部員および全課職員(指定職員)
	第２配備		全職員

第２　職員の動員配置

参集に当っては、職員の安全の確保に十分に配慮しつつ、速やかに職員の非常参集、情報収集、連絡体制の確立を行う。

１．勤務時間中における配備

職員は庁内放送および庁内電話により職員の配備の連絡を行う。伝達を受けた部局長は、それぞれの所管課長に伝達し、各課長は職員および所管する出先機関に伝達する。

２．勤務時間外における参集

（１）地震

小浜市域において震度３以上を観測した場合は、防災防犯課、経済産業部、市長公室、未来創造課、新幹線・交通政策課および関係課職員は、あらかじめ定められた方法により自主参集する。

震度４以上の地震が発生した時は、指定された全職員が自主的に配置につく。

（２）津波

津波に関する気象情報が発表された時は、指定された全職員が自主的に配置につく。

特に沿岸地区等の特定の指定避難所に配置されている職員は自主的に配置につくにあたり、津波に十分な警戒を行う。

３．参集時の心構え

職員は、参集途中に周囲の被害状況を確認し、所属長に報告する。また、参集途中、重大な被害の発生を認めた時は、各自の判断で住民の救出を優先する。この場合、所属に連絡する方法があれば連絡を行う。

４．長期休暇時における体制

長期休暇時においても迅速に初動対応を行えるよう、防災関係各課はあらかじめ職員を割り当てるとともに、連携をとれる体制を整えておくものとする。

また、あらかじめ管理職級の職員を割り当て、本部長等が登庁するまでの間の災害対応を指揮する体制をとる。

第３　災害警戒本部

１．災害警戒本部の設置および廃止基準

（１）設置基準

①　災害警戒本部は、市域で震度４または震度５弱を観測したときの基準に該当した場合、自動的に設置する。

（２）廃止基準

①　副市長（本部長）は、被害が発生しなかったとき、あるいは事態が収束したときは、市長の承認を得て災害警戒本部を廃止する。

②　市長は、災害が拡大したとき、もしくは拡大の恐れがあるときは、災害警戒本部から災害対策本部に移行する。

２．設置場所

災害警戒本部は、小浜市役所内に設置する。

３．警戒本部組織編成、運営および事務分掌

（１）警戒本部は、本部長（副市長）その他警戒本部員別表 3－1－1 をもって組織する。

（２）本部長は本部の事務を総括し、本部員および職員を指揮監督する。

（３）本部に本部付を置き、次に掲げる者を充てる。

教育長

（４）副本部長（総務部長、経済産業部長）は本部長を補佐し、本部長に事故あるときは総務部長、経済産業部長、その他の部長（年齢順）の順でその職務を代理する。

（５）業務内容

① 災害情報の収集
② 避難所の開設･解除
③ 関係機関との連絡調整
④ 所管施設等の警戒巡視および予防措置
⑤ 軽微な被害への応急対応
⑥ 市民への広報

第４ 災害対策本部

１．災害対策本部の設置および廃止基準

市長は、次の基準に該当する状況が生じた場合、災害対策本部を設置し、または廃止する。

（１）設置基準

① 小浜市域で震度５強以上を観測したとき
② その他大規模な地震が発生し、市長が必要と認めたとき
③ 気象庁が福井県沿岸に、津波注意報・津波警報・大津波警報を発表したとき

（２）廃止基準

① 災害応急対策が概ね完了した場合
② 災害が発生するおそれが解消された場合

２．設置場所

対策本部は、小浜市役所内に設置する。ただし、市庁舎が被災し使用不能のときは、被災を逃れた近くの公共施設等を使用し、職員、市民および防災関係機関に周知する。

３．災害対策本部設置の通知

市は、災害対策本部を設置し、または廃止した場合、直ちに福井県および各防災関係機関にその旨を通知または報告する。

・ 福井県危機管理課 ・ 福井県嶺南振興局 ・ 福井県小浜土木事務所
・ 小浜警察署 ・ 小浜海上保安署 ・ 近隣市町
・ 報道機関 ・ 市民
・ 市災害ボランティアセンター連絡会
・ その他防災関係機関

また、本部の標識を市庁舎正面玄関に掲示し、公表する。

４．組織および事務分掌

（１）本部長（市長）は本部を総括し、本部員および職員を指揮監督する。

（２）副本部長（副市長）は本部長を補佐し、本部長に事故あるときは、その職務を代理する。
（３）本部に本部付を置き、次に掲げる者を充てる。
　　教育長
（４）本部に別表 3－1－3 の部を置き、各部長を充て、本部員として部の事務を掌理し、所属班を指揮監督する。
　　また、災害対策本部には災害対策本部の広報を総括するため、報道主管者を置き、広報情報班長をもって充てる。
（５）各部に班を置き、その主な事務分掌は別表 3－1－4 のとおりとする。
（６）本部に本部長、副本部長、本部付、本部員、報道主管者および必要に応じ班長で構成する本部会議を置き、本部会議において次の事項を協議する。
　　ただし、極めて緊急を要し、かつ、本部会議を開催するいとまがないときは、本部長、副本部長および一部の本部員との協議をもってこれに代えることができる。
　①　被害状況の把握および災害応急対策実施状況
　②　本部の災害応急対策等の実施に関する重要事項
　③　各部および現地対策本部相互の調整に関する事項
　④　防災関係機関との連携推進に関する事項
　⑤　他団体に対する応援要請に関する事項
　⑥　その他重要な災害応急対策に関する事項
（７）各部相互および部内各班相互の緊密な連絡調整を図るため、各部連絡調整員を各部連絡責任者とする。

５．権限委譲
　　市長が不在または本部長としての職務の遂行が困難な場合は、副市長、総務部長、経済産業部長、その他の部長（年齢順）の順で本部長の権限を委譲する。また、本部員はあらかじめ次席責任者を指名し、権限委譲の措置を講じておく。

６．現地災害対策本部
　　本部長は、災害の状況に応じて現地災害対策本部を設置する。現地災害対策本部では、応急対策実施の指揮および現地での応急対策活動に関わる関係機関との連絡調整活動（応援要請等を除く）を行うとともに、本部長に応急対策の実施状況を報告する。
（１）設置基準
　①　災害応急対策を局地的または特定地域で重点的に行う必要がある場合
　②　その他本部長が現地災害対策本部設置の必要を認めた場合
（２）廃止基準
　①　当該地域の災害応急対策が概ね完了した場合
　②　その他本部長が廃止を決定した場合
（３）設置場所
　　現地災害対策本部は、災害の状況に応じて当該地域内の公共施設等に設置する。
（４）組織
　　現地災害対策本部長は、副本部長、本部員その他の職員の中から、災害の状況に応じ本部長が任命する。
（５）所掌事務
　①　本部との連絡調整に関すること。
　②　区長等地区関係者との連絡調整に関すること。

③　避難所の開設および連絡調整に関すること。
④　被害状況等の情報収集に関すること
⑤　この計画に定める応急対策活動の実施に関すること
⑥　その他現地災害対策本部の運営に関すること

第５　合同調整所の設置

市または県は、必要に応じて合同調整所を設置し、災害現場で活動する警察・消防・海上保安庁・自衛隊の部隊の活動エリア・内容・手順、情報通信手段等について、部隊間の情報共有および活動調整を行う。また、災害現場で活動する災害派遣医療チーム（ＤＭＡＴ）等とも密接に情報共有を図りつつ、連携して活動するものとする。

第２節　広域応援に関する計画

市は、地震や津波による災害において、一地域の防災機関だけでは対応できない事態が想定され他地域からの応援が必要になることから、広域の応援に対応できる体制を整える。

第１　広域応援要請

１．要請の判断

市が応援要請の判断をすることを原則とする。ただし、地震や津波被害が市域を越えて同時多発するものであることから、広域的な観点から県が必要な機関、自治体等に迅速に応援要請することができる。

２．要請の順位

応援要請は、被災の範囲、被害規模等の状況に応じ、次の順位により要請する。

（１）県内相互応援

災害対策基本法、消防組織法、県・市町災害時相互応援協定、福井県広域消防相互応援協定に基づく要請

（２）県外からの応援

県外からの応援については、高島市・近江八幡市・奈良市・兵庫県但馬５市町（朝来市、養父市、豊岡市、香美町、新温泉町）、岡山県総社市等に相互応援協定に基づく要請を行う。また、必要に応じて隣接県、ブロック単位、全国単位に災害対策基本法、消防組織法、相互応援協定に基づく要請を県に対し行う。

３．受入れ体制

応援体の受入れは次の原則に従い、担当部署を明確化する。

（１）警察、消防の応援隊はそれぞれの機関が受入れる。

（２）自衛隊の受入れは、基本的に市が行い、広域にわたる場合は県が受入れる。

（３）自治体および行政ボランティアの受入れは、市および県が行う。

（４）民間ボランティアの受入れは、市災害ボランティアセンター連絡会が設置した、災害ボランティアセンターが行う。

第２　防災関係機関への応援要請等

１．災害対策基本法に基づく応援等

（１）被災市町の応援要請

市長は、「福井県・市町災害時相互応援協定」に基づき、県内の市町に応援を要請する。なお、応援要請等を実施する際に要請先に示す基本的事項は、次のとおりとする。

①　災害の状況および応援を求める理由
②　応援を希望する機関名
③　応援を希望する物資、資材、機械、器具等の品名および数量ならびに応援人数
④　応援を必要とする場所および活動の具体的内容

（２）県外市町村に対する応援要請

市長は、県外の市町村との個別協定に基づき応援を要請したときは、県に対し報告す

る。

（３）知事への要請

ア　職員のあっせん

市長は、災害応急対策または災害復旧のため、必要があると認めたときは、知事に対して必要な事項を示し関係指定地方行政機関または指定公共機関の職員の派遣についてあっせんを求める。

イ　災害応急対策

市長は、災害応急対策を実施するため必要があるときは、知事に必要な事項を明らかにして応援を求め、または災害応急対策の実施を要請する。

①　災害救助法の適用

- 災害発生の日時および場所
- 災害の原因および被害の状況
- 適用を要請する理由
- 適用を必要とする期間
- 既に行った救助措置および行おうとする救助措置

②　被災者の他地区への移送要請

- 移送を必要とする被災者の数
- 希望する移送先と被災者を収容する期間

③　県への応援要請または応急措置の実施要請（災害対策基本法６８条）

- 災害の状況および応援または応急措置の実施を要請する理由
- 応援を必要とする活動内容
- 応援を希望する物資、資材、機械、器具等の品名および数量
- 応援を必要とする場所、期間

（４）指定地方行政機関等に対する要請

市町は、応急措置が的確かつ円滑に行われるようにするため必要があると認めるときは、県に対し、必要な事項を明らかにし、指定行政機関または関係指定地方行政機関に対する応急措置の実施の要請をするよう求めるものとする。

また、上段の要求ができない場合には、その旨および当該市町の地域における災害の状況を指定行政機関または指定地方行政機関に通知するものとする。この場合において、当該通知を受けた指定行政機関または指定地方行政機関は、その事態に照らし緊急を要し、県からの要請を待ついとまがないと認められるときは、当該要請を待たないで、応急措置を実施することができる。

①　災害の状況および応援または応急措置の実施を要請する理由

②　応援を必要とする活動内容

③　応援を希望する物資、資材、機械、器具等の品名および数量

④　応援を必要とする場所、期間

（５）民間団体等に対する要請

市長は、市域における災害応急対策または災害復旧のため必要があると認めたときは民間団体等に協力を要請する。

２．消防の応援

（１）県内市町消防に対する応援要請

消防機関は、単独では対処不可能な地震火災が発生した場合は、「福井県広域消防相互応援協定」に基づき他の市町に応援要請を行う。

（２）他都道府県消防機関に対する応援要請

市長は他の都道府県消防機関の応援を要請したいときは、消防組織法第４４条の規定に基づき必要な事節を明らかにして、知事を通じて消防庁長官に緊急消防援助隊の出動等を要請する。

第３　防災活動拠点

市は、適切な役割分担のもとに大規模災害時に長期的な物資の流通配給拠点、各種の応援部隊、ボランティア等の活動拠点、救急・救援の活動拠点となる施設を災害の状況に応じて確保する。

第３節　自衛隊災害派遣要請計画

市は、地震や津波に際して、人命または財産を保護するため必要があると認める場合に、自衛隊に対し災害派遣の要請するときの手続き、受入れ等を定める。

第１　派遣要請基準

１．地震や津波災害が発生し、人命または財産を保護するための災害応急対策の実施が、自衛隊以外の機関で不可能または困難であると認められるとき

２．地震や津波災害の発生が迫り、予防措置に急を要し、かつ自衛隊の派遣以外に方法がないとき

第２　災害派遣要請の内容

１．被害状況の把握
２．避難の援助
３．遭難者等の捜索救助
４．水防活動の支援
５．道路または水路の啓開
６．応急医療、救護および防疫
７．人員および物資の緊急輸送
８．消防活動の支援（空中消火を含む。）
９．危険物の保安および除去
10．給食および給水
11．入浴支援
12．救助物資の無償貸付または譲与
13．その他臨機の必要に応じ、自衛隊の能力で対処可能なもの

第３　災害派遣要請の手続き

１．市長は、自衛隊の派遣を要請すべき事態が発生したときは、災害派遣要請書を知事に提出する。この場合において、市長は、必要に応じて、その旨および本市の地域に係る災害状況を自衛隊に通知する。ただし、事態が急を要する場合は電話により連絡し、事後速やかに文書を提出する。

また、市長は、災害状況から事態が切迫し、知事との連絡が取れない場合など知事に要求するいとまがなく、やむ得ない場合は、直接自衛隊に災害派遣の通知を行い、事後、知事に対して速やかに所定の手続きをとる。

２．口頭で要請する場合の連絡事項
（１）災害の状況および派遣を要請する理由
（２）派遣を希望する期間
（３）派遣を希望する区域および活動内容
（４）その他参考となる事項

派遣要請先
陸上自衛隊第１４普通科連隊長（連絡窓口　第３科） 石川県金沢市　野田町１－８　　℡　０７６－２４１－２１７１
海上自衛隊舞鶴地方総監（連絡窓口　防衛部） 京都府舞鶴市余部下１１９０　　℡　０７７３－６２－２２５０
航空自衛隊第６航空団司令（連絡窓口　防衛部） 石川県小松市向本折町戊２６７　℡　０７６１－２２－２１０１

３．留意事項

知事に災害派遣の要請をする場合、特に次の事項に留意すること。

（１）自衛隊が災害派遣をする場合は自衛隊法第 83 条第２項「都道府県知事の要請があり、事態やむを得ないと指定部隊の長が認める場合には、部隊等を救援のため派遣することができる」に該当する事態であり、単なる災害という理由のみで要請しないこと。

（２）災害応急対策活動および災害予防（災害の発生が目前に迫り、かつ、これが予防のためには部隊等の派遣を待つ以外に方法がないと思われるとき。）のための派遣要請ではあるが、自衛隊が到着する頃には危険が去ったということのないよう的確な情勢判断をすること。

（３）災害派遣を要請するときは、災害の状況および派遣を申請する理由、派遣を必要とする期間、派遣を希望するその任務、希望する区域および活動等の概数、その他部隊派遣上特に参考となる事項を危機管理課へ連絡すること。

第４　自主派遣

災害の発生が突発的で、その救援が特に急を要し、知事の要請を待ついとまがないときは、要請を待つことなく次の基準により部隊等が派遣される。

１．災害に際し、関係機関に対して当該災害に係る情報を提供するため、自衛隊が情報収集を行う必要があると認められること。

２．災害に際し、知事等が自衛隊の災害派遣に係る要請を行うことが出来ないと認められた場合に、直ちに救援の措置を取る必要があると認められること。

３．災害に際し、自衛隊が実施すべき救援活動が明確な場合に、当該救援活動が人命救助に関するものであると認められること。

４．その他災害に際し、上記事項に準じ、特に急を要し、知事等からの要請を待ついとまがないと認められること。

５．庁舎、営舎その他防衛省の施設またはこれらの近傍に災害が発生し、自衛隊が自主的に派遣する場合。ただし、知事の要請を待たずに部隊等を派遣した後に、知事が派遣要請をした場合は、その時点から知事の派遣要請に基づく救援活動を実施する。

第５　派遣部隊の受入れ体制

１．関係機関の相互協力

市長は、派遣部隊の移動、現地進入および災害応急措置に係る補償問題等の発生ならびに必要な現地資材の使用等に関して、県、小浜警察署、若狭消防組合消防本部等と緊密に連絡し協力し合うこと。

２．作業計画および資材等の準備

知事および市長は、自衛隊に対し、作業を要請または依頼するにあたっては、ほかの災害救助隊、復旧機関等と競合、重複しないように効率的な計画を樹立するとともに、作業実施に必要な資材を準備し、かつ諸作業について関係ある管理責任者の了解を得るよう配慮する。

３．派遣部隊との連絡調整

派遣部隊の受入れおよび活動を円滑に行うための連絡調整は県が行う。また、自衛隊は、部隊を派遣する場合、連絡を密にする必要があると認められるときは、市または県の災害対策本部に連絡幹部を派遣し、災害対策本部や消防、警察等と情報の交換・共有を図るとともに、部隊の派遣等に関し連絡調整を行う。

４．派遣部隊の受入れ

自衛体の派遣が決定したときは、下記により速やかに受入れの体制を整備する。

（１）自衛隊連絡員室を市庁舎内に設置し、机･椅子を配備する。

（２）宿舎は、屋内宿泊施設（公共施設で隊員一人当り１畳基準）をあてるが、その施設が避難所にあてられているときは、避難者との関係を十分検討し、いささかも派遣部隊の活動を妨げないように留意する。

（３）被害の状況によっては、野営も考えられるので野営施設を準備する。

（４）材料置場、炊事場は、野外の適当な広場を確保する。

（５）駐車場は、車両等を考慮して適当な広場を確保する。

（６）食料等の供給の必要がある場合は、第３章第１５節「飲料水供給計画」から第１７節「生活必需品供給計画」等により調達の手配をする。

（７）ヘリポートの設置等

被災地の状況、ヘリコプターの機種により異なるが、あらかじめ設定した地点を対象にその都度自衛隊および県と協議して定める。

ヘリポートは、平坦（最大こう配５％以下）であって、周囲に建物、潅木および電線等の障害物がない場所が適当である。

第６　派遣部隊の活動内容

１．即時および応急救援活動（災害発生直後、人命救助を第一義として即時に行う救助活動）

（１）偵察連絡活動

空、地よりの偵察、連絡、被害状況の把握および情報の提供

（２）救出、救助、避難支援等

被災者の捜索救助および避難誘導路の啓開輸送、応急救護、空・地よりの避難誘導支援

（３）緊急輸送

患者および人命救助に必要な人員、物資等を車両・航空機により輸送

（４）消火活動
利用可能な消防車、消・防火用具による消防機関への協力
（５）県災害対策本部、関係機関への資料の提出および空・地よりの立体的広報協力
（６）危険物の保安および除去
火薬類・爆発物等、能力上可能な危険物の保安措置および除去
２．組織的救援活動（即時救援活動に引続き被害状況の概要が判明し、派遣部隊の主力をもってする組織化された救援活動）
（１）土木活動
道路、水路の応急啓開作業および応急橋梁の構築
（２）水防活動
堤防護岸等の決壊に伴う応急復旧作業
（３）通信支援
自衛隊の通信連絡に支障のない限度において各種有・無線活動支援
（４）医療、救護活動
応急医療、防疫活動および医具、血液薬品等の輸送
（５）炊飯および給水支援
被災地、避難地における炊飯・給水支援
（６）救護物資の無償貸与または譲与
「防衛省所管に属する物品の無償貸与および譲与等に関する省令」（昭和３３年総理府令第１号）による。
ただし、譲与は、県、市町村、その他の公共機関の救助が受けられず当該物品の譲与を受けなければ生命、身体が危険であると認められる場合に限る。
３．その他
要請に基づき自衛隊の能力で処置が可能なものについて所定の活動を行う。

第７　派遣部隊の撤収

市長は、応急対策、復旧対策等の進行状況により、派遣部隊の撤収要請を依頼するときは、派遣部隊の長と協議の上知事宛に要請する。

第８　経費の負担区分

自衛隊の救援活動に要した経費のうち次に掲げるものは原則として派遣を要請した本市で負担する。ただし、負担区分について疑義が生じた場合は、その都度協議して定める。
１．派遣部隊の宿泊等に必要な土地、建物等の使用料および借上料
２．派遣部隊の宿泊等に伴う光熱水費、電話等通信費および入浴料
３．活動に必要な自衛隊以外の資機材等の調達、借上、その運搬、修理費
４．その他派遣命令者と知事が協議して決定したもの

第４節　ボランティア活動支援計画

市は、震災時において、市および関係機関による活動だけでなく、地域住民や地域外からのボランティアによる各種の活動が重要となることから、関係機関と連携し、被災地のニーズに応えたボランティア活動が円滑に行われるよう、ボランティアの自主性を尊重しつつ支援する。

第１　ボランティアの受入・派遣体制

１．小浜市

市は、市災害ボランティアセンター連絡会の招集について同連絡会の座長に協議し、災害ボランティアの活動拠点となる市災害ボランティアセンターの設置を要請する。

また、市災害対策本部にボランティア担当（ボランティア班）を設け、県災害対策本部および県災害ボランティアセンター本部、市災害ボランティアセンターの連携を図るとともに、避難施設、救援物資集積所、関係機関等から情報を収集して、被災地におけるボランティアニーズを把握する等、市災害ボランティアセンターの円滑な運営を確保するために必要な支援を行う。

さらに、当該ニーズに応じて、あらかじめ広域応援体制を組んだ隣接市町や友好市町等にボランティア派遣の支援要請を行う。

また、社会福祉協議会、地元や外部から被災地入りしている NPO・NGO 等のボランティア団体等と、情報を共有する場を設置するなどし、被災者のニーズや支援活動の全体像を把握し、連携のとれた支援活動を展開するよう努めるとともに、ボランティアを行っている者の生活環境について配慮する。

２．福井県

県は、災害ボランティア活動を広域的かつ総合的に支援することができると認められる団体に対し、災害ボランティアの活動拠点となる「福井県災害ボランティアセンター本部」（以下「災害ボランティアセンター本部」という。）の設置を要請するとともに、災害ボランティアセンター本部の円滑な運営を確保するため、必要な支援を行う。

また、県災害対策本部にボランティア部門を設け、災害ボランティア本部と連携を図るとともに、市町と情報交換を行い、被災地におけるボランティアニーズの把握を行う。

なお、ボランティアを行う者は、ボランティア活動中の事故等に備えて、県の負担によるボランティア保険に加入する。

３．社会福祉協議会

ボランティアの円滑な活動を促進するため、市と連携して市災害ボランティアセンター連絡会の座長を務め、市災害ボランティアセンターの設置および運営に協力する。

第２　ボランティアの活動内容

災害発生時のボランティアの活動内容は次の二つに大別して対応する。

１．一般労務提供型ボランティア

（１）災害情報、生活情報の収集、伝達

（２）避難行動要支援者に対しての安否確認と生活支援

（３）避難所等における炊出し、清掃等の被災者支援活動

（４）救援物資、資機材等の配分および輸送
（５）危険を伴わない軽易な応急、復旧作業
（６）災害ボランティアの受入事務
（７）その他上記作業に類した作業

２．専門技術型ボランティア
（１）救急・救助
（２）医療（医師、看護師、保健師、助産師、歯科医師、歯科衛生士、歯科技工士、薬剤師、理学療法士、作業療法士）
（３）介護（社会福祉士、介護福祉士、介護支援専門員）
（４）建物判定
（５）手話通訳
（６）情報・通信
（７）ボランティアのコーディネート
（８）輸送
（９）その他特別の技術を要するもの

第３　市災害ボランティアセンターの活動

市は、市災害ボランティアセンター連絡会の協力を得て、ボランティアが活動しやすい環境の確保、整備に努める。

１．ボランティアの受付、派遣

市災害ボランティアセンターはボランティアの受付、派遣の窓口となる。
ボランティアを行う者については、ボランティア活動中の事故等に備えて、県の負担によるボランティア保険に加入させるなどし、安全の確保を図る。

２．活動拠点の提供

市災害ボランティアセンター連絡会から活動拠点提供の要望があったときは、市は、速やかに適当な場所をボランティア活動拠点として提供する。

３．ボランティアとの連絡調整

ボランティアの受入・派遣および活動を円滑に行うために、ボランティアコーディネーター、各種団体および民間組織の代表者等とボランティア活動の状況に応じた作業内容について連絡調整を行う。

４．県災害ボランティアセンター本部および関係機関との連携

市災害ボランティアセンターは、専門分野のボランティアを必要とする場合など活動に必要な事項について、県災害ボランティアセンター本部および関係機関等と連携し、円滑な活動の確保を図る。

５．情報の提供

市の応急対策活動でボランティアの協力を必要とする業務や被災者等からのニーズを把握し、被災地等の状況とあわせて的確な情報を提供する。

第４　各種団体および民間組織との連携・協働

１．市災害ボランティアセンターと各種団体および民間組織との連携・協働

災害発生時においては、被災地のボランティアニーズなどの情報を一元的に把握するため、市災害ボランティアセンターと日本赤十字社福井県支部、区長連合会、民生委員、女性、老年等の各種団体および民間組織は連携・協働し、災害応急対策の実施に万全を期するものとする。

２．各種団体および民間組織の役割

（１）自治会（区および区長会）・自主防災組織

局地災害の場合は、隣接の自治会や自主防災組織は積極的に協力するものとする。

市域にわたる災害の場合は、市長の要請により災害応急対策活動に協力するものとする。

区長連合会等は、市長の要請に対して積極的に協力体制を組むものとする。

（２）日本赤十字社福井県支部および市赤十字奉仕団

日本赤十字社福井県支部は、発生した災害について、災害救助法が適用された場合、知事の要請により、小浜市の市域に常備救護班を出動させ医療および助産ならびに遺体の処理等災害救助活動に協力するものとする。

さらに、災害の状況により市長から災害救助の要請があったときは、可能な限りこれに協力するものとし、市の区域に日赤奉仕団を編成し、労力奉仕、義援金品募集、厚生指導等災害救助活動に協力する。

（３）民生委員

市長から災害救助の要請があったときは、災害の状況により可能な限り災害救助活動に協力する。

（４）その他各種団体および民間組織

女性、老年等の各種団体および商工会議所や事業所の団体等民間組織においては、必要に応じ市長の要請により災害応急対策活動に協力するものとする。

３．団体ボランティアの活動内容

団体ボランティアは、個人ボランティアと同等の活動について協力を得るが、組織的な活動が期待できることから、この点を考慮する。

４．ボランティア活動体制の整備

市および県は、ボランティア団体等と意見交換を行う情報共有会議の整備・強化を、研修や訓練を通じて推進するものとする。

第５節　通信計画

市および防災関係機関の通信について、その方法および系統等を明らかにし、災害に関する通信連絡を迅速・的確に実施するため通信施設の適切な運用を図る。なお、次に掲げる災害時の通信連絡は、この計画に定めるほか、各々の計画に定めるところによる。

気象予警報等の収集伝達
応急対策の実施に必要な情報の収集報告
被害・災害情報の広報

第６節　地震・津波に関する情報等収集伝達計画
第７節　災害情報収集連絡計画
第８節　災害広報計画

第１　地震発生直後の機能確認と応急復旧

地震や津波発生時には、直ちに通信施設の機能を確認し、被災が判明した場合には速やかに応急復旧にあたるとともに、代替通信手段の確保を図る。

第２　災害時における通信連絡

災害時における通信連絡は、おおむね次に掲げる方法により、単独またはこれを組み合わせて弾力的な運用を図るものとする。

１．災害発生直後の機能確認と応急復旧

災害発生時には、ただちに通信施設の機能を確認し、被災が判明した場合はすみやかに応急復旧にあたるとともに、携帯電話、衛星電話等の代替通信手段を確保するほか、すべての通信手段が途絶された場合には、連絡員を派遣して通信の確保を図る。

２．円滑な通信運用

（１）指定電話、連絡責任者の指定

①　指定電話

市および防災関係機関は、災害情報通信に使用する指定電話を定め、窓口の統一を図る。災害時においては、指定電話を平常業務に使用することを制限するとともに、指定電話に通信事務従事者を配置し、迅速かつ円滑な通信連絡を確保する。

②　連絡責任者

市および防災関係機関は、災害時の防災関係機関相互の迅速かつ円滑な通信連絡を確保するため、連絡責任者を定める。

連絡責任者は、各所属関係機関相互の通信連絡を統一する。

（２）通信の統制

災害発生時においては、加入電話および無線通信とも混乱することが予想されるため、通信施設の管理者は、必要に応じ適切な通信統制を実施し、その通信が円滑、迅速に行われるよう努める。

第３　防災関係機関の通信方法

災害に関して各防災関係機関が行う通信連絡は第２章第１８節「防災関係施設設備、資機材、物資等整備計画」に掲げる情報通信設備および一般加入電話により行うものとする。

１．市防災行政無線の利用

（１）移動系無線

本部および各部相互の連絡には、移動系無線を利用する。

（２）同報系無線

市民への情報伝達には、同報系無線を有効に活用する。

２．県防災行政無線の利用

県および他市町との連絡には、県防災行政無線を利用する。

３．防災相互通信用無線の利用

若狭消防組合、小浜海上保安署との連絡には、必要に応じて防災相互通信用無線を利用することができる。

４．災害対策基本法に基づく通信設備の優先利用等

（１）電話等施設の優先利用

各機関は、災害時において最優先に確保すべき通話を行うために、一般加入電話をＮＴＴの承諾を受けて災害時優先電話として利用するものとする。

この災害時優先電話を使用してのダイヤル通話は、通信網に異常輻輳が生じて一般の通話を規制した場合も、通話の規制を受けない。

（２）放送法に基づく放送局の利用

①　市長は、災害に関する伝達、通知または警告について、放送局を利用することが適当と考える時は、県を通じて行うことができる。

②　放送局は、災害に関する通知、要請、伝達または警告の放送を行うことを求められたときは、最も効果的な時間、放送系統および局によって有効、適切な放送を行うものとする。

（３）電波法に基づく非常無線通信の利用

防災関係機関は、地震、台風、洪水、津波、雪害、火災、暴動その他の非常の事態が発生し、または発生するおそれがある場合において、有線通信を利用することができないか、またはこれを利用することが著しく困難であるときは、電波法第 52 条および第 74 条ならびに非常無線通信規約に基づいて、非常無線通信を利用し、通信の確保を図るものとする。

この場合において、無線局およびその他の機関は、非常通信協議会を中心に、無線設備の保守点検、通信訓練の実施等を通じて、非常無線通信の円滑な運用を期するものとする。

①　非常通報の内容

非常無線通信における通報の内容は、次に掲げるもの、またはこれに準ずるものとする。

ア　人命の救助に関するもの

イ　天災の予警報（主要河川の水位を含む）および天災その他の状況に関するもの

ウ　緊急を要する気象、地震、火災等の観測資料

エ　電波法第 74 条実施の指令およびその他の指令

オ　非常事態に際しての事態の収拾、復旧、交通制限その他の秩序の維持または非常事態に伴う緊急措置に関するもの

カ　暴動に関する情報連絡およびその緊急措置に関するもの

キ　非常災害時における緊急措置を要する犯罪に関するもの

ク　遭難者救護に関するもの
ケ　非常事態発生の場合における列車運転、鉄道輸送に関するもの
コ　鉄道路線、道路、電力設備、電信電話回線の破壊または障害の状況およびその修理復旧のための資材の手配および運搬、要員の確保その他緊急措置に関するもの
サ　中央防災会議、動事務局、地方防災会議、緊急災害対策本部、非常災害対策本部および災害対策本部相互間に発受する災害救援その他緊急措置に要する労務、施設、設備、物資および資金の調達、配分、輸送等に関するもの
シ　災害救助法第 7 条および災害対策基本法第 71 条第 1 項の規定に基づき、都道府県知事から医療、土木、建築工事または輸送関係者に対して発する従事命令に関するもの

②　非常通報の発信

非常通報は、無線局の免許人が自ら発受するほか、非常通報を希望する者からの依頼に応じて発受するものとする。

③　非常通報

非常通報を希望する者は、非常通信用通報用紙（別紙様式）に電報形式（片かな）または文書形式（通常の文書体）により、最寄りの無線局に依頼するものとする。

5．放送施設の利用

（1）ＣＡＴＶによる防災放送

市民への情報伝達には、必要に応じて防災放送による緊急告知放送または情報提供放送を利用する。

（2）放送事業者への放送要請

ＣＡＴＶ放送以外の放送事業者（日本放送協会、福井放送、福井テレビジョン放送、福井エフエム放送）による放送を実施することが適切と判断されるときは、県を通じて要請する。

この場合において、特に必要と認めるときは、緊急警報放送を利用する。

6．その他の連絡方法

市および県は連絡通信手段が途絶、不足した場合等、必要に応じて、北陸総合通信局に対し災害対策用移動通信機器および災害対策用移動電源車の貸出要請を行う。

また、市および県は、電気通信事業者（固定電話、携帯電話事業者）に対し、通信設備の早期復旧、または代替通信設備の設置を要請する。

あらゆる手段を講じても通信手段の確保が困難な場合には、使走により情報の伝達を行う。

第６節　地震・津波に関する情報等収集伝達計画

地震･津波に関する情報および警報等の発表または伝達によって、災害を防止し、または被害を軽減するため、各種の情報収集および伝達がより迅速かつ正確に行える体制を整える。

第１　津波関係の情報の種類と概要

福井地方気象台は、津波による人的被害を軽減する方策は、住民等の避難行動が基本となることを踏まえ、市や県、その他防災関係機関と連携し、津波防災について普及・啓発を図る。

１．大津波警報、津波警報、津波注意報

（１）気象庁は、地震が発生したときは地震の規模や位置を速やかに推定し、これらをもとに沿岸で予想される津波の高さを求め、津波による被害の発生が予想される場合には、地震が発生してから約３分を目標に大津波警報、津波警報または津波注意報（以下これらを「津波警報等」という。）を津波予報区単位で発表する。なお、大津波警報については、特別警報に位置づけられる。

津波警報等とともに発表する予想される津波の高さは、通常は５段階の数値で発表する。ただし、地震の規模がマグニチュード８を超えるような巨大地震に対しては、精度の良い地震の規模をすぐに求めることができないため、津波警報等発表の時点では、その海域における最大の津波想定等をもとに津波警報等を発表する。その場合、最初に発表する大津波警報や津波警報では、予想される津波の高さを「巨大」や「高い」という言葉を用いて発表し、非常事態であることを伝える。予想される津波の高さを「巨大」などの言葉で発表した場合には、その後、地震の規模が精度良く求められた時点で津波警報等を更新し、津波情報では予想される津波の高さも数値で発表する。

＜津波警報等の種類と発表される津波の高さ等＞

津波警報等の種類	発表基準	発表される津波の高さ		想定される被害ととるべき行動
		数値での発表（予想される津波の高さ区分）	巨大地震の場合の発表	
大津波警報	予想される津波の最大波の高さが高いところで３ｍを超える場合	10m超（10m＜予想される津波の最大波の高さ）	巨大	巨大な津波が襲い、木造家屋が全壊・流失し、人は津波による流れに巻き込まれる。沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や避難ビルなど安全な場所へ避難する。 警報が解除されるまで安全な場所から離れない。
		10m（５m＜予想される津波の最大波の高さ≦10m）		
		５m（３m＜予想される津波の最大波の高さ≦５m）		
津波警報	予想される津波の最大波の高さが高いところで１mを超え、３m以下の場合	３m（１m＜予想される津波の最大波の高さ≦３m）	高い	標高の低いところでは津波が襲い、浸水被害が発生する。人は津波による流れに巻き込まれる。 沿岸部や川沿いにいる人はただちに高台や津波避難ビルなど安全な場所へ避難する。警報が解除されるまで安全な場所から離れない。
津波注意報	予想される津波の最大波の高さが高いところで0.2m以上、1m以下の場合であって、津波による災害のおそれがある場合	１m（0.2m≦予想される津波の最大波の高さ≦１m）	（表記しない）	海の中では人は速い流れに巻き込まれ、また、養殖いかだが流失し小型船舶が転覆する。海の中にいる人はただちに海から上がって、海岸から離れる。 海水浴や磯釣りは危険なので行わない。 注意報が解除されるまで海に入ったり海岸に近付いたりしない。

注）「津波の高さ」とは、津波によって潮位が高くなった時点における潮位と、その時点に津波がなかったとした場合の潮位との差であって、津波によって潮位が上昇した高さをいう。

注）大津波警報を特別警報に位置付けている。

（２）津波警報等の留意事項等

①　沿岸に近い海域で大きな地震が発生した場合、津波警報等の発表が津波の来週に間に合わない場合がある。

②　津波警報等は、精査した地震の規模や実際に観測した津波の高さをもとに、内容を更新する場合もある。

③　津波による災害のおそれがなくなったと認められる場合、津波警報等の解除を行う。このうち、津波の観測状況等により、津波がさらに高くなる可能性は小さいと判断し

た場合には、津波の高さが津波注意報の発表基準未満となる前に、海面変動が継続することや留意事項を付して解除を行う場合がある。

２．津波予報

地震発生後、津波による災害が起こるおそれがない場合には、以下の内容を津波予報で発表する。

＜津波予報の発表基準と発表内容＞

	発表基準	発表内容
津波予報	津波が予想されないとき （地震情報に含めて発表）	津波の心配なしの旨を発表
	0.2m未満の海面変動が予想されたとき（※） （津波に関するその他の情報に含めて発表）	高いところでも0.2m未満の海面変動のため被害の心配はなく、特段の防災対応の必要がない旨を発表
	津波警報等の解除後も海面変動が継続するとき（津波に関するその他の情報に含めて発表）	津波に伴う海面変動が観測されており、今後も継続する可能性が高いため、海に入っての作業や釣り、海水浴などに際しては十分な留意が必要である旨を発表

（※）「0.2m未満の海面変動が予想されたとき」または「津波警報等の解除後も海面変動が継続するとき」に発表する津波予報は、ＸＭＬ電文では「津波警報・注意報・予報」（VTSE41）で発表される。

３．津波警報等の発表区域

小浜市が属する津波警報等や津波予報で用いる予報区の名称は福井県であり、気象庁本庁が発表する。

＜福井県および周辺の県が属する津波予報区＞



４．津波情報

（１）津波情報の発表等

気象庁は、津波警報等を発表した場合には、各津波予報区の津波の到達予想時刻や予想される津波の高さ、各観測点の満潮時刻や津波の到達予想時刻等などを津波情報で発表する。

＜津波情報の種類と発表内容＞

	情報の種類	発表内容
津波情報	津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報（※１）	各津波予報区の津波の到達予想時刻（※２）や予想される津波の高さ

		［発表される津波の高さの値は、表<津波警報等の種類と発表される津波の高さ等>参照］
	各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報	主な地点の満潮時刻や津波の到達予想時刻を発表
	津波観測に関する情報	沿岸で観測した津波の時刻や高さを発表（※３）
	沖合の津波観測に関する情報	沖合で観測した津波の時刻や高さ、および沖合の観測地から推定される沿岸での津波の到達時刻や高さを津波予報区単位で発表（※４）

（※１）津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報について

・「津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報」は、ＸＭＬ電文では「津波警報・注意報・予報」（VTSE41）に含まれる。

（※２）各津波予想区の津波の到達予想時刻について

・この情報で発表される到達予想時刻は、各予報区で最も速く津波が到達する時刻である。場所によっては、この時刻よりも１時間以上遅れて津波が襲ってくることもある。

（※３）津波観測に関する情報の発表内容について

・沿岸で観測された津波の第１波の到達時刻と押し引き、およびその時点までに観測された最大波の観測時刻と高さを発表する。

・最大波の観測値については、大津波警報または津波警報を発表中の津波予防区において、観測された津波の高さが低い間は、数値ではなく「観測中」の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。

（※４）沖合の津波観測に関する情報の発表内容について

・沖合で観測された津波の第１波の観測時刻と押し引き、その時点までに観測された最大波の観測時刻と高さを観測点ごとに発表する。また、これら沖合の観測値から推定される沿岸の推定値（第１波の推定到達時刻、最大波の推定到達時刻と推定高さ）を津波予報区単位で発表する。

・最大波の観測値および推定値については、沿岸での観測と同じように避難行動への影響を考慮し、一定の基準を満たすまでは数値を発表しない。大津波警報または津波警報が発表中の津波予報区において、沿岸で推定される津波の高さが低い間は、数値ではなく「観測中」（沖合での観測値）または「推定中」（沿岸での推定値）の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。

＜沿岸で観測された津波の最大波の発表内容＞

警報・注意報の発表状況	観測された津波の高さ	発表内容
大津波警報	1m超	数値で発表
	1m以下	「観測中」と発表
津波警報	0.2m以上	数値で発表
	0.2m未満	「観測中」と発表
津波注意報	（すべての場合）	数値で発表（津波の高さがごく小さい場合は「微弱」と表現）

＜沖合で観測された津波の最大波（観測値および沿岸での推定値（※））の発表内容＞

発表中の津波警報等	沿岸で推定される津波の高さ	発表内容
大津波警報	3m超	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数

		値で発表
	3m以下	沖合での観測値を「観測中」、沿岸での推定値を「推定中」と発表
津波警報	1m超	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表
	1m以下	沖合での観測値を「観測中」、沿岸での推定値を「推定中」と発表
津波注意報	（すべての場合）	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表

（※）沿岸から距離が 100km を超えるような沖合の観測点では、津波予報区との対応付けが難しいため、沿岸での推定値は発表しない。また、最大波の観測値については、数値ではなく「観測中」の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。そのほか、津波注意報にかかる発表内容について、沿岸で推定される津波の高さが非常に小さい場合は、沖合での観測値を「微弱」と表現する。

（２）津波情報の留意事項等

① 津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報

・津波到達予想時刻は、津波予報区の中で最も早く津波が到達する時刻である。同じ予報区の中でも場所によっては、この時刻よりも数十分、場所によっては１時間以上遅れて津波が襲ってくることがある。

・津波の高さは、一般的に地形の影響等のため場所によって大きく異なることから、局所的に予想される津波の高さより高くなる場合がある。

② 各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報

・津波と満潮が重なると、潮位の高い状態に津波が重なり、被害がより大きくなる場合がある。

③ 津波観測に関する情報

・津波による潮位変化（第１波の到達）が確認されてから最大波が観測されるまでに数時間以上かかることがある。

・場所によっては、検潮所で観測した津波の高さよりもさらに大きな津波が到達しているおそれがある。

④ 沖合の津波観測に関する情報

・津波の高さは、沖合での観測値に比べ、沿岸ではさらに高くなる。

・津波は非常に早く伝わり、「沖合の津波観測に関する情報」が発表されてから沿岸に津波が到達するまで５分とかからない場合もある。また、地震の発生場所によっては、情報の発表が津波の到達に間に合わない場合もある。

第２　地震関係の情報の種類と概要

福井地方気象台は、地震に関する情報を住民が容易に理解できるよう、市や県、その他防災関係機関と連携し、地震情報（震度、長周期地震動階級、震源、マグニチュード、地震の状況等）、東海地震に関連する情報、南海トラフ地震に関連する情報、北海道・三陸沖後発地震注意情報等の解説に努めるとともに、報道機関等の協力を得て、国民に迅速かつ正確な情報を伝達する。

また、市、県および福井地方気象台は、強い揺れを伴わないいわゆる津波地震や遠地地震、火山噴火等による津波に関して、住民の避難意識がない状態で突然津波が押し寄せることの

ないよう、津波警報等や避難指示の発表・発令・伝達体制を整えるものとする。

１．緊急地震速報

（１）緊急地震速報の発表等

気象庁は、最大震度５弱以上または最大長周期地震動階級３以上の揺れが予想された場合に、震度４以上または長周期地震動階級３以上が予想される地域（緊急地震速報で用いる区域）に対し、緊急地震速報（警報）を発表する。なお、震度６弱以上または長周期地震動階級４の揺れを予想した緊急地震速報（警報）は、特別警報に位置づけられる。福井地方気象台は、緊急地震速報の利用の心得などの周知・広報に努める。

（２）緊急地震速報の伝達

気象庁は、地震による被害の軽減に資するため、緊急地震速報を発表し、日本放送協会に伝達するとともに、官邸、関係省庁、地方公共団体への提供に努める。また、放送事業者等の協力を得て、テレビ、ラジオ、携帯電話（緊急速報メール機能を含む。）、ワンセグ等を用いて広く国民一般への緊急地震速報の提供に努める。

市は、住民への緊急地震速報等の伝達に当たっては、防災行政無線を始めとした効果的かつ確実な伝達手段を複合的に活用し、対象地域の住民への迅速かつ的確な伝達に努める。

２．地震情報の種類とその内容

＜地震情報の種類と発表基準・内容＞

地震情報の種類	発表基準	内容
震度速報	・震度3以上	地震発生から約１分半後に、震度3以上を観測した地域名（全国を約１８８地域に区分）と地震の揺れの検知時刻を速報。
震源に関する情報	・震度3以上 （津波警報・注意報を発表した場合は発表しない）	「津波の心配がない」または「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」旨を付加して、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表。
震源・震度情報	以下のいずれかを満たした場合 ・震度1以上 ・津波警報・注意報発表または若干の海面変動が予想された時 ・緊急地震速報（警報）を発表時	地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、震度1以上を観測した地点と観測した震度を発表。 それに加えて、震度3以上を観測した地域名市町村毎の観測した震度を発表。 震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村・地点名を発表。
長周期地震動に関する観測情報	・震度１以上を観測した地震のうち、長周期地震動階級１以上を観測した場合	地域ごとの震度の最大値・長周期地震動階級の最大値のほか、個別の観測点毎に、長周期地震動階級や長周期地震動の周期別階級等を発表。 （地震発生から１０分後程度で1回発表）
遠地地震に関する情報	・海外で発生した地震について以下のいずれかを満たした場合等	国外で発生した地震について、地震の発生時刻、発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を、地震発生から概ね３０分以内に発表。（※）

	・マグニチュード７．０以上 ・都市部など著しい被害が発生する可能性がある地域で規模の大きな地震を観測した場合 （国外で発生した大規模噴火を覚知した場合にも発表することがある。）	日本や海外への津波の影響に関しても記述して発表。
その他の情報	・顕著な地震の震源要素を更新した場合や地震が多発した場合など	顕著な地震の震源要素更新のお知らせや地震が多発した場合の震度１以上を観測した地震回数情報等を発表。
推計震度分布図	・震度５弱以上	観測した各地の震度データをもとに、２５０m四方の格子毎に推計した震度（震度４以上）を図情報として発表。

（※）国外で発生した大規模噴火を覚知した場合は、噴火発生から１時間半～２時間程度で発表しています。

＜緊急地震速報や震度速報で用いる区域の名称＞

都道府県名	緊急地震速報や震度速報で用いる区域の名称	市町名
福井県	福井県嶺北	福井市、大野市、勝山市、鯖江市、あわら市、越前市、坂井市、吉田郡［永平寺町］、今立郡［池田町］、南条郡［南越前町］、丹生郡［越前町］
	福井県嶺南	敦賀市、小浜市、三方郡［美浜町］、大飯郡［高浜町、おおい町］、三方上中郡［若狭町］

第３　地震・津波に関する情報等の伝達

１．津波警報等の伝達

（１）気象庁本庁からの伝達

福井県の沿岸（津波予報区;福井県）に対する津波警報等は、気象庁本庁が伝達中枢および福井地方気象台を通じて、防災関係機関に通知する。

（２）気象庁本庁からの津波警報等の伝達を受けた機関の措置

気象庁本庁から津波警報等の通知を受けた次に掲げる機関は、別に定める伝達先および伝達系統により、他の通信または放送に優先して関係市町へ伝達または放送する。

①　福井地方気象台
②　福井県警察本部
③　小浜海上保安署
④　ＮＴＴ西日本㈱、ＮＴＴ東日本㈱
⑤　ＮＨＫ福井放送局、福井放送㈱および福井テレビジョン放送㈱は緊急警報放送を行う。

（３）市の措置

市地域防災計画の定めるところにより、速やかに住民および所在の官公庁等へ伝達する。

（４）その他の防災機関の措置

それぞれの防災業務に応じて所要の機関等に伝達する。

２．地震・津波に関する情報の伝達

（１）福井地方気象台からの伝達

気象庁地震火山部および福井地方気象台が福井県を対象区域として地震・津波に関する情報を発表した場合、前出の「津波警報等の伝達」を準用して、通報する。

（２）情報の伝達を受けた機関の措置

福井地方気象台から地震・津波に関する情報を受けた機関は、前出の「津波警報等の伝達」を準用して、通報または放送を行うように努める。

３．震度情報ネットワーク等の活用

震度情報ネットワークとは、県が県内各所に地震計を設置し、震度情報をネットワークにより迅速に把握するシステムである。地震を覚知したときはこれにより震度の把握を行い、職員配備や被害状況の推定など、迅速な初動体制の確立に努める。

第４　沿岸住民の避難、誘導体制

１．沿岸住民等への避難指示

市は、津波による被害を防止するため、津波警報が発表されていない場合にも、強い地震を感じたときや、弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じた時は、市長自らの判断で、海浜にいる者に対して直ちに海浜から避難し、急いで安全な場所に避難するよう指示する。

また、浸水被害が発生すると判断した場合、速やかに海岸および河口部付近の住民等に対し避難するよう指示する。

多様な伝達手段・伝達媒体で情報伝達を迅速に行う必要があるため、Ｊアラートによる津波警報等の発表を、市からの避難指示発令とみなすことができる。

津波警報等の発表を避難指示発令とみなす場合についても、第２波、第３波の情報や、避難指示の対象地区を住民等に伝達するため、防災行政無線等を活用し、市から補足情報を発表するものとする。

津波避難の原則として、「すぐに、徒歩で、高台等へ、避難」を徹底するため、市民に対しわかりやすく発信する。

２．避難指示の助言

指定地方行政機関および県は、市から求めがあった場合には、避難指示の対象地域および判断時期等について、技術的に可能な範囲で助言を行う。また、県は、時機を失することなく避難指示が発令されるよう、市に積極的に助言する。

市は、避難指示を行う際に、国または県に必要な助言を求めることができるよう、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど、必要な準備を整えておく。

さらに、市は、避難指示等の発令に当たり、必要に応じて気象防災アドバイザー等の専門家の技術的な助言等を活用し、適切に判断を行うものとする。

３．避難誘導体制

市は、海浜にいる者および付近の住民に避難するよう指示した場合は、状況に応じた緊急指定避難場所、避難路を指示し、職員、消防団、自主防災組織等により速やかに避難誘導を行う。

また、海岸付近の住民は、津波警報等が発表された場合や震度４以上の強い地震を感じたときや弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは、あらかじめ指定された指定緊急避難場所に速やかに避難する。

その際、避難行動要支援者の避難支援を協力して行う。

第５　異常現象発見者の通報義務

災害が、発生するおそれがある異常な現象を発見した者は、災害対策基本法第５４条に基づき、遅滞なくその旨を市長または警察官もしくは海上保安官に通報し、市長は速やかに県および福井地方気象台、その他関係機関に通報する。

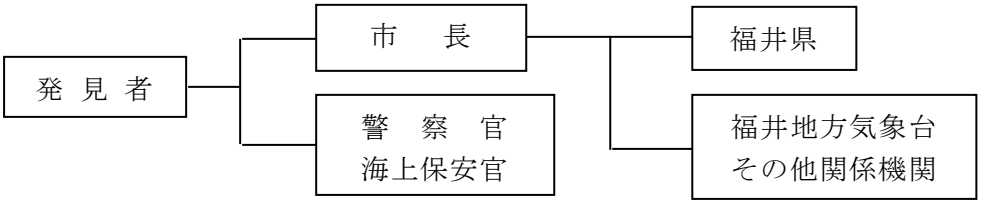

１．市長が福井地方気象台等に通報すべき事項

（１）異常な高波・うねり･潮位・河川水位等があったとき

（２）震度４以上の地震があったとき

（３）頻発地震（数日にわたり頻繁に感じる地震）があったとき

２．市長からその他の関係機関への通報は、第３章第６節の「被害情報収集連絡計画」に定めるところにより行う。

第６　上下水道施設

津波の襲来により、所管する上水道および下水道施設の破損が予想されるときは、二次災害を軽減するための措置を行う。

第７　交通対策

１．道路

市は、警察署等と連携し、津波の来襲による危険度が高いと予想される道路の路線区間について、必要に応じて交通規制を行う。

２．海上

小浜海上保安署、県、市は津波による危険が予想されるとき、船舶の安全な海域への退避等が、円滑に実施できるよう措置を講ずることとし、予想される津波の高さ、到達時間等を踏まえ、その具体的な内容を定める。

３．旅客事業者

旅客事業者は、走行路線に津波の来襲による危険度が高いと予想される区間がある場合、乗客等の安全を確保するため、運行停止等の措置を講ずる。また、運行中の場合は、安全に乗客を誘導して避難させる。

津波警報等伝達系統

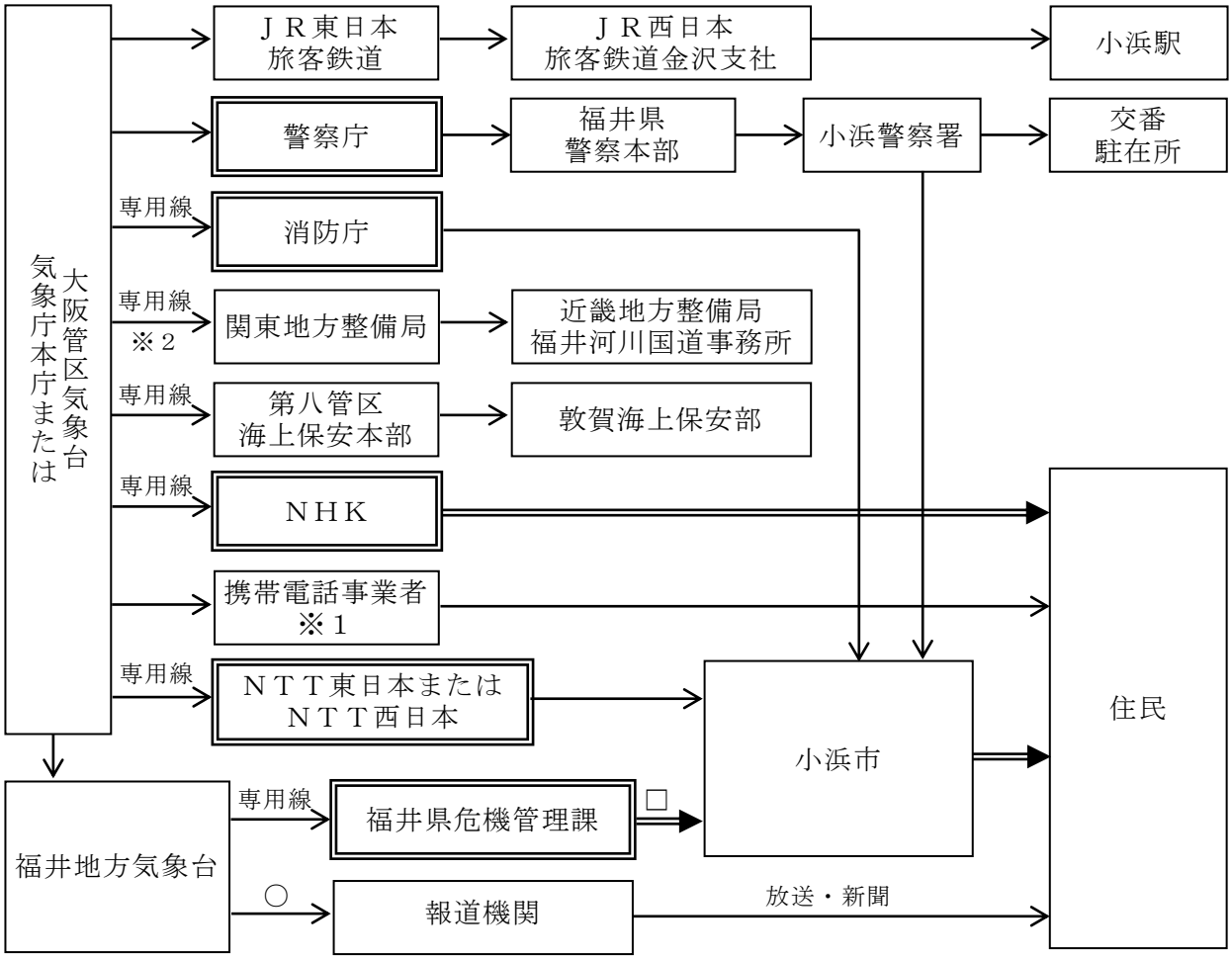

・※１　緊急速報メールは、大津波警報・津波警報が発表されたときに、携帯電話事業者を通じて関係するエリアに配信される。

・※２　関東地方整備局に通知することができない場合は、福井地方気象台から可能な手段を用いて福井河川国道事務所に通知する。

・二重枠で囲まれている機関は、気象業務法施行令第 8 条第 1 号および第 9 条の規定に基づく法定伝達先。

・二重線の経路は気象業務法第 15 条の 2 によって、特別警報の通知もしくは周知の措置が義務づけられている伝達経路

・津波注意報の通報先は、津波警報の通知先と基本的に同じであるが、法定伝達に当たらない。また、ＮＴＴは津波注意報の通知は行わない。

・□の経路は、県防災行政無線。

・○の経路は、防災情報提供システム（インターネット）または気象庁ＨＰ。

第７節　災害情報収集連絡計画

災害応急対策活動を迅速かつ的確に行うには、被害や復旧状況に関する情報を迅速かつ正確に収集し、関係機関に連絡することが重要であることから、市および関係機関は所掌の情報を積極的に収集把握して、県に報告する体制を確立する。

第１　災害情報の収集

市は、次により迅速な情報収集に努める。

１．情報の収集体制

（１）参集途上職員の情報収集

参集途上にある職員は、周囲の被災状況を把握し、参集後課長または部長を通じて災害対策本部長に報告する。

（２）住民からの情報収集

被害状況等の情報収集については、原則、市が行う。緊急に現地の被害状況を把握する必要がある場合には、コミュニティセンター長、消防団の分団長、区長等の地域住民から情報を収集する。

（３）情報の優先順位

情報収集および通報は、人的被害および住家被害に関連のあるものを優先する。

（４）通信ボランティアの活用

大規模な災害が発生し、情報収集要員が不足した場合には、アマチュア無線家（日赤無線奉仕団）等の通信関係のボランティアの協力を得ることとし、そのための募集方法や活用方策を検討する。

２．収集すべき被害情報

市は、次の事項について把握する。

○　災害発生直後

1	人命危険の有無および人的被害の発生状況
2	家屋等建物の倒壊状況
3	火災等の二次災害の発生状況および危険性
4	避難の必要の有無および避難の状況
5	市民の動向
6	道路および交通機関の被害状況
7	電気､水道、ガス､電話等のライフラインの被害状況
8	その他被害の発生拡大防止措置上必要な事項
9	避難先施設の状況

○　その後の段階

1	被害状況
2	避難指示、または警戒区域の設定状況

3	避難所の設備状況
4	避難生活の状況
5	食料、飲料水、生活必需物資等の供給状況
6	電気、水道、ガス、電話等のライフラインの復旧状況
7	医療機関の開設状況
8	救護所の設置および活動状況
9	傷病者の収容状況
１０	道路および交通機関の復旧状況

３．孤立集落の被害状況把握

道路等の途絶によるいわゆる孤立集落については、早期解消の必要があることから、市、国、指定公共機関、県は、それぞれの所管する道路のほか、通信、電気、ガス、上下水道等のライフラインの途絶状況を把握するとともに、その復旧状況と併せて、県、被災市町に連絡するものとする。また、市および県は、特に孤立地域の通信手段の確保について、特段の配慮を行うものとし、当該地域における備蓄の状況、医療的援助が必要な者など要配慮者の有無の把握に努めるものとする。

なお、ドローンを活用した孤立集落の被害状況を把握するため、事前に必要な手続等を行い、災害時に迅速に対応できるよう努めるものとする。

第２　災害情報の報告

震災発生後に調査収集した被害状況等について、災害対策基本法第 53 条等の規定に基づき、速やか県に報告する。なお、他法令に基づき報告を要する事項については別に定める。

市は、関係機関と連携のもと、人的被害の状況（死者・行方不明者数を含む。）、建築物の被害、津波、火災等の発生状況等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から直ちに県へ報告する。

県は、人的被害の数（死者・行方不明者数をいう。）について一元的に集約・調整を行う。県は、関係機関が把握している人的被害の数について積極的に収集し、整理・突合・精査を行い、直ちに消防庁へ報告する。

県は、発災時に安否不明者（行方不明者となる疑いのある者）の氏名等の公表や安否情報の収集・精査等を行う場合に備え、市等と連携の上、あらかじめ一連の手続き等について整理し、明確にしておくよう努めるものとする。

市は、要救助者の迅速な把握のため、安否不明者についても、関係機関の協力を得て、積極的に情報収集を行うものとする。

県は、「災害時における安否不明者の氏名等の公表方針」に基づき、要救助者の迅速な把握による救助活動の効率化・円滑化のために必要と認めるときは、市等と連携し、住民基本台帳の閲覧制限措置の有無等を確認の上、安否不明者の氏名等の公表を行い、その安否情報を収取・精査することにより、速やかな安否不明者の絞り込みに努めるものとする。

市は、通信の途絶等により県に報告できない場合は、とりいそぎ、直接国（消防庁）へ報告し、のちに県に報告を行う。特に、行方不明者の数については、捜索・救助体制の検討等に必要な情報であるため、市は、住民登録の有無にかかわらず、市域（海上を含む。）内で行方不明となった者について、警察等関係機関の協力に基づき正確な情報の収集に努める。また、行方不明者として把握した者が、他の市町に住民登録を行っていることが判明した場合には、当該登録地の市町または県（外国人のうち、旅行者など住民登録の対象外の者は外務省）に連絡するものとする。

１．報告の基準

災害状況報告にあたっては、概ね次に掲げる事項に該当する場合に報告する。

（１）災害救助法の適用基準に合致するもの

（２）市が災害対策本部を設置したとき

（３）災害が２市町以上にまたがるもので、本市における被害は軽微であっても全県的に見た場合同一被害で大きな被害を生じているもの

（４）災害による被害に対し、国･県の特別の財政援助を要するもの

（５）災害による被害が当初は軽微であっても、今後、上記の条件に該当する被害に発展する恐れがあるもの

（６）その他災害の状況およびそれぞれが及ぼす社会的影響から見て、報告する必要があると認められるもの

２．報告の種類

災害即報	災害を覚知したとき、または津波により死者または行方不明者が生じたときは、原則として覚知後 30 分以内で可能な限り早くわかる範囲で行う。
災害確定報告	応急対策が終了後 10 日以内に行う。
災害年報	毎年 1 月 1 日から 12 月 31 日までの災害状況について、翌年 4 月 1 日現在で明らかになったものを 4 月 15 日までに行う。

３．報告の方法および系統

情報連絡内容	情報収集・連絡系統図
Ⅰ被害･復旧の状況	
①人的被害･家族状況 火災状況	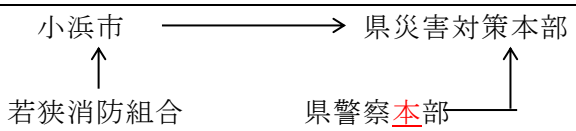
②道路状況･交通状況	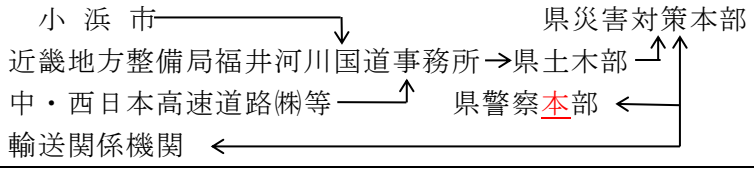
③堤防･護岸施設の状況	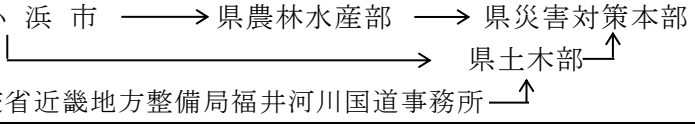
④ライフライン･輸送機関状況	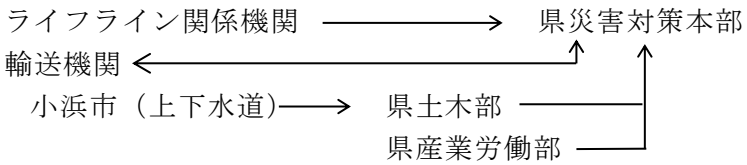
⑤文教施設関係状況	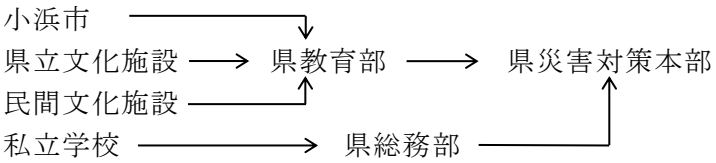
⑥病院施設関係状況	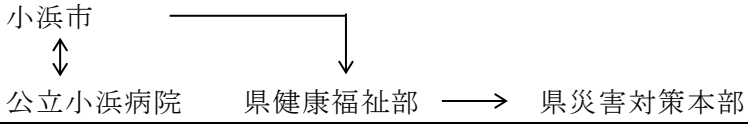
⑦廃棄物処理場関係状況 ⑧火葬場関係状況	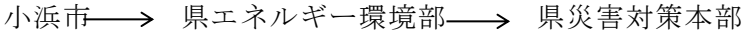
⑨その他の施設状況	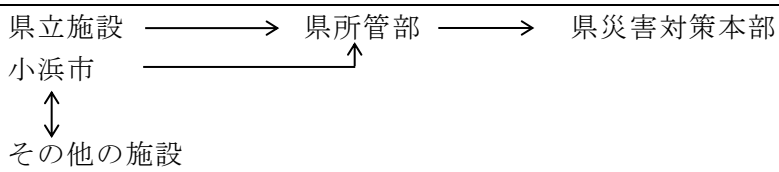
Ⅱ対策の実施状況	
①住民避難の状況	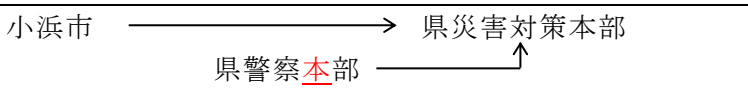
②救援物資･避難所運営・ボランティアの受入れ状況	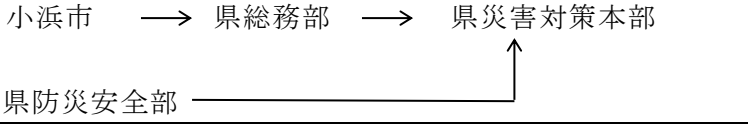

第８節　災害広報計画

地震や津波発生時におけるパニックの発生を防止するため、被災地および隣接地域の住民に対し、速やかに正確な情報を提供し、民心の安定と円滑な応急対策活動の実施を確保する。

第１　報道機関への情報提供

１．災害対策本部の広報情報班は、収集した災害情報や市の対策を、その都度速やかに報道機関に発表する。

（１）災害の種別および発生日時
（２）被害発生地域および被害地域
（３）被害状況
（４）避難所の開設の有無
（５）応急対策状況
（６）災害対策本部の設置および廃止
（７）その他必要な事項

２．市は、報道機関（放送事業者を含む）に対して情報が迅速かつ確実に提供できる情報提供体制の整備の努めるものとする。

第２　住民への広報

１．広報の方法・手段等

市は、住民への避難指示等の防災情報の伝達のため、防災行政無線、携帯端末の緊急速報メール機能、ソーシャルメディア、ワンセグ放送、Ｌアラート（災害情報共有システム）、広報車、ＣＡＴＶ等の活用による情報伝達手段の多重化・多様化に努める。

広報情報班は、区長および自主防災組織と協力し、住民に対して適切な手段で迅速な情報提供に努める。

２．広報の内容

（１）地震や津波発生直後
　①　地震・津波災害の予測
　②　パニック防止の呼びかけ
　③　避難指示
　④　避難行動要支援者への支援の呼びかけ
　⑤　その他必要な事項

（２）静穏化した段階
　①　地震や津波災害の現況
　②　被害情報および応急対策実施情報
　③　安否情報
　④　生活関連情報
　　ア　電気・ガス・上下水道・電話の復旧状況
　　イ　食料、生活必需品の供給状況

⑤　通信施設の復旧状況
⑥　道路交通状況
⑦　交通機関の運行状況
⑧　医療機関の活動状況
⑨　その他必要な事項

（３）避難者への情報

市は効果的な手段による避難者への情報伝達と避難者の情報ニーズの把握に努め、情報を伝達する。その際、避難者のおかれている生活環境、居住環境等が多様であることに鑑み、情報を提供する際に活用する媒体に配慮する。特に、避難所にいる避難者は情報を得る手段が限られていることから、被災者生活支援に関する情報については紙媒体でも情報提供を行うなど、適切に情報提供がなされるよう努める。

（４）安否情報の提供

市または県は、被災者の安否について住民等から照会があったときは、被災者等の権利利益を不当に侵害することのないよう配慮しつつ、消防、救助等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置に支障を及ぼさない範囲で、可能な限り安否情報を回答するよう努める。この場合において、市または県は、安否情報の適切な提供のために必要と認めるときは、消防機関、都道府県警察等と協力して、被災者に関する情報の収集に努める。なお、被災者の中に、配偶者からの暴力等を受け加害者から追跡されて危害を受けるおそれがある者や児童虐待等の被害者等が含まれる場合は、その加害者等に居所が知られることのないよう当該被災者の個人情報の管理を徹底するよう努める。

３．要配慮者に配慮した広報

（１）障がい者への情報提供

広報にあたっては、ラジオ放送の充実、手話通訳、字幕入り放送、文字放送の活用など、障がい者に配慮した広報に努める。また、視覚・聴覚障がい者に対しては、要配慮者支援班と協力し、点字やファクシミリ等の多様な手段を活用して行う。

（２）外国人への情報提供

外国語放送の必要が生じたとき、市は情報の多言語化を図り、対応に努める。

第３　災害情報インターネット通信システムの活用

震災が発生した際には県外への情報発信が重要であることから、県および市は、災害情報インターネット通信システム、ホームページ等を活用し、被災地の安否情報、生活情報など住民のニーズに合った災害情報を住民のみならず、国内外に提供する。

第９節　避難計画

震災時において、被害を受け、または被害を受けるおそれのある住民を状況に応じ速やかに避難させ、生命、身体の安全の確保に努める。

第１　避難情報

１．避難を必要とする場合

（１）地震等により、被害の拡大や二次被害の発生のおそれがある場合

（２）延焼火災の拡大により広範囲な区域が危険にさらされる恐れがある場合

（３）津波の襲来が予想され、または襲来した場合

（４）崖崩れ、地すべり等大規模な地盤災害が予想され、または発生した場合

２．避難情報の種類

内容等／種類	発令時の状況	住民に求める行動
高齢者等避難	・避難行動要支援者等、特に避難行動に時間を要する者が避難行動を開始しなければならない段階であり、人的被害の発生する可能性が高まった状況	・避難行動要支援者等、特に避難行動に時間を要する者は、計画された避難場所への避難行動を開始（避難支援者は支援行動を開始） ・上記以外の者は、家族等との連絡、非常用持出品の用意等、避難準備を開始
避難指示	・通常の避難行動ができる者が避難行動を開始しなければならない段階であり、人的被害の発生する可能性が明らかに高まった状況 ・前兆現象の発生や、現在の切迫した状況から、人的被害の発生する危険性が非常に高いと判断された状況 ・地域の特性等から人的被害の発生する危険性が非常に高いと判断された状況	・通常の避難行動ができる者は、計画された避難場所等への避難行動を開始 ・災害が発生するおそれが極めて高い状況等となっており、緊急に避難する ・指定緊急避難場所への移動を行うことがかえって危険を伴う場合等やむを得ないと住民等自身が判断する場合は、近隣の緊急的な待避場所への移動または屋内での待避等を行う
緊急安全確保	・人的被害の発生または切迫した状況	・既に災害が発生している状況であり、命を守るための最善の行動をとる

３．避難の指示

事項／区分	実施責任者	措　　置	実 施 の 基 準
避難の指示	知事または その命を受けた職員 ［水防法第 29 条、 地すべり等防止法第25条］	立退きの指示	洪水・地滑りにより著しい危険が切迫していると認められるとき。
	水防管理者 ［水防法第 29 条］	立退きの指示	洪水により著しい危険が切迫していると認められるとき。
	市　　長 ［災害対策基本法第60条］	立退きの指示および 立退き先の指示	災害が発生し、または発生するおそれがある場合において、特に必要があると認めるとき。
	警察官 ［災害対策基本法第61条、 警察官職執行法第４条］	立退きの指示および 立退き先の指示	市長が避難のための立退きを指示することができないと認めるとき、または市長から要求があったとき。
		警告 避難の措置	危険な事態が切迫したと認められるときは、必要な警告を発し、および特に急を要する場合においては危害を受けるおそれのある者に対し、必要な限度で避難の措置をとる。
	海上保安官 ［災害対策基本法第 61 条］	立退きの指示および 立退き先の指示	市長が避難のための立退きを指示することができないと認めるとき、または市長から要求があったとき。
	災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官 ［自衛隊法第 94 条］	避難について必要な措置	災害により危険な事態が生じた場合において、警察官がその場にいない場合に限り、災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は避難について必要な措置をとる。

第２　避難措置の周知

１．県への通知

市長（本部長）は、避難の指示を行った場合、県危機管理課に必要な事項を通知する。

２．住民への伝達・周知

市長（本部長）は、自ら避難の指示を行った場合、あるいは他機関からその旨の通知を受けた場合は、関係機関と協力して防災行政無線、ＣＡＴＶ、広報車等による広報やその他実情に即した方法で、その周知徹底を図る。

なお、避難の必要がなくなったときも同様とする。

３．明示事項

実施責任者は、次の事項を明示する。

明示事項
① 要避難対象地域
② 避難先
③ 避難経路
④ 避難の指示の理由
⑤ 避難時の注意事項等

第３　避難所の開設

市長は、避難が行われるときは直ちに避難所を開設するとともに設置場所等を速やかに被災者に周知する。

市長は、避難所を開設したときは、直ちに避難所の開設状況を県知事に情報提供するとともに小浜警察署および若狭消防本部等に通知する。この場合の報告事項は概ね次のとおりとし、とり急ぎ電話等で報告する。

なお、市長は、災害が発生していない場合であっても、住民の自主避難に応じ、速やかに避難所を開設するよう努める。

①　避難所開設の日時および場所

②　箇所数および収容人員

③　開設期間の見込み

④　開設した指定避難所に付与された全国共通避難所・避難場所ＩＤ

１．避難所設置の方法

避難所の設置は、あらかじめ指定した指定避難所の利用を原則とするが、これら適当な建物を得難いときには、指定避難所以外の施設についても、安全性を確認の上、管理者の同意を得て臨時避難所として開設するほか、野外に仮設物等を設置し、または天幕の設営により臨時避難所を開設する。

市は、避難所の生活環境を確保するため、必要に応じ、仮設トイレ等を早期に設置するとともに、簡易トイレ、トイレカー、トイレトレーラー等のより快適なトイレの設置に配慮するよう努めるものとする。また、多様な利用者（車椅子利用者、オストメイト、乳幼児連れ等）に対応可能な多目的トイレを最低１カ所は設置するよう努めるものとするとともに、被災地の衛生状態の保持のため、清掃、し尿処理、生活ごみの収集処理、健康のための入浴施設の設置等についても必要な措置を講ずるものとする。

また、栄養バランスのとれた適温の食事を提供できるよう、炊き出しに利用できる学校給食施設等の場所、調理器具や食料を確保することに努めるとともに、健康のための入浴施設の設置状況等の把握に努め、必要な対策を講ずるものとする。また、医師、保健師、看護師、管理栄養士等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、避難者の健康状態の把握に努め、洗濯等の生活に必要となる水の確保、福祉的な支援の実施など、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

資材の確保が困難な場合は、必要に応じ、小学校区等ごとに地区内の各避難所を包摂する拠点施設を設け、情報の収集･伝達体制を整備する。

２．要配慮者用の避難所（福祉避難所）の設置・確保

市は、要配慮者のため福祉避難所を設置するとともに、必要に応じて旅館・ホテル等を避難所として借り上げるなど、多様な避難所の確保に努めるものとする。

要配慮者の避難所の確保にあたっては、次の点に留意し保護の場所を確保する。

（１）避難者の健康状態に対応できる避難所機能の確保

（２）医療機関との連携体制の確保

（３）防災関係機関との連携体制の確保

（４）家庭との連絡体制

第４　避難の誘導

市職員は、警察官または消防職団員等避難措置の実施者や、区単位の自主防災組織等の避難誘導員と協力して、被災者が迅速かつ安全に避難できるよう避難先への誘導に努める。

避難にあたっては、できるだけ区ごとの集団避難を行い、高齢者、幼児、障がい者、病人等の避難行動要支援者を優先して誘導する。

なお、津波の襲来が予想され、または襲来した場合、市は、消防職団員、警察官、市職員など避難誘導や防災対応にあたる者の安全が確保されることを前提とした上で、予想される津波到達時間も考慮しつつ、避難行動要支援者の避難支援等の緊急対策を行う。

第５　避難所の運営

１．管理責任者

避難所には、避難所管理者等の職員を配置し、配置された職員は、避難所運営のための自治組織を構築し、業務ごとに自治組織のリーダーをサポートする者を選任しておく。

避難所管理者は原則として避難所班の人員があたるものとし、本部との緊密な連絡体制のもと、避難者の収容に努めるとともに、避難者の不安解消および二次的災害を防止するため避難所の安全な管理に万全を期するものとする。また、施設の管理者は、避難所の運営管理に協力しなければならない。

２．避難所の運営

避難所生活では避難所での情報伝達、物資配給、生活環境整備など対応すべき事項が多岐にわたることから、市は避難所の運営を自治組織と連携して行うこととし、対外業務および施設管理のほかは、原則として自治組織をサポートする立場で活動する。

なお、避難所の運営にあたっては、保健衛生面はもとより、プライバシー保護等、幅広い観点から被災者の心身の健康維持および人権にきめ細かく配慮した対策を講じ、生活環境が常に良好なものであるよう努める。

市は、各避難所の適切な運営管理を行うものとし、この際、避難所における正確な情報の伝達、食料、飲料水等の配布、清掃等については、避難者、住民、自主防災組織、避難所運営について専門性を有したＮＰＯ・ボランティア等の外部支援者の協力が得られるように努めるとともに、必要に応じて、他の地方公共団体対して協力を求めるものとする。

市は、防災ネットを活用し、避難者受付および避難人数把握、ニーズ集約など、効　率的な避難所運営に努める。

また、市は、避難所の運営に関し役割分担を明確化し、被災者に過度の負担がかからないよう配慮しつつ、被災者が相互に助け合う自治的な組織が主体的に関与する運営に早期に移行できるよう、その立ち上げを支援するものとする。さらに、保健衛生面はもとより、プライバシーの保護等幅広い観点から被災者の心身の健康維持および人権にきめ細かく配慮した対策を講じ、生活環境が常に良好なものであるよう努める。併せて、栄養バランスのとれた適温の食事や、入浴、洗濯等の生活に必要となる水の確保、福祉的な支援の実施などにも努めるものとする。この際、避難生活支援に関する知見やノウハウを有する地域

の人材に対して協力を求めるなど、地域全体で避難者を支えることができるよう留意すること。

市および県は、避難所の運営における女性や子育て家庭の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方および性的少数者の視点等への配慮や、こども・若者の居場所の確保に努めるものとする。特に女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品・女性専用下着の女性による配布、男女ペアによる巡回警備や防犯ブザーの配布等による避難所における安全性の確保、キッズスペースや学習スペースの設置など、女性や子育て家庭、こども・若者のニーズに配慮した避難所の運営に努めるものとする。

市は、指定避難所等における女性や子供等に対する性犯罪・性暴力の発生を防止するため、女性用と男性用のトイレを離れた場所に設置する、トイレ・更衣室・入浴施設等は昼夜問わず安心して使用できる場所に設置する、照明を増設する、性犯罪・性暴力についての注意喚起のためのポスターを掲載するなど、女性や子供等の安全に配慮するよう努めるものとする。

また、警察、病院、女性支援団体との連携の下、被害者への相談窓口情報の提供を行うよう努めるものとする。

市は、指定避難所における感染症対策のため、避難者の健康管理や避難所の衛生管理、十分な避難スペースの確保、適切な避難レイアウト等の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

市は、被災地において感染症の発生、拡大がみられる場合は、防災担当部局と保健福祉部局が連携して、感染症対策として必要な措置を講ずるよう努めるものとする。また、自宅療養者等が指定避難所に避難する可能性を考慮し、保健担当部局に対し、避難所の運営に必要な情報を共有するものとする。

市は、避難所の高齢者、障がい者、子供、妊産婦など災害時要配慮者の生活機能低下防止等のため、必要に応じて、災害派遣福祉チーム（ＤＷＡＴ）について県に対する派遣要請を検討する。

市は、特定の指定避難所に避難者が集中し、収容人数を超えることを防ぐため、ホームページやアプリケーション等の多様な手段を活用して避難所の混雑状況を周知する等、避難の円滑化に努めるものとする。

市は、避難所に避難したホームレスについて、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れることとする。

市は、指定緊急避難場所や避難所に家庭動物と同行避難した被災者について、適切に受け入れるとともに、避難所等における家庭動物の受入状況を含む避難状況等の把握に努めるものとする。

市は、必要に応じ、被災者支援等の観点から指定避難所における家庭動物のための避難スペースの確保等に努めるとともに、獣医師会や動物取扱業者等から必要な支援が受けられるよう、連携に努めるものとする。

避難所に係る記録・報告書の作成その他については災害救助法の定めるところによる。

３．要配慮者の支援

避難所に要配慮者がいることを認めた場合は、民生委員、児童委員、自主防災組織、ボランティアなどの協力を得て、速やかに適切な措置を講ずるよう努める。必要に応じて、関係機関と協力し、病院、福祉施設等への入所をはじめ、保健師、ホームヘルパーなどによる支援を行うよう努める。

４．健康相談等の実施

生活不活発病やエコノミークラス症候群など、環境の変化等から生じる避難住民の健康不安または体調の変化を早期発見するため、関係機関と協力して、医療関係者による巡回健康相談を実施するとともに、災害による心的外傷後ストレス障害（ＰＴＳＤ）等に対応するため、心の健康に関する相談窓口を設置するよう努める。

５．平常体制への復帰体制

避難者の減少に伴い、避難所の規模の縮小･統合･廃止の措置をとる場合は、円滑な移行に努める。

また、避難所設置施設の平常業務再開に向けて、当該施設の管理者、避難所管理者、避難所自治組織で協議を行う。

第６　学校、社会福祉施設等の避難対策

学校、病院、社会福祉施設等の管理者は、関係機関と協議の上、あらかじめ避難計画を作成し、関係職員等に周知徹底させるとともに、訓練等を実施し避難に万全を期する。

（１）情報収集活動

学校、病院、社会福祉施設等の職員は速やかに被害状況等の情報収集に努める。

（２）避難誘導活動

避難誘導活動は、自力困難な者を優先して行う。また、避難は、先頭と最後尾に誘導員および情報員を配置して行う。

（３）要配慮者の避難所の確保

要配慮者の避難所の確保に当っては、次の点に留意し保護の場所（二時避難所の設置も含む。）を確保する。

・避難者の健康状態等に対応できる避難所機能の確保
・医療機関との連絡体制の確保
・防災関係機関との連絡体制の確保
・家庭との連絡体制の確保

第７　広域避難の調整

１．地方公共団体間の応援協定に基づく広域避難

地方公共団体間の応援協定に基づいて広域避難する場合の協議はその定めるところにより行う。

２．災害対策基本法に基づく広域避難

事前に締結された地方公共団体相互の協定等が機能しない場合には、災害対策基本法に基づく広域避難を行う。

市は、災害の予測規模、被災者の避難、収容状況、避難の長期化に鑑み、区域外への広域的な避難および応急仮設住宅への収容が必要であると判断した場合においては、受入れについて、当該市町と直接協議し、他の都道府県の市町村の受入れについては、県に対し当該他の都道府県との協議を求めることができるほか、事態に照らし緊急を要すると認めるときは、都道府県知事に報告したうえで、自ら他の都道府県内の市町村に協議するものとする。

また、広域一時滞在の受入先の市町との間で、被災住民に関する情報の共有を確実に行

うものとする。受入先の市町は、受け入れた被災住民に対し、必要な支援情報を提供するものとする。

市は、指定避難所および指定緊急避難場所を指定する際に併せて広域避難の用にも供することについても定めるなど、他の市町村からの避難者を受け入れることができる施設等をあらかじめ決定しておくよう努めるものとする。

国、県および市、運送事業者等は、あらかじめ策定した具体的なオペレーションを定めた計画に基づき、関係者間で適切な役割を行った上で、広域避難を実施するよう努めるものとする。

3．情報の提供

政府本部、指定行政機関、公共機関、県および市、事業者は、避難者のニーズを十分把握するとともに、相互に連絡を取り合い、放送事業者を含めた関係者間で連携を行うことで、避難者等に役立つ的確な情報を提供できるように努めるものとする。

第８　被災地における動物の保護等

動物の飼い主（所有者または占有者をいう。以下同じ。）は、災害時においても動物を適正に飼養･保管するよう努めなければならない。ただし、飼い主のわからない負傷動物または逸走状態の動物については、迅速かつ広域的な対応が求められることから、市は、県獣医師会等関係団体をはじめ、ボランティア等と協力し、これら動物の保護･収容等を行う。また、飼い主等からの飼養動物の一時預かり要望への対応、動物伝染病予防等衛生管理を含めた災害時における動物の管理等について、獣医師会等と連携し、必要な対応を講ずるものとする。

また、被災者が避難所に動物を同行避難した場合は、被災者が同行避難した動物とともに暮らせるように、避難した動物の適正な飼養･保管および動物由来感染症の予防等の指導を行うとともに、被災地域において復旧活動の妨げとならないよう放浪動物の救護を行うなど、動物の愛護および環境衛生の維持に努める。

第９　避難所外避難者の把握および支援

1．避難所外避難者の把握

市は、在宅避難者ややむを得ず車中泊により避難生活を送る避難者等、避難所以外の場所に避難した被災者（以下「避難所外避難者」という。）情報の早期把握に努める。

2．避難所外避難者に対する支援

（1）市は、避難所外避難者に対し、食料等必要な物資の配布、保健師等による巡回健康相談の実施等保健医療サービスの提供、正確な情報の伝達等により、生活環境の確保が図られるよう努める。

特に、車中泊避難者に対しては、避難状況を調査し、避難所への誘導が困難な場合は、長時間の同一姿勢による下肢の運動不足や水分不足等からエコノミークラス症候群等の疾病を引き起こしやすくなるため、予防方法を周知する等の健康への対策を図る。

（2）市は、指定避難所だけでなく、協定・届出避難所として位置付けられた避難所についても、あらかじめ情報を把握するとともに、在宅避難者等が発生する場合や、避難所のみで避難者等を受け入れることが困難となる場合に備えて、あらかじめ、地域の実情に応じ、在宅避難者等が利用しやすい場所に在宅避難者等の支援のための拠点を設置すること等、在宅避難者等の支援方策を検討するよう努めるものとする。

（3）車中泊避難を行うためのスペースが設置された場合は、車中泊避難を行うためのスペ

ースの避難者数、食料等の必要な物資数等を集約し、必要に応じ物資の補充等の支援を行うものとし、被災者支援に係る情報を車中泊避難を行うためのスペースの避難者に対しても提供するものとする。この際、車中泊避難の早期解消に向け、必要な支援の実施等に配慮するよう努めるものとする。在宅避難者等の支援拠点が設置された場合は、利用者数、食料等の必要な物資数等を集約し、必要に応じ物資の補充等の支援を行うものとし、被災者支援に係る情報を支援のための拠点の利用者に対しても提供するものとする。

第１０節　救出計画

地震や津波は広域的災害であり、同時多発的に多くの要救出者が生ずることが予想されるため、関係機関相互の緊密な連携による救護活動体制を確立し、迅速かつ的確に救出活動を実施する。

また、市、県、小浜警察署、小浜海上保安署等は、当該機関にかかる資機材の保有状況を把握するとともに、必要に応じ情報交換を行い、適切な救助・救急用資機材の整備に努める。

第１　陸上における救出対策

１．自主防災組織

自主防災組織は、消防団員や地域住民と協力して、救助機関が到着するまでの間、可能な限りの初期救出活動に努める。

２．市

消防機関職員等による救助隊を編成するとともに、救助に必要な車両、特殊機械器具等の資機材を調達し、警察機関と協力して迅速に救助にあたる。

市自体の能力で救出作業が困難であり、かつ救出作業に必要な車両、特殊機械器具等の調達を必要とするときは、「福井県広域消防相互応援協定」や「福井県･市町災害時相互応援協定」に基づき県、他の市町、他の市町消防に応援を要請する。

なお、普段から以下に掲げる救助体制等の整備に努める。

（１）救助体制の整備

震災時の救助活動計画を定め､各自主防災組織に救出､消火用資機材の備蓄を図り、発災直後の救助体制の整備を図る。

（２）救急救護体制の整備

集団救急救助活動計画を定め、救急医療情報体制の整備および救急救助用資機材の整備を図る｡その際、車両や資機材を小型・軽量化するなど、被災地の道路状況が悪い場合や海路・空路を活用して被災地入りする場合も想定した救助用資機材の整備に留意する。

（３）傷病者搬送体制の整備

救急活動を効率的に行うため、救急車等の増強を図る。

第２　海上における救出対策

１．敦賀海上保安部・小浜海上保安署

（１）船舶の海難、人身事故等が発生したときは、速やかに船艇、航空機によりその捜索救助を行うとともに、必要に応じ特殊救難隊等の派遣要請を行う。

（２）海上火災発生時において消火および救出活動を実施する。

（３）避難の指示の発令時において避難者の誘導および海上輸送を行う。

（４）海上漂流者の救出および収容を行う。

（５）船舶内における人命、負傷者、患者の救出および収容を行う。

第３　空からの救出対策

航空機やヘリコプターを活用した救出を行うために、市はあらかじめ緊急離着場の指定を行うとともに、迅速かつ正確な情報収集伝達を行い、機動的な航空機の活用を図る。

１．県防災ヘリコプター
２．県警察ヘリコプター
３．自衛隊
４．海上保安庁

第４　孤立集落対策

地震災害により交通および通信が途絶し、人命に危険を生じた集落に対し、救助を図る。

１．対象集落
（１）無医で、地震による土砂災害、雪崩等により交通が困難な集落
（２）地震災害による断線のため通信が途絶し、長期間回復の見込みがなく、かつ交通が困難な集落
（３）山の尾根や谷川等を利用した徒歩通行は可能であるが、急患者を病院まで搬送することが困難、または相当の時間を費やさなければならない集落

２．応急対策
（１）孤立集落との連絡および災害発生時の救援等は、消防機関、警察署等とあらかじめ協議し、迅速、的確な措置をとりうる体制を整える。
（２）孤立集落において急患者が生じたとき、県へ通報し、救援隊の派遣を要請して直ちに救援にあたる。

第５　行方不明者の捜索

市は、関係機関等の協力を得て、行方不明者の捜索を実施する。

１．行方不明者の存否確認
消防機関、警察署および自主防災組織等の協力を得て、行方不明者の存否を確認する。
なお、調査工作班は関係機関と密接に連絡をとり、行方不明者名簿を作成する。

２．行方不明者の捜索
災害の規模や緊急性等を勘案し、消防機関および警察署、海上保安署、自衛隊、自主防災組織等の協力を得て、行方不明者の捜索を実施する。

３．捜索期間
行方不明者の捜索期間は、災害発生の日から 10 日以内とする。ただし、10 日間を経過してもなお捜索を要する場合には、期間を延長することができる

第６　費用および期間

災害救助法の定める費用は、機械、器具等の借上げ費、修繕費および燃料費とし、期間は災害の発生の日から３日以内とする。ただし、期間内において打ち切ることができないときは、期間を延長することができる。

［救出・救護対策事項］

発災後から３時間まで
・救出救助を要する状況（行方不明者等）の把握 １．危険地域等の緊急パトロールの実施による情報収集 ２．消防・警察・地域等からの情報収集 ・関係機関への応援要請 １．必要人員、資機材の見積り ２．県、近隣市町等への応援要請
３時間後から１日後まで
・救出救助用資材の調達、搬送の支援 救出救助活動は、消防が中心となって行い、消防団、自主防災組織等はその支援を行う。 ・行方不明者の早期特定の支援 １．現場現地情報の収集 ２．住民等からの届け出のあった行方不明者等の照合・特定
１日後から３日後まで
・行方不明者の解消 １．行方不明者の照合・特定

第１１節　要配慮者応急対策計画

地震や津波発生時には、高齢者、障がい者、外国人等の要配慮者は、特に大きな影響を受けやすいことから、要配慮者に配慮した応急対策を実施する。

第１　迅速な避難

避難を行う場合、あらかじめ作成した「個別避難計画」に基づき、地域住民は地域の要配慮者の避難誘導について地域ぐるみで協力支援する。社会福祉施設の管理者等は、施設近隣住民の協力を求め、迅速な避難に努める。

第２　市における対応

市は、要配慮者を支援するため、防災担当部局と福祉担当部局との連携の下、次の措置を講ずる。

１．発災時には、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画について、避難行動要支援者本人等の同意の有無にかかわらず、避難支援等に携わる関係者に対して必要な範囲で躊躇なく速やかに提供するなど、これを効果的に利用し、避難行動要支援者について避難支援や迅速な安否確認等が行われるように努めるものとする。
２．地域社会の協力を得て要配慮者が必要とする支援内容を把握する。
３．ボランティア等生活支援・情報提供のための人材を確保し、必要に応じて派遣する。
４．特別な食料を必要とする場合は、その確保、提供を行う。
５．生活する上で必要な資機材を避難所等に設置、提供を行う。
６．避難所・居宅へ相談員を巡回させ、要配慮者の生活状況の確認、健康・生活相談を行う。
７．老人福祉施設、障がい者施設、医療機関、児童相談所等への二次避難が必要な者について、当該施設への受入れ要請を行う。
８．緊急通報システムの活用を図る。

第３　県における対応

１．介護体制・福祉体制の確立

県は、市の要請や必要に応じ、市町を支援するとともに、関係団体や他府県に対し、応援を要請するほか、災害時におけるホームヘルパー等の介護チームによる在宅や避難所内の要配慮者の介護体制（二次避難所の設置を含む。）を確立する。

また、県は福井県災害福祉支援ネットワーク協議会へ災害派遣福祉チーム（DWAT）の派遣を要請する。

２．社会福祉施設への配慮

社会福祉施設へのライフラインの優先的復旧が図られるよう、ライフライン事業者に要請する。

３．巡回健康相談の実施

県は、市等と協力し、県健康福祉センター、市健康管理センター等を拠点として、在宅ならびに避難所の要配慮者を対象に巡回健康相談を実施する。

４．児童、生徒に係る対策

保護者の死亡や疾病により養育が困難となった児童等については、児童相談所が緊急一次保護を行うとともに、児童等の態様に応じて児童福祉施設へ入所の措置をとる。なお、県内の施設および里親等による対応が困難な場合には、近隣府県の協力を得て入所の措置をとる。

第４　福祉サービスの提供

災害救助法の適用をされた場合、知事の救助事務を委任された小浜市長は、災害により被害を受け、避難生活において配慮を必要とする災害時要配慮者（高齢者、障がい者、こども、妊産婦その他の者）に対し、福祉サービスの提供を行う。

ア 適用期間

災害発生の日から７日以内

イ 福祉サービスの提供内容

（ア）災害時要配慮者に関する情報の把握

（イ）災害時要配慮者からの相談対応

（ウ）災害時要配慮者に対する避難生活上の支援

（エ）災害時要配慮者の避難所への誘導

（オ）福祉避難所の設置

ウ 提供のための費用

上記イ(ア)から(エ)までについては、消耗器材費、器物の使用謝金、借上費もしくは購入費とし、(オ)については、消耗器材費、建物の使用謝金、器物の使用謝金、借上費もしくは購入費、光熱水費、仮設便所等の設置費とし、当該地域における通常の実費とする。

第１２節　医療救護計画

地震や津波災害は複合的、広域的災害であり、医療機関の機能低下、交通の混乱による搬送能力の低下等の事態が予測されるため、関係機関の協力により早期に広域的医療活動を実施し、負傷者の救護を図る。

第１　医療救護活動体制の確立

１．市の措置

（１）負傷者の手当、医師等の確保、救護所の設置ならびに医薬品、医療用具および衛生材料（以下「医薬品等」という。）の手配等必要な措置を講ずる。

（２）市の医療活動のみで対処できない場合は、県等に協力を要請する。

２．県に対する医療活動の要請

（１）負傷者の手当、医師等の確保、救護所の設置、医薬品等の手配・分別等の要請

（２）県立病院等への医療要請

（３）日本赤十字社福井県支部、県医師会、ＤＭＡＴ(災害派遣医療チーム)、その他医療機関への協力要請

第２　初動体制

災害時における救急医療を迅速に行うため市は、小浜医師会、県医師会等の協力の下に救護班を編成し、避難所等からの派遣要請に基づいて、救護所を設置し初動医療活動を開始する。

１．救護班の編成

救護活動には市職員および小浜市赤十字奉仕団がこれにあたるほか、必要に応じ、県、日赤福井県支部等に応援を求める。

救護班編成は、市と小浜医師会との間において協定した災害時の医療救護活動に関する協定書に基づき次のとおり編成し、その指揮は医師があたるものとする。

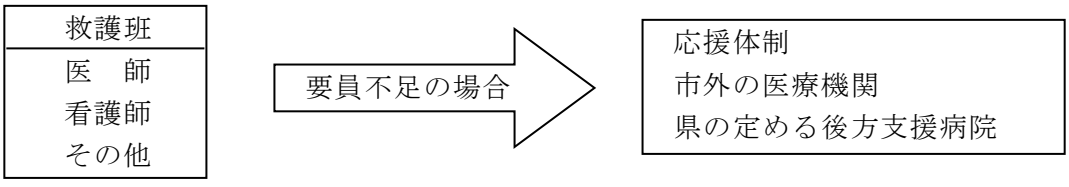

班　長	１人（小浜医師会の指定する医師）
看護師	２人（指定された医師の所属看護師または市の保健師および看護師）
班　員	２人（市職員または赤十字奉仕団）
連絡員	２人（市職員）
移送員	４人（市職員または臨時雇い者）

２．救護所の設置

災害の規模および患者の発生状況により避難所のうち必要な箇所に救護所を設置する。救護所では傷病者の状態を観察して重傷度と緊急度を判定し、主に外科的負傷者のうち軽・中傷者に対する応急手当とし、さらに医療の必要な者は、迅速に最寄りの医療機関

への搬送を要請する。

第３　応急医療の内容

１．医療および助産の対象者とその範囲

（１）医療の対象者

応急的に医療を施す必要がある者で災害のため、医療の途を失った者

（２）助産の対象者

災害発生の日以前、または以後７日以内に分娩した者で助産の途を失った者

（３）医療の範囲

①　診療

②　薬剤または治療材料の支給

③　措置、手続き、その他の治療および施術

④　病院または診療所への収容

⑤　看護

（４）助産の範囲

①　分娩の介助

②　分娩前および分娩後の処置

③　脱脂綿、ガーゼその他衛生材料の支給

２．応急医療は、救護班が救護所において次のように実施する。

（１）傷病者の傷害程度の区分（トリアージ）

（２）後方医療施設への転送の要否および搬送順位の決定

（３）重傷者に対する応急措置

（４）転送困難な患者に対する医療の実施

（５）助産救護

（６）死亡の確認

３．救護所・後方医療施設への搬送

救護所および後方医療施設への患者の搬送は、次のように行う。

（１）被災現場から救護所までの搬送は、自主防災組織、ボランティア、警察官、消防団員等が協力して実施する。

（２）救護所から後方医療機関への一次搬送は、消防本部が関係機関の協力を得て行う。

（３）患者に二次搬送の必要性が生じた場合、原則として消防本部がこれを行う。ただし、ヘリコプターによる二次搬送が必要となった場合、県または自衛隊に二次搬送を要請する。

４．医療の費用および期間

（１）費用の算定は、災害救助法に基づき知事が定める額とする。

①　救護班による場合

使用した薬剤および治療材料の購入費ならびに医療器具の修繕費等の実費

②　病院または診療所による場合

国民健康保険の診療報酬の額以内

③　施術者による場合

協定料金の額以内

（２）医療の期間

医療の期間は、災害の発生の日から 14 日以内とする。ただし、期間内において打ち切ることができないときは期間を延長することができる。

５．助産の費用および期間

（１）費用の算定は、災害救助法に基づき知事が定める額とする。

①　救護班による場合

使用した衛生材料等の購入費

②　助産師による場合

当該地域の慣行料金の８割以内の額

（２）助産の期間

助産の期間は、災害発生の日以前または７日以内に分娩した者に対し、分娩の日から７日以内とする。ただし、期間内において打ち切ることができないときは期間を延長することができる。

第４　医療提供体制の確保

県は、ＤＭＡＴ（災害派遣医療チーム）による活動と並行して、また、ＤＭＡＴ活動の終了以降、ＪＭＡＴ（日本医師会災害医療チーム）、日本赤十字社、独立行政法人国立病院機構、独立行政法人地域医療機能推進機構、国立大学病院、ＪＤＡＴ（日本災害歯科支援チーム）、日本薬剤師会、日本看護協会、日本災害リハビリテーション支援協会（ＪＲＡＴ）、日本栄養士会災害支援チーム（ＪＤＡ－ＤＡＴ）、民間医療機関等からの医療チーム派遣等の協力を得て、避難所、救護所も含め、被災地における医療提供体制の確保・継続を図るものとし、その調整にあたっては災害医療コーディネーターを活用するものとする。その際、医療チーム等の交代により医療情報が断絶することのないよう、被災地における診療情報の引継ぎが適切に実施されるように努める。

県は、大規模災害時に保健医療福祉活動チームの派遣調整、保健医療福祉活動に関する情報の連携、整理および分析等の保健医療福祉活動の総合調整を遅滞なく行うための本部の整備に努めるものとする。

また、平時から保健医療福祉活動チームと合同での訓練や研修、会議の開催等により、災害時の保健医療福祉活動に係る関係者間の連携体制の構築や共通認識の醸成に努めるものとする。

市および県は、災害時を想定した情報の連携、整理および分析等の保健医療福祉活動の総合調整の実施体制（災害時保健医療福祉活動支援システム（Ｄ２４Ｈ）等のシステムの活用体制を含む。）の整備に努めるものとする。

第５　こころのケア体制の確立

心的外傷性ストレス傷害（ＰＴＳＤ）等の精神ケア体制の確立を図るため、必要に応じ精神科救護所を開設し、精神科医、保険師等による巡回相談を実施する。

県は、市から要請があったとき、または、必要と認めたとき、被災者および救護者のこころのケアのため、災害派遣精神医療チーム（ＤＰＡＴ）を編成し、医療救護班と連携して精神科医療および精神保健活動にあたるものとする。また、必要に応じて精神的な悩みや問題を相談できる窓口を設置するものとする。

第６　医薬品等の確保

１．医薬品等

医療および助産を実施するにあたり、必要とする医薬品および衛生材料の調達については、平素から取扱業者、取扱品目、供給能力などの実態を把握し、緊急確保の体制を整備しておくものとする。また、輸血用血液の供給要請を受けた場合、必要に応じて住民に献血を呼びかけるが、輸血用血液や調達できない医薬品が生じた場合、県に対して供給を要請する。

２．その他資機材の確保

保健衛生班は、応急医療に必要な資機材の調達を原則として次のように行う。

（１）飲料水、洗浄のための給水は給水班に要請する。

（２）応急医療に使用する医薬品等は、原則として保健衛生班で調達したもので対応する。

（３）保健衛生班で調達した医薬品等が不足し、医師等で携帯したものを使用した場合、費用は市が実費弁償する。

（４）電気、電話等の通信手段は、総務班を通して関西電力送配電㈱、ＮＴＴ西日本㈱に要請する。

第７　患者等の搬送力の確保

患者、医療従事者および医療資機材等の搬送体制を確保し、支障が生じた場合は、県に支援要請する。

第８　医療施設の応急復旧

公立医療機関、病院を中心に応急復旧が円滑に行われるよう努める。

［医療保健対策事項］

発災後から３時間まで
・市内医療施設の被害状況および診療収容可能医療施設の把握 １．医師会からの情報収集 ２．警察・消防からの情報収集
３時間後から１日後まで
・医療救護需要の把握 １．警察・消防からの情報収集 ２．自治会・自主防災組織・避難施設等からの情報収集 ・救護所の設置 １．救護所設置の検討・決定 ２．救護班の編成派遣 ・医薬品等の調達可能量の把握および手配 ・負傷者等の搬送 １．各救護所からの搬送要請の確認調整 ２．広域・緊急搬送の必要性の確認および関係機関への手配・要請
１日後から３日後まで
・救護所、医療施設における医療活動に関する情報の収集伝達 １．負傷者の診療状況の把握

２．診療機能の把握
・医療救護の実施
１．救護班による救護医療の実施
２．避難所等の巡回診療

第１３節　消防計画

市は、地震発生時における出火防止、初期消火、延焼防止等の消防活動を迅速かつ円滑に実施するため、消防機関の活動体制、消防相互応援体制等の整備充実を図るものとし、県は、市の消防活動が円滑に行われるよう必要な措置を講ずる。なお、具体的消防活動については、若狭消防本部の定める計画による。

第１　出火防止、初期消火

出火防止、初期消火活動は住民や自主防災組織により行われることになるが、市および防災関係機関は地震発生直後、あらゆる手段、方法により住民に対し出火防止、初期消火を呼びかける。この場合は、次の事項を中心に広報活動を行う。

１．火気の遮断

使用中のガス、石油ストーブ、電気ヒーター等の火気を直ちに遮断するとともに、プロパンガスはボンベのバルブを、石油類のタンクは元バルブを閉止し、さらに避難時等必要に応じて電気ブレーカーを遮断する。

２．初期消火活動

火災が発生した場合は、消火器、消火バケツ等で消火活動を行う。

第２　消防職員および消防団員の初動体制

１．非常招集の基準

大規模地震が発生した場合、消防長は次の基準により非常警戒を発令する。

（１）小浜市域に震度４または５弱以上の地震が発生したとき

（２）その他消防長が必要と認めたとき

２．消防対策本部の設置

消防長は、非常警戒発令と同時に消防対策本部を設置する。

３．非常警戒発令により職員等を増強する必要が生じたときは、警防規程により招集する。

なお、小浜市域に震度５強以上の地震が発生したときは招集命令を待つことなく参集する。

４．情報伝達の方法

情報伝達は、基本的に有線電話・ファックス等によって行うが、それらの途絶時にあっては携帯電話や無線通信を使用する。

震度５弱以上の地震が発生したときの要請、伝達経路は次による。

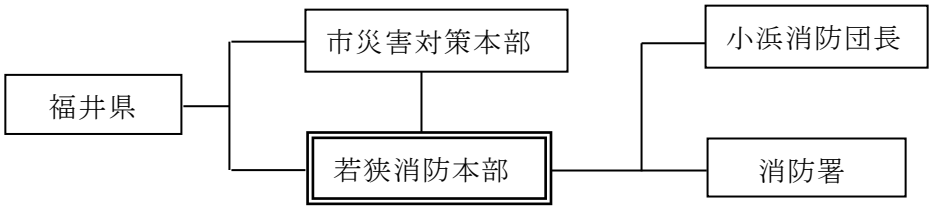

第３　消防活動

１．自主防災組織

自主防災組織は、地域住民と協力して、消防機関が到着するまでの間、可能な限りの初期消火活動に努めるとともに、消防団等消防機関が到着した場合には、現地火災情報等の伝達を行う。

２．消防組織

（１）あらかじめ定められた大地震発生直後の初動体制をとり、初期の消防活動を実施する。

（２）消防活動を円滑に実施する上で重要な消火栓、防火水槽等の消防施設の破損および道路の通行状況等を迅速に把握できるよう、情報収集計画をあらかじめ定める。

（３）大地震時における同時多発の火災に対処し、効率的な消防隊の運用を図るため、次の活動指針に基づき、消防活動を実施する。

①　避難所、避難路確保優先の原則

延焼火災が多発し拡大した場合は、人命の安全を優先とした避難所、避難路確保の活動を行う。

②　重要地域優先の原則

同時に複数の延焼火災を覚知した場合は、防火地域および準防火地域等を優先に消火活動を行う。

③　市街地火災消防活動優先の原則

大規模工場、大量危険物貯蔵施設等から出火し、多数の消防隊を必要とする場合は、市街地に面する部分および市街地の延焼火災の消防活動を優先とし、それらを鎮圧した後に部隊を集中して消防活動にあたる。

④　防災上重要な施設防御の優先

同時に複数の延焼火災が発生した場合は、医療救護施設等の重要施設を優先に防御を行う。

（４）道路、地形、水利等の状況を考慮して、延焼阻止線を設定し、火災の拡大を防ぐ。

３．消防団

（１）出火防止の広報と消火活動

火の始末、火気使用制限等出火防止の広報を行い、火災を発見したときは、付近住民の協力を求め、消火活動を実施する。

（２）人命救助

要救助者を発見したときは、付近住民の協力を求めて救出活動を行う。

（３）消防署部隊との連携

災害現場活動は、消防署部隊と相互に協力して防御活動を行い、消防署部隊が 転戦する場合は、その活動を引き継ぐものとする。

（４）避難誘導

避難指示等の指示があった場合は、速やかに避難方向、避難場所等を付近住民に周知徹底するとともに、安全な避難誘導を実施する。

第４　応援要請

１．県内市町間の広域応援体制

市は、単独では対処不可能な地震火災が発生した場合は、「福井県広域消防相互応援協定」

に基づき他の市町に応援要請を行う。

２．県外市町村等に対する応援要請

（１）独自に「消防相互応援協定」等を締結している県外の市町村に協定に基づき応援を要請したときは､県に報告するものとする。

（２）応援消防機関の円滑な受入を図るため、若狭消防署は連絡系統を設け、次の事項に留意し、受入れ体制を整えておく。

①　応援消防機関の誘導方法

②　応援消防機関の部隊数、機材数、指揮者等の確認

３．緊急消防援助隊の出動要請

（１）市長は、他都道府県の消防機関の応援を要請したいときは、消防組織法第４４の規定に基づき次の事項を明らかにして知事を通じて、消防庁長官に緊急消防隊の出動等を要請する｡なお、緊急消防救助隊の受入れのため若狭消防署は連絡系統を設け、２の（２）に掲げる事項に留意し、受入れ体制を整えておく。

①　火災の状況および応援要請の理由、応援の必要期間

②　応援要請を行う消防機関の種別と人員

③　市への進入経路および集結（待機）場所

④　その他必要事項

第５　惨事ストレス対策

救助・救急または消火活動を実施する各機関は、職員等の惨事ストレス対策の実施に努める。

消防機関は、必要に応じて、消防庁等に精神科医等の専門家派遣の要請を行う。

第１４節　警備・保安計画

地震や津波等の発生時には、さまざまな社会的混乱および道路交通渋滞等が発生するおそれがあるため、警察署、海上保安署等の関係機関との緊密な連携のもとに、地域住民の安全確保、社会的混乱に乗じて発生する各種犯罪の予防、交通秩序の維持等を目的とした警備・保安体制を確立し、被害状況を的確に把握することにより、住民の生命、身体、財産の保護に努める。

第１　小浜警察署（福井県警察）

災害発生時においては、多数の死傷者や、火災、電話の不通、停電など一時的に社会生活がマヒ状態となり、またこれに伴う被災者の不安、動揺の高まり、生活必需物資の欠乏、買い占め、売り惜しみなどの混乱に乗じた各種犯罪の発生が予想される。

これらの災害発生に伴う非常事態に対処するため、市域を管轄する小浜警察署（以下「警察署」という）は、「福井県警察大規模災害警備計画」に基づき、住民の生命、身体、財産の保護を図るため関係機関と連携して的確な災害警備活動を行うものとする。

１．警察における警備活動

警察署は、大規模な災害が発生し、または発生するおそれがある場合において、次の警備活動を行うものとする。

（１）警備体制等

①　市等の関係機関に対する通報

警察署は、被害をおよぼす可能性のある災害等の状況を把握し、または予想した場合は、県警察本部に通報するとともに、市等関係機関に速やかに通報する。

②　警備要員の確保

警察署は災害が発生し、必要があると認めた場合は、警備要員の非常招集を行う。

③　指揮体制の確立

災害が発生した場合は、警察署に署長を本部長とする署警備本部を設置して警備体制を確立する。この場合において、署警備本部長は、災害の規模等により必要があると認めたときは、県警察本部に要員の派遣を要請して指揮体制の強化を図るものとする。

④　要請があった場合の措置

市長から応急措置の実施に必要な準備を要請された場合、警察署はこれに応じる。

⑤　住民の避難誘導

市長が地域住民に対する避難のための立ち退きを指示することができないと認めるとき、または市長から要請があったときは、警察官は必要と認める地域住民に対し、避難のための立ち退きを指示するものとする。

（２）大規模地震発生時の警備活動

①　情報の収集および伝達
②　被害の実態把握
③　被災者の救出救助
④　住民の避難誘導
⑤　行方不明者相談への対応および捜索
⑥　遺体の検視または調査および身元確認
⑦　警戒区域等への立入制限
⑧　避難路および緊急交通路確保のための交通規制

⑨　被災地域における犯罪の未然防止および検挙
⑩　現場広報
⑪　その他必要な警察活動

２．道路交通対策

大規模地震が発生した場合は、速やかに道路の被害状況および交通状況の把握に努め、緊急車両の通行路確保、危険箇所およびう回路の標示、交通情報の提供、車両の使用制御、その他運転者のとるべき措置についての広報等危険防止、混雑緩和および被害の拡大防止のため、次に掲げる措置を行うものとする。

（１）交通規制の基本方針

①　被災地域での一般車両の走行および被災地域への流入は原則禁止とし、被災地以外への流出は交通の混乱が生じない限り原則として制限しない。
②　避難路および緊急交通路は、機能確保を図るため原則として一般車両の通行を禁止または制限する。その他、防災上重要な道路についても必要な交通規制を行う。
③　高速道路は、緊急交通路としての活用を図るため、広域的に通行禁止とし、一般車両の流入を禁止または制限する。
④　一般道についても、道路中央部を住民の避難路および緊急自動車等の通行路として確保するとともに、速やかに管内の道路被害状況等を調査する。

（２）交通規制の実施

道路管理者および関係機関と緊密に連絡し、状況に適した規制を実施するとともに、必要に応じ交通指導員等に交通誘導の協力依頼を行う。

（３）交通規制を実施した場合の広報

交通規制を実施した場合は、避難者、運転者、地域住民等に対して、適時、適切な広報を実施し、その周知徹底を図るものとする。

３．関係機関との連携、協力

災害に対処するため、関係機関との連携を密にし情報交換を行うとともに、それぞれの活動状況をお互いに把握し、担当区分の分担、調整を行い、相互に協力し、災害応急活動等を迅速かつ効果的に行う。

第２　敦賀海上保安部・小浜海上保安署

１．通信の確保、情報収集および警報等の伝達に関する措置

（１）通信の確保

①　巡視船艇を含めた応急通信系による連絡体制を確保する。
②　市対策本部へ必要に応じ、無線機等を携帯させた連絡調整員を派遣し、連絡体制を確保する。

（２）情報の収集

災害の発生が予想されるときまたは発生したときは、関係機関等と密接な連絡をとり情報収集に努めるとともに、巡視船艇および航空機を活用し、積極的な情報収集活動を実施する。

（３）警報等の伝達

①　津波、高潮、波浪等に関する警報および災害に関する情報の通知を受けたときは、航行警報および安全通報等により、船舶等に周知するとともに、必要に応じ関係事業者に周知する。

② 航路障害物の発生、航路標識の異常等船舶交通の安全に重大な影響をおよぼす事態の発生を知ったときまたは船舶交通の制限もしくは禁止に関する措置を講じたときは、速やかに航行警報または安全通報を行うとともに、必要に応じ水路通報を行い、船舶等に対し周知する。

③ 大量の油の流出等により、船舶、水産資源、公衆衛生等に重大な影響をおよぼすおそれのある事態の発生を知ったときは、航行警報、安全通報および巡視船艇による巡回等により、船舶等に対し周知する。

④ 調査により収集した情報について、必要と認める場合は、市災害対策本部および関係機関へ通報する。

2．海難救助等

（1）船舶の海難、人身事故が発生したときは、速やかに巡視船艇および航空機等によりその捜索救助を行う。

（2）船舶火災または海上火災が発生したときは、速やかに巡視船艇によりその消火を行うとともに、必要に応じて消防機関に協力を要請する。

（3）危険物が排出されたときは、その周辺海域の警戒を厳重にし、必要に応じて火災の発生防止、航泊禁止措置または避難指示を行う。

（4）海上における行方不明者の捜索および遺体の収容ならびに検視を行う。

（5）救助活動に関し、その規模が大きいときまたは事態が急迫し必要と認めるときは、第八管区海上保安本部から自衛隊に部隊等の派遣を要請する。

3．流出油等の防除

（1）大量の油が流出したときは、防除措置を講ずべき者が行う防除措置を効果的なものとするため、巡視船艇および航空機等により流出油等の状況、防除作業の実施状況等を総合的に把握し、作業の分担、作業方法等防除作業の実施に必要な事項について指導を行う。

（2）防除措置を講ずべき者が、流出油等の拡散防止、除去等の措置を講じていないと認められるときは、これらの者に対し、防除措置を講ずべきことを命ずる。

（3）緊急に防除措置を講ずる必要がある場合において、必要があると認められるときは、第八管区海上保安本部を介し、海上災害防止センターに防除措置を講ずることを指示し、または巡視船艇等により応急措置を講ずるとともに、関係機関等に必要な資機材の確保および防除措置の実施について協力を要請する。

関係機関および関係事業所等が実施すべき流出油等の防除措置

○防除対策推進のための組織体制の整備

○オイルフェンス、吸着材、処理剤等の油防除資材の調達

○住民等の危険防止に関する火気使用の制限、避難指示および陸上交通規制等の措置

4．海上交通安全の確保

（1）船舶交通の混雑が予想される海域においては、必要に応じて船舶交通の整理、指導を行う。この場合、緊急輸送を行う船舶が円滑に航行できるよう努める。

（2）海難の発生その他の事情により、船舶交通の危険が生じ、または生じるおそれがあるときは、必要に応じて船舶交通を制限し、または禁止する。

（3）海難船舶または漂流物、沈没物その他の物件により船舶交通の危険が生じ、または生じるおそれのあるときは、速やかに必要な応急措置を講ずるとともに、船舶所有者に対

し、これらの除去その他船舶交通の危険を防止するための措置を講ずべきことを命じ、または勧告する。

（４）船舶交通の混乱を避けるため、災害の概要、港湾・岸壁の状況、関係機関との連絡手段等、船舶の安全な運航に必要と思われる情報について、無線等を通じ船舶への情報提供を行う。

（５）河川からの流出物等により、水路の水深に異状を生じたと認められるときは、当該管理者へ通報し、必要に応じて検測および応急標識の設置等を要請することにより水路の安全を確保する。

（６）航路標識が損壊し、または流出したときは、敦賀海上保安部に通報し、速やかに復旧に努めるほか、必要に応じて応急標識の設置に努める。

５．危険物の保安処置

（１）危険物積載船舶については、必要に応じて移動を命じ、または航行の制限もしくは禁止を行う。

（２）危険物荷役中の船舶については、荷役の中止等事故防止のために必要な指導を行う。

（３）危険物施設については、危険物流出等の事故を防止するために必要な指導を行う。

６．警戒区域の設定

人命または身体に対する危険を防止するため、特に必要が認められるときは、災害対策基本法に定めるところにより、警戒区域を設定し、巡視船艇等により船舶等に対し、区域外への退去および入域の制限または禁止の指示を行うとともに、市災害対策本部に対し警戒区域設定に係る通知を行う。

７．治安の維持

（１）治安機関等からの情報収集に努めるとともに、巡視船艇等を災害発生地域の周辺海域に配備し、犯罪の予防・取締りを行う。

（２）巡視船艇等により、警戒区域または重要施設の周辺海域の警戒を行う。

８．関係機関等への支援活動

小浜海上保安署は次に掲げる支援活動を行う。

（１）緊急輸送

負傷者、避難者、救急・救助要員、医師等の人員および必要な機材ならびに飲料水、食料、その他緊急に必要とする物資等の緊急輸送について要請があったとき、または必要性を認めたときは、巡視船艇および航空機により緊急輸送を行う。

（２）物資の無償貸付けまたは譲与

物資の無償貸付けもしくは譲与について要請があったときまたはその必要があると認めるときは、「第八管区海上保安本部に属する物品の無償貸付および譲与に関する事務取扱細則」に基づき被災者に対し海上災害救助用物品を無償で貸付けまたは譲与する。

無償で貸付けまたは譲与する場合

○無償貸付

災害による被害者その他の者で応急救助を要するものの用に供するため寝具その他の生活必需品を貸し付け、または災害の応急復旧を行う者に対し、当該復旧のため必要な機械器具を貸し付けるとき

○譲与

生活必需品、医薬品、衛生材料その他必要な品を災害による被害者その他の者

で応急救助を要するものに対し譲与するとき

（３）関係機関等の災害応急対策の実施に対する支援

海上における災害応急対策の実施に支障をきたさない範囲上において、関係機関等からの要請に基づき、陸上における救急・救助活動等について支援するほか、巡視船による医療活動場所の提供ならびに災害応急対策従事者に対する宿泊所の提供等を行う。

９．関係機関との協力、連携体制

地震や津波等によって発生した海上災害に対処するため、小浜海上保安署、市災害対策本部、小浜警察署、消防機関、自衛隊等は連携を密にし、それぞれの活動状況を互いに把握するとともに、相互に協力し災害応急活動等を効果的に行うものとする。

（１）市災害対策本部

①　被災状況、避難の必要性、避難者の動向など情報交換を行うものとする。

②　港湾管理者および漁港管理者は関係機関と協力し、港湾区域内および漁港区域内で流出油の防除および航路障害物の除去等にあたる。

③　小浜海上保安署の活動が、迅速・的確に展開できるように非常時において協力するとともに、緊急輸送など支援を必要とするときは速やかに要請するものとする。

④　海上における災害応急活動に自衛隊の有する機動力等が必要なときは、関係自衛隊の支援を県に要請するものとする。

（２）小浜警察署

①　関係機関と連携し、負傷者、被災者等の避難誘導、救助にあたる。

②　油および有害液体物質等が流出したときは、事故防止のため、沿岸における現場への立入禁止、制限および付近の警戒にあたる。

③　関係機関と協力し、沿岸住民に対する避難指示および避難誘導にあたる。

（３）消防機関

①　関係機関と協力し、負傷者、被災者等の避難誘導、救助にあたる。

②　初期消火、延焼の防止にあたっては、相互の情報を交換し担当区域の調整を図り、迅速な活動を行うものとする。

③　負傷者の収容先医療機関の選定､後方医療施設への搬送､負傷者の救急措置を行う。

④　流出油および流出有害液体物質等の警戒および拡散状況の調査ならびに事故防止の支援措置を行い、沿岸における現場への立入禁止、制限および警戒にあたる。

⑤　関係機関と連携し、沿岸住民および危険物貯蔵所等に対し、火気管理等の指導を行う。

（４）自衛隊

①　第八管区海上保安本部等からの要請に基づき、または必要に応じ、救助・救援活動を行うための部隊を派遣し、積極的に支援する。

②　被災者の捜索・救助活動にあたっては、相互に情報を交換するとともに、担当区域の分担の調整を行い、迅速な活動を実施する。

（５）日本赤十字社福井県支部

関係機関と連絡をとり、負傷者の救護にあたる。

第１５節　飲料水供給計画

災害により給水施設の損壊、飲料水の汚染等、現に飲料水に適する水を得ることができない者に対し、最小限度必要な飲料水を供給し被災者を保護するとともに、施設等の応急復旧を行う。

第１　給水体制

飲料水供給の直接の実施者は市とする。ただし、市において実施できないときは、県および他市町に対して「福井県･市町災害時相互応援協定」に基づく応援要請を行う。

第２　給水方法

災害発生時に水道等給水施設の損壊があった場合は、拠点運搬給水を実施する。なお、運搬給水は仮配管等が完了し応急給水栓が設置されるまでとする。

市は、給水の実施にあたっては、給水場所、時間等について広報を行い、各関係機関等の協力を得て、円滑に行うよう努める。

１．給水量

被災者に対する最低給水量は、１人１日当たり３リットルとし、給水力の強化および水道施設の復旧状況に応じて、随時給水量を増加するものとする。

（１）給水目標量

①　被災後２・３日　　１人１日３リットル（生存に必要な水）
②　３・４日後　　１人１日 30 リットル（洗面等に必要な生活用水）
③　10 日後　　１人１日 100 リットル

２．輸送による給水

（１）給水車（給水車に代用できる散水車、水槽付消防ポンプ自動車等を含む。）によって補給、水道の水源からの取水を行い、被災地域内の適当な給水基地への輸送を行う。ただし、この場合、衛生防疫上必ず上下水道課および健康福祉センターの指示によらなければならない。

（２）給水基地へ給水タンク、ドラム缶に入れて車両等によって輸送を行った後、給水基地において、ポリタンク、飲料水袋等の容器で配水を行う。

３．ろ過による給水

局所的給水または陸上輸送による給水が不可能なときは、ろ過器（緊急用飲料水製造装置）による給水基地を設営する。

４．家庭用井戸水等による給水

（１）家庭用井戸水について、水質検査の結果、飲料水として適当と認めたときは、その付近の被災者のために飲料水として給水する。

（２）家庭用井戸水について、水質検査の結果、飲料に適さない水質のときは、ろ過器および消毒等により飲料水として確保する。

５．住民への広報

応急給水を実施する地域に対しては、給水場所や給水時間を広報し、自治会等の協力を

得て給水を実施する。また、断水解消の見込などの情報提供を実施する。

第３　給水用資機材・器材の確保

１．災害時に使用できる水源の現況、給水用資機材、給水車等の保有状況および給水能力のほか、応援事業者の受入態勢整備のための給水車の補水箇所等を平素から把握しておく。

２．各種災害に備え、各家庭・各事業所に 10 リットル～20 リットル入りポリ容器を必要数常備しておくよう住民および関係者へ周知徹底し、迅速かつ的確に応急対策を行えるよう準備しておくものとする。

３．消毒用資機材等についても必要数確保・保管しておくものとする。

第４　給水施設の応急復旧

水道施設の破損による応急復旧は、市が必要に応じ小浜市指定給水装置工事事業者、管工事協同組合の出動を要請し、復旧に当たる。また、災害による水道施設の事故に対処するため、各要員を待機させる。

１．施設を巡回して事故発生の有無を確認する。

２．施設の損壊、漏水等被害を認めたときは、応急措置を講ずる。

第５　他市町への協力要請

飲料水の取水は水源から行うが、取水が不可能となった場合は、近隣市町への協力を要請する。

（詳細については日本水道協会福井県支部水道災害相互応援要綱による。）

第１６節　食料供給計画

災害時における被災者および災害応急対策に従事する者に必要な食料の確保とその供給の確実を期する。

第１　食料の供給

１．食料供給の対象者

（１）避難所へ避難した者

（２）自宅にあっても、住家に被害を受けて炊事のできない者

（３）旅行者、宿泊人等

（４）救助作業その他の災害応急対策業務に従事する者

（５）その他市長が必要と認める者

２．食料の供給方法

（１）避難者数等から必要数量の把握を行い、備蓄食料の配布、加工食品（弁当等）の調達、炊出しの実施による供給計画を作成する。

（２）食料の供給は、原則として避難所および市が指定する場所で行う。

（３）避難所での食料の受入れ、配布については、避難所内の住民組織、地域各種団体、ボランティア等の協力を得て実施する。

（４）食料の配布にあたっては、高齢者、障がい者、乳幼児等要配慮者を優先する。

（５）避難所以外で避難生活を行っている被災者に対して、広報車等に食料の供給に関する情報を提供する。

（６）食料の受け取りが困難な者に対しては、ボランティア等の協力を得て各戸配付等によって供給する。

３．食料の確保、集積および搬送

（１）備蓄食料

避難施設および備蓄庫より搬出して避難所等へ供給する。

（２）調達食料

①　流通状況に応じ、卸売業者、小売販売業者からも必要品を調達する。

②　調達食料は、避難所等へ直接搬送することを原則とする。これによりがたい場合は、あらかじめ定めた一時集積所に受け入れ、仕分けのうえ各避難所へ搬送する。

（３）救援食料

①　市において食料の調達が困難な場合は、県やその他の団体に要請する。

②　県およびその他の自治体等からの救援食料は、あらかじめ定めた一時集積所に受け入れ、仕分けのうえ各避難所へ搬送する。

（４）市が実施する搬送については、公用車、応援車を用いるが、状況に応じて運送業者に委託する。

４．食料の供給

（１）備蓄食料等の供給

災害当初において、市は、備蓄食料による供給を速やかに行う。この場合において、供給場所、時間等を十分広報し、自主防災組織等の協力を得て円滑に供給するよう努め

る。

（２）米穀等食料の応急供給

米穀および乾パンの応急供給は、供給対象等に応じ、次に掲げる者が知事の承認を得て行う。

供　　給　　対　　象	限度数量	実施責任者
被災者に対し、炊き出しによる給食を行う必要がある場合	必要数量	市　　長
被災により販売業者が通常の販売を行うことができないため、これに代わって販売する場合	必要数量	市　　長
災害地における救助作業、急迫した災害の防止および緊急復旧作業に従事する者に対して給食を行う必要がある場合	必要数量	作業実施責任機関
特殊災害（爆発、列車の転覆等）の発生に伴い、被災者に対し炊出し等による給食の必要がある場合	必要数量	市長と災害発生機関が協議

（３）実施の方法

市長が応援供給を実施する場合の実施方法は、次のとおりとする。

①　米穀による応急供給の場合

市長は、被災者等に応急供給を実施する必要があると認められるとき、災害発生状況または給食を必要とする事情およびこれに伴う給食に必要な米穀の所要数量を知事に申請する。

なお、災害救助法が適用された場合は、「災害救助法または国民保護法が発動された場合における災害救助用米穀等の緊急引渡要領」に基づき、米穀の確保を行う。

②　民間流通米の活用

災害応急米穀として民間流通米を活用するため、市長はあらかじめ若狭農業協同組合と「災害応急米穀供給協定」を締結し、災害の発生または発生のおそれがある場合は同協定に従い、民間流通米の供給を受けるものとする。

③　乾パン等による応急供給の場合

災害の程度によって炊出しができず、乾パン等の配給が必要なときは、直ちに県に対して供給の申請を行う。

第２　炊出しの実施

１．実施責任者

炊出し等による食品の給付は本部長（市長）が行う。また、災害救助法が適用された場合は、知事より委任を受けた本部長（市長）が行う。

２．炊出しの実施

（１）炊出しは、災害対策本部を中心として日赤奉仕団等に依頼し、学校給食室等の既存の給食施設を利用して行う。なお、実施にあたっては次の点に留意する。

①　炊出し所には、責任者を配置する。責任者はその実施に関し、指導するとともに関係事項を記録する。

②　献立は栄養価等を考えて定めなければならないが、被害の状況を十分配慮し、食器が確保され配給されるまでの間はおにぎりと漬物、缶詰の副食などを考慮する。

（２）市において直接炊出しすることが困難で、米飯（炊飯）業者等から注文することが実情に即すると認められるときは、炊出しの基準を明示して業者からの購入し、配給する。

３．食品衛生

炊出しにあたっては、常に食品の衛生に心掛け、特に次の事項に留意する。

（１）炊出し所には、飲料適水を十分供給する。

（２）供給人員に応じて必要な器具、容器を確保し備え付ける。

（３）炊出し所には、洗浄設備および器具類の消毒ができる設備を設ける。

（４）炊出しにあたっては、ハエ、その他害虫の駆除に十分留意する。

（５）使用原材料は、できるだけ信用のある業者から仕入れを行い、保管に留意する。

（６）炊出し施設は、学校給食室、コミュニティセンター等の既存施設を使用するがこれらが使用できない場合は、旅館、仕出屋等民間の施設を借上げて行う。

４．食料品の集積地

緊急を要し炊出し所または避難所へ直接輸送する場合を除き、食料品等物資の集積場として、市有施設の中から選定する。

５．応援の要請

炊出し等食品の給付ができないときまたは物資の確保ができないときは、次により応援の要請を行う。

（１）本部長（市長）は応援の必要を認めたときは、県に対して要請する。ただし、緊急を要するときは、直接、隣接市町に要請する。

（２）応援の要請は、次の事項を明示して行う。

① 炊出しの実施

所要食数（人数）

炊出し期間

炊出し品送付先

② 物資の確保

所要物資の種別、数量

物資の送付先、期日

６．災害救助法が適用された場合の実施基準

（１）対象者

① 避難所に収容された者

② 住宅に被害を受けて、炊事のできない者

③ 住宅に被害を受け、一時縁故地等へ避難する必要のある者

（２）期間

災害発生の日から７日以内とする。ただし、期間経過後なお多数の者に対し継続実施の必要があるときは、県に対し期間延長の要請をする。

（３）費用

支出できる費用は、主食、副食および燃料等の経費とし、災害救助法に基づき知事が定める額とする。

災害救助法の適用を受けた場合の炊出し用米穀配給経路

・災害救助法が適用された場合

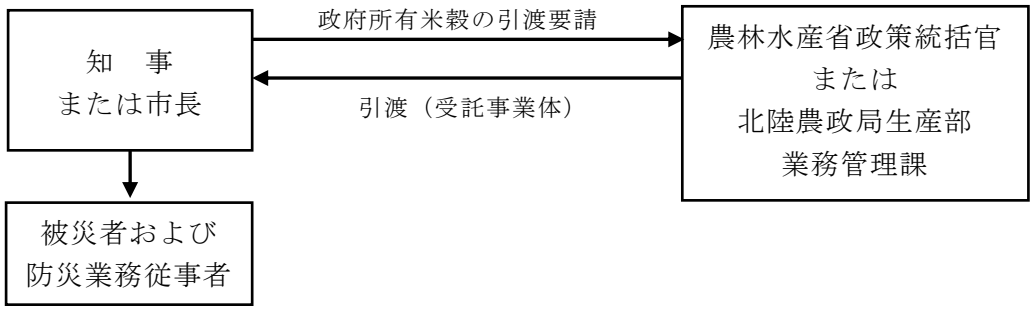

食料等調達および炊出し業務分担

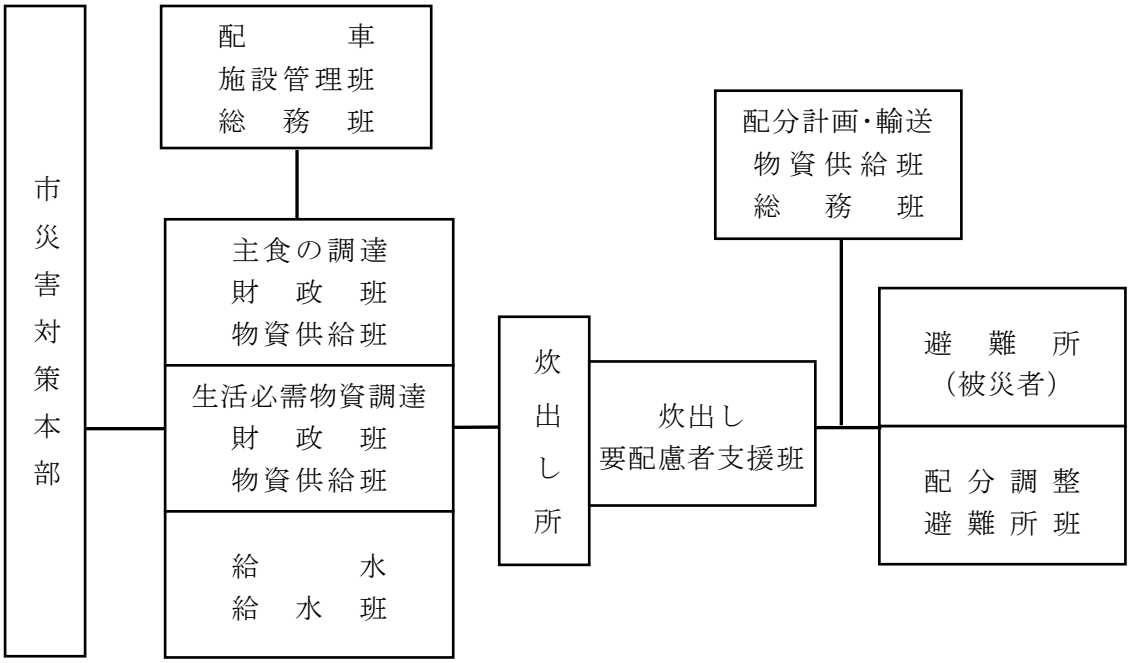

第３　備蓄・調達計画

災害時の救助用として、食料を次のとおり確保する。

１．個人の備蓄

市は、「自らの身の安全は、自らが守る」のが防災の基本であることから、市民に対し、家庭内の食料の備蓄について普及および啓発を図る。

２．市の備蓄

市は、各指定避難所等を中心に、生命および生活を維持するために必要な食料の分散備蓄を行い、応急時においてこれを供給する。特に、山間部集落など災害時に孤立する可能性がある地域における食料備蓄に配慮する。

市は、ミルクや柔らかい食品など要配慮者向けの食料備蓄にも努める。

３．流通備蓄

市および県は、あらかじめ関係業界団体と協議し、災害時の食料の融通協力協定を締結し、応急時に提供を要請する。

４．要配慮者への配慮

物資の調達・供給にあたっては、高齢者、障がい者等の要配慮者のニーズに配慮するものとする。

５．食物アレルギーへの配慮

市および県は、避難所における食物アレルギーを有する者のニーズの把握やアセスメントの実施、食物アレルギーに配慮した食糧の確保等に努めるものとする。

［給食対策事項］

発災後から３時間まで
・食料備蓄先、主食提供業者、給食施設等の被害状況の把握 １．食料備蓄先　　ＪＡ ２．主食提供業者　　米穀販売業者 ３．給食施設　　各学校給食施設 ４．道路状況　　食料運搬経路
３時間後から１日後まで
・給食需要の把握 １．各避難所の避難者数（要配慮者数） ２．調理不能者数（要配慮者数） ・食料の調達 １．各食品の調達可能量の把握 ２．備蓄食料の搬出 ３．食品の購入、弁当の確保
１日後から３日後まで
・食品の配布 １．避難所収容者への配布検討および配布 ２．調理不能者への配布検討および配布 ３．孤立地域への配布検討および配布 ・給食対象人員の確認 ・給食施設の応急復旧

第１７節　生活必需品供給計画

地震や津波災害時には生活必需品を喪失または破損し、日常生活を営むことが困難な者が生ずる可能性があるため、これらの物資を迅速確実に供給するよう努める。

第１　実施責任者

災害救助法を適用するに至らない災害における被災者に対する物資の給与は市が行う。また、災害救助法が適用された場合においては、物資確保および輸送は県が行い、被災者、に対する物資の給貸与は原則として市が行う。

第２　対象者および支給物資等の内容

１．対象者

災害により住家の全焼、全壊、埋没、半焼および半壊等の被害を受けた者で生活上必要な家財等を喪失またはき損し、直ちに日常生活を営むことが困難な者

２．支給物資

支給する物資は、寝具、衣類、日用品その他の生活必需品を必要に応じ、次の品目の範囲内で現物をもって支給する。

寝具	就寝に必要な毛布､布団等
外衣	普通着、作業衣、婦人服、子供服等
肌着	シャツ、パンツ等
身の回り品	タオル、長靴、サンダル、ズック等
炊事道具	鍋、釜、包丁、コンロ､バケツ等
食器	茶碗、汁碗、皿、箸等
日用品	石鹸、ちり紙、歯ブラシ、歯磨粉、懐中電灯等
光熱材料	マッチ、灯油、プロパンガス等

３．支給基準

被災者に対する生活必需品の配布基準は、原則として災害救助法による生活必需品の給与限度内とする。

４．期間

支給する物資の給与期間は、災害発生の日から 10 日以内とする。ただし、期間内において打ち切ることができない場合は、期間を延長する。

５．物資の調達および保管

（１）避難施設および備蓄庫より搬出して避難所等へ供給する。

（２）所要物資は、流通状況に応じ、卸売および小売販売業者から調達する。

（３）所要物資は、市内で調達が困難な場合は県に依頼する。

（４）調達物資は、避難場所等へ直接搬送することを原則とする。これによりがたい場合は、一時集積所に受け入れ、仕分けのうえ各避難所等へ搬送する。

（５）衣料、生活必需品の給与または貸与を実施する場合は、物資支給･配布状況表および

物資調達台帳等を整備するものとする。

第３　救援物資の受入れ、集積、配分

被災地域の必要物資の必要量をすみやかに把握し、市内で調達ができない場合は、必要物資の種類、数量および受入れ場所を県および応援協定締結市町に連絡し、応援を要請する。また、市に届いた物資の把握に努め、過不足となっている物資を調達し、物資の適切な供給に努める。

１．物資の受入れ、集積場所

あらかじめ受入れ候補地・集積所候補地を選定しておくものとし、その場所には職員を配置し、援助物資の受入れ作業および仕分け作業を行う。

２．配布方法

避難施設に配布された物資は、各避難所の運営責任者の指示により、避難所内自治組織を通じて、要配慮者等を優先しながら配布する。

なお、避難施設以外で避難生活を行っている被災者に対しては、広報等により援助物資の情報を提供する。また、避難施設まで取りに来ることが困難な者に対しては、ボランティア等の協力を得るなどの方法により配布する。

配布にあたっては、要配慮者等のニーズや男女の違いに配慮するよう努める。

第４　備蓄・調達計画

１．個人の備蓄

市は、「自らの身の安全は、自らが守る」のが防災の基本であることから、住民に対し、非常持出品等の備蓄を行うよう普及、啓発を図る。

２．市における備蓄検討

市では、各避難所や行政区等を中心に、生活に必要な物資の分散備蓄を検討し、応急時にこれらを安定的に供給できるよう整備に努める。

３．流通備蓄

市は、あらかじめ関係業界団体または小売業者等と協議し、災害時の物資融通協力協定を締結し、応急時に提供を要請する。

［生活必需品対策事項］

3時間後から1日後まで
・需要の把握 　1．各避難所の避難者数（要配慮者数） 　2．被災者数（要配慮者数） 　3．必要物品の選定 ・物品の調達、輸送 　1．調達可能数量の把握 　2．物品の購入 　3．日赤福井県支部への供給要請 　4．物品の輸送
1日後から3日後まで
・物品の配布および広報 　1．避難者・被災者への配布検討および配布 　2．避難者・被災者への広報 ・救援物資の受入、輸送、配分

第１８節　住宅応急対策計画

震災のため、住宅に被害を受けた者で自己の資力では住宅を得ることができない者または応急修理をすることができない者について、応急仮設住宅を設置しまたは被害家屋の応急修理を実施して、その援護措置を講ずる。

第１　実施体制

応急仮設住宅の建設および住宅の応急修理は原則として市が行う。ただし、災害救助法が適用された場合には、知事は、同法に基づき応急仮設住宅の建設および住宅の応急修理を実施するものとし、状況により必要と認めた場合は、これらを市長に委任することができる。

応急仮設住宅の建設および住宅の応急修理にかかる建設資材の調達については、県建設業協会等の業界団体に協力を求めて実施する。

第２　応急仮設住宅の建設

１．設置場所

設置場所は、市において決定するものとし、二次災害に十分配慮する。原則として市有地または市管理地に建設するものとし、次の中から状況に応じて選定する。ただし、応急仮設住宅を建設する際にその場所が私有地となる場合は、所有者との間に賃貸借契約を締結する。

また、学校の敷地を応急仮設住宅の用地等として定める場合には、学校の教育活動に十分配慮する。

・　市営グランド
・　市総合運動場

２．入居者の選定

応急仮設住宅の入居者の選定は市が民生委員等と協議して行うものとし、次の基準を参考に選定する。ただし、災害救助法が適用された場合には、市の協力のもと、県が選定を行う。

①　住家が全壊、全焼、流出した世帯
②　居住する住家のない世帯
③　自己の資力では住宅を確保することができない世帯
　・　生活保護法の被保護者および要保護者
　・　特定資産のない失業者、母子家庭、高齢者、病弱者および身体障がい者など

※全ての項目に該当するものが３割を超える場合は、生活能力が低く、住宅の必要度の高い者を選定するほか、抽選による方法で決定する。

３．要配慮者への配慮

応急仮設住宅の建設にあたっては、高齢者や障がい者の要配慮者の入居に配慮した福祉仮設住宅の建設を考慮する。

４．建物の構造および規模ならびに費用の基準

①　建坪　　１戸あたり　　地域の実情、世帯構成等に応じた規模
②　構造　　１戸建て、長屋建てのいずれか適当なもの

③　費用　　知事が定める額

５．設置数

仮設住宅の設置数は、全焼、全壊および流出世帯の３割以内とする。

６．期間

建築着工は、災害発生の日から 20 日以内とし、速やかに竣工させるものとする。供与期間は、建築工事が完成した日から２年以内とする。

第３　住宅の応急修理

災害により住宅の応急修理の必要が生じたとき、原則として市が応急修理を行う。ただし、災害救助法が適用された場合には知事（救助事務を委任した場合は市長）が実施する。

１．対象者

（１）住宅が半壊、半焼し、または半壊に準じる程度の損害をうけ、そのままでは当面の日常生活を営むことができない世帯

（２）自己の資金では応急修理を行うことができない世帯

２．修理箇所、費用および期間の基準

（１）費用　　知事が定める額

（２）箇所　　居室、炊事場、便所等、生活上欠くことのできない部分

石綿の飛散のおそれのある箇所については、石綿の飛散・博徒防止の措置を行う。なお、石綿の応急の飛散防止措置は、原則として建築物の管理者・持ち主等が行う。

（３）期間　　災害発生の日から３月以内に完成するものとする。

ただし、国の災害対策本部が設置された災害においては６月以内に完成するものとする。

第４　応急仮設住宅の運営管理

市および県は、応急仮設住宅の適切な運営管理を行う。この際、応急仮設住宅における安心・安全の確保、孤独死や引きこもりなどを防止するための心のケア、入居者によるコミュニティの形成および運営に努めるとともに、女性等の参画を推進し、女性をはじめとする多様な生活者の意見を反映できるよう配慮する。また、必要に応じて、応急仮設住宅における家庭動物の受入れに配慮する。

第５　公営住宅等の活用

市営住宅の空き部屋等は、地方自治法第 238 条の 4 第７項に基づく目的外使用として、被災者を一時入居させることができる。また、必要に応じて、災害の規模、被災者の避難および収容状況、避難の長期化等に鑑み、旅館やホテル等への移動を避難者に促すとともに、民間賃貸住宅や空き家等利用可能な既存住宅のあっせんおよび価値用、国有財産（未利用地、庁舎、国家公務員宿舎）の借り上げ等により、避難所の早期解消に努める。

第６　応急危険度判定制度

市は、地震による建築物等の倒壊に関して，建築技術者等を活用して，被災建築物や被災宅地等に対する応急危険度判定を速やかに行い，応急措置を行うとともに，災害の発生のお

それのある場合は速やかに適切な避難対策を実施するものとする。市は、必要に応じて、建築物の地震による倒壊や落下物による二次災害の防止を図るため、県に対し、被災地に応急家県土判定士の派遣を要請する。

応急危険度判定士は、建築物の被災状況を現地調査して建築物の被災度を判定し、建築物に判定結果の表示および使用者（所有者・管理者）に勧告することにより注意を喚起する。判定する際、アスベストの飛散による危険性を応急的な調査により判定し、周辺住民に対してアスベストの飛散の可能性について情報提供を行うと共に、被災建築物の解体・瓦礫処理作業を行う者に対して情報提供を行う。

第７　被災宅地危険度判定制度

市は、必要に応じて、被災した宅地の二次災害の発生を軽減・防止するため、県に対し、被災宅地危険度判定士の派遣を要請する。

被災宅地危険度判定士は、宅地の被災状況を現地調査して安全性を判定し、適切な応急対策を講ずるための情報提供を市および使用者に対して行う。

第８　各種被災建築物調査の説明

市は、被災建築物の応急危険度判定調査、被災宅地危険度判定調査、住家被害認定調査など、住宅に関する各種調査が個別の目的を有していることを踏まえ、それぞれの調査の必要性や実施時期の違い、民間の保険損害調査との違い等について、被災者に明確に説明する。

また、県は、市の活動の支援に努める。

第９　石綿応急措置の実施

建築物等の倒壊・損壊により石綿露出が確認された場合、建築物等の使用者（所有者・管理者）は、周辺の立入禁止措置および石綿の飛散・ばく露防止の応急措置を実施する。

また、使用者が対応できず緊急の対応が必要と判断される場合には、市および県が周辺の立入禁止措置等の応急措置を実施する。

第１９節　緊急輸送計画

地震や津波発生時の災害応急対策を実施するための要員、緊急物資および復旧資材等の緊急輸送を確保することにより、迅速な応急対策の実施を可能にする。

第１　緊急輸送の順位

市および防災関係機関の緊急輸送の円滑な実施を確保するため、必要があるときは、次の順位を原則として、災害対策本部において調整する。

第１順位　市民の生命の安全を確保するために必要な輸送
第２順位　地震や津波災害の拡大防止のために必要な輸送
第３順位　地震や津波災害の災害応急対策のために必要な輸送
第４順位　その他の人員、物資の輸送

第２　緊急輸送の範囲

１．災害応急対策要員、情報通信、電力、ガス、上下水道施設保安要員等、初動応急対策に必要な人員、物資
２．救助活動、医療･救護活動の従事者、医薬品等、人命救助に必要な人員、物資
３．消防活動等、災害の拡大防止のための人員、物資
４．後方医療機関･被災地外へ搬送する負傷者および被災者
５．食料、水等、生命の維持に必要な緊急物資および他府県からの援助物資
６．り災者を収容するために必要な資機材
７．二次災害防止用および応急復旧の資機材
８．その他緊急に輸送を必要とするもの

第３　緊急輸送体制の確立

１．市は震災時における輸送車両等の調達運用について市内民間業者に要請する。調達不可能な場合には、輸送条件を示して県に調達あっせんの応援を要請する。

緊急物資の集積場所は、収納および配送スペースを考慮し、市施設等を指定する。

２．輸送体制

発災直後は緊急を要するため、災害応急対策要員･医療従事者、無線通信施設の保安要員、医薬品・資機材等を輸送する。

被災後、１～６日程度の間は、航空輸送等利用可能な手段により、重傷者、生命維持に必要な物資、緊急輸送道路復旧に必要な人員･資機材等の輸送を行い、被災後７日目程度以降は、陸上および海上輸送を中心に輸送を実施し、孤立地帯等の陸上交通が不可能な地域に対して航空輸送を継続する。

特に、交通の途絶等により地域が孤立した場合でも、食料・飲料水・医薬品等の救援物資の緊急輸送が可能となるよう、無人航空機等の輸送手段の確保に努めるのもとする。

（１）陸上輸送

市および県は、基本的に陸上輸送を中心に復旧活動を実施する。

①　道路輸送

ア　道路管理者は、警察、自衛隊等の協力を得て、交通が可能な道路、道路施設の被

害、復旧見込み等緊急輸送計画作成に必要な情報を把握する。

イ　交通可能道路等の情報に基づき緊急輸送ルートを選定する。

ウ　道路管理者は、選定された緊急輸送ルートの確保に努める。更に計画的に道路の応急復旧を行い、輸送機能の充実を図る。

② 鉄道輸送

鉄道によって輸送する場合は、ＪＲ金沢鉄道管理局等と協議して行う。

（２）航空輸送

市は、緊急輸送および交通途絶のための孤立地帯への輸送の必要に迫られた場合、県に航空機の活用を要請する。

県では、災害発生時の情報収集、空中消火、救出活動、患者搬送等の活動に防災ヘリコプターの活用を図る。

なお、災害時の基幹ヘリポートは若狭ヘリポートとするが、その他のヘリポート適地は資料のとおりである。

（３）海上輸送

陸上輸送が不可能な場合、または重量かつ大量な普及資材の運搬等海上輸送がより効果的な場合は、小浜市漁業協同組合、海上自衛隊、小浜海上保安署および中部運輸局福井運輸支局の協力のもとに、海上輸送を実施する。

（４）自転車、オートバイ等による輸送

災害により、トラック等の機動力による輸送が不可能な場合または自転車等による輸送が適当な場合には、自転車、オートバイ等による輸送を行う。

３．燃料の確保

市および県は、災害時の緊急通行車両等の石油供給の拠点となる中核サービスステーションおよび住民への石油供給の拠点となる住民拠点サービスステーションへの搬入路を確保するとともに、燃料の流通在庫情報の収集に努める。

県は、被災市町が複数にまたがる場合には、必要に応じ、被災市町への燃料の優先供給に係る調整に努めるものとする。

４．道路情報の収集･伝達

市および県は、交通渋滞や交通規制等道路情報を広く収集し、緊急通行車両の運転者等に情報提供できる体制を整える。

第２０節　障害物撤去対策計画

地震や津波災害時において、建築物または各種構造物の倒壊等により、道路通行等の妨げとなる障害物を除去し、円滑な救助活動を行う。

第１　実施責任者

１．道路関係および河川関係の障害物はそれぞれの管理者が行う。

２．市長は、障害物の除去について市の機関ではできないと判断したとき、または緊急を要する場合は知事に要請する。

第２　実施対象物

災害時における障害物除去の対象は概ね次のとおりとする。

１．住民の生命、財産等の保護のため除去を必要とする場合
２．河川氾濫、護岸決壊等の防止等のため除去を必要とする場合
３．緊急な応急措置の実施のため除去を必要とする場合
４．その他公共的立場から除去を必要とする場合

第３　実施の方法

１．市、県および防災機関は、自らの組織、労力、機械器具を用いまたは土木建築業者ならびに自主防災組織等の協力を得て速やかに行うものとする。

２．市長は、障害物の除去について自衛隊の協力を必要と判断した場合は、知事に対し自衛隊の派遣を要請する。

３．除去作業は、緊急応急措置の実施上やむを得ない場合のほか、周囲の状況等を考慮し、事後支障の起こらないよう配慮し行うものとする。

第４　障害物の保管場所および処分

１．障害物の大小によるが、原則として再び人命、財産に被害を与えない安全な場所
２．道路交通の支障とならない場所
３．盗難等の危険のない場所
４．除去した物件の処分は、本章第２６節廃棄物処理計画に準じて実施する。

第２１節　交通対策計画

震災時における交通支障箇所の通報連絡体制を強化し、道路、橋梁の破損箇所の応急復旧もしくは交通規制等を実施して、交通の混乱を防止するとともに交通の確保を図る。

第１　通報体制と応急対策

１．道路管理者は、その管理に属する道路、橋梁等について災害時に危険と予想される箇所をあらかじめ調査しておくとともに、災害が発生した場合には当該道路、橋梁等の被害状況を調査する。

２．道路管理者は、被害状況の調査の結果、支障箇所を発見したときは、直ちにその道路名、橋梁名、支障箇所区域、迂回道路の有無、その他被害の状況等について警察機関その他関係機関に通報する。

３．道路の破壊、流失、埋没ならびに橋梁の損傷等の被害のうち比較的軽微な被害の場合は、道路の補強、盛土または埋土の除去、橋梁の応急補強等必要な措置を講じ、交通の確保を図る。

４．応急対策の実施に相当な日数を要する場合は、被害箇所の復旧対策と同時に、付近の適当な場所を選定し、一時的に代替道路（迂回道路）を開設し交通の確保を図る。

５．一路線の交通が相当期間途絶する場合は、付近の道路網の状況により、適当な代替道路（迂回道路）を選定し、交通の確保を図るとともに標識および標示を行い交通機関に対する必要な指示を行う。

６．道路施設の被害が広範囲にわたり代替道路も得られず、被災地域一帯が交通途絶の状態になり、応急対策実施上、重要かつ緊急を要する場合は、知事に対し自衛隊の派遣を要請し、交通の確保に努める。

第２　通行の禁止または制限

道路管理者は、道路法に基づき道路の通行を禁止し、または制限しようとする場合には公安委員会の意見を聴かなければならない。ただし緊急を要するためやむを得ないと認められるときは、この限りではない。なお、緊急のため規制の標識を設置することが困難または不可能なときは、通行を禁止、または制限したことを明示し、関係職員をもって現場において指導させる。この場合に職員がやむを得ない事由により現場指導できないときは危険防止の最善の方策を施してこれに替える。

災害時における応急対策に従事する者、または応急対策に必要な物資の緊急輸送その他応急措置を実施するための緊急輸送を確保するため必要があるときは、県公安委員会が緊急通行車以外の車両の通行を禁止し、または制限する。なお、この場合は、適当な迂回道路を設置し、必要な地点に看板等を掲示して一般交通にできる限り支障のないように努める。

第３　道路標識の設置

道路管理者は通行の禁止または制限をしようとする場合においては、対象、区間、期間および理由を明瞭に記載した道路標識を設置しなければならない。

第４　通行禁止および制限の手続き

１．交通規制の区分

交通の規制は、次の区分により行う。

実施者	規制種別	規制理由等	規制対象	根拠法令
公安委員会	通行の禁止および制限	道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図るため必要があるとき。	歩行者 車両等	道路交通法 第４条 第１項
		周辺地域を含め、災害が発生した場合またはまさに発生しようとしている場合において、緊急輸送を確保するための必要があるとき。	緊急通行車両等以外の車両	災対法 第 76 条
警察署長	同上	上掲の措置の場合、他の警察署の所管区域に及ばないもので期間が１箇月未満のものについて実施する。	歩行者 車両等	道路交通法 第５条 第１項
警察官	同上	交通の危険を防止するため緊急措置の必要があると認めるとき、一時的に行う。	同上	道路交通法 第６条 第４項
道路管理者	同上	道路の破損、決壊その他の事由により、交通が危険であると認めるとき。	同上	道路法 第 46 条 第１項

２．交通規制

（１）道路管理者、公安委員会および警察署長は、災害により道路、橋梁等の交通施設に被害が発生し、または発生するおそれがあり、交通の安全と施設の保全が必要となった場合または災害時における交通確保のため必要があると認められた場合、通行の禁止、制限または迂回路の設定、代替路線の指定等の交通規制を実施する。

（２）道路管理者または警察署長は、通行の禁止、制限の規制を行った場合、関係法令に基づき規制条件等を表示した標識を設置する。ただし、緊急のため規定の標識を設置することが困難または不可能なときは、適宜の方法により、とりあえず通行を禁止または制限したことを明示し、必要に応じ警察官等が現地において指導にあたる。

（３）道路管理者および警察署長は、通行の禁止、制限の規則および「車両通行止め」「まわり道」「工事中」等の道路標識または立看板等の準用状況について相互に連絡、把握しておく。

（４）車両の運転者の義務

道路の区間にかかる通行禁止等が行われたとき、または区域にかかる通行禁止等が行われたときは、車両を速やかに他の場所に移動する。

（５）措置命令等

① 警察官の措置命令等

ア 警察官は、通行禁止区域等において車両などが緊急通行車両の通行を妨げるおそれのある場合、車両などの占有者、所有者または管理者に対し、車などの移動を命ずるものとする。

イ 命ぜられた者が措置をとらないとき、または現場にいないときは、警察官は自らその措置をとることができる。この場合、やむを得ない限度において、当該措置に係る車両その他の物件を破損することができる。

② 自衛官の措置命令等

警察官がその場にいない場合は、車両の移動等必要な措置をとることを命じ、または自らその措置をとる。

③ 消防吏員の措置命令等

警察官がその場にいない場合は、車両の移動等必要な措置をとることを命じ、または自らその措置をとる。

（６）緊急通行車両以外の交通規制

県公安委員会は、緊急通行車両以外の車両の通行禁止等を行う必要があるときは、道路管理者に対し、緊急通行車両の通行を確保するための区間の指定、放置車両や立ち往生車両等の移動等について要請するものとする。

（７）道路管理者の措置

道路管理者は、放置車両や立ち往生車両等が発生した場合には、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があるときは、運転者等に対し車両の移動等の命令を行うものとする。運転者がいない場合等においては、道路管理者は、自ら車両の移動等を行う。

（８）県知事からの指示

県知事は、道路管理者である市に対し、必要に応じて、ネットワークとして緊急通行車両の通行ルートを確保するために広域的な見地から指示を行う。

３．緊急通行車両の確認手続き

（１）緊急通行車両の確認の申出

緊急通行車両の使用者は、災害対策基本法第 76 条に規定する緊急輸送に必要な車両について、あらかじめ、県公安委員会が行う緊急通行車両の確認申出制度による申出を行い、緊急通行車両確認標章および証明書の交付を受けておく。

（２）災害発生時等における緊急通行車両の確認の申出

証明書及び標章の事前交付を受けていない車両については、車両を所管する各対策部等が緊急通行車両確認申出書により県警察本部交通規制課、各警察署等で証明書等の交付を受ける。

第２２節　要員確保計画

震災時における災害応急対策活動を積極的に進めるために必要な技術者および労働者等を、防災関係機関および関係団体の動員、雇上げ等応急対策要員を確保する。

第１　実施責任者

災害応急対策を実施するための要員の確保については対策本部長（市長）とその他防災関係機関が行う。

第２　要員確保の方法

要員の確保は、災害の規模、程度によって必要な要員を次の方法により確保する。

１．災害応急対策実施機関の常用労務者および関係者等の労務者の動員
２．婦人会等その他民間団体のボランティアの動員
３．隣保民間奉仕団（日赤奉仕団等）の協力動員
４．公共職業安定所のあっせん供給による一般労働者の動員
５．関係機関の応援派遣による技術者等の動員
６．緊急時等における従事命令等による労働者等の動員

第３　応援要請

１．他市町との応援要請

（１）応援要請

本部長（市長）は、市の地域にかかる災害等について応急措置を実施するため必要がある時は、災害対策基本法第６７条の規定に基づき他の市町に対して応援を求める。

（２）相互応援協定の締結

市長は災害応急対策の速やかな実施を図るため、あらかじめ次の事項について、広域的または近隣との相互応援協定を締結しておく。

①　応援の範囲および区域
②　応援の方法
③　応援担当業務
④　費用の負担

２．知事に対する応援要請

（１）本部長（市長）は、応急措置を実施するため必要がある時は災害対策基本法第６８条の規定に基づき、知事に対して応援を求め、または応急措置の実施を要請する。

（２）本部長（市長）は、災害対策基本法第７２条の規定に基づき、知事から他の市町を応援すべき指示を受けた場合は、速やかに応援対を編成し派遣する。

（３）知事に応援を求める場合は、次に掲げる事項について文書をもって要請するものとする。

ただし、事態が急迫して文書によることができない場合には、電話等によるものとするが、事後速やかに文書を提出するものとする。

①　災害の状況および応援を求める理由
②　応援を希望する人員、物資、資材、機材器具等の品名および数量
③　応援（応急措置の実施）を必要とする場所、時間

④　応援を必要とする活動内容（必要とする応急措置内容）
⑤　その他必要な事項

３．他の消防機関に対する応援要請

市は、他の消防機関の応援を要請したいときは、消防組織法第４４条の規定に基づき必要な事項を明らかにして知事を通じて、消防庁長官に緊急消防援助隊の出動等を要請する。

４．市に対する応援協力

市は、災害対策基本法第６７条の規定に基づき、他の市町から応援を求められた時、および同法第７２条の規定に基づき知事から他の市町への応援協力の指示を受けた場合は、応援できない正当な理由がある場合を除き、速やかに応援隊を組織し、派遣するものとする。

第４　奉仕団等の編成および活動

災害時においては、日本赤十字社福井県支部のほか、行政区、婦人会等各種団体ならびに民間組織の協力を得て災害応急対策の実施に万全を期する。

１．日本赤十字社福井県支部の協力

（１）日本赤十字社福井県支部は発生した災害について、災害救助法が摘要された場合、「災害救助法による救助またはその実施に関する委託協定書」に基づき、知事の要請により市の区域に救護班および現地救護班を出動させ医療および助産ならびに遺体の処理等災害救助活動に協力する。

（２）日本赤十字社福井県支部は、災害の状況により市長から災害救助の要請があったときは、可能な限りこれに協力する。

２．民間奉仕団体および活動範囲

（１）奉仕団の編成

①　日赤奉仕団

日本赤十字社福井県支部は、市の区域に日赤奉仕団を編成し、民間奉仕団体と連絡調整をはかり、労力奉仕、義援金品募集、厚生指導等災害救助活動に協力する。

②　行政区

・　局地災害の場合は、隣接区は積極的に協力する。
・　市全域にわたる災害の場合は、市長の要請により災害応急対策活動に協力するものとする。
・　市内各区長は、市長の要請により積極的に協力体制を組む。

③　その他各種団体および有志者

・　その他各種団体および有志者においては、必要に応じ市長の要請により災害応急活動に協力する。

（２）奉仕団の協力活動範囲

①　被災者の避難誘導
②　被災者の救出および保護
③　被災者および災害応急対策従事者に対する炊出し
④　清掃および防疫
⑤　災害応急対策用物資、資材の輸送
⑥　食料、衣料品等の物資の配給

⑦　義援物資の整理、輸送
⑧　被災者の家財の監視
⑨　救援隊、自衛隊に対する協力
⑩　応急復旧作業現場における危険を伴わない軽易な作業
⑪　その他応急対策業務の協力

３．記録
奉仕団等を受け入れたときは、記録を整理しておかなければならない。
（１）奉仕団の名称
（２）奉仕した活動内容および人員または氏名
（３）その他参考となる事項

第５　賃金職員等の雇用

１．災害救助法が適用された場合において、災害応急対策の実施が災害対策本部職員、防災関係機関および奉仕団の動員のみでは労力的に不足し、または特殊作業のため技術的な労力を必要とするときは、賃金職員等を雇用する。

２．労務の範囲と期間

範　　囲	期　　間
被災者の避難	災害発生の日から２日以内
医療および助産における移送	災害発生の日から医療１４日以内、助産７日以内
被災者の救出、保護	災害発生の日から３日以内
飲料水の供給	災害発生の日から７日以内
救援物資の整理、配分および輸送	災害発生の日からそれぞれ救助実施が認められた期間内
遺体の捜索	災害発生の日から 10 日以内
遺体の処理	災害発生の日から 10 日以内

ただし､期間内において打ち切ることができないときは､期間を延長することができる。
賃金職員等雇用費は、福井公共職業安定所の業種別標準賃金の例による。

第６　従事命令、協力命令

災害応急対策実施のため要員が、奉仕団の動員および賃金職員等の雇用等の方法によってもなお不足し、他に確保の方法がないとき、もしくは緊急の必要があると認めるときは、従事命令または協力命令を発して応急対策を実施する。

従事命令等の種類と執行者等

対象作業	命令区分	根拠法令	執行者	対象者
消防、水防、救助等の応急措置	従事命令	災対法第６５条第１項	市長	市の区域内住民、応急措置実施現場にある者
	従事命令	災対法第６５条第２項	警察官	

災害応急対策警報、避難、消防、水防、救難、救助等災害救助作業を除く作業	従事命令 協力命令 保管命令	災対法第７１条第１項 第７１条第２項	知事 市長（知事の委託による）	
災害応急対策 （危険防止の措置）	従事命令	警察官職務執行法第４条	警察官	その場に居合わせた者 その事物の管理者 その他関係者
消防作業	従事命令	消防法第２９条第５項	消防員	火災現場付近にある者

第２３節　食品衛生対策計画

被災地における食品関係営業者および臨時給食施設の実態を把握し、被災者に対して効果的な栄養調理指導を行い、安全で衛生的な食品が供給されるよう適切な指導を行う。

第１　食品衛生対策

１．食品関係営業施設等における食品衛生の確保

（１）臨時給食施設の衛生監視指導

関係機関と密接な連携をとり実態を把握し、食品衛生監視員による現地指導の徹底により、食中毒等事故の発生を防止する。

（２）食品衛生関係業者に対する監視指導

魚介類販売業、食肉販売業、食品の冷凍冷蔵業、飲食店等を重点的に監視するとともに保存または製造されている食品の検査を実施することによって不良食品の販売供給を防止する。

２．避難施設等における食品衛生の確保

次のことについて被災者に対して若狭健康福祉センターおよび保健所が行う指導に協力するとともに、避難施設の運営責任者等を通じて啓発を行う。

また、食中毒が発生したときは、食品衛生監視員を中心とする調査班の調査に協力する。

（１）救援食品の衛生的取扱

（２）食品の保存方法、消費期限等の遵守

（３）配付された弁当の適切な保管と早期喫食

（４）手洗い･消毒の励行

３．食中毒発生防止の措置

市は、避難施設への弁当等の配給にあたっては、食中毒発生防止のため、次の措置を講ずる。

（１）弁当等の搬送には、温度管理に留意する。

（２）早期喫食のため、弁当等の搬送時間の調整

（３）避難者等に対し、早期喫食を指導

第２４節　防疫対策計画

地震や津波発生に伴う家屋、工作物等の倒壊、水道断水、浸水等は、生活環境の悪化を招き、感染症の発生の危険を高めることから、家屋内外の消毒、感染症患者の早期発見等感染症予防のための各種措置および食品の衛生監視など防疫に関する措置を講じ、感染症流行等の未然防止を図る。

特に、津波被害の被災地においては、津波汚泥の堆積等から発生する廃棄物等により、悪臭、害虫の発生など衛生上の課題が生じうることから、防疫活動に万全を期すよう、十分に留意する。

第１　実施体制

１．実施責任者

（１）災害時における防疫は、市長が実施する。

（２）市長は、被害が甚大なため市のみでその機能を十分実施できないと認める場合は、県または他の市町に応援および指導を要請する。

２．防疫措置

（１）衛生班の編成

災害の規模程度により防疫活動実施体制は異なるが、災害が激甚で広範囲に及ぶ場合は班を編成し、公共場所の消毒および区長等に対する薬剤配布を行うものとする。

（２）地区防疫活動

自己の管理する家屋と敷地の消毒については、市等から区長を通じて配布された薬剤で行う。

（３）感染症患者発生時の措置

感染症予防法に基づき処理するものとする。ただし、集団発生の場合は若狭健康福祉センター等の関係機関の協力を得て、指定医療機関に収容するが、収容能力を越えて発生する場合は、臨時収容所を設置し収容する。

（４）予防教育および広報活動

パンフレット等により区長を通じて住民に対する予防教育を徹底するとともに、報道機関を活用して広報活動を強化する。その際に特に社会不安の防止等に留意する。

第２　防疫方法

１．消毒方法

感染症予防法に定めるところにより実施する。

（１）飲料水の消毒

給水施設として井戸を使用した場合の消毒は、クロール石灰水または次亜塩素酸ソーダ等を使用する。

（２）家屋内の消毒

汚水等で汚染された台所、炊事場、便所等は逆性石鹸液またはクレゾール水等の消毒薬を用い、床下等の湿潤の場所には石灰を散布して消毒を行う。

（３）鼠族、昆虫の駆除

汚染地域を重点的に実施し、併せて消毒薬等防疫薬剤を各戸に配布する。

２．清潔方法

知事の指示に基づき、避難所、道路、溝渠、公園等公共の場所を中心に実施する。

（１）避難所の管理者を通じて、避難所において衛生に関する自治組織を作るよう指導する。

（２）衣服は日光にさらし、特に必要があるときは逆性石鹸液等の適当な場所への配置、手洗いの励行等について十分指導する。

（３）給食従事者は健康診断を終了した者を充て、できるだけ専従させる。

３．臨時予防接種

予防接種による予防措置を講ずべき必要があるときは、県と併せて臨時予防接種を実施する。ただし、知事が予防接種の規定による臨時予防接種に関する命令を発したときは、市長は速やかに実施しなければならない。

４．健康診断

消化器疾患に重点をおき、発生またはその疑いのある地域に対して検便を実施する。

第３　家畜（ペット含む）防疫

１．家畜の保健衛生指導について

災害発生時の家畜の感染症発生を未然に防ぎ、家畜の保健衛生を保持するため、県等関係機関の指導のもとに日常的な保健衛生の指導を行う。

２．家畜の防疫について

災害により家畜の死亡および感染症の発生ならびに発生のおそれがある場合は、その状況を早期かつ的確に把握し、県および家畜保健衛生所長等と緊密に連絡をとり、その指示に従うものとする。

第４　薬剤、機材の確保

１．市は、防疫活動に必要な薬剤、機材、資材および人員確保を図る。

（１）薬剤

市が保管する薬剤を使用する。ただし、不足する場合は県に斡旋を要請するほか、薬剤業者より購入する。

（２）機材

市が保有する消毒用機器を使用するほか、必要に応じて関係機関、民間取扱業者等より借り入れる。

（３）車両

市所有車両の確保を行うとともに必要に応じ民間のものを借上げる。

（４）人員

市長の判断により、必要な場合は医師、その他予防上必要な人員を雇用する。

２．防疫用薬剤、機材等の所要量を算出し、速やかに手持量を確認の上、不足分を入手し、適宜の場所に配置する。

第５　報告および記録の整備

１．市長は、災害防疫に関し次の書類を若狭健康福祉センター所長を通して県に報告するとともに記録の整備保管をするものとする。

（１）被災状況報告書
（２）災害防疫活動状況報告書
（３）防疫経費所要金額および関係書類
（４）各種防疫措置の指示命令に関する書類
（５）防疫作業日誌
（６）その他必要な書類

２．災害発生と同時に、若狭健康福祉センター等関係機関と連絡を密にし、被災地の状況を把握するとともに、防疫に関する必要な書類を作成する。

第２５節　遺体の捜索･処理・埋葬計画

地震や津波災害時における捜索および死亡者の収容・処理・埋火葬の措置を行う。

第１　遺体の捜索

１．実施責任者

遺体の捜索は、市が捜索に必要な人員、船艇その他機械器具を借上げて実施する。ただし、市において実施が困難な場合には、警察、海上保安庁等他機関の協力を得て実施する。

なお、災害救助法が適用された場合は、知事の救助事務を委任された市長が遺体の捜索を行う。

２．捜索の対象

行方不明の状態にある者で、各種の事情からすでに死亡していると推定される者

３．応援要請等

市が被災その他の事情により捜索の実施が困難なとき、または遺体が流出等により他市町に漂着していると考えられるときは、次の事項を明示して県に捜索の応援要請を行う。

ただし、緊急を要する場合は、隣接市町または遺体漂着が予想される市町に直接捜索の応援を要請する。

（１）遺体が埋没または漂着していると思われる場所
（２）遺体数および氏名、性別、年齢、容貌、特徴、着衣、持物等
（３）応援を求めたい人数または船艇器具等
（４）その他必要な事項

４．捜索期間および費用の範囲

災害救助法が適用された場合、災害発生の日から 10 日以内を捜索期間とするが、期間の延長が必要なときは、最小限において知事の承認を得て延長する。

また、費用の範囲は次の事項とする。

（１）借上費
（２）修繕費
（３）燃料費

第２　遺体の収容

市は、遺体の身元識別のため、または死亡者が多数のため短期間に埋火葬できない場合は、遺体の安置場所を確保し、関係機関に連絡する。

なお、搬送車両等が不足する場合や、柩、ドライアイス等が不足する場合には、県に応援要請する。

第３　遺体の処理

１．実施責任者

遺体を発見したときは、市長は速やかに県および警察署長に連絡し、その検分を持って遺体を処理する。

なお、災害救助法が適用された場合は、知事の救助事務を委任された市長が遺体の処理を行う。

２．遺体の検案および処理

災害の際に死亡した者に対し、その遺族等が災害に伴う社会的混乱期のため、遺体の処理を行うことができない場合や遺族が判明しない場合は、市は次の内容で遺体の処理を行う。

（１）遺体の検案

市は、日赤福井県支部および小浜医師会の協力を得て医師による検案および医学的検査を実施する。

小浜警察署または小浜海上保安署は、収容された遺体について、各種の法令等に基づき遺体の検視または調査を行うほか、身元不明遺体の写真撮影、指紋の採取、遺留品保存等を行い、関係機関と協力して身元確認を行う。

（２）遺体の処理

遺体の処理は、救護班または医師会等の協力を得て実施する。また、処理場所は借上げまたは仮設によって確保し、おおむね次の内容で遺体の処理を行う。

①　遺体の洗浄、縫合、消毒等の処理

②　遺体の一時保存

（３）資機材等の調達

ドライアイス、棺等の遺体の処理にかかる資機材および搬送車両を速やかに調達する。なお、資機材および搬送車両が不足する場合は、県に応援を要請する。

３．処理期間および費用の範囲

災害発生の日から 10 日以内とする。ただし、期限内に遺体の処理を打ち切ることができない場合は期間の延長を行う。

なお、遺体の処理に関する費用は、洗浄、縫合、消毒、検案等の処理のための費用および遺体の一時保存のための費用とする。

第４　遺体の埋火葬

地震や津波災害の際に死亡した者に対し、混乱期のためその遺族が資力の有無に関わらず埋火葬を行うことが困難な場合、死亡した者の遺族がいない場合および身元不明の遺体について、市は次の方法により遺体の応急的な埋火葬を行う。

なお、市は遺体の埋火葬の実施が困難な場合、近隣市町または県に応援要請を行う。

１．埋火葬の実施および留意点

遺体の埋火葬は、市長が火葬に付し、または棺、骨壷を遺族に支給する等の現物給付をもって行うものとし、埋火葬の実施にあたっては次の点に留意する。

（１）事故死等による遺体については、小浜警察署または小浜海上保安署から引継ぎを受けた後、埋火葬する。

（２）身元不明の遺体は、遺体の身元確認および身元引受人の発見に努めるが、これが不可能なときは小浜警察署その他関係機関に連絡し、遺体および所持品等を写真撮影するとともに、所持品、着衣等特徴の記録と遺留品を保管のうえ、埋火葬する。

（３）被災地以外に漂着した遺体で、その身元が判明しない者の埋火葬は行旅死亡人として取扱う。

（４）外国人の埋火葬を行う場合、風俗、習慣、宗教等をできる限り考慮する。

２．埋火葬の内容

（１）埋火葬を行う対象

①　災害時の混乱の際に死亡した者

②　災害のため遺族において埋火葬を行うことが困難な場合

（２）埋火葬の期間

災害発生から 10 日以内とする。ただし、期間の延長が必要な場合は、最小限において知事の承認を得て延長する。

（３）費用の範囲および限度

①　費用の範囲

棺、骨壷、埋火葬に要する経費で埋火葬の際の人員および輸送に要する経費を含み、供花代、読経代、酒代等は含まない。

②　費用の限度

知事の定める額

３．災害応急埋火葬

災害時における死亡者を火葬に付する場合は、若狭霊場を使用する。ただし、災害の状況等による非常緊急時には、知事の許可を受けて応急仮設火葬場を設置し、現場処理を行う。

第５　海上漂流遺体の捜索等

１．実施責任者

本節第一項遺体の捜索のとおりとするが、遺体が海上に漂流している場合または漂流が予想される場合には、市は、県に小浜海上保安署、小浜警察署、自衛隊等の応援要請を行う。

２．捜索方法

小浜海上保安署は、所属の巡視船艇または隣接保安官署より巡視船、航空機の応援派遣を得て捜索にあたる。

その際、小浜警察署、自衛隊等の捜索船艇が同一海域において捜索作業に従事している場合は、情報交換等の連絡を密にし、捜索海域の重複を避け、効果のある捜索にあたる。

第２６節　廃棄物処理計画

震災時には、建築物の倒壊、津波や火災等によって一時的にがれき（石綿含有廃棄物を含む）等大量の廃棄物が発生し、かつ避難所等からは大量のゴミが排出されることが予想される。

また、倒壊家屋、焼失家屋や避難所における仮設トイレ等のし尿汲み取りとその処理需要が発生するほか、し尿処理施設および下水道施設の損壊による機能低下が予想される。このため、被災地における廃棄物の収集処理を小浜市災害廃棄物処理マニュアルに基づき適切に実施し、環境衛生に万全を期する。

第１　ごみ処理

１．処理体制

（１）被災地域のごみの発生状況と、収集運搬体制および処理施設の稼動状況を総合的に判断して、適切な処理体制をとる。また、日々大量に発生するごみの処理や一時保管が困難とならないよう、住民に対して集積や分別の協力依頼を行う。なお、廃石綿等は原則として、一時保管場所への受入れを行わないこととし、やむを得ず、一時保管場所に廃石綿等を受入れる場合には、適切な梱包・コンクリート固化等を行う。石綿含有廃棄物は、区分して適切に保管する。

（２）ごみ処理の実施に必要な機材、人員等については、可能な限り市の現有の体制で対応するが、ごみ処理能力以上の排出量が見込まれる場合は、人員の派遣や処理施設の使用などについて県または近隣市町へ応援要請する。

２．処理方法

ごみの排出方法は燃えるごみおよび燃えないごみの分別排出とし、ごみの処理は、焼却のほか、必要に応じて埋立て等環境影響上支障のない方法で行う。また、施設の能力低下や一時的なごみの大量発生が予想される場合には、一時保管場所の確保、種類や状態に応じた処理順位の設定など、公衆衛生の確保と生活環境の保全に配慮する。

なお、倒壊家屋等の解体等については、事前調査を実施し、石綿の使用の有無を確認する。石綿の含有が確認された場合には、作業計画を作成するとともに、県および福井労働基準監督署等と協議を行う。

解体等作業の実施にあたっては、解体作業を行う者の責任において、掲示を分かりやすい場所へ設置し、作業の安全確保と石綿の飛散防止を適切に行う。また、解体に伴う粉じんや騒音の発生の抑制に十分配慮する。

第２　災害廃棄物処理

倒壊家屋等の解体撤去に伴い発生する多量のがれき等の災害廃棄物を、迅速かつ円滑に除去し、被災地のすみやかな復興を進める。

１．処理体制

（１）道路、河川等の災害ごみの処理はそれぞれの維持管理者が行う。

（２）家庭の災害ごみの処理は次により行う。

①　倒壊した家屋等の解体、除去は原則として所有者が行う。

②　畳や家具等の粗大ごみについては原則として指定された場所へ自己搬入とし、例外的に避難行動要支援者には、市が収集対応する。

（３）事業所の災害ごみの処理はそれぞれの事業者が行う。

２．初期対応

（１）災害廃棄物の発生量を把握する。

（２）災害廃棄物の選別・保管・焼却等のために、長期間の仮置きが可能な場所を確保するとともに、がれきの最終処分までの処理ルートの確保を図る。

３．処理活動

（１）災害廃棄物の処理については、危険なもの、通行上支障のあるもの等を優先的に収集・運搬する。

（２）災害廃棄物の適正な分別・処理・処分を行うとともに、可能な限り木材やコンクリート等のリサイクルに努める。

（３）アスベスト等による有害な廃棄物による環境汚染の未然防止に努め、住民および作業者の健康・安全管理に十分配慮する。

（４）必要に応じて、県、隣接市町、関係団体に応援を要請する。

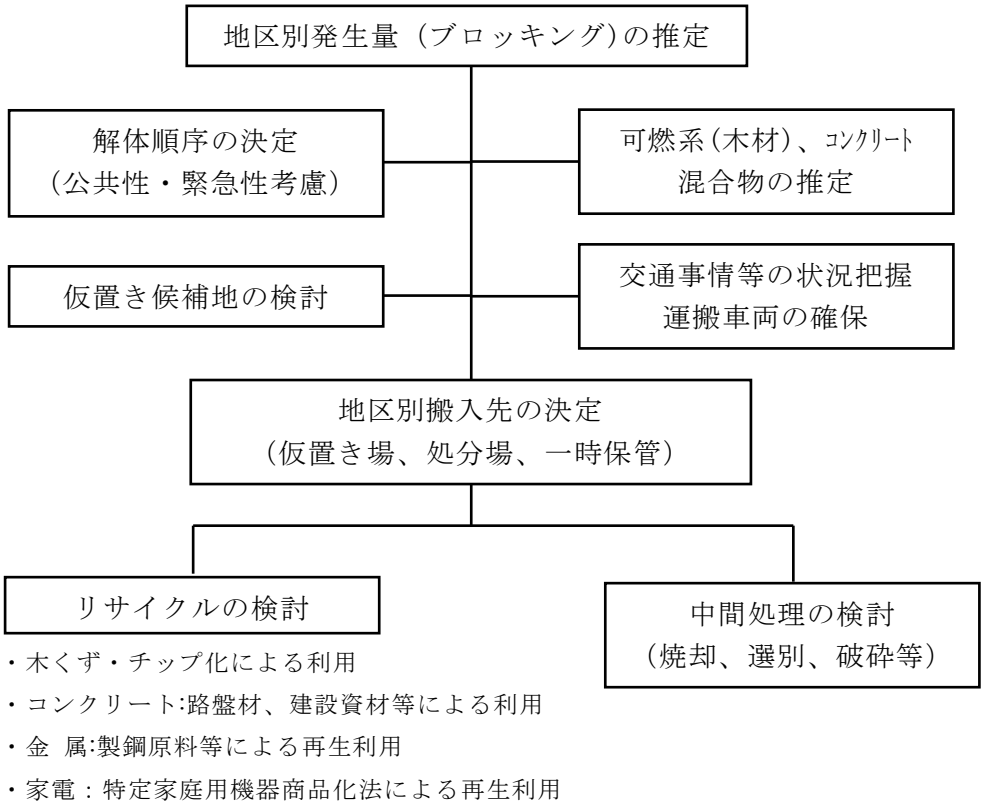

・木くず・チップ化による利用
・コンクリート:路盤材、建設資材等による利用
・金　属:製鋼原料等による再生利用
・家電：特定家庭用機器商品化法による再生利用

４．被災者の経済的負担の軽減

倒壊家屋等の解体、除去は原則として所有者が行うが、市は被災状況に応じて、被災者の経済的負担の軽減を図るため国による特別措置（廃掃法第２２条）の適用について速やかに国、県と協議する。

第３　し尿処理

１．処理体制

し尿の発生量について、発生箇所、利用人員等を総合的に判断し、適切な処理体制をと

る。特に仮設トイレ、避難施設のくみ取り便所については、貯蓄容量を超えることがないように配慮する。

なお、機材、人員が不足する場合は、ごみ処理に準じ応援要請を行う。

２．処理方法

し尿の処理方法は、し尿処理施設によることを原則とし、必要に応じ環境衛生に支障のない方法を併用する。

第４　災害廃棄物の発生への対応

市および県は、大量の災害廃棄物の発生に備え、広域処理体制の確立に努めるものとする。また、市は災害の種類（地震・津波・水害）に応じ、十分な大きさの仮置場・最終処分場の確保に努めるとともに、広域処理を行う地域単位で、平時の処理能力について一定程度の余裕を持たせるとともに処理施設の能力を維持し、災害廃棄物処理機能の多重化や代替性の確保を図る。

市および県は、国が定める災害廃棄物の処理にかかる指針に基づき、適正かつ円滑・迅速に災害廃棄物を処理できるよう、仮置場の確保や運用方針、災害廃棄物の処理体制、周辺の地方公共団体や民間事業者等との連携・協力のあり方等について具体的に示した災害廃棄物処理計画を策定する。また、定期的に災害廃棄物処理に関する研修、訓練を実施するとともに、必要に応じて、災害廃棄物処理計画の見直しを行い、計画の実効性の向上に努めるものとする。

県は、国や廃棄物関係団体との間で調整の役割を担うほか、市が行う災害廃棄物処理に対する技術的な援助を行う。

市は、社会福祉協議会、ＮＰＯ等関係機関との間で、被災家屋からの災害廃棄物、がれき、土砂の撤去等に係る連絡体制を構築するとともに、ボランティア、ＮＰＯ等の支援を得て、災害廃棄物等の処理を進める場合には、社会福祉協議会、ＮＰＯ等と連携し、作業実施地区や作業内容を調整、分担するなどして、効率的に災害廃棄物等の搬出を行うものとする。また、地域住民やＮＰＯ・ボランティア等への災害廃棄物の分別・排出方法等に係る広報・周知を進める。

第５　損壊家屋解体への対応

県は、損壊家屋の解体を実施する場合には、解体業者、産業廃棄物処理業者、建設業者等と連携した解体体制を整備するとともに、必要に応じて速やかに他の地方公共団体への協力要請を行うものとする。

第２７節　水防活動計画

地震による河川施設等の損壊に伴う浸水被害の発生に対応するための水防活動を実施する。

第１　水防活動

地震が発生し、浸水が予想される場合もしくは被害が発生した場合に水防管理団体（市）は小浜市水防計画等に準拠し必要な措置を講じ、被害の拡大防止に努める。

１．水防管理団体の措置

（１）出水危険箇所等の巡視、点検

大規模な地震の発生に際しては、水防管理団体は、直ちに区域内の河川等を巡視し、水防上危険な箇所を発見したときは、直ちに当該施設の管理者に連絡して必要な措置を求める。

２．県の措置

（１）大規模な地震の発生に際しては、県は水防計画に準拠して、自ら水防態勢および水防組織を確立する。

（２）応急対策施行者との協力体制を確立し、円滑な水防活動を実施する。

第２８節　地盤災害応急対策計画

地震により土砂災害が発生した場合もしくは発生するおそれがある場合、迅速な応急対策を実施し、被害の拡大防止に努める。

第１　現地状況の把握

市および関係機関は、所管する各危険区域等のパトロールを実施し、現地状況を把握する。

また、広域的な大規模災害が発生した場合には、斜面の危険度を一定の技術水準で判定できる斜面判定士を活用し、危険状況の把握に努める。

第２　砂防等施設の応急対策

地震により砂防等施設が被害を受けるおそれがある場合もしくは被害を受けた場合に、各施設の管理者は迅速な応急処置を実施し、被害の拡大防止に努める。

１．砂防等施設の巡視･点検

砂防等施設の管理者は具体的な基準震度を定めて、施設の巡視･点検を行い、被害の有無、予想される危険等を把握し、必要に応じ、関係機関および地域住民に連絡する。

２．応急復旧工事の実施

各施設の管理者は迅速かつ的確に応急補強等の工事を行う。

第２９節　海上災害対策計画

海上ならびに沿岸の海難事故を未然に防止し、船舶航行の安全を確保するとともに港湾ならびに隣接区域の災害防止および環境の保全を期する。

第１　海難対策

海難対策は、船舶の衝突、乗揚、転覆、火災、爆発、浸水、機関故障等を想定する。

１．情報等の収集・連絡、避難誘導等

海難が発生したとき、市、小浜海上保安署、若狭消防署ならびに小浜警察署は、相互に連携して被害情報等を収集し、収集した情報を逐次県および警察本部に連絡する。また、必要に応じて付近住民等の避難誘導等を行い、被害の拡大防止を図る。

（１）小浜市

①　小浜海上保安署、小浜警察署、航行船舶から人的被害の状況等の情報を収集するとともに、必要に応じて敦賀海上保安部、県警察、県等へ、ヘリコプターによる情報収集を要請する。

また、被害規模に関する情報を含め、概括的情報をただちに県に報告するとともに、応急対策活動状況、配備体制、応援の必要性等について順次報告する。

②　小浜市漁業協同組合と協力して、漁船による危険物の浮流状況、規模等の情報収集を行う。

③　沿岸パトロール班を編成し、沿岸からの情報収集と監視を行う。

④　沿岸区長、消防団、沿岸企業等に情報収集を要請する。

（２）小浜海上保安署

①　原因者、関係事業者等から人的被害の状況等の情報を収集するとともに、巡視船等による被害規模に関する情報収集を行う。

②　収集した情報は、必要に応じ県および指定公共機関に報告する。

③　必要に応じて航空機等による被害状況、浮流危険物の拡散、移動状況等について情報収集を敦賀海上保安部、管区本部に要請する。

２．通信の確保

（１）市は、災害発生後ただちに、災害情報連絡のための防災行政無線、携帯電話、衛星電話等通信手段の確保を図る。

（２）ＮＴＴ西日本(株)福井支店は、ただちに重要通信の確保を行う。

情報収集・連絡系統の概要

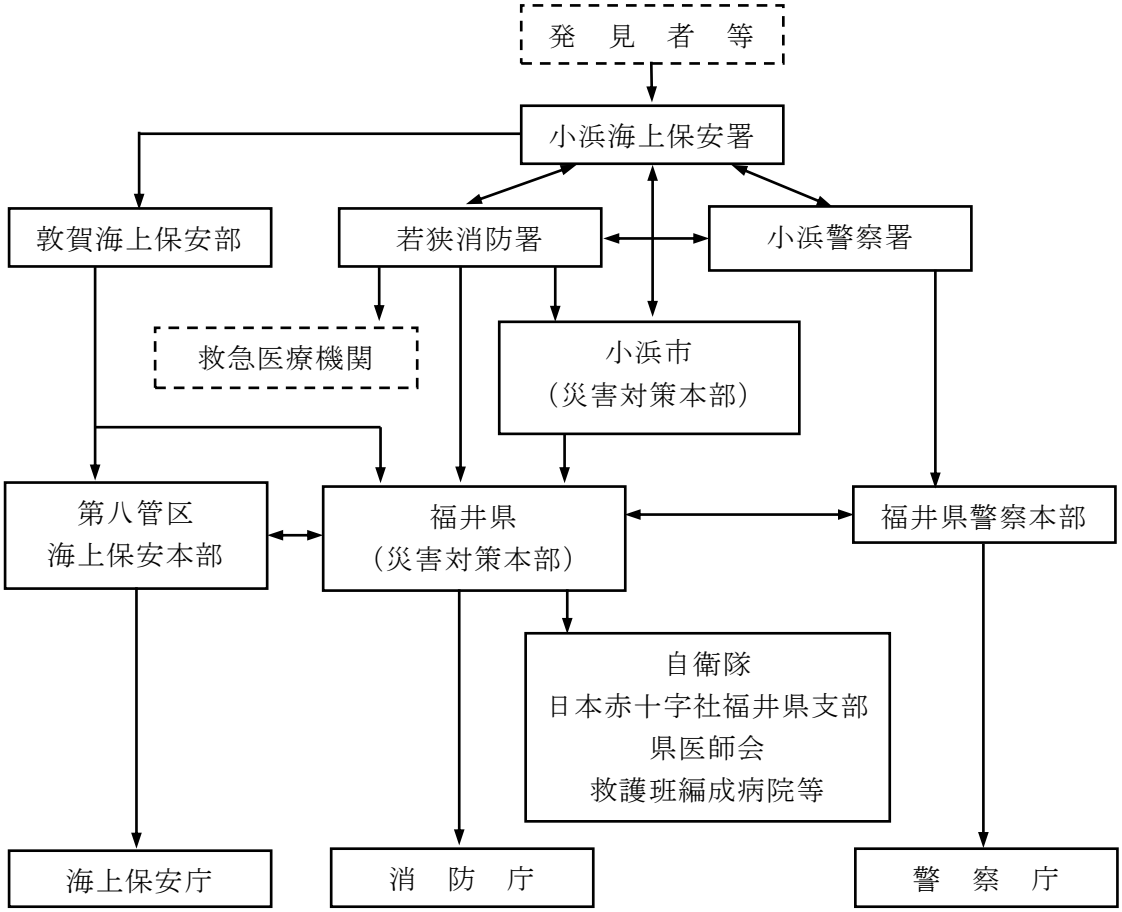

3．活動体制の確立

市は、市域において大規模な海上災害が発生した場合、迅速かつ的確な災害応急対策を推進する体制を確立する。なお、災害対策本部を設置したときは、県ならびに防災関係機関に速やかに通報する。

また、地域において災害応急対策を緊急に実施する必要がある場合は、その地域に現地災害対策本部を設置する。

小浜海上保安署は海上災害が発生し、または発生するおそれのある場合は、非常配備または警戒配備を発令し、必要のあるときは災害対策本部を設置する。

4．救援活動

（1）海上保安署の措置

①　負傷者の救助、避難者の誘導、救出、海上輸送

大規模海難事故等が発生した場合は、巡視船艇および航空機等により、負傷者の救助、避難者の誘導、救出および海上輸送等を行う。

②　緊急輸送および医療機関への出動要請

災害救援関係要員、緊急物資等の緊急輸送の要請があったときは、状況に応じて支援するとともに、必要に応じて県等を通じ、医療機関への出動要請をするものとする。

③　自衛隊の派遣要請

大規模海難事故等が発生した場合または事態が急迫している場合は、第八管区海上保安本部を介し、自衛隊の派遣を要請するものとする。

④　関係機関と連携した捜索活動の実施

行方不明となった人命、船舶

⑤　海上交通の安全確保

・船舶への災害情報の広報・周知

・船舶の通行禁止、制限等の措置

・海難船舶等の移動および障害物の除去

⑥　船舶火災の消火活動

・船舶火災または海上火災が発生したときは、巡視船艇により迅速に消火活動を実施する。

・小浜海上保安署および若狭消防署は、相互協力して消火活動を実施する。

（２）小浜市の措置

①　地域住民に対する避難指示

本部長は、地域沿岸の住民に被害が及ぶと判断されるときは、報道機関、防災行政無線、広報車、携帯電話メール等により避難の指示を行うものとする。

②　水難救護法による人命、遭難船舶の救助

市は、小浜海上保安署、福井県、小浜警察署等と連携のうえ、人命、遭難船舶の救助に努める。

なお、小浜海上保安署から要請のあった場合、救助活動に協力するものとする。

③　沿岸地先海面の海岸パトロール

市は、火災や漂着等によって被害が沿岸部におよぶおそれがある場合、地先海面の巡回監視を行うものとする。

④　緊急輸送活動および交通の確保

状況に応じて、市は負傷者等の搬送、救護班の派遣、その他救援活動のための要員や物資・資機材の輸送等の災害応急対策を行う。また、市で対応できない場合には県に応援を要請する。

⑤　捜索・救助活動

若狭消防署は、消防団を動員して沿岸部の捜索活動および救助活動を行う。

また、必要に応じて、他の消防本部に応援を求めるほか、県に対し、防災ヘリコプターの出動、緊急消防応援隊の派遣等を要請する。

⑥　医療救護活動

市は、若狭消防署から要請があった場合、または自ら必要と判断した場合、負傷者の手当、医師の確保、救護所の設置、医薬品の手配等の必要な措置を講ずる。

また、市の医療活動で対処できない場合には県に応援を要請する。

⑦　行方不明者・遺体の捜索および埋葬

海上事故災害により行方不明者等が発生した場合は、３章第２５節「遺体の捜索・処理・埋葬計画」に準じる。

第２　石油類大量流出対策

１．活動体制の確立

市は、石油流出の発生情報が県から伝達されたとき、迅速かつ的確な災害応急対策を推進するため、職員の配備体制を準備する。また、緊急時は、本計画の定めるところにより、災害対策本部を設置し、県ならびに防災関係機関に速やかに通報する。

また、地域において災害応急対策を緊急に実施する必要がある場合は、その地域に現地災害対策本部を設置する。

小浜海上保安署は海上災害が発生し、または発生するおそれのある場合は、非常配備または警戒配備を発令し、必要のあるときは災害対策本部を設置する。

２．防除活動の実施

海上保安庁長官から海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（第 41 条の 2）による沿岸海域での防除措置要請があった場合、県の設置する流出油沿岸部除去連絡会の除去方針を踏まえ、市は、若狭消防署、小浜警察署、漁業協同組合、地元住民代表、ボランティアセンター、自衛隊の災害派遣部隊等と協同で次の防除活動を展開する。

（１）市単位の除去組織の設置
（２）沿岸部の監視
（３）回収油の一時集積場所の確保
（４）沿岸部での除去活動の実施
（５）回収油の一時集積場所への輸送および貯留
（６）沿岸部での除去活動情報の収集および県への伝達

３．医療救護体制

市は、防除活動に従事する作業者の安全および健康の保持を図るため、活動拠点となる港等で医療救護活動が迅速に行えるよう、医師等の確保をはじめ、救護所の設置や医薬品の手配等に必要な措置を講ずる。

４．防除資機材(主として消耗品)の確保

防除資機材のうち、手袋、作業着、ひしゃく等の消耗晶は、市の備蓄品または市内での調達で対応し、不足する場合は、あらかじめ定められた様式で県に確保を要請する。

５．ボランティア活動への支援

ボランティアの受け入れならびに活動調整はボランティアセンターが対応し、市はその円滑な運営のための支援を行う。

市は、ボランティア活動の自主性、自発性を尊重しつつ、適切な防除活動が図れるようボランティアとの連携に努める。

（１）必要に応じ、ボランティア関係団体および報道機関を通じて、広くボランティア活動への協力を呼びかける。
（２）防除作業の連携

作業手順、作業日、作業場所、安全管理、健康管理等について円滑なボランティア活動を図るため、必要な調整を行うものとする。

また、ボランティアの受付窓口を設置するとともに、必要に応じ登録手続きを行うものとする。

（３）活動環境の整備

被害状況、活動内容、活動場所、服装、携帯品等の防除活動に必要な情報や宿泊場所等の情報の提供についても配慮するものとする。

（４）健康管理等の支援

ボランティアの健康管理のため、救護所の設置および健康相談等の実施に努めるものとする。

また、ボランティアの万一の事故に備え、ボランティア活動保険の周知やその加入を奨励するものとする。

ボランティアとの連携については、第３章第４節「ボランティア活動支援計画」に準

じる。

6．環境対策、風評対策

（1）環境汚染状況等に関する県への情報の提供および住民等への広報を行う。

（2）環境影響調査の実施および結果の広報を住民へ行う。

（3）住民の健康への影響が予想される場合、必要に応じ救護所を設置するとともに避難指示時の住民の誘導や健康被害発生時の対応・相談先等の周知を図る。

（4）市は、県の実施する環境対策および風評対策に協力する。

7．補償対策

（1）市は、漂着油の防除作業に際し、市が負担した経費を取りまとめ、事故原因者または（船舶の場合）その保険者に請求する。

（2）油濁損害の規模、内容等により、県が窓口となって補償請求することとなった場合は県と協議し、協力を得て請求事務を行うものとする。

第３　流木対策

地震や津波等のため海上および木材積載船からの大規模な木材の流出が発生したとき、沿岸住民、航海船舶、漁場等の被害防止、情報の伝達を実施するとともに、航路障害物の除去、航行整理等によって海上交通安全を確保する。

1．実施体制

船舶積載木材の除去等は船主または代理店および当該木材所有者が共同して実施する。

2．応急対策の実施

市および関係機関は、大規模な木材の流出が発生したとき、次の必要な措置を講ずる。

（1）小浜海上保安署の措置

①　巡視船艇等による現場付近の状況調査、警戒および船舶交通の整理

②　状況に応じたラジオ放送、水路通報等による船舶に対する周知

③　当該木材所有者または保管責任者に対して発する早急な集積の勧告もしくは除去命令

④　必要に応じた船舶交通の制限または禁止

（2）県の措置

①　市に対する流出木材の情報伝達および応急対策上必要な指示

②　他の関係機関に対する協力要請

（3）小浜警察署の措置

①　小浜海上保安署との連携による流木の接岸または漂着のおそれがある沿岸地域における警察官等によるパトロール、情報伝達および警戒

②　民心安定のための広報活動

（4）市の措置

水難救護法(明治 32 年法律第 95 号)による人命および船舶の救助

（5）木材等の漂流物が海岸に漂着した場合の対応

木材等の漂流物の所有権者（荷主）の対応により次の方法で処理する。

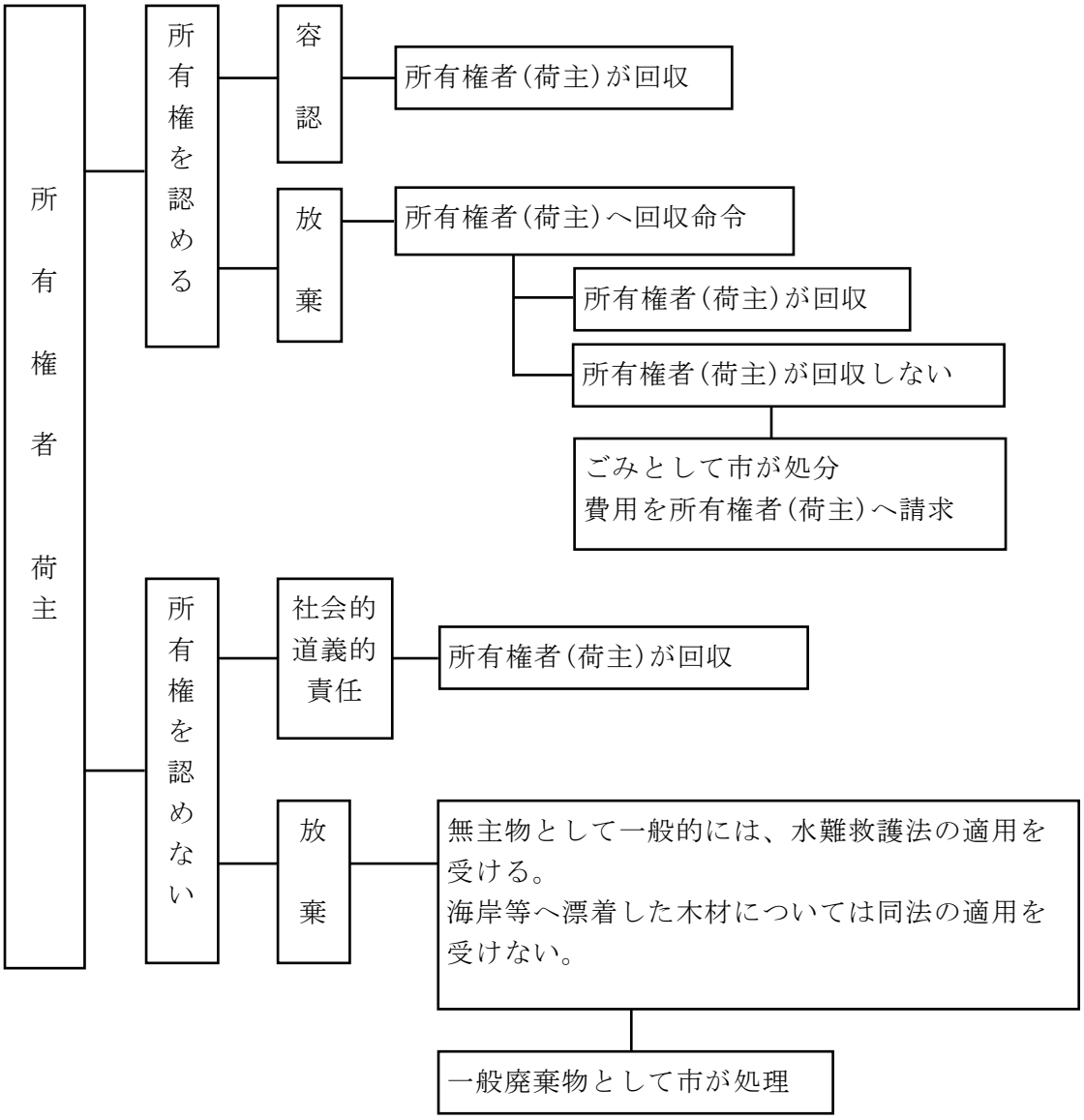
所有権者荷主
所有権を認める
容認
所有権者(荷主)が回収
放棄
所有権者(荷主)へ回収命令
所有権者(荷主)が回収
所有権者(荷主)が回収しない
ごみとして市が処分
費用を所有権者(荷主)へ請求
所有権を認めない
社会的道義的責任
所有権者(荷主)が回収
放棄
無主物として一般的には、水難救護法の適用を受ける。
海岸等へ漂着した木材については同法の適用を受けない。
一般廃棄物として市が処理

第３０節　文教対策計画

地震や津波災害により通常の教育を行うことができなくなった場合は、早急に教育施設の確保を図る等、応急対策を実施し、就学に支障をきたさないよう措置するとともに避難所となっている学校では避難所の生活に配慮しつつ、できるだけ早期に学校教育を再開するよう努める。特に、受験期（12～3 月）においては、被災地の状況に応じ、被災していない隣接地域の施設等を借用し、教科書その他学用品を提供するなどして、速やかな授業の再開に努めるものとする。

第１　教育再開計画

１．被害状況の把握と救急体制

文教施設における災害状況を把握し、必要に応じて被災施設の調査を行い、人的被害に即応した救急対策を立てる。

２．情報収集と指示連絡

学校および社会教育施設等の被害情報の収集に努め、応急措置について指示連絡するとともに復旧計画を策定する。

第２　学校の措置

１．地震発生後の措置

児童・生徒の在校時	1　避難 地震発生時の行動は、児童･生徒の安全避難を最重点とし、児童･生徒を完全に把握して安全確保のための指示と誘導を行うとともに、火災発生に備えて重要書類等の持出しを行う。 2　防災措置 火気および薬品類を使用中の場所（給食室、給湯室、理科･家庭科教室等）について、直ちにこれを始末するとともに火災等の予防措置を講ずる。 3　人員確認と応急手当 災害発生避難後、速やかに児童･生徒および教職員の人員確認を行うとともに、負傷者発生の場合は応急手当を行う。 4　避難と引渡し 災害の状況により、児童･生徒を避難場所へ誘導する。この場合、避難順序は非常出口に近いところから低学年を最初に避難させる。その際、１クラス１名の教職員を付けて誘導する。また、速やかに保護者への引渡しを行う。ただし、保護者との連絡が不能の場合の保護について計画を策定しておく。 5　被災報告 被害の状況を調査し、市教育委員会へ報告する。この場合、特にプールの貯水状況、給食室の稼動の可否については必ず報告する。 6　その他の措置 上記のほか、「学校防災計画」および「防災手引」に基づき、必要な措置をとる。

児童・生徒の不在時	1　防災業務の分担 災害の状況に応じ「学校防災計画」および「防災手引」に基づく事務の分担等により、防災に努める。 2　報告 被災状況を調査し、市教育委員会に報告する。 3　情報収集 児童・生徒の被災状況について、情報の収集に努める。

2．その他事前計画の必要な事項

学校において避難所が開設され、避難所の運営等に教職員が携わる場合を想定し、「避難所となる学校施設の災害時の対応マニュアル」等計画を策定し、次の事項を周知する。

（1）避難所の運営における教職員の役割および市本部との連携

（2）児童・生徒の安否確認の方法

（3）学校機能を早急に回復するために、学校内において避難者と児童･生徒とで共有する部分と児童･生徒または避難者のみが使用する部分の区分の検討

（4）授業中に大規模地震が発生した場合の児童･生徒の帰宅および保護者との連絡方法

第3　応急保育計画

1．保育児童の安全確保

市は、災害が発生し、または発生するおそれがある場合、休園、途中帰宅、家庭保育協力等の適切な措置を講ずるものとする。

2．保育施設の応急整備

市は、被害を受けた保育園の保育実施のため、施設・設備の応急復旧および代替施設の確保に努める。

3．保育児童の健康維持

市は、被災地区の保育児童に対して、健康福祉センターの指示・援助により、健康診断等を行い、健康保持に十分注意するとともに、感染症予防についても適切な指導を行う。

4．保育施設の応急対策

保育施設が被災し、その施設の全部または一部が保育の用途に供しなくなった場合は、復旧に至るまでの間、応急施設を建設し、または公共施設を一時転用するなどして、保育施設の確保を図る。

5．職員の確保対策

罹災保育職員の状況を把握し、職員に不足を生じた場合は、次の方法によりその確保を図る。

（1）退職保育士、または経験者を臨時に採用する。

（２）その他の職員については市職員を臨時に充当する。

第４　保健厚生対策

１．被災児童・生徒の健康管理

市教育委員会および学校長は、被災児童・生徒の心身の健康の保持・増進を図るため、学校医および若狭健康福祉センター等の専門機関との連携を図りながら、教職員等によるカウンセリング、電話相談等を実施する。

２．被災教職員および児童・生徒の保健管理

災害の状況に応じて教職員および児童・生徒に対し、県の指示または協力を得て感染症の予防接種または健康診断を実施する。

３．被災学校の清掃および消毒

学校が浸水等の被害を受けたとき、感染症の予防および感染症の患者に対する医療に関する法律等に基づき、県の指示または協力を得て校舎等の清掃および消毒を行う。

第５　学校給食の措置

市教育委員会は、学校給食施設設備が被災したときは速やかに復旧措置を講じ、できる限り給食を継続できるよう努める。

１．復旧措置は、施設設備、食品取扱等の衛生管理に十分注意し、給食に起因する感染症および食中毒の発生防止に努める。

２．災害時における応急配給は、文部科学省および農林水産省の定める「災害時における応急配給」に基づき、給食物資の確保および輸送に万全を期する。

３．炊出し等への協力

緊急を要し学校給食の施設、設備を使用して炊出しを実施する場合、学校長は市の承認を受けて協力する。

第６　教材、文具の確保と給与

市教育委員会は教科書についてその不足数の把握に努め、教科書供給者および県教育委員会との連絡調整により、できるだけ速やかな供給を図る。

災害救助法が適用された場合の教科書その他学用品の給与については、災害救助法施行規則に基づき、迅速な措置を講ずる。

災害救助法による学用品の給与基準

給与する品目	学用品の給与は被害の実情に応じ、次に掲げる品目の範囲内においておこなう。 ①教科書　②文房具　③通学用品
適用期間	教科書については、１か月以内、文房具および通学用品については１５日以内に給与を完了しなければならない。
給与の実施	災害救助法が適用された場合の学用品の給与は、原則として知事の救助事務を委任された市長が行うが、教科書については、県が

	市教育委員会等からの報告に基づき、教科書提供所から一括調達し、その配給を講じることがある。

第７　社会教育施設等応急対策

１．コミュニティセンターおよびその他の社会教育施設や体育施設は、災害時において避難所、現地対策本部などに利用されるので、施設の被害状況を直ちに調査するとともに、その応急修理または補強を実施する。

なお、避難所等が開設された場合、職員は運営等に関し、協力するものとする。

２．開館時には、地震発生と同時に火気を始末し、状況に応じて利用者を屋外へ避難誘導し、安全確保に努める。

３．被災状況を調査し、速やかに市の当該施設管理担当部局に報告する。

第８　文化財保護計画

１．災害発生の届出

災害が発生した場合には、所有者（管理責任者）は速やかにその被災状況を調査し、結果を文化財保護法、福井県文化財保護条例、小浜市文化財保護条例および小浜市伝統的建造物群保存地区保存条例の規定に基づき市教育委員会および県教育委員会に届出（報告）しなければならない。

２．文化財の保護復旧

市教育委員会は前項の届出を受けた場合は、直ちに職員を現地に派遣し、被害状況を把握し、被災文化財の被害拡大を防止するための応急措置に努めるとともに、個々の実情に応じ、県教育委員会と協議のうえ復旧対策を講ずるものとする。

第３１節　農林水産業等対策計画

地震や津波等により農地や農作物、農業用施設、漁業用共同利用施設等に多大な被害が出ることが予測される。
そのため、災害時には県および農林水産業関係団体等と密接に連携を図り、被害等の情報収集に努めるとともに被災した施設等については、機能を回復するための応急対策を実施する。

第１　被害状況の把握

１．調査工作班は、大規模な災害が発生した場合、被害調査班を編成し、農作物や農地、畜産、農業用施設、山林、林業施設、漁船、漁業用共同利用施設等の被害状況を農林水産業関係団体等の協力を得ながら、速やかに把握する。

２．農業用施設および漁業用共同利用施設等の施設管理者は、地震等による被害が発生した場合、直ちにパトロールを実施し、各施設の主要構造物等の緊急点検を行う。その際に危険箇所が認められるときは、市および関係機関等へ連絡するとともに付近住民に対する避難のための指示等適切な避難誘導を実施するものとする。

３．把握した被害状況は調査工作班が取りまとめ、対策本部に報告するとともに「福井県農林水産業被害報告要領」に基づき、県へ報告する。

第２　農作物および農業用施設等

１．二次災害防止のための緊急対策

調査工作班は、農業用施設の被害状況により必要があると認めたときは、二次災害を防止するため福井県農業協同組合および関係農家に対し、次の指導または指示を行う。

（１）農舎、園芸ハウス等の倒壊防止措置
（２）農業用燃料の漏出防止措置
（３）農薬の漏出防止措置

２．応急対策

調査工作班は、農林業関係団体や農家等と連携協力し、農作物および農業用施設等の被害状況を把握し県に報告するとともに被害状況に応じた応急対策を講ずるものとする。

（１）種苗の供給体制の確保

災害により農作物に被害を受けた場合、種苗が緊急に必要になることから、福井県農業協同組合や県を通じて種苗の供給体制の確保を図るものとする。

（２）病害虫の予防

災害により農作物に病害虫の発生が予測される場合、速やかに薬剤を確保するとともに農業協同組合を通じた病害虫駆除のための薬剤散布を実施する。

（３）応急対策用農業用資機材の円滑な供給

第３　農業土木の応急対策

１．農地のたん水排除

河川等の決壊により生じたたん水を排除するため、県や土地改良区、水防団等と連携を図りながら仮閉め切りや排水作業、仮排水路工事等を行う。

２．排水機場の運転管理

災害発生とともに機械設備等の再点検を速やかに行うとともに、破損箇所については機能回復のための応急工事を行い、排水処理の万全を図る。

また、排水を行う場合は他の排水機場と直ちに連携を図るとともに、必要により土地改良区等の関係団体の協力を得て運転の管理にあたる。

３．農業用施設等の応急工事

農業用施設の被害や農地等のたん水被害を最小限度にくい止めるため、関係団体の協力を得るとともに、被災した施設の被害拡大防止や機能の一時的回復を図るための応急工事を緊急に実施する。

４．農業集落排水施設

災害等により下水の排水に支障をきたす被害については、早急に機能を回復するための応急措置を実施する。

第４　漁業用共同利用施設等

１．二次災害防止のための緊急対策

調査工作班は、漁業用共同利用施設等の被害状況により必要があると認めたときは、二次災害を防止するために小浜市漁業協同組合、福井県漁連小浜支所および漁家に対し、次の指導または指示を行う。

（１）船舶燃料等の漏出防止措置および拡散防止または関係機関への協力要請

（２）流失した船舶、漁業用資機材等の早期回収措置または関係機関への協力要請

（３）流出油の拡散防止、回収、無害化措置または関係機関への協力要請

２．応急対策

調査工作班は、被害状況に応じ、次の応急措置を講じ、関係者への指導、関係機関への協力要請を行う。

（１）水産（機能）施設

冷凍・冷蔵施設、給油・給水施設等に被害が生じた場合、県および小浜市漁業協同組合、福井県漁連小浜支所と連携を図りながら応急措置を実施する。

（２）流出や転覆した漁船等

漁船等の転覆による船舶燃料等の流出、引火、拡散等の防止を消防、県、小浜海上保安署、小浜市漁業協同組合、福井県漁連小浜支所と連携を図り対処する。

また、流出した漁業用資機材や漁船および転覆船の処理対策についても協力して対応するものとする。

（３）漁業者に対する広報

水産（機能）施設に被害が生じたとき、被害状況に応じ、漁業協同組合と連携し、出漁船等に対する水産（機能）施設被害状況の情報提供を行う。

（４）応急対策用資材の円滑な供給

第５　市場の早期開場措置

調査工作班は、集出荷団体の協力を得て、市場開設区域および周辺地域の海産物の流通実態を把握し、早期の市場開設に努める。

被災した市場が応急工事で開設可能な場合は、市場開設者の協力を得て速やかに工事を行い、開設するものとする。

なお、開場が不可能な場合、県および市場開設者と協議し、他の開場可能な場所で仮設市場を開場するよう努める。

第３２節　商工業対策計画

地震や津波等の災害による商工業の被害調査をいち早く実施し、防災関係物資の安定供給を図るとともに災害復旧のための労働者の確保や被災商工業者への融資対策等の早期実施による経済の安定を図る。

第１　被害状況調査

１．食料、物資等の緊急調査

緊急時において食料や生活関連物資の安定確保に資するため、緊急に当該物資の製造、流通にかかわる主要事業所の被害状況の調査を実施する。

（１）調査対象範囲

市内の主要な製造事業所および流通（卸売店、量販店、小売店、小売り市場など）にかかわる事業所

（２）対象品目

食料品、日用品などの生活関連物資

（３）調査・監視体制

物資供給班の職員による面接調査および可能な通信手段によるヒアリング

（４）調査内容等

①　店頭価格および価格動向

②　物資の需給動向および流通状況

２．一般被害状況調査

災害融資対策等事後の災害復旧に資するため、災害を受けた全ての事業所について被害状況を調査する。

（１）調査対象範囲

市内の災害を受けた全ての事業所（物の生産またはサービスの提供を業として行っている個々の場所）

※全ての事業所－総務省統計局の事業所統計調査の対象事業所

ただし、日本標準産業分類「大分類 A－農業」「大分類 B－林業」「大分類 C－漁業」に属する事業所は除外する。

（２）調査の単位

総務省の事業所統計調査に準じる。

（３）調査の方法

調査票による被災事業所からの自計申告を基本とする。

ただし、必要により調査員面接聴取による他計申告も併用する。

（４）調査体制

調査は物資供給班の職員によるが、災害の状況によっては事業協同組合等の商工関係団体、自治会への委嘱による体制とする。

（５）調査事項

事業所被害状況調査表による。

第２　緊急必要物資および応急復旧用資材の確保

１．緊急必要物資については、予想される災害時の需用量、主要取扱機関、災害時における輸送経路等の資料を整備するとともに、災害時におけるとるべき措置について、関係機関との連絡、通報および協力体制の確立に努める。

２．緊急必要物資および応急復旧用資材で、災害の発生によって当該物資が極度に不足し、もしくは極度に不足することが予想される場合または当該物資の価格が高騰し、もしくは高騰することが予想される場合には、当該物資の生産、集荷および販売を業とする者または関係団体に対して、当該物資を適正な価格で円滑に被災地に供給するよう協力を求める。
　この場合必要に応じて、緊急輸送についても所要の措置を講ずる。

第３　食料、生活関連物資の安定供給対策

１．物価相談窓口の開設
　売り惜しみ、便乗値上げ等に関する住民からの相談や苦情、問い合わせなどに対応するための相談窓口を市役所内に設置する。

２．事業所等に対する指導、要請
　物資供給班は、食料、物資等の緊急調査結果や相談窓口に寄せられた意見等に基づき、値上げや売り惜しみ等の行為が認められる事業所等に対して、速やかに食料や物資の適正な価格や安定供給についての指導や要請を行う。

３．調査結果等の情報提供
　調査結果等については、広報情報班を通じ適宣、住民に情報提供するものとする。

第４　雇用対策

１．災害復旧工事労働者の確保
　災害復旧に関わる建設業等の労働者が不足した場合には、小浜公共職業安定所と連携を図り確保に努めるものとする。

第５　収容避難所への食料、生活必需品等の供給支援

物資供給班・財政班は、収容避難所で必要とする食料、生活必需品等の確保について避難所班から要請があった場合は、直ちに関係する事業所等へ依頼するものとする。

［防災関係物資］

区　分		内　　容
生活必需物資	食　料　品	米、パン類、小麦粉、野菜、鮮魚、食肉、鶏卵、みそ、醤油
	生活必需品	毛布、外衣、肌着、タオル、鍋、釜、湯のみ、バケツ 石油コンロ、石けん、マッチ、ロウソク、懐中電灯 傘、カッパ、靴、長靴、サンダル プロパンガス、灯油、軽油、重油
	救急医薬品	
災害復旧用資材		亜鉛鉄板、ブリキ板、ベニヤ板、鉄線、釘、ロープ

	セメント、コンクリートブロック、瓦、レンガ、板ガラス
災害復旧用器材	ショベル、スコップ、ハンマー、ツルハシ、金づち のこぎり、バール、ペンチ、チェーンソー
防災業務用薬剤	化学消火剤、油処理剤その他これらに類するもの
事業用資材	灯油、ガソリン、軽油、重油 その他の事業用資材の内特に必要と認めるもの

第３３節　通信・放送施設応急対策計画

地震や津波の発生に際しては、通信および放送施設を震災から防護するとともに、これら施設が被災した場合には、応急復旧作業を迅速かつ的確に実施し、早期に通信および放送の機能回復を図る。

第１　電気通信施設

ＮＴＴ西日本㈱および各携帯電話会社は、災害時に応急作業を迅速かつ的確に実施し、電気通信サービスの確保を図る。

１．応急対策

災害が発生または発生するおそれがある場合は、災害の規模、状況により災害対策本部を設置し、通信の途絶の解消および重要通信の確保のため、次の措置を講ずる。

（１）電話回線網に対する交換措置、伝送路切替装置等の実施
（２）災害用伝言ダイヤル（１７１）等の提供
（３）非常用伝送装置または非常用衛星通信車装置による伝送路および回線の作成
（４）応急ケーブル等による臨時伝送路および臨時回線の作成
（５）予備電源、非常用発電装置等による通信電源の確保
（６）特設公衆電話の設置
（７）携帯電話の貸し出し

２．広報活動

災害により電気通信サービスの提供に重大な支障をきたした場合は、電気通信設備の被災状況および復旧状況等重要な情報について、県および関係機関への連絡や報道機関等を通じて復旧状況の広報活動を行う。

第２　放送施設

㈱ケーブルテレビ若狭小浜は、災害が発生した場合、非常災害対策規定に基づき、迅速かつ的確に必要な措置をとる。なお、放送所、演奏所が被災した場合は、あらかじめ選定した待避所に速やかに移転し、放送を継続する。

１．資機材等の確保

（１）電源関係諸設備を整備、確保する。
（２）中継回線、通信回線関係を整備、確保する。
（３）送受信空中線補強のための資材および予備空中線材料を整備、確保する。
（４）あらかじめ特約した業者等から、応急対策に必要な機材を、緊急借用または調達により確保する。

２．応急対策

（１）放送機等障害により一部の送信系統による放送送出が不可能となったときは、他の送信系統により臨機に番組を変更あるいは他の番組に切り替え、災害関連番組の放送継続に努める。
（２）一部中継回線が断絶したときは、常置以外の必要機器を仮設し、無線その他の中継回線等を利用して放送の継続に努める。

（３）災害のため放送局内演奏所から放送継続が不可能となったときは、他の臨時の演奏所を設け、放送の継続に努める。
（４）ケーブルテレビ若狭小浜(株)は、ＣＡＴＶ施設が被災した場合、直ちに放送施設およびケーブルの点検を行い、被災した施設等については迅速にその復旧作業に取り組む。
（注）演奏所：放送局の演奏所とは放送対象地域内にある主要な主調整装置、演奏室、演奏装置等がある場所を演奏所といい、スタジオや調整室を合わせたもの。

３．視聴者対策
災害時における受信の維持、確保のため次の措置を講ずる。
（１）受信設備の復旧
被災受信設備の取扱いについて、防災行政無線、チラシまたは新聞等の部外広報機関を利用して周知するとともに、関係団体および関係機関との連携により、受信設備応急修理班を組織し、被災受信設備の復旧を図る。
（２）情報の周知
避難所その他有効な場所へ受信機を貸与するほか、拡声装置、速報板等を設置するとともに、状況により広報車等を利用して視聴者への情報周知の徹底を図る。

第３４節　電力・ガス施設応急対策計画

電力供給機関（関西電力送配電㈱）は、被害状況等を迅速に把握し、的確な応急対策を実施することにより事故の拡大を防止し、電力の供給確保に努める。
ガス事業者は、災害の発生によりガス施設に被害が生じた場合、二次災害の発生を防止し、速やかに応急復旧を行い、ライフライン施設としての機能確保に努める。

第１　電力施設

１．活動体制

（１）災害対策本部等の設置

災害が発生したときは防災体制を発令し、災害対策本部を設置するとともに、その下に災害対策支部をおいて災害対策業務を遂行する。

（２）情報の収集、連絡体制の確立

災害対策本部は通信の確保を図り、被害状況、復旧状況等の情報の収集伝達を行う。

（３）応急対策要員の確保

災害対策本部の長は、防災体制発令後直ちにあらかじめ定める対策要員の動員を指示する。

被害が多大で当該電力供給機関のみでは早期復旧が困難な場合は、本部を通じて他の電気供給機関等に応援を要請し、要員を確保する。電気事業者は、倒木や土砂崩れ等が被災現場までの通行の妨げとなっている場合、道路管理者に障害物の除去などを要請することにより、早期復旧の体制を強化する。

２．応急対策

（１）危険予防措置の実施

電力需要の実態に鑑み、災害時においても原則として送電を継続するが、震災による火災の拡大に伴い、感電等の二次災害のおそれがある場合で、電力事業者が必要と認めた場合または消防機関等から送電停止の要請があった場合には、適切な危険予防措置を講ずる。

（２）復旧資材の確保および輸送

①　資材の調達

災害対策本部の長は、予備品、貯蔵品等の在庫量を確認し、調達を必要とする資材は、可及的速やかに確保する。

②　資機材の輸送

非常対策用の資機材の輸送は、あらかじめ要請した請負会社の車両、船舶、航空機等をはじめ、その他実施可能な運搬手段により行う。

③　復旧資材の置き場等の確保

災害時において、復旧資材置き場および仮設用用地が緊急に必要となり、その確保が困難と思われる場合は、県および市の災害対策本部に依頼して迅速な確保を図る。

（３）応急対策工事の実施

災害に伴う応急工事については、恒久的復旧工事との関連ならびに情勢の緊急度を勘案して、迅速、適切に実施する。

①　送電設備

ヘリコプター、車両等の機動力の活用により仮設復旧の標準工法に基づき、迅速に

行う。

② 変電設備

機器損壊事故に対し、電力系統の一部変更または移動用変圧器等の活用による応急措置で対処する。

③ 配電設備

その場の状況に応じて仮工事を行い、迅速確実な復旧を行う。

④ 通信設備

可搬型電源、移動無線等により通信連絡を確保する。

（４）災害復旧の順位

各施設の復旧にあたっては、避難所、医療機関等を原則として優先するが、設備の被害状況や復旧の難易等を勘案の上、電力供給上復旧効果の大きいものから行う。

特に緊急を必要とするものは、電源車を配置し緊急送電を行う。

３．災害時における広報活動

（１）住民に対する広報活動

電力設備の状況、復旧活動の状況、復旧送電のめど、公衆感電事故防止および復旧後の通電時の火災発生防止についてのＰＲを主体とした広報活動を、広報車およびテレビ、ラジオ等の報道機関その他を通じて行う。

（２）地域防災機関との協調

緊急を要する広報は、必要に応じ県、市、警察、消防機関等とも密接な連絡をとり合う。その手段は防災無線等を活用する。

４．代替施設設備の活用

避難所に対する電力供給確保のため、非常用発電機等の代替施設設備の活用を図る。

第２　ガス施設

１．活動体制

地震や津波の発生によりガス工作物に甚大な被害が発生またはそのおそれがある場合、応急対策および復旧対策を円滑、適切に行うため、福井県エルピーガス協会またはその支部において対策本部を設置する。

２．初動体制

（１）消費者による初動体制

消費者は、地震や津波が発生した直後の二次災害を防止するため、自ら使用している火を消すとともに容器バルブを閉止するほか、高齢者、障がい者等の要配慮者に対しても、近隣の住民が協力してその措置にあたる。

（２）事業者による初動体制

事業者は、地震の規模により緊急応援体制をとり、また緊急点検マニュアルに基づき病院等公共施設および集団供給設備のような大規模容器置場を有する施設に対し、速やかな施設の巡視点検、容器バルブの閉止などの応急措置を優先的に行う。

点検については、常時施錠してある貯蔵設備、病院等公共施設および大規模な容器置場を有する施設を優先して行う。

なお、消費者の要請または巡視点検により発見した家屋の倒壊等により危険な状態となった液化天然ガス容器を安全な場所へ移動する。

３．応急復旧

事業者は巡視点検により安全が確認された施設から順に供給を再開する。

また、改修が必要なものについては、緊急応援体制により事業者相互が連携し、復旧のための改修を行う。

４．災害時における広報活動

次の場合は、消費者の二次災害防止を図るため、テレビ、ラジオ、新聞、チラシ、広報車等を利用して広報を行う。

（１）ガス供給停止が予想されるとき

（２）ガスの供給停止時

（３）復旧完了における再供給時

５．代替施設設備の活用

避難所等に対するガス供給確保のため、ＬＰガス、カセットコンロ等の代替施設設備の活用を図る

第３５節　上下水道施設応急対策計画

地震や津波の発生に際し、上水道施設および下水道施設の防護に努め、あわせて迅速かつ的確な応急対策を実施する。

第１　上水道施設

水道事業者は、震災時における被害を最小限にとどめ、生活機能を維持するためシステム全体について被害状況を把握し、速やかに応急復旧を行う。

１．応急復旧体制

水道事業者および市は、災害時の行動指針に基づき情報伝達体制、相互協力体制および応急復旧資材の調達体制を確立する。

２．応急措置および復旧

（１）被害状況の収集

地震や津波が発生した場合、速やかに施設の点検を行い、被害の把握に努める。

（２）第１次復旧工事

導水管、送水管および主要な配水管を修理し、特設された応急給水栓等から給水し得るまでの復旧工事を目途とする。

（３）第２次復旧工事

第１次復旧工事により応急給水栓から給水された時点で、各戸給水を目途として復旧工事を施工する。

①　給水管の分岐は配水管およびその支管の復旧工事が完成した後、医療施設等緊急を要する施設を優先的に給水管の分岐工事を開始する。

②　給水装置の整備は被害状況に応じて次の方法により整備する。

ア　既設管を活用する。

イ　仮配管より既設管に通水して活用する。

ウ　仮配管より各戸に給水する。

（４）恒久復旧工事

復旧にあたっては、再度の被災の防止を考慮に入れ、耐震化、緊急時用貯水施設の整備を図るなど計画的に復旧対策を進める。

①　改良復旧は、現行の拡張事業を勘案して施工する。

②　地震や津波後の地域復旧計画と連携を保って施工する。

③　石綿セメント管および老朽管はできる限り取り替える。

④　配管状態の図面整備、保管に努める。

３．代替施設整備の活用

医療施設や避難所等に対する飲料水確保のため、給水車（水槽付消防車も含む）やろ水器による給水を行うほか、水質条件を満たした道路融雪用の井戸水やため池水などの活用を図る。

第２　下水道施設

下水道管理者は、震災時における下水道の被害を最小限にとどめ、環境汚染防止を図るため、管路施設･ポンプ場および処理場施設を含むシステム全体について被害状況を把握し、緊

急装置･施設の復旧作業を実施する。

１．要員および応急対策用資材の確保

市は、要員、応急対策用資材等の確保および施設復旧について、民間企業および他の下水道管理者に対し、広域的な支援を要請する。

２．応急対策

（１）被害状況の緊急点検および施設の緊急調査

震災発生後、二次災害の恐れのある施設等、緊急度の高い施設から、順次、重点的に点検および調査を実施する。

（２）応急復旧計画の策定

下水道管理者は、管路施設、ポンプ場および処理場施設によって態様が異なるが、次の事項等を基準として復旧計画を策定する。

①　応急復旧の緊急度および工法
②　復旧資材および作業員の確保
③　設計および監督技術の確保
④　復旧財源の措置

（３）応急措置および復旧

下水道管理者は、速やかに次の措置を講ずる。

①　管路施設

ア　管路損傷等による路面の障害に対する緊急措置

交通機関の停止、通行人の事故防止等の緊急措置をとった後、関係機関に連絡をとり、応急対策を講ずる。また、マンホール突出の場合は、切断等の対策を講ずる。

イ　マンホール等からの溢水の排除

仮排管、可搬式ポンプを利用して、他の下水道管渠あるいは排水路等へ緊急排水する。

ウ　雨水渠における浸水防止

破損箇所での土のう等による浸水防止の措置、可搬式ポンプによる排水等の措置を講ずる。

②　ポンプ場および処理場施設

ア　ポンプ施設の機能が停止した場合の措置

損傷および故障箇所は、直ちに復旧にかかるとともに、浸水等の場合には緊急排水、浸水防止等の措置を講ずる。

イ　処理場の機能が停止した場合の措置

設備の損傷、故障の程度等を確認の上、停電が生じた場合には自家発電設備等の活用を図るとともに損傷箇所の復旧に努める。また、仮設沈殿地などにより最低限の消毒処理放流を行う。

ウ　自動制御装置の停止に伴う代替措置

自動制御装置が損傷･故障により停止した場合には、手動操作により速やかに運転を再開する。

エ　危険物の漏洩に対する応急措置

危険物を扱う設備については、震災後速やかに点検し、漏洩の有無を確認するとともに、漏洩を発見したときには、あらかじめ訓練した方法に従って速やかに応急措置を講ずる。

３．汚水の排除制限および仮排水

管渠の損壊等により処理不能となった場合は、住民に対し下水排除の制御を行うほか下水の滞留に備え、ポンプ、高圧洗浄機等の確保を行う。

４．代替施設の活用

下水道施設に支障をきたした場合は、避難所等に仮設トイレを設置するなど代替設備の活用を図り、環境衛生面で支障のないよう対応する。

第３６節　交通施設応急対策計画

各交通施設の事業者および管理者は、震災により交通施設に被害があった場合は、二次災害の発生を防止することにより人命の安全を確保するとともに、速やかに応急復旧を行い、交通機関としての機能を維持する。

第１　道路施設

１．災害対策用緊急輸送道路の確保

地震により道路施設が被害を受けた場合、災害対策活動を迅速かつ効果的に推進するため重点的に応急復旧する路線をあらかじめ選定する。

２．交通規制

地震等の発生により、道路等が危険な状態にあると認められる場合または危険を予知したときは、被災地およびその付近の状況により、関係機関で交通規制を行う。

実　施　者	範　　囲	根　拠　法
（道路管理者） 国土交通大臣 県知事 市長	1　道路の破損、欠壊その他の事由により交通が危険であると認められる場合	道路法第 46 条
県公安委員会	1　災害応急対策に従事する者または災害応急対策に必要な物資の緊急輸送を確保するため必要があると認められる場合	災害対策基本法 第 76 条
県公安委員会 警察署長	2　道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図るため必要があると認められる場合	道路交通法第 4 条 道路交通法第 5 条
警察官	3　道路の損壊、火災の発生その他の事情により道路において、交通の危険が生じ、またはおそれがあるため緊急に当該道路の通行を禁止または制限する必要があると認めた場合	道路交通法第 6 条

３．一般道路

各道路管理者は、安全かつ円滑な交通を確保するため、次の措置を講ずる。

（１）防災関係機関等への連絡

所管する道路の被害状況を速やかに把握し、措置状況等を含めた情報を関係機関へ連絡する。

（２）点検措置の実施

大地震の発生直後、道路等について直ちに点検（状況把握、応急復旧箇所）を実施する。駐車車両、道路上への倒壊物･落下物等道路の通行に支障を及ぼす障害物を除去し、交通の確保に努める。この場合、緊急輸送路線、主要道路から優先的に障害物の除去を実施する。

（３）応急復旧の実施

地震による災害が発生した場合、所管の道路について、路面の沈下陥没および亀裂、構造物と取付部の段差、法面の崩壊、橋梁の損傷等、被害状況に応じた応急復旧を行い、最も早い工法を選定し、交通の確保に努める。

（４）占用物件等他管理者への通報

上･下水道、電気、電話等の道路占用の施設に被害が発生した場合は、各施設管理者に通報する。緊急のため、そのいとまがない場合は、通行禁止等、住民の安全の確保のため必要な措置を講じ、事後通報を行う。

（５）通行止め等緊急処置

所管する道路の陥没および亀裂等、地震による災害が発生した場合、小浜警察署、若狭消防署等の協力を求め、通行の禁止または制限、現場付近の立入禁止、避難の誘導、周知措置等住民の安全確保のための必要な措置を講ずる。

４．高速道路

西日本高速道路㈱および中日本高速道路㈱は、地震による災害発生の恐れがある場合、または災害が発生した場合は、「防災業務要領」に従い、直ちに災害応急対策に入る。

第２　鉄道施設

西日本旅客鉄道株式会社（金沢支社管内）の措置は次のとおりとする。

１．活動体制

（１）対策本部および現地対策本部の設置

事故が発生したときは、支社内に支社対策本部を、事故現場には現地対策本部を設置する。

（２）社員の動員

社員は、緊急時の連絡経路図および非常招集連絡表に従い参集し、旅客の救護、応急復旧作業等の任務を行う。

２．災害時の初動措置

（１）旅客に対する広報

乗務員は、輸送指令員からの指示、情報等について必要な事項を旅客に案内するとともに、今後とるべき措置をできるだけ速やかに放送して混乱等の発生を防止する。

現地対策本部長および駅長は、地震被害の状況を考慮して旅客および公衆の動揺や混乱を招かぬようにするため、避難口の状況、社員の誘導に従う指示、規模と建造物の耐震的安全性、落下物についての注意、列車の運行状況、駅周辺および沿線の被害状況等についての周知に努める。

（２）避難誘導

駅長および乗務員は、列車または路線構造物の被害または二次災害の発生危険が大きいと予測したとき、その他沿線被害地の火災等により危険が迫ると判断したときは、速やかに輸送指令または近接の市町と連絡のうえ、旅客を安全な地点に誘導する。

現地対策本部長および駅長は、災害の規模、二次災害の発生の危険、建築物の状況、駅および駅周辺の被害状況を考慮して、避難行動要支援者等を優先して混乱を招かないよう配慮する。

転倒、落下物に注意し、停電で誘導不能の事態が生じないように携帯電灯を準備する。

（３）救護措置

現地対策本部長および駅長は、被害の状況により救護施設を開設し、関係防災機関および隣接現業機関、医療機関の救護を求める。

3．関係施設の応急復旧

支社と社員および外注業者の協力により、復旧は重要度の高い線区から仮復旧を行って、食料その他非常緊急にかかわるものの輸送を早急に確保するよう努める。

第3　漁港応急対策

漁港は、震災発生時には、救援活動や物資等の緊急輸送の拠点としても重要な位置を担っており、被災した場合は早急に復旧する必要がある。

そのため、大規模な地震･津波が発生した場合は、速やかに被災状況を調査することを原則とする。

1．応急復旧

（1）被害状況の把握

漁港管理者等は、地震による被害が発生した場合には、巡視等により被害状況の把握に努めるとともに、収集した情報を迅速に市災害対策本部および関係機関に伝達する。

（2）緊急処置

二次災害の恐れのある被災箇所については、立入禁止のためのバリケードや警告板による安全管理の処置を行う。

（3）漁業者等に対する広報

漁港施設に被害が生じたとき、被害状況に応じ漁業協同組合等を通じて、出漁漁船等に対する漁港施設被害状況の情報提供を行う。

第３７節　危険物施設等応急対策計画

危険物施設等の管理者は、地震や津波の発生により施設に被害が生じた場合、火災、爆発、流出拡散の防止等二次災害の発生を防止し、速やかに応急措置を行う。
また、施設の関係者および周辺住民に対する危害防止を図るため、必要な措置を行う。

第１　危険物施設

危険物施設の地震や津波による被害を最小限にとどめるため、関係事業所の管理者、危険物保安統括管理者、危険物保安監督者および危険物取扱者等は、地震や津波が発生した場合、当該危険物の実態に応じて、次の措置を講ずる。

１．危険物の取扱作業および運搬の緊急停止措置
危険物の流出、爆発等の恐れがある場合には、弁の閉鎖または装置の緊急停止措置を行う。

２．危険物施設の応急点検
危険物施設の現状把握と災害発生危険の有無の確認を図るため、危険物の取扱施設、消火設備、保安電源、近隣の状況の把握等の応急点検を実施する。

３．危険物施設からの出火および流出の防止措置
危険物施設に損傷等異常が発見されたときは、応急補修、危険物の除去等適切な措置を行う。

４．災害発生時の応急措置
危険物により災害が発生したときは、消火剤、オイルフェンス、中和剤等を十分活用し、状況に即した初期消火、危険物の流出防止措置を行う。

５．防災関係機関への通報
災害を発見した場合は、速やかに若狭消防署、小浜警察署に通報し、状況を報告する。

６．従業員および周辺地域住民に対する人命安全措置
災害発生事業所は、若狭消防署、小浜警察署との連絡を密にし、従業員および周辺地域住民の人命の安全を図るため、避難、広報等の措置を行う。

７．危険物施設等の安全確保
市は県および消防機関等と協力し、危険物施設、火災原因となるおそれのある薬品を管理する施設、ボイラー施設等について、最大クラスの津波を含む津波の被害を軽減するための対策の強化、護岸等の耐津波性能の向上、緩衝地帯の整備および防災訓練の積極的実施等を促進するものとする。

第２　火薬類貯蔵施設

火薬類貯蔵施設の地震や津波による被害を最小限にとどめるため、保安責任者は危害予防規定等により次の保安措置を講ずる。

１．保安責任者等は、地震による二次災害を防止するため、関係機関と迅速な連絡をとるとともに、施設に対する自衛保安等に必要な下記の措置を講ずる。
（１）施設の安全確認および爆発･火災に対する適切な措置
（２）危険な状態の場合、付近の住民に対して警告する措置
（３）火薬類の数量の確認
（４）その他災害の発生防止または軽減を図る措置

２．災害の発生防止または公共の安全の維持を行うため、県の指示のもと必要に応じて保安責任者等に対する火薬類の持出し等緊急措置命令に協力する。

第３　高圧ガス施設

高圧ガス施設の地震や津波による被害を最小限にとどめるため、製造者等は危害予防規定により、次の措置を講ずる。

１．製造者等は、地震や津波による二次災害を防止するため、関係機関との連絡を密にし、施設に対する自衛保安等に必要な下記の措置を講ずる。
（１）製造施設の運転、充填作業、火気取扱作業、高所作業、荷役作業の停止等の措置
（２）移動式荷役設備等入出荷設備に関する退避または安全措置
（３）落下防止、転倒防止等の安全措置
（４）その他災害の発生の防止または軽減を図るための措置
（５）従業員および付近の住民に対し退避するよう警告する措置

２．県が災害の発生防止または公共の安全の維持を行うため、製造者等に対する操業の一時停止等の緊急措置命令を発した場合、市はこれに協力する。

第４　毒物・劇物取扱施設

県は、毒物・劇物取扱施設が地震や津波により被害を受け、毒物劇物が飛散漏洩または地下に浸透し、保健衛生上危害が発生し、またはそのおそれがあるときは、施設等を管理する者に対し、危害防止のための応急措置を講ずるよう指示するとともに、警察、消防等関係機関と協力し、危害防止のための必要な措置を講ずる。市は、必要に応じ市はこれに協力する。

第３８節　災害救助法の適用に関する計画

市は災害に際し、食料品その他の生活必需品欠乏、住居の喪失、傷病等によって生活難に陥った被災者に対し、被災者の保護と社会秩序の保全を図ることを目的として応急的な救助を行う。

第１　実施機関

災害救助法の適用による救助は、法定受託事務として知事が実施する。ただし、その実施について一部が市長に委任されたときは、市長が行う。

第２　適用基準

本市における災害救助法の適用基準は、次のとおりである。

人口 令和２年国勢調査	災害救助法施行令 第１条第１項第１号による 法適用基準世帯数	災害救助法施行令 第１条第１項第２号による 適用基準世帯数（県全体で1,000世帯以上の場合）
28,991人	50世帯	25世帯
法適用基準には上欄のほか、次のものがある。 １　施行令第１条第１項第３号前段 県全体で、5,000世帯以上の住家が滅失した場合で、市内で多数の世帯の住家が滅失したとき ２　施行令第１条第１項第３号後段 災害が隔絶した地域で発生し、災害にあった者の救護を著しく困難とする特別の事情がある場合であって、多数の世帯の住家が滅失したとき ３　施行令第１条第１項第４号 多数の者が生命または身体に危害を受け、または受けるおそれが生じたとき		

（注）１．基準世帯数とは住家が全壊（焼）または流出した世帯数である。
２．半壊（焼）の場合は１／２世帯として換算し、床上浸水の場合は１／３世帯として換算する。
３．床下浸水、一部損壊世帯は対象外である。

第３　適用手続

災害救助法の適用は、市長（本部長）が県知事あてに被害状況を報告して（適用基準に合致する場合）から行われるものである。

第４　救助の種類

災害救助法による救助は以下のとおりである。

１．避難所の開設および供与
２．応急仮設住宅の供与
３．炊出しその他による食品の供与
４．飲料水の供給
５．被服寝具その他の生活必需品の給貸与
６．医療および助産
７．災害にかかった者の救出

８．住宅の応急修理
９．生業資金の貸与
10. 学用品の給与
11. 遺体の捜索、処理、埋葬
12. 障害物の除去
13. 応急救助のための輸送
14. 応急救助のための賃金職員等の雇上げ

第４章　災害復旧復興計画

第１節　公共施設の災害復旧計画

地震や津波により被災した公共施設の管理者は、被災した各施設の復旧と併せ、災害の再発を防止するために必要な施設の新設または改良を行う等、将来の災害に備える事業計画を作成する。また、応急対策計画に基づく応急復旧終了後、重要度と緊急度の高い施設から復旧工事を実施し、早期復旧を図る。

第１　災害復旧事業の種類

１．公共土木施設災害復旧事業（公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法）
- ①　河川災害復旧事業
- ②　海岸災害復旧事業
- ③　砂防設備災害復旧事業
- ④　林地荒廃防止施設災害復旧事業
- ⑤　地すべり防止施設災害復旧事業
- ⑥　急傾斜地崩壊防止施設災害復旧事業
- ⑦　道路災害復旧事業
- ⑧　漁港災害復旧事業
- ⑨　下水道災害復旧事業
- ⑩　公園災害復旧事業

２．農林水産業施設災害復旧事業（農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律）
- ①　農地・農業用施設災害復旧事業
- ②　林業用施設災害復旧事業
- ③　漁業用施設災害復旧事業
- ④　共同利用施設災害復旧事業

３．都市災害復旧事業（都市災害復旧事業国庫補助に関する基本方針）
- ①　街路災害復旧事業
- ②　都市排水施設等災害復旧事業

４．上水道災害復旧事業（水道法）

５．住宅災害復旧事業（公営住宅法）

６．社会福祉施設等災害復旧事業（各福祉法）

７．公立医療施設、病院等災害復旧事業（公的医療機関整備事業）

８．学校教育施設災害復旧事業（公立学校施設災害復旧費国庫負担法）

９．社会教育施設災害復旧事業

10．その他の災害復旧事業

第２　緊急災害査定の促進

震災が発生した場合には、市および県は、速やかに公共施設の災害の実態を調査し、必要な資料を調整し、災害査定の緊急な実施が容易となるよう所要の措置を講じて復旧事業の迅速が期されるよう努める。

第３　特定大規模災害時等における復旧工事の代行

国および県は、著しく異常かつ激甚な災害が発生し、緊急災害対策本部が設置された災害（以下「特定大規模災害」という。）等を受けた市から要請があり、かつ当該市の工事の実施体制等の地域の実情を勘案して円滑な復興のため必要があると認めるときは、その事務の遂行に支障のない範囲で、当該市に代わって工事を行うものとする。

第４　災害復旧資金の確保

市および県は、災害復旧に必要な資金需要額を早急に把握し、その負担すべき財源を確保するために起債について所要の措置を講ずる等、災害復旧事業の早期実施が図られるようにする。

市においては、災害復旧資金の緊急需要が生じた場合には、災害つなぎ短期融資等により財源の確保を図るものとし、この場合、県および福井財務事務所は市の申し出に応じ、適切・効果的な融資措置が講ぜられるように努める。

第５　災害復旧支援

県は、市が管理する指定区間外の国道、県または自らが管理する道路と交通上密接である市道について、当該市から要請があり、かつ当該市の工事の実施体制等の地域の実情を勘案して、当該市に代わって自らが災害復旧等に関する工事を行うことが適当であると認められるときは、その事務の遂行に支障のない範囲内で、当該工事を行うことができる権限代行制度により、支援を行う。

第２節　激甚災害指定計画

市は県に対し、大規模な震災が発生した場合には、「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」に基づく激甚災害の指定を受けるため、災害の状況を調査して早期に指定が受けられるよう措置し、公共施設の復旧が円滑に行われるよう努める。

第１　激甚災害に関する調査

１．市の被害状況等を検討のうえ、激甚災害または局地激甚災害の指定を受ける必要があると思われる事業について、県に調査を行うよう要望する。

２．市は、県が行う激甚災害または局地激甚災害に関する調査等について協力する。

３．県の関係各課は、必要な事項を速やかに調査し、早期に激甚災害の指定が受けられるよう措置する。

４．市は、次に掲げる事項を県に対して報告する。
（１）災害の原因
（２）災害が発生した日時
（３）災害が発生した場所または地域
（４）被害の程度（災害対策基本法施行規則別表第１に定める事項）
（５）災害に対してとられた措置
（６）その他必要な事項

第２　激甚災害指定の手続き

県は、実施した被害調査に基づき、激甚法による激甚災害または局地激甚災害の指定基準に該当し、特別な地方財政援助または被災者に対する特別な助成の必要と認めるとき、国の機関と密接な連絡の上、指定の手続きをとる。

［激甚災害指定の手続］

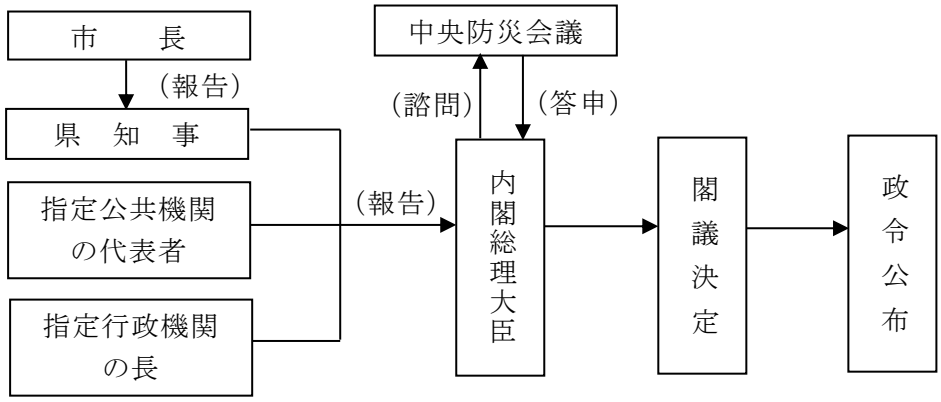

第３　特別財政援助の交付手続き

激甚災害の指定を受けたときは、市長は速やかに関係調書を作成して県に提出し、県は激甚法および算定の基礎となる法令に基づき、負担金を受けるための手続きその他を実施する。

なお、激甚災害に係る特別の財政援助の対象となる事業は、以下のとおりである。

１．激甚災害に関わる財政援助措置の対象

（１）公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助

①　公共土木施設災害復旧事業および災害関連事業

ア　災害復旧事業とは、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法の適用を受ける公共土木施設の災害復旧事業

イ　公共土木施設災害復旧事業のみでは再度災害の防止に十分な効果が期待できないと認められるため、これと合併施行する公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法施行令第１条各号の施設の新設または改良に関する事業（道路、砂防を除く。）

②　公立学校施設の災害復旧事業

公立学校施設災害復旧費国庫負担法の適用を受ける公立学校施設の災害復旧事業

③　公営住宅等の災害復旧事業

公営住宅法第８条第３項の適用を受ける公営住宅または共同施設の建設または補修に関する事業

④　社会福祉施設の災害復旧事業

ア　生活保護法第 40 条（地方公共団体が設置するもの）または第 41 条（社会福祉法人または日赤が設置するもの）の規定により設置された保護施設の災害復旧事業

イ　児童福祉法第 35 条第 2 項から第 4 項までの規定により設置された児童福祉施設の災害復旧事業

ウ　老人福祉法第 15 条の規定により設置された養護老人ホームおよび特別養護老人ホームの災害復旧事業

工　身体障害者福祉法第 28 条第 1 項または第 2 項の規定により県または市が設置した身体障害者社会参加支援施設の災害復旧事業

オ　障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第 79 条第 1 項もしくは第 2 項または第 83 条第 2 項もしくは第 3 項の規定により県または市が設置した障害者支援施設、地域活動支援センター、福祉ホームまたは障害福祉サービス（同法第 5 条第７項に規定する生活介護、同条第 12 項に規定する自立訓練、同条第 13 項に規定する就労移行支援または同条第 14 項に規定する就労継続支援に限る。）の事業の用に供する施設の災害復旧事業

⑤　感染症指定医療機関の災害復旧および感染症予防事業

ア　感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第 38 条および附則第８条に規定する感染症指定医療機関の災害復旧事業

イ　激甚災害のための感染症の予防及び感染症の患者に対する医療の法律第 58 条の規定による県の支弁に係わる感染症予防事業および同法第 57 条の規定により市長が行う感染症予防事業

⑥　堆積土砂および湛水の排除事業

ア　堆積土砂排除事業

（ア）公共施設の区域内の排除事業

激甚災害の発生に伴い公共施設の区域内に堆積した激甚法施行令第４条に定めた程度に達する異常に多量の泥土、砂礫、岩石、樹木等（以下「堆積土砂」という。）の排除事業で地方公共団体またはその機関が施工するもの

（イ）公共施設の区域外の排除事業

激甚災害に伴い発生した堆積土砂で、市長が指定した場所に集積されたものまたは市長がこれを放置することが公益上重大な支障があると認めたものについて、市が行う排除事業

イ　湛水排除事業

激甚災害の発生に伴い、浸入した水で浸水状態が激甚法施行令第 5 条に定める程度（浸水面積が引き続き 1 週間以上にわたり 30ha 以上）に達するものの、排除事業で地方公共団体が施工するもの

（２）農林水産業に関する特別の助成

①　農地等の災害復旧事業に係る補助の特別措置
②　農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助の特例
③　開拓者等の施設の災害復旧事業に対する補助
④　天災融資法の特例
⑤　森林組合等の行う堆積土砂の排除事業に対する補助
⑥　土地改良区等の行う湛水排除事業に対する補助
⑦　森林災害復旧事業に対する補助

（３）中小企業に関する特別の助成

①　中小企業信用保険法による災害関係保証の特例
②　小規模企業者等設備導入資金助成法による貸付金の償還期間等の特例
③　事業協同組合等の施設の災害復旧事業に対する補助

（４）その他の特別の財政援助および助成

①　公立社会教育施設災害復旧事業に対する補助
②　私立学校施設災害復旧事業に対する補助
③　市町が施行する感染症予防事業に関する負担の特例
④　母子及び父子並びに寡婦福祉法による国の貸付けの特例
⑤　水防資材費の補助の特例
⑥　り災者公営住宅建設等事業に対する補助の特例
⑦　産業労働者住宅建設資金融通の特例
⑧　小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等
⑨　雇用保険法による求職者給付の支給の特例

第３節　民生安定計画

市および県は、地震や津波災害による社会混乱を早期に収拾し、人心の安定と社会秩序の回復を図るため、関係機関・団体と協力のうえ、生活に必要な金品等の支給、職業のあっせん等、民生安定のための緊急措置を講ずる。

第１　義援金品等の受入れおよび配分

１．義援金の受入れおよび配分

（１）義援金の受入れ

市および県は、金融機関の協力を得て義援金の受入窓口を開設し、受入業務を行う。

（２）義援金の配分

①　義援金の配分については、義援金配分委員会を設置し、配分方法、伝達方法等を協議のうえ決定する。

②　定められた方針、所定の手続きを経て被災者に情報を提供し、配分する。

２．義援物資の受入れおよび配分

（１）義援物資の受入れ

①　市および県は、速やかに義援物資の受入場所を開設し運営を行う。物資の集積場所については、輸送、保管に適した場所を選ぶ。

②　仕分け作業がスムーズに行えるよう受入れ品目を限定し、荷物には物資の内容、数量等の必要事項を記入する。

③　義援物資の申出があった場合は、次のことを要請する。

ア　義援物資は、荷物を開閉しなくとも物品名、数量がわかるように表示すること。

イ　複数の品目を梱包しないこと。

ウ　近隣で協力者のある場合はその方々と連携を図り、小口の義援物資の送付を避けること。

エ　生鮮食料品等、腐敗する義援物資の送付を避けること。

（２）義援物資の搬送

①　県および他の市町等からの義援物資は、あらかじめ定めた一時集積所に受入れ、仕分けのうえ各避難所へ搬送する。

②　義援物資の搬送は、ボランティア等の協力を得て行う。

（３）義援物資の配分等

義援物資の配分については、義援物資配分委員会を設置し、使用・配分等について協議する。また、配分に当たっては避難行動要支援者を優先し、小浜市社会福祉協議会、小浜市赤十字奉仕団、ボランティアグループ等の協力を得て行う。

第２　り災証明書の発行

市は、被災者に対する各種支援措置を実施するため、必要に応じて、被災者にり災証明書を発行する。

１．り災台帳の作成

被災者からのり災証明願書による現地調査および災害対策本部に集約された被害調査結果に基づき、固定資産課税台帳および住民基本台帳等を活用し、り災台帳を作成する。市

は、住家等の被害の程度を調査する際、必要に応じて、航空写真、被災者が撮影した住家の写真、応急危険度判定の判定結果等を活用するなど、適切な手法により実施するものとする。

２．り災証明書の発行

（１）り災証明書は、被災者の申請に基づき、り災台帳を確認のうえ発行する。

（２）被害状況の確認ができないときは、被災者の被害状況の申告により、り災届出証明書（本人の被害申告があった旨を証明するもの）を発行する。この場合、後日、調査確認をしたときは、り災証明書に切り替え発行する。

（３）り災証明書の発行は、原則として１回限りとする。

（４）り災証明書の発行は、証明手数料を徴収しないものとする。

第３　災害弔慰金の支給

市は、「災害弔慰金の支給等に関する条例」等の規定に基づき、地震により被害を受けた市民に対し、弔慰金等を支給する。

１．災害弔慰金の支給

市民が地震により死亡したときは、その者の遺族に対し、条例に基づき災害弔慰金を支給する。

２．災害障がい見舞金の支給

市民が災害により負傷し、または疾病にかかり、治ったとき（その症状が固定した時を含む）に当該障がい者に対し、条例に基づき災害障がい見舞金の支給を行う。

３．災害見舞金の支給

市は、「小浜市災害見舞金および被災者生活支援金の支給に関する規則」の定めるところにより災害見舞金を支給するものとする。ただし、災害救助法の適用を受けた場合はこの限りではない。

第４　応急措置の業務に従事した者に係る損害補償

１．損害補償の対象者

（１）消防組織法第 24 条第１項の規定による者

（２）消防法第 36 条の３の規定による者

（３）水防法第６条の２第１項の規定による者

（４）水防法第 45 条の規定による者

（５）災害対策基本法第 84 条第１項の規定による者

２．損害補償の種類および額

県市町消防団員等公務災害補償等組合が定める福井県市町消防団員等公務災害補償条例（昭和 41 年福消補条例第１号）に規定するところによる。

３．その他

災害救援ボランティア等については、ボランティアの登録時等に加入するボランティア保険により補償される。

第５　生活の安定確保

１．総合相談窓口の設置

市は県と協力し、災害が発生した場合には、あらかじめ設置してある相談窓口において被災者等からの相談、問い合わせ等に対応する。また、国、県、市町等の総合相談窓口の開設を行い、被災者からの幅広い相談に応じる。

２．公営住宅の確保

市は県と協力し、損壊した公営住宅を速やかに補修するとともに、公営住宅の供給計画を早期に見直し、被災者に対する住宅の供給を図る。

市および県は、復興過程の被災者については、仮設住宅等の提供により、その間の生活の維持を支援するとともに、できる限り早い段階から被災者の特性やニーズを把握し、提供期間の終期を待つことなく恒久住宅への円滑な移行に向けた取組を計画的に実施するものとする。

３．雇用機会の確保

震災により被害を受けた住民が、その痛手から速やかに再起更生するよう被災者に対する職業のあっせん、失業給付等について定めるところにより、被災者の生活の確保を図る。

（１）市の措置

市は、被災者の職業あっせんについて、県に対する要請措置等の必要な計画を樹立しておく。

（２）県の措置

①震災による離職者の把握に努めるとともに、その就職については、公共職業安定所と連携を密にし、速やかにそのあっせんを図り、あわせて他府県との連絡調整を行い雇用の安定を図る。

②離職者の早期再就職の促進

震災により離職を余儀なくされた者の早期再就職を促進するため、公共職業安定所と連携し、被災者のための臨時相談窓口の設置等を行う。

４．金融措置の実施

（１）租税の徴収猶予および減免

被災者に対する市税の徴収猶予および減免等適切な措置を講ずるものとする。

（２）公的資金のあっせん

①　災害援護資金の貸付

市は、条例に基づき、震災により被害を受けた世帯の世帯主に対し、生活の建て直しに資するため、被害の程度、種類に応じ、災害援護資金の貸付を行う。

②　その他

市は、重大な災害が発生した場合において、金融の円滑を図るため、各種の既存制度融資の条件緩和または緊急融資の実施について、適宜必要な措置を講ずる。

５．生活関連物資の需給・価格状況の調査・監視

生活関連物資の価格が著しく上昇し、もしくはそのおそれがあり、または供給が著しく不足し、もしくはそのおそれがあると認めるとき、県に対して所要の措置を講ずるよう要請する。

6．被災者台帳の整備

市は、必要に応じて、個々の被災者の被害の状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を作成し、被災者の援護の総合的かつ効率的な実施に努めるものとする。また、被災者支援業務の迅速化・効率化のため、被災者台帳の作成にデジタル技術を活用するよう積極的に検討するものとする。

県は、災害救助法に基づき被災者の救助を行ったときは、被災者台帳を作成する市からの要請に応じて、被災者に関する情報を提供するものとする。

7．支援制度の周知

市および県は、被災者が自ら適した支援制度を活用して生活再建に取り組むことができるよう、災害ケースマネジメントの実施等により、見守り・相談の機会や被災者台帳等を活用したきめ細やかな支援を行うとともに、被災者が容易に支援制度を知ることができる環境の整備に努めるものとする。

第6　被災者生活再建支援金

1．被災者生活再建支援金の支給

市域において、被災者生活再建支援金の支給に該当する自然災害が発生した場合、市は県に対して「被災者生活再建支援法」の適用要請を依頼する。

なお、支援金の支給に関しては、県から当該事務の全部を委託された被災者生活再建支援法人が県より拠出された基金を活用して行う。

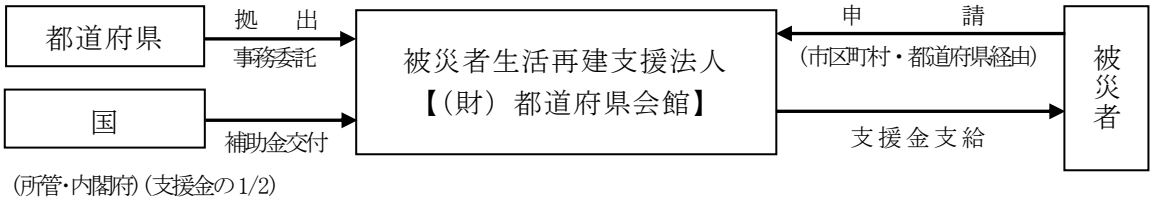

(所管・内閣府) (支援金の1/2)

2．被災者生活再建支援

地震、津波、暴風雨等自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた世帯に対して、都道府県が被災者再建支援法に基づき支援金を支給する。

（1）対象となる自然災害

市地域防災計画（一般災害対策編）第4章災害復旧復興計画第3節民生安定計画に準拠する。

（2）対象世帯

①　住宅が全壊した世帯

②　住宅が全壊または住宅の敷地に被害が生じ、その住宅をやむを得ず解体した世帯

③　災害による危険な状態が継続し住宅に居住不能な状態が長期間継続している世帯

④　住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければ居住することが困難な世帯

⑤　住宅が半壊し、相当規模の補修を行わなければ居住することが困難な世帯

（３）支給額

次の①および②の合計額を支給する。

①　住宅の被害程度に応じて支給する支援金（基礎支援金）

住宅の被害程度	全　壊（２）の①に該当	解　体（２）の②に該当	長期避難（２）の③に該当	大規模半壊（２）の④に該当	中規模半壊
支給額	１００万円	１００万円	１００万円	５０万円	―

②　住宅の再建方法に応じて支給する支援金（加算支援金）

住宅の再建方法	建設・購入	補修	賃貸（公営住宅以外）
支給額（全壊、解体、長期避難、大規模半壊）	２００万円	１００万円	５０万円
支給額〔中規模半壊〕	１００万円	５０万円	２５万円

（注）被害程度が全壊、解体、長期避難、大規模半壊のいずれかで、一旦住宅を賃貸した後、自ら住居を建設・購入（または補修）する場合は、合計で２００万円（中規模半壊の場合は１００万円）または１００万円（中規模半壊の場合は５０万円）を支給限度額とする。

第７　郵政事業の特例措置

日本郵便株式会社は、災害時における郵政事業に係る災害特別事務取扱いおよび援護対策を実施する。

１．被災者に対する郵便葉書等の無償交付

被災者の安否通信等の便宜を図るため、被災地の郵便局において、被災世帯に対し、通常葉書および郵便書簡を無償交付する。

２．被災者が差し出す郵便物の料金免除

災害時において、被災者が差し出す郵便物の料金免除を実施する。

３．被災地あて救助用郵便物の料金免除

災害時において、被災者の救助を行う地方公共団体、日本赤十字社等その他総務省令で定める法人または団体にあてた救助用の現金書留郵便物等の料金免除を実施する。

第８　暴力団排除活動

県警察は、暴力団等の動向把握を徹底し、復旧・復興事業への参入・介入の実態把握に努めるとともに、関係行政機関、被災地方公共団体、業界団体等に必要な働きかけを行うなど、復旧・復興事業からの暴力団排除活動の徹底に努める。

第４節　財政援助計画

第１　金融措置

災害により被害を受けた住民が再起更生するよう、以下に掲げる金融措置を講じて、被災者の生活の確保を図る。

１．租税の徴収猶予および減免

（１）国

災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律に基づき、国税の徴収猶予、減免等の適切な措置を講ずる。

（２）福井県

地方税法および福井県県税条例に基づき、県税の徴収猶予、減免等の適切な措置を講ずる。

（３）小浜市

地方税法および小浜市税賦課徴収条例に基づき、市税の徴収猶予、減免等の適切な措置を講ずる。

２．国民年金保険料の免除

国民年金第１号被保険者（強制加入）またはその世帯員が、災害により財産に損害を受け、保険料を納付することが困難な場合、一定の期間国民年金の保険料を免除する。

３．保育所等徴収金の免除

（１）災害による被害を受け、保育所、養護老人ホームその他の社会福祉施設の徴収金を負担することが困難であると認めるときは、その被害の程度に応じて徴収金を減免する。

（２）その他地方公共団体の公的徴収金等は、必要に応じてその救済措置を図る。

４．公的資金による融資

（１）災害援護資金の貸付け

市は、災害弔慰金の支給等に関する法律に基づき、小浜市災害弔慰金の支給等に関する条例の定めるところにより、自然災害によって被害を受けた世帯の世帯主に対して、その生活の立て直しに資するため、被害の程度、種類に応じ、災害援護資金の貸付けを行う。

（２）生活福祉資金の貸付け

福井県社会福祉協議会は、小規模の災害によって被害を受けた低所得世帯に対し、その世帯の経済的自立と生活意欲の助長促進を図り、安定した生活を営ませるため、生活福祉資金を貸し付け、必要な援助指導を行う。

また、被災した家屋を増築、改築、拡張または補修するために必要な経費として、福祉資金の貸し付けを行う。

（３）母子寡婦福祉資金の貸付け

県は、小規模の災害によって被害を受けた母子家庭および寡婦に対して、その世帯の経済的自立および生活意欲の助長促進を図るため、被災した家屋を増築、改築、拡張または補修するために必要な経費として、住宅資金の貸付けを行う。

（４）中小企業向け緊急融資

市は、重大な災害が発生した場合において、災害により被害または影響を受け経営の安

定に支障を生じている中小企業の金融の円滑を図るため、既存制度融資の条件緩和または緊急融資の実施について、適宜、必要な措置を講ずるものとする。

（５）農林漁業関係融資

災害時における農林漁業関係の融資は、次のとおりである。

農業関係	被害農家の経営	天災資金、農林漁業セーフティネット資金、農業経営支援資金、農業緊急資金
	農地等の災害復旧	農業基盤整備資金
	施設関係の災害復旧	農林漁業施設資金
林業関係	被害林業者の経営	天災資金、農林漁業セーフティネット資金
	施設関係の災害復旧	林業基盤整備資金、農林漁業施設資金
漁業関係	被害漁業者の経営	天災基金、農林漁業セーフティネット資金
	漁船その他施設関係の災害復旧	漁業基盤整備資金、漁船資金、農林漁業施設資金
	その他	漁業経営安定資金

備考：天災による被害農林漁業者等に対する資金の融資に関する暫定措置法（昭和 30 年法律第 136 号）

：株式会社日本政策金融公庫法（平成 19 年法律第 57 号）

第２　流通機能の回復

流通機能の回復を図ることにより、被災者の経済的生活の安定確保と経済の復興の促進を図る。

１．商品の確保

（１）市は、生活必需品をはじめ各種商品の在庫量と必要量を把握し、不足量については、県、関係企業等と協議し、速やかに必要量を市場に流通させる。

（２）道路等管理者は、速やかに施設の復旧を行い、物流の確保を図る。

２．通貨の管理

（１）北陸財務局、日本銀行等は、被災地の金融機関に対して必要な指導、援助を行うことにより、通貨等の円滑な流通を確保する。

（２）日本郵政株式会社は、災害時において、被災地の郵便局において、被災者の緊急な資金需要その他の被災事情を考慮し、次の措置を講ずる。

①　郵便貯金関係

郵便貯金、郵便為替、郵便振替および年金恩給等の郵便貯金業務についての一定金額の範囲内における非常払渡しおよび非常貸付けならびに国債等の非常買取り等の非常取扱いを実施する。

②　簡易保険関係

簡易保険の保険金および貸付金の非常即時払、保険料払込猶予期間の延伸等の非常取扱いを実施する。

３．物価の監視

県は、生活関連物資の円滑な供給の確保または価格の安定を図るため、必要があると認めるときは、事業者に対し、当該生活関連物資の円滑な供給等の協力要請を行う。

４．消費者情報の提供

市は、生活必需物品等の在庫量、適正価格、販売場所等の必要な消費者情報を提供し、消費者の利益を図るとともに、民心の安定を図る。

また、県は、生活関連物資の需給および価格の動向についての情報を提供する。

５．各種市場、取引所等の再開

関係各機関は、各種市場、取引所等に対し、速やかに営業を再開するとともに、施設、設備の復旧を図るよう指導する。

第５節　復興計画

市は、県と連携し、被災地の再建を行うため、被災の状況、公共施設管理者の意向等を勘案しながら、国等関係機関と協議を行い、現状復旧または中長期的視野に立った復興について検討し、復旧、復興の基本方針を定める。

第１　改良復旧

市および防災関係機関は、迅速かつ円滑に被災施設の復旧事業を行う。被災施設の復旧にあたっては、再度の災害防止の観点から可能な限り改良復旧を行う。

道路管理者および上下水道、電力、通信等のインフラ事業者は、道路と生活インフラの連携した復旧が行えるよう、関係機関との連携体制の整備・強化を図るものとする。

なお、ライフライン、交通輸送等の関係機関は、復旧にあたり、地区別の復旧予定時期を明示する。

第２　計画的復興

地震、津波等により、地域が壊滅的な被害を受けた場合における被災地の再建は、都市構造や産業基盤等の改変を伴う複雑な大事業となることから、市は県と協力して事業を迅速かつ円滑に実施するための復興計画を策定し、関係機関と調整しながら計画的に復興を進める。

また、復興のための市街地の整備改善については、被災市街地復興特別措置法等を活用するとともに、災害に強いまちづくりについてできるだけ速やかに要配慮者を含む住民のコンセンサスを得るように努め、土地区画整理事業、市街地再開発事業等の実施により、安全で快適な市街地の形成と都市機能の充実を図る。

第３　大規模災害からの復興に関する法律の活用

１．復興計画

市は、必要に応じ、大規模災害からの復興に関する法律を活用し、国の復興基本方針等に即して復興計画を作成し、同計画に基づき市街地開発事業、土地改良事業等を実施することにより、特定大規模災害により、土地利用の状況が相当程度変化した地域等における円滑かつ迅速な復興を図るものとする。

２．特定措置

市が特定大規模災害等を受けた場合、円滑かつ迅速な復興を図るために、必要に応じ、市に代わって必要な都市計画の決定等を行うよう国土交通省および県に要請するものとする。

３．職員の派遣

市は、災害復旧・復興対策の推進のため、必要に応じ、国、県、他の地方公共団体等に対し、職員の派遣その他の協力を求めるものとする。特に、他の地方公共団体に対し、技術職員の派遣を求める場合においては、復旧・復興支援技術職員派遣制度の活用も含めて検討するものとする。

市は、必要な場合、関係行政機関に対し、職員の派遣を要請するものとする。同様に県は、特定大規模災害からの復興のために必要な場合、関係行政機関または関係地方行政会館に対し、職員の派遣を要請するものとする。国および県は、必要に応じて、職員の派遣に係るあっせんに努めるものとする。

市は、職員を派遣する場合、地域や災害の特性等を考慮した職員の選定に努めるものとする。

別表３－１－１　　災害警戒本部組織表

本部職名	職　　名	本部職名	職　　名
本部長	副市長	本部員	経営企画部長
本部付	教育長	本部員	生活福祉部長
副本部長	総務部長	本部員	教育部長
副本部長	経済産業部長	本部員	若狭消防副署長
本部員	技監		

別表３－１－２　　災害対策本部組織表

本部職名	職　　名	本部職名	職　　名
本部長	市長	本部員	経営企画部長
副本部長	副市長	本部員	生活福祉部長
本部付	教育長	本部員	経済産業部長
本部員	技監	本部員	教育部長
本部員	総務部長	本部員	若狭消防署長

別表３－１－３　　災害対策本部　部設置一覧

対策本部名	職　　名	対策本部名	職　　名
総務部	総務部長	経済産業部	経済産業部長
経営企画部	経営企画部長	教育部	教育部長
生活福祉部	生活福祉部長	消防部	消防部長

別表３－１－４　　小浜市災害対策本部事務分掌

部名	班名	課　　名	事　　務　　分　　掌
総務部	本部班	防災防犯課	・災害対策本部の設置、運営、廃止に関すること ・災害対策全般の連絡調整総括に関すること ・災害状況および応急対策実施状況等の総括に関すること ・災害・気象・交通情報等の把握に関すること ・防災行政無線の統制活用に関すること ・避難所の指定および開設・避難状況の把握に関すること ・防災会議委員、その他の防災関係機関との連絡調整に関すること ・その他、他の部（班）に属さないこと
	総務班	総務課	・職員の動員、配備、従事状況の把握に関すること ・自衛隊等の救援派遣要請、民間協力団体への協力要請に関すること ・他の地方公共団体への応援要請と受け入れに関すること ・他の地方公共団体との相互協力に関すること ・公務災害補償その他被災職員に対する給付に関すること ・職員の食料および厚生に関すること
	渉外班	市長公室	・本部長、副本部長の秘書および特命に関すること ・義援金、見舞金品の礼状の送付に関すること ・県・国の視察団の受入れに関すること
	被災管理班	税務課	・住民の被害状況の調査収集に関すること ・避難住民の誘導に関すること ・被災者の確認および人的被害の調査、把握 ・被災者の避難状況の記録および報告 ・り災台帳の作成に関すること ・家屋等の被害状況調査 ・防犯対策に関すること ・り災証明の発行に関すること
	特命班	議会事務局 御食国ブランド戦略課	・本部長の特命 ・他の班の応援
	広報情報班	市長公室 未来創造課	・住民への指示、命令の伝達に関すること ・災害広報に関すること ・災害情報の収集、記録に関すること ・気象情報および交通情報等の収集に関すること ・報道機関への対応、連絡に関すること ・関係市町および防災関係機関の被害情報収集
経営企画部	財政班	財政課	・物資購入、応急資機材の確保に関すること ・救援物資等の要請および管理に関すること ・災害関係費の予算措置および出納に関すること ・災害見舞金、義援金の受理および配分に関すること

経営企画部	施設管理班	営繕管財課	・輸送にかかる民間車両等の借り上げに関すること ・車両の確保、配車管理に関すること ・電気･電話･ガス等ライフラインの応急処理に関すること ・災害用電話等通信機器の確保および設置に関すること ・市有財産、避難施設等の被害状況の把握、応急対策および復旧に関すること ・建物の応急危険度判定に関すること ・被害建築物の応急対策に関すること ・仮設住宅の建設および管理に関すること ・みなし仮設住宅に関すること
	住宅班	営繕管財課	・市営住宅の被害調査および応急対策
	公共交通班	新幹線・交通政策課	・バス、鉄道の運行状況調査に関すること
	ボランティア班	移住定住交流課	・災害対策本部と市災害ボランティアセンターとの連絡調整 ・被災地区および避難所と市災害ボランティアセンターとの連絡調整 ・ボランティアの活動支援ならびに受け入れおよび派遣に関すること
生活福祉部	衛生班	環境衛生課	・遺体安置所の確保および収容に関すること ・死亡者の埋葬に関すること ・災害廃棄物の総合的処理企画に関すること ・一般廃棄物の収集および処理に関すること ・し尿等の収集および処理に関すること ・衛生および環境対策に関すること
	救護班	健康応援課	・被災者の医療および健康相談に関すること ・医師会等医療機関との連絡調整および医療関係者の確保に関すること ・医療品等の調達、供給に関すること ・救護所の開設に関すること ・医療ボランティアの受入れ、調整に関すること ・感染症対策に関すること

	要配慮者支援班	子育て応援課 地域福祉課 健康応援課 市民課	・避難行動要支援者の支援策に関すること ・高齢者、身障者等の対策に関すること ・保育園児の安全対策に関すること ・母子対策に関すること ・日本赤十字社その他の福祉団体との連絡調整に関すること ・被災者への炊き出しに関すること ・災害救助法に基づく救助事務全般 ・福祉避難所に関すること
	相談窓口班	市民課	・市民等からの問い合わせ対応 ・被災者台帳の作成に関すること ・災害弔慰金や被災者生活再建支援金等の被災者支援に関すること
経済産業部	産業班	商工振興課 文化観光課 農林水産課	・商工観光施設の被害調査および応急対策に関すること ・企業、関係団体への支援協力要請に関すること ・商工業関係の災害に関すること ・被害農作物の調査および応急技術対策に関すること ・家畜等の被害対策に関すること ・漁業関連機関との連絡調整に関すること ・漁場、沿岸等の環境調査に関すること ・流出物の調査、管理処分に関すること ・文化財の被害調査および応急対策に関すること
	物資供給班	商工振興課 文化観光課 農林水産課	・物資の管理、配給および移送に関すること ・応急復旧資機材の輸送に関すること
	調査工作班	都市デザイン課 農林水産課 上下水道課	・危険箇所等の確認、パトロールに関すること ・河川水位の観測および河川情報の収集に関すること ・道路等交通施設の被害情報の収集に関すること ・水防応急対策・水防資機材の調達および管理に関すること ・土砂災害の応急対策に関すること ・道路通行制限に関すること ・緊急輸送路、避難路および救援路の確保に関すること ・道路通行支障物の解体、撤去および処理に関すること ・建設機材の借上げ、調達に関すること ・建設機構等関係機関との連絡調整に関すること ・災害復旧用資機材の確保調達に関すること ・農地、農業用施設の被害調査および応急対策に関すること ・林地、林業用施設の被害調査および応急対策に関すること ・漁港、漁業用施設の被害調査および応急対策に関すること ・河川、道路の被害調査および応急対策に関すること ・下水道施設の被害調査および応急対策に関すること
	給水班	上下水道課	・飲料水の確保および供給に関すること ・上水道施設の被害調査および応急復旧に関すること ・広域給水応援の受入れ、調整に関すること

教育部	学校班	教育総務課	・被災児童生徒に対する応急教育の実施に関すること ・被災児童生徒の安全対策および保健管理に関すること ・教材、学用品等の確保に関すること
	避難所班	生涯学習スポーツ課 会計課 監査委員事務局 各避難施設	・避難所の開設および責任者、連絡員等の派遣に関すること ・避難所の管理運営に関すること ・避難者の把握に関すること ・文化体育施設の被害調査および応急対策に関すること
消防部	消防班	若狭消防署 小浜消防団	・消防全般の企画体制の確立に関すること ・消防活動に関すること ・水防情報の収集に関すること ・水防体制の確立および水防活動に関すること ・急患輸送避難誘導に対する協力に関すること ・災害防御および救助活動に関すること ・地水利の安全確保に関すること ・警戒監視および被災地における被害調査に関すること ・広域消防応援の受入れおよび調達に関すること ・特命事項に関すること
共通事項			・関係機関との連絡調整に関すること ・各課所管施設および関連施設の被害調査および応急対策に関すること ・各課所管の避難所の開設および管理運営に関すること ・各部（班）の相互協力に関すること ・部内関係の災害記録に関すること

小浜市災害対策本部組織図

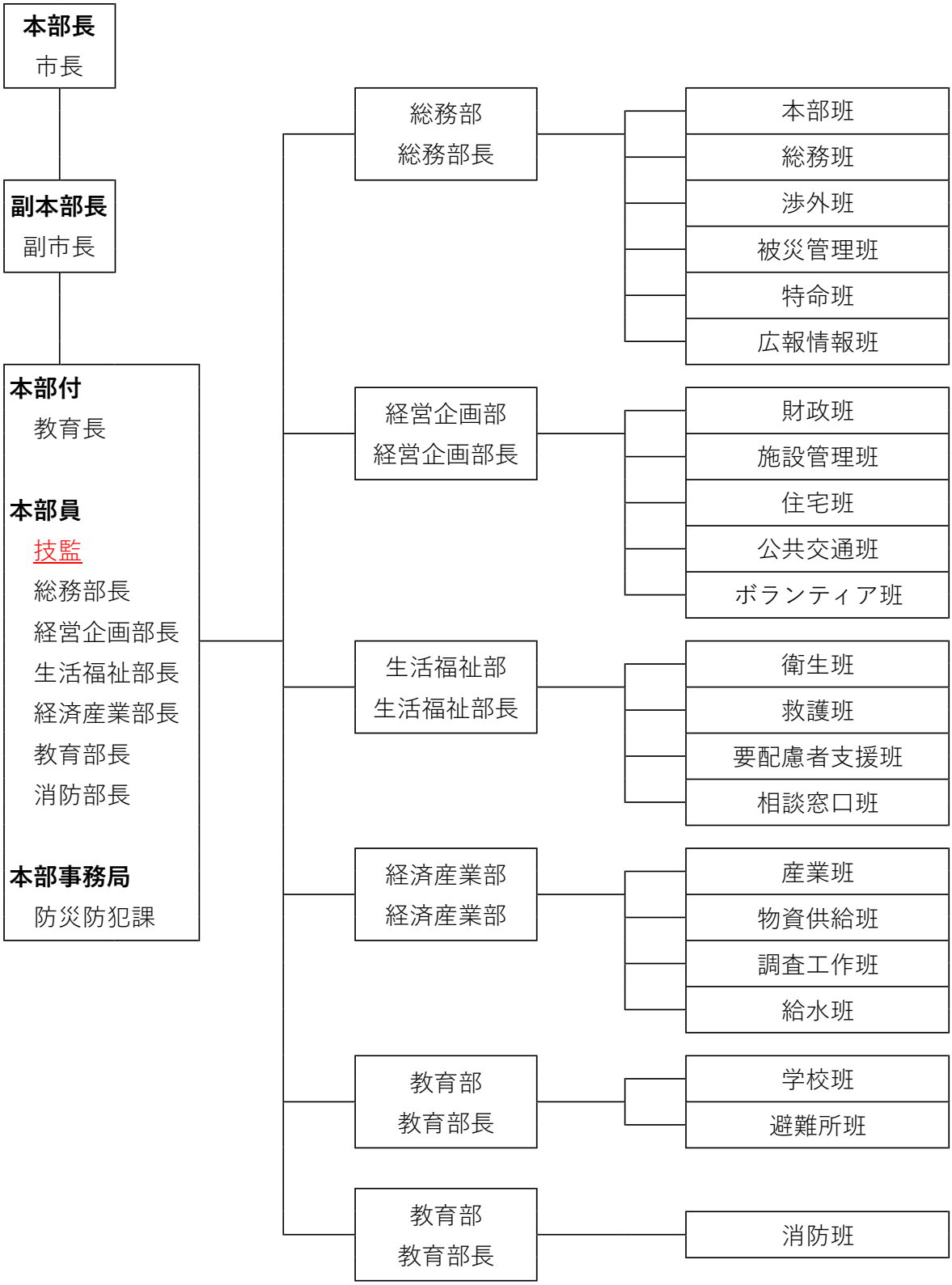

小浜市地域防災計画

【原子力災害対策編】

昭和５７年１０月　策定
平成　３年　３月　修正
平成　６年　４月　修正
平成１４年　３月　修正
平成２３年　３月　修正
平成２６年　５月　改定
令和　３年　６月　改定
令和　４年　６月　改定
令和　７年　６月　改定
令和　８年１１月　改定

小浜市防災会議

部別関係計画一覧

	防災防犯課	未来創造課	総務部	経営企画部	生活福祉部	経済産業部	教育委員会	消防部
第１章　　総　則								
第１節　計画の方針	—	—	—	—	—	—	—	—
第２節　防災関係機関の処理すべき事務または業務	—	—	—	—	—	—	—	—
第３節　広域的な活動協力体制	—	—	—	—	—	—	—	—
第２章　　原子力災害事前対策								
第１節　原子力防災体制の整備	●	●	●	●	●	●	●	●
第２節　原子力事業者防災業務計画に関する意見および原子力防災要員等の届出書の写しの受理	●	●						
第３節　原子力防災専門官および上席放射線防災専門官との連携	●	●						
第４節　防災業務関係者の人材育成	●	●			●			
第５節　情報収集・連絡体制等の整備	●	●		●				
第６節　緊急時モニタリング体制の整備	●	●			●			
第７節　原子力災害医療体制の整備	●				●			
第８節　原子力防災等に関する知識の普及啓発および国際的な情報発信	●	●						
第９節　原子力防災訓練等の実施	●	●	●	●	●	●	●	●
第１０節　広域的相互応援体制の整備	●							●
第１１節　原子力発電所上空の飛行規制	●	●						
第１２節　要配慮者に配慮した原子力災害事前対策	●				●		●	
第１３節　防災対策資料の整備および防災対策に関する研究等の推進	●	●	●	●	●	●	●	●
第３章　　緊急事態応急対策								
第１節　緊急時の通報連絡	●	●						●
第２節　緊急時活動体制の確立	●	●	●	●	●	●	●	●
第３節　緊急時モニタリングの実施	●	●			●			
第４節　住民等への情報伝達活動	●	●		●				
第５節　避難、屋内退避等の防護措置	●	●	●	●	●	●	●	●
第６節　警備および交通対策	●			●	●	●		

部別関係計画一覧

	防災防犯課	未来創造課	総務部	経営企画部	生活福祉部	経済産業部	教育委員会	消防部
第７節　救助・救急および消火活動					●	●		●
第８節　原子力災害医療活動	●				●			
第９節　飲料水および飲食物の摂取制限等	●				●	●	●	
第１０節　緊急輸送活動	●		●	●		●		●
第１１節　飲料水、飲食物および生活必需品の供給	●		●		●	●	●	
第１２節　要配慮者に配慮した応急対策	●				●	●	●	
第１３節　防災業務関係者の安全確保	●				●			●
第１４節　災害救助法の適用	●	●	●	●	●	●	●	
第１５節　広域的応援の対応	●							●
第１６節　自衛隊の災害派遣要請等	●							●
第１７節　文教対策	●				●		●	
第１８節　ボランティア等の受入	●			●	●			
第４章　原子力災害中長期対策								
第１節　基本方針	―	―	―	―	―	―	―	―
第２節　現地事後対策連絡会議への職員派遣	●	●						●
第３節　原子力災害事後対応実施区域における避難区域等の設定	●	●			●			
第４節　放射性物質による環境汚染への対処	●				●			
第５節　各種制限措置の解除	●	●			●	●	●	●
第６節　環境放射線モニタリングの実施と結果の公表	●	●			●			
第７節　損害賠償請求等	●	●			●	●	●	
第８節　被災者等の生活再建等の支援	●				●			
第９節　風評被害等の影響の軽減	●					●		
第１０節　住民相談体制の整備	●				●			
第１１節　被災中小企業、被災農林畜水産業者等に対する支援	●					●		
第１２節　心身の健康相談体制の整備	●				●			
第１３節　復旧・復興事業からの暴力団排除	●		●					

第３編　原子力災害編

第１章　　総　則

第 １ 節　　計画の方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　　１

第 ２ 節　　防災関係機関の処理すべき事務または業務・・・・・・・　２０

第 ３ 節　　広域的な活動協力体制・・・・・・・・・・・・・・・・・　２８

第２章　　原子力災害事前対策

第 １ 節　　原子力防災体制の整備・・・・・・・・・・・・・・・・・　３０

第 ２ 節　　原子力事業者防災業務計画に関する意見
　　および原子力防災要員等の届出書の写しの受理・・・・・　４０

第 ３ 節　　原子力防災専門官および
　　上席放射線防災専門官との連携・・・・・・・・・・・・・　４１

第 ４ 節　　防災業務関係者の人材育成・・・・・・・・・・・・・・　４２

第 ５ 節　　情報収集・連絡体制等の整備・・・・・・・・・・・・・　４３

第 ６ 節　　緊急時モニタリング体制の整備・・・・・・・・・・・・　４６

第 ７ 節　　原子力災害医療体制の整備・・・・・・・・・・・・・・　４７

第 ８ 節　　原子力防災等に関する知識の普及啓発
　　および国際的な情報発信・・・・・・・・・・・・・・・・　５２

第 ９ 節　　原子力防災訓練等の実施・・・・・・・・・・・・・・・　５４

第 10 節　　広域的相互応援体制の整備・・・・・・・・・・・・・・　５６

第 11 節　　原子力発電所上空の飛行規制・・・・・・・・・・・・・　５９

第 12 節　　要配慮者に配慮した原子力災害事前対策・・・・・・・・　６０

第 13 節　　防災対策資料の整備
　　および防災対策に関する研究等の推進・・・・・・・・・　６２

第３章　　緊急事態応急対策

第 １ 節　　緊急時の通報連絡・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　６４

第 ２ 節　　緊急時活動体制の確立・・・・・・・・・・・・・・・・・　７３

第 ３ 節　　緊急時モニタリングの実施・・・・・・・・・・・・・・・　８５

第 ４ 節　　住民等への情報伝達活動・・・・・・・・・・・・・・・・　８６

第 ５ 節　　避難、屋内退避等の防護措置・・・・・・・・・・・・・　９０

第 ６ 節　　警備および交通対策・・・・・・・・・・・・・・・・・１０３

第 ７ 節　　救助・救急および消火活動・・・・・・・・・・・・・・１０４

第 ８ 節　　原子力災害医療活動・・・・・・・・・・・・・・・・・１０６

第 ９ 節　　飲料水および飲食物の摂取制限等・・・・・・・・・・・１０９

第 10 節　　緊急輸送活動・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１１１

第 11 節　　飲料水、飲食物および生活必需品の供給・・・・・・・・１１３

第 12 節　　要配慮者に配慮した応急対策・・・・・・・・・・・・・１１５

第 13 節　防災業務関係者の安全確保・・・・・・・・・・・・・・・・１１６
第 14 節　災害救助法の適用・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１１８
第 15 節　広域的応援の対応・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１２５
第 16 節　自衛隊の災害派遣要請等・・・・・・・・・・・・・・・・・１２７
第 17 節　文教対策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１３０
第 18 節　ボランティア等の受入・・・・・・・・・・・・・・・・・・１３２

第４章　原子力災害中長期対策
第 1 節　基本方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１３４
第 2 節　現地事後対策連絡会議への職員派遣・・・・・・・・・・・・１３５
第 3 節　原子力災害事後対応実施区域における
避難区域等の設定・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１３６
第 4 節　放射性物質による環境汚染への対処・・・・・・・・・・・・１３７
第 5 節　各種制限措置の解除・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１３８
第 6 節　環境放射線モニタリングの実施と結果の公表・・・・・・・１３９
第 7 節　損害賠償請求等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１４０
第 8 節　被災者等の生活再建等の支援・・・・・・・・・・・・・・・１４１
第 9 節　風評被害等の影響の軽減・・・・・・・・・・・・・・・・・１４２
第 10 節　住民相談体制の整備・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１４３
第 11 節　被災中小企業、被災農林畜水産業者等
に対する支援・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１４４
第 12 節　心身の健康相談体制の整備・・・・・・・・・・・・・・・・１４５
第 13 節　復旧・復興事業からの暴力団排除・・・・・・・・・・・・・１４６

第１章　総則

第１節　計画の方針

第１　計画の目的

この計画は、災害対策基本法（昭和３６年法律第２２３号）および原子力災害対策特別措置法（平成１１年法律第１５６号、以下「原災法」という。）に基づき、原災法第２条第３号の規定に基づく原子力事業者の原子炉の運転等（加工施設、原子炉、貯蔵施設、再処理施設、廃棄施設、使用施設（保安規定を定める施設）の運転、事業所外運搬（以下「運搬」という。））により、放射性物質または放射線が異常な水準で事業所外（運搬の場合は輸送容器外）へ放出されることによる原子力災害（以下「原子力災害」という。）の発生および拡大を防止し、原子力災害の復旧を図るために必要な対策について、小浜市、県、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関等の防災関係機関が、その有する全機能を有効に発揮して必要な体制を確立するとともに、防災に関してとるべき措置を定め、総合的かつ計画的な原子力防災事務または業務の遂行により、住民の生命、身体および財産を原子力災害から保護することを目的とする。

なお、この計画は、その他の放射性物質または放射線の放出事故に際しても、これに準じて措置するものとする。

第２　計画の性格

(1) 小浜市の地域に係る原子力災害対策の基本となる計画

この計画は、小浜市の地域に係る原子力災害対策の基本となるものであり、国の防災基本計画原子力災害対策編および県の地域防災計画（原子力災害対策編）に基づいて作成したものであって、指定行政機関、指定地方行政機関、指定公共機関および指定地方公共機関が作成する防災業務計画と抵触することがないように、緊密に連携を図った上で作成されたものである。

市等関係機関は想定される全ての事態に対して対応できるよう対策を講ずることとし、たとえ不測の事態が発生した場合であっても対処し得るよう柔軟な体制を整備するものとする。

(2) 小浜市地域防災計画における他の災害対策との関係

この計画は、「小浜市地域防災計画」の「原子力災害対策編」として定めるものであり、この計画に定めのない事項については「小浜市地域防災計画（一般災害対策編)」に準拠するものとする。

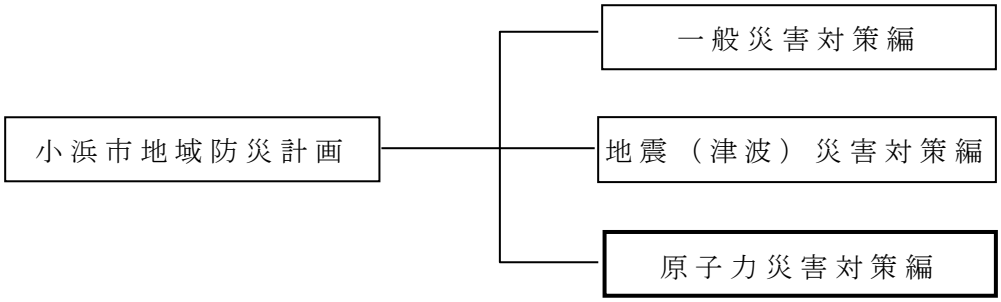

(3) 計画の作成または修正に際し遵守すべき指針

地域防災計画（原子力災害対策編）の作成または修正に際しては、原災法第６条の２第１項の規定により、原子力規制委員会が定める原子力災害対策指針（以下「指針」という。）を遵守するものとする。

第３　計画の構成

この計画の構成は、次の４章からなる。

第１章　総　則

第２章　原子力災害事前対策

第３章　緊急事態応急対策

第４章　原子力災害中長期対策

第４　計画を定めるにあたっての基本方針

(1) 計画の基礎とすべき災害の想定

原子力災害対策を重点的に実施すべき地域における原子力施設からの放射性物質および放射線の放出形態は過酷事故を想定し、以下のとおりとする。

ア 放射性物質または放射線の放出

原子力施設においては、多重の物理的防護壁が設けられているが、これらの防護壁が機能しない場合は、放射性物質が周辺環境に放出される。その際、大気への放出の可能性がある放射性物質としては、気体状のクリプトンやキセノン等の放射性希ガス、揮発性の放射性ヨウ素、気体中に浮遊する微粒子（エアロゾル）等がある。これらは、気体状または微粒子の物質を含んだ空気の一団（プルーム）となり、移動距離が長くなる場合は拡散により濃度が低くなる傾向があるものの、風下方向の広範囲に影響が及ぶ可能性がある。また、特に降雨雪がある場合には、地表に沈着し長時間留まる可能性が高い。さらに、土壌や瓦礫等に付着する場合や冷却水に溶ける場合があり、それらの飛散や流出には特別な留意が必要である。

実際、平成２３年３月に発生した東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故においては、格納容器の一部の封じ込め機能の喪失、溶融炉心から発生した水素の爆発による原子炉建屋の損傷等の結果、放射性セシウム等の放射性物質が大量に大気環境に放出された。また、炉心冷却に用いた冷却水に多量の放射性物質が含まれて海に流失した。したがって、事故による放出形態は必ずしも単一的なものでなく、複合的であることを十分考慮する必要がある。

イ 被ばくの経路

被ばくの経路には、大きく「外部被ばく」と「内部被ばく」の２種類がある。これらは複合的に起こり得ることから、原子力災害対策の実施に当たっては双方を考慮する必要がある。

（ア）外部被ばく

外部被ばくとは、体外にある放射線源から放射線を受けることである。

（イ）内部被ばく

内部被ばくとは、放射性物質を吸入、経口摂取等により体内に取り込み、体内にある放射線源から放射線を受けることである。

(2) 原子力災害対策重点区域の設定

小浜市において、原子力防災資機材、環境放射線モニタリング設備および通信連絡設備の整備、避難対策の確立等の原子力災害対策を重点的に実施すべき地域（以下「原子力災害対策重点区域」という。）の範囲については、原子力事業者が、各原子力施設に内在する危険性および事故発生時の潜在的な影響の度合いを考慮しつつ原子力施設ごとに設定することを基本とし、指針において示されている目安を踏まえ、施設の特性、行政区画、地勢等地域に固有の自然的、社会的周辺状況等を勘案し、実施すべき対策の内容に応じて、以下に示す基準をもとに地域の範囲を定めるものとする。

また、同一の原子力事業所内に設置される全ての原子力施設の原子力災害対策重点区域の範囲の目安が同一である場合には、当該原子力事業所ごとに原子力災害対策重点区域を定めることができる。

なお、原子力災害の発生時に講ずべき防護措置は、異常事態が発生した施設の緊急事態区分等を踏まえたものとする。

ア 予防的防護措置を準備する区域（Precautionary Action Zone。以下「ＰＡＺ」という。）

原子力事業所からおおむね半径５㎞の範囲

イ 緊急防護措置を準備する区域（Urgent Protective Action Planning Zone。以下「ＵＰＺ」という。）

原子力事業所からおおむね半径３０㎞の範囲

この考え方を踏まえ、本市において、原子力災害対策重点区域は表１のとおりとする。

表１

原子力施設（※）	ＰＡＺ地域 （おおむね半径５㎞）	ＵＰＺ地域 （おおむね半径３０㎞）
関西電力㈱大飯発電所３号機、 ４号機	**＜内外海＞** 泊・堅海	左記以外の市内全域
関西電力㈱高浜発電所	―	市内全域
関西電力㈱美浜発電所３号機	―	**＜小浜＞** 津島、多賀 **＜雲浜＞** 南川町、上竹原、関、千種一丁目、千種二丁目、四谷町、一番町、城内一丁目、城内二丁目、雲浜一丁目、雲浜二丁目、山手一丁目、山手二丁目、山手三丁目、水取一・二丁目、水取三・四丁目 **＜西津＞** 堀屋敷、板屋町、小湊、大湊、北塩屋、西長町、北長町、西津福谷、新小松原、下竹原、

		小松原川東、小松原川西 **＜内外海＞** 甲ケ崎、阿納尻、加尾、西小川、宇久、若狭、仏谷、堅海、泊、阿納、犬熊、志積、矢代、田烏 **＜国富＞** 丸山、羽賀、奈胡、熊野、次吉、栗田、高塚、太良庄、江古川、北川 **＜宮川＞** 大戸、竹長、本保、大谷、新保、加茂、ひまわり **＜松永＞** 東市場、太興寺、平野、上野、四分一 **＜遠敷＞** 検見坂、池田、市場、島、中村、国分、金屋、遠敷一・二丁目、遠敷三・四丁目、遠敷五丁目、遠敷六丁目、遠敷七・八丁目、遠敷九・十丁目 **＜今富＞** 府中、和久里、木崎、多田
日本原子力発電㈱敦賀発電所２号機	－	**＜内外海＞** 田烏

※ 同一の原子力事業所内に設置される全ての原子力施設の原子力災害対策重点区域の範囲の目安が同一である場合は、原子力事業所

下記の原子力施設は、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和３２年法律第１６６号。以下「炉規法」という。）第４３条の３の３４第２項の規定に基づく廃止措置計画の認可を受け、かつ、照射済燃料集合体が十分な期間冷却されたものとして原子力規制委員会が定めた原子炉施設であることから、指針に基づき原子力災害対策重点区域の範囲は原子力施設から概ね５ｋｍを目安とし、当該原子力災害対策重点区域の全てをＵＰＺとし、表２のとおりとする。

表２

原子力施設	ＵＰＺ地域 （おおむね半径５㎞）
関西電力㈱大飯発電所１号機、２号機	**＜内外海＞** 泊・堅海

本市の原子力事業所の概要は、別表１のとおりである。

(3) 原子力災害対策重点区域の区分等に応じた防護措置の準備および実施

ア 原子力施設の状態に応じた防護措置の準備および実施

ＰＡＺにおいては、原子力施設において異常事態が発生した場合には、急速に進展する事故においても放射線被ばくによる確定的影響等を回避するため、通常の運転および停止中の放射性物質の放出量とは異なる水準で放射性物質が放出される前の段階から、原子力施設の状態が後述の緊急事態区分のどれに該当するかを判断し、該当する区分に応じて避難等の予防的な防護措置を準備し、実施することとする。なお、事態の規模、時間的な推移等に応じて、国の指示によってＰＡＺの範囲外においても段階的に避難措置等の予防的な防護措置を実施することがある。

また、ＵＰＺにおいては、全面緊急事態となった際には予防的な防護措置として屋内退避を原則実施することとする。

イ 放射性物質が環境へ放出された場合の防護措置の実施

放射性物質が環境へ放出された場合、ＵＰＺを中心とした緊急時の環境放射線モニタリング（以下「緊急時モニタリング」という。）による測定結果を、後述の防護措置の実施を判断する基準である運用上の介入レベル（ＯＩＬ）と照らし合わせ、必要な防護措置を実施することとする。

(4) 緊急事態における防護措置実施の基本的考え方

ア 緊急事態の段階

緊急事態においては、事態の進展に応じて、関係者が共通の認識に基づき意思決定を行うことが重要であることから、緊急事態への対応の状況を、準備段階、初期対応段階、中期対応段階または復旧段階に区分する。

（ア）準備段階

原子力事業者、国、県、市等がそれぞれの行動計画を策定して関係者に周知するとともに、これを訓練等で検証・評価し、改善する。

（イ）初期対応段階

情報が限られた中でも、放射線被ばくによる確定的影響を回避するとともに、確率的影響のリスクを最小限に抑えるため、迅速な防護措置等の対応を行う。

（ウ）中期対応段階

放射性物質または放射線の影響を適切に管理し、環境放射線モニタリングや解析により放射線の状況を十分に把握し、それに基づき、初期対応段階で実施した防護措置の変更・解除や長期にわたる防護措置の検討を行う。

（エ）復旧段階

被災した地域の長期的な復旧策の計画に基づき、通常の社会的・経済的活動への復帰の支援を行う。

イ　緊急事態の初期段階における防護措置の考え方

緊急事態の初期対応段階においては、東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故の教訓を踏まえ、放射性物質の放出開始前から必要に応じた防護措置を講ずるようにしなければならない。このため、ＩＡＥＡ等が定める防護措置の枠組みの考え方を踏まえて、以下のように、初期対応段階において、施設の状況に応じて緊急事態の区分を決定し予防的防護措置を実行するとともに、観測可能な指標に基づき緊急防護措置を迅速に実行するための意思決定の体制を構築する。

（ア）緊急事態区分および緊急時活動レベル（ＥＡＬ）

①　基本的な考え方

緊急事態の初期対応段階においては、情報収集により事態を把握し、原子力施設の状況や当該施設からの距離等に応じ、防護措置の準備やその実施等を適切に進めるため、原子力施設の状況に応じて、緊急事態の初期対応段階を、警戒事態（第１段階）、施設敷地緊急事態（第２段階）および全面緊急事態（第３段階）の３段階に区分する。

【警戒事態（第１段階）】

その時点では公衆への放射線による影響やそのおそれが緊急のものではないが、原子力施設における異常事象の発生またはそのおそれがあるため、情報収集や、施設敷地緊急事態要避難者（避難の実施に通常以上の時間がかかり、かつ避難の実施により健康リスクが高まらない要配慮者（高齢者、障がい者、乳幼児その他の特に配慮を要する者をいう。以下同じ。）、安定ヨウ素剤を事前配布されていない者および安定ヨウ素剤の服用が不適切な者のうち、施設敷地緊急事態において早期の避難等の防護措置の実施が必要な者をいう。以下同じ。）の避難など、早期に実施が必要な防護措置の準備（警戒事態を判断するＥＡＬのうち、原子力施設において異常事象が発生した場合に限る。）を開始する必要がある段階である。

この段階では、小浜市および県は、ＰＡＺにおいて、実施に比較的時間を要する防護措置の準備に着手する。

【施設敷地緊急事態（第２段階）】

原子力施設において公衆に放射線による影響をもたらす可能性のある事象が生じたため、原子力施設周辺において緊急時に備えた避難等の主な防護措置の準備を開始する必要がある段階である。

この段階では、小浜市および県は、緊急時モニタリングの実施等により事態の進展を把握するため情報収集の強化を行うとともに、ＰＡＺにおいて、施設敷地緊急事態要避難者の避難を開始するとともに、基本的にすべての住民等を対象とした避難等の予防的防護措置を準備する。

【全面緊急事態（第３段階）】

原子力施設において公衆に放射線による影響をもたらす可能性が高い事象が生じ

たため、確定的影響を回避し、確率的影響のリスクを低減する観点から、迅速な防護措置を実施する必要がある段階である。

この段階では、小浜市および県は、ＰＡＺにおいて、基本的にすべての住民等を対象に避難や安定ヨウ素剤の服用等の予防的防護措置を講ずる。また、事態の規模、時間的な推移に応じて、ＵＰＺにおいても、ＰＡＺと同様、避難等の予防的防護措置を講ずる。

なお、ＵＰＺ外においても、原子力施設から著しく異常な水準で放射性物質が放出され、またはそのおそれがある場合には、施設の状況や放射性物質の放出状況を踏まえ、必要に応じて屋内退避を実施する。

② 具体的な基準

これらの緊急事態区分に該当する状況であるか否かを原子力事業者が判断するための基準として、原子力施設における深層防護を構成する各層設備の状態、放射性物質の閉じ込め機能の状態、外的事象の発生等の原子力施設の状態等に基づき緊急時活動レベル（Emergency Action Level。以下「ＥＡＬ」という。）を設定する。

原子力施設ごとのＥＡＬは、原子力規制委員会が示すＥＡＬの枠組みに基づき、原子力事業者が原子力事業者防災業務計画に設定する。原子力規制委員会が示す緊急事態区分を判断するＥＡＬの枠組みの内容は、指針によるものとし、その区分は表３のとおりとする。

表３　各緊急事態区分を判断するＥＡＬの枠組み

１．加圧水型軽水炉（実用発電用のものに限る。）に係る原子炉の運転等のための施設（当該施設が核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和３２年法律第１６６号。以下「炉規法」という。）第４３条の３の６第１項第４号の基準に適合しない場合または原子炉容器内に照射済燃料集合体が存在しない場合を除く。）

【関西電力（株）美浜発電所３号機、関西電力（株）大飯発電所３、４号機、関西電力（株）高浜発電所１、２、３、４号機】

緊急事態区分	緊急事態を判断するＥＡＬ
警戒事態 （第１段階）	①　原子炉の運転中に原子炉保護回路の１チャンネルから原子炉停止信号が発信され、その状態が一定時間継続された場合において、当該原子炉停止信号が発信された原因を特定できないこと、または原子炉の非常停止が必要な場合において、原子炉制御室からの制御棒の挿入操作により原子炉を停止することができないこと、もしくは停止したことを確認することができないこと。 ②　原子炉の運転中に保安規定で定められた数値を超える原子炉冷却材の漏えいが起こり、定められた時間内に定められた措置を実施できないこと、または原子炉の運転中に非常用炉心冷却装置の作動を必要とする原子炉冷却材の漏えいが発生すること。 ③　原子炉の運転中に蒸気発生器への全ての主給水が停止した場合において、電動補助給水ポンプまたはタービン動補助給水ポンプによる給水機能が喪失すること。 ④　非常用交流母線が一となった場合において当該非常用交流母線に電気を供給する電源が一となる状態が１５分間以上継続すること、全ての非常用交流母線からの電気の供給が停止すること、または外部電源喪失が３時間以上継続すること。 ⑤　原子炉の停止中に当該原子炉から残留熱を除去する機能の一部が喪失すること。 ⑥　使用済燃料貯蔵槽の水位が一定の水位まで低下すること。 ⑦　原子炉制御室および原子炉制御室外操作盤室からの原子炉の運転や制御に影響を及ぼす可能性が生じること。 ⑧　原子力事業所内の通信のための設備または原子力事業所内と原子力事業所外との通信のための設備の一部の機能が喪失すること。 ⑨　重要区域において、火災または溢水が発生し、安全機器等の機能の一部が喪失するおそれがあること。 ⑩　燃料被覆管障壁もしくは原子炉冷却系障壁が喪失するおそれがあること、または、燃料被覆管障壁もしくは原子炉冷却系障壁が喪失すること。 ⑪　当該原子力発電所所在市町において、震度６弱以上の地震が発生した場合 ⑫　福井県（当該原子力事業所所在市町沿岸を含む津波予報区）において、大津波警報が発令された場合 ⑬　国（オンサイト総括）が警戒を必要と認める当該原子炉施設の重要な故障等が発生した場合 ⑭　当該原子炉施設において新規制基準で定める設計基準を超える外部事象が発生した場合（竜巻、洪水、台風、火山等） ⑮　その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすおそれがあることを認知した場合など、原子力規制委員会委員長（以下「委員長」という。）または委員長の代行者（以下「委員長代行」という。）が警戒本部の設置が必要と判断した場合

緊急事態区分	緊急事態を判断するＥＡＬ
施設敷地 緊急事態 （第２段階）	①　原子炉の運転中に非常用炉心冷却装置の作動を必要とする原子炉冷却材の漏えいが発生した場合において、非常用炉心冷却装置およびこれと同等の機能を有する設備のうち当該原子炉へ高圧または低圧で注水するもののいずれかによる注水が直ちにできないこと。 ②　原子炉の運転中に蒸気発生器への全ての給水機能が喪失すること。 ③　全ての非常用交流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が３０分以上継続すること。 ④　非常用直流母線が一となった場合において、当該直流母線に電気を供給する電源が一をなる状態が５分以上継続すること。 ⑤　原子炉の停止中に当該原子炉から残留熱を除去する機能が喪失すること。 ⑥　使用済燃料貯蔵槽の水位を維持できないこと、または当該貯蔵槽の水位を維持できていないおそれがある場合において、当該貯蔵槽の水位を測定できないこと。 ⑦　原子炉制御室および原子炉制御室外操作盤室の環境が悪化することにより、原子炉の制御に支障が生じること、または原子炉もしくは使用済燃料貯蔵槽に異常が発生した場合において、原子炉制御室に設置する原子炉施設の状態を表示する装置もしくは原子炉施設の異常を表示する警報装置の機能の一部が喪失すること。 ⑧　原子力事業所内の通信のための設備または原子力事業所内と原子力事業所外の通信のための設備の全ての機能が喪失すること。 ⑨　火災または溢水が発生し、安全機器等の機能の一部が喪失すること。 ⑩　原子炉格納容器内の圧力または温度の上昇率が一定時間にわたって通常の運転および停止中において想定される上昇率を超えること。 ⑪　炉心の損傷が発生していない場合において、原子炉格納容器圧力逃がし装置を使用すること。 ⑫　燃料被覆管の障壁が喪失した場合において原子炉冷却系の障壁が喪失するおそれがあること、燃料被覆管の障壁および原子炉冷却系の障壁が喪失するおそれがあること、または燃料被覆管の障壁もしくは原子炉冷却系の喪失するおそれがある場合において原子炉格納容器の障壁が喪失すること。 ⑬　原子力事業所の区域の境界付近等において原災法第１０条に基づく通報の判断基準として政令等で定める基準以上の放射線量または放射性物質が検出された場合（事業所外運搬に係る場合を除く。） ⑭　その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすおそれがあること等放射性物質または放射線が原子力事業所外へ放出され、または放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺において、緊急事態に備えた防護措置の準備および防護措置の一部の実施を開始する必要がある事象が発生すること。

緊急事態区分	緊急事態を判断するＥＡＬ
全面緊急事態 （第３段階）	①　原子炉の非常停止が必要な場合において、全ての停止操作により原子炉を停止することができないことまたは停止したことを確認することができないこと。 ②　原子炉の運転中に非常用炉心冷却装置の作動を必要とする原子炉冷却材の漏えいが発生した場合において、全ての非常用炉心冷却装置およびこれと同等の機能を有する設備による注水が直ちにできないこと。 ③　原子炉の運転中に蒸気発生器への全ての給水機能が喪失した場合において、全ての非常用の炉心冷却装置およびこれと同等の機能を有する設備による注水が直ちにできないこと。 ④　原子炉格納容器内の圧力または温度が当該格納容器の設計上の最高使用圧力または最高使用温度に達すること。 ⑤　全ての非常用交流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が１時間以上継続すること。 ⑥　全ての非常用直流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が５分以上継続すること。 ⑦　炉心の損傷の発生を示す原子炉格納容器内の放射線量または原子炉容器内の出口温度を検知すること。 ⑧　蒸気発生器の検査その他の目的で一時的に原子炉容器の水位を下げた状態で、当該原子炉から残留熱を除去する機能が喪失し、かつ、燃料取替用水貯蔵槽からの注水ができないこと。 ⑨　使用済燃料貯蔵増の水位が照射済燃料集合体の頂部から上方２メートルの水位まで低下すること、または当該水位まで低下しているおそれがある場合において、当該貯蔵槽の水位を測定できないこと。 ⑩　原子炉制御室が使用できない場合に原子炉制御室外操作盤室が使用できなくなること、または原子炉もしくは使用済燃料貯蔵槽に異常が発生した場合に原子炉施設の状態を表示する全ての装置もしくは原子炉施設の異常を表示する全ての警報装置（いずれも原子炉制御室に設置されたものに限る。）が使用できなくなること。 ⑪　燃料被覆管の障壁および原子炉冷却系の障壁が喪失した場合において、原子炉格納容器の障壁が喪失するおそれがあること。 ⑫　原子力事業所の区域の境界付近等において原災法第１５条に基づく緊急事態宣言の判断基準として政令等で定める基準以上の放射線量または放射性物質が検出された場合（事業所外運搬に係る場合を除く。） ⑬　その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすこと等放射性物質または放射線が異常な水準で原子力事業所外へ放出され、または放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺の住民の避難を開始する必要がある事象が発生すること。

２．実用発電用原子炉に係る原子炉の運転等のための施設（当該施設が炉規法第４３条の３の６第１項第４号の基準に適合しない場合に限り、使用済燃料貯蔵槽内に照射済燃料集合体が存在しない場合を除く。）

【日本原子力発電㈱敦賀発電所２号機】

緊急事態区分	緊急事態を判断するＥＡＬ
警戒事態 （第１段階）	① 使用済燃料貯蔵槽の水位を維持できないこと、または当該貯蔵槽の水位を一定時間以上測定できないこと。 ② 敦賀市において、震度６弱以上の地震が発生した場合。 ③ 福井県（当該原子力事業所所在市町沿岸を含む津波予報区）において、大津波警報が発表された場合。 ④ 国（オンサイト総括）が警戒を必要と認める当該原子炉施設の重要な故障等が発生した場合。 ⑤ その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすおそれがあることを認知した場合など、委員長または委員長代行が警戒本部の設置が必要と判断した場合。

緊急事態区分	緊急事態を判断するＥＡＬ
施設敷地 緊急事態 （第２段階）	① 使用済燃料貯蔵槽の水位が照射済燃料集合体の頂部から上方２メートルの水位まで低下すること。 ② 原子力事業所の区域の境界付近等において原災法第１０条に基づく通報の判断基準として政令等で定める基準以上の放射線量または放射性物質が検出された場合（事業所外運搬に係る場合を除く。）。 ③ その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすおそれがあること等放射性物質または放射線が原子力事業所外へ放出され、または放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺において、緊急事態に備えた防護措置の準備および防護措置の一部の実施を開始する必要がある事象が発生すること。

緊急事態区分	緊急事態を判断するＥＡＬ
全面緊急事態 （第３段階）	① 使用済燃料貯蔵槽の水位が照射済燃料集合体の頂部の水位まで低下すること。 ② 原子力事業所の区域の境界付近等において原災法第１５条に基づく緊急事態宣言の判断基準として政令等で定める基準以上の放射線量または放射性物質が検出された場合（事業所外運搬に係る場合を除く）。 ③ その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすおそれがあること等放射性物質または放射線が異常な水準で原子力事業所外へ放出され、または放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺の住民の避難を開始する必要がある事象が発生すること。

３．炉規法第４３条の３の３４第２項の規定に基づく廃止措置計画の認可を受け、かつ、照射済燃料集合体が十分な期間冷却されたものとして原子力規制委員会が定めた原子炉の運転等のための施設

【関西電力(株)大飯発電所１、２号機】

緊急事態区分	緊急事態を判断するＥＡＬ
警戒事態 （第１段階）	① おおい町において、震度６弱以上の地震が発生した場合。 ② 福井県（当該原子力事業所所在市町沿岸を含む津波予報区）において、大津波警報が発表された場合。 ③ 国（オンサイト総括）が警戒を必要と認める当該原子炉施設の重要な故障等が発生した場合。 ④ その他原子炉施設以外に起因する事象が原子力施設に影響を及ぼすおそれがあることを認知した場合など、委員長または委員長代行が警戒本部の設置が必要と判断した場合。

緊急事態区分	緊急事態を判断するＥＡＬ
施設敷地 緊急事態 （第２段階）	① 原子力事業所の区域の境界付近等において原災法第１０条に基づく通報の判断基準として政令等で定める基準以上の放射線量または放射性物質が検出された場合（事業所外運搬に係る場合を除く）。 ② その他原子炉の運転等のための施設以外に起因する事象が原子炉の運転等のための施設に影響を及ぼすおそれがあること等放射性物質または放射線が原子力事業所外へ放出され、または放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺において、緊急事態に備えた防護措置の準備および防護措置の一部の実施を開始する必要がある事象が発生すること。

緊急事態区分	緊急事態を判断するＥＡＬ
全面緊急事態 （第３段階）	① 原子力事業所の区域の境界付近等において原災法第１５条に基づく緊急事態宣言の判断基準として政令等で定める基準以上の放射線量または放射性物質が検出された場合（事業所外運搬に係る場合を除く）。 ② その他原子炉の運転等のための施設以外に起因する事象が原子炉の運転等のための施設に影響を及ぼすこと等放射性物質または放射線が異常な水準で原子力事業所外へ放出され、または放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺の住民の避難または屋内退避を開始する必要がある事象が発生すること。

（イ）運用上の介入レベル（ＯＩＬ）

① 基本的な考え方

全面緊急事態に至った場合には、住民等への被ばくの影響を回避する観点から、基本的には原子力施設の状況に基づく判断により、避難等の予防的防護措置を講ずることが極めて重要であるが、放射性物質の放出後は、その拡散により比較的広い範囲において空間放射線量率等の高い地点が発生する可能性がある。このような事態に備え、国、県、市等は緊急時モニタリングを迅速に行い、その測定結果を防護措置の実施を判断する基準に照らして、必要な措置の判断を行い、これを実行することが必要となる。

放射性物質の放出後、高い空間放射線量率が計測された地域においては、被ばくの影響をできる限り低減する観点から、数時間から１日以内に住民等について避難等の緊急防護措置を講ずるようにしなければならない。また、それと比較して低い空間放射線量率が計測された地域においても、無用な被ばくを回避する観点から、１週間以内に一時移転等の早期防護措置を講ずるようにしなければならない。

これらの措置を講ずる場合には、国からの指示に基づき、避難住民等に対し、防護措置を実施すべき基準以下であるか否かを確認する避難退域時検査（居住者、車両、家庭動物、携行品等の放射線量の測定をいう。）の結果から簡易除染（簡易な方法による除染）等の措置を講ずるようにしなければならない。

さらに、経口摂取等による内部被ばくを回避する観点から、一時移転等を講ずる地域では、地域生産物の摂取を制限しなければならない。また、飲食物中の放射性核種濃度の測定を開始すべき範囲を数日以内に空間放射線量率に基づいて特定するとともに、当該範囲において飲食物中の放射性核種濃度の測定を開始し、その濃度に応じて飲食物摂取制限を継続的に講ずるようにしなければならない。

② 具体的な基準および防護措置の内容

これらの防護措置の実施を判断する基準として、空間放射線量率や環境試料中の放射性物質の濃度等の原則測定可能な値で示される運用上の介入レベル（Operational Intervention Level。以下「ＯＩＬ」という。）を設定する。

防護措置を実施する国および地方公共団体においては、緊急時モニタリングの結果をＯＩＬに照らして、防護措置の実施範囲を定めるなどの具体的手順をあらかじめ検討し決めておく必要がある。

各種防護措置に対応するＯＩＬの初期設定値は、指針によるものとし、その内容は表４のとおりとする。

表４　ＯＩＬと防護措置

<table>
<tr><th></th><th>基準の種類</th><th>基準の概要</th><th colspan="3">初期設定値（※１）</th><th>防護措置の概要</th></tr>
<tr><td rowspan="3">緊急防護措置</td><td>ＯＩＬ１</td><td>地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、住民等を数時間以内に避難や屋内退避等させるための基準</td><td colspan="3">500μSv/h
（地上１ｍで計測した場合の空間放射線量率※２）</td><td>数時間内を目途に地域を特定し、避難等を実施（移動が困難な者の一時屋内退避を含む。）</td></tr>
<tr><td rowspan="2">ＯＩＬ４</td><td rowspan="2">不注意な経口摂取、皮膚汚染からの外部被ばくを防止するため、除染を講ずるための基準</td><td colspan="3">β線：40,000cpm（※３）
（皮膚から数cmでの検出器の計数率）</td><td rowspan="2">避難または一時移転の基準に基づいて避難等した避難者等を避難退域時検査して、基準を超える際は迅速に簡易除染等を実施</td></tr>
<tr><td colspan="3">β線：13,000cpm（※４）
【１ヶ月後の値】
（皮膚から数cmでの検出器の計数率）</td></tr>
<tr><td>早期防護措置</td><td>ＯＩＬ２</td><td>地表面からの放射線、再浮遊した放射性物資の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、地域生産物（※５）の摂取を制限するとともに、住民等を１週間程度内に一時移転させるための基準</td><td colspan="3">20μSv/h
（地上1ｍで計測した場合の空間放射線量率※２）</td><td>１日以内を目途に地域を特定し、地域生産物の摂取を制限するとともに１週間程度内に一時移転を実施</td></tr>
<tr><td rowspan="6">飲食物摂取制限（※９）</td><td>飲食物に係るスクリーニング基準</td><td>ＯＩＬ６による飲食物の摂取制限を判断する準備として、飲食物中の放射性核種濃度測定を実施すべき地域を特定する際の基準</td><td colspan="3">0.5μSv/h（※６）
（地上1ｍで計測した場合の空間放射線量率※２）</td><td>数日内を目途に飲食物中の放射性核種濃度を測定すべき地域を特定</td></tr>
<tr><td rowspan="5">ＯＩＬ６
（Bq/Kg）</td><td rowspan="5">経口摂取による被ばく影響を防止するため、飲食物の摂取を制限する際の基準</td><td>核種（※７）</td><td>飲料水
牛乳・
乳製品</td><td>野菜類、穀類、
肉、卵、
魚、その他</td><td rowspan="5">１週間内を目途に飲食物中の放射性核種濃度の測定と分析を行い、基準を超えるものにつき摂取制限を迅速に実施</td></tr>
<tr><td>放射性ヨウ素</td><td>300</td><td>2,000（※８）</td></tr>
<tr><td>放射性セシウム</td><td>200</td><td>500</td></tr>
<tr><td>プルトニウムおよび超ウラン元素のアルファ核種</td><td>1</td><td>10</td></tr>
<tr><td>ウラン</td><td>20</td><td>100</td></tr>
</table>

※1　「初期設定値」とは緊急事態当初に用いるＯＩＬの値であり、地上沈着した放射性核種組成が明確になった時点で必要な場合にはＯＩＬの初期設定値は改定される。

※2　本値は地上１ｍで計測した場合の空間放射線量率である。実際の適用に当たっては、空間放射線量率計測機器の設置場所における線量率と地上１ｍでの線量率との差異を考慮して、判断基準の値を補正する必要がある。ＯＩＬ１については緊急時モニタリングにより得られた空間放射線量率（１時間値）がＯＩＬ１の基準値を超えた場合、ＯＩＬ２については、空間放射線量率の時間的・空間的な変化を参照しつつ、緊急時モニタリングにより得られた空間放射線量率（１時間値）がＯＩＬ２の基準値を超えたときから起算して概ね１日が経過した時点の空間放射線量率（１時間値）がＯＩＬ２の基準値を超えた場合に、防護措置の実施が必要であると判断する。

※3　我が国において広く用いられているβ線の入射窓面積が 20 ㎠の検出器を利用した場合の計数率であり、表面汚染密度は約 120Bq/㎠相当となる。他の計測器を使用して測定する場合には、この表面汚染密度より入射窓面積や検出効率を勘案した計数率を求める必要がある。

※4　※3 と同様、表面汚染密度は約 40Bq/㎠相当となり、計測器の仕様が異なる場合には、計数率の換算が必要である。

※5　「地域生産物」とは、放出された放射性物質により直接汚染される野外で生産された食品であって、数週間以内に消費されるもの（たとえば野菜、該当地域の牧草を食べた牛の乳）をいう。

※6　実効性を考慮して、計測場所の自然放射線によるバックグランドによる寄与も含めた値とする。

※7　その他の核種の設定の必要性も含めて今後検討する。その際、ＩＡＥＡのＧＳＧ－２におけるＯＩＬ６値を参考として数値を設定する。

※8　根菜、芋類を除く野菜類が対象

※9　ＩＡＥＡでは、飲食物摂取制限が効果的かつ効率的に行われるよう、飲食物中の放射性核種濃度の測定が開始されるまでの間の暫定的な飲食物摂取制限の実施および当該測定の対象の決定に係る基準であるＯＩＬ３等を設定しているが、我が国では、放射性核種濃度を測定すべき地域を特定するための基準である「飲食物に係るスクリーニング基準」を定める。

第５　計画の周知徹底

この計画は、県、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関等の防災関係機関に対し周知徹底するとともに、特に必要と認められるものについては市民への周知を図るものとする。

また、各機関においては、この計画を熟知し、必要に応じて細部の活動計画等を作成し、万全を期すものとする。

第６　県地域防災計画との関連

小浜市地域防災計画（原子力災害対策編）の作成または修正に当たっては、福井県地域防災計画（原子力災害対策編）を基本とし、抵触することのないようにするとともに、具体的な計画を定めておくものとする。

第７　計画の修正

この計画は、災害対策基本法第４２条の規定に基づき毎年検討を加え、国の防災基本計画の修正や指針の改定、福井県地域防災計画（原子力災害対策編）の修正が行われた場合など、修正する必要があると認めるときはこれを修正するものとする。

別表１（本節第４関係）

福井県の原子力事業所設置概要　　（令和３年４月１日現在）

	原子力事業所	号機	所在地	炉型	認可出力（万ｋｗ）	電調審決定年月	原子炉設置許可年月日	着工年月日	営業(本格)運転開始年月日
運転中	日本原子力発電㈱敦賀発電所	２号機	敦賀市明神町	ＰＷＲ	１１６．０	S.53.12	S.57. 1.26	S.57. 3	S.62. 2.17
	関西電力㈱美浜発電所	３号機	美浜町丹生	〃	８２．６	S.46. 6	S.47. 3.13	S.47. 7	S.51.12. 1
	関西電力㈱大飯発電所	３号機	おおい町大島	〃	１１８．０	S.60. 1	S.62. 2.10	S.62. 3	H. 3.12.18
		４号機	〃	〃	１１８．０	S.60. 1	S.62. 2.10	S.62. 3	H. 5. 2. 2
	関西電力㈱高浜発電所	１号機	高浜町田ノ浦	〃	８２．６	S.44. 5	S.44.12.12	S.45. 4	S.49.11.14
		２号機	〃	〃	８２．６	S.45. 5	S.45.11.25	S.46. 2	S.50.11.14
		３号機	〃	〃	８７．０	S.53. 3	S.55. 8. 4	S.55.11	S.60. 1.17
		４号機	〃	〃	８７．０	S.53. 3	S.55. 8. 4	S.55.11	S.60. 6. 5
	小計			８基	７７３．８				
建設準備中	日本原子力発電㈱敦賀発電所	３号機	敦賀市明神町	ＰＷＲ	１５３．８				
		４号機	〃	〃	１５３．８				
	小計			２基	３０７．６				
廃止措置中	日本原子力発電㈱敦賀発電所	１号機	敦賀市明神町	ＢＷＲ	３５．７	S.40. 5	S.41. 4.22	S.42. 2	S.45. 3.14
	関西電力㈱美浜発電所	１号機	美浜町丹生	ＰＷＲ	３４．０	S.41. 4	S.41.12. 1	S.42 .8	S.45.11.28
		２号機	〃	〃	５０．０	S.42.12	S.43. 5.10	S.43.12	S.47. 7.25
	関西電力㈱大飯発電所	１号機	おおい町大島	ＰＷＲ	１１７．５	S.45.10	S.47. 7. 4	S.47.10	S.54. 3.27
		２号機	〃	ＰＷＲ	１１７．５	S.45.10	S.47. 7. 4	S.47.11	S.54.12. 5
	国立研究開発法人 日本原子力研究開発機構 新型転換炉原型炉ふげん		敦賀市明神町	ＡＴＲ	１６．５		S.45.11.30	S.46. 8	S.54. 3.20 H.15. 3.29 運転終了
	国立研究開発法人 日本原子力研究開発機構 高速増殖原型炉もんじゅ		敦賀市白木	ＦＢＲ	２８．０	S.57. 5	S.58. 5.27	S.60. 9	―
	小計			７基	３９９．２				
合計				１７基	１，４８０．６				

ＢＷＲ(Boiling Water Reactor)　：沸騰水型軽水炉　　ＰＷＲ(Pressurized Water Reactor)　：加圧水型軽水炉
ＡＴＲ(advanced Thermal Reactor)　：新型転換炉　　ＦＢＲ(Fast Breeder Reactor)　：高速増殖炉

（注）①　着工年月は、工事計画認可の月とした。
②　高速増殖炉原型炉もんじゅの電調審決定年月は、閣議了解の月とした。

第２節　防災関係機関の処理すべき事務または業務

原子力防災に関し、小浜市、県、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関等の防災関係機関の処理すべき事務または業務は、小浜市地域防災計画（一般災害編）第１章第３節に定める「防災関係機関の処理すべき事務または業務の大綱」を基礎とし、次のとおりとする。

機関名	連絡の窓口	事務または業務
第１　小浜市	防災防犯課	(１)原子力事業者防災業務計画に関する協議に係る県からの意見聴取に対する回答および原子力防災要員の現況等の届出の写しの受理 (２)原子力防災専門官および上席放射線防災専門官との連携 (３)原子力防災に関する組織の整備 (４)原子力防災に関する知識の普及・啓発 (５)原子力防災に関する教育・訓練 (６)通信・連絡網の整備 (７)防災会議に関すること (８)原子力防災に関する機器および諸設備の整備 (９)環境条件の把握 (10)災害状況の把握および伝達 (11)災害対策本部等に関する事務 (12)緊急時における国、県等との連絡調整 (13)県の環境放射線モニタリングの実施に対する協力 (14)広報 (15)退避および避難に関する計画に関すること (16)住民の退避・避難、立入制限、救助等 (17)原子力災害医療措置に関すること (18)飲食物等の摂取制限等 (19)緊急輸送および必要物資の調達 (20)飲料水、飲食物および生活必需品の供給 (21)防災業務関係者の被ばく管理 (22)災害救助法の要請 (23)義援金、義援物資の受入れおよび配分 (24)広域応援の要請および受入れ (25)文教対策 (26)汚染の除去等 (27)各種制限措置の解除 (28)損害賠償の請求等に必要な資料の整備 (29)風評被害等の影響の軽減 (30)住民相談体制の整備 (31)被災中小企業、被災農林畜水産業者等に対する支援

		(32)心身の健康相談体制の整備 (33)県の行う原子力災害対策に対する協力

第２　その他の市町	防災担当課	(１)小浜市の応援 (２)避難誘導の援助 (３)広域避難所の開設 (４)広報

第３　福井県	危機管理課	(１)福井県防災会議原子力防災対策部会に関する事務 (２)原子力事業者防災業務計画に関する協議および原子力防災要員の現況等の届出の受理 (３)原災法に基づく立入検査と報告の徴収 (４)原子力防災専門官および上席放射線防災専門官との連携 (５)原子力防災に関する組織の整備 (６)原子力防災に関する知識の普及および啓発 (７)原子力防災に関する教育・訓練 (８)通信・連絡網の整備 (９)原子力防災に関する機器および諸設備の整備 (10)環境条件の把握 (11)災害状況の把握および伝達 (12)福井県原子力災害警戒本部および原子力災害対策本部に関する事務 (13)環境放射線モニタリングの実施および結果の公表 (14)広報 (15)住民の退避・避難、立入制限等 (16)救助・救急および消火に関する資機材の確保および応援要請 (17)原子力災害医療措置に関する事務 (18)飲食物等の摂取制限等 (19)緊急輸送および必要物資の調達 (20)飲料水、飲食物および生活必需品の供給 (21)防災業務関係者の被ばく管理 (22)自衛隊、国の専門家等の派遣要請および受入れ (23)災害救助法の適用 (24)義援金、義援物資の受入れおよび配分 (25)広域応援の要請および受入れ (26)文教対策 (27)ボランティアの受入れ (28)汚染の除去等

		(29)各種制限措置の解除 (30)損害賠償の請求等に必要な資料の整備 (31)風評被害等の影響の軽減 (32)住民相談体制の整備 (33)被災中小企業、被災農林畜水産業者等に対する支援 (34)心身の健康相談体制の整備 (35)物価の監視 (36)関係市町の原子力災害対策に関する指示、指導、助言および協力 (37)関係市町を除く市町への原子力災害対策に関する情報伝達、応援協力要請等 (38)隣接府県等への原子力災害対策に関する情報伝達、応援協力要請等
	教育庁	(１)児童、生徒への原子力防災に関する知識の普及・指導 (２)原子力災害時における児童・生徒の退避および避難に関する体制の確立と実施 (３)退避（避難）施設としての協力

第４　福井県警察本部 小浜警察署	警備課	(１)周辺地域に関する情報収集 (２)周辺住民におよび一時滞在者への情報伝達 (３)避難の誘導および屋内退避の呼びかけ (４)交通規制および緊急輸送の支援 (５)犯罪の予防等被災地における社会秩序の維持

第５　若狭消防組合 消防本部	警防課	(１)緊急時における県・市町等との連絡調整 (２)住民の避難誘導、救助・救急等 (３)救急搬送に関すること (４)緊急消防援助隊の受入れに関すること

第６　第５以外の 消防本部	警防担当課	(１)福井県広域消防相互応援協定に基づく業務

第７　指定地方行政機関

１　中部管区警察局	広域調整 第二課	(１)管区内県警察の指導、調整に関すること (２)他管区警察局との連携に関すること (３)関係機関との協力に関すること (４)情報の収集および連絡に関すること (５)警察通信の運用に関すること

2　近畿管区行政評価局 （福井行政監視行政相談センター）	行政監視行政相談課	（１）被災者への生活支援情報の提供 （２）専用電話を備えた相談窓口の開設 （３）特別行政相談所の開設
3　北陸総合通信局	総務課	（１）電波の統制管理および有線電気通信の監理 （２）原子力災害時における非常無線通信の運用監督
4　北陸財務局 （福井財務事務所）	総務課	（１）地方公共団体に対する災害復旧事業債および地方短期資金（災害つなぎ資金）の貸付 （２）原子力災害時における金融機関の緊急措置の指示 （３）原子力災害応急措置の用に供する国有地の無償貸付 （４）避難場所等として利用可能な国有財産（未利用地、庁舎、宿舎）の情報収集および情報提供
5　近畿厚生局	総務課	（１）救援等に係る情報の収集および提供
6　福井労働局	総務課	（１）原子力事業所の労働者の被ばく管理および労働災害防止に関する監督指導 （２）原子力災害時における労働災害調査の実施および被災労働者の労災補償
7　北陸農政局	企画調整室	（１）農地等の除染についての情報把握 （２）農業に係る汚染廃棄物について、処理などの情報把握
8　近畿中国森林管理局 （福井森林管理署）	企画調整課	（１）国有林における汚染対策
9　近畿経済産業局	総務課	（１）原子力災害の情報収集および対応に関する協力 （２）電力・ガスの供給の確保および復旧支援 （３）防災関係物資や生活必需品、燃料等の適正な価格による円滑な供給の確保 （４）中小企業対策等、原子力災害対応のうち経済産業省の所掌に関する対応
10　中部経済産業局 （電力・ガス事業北陸支局）	総務課	（１）原子力災害の情報収集および対応に関する協力 （２）電気の応急・復旧
11　近畿地方整備局 （福井河川国道事務所） （嶺南河川国道維持出張所）	防災課	（１）一般国道（指定区間）の管理
12　北陸地方整備局 （敦賀港湾事務所）	沿岸防災対策室	（１）港湾区域内の直轄港湾施設および防災施設の整備

13　中部運輸局 （福井運輸支局）	総務企画担当	（１）原子力災害時における船舶の運航事業者に対する航海協力要請 （２）原子力災害時における船舶の調達調整および被災者、災害必需物資等の輸送調整 （３）原子力災害時における施設等の選定および収用の協力要請 （４）原子力災害における自動車輸送業者に対する輸送協力要請 （５）原子力災害時における自動車の調達調整および被災者、災害必需物資等の輸送調達 （６）原子力災害による不通区間における輸送、代替輸送等の指導
14　大阪航空局 （小松空港事務所）	管理課	（１）原子力災害時における飛行場使用に関する相互調整
15　東京管区気象台 （福井地方気象台）	防災担当	（１）気象、地水の観測およびその成果収集発表 （２）気象、地象（地震にあっては、発生した断層運動による地震動に限る）、水象の予報・警報等の防災情報の発表、伝達および解説 （３）気象業務に必要な観測、予報および通信施設の整備 （４）地方公共団体が行う防災対策に関する技術的な支援・助言の実施 （５）防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発の実施
16　第八管区海上保安本部 （敦賀海上保安部） （小浜海上保安署）	警備救難課	（１）海難救助、海上における安全および治安の確保、船舶交通の規制 （２）海上におけるモニタリング支援 （３）海上における緊急輸送

第８　自衛隊

１　陸上自衛隊	中部方面 総監部 防衛部 防衛課 運用室 第１４ 普通科連隊 第３科	（１）原子力災害時におけるモニタリング支援 （２）原子力災害時における被害状況の把握 （３）原子力災害時における避難の援助 （４）原子力災害時における避難者等の捜索救助 （５）原子力災害時における消防活動 （６）原子力災害時における救護 （７）原子力災害時における人員および物資の緊急輸送 （８）原子力災害時における避難退域時検査および汚染の除去 （９）原子力災害時におけるその他必要に応じ、自衛隊の能力で対処可能なもの
２　海上自衛隊	舞鶴地方 総監部 防衛部	

3　航空自衛隊	第６航空団 防衛部	

第９　指定公共機関および指定地方公共機関

1　ＮＴＴ西日本（株）	福井支店	(１)原子力災害時における有線通信の確保
2　日本赤十字社	福井県支部	(１)原子力災害時における医療救護活動の実施 (２)原子力災害時における義援金の受付
3　日本郵便（株）	北陸支社	(１)原子力災害時における郵便業務の確保 (２)原子力災害時における郵便業務に係る災害特別事務取扱および援護対策 (３)原子力災害時における郵便局の窓口業務の維持
4　(株)ＮＴＴドコモ 北陸支社	福井支店	(１)原子力災害時における被災移動通信施設の復旧
5　ＫＤＤＩ(株)	中部北陸総支社	(１)原子力災害時における被災移動通信施設の復旧
6　ソフトバンク (株)	地域総務部 （北陸）	(１)原子力災害時における被災通信施設の復旧
7　楽天モバイル (株)	大阪支社	(１)原子力災害時における被災通信施設の復旧
8　（一社）福井県 医師会		(１)原子力災害時における医療救護活動の実施
9　公共交通機関 ・西日本旅客鉄道（株） ・えちぜん鉄道（株） ・京福バス（株） ・福井鉄道（株） ・（株）ハピラインふくい	金沢支社	(１)原子力災害時における物資および人員の緊急輸送
10　自動車輸送機関 ・日本通運(株) ・福山通運(株) ・佐川急便(株) ・ヤマト運輸(株) ・濃飛西濃運輸(株)	 福井支店 福井支店 本社(中日本) 福井主管支店 福井支店	(１)災害対策用物資の輸送
11　中日本高速道路㈱ 金沢支社	敦賀保全・サービスセンター	(１)原子力災害時における道路交通の確保等
12　西日本高速道路㈱ 関西支社	福知山高速道路事務所	(１)原子力災害時における道路交通の確保等

13　報道機関 ・日本放送協会 福井放送局 ・福井放送（株） ・福井テレビジョン 放送（株） ・福井エフエム放送 （株）	企画編成 総務部 報道部	(１)原子力防災に関する知識の普及の協力 (２)原子力災害時における広報 (３)災害情報および各種指示等の伝達
14　電力関係機関 ・関西電力（株） ・日本原子力発電 （株） ・国立研究開発法人 日本原子力研究開発 機構	原子力事業 本部 敦賀発電所 敦賀廃止措 置実証本部	(１)原子力事業者防災業務計画の作成および修正 (２)原子力防災体制の整備および原子力防災組織の運営 (３)放射線測定設備および原子力防災資機材の整備 (４)緊急事態応急対策の活動で整備する資料の整備、施設および設備の整備点検 (５)原子力防災教育および原子力防災訓練の実施 (６)関係機関との連携 (７)緊急時における通報および報告 (８)緊急時における応急措置 (９)緊急事態応急対策 (10)原子力災害事後対策の実施 (11)その他、県および小浜市が実施する原子力防災対策への積極的な協力
15　研究研修機関 ・国立研究開発法人日本原子力研究開発機構原子力緊急時支援・研修センター ・国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構		(１)原子炉工学、放射線防護等の専門家による事故事象の評価・検討および緊急事態応急対策への技術的支援 (２)緊急時モニタリング要員および機器の動員 (３)原子力防災に関する研修 (４)原子力防災訓練への参画
16　(公財)福井原子力センター		(１)原子力防災に関する知識の普及 (２)県・市町が実施する災害応急対策への協力
17　ガス関係機関 (一社)福井県エルピーガス協会		(１)原子力災害時における施設の整備、防災管理 (２)原子力災害時におけるガス供給の確保

第 10　その他公共的団体

1　小浜医師会		(1)原子力災害時における医療救護活動の実施
2　福井県農業協同組合		(1)農産物の出荷制限等応急対策の指導 (2)食糧供給支援 (3)有線放送設備等を利用しての広報活動等の協力
3　れいなん森林組合		(1)林産物に関する対策の指導
4　小浜市漁業協同組合		(1)漁船等への広報協力 (2)水産物の出荷制限等応急対策の指導
5　小浜商工会議所		(1)救助用物資および復旧資材の確保、協力ならびにあっせん
6　学校法人		(1)原子力防災に関する知識の普及および指導 (2)原子力災害時における児童・生徒の退避・避難に関する体制の確立および実施 (3)退避（避難）施設としての協力
7　(福)小浜市社会福祉協議会		(1)災害弱者の収容 (2)ボランティアの受入れ配備
8　病院等		(1)避難訓練の実施 (2)原子力災害時における負傷者の医療、助産救助等への協力
9　社会福祉施設		(1)避難訓練の実施 (2)原子力災害時における入所者の保護
10　(公社)小浜市建設機構		(1)救助用物資および復旧資材の運搬

第３節　広域的な活動協力体制

原子力災害の特殊性に鑑み、小浜市、国、国から派遣される専門家、原災法第３０条第２項の規定に基づく業務を行う原子力防災専門官（以下「原子力防災専門官」という。）、上席放射線防災専門官、県、原子力事業者その他防災関係機関が相互に協力し、広範な活動体制を整え、強力に対処するものとする。

その体制の概念は、別図１に示す「防災対策図（概念図）」のとおりとする。

別図１（第３節関係）防災対策図（概念図）

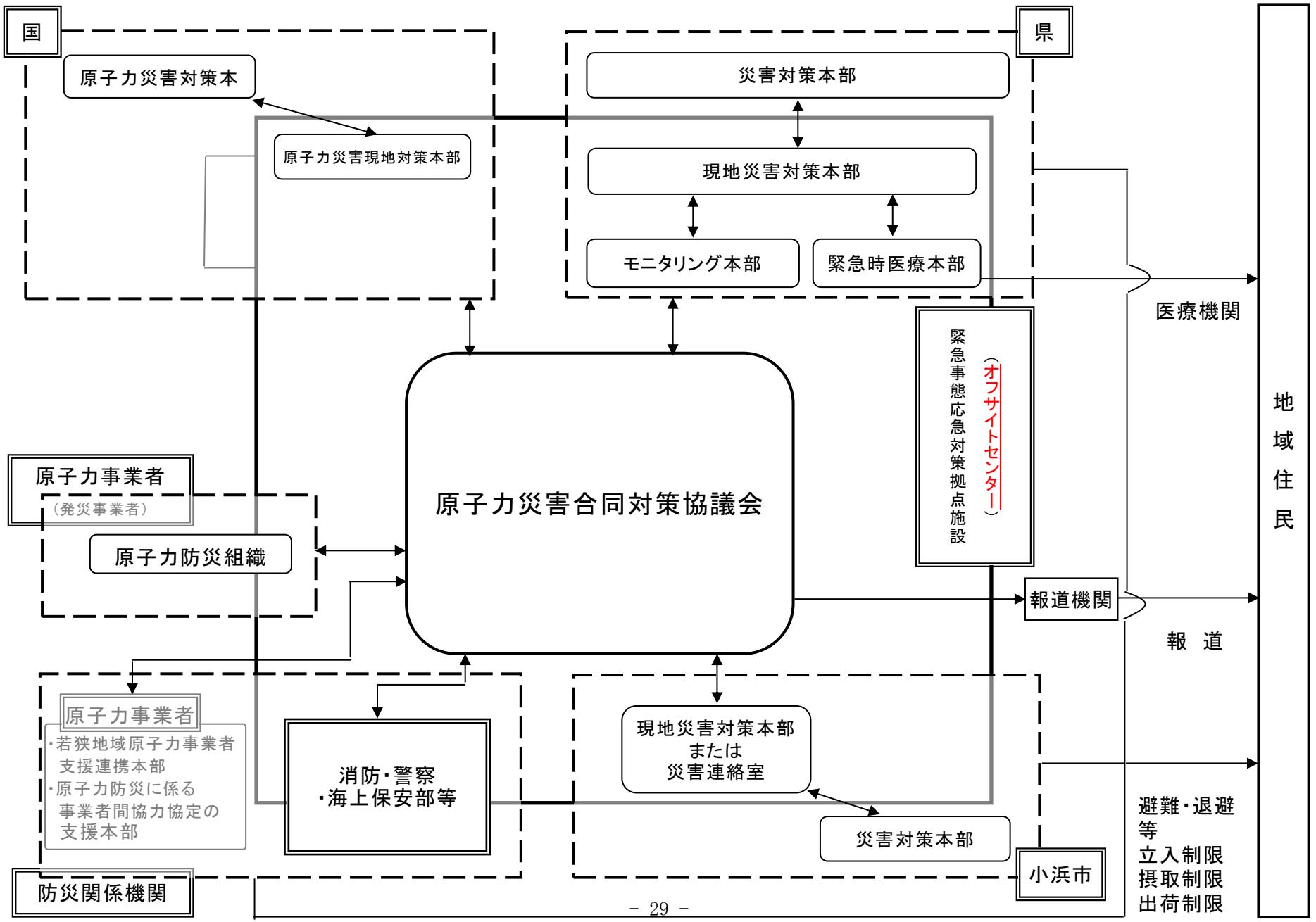

第２章　原子力災害事前対策

第１節　原子力防災体制の整備

第１　基本方針

災害対策活動を円滑に実施するため、原子力事業所に事故が発生し、その影響が原子力災害対策重点区域の範囲に及びまたは及ぶおそれがある場合（以下「緊急時」という。）に対する備えが重要であるため、機能的な活動体制の整備を図る。

第２　平時の安全対策

平時から施設および周辺の状況を把握し、緊急時における対応を迅速かつ的確に実施するため、次の安全対策を講ずるものとする。

(1) 県は、関係府省庁、関係府県等で構成する地域原子力防災協議会に参画し、避難計画を含むその地域の緊急時における対応（対象となる原子力発電所の緊急時における対応のほか、当該原子力発電所の原子力災害対策重点区域内に所在する他の原子力事業所の緊急時における対応を含むことができる。）が、原子力災害対策指針等に照らし、具体的かつ合理的なものであることを確認するとともに、要配慮者対策、避難先や移動手段の確保など地域防災計画・避難計画等の具体化・充実化に向けた調整を行うものとする。

また、小浜市および県は、地域原子力防災協議会において具体化・充実化された内容について、地域防災計画・避難計画等に反映するとともに、訓練を実施し、必要な改善を図るものとする。

(2) 小浜市は、原子力災害を未然に防止するため、原災法第７条第１項の規定に基づき原子力事業者が作成した「原子力事業者防災業務計画」、原子力事業者と締結した「大飯発電所に係る小浜市域の安全確保等に関する協定書」等を活用し、原子力事業所およびその周辺環境の安全に関する情報を常に把握するよう努めるものとする。

(3) 小浜市は、県と緊密な連携のもとに、周辺環境の安全を確認するため環境放射線の監視および温排水の影響調査を実施するとともに、福井県環境放射能測定技術会議における検討、評価結果について把握するものとする。

(4) 小浜市は、県が開催する福井県原子力環境安全管理協議会で報告される県内における原子力事業所周辺地域の環境放射能および温排水ならびに原子力発電所の運転・管理について、その状況を的確に把握することにより、環境の安全を確認するものとする。

(5) 原子力事業者は、原子力発電所の運転等に際しては、原災法、「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」（昭和３２年６月１０日法律第１６６号、以下「原子炉等規制法」という。）等、原子力関係法令を遵守し、安全管理に最大限の努力を払い、放射性物質または放射線の放出により住民等に影響が及ぶことがないよう安全を確保するとともに、「大飯発電所に係る小浜市域の安全確保等に関する協定書」等を遵守するもの

とする。

第３　オフサイトセンターの整備

(1) 小浜市は、国、県、原子力事業者等と連携して、原災法第 12 条第 1 項の規定に基づく緊急事態応急対策等拠点施設（以下「オフサイトセンター」という。）を地域における原子力防災の拠点として平時から教育・訓練等に活用するものとする。

第４　緊急事態応急体制の整備

小浜市は、原子力災害時の応急対策活動を効果的に行うため、以下に掲げる緊急事態応急体制に係る事項について検討するとともに、あらかじめ必要な体制を整備するものとする。

(1) 応急活動のためのマニュアル作成

小浜市は、県と協議の上、応急活動のためのマニュアルを作成し、職員および防災関係機関に周知するとともに、活動手順、使用する資機材や装備の使用方法等の習熟、他職員、機関等との連携等について徹底を図るものとする。

(2) 職員の参集体制

小浜市は、速やかに職員が参集し、情報の収集・連絡が行えるよう、あらかじめ非常参集職員の名簿（衛星電話等非常用通信機器の連絡先を含む。）等を含む体制図を作成し、参集基準や連絡経路を明確にしておくなど、職員の非常参集体制の整備を図るものとする。

(3) 職員の配備体制等

小浜市は、緊急時に迅速かつ的確に応急対策活動を実施するため、第３章第２節第２(1)の別表１に示す配備レベルに基づく配備体制および動員体制を整備するとともに、原子力災害警戒本部、原子力災害対策本部等の設置基準、設置場所、組織、事務分掌、職員の派遣方法等についてあらかじめ定めておくものとする。

また、小浜市は、迅速な防護措置の実施が必要となった場合に備え、防護措置の指示を行うための体制について、あらかじめ定めておくものとする。この際の意思決定については判断の遅滞がないよう、意思決定者への情報の連絡および指示のための情報伝達方法と、意思決定者不在時の代理者をあらかじめ取り決めておくものとする。

(4) オフサイトセンターにおける立ち上げ準備体制

小浜市は、県が原子力災害警戒本部を設置した場合、直ちに県、国、原子力事業者その他防災関係機関と協力して、オフサイトセンターにおける立ち上げ準備を行えるよう、あらかじめ職員の派遣体制および必要な資機材の整備を図るものとする。

(5) 現地事故対策連絡会議への職員の派遣体制

小浜市は、国がオフサイトセンターにおいて現地事故対策連絡会議を開催する場合、これに小浜市の職員を迅速に派遣するため、現地に配置される原子力防災専門官等と協議して、あらかじめ派遣職員を指定するとともに、オフサイトセンターへの派遣手段等を定め

ておくものとする。

(6) オフサイトセンターにおける原子力災害合同対策協議会等の体制

ア 小浜市は、原災法第１５条第１項の規定に基づく原子力緊急事態宣言（以下「原子力緊急事態宣言」という。）発出後、当該原子力緊急事態に関する情報を交換し、それぞれが実施する緊急事態応急対策について相互に協力するため、国、県等とともに、原災法第７条第２項に定める関係周辺都道府県（以下「関係府県」という。）等とともに、同法第２３条第１項の規定に基づく原子力災害合同対策協議会（以下「原子力災害合同対策協議会」という。）を組織し、オフサイトセンターに設置するものとする。

このため、小浜市は、原子力災害合同対策協議会に派遣する職員およびその派遣方法等について、地域の実情等を勘案し、原子力防災専門官等と協議して定めておくものとする。

イ オフサイトセンターに設置される原子力災害合同対策協議会のもとに、原子力災害が発生した原子力事業所の状況の把握、緊急時モニタリング情報の把握、医療関係情報の把握、住民避難・屋内退避の状況の把握等を担う機能班を設け、国、県、関係市町、関係府県、原子力事業者その他防災関係機関のそれぞれの職員が配置されることとされており、小浜市は、それぞれの機能班に配置する職員およびその役割、権限等について、あらかじめ原子力防災専門官等と協議して定めておくものとする。

(7) 長期化に備えた動員体制の整備

小浜市は、国、県および関係機関と連携し、事態が長期化した場合に備え、職員の動員体制をあらかじめ整備しておくものとする。

(8) 防災関係機関相互の連携体制

ア 小浜市は、国の担当省庁、原子力防災専門官、県、自衛隊、県警察、若狭消防組合消防本部、海上保安庁、医療機関、指定公共機関、指定地方公共機関、原子力事業者その他の防災関係機関と平時から緊密な連携を保ち、相互に情報交換を行い、また、各防災関係機関の役割分担をあらかじめ定めるなど、原子力防災体制の整備・強化を図るものとする。

イ 小浜市は、屋内退避または避難のための立退きの指示等を行う際に、国または県に必要な助言を求めることができるよう、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど、必要な準備を整えておくものとする。

(9) 国の専門家の派遣要請手続および受入体制

小浜市は、原子力事業者から施設敷地緊急事態発生の通報を受けた場合に備え、必要に応じ、国に対して事態把握のために原子炉、放射線防護等に関する専門家の派遣を要請するための手続きおよび受入体制の整備を図るものとする。

(10) 放射性物質による環境汚染への対処のための整備

小浜市は、国、県、原子力事業者およびその他の関係機関とともに、放射性物質による環境汚染への対処について必要な体制整備（人員、航空機等の除染実施場所および放射性物質に汚染された廃棄物等の保管等に必要な場所の確保等）を行うものとする。

(11) 緊急消防援助隊の受入体制の整備

小浜市は、国、県および若狭消防組合消防本部と協力し、緊急消防援助隊による人命救助活動等を行うための受入体制の整備に努めるものとする。

(12) 迅速かつ円滑な災害応急対策および災害復旧への備え

ア 小浜市は、平時から関係機関、企業等との間で協定を締結するなど連携強化を進めることにより、災害発生時に各主体が迅速かつ効果的な災害応急対策等が行えるように努めるものとする。また、民間事業者に委託可能な災害対策に係る業務（被災情報の整理の支援、支援物資の管理・輸送等）については、あらかじめ、民間事業者との間で協定を締結しておくなど協力体制を構築し、民間事業者のノウハウや能力等を活用するものとする。

イ 小浜市は、燃料、発電機、建設機械等の応急・復旧活動時に有用な資機材、地域内の備蓄量、供給事業者の保有量を把握した上で、不足が懸念される場合には、関係機関および民間事業者との連携に努めるものるする。

ウ 小浜市は、避難所、備蓄等の防災に関する諸活動の推進に当たり、公共用地、国有財産の有効活用を図るものとする。

第５　避難収容活動体制の整備

(1) 避難計画の策定

小浜市は、国、県および原子力事業所の協力のもと、屋内退避および避難誘導のための計画を策定するものとする。

ＰＡＺ圏内においては、原子力災害対策指針に基づき、迅速な避難を行うための避難計画をあらかじめ策定し、施設敷地緊急事態発生時には施設敷地緊急事態要避難者の避難、原子力緊急事態宣言発出時には直ちにＰＡＺ圏内の住民等の避難が直ちに可能な体制を構築するものとする。

ＰＡＺ圏外においては、原子力災害対策指針に基づき、段階的な避難やＯＩＬに基づく防護措置を実施するまでの間は屋内退避を行うことを原則とし、広域避難計画を策定するものとする。

また、避難先からの更なる避難を避けるため、避難先は防護措置を重点的に実施すべき区域外とする。なお、市の境界を越えた広域の避難計画の策定に当たっては、国および県が中心となって市町村間の調整を図るものとする。

なお、地域コミュニティの維持に着目し、同一地区の住民の避難先は同一地域に確保するよう努めるものとする。

(2) 避難所等の整備等

ア 避難所等の整備

小浜市は、コミュニティセンターや学校等公共的施設等を対象に、避難等を行うため、その管理者の同意を得た上で、災害の危険が切迫した緊急時において安全が確保される指定緊急避難場所および避難生活を送るための指定避難所をあらかじめ指定し、住民への周知徹底を図るものとする。また、一般の避難所では生活することが困難な障がい者等の要配慮者のため、介護保険施設、障がい者支援施設等の福祉避難所を指定するよう努めるものとする。

また、小浜市は指定緊急避難場所等の指定に当たっては、風向き等の気象条件により指定緊急避難場所等が使用できなくなる可能性を考慮するとともに、要配慮者に十分

配慮する。また、国および県の協力のもと、広域避難に係る市町村間による協定の締結を推進するなど、広域避難体制を整備するものとする。

なお、避難所として指定された建物については、必要に応じ、衛生管理等避難生活の環境を良好に保つための設備の整備に努めるものとする。

イ 避難誘導用資機材、移送用資機材・車両等の確保

小浜市は、県と協力し、広域避難も想定して、避難誘導用資機材、移送用資機材・車両等を確保するものとする。

ウ コンクリート屋内退避施設の整備

小浜市は、県等と連携し、コンクリート屋内退避施設についてあらかじめ調査し、具体的なコンクリート屋内退避施設の整備に努めるものとする。

エ 広域一時滞在に係る応援協定の締結

小浜市は、県と連携し、大規模広域災害時に円滑な広域避難が可能となるよう、他の地方公共団体との広域一時滞在に係る応援協定を締結するなど、発災時の具体的な避難・受入方法を含めた手順等を定めるよう努めるものとする。また、小浜市は、避難所を指定する際にあわせて広域一時滞在の用にも供することについても定めるなど、他の市町村からの避難者を受け入れることができる施設をあらかじめ決定しておくよう努めるものとする。

オ 応急仮設住宅の供給体制等の整備

小浜市は、国、県、企業等と連携を図りつつ、応急仮設住宅の建設に要する資機材に関し、供給可能量を把握するなど、あらかじめ調達・供給体制を整備しておくとともに、災害に対する安全性に配慮しつつ、応急仮設住宅の用地に関し、建設可能な用地を把握するなど、あらかじめ供給体制を整備しておくものとする。

カ 被災者支援の仕組みの整備

小浜市は、平時から、被災者支援の仕組みを担当する部局を明確化し、被災者支援の仕組みの整備等に努めるものとする。

小浜市は、国と連携して、避難生活に必要な物資の備蓄、避難所環境の整備、地域のボランティア人材の確保・育成や災害発生時における官民連携の強化など、地域防災力の向上に努めるものとする。

小浜市は、避難行動要支援者名簿や個別避難計画の作成・更新、避難所や避難者の情報管理に係る手続のほか、被災者台帳の作成や罹災証明書の発行、被災者生活再建支援金等の被災者支援に係る手続が円滑に行われるよう、国のクラウド型被災者支援システム等の被災者支援業務を支援するシステムを活用するなど、当該業務の迅速化・効率化を積極的に検討するものとする。

キ 避難所の備蓄

市は、指定避難所またはその近傍で地域完結型の備蓄施設を確保し、食料、飲料水、乳児用粉ミルクまたは乳児用液体ミルク、安眠確保のための段ボールベッド・エアベッド等の簡易ベッド、毛布、プライバシー確保のためのパーティション、快適なトイレ環境確保のための携帯トイレ、簡易トイレ、トイレットペーパー、乳児・小児用おむつ、大人用おむつ、生理用品等避難生活に必要な物資等を備蓄するものとし、これらの物資の備蓄状況については、年に１回、広く住民に公表するものとする。こ

の他、マスク、消毒液、適温の食事のための炊き出し用具やキッチン資機材、衛生促進のための入浴設備、洗濯設備の備蓄に努める。パーティションや段ボールベッド、簡易ベッド等については、避難所開設当初から設置するよう努めるものとする。

この際、避難生活に必要な物資の備蓄については、想定し得る最大規模の災害における想定避難者数と、それに対して必要となる備蓄量（最低３日分）を推計し、推計した必要備蓄量の確保を目指すよう努めるものとする。また、備蓄品の調達に当たっては、要配慮者、女性、こどもにも配慮するものとする。

ク 避難所における設備等の整備

小浜市は、県と連携し、避難所において、貯水槽、井戸、給水タンク、仮設トイレ、マンホールトイレ、携帯トイレ、マット、非常用電源、ガス設備、衛星携帯電話・衛星通信を活用したインターネット機器等の通信機器等のほか、空調、洋式トイレなど、要配慮者にも配慮した避難の実施に必要な施設および設備の整備に努めるとともに、被災者による災害情報の入手に資するテレビ、ラジオ等の機器や、感染症対策に必要な物資等の整備を図り、家庭動物の飼養に関する資材についても整備に努める。

ケ 物資の備蓄に係る整備

小浜市は、県と連携し、指定された避難所またはその近傍で地域完結型の備蓄施設を確保し、食料、飲料水、常備薬、炊き出し用具、毛布等避難生活に必要な物資等の備蓄に努めるとともに、避難所として指定した学校等において、備蓄のためのスペース、通信設備の整備等を進めるものとする。

(3) 学校等施設における避難計画の整備

学校等施設の管理者は、小浜市および県と連携し、原子力災害時における園児、児童、生徒および学生（以下「生徒等」という。）の安全を確保するため、あらかじめ、避難所、避難経路、誘導責任者、誘導方法等についての避難計画を作成するものとする。

また、小浜市は、小学校就学前のこどもたちの安全で確実な避難のため、災害発生時における幼稚園・保育園・認定こども園等の施設と市町村間、施設間の連絡・連携体制の構築に努めるとともに、県と連携し、学校等が保護者との間で、災害発生時における生徒等の保護者への引き渡しに関するルールをあらかじめ定めるよう促すものとする。

(4) 不特定多数の者が利用する施設における避難計画の整備

観光施設、駅、その他の不特定多数の者が利用する施設の管理者は、小浜市および県と連携し、避難誘導に係る計画の作成および訓練の実施に努めるものとする。なお、この際、必要に応じ、多数の避難者の集中や混乱にも配慮した計画、訓練とするよう努めるものとする。

(5) 住民等の避難状況の確認体制の整備

小浜市は、屋内退避または避難のための立退きの指示等を行った場合において、住民等の避難状況を的確に確認するための体制をあらかじめ整備しておくものとする。

なお、避難状況の確実な把握に向けて、小浜市が指定した避難所以外に避難する場合があることに留意する。

(6) 住居地以外の市町村に避難する被災者に関する情報を共有する仕組みの整備

小浜市は、県の支援のもと、住居地以外の市町村に避難する被災者に対して必要な情報や支援・サービスを容易かつ確実に受け渡すことができるよう、被災者の所在地等の情

報を避難元と避難先の市町村が共有する仕組みを整備し、円滑な運用・強化を図るものとする。

(7) 警戒区域を設定する場合の計画の策定

小浜市は、国および県と連携して警戒区域を設定する場合に備え、警戒区域設定に伴う広報、立入規制、一時立入等に関する計画を策定するとともに、必要な資機材や人員等を確保するものとする。

(8) 避難所等・避難方法等の周知

小浜市は、避難および簡易除染、甲状腺被ばく線量モニタリング、安定ヨウ素剤の配布等の場所・避難方法（自家用車の利用、バス等で避難する場合の一時集合場所、緊急避難に伴う交通誘導、家庭動物との同行避難等を含む。）ならびに屋内退避の方法等について、日頃から住民への周知徹底に努めるものとする。なお、避難時の周囲の状況等により、屋内に留まっていた方が安全な場合等やむを得ないときは、屋内での退避等の緊急安全確保措置を講ずるべきことにも留意するものとする。

避難の迅速な実施のためには、具体的な避難計画を県、防災業務関係者および対象となる住民が共通して認識することが必要となる。小浜市は、国、県および原子力事業者の協力のもと、情報収集事態(所在市町において震度５弱または震度５強の地震が発生した場合等（福井県内において震度６弱以上の地震が発生した場合を除く。）をいう。以下同じ。)および警戒事態発生後の経過に応じて周辺住民に提供すべき情報について整理しておくものとする。また、住民等に対し、具体的な避難指示の伝達方法とともに、これらの計画の周知を行うものとする。

(9) 要配慮者に対する避難等体制については、本章第１２節「要配慮者に配慮した原子力災害事前対策」によるものとする。

第６　緊急輸送活動体制および交通体制の整備

(1) 小浜市は、量子科学技術研究開発機構、指定公共機関等からのモニタリング、医療等に関する専門家の現地への移送協力（最寄りの空港・ヘリポートの場所や指定利用手続き、空港等から現地までの先導体制等）について県があらかじめ定める場合には、これに協力するものとする。

(2) 小浜市は、市の管理する情報板等の道路関連設備について、緊急時を念頭に置いた整備に努めるものとする。また、小浜市の道路管理者は、県および県警察と協力し、緊急時の応急対策に関する緊急輸送活動を円滑に行う緊急輸送路を確保するため、被害状況や交通、気象等の把握のための装置や情報板などの整備を行い、緊急輸送の確保体制の充実を図るものとする。

第７　救助・救急、消火および防災活動資機材等の整備等

(1) 救助・救急活動用資機材の整備

小浜市は、国から整備すべき資機材に関する情報提供等を受け、県および若狭消防組合消防本部と協力し、救助・救急活動に必要な資機材の整備に努めるとともに、県の助言を受け、広報車、救助工作車等の整備に努めるものとする。

(2) 救助・救急機能の強化

小浜市は県および原子力事業者と連携し、職員の安全確保を図りつつ、効率的な救助・救急活動を行うため、相互の連携体制の強化を図るとともに、職員の教育訓練を行い、救助・救急機能の強化を図るものとする。

(3) 消火活動用資機材等の整備

小浜市は、原子力事業所およびその周辺における火災等に適切に対処するため、県の助言を受け、平時から消防水利の確保および消防体制の整備に努めるものとする。

(4) 防災業務関係者の安全確保のための資機材等の整備等

被ばくの可能性がある環境下で活動する防災業務関係者の安全を確保し、また、災害対策活動を円滑に実施するためには、緊急時における防災活動に必要な資機材等の備えが重要であることから、小浜市は、国、県、県警察、若狭消防組合消防本部、敦賀海上保安部、原子力事業者その他防災関係機関と相互に協力して、原子力防災対策上必要とされる防災活動資機材等の整備を図るものとする。

また、小浜市は、被ばくの可能性がある環境下で活動する防災業務関係者の安全確保のため、平時より、国、県、原子力事業者その他防災関係機関と相互に密接な情報交換を行うものとする。

(5) 物資の備蓄、調達、供給活動体制の整備

ア 小浜市は、国、県および原子力事業者と連携し、大規模な原子力災害が発生した場合の被害を想定し、孤立が想定されるなど地域の地理的条件等も踏まえて、必要とされる食料その他の物資についてあらかじめ備蓄・調達・輸送体制を整備し、それらの供給のための計画を定めておくものとする。また、備蓄を行うにあたって、大規模な地震が発生した場合には、物資の調達や輸送が平時のようには実施できないという認識

に立って初期の対応に十分な量を備蓄するほか、物資の性格に応じ、集中備蓄または避難所の位置を勘案した分散備蓄を行う等の観点に対しても配慮するとともに、物資拠点を設けるなど、体制の整備に努めるものとする。

イ　小浜市は、国、県と連携のうえ、物資拠点については、輸送拠点として指定するなど、物資の緊急輸送活動が円滑に行われるよう、あらかじめ体制を整備するものとする。

(6) 大規模・特殊災害における救助隊の整備

県は国と連携し、大規模・特殊災害に対応するため、高度な技術・資機材を有する救助隊の整備を推進する。

第８　複合災害に備えた体制の整備

(1) 小浜市は国および県と連携し、複合災害（同時または連続して２以上の災害が発生し、それらの影響が複合化することにより、被害が深刻化し、災害応急対応が困難になる事象）の発生可能性を認識し、防災計画等を見直し、備えを充実するものとする。

また、災害対応にあたる要員、資機材等について、後発災害の発生が懸念される場合には、先発災害に多くを動員し後発災害に不足が生じるなど、望ましい配分ができない可能性があることに留意しつつ、要員・資機材の投入判断が行うよう対応計画にあらかじめ定めるとともに、外部からの支援を早期に要請することも定めておくものとする。

(2) 小浜市は、地震、津波等による大規模な自然災害等との複合災害の発生により、防災活動に必要な人員および防災資機材が不足するおそれがあることを想定し、人員および防災資機材の確保等において、国、指定公共機関、県および原子力事業者と相互の連携を図るものとする。

第９　飲食物の出荷制限、摂取制限等

(1) 飲食物の出荷制限、摂取制限に関する体制整備

小浜市は、国、県および関係機関と協議し、飲食物の出荷制限、摂取制限に関する体制をあらかじめ定めておくものとする。

(2) 飲食物の出荷制限、摂取制限等を行った場合の住民への供給体制の確保

小浜市は、飲食物の出荷制限、摂取制限等を行った場合における、住民への飲食物の供給体制をあらかじめ定めておくものとする。

第１０　行政機関の業務継続計画の策定

小浜市は、災害発生時の災害応急対策等の実施や優先度の高い通常業務の継続のため、災害時に必要となる人員や資機材等を必要な場所に的確に投入するための事前の準備体制と事後の対応力の強化を図る必要があることから、庁舎の所在地が避難のための立退きの指示等を受けた地域に含まれた場合の退避先をあらかじめ定めておくとともに、業務継続計

画の策定等により、業務継続性の確保を図るものとする。また、実効性ある業務継続体制を確保するため、必要な資源の継続的な確保、定期的な教育・訓練・点検等の実施、訓練等を通じた経験の蓄積や状況の変化に応じた体制の見直し、計画の評価・検証等を踏まえた改訂等を行うものとする。

第２節　原子力事業者防災業務計画に関する意見および原子力防災要員等の届出書の写しの受理

第１　方　針

原子力災害の発生および拡大の防止ならびに原子力災害の復旧を図るために必要な業務について、原災法第７条第１項の規定に基づき原子力事業所ごとに原子力事業者が作成または修正する原子力事業者防災業務計画（以下「原子力事業者防災業務計画」という。）に関する意見、当該計画に定める原子力防災要員等の届出書の写しの受理について定める。

第２　原子力事業者防災業務計画に関する意見

小浜市は、原子力事業者が作成または修正しようとする原子力事業者防災業務計画について、県から原災法第７条第２項の規定に基づき意見聴取を受けた時は、自らの地域防災計画と整合性を保つ等の観点から、速やかに意見を文書で回答するものとする。

第３　原子力防災要員等の届出書の写しの受理

小浜市は、原子力事業者が県に届け出る原災法第８条第４項の規定に基づく原子力防災組織の原子力防災要員の現況届出書、原災法第９条第５項の規定に基づく原子力防災管理者または副原子力防災管理者の選任または解任届出書、原災法第１１条第３項の規定に基づく放射線測定設備および原子力防災資機材の現況届出書について、県から写しが送付された場合には受理するものとする。

第３節　原子力防災専門官および上席放射線防災専門官との連携

第１　原子力防災専門官との連携

小浜市は、県、原子力事業者その他防災関係機関と、平時から次の事項について原子力防災専門官と密接な連携を図るとともに、県が定期的に開催する連絡会議に参加するものとする。

(1) 小浜市地域防災計画（原子力災害対策編）の修正
(2) 原子力事業所の防災体制に関する情報の収集および連絡
(3) 原子力防災訓練の計画策定および実施
(4) オフサイトセンターの防災拠点としての活用
(5) 事故時の連絡体制および住民等に対する原子力防災に関する情報伝達
(6) 防護措置（避難計画の策定を含む。）、広域連携などの緊急連絡対応
(7) その他原子力防災に関すること

第２　上席放射線防災専門官との連携

小浜市は、次の事項について上席放射線防災専門官と密接な連携を図り、実施するものとする。

(1) 緊急時モニタリング計画の作成
(2) 事故時の連絡体制の準備
(3) 緊急時モニタリング訓練の実施
(4) 緊急時モニタリングセンターの準備の協力
(5) 緊急時モニタリングの実施
(6) 他組織との連携などの緊急時モニタリングの対応等

第４節　防災業務関係者の人材育成

第１　計画の方針

原子力災害時に原子力防災対策の円滑な実施を図ることが重要なことから、原子力防災に関する教育・研修を実施することにより、応急対策全般への対応力を高め、防災業務関係者の人材育成に努めるものとする。

第２　小浜市における研修

小浜市は、国、県等が実施する講習会、研修会等に積極的に参加するとともに、保有する資機材および装備の使用方法等の習熟を図るものとする。

また、国、県および防災関係機関と連携して、次に掲げる事項について原子力防災業務関係者に対する研修を必要に応じ実施するものとする。

なお、研修結果については、訓練等において具体的に確認し、緊急時モニタリングや被ばく医療等の原子力災害時における医療（以下「原子力災害医療」という。）の必要性など、原子力災害対策の特殊性を踏まえ、研修内容の充実を図るものとする。

ア 原子力防災体制および組織に関する知識
イ 原子力発電所等の施設に関する知識
ウ 原子力災害とその特性に関する知識
エ 放射線による健康への影響および放射線防護に関する知識
オ モニタリングの実施方法および機器ならびにモニタリングにおける気象情報および大気中拡散計算の活用に関する知識
カ 緊急時に小浜市、国、県およびその他防災関係機関が講ずる対策に関する知識
キ 緊急時に住民がとるべき行動および留意事項に関する知識
ク原子力災害医療（応急手当を含む）に関する知識
ケ その他必要と認める事項

第３　原子力事業者における教育・研修

原子力事業者は、原災法第８条第１項の規定に基づく原子力防災組織の構成員に対して、原子力防災に関する資質の向上を図るための教育、訓練を積極的に行うものとする。

また、原子力事業者は、小浜市および県の行う研修に協力し、小浜市および県から講師等の派遣要請があったときには、積極的に派遣を行うものとする。

第５節　情報収集・連絡体制等の整備

第１　計画の方針

原子力災害時には、防災関係機関における迅速かつ的確な通信連絡や住民に対する情報連絡・伝達が重要なことから、小浜市は、国、県、原子力事業者、その他防災関係機関と原子力防災体制に関する情報の収集および連絡を円滑に行うため、これらに必要な設備および体制の整備を図る。

第２　通信連絡設備等の整備

(1) 防災関係機関相互における通信連絡設備の整備

原子力災害時には、防災活動の円滑な推進とともに住民に対する適切な情報提供のため、情報通信手段・経路の多様化を図る必要があることから、小浜市防災行政無線の活用、車両など多様な媒体の活用、機動性のある緊急通信手段の確保等を推進するものとする。また、電気通信事業者に対する移動基地局車両の派遣要請などの緊急措置について事前調整するものとする。

ア 防災行政無線の整備

小浜市は、県と連携し、衛星系と地上系の２重ルート化による県防災行政無線の端末について、今後も引き続き原子力防災への活用を図るものとする。また、小浜市防災行政無線の移動系の設置に努めるものとする。

イ 多様な媒体の活用

防災を目的とする情報通信手段・経路の多様化を図るため、防災行政無線をはじめとする各種の電波通信媒体や電気通信事業者の電話回線、また、テレビ、ラジオ、ＣＡＴＶ等の放送媒体、さらにはインターネットなど多様な媒体の活用を進めるものとする。

ウ 情報収集・伝達システムの整備

災害情報を迅速に収集するため、無線電話、携帯電話等を整備するとともに、県警察本部が整備したヘリコプターテレビ伝送システムの活用を図るものとする。

エ オフサイトセンターにおける通信連絡設備の整備

小浜市は、国および県と連帯し、小浜市とオフサイトセンターとの間の通信体制を充実・強化するため、公衆回線、専用回線および衛星回線を整備するものとする。

また、小浜市、国、県およびオフサイトセンター間を相互に接続するテレビ会議システムを整備するものとする。

(2) 住民に対する情報連絡・伝達設備の充実

原子力災害時の円滑な防災活動の遂行と住民に対する適切な情報を提供するに当たり、緊急通信手段を確保するため、同報系の防災行政無線、広報車、ＣＡＴＶ、コミュニティ放送局、ソーシャルメディア等インターネット上の情報、広報用電光掲示板、携帯端末の緊急速報メール機能、ワンセグ放送等の活用等、多様なメディアの活用体制の

整備に努めるものとする。

さらに、ＣＡＴＶ局の活用を図り、緊急時における利用や平時のネットワーク化を進めるものとする。

なお、観光客など一時的に滞在する者（以下「一時滞在者」という。）については、動揺や混乱を招かぬよう、広報車、同報系の防災行政無線、携帯端末の緊急速報メール機能等を活用して、迅速かつ的確に情報を提供できるよう、情報伝達手段の確立を図るものとする。

第３　情報収集・連絡・伝達体制の整備

(1) 防災関係機関における情報収集・連絡体制の整備

ア 市と関係機関相互の連携体制の確保

小浜市は、原子力災害に対し万全を期すため、国、県、原子力事業者その他防災関係機関との間において確実な情報の収集・連絡体制を図ることを目的として、次の項目を参考にして情報の収集・連絡に係る要領を作成し、事業者、関係機関等に周知するとともに、これらの防災拠点間における情報通信のためのネットワークを強化するものとする。

（ア）事業者からの連絡を受信する窓口（夜間・休日等の勤務時間外の対応、通信障害時なども考慮した、代替となる手段や連絡先を含む。）

（イ）防護措置に関係する社会的状況把握のための情報収集先

（ウ）防護措置の決定者への連絡方法（報告内容、通信手段および通常の意思決定者が不在の場合の代替者（優先順位つき）を含む。）

（エ）関係機関への指示連絡先（夜間・休日等の勤務時間外の対応、通信障害時等も考慮した、代替となる手段（衛星電話等非常用通信機器等）や連絡先を含む。）

イ 機動的な情報収集体制

小浜市は、機動的な情報収集活動を行うため、国および県と協力し、車両など多様な情報収集手段を活用できる体制の整備を図るものとする。

ウ 情報の収集・連絡に当たる要員の指定

小浜市は、迅速かつ的確な災害情報の収集・連絡の重要性に鑑み、原子力災害が発生した現地の状況について、必要に応じ情報の収集・連絡に当たる要員をあらかじめ指定しておくなど、体制の整備を推進するものとする。

エ 非常通信協議会との連携

小浜市は、福井地区非常通信協議会と連携し、非常通信体制の整備、有・無線通信システムの一体的運用および応急対策等緊急時の重要通信の確保に関する対策の推進を図るものとする。

オ 移動通信系の活用体制

小浜市は、県、原子力事業者その他防災関係機関と連携し、緊急時に有効な衛星携帯電話、漁業無線等の業務用移動通信、海上保安庁無線、警察無線、アマチュア無線等による移動通信系の活用体制について整備するものとする。

カ 災害時優先電話等の活用

小浜市は、電気通信事業者により提供されている災害時優先電話等を効果的に活用するよう努めるものとする。

キ 通信機器の操作方法の習熟

小浜市は、災害用に使用する通信機器について、その操作方法について習熟しておくものとする。

ク 関係機関等から意見聴取等ができる仕組みの構築

小浜市は、災害対策本部に意見聴取・連絡調整等のため、関係機関等の出席を求めることができる仕組みの構築に努めるものとする。

(2) 住民に対する情報連絡・伝達体制の整備

ア 小浜市は、国、県、原子力事業者その他防災関係機関と連携し、情報収集事態および警戒事態発生後の経過に応じ、周辺住民等に提供すべき情報の項目について、災害対応の状況や場所等に応じた分かりやすく正確で具体的な内容を整理するものとする。また、周辺住民に対して必要な情報が確実に伝達され、かつ共有されるように、情報伝達の際の役割等の明確化に努めるものとする。

さらに、オフサイトセンターからも住民に向けて、情報発信を行う体制の整備を図るものとする。

イ 小浜市は、国および県と連携し、地震や津波等との複合災害における情報伝達体制を確保するとともに、住民等へ的確な情報を常に伝達できるよう、小浜市防災行政無線等の無線設備（個別受信機を含む）、広報車両等の施設、装備の整備を図るものとする。

ウ 小浜市は、国、県および原子力事業者と連携し、住民等からの問い合わせに対応する住民相談窓口の設置等についてあらかじめその方法、体制等について定めておくものとする。

エ 小浜市は、原子力災害の特殊性に鑑み、国および県と連携し、要配慮者および一時滞在者に対し、災害情報が迅速かつ滞りなく伝達されるよう、周辺住民、自主防災組織等の協力を得ながら、平時よりこれらのものに対する情報伝達体制の整備に努めるものとする。

オ 要配慮者に対する情報連絡・伝達体制をより一層充実させるため、テレビ放送における手話通訳、外国語放送および文字放送の積極的な活用を図るとともに、避難所等での文字媒体（電光掲示板等）の活用等についても検討し、具体化を図るものとする。

さらに、手話通訳者等の育成を図り、地域ごとの手話通訳者をあらかじめ確保するものとする。

第６節　緊急時モニタリング体制の整備

第１　基本方針

原子力事業所から大量の放射性物質または放射線の放出があった場合等、原子力事業所周辺環境の放射性物質および放射線に関する状況の迅速な把握を行うとともに、その状況を迅速かつ的確に提供することが重要なことから、国の統括の下、緊急時モニタリングセンターが実施する緊急時モニタリングに係る協力体制の整備を図る。

第２　緊急時モニタリングに対する協力体制

小浜市は、県が実施する緊急時モニタリング活動に協力するものとする。

第７節　原子力災害医療体制の整備

第１　基本方針

原子力災害では、専門的な医療の知識、資機材の取扱いが必要であり、原子力災害医療体制および住民に対する心身の健康相談体制の整備を図る。

小浜市は、県が行う緊急時における住民等の健康管理、汚染検査、除染等原子力災害医療について協力するものとし、体制の整備を図るのもとする。

第２　原子力災害医療体制の確立

(1) 原子力災害医療機関､原子力災害拠点病院の整備

県は、原子力災害医療機関として、表１のとおり「原子力災害医療協力機関」を登録するとともに、「原子力災害拠点病院」を指定するものとする。

ア　原子力災害医療協力機関においては、次の項目のうち１項目以上を実施できるものとする。

（ア）被ばく傷病者等の初期診療および救急診療

（イ）甲状腺被ばく線量モニタリング実施のための測定要員の派遣

（ウ）原子力災害医療派遣チーム（被ばく医療現場派遣チーム。以下「現場派遣チーム」という。）の保有および派遣体制の整備

（エ）救護所への医療チームまたは医療関係者の派遣

（オ）避難退域時検査実施のための検査要員の派遣

（カ）地方公共団体等が行う安定ヨウ素剤配布の支援

（キ）その他原子力災害発生時に必要な支援

イ　原子力災害拠点病院においては、次の機能を有するよう整備するものとする。

（ア）被ばく傷病者等に対する専門的医療の実施

（イ）原子力災害医療協力機関では対応できない被ばく傷病者等の受け入れ

（ウ）現場派遣チームの整備

表１　原子力災害医療協力機関

区分	医療機関名	所在地
原子力災害医療協力機関	国立病院機構敦賀医療センター	敦賀市桜ケ丘 33-11
	市立敦賀病院	敦賀市三島町 1-6-60
	杉田玄白記念公立小浜病院	小浜市大手町 2-2
	若狭高浜病院	高浜町宮崎 87-14-2
	福井県済生会病院	福井市和田中町舟橋 7-1
	福井勝山総合病院	勝山市長山町 2-6-21

	公立丹南病院	鯖江市三六町 1-2-31
	国立病院機構あわら病院	あわら市北潟 238-1
	坂井市立三国病院	坂井市三国町中央 1-2-34
	越前町国民健康保険織田病院	越前町織田 106-44-1
	レイクヒルズ美方病院	若狭町気山 315-1-9
	若狭町国民健康保険上中診療所	若狭町市場 19-5
	一般社団法人福井県医師会	福井市大願寺 3 丁目 4-10
	一般社団法人福井県薬剤師会	福井市光陽 4 丁目 11-22
	公益社団法人福井県診療放射線技師会	福井市米松 1 丁目 16-31
原子力災害 拠点病院	福井県立病院	福井市四ツ井 2-8-1
	福井大学医学部附属病院	永平寺町松岡下合月 23-3
	福井赤十字病院	福井市月見 2-4-1

(2) 広域災害・救急医療情報システムの整備

県は、災害時において、医療機関の稼働状況、医師・看護師等スタッフの状況、ライフラインの確保、医療品等の備蓄状況等、災害医療に係る総合的な情報収集および提供を行う広域災害・救急医療システム（災害時保健医療福祉活動支援システム（ＤＰＡＴ）等のシステムを含む。）を活用するとともに、県、市町、防災関係機関ならびに高度被ばく医療支援センターまたは原子力災害医療・総合支援センター等のネットワーク化を図るものとする。

(3) 救急医療班の整備

県、災害拠点病院、一般社団法人福井県医師会、原子力事業者その他関係医療機関は、原子力災害時の救急医療班の派遣に対応できるよう、あらかじめ班編成を整えておくものとする。

また、県は関係市町と連携し、救護所の設置、救急医療班の派遣を行うための計画をあらかじめ定める。その際、国から派遣される高度被ばく医療支援センターまたは原子力災害医療・総合支援センター等による現場派遣チームまたは専門派遣チーム派遣の要請手続きおよび受入体制についても定めるものとする。

(4) 原子力災害時の搬送体制の整備

搬送が迅速かつ円滑に行われるとともに、搬送機関および搬送される医療機関に必要な情報が的確に伝達されるものとする。

ア 搬送経路の確保

県は、関係機関と連携し、傷病者、救急医療班等医療スタッフおよび医薬品等の医療用物資等の原子力災害時に係る搬送体制を整備するものとする。

イ 通報連絡体制の整備

原子力事業者は、施設等の事故の状況および負傷時の状況等に関する情報を電話とあわせてできる限り文書で、搬送機関に迅速に通報するとともに、その後、得られた被ばく関連情報についても、順次通報することとする。搬送機関、関係医療機関、原子

力事業者は、原子力災害時における被ばくや汚染を伴う傷病者およびそれらの疑いのある者（以下「被ばく傷病者等」という。）が発生した場合の通報連絡様式をあらかじめ統一的に定めるものとする。

ウ 放射線管理要員等の協力

放射線管理要員は、搬送に際し、被ばく傷病者等からの汚染の拡大防止措置を実施するとともに、搬送機関や搬送車両等の汚染の有無を確認し、原子力事業者を含む関係機関へ報告するものとする。

エ 協力体制および情報交換

被ばく傷病者等の搬送に備えて、県、搬送機関、関係医療機関、原子力事業者は、日ごろから訓練を通じて、関係機関相互の協力体制を整えることとする。

また、搬送機関においては、搬送用資機材等の整備について相互に情報交換を行い、被ばく傷病者等の搬送等に当たって、原子力災害医療の専門家から助言を得られる体制を整備するものとする。

(5) 広域的医療体制の整備

県は、原子力災害の広域性および本県の地域性を考慮し、他府県等と協力した広域的医療体制の整備を図るものとする。

(6) 心身の健康相談体制

小浜市は、国および県とともに、原子力事業所の周辺地域の居住者等に対する心身の健康に関する相談に応じるための体制を整備するものとする。

(7) 原子力災害医療体制の資料の収集等

県は、原子力災害医療体制についての資料を収集、整理するものとする。

第３　原子力災害医療資機材等の整備

(1) 原子力災害医療資機材の整備

県は、原子力災害医療協力機関、原子力災害拠点病院、原子力事業者その他関係医療機関と連携し、原子力災害時における原子力災害医療に対応するため、国から整備すべき医療資機材に関する情報を受け、放射線測定資機材、除染資機材、応急救護用資機材、医療資機材の維持・整備に努めるものとする。

また、県はこれらの設備、資機材等の操作を行う者の確保と研修、訓練を行うものとする。

(2) 医薬品等の確保

県は、救急医療班等が行う医療活動実施のために必要な医薬品やその他医療救護に必要な医薬品および衛生材料を円滑に供給できるよう、麻酔、消毒薬、包帯等の一次医療医薬品等の備蓄を実施するほか、医薬品等卸売業者等と締結した協定を活用し、必要な医薬品等の確保を図るものとする。

(3) 安定ヨウ素剤の服用体制の整備

小浜市は、原子力災害対策指針を踏まえ、県、医療機関等と連携して、ＰＡＺ内の住民等およびＰＡＺ外であって安定ヨウ素剤の事前配布が必要と判断される地域の住民等に対する安定ヨウ素剤の事前配布体制ならびにＰＡＺ外の住民等に対する緊急時に

おける安定ヨウ素剤の配布体制を整備し、速やかに安定ヨウ素剤の服用が行えるよう、準備しておくものとする。

ア 事前配布体制の整備

（ア）小浜市は、県と連携し、事前配布用の安定ヨウ素剤を庁舎において管理するとともに、事前配布後における住民による紛失や一時滞在者に対する配布等に備え、予備の安定ヨウ素剤の備蓄を行うものとする。

（イ）小浜市は、安定ヨウ素剤の事前配布を行うにあたっては、県および関係医療機関等と連携し、対象となる住民向けの説明会および協力薬局における配布を実施し、原則として医師の監修による説明を行うものとする。また、説明会等の開催に併せ、調査票や問診等により、服用不適切者やアレルギーの有無等の把握に努めるものとする。

（ウ）小浜市は、県と連携し、説明会や薬局において安定ヨウ素剤の事前配布に関する説明を受けた住民に対し、説明会での説明事項を記した説明書を付して、安定ヨウ素剤を必要量のみ配布するものとする。

（エ）小浜市は、県と連携し、住民に事前配布した安定ヨウ素剤については、使用期限ごとに回収し、新しい安定ヨウ素剤を再配布するものとする。また、転出者・転入者に対する速やかな安定ヨウ素剤の回収・配布に努めるものとする。

イ 緊急時における配布体制の整備

（ア）小浜市は、県と連携し、緊急時に住民等が避難等を行う際に安定ヨウ素剤を配布することができるよう、配布場所、配布のための手続き、配布および服用に関与する医師、薬剤師の手配等についてあらかじめ定めるとともに、配布用の安定ヨウ素剤をあらかじめ適切な場所に備蓄しておくものとする。

（イ）小浜市は、県と連携し、避難等を行う住民等に対して安定ヨウ素剤を配布する際に、服用の効果、服用対象者、禁忌等について説明するための、説明書等をあらかじめ準備しておくものとする。

ウ 共通事項

小浜市は、県が整備する安定ヨウ素剤の服用に伴う副作用の発生に備えた救急医療体制の整備に協力するとともに、体制の整備に努めるものとする。

(4) 緊急時の住民等の被ばく線量評価体制の整備

県は、国の支援や原子力災害医療協力機関、原子力事業者、原子力災害拠点病院、高度被ばく医療支援センター等の協力を得て、健康調査・健康相談を適切に行う観点から緊急時に甲状腺被ばく線量モニタリング等を対象となる住民等に行い、当該住民等の被ばく線量の評価・推定を迅速に行えるよう、必要な資機材（ＮａＩ（ＴＩ）サーベイメータ、甲状腺モニタ、ホールボディカウンタ等）の確保・整備、測定・評価要員の確保、避難所またはその近傍の適所における測定場所の選定等、住民等の被ばく線量評価体制を整備するものとする。

第４　人材育成等

(1) 人材の確保

県は、被ばく傷病者等の発生に適切に対応するために、被ばく医療に関する知識と技術を備えた医療関係者の確保に努めるものとする。

(2) 人材育成

県は、医療関係者の職種等にあわせて、実際的なカリキュラムを定め、具体的な研修を定期的に行い、人材の育成に努めるものとする。

(3) 指導者の育成

県は、多数の医療関係者を教育し、その知識と技能の維持向上を図るため、指導者の育成に努めるものとする。

(4) 被ばく医療措置訓練の実施

小浜市は、県、原子力事業者、医療関係者およびその他防災関係機関と連携し、救急処置を必要とする被ばく傷病者等に対する措置等の訓練を行うものとする。

第５　原子力事業者等における体制整備

(1) 原子力事業者

ア 通報連絡体制等の整備

原子力事業者は、被ばく傷病者等が発生した場合の指揮命令、通報連絡および情報伝達に係る体系的な整備を図るとともに、県、関係市町、医療機関、搬送機関（消防、海上保安庁等）等の関係機関との通報連絡、被ばく傷病者等の搬送、受入れについて緊密な関係を保持するものとする。

イ 協力会社との連携

原子力事業者は、協力会社との間で、被ばく傷病者等が発生した場合の役割分担、通信連絡体制、指揮命令系統について、あらかじめ定めておくものとする。

ウ 応急措置および除染体制の整備

被ばく傷病者等の応急処置および除染を行う設備等を整備し、維持・管理し、被ばく医療を行える体制を整備しておくものとする。

(2) 原子力災害医療機関

ア 研修・訓練の実施

原子力災害医療機関の医療関係者は、定期的な研修、訓練を受けることにより、原子力災害医療に係る知識および技術の維持・向上に努めるものとする。

イ 原子力災害医療機関相互の連携

被ばく傷病者等の重症度に応じて、適切な医療を行うとともに、各医療機関の要員および資機材を有効に活用するため、原子力災害医療機関相互の連携を図るものとする。

第８節　原子力防災等に関する知識の普及啓発および国際的な情報発信

第１　基本方針

住民においても、平時から原子力防災に関する基礎的な知識を得て、万一の緊急時にどのような行動が必要になるかを理解しておくことが円滑な防護措置を実施する上で必要である。このため、防災広報、防災教育等の機会やインターネットなどを活用して住民の原子力防災に関する知識の普及啓発に努める。

第２　住民に対する防災知識の普及

(1) 広報活動

小浜市は、国、県および原子力事業者その他防災関係機関と協力し、住民に対して原子力防災に関する知識の普及と啓発のため、次に掲げる事項について広報活動を実施するとともに、住民に対する原子力防災に関する知識の普及と啓発に関し、県から必要な助言を受けるものとする。

ア 放射性物質および放射線の特性

イ 原子力施設の概要

ウ 避難所等に関すること

エ 原子力災害と原子力防災対策

（ア）過去の原子力災害の事例

（イ）原子力災害に関する特性

（ウ）原子力災害対策特別措置法の概要

（エ）小浜市、国および県等が緊急時に講ずる原子力防災対策の内容

オ 原子力災害時における留意事項

（ア）緊急時にとるべき行動

（イ）避難所等での行動

（ウ）飲料水、飲食物等備蓄物資の留意点

カ その他必要な事項

(2) 広報の方法

防災知識の普及に当たっては、広報誌、パンフレット等のほか、報道機関等の協力を得るとともに、ビデオやインターネット等を活用するものとする。

(3) 防災訓練の活用

原子力防災訓練を行うに当たっては、住民に対する防災知識の普及も考慮に入れて実施するものとする。

(4) 防災教育の充実

小浜市は教育機関、民間団体等との密接な連携の下、防災教育を実施するものとし、教

育機関においては、防災に関する教育の充実に努めるものとする。

(5) 要配慮者への配慮

市が防災知識の普及と啓発を行うに際しては、要配慮者へ十分に配慮することにより、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、災害時の男女のニーズの違い等、男女双方の視点へ十分に配慮するよう努めることに加え、家庭動物の飼養の有無による被災時のニーズの違いに配慮するよう努めるものとする。

(6) 要配慮者に対する防災知識の普及

要配慮者に対する防災知識の普及については、本章第１２節「要配慮者に配慮した原子力災害事前対策」によるものとする。

(7) 避難状況の把握

小浜市は、避難状況の確実な把握に向けて、市が指定した避難所以外に避難した場合等には、市の災害対策本部に居場所と連絡先を連絡するよう、住民等へ周知するものとする。

(8) 災害に関する資料の公開

小浜市は、国および県と連携し、過去に起こった大規模災害の教訓や災害文化を確実に後世に伝えていくため、大規模災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料をアーカイブとして広く収集・整理し、適切に保存するとともに、広く一般の人々が閲覧できるよう公開に努めるものとする。

(9) 国際的な情報発信

災害の経験を通じて得られる防災対策に関する知見や教訓は、我が国のみならず諸外国の防災対策の強化にも資することから、小浜市は国および県と連携し、災害から得られた知見や教訓を国際会議の場等を通じて諸外国に広く情報発信・共有するよう努めるものとする。

第９節　原子力防災訓練等の実施

第１　計画の方針

原子力災害に際し、応急対策活動を迅速かつ的確に実施することが重要であることから、各種の原子力防災訓練（以下「防災訓練」という。）を行うことにより、防災体制の確立と防災意識の高揚を図る。

第２　防災訓練の計画策定および協力

(1) 小浜市は、国、原子力防災専門官、県、原子力緊急時支援・研修センター、原子力事業者およびその他防災関係機関の支援の下、必要な防災訓練を単独または共同して実施するための計画を策定するものとする。

(2) 小浜市は、県が次に掲げる防災活動の各要素または各要素を組み合わせた防災訓練の計画策定を行う場合、支援するものとする。

ア 緊急時通信訓練計画
イ 災害対策本部等設置運営訓練
ウ オフサイトセンター設置運営訓練
エ 自衛隊災害派遣運用訓練
オ 緊急時モニタリング訓練
カ 気象予測および大気中拡散予測の活用訓練
キ 原子力災害医療措置訓練
ク 住民避難・退避訓練
ケ 避難所等運営訓練
コ 広報訓練
サ 交通対策等措置訓練
シ 消防活動訓練・人命救助活動訓練

(3) 小浜市は、国が原災法第１３条の規定に基づき、総合的な防災訓練の実施計画を作成する際には、国、原子力防災専門官、県、原子力緊急時支援・研修センター、原子力事業者その他防災関係機関と連携して、住民避難・退避訓練、広報訓練等に関して市が行うべき防災対策や複合災害や重大事故等全面緊急事態を具体的に想定した詳細な防災訓練シナリオを作成するなど、訓練の実施計画の企画立案に共同して参画するものとする。

第３　防災訓練の実施

(1) 小浜市は、国、原子力防災専門官、県、原子力緊急時支援・研修センター、原子力事業者およびその他防災関係機関と連携し、必要な防災訓練を単独または共同して実施するものとする。

(2) 小浜市は、県が本節第２(2)に定める防災訓練計画に基づき、定期的に実施する防災活動の要素ごとまたは各要素を組み合わせた防災訓練を支援するものとする。

(3) 小浜市は、県が原災法第１３条に基づき作成する国の総合的な防災訓練の対象となった場合には、本節第２(3)に掲げる実施計画に基づき、必要に応じて住民の協力を得て、国、原子力防災専門官、原子力緊急時支援・研修センター、原子力事業者その他防災関係機関と共同して総合的な防災訓練を実施するものとする。

第４　実践的な防災訓練の工夫と事後評価

小浜市は、防災訓練を実施するに当たり、国、原子力防災専門官、県、原子力緊急時支援・研修センター、原子力事業者その他防災関係機関の協力を受けて作成した、大規模な自然災害等との複合災害や重大事故等全面緊急事態を具体的に想定した詳細なシナリオに基づき、参加者に事前にシナリオを教えない訓練、訓練開始時間を知らせずに行う訓練、机上において想定事故に対する対応や判断を試す訓練等の工夫や図上演習の方法論を活用するなど、現場における判断力の向上、迅速かつ的確な活動に資する実践的なものとなるよう工夫するものとする。この際、各機関の救護活動等の連携強化に留意するものとする。

小浜市は、防災訓練を実施するに当たり、当該防災訓練の目的、チェックすべき項目の設定を具体的に定めて行うとともに、防災訓練終了後、専門家も活用しつつ防災訓練の評価を実施し、改善点を明らかにし、必要に応じ緊急時マニュアルの作成、改訂に活用する等原子力防災体制の改善に取り組むものとする。

小浜市は、必要に応じ、防災訓練の方法、事後評価の方法の見直し、小浜市地域防災計画（原子力災害対策編）の修正等を行うものとする。

第５　防災訓練に関する普及啓発

小浜市は、住民に対して小浜市広報等、各種の媒体を通じて知識の普及啓発を行い、防災意識の高揚を図るものとする。

第６　防災訓練のための通行規制

県公安委員会は、防災訓練の効果的な実施を図るため、特に必要があると認められる場合は、当該防災訓練の実施に必要な限度で、区域または道路の区間を指定して、道路における歩行者または車両の道路における通行を禁止し、または制限するものとする。

第７　災害時要援護者に対する配慮事項

要配慮者に対する配慮事項については、本章第１２節「要配慮者に配慮した原子力災害事前対策」によるものとする。

第１０節　広域的相互応援体制の整備

第１　基本方針

原子力災害時には、一地域の防災機関だけでは対応できない事態が想定されるため、他地域からの応援または他地域への応援を必要とする場合に備え、広域の相互応援体制を整備する。

小浜市は、国、県と協力し、緊急時に必要な装備、資機材、人員、避難や避難退域時検査等の場所等に関する広域的な応援要請ならびに、必要に応じて、被災時に周辺市町と相互に後方支援を担える体制の整備に向けて、県の協力のもと、市町村間の応援協定締結の促進を図り、応援先・受援先の指定、応援・受援に関する連絡・要請の手順、災害対策本部との役割分担・連絡調整体制、応援機関の活動拠点、応援要員の集合・配置体制や資機材等の集積・輸送体制、後方支援等について必要な準備を整えるものとする。

また、小浜市は、原子力事業者との緊急時における協力の内容等についてあらかじめ調整を行うほか、県への応援要請が迅速に行えるよう、要請の手順、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先を徹底しておくなど、必要な準備を整えておくものとする。

第２　広域相互応援体制

(1) 福井県・市町災害時相互応援協定の活用

小浜市は、市町独自では避難所の確保、飲料水、飲食物等の供給等、十分な応急措置が実施できない場合に備え、市が他の市町に要請する応急措置を円滑に遂行するため締結した「福井県・市町災害時相互応援協定」を原子力災害時においても活用するものとする。

(2) 福井県広域消防相互応援協定の活用

若狭消防組合消防本部は、「福井県広域消防相互応援協定」を原子力災害時においても活用するものとする。

第３　関係機関との協定

小浜市は、関係機関と締結している協定等を原子力災害時においても活用するものとする。次に指定機関・団体一覧を示す。

・指定公共機関等

機関・団体等名	協定等名称
小浜市内郵便局	災害時等における小浜市と郵便局間の協力に関する協定書
	小浜市と小浜市内郵便局との協力に関する協定
	小浜市と小浜市内郵便局との包括的地域連携に関する協定
関西電力送配電㈱小浜配電営業所	災害時における停電復旧等に要する用地に関する確認書 大規模災害時における相互連携に関する協定

・その他機関・団体等

機関・団体等名	協定等名称
小浜市医師会(現：小浜医師会)	小浜市と小浜市医師会間の災害時の医療救護活動に関する協定書
	災害時の医療救護活動に関する協定書実施細則
	災害時の医療救護活動に係る実費弁償等に関する覚書
公立小浜病院	災害時における要援護者の緊急受入れに関する協定書
小浜市建設業会(現：小浜市建設機構)	災害時にお る公共土木施設の応急対応に関する基本協定
NPO 法人コメリ災害対策センター	災害時における物資供給に関する協定書
(社)福井県エルピーガス協会若狭支部(現：(一社)福井県エルピーガス協会若狭支部)	災害時における応急救護用燃料の供給に関する協定書
小浜市電工会	災害時における小浜市公共施設の応急対策に関する基本協定
小浜市管工事協同組合	小浜市と小浜市管工事協同組合の災害時における協力に関する協定
小浜市安全施設施工会	小浜市域の道路交通安全施設等に係る災害時応援協力に関する協定
県民生活協同組合	災害時等における生活物資等の供給協力に関する協定
㈱ケーブルテレビ若狭小浜	小浜市と株式会社ケーブルテレビ若狭小浜との災害緊急放送に関する相互協定
㈱ママーストアー	災害時等における生活物資の供給協力に関する協定
小浜市建設業会（現：小浜市建設機構)	防災活動に関する合意書
福井県石油業協会若狭支部	災害時における石油燃料等の優先供給に関する協定
(一社)福井県ドローン協会	災害時のドローン運用業務協定書
小浜地域災害対策協議会	災害時の応援業務に関する覚書
小浜ライオンズクラブ ／小浜市社会福祉協議会	災害ボランティアセンターの運営支援に関する協定

機関・団体等名	協定等名称
小浜市建設業会（現：小浜市建設機構）	災害時におけるボランティア活動に関する基本協定
ヤフー㈱	災害に係る情報発信等に関する協定
大栄環境㈱	災害廃棄物等の処理に関する基本協定
(公社)日本下水道管路管理業協会	災害時における下水道管路施設の復旧支援協力に関する協定
(公社)福井県下水道管路管理業協会	災害時における下水道管路施設の復旧支援協力に関する協定
(公社)全国上下水道コンサルタント協会中部支部	災害時における下水道施設の復旧支援協力に関する協定
(一社)福井県測量設計業協会	災害時における下水道施設の復旧支援協力に関する協定
福井県土地改良事業団体連合会	災害発生時における農地、農業用施設及び農業集落排水処理施設の復旧支援に関する協定
セッツカートン㈱／Ｊパックス㈱	災害発生時等における応急生活物資の供給に関する協定
福井県建築士会若狭支部	災害時における家屋被害認定調査等に関する協定
福井県旅館ホテル生活衛生同業組合	災害時における宿泊施設の提供等に関する協定
㈱ナフコ	災害時における物資供給に関する協定
関西電力送配電㈱京都支社電力本部小浜配電営業所	大規模災害時における相互連携に関する協定 ・大規模災害時における相互連携に関する確認書 ・大規模災害時における道路啓開等に関する確認書
髙石機械産業㈱	災害時におけるレンタル機材の提供に関する協定
小浜市社会福祉協議会 ／進工業株式会社	災害ボランティアセンターの運営支援に関する協定
福井放送㈱	防災減災パートナーシップに関する協定
(一社)若狭地区建設業会／若狭地区４市町災害ボランティアセンター連絡会／社会福祉協議会	災害ボランティアセンターの活動支援に関する協定
(公社)福井県公共嘱託登記土地家屋調査士協会	災害時における家屋被害認定調査等に関する協定書
日本下水道事業団（東京）	災害支援協定

第１１節　原子力発電所上空の飛行規制

第１　基本方針

原子力関係施設地帯の航空安全確保に関する規制措置については、昭和４６年８月の自衛隊の低高度訓練飛行空域、試験空域設定等に伴い、本節第２の規制措置が国（国土交通省）においてとられたが、この飛行規制措置について、小浜市、国、県および原子力事業者が連携して対応する。

第２　国の航空安全確保に関する規制措置

国（国土交通省）は、原子力関係施設に対する航空機による災害を未然に防止するため、次により航空安全の確保に関する規制措置を行っている。

(1) 原子力施設付近の上空に係る航空法第８１条ただし書きの許可（最低安全高度以下の飛行に係る許可）は行わないこと。(「原子力関係施設上空の許可について」昭和４４年７月５日付け空航第２６３号運輸省航空局長通達ほか)

(2) 原子力施設付近の上空（①北緯３５度５６分３４秒／東経１３６度０６分２４秒　②北緯３５度４３分／東経１３６度１９分　③北緯３５度３５分／東経１３６度１３分　④北緯３５度３６分／東経１３５度３８分）の内側で自衛隊低高度訓練および試験飛行等を行う場合は、北緯３５度４２分／東経１３５度５８分の地点、北緯３５度４４分／東経１３５度５９分の地点および北緯３５度４５分／東経１３６度０１分の地点を中心とする半径２海里の円内の区域の直上２，０００フィートまでの空域を飛行禁止する。
（航空路誌：平成１２年１月２７日公示）
なお、上記原子力施設上空の飛行について、２，０００フィート以上の空域についても水平飛行等の通常の飛行を行うよう指導している。

(3) 原子力事業者は、可能な限り原子力施設構内に航空障害灯および昼間障害標識をつけるように努めるものとする。

第３　小浜市の対応

小浜市は、規制措置違反の疑いのある航空機等を発見した場合は、直ちに県および大阪航空局小松空港事務所に連絡するものとする。

第１２節　要配慮者に配慮した原子力災害事前対策

第１　基本方針

原子力災害は、放射性物質または放射線による影響が通常五感に感じられないため、要配慮者には特に配慮が必要であることから、要配慮者に配慮した防災対策の推進を図る。

第２　災害応急体制の整備

(1) 要配慮者の避難誘導・移送体制等の整備

小浜市は、県の協力のもと、要配慮者および一時滞在者への対応を強化するため、放射線の影響を受けやすい乳幼児等について十分配慮するなど、原子力災害の特殊性に留意し、次の項目に取り組むものとする。

ア　要配慮者および一時滞在者を適切に避難誘導し、安否確認を行うため、周辺住民、自主防災組織、民生委員・児童委員、介護保険事業者、障害福祉サービス事業者、ボランティア団体等の多様な主体の協力を得ながら、平時より、要配慮者に関する情報を把握のうえ、関係者との共有に努めるものとする。

イ　要配慮者および一時滞在者に災害情報が迅速かつ滞りなく伝達できるよう、情報伝達体制を整備するものとする。

ウ　避難誘導体制の整備、避難訓練の実施に一層努めるものとする。

(2) 要配慮者避難支援計画等の整備

小浜市は、県の協力のもと、要配慮者および一時滞在者の避難誘導を行う。また、平時より、安否確認を行うため、周辺住民、自主防災組織、ボランティア等の協力を得ながら、災害時要援護者に関する情報の共有を図るとともに、必要に応じて避難誘導や搬送・受入れ体制の整備を図るものとする。また、放射線の影響を受けやすい乳幼児等については十分配慮するものとする。なお、小浜市は、県の助言のもと、これらの検討を踏まえ、要配慮者避難支援計画等の整備に努めるものとする。

(3) 病院等医療機関の災害応急体制

病院等医療関係機関の管理者は、小浜市および県と連携し、原子力災害時における避難所（転院先）、避難経路、誘導責任者、誘導方法、患者の移送に必要な資機材の確保、避難時における医療の維持方法等についての避難計画を作成するものとする。

(4) 社会福祉施設の災害応急体制

社会福祉施設の管理者は、小浜市および県と連携し、原子力災害時における避難場所、避難経路、誘導責任者、誘導方法、入所者等の移送に必要な資機材の確保、関係機関との連携方策等についての避難計画を作成するものとする。特に、入所者等の避難誘導体制に配慮した体制の整備を図るものとする。

第３　防災知識の普及

(1) 支援体制の整備

小浜市および県は、防災知識の普及を実施する際、要配慮者に十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるものとする。

(2) 要配慮者に対する防災知識の普及啓発

小浜市は、県と協力して、漫画、ビデオを活用することや防災パンフレットの外国語版など要配慮者の実情に配慮した防災知識の普及啓発を行うものとする。

(3) 園児、児童等に対する防災知識の普及啓発

保育園、幼稚園、学校等の管理者は、小浜市および県と連携し、保育士、教職員等に対して防災知識の普及を図るとともに、園児、児童等に対して防災教育の推進を図るものとする。

第４　防災訓練における配慮事項

小浜市および県は、防災訓練を実施する際、要配慮者の多様なニーズに十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努めることに加え、家庭動物の飼養の有無によるニーズの違いに配慮するよう努めるものとする。

第１３節　防災対策資料の整備および
防災対策に関する研究等の推進

第１　基本方針

原子力災害に際し、放射性物質および放射線による汚染の影響範囲を迅速に予測するとともに的確に応急対策を実施することが重要であることから、原子力防災対策に必要な資料を整備する。

第２　防災対策資料の整備

(1) 収集・蓄積した原子力防災関連情報の利用と促進

小浜市は、国、県、原子力事業者その他防災関係機関と連携し、平時より原子力防災関連情報の収集・蓄積に努めるものとする。

また、それらの情報について防災関係機関の利用が円滑に実施されるよう、国および県とともに情報のデータベース化、オンライン化およびネットワーク化についてその推進に努めるものとする。

(2) 防災対策上必要な資料の整備

小浜市は、国、県、原子力事業者その他防災関係機関と連携し、応急対策の的確な実施に資するため、次の資料を適切に整備し、定期的に更新するとともに、災害対策本部設置予定施設（市役所）やオフサイトセンターなどに適切に備え付けるとともに、これらを確実に管理するものとする。

ア 原子力防災体制に関する資料

（ア）福井県防災会議原子力防災対策部会に関する資料

（イ）協定書

（ウ）オフサイトセンターに関する資料

（エ）小浜市の警戒本部、災害対策本部等に関する資料

（オ）国の専門家に関する資料

（カ）防災関係機関に関する資料

イ 原子力事業所の設置状況に関する資料

ウ 情報収集・連絡体制に関する資料

（ア）専用電話に関する資料

（イ）小浜市防災行政無線に関する資料

（ウ）有線電話に関する資料

（エ）原子力発電所通信施設に関する資料

（オ）船舶に対する周知系統に関する資料

エ モニタリングに関する資料

（ア）平常時モニタリング計画に関する資料

（イ）緊急時モニタリングセンターの運営に関する資料

（ウ）モニタリング資機材に関する資料
（エ）気象に関する資料
オ 原子力災害医療措置に関する資料
（ア）安定ヨウ素剤等医療関係資機材の備蓄・配備状況に関する資料
（イ）病院（診療所）に関する資料
（ウ）緊急時医療本部の運営に関する資料
（エ）量子科学技術研究開発機構に関する資料
カ 防災活動資機材に関する資料
キ 輸送交通機関、資機材輸送等に関する資料
ク 広報活動に関する資料
（ア）報道機関およびＣＡＴＶに関する資料
（イ）海上広報に関する資料
ケ 農林畜水産物に関する資料
（ア）生産および出荷状況に関する資料
（イ）流通経路に関する資料
（ウ）水源地および飲料水に関する資料
コ 避難等に関する資料
（ア）原子力事業所周辺の人口、世帯数に関する資料
（イ）道路状況に関する資料
（ウ）ヘリポートに関する資料
（エ）避難所および屋内退避に適するコンクリート建物に関する資料ならびにあらかじめ定める避難計画
（オ）周辺地域の配慮すべき施設（幼稚園、保育園、学校、診療所、病院、老人福祉施設、身体障がい者援護施設等）に関する資料
サ その他原子力災害対策重点区域の範囲およびその周辺地域の人口分布、地形等、原子力防災対策上必要な資料

(3) 原子力事業者の措置

原子力事業者は、原災法第１２条第４項の規定に基づき国に対して提出することとなっている次の資料について、その写しを小浜市に対しても提出するものとする。提出した資料の内容に変更があったときも同様とする。

ア 原子力事業者防災業務計画
イ 原子炉等規制法の規定により提出された申請書に基づく原子力事業所の施設の構造等を記載した書類
ウ 原子炉等規制法の規定により主務大臣の認可を受けた保安規定
エ 原子力事業所の施設の配置図

また、原子力災害重点区域の範囲およびその周辺地域の人口分布、地形等、原子力防災対策上必要な資料を整備するものとする。

(4) 災害復旧への備え

小浜市は、災害復旧に資するため、国、県、原子力事業者等と協力して、放射性物質による汚染の除去に関する資料の収集・整備等を図るものとする。

第３章　緊急事態応急対策

第１節　緊急時の通報連絡

第１　基本方針

原子力災害において、防災関係機関が応急対策活動を実施するために、迅速かつ的確な通報連絡が重要であることから、原子力災害の事象に応じた各機関の通報連絡体制およびその内容について定める。

第２　情報収集事態発生時の通報連絡

(1) 国が行う通報連絡

国（原子力規制員会・内閣府合同情報連絡室）は、情報収集事態を認知した場合には、情報収集事態の発生について、関係省庁、県および関係市町に対し連絡を行う。

(2) 点検状況等の報告および連絡

ア 電力事業者の措置

原子力事業者は、情報収集事態を認知した場合には、直ちに原子力事業所の施設および設備を点検するとともに、その点検結果について異常の有無に関わらず、県および関係市町に連絡するものとする。

イ 国の措置

原子力規制委員会・内閣府合同情報連絡室は、情報収集事態の発生後の状況について関係省庁、県、関係市町に対し連絡を行う。

ウ 県および関係市町の措置

県および関係市町は、上記アまたはイの連絡を受けた場合、異常がないときにおいても、その旨を住民等に対し、報道機関の協力を得るなどして迅速に広報するものとする。

第３　警戒事態（第１段階）発生時の通報連絡

(1) 原子力事業者が行う通報連絡

原災法第９条第１項の規定に基づき原子力事業者が選任した原子力防災管理者（以下「原子力防災管理者」という。）は、警戒事態（第１段階）に該当する事象の発生を確認したときは、直ちに小浜市、国（原子力規制委員会）、県、原子力防災専門官、小浜警察署、若狭消防組合消防本部、敦賀海上保安部および各関係機関に、次に掲げる事項を通報する。また、あらかじめ定める関係機関へ情報連絡を行うものとする。

ア 事故発生の時刻

イ 事故発生の場所

ウ 事故の原因

エ 事故の程度、放射性物質または放射線の放出状況およびその可能性

オ 気象状況（風向・風速）

カ その他必要と認める事項

(2) 国が行う通報連絡

国（原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同警戒本部）は、警戒事態の発生を確認するとともに、原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同警戒本部から関係省庁、県、関係市町に対し連絡を行う。また、ＰＡＺ関係市町に対し、連絡体制の確立等の必要な体制をとるとともに、施設敷地緊急事態要避難者の避難準備、住民防護の準備（避難先、輸送手段の確保等）を行うよう、ＵＰＺ外の区域を管轄する市町に対しては、施設敷地緊急事態要避難者の避難準備（避難先、輸送手段の確保等）に協力するよう、要請する。その際あわせて、気象情報を提供するものとする。国（原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同警戒本部）は、ＰＡＺの地方公共団体との間において、要請した施設敷地緊急事態要避難者の避難準備の状況等を随時連絡するなど、連絡を密にするものとする。

(3) 県が行う通報連絡

本節第３(1)の通報を受けた県は、直ちに国（原子力規制委員会および消防庁特殊災害室）、原子力専門官、県内全市町、県内全消防本部（局）、県警察本部、敦賀海上保安部および自衛隊（陸上自衛隊第１４普通科連隊（第３科）、陸上自衛隊第３７２施設中隊、海上自衛隊舞鶴地方総監部、航空自衛隊第６航空団防衛部および自衛隊福井地方協力本部。以下本節において同じ。）に連絡するとともに、その他の防災関係機関にも連絡するものとする。

また、本節第３(2)の通報を受けた県は、直ちに県内全市町、県内全消防本部（局）、県警察本部、敦賀海上保安部および自衛隊に連絡するとともに、その他の防災関係機関にも連絡するものとする。

県は、防災行政無線、衛星回線等、非常時でも使用可能な通信手段により連絡するものとする。

(4) 小浜市および若狭消防組合消防本部が行う通報連絡

本節第３(1)の通報を受けた 小浜市および若狭消防組合消防本部は、その旨を直ちに県に連絡するものとする。

(5) 小浜警察署が行う通報連絡

本節第３(1)の通報を受けた小浜警察署は、その旨を県警察本部を通じ直ちに県に連絡するとともに、小浜市に連絡するものとする。

(6) 敦賀海上保安部長が行う通報・確認

本節第３(1)の通報を受けた敦賀海上保安部は、その旨を直ちに小浜市に連絡するものとする。

(7) 緊急時における通報連絡系統

緊急時における通報連絡系統は、別図１のとおりとする。

第４　災害状況の報告および連絡

(1) 原子力事業者が行う報告

原子力防災管理者は、本節第３(1)による通報を行った後の経過状況、応急対策の実施状況等について、遅滞なく所定の様式に必要事項を記入し、本節第３(1)に定める機関にファクシミリで随時報告するものとする。

また、あらかじめ定める関係機関へ情報提供を行うものとする。

これらの関係機関は、災害状況の適切な把握と応急対策の実施のため、相互に連絡をとるものとする。

なお、この連絡は、小浜市の原子力災害警戒本部の設置後については、小浜市原子力災害警戒本部、本節第３(1)に定める国（原子力規制委員会)、県原子力災害警戒本部および原子力防災専門官に対し行うこととする。

(2) 県が行う連絡

ア 本節第４(1)の連絡を受けた県は、直ちに国（原子力規制委員会および消防庁特殊災害室)、原子力防災専門官、県内全市町、県内全消防本部（局）県警察本部、敦賀海上保安部、自衛隊および必要に応じその他防災関係機関に連絡するものとする。

イ 県は、緊急時モニタリング計画に基づき実施した環境放射線モニタリングの結果を遅滞なく国（原子力規制委員会および消防庁特殊災害室)、原子力防災専門官、県内全市町、県内全消防本部（局)、県警察本部、敦賀海上保安部、自衛隊、また必要に応じその他防災関係機関に連絡するものとする。

ウ 県は、自ら実施する応急対策の活動状況、県防災ヘリコプター、衛星車載局等により収集した情報、国および原子力防災専門官から得た情報、下記（3）の防災関係機関の災害状況等をとりまとめ、遅滞なく上記(2)アに定める防災関係機関に連絡するものとされている。

(3) 小浜市が行う連絡

小浜市は、次に掲げる災害情報等を遅滞なく県に連絡するとともに、県、県警察本部、若狭消防組合消防本部、敦賀海上保安部、自衛隊その他防災関係機関と相互に連絡をとるものとする。

ア 災害発生に関する情報

イ 災害の状況

ウ 住民の状況

エ 応急対策の活動状況

オ 所有する広報車等で収集した情報

カ 県に対する要請事項

キ その他応急対策の実施に際し必要な事項

この場合において、災害情報の連絡は、住民の生命、身体および財産に関する事項を優先するものとする。

(4) 災害情報等の報告等

小浜市は、上記(3)の災害情報等について、災害対策基本法第５３条第１項の規定に基づき、速やかに県に対して報告するものとする。

また、報告の種類、報告の方法等については、小浜市地域防災計画（地震災害編）第３章災害応急対策計画第７節「情報収集連絡計画」によるものとし、(4)に定める事項については、本節第６においても適用するものとする。

(5) 災害状況の報告および連絡系統

災害状況の報告および連絡系統は別図２のとおりとする。

第５　施設敷地緊急事態（第２段階）発生時の通報連絡

(1) 原子力事業者から施設敷地緊急事態（第２段階）に該当する事象の発生通報があった場合

ア 原子力事業者が行う通報連絡

原子力防災管理者は、施設敷地緊急事態(第２段階)に該当する事象の発生について通報を受け、または自ら発見したときは、直ちに、小浜市、国（官邸（内閣官房）、原子力規制委員会、内閣府)、県、原子力防災専門官、関係市町、関係府県、県警察本部、若狭消防組合消防本部、関係消防本部、敦賀海上保安部および各関係機関にファクシミリで同時に通報する。さらにその着信を確認するものとする。また、あらかじめ定める関係機関へ情報連絡を行うものとする。

イ 国（原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同対策本部）が行う通報連絡

原子力防災管理者から通報を受けた国（原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同対策本部）は、通報を受けた事象について、発生を確認したことおよび事象の概要、事象の今後の進展の見通し等の事故情報を県をはじめ、官邸（内閣官房)、内閣府、関係市町、関係府県、県警察本部および公衆に連絡する。また、ＰＡＺ関係市町に対し、施設敷地緊急事態要避難者の避難実施、施設敷地緊急事態要避難者以外の住民の避難準備（避難先、輸送手段の確保等）を行えるよう、ＵＰＺ関係市町に対しては、屋内退避の準備を行うよう、ＵＰＺ外の区域を管轄する市町に対しては、避難した施設敷地緊急事態要避難者の受入れおよび施設敷地緊急事態要避難者以外の住民の避難準備（避難先、輸送手段の確保等）に協力するよう、要請する。

ウ 県が行う通報連絡

国（原子力規制委員会)、原子力防災専門官および原子力防災管理者から通報・連絡を受けた県は、通報・連絡を受けた事項について、直ちに県内全市町、県内全消防本部（局)、県警本部、敦賀海上保安部、自衛隊および関係する指定地方公共機関に連絡するものとする。

エ 原子力防災専門官が行う通報連絡

原子力防災管理者から通報を受けた原子力防災専門官は、その旨を直ちに県に連絡・確認する。

また、原子力運転検査官等現地に配置された国の職員は、原子力災害発生場所の状況を把握し、国に随時連絡するものとされている。

オ 施設敷地緊急事態発生時における通報連絡系統

施設敷地緊急事態発生時における通報連絡系統は、別図３のとおりとする。

第６　施設敷地緊急事態（第２段階）発生時の通報後の災害状況の報告および連絡

(1) 原子力事業者が行う報告

原子力防災管理者は、小浜市、国（官邸（内閣官房）、原子力規制委員会、内閣府）、県、原子力防災専門官、関係市町、関係府県、県警察本部、関係消防本部、敦賀海上保安部および各関係機関に本節第５(1)の通報を行った後の経過状況、応急対策の実施状況等について、遅滞なく所定の様式に必要事項を記入し、ファクシミリで随時報告するものとし、あらかじめ定める関係機関へ情報連絡を行うものとする。(2) 県が行う連絡等

県は、県内全市町、県内全消防本部（局）、県警察本部、敦賀海上保安部、自衛隊および必要に応じその他指定地方公共機関との間において、原子力防災管理者および国（原子力規制委員会）から通報・連絡を受けた事項、自ら行う応急対策活動の状況等を随時連絡するなど、連絡を密にするものとする。

第７　国に対する専門家派遣の要請等

(1) 小浜市は、原子力事業者から本節第５(1)アの通報を受けた場合の国関係機関への派遣要請は、第１５節「広域的応援の対応」によるものとする。

(2) 自衛隊の派遣要請は、本章第１６節「自衛隊の災害派遣要請等」によるものとする。

第８　全面緊急事態（第３段階）発生時の通報連絡および原子力緊急事態宣言発出後の緊急事態応急対策状況の連絡・調整等

(1) 原子力事業者が行う通報連絡

原子力防災管理者は、全面緊急事態（第３段階）に該当する事象の発生について通報を受け、または自ら発見したときは、直ちに県、国（官邸（内閣官房）、原子力規制委員会、内閣府）、原子力防災専門官、関係市町、関係府県、県警察本部、関係消防本部、敦賀海上保安部および各関係機関にファクシミリで同時に通報する。さらにその着信を確認するものとする。また、あらかじめ定める関係機関へ連絡を行うものとする。

(2) 国（原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同対策本部）が行う通報連絡

国（原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同対策本部）は、全面緊急事態（第３段階）または原子力緊急事態が発生したと判断したときは、直ちに指定行政機関、関係省庁および関係地方公共団体に連絡を行う。

(3) 県が行う対応

ア 国（原子力規制委員会）、原子力防災専門官および原子力防災管理者から通報・連絡を受けた県は、通報・連絡を受けた事項について、直ちに県内全市町、県内全消防本部（局）、県警本部、敦賀海上保安部、自衛隊および関係する指定地方公共機関に連絡す

るものとする。

イ　県は、原子力緊急事態宣言発出後、現地オフサイトセンターに設置される機能班に職員を派遣することにより、常時必要な情報を共有するとともに、災害対策本部が行う緊急事態応急対策について、必要な調整を行うものとする。

(4) 小浜市が行う対応

小浜市は、原子力緊急事態宣言発出後、現地オフサイトセンターに設置される機能班に職員を派遣することにより、常時必要な情報を共有するとともに、災害対策本部が行う緊急事態応急対策について、必要な調整を行うものとする。

(5) 原子力防災専門官等現地に配置された国の職員が行う連絡・調整

原子力防災専門官等現地に配置された国の職員は、オフサイトセンターにおいて、必要な情報の収集・整理を行うとともに、小浜市（災害対策本部長）および県（災害対策本部長）をはじめ、原子力防災管理者その他防災関係機関の間の連絡・調整等を引き続き行うものとされている。

第９　通信手段の確保

(1) 本節第３(1)の通報があったとき、小浜市、国、県（危機管理課）、県警察本部、若狭消防組合消防本部、敦賀海上保安部、自衛隊その他防災関係機関は、直ちに情報連絡のための通信手段を確保するものとする。

(2) 小浜市は、本節第３(1)の通報を受けた場合は、必要に応じ、電気通信事業者に対して小浜市の重要通信の確保を要請するものとする。

要請を受けた電気通信事業者は、小浜市等の防災関係機関の重要通信の確保を優先するものとする。

(3) 小浜市は、原子力災害警戒本部を設置した場合、県、原子力防災専門官、原子力事業者等と協力して現地オフサイトセンターにおける応急対策に必要な通信手段の確保を行うものとする。

(4) 国（原子力規制委員会）は、関係地方公共団体および住民に対して、必要に応じ、衛星電話、インターネットメール、J-ALERT 等多様な通信手段を用いて、原子力災害対策本部の指示等を確実に伝達するものとされており、県は伝達された内容を関係市町に連絡するものとする。

地震や津波等の影響に伴い、一般回線が使用できない場合は、別途整備されている衛星通信回線ならびに防災行政無線等を活用し、情報収集・連絡を行うものとする。

別図１（本節第３(7)関係）

緊急時の通報連絡系統

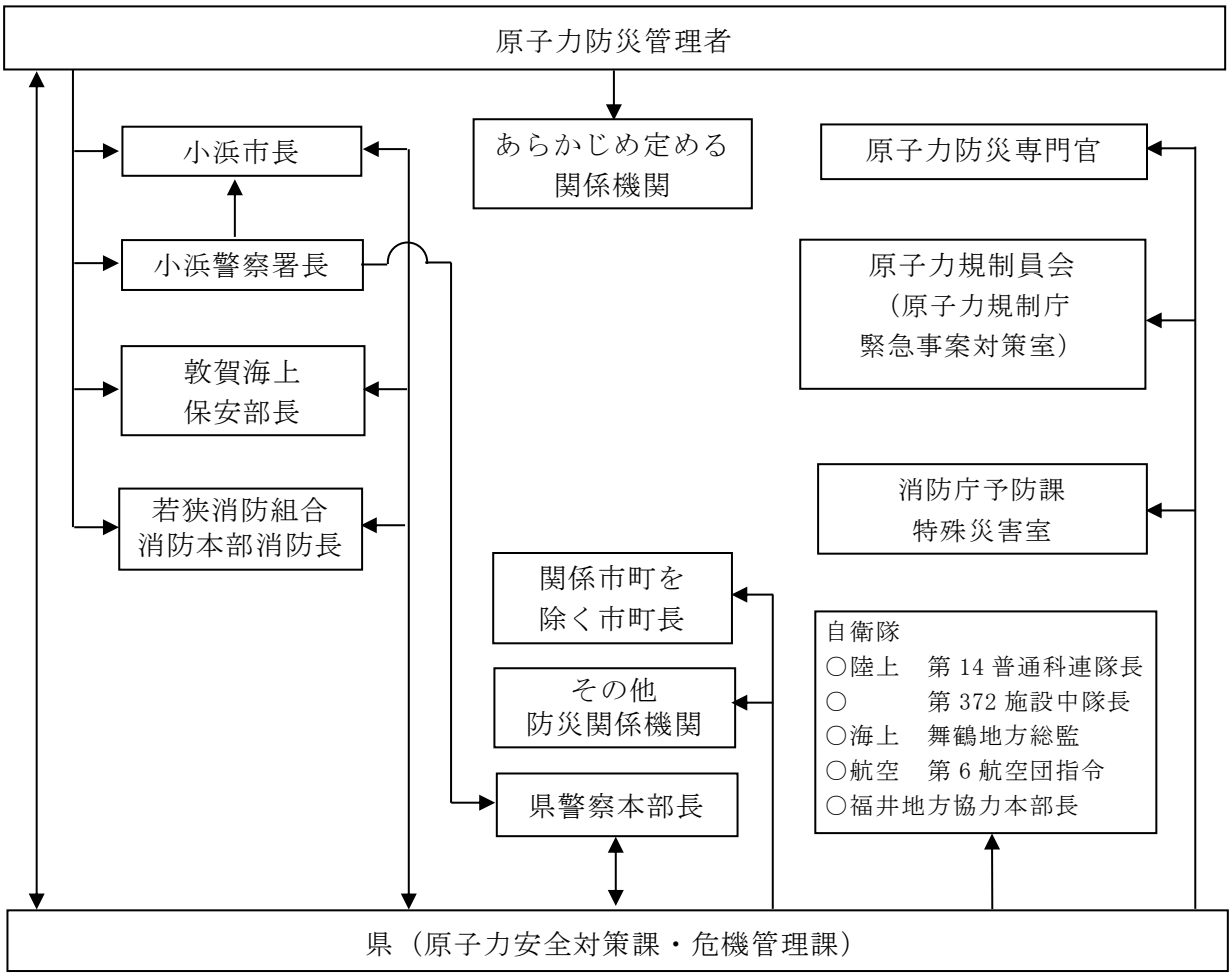

別図２（本節第４(5)関係）

災害状況の報告および連絡系統図

（１）小浜市の原子力災害警戒本部設置前

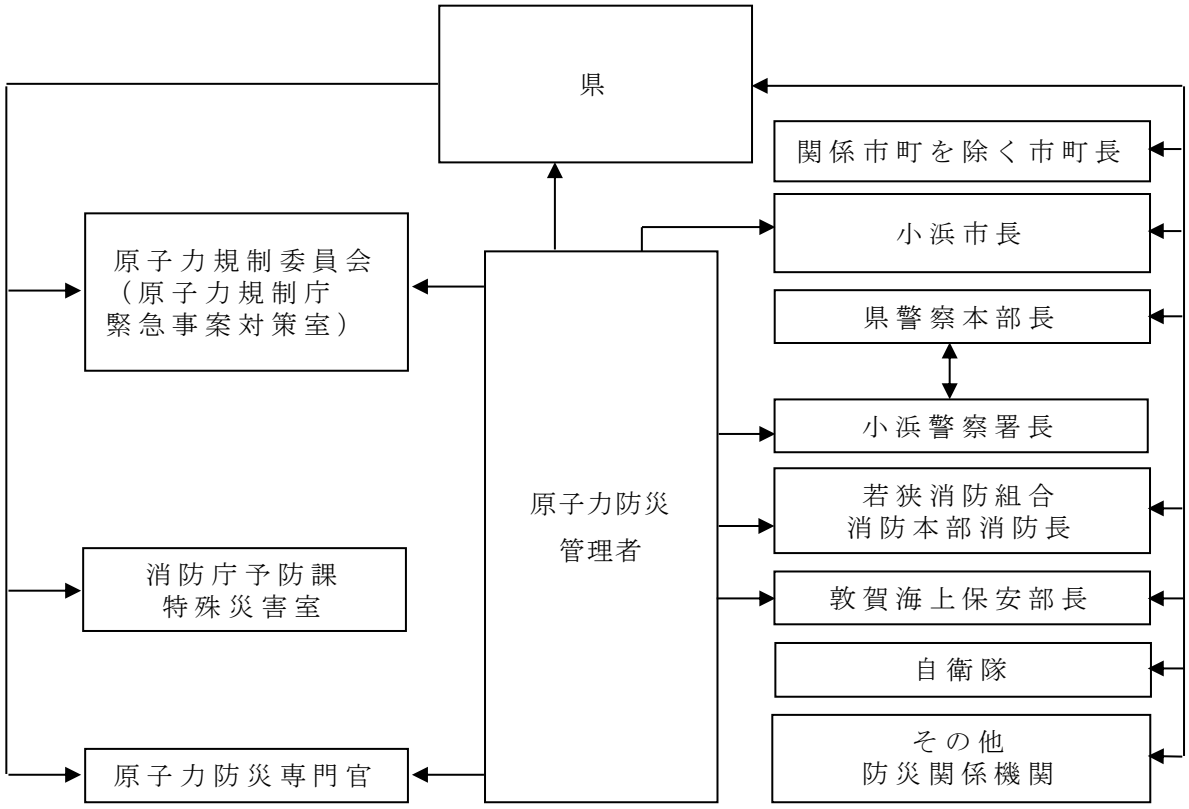

（２）小浜市の原子力災害警戒本部設置後

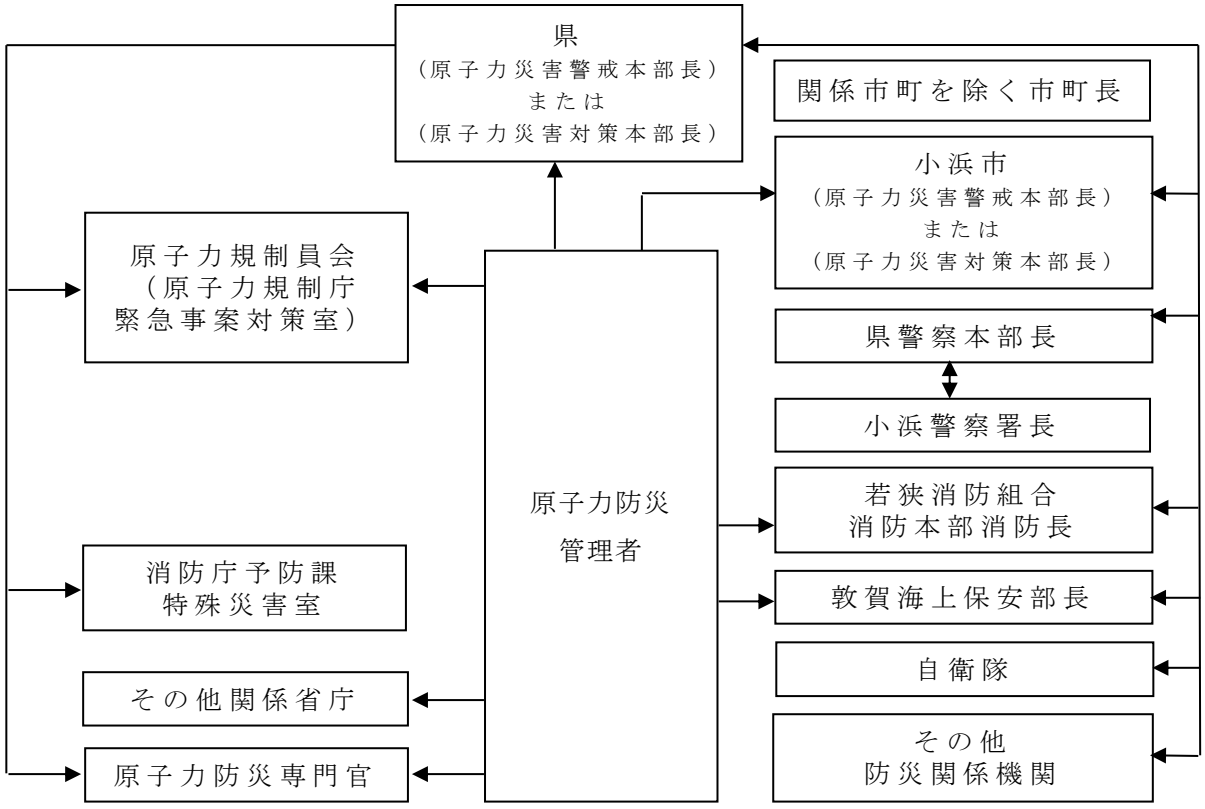

別図第３（本節第５（１）オ　関係）

敷地施設緊急事態発生時の通報連絡系統

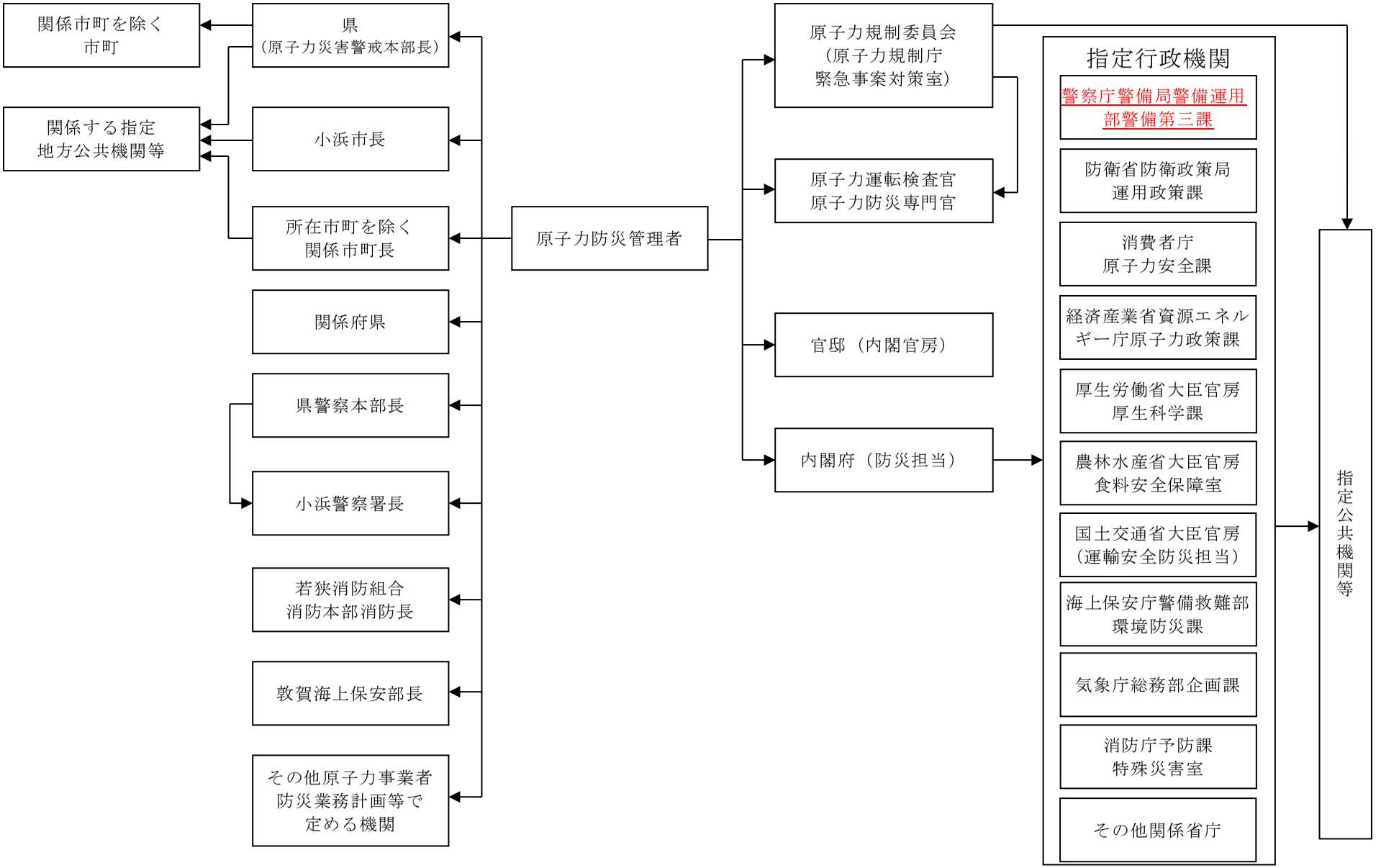

第２節　緊急時活動体制の確立

第１　基本方針

原子力災害に際し、小浜市をはじめとする防災関係機関が応急対策活動を実施するために迅速かつ的確に対応することが重要であることから､原子力災害の事象に応じた組織の配備・運営等について体制を確立する。

第２　小浜市の組織動員体制

(1) 動員配備の基準

職員の動員配備は、別表１によるものとする。

(2) 配備体制の決定

原子力防災管理者から事故（緊急時）の通報があり、別表１の配備基準に該当するときは、未来創造課長が小浜市長の指示を受け配備体制を決定するものとする。

(3) 職員への伝達等

ア 勤務時間中における伝達

(ア) 小浜市長が配備体制の決定を行ったときは、未来創造課長は副市長、経営企画部長、総務部長および防災防犯課長に伝達するものとする。

(イ) 上記(ア)により伝達を受けた防災防犯課長は、口頭または庁内電話で教育長および各部長に伝達するものとする。

(ウ) 上記(イ)により伝達を受けた各部長は、口頭または庁内電話で各部次長および関係各課に伝達するものとする。

(エ) 上記(ウ)により伝達を受けた関係各課長は、口頭または庁内電話で所属職員および所管する関係出先機関に伝達するものとする。

(オ) 上記(エ)により伝達を受けた関係出先機関の長は、口頭または庁内電話で所属職員に伝達するものとする。

イ 勤務時間外または休日等における伝達等

(ア) 伝達方法

a　勤務時間外または休日等に原子力防災管理者から事故（緊急時）の通報を受けた未来創造課長は、電話で小浜市長、副市長、経営企画部長に連絡するものとする。

b　小浜市長が配備体制の決定を行ったとき、未来創造課長は、電話で副市長、経営企画部長、総務部長および防災防犯課長に伝達するとともに、あらかじめ定める緊急連絡網により未来創造課職員に参集することを伝達するものとする。

c　防災防犯課長は、あらかじめ定める緊急連絡網により防災防犯課職員に参集することを伝達するものとする。

また、防災防犯課長は、電話で教育長および各部長に参集指令を行うものとする。

d　上記 c により参集指令を受けた各部長は、各部があらかじめ定める緊急連絡網により各部次長および関係各課に伝達するものとする。

e　上記 d により伝達を受けた関係各課長は、あらかじめ定める緊急連絡網により所属職員および関係出先機関に伝達するものとする。

f　上記 e により伝達を受けた関係出先機関の長は、あらかじめ定める緊急連絡網により所属職員に伝達するものとする。

(イ) 上記(ア)以外の参集

a　警戒配備体制において参集すべき職員は、事故が発生したことを知ったときは、直ちに参集するものとする。

b　全職員は、緊急時であることを知ったときは直ちに参集するものとする。

(ウ) 参集場所

原則として、各職員の所属とする。

(エ) 参集状況の報告

緊急時の参集において、本節第３(3)キに定める各部の連絡責任者は、出先機関も含めた職員の参集状況を速やかに把握し、防災防犯課に報告するものとする。

ウ　伝達系統

上記アおよびイ(ア)に定める伝達系統の概略図は別図１のとおりである。

別表１　動員配備基準

<table>
<tr><th>緊急事態区分</th><th colspan="2">配備基準</th><th>配備体制</th><th>動員体制</th></tr>
<tr><td>情報収集事態</td><td colspan="2">(1)所在市町において震度５弱の地震が発生した場合等（所在市町において震度６弱以上の地震が発生した場合を除く。）</td><td>原子力災害警戒本部を設置

原子力災害現地警戒本部を設置</td><td>指定職員</td></tr>
<tr><td rowspan="4">警戒事態
（第１段階）</td><td rowspan="2">(1) 所在市町において震度６弱以上の地震が発生したとき</td><td>市域において震度４または震度５弱を観測したとき</td><td>災害警戒本部を設置
原子力災害現地警戒本部を設置</td><td>指定職員</td></tr>
<tr><td>市域において震度５強を観測したとき</td><td>災害対策本部を設置
原子力災害現地警戒本部を設置</td><td>指定職員</td></tr>
<tr><td colspan="2">(2)福井県に大津波警報が発表されたとき</td><td>災害対策本部を設置
原子力災害現地警戒本部を設置</td><td>指定職員</td></tr>
<tr><td colspan="2">(3) 国（原子力規制庁）が警戒を必要と認める原子炉施設の重大な故障等が発生したとき
(4) その他、国が原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同警戒本部の設置が必要と判断したとき
(5) その他、小浜市長が原子力災害警戒本部の設置を必要と認めたとき</td><td>原子力災害警戒本部を設置
原子力災害現地警戒本部を設置</td><td>指定職員</td></tr>
<tr><td>施設敷地
緊急事態
（第２段階）</td><td colspan="2">(1) 施設敷地緊急事態が発生したとき
(2) その他、小浜市長が原子力災害対策本部の設置を必要と認めたとき</td><td rowspan="2">原子力災害対策本部を設置
原子力災害現地対策本部を設置</td><td rowspan="2">職員全員</td></tr>
<tr><td>全面緊急事態
（第３段階）</td><td colspan="2">(1) 全面緊急事態が発生したとき</td></tr>
</table>

別図１（本節第２(3)アおよびイ(ア)関係）

伝達系統の概略図

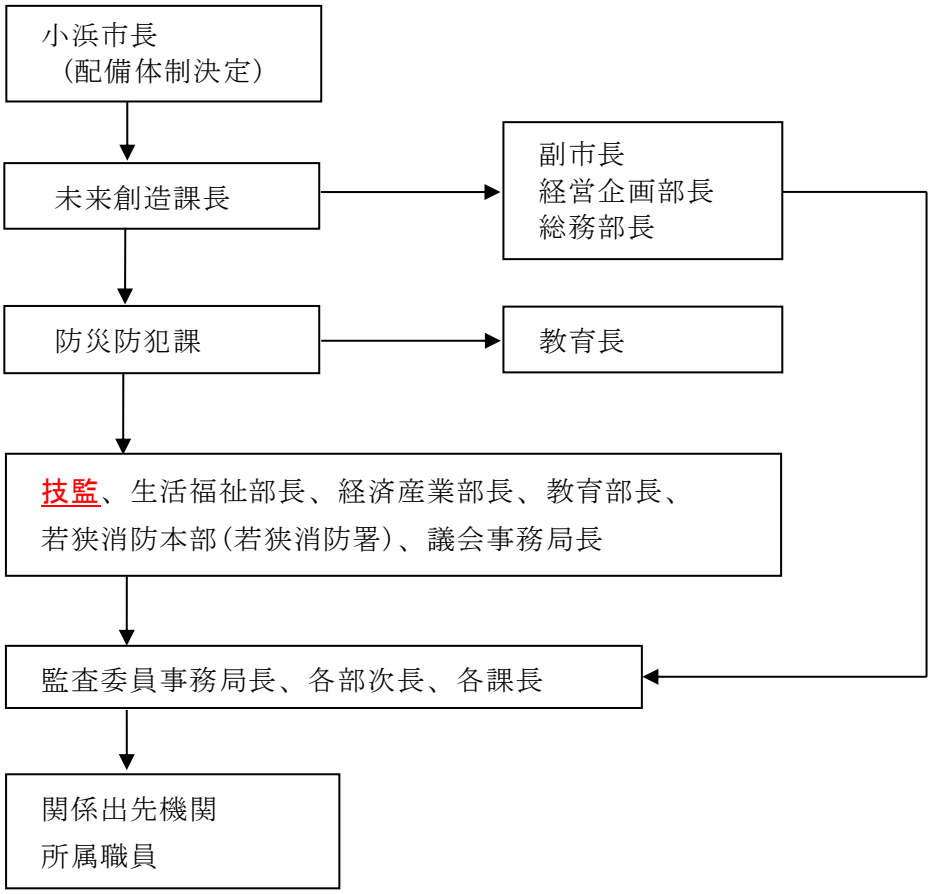

第３　小浜市原子力災害警戒本部の設置

(1) 原子力災害警戒本部の設置および廃止基準

小浜市長は、次の場合に原子力災害警戒本部を設置し、または廃止するものとする。

なお、地震、津波を原因事象とする小浜市災害対策本部が設置された場合においては、同本部の一部門として「原子力災害警戒班」を設置し、これをもって警戒本部の設置にかえるものとする。

ア 警戒本部の設置基準

（ア）情報収集事態の発生を認知したとき。

（イ） 原子力防災管理者から警戒事態発生の通報を受け、小浜市長が警戒本部の設置を必要と認めたとき。

（ウ）原子力防災管理者から原子力防災体制を発令したことの通報があったとき。

（エ）その他、小浜市長が警戒本部の設置を必要と認めたとき。

イ 警戒本部の廃止基準

（ア）原子力事業所の事故が終結し、災害応急対策および災害復旧対策が完了したとき、または警戒本部の必要がなくなったとき。

（イ）小浜市の災害対策本部が設置されたとき。

(2) 設置場所

警戒本部は、市役所に設置するものとする。

(3) 組織および事務分掌

ア 警戒本部の本部長は副市長をもって充て、警戒本部の事務を総括し、職員を指揮監督するものとする。

なお、副市長が不在等の場合には、総務部長がその職務を代理するものとする。

イ 警戒本部員は、教育長、技監、総務部長、経営企画部長、生活福祉部長、経済産業部長、教育部長、若狭消防組合消防本部消防長が指名した職員をもって充てる。

また、警戒本部には警戒本部の広報を総括するため、報道主管者を置き、広報記録班長をもって充てるものとする。

ウ 警戒本部に別表２の部を置き、部の長は部長とし、同表に掲げる者をもって充てるものとする。

別表２（本節第３(3)ウ関係）

原子力災害警戒本部に設置する部

部名	部（課）長名	部名	部（課）長名
総務部	総務部長	経済産業部	経済産業部長
経営企画部	経営企画部長	教育部	教育部長
生活福祉部	生活福祉部長	消防部	消防長が指名した職員

エ 警戒本部に、本部長、本部員、連絡員および報道主管者等で構成する警戒本部会議を置くものとする。

オ 小浜市（警戒本部長）は、初期活動に関する重要事項の協議等を行うため、必要に応じ警戒本部会議を招集するものとする。

警戒本部会議における協議事項は、次のとおりとする。

(ア) 県その他防災関係機関の初期活動実施状況

(イ) 小浜市の初期活動の実施に関する基本的および重要事項

(ウ) 関係各課および警戒本部の調整に関する事項

(エ) 防災関係機関との連絡網確保および連携強化に関する事項

(オ) 国、県および防災関係機関に対する活動準備要請に関する事項

(カ) 原子力事業所の事故情報等の広報に関する事項

(キ) その他重要な初期活動に関する事項

警戒本部会議を開催するときは、テレビ会議システム等を利用し、本節第３(6)に定める原子力災害現地警戒本部、国、県、原子力事業所等と情報の共有を図るものとする。

カ 警戒本部に防災防犯課長を長とする事務局を置き、防災防犯課課員および下記キ（ウ）に定める指定職員をもって構成するものとする。

なお、事務局長は、必要に応じその他の課を事務局に構成員として加えることができる。

キ 緊急時に動員する職員

緊急時の初期活動を円滑に実施するため、次の職員を指定する。

（ア）各部連絡責任者

各部次長（調整担当）またはあらかじめ指定した課長を充て、部内各課相互の緊密な連絡、調整を図るものとする。

（イ）各部連絡員

各部調整担当を充て、各部長の指示に従い、所属部の連絡に当たるものとする。

なお、各部連絡員は事務局に詰めるものとする。

（ウ）指定職員

あらかじめ指定した職員で、事務局、原子力災害現地警戒本部以外の職員は、警戒本部事務局に属し、事務局長の指示に従い、初期活動に当たるものとする。指定職員の編成および業務は別に定める。

ク 各部連絡責任者会議

各部連絡責任者会議は、警戒本部会議が決定する災害対策に関する必要な事項の調整を行い、事務局長、広報記録班、情報伝達班、各対応班長および各部連絡責任者で構成し、事務局長が招集するものとする。

また、各部連絡責任者は、会議の開催を必要とするときは、事務局長にその旨を申し出るものとする。

ケ 警戒本部の組織図

警戒本部の組織図については、別図２のとおりとする。

(4) 警戒本部を設置した場合の防災関係機関への通知

警戒本部を設置した場合、小浜市（警戒本部長）は、次の機関にその旨を通知または報告するものとする。

ア 原子力防災専門官

イ 県

ウ 小浜市防災会議構成団体

(5) 設置の公表

警戒本部を設置した場合、小浜市（警戒本部長）は、ラジオ、テレビ、新聞等を通じて公表するとともに、警戒本部の標識を市役所正面玄関に掲示するものとする。

(6) 原子力災害現地警戒本部の設置

ア 小浜市（警戒本部長）は、警戒本部を設置した場合、直ちにオフサイトセンターに原子力災害現地警戒本部（以下「現地警戒本部」という。）を設置し、初動活動を実施するものとする。

イ 現地警戒本部長は、未来創造課長を充てるものとする。

(7) 現地オフサイトセンターの設営準備等

小浜市（現地警戒本部長）は、県、原子力防災専門官と連携して、オフサイトセンター設営に係る準備を行うものとする。

また、防災関係機関に対して必要な資機材の提供を要請するものとする。

第４　小浜市原子力災害対策本部の設置

(1) 原子力災害対策本部の設置および廃止基準

小浜市長は、次の場合に原子力災害対策本部（以下「災害対策本部」という。）を設置し、または廃止するものとする。

なお、地震、津波を原因事象とする福井県災害対策本部が設置された場合においては、同本部の一部門として「原子力災害対策班」を設置するものとする。

ア 災害対策本部の設置基準

（ア） 原子力防災管理者から施設敷地緊急事態発生の通報を受け、小浜市長が災害対策本部の設置を必要と認めたとき。

（イ）その他、小浜市長が災害対策本部の設置を必要と認めたとき。

イ 災害対策本部の廃止基準

原子力事業所の事故が終結し、原災法第１５条第４項の規定に基づく原子力緊急事態の解除を行う旨の公示（「以下「原子力緊急事態解除宣言」という。）がなされ、緊急事態応急対策および原子力災害事後対策が完了したとき、または災害対策本部の必要がなくなったとき。

(2) 設置場所

災害対策本部は、市役所に設置するものとする。

(3) 組織および事務分掌

ア 災害対策本部長（小浜市長）は、災害対策本部の事務を総括し、職員を指揮監督するものとする。

イ 災害対策本部副本部長は副市長をもって充て、災害対策本部長に事故あるときは、その職務を代理するものとする。

ウ 災害対策本部員は、教育長、技監、各部長および若狭消防組合若狭消防署長をもって充てるものとする。

また、災害対策本部には災害対策本部の広報を総括するため、報道主管者を置き、広報記録班長をもって充てるものとする。

エ 災害対策本部に別表３の部を置き、部の長は部長とし、同表に掲げる者をもって充てるものとする。

別表３（本節第４(3)エ関係）

災害対策本部に設置する部

部名	部（課）長名	部名	部（課）長名
総務部	総務部長	経済産業部	経済産業部長
経営企画部	経営企画部長	教育部	教育部長
生活福祉部	生活福祉部長	消防部	消防部長

オ 災害対策本部に、本部長、副本部長、本部員、連絡員および報道主管者等で構成する災害対策本部会議を置くものとする。

カ 小浜市（災害対策本部長）は、災害対策に関する重要事項の協議等を行うため、必要に応じ災害対策本部会議を招集するものとする。

災害対策本部会議における協議事項は、次のとおりとする。

（ア）小浜市の災害状況および災害応急対策実施状況

（イ）災害対策本部の災害応急対策等の実施に関する基本的および重要事項

（ウ）災害対策本部内各部および原子力災害現地対策本部相互の調整に関する事項

（エ）防災関係機関との連携推進に関する事項

（オ）国、県その他防災関係機関に対する応援要請に関する事項

（カ）その他重要な災害対策に関する事項

災害対策本部会議を開催するときは、テレビ会議システム等を利用し、本節第４(6)に定める現地対策本部、国、県、原子力事業所等と情報の共有を図るものとする。

キ 災害対策本部に防災防犯課長を長とする事務局を置き、防災防犯課課員および下記ク（ウ）に定める指定職員をもって構成するものとする。なお、事務局長は、必要に応じその他の課を事務局に構成員として加えることができる。

ク 緊急時に動員する職員

緊急時の応急対策活動を円滑に実施するため、次の職員を指定するものとする。

（ア）各部連絡責任者

各部次長（調整担当）またはあらかじめ指定した課長を充て、部内各課相互の緊密な連絡・調整を図るものとする。

（イ）各部連絡員

各部調整担当を充て、各部長の指示に従い、所属部の連絡に当たるものとする。

なお、各部連絡員は事務局に詰めるものとする。

（ウ）指定職員

あらかじめ指定した職員で、本部事務局に属し、事務局長の指示に従い、応急対策活動に当たるものとする。

指定職員の編成および業務は別に定める。

ケ 各部連絡責任者会議

各部連絡責任者会議は、災害対策本部会議が決定する災害対策に関する必要な事項の調整を行い、事務局長、広報記録班、情報伝達班、各対応班長および各部連絡責任者で構成し、事務局長が招集するものとする。

また、各部連絡責任者は、会議の開催を必要とするときは、事務局長にその旨を申し出るものとする。

コ 災害対策本部の組織図

災害対策本部の組織図については、別図３のとおりとする。

(4) 災害対策本部を設置した場合の防災関係機関への通知

災害対策本部を設置した場合、小浜市（災害対策本部長）は、次の機関にその旨を通知または報告するものとする。

ア 原子力防災専門官

イ 県

ウ 小浜市防災会議構成団体

(5) 設置の公表

災害対策本部を設置した場合、小浜市（災害対策本部長）は、ラジオ、テレビ、新聞等

を通じて公表するとともに、災害対策本部の標識を市役所正面玄関に掲示するものとする。

(6) 原子力災害現地対策本部の設置

ア 小浜市（災害対策本部長）は、災害対策本部を設置した場合、直ちにオフサイトセンターに原子力災害現地対策本部を設置するものとする。

イ 現地本部長には副市長を、また現地副本部長には未来創造課長をもって充てるものとする。

ただし、現地本部長に事故あるときまたはその他の事由により、その職務を遂行できない場合は、未来創造課長がその職務を代理するものとする。

ウ 現地本部には現地本部の広報を総括するため、現地報道主管者を置き、現地副本部長が兼ねるものとし、その指揮下に別に定める職員を配置するものとする。

エ 小浜市（現地本部長）は、国の協力要請に基づき、原子力防災専門官および県と連携して、直ちにオフサイトセンターの設営を行うものとする。

オ 小浜市（現地本部長）は、国の現地事故対策連絡会議の設置後、小浜市の災害対策本部が行う応急対策の状況等について現地事故対策連絡会議に随時報告し、情報の共有を行うなど、連携を密にするものとする。

(7) 小浜市（災害対策本部長）は、国がオフサイトセンターで現地事故対策連絡会議を開催する場合には、別に定める職員を派遣するものとする。

(8) 小浜市（災害対策本部長）は、原子力緊急事態宣言発出後、オフサイトセンター内の原子力災害合同対策協議会のもとに設置される機能班に、別に定める職員を派遣し、原子力事業所の状況の把握、モニタリング情報の把握、医療関係情報の把握、住民避難・退避状況等の把握等の活動に従事させるものとする。

(9) 原子力防災専門官および国の専門家との連携

小浜市（災害対策本部長）は、原子力防災専門官および本章第１節第７(1)に定める国の専門家と連携し、必要な対策を講ずるものとする。

(10) 県との協力体制

小浜市（災害対策本部長）は、県の災害対策本部との協力体制を整えるものとする。

(11) 文書および記録

ア 災害対策本部が設置されたとき、直ちに災害対策本部件名簿を作成するものとし、文書の記号は「小災」とする。

イ 各部班が災害対策本部長名で発議する場合は、必ず対策班に合議するものとする。

ウ 発信文書には、災害対策本部長名とともに必ず班名を併記するものとする。

エ 災害対策本部長印は、総務部対策班にて保管するものとする。

オ 災害対策本部長、同本部の各部長、各班長等が発する指示、連絡等の伝達および国、県および防災関係機関からの報告要請等の受信については、その内容が軽易な場合を除きすべて記録し、災害情報の発信、受信の確実を期するものとする。

(12) 職務の代理

災害対策本部の指揮命令権者は小浜市長とし、市長不在の場合は、副市長、総務部長、関係部長（別表３災害対策本部に設置する部）の順に職務の代理を行う。

第５　原子力緊急事態宣言発出後の対応

国では、原子力緊急事態宣言発出後、次に掲げる緊急事態応急対策を講ずることとしているが、小浜市においては、本節第４に定める小浜市の災害対策本部を継続するものとする。

(1) 原子力緊急事態宣言の発出、公示および解除

ア 原子力緊急事態宣言の発出および公示

内閣総理大臣は、原災法第１５条第１項の規定に基づく事態が発生したときは、直ちに原子力緊急事態が発生した旨を発出するとともに次に掲げる事項の公示を行う。

（ア）緊急事態応急対策を実施すべき区域

（イ）原子力緊急事態の概要

（ウ）（ア）の区域内の居住者、滞在者その他の者および公私の団体に対し周知させるべき事項

イ　原子力緊急事態宣言の解除

内閣総理大臣は、原子力緊急事態宣言を発出した後、原子力災害の拡大の防止を図るための応急の対策を実施する必要がなくなったと認めるときは、速やかに原子力緊急事態解除宣言を行う。

(2) 国の原子力災害対策本部の設置および廃止

ア 原子力災害対策本部の設置

内閣総理大臣は、原子力緊急事態宣言を発出したとき、当該原子力緊急事態に係る緊急事態応急対策を推進するため、内閣府に内閣総理大臣を本部長とする原子力災害対策本部を設置する。

イ 原子力災害対策本部の所掌事務

原子力災害対策本部は、緊急事態応急対策実施区域内で各防災機関が実施する緊急事態応急対策の総合調整を行う。

ウ 原子力災害対策本部の廃止

原子力災害対策本部は、原子力緊急事態解除宣言を発出したときに廃止する。

(3)　国の原子力災害現地対策本部の設置

ア 原子力災害現地対策本部の設置

原子力災害対策本部に、緊急事態応急対策実施区域において当該原子力災害対策本部の一部を行う組織として原子力災害現地対策本部を設置する。

イ 原子力災害現地対策本部の設置場所

原子力災害現地対策本部は、現地オフサイトセンターに設置する。

(4) 原子力災害合同対策協議会の設置および運営

ア 原子力災害合同対策協議会の目的

原子力緊急事態宣言があったとき、原子力災害現地対策本部ならびに当該原子力緊急事態宣言に係る緊急事態応急対策実施区域を所轄する県および小浜市の災害対策本部は、情報交換しそれぞれが実施する緊急事態応急対策について相互協力を行うために、原子力災害合同対策協議会を組織するものとする。

イ 原子力災害合同対策協議会の設置場所

原子力災害合同対策協議会は、現地オフサイトセンターに設置する。

ウ 原子力災害合同対策協議会への出席等

原子力緊急事態宣言が公示され、現地オフサイトセンターにおいて原子力災害合同対策協議会が組織されることとなった場合は、小浜市は災害対策本部長または災害対策本部副本部長、災害対策本部員およびその他の職員で災害対策本部長から委任を受けた者を出席させ、緊急事態応急対策の実施方法、原子力災害の拡大防止のための応急措置の実施方法等について協議するものとする。

エ 原子力災害合同対策協議会の構成

(ア) 国の原子力災害現地対策本部長および原子力災害現地対策本部員その他の職員

(イ) 県の災害対策本部長または現地災害対策本部長および県災害対策本部員その他の職員で災害対策本部長から委任を受けた者

(ウ) 小浜市の災害対策本部長または災害対策本部副本部長、災害対策本部員その他の職員で小浜市災害対策本部長から委任を受けた者

(エ) 原子力災害合同対策協議会は、必要と認めるときは協議して、指定公共機関、原子力事業者その他原子力緊急事態応急対策の実施に責任を有する者を加えることができる。

オ 原子力災害合同対策協議会の運営

原子力災害合同対策協議会の運営に関する事項については、国が作成する「原子力緊急事態等現地対応マニュアル」によるものとする。

第６　行政機関の業務継続に係る措置

(1) 小浜市は、庁舎の所在地が避難のための立退きの指示等を受けた地域に含まれる場合、あらかじめ定め退避場所へ退避するとともに、その旨を住民等へ周知する。なお、行政機関においては住民等の避難、学校等においては生徒等の避難を優先したうえで退避を実施するものとする。

(2) 小浜市は、あらかじめ定めた業務継続計画に基づき、災害応急対策をはじめとして、退避等も継続する必要がある業務については、退避先において継続して実施するものとする。

第７　原子力被災者生活支援チームとの連携

国の原子力災害対策本部長は、原子力施設における放射性物質の大量放出を防止するための応急措置が終了したことにより避難区域の拡大防止がなされたことおよび初期対応段階における避難区域の住民避難が概ね終了したことを一つの目途として、必要に応じて、原子力災害対策本部の下に、被災者の生活支援のため、環境大臣および原子力利用省庁の担当大臣を長とする原子力被災者生活支援チームを設置することとされている。

小浜市は、初期対応段階における避難区域の住民避難完了後の段階において、国が設置する原子力被災者生活支援チームと連携し、こども等をはじめとする健康管理調査等の推進、環境放射線モニタリングの総合的な推進、適切な役割分担の下、汚染廃棄物の処理や除染等を推進するものとする。

別図２（本節第３(3)ケ関係）

小浜市原子力災害警戒本部組織（概略）図

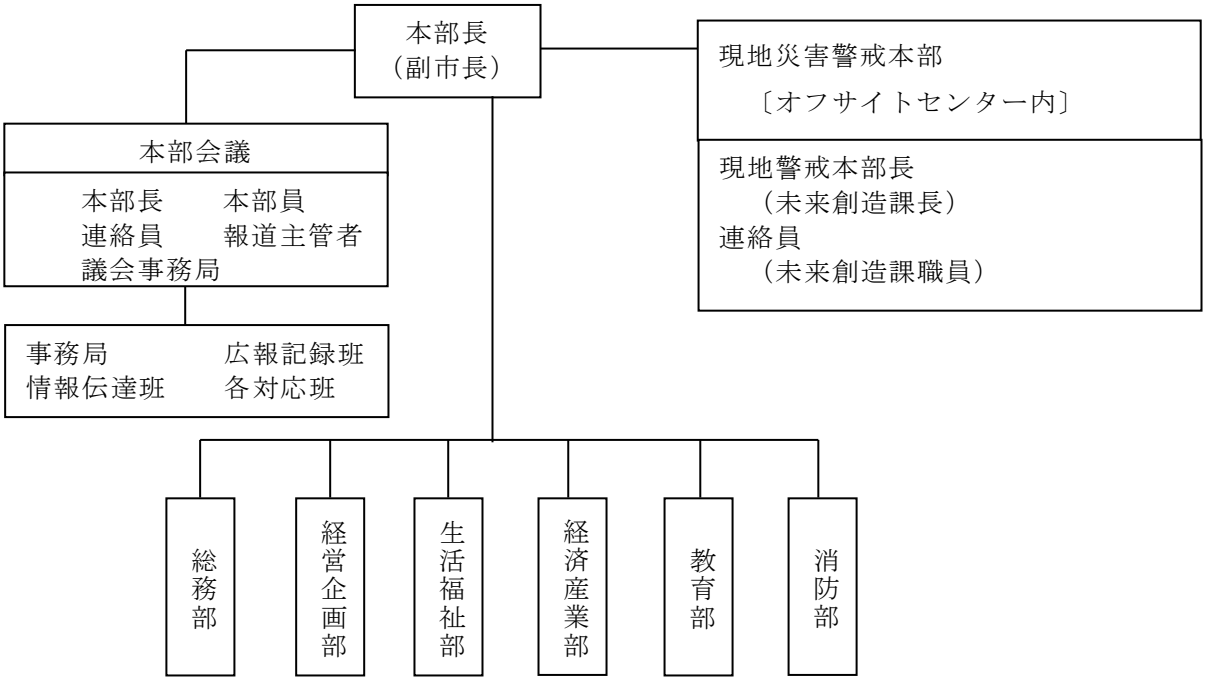

別図３（本節第４(3)コ関係）

小浜市災害対策本部組織（概略）図

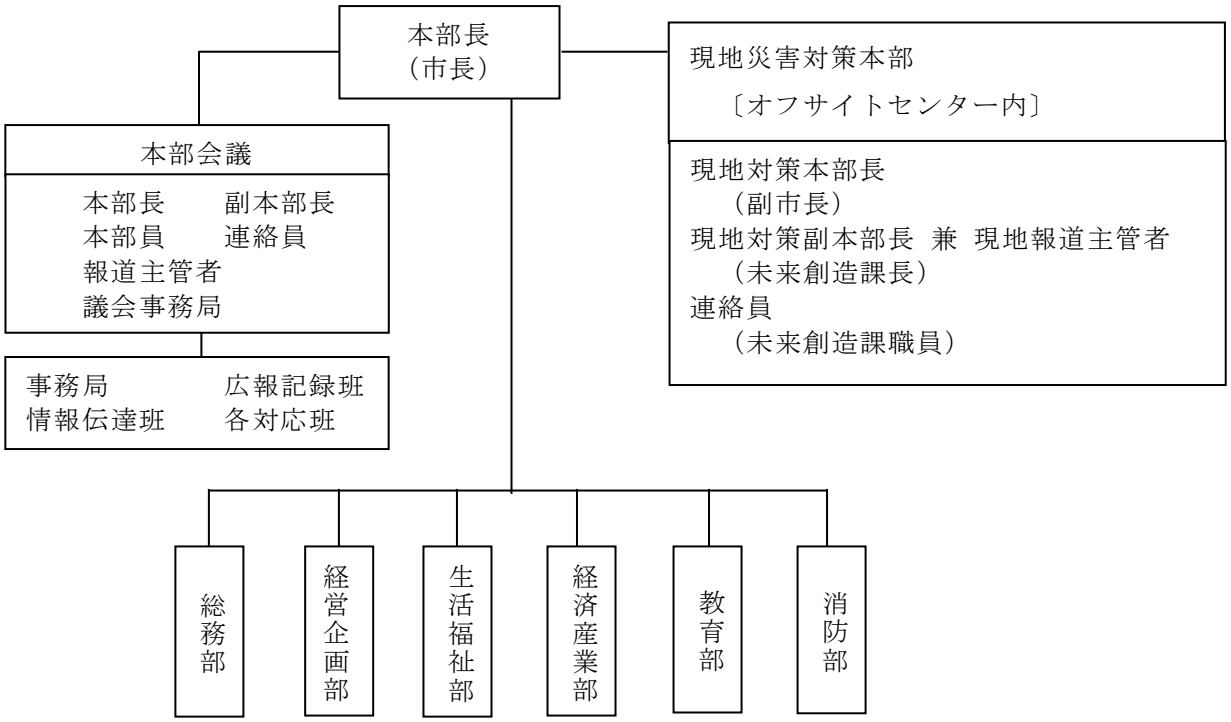

第３節　緊急時モニタリングの実施

第１　基本方針

小浜市は、県が実施する緊急時モニタリング活動に関し、職員を派遣するなど協力を行う。

また、緊急時モニタリングセンターに派遣した職員等を通じて、屋内退避や飲料水、飲食物の摂取制限等、各種防護措置への必要な環境情報を的確に把握する。さらに、住民の健康調査や健康相談を適切に行うための評価材料を把握することにより、住民の安全確保を図る。

第２　緊急時モニタリングに対する協力

小浜市は、県から要請を受けた場合、緊急時モニタリングセンターへの職員の派遣およびその他緊急時モニタリングの実施に関して協力するものとする。

第３　緊急時モニタリング等の実施

(1) 緊急時モニタリングの実施およびモニタリング結果の共有

緊急時モニタリングセンターは、周辺への放射性物質または放射線に関する情報を得るために、緊急時モニタリング実施計画に基づき緊急時モニタリングを実施し、実施結果をとりまとめ、原子力災害対策本部に送信するものとする。

緊急時モニタリングセンターは、モニタリング結果の妥当性を確認して、緊急時モニタリングセンター内で結果を共有するとともに、速やかに原子力災害対策本部に送信するものとする。また、原子力災害対策本部が行ったモニタリング結果の評価を共有するとともに、緊急時モニタリングの結果等について、その内容を県内全市町に連絡するものとする。

(2) 緊急時モニタリング要員の要請等

県は、県内市町に対し、福井県モニタリング本部への職員の派遣およびその他緊急時モニタリングに関して必要な協力を要請するものとする。

第４節　住民等への情報伝達活動

第１　基本方針

原子力災害は、放射性物質または放射線による影響が五感に感じられないことなどの特殊性を有していることから、緊急時における住民等の心理的動揺あるいは混乱を防止し、異常事態による影響をできる限り低くするため、住民等に対する情報提供、広報などを迅速かつ分かりやすく正確に行うものする。

第２　広報の留意事項

(1) 小浜市および県は、原子力災害時に住民に対し適切な情報を提供するため、ＣＡＴＶ、防災行政無線、テレビ、ラジオ（臨時災害放送局（コミュニティー放送局を含む）を含む）、Ｌアラート（災害情報共有システム）、広報車、携帯端末の緊急速報メール機能等を有効に活用するものとする。

(2) 小浜市および県は、情報提供に当たっては、緊急時の住民の動揺や混乱を防止するため、情報の発信元を明確にするとともに、あらかじめ分かりやすい例文を準備するなど、できるだけ住民が理解しやすく、誤解を招かないよう、繰り返し広報するものとする。

(3) 小浜市、国、県その他防災関係機関が連携し、情報の一元化を図る体制をとるとともに、情報の空白時間を生じさせないよう、定期的な情報提供に努めるものとする。

(4) 小浜市および県は、役割に応じて周辺住民のニーズを十分把握し、原子力災害の状況（原子力事業所等の事故の状況、モニタリングの結果、参考としての気象情報および放射性物質の大気中拡散計算結果等）、農林畜水産物の放射性物質調査の結果および出荷制限等の状況、小浜市、県等が講じている施策、交通規制、避難経路や避難所等周辺住民に役立つ正確かつきめ細やかな情報を提供するものとする。なお、その際、民心の安定および要配慮者、一時滞在者、在宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在を把握できる広域避難者等に配慮した伝達を行なうものとする。

(5) 小浜市および県は、原子力災害合同対策協議会の場を通じて十分に内容を確認した上で住民等に対する情報の公表および広報活動を行うものとする。その際、その内容について国の原子力災害対策本部、原子力災害現地対策本部、指定行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、関係地方公共団体、原子力事業者等と相互に連絡をとりあうものとする。

(6) 小浜市および県は、情報伝達に当たって、広報誌、広報車等によるほか、テレビやラジオ等の放送事業者、通信社、新聞社等の報道機関の協力を得るものとする。また、安否情報、交通情報、各種問い合わせ先等を随時入手したいというニーズに応えるため、インターネット等を活用し、的確な情報を提供できるよう努めるものとする。

なお、被災者のおかれている生活環境、居住環境等が多様であることに鑑み、情報を提供する際に活用する媒体に配慮するものとする。特に、避難所にいる被災者は情報を得る手段が限られていることから、被災者生活支援に関する情報については紙媒体でも情報提供を行うなど、適切に情報提供がなされるよう努めるものとする。

第３　小浜市の広報体制

(1) 小浜市は、緊急時に該当する場合、直ちに必要な事項について記者発表および広報を行うものとする。

(2) 警戒本部および災害対策本部設置時には市役所内に記者発表室を設置し、また、災害連絡室設置時には現地オフサイトセンターに県が設置する記者発表室において、報道機関等に対応するものとする。

ただし、国の現地事故対策連絡会議の設置後、現地オフサイトセンターにおいては、国の広報責任者が報道機関の対応に当たることとされているが、小浜市および県は、現地災害対策本部の報道主管者が国の記者会見に同席し、小浜市や県の対応や住民対応など必要な情報を提供するものとする。

(3) 小浜市は、報道機関、ＣＡＴＶ、防災行政無線、広報車等を通じ、住民に対して防護措置に係る必要な情報、注意事項、小浜市の対策等を周知徹底するものとする。

(4) 報道主管者は、報道機関への広報について、特に状況の変化がない以外、時間を設定して行うものとするが、災害状況の変化等があった場合はその都度対応するものとする。

また、この場合において、報道主管者は、必要に応じて警戒本部または災害対策本部の各部各班の担当者を同席させることができる。

(5) 小浜市は、放射性物質または放射線による人体への影響等を考慮し、報道機関に対して原子力災害が発生した原子力事業所での取材制限の措置をとることができるものとする。

なお、この措置をとった場合には、現地オフサイトセンターでの記者発表に原子力事業者の同席を得るなどの対応を図るものとする。

(6) 小浜市は、原則として、警戒本部、災害対策本部および現地オフサイトセンターへの報道機関の入室を制限するものとする。

ただし、あらかじめ定めた場所についてはこの限りでない。

(7) 小浜市は、写真、ＶＴＲ等を活用した情報収集を行うため、必要に応じ、職員を現地に派遣するものとする。

第４　小浜市が行う広報事項

小浜市は、県等からの指示に従い、ＣＡＴＶ、防災行政無線、広報車、携帯端末の緊急速報メール機能等を活用し、以下に示す段階ごとに住民への広報を的確に行うものとする。

(1) 原子力災害警戒本部を設置したとき

＜広報事項＞

ア 小浜市からの緊急広報であること

イ 小浜市および県に警戒本部を設置したこと

ウ 原子力災害が発生した原子力事業所の名称およびその場所

エ 事故の状況

オ 放射性物質または放射線の放出状況、今後の予測および環境への影響

カ 原子力災害が発生した原子力事業所の対応状況

キ 小浜市、県その他防災関係機関の対応状況

ク　住民および一時滞在者のとるべき措置
ケ　相談窓口の設置場所および問合せ先
コ　その他必要事項

(2) 災害対策本部を設置したとき

＜広報事項＞

上記(1)に掲げる広報事項に準じるものとする。

(3) 原子力緊急事態宣言が発出されたとき

原子力緊急事態宣言発出後は、原子力災害合同対策協議会の場を通じて広報内容を十分確認した上で、広報活動を行うものとする。

＜広報事項＞

上記(1)に掲げる広報事項に加え、次に掲げる事項についても広報するものとする。

ア　内閣総理大臣が原子力緊急事態宣言を発出したこと
イ　国の原子力災害対策本部および原子力災害現地対策本部が設置されたこと

(4) 防護措置地区を決定した指示があった場合

＜広報事項＞

上記(1)に掲げる広報事項に加え、次に掲げる事項についても広報するものとする。

ア　決定した防護措置の内容
イ　防護措置地区の範囲および具体的な設定地域の内容
ウ　防護措置地区およびその周辺の交通規制の内容
エ　安定ヨウ素剤の服用および飲料水、飲食物等の摂取制限に関する事項

なお、防護措置地区を決定した指示があった場合以後については、避難所等施設内に対しても同様の事項を広報するものとする。

第５　資料の保存

小浜市、県その他防災関係機関は、収集または取材した資料、写真等を整理・保存するものとする。

第６　相談窓口の開設

小浜市は、警戒本部を設置したときは、住民や企業等からの相談、問い合わせ等に対応するための相談窓口を開設するものとする。

また、問い合わせの対応に当たり、相談者のニーズを見極め情報を収集し整理を行うものとする。

第７　安否情報の提供

小浜市は、被災者の安否について住民等から照会があったときは、被災者等の権利利益を不当に侵害することのないように配慮しつつ、消防、救助等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置に支障を及ぼさない範囲で、可能な限り安否情報を回答するよう

努めるものとする。この場合において、小浜市は、安否情報の適切な提供のために必要と認めるときは、県、関係周辺府県、消防機関、県警察等と協力して、被災者に関する情報の収集に努めることとする。なお、被災者の中に、配偶者からのストーカー行為等、児童虐待およびこれらに準ずる行為の被害者が含まれる場合には、その加害者等に居所が知られることのないよう当該被害者の個人情報の管理を徹底するよう努めるものとする。

第８　防災ネットの活用

小浜市および県は、防災ネット（Ｌアラート（災害情報共有システム）を含む）を活用し、避難者等の安否情報、災害情報等を迅速に収集するとともに、住民、関係機関等に対して的確な情報を提供するものとする。

第９　要配慮者に対する配慮事項

要配慮者に対する配慮事項については、本章第１２節「要配慮者に配慮した応急対策」によるものとする。

第５節　避難、屋内退避等の防護措置

第１　基本方針

住民の生命および身体を原子力災害から保護することが重要であることから、避難、屋内退避等の防護措置について定め、住民の安全確保を図る。なお、感染症流行下において原子力災害が発生した場合には、被ばくによるリスクとウイルスの感染拡大によるリスクの双方から、住民の生命・健康を守ることを最優先とし、感染者や感染の疑いがある者も含め、感染拡大・予防対策を十分に考慮した上で、避難や屋内退避等の各種防護措置を行う。

第２　避難等の防護措置の実施

(1) 退避および一時移転

退避および一時移転の実施に当たっては、原子力規制委員会が、施設の状況や緊急時モニタリング結果等を踏まえてその必要性を判断し、国の原子力災害対策本部が、輸送手段、経路、避難所の確保等の要素を考慮した避難等の指示を、地方公共団体を通じて住民等に混乱がないよう適切かつ明確に伝えなければならないことになっている。

暴風雪や大雪時など、気象庁から特別警報等が発令された場合には、外出を控える等の安全確保を優先する必要があるため、天候が回復するなど、安全が確保されるまでは屋内退避を優先するものとする。

(2) 屋内退避

屋内退避は、住民等が比較的容易に採ることができる対策であり、放射性物質の吸入抑制や放射線を遮蔽することにより、主にプルームからの被ばくの低減を図る防護措置である。屋内退避は、ＵＰＺにおいて、全面緊急事態に至った時点で、放射線被ばくのリスクを低減するために実施するものである。また、ＰＡＺやＵＰＺの一部の区域において、避難または一時移転の実施が困難な場合の措置として行われることもある。

特に、病院や介護施設においては、健康状態等により避難より屋内退避を優先することが必要な場合があり、この場合は、一般的に遮へい効果や建屋の気密性が比較的高いコンクリート建屋への屋内避難が有効である。

ア　屋内退避の実施

(ｱ) ＰＡＺにおいては、緊急事態の区分に応じて避難の対象となる住民等について、自然災害等により避難が困難な場合または健康状態等により避難よりも屋内退避が優先される場合の措置として、屋内退避を実施するものとする。

(ｲ) ＵＰＺにおいては、全面緊急事態に至った時点で屋内退避を実施するものとする。

(ｳ) ＵＰＺ外においては、事態の進展等に応じて、ＵＰＺと同様に、屋内退避を行う場合がある。このため、全面緊急事態に至った時点で、必要に応じて住民等に対して屋内退避を実施する可能性がある旨の注意喚起を行うものとする。

イ　屋内退避実施後の運用

(ｱ) 屋内退避の継続の判断は、国が屋内退避実施後３日目を目安として行い、それ以降は

日々行う。その際、物資の不足等により生活の維持に困難を伴う場合や、プルームが長時間または断続的に到来し屋内退避場所への屋外大気の流入により被ばく低減効果が失われた懸念がある場合等には、国は県、関係市町と緊密な連携を行いながら、避難への切替えを判断し指示する。

(ｲ)屋内退避から避難への切替えにより避難行動および生活環境の変化等に伴う肉体的・精神的影響が生じるため、屋内退避を継続することを基本とし、国は避難への切替えを判断するにあたっては、生活の維持が困難であること等の判断を慎重に行う。また、屋内退避の継続のためには、医薬品等も含めた支援物資の供給および医療等の人的支援の提供が重要となることに留意するものとする。

(ｳ)屋内退避を実施している住民等に対しては、原子力施設の状態の見通しや緊急時モニタリングの結果等の必要な情報を絶えず積極的に提供するものとする。また、避難すべき区域でやむを得ず屋内退避を実施している住民等の放射線防護について留意するものとする。

(ｴ)屋内退避中は、被ばくを低減するために屋内にとどまることが原則であるが、生活の維持に最低限必要な住民等の一時的な外出や住民等の生活を支える民間事業者等の活動は、屋内退避という防護措置の一部をなすものであり、屋内退避中にも実施できるものとする。

(ｵ)国は、原子力施設の状態等に応じて、放射性物質が放出されるおそれが高いと判断した場合には、速やかに一時的な外出や活動を控えて屋内退避を徹底する旨の注意喚起を行う。

ウ 屋内退避の解除

国は、原子力施設の状態が安定して一定の要件を満たし、新たなプルームが到来する可能性がないことおよび既に放出されたプルームが滞留していないことが確認できれば、屋内退避の必要がなくなることから、屋内退避の解除を行う。

なお、その際、緊急時モニタリングの結果に応じて、ＯＩＬ１またはＯＩＬ２を超える地域があれば、避難や一時移転等の防護措置を講ずるものとする。

(3) 小浜市は、原子力災害対策指針や国が定めるマニュアル等を踏まえ、原子力発電所事故の状況や地域の実情（避難先の準備状況、避難先までの移動距離や時間、道路状況、気象情報等）、大気中放射性物質の拡先の準備状況、避難先までの移動距離や時間、道路状況、気象情報等）、大気中放射性物質の拡散計算情報などの様々な情報を活用し、避難、屋内退避等の防護措置を実施するものとする。

(4) 小浜市は災害の実態に応じて、県と連携し、飼い主による家庭動物との同行避難を呼び掛けるものとする。

表１　避難等の基準（「OIL と防護措置」抜粋）

	基準の種類	基準の概要	初期設定値（※１）	防護措置の概要
緊急防護措置	ＯＩＬ１	地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、住民等を数時間内に避難や屋内退避等させるための基準	500μSv/h （地上１ｍで計測した場合の空間放射線量率(※２)）	数時間内を目途に地域を特定し、避難等を実施（移動が困難な者の一時屋内退避を含む）
	ＯＩＬ４	不注意な経口摂取、皮膚汚染からの外部被ばくを防止するため、除染を講ずるための基準	β線：40,000cpm(※３) （皮膚を数㎝での検出器の計数率） β線：13,000cpm（※４） 【１ヶ月後の値】 （皮膚から数㎝での検出器の計数率）	避難または一時移転の基準に基づいて避難等した避難者等に避難退域時検査を実施して、基準を超える際は迅速に簡易除染等を実施
早期防護措置	ＯＩＬ２	地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、地域生産物(※５)の摂取を制限するとともに、住民等を１週間程度内に一時移転させるための基準	20μSv/h （地上1ｍで計測した場合の空間放射線量率(※２)）	１日内を目途に地域を特定し、地域生産物の摂取を制限するとともに１週間程度内に一時移転を実施

※１　「初期設定値」とは緊急事態当初に用いるＯＩＬの値であり、地上沈着した放射性核種組成が明確になった時点で必要な場合にはＯＩＬの初期設定値は改定される。

※２　本値は地上1ｍで計測した場合の空間放射線量率である。実際の適用に当たっては、空間放射線量率計測機器の設置場所における線量率と地上 1ｍでの線量率との差異を考慮して、判断基準の値を補正する必要がある。ＯＩＬ１については緊急時モニタリングにより得られた空間放射線量率（１時間値）がＯＩＬ１の基準値を超えた場合、ＯＩＬ２については、空間放射線量率の時間的・空間的な変化を参照しつつ、緊急時モニタリングにより得られた空間放射線量率（１時間値）がＯＩＬ２の基準値を超えたときから起算して概ね１日が経過した時点の空間放射線量率（１時間値）がＯＩＬ２の基準値を超えた場合に、防護措置の実施が必要であると判断する。

※３　我が国において広く用いられているβ線の入射窓面積が 20 ㎠の検出器を利用した場合の計数率であり、表面汚染密度は約 120Bq/㎠相当となる。他の計測器を使用して測定する場合には、この表面汚染密度より入射窓面積や検出効率を勘案した計数率を求める必要がある。

※４　※３と同様、表面汚染密度は約 40Bq/㎠相当となり、計測器の使用が異なる場合には、

計数率の換算が必要である。

※５ 「地域生産物」とは、放出された放射性物質により直接汚染される野外で生産された食品であって、数週間以内に消費されるもの（例えば野菜、該当地域の牧草を食べた牛の乳）をいう。

第３　緊急時活動レベル（ＥＡＬ）に基づく防護措置

(1) 警戒事態（第１段階）発生時の措置

ア 県の措置

（ア）施設敷地緊急事態要避難者への避難準備の要請（ＰＡＺ関係市町）

県は、ＰＡＺ関係市町に対し、災害対策基本法第７２条第２項の規定により、ＰＡＺ内の施設敷地緊急事態要避難者に対する避難準備指示を行うよう、要請するものとする。

（イ）施設敷地緊急事態要避難者の搬送準備および広報の要請（消防）

県は、ＰＡＺ関係消防本部に対し、次のとおり要請するものとする。

・救急車によるＰＡＺ内の施設敷地緊急事態要避難者の搬送準備を行うこと。

・消防団によるＰＡＺ内の施設敷地緊急事態要避難者への避難準備広報を行うこと。

（ウ）避難誘導準備および交通規制の要請（警察）

県は、県警察本部に対し、ＰＡＺ内の施設敷地緊急事態要避難者の避難誘導準備およびＰＡＺ内への車両流入規制等の交通規制を要請するものとする。

（エ）バス等の派遣準備の要請（ＰＡＺ関係市町および県バス協会等）

県は、ＰＡＺ関係市町および福井県バス協会等に対し、ＰＡＺ内の施設敷地緊急事態要避難者の輸送のため、バス等の派遣準備を要請するものとする。

（オ）出動準備の要請（自衛隊および海上保安庁）

県は、自衛隊および敦賀海上保安部に対し、住民の緊急輸送の支援を受けるため、次のとおり要請するものとする。

・応急出動が可能な車両、船舶、航空機の確認および県への連絡を行うこと。

・住民の緊急輸送の支援を受けるための出動準備を行うこと。

・発電所や気象の状況等を踏まえ、必要に応じ警戒事態の段階においても、原子力施設近傍のヘリポート適地等へのヘリコプターの派遣を行うこと。

（カ）一時滞在者の退避の広報の要請（ＰＡＺおよびＵＰＺ関係市町、消防および警察）

県は、ＰＡＺおよびＵＰＺ関係市町、ＰＡＺおよびＵＰＺ関係消防本部および県警察に対し、ＰＡＺおよびＵＰＺ内に滞在する観光客等一時滞在者の帰宅等の呼びかけについて、広報を要請するものとする。

（キ）施設敷地緊急事態要避難者の受入準備（受入県・市町）

県は、県内の避難先を所管する市町および県外の避難先を所管する県に対し、施設敷地緊急事態要避難者の受入の準備を要請するものとする。

イ 小浜市の措置

（ア）施設敷地緊急事態要避難者への避難準備の指示

小浜市は、国の指示および上記ア(ア)の県の要請または独自の判断により、ＰＡＺ内の施設敷地緊急事態要避難者に対し、避難準備を指示するものとする。

（イ）一時集合施設の開設

小浜市は、ＰＡＺ内の住民や施設敷地緊急事態要避難者が避難のため集合する施設として、「一時集合施設」を開設するものとする。

(2) 施設敷地緊急事態（第２段階）発生時の措置

ア 県の措置

（ア） 住民への避難準備の要請および施設敷地緊急事態要避難者への避難の要請（ＰＡＺ関係市町）

県は、ＰＡＺ関係市町に対し、災害対策基本法第７２条第２項の規定により、次のとおり要請するものとする。

・ＰＡＺ内の住民に対する避難準備指示を行うこと。

・ＰＡＺ内の施設敷地緊急事態要避難者に対する避難指示を行うこと。

（イ）施設敷地緊急事態要避難者の搬送および避難誘導の要請（消防）

県は、ＰＡＺ関係消防本部に対し、次のとおり要請するものとする。

・救急車によるＰＡＺ内の施設敷地緊急事態要避難者の搬送を行うこと。

・消防団によるＰＡＺ内の施設敷地緊急事態要避難者の避難誘導を行うこと。

（ウ）避難誘導および交通規制の要請（警察）

県は、県警察に対し、ＰＡＺ内の施設敷地緊急事態要避難者の避難誘導および交通規制の実施を要請するものとする。

（エ）バス等の派遣要請（ＰＡＺ関係市町、県バス協会等）

県は、ＰＡＺ関係市町および福井県バス協会等に対し、ＰＡＺ内の施設敷地緊急事態要避難者の輸送のため、バス等の派遣を要請するものとする。

（オ）施設敷地緊急事態要避難者の緊急輸送の支援要請（自衛隊、海上保安庁）

県は、自衛隊および敦賀海上保安部に対し、車両、船舶、航空機等による対象地域の施設敷地緊急事態要避難者の緊急輸送の支援を要請するものとする。

（カ）施設敷地緊急事態要避難者の受入要請（受入県・市町）

県は、あらかじめ指定した県内の避難先を所管する市町および県外の避難先を所管する県に対し、ＰＡＺ内の施設敷地緊急事態要避難者の受入を要請するものとする。

（キ）ＰＡＺ内の住民の受入準備要請（受入県・市町）

県は、県内の避難先を所管する市町および県外の避難先を所管する県に対し、ＰＡＺ内の住民の受入の準備を要請するものとする。

（ク）予防的防護措置（屋内退避）準備の伝達（ＵＰＺ関係市町）

県は、ＵＰＺ関係市町に対し、国の指示により、ＵＰＺ内における予防的防護措置（屋内退避）の準備を行うことを要請するものとする。

イ 小浜市の措置

（ア）住民への避難準備および敷地施設緊急事態要避難者への避難の指示

小浜市は、国の指示および上記ア(ア)の県の要請または独自の判断により、次のとお

り指示するものとする。

・ＰＡＺ内の住民は、避難準備を行うこと。

・ＰＡＺ内の施設敷地緊急事態要避難者は、避難を行うこと。

（イ）避難車両中継所の開設

小浜市は、「避難車両中継所」を開設するものとする。

自衛隊車両等により避難車両中継所まで避難した住民は、避難車両中継所から県または小浜市が確保した避難用のバスにより、小浜市から指示のあった県内または県外の避難先へ避難するものとする。

ウ その他

県および関係市町は、警戒事態の段階において相互に協力して作成した施設敷地緊急事態における防護措置の実施状況（施設敷地緊急事態要避難者の数や避難の方針等を含む。）について、現地事故対策連絡会議において認識の共有を図り、防護措置を実施するものとする。

(3) 全面緊急事態（第３段階）発生時の措置

ア 県の措置

（ア）住民への避難の要請（ＰＡＺ関係市町）

県は、ＰＡＺ関係市町に対し、災害対策基本法第７２条第２項の規定により、ＰＡＺ内の住民に対する避難指示を行うことを要請するものとする。

（イ）住民の避難誘導要請（消防）

県は、ＰＡＺ関係消防本部に対し、消防団によるＰＡＺ内の住民の避難誘導を要請するものとする。

（ウ）避難誘導および交通規制の要請（警察）

県は、県警察に対し、ＰＡＺ内の住民の避難誘導および交通規制の実施を要請するものとする。

（エ）バス等の派遣要請（ＰＡＺ関係市町および県バス協会等）

県は、ＰＡＺ関係市町および福井県バス協会等に対し、ＰＡＺ内の住民の輸送のため、バス等の派遣を要請するものとする。

（オ）住民の緊急輸送の支援要請（自衛隊および海上保安庁）

県は、自衛隊および敦賀海上保安部に対し、車両、船舶、航空機等によるＰＡＺ内の住民の緊急輸送の支援を要請するものとする。

（カ）住民の受入要請（受入県・市町）

県は、県内の避難先を所管する市町および県外の避難先を主管する県に対し、ＰＡＺ内の住民の受入を要請するものとする。

（キ）避難遅延者の有無の確認要請（消防、警察および自衛隊）

県は、ＰＡＺ関係消防本部、県警察、自衛隊に対し、ＰＡＺ内の避難遅延者の有無の確認を要請するものとする、

（ク）ＵＰＺ内の住民の受入準備要請（受入県・市町）

県は、県内の避難先を所管する市町および県外の避難先を所管する県に対し、ＵＰＺ内の住民の受入の準備を要請するものとする。

（ケ）予防的防護措置（屋内退避）の伝達（ＵＰＺ関係市町）

県は、ＵＰＺ関係市町に対し、国の指示により、屋内退避を行うことを要請するものとする。

イ 小浜市の措置

（ア）住民への避難の指示

小浜市は、国の指示および上記ア(ア)の県の要請または独自の判断により、ＰＡＺ内の住民に対し、避難を指示するものとする。

（イ）住民の避難状況の確認

小浜市は、県内の避難先を所管する市町および県外の避難先を所管する市町の協力を得て、避難施設においてＰＡＺ内の住民の避難状況の確認を行うものとする。

（ウ）住民への屋内退避の指示

小浜市は、国の指示および上記ア(ケ)の県の伝達または独自の判断により、ＵＰＺ内の住民に対し、屋内避難を指示するものとする。

ウ その他

県および関係市町は、全面緊急事態における防護措置の実施状況（ＰＡＺ内の避難者の数や避難の方針等を含む。）について、原子力災害合同対策協議会において認識の共有を図り、防護措置を実施するものとする

第４　運用上の介入レベル（ＯＩＬ）に基づく避難等の措置

(1) 県の措置

ア 住民への屋内退避または避難の要請（関係市町）

県は、緊急時モニタリング結果および指針を踏まえた国の指導、助言または指示に基づき、ＯＩＬの基準値を超え、または超えるおそれがあると認められる地域がある場合は、当該地域を含む市町に対し、災害対策基本法第７２条第２項の規定により、住民に対する屋内退避または避難の指示を行うことを要請するものとする。

イ 住民の避難誘導要請（消防）

県は、避難対象区域を所管する消防本部に対し、消防団による住民の避難誘導を要請するものとする。

ウ 避難誘導および交通規制の要請（警察）

県は、県警察に対し、住民の避難誘導および交通規制の実施を要請するものとする。

エ バス等の派遣要請（関係市町および県バス協会等）

県は、避難対象区域を含む市町および福井県バス協会等に対し、住民の輸送のため、バス等の派遣を要請するものとする。

オ 住民の緊急輸送の支援要請（自衛隊および海上保安庁）

県は、自衛隊および敦賀海上保安部に対し、車両、船舶、航空機等による住民の緊急輸送の支援を要請するものとする。

カ 住民の受入要請（受入県・市町）

県は、県内の避難先を所管する市町および県外の避難先を所管する県に対し、住民の受入を要請するものとする。

キ 避難遅延者の有無の確認要請（消防、警察および自衛隊）

県は、関係消防本部、県警察、自衛隊に対し、避難遅延者の有無の確認を要請するものとする。

(2) 小浜市の措置

ア 住民への屋内退避または避難の指示

小浜市は、緊急時モニタリング結果および指針を踏まえた国の指導、助言または指示に基づき、ＯＩＬの基準値を超え、または超えるおそれがあると認められる場合は、上記(1)の県の要請を受け、住民等に対し、屋内退避または避難を指示するとともに、住民避難の支援が必要な場合には県と連携し国に要請するものとする。

なお、小浜市長は、指示案を伝達された場合には当該指示案に対して速やかに意見を述べるものとする。

イ 住民の避難状況の確認

小浜市は、避難指示を行った場合は、県内の避難先を所管する市町および県外の避難先を所管する市町の協力を得て、避難施設において住民の避難状況の確認を行うものとする。

(3) その他

県および関係市町は、相互に協力して作成したＵＰＺ内の一時移転等の実施状況（一時移転等の対象地域や対象者の数等を含む。）について、原子力災害合同対策協議会において認識の共有を図り、一時移転等の措置を実施するものとする。

第５　避難手段

避難対象区域の住民避難は、小浜市の指示により、次のとおり行うものとする。

(1) 自家用車による避難

ア 自家用車による避難が可能な住民は、自家用車による避難を行うものとする。この場合、小浜市は、避難対象区域の住民に対し、交通誘導整理を行っている警察官等の指示に必ず従うよう、周知するものとする。

イ 小浜市は、自家用車による避難を行う住民について、次の手段により避難状況を把握するものとする。

（ア） 小浜市は、避難対象区域の住民に対し、自家用車による避難を行う際には、自宅に「自家用車で避難済み」を知らせる表示（旗、リボン等）をするよう、事前に周知するものとする。

小浜市は、若狭消防組合に対し、消防団は対象区域を巡回し、自家用車による避難状況の確認を行い、小浜市に連絡するよう、指示するものとする。

（イ）小浜市は、避難対象区域の住民に対し、特別の事情により、下記（２）イで定める県内の避難先以外の場所に避難した場合には、小浜市に連絡するよう、事前に周知するものとする。

(2) 自家用車以外での避難

ア 自家用車による避難をしない住民は、小浜市が定める場所から、市または県が確保した避難用のバスによる避難を行うものとする。

なお、避難に当たっては、あらかじめ定めた一時集合施設に集合し、市または県が確保した避難用のバスもしくは応急出動した自衛隊車両による避難を行うものとする。

イ 自衛隊車両等により避難した住民は、小浜市が定める場所から、市または県が確保した避難用バスにより、あらかじめ定めた避難先へ避難するものとする。

なお、避難に当たっては、避難車両中継所から市または県が確保した避難用のバスにより、あらかじめ定めた避難先へ避難するものとする。

ウ 県が自衛隊、海上保安庁等に要請し、応急出動した船舶またはヘリコプターにより避難を行う住民は、市または県があらかじめ指定した避難先近辺の港湾またはヘリポートまで移動し、その後、市または県が確保した避難用のバスにより、あらかじめ定めた避難先へ避難するものとする。

なお、避難に当たっては、市または県があらかじめ指定した半島部の港湾または漁港もしくは臨時ヘリポートから、船舶、ヘリコプター等で、あらかじめ指定した避難先近辺の港湾またはヘリポートまで移動し、その後、市または県が確保した避難用バスにより、あらかじめ定めた避難先へ避難するものとする。

(3) 要配慮者の避難手段

避難対象地域の要配慮者の避難は、小浜市の指示により、次のとおり行うものとする。

ア 学校の生徒等および保育園の園児

(ア) 学校の生徒等が在校時においては、小浜市または県が確保した避難用のバスもしくは応急出動した自衛隊車両によりあらかじめ定めた避難先に避難を行うものとする。

イ 在宅の要介護高齢者・障がい者等

(ア) 在宅の要介護高齢者・障がい者等については、家族、地域等の協力により自家用車による避難を行うものとする。

(イ) 介助が必要な要配慮者については、県が要請し確保した消防機関の救急車、福祉車両等によりあらかじめ定めた福祉避難所に搬送するものとする。この場合、必要に応じ、県は、自衛隊または海上保安庁等に対し車両、船舶、ヘリコプター等による搬送を要請するものとする。

ウ 病院の入院患者および社会福祉施設の入所者

(ア) 病院の入院患者および社会福祉施設の入所者は、小浜市または県が確保した避難用のバスによる避難を行うものとする。

(イ) 介助が必要な入院患者・入所者については、県が要請し確保した消防機関の救急車、福祉車両等によりあらかじめ定めた医療機関または福祉避難所に搬送するものとする。この場合、必要に応じ、県は、自衛隊または海上保安庁等に対し車両、船舶、ヘリコプター等による搬送を要請するものとする。

(4) 避難手段の早期確保

県は、早い段階での避難手段を確保するため、警戒事態の段階で、自衛隊、海上保安庁その他関係機関への要請を開始するものとする。

第６　避難所等

(1) 小浜市は、県と連携し、緊急時に必要に応じ指定避難所および避難退域時検査等の場所

を開設し、住民等に対し周知徹底を図るものとする。また、必要があれば、あらかじめ指定した施設以外の施設についても、災害に対する安全性を確認の上、管理者の同意を得て避難場所として開設するものとする。

小浜市は、防災ネットを活用し、避難者受付および避難人数把握、ニーズ集約など、効率的な避難所運営に努める。

(2) 小浜市は、県と連携し、それぞれの避難所に収容されている避難者に係る情報の早期把握に努め、国等への報告を行うものとする。また、民生委員・児童委員、介護保険事業者、障がい福祉サービス事業者等は、要配慮者の居場所や安否確認に努め、把握した情報について市および県に提供するものとする。

(3) 小浜市は、県の協力のもと、避難所における生活環境が、常に良好なものであるよう努めるものとする。そのため、食事供与の状況、トイレの設置状況等の把握に努め、必要な対策を講ずるものとする。また、避難の長期化等必要に応じて、プライバシーの確保状況、簡易ベッド等の活用状況、入浴施設設置の有無および利用頻度、洗濯等の頻度、医師、保健師、看護師、管理栄養士等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、食料の確保、配食等の状況、し尿およびごみの処理の状況など、避難者の健康状態や避難所の衛生状態の把握に努め、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。また、必要に応じ、被災者支援等の観点から避難所における家庭動物のための避難スペースの確保等に務めるとともに、獣医師会や動物取扱業者等から必要な支援が受けられるよう、連携に努めるものとする。

(4) 小浜市は、県と連携し、避難所における被災者は、生活環境の激変に伴い、心身双方の健康に不調を来す可能性が高いため、常に良好な衛生状態を保つように努めるとともに、被災者の健康状態を十分把握し、必要に応じ救護所等の設置や心のケアを含めた対策を行うものとする。

特に、要配慮者の心身双方の健康状態には特段の配慮を行い、必要に応じ福祉施設等での受入れ、介護職員等の派遣、車椅子等の手配等を福祉事業者、ボランティア団体等の協力を得つつ、計画的に実施するものとする。

また、市は、県と連携し、保健師等による巡回健康相談等を実施するものとする。

(5) 避難対象区域を含む小浜市は、県の協力のもと、避難所の運営における女性や子育て家庭の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点等への配慮やこども・若者の居場所確保に努めるものとする。特に、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品・女性用下着の女性による配布、避難所における安全性の確保、キッズスペースや学習スペースの設置など、女性や子育て家庭、こども・若者のニーズに配慮した避難所の運営に努めるものとする。

(6) 小浜市は、県の協力のもと、災害の規模、被災者の避難および収容状況、避難の長期化等に鑑み、必要に応じて、旅館やホテル等への移動を避難者へ促すものとする。

(7) 小浜市は、県の協力のもと、災害の規模等に鑑みて、避難者の健全な住生活の早期確保のために、必要に応じ、応急仮設住宅の迅速な提供、公営住宅、民間賃貸住宅、空き家等利用可能な既存住宅のあっせんおよび活用等により、避難所の早期解消に努めることを基本とする。

(8) 小浜市は、応急仮設住宅を建設する必要があるときは、避難者の健全な住生活の早期確

保を図るため、速やかに国および県と協議の上建設するものとする。ただし、建設に当たっては、二次災害に十分配慮するとともに、必要に応じて、応急仮設住宅における家庭動物の受入れに配慮するものとする。また、県と連携し、被災者の入居に係る事務を行い、その円滑な入居の促進に努めるものとする。なお、応急仮設住宅の建設に必要な資機材が不足し、調達の必要がある場合には、必要に応じて国および県に資機材の調達に関して要請するものとする。

第７　広域避難等

(1) 県は、広域避難を行う必要が生じた場合、事前に定めた広域避難受入先となる県内市町および県外の受入先市町を含む県と協議し、避難所の供与その他必要な要請を行うものとする。

(2) 広域一時滞在

ア 小浜市は被災した場合、災害の規模、被災者の避難、収容状況、避難の長期化等に鑑み、管轄する区域外への広域的な避難および避難所、応急仮設住宅等への収容が必要であると判断した場合において、県に対し事前に定めた広域避難受入先となる県内市町および県外の受入先市町を含む県との協議を求めるものとする。

イ 小浜市は、県に対し、必要に応じて、受入先の候補となる地方公共団体および当該地方公共団体における被災住民の受入能力（施設数、施設概要等）、広域一時滞在について助言を要請するものとする。

ウ 小浜市は、広域一時滞在の受入先の市町との間で、被災住民に関する情報の共有を確実に行うものとする。また、受入先の市町は、受け入れた被災住民に対し、必要な支援情報を提供するものとする。

エ 県は、小浜市から協議要求があった場合、他の都道府県と協議を行うものとされている。また、小浜市の行政機能が被災によって著しく低下した場合など、小浜市からの要請を待ついとまがないときは、小浜市の要請を待たないで、広域一時滞在のための協議要請を小浜市に代わって行うものとされている。

オ 国は、小浜市および県が、被災により自ら広域一時滞在のための協議を行うことが不可能な場合は、広域一時滞在のための協議を小浜市に代わって行うものとされている。

第８　住民への情報提供

避難対象区域を含む小浜市は、住民等の避難誘導に当たっては、県と協力し、住民等に向けて、避難や避難退域時検査および簡易除染の場所の所在、災害の概要、緊急時モニタリング結果や参考となる気象予測および大気中拡散予測その他の避難に資する情報の提供に努めるものとする。

また、避難対象区域を含む市は、これらの情報について、国の原子力災害現地対策本部等および県に対しても情報提供するものとする。

第９　避難状況の確認

避難対象区域を含む小浜市は、避難のための立退きの指示等を行った場合は、県と協力し、戸別訪問、避難所における確認等あらかじめ定められた方法により住民等の避難状況を確認するものとする。また、避難状況の確認結果については、国の原子力災害現地対策本部等および県に対しても情報提供するものとする。

第 10　学校等施設における避難措置

学校等施設において、生徒等の在校時に原子力災害が発生し、避難のための立退きの指示等があった場合は、あらかじめ定めた避難計画等に基づき、教職員の指示・引率のもと、迅速かつ安全に生徒等を避難させるものとする。また、生徒等を避難させた場合およびあらかじめ定めたルールに基づき生徒等を保護者へ引き渡した場合は、小浜市または県に対し速やかにその旨を連絡するものとする。

第 11　不特定多数の者が利用する施設における避難措置

駅、その他の不特定多数の者が利用する施設において、原子力災害が発生し避難のための立退きの指示等があった場合は、あらかじめ定めた避難計画等に基づき、施設の利用者等を避難させるものとする。

第 12　要配慮者に対する配慮事項

要配慮者に対する配慮事項については、本章第１２節「要配慮者に配慮した応急対策」によるものとする。

第 13　飲料水、飲食物および生活必需品の供給

(1) 小浜市は、県および関係機関と協力し、被災者の生活の維持のため必要な食料、飲料水、燃料、毛布等の生活必需品等を調達・確保し、ニーズに応じて供給・分配を行うものとする。なお、被災地で必要とされる物資は、時間の経過とともに変化することを踏まえ、時宜を得た物資の調達に留意するものとする。また、避難所における感染症拡大防止に必要な物資や家庭動物の飼養に関する資材をはじめ、夏季には扇風機等、冬季には暖房器具、燃料等も含めるなど被災地の実情を考慮するとともに、要配慮者のニーズや、男女のニーズの違い等に配慮するものとする。

(2) 小浜市は、備蓄物資、自ら調達した物資および国、他の都道府県等によって調達され引き渡された物資の被災者に対する供給を行うものとする。

(3) 小浜市および県は、供給すべき物資が不足し、調達の必要がある場合には国（物資関係省庁）または原子力災害対策本部等に物資の調達を要請するものとする。

第 14　警戒区域の設定、避難の指示の実効を上げるための措置

小浜市は、国の原子力災害現地対策本部、関係機関等と連携し、警戒区域または避難を指示した区域について、居住者等の生命または身体に対する危険を防止するため、外部から車両等が進入しないよう指導するなど、警戒区域の設定、避難指示の実効を上げるために必要な措置をとるよう国の原子力現地対策本部、関係機関等と連携した運用体制を確立するものとする。

第６節　警備および交通対策

第１　基本方針

原子力災害が発生した場合には、早期に警備体制を確立し、関係機関との緊密な連絡の下に災害情報の収集に努め、住民の生命、身体および財産の保護を第一とし、犯罪の予防、交通の確保等の災害警備活動を行う。

第２　警戒区域の設定等

小浜市（災害対策本部長）は、災害対策基本法第６３条第１項の規定に基づき、警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して当該区域への立入りを制限し、もしくは禁止し、または当該区域からの退去を命ずることができる。

また、県（災害対策本部長）から、同法第７２条第１項の規定に基づき、当該区域の設定を指示された場合には、必要な措置を講ずるものとする。

第３　交通規制対策

原子力災害発生直後の交通混乱を最小限度にとどめ、被災者の安全な避難と緊急通行車両の通行路等を確保するものとする。

(1) 道路管理者の措置

道路管理者は、その管理に属する道路橋りょう等の通行支障箇所について、必要に応じ小浜警察署長その他防災関係機関に通報または連絡するものとする。

また、道路管理者は、その管理に属する道路橋りょうに被害が生じた場合は、応急の復旧を図るとともに、道路施設の破損等により交通の危険が生じたときは、県警察と協議して区間を定めて通行を禁止し、または制限するものとする。

(2) 交通規制措置

ア　交通規制の実施および緊急交通路の指定の要請

小浜市（災害対策本部長）は、災害発生後の警戒区域への流入車両の抑制や、物資輸送等緊急通行車両の交通路の確保について、県警察に要請するものとする。

イ　一般住民への周知

小浜市（災害対策本部長）は、上記アの交通規制について、県公安委員会および県警察等が行う一般住民への周知に協力するものとする。

第４　立入制限措置

小浜市（災害対策本部長）は、小浜警察署長および敦賀海上保安部長と協力し、警戒区域への立入制限を実施するとともに、ＣＡＴＶ、同報系の防災行政無線、広報車等あらゆる方法を使用し、住民に対して警戒区域の周知を図るものとする。

第７節　救助・救急および消火活動

第１　基本方針

原子力災害は広域的な災害となる可能性があるため、防災関係機関相互の緊密な連携による救助・救急および消火活動体制を確立し、迅速かつ的確に実施する。

第２　陸上における救出・救助および消火対策

(1) 小浜市の措置

小浜市は、救助・救急活動を行うに当たっては、県警察および若狭消防組合消防本部の協力を得て実施するものとする。

また、県に対し被害の状況および応援の必要性等を連絡するとともに、小浜市自体の能力で救助活動を行うことが困難なとき、または救助活動に必要な車両等の調達を必要とするときは、福井県広域消防相互応援協定に基づき他市町（消防事務を処理する一部事務組合が設けられている場合は、当該一部事務組合とする。）に対し応援を要請するものとする。

(2) 若狭消防組合消防本部の措置

若狭消防組合消防本部は、小浜市、県警察その他防災関係機関と協力して救助・救急活動を行うものとする。

また、消火活動について、若狭消防組合消防本部は、小浜市、県警察その他防災関係機関と協力し、退避等の指示が行われると同時に、あらゆる手段および方法により、住民に対して出火防止および初期消火について次の事項を中心に広報するものとする。

ア 火気の遮断

退避等を行う前に、ガス、石油ストーブ、電気ヒーター等の火気を直ちに遮断するとともに、都市ガスはメーターコック、プロパンガスはボンベのバルブおよび石油類のタンクはタンクの元バルブをそれぞれ閉止する。

さらに、必要に応じて電気ブレーカーを遮断する。

イ 初期消火活動

火災が発生した場合は、消火器、消火バケツ等で消火活動を行う。

(3) 救助・救急および消火活動の応援要請

小浜市は、小浜市内の消防力で対処できないと判断した場合は、県に対して、広域消防応援隊、緊急消防援助隊または自衛隊の出動を要請するものとする。

また、若狭消防組合消防本部の他の消防機関に応援を要請する場合は、本章第１５節「広域的応援の対応」によるものとする。

なお、自衛隊の災害派遣については、本章第１６節「自衛隊の災害派遣要請等」によるものとする。

第３　海上における救助・救急対策

(1) 海上における救助・救急活動への協力

小浜市は、敦賀海上保安部、県警察その他関係機関と連携協力し、船舶の避難等海上における災害発生に伴う次の措置をとるものとする。

ア 避難した船舶、航空機等とその乗員、乗客等の確認措置をとるものとする。

イ 救助活動において、陸上で緊急輸送の確保が必要になった場合は、交通整理規制その他の所要措置をとるものとする。

ウ 行方不明者がある場合は、沿岸関係警察への手配等の措置をとるものとする。

(2) 海上における救助・救急活動の応援要請

小浜市は、海上での救助・救急について必要な場合は、県に対し応援を要請するものとする。

なお、自衛隊の災害派遣要請については、本章第１６節「自衛隊の災害派遣要請等」によるものとする。

第４　空からの救助・救急対策

小浜市は、航空機やヘリコプターを活用した救助・救急を行うために、あらかじめ緊急離着陸場の指定を行うとともに、迅速かつ正確な情報収集伝達を行い、機動的な航空機の活用を図るものとする。

また、小浜市は、空中からの救助・救急について、必要な場合は県に対し、応援を要請するものとする。

なお、自衛隊の災害派遣要請については、本章第１６節「自衛隊の災害派遣要請等」によるものとする。

第８節　原子力災害医療活動

第１　基本方針

住民および原子力事業所の従事者の生命、身体を原子力災害から保護するため、関連医療機関と密接な連携を図りつつ総合的な判断と統一された見解に基づき医療措置を行うことが重要であることから、原子力災害医療体制を確立するとともに適切な原子力災害医療を実施する。

第２　原子力災害医療体制

小浜市は、県が緊急時医療本部を設置し、原子力災害医療体制を確立したときは、心身の健康相談、安定ヨウ素剤の配布、救護所の運営等、相互の緊密な連携のもと実施するものとする。

第３　原子力災害医療措置

(1) 原子力災害医療体制

県が定める原子力災害医療体制の概要は、別表１のとおりである。

(2) 安定ヨウ素剤の服用

小浜市は、原子力災害対策指針を踏まえ、県、医療機関等と連携して、安定ヨウ素剤の服用に当たっての注意を払った上で、住民等に対する服用指示等の措置を講ずるものとする。

ア 事前配布された安定ヨウ素剤の服用指示

（ア） 安定ヨウ素剤が事前配布されたＰＡＺ内の住民に対しては、原子力緊急事態宣言が発出された時点で、直ちに、安定ヨウ素剤の服用指示が国の原子力規制委員会の判断に基づき、国の原子力災害対策本部または地方公共団体から出されることとしている。

小浜市は、県と連携し、国の原子力災害対策本部の指示に基づき、住民等に対し、国の安定ヨウ素剤の服用指示を伝達するものとする。

（イ）安定ヨウ素剤が事前配布されたＵＰＺ内の住民に対しては、県と連携し、避難等の際の安定ヨウ素剤の携行を呼び掛けるとともに、国の原子力規制委員会の判断に基づき、服用指示を伝達するものとする。

イ 緊急時に配布される安定ヨウ素剤の服用指示

（ア）緊急時における住民等への安定ヨウ素剤の配布および服用については、原則として、国の原子力規制委員会がその必要性を判断し、国の原子力災害対策本部または地方公共団体が指示することとされている。

（イ）小浜市は、県と連携し、原子力災害対策本部の指示に基づき、または独自の判断により、住民等に対し、原則として医師の関与の下で、安定ヨウ素剤を配布するとともに、国の服用指示を伝達するものとする。ただし、時間的制約等により、医師を立ち会わせることが出来ない場合には、薬剤師の協力を求める等、あらかじめ定める代替の手

続きによって配布するとともに国の服用指示を伝達するものとする。

(3) 原子力災害医療措置従事者の汚染拡大防止

原子力災害医療活動従事者は、放射性物質の汚染からの二次的取り込みおよび医療措置に伴う汚染の拡大を防止することに十分注意するものとする。

(4) 被ばく傷病者等の高度被ばく医療支援センターまたは原子力災害医療・総合支援センターへの搬送

県は、被ばく傷病者等の原子力災害医療・総合支援センター、高度被ばく医療支援センターへの搬送を、自ら必要と認めるときは、または、関係市町から、被ばく傷病者等の原子力災害医療・総合支援センター、高度被ばく医療支援センターへの搬送について要請があった場合には、県防災ヘリコプターによる被ばく傷病者等の搬送、自衛隊または消防庁への航空機による搬送要請などを判断するものとする。

別表１（本節第３(1)関係）　原子力災害医療体制の概要

区分	原子力災害医療協力機関	原子力災害拠点病院	高度被ばく医療支援センターおよび原子力災害医療・総合支援センター
診療機能	外来診療	入院診療	専門的入院診療
措置	傷病者の心理的動揺について、十分配慮しながら、汚染検査、通常に一般的傷病、身体的異常に対する措置を行う。 ・ふき取り等の簡易な除染等 ・ヨウ化カリウムの製剤投与等、放射線障害予防措置 ・救急蘇生法（ＡＣＬＳ） ・合併損傷（創傷、熱傷）	放射性物質による汚染除去の措置を施すと共に、必要に応じて甲状腺モニタリング、尿および血液の放射線の計測および必要な医療措置を行う。 ≪緊急時医療対策施設≫ ・除染室を用いた細密な除染 ・ホールボディカウンタ等による被ばく線量測定 ・血液、尿等の生体試料による汚染状況および線量評価等 ・局所被ばく傷病者等の診療の開始 ・高線量被ばく傷病者等の診療の開始 ・合併損傷の診療の開始 ・内部被ばく傷病者等に対する診療の開始	原子力災害拠点病院で遂行困難な放射性物質による汚染の治療、追跡調査等を行う。 ・原子力災害医療協力機関および原子力災害拠点病院で行われる除染に加え、必要に応じた肺洗浄等の高度な専門的除染 ・重篤な局所被ばく傷病者等の診療 ・重症の合併損傷の治療 ・重篤な内部被ばく傷病者等に対する診療 ・高線量被ばく傷病者等の診療
担当機関	・救護所 ・事業所内救急医療施設 ・県が定める医療機関 外来診療： 国立病院機構敦賀医療センター 市立敦賀病院 杉田玄白記念公立小浜病院 若狭高浜病院 福井県済生会病院 福井勝山総合病院 公立丹南病院	福井県立病院 福井大学医学部附属病院 福井赤十字病院	高度被ばく医療支援センター ・福井大学 ・広島大学 ・弘前大学 ・福島県立医科大学 ・量子科学技術研究開発機構 ・長崎大学 原子力災害医療・総合支援センター

	国立病院機構あわら病院 坂井市立三国病院 越前町国民健康保険織田病院 レイクヒルズ美方病院 若狭町国民健康保険上中診療所		・広島大学（福井県管轄） ・弘前大学 ・福島県立医科大学 ・長崎大学

原子力災害医療協力機関においては上記被ばく傷病者等の初期診療のほか、以下の対応を行う。

・甲状腺被ばく線量モニタリング実施のための測定要員の派遣
・現場派遣チームの保有および派遣体制の整備
・救護所への医療チームまたは医療関係者の派遣
・避難退域時検査実施のための検査要員の派遣
・地方公共団体等が行う安定ヨウ素剤配布の支援
・その他原子力災害発生時に必要な支援

第４　災害救助法の適用

災害救助法の適用については、本章第１４節「災害救助法の適用」によるものとする。

第９節　飲料水および飲食物の摂取制限等

第１　基本方針

原子力災害時には、放射性物質または放射線により飲料水や飲食物が汚染されるおそれが生ずるため、小浜市は、県および関係機関と連携し、飲料水および飲食物の汚染度を的確に把握するとともに、その汚染度により摂取制限を行うなど、必要な措置を講ずる。

第２　摂取制限の措置

国は、放射性物質が放出された後、ＯＩＬに基づき、一時移転対象地域の地域生産物の摂取制限および出荷制限を実施するよう、関係地方公共団体に指示するものとされている。小浜市は、国の指示に基づき、当該対象地域において、地域生産物の摂取制限および出荷制限を実施するものとする。

国は、ＯＩＬに基づき、緊急時モニタリングの結果に応じて、飲食物の放射性核種濃度の測定を行うべき地域を特定し、県における検査計画・検査実施、飲食物の出荷制限等について関係機関に要請するとともに、状況に応じて、摂取制限も措置するものとされている。小浜市は、指針に基づいたスクリーニング基準を踏まえ、国および県からの放射性物質による汚染状況の調査の要請を受け、または独自の判断により、飲料水の検査を実施する。食品については、必要に応じ、県が行う放射性物質による汚染状況の調査に協力する。また、小浜市は、国および県の指導・助言および指示に基づき、または独自の判断により、代替飲食物の供給等に配慮しつつ、飲食物の摂取制限、出荷制限等およびこれらの解除を実施するものとする。

(1) 飲料水に対する措置

県は、小浜市に対し、汚染水源の使用禁止および汚染飲料水の引用禁止の措置を講ずるよう指示するものとする。

(2) 飲食物に対する措置

県は、小浜市に対し、汚染飲食物の摂取を制限し、または禁止する措置を講ずるよう指示するものとする。

(3) 農林畜水産物に対する措置

県は、小浜市に対し、汚染地区住民、汚染地区区域内の農林畜水産物の生産者、集荷機関、市場の責任者等に、汚染農林畜水産物の採取または漁獲禁止、出荷制限等必要な措置を講ずるよう指示するものとする。

(4) 避難所等での措置

小浜市は、飲料水、飲食物および農林畜水産物等の緊急時モニタリング結果が判明するまで、避難所等での飲料水・飲食物等の摂取を一時禁止するものとする。

第３　飲料水および飲食物の供給要請

小浜市は、県が避難等の措置の指示した場合または飲料水および飲食物の摂取制限の指示を受けた場合は、直ちに県および関係機関と連携し、本章第１１節「飲料水、飲食物および生活必需品の供給」に基づき、避難所等への飲料水および飲食物の供給を実施する。

表１　飲食物の摂取制限の基準（「ＯＩＬと防護措置」抜粋）

<table>
<tr><th></th><th>基準の種類</th><th>基準の概要</th><th colspan="3">初期設定値（※１）</th><th>防護措置の概要</th></tr>
<tr><td rowspan="7">飲食物摂取制限（※９）</td><td>飲食物に係るスクリーニング基準</td><td>ＯＩＬ６による飲食物の摂取制限を判断する準備として、飲食物中の放射性核種濃度測定を実施すべき地域を特定する際の基準</td><td colspan="3">0.5μSv/h（※６）
（地上1mで計測した場合の空間放射線量率）</td><td>数日内を目途に飲食物通の放射性核種濃度を測定すべき区域を特定</td></tr>
<tr><td rowspan="6">ＯＩＬ６
(Bq/Kg)</td><td rowspan="6">経口摂取による被ばく影響を防止するため、飲食物の摂取を制限する際の基準</td><td>核種（※７）</td><td>飲料水
牛乳・
乳製品</td><td>野菜類、穀物、肉、
卵、
魚、その他</td><td rowspan="6">１週間内を目途に飲食物中の放射性核種濃度の測定と分析を行い基準を超えるものにつき摂取制限を迅速に実施</td></tr>
<tr><td>放射性ヨウ素</td><td>300</td><td>2,000（※８）</td></tr>
<tr><td>放射性セシウム</td><td>200</td><td>500</td></tr>
<tr><td rowspan="2">プルトニウムおよび超ウラン元素のアルファ核種</td><td rowspan="2">1</td><td rowspan="2">10</td></tr>
<tr></tr>
<tr><td>ウラン</td><td>20</td><td>100</td></tr>
</table>

※１　「初期設定値」とは緊急事態当初に用いるＯＩＬの値であり、地上沈着した放射性核種組成が明確になった時点で必要な場合にはＯＩＬの初期設定値は改定される。

※６　実効性を考慮して、計測場所の自然放射線によるバックグランドによる寄与も含めた値とする。

※７　その他の核種の設定の必要性も含めて今後検討する。その際、ＩＡＥＡのＧＳＧ－２におけるＯＩＬ６値を参考として数値を設定する。

※８　根菜、芋類を除く野菜類が対象。

※９　ＩＡＥＡでは、飲食物摂取制限が効果的かつ効率的に行われるよう、飲食物中の放射性核種濃度の測定が開始されるまでの間の暫定的な飲食物摂取制限の実施および当該測定の対象の決定に係る基準であるＯＩＬ３等を設定しているが、我が国では、放射性核種濃度を測定すべき区域を特定するための基準である「飲食物に係るスクリーニング基準」を定める。

第１０節　緊急輸送活動

第１　基本方針

原子力災害発生時の災害応急対策を実施するための要員および緊急物資の緊急輸送を確保することにより、迅速な応急対策の実施を図る。

第２　緊急輸送の順位

小浜市は、県および防災関係機関の緊急輸送の円滑な実施を確保するため、必要があると認められるときは、次の順位を原則として県と連携して調整するものとする。

(1) 第１順位　人命救助、救急活動に必要な輸送
(2) 第２順位　避難者の輸送（ＰＡＺ等緊急性の高い区域からの優先的な避難)、災害状況の把握・進展予測のための専門家および資機材の輸送
(3) 第３順位　緊急事態応急対策を実施するための要員および資機材の輸送
(4) 第４順位　住民の生活を確保するために必要な物資の輸送
(5) 第５順位　その他緊急事態応急対策のために必要な輸送

第３　緊急輸送体制の確立

(1) 緊急輸送の実施

小浜市は、県および防災関係機関との連携により、輸送の優先順位、乗員および輸送手段の確保状況、交通の混雑状況等を勘案し、円滑に緊急輸送を実施するものとする。

(2) 調達あっせんの応援要請

小浜市が行う、原子力災害時における輸送車両等の調達および運用は、財政班を中心に実施し、輸送体制を確立させる。必要車両の調達は各所管において実施し、その結果を総務班に報告する。

なお、上記において調達が不可能となった場合には、輸送条件を示して県に調達あっせんの応援を要請するものとする。

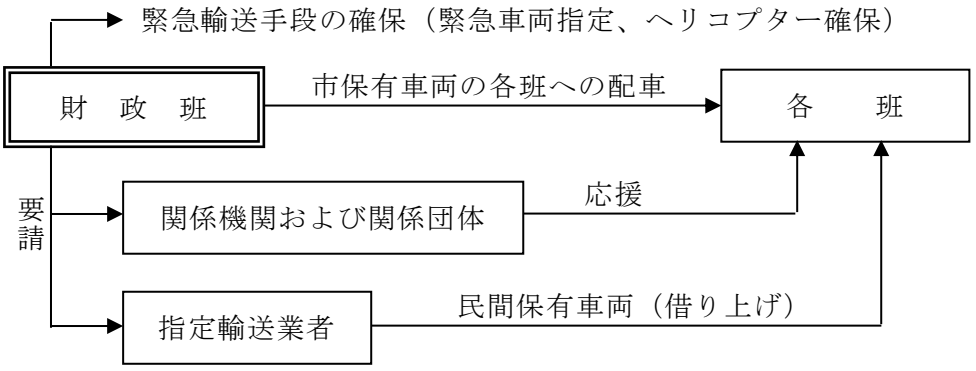

(3) 輸送力が不足したときの対応

小浜市は、上記(1)(2)によっても人員、車両等が不足するときは、原子力災害合同対策協議会等の場において、人員等の確保に関する支援を依頼するものとする。

(4) 緊急輸送のための交通確保

ア 航空輸送

小浜市は、県が関係機関に対してヘリコプターの出動を要請した場合、ヘリコプターの臨時離着陸場を直ちに選定し、県に対して連絡を行うものとする。

イ 陸上輸送

(ア) 道路輸送

a 道路管理者は、緊急輸送に必要な情報を把握し、当該情報をもって県が緊急輸送ルートの選定に際して情報提供を行うものとする。

b 道路管理者は、県警察、自衛隊等の協力を得て、県が選定した緊急輸送ルートの確保に努めるものとする。

c 道路管理者および県警察本部長は、交通規制に当たって、相互に密接な連絡をとるとともに、その他防災関係機関および住民に対して周知を図るものとする。

(イ) 鉄道輸送

鉄道によって輸送する場合は、西日本旅客鉄道株式会社等と協議して行うものとする。

ウ 海上輸送

陸上輸送が不可能な場合、または重量かつ大量な復旧資材の運搬等海上輸送がより効果的な場合は、海上自衛隊、敦賀海上保安部および中部運輸局福井運輸支局の協力のもとに、海上輸送を実施するものとする。

第１１節　飲料水、飲食物および生活必需品の供給

第１　基本方針

避難等の措置または飲料水および飲食物の摂取制限の措置を講じた場合において、住民の生活を確保するため、飲料水、飲食物および生活必需品（以下「物資」という。）の確保ならびに供給に関して必要な措置を講ずる。

第２　飲料水の供給

小浜市は、県と連携し、被災者に対して、飲料水の給水場所、給水時間等を十分広報し、円滑な供給を行うものとする。

また、給水に当たっては、緊急時モニタリングの結果に基づき、汚染区域以外の飲料水を供給するものとする。

第３　飲食物の供給

(1) 供給方法

ア 備蓄品等の供給

（ア）小浜市が行う供給

小浜市は、被災者に対して、備蓄品等の供給場所、供給時間等を十分広報し、円滑な供給を行うものとする。

（イ）県が行う供給

県は、小浜市から要請があったときは、県の備蓄品等を供給するものとする。

（ウ）国が行う供給

農林水産省は小浜市長または知事からの供給要請があったときは、(ア) 米穀、(イ) 応急食料（精米、パン、おにぎり、弁当、即席めん、育児用調整粉乳、缶詰、レトルト食品および乾パンおよび水（ペットボトル））、(ウ)生鮮食料品、(エ)その他加工食料品を関係団体等に対し出荷を要請するものとし、必要に応じ政府所有米穀を供給するものとする。また、関係業者・団体等から被災地への応急用食料の無償提供の申し出があった場合、速やかにその取りまとめを行い、県との連絡、輸送手段のあっせん・確保等を行うものとする。

(2) 炊き出し等による飲食物の給与

小浜市は、避難等により自宅で炊飯等ができず、また飲食物の購入ができない被災者に対し、応急的に炊き出し等を実施し、被災者の食生活を保護するものとする。

なお､小浜市ですべての被災者に炊き出し等による飲食物の供与が実施できない場合は、県に対し、自衛隊による炊き出し等の要請を行うものとする。

(3) 放射線物質の影響に関する措置

小浜市は、放射線物質の影響がない飲食物を供給するよう、万全の措置をとるものとす

る。

第４　生活必需品の供給

(1) 実施体制

ア 小浜市は、災害救助法を適用するに至らない災害において被災者に物資の供与を行うものとする。

イ 災害救助法適用の場合は次による。

（ア）物資の確保および輸送は原則として県（災害対策本部長）が行う。

（イ）被災者に対する物資の給与または貸与は原則として小浜市が行う。

(2) 供給対策

ア　燃料、光熱材料の確保

小浜市は、災害時、特に冬期における燃料および光熱材料については、関係業界の協力のもと，所要数量の把握に努め、県による被災者への供給に協力する。

イ　寝具、衣服その他日用品の供給

小浜市は、関係業界との連携のもと、災害時における所要数量の把握に努め、速やかに供給できるようにする。

(3) 放射線物質の影響に関する措置

小浜市は、放射線物質の影響がない生活必需品を供給するよう、万全の措置をとるものとする。

第５　その他の調達方法、受入れ、配付方法等

(1) その他の調達方法

小浜市は、本節第２から第４の方法により物資を調達することができない場合、被災情報を速やかに把握し、第２章第１０節に定める広域相互応援協定および関係機関との協定等を活用して調達するとともに、県に対して、調達を要請するものとする。

この措置を講じても、なお物資が不足する場合には、報道機関の協力により全国にこれらの提供を要請するものとする。

また、小浜市に届けられた物資の把握に努め、過不足となっている物資について調整を行い、物資の適切な供給に努めるものとする。

(2) 物資の受入れおよび集積場所

小浜市および県は、あらかじめ物資の受入れおよび集積場所の候補地を選定しておくとともに、当該場所に職員を配置し、物資の受入作業および仕分作業を行うものとする。

(3) 配付方法

小浜市は、避難所等に配付された物資については、避難所等施設責任者の指示により、各自主防災組織等を通じて子供や病弱者等を優先しながら配付するものとし、避難所等以外で避難生活を行っている被災者に対しては、広報車等により物資の情報を提供するものとする。

第１２節　要配慮者に配慮した応急対策

第１　基本方針

原子力災害において、特に要配慮者に対する配慮が必要であることから、要配慮者に配慮した応急対策を実施する。

第２　情報伝達および広報における配慮事項

(1) 小浜市および県は連携し、テレビ放送における手話通訳、外国語放送、文字放送および多言語に対応したソーシャルメディアによる発信、ならびに避難施設での文字媒体、手話通訳者を活用するなど、要配慮者に対する情報伝達および広報について十分配慮するものとする。

(2) 小浜市および県は連携し、一時滞在者に対して、動揺や混乱を招かぬよう的確な情報を提供するなど、広報車、同報系の防災行政無線、携帯端末の緊急速報メール機能等を活用した情報伝達および広報について十分配慮するものとする。

第３　避難等における配慮事項

(1) 小浜市は県と連携し、介助等が必要な避難誘導および輸送に関して、地域住民、県警察、若狭消防組合消防本部、自衛隊等の協力を得ながら、迅速かつ円滑に行われるよう、要配慮者に十分配慮するものとする。

(2) 小浜市は県と連携し、避難所での生活に関して、要配慮者および一時滞在者が避難中に健康状態を悪化させないこと等に十分配慮し、避難所での健康状態の把握、福祉施設職員等の応援体制、応急仮設住宅への優先的入居、高齢者・障がい者向け応急仮設住宅の設置等に努めるものとする。

また、要配慮者に必要な飲食物および資機材の確保ならびに提供を行うものとする。

(3) 小浜市は県と協力し、避難所におけるホームヘルパー等の介護チームによる介護体制を確立するものとする。

また、避難所に要配慮者用の設備が整っていない場合は、他の社会福祉施設等に輸送するものとする。

(4) 病院等医療機関は、原子力災害が発生し、避難のための立退きの指示等があった場合は、あらかじめ機関ごとに定めた避難計画等に基づき、医師、看護師、職員の指示・引率の下、迅速かつ安全に、入院患者、外来患者、見舞客等を避難または他の医療機関へ転院させるものとする。

(5) 社会福祉施設は、原子力災害が発生し、避難のための立退きの指示等があった場合は、あらかじめ施設ごとに定めた避難計画等に基づき、職員の指示・引率の下、迅速かつ安全に、入所者または利用者を避難させるものとする。

第１３節　防災業務関係者の安全確保

第１　基本方針

原子力災害時において、地域住民に対する広報・指示伝達、周辺住民の避難誘導、交通規制、放射線モニタリング、医療措置、原子力施設内において災害に発展する事態を防止する措置等の災害応急対策活動を実施する者および放射性汚染物の除去等の災害復旧活動を実施する者（以下「防災業務関係者」という。）の安全を確保することは重要であることから、防災業務関係者に対する防護措置、被ばく管理および医療措置を確立する。

第２　防災業務関係者の安全確保

小浜市は、防災業務関係者が被ばくする可能性のある環境下で活動する場合には、適切な被ばく管理を行うとともに、災害特有の異常な心理下での活動において冷静な判断と行動がとれるよう配慮するとする。

また、二次災害発生の防止に万全を期するため、被ばくする可能性のある環境下で作業する場合における防災業務従事者相互の安全チェック体制を整えるなど、安全管理に配慮するものとする。

第３　防護措置

(1) 小浜市は、県の指示を受けて、必要に応じ被ばくの可能性がある環境下で活動する防災業務関係者に対し、防護服、防護マスク、線量計等の防護資機材の装着、安定ヨウ素剤の配備等、必要な措置をとるものとする。

(2) 小浜市は、防護資機材に不足が生じた場合、または生じるおそれがある場合には、県やその他防災関係機関に対して調達を要請するものとする。

第４　防災業務関係者の放射線防護

(1) 福井県地域防災計画（原子力災害対策編）における被ばくの可能性がある環境下で活動する防災業務関係者の放射線防護に係る指標は、指針に示す防災業務関係者の防護措置に基づき、実効線量は５０ｍＳｖを上限としており、この値になったとき、またはこの値になるおそれが生じたときは、被ばくの可能性のある場所での原子力防災業務に従事することを禁止するものとされている。

ただし、防災業務関係者のうち、事故現場において緊急作業を実施するものが災害の拡大の防止および人命救助等緊急かつやむを得ない作業を実施する場合の被ばく線量は、実効線量で１００ｍＳｖを上限とし、作業内容に応じて、必要があれば、眼の水晶体については等価線量で３００ｍＳｖ、皮膚については等価線量で１Ｓｖをあわせて上限とするものとされている。

また、日管理目標値は１０ｍＳｖを上限とし、１日の累計がこの値になったときは、１日の原子力防災業務を中止するものとされている。

(2) 小浜市は、現地災害対策本部等に被ばく管理の場所を設定して行い、万一被ばくした場合には、県など関係機関に対して、除染等の医療措置を要請するものとする。

(3) 被ばくの可能性がある環境下で活動する防災業務関係者が属する組織は、当該防災業務関係者の被ばく線量を管理し、健康管理に特段の配慮を行う。被ばくの可能性がある環境下での活動を要請した組織は、当該防災業務関係者が属する組織が実施する被ばく線量の管理や健康管理を支援する。

(4) 小浜市は、応急対策を行う職員の安全確保のため、現地オフサイトセンター等において、国、県および原子力事業者等と相互に密接な情報交換を行うものとする。

第５　防災業務関係者の医療措置

(1) 小浜市は、防災業務関係者が被ばくした場合で本章第８節「原子力災害医療活動」別表１に定める原子力災害医療協力機関および原子力災害拠点病院の措置に該当する場合は、国から派遣される原子力災害医療に係る医療チームおよび防災関係機関が行う汚染検査、除染等の医療措置に協力するものとする。

(2) 小浜市は、被ばくした防災業務関係者が本章第８節「原子力災害医療活動」別表１に定める高度被ばく医療支援センターおよび原子力災害医療・総合支援センターの措置に該当する場合は、ヘリコプター臨時離着陸場の指定を行うなど、県が行う高度被ばく医療支援センターへの搬送に協力するものとする。

第１４節　災害救助法の適用

第１　基本方針

災害救助法の適用については、同法、同法施行令、福井県災害救助法施行細則等の規定に基づくものとするが、必要と認めたときは速やかに所定の手続を行う。

第２　災害救助法の適用

小浜市長は、原子力災害により災害救助法を適用する必要があると認めたときは、知事に対しその旨を要請する。

第３　災害救助法の適用基準

災害救助法の適用基準は、災害救助法施行令第１条の規定に基づくものとする。

なお、原子力災害時においては、大規模な火災がない場合は、下記(4)の規定によることが考えられる。

(1) 小浜市の区域内の人口に応じ、住家が滅失した世帯の数が別表１に掲げる基準１号以上であること。

(2) 被害が広範囲にわたり、県下の滅失世帯数が 1,000 世帯以上に達した場合で小浜市の滅失世帯数が別表１に掲げる基準２号以上であること。

(3) 被害が県内全域に及ぶ大災害で滅失世帯数が 5,000 世帯以上に達した場合、または災害が隔絶した地域で発生したものである等、災害にかかった者の救護を著しく困難とする特別の事情がある場合であって、多数の世帯が滅失したとき。

(4) 多数の者が生命または身体に危害を受け、または受けるおそれが生じたとき。

第４　被災世帯の算定基準

住家の滅失した世帯、すなわち全壊(焼)、流失等の世帯を標準としているので、半壊半焼等著しい損傷を受けた世帯については、２世帯で１世帯とし、床上浸水、土砂のたい積等により、一時的に居住不能となった世帯にあっては、３世帯で１世帯とみなす。

別表１（本節第３(1)および(2)関係）

市町村の区域内の人口	住家滅失世帯数	
	基準１号	基準２号
5,000 人未満	30 世帯	15 世帯
5,000 人以上　15,000 人未満	40 世帯	20 世帯
15,000 人以上　30,000 人未満	50 世帯	25 世帯
30,000 人以上　50,000 人未満	60 世帯	30 世帯
50,000 人以上　100,000 人未満	80 世帯	40 世帯
100,000 人以上　300,000 人未満	100 世帯	50 世帯
300,000 人以上	150 世帯	75 世帯

第５　災害救助法の適用手続

(1) 小浜市の手続き

ア 災害に際し、小浜市における災害が前記の災害救助法の適用基準のいずれかに該当し、または該当する見込があるときは、小浜市長は、直ちにその旨を知事に情報提供しなければならない。

イ 災害の事態が急迫して、知事による救助の実施を待つことができないときは、小浜市は災害救助法の規定による救助に着手し、その状況を直ちに知事に情報提供しその後の処置に関して知事の指示を受けなければならない。

(2) 県の手続き

ア 知事は、災害救助法を適用したときは、小浜市および関係指定地方行政機関等に通知し、内閣総理大臣に情報提供する。

イ 災害救助法を適用したときは速やかに公告する。

ウ 知事は、本節第３(3)のうち災害が隔絶した地域に発生したものである等災害にかかった者の救護を著しく困難とする特別の事情がある場合および本節第３(4)に該当する場合に災害救助法を適用しようとするときは、事前に内閣府に技術的助言を求めることができる。

第６　個別適用

(1) 避難場所の開設および収容

知事の救助事務を委任された小浜市長は、災害のため現に被害を受け、または受けるおそれのある者を避難場所に収容し保護する。

ア 適用期間

災害発生の日から７日以内とする。

ただし、状況により、この期間を延長する必要がある場合には、小浜市長は、知事に事前協議（内閣総理大臣の協議を含む）をしなければならない。

イ 避難場所設置のための費用

避難場所の設置、維持および管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、建物の使用謝金、器物の使用謝金、借上費および購入費、光熱水費ならびに仮設便所等の設置費とする。

ただし、福祉避難所（高齢者、障がい者等に配慮した避難所）を設置した場合、当該地域における通常の実費を加算できる。

ウ 避難場所設置の方法

避難場所は、学校、コミュニティセンター等の既存建物の利用を原則とするが、これら適当な建物を得がたいときには、野外に仮設物等を設置し、または天幕の設営により実施する。

エ 避難場所開設状況報告

小浜市長が避難場所を設置した場合には、直ちに避難場所開設の状況を知事に情報提供しなければならない。この場合の情報提供事項は、おおむね次のとおりで、とりあえず電話または電報で情報提供する。

（ア）避難場所開設の日時および場所

（イ）箇所数および収容人員

（ウ）開設期間の見込

(2) 応急仮設住宅の供与

知事は、災害のため、住宅が全壊、全焼、流失により滅失し、自己の資力では住宅を確保することができない者に対し、簡単な住宅を仮設し一時的な居住の確保を図る。

ア 適用期間

災害発生の日から２０日以内に着工し、速やかに完成させる。

その供与期間は、建築工事が完了した日から２年以内とする。

イ 設置場所

小浜市において決定する。なお、小浜市は、事前に仮設住宅の建設可能場所を把握しておく。

仮設住宅を建設する際にその場所が私有地の場合は所有者との間に賃貸借契約を締結する。

ウ 入居者の選定

仮設住宅の入居者の選定については、小浜市が県に協力して行うが、状況に応じ、知事は小浜市長に救助事務の一部として委任できる。

（参考）入居者基準

（ア）住家が全壊（焼）流失した世帯

（イ）居住する住家がない世帯

（ウ）自己の資力では住宅を確保することができない世帯

a 生活保護法の被保護者および要保護者

b 特定の資産のない失業者

c 特定の資産のない母子家庭

d 特定の資産のない老人、病弱者および身体障がい者　など

エ 要配慮者に配慮した仮設住宅

仮設住宅の建設に当たっては、高齢者、障がい者等に配慮した福祉仮設住宅の建設を

考慮する。

(3) 炊き出しその他による食品の給与

知事の救助事務を委任された小浜市長は、住家の被害等により自宅で炊飯等ができず、また食品の購入ができない被災者に対し、応急的に炊き出し等を実施し、被災者の食生活を保護する。

ア 適用期間

災害発生の日から７日以内とする。

ただし、相当大規模な地震が発生し、この期間内で炊き出し等による食品の給与を打ち切ることが困難な場合には、小浜市長は、知事に事前協議（内閣総理大臣の協議を含む）をしなければならない。

イ 給与のための費用

主食、副食および燃料費の経費とする。

ウ 炊出し等の方法

炊出しは、避難場所内またはその近くの適当な場所を選んで実施するものとする。その際小浜市は、各現場に実施責任者を指名して、その任に当たらせる。

(4) 飲料水の供給

知事の救助事務を委任された小浜市長は、災害のため飲料水が枯渇しまたは汚染し、現に飲料に適する水を得ることができない者に対し、飲料水を供給する。

ア 適用期間

災害発生の日から７日以内とする。

ただし、状況により、この期間を延長する必要がある場合には、小浜市長は、知事に事前協議（内閣総理大臣の協議を含む）をしなければならない。

イ 飲料水供給のための費用

水の購入費、給水および浄水に必要な機械器具の借上費、修繕費および燃料費、薬品費ならびに資材費とし、当該地域における通常の実費とする。

ウ 飲料水供給の方法

飲料水の供給は、災害のため飲料に適する水がない場合に、輸送による給水、浄水器による給水、家庭用井戸水等による給水の方法により実施する。

(5) 被服寝具その他生活必需品の給貸与

知事の救助事務を委任された小浜市長は、災害による住家被害等により、日常生活に欠くことのできない被服、寝具その他の衣料品および生活必需品を喪失またはき損し直ちに日常生活を営むことが困難な者に対して、急場をしのぐ被服、寝具その他の衣料品および生活必需品を給与または貸与する。

ア 適用期間

災害発生の日から１０日以内とする。

ただし、大地震等により交通通信が途絶え、物資の買い付けが困難であるような場合等、この期間を延長する必要がある場合には、知事は事前に内閣総理大臣に協議しなければならない。

イ 給貸与の方法

被害の実情に応じ、次に掲げる品目の範囲内で現物により行う。

（ア）被服、寝具および身の回り品
（イ）日用品
（ウ）炊事用具および食器
（エ）光熱材料

(6) 医療および助産

知事は、災害のため医療機関が混乱し、被災地の住民が医療の手段を失った場合に、応急的に医療を施し、被災者の保護を図る。

ア 適用期間

災害発生の日から１４日以内とする。

ただし、災害の規模が大きく死傷者が極めて多い場合、また、社会的混乱の著しい場合等この期間を延長する必要がある場合には、知事は事前に内閣総理大臣に協議しなければならない。

イ 医療のための費用

（ア）医療救護班による場合

使用した薬剤、治療材料および医療器具の修繕費等の実費

（イ）一般の病院または診療所による場合

国民健康保険の診療報酬の額以内

（ウ）施術者による場合

協定料金の額以内

ウ 医療の方法

医療救護班は､医療機構の混乱が回復するまでの応急的な医療を実施するものとする。

医療救護班の編成は、県立病院による医療救護班、健康福祉センターによる救護班、独立行政法人国立病院機構による医療救護班、福井大学医学部附属病院による医療救護班、公的医療機関による医療救護班、知事から委託を受けた日赤医療救護班ならびに現地医療班、県と県医師会との協定に基づく医師会医療救護班とする。

(7) 災害にかかった者の救出

知事の救助事務を委任された小浜市長は、災害のため生命身体が危険な状態にある者を捜索し、または救出してその者を保護する。

ア 適用期間

災害発生の日から３日以内とする。

ただし、地震の揺返しが続いて被害が続出し、どの地震によって現に救出を要する状態になったか判明し難いとき等､この期間を延長する必要がある場合には､小浜市長は､知事に事前協議（内閣総理大臣の協議を含む）をしなければならない。

イ 救出のための費用

舟艇その他救出のための機械、器具等の借上費、購入費、修繕費、燃料費とし、当該地域における通常の実費とする。

(8) 福祉サービスの提供

知事の救助事務を委任された小浜市長は、災害により被害を受け、避難生活において配慮を必要とする災害時要配慮者（高齢者､障がい者､こども､妊産婦その他の者）に対し、福祉サービスの提供を行う。

ア 適用期間

災害発生の日から７日以内

イ 福祉サービスの提供内容

（ア）災害時要配慮者に関する情報の把握

（イ）災害時要配慮者からの相談対応

（ウ）災害時要配慮者に対する避難生活上の支援

（エ）災害時要配慮者の避難所への誘導

（オ）福祉避難所の設置

ウ 提供のための費用

上記イ(ア)から(エ)までについては、消耗器材費、器物の使用謝金、借上費もしくは購入費とし、(オ)については、消耗器材費、建物の使用謝金、器物の使用謝金、借上費もしくは購入費、光熱水費、仮設便所等の設置費とし、当該地域における通常の実費とする。

(9) 住宅の応急修理

知事の救助事務を委任された小浜市長は、災害のため、住宅が半壊、半焼し、当面の日常生活が営み得ない状態であり、自己の資力では応急修理をすることができない者に対し、応急修理を行い一時的な居住の確保を図る。

ア 適用期間

１箇月以内に完成する。

イ 応急修理の内容

居室、炊事場、便所等日常生活に欠くことのできない部分について行う。

ウ 協力要請

小浜市は、県に協力し、応急修理場所、戸数、規模等の把握を行い、被災住宅の応急修理等に当たっては、関係業界団体に対して協力を要請する。

(10) 学用品の給与

知事の救助事務を委任された小浜市長は、災害による、住家の全壊、全焼、流失、半壊、半焼、床上浸水等により、学用品を喪失またはき損し、就学上支障のある小学校児童および中学校生徒（特別支援学校の児童および生徒を含む）に対し、学用品の給与を行う。

ア 給与する品目

学用品の給与は、被害の実情に応じ、次に掲げる品目の範囲内において行う。

（ア）教科書

（イ）文房具

（ウ）通学用品

イ 適用期間

教科書については、１箇月以内、その他の学用品については、１５日以内に給与を完了しなければならない。

ウ 給与の実施

災害救助法が適用された場合の学用品の給与は、原則として知事の救助事務を委任された小浜市長が行うが、教科書については、県が、小浜市教育委員会等からの報告に基づき、教科書提供所から一括調達し、その配給を講ずることもある。

(11)遺体の捜索、処理、埋葬

知事の救助事務を委任された小浜市長は、災害により現に行方不明の状態にある者に対して捜索を実施するほか、災害により死亡した者について、その遺族等が混乱期のためにその死体の処理が実施できない場合に処理を、また、遺族の資力にかかわらず、埋葬を行うことが困難な場合または死亡した者の遺族がない場合にその埋葬を実施する。

ア 適用期間

災害発生の日から１０日以内とする。

(12)障害物の除去

知事の救助事務を委任された小浜市長は、災害のため、住宅に土石等障害物が流入し、自己の資力では除去することができない者に対し、障害物の除去を行う。

ア 適用部分

居室、炊事場等生活に欠くことのできない最小限度の部分について行う。

イ 適用期間

災害発生の日から１０日以内に完了する。

(13)応急救助のための輸送および賃金職員等の雇上げ

知事の救助事務を委任された小浜市長は、救助の実施に必要な賃金職員等の雇上げを行い、その人員および物資を迅速かつ円滑に輸送あるいは配分し、応急救助活動の万全を期する。この場合の賃金職員等の雇上げおよび輸送手段の借上げは小浜市が実施するが、小浜市から要請があった場合は、県があっせんする。

ア 輸送および賃金職員等の雇上げを行う救助の範囲および適用期間

範　囲	期　間
被災者の避難	１日～２日以内 （内閣総理大臣の承認により延長できる。以下同じ。）
医療および助産	７日～14 日以内
被災者の救出	３日以内
飲料水の供給	７日以内
福祉サービスの提供	７日以内
死体の捜索	10 日以内
死体の処理	10 日以内
救援用物資の整理配分	輸送される物資により異なり、それぞれ救助種目に定められた期間内

イ 輸送および賃金職員等の雇上げのための費用

輸送のために支出できる費用は、運送費、借上料、燃料費、消耗器材費および修繕費とし、当該地域における通常の実費とする。

ウ 輸送力の確保

（ア）応急救助は緊急を要するので常に輸送手段を考慮して輸送の確保に努める。

（イ）県、市は動員できる車輌（ジープ、大型トラック等）船艇を把握しておく。

（ウ）救助連絡班（消防機関）は輸送各班（協力係）と常に連絡し、事態が急迫した場合は従事命令を発する。

第１５節　広域的応援の対応

第１　基本方針

原子力災害時においては、一地域の防災機関だけでは対応できない事態が想定され、他地域からの災害応急対策要員の確保が必要になることから、広域的な応援に対応できる体制の整備を図る。

なお、自衛隊の派遣要請については、本章第１６節「自衛隊の災害派遣要請等」によるものとする。

第２　応援要請

(1) 県および他市町に対する応援要請

小浜市長は、小浜市のみでは十分な応急対策ができないと認めた場合は、他市町に要請する応援要請を円滑に遂行するため締結した「福井県・市町災害時相互応援協定」に基づき、県および他市町に応援要請を行うものとする。

(2) 消防機関に対する応援要請

ア 県内市町に対する広域応援要請

小浜市長は、単独では対処不可能な災害と判断した場合は、「福井県広域消防相互応援協定」に基づき、他市町に応援要請を行うものとする。

イ 県外市町村に対する応援要請

小浜市長は、隣接する県外の市町村と個別に締結している応援協定に基づき応援要請を行うものとする。

ウ 他都道府県に対する応援要請

（ア）小浜市長は、他都道府県消防機関の応援を要請したいときは、消防組織法第４４条の規定に基づき、次の事項を明らかにして、知事を通じて、消防庁長官に緊急消防援助隊の出動等を要請するものとする。

a 救助・救急、火災の状況および応援要請の理由ならびに応援の必要期間

b 応援要請を行う消防機関の種別および人員

c 関係市町村への進入路および集結（待機場所）

また、知事は、小浜市長の要請によらず当該援助隊の出動要請の必要があると認められる場合においても、上記ａからｃの事項を明らかにして消防庁長官に緊急消防援助隊の出動等を要請するものとし、その結果を直ちに応援を行った小浜市長に連絡するものとする。

（イ） 他都道府県応援消防機関の円滑な受入れを図るため、応援要請を行う若狭消防組合消防本部は連絡係等を設け、次の事項に留意し、受入体制を整備するものとする。

a 応援消防機関の誘導方法

b 応援消防機関の人員、資機材数、責任者等の確認

エ 広域航空消防応援の要請

（ア）若狭消防組合消防本部消防長は、広域航空消防応援が必要となったときは、「大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱」（昭和６１年５月３０日付け消防救第６１号消防庁次長通知）に基づき、小浜市長に報告の上、その指示に従って知事に対して次の事項を明らかにして、広域航空消防応援を要請するものとする。

a 要請先（応援側）市町村

b 要請者および要請日時

c 災害の発生日時、場所および時間

d 必要な応援の概要

（イ）要請を受けた知事は、消防庁長官へ広域航空消防応援要請を行うものとする。

（ウ）知事は、消防庁長官から通知のあった広域航空消防応援の決定について、若狭消防組合消防本部消防長を通じて小浜市長に通知するものとする。

第３　防災活動拠点

小浜市および県は、適切な役割分担のもとに大規模災害時に長期的な物資の流通配給拠点、各種の応援部隊、ボランティア等の活動拠点、救急・救助ならびに消火の活動拠点となる施設を確保するものとする。

第４　応援に係る留意事項

(1) 小浜市長は、県外市町村に協定に基づく応援要請を行ったときには、知事に対し報告するものとする。

(2) 応援隊は、受入れを行った災害対策本部の総合的調整のもとで活動するものとする。
また、受入れを行った小浜市は、県と密接な連携を図るものとする。

(3) 応援に係る都道府県、市町村、民間団体等については、協定等で特別な定めのない場合、原則として、身体に放射性物質または放射線の影響のない地域の活動のみとし、小浜市および県は、応援の要請等に際し、その内容について、応援都道府県、市町村、民間団体等と十分協議するものとする。
なお、防災業務関係者の被ばく管理については、第１３節「防災業務関係者の安全確保」によるものとする。

第１６節　自衛隊の災害派遣要請等

第１　基本方針

原子力災害において、住民の生命、身体および財産を保護するために、自衛隊に対し災害派遣を要請するときの手続き、受入れ等を定める。

第２　派遣要請の手続き

(1) 小浜市長が行う派遣要請の手続き

ア 小浜市長は、被害の程度により自衛隊の派遣要請が必要と認めた場合は、知事に対して自衛隊の災害派遣の要請を求めることができるものとする。

災害派遣要請の要求は、知事に対して文書で要求するものとするが、事態が急を要する場合は、電話でもって下記(3)の事項を連絡することにより要求を行い、事後速やかに文書を提出するものとする。

イ 小浜市長は、災害状況から事態が切迫し、知事との連絡がとれないときなど知事に対して自衛隊の災害派遣の要請を求めることができない場合は、直接その旨および災害の状況を下記(4)に掲げる関係部隊に通知することができるものとする。

この場合、小浜市長は、知事に対して、事後速やかに所定の手続きをとるものとする。

ウ 上記イの通知を受けた下記(4)に掲げる関係部隊は、その事態に照らし特に緊急を要し、知事の要請を待ついとまがないと認められるときは、人命または財産の保護のため、要請を待つことなく部隊等を派遣することができる。

(2) 派遣の内容

ア モニタリング支援
イ 被害状況の把握
ウ 避難の援助
エ 避難着手の捜索救助
オ 消防活動
カ 救護
キ 人員および物資の緊急輸送
ク 避難退域時検査および汚染の除去
ケ その他臨機の必要に応じ、自衛隊の能力で対処可能なもの

(3) 口頭で要請する場合の連絡事項

ア 災害の状況および派遣を要請する理由
イ 派遣を希望する期間
ウ 派遣を希望する区域および活動内容
エ その他参考となるべき事項

(4) 派遣要請先

派遣要請先	電話番号
陸上自衛隊中部方面総監部防衛部防衛課運用室(注) （兵庫県伊丹市緑が丘７丁目１番１号）	0727-82-0001 (内線 2259 または 2351)
海上自衛隊舞鶴地方総監部(連絡窓口：防衛部) （京都府舞鶴市余部下 1190）	0773-62-2250 (防災行政無線　7-451)
航空自衛隊中部航空方面隊司令部 （埼玉県狭山市稲荷山２丁目３番地	04-2953-6131
航空自衛隊第６航空団（連絡窓口：防衛部） （石川県小松市向本折町戌 267）	0761-22-2101

注）陸上自衛隊に災害派遣を要請したときは、陸上自衛隊第１４普通科連隊（第３科）（金沢市野田町１－８　℡076-241-2171（内線 238)）に連絡するものとする。

第３　自主的派遣

自衛隊は、原子力災害の影響に関する情報収集のための部隊等の派遣等、原子力災害に際し､その事態に照らし特に緊急を要し､知事の要請を待ついとまがないと認められるときは、その要請を待つことなく部隊等を派遣する場合があるものとする。

第４　派遣部隊の受入れ

(1) 派遣部隊の受入れ体制

小浜市は、知事から自衛隊の災害派遣が決定した旨の通報を受けたときは、以下の受入体制を整備する。

ア 派遣部隊と小浜市との連絡窓口および責任者の決定

イ 作業計画および資機材の準備

ウ 派遣部隊の誘導

エ 宿泊施設、ヘリポート等施設の準備

オ 住民の協力

(2) 他の防災関係機関との競合重複排除

小浜市長および知事は、自衛隊の作業が他の防災関係機関の作業と必要以上に競合重複することのないよう、最も効率的に作業を分担するよう配慮するものとする。

(3) 自衛隊は部隊を派遣する場合、小浜市または県の災害対策本部に連絡幹部を派遣し、災害対策本部や若狭消防組合消防本部、県警察との調整に当たらせるものとする。

第５　派遣部隊の撤収要請

小浜市長は､派遣部隊が派遣目的を達成したとき､または派遣の必要がなくなったときは、民心の安定等に支障がないよう知事、派遣部隊の長等と十分協議を行った上、撤収要請を行

うものとする。

第６　経費の負担区分

自衛隊の救援活動に要した経費のうち次に掲げるものは原則として災害派遣を要求した機関が負担し、その調整は県が行うものとする。

ただし、負担区分について疑義が生じた場合は、その都度協議して定めるものとする。

(1) 派遣部隊の宿泊等に必要な土地、建物等の使用料および借上料
(2) 派遣部隊の宿泊等に伴う光熱水費、電話等の通信費および入浴料
(3) 活動に必要な自衛隊以外の資機材等の調達費、借上料、その運搬費および修理費
(4) 有料道路の通行料
(5) 放射能防護資機材（ポケット線量計、アラームメータ、防護マスク、防護服等）

第７　派遣部隊の被ばく管理

派遣部隊の被ばく管理は原則として自衛隊独自で行うが、小浜市は、自衛隊独自による派遣部隊の被ばく管理が困難な場合において、派遣部隊の長等から県に対し派遣部隊の被ばく管理の協力が要請された場合、これに協力するものとする。

第１７節　文教対策

第１　基本方針

原子力災害により通常の教育が行うことができなくなった場合は、身体への影響が無くなった段階で、早急に学校教育施設の除染等を図り、必要であれば代替施設の確保等の応急対策を実施し、就学に支障をきたさないよう措置するとともに、避難場所となっている学校では避難者の生活に配慮しつつ、できるだけ早期に学校教育を再開する。

第２　学校園施設の休校措置

(1) 小浜市教育委員会は、退避等の措置が行われた場合で県教育委員会から学校園施設の休校措置をとるよう連絡があった場合、各学校・園長へ通告するものとする。

(2) 学校・園長は、小浜市教育委員会から休校措置の通告があった場合、即時に全校休校とし、児童生徒の安全を確保するものとする。

(3) 学校・園長は、所定の場所で、小浜市が派遣する責任者を通じ、保護者へ児童生徒の引き渡しを行う。

第３　授業再開措置

小浜市教育委員会は、県教育委員会および小浜市の災害対策本部と協議の上、身体への安全が確保された段階で授業の再開時期について指導を受けた場合、授業再開について各学校・園長へ通告し、学校・園長は、児童生徒へ授業再開時期や授業内容等を伝達するとともに、小浜市外へ避難した児童生徒には、郵送や電話等により、的確に連絡を取ることとする。

第４　教職員の確保

小浜市教育委員会は、授業再開に必要な教職員を確保するため、教職員の被災状況に応じた代替教員等の補充等を行うものとする。

また、補充教職員を必要とする場合には、県教育委員会に連絡し、便宜を受けるものとする。

その他、被災の程度に応じて被災地域外の都道府県の教職員、スクールカウンセラー等の学校支援チームの支援を受けるとともに、受援体制の整備を図るものとする。

第５　通学路の安全確保

小浜市および県は、授業再開に向けて、通学に必要な道路の安全の確保について、関係機関と連携を取りながら、その確保に努めるものとする。

第６　児童生徒・教職員の精神保健対策

小浜市教育委員会は、カウンセリングが必要な児童生徒や教職員数を把握し、専門的知識を有する精神科医や臨床心理士へボランティア支援を求めるなど、カウンセラー要員の確保に努めるものとする。

第７　その他の対策

(1) 転学手続き

小浜市教育委員会は、児童生徒の中で、転学を希望する児童生徒については、保護者との連絡調整を図り、隣接市町および県教育委員会を通じて他府県に速やかな受入れを要請するものとする。

(2) 高校入試手続き

被災時の高校入試については、小浜市教育委員会は入試期日・出願資格・出願手続き・検査場所・募集人員・入学手続きの延期等の弾力的な対応について、県教育委員会との連絡調整および関係中学校への指示等の措置を講ずるものとする。

(3) 企業の採用試験、採用手続き等

小浜市教育委員会は、県教育委員会と連携して関係機関との連絡調整、関係学校への指示等の措置を講ずるものとする。

第１８節　ボランティア等の受入

第１　基本方針

災害時には、行政や関係機関のみによる防災活動だけでなく、地域住民や地域外からのボランティアにより実施する活動が重要であるが、原子力災害の特殊性に鑑み、ボランティア活動の要請については慎重な対応が必要であるため、活動の制限、開始時期、受入体制および活動体制について定める。

第２　災害時ボランティア活動の制限

小浜市は、防護措置をとったときには、防護措置区域内への立入禁止などの活動の制限について、報道機関を通じて情報提供に努めるものとする。

第３　災害時ボランティア活動の開始

ボランティア活動の開始は、原則として、県が防護措置の解除を決定した段階からとする。

なお、小浜市は、放射線防護に万全を期するため、活動内容の検討や活動に係る防護資機材の確保等を行うものとする。

第４　災害時ボランティアの受入体制

(1) 県

災害対策本部にボランティア部門を設け、福井県社会福祉協議会等既存のボランティア推進団体が中核となる県災害ボランティアセンター本部と連携を取りながら、ニーズに応じたボランティアの調整・あっせんを行うものとする。

(2) 小浜市

小浜市は、ボランティア活動への参加希望や避難所等における必要な業務や人数等のボランティアニーズを把握し、県と連携して情報提供を行うものとする。

第５　災害時ボランティアの活動体制

小浜市は、あらかじめ必要なボランティアの活動内容等について情報提供を行い、ボランティアが活動に参加しやすい組織体制づくりを行うものとする。

第６　国民等からの義援物資、義援金の受入れ

(1) 義援物資の受入れ

被災した小浜市は、県および関係機関等の協力を得ながら、国民、企業等からの義援物資について、受入れを希望するものおよび受入れを希望しないものを把握し、その内容のリストおよび送り先を国の原子力災害対策本部および報道機関を通じて国民に公表するものとする。また、現地の需給状況を勘案し、同リストを逐次改定するよう努めるものとする。国および被災地以外の県は必要に応じ義援物資に関する問い合わせ窓口を設けるとともに、被災地のニーズについて広報を行うものとされている。国民、企業等は、義援物資を提供する場合には、被災地のニーズに応じた物資とするよう、また、品名を明示する等梱包に際して被災地における円滑かつ迅速な仕分け・配送に十分配慮した方法とするよう努めるものとされている。

(2) 義援金の受入れ

小浜市および県は、金融機関の協力を得て義援金受入れ窓口を開設し、受入れる。また、必要に応じて日本赤十字社等の義援金収集団体と配分委員会を設置するなど、義援金の使用について十分協議の上、迅速な配分に努める。

第４章　原子力災害中長期対策

第１節　基本方針

原子力災害により、放射性物質または放射線に汚染された物質の除去等や各種制限措置の解除の計画を定めるとともに、民心の安定、社会秩序および経済活動の回復を図るため、早期の復旧活動を行う。

第２節　現地事後対策連絡会議への職員派遣

小浜市は、内閣総理大臣が原子力緊急事態解除宣言を発出した場合においても、引き続き存置される国の原子力災害現地対策本部および原子力被災者生活支援チームと連携して原子力災害事後対策や被災者の生活支援を実施するものとする。

防災関係機関等の災害復旧対策の体制、役割分担の明確化、講ずべき災害復旧対策の内容の確認等を目的とし、国、県、小浜市、原子力事業者および国の専門家で構成する現地事後対策連絡会議がオフサイトセンターで開催される場合、小浜市は、別に定める職員を派遣するものとする。

また、当該連絡会議に派遣された小浜市職員は、関連情報の集約・整理および国、県その他防災機関の行う事務に協力するものとする。

第３節　原子力災害事後対応実施区域における

避難区域等の設定

小浜市は、国および県と協議のうえ、状況に応じて、原子力災害事後対策実施区域における避難区域等の設定を見直すものとする。

第４節　放射性物質による環境汚染への対処

小浜市は、国、県、原子力事業者その他防災関係機関とともに、放射性物質による環境汚染への対処について必要な措置を行うものとする。

第５節　各種制限措置の解除

小浜市は、県と連携を図り、緊急時モニタリング調査等による地域の調査、国が派遣する専門家等の判断、国の指導・助言および指示に基づき、緊急事態応急対策として実施された、立入制限、交通規制、飲食物の出荷制限、摂取制限等、各種制限措置の解除の手続きを実施するものとする。

また、解除実施状況を確認するものとする。

第６節　環境放射線モニタリングの実施と結果の公表

小浜市は、原子力緊急事態解除宣言後、国の統括の下、県が関係省庁および原子力事業者等と協力して行う環境放射線モニタリングの実施および結果の公表に協力するものとする。その後、県は、平常時における環境放射線モニタリング体制に移行するものとする。

第７節　損害賠償請求等

第１　災害地域住民の登録

小浜市は、県と協力し、将来の医療措置、損害賠償請求等に資するため、避難および屋内退避等を行った住民等に対し、被災地住民登録票により、災害発生時にその地域に所在した旨の証明、避難施設等において講じた措置等につき、登録を行うものとする。

小浜市は、県と連携し、住民等への医療措置の登録等を行い、損害賠償請求等に万全を期するものとする。

第２　損害調査

小浜市は、県と連携し、損害賠償の請求等に資するため、次に掲げる事項に起因して小浜市において被災者が受けた損害を調査するものとする。

(1) 退避等措置
(2) 飲料水、飲食物および農畜水産物等に対する各種制限措置
(3) 立入制限措置
(4) 農耕制限措置
(5) 漁獲禁止措置
(6) その他必要と認められるもの

第３　諸記録の作成

小浜市は、県と協力して、汚染状況調査に基づく、被災地全体の汚染状況図、緊急事態応急対策および原子力災害中長期対策として措置した諸記録を作成するものとする。

第８節　被災者等の生活再建等の支援

(1) 小浜市は、国および県と連携し、被災者等の生活再建に向けて、住まいの確保、生活資金等の支給やその迅速な処理のための仕組みの構築に加え、生業や就労の回復による生活資金の継続的確保、コミュニティの維持回復、心身のケア等生活全般にわたってきめ細かな支援に努めるものとする。

(2) 小浜市は、国および県と連携し、被災者の自立に対する援助、助成措置について、広く被災者に広報するとともに、できる限り総合的な相談窓口等を設置するものとする。小浜市の区域を越えて避難した被災者に対しても、避難先の地方公共団体と協力することにより、必要な情報や支援・サービスを提供するものとする。

(3) 小浜市は、県と連携し、被災者の救済および自立支援や、被災地域の総合的な復旧・復興対策等をきめ細かに、かつ、機動的、弾力的に進めるために、特に必要があるときは、災害復興基金の設立等、機動的、弾力的推進の手法について検討する。

第９節　風評被害等の影響の軽減

小浜市は、国および県と連携し、科学的根拠に基づく農林畜水産業、地場産業の産品等の適切な流通等の確保や観光客の誘致促進等のため、速やかに広くかつ継続的にテレビ、ラジオ、新聞、雑誌等の媒体、インターネット等を積極的に活用して安全性に係る広報活動を行うものとする。

第１０節　住民相談体制の整備

小浜市は、国および県と協力し、住民からの様々な相談、問い合わせに対応できるよう、必要に応じて総合的な相談窓口を設置し、安全性に関する情報等の積極的な提供に努めるものとする。

なお、この総合的な相談窓口は、本章第１１節に定める被災中小企業、被災農林畜水産業等に対する援助、助成措置に係る相談窓口および本章第１２節に定める心身の健康に関する相談窓口と連携を図り、住民に対し的確な対応を行うものとする。

第１１節　被災中小企業、被災農林畜水産業者等に対する支援

小浜市は、国および県と連携して、被災中小企業に対して、災害復旧高度化資金貸付、小規模企業設備資金貸付、経営安定資金(経営強化)等により、設備復旧資金、運転資金の貸付けを行うとともに、被災農林畜水産業者に対して、経営の維持安定に必要な資金について、円滑な貸付けまた必要枠の確保など、適切な措置を講ずるものとする。

また、これら資金貸付け等に関し、関係金融機関に対し、資金の円滑な貸付けおよび既貸付金の償還猶予が図られるよう、被害の実情に即し、適切な指導を行うものとする。

なお、被災中小企業、被災農林畜水産業者等に対する援助および助成措置について広く被災者に広報するとともに、相談窓口を設置するものとする。

第１２節　心身の健康相談体制の整備

小浜市は、国からの放射性物質による汚染状況調査や、原子力災害対策指針に基づき、国および県とともに、原子力災害が発生した原子力事業所の周辺地域の居住者等に対する心身の健康相談および健康調査を行うための体制を整備し実施するものとする。

第１３節　復旧・復興事業からの暴力団排除

小浜市は、県警察と連携して、復旧・復興事業に関するすべての事務事業について、「小浜市暴力団排除条例（平成２３年９月２７日条例第１７号)」の規定を遵守して、暴力団排除活動の徹底に努めるものとする。

小浜市地域防災計画

【資料編】

小浜市防災会議

資料１－１－１　小浜市防災会議条例・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１
資料１－２－１　小浜市災害対策本部条例・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・５
資料１－３－１　災害弔慰金の支給等に関する条例・・・・・・・・・・・・・・・・・６
資料１－３－２　災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則・・・・・・・・・・・・・９
資料１－４－１　小浜市災害見舞金および被災者生活支援金の支給に関する規則・２９
資料１－５－１　小浜市災害対策基金条例・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３２
資料２－１－１　自主防災組織の状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３３
資料２－２－１　指定避難所・指定緊急避難場所一覧・・・・・・・・・・・・・・・３７
資料２－３－１　災害時応援協定等の状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・４０
資料２－４－１　小浜市高齢者等要配慮者支援実施要綱・・・・・・・・・・・・・・４３
資料２－４－２　小浜市避難行動要支援者支援制度実施要綱・・・・・・・・・・・・５１
資料２－４－３　要配慮者利用施設・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・６０
資料２－５－１　医療施設一覧・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・６３
資料２－６－１　防災・水防倉庫一覧・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・６４
資料２－６－２　防災・水防倉庫等配置図・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・６５
資料２－６－３　備蓄物資・防災資機材保有一覧・・・・・・・・・・・・・・・・・６６
資料２－６－４　土のうピット一覧・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・６８
資料２－７－１　市有車両一覧・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・６９
資料２－７－２　事業者別保有車両台数(認可車両数)・・・・・・・・・・・・・・・７１
資料３－１－１　防火対象物一覧・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・７２
資料３－１－２　小浜市の指定文化財・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・７３
資料３－２－１　消防力の現況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・８６
資料３－２－２　消防水利の現況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・８７
資料３－２－３　消防救助資機材一覧・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・８８
資料３－２－４　消防救急資機材一覧・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・８９
資料３－２－５　小浜消防団の現況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・９０
資料３－３－１　危険物施設一覧・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・９１
資料３－３－２　高圧ガス製造事業所・貯蔵所・・・・・・・・・・・・・・・・・・９２
資料３－３－３　火薬庫・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・９２
資料４－１－１　砂防指定地・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・９３
資料４－１－２　急傾斜地崩壊危険区域・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・９５
資料４－１－３　山地災害危険個所・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・９６
資料４－１－４　土砂災害警戒区域等指定数・・・・・・・・・・・・・・・・・・・９８
資料４－１－５　土砂災害警戒区域等指定状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・９９
資料４－１－６　雪崩危険個所・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１１７

○小浜市防災会議条例

昭和38年4月1日
条例第10号

（目的）
第1条　この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第16条第6項の規定に基づき、小浜市防災会議（以下「防災会議」という。）の所掌事務および組織を定めることを目的とする。
（所掌事務）
第2条　防災会議は、次に掲げる事務をつかさどる。
(1)　小浜市地域防災計画を作成し、およびその実施を推進すること。
(2)　市長の諮問に応じて小浜市の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。
(3)　前号に規定する重要事項に関し、市長に意見を述べること。
(4)　前3号に掲げるもののほか、法律またはこれに基づく政令によりその権限に属する事務
（会長および委員）
第3条　防災会議は、会長および委員をもつて組織する。
2　会長は、市長をもつて充てる。
3　会長は、会務を総理する。
4　会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。
5　委員は、次に掲げるものをもつて充てる。
(1)　指定地方行政機関の職員のうちから市長が任命する者
(2)　福井県の知事の部内の職員のうちから市長が任命する者
(3)　福井県警察の警察官のうちから市長が任命する者
(4)　市長がその部内の職員のうちから指名する者
(5)　教育長
(6)　消防長および消防団長
(7)　指定公共機関または指定地方公共機関の職員ならびに公共的施設の管理者および公益的事業を営む法人の役員または職員のうちから市長が任命する者
(8)　自主防災組織を構成する者または学識経験のある者のうちから市長が任命する者
6　委員の定数は、30人以内とする。
7　第5項第7号および第8号の委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、その前任者の、残任期間とする。
8　前項の委員は、再任されることができる。
（専門委員）
第4条　防災会議に、専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。
2　専門委員は、関係地方行政機関の職員、福井県の職員、市の職員、関係指定公共機関の職員、関係指定地方公共機関の職員および学識経験のある者のうちから、市長が任命する。
3　専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。
（その他）
第5条　この条例に定めるもののほか、防災会議の議事その他防災会議の運営に関し必要な事項は、会長が防災会議にはかつて定める。

附　則

この条例は、公布の日から施行する。

附　則（平成12年3月23日条例第4号）

この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附　則（平成24年9月26日条例第20号）

この条例は、公布の日から施行する。

資料1-1-1-1

小浜市防災会議構成委員

No.	協議会の構成	委員職名	条例上の区分
1	指定地方行政機関の職員	福井河川国道事務所嶺南河川国道維持出張所長	1号
2		福井河川国道事務所嶺南河川国道維持出張所専門調査官	
3		敦賀海上保安部小浜海上保安署長	
4	福井県の職員	嶺南振興局危機管理幹	2号
5		嶺南振興局小浜土木事務所長	
6		嶺南振興局若狭健康福祉センター所長	
7	福井県警察	小浜警察署長	3号
8	市の職員	副市長	4号
9		技監	
10		経営企画部長	
11		生活福祉部長	
12		経済産業部長	
13		教育部長	
14	教育長	教育長	5号
15	消防長および消防団長	消防本部消防長	6号
16		小浜消防団長	
17	指定公共機関または指定地方公共機関の職員ならびに公共的施設の管理者および公益的事業を営む法人の役員または職員	日本郵便株式会社小浜郵便局長	7号
18		関西電力送配電株式会社小浜配電営業所長	
19		西日本旅客鉄道株式会社金沢支社小浜駅長	
20		NTT 西日本株式会社福井支店長	
21		小浜商工会議所会頭	
22		福井県農業協同組合理事	
23		小浜市漁業協同組合代表理事組合長	
24		れいなん森林組合代表理事組合長	
25		小浜医師会長	
26		公益社団法人小浜市建設機構会長	
27	自主防災組織を構成する者または学識経験のある者のうちから市長が任命する者	小浜市区長連合会長	8号
28		小浜市赤十字奉仕団委員長	
29		小浜男女共同参画ネットワーク会長	
30		小浜市防災士の会会長	

小浜市防災会議内規

昭和３８年４月１日
告示第１０号

（目的）

第１条　この内規は、小浜市防災会議条例（昭和３８年小浜市条例第１０号）第５条の規定に基づき、小浜市防災会議（以下「防災会議」という。）の議事その他会議の運営に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

（招集）

第２条　防災会議の招集は、会長が行う。

２　会議招集の通知には、会議の日時、場所および議題を付記しなければならない。

（代理出席等）

第３条　委員はやむを得ない事情により防災会議に出席できないときは、その代理者を出席させることができる。

２　委員または代理者がともに出席できないときは、あらかじめその旨を会長に届け出なければならない。

（会議）

第４条　防災会議は、過半数以上の委員が出席しなければ開くことができない。この場合において、前条第１項の代理出席者は委員とみなす。

（専決処分）

第５条　防災会議が成立しないときは、防災会議を収集する暇がないと認めるとき、その他やむを得ない事情により防災会議を招集することができないときは、会長は、防災会議が処理すべき事項のうち、別記のものについて専決処分することができる。

２　会長は、前項の規定により専決処分をしたときは、次の防災会議に報告し、承認を求めなければならない。

（異動等の報告）

第６条　条例第３条第５項第１号から３号までおよび第７号の委員が移動等により変更があった場合は、後任者はその職、氏名および異動年月日を直ちに会長に報告しなければならない。

附　則

この内規は、昭和３８年４月１日より適用する。

（別記）

1　防災計画に基づき、その実施を推進すること（条例第２条）

2　災害に関する情報を収集すること（条例第２条）

3　関係機関の長に対し、資料または情報の提供、意見の開陳その他必要な協力を求めること（災害対策基本法第２１条）

4　災害対策本部の設置について、市長に意見の具申をすること（災害対策基本法第２３条）

5　関係機関および公共的団体ならびに防災上重要な施設の管理者に対し、防災計画の実施状況について報告または資料の提出を求めること（災害対策基本法第４５条）

6　その他特に軽易な事項

○小浜市災害対策本部条例

昭和38年4月1日
条例第9号

（目的）

第1条　この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第23条の2第8項の規定に基づき、小浜市災害対策本部（以下「災害対策本部」という。）に関し必要な事項を定めることを目的とする。

（組織）

第2条　災害対策本部長は、災害対策本部の事務を総括し、所部の職員を指揮監督する。

2　災害対策副本部長は、災害対策本部長を助け、災害対策本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

3　災害対策本部員は、災害対策本部長の命を受け、災害対策本部の事務に従事する。

（部）

第3条　災害対策本部長は、必要と認めるときは災害対策本部に部を置くことができる。

2　部に属すべき災害対策本部員は、災害対策本部長が指名する。

3　部に部長を置き、災害対策本部長の指名する災害対策本部員がこれに当る。

4　部長は、部の事務を掌理する。

（現地災害対策本部）

第4条　現地災害対策本部に現地災害対策本部長および現地災害対策本部員その他の職員を置き、災害対策副本部長、災害対策本部員その他の職員のうちから災害対策本部長が指名する者をもって充てる。

2　現地災害対策本部長は、現地災害対策本部の事務を掌理する。

（その他）

第5条　この条例に定めるもののほか、災害対策本部に関し必要な事項は、災害対策本部長が定める。

附　則

この条例は、公布の日から施行する。

附　則（平成8年6月26日条例第21号）

この条例は、公布の日から施行する。

附　則（平成24年9月26日条例第20号）

この条例は、公布の日から施行する。

○災害弔慰金の支給等に関する条例

昭和49年6月27日
条例第27号

第1章　総則

（目的）

第1条　この条例は、災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和48年法律第82号。以下「法」という。）および災害弔慰金の支給等に関する法律施行令（昭和48年政令第374号。以下「令」という。）の規定に準拠し、暴風豪雨等の自然災害により死亡した市民の遺族に対する災害弔慰金の支給を行い、自然災害により精神または身体に著しい障害を受けた市民に災害障害見舞金の支給を行い、ならびに自然災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けを行い、もつて市民の福祉および生活の安定に資することを目的とする。

（定義）

第2条　この条例において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に掲げるところによる。

(1)　災害　暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波その他異常な自然現象により被害が生ずることをいう。

(2)　市民　災害により被害を受けた当時、この市の区域内に住所を有した者をいう。

第2章　災害弔慰金の支給

（災害弔慰金の支給）

第3条　市は市民が令第1条に規定する災害（以下この章および次章において単に「災害」という。）により死亡したときは、その者の遺族に対し、災害弔慰金の支給を行うものとする。

（災害弔慰金を支給する遺族）

第4条　災害弔慰金を支給する遺族の範囲は、法第3条第2項の遺族の範囲とし、その順位は、次に掲げるとおりとする。

(1)　死亡者の死亡当時において、死亡者により生計を主として維持していた遺族（兄弟姉妹を除く。以下この項において同じ。）を先にし、その他の遺族を後にする。

(2)　前号の場合において、同順位の遺族については、次に掲げる順序とする。

ア　配偶者
イ　子
ウ　父母
エ　孫
オ　祖父母

(3)　死亡者に係る配偶者、子、父母、孫または祖父母のいずれもが存しない場合であって兄弟姉妹がいるときは、その兄弟姉妹（死亡した者の死亡当時その者と同居し、または生計を同じくしていた者。）に対して、災害弔慰金を支給するものとする。

2　前項の場合において、同順位の父母については、養父母を先にし、実父母を後にし、同順位の祖父母については、養父母の父母を先にし、実父母の父母を後にし、父母の養父母を先にし、実父母を後にする。

3　遺族が遠隔地にある場合その他の事情により、前2項の規定により難いときは、前2項の規定にかかわらず、第1項の遺族のうち、市長が適当と認める者に支給することができる。

4　前3項の場合において、災害弔慰金の支給を受けるべき同順位の遺族が2人以上あるときは、その1人に対してした支給は、全員に対しなされたものとみなす。

（災害弔慰金の額）

第5条　災害により死亡した者1人当りの災害弔慰金の額は、その死亡者が死亡当時においてその死亡に関し災害弔慰金を受けることができることとなる者の生計を主として維持していた場合にあつては500万円とし、その他の場合にあつては250万円とする。ただし、死亡者がその死亡に係る災害に関し既に次章に規定する災害障害見舞金の支給を受けている場合は、これらの額から当該支給を受けた災害障害見舞金の額を控除した額とする。

（死亡の推定）

第6条　災害の際現にその場に居あわせた者についての死亡の推定については、法第4条の規定によるものとする。

（支給の制限）

第7条　災害弔慰金は、次の各号に掲げる場合には支給しない。

(1)　当該死亡者の死亡が、その者の故意または重大な過失により生じたものである場合

(2)　令第2条に規定する場合

（支給の手続）

第8条　市長は、災害弔慰金の支給を行うべき事由があると認めるときは、規則で定めるところにより支給

を行うものとする。
2　市長は、災害弔慰金の支給に関し遺族に対し、必要な報告または書類の提出を求めることができる。

第3章　災害障害見舞金の支給

（災害障害見舞金の支給）

第9条　市は、市民が災害により負傷し、または疾病にかかり、治つたとき（その症状が固定したときを含む。）に法別表に掲げる程度の障害があるときは、当該住民（以下「障害者」という。）に対し、災害障害見舞金の支給を行うものとする。

（災害障害見舞金の額）

第10条　障害者1人当たりの災害障害見舞金の額は、当該障害者が災害により負傷し、または疾病にかかつた当時においてその属する世帯の生計を主として維持していた場合にあつては250万円とし、その他の場合にあつては125万円とする。

（準用規定）

第11条　第7条および第8条の規定は、災害障害見舞金について準用する。

第4章　災害援護資金の貸付け

（災害援護資金の貸付け）

第12条　市は、令第3条に掲げる災害により法第10条第1項各号に掲げる被害を受けた世帯の市民である世帯主に対し、その生活の立て直しに資するため、災害援護資金の貸付けを行うものとする。
2　前項に掲げる世帯は、その所得について法第10条第1項に規定する要件に該当するものでなければならない。

（災害援護資金の限度額等）

第13条　災害援護資金の1災害における1世帯当りの貸付限度額は、災害による当該世帯の被害の種類および程度に応じ、それぞれ次の各号に掲げるとおりとする。

(1)　療養に要する期間がおおむね1月以上である世帯主の負傷（以下「世帯主の負傷」という。）があり、かつ、次のいずれかに該当する場合

ア　家財についての被害金額がその家財の価額のおおむね3分の1以上である損害（以下「家財の損害」という。）および住居の損害がない場合　150万円

イ　家財の損害があり、かつ、住居の損害がない場合　250万円

ウ　住居が半壊した場合　270万円

エ　住居が全壊した場合　350万円

(2)　世帯主の負傷がなく、かつ、次のいずれかに該当する場合

ア　家財の損害があり、かつ、住居の損害がない場合　150万円

イ　住居が半壊した場合　170万円

ウ　住居が全壊した場合（エの場合を除く。）　250万円

エ　住居の全体が滅失もしくは流失した場合　350万円

(3)　第1号のウまたは前号のイもしくはウにおいて、被災した住居を建て直すに際しその住居の残存部分を取り壊さざるを得ない場合等特別の事情がある場合には、「270万円」とあるのは「350万円」と、「170万円」とあるのは「250万円」と、「250万円」とあるのは「350万円」と読み替えるものとする

2　災害援護資金の償還期間は、10年とし、据置期間はそのうち3年（令第7条第2項括弧書の場合は、5年）とする。

（保証人および利率）

第14条　災害援護資金の貸付けを受けようとする者は、保証人を立てることができる。
2　災害援護資金は、保証人を立てる場合は、無利子とし、保証人を立てない場合は、据置期間中は無利子とし、据置期間経過後はその利率を延滞の場合を除き年1.5パーセントとする。
3　第1項の保証人は、災害援護資金の貸付けを受けた者と連帯して債務を負担するものとし、その保証債務は、令第9条の違約金を包含するものとする。

（償還等）

第15条　災害援護資金は、年賦償還、半年賦償還または月賦償還とする。
2　償還方法は、元利均等償還の方法とする。ただし、貸付金の貸付けを受けた者は、いつでも繰上償還をすることができる。
3　償還金の支払猶予、償還免除、報告等、一時償還および違約金については、法第13条、第14条第1項および第16条ならびに令第8条、第9条および第12条の規定によるものとする。

第5章　補則

（規則への委任）

第16条　この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附　則

この条例は、公布の日から施行する。

附　則(昭和50年4月1日条例第13号)

この条例は、公布の日から施行する。

附　則(昭和52年4月1日条例第7号)

この条例は、公布の日から施行する。

附　則(昭和53年6月28日条例第17号)

この条例は、公布の日から施行する。

附　則(昭和57年3月27日条例第3号)

この条例は、公布の日から施行する。

附　則(昭和57年12月25日条例第23号)

この条例は、公布の日から施行し、改正後の第9条、第10条および第11条の規定は、昭和57年7月10日以後に生じた災害により負傷し、または疾病にかかつた住民に対する災害障害見舞金の支給について適用する。

附　則(昭和62年3月25日条例第6号)

この条例は、公布の日から施行し、改正後の第13条第1項の規定は、昭和61年7月10日以後に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用する。

附　則(平成7年9月28日条例第14号)

この条例は、公布の日から施行する。

附　則(平成23年9月27日条例第18号)

この条例は公布の日から施行し、改正後の第4条第1項の規定は、平成23年3月11日以後に生じた災害により死亡した市民に係る災害弔慰金の支給について適用する。

附　則(令和元年7月5日条例第18号)

(施行期日)

第1条　この条例は、公布の日から施行し、改正後の第14条、第15条第1項、同条第3項および次条の規定は、平成31年4月1日から適用する。

(経過措置)

第2条　平成31年3月31日以前に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについては、なお従前の例による。

附　則(令和2年6月26日条例第24号)

この条例は、公布の日から施行する。

○災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則

昭和49年7月30日
規則第16号

第1章　総則

（趣旨）

第1条　この規則は、災害弔慰金の支給等に関する条例（昭和49年小浜市条例第27号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

第2章　災害弔慰金の支給

（支給の手続）

第2条　市長は、条例第3条の規定により災害弔慰金を支給するときは、次に掲げる事項の調査を行つたうえ災害弔慰金の支給を行うものとする。

(1)　死亡者（行方不明者を含む。以下同じ。）の氏名、性別、生年月日
(2)　死亡（行方不明を含む。）の年月日および死亡の状況
(3)　死亡者の遺族に関する事項
(4)　支給の制限に関する事項
(5)　前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

（必要書類の提出）

第3条　市長は、この市の区域外で死亡した市民の遺族に対し、死亡地の官公署の発行する被災証明書を提出させるものとする。

2　市長は、市民でない遺族に対しては、遺族であることを証明する書類を提出させるものとする。

第3章　災害障害見舞金の支給

（支給の手続）

第4条　市長は、条例第9条の規定により災害障害見舞金を支給するときは、次に掲げる事項の調査を行つたうえ災害障害見舞金の支給を行うものとする。

(1)　障害者の氏名、性別、生年月日
(2)　障害の原因となる負傷または疾病の状態となつた年月日および負傷または疾病の状況
(3)　障害の種類および程度に関する事項
(4)　支給の制限に関する事項
(5)　前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

（必要書類の提出）

第5条　市長は、この市の区域外で障害の原因となる負傷または疾病の状態となつた市民に対し、負傷し、または疾病にかかつた地の官公署の発行する被災証明書を提出させるものとする。

2　市は、障害者に対し、災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和48年法律第82号）別表に規定する障害を有することを証明する医師の診断書（様式第1号）を提出させるものとする。

第4章　災害援護資金の貸付け

（借入れの申込）

第6条　災害援護資金（以下「資金」という。）の貸付けを受けようとする者（以下「借入申込者」という。）は、次に掲げる事項を記載した借入申込書（様式第2号）を市長に提出しなければならない。

(1)　借入申込者の住所、氏名および生年月日
(2)　貸付けを受けようとする資金の金額、償還の期間および方法
(3)　貸付を受けようとする理由および資金の使途についての計画
(4)　保証人を立てる場合は、保証人となるべき者に関する事項
(5)　前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

2　借入申込書には、次に掲げる書類を添えなければならない。

(1)　世帯主の負傷を理由とする借入申込書にあつては、医師の療養見込期間および療養概算額を記載した診断書
(2)　被害を受けた日の属する年の前年（当該被害を1月から5月までの間に受けた場合にあつては前前年とする。以下この号において同じ。）において、他の市町村に居住していた借入申込者にあつては、当該世帯の前年の所得に関する当該市町村長の証明書
(3)　その他市長が必要と認めた書類

3　借入申込者は、借入申込書を、その者の被災の日の属する月の翌月1日から起算して3月を経過する日までに提出しなければならない。

（調査）

第7条　市長は、借入申込書の提出を受けたときは、すみやかにその内容を検討のうえ、当該世帯の被害の状況、所得その他の必要な事項について調査を行うものとする。

（貸付けの決定）
第8条　市長は、借入申込者に対して資金を貸し付ける旨を決定したときは、貸付金の金額、償還期間および償還方法を記載した貸付決定通知書（様式第3号）を、借入申込者に交付するものとする。
2　市長は、借入申込者に対して、資金を貸し付けない旨を決定したときは、貸付不承認決定通知書（様式第4号）を借入申込者に通知するものとする。
（借用書の提出）
第9条　貸付決定通知書の交付を受けた者は、すみやかに借用書（保証人を立てる場合は、保証人の連署した借用書）（様式第5号）に、資金の貸付けを受けた者（以下「借受人」という。）の印鑑証明書（保証人を立てる場合は、借受人および保証人の印鑑証明書）を添えて市長に提出しなければならない。
（貸付金の交付）
第10条　市長は、前条の借用書と引き替えに貸付金を交付するものとする。
（償還の完了）
第11条　市長は、借受人が貸付金の償還を完了したときは、当該借受人に係る借用書およびこれに添えられた印鑑証明書を遅滞なく返還するものとする。
（繰上償還の申出）
第12条　繰上償還をしょうとする者は、繰上償還申出書（様式第6号）を市長に提出するものとする。
（償還金の支払猶予）
第13条　借受人は、償還金の支払猶予を申請しようとするときは、支払猶予を受けようとする理由、猶予期間その他市長が必要と認める事項を記載した申請書（様式第7号）を、市長に提出しなければならない。
2　市長は、支払の猶予を認める旨を決定したときは、支払を猶予した期間その他市長が必要と認める事項を記載した支払猶予承認通知書（様式第8号）を、当該借受人に交付するものとする。
3　市長は、支払の猶予を認めない旨の決定をしたときは、支払猶予不承認通知書（様式第9号）を、当該借受人に交付するものとする。
（違約金の支払免除）
第14条　借受人は、違約金の支払免除を申請しようとするときは、その理由を記載した申請書（様式第10号）を市長に提出しなければならない。
2　市長は、違約金の支払免除を認める旨を決定したときは、違約金の支払免除した期間および支払を免除した金額を記載した違約金支払免除承認通知書（様式第11号）を当該借受人に交付するものとする。
3　市長は、支払免除を認めない旨を決定したときは、違約金支払免除不承認通知書（様式第12号）を、当該借受人に交付するものとする。
（償還免除）
第15条　災害援護資金の償還未済額の全部または一部の償還の免除を受けようとする者（以下「償還免除申請者」という。）は、償還免除を受けようとする理由その他市長が必要と認める事項を記載した申請書（様式第13号）を、市長に提出しなければならない。
2　前項の申請書には、次の各号に掲げるいずれかの書類を添えなければならない。
(1)　借受人の死亡を証する書類
(2)　借受人が精神または身体に著しい障害を受けて貸付金を償還することができなくなつたことを証する書類
(3)　借受人が破産手続開始の決定または再生手続開始の決定を受けたことを証する書類
3　市長は、償還の免除を認める旨を決定したときは、償還免除承認通知書（様式第14号）を、当該償還免除申請書に交付するものとする。
4　市長は、償還の免除を認めない旨を決定したときは、償還免除不承認通知書（様式第15号）を、当該償還免除申請者に交付するものとする。
（督促）
第16条　市長は、償還金を納付期限までに納入しない者があるときは、督促状を発行するものとする。
（氏名または住所の変更届等）
第17条　借受人または保証人について、氏名または住所の変更等、借用書に記載した事項に異動を生じたときは、借受人はすみやかにその旨を市長に氏名等変更届（様式第16号）を提出しなければならない。ただし、借受人が死亡したときは、同居の親族または保証人が代つてその旨を届け出るものとする。

第5章　補則

（補則）
第18条　この規則に定めるもののほか、災害弔慰金および災害障害見舞金の支給ならびに災害援護資金の貸付けの手続について必要な事項は、別に定める。

附　則

この規則は、公布の日から施行し、昭和49年7月1日から適用する。

附　則(昭和57年12月28日規則第18号)

この規則は、公布の日から施行し、改正後の第4条および第5条の規定は、昭和57年7月10日以後に生じた災害により負傷し、または疾病にかかつた住民に対する災害障害見舞金の支給について適用する。

附　則(令和元年7月5日規則第24号)

(施行期日)

第1条　この規則は、公布の日から施行し、改正後の第6条および第9条の規定は平成31年4月1日から適用する。

(経過措置)

第2条　平成31年3月31日以前に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについては、なお従前の例による。

附　則(令和元年7月30日規則第25号)

この規則は、令和元年8月1日から施行する。

様式第１号(第５条関係)

診　　断　　書

氏　　名		生年月日	明治 大正 昭和 平成　　年　　月　　日	性別	男・女
傷病名			負傷発病年月日	年　月　日	
障害の部位			初診年月日	年　月　日	
既往症		既存障害	治ゆ年月日	年　月　日	

療養の内容および経過	
障害の状態の詳細	(図で示すことができるものは図解すること)

関節運動範囲

部位＼種類範囲									
	右								
	左								
	右								
	左								
	右								
	左								

上記のとおり診断します。

郵便番号＿＿＿＿＿＿　電話番号＿＿＿＿＿＿局番

病院または診療所の　所在地＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

年　月　日　　名　称＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

診療担当者
氏　　名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿㊞

様式第2号(第6条関係)

様式第２号(第６条関係)

災害援護資金借入申込書

※ 受付日		※ 受付番号		※ 受付者		※ 貸付番号	
被災日時	年 月 日 時			災害名			
被害の種類	1 世帯主の負傷 2 住居の全壊 3 住居の半壊 4 家財の損害			被害場所			
返す方法	1 年賦 2 半年賦 3 月賦			いつまでに返せますか	年 月(回)		
借入申込者について	フリガナ			男・女	明治 大正 昭和 平成 年 月 日生(歳)		
	氏名						
	フリガナ				郵便番号	電話番号	
	現住所	(方)			〒	局 番	
	本籍			勤務先の名称と所在地			
	職業						

世帯の状況と収入	氏名	世帯主との続柄	年齢	健否	職業	収入(月収)	勤務先・学校名
	収入合計	円		支出合計		円	

て	資産の状況	土地	(1)住宅 ㎡ (2)田畑 ㎡ (3)山林 ㎡	住居の状況	(1)自家 (2)借家 (3)借間 (4)同居
		建物	(1)自宅 ㎡ (2)その他 ㎡	生活保護	年 月 日より受給(生、住、教、医)
		負債	(内容)	(金額)	円

連帯保証人(保証人が書いて下さい)	氏名			男 女	明治 大正 昭和 平成 年 月 日生(歳)
	現住所			本籍地	
	職業		月収 円	申込者との関係	
	資産 土地	(1)住宅 ㎡ (2)田畑 ㎡ (3)山林 ㎡		勤務先 名称	家族数 人
	資産 建物	(1)自宅 ㎡ (2)その他 ㎡		勤務先 所在地	TEL 局 番

この災害の前一年以内に被災したことの有無およびその状況	(有・無) (状況)
この災害により世帯主が死亡または重度障害者となつた事実の有無	(有・無)

資金の使途	資金の使い方総額	円	資金内訳 合計	円
	に	円	災害援護資金 で	円
	に	円	手持資金 で	円
	に	円	その他( ) で	円
	に	円		
	に	円		

被害の状況								
被災時の具体的状況					負傷	全治　　ヶ月		
住居の被害	(1) 全壊			(2) 半壊				
家財の被害	品名	現在購入に要する費用	被害額	品名	現在購入に要する費用	被害額		
	和だんす			婦人用腕時計				
	整理だんす			畳(　　畳中で畳が被害)				
	洋服だんす							
	鏡台			障子				
	腰掛机			ふすま				
	本箱・本だな							
	食器・戸だな			小計				
	食卓・茶ぶ台			その他被害のあった家財				
	げた箱							
	照明器具			品名	現在購入に要する費用	被害額		
	じゅうたん							
	扇風機							
	石油ストーブ							
	電気やぐらこたつ							
被害状況	電気冷蔵庫							
	電気・ガス炊飯器							
	電気洗たく機							
	電気掃じ機							
	ミシン							
	電気アイロン							
	自転車							
	テレビ							
	ラジオ							
	柱時計							
	目覚し時計				小計			
	紳士用腕時計				合計			

上記のとおり災害援護資金を借入れたく申し込みます。

年　月　日

借入申込者　　㊞

上記の借入れに対し、連帯して債務を負担します。

年　月　日

連帯保証人　　㊞

小浜市長　　様

様式第3号(第8条第1項関係)

様式第３号(第８条第１項関係)

第　　号

年　　月　　日

小浜市長　　印

様

災害援護資金貸付決定通知書

年　　月　　日お申込みになりました災害援護資金は、下記のとおり貸付けを決定いたしましたのでお知らせします。

記

貸付番号	第　　号
貸付金額	円
据置期間	年　月　日から　年　月　日まで
償還期間	年　月　日から　年　月　日まで
償還方法	年賦　半年賦　月賦
利子	年１.５パーセント

資金をお渡しする日と手続について

１　貸付金交付日　　年　　月　　日

２　場　　所

３　ご持参なさるもの

(1)　この通知書

(2)　同封の借用書

(3)　あなたの印鑑

(4)　あなたと保証人の印鑑証明書各一通

様式第4号(第8条第2項関係)

様式第４号(第８条第２項関係)

第　　号
年　月　日

小浜市長　　印

様

災害援護資金貸付不承認決定通知書

年　月　日お申込みになりました災害援護資金は次の理由で不承認となりましたのでお知らせします。

(不承認の理由)

様式第5号(第9条関係)

様式第５号(第９条関係)

貸付決定番号　　号

災害援護資金借用書

借用金額	円
利子	年1.5パーセント
据置期間	年　月　日から　年　月　日まで
償還期間	年　月　日から　年　月　日まで
償還方法	年賦・半年賦・月賦

上記のとおり借用いたします。

ついては、災害弔慰金の支給等に関する法律およびこれに基づく命令等の定めるところに誠実に従い、相違なく償還いたします。

年　月　日

住　所
借受人氏名　　㊞
住　所
保証人氏名　　㊞

様式第6号(第12条関係)

様式第６号(第１２条関係)

繰　上　償　還　申　出　書

下記のとおり災害援護資金の繰上償還を行います。

年　　月　　日

借受人住所
氏名　　㊞

小浜市長　　様

記

貸　付　番　号
借　受　人　氏　名
貸付けを受けた日
貸付けを受けた金額
償　還　期　限
償　還　金　額
償　還　未　済　額
繰上償還をする日
繰上償還をする金額

様式第7号(第13条第1項関係)

様式第７号(第１３条第１項関係)

償 還 金 支 払 猶 予 申 請 書

下記のとおり償還金の支払猶予を申請いたします。

年　　月　　日

借　受　人　住所
氏名　　㊞
連帯保証人　住所
氏名　　㊞

小浜市長　　様

<table>
<tr><td>申請の理由
(具体的に)</td><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td rowspan="3">貸付の条件</td><td>借入金額</td><td>円</td><td>貸付番号</td><td></td></tr>
<tr><td>据置期間</td><td>1　　3年
2　　5年</td><td rowspan="2">希望猶予
期間等</td><td rowspan="2">ヵ月
ただし
年　月　日
第　回償還以降</td></tr>
<tr><td>償還方法</td><td>1年賦　2半年賦　3月賦</td></tr>
<tr><td>償還期間</td><td>年　月　日から
年　月　日まで</td><td>変更後の
償還期間</td><td>年　月　日から
年　月　日まで</td></tr>
<tr><td>支払猶予期間の根拠</td><td colspan="4">(変更後の償還期日に支払が可能と認められる具体的な理由)</td></tr>
</table>

様式第8号(第13条第2項関係)

様式第８号(第 13 条第２項関係)

第　　号
年　　月　　日

小浜市長　　印

様

支 払 猶 予 承 認 通 知 書

年　　月　　日申出のあつた償還金の支払猶予については、次のとおり承認となつたのでお知らせいたします。

支払猶予承認期間	年	月	日から		ヵ月		
変更後の償還期間	年	月	日から	年	月	日まで	

様式第9号(第13条第3項関係)

様式第９号(第 13 条第３項関係)

第　　号
年　　月　　日

小浜市長　　印

様

支 払 猶 予 不 承 認 通 知 書

年　　月　　日申出がありました償還金の支払猶予につきましては、次の理由で不承認となりましたので、当初の計画により償還されるようお願い致します。

(不承認の理由)

様式第10号(第14条第1項関係)

様式第 10 号(第 14 条第 1 項関係)

違 約 金 支 払 免 除 申 請 書

下記のとおり違約金の支払免除を申請します。

年　　月　　日

借 受 人 住 所
氏 名　　㊞

連帯保証人 住 所
氏 名　　㊞

小浜市長　　様

記

貸 付 番 号					
支払免除を申請する違約金の金額					円
内容	回数	期別	元金	利子	申請日までの違約金
		年　月期			
違約金の支払免除を要する具体的な理由					

様式第 11 号(第 14 条第 2 項関係)

第　　号
年　月　日

小浜市長　　印

様

違約金支払免除承認通知書

年　月　日に申出のありました違約金の支払免除につきましては下記のとおり承認されましたのでお知らせいたします。

記

年　月　日償還予定の第　　回償還金元金　　円、利子　　円に係る　　年　月　日における違約金　　円の支払を免除致します。

様式第12号(第14条第3項関係)

様式第 12 号(第 14 条第 3 項関係)

第　　号
年　月　日

小浜市長　　印

様

違約金支払免除不承認通知書

年　月　日に申出のありました違約金の支払免除につきましては、次の理由で不承認となりましたのでお知らせいたします。

(理由)

なお、あなたの　　年　月　日償還予定の第　回償還金(元利合計　円)に係る違約金は　　年　月　日現在　　円となつておりますので至急償還を願います。

様式第13号(第15条第1項関係)

様式第13号(第15条第1項関係)

災害援護資金償還免除申請書

<table>
<tr><td colspan="2">貸付番号</td><td colspan="6"></td></tr>
<tr><td colspan="2">借受人氏名</td><td></td><td>貸付けを受けた日</td><td colspan="2">年　月　日</td><td>貸付金額</td><td>円</td></tr>
<tr><td colspan="2">償還方法</td><td>年賦・半年賦・月賦</td><td>償還期限</td><td colspan="2">年　月　日</td><td>償還金額</td><td>円</td></tr>
<tr><td colspan="2">免除申請額</td><td colspan="6">円（償還未済額の 全額 一部で 円）</td></tr>
<tr><td colspan="2">免除申請理由および理由発生年月日または理由継続期間</td><td colspan="6"></td></tr>
<tr><td rowspan="5">免除申請書</td><td>フリガナ</td><td colspan="2"></td><td>男・女</td><td colspan="3">明治 大正 昭和 平成　年　月　日生</td></tr>
<tr><td>氏名</td><td colspan="2"></td><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td>現住所</td><td colspan="6"></td></tr>
<tr><td>本籍</td><td colspan="6"></td></tr>
<tr><td>借受人との関係</td><td colspan="2"></td><td>職業</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td>勤務先および所在地</td><td colspan="6"></td></tr>
<tr><td rowspan="3">借受人またはその相続人</td><td>フリガナ</td><td colspan="2"></td><td rowspan="2">男・女</td><td colspan="3" rowspan="2">明治 大正 昭和 平成　年　月　日生</td></tr>
<tr><td>氏名</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>現住所</td><td colspan="2"></td><td>借受人との続柄</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td>職業</td><td colspan="2"></td><td>勤務先および所在地</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td rowspan="3">保証人</td><td>フリガナ</td><td colspan="2"></td><td rowspan="2">男・女</td><td colspan="3" rowspan="2">明治 大正 昭和 平成　年　月　日生</td></tr>
<tr><td>氏名</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>現住所</td><td colspan="3"></td><td>借受人との関係</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>職業</td><td colspan="2"></td><td>勤務先および所在地</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td colspan="8">上記のとおり災害援護資金の償還を免除されたく申請します。
年　月　日

免除申請者　㊞

小浜市長　様</td></tr>
</table>

様式第14号(第15条第3項関係)

様式第 14 号(第 15 条第 3 項関係)

第　　号
年　月　日

小浜市長　　㊞

様

災害援護資金償還免除承認通知書

年　月　日申出のあつた災害援護資金の償還免除については、次のとおり行うことになりましたのでお知らせいたします。

(承認内容)

全部免除・一部免除

申請日現在の償還未済額	元　金	円
	利　子	円
	違約金	円
	合　計	円
償還を免除した額	元　金	円
申請日現在の状況で今後償還を必要とする額	元　金	円
	利　子	円
	違約金	円
	合　計	円

償還未済額がある場合は、定められた償還期間経過により、償還未済額につき年利 5%の率で違約金がさらに加算されます。

様式第 15 号(第 15 条第 4 項関係)

第　　号
年　月　日

小浜市長　　印

様

災害援護資金償還免除不承認通知書

年　月　日申出のあつた災害援護資金の償還免除については、次の理由で不承認となりましたのでお知らせいたします。
(不承認の理由)

なお、申請日現在の状況で今後償還を必要とする額は次のとおりとなつており、償還未済額がある場合は、定められた償還期間経過により、償還未済額につき年 5%の率で違約金がさらに加算されます。

元　金	円
利　子	円
違約金	円
合　計	円

様式第16号(第17条関係)

氏　名　等　変　更　届

貸付番号				
借　受　人	氏　　名		住　　所	
連帯保証人	氏　　名		住　　所	
○で囲むこと 1　住所変更 2　改姓または改名 3　死亡または行方不明 4　その他	(異動の内容)			

災害援護資金を借用中のところ、上記のとおり異動いたしましたのでお届けいたします。

年　　月　　日

借　受　人(または同居の親族)
住　所
氏　名　　印
○

連帯保証人
住　所
氏　名　　印
○

小浜市長　　様

○小浜市災害見舞金および被災者生活支援金の支給に関する規則

平成25年10月7日
規則第30号

小浜市災害見舞金の支給に関する規則(昭和54年小浜市規則第5号)の全部を改正する。

(目的)

第1条　この規則は、小浜市に居住する者で、自然災害または火災により住宅に被害を受けた者(以下「被災者」という。)に対し、災害見舞金または被災者生活支援金(以下「生活支援金」という。)を支給することを目的とする。

(定義)

第2条　この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1)　自然災害　暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波、噴火その他の異常な自然現象により生ずる被害をいう。

(2)　住宅　現に居住している住家をいう。

(災害見舞金の支給対象者)

第3条　災害見舞金の支給対象となる者は、小浜市の住民基本台帳に記録されている者で、自然災害または火災により被災した住宅(その被害の程度が一定以上であるものに限る。)に現に居住していた世帯の世帯主とする。

(災害見舞金の支給)

第4条　市長は、前条に規定する世帯の世帯主に対し、別表第1に掲げる災害見舞金を支給する。ただし、当該住宅に複数の世帯が居住する場合は、当該住宅を主として維持管理する者が属する世帯の世帯主に限り支給するものとする。

2　被害の程度は、小浜市または若狭消防署が発行する罹災証明書等の被災の程度により、市長が判定するものとする。

(生活支援金の支給対象者)

第5条　生活支援金の支給対象となる者は、小浜市の住民基本台帳に記録されている者で、自然災害により被災した住宅(その被害の程度が一定以上であるものに限る。)に現に居住していた世帯(その被災した住宅を補修し、その居住する住宅を建設し、もしくは購入し、またはその居住する住宅(公営住宅法(昭和26年法律第193号)第2条第2号に規定する公営住宅を除く。)を賃借する世帯に限る。)の世帯主とする。

(生活支援金の支給)

第6条　市長は、前条に規定する世帯の世帯主に対し、別表第2に掲げる生活支援金を支給する。ただし、当該住宅に複数の世帯が居住する場合は、当該住宅を主として維持管理する者が属する世帯の世帯主に限り支給するものとする。

2　被害の程度は、小浜市が発行する罹災証明書の被災の程度により、市長が判定するものとする。

(支給の制限)

第7条　市長は、火災が被災者の故意または重大な過失によると認定した場合は、災害見舞金を支給しない。

2　災害救助法(昭和22年法律第118号)、被災者生活再建支援法(平成15年法律第66号)等の定める制度により、別表第2に掲げる生活支援金の支給額を上回る支援金その他の自然災害による被災者に対する給付金が支給される被災者が属する世帯には、生活支援金を支給しない。

3　前項に規定する他の制度による支援金等の額が、別表第2に掲げる生活支援金の支給額を下回る場合は、その差額を支給する。

(申請)

第8条　生活支援金の支給を受けようとする者は、小浜市被災者生活支援金支給申請書(様式第1号)に次に掲げる関係書類を添えて、市長に申請しなければならない。

(1)　罹災証明書(小浜市が発行したもの)

(2)　被災住宅の所有者がわかる書類(家屋の権利書、登記事項証明書、固定資産税課税明細書等)

(3)　補修の内容がわかる書類(見積書(写し)、契約書(写し)等)(一部壊および床上浸水の場合に限る。)

(4)　補修費用の額がわかる書類(領収書)(一部壊および床上浸水の場合に限る。)

(5)　その他市長が必要と認める書類

(委任)

第9条　この規則に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附　則

この規則は、公布の日から施行する。

附　則(平成30年2月14日規則第2号)

この規則は、公布の日から施行する。

別表1(第4条関係)

災害見舞金	災害の種類	被害の程度	支給額
	火災	全焼・全壊	200,000円
		半焼・半壊	100,000円
		一部焼・一部壊	50,000円
	自然災害	流失・全壊(建物の破損割合70%以上)	20,000円
		半壊(建物の破損割合20%以上)	10,000円
		一部壊　建物の損害額　100万円超	5,000円
		床上浸水	5,000円

＊一部焼・一部壊は、建物の損壊により一時的に居住の用に供することができなくなったときをいう。

別表2(第6条関係)

区分	被害の程度	支給額
生活支援金	全壊	500,000円
	半壊	250,000円
	一部壊(建物の損害額　100万円以上)	100,000円
	一部壊(建物の損害額　50万円以上～100万円未満)	50,000円
	一部壊(建物の損害額　10万円以上～50万円未満)	10,000円
	床上浸水(建物の損害額　10万円以上)	100,000円

様式第1号(第8条関係)

様式第１号（第８条関係）

小浜市被災者生活支援金支給申請書

年　　月　　日

小浜市長　様

申請者　住　所

氏　名　　㊞

電話番号　　－　　－

年　　月　　日の　　により被災したため、次のとおり小浜市被災者生活支援金の支給を申請しますので、決定のうえは下記口座に振込願います。

住宅の被災状況（被害程度を○で囲む）	添付書類
1　全壊　　５０万円	(1) 罹災証明書（小浜市発行のもの） (2) 被災住宅の所有者がわかる書類（家屋の権利書、登記簿謄本、固定資産税課税明細書等）
2　半壊　　２５万円	
3　一部壊　　１０万円 （建物の損害額　100 万円以上）	(1) 罹災証明書（小浜市が発行したもの） (2) 被災住宅の所有者がわかる書類（家屋の権利書、登記簿謄本、固定資産税課税明細書等） (3) 補修の内容がわかる書類（見積書（写し）、契約書（写し）等） (4) 補修費用の額がわかる書類(領収書)
4　一部壊　　５万円 （建物の損害額 50 万円以上～100 万円未満）	
5　一部壊　　１万円 （建物の損害額 10 万円以上～50 万円未満）	
6　床上浸水　１０万円 （建物の損害額 10 万円以上）	

振込先	金融機関	銀行・信金 農協・漁協		本店・支店 本所・支所
	預金種別	普通・当座	口座番号	
	フリガナ			
	口座名義人			

○小浜市災害対策基金条例

平成9年6月27日
条例第23号

（設置）
第1条　地震や風水害など、あらゆる自然災害、人為的災害等から、小浜市民の生命と財産を守るべく、その予防対策、復旧対策、復興対策等を円滑に推進するため、小浜市災害対策基金（以下「基金」という。）を設置する。
（積立て）
第2条　基金は、次の各号に掲げる収入をもって積み立てる。
(1)　災害見舞金および義援金
(2)　寄付金
(3)　その他の収入
（管理）
第3条　基金に属する現金は、金融機関への預金、その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。
2　基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。
（運用益金の処理）
第4条　基金の運用から生ずる収益は、一般会計の歳入歳出予算に計上して、基金に編入するものとする。
（繰替運用）
第5条　市長は、財政上必要があるときは、確実な繰り戻しの方法、期間および利率を定めて、基金に関する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。
（処分）
第6条　基金は、第1条の目的を達成するため、その全部または一部を処分することができる。
2　市長は、近隣市町村、友好姉妹都市等において、災害が発生したときは、必要に応じて、前項の規定を準用する。
（委任）
第7条　この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附　則

この条例は、公布の日から施行する。

附　則（平成14年6月27日条例第21号）

この条例は、公布の日から施行する。

資料2－1－1

自主防災組織の状況

R8.10.31現在

地区名	区名	組織の名称	結成日	登録日	登録番号
小浜	清滝	清滝区自主防災会	H25.4.1	H25.5.15	74
	津島	津島区自主防災会	H19.6.9	H19.6.15	47
	多賀	多賀区自主防災会	H23.8.1	H23.7.13	66
	鈴鹿	鈴鹿区自主防災会	H18.12.2	H18.12.11	35
	塩竈	塩竈区自主防災会	H19.2.28	H19.2.28	39
	生玉	生玉区自主防災会	H24.4.27	H24.5.1	71
	玉前	玉前区自主防災会	H20.5.6	H20.9.9	57
	今宮	今宮区自主防災会	H18.4.1	H18.9.5	29
	広峰	広峰区自主防災会	R7.4.1	R7.4.24	118
	白鬚	白鬚区自主防災会	R6.10.1	R6.10.24	116
	酒井	酒井区自主防災会	R8.3.1	R8.3.2	120
	駅前町	駅前区防災委員会	H30.7.4	H30.7.19	102
	竜田	竜田区自主防災会	H20.5.6	H21.1.30	61
	住吉	住吉区自主防災会	H18.9.1	H19.1.4	36
	日吉	日吉区自主防災会	R8.4.1	R8.4.1	122
	神田	神田区自主防災会	H21.7.1	H21.7.1	62
	大宮	大宮区自主防災会	H21.9.1	H21.9.1	63
	男山	男山区自治会	R8.1.1	R8.2.12	119
	鹿島	鹿島区自主防災会	H21.9.1	H21.9.1	64
	白鳥	白鳥区自主防災会	H20.4.1	H20.4.1	52
	貴船	貴船区自主防災会	H18.12.1	H18.12.1	34
	浅間	浅間区自主防災会	H23.4.1	H23.9.8	68
	大原	大原区自主防災会	H18.7.26	H18.7.27	26
	香取	香取区自主防災会	H18.8.1	H18.8.2	28
	飛鳥	飛鳥区自主防災会	H20.10.1	H20.11.5	58
	青井	青井区自主防災会	H19.4.1	H20.2.4	49
雲浜	南川町	南川町区自主防災会	H19.4.1	H19.4.2	43
	後瀬町				
	上竹原	上竹原区自主防災会	H24.6.1	H24.7.9	72
	関	関区自主防災会	H19.4.1	H19.4.2	42
	千種一丁目				
	千種二丁目	千種二丁目区自主防災会	R2.6.19	R2.6.19	108
	大手町	大手町区自主防災会	H29.10.1	H29.10.1	89
	四谷町				
	一番町				
	城内一丁目	城内一丁目区自主防災会	H30.4.1	H30.6.15	100
	城内二丁目				
	雲浜一丁目				
	雲浜二丁目	雲浜二丁目区自主防災会	R3.3.20	R4.3.31	110
	山手一丁目	山手一丁目区自主防災会	H25.4.1	H25.6.26	76
	山手二丁目	山手2丁目区自主防災会	H25.7.14	H25.7.17	77

地区名	区名	組織の名称	結成日	登録日	登録番号
	山手三丁目	山手3丁目自主防災会	H27.7.16	H27.7.23	83
	水取一・二丁目	水取1、2丁目自主防災会	H23.6.1	H23.6.3	65
	水取三・四丁目	水取先陣会	H25.4.1	H25.10.22	78
西津	堀屋敷	−	西津地区まちづくり協議会 防災部会で登録	西津地区まちづくり協議会 防災部会で登録	
	板屋町	−	西津地区まちづくり協議会 防災部会で登録	西津地区まちづくり協議会 防災部会で登録	
	小湊	−	西津地区まちづくり協議会 防災部会で登録	西津地区まちづくり協議会 防災部会で登録	
	大湊	−	西津地区まちづくり協議会 防災部会で登録	西津地区まちづくり協議会 防災部会で登録	
	北塩屋	−	西津地区まちづくり協議会 防災部会で登録	西津地区まちづくり協議会 防災部会で登録	
	西長町	−	西津地区まちづくり協議会 防災部会で登録	西津地区まちづくり協議会 防災部会で登録	
	北長町	−	西津地区まちづくり協議会 防災部会で登録	西津地区まちづくり協議会 防災部会で登録	
	福谷	福谷区自主防災会	H18.12.1	H19.5.31	46
	新小松原	−	西津地区まちづくり協議会 防災部会で登録	西津地区まちづくり協議会 防災部会で登録	
	下竹原	−	西津地区まちづくり協議会 防災部会で登録	西津地区まちづくり協議会 防災部会で登録	
	小松原川東	小松原川東区自主防災会	H24.4.1	H24.4.1	70
	小松原川西	小松原川西区自主防災会	H29.2.3	H29.2.3	86
	西津地区	西津地区まちづくり協議会 防災部会	R6.3.8	R6.3.13	114
内外海	甲ヶ崎	甲ケ崎区危機対策防災会	H18.1.1	H18.1.1	4
	阿納尻	−	内外海地区自主防災連絡会で登録	内外海地区自主防災連絡会で登録	
	加尾	−	内外海地区自主防災連絡会で登録	内外海地区自主防災連絡会で登録	
	西小川	西小川自主防災会	H17.11.1	H17.12.5	3
	宇久	−	内外海地区自主防災連絡会で登録	内外海地区自主防災連絡会で登録	
	若狭	若狭区自主防災組織	R1.12.2	R2.25	107
	仏谷	仏谷区自主防災会	H19.4.1	H20.12.1	60
	堅海	堅海区自主防災会	H18.4.1	H18.4.1	11
	泊	泊区自主防災会	H18.1.27	H18.1.27	8
	阿納	−	内外海地区自主防災連絡会で登録	内外海地区自主防災連絡会で登録	
	犬熊	−	内外海地区自主防災連絡会で登録	内外海地区自主防災連絡会で登録	
	志積	−	内外海地区自主防災連絡会で登録	内外海地区自主防災連絡会で登録	
	矢代	矢代区自主防災会	R4.10.1	R4.10.1	111
	田烏	田烏区自主防災会	H18.4.1	H18.4.3	14
	内外海地区	内外海地区自主防災連絡会	R2.7.20	R2.7.27	109
国富	丸山	丸山区自主防災会	H19.1.28	H19.2.6	37
	羽賀	羽賀区自主防災会	H17.10.1	H17.11.1	1
	奈胡	奈胡区自主防災会	H17.9.2	H18.1.12	5
	熊野	熊野区自主防災会	H20.5.14	H20.5.14	55
	次吉	次吉区自主防災会	R6.12.1	R6.12.9	117
	栗田	栗田区自主防災会	R8.4.1	R8.4.1	121
	高塚	高塚区自主防災会	H25.6.1	H25.6.6	75
	太良庄	太良庄区自主防災会	H17.10.1	H19.3.6	40
	江古川	江古川区自主防災会	H18.6.4	H18.9.5	30
	北川	北川区自主防災会	H20.4.1	H20.4.11	54
	大戸	大戸区自主防災会	H18.5.1	H18.5.8	17
	竹長	竹長自主防災会	H19.7.15	H20.3.25	50
	本保	本保区自警団	H19.2.12	H19.2.13	38

地区名	区名	組織の名称	結成日	登録日	登録番号
宮川	大谷	大谷区自主防災会	H17.4.1	H18.1.27	32
	新保	新保区自警団	H17.6.28	H17.12.2	2
	加茂	加茂区自主防災会	H18.4.1	H18.4.3	16
	ひまわり				
	宮川地区	宮川地区自警団	H16.11.01	未登録	
松永	東市場	東市場自主防災会	H20.2.24	H20.3.26	53
	太興寺	−	松永地区自主防災連絡会で登録	松永地区自主防災連絡会で登録	
	平野	平野区自主防災会	H19.9.16	H19.10.29	48
	上野	−	松永地区自主防災連絡会で登録	松永地区自主防災連絡会で登録	
	四分一	四分一区自主防災会	H20.4.1	H20.5.29	56
	三分一	三分一区自主防災会	H18.4.1	H18.6.2	19
	門前	門前自主防災会	H20.4.1	H20.3.26	51
	池河内	−	松永地区自主防災連絡会で登録	松永地区自主防災連絡会で登録	
	松永地区	松永地区自主防災連絡会	R5.6.8	R5.6.13	113
遠敷	検見坂	検見坂区自主防災会	H30.7.1	H30.7.12	101
	池田	池田区自主防災会	H30.4.1	H31.1.29	104
	市場	市場区自主防災会	H30.4.1	H30.5.11	98
	島	島区自主防災会	H30.3.26	H30.4.3	97
	中村	中村区自主防災組織	H30.4.1	H30.5.14	99
	国分	国分区自主防災会	H30.2.15	H30.2.27	96
	金屋	金屋自警団	H27.4.1	H27.4.10	82
	竜前	竜前区自主防災組織	H23.8.29	H23.9.5	67
	神宮寺	神宮寺区自主防災会	H29.1.7	H30.1.9	90
	忠野	忠野区自主防災会	H30.2.5	H30.2.27	94
	下根来	下根来区自主防災会	H30.2.13	H30.2.21	93
	中の宮	−	遠敷地区自主防災連絡会で登録	遠敷地区自主防災連絡会で登録	
	遠敷一・二丁目	遠敷1・2丁目区自主防災会	H30.1.29	H30.2.8	91
	遠敷三・四丁目	遠敷3・4丁目区自主防災会	H30.4.1	H31.3.15	105
	遠敷五丁目	遠敷5丁目区自主防災会	H30.1.30	H30.2.8	92
	遠敷六丁目	遠敷6丁目区自主防災会	H30.2.1	H302.21	95
	遠敷七・八丁目	遠敷7・8丁目区自主防災会	H31.4.1	H31.4.45	106
	遠敷九・十丁目	遠敷9・10丁目区自主防災会	H21.3	H29.3.3	87
	遠敷地区	遠敷地区自主防災連絡会	H29.4.1	H30.10.3	103
今富	府中	府中区自主防災会	R5.2.11	R5.2.28	112
	和久里	和久里区自主防災会	H27.11.8	H27.11.12	84
	木崎	木崎区自主防災会	H29.4.1	H29.2.3	85
	多田	多田区自主防災会	H19.3.1	H19.3.30	41
	生守	生守区防災会	R6.4.1	R6.4.1	115
	野代	野代区自主防災会	H24.1.22	H24.1.24	69
	尾崎	尾崎区自主防災会	H29.7.22	H29.9.28	88
	湯岡	湯岡区自主防災会	H26.8.22	H26.8.26	80
	伏原	伏原区自主防災会	H26.3.1	H26.4.1	79
	生守団地	生守団地区自主防災会	H26.9.30	H26.10.3	81
	東相生	東相生区自主防災会	H18.4.1	H18.4.1	12

地区名	区名	組織の名称	結成日	登録日	登録番号
口名田	西相生	西相生自主防災会	H18.3.18	H18.3.31	13
	上中井	上中井区自主防災会	H18.4.1	H18.6.20	21
	下中井	下中井区自主防災会	H18.6.1	H18.6.20	20
	滝谷	滝谷区自主防災会	H18.1.8	H18.1.25	7
	口田縄	口田縄自治会	H18.1.15	H18.1.24	6
	奥田縄	奥田縄区自主防災会	H18.4.1	H18.6.26	23
	新滝	新滝自主防災会	H18.4.1	H18.4.3	15
	須縄	須縄区自主防災会	H17.10.8	H18.2.9	9
	谷田部	谷田部区自主防災会	H18.6.1	H18.6.20	22
	口名田地区	口名田地区自主防災会	H17.9.1	未登録	
中名田	小屋	小屋区自主防災会	H18.4.1	H18.4.1	10
	上田	−	中名田地区自主防災会で登録	中名田地区自主防災会で登録	
	下田	−	中名田地区自主防災会で登録	中名田地区自主防災会で登録	
	和多田	−	中名田地区自主防災会で登録	中名田地区自主防災会で登録	
	深野	−	中名田地区自主防災会で登録	中名田地区自主防災会で登録	
	深谷	−	中名田地区自主防災会で登録	中名田地区自主防災会で登録	
	中名田地区	中名田地区自主防災会	H24.9.1	H24.9.28	73
加斗	東勢	東勢区自治会自主防災会	H18.4.1	H18.5.26	18
	西勢	西勢区自主防災会	H19.6.1	H19.5.29	45
	荒木	荒木区自主防災会	H19.4.1	H20.12.1	59
	黒駒	黒駒区自主防災会	H18.4.1	H18.7.27	25
	法海	法海区自主防災会	H18.11.5	H18.11.20	33
	下加斗	下加斗区自主防災会	H18.9.1	H18.9.7	31
	上加斗	上加斗区自主防災会	H19.5.1	H19.5.10	44
	岡津	岡津区自主防災会	H18.7.1	H18.7.4	24
	鯉川	鯉川区自主防災会	H18.7.1	H18.7.27	27
	加斗地区	加斗地区防災自警団	H17.6..1	未登録	
計	148区	141区	結成率　95%		

資料2－2－1

指定避難所・指定緊急避難場所一覧

R8.10.1現在

番号	名　称	地区名	住所	電話	指定一般避難所	指定福祉避難所	収容人数（人）	指定緊急避難場所	ヘリポート	屋外収容人数（人）	災害種別毎　指定緊急避難場所																							
											洪水（浸水深の数値は指定避難所のみ）（※1）						土砂災害			高潮			地震			津波		大規模な火事		内水氾濫			
											指定	浸水深（計画規模、m）		浸水深（想定最大規模、m）		指定場所	参考（※2）	指定	警戒区域等	指定場所	指定	海抜（m）	指定場所	指定	施設の耐震化	指定場所	指定	指定場所	指定	指定場所	指定	指定場所		
1	小浜市立小浜小学校	小浜	駅前町13-29	0770-52-3232	○		510	○	○		○	1.29 ～	2.12	2.91 ～	3.94	施設内	2階以上	○		施設内	○	3.1	施設内	○		屋外			○	屋外	○	施設内				
2	小浜コミュニティセンター	小浜	小浜日吉91-3	0770-53-2010	○		182	○			○	0.02 ～	0.54	0.53 ～	1.31	施設内	2階以上	○		施設内	○	2.9	施設内								○	施設内				
3	小浜市立小浜中学校	雲浜	雲浜二丁目1-1	0770-52-2612	○		772	○	○	5,700	○	0.803 ～	1.458	1.051 ～	1.918	施設内	2階以上	○		施設内	○	2.2	施設内						○	屋外	○	施設内				
4	小浜市立小浜第二中学校	雲浜	後瀬町8-10	0770-52-2918	○		857	○	○	2,000	○	1.09 ～	2.23	2.52 ～	3.66	施設内	2階以上	○		施設内	○	2.7	施設内	○		屋外			○	屋外	○	施設内				
5	小浜市立雲浜小学校（避難所利用休止中）	雲浜	城内二丁目2-7	0770-52-0252	○		408	○	○	4,800	○	0.01 ～	1.07	0.011 ～	1.21	施設内	2階以上	○		施設内	○	1.8	施設内						○	屋外	○	施設内				
6	雲浜コミュニティセンター	雲浜	城内二丁目5-16	0770-52-9080	○		182	○			○	0.06 ～	1.33	0.03 ～	1.5	施設内	2階以上	○		施設内	○	2.6	施設内								○	施設内				
7	福井県立若狭高等学校海洋キャンパス	雲浜	堀屋敷2-5-2	0770-52-1950	○		792	○		3,328	○	0.5 ～	3.0	1 ～	3.0	施設内	2階以上	○		施設内	○	1.6	施設内						○		○	施設内				
8	小浜市健康管理センター	雲浜	南川町4-31	0770-64-6140	○		402	○			○	1.0 ～	3.0	3.0 ～	5.0	施設内	2階以上	○		施設内	○	3.4	施設内								○	施設内				
9	小浜市民体育館	雲浜	後瀬町9-38	0770-53-0064	○		1,405	○			○	0.25 ～	1.87	1.76 ～	3.36	施設内	2階以上	○		施設内	○	3.7	施設内			屋外					○	施設内				
10	小浜市文化会館（避難所利用休止中）	雲浜	大手町7-32	0770-53-9700	○		182	○			○	1.79 ～	2.34	3.02 ～	3.58	施設内	2階以上	○		施設内	○	2.3	施設内		×						○	施設内				
11	咲良館	雲浜	大手町4-1	0770-52-7002	○		273	○			○	1.39 ～	2.5	2.69 ～	3.78	施設内	2階以上	○		施設内	○	2.6	施設内								○	施設内				
12	小浜市立西津小学校	西津	北塩屋18-19	0770-52-0254	○		322	○	○	3,800	○	0.092 ～	0.87	0.18 ～	1.274	施設内	2階以上	○	特別警戒	施設内	○	2.1	施設内	○		屋外			○	屋外	○	施設内				
13	西津コミュニティセンター	西津	北塩屋22-2	0770-53-0154	○		91	○			○	0.964 ～	1.46	1.419 ～	1.912	施設内	2階以上	○		施設内	○	1.9	施設内								○	施設内				
14	小浜市立内外海小学校	内外海	阿納尻45-9	0770-53-3052	○		374	○	○	4,100	○	～		～		施設内		○	特別警戒	施設内	○	6	施設内	○		屋外	○	屋外			○	施設内				
15	内外海コミュニティセンター	内外海	阿納尻43-10-1	0770-53-2724	○		121	○			○	～		～		施設内		○		施設内	○	6.1	施設内				○	屋外			○	施設内				
16	旧田烏小学校	内外海	田烏61-4	0770-54-3225	○		194	○		1,000	○	～		～		施設内		○	警戒	施設内	○	17	施設内	○		屋外	○	屋外			○	施設内				
17	旧国富小学校	国富	次吉27-15	0770-52-0014	○		210	○	○	3,300	○	0.863 ～	1.393	3.611 ～	4.144	施設内	2階以上	○		施設内		3.6		○		屋外					○	施設内				
18	国富コミュニティセンター	国富	栗田11-3-2	0770-56-0125	○		91	○				0.992 ～	1.622	3.74 ～	4.369			○		施設内		3.2														
19	旧宮川小学校	宮川	竹長14-10-3	0770-57-1202	○		174	○	○	3,500	○	0.011 ～	0.58	0.011 ～	0.695	施設内	2階以上	○		施設内		20.5		○		屋外					○	施設内				
20	宮川コミュニティセンター	宮川	加茂2-17-2	0770-57-1201	○		91	○			○	0.739 ～	0.943	1.088 ～	1.315	施設内	2階以上	○		施設内		15.9									○	施設内				
21	旧松永小学校	松永	上野30-1	0770-57-1214	○		171	○	○	2,700	○	0.114 ～	0.437	0.148 ～	0.59	施設内	2階以上	○		施設内		18		○		屋外					○	施設内				
22	松永コミュニティセンター	松永	上野28-7	0770-57-1200	○		61	○			○	0.167 ～	0.436	0.331 ～	0.577	施設内	2階以上	○		施設内		17.7									○	施設内				
23	小浜市立小浜美郷小学校	遠敷	金屋39-8	0770-56-0773	○		475	○	○	4,258	○	0.471 ～	1.378	0.965 ～	1.892	施設内	2階以上	○		施設内		8.9		○		屋外					○	施設内				
24	遠敷コミュニティセンター	遠敷	遠敷71-8	0770-56-1101	○		91	○			○	～		1.382 ～	1.976	施設内	2階以上	○		施設内		16.3									○	施設内				
25	遠敷児童センター	遠敷	遠敷一丁目202	0770-56-0114	○		165	○			○	0.386 ～	0.906	0.756 ～	1.288	施設内		○		施設内		11.5									○	施設内				
26	小浜市総合福祉センター	遠敷	遠敷84-3-4	0770-56-4033		○	100					0.17 ～	0.78	0.434 ～	1.126							11.6														
27	小浜市立今富小学校	今富	和久里15-2-5	0770-56-0278	○		495	○	○	5,200	○	0.64 ～	1.36	2.15 ～	2.72	施設内	2階以上	○		施設内		5.1		○		屋外					○	施設内				
28	今富コミュニティセンター	今富	和久里18-18	0770-56-1211	○		174	○			○	0.5 ～	1.26	1.83 ～	2.72	施設内	2階以上	○		施設内		6.4									○	施設内				
29	小浜市立口名田小学校	口名田	中井43-15	0770-58-0211	○		188	○	○	3,100	○	～		0.01 ～	1.614	施設内	2階以上	○	警戒	施設内		26.9		○		屋外					○	施設内				

※1　計画規模降雨：概ね30年から100年に一度程度の確率で発生する降雨　　想定最大規模降雨：概ね1,000年に一度程度の確率で発生する降雨
※2　浸水の状況により、建物の2階以上への避難を行う必要がある

番号	名　　称	地区名	住所	電話	指定一般避難所	指定福祉避難所	収容人数（人）	指定緊急避難場所	ヘリポート	屋外収容人数（人）	災害種別毎　指定緊急避難場所																					
											洪水（浸水深の数値は指定避難所のみ）（※1）					土砂災害			高潮			地震			津波		大規模な火事		内水氾濫	
											指定	浸水深（計画規模、m）		浸水深（想定最大規模、m）	指定場所	参考（※2）	指定	警戒区域等	指定場所	指定	海抜（m）	指定場所	指定	施設の耐震化	指定場所	指定	指定場所	指定	指定場所	指定	指定場所
30	口名田コミュニティセンター	口名田	中井41-9	0770-58-0820	○		91	○			○	～		0.011 ～ 2.29	施設内	2階以上	○	警戒	施設内		25										○	施設内
31	小浜市立中名田小学校	中名田	下田14-13-1	0770-59-0311	○		210	○	○	2,400	○	0.033 ～ 0.184		0.012 ～ 0.377	施設内		○	警戒	施設内		61.8		○		屋外					○	施設内
32	中名田コミュニティセンター	中名田	下田52-19	0770-59-0820	○		91	○			○	～		～	施設内		○		施設内		66.8									○	施設内
33	小浜市立加斗小学校	加斗	飯盛59-32	0770-52-5141	○		210	○	○	4,500	○	～		0.106 ～ 0.146	施設内		○	警戒	施設内	○	16	施設内	○		屋外					○	施設内
34	加斗コミュニティセンター	加斗	加斗30-35	0770-52-5136	○		91	○			○	～		0.028 ～ 0.028	施設内		○		施設内	○	16.3	施設内								○	施設内
35	公立大学法人福井県立大学小浜キャンパス	西津	学園町1-1	0770-52-6300	○		411	○	○	24,200	○	～		～	施設内		○		施設内	○	54	施設内	○		屋外	○	屋外	○	屋外	○	施設内
36	福井県立若狭高等学校	雲浜	千種一丁目6-13	0770-52-0007	○		1456					～		～							2.6										
37	福井県立若狭東高等学校	遠敷	金屋48-2	0770-56-0400	○		788														18.3										
38	福井県立嶺南西特別支援学校	国富	羽賀67-49-1	0770-52-7716	○		343														2.9										
39	上根来山の家グラウンド	遠敷	上根来2-10	0770-53-1111				○		400		～		～							251		○		屋外						
40	中央グラウンド	雲浜	後瀬町9-38	0770-53-0064				○	○	9,000		～		～							2.6		○		屋外			○	屋外		
41	福井県立若狭高等学校グラウンド	雲浜	千種一丁目6-13	0770-52-0007				○		7,500		～		～							2.6		○		屋外						
42	福井県立若狭東高等学校グラウンド	遠敷	金屋48-2	0770-56-0400				○		13,209											18.3		○		屋外						
43	福井県立嶺南西特別支援学校グラウンド	国富	羽賀67-49-1	0770-52-7716				○		3,187											2.9		○		屋外						
44	総合運動場	口名田	口田縄5-23	0770-58-0836				○	○	9,600		～		～							34		○		屋外						
45	北公園	雲浜	水取二丁目600	0770-53-1111				○		1,200		～		～							1.5		○		屋外						
46	千種公園	雲浜	千種二丁目16-73	0770-53-1111				○		1,400		～		～							2.0		○		屋外						
47	中央公園	雲浜	大手町12-1	0770-53-1111				○		1,500		～		～							2.4		○		屋外						
48	東公園	雲浜	四谷町20-31	0770-53-1111				○		1,500		～		～							2.4		○		屋外						
49	湊公園	雲浜	水取四丁目600	0770-53-1111				○		900		～		～							1.7		○		屋外						
50	南川第一公園	雲浜	南川町18	0770-53-1111				○		1,200		～		～							3.1		○		屋外						
51	南川第二公園	雲浜	南川町125	0770-53-1111				○		500		～		～							3.5		○		屋外						
52	南公園	雲浜	水取三丁目500	0770-53-1111				○		1,200		～		～							1.8		○		屋外						
53	四谷公園	雲浜	四谷町20-3	0770-53-1111				○		800		～		～							1.9		○		屋外						
54	遠敷第一公園	遠敷	遠敷十丁目704	0770-53-1111				○		700		～		～							7.5		○		屋外						
55	遠敷第五公園	遠敷	遠敷三丁目304	0770-53-1111				○		1,000		～		～							12.9		○		屋外						
56	遠敷第三公園	遠敷	遠敷六丁目502-1	0770-53-1111				○		1,100		～		～							11.4		○		屋外						
57	遠敷第四公園	遠敷	遠敷一丁目301	0770-53-1111				○		2,300		～		～							11.4		○		屋外						
58	遠敷第二公園	遠敷	遠敷八丁目202	0770-53-1111				○		700		～		～							10.0		○		屋外						
59	若狭の里公園	遠敷	遠敷二丁目110	0770-53-1111				○		9,300		～		～							11.8		○		屋外						
60	青井第一公園	小浜	青井25-8	0770-53-1111				○		800		～		～							4.1		○		屋外						
61	青井第二公園	小浜	青井19-34	0770-53-1111				○		300		～		～				警戒			21.4		○		屋外						
62	小浜公園	小浜	小浜香取81-1	0770-53-1111				○		3,100		～		～							2.6		○		屋外						

※1　計画規模降雨：概ね30年から100年に一度程度の確率で発生する降雨　　想定最大規模降雨：概ね1,000年に一度程度の確率で発生する降雨
※2　浸水の状況により、建物の2階以上への避難を行う必要がある

番号	名　　称	地区名	住所	電話	指定一般避難所	指定福祉避難所	収容人数（人）	指定緊急避難場所	ヘリポート	屋外収容人数（人）	災害種別毎　指定緊急避難場所																					
											洪水（浸水深の数値は指定避難所のみ）（※1）					土砂災害			高潮			地震			津波		大規模な火事		内水氾濫	
											指定	浸水深（計画規模、m）	浸水深（想定最大規模、m）	指定場所	参考（※2）	指定	警戒区域等	指定場所	指定	海抜（m）	指定場所	指定	施設の耐震化	指定場所	指定	指定場所	指定	指定場所	指定	指定場所
63	台場浜公園	小浜	川崎二丁目7-1	0770-53-1111				○		2,500		～	～							2.0							○	屋外		
64	若狭総合公園	西津	北塩屋35-17	0770-53-1111				○		9,000		～	～							18		○		屋外	○	屋外	○	屋外		
65	鯉川ふれあい会館	加斗	鯉川11-23	0770-52-6465				○				～	～							15		○		屋外	○	屋外				
66	岡津集会所	加斗	岡津40-18					○				～	～							10.5		○		屋外	○	屋外				
67	荒木ふれあい会館	加斗	飯盛50-39-1	0770-52-6069				○				～	～							10.9		○		屋外	○	屋外				
68	(勢浜地区)国道27号	加斗	東勢	0770-56-1617				○				～	～							15.9		○		屋外	○	屋外				
69	(勢浜地区)県道235号線	加斗	西勢	0770-56-2101				○				～	～							8		○		屋外	○	屋外				
70	小浜ゴルフクラブ(駐車場)	小浜	青井8-4-1					○				～	～				警戒			9.4		○		屋外	○	屋外				
71	高成寺	小浜	青井1-11-1					○				～	～							6		○		屋外	○	屋外				
72	常高寺	小浜	小浜浅間1	0770-53-2327				○				～	～				警戒			10.5		○		屋外	○	屋外				
73	八幡神社	小浜	小浜男山9					○				～	～				警戒			4.7		○		屋外	○	屋外				
74	小浜城跡	雲浜	城内1-7-55					○				～	～							3.2		○		屋外	○	屋外				
75	瑞月寺	内外海	甲ヶ崎2-13					○				～	～				警戒			3.1		○		屋外	○	屋外				
76	円明寺	内外海	甲ヶ崎13-40					○				～	～				警戒			4		○		屋外	○	屋外				
77	若狭集落生活改善センター	内外海	若狭28					○				～	～				警戒			7		○		屋外	○	屋外				
78	(若狭地区)梅畑	内外海	若狭					○				～	～				警戒			20		○		屋外	○	屋外				
79	仏谷寺	内外海	仏谷10-5					○				～	～				警戒			10		○		屋外	○	屋外				
80	旧堅海小学校跡地	内外海	堅海10-17	0770-53-1111				○		2,100		～	～							14		○		屋外	○	屋外				
81	泊区集会所	内外海	泊7-26	0770-53-1849				○				～	～							2.6		○		屋外						
82	(宇久地区)市道	内外海	宇久	0770-53-1111				○				～	～				警戒			21		○		屋外	○	屋外				
83	齋神社横広場	内外海	西小川10-4					○				～	～				特別警戒			10		○		屋外	○	屋外				
84	配水池	内外海	加尾	0770-53-1111				○				～	～							60		○		屋外	○	屋外				
85	奥奈袋	内外海	阿納					○				～	～							20		○		屋外	○	屋外				
86	(犬熊地区)市道	内外海	犬熊	0770-53-1111				○				～	～				警戒			10		○		屋外	○	屋外				
87	日枝神社	内外海	志積14-18					○				～	～							19		○		屋外	○	屋外				
88	矢代ふれあい会館	内外海	矢代3-3	0770-54-3161				○				～	～				警戒			23		○		屋外	○	屋外				
89	(須浦地区)国道162号線	内外海	田烏	0770-56-2101				○				～	～							15		○		屋外	○	屋外				
90	(谷及地区)国道162号線	内外海	田烏	0770-56-2101				○				～	～							22		○		屋外	○	屋外				
91	(釣姫地区)国道162号線	内外海	田烏	0770-56-2101				○				～	～							17		○		屋外	○	屋外				
92	御食国若狭おばま食文化館	小浜	川崎3-4	0770-53-1000				○				～	～							2.4		○		屋内	○	屋内				
93	市道泊線	内外海	泊	0770-53-1111				○				～	～							12.8					○	屋外				
合計					37			89			33				8,797人	34		8,888人	19		6,585人	67		147,554人	33	40,400人	10	64,328人	33	8,797人

※1　計画規模降雨：概ね30年から100年に一度程度の確率で発生する降雨　　想定最大規模降雨：概ね1,000年に一度程度の確率で発生する降雨
※2　浸水の状況により、建物の2階以上への避難を行う必要がある

資料２－３－１

災害時応援協定等の状況

R8.11.1現在

（１）自治体間の応援協定等

協定の種類	協定等団体	協定名称	内容	詳細ほか	締結日
応援	福井県・県内35市町村 福井県・県内17市町	福井県・市町村災害時相互応援協定 福井県・市町災害時相互応援協定	災害時相互応援	（１）救助および応急復旧に必要な医療職、技術職等の職員の派遣およびボランティアのあっせん （２）食糧、飲料水および生活必需品ならびにその供給に必要な資機材の提供およびあっせん （３）被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な資機材、物資等の提供およびあっせん （４）救助および救援活動に必要な車両等の提供およびあっせん （５）被災者の一時収容のための施設の提供およびあっせん	H8.2.23 (H28.9.16最新改定)
応援	奈良県奈良市	災害時相互応援に関する協定	災害時相互応援		H10.3.20
応援	奈良県奈良市	災害時相互応援に関する協定実施細目	協定実施に必要な事項		H10.3.20
応援	滋賀県高島市	災害時の相互応援に関する協定書	災害時相互応援		H20.8.1
応援	滋賀県近江八幡市	災害時の相互支援に関する協定書	災害時相互応援		H24.3.25
応援	東大寺建立に関わった市町村サミット構成市町	災害時相互応援協定書	災害時相互応援		H26.6.18 R6.3.27改締
応援	国土交通省近畿地方整備局	災害時等の応援に関する申合せ	災害時応援		H25.9.25
応援	兵庫県豊岡市	災害時等相互応援に関する基本協定	災害時相互応援	（１）被災者の救出、医療、施設の応急復旧等に必要な物資、機材及び車両の提供 （２）食糧、飲料水、生活必需品その他の生活物資並びにそれらを提供するために必要な資機材及び車両の提供 （３）被災者を一時収容するために必要な施設の提供及びあっせん （４）応援に必要な職員の派遣 （５）災害救助ボランティアのあっせん （６）被災児童生徒の受入れ （７）前各号に定めるもののほか特に要請のあった事項	H27.11.30
応援	兵庫県養父市	災害時等相互応援に関する基本協定	災害時相互応援		H27.11.30
応援	兵庫県朝来市	災害時等相互応援に関する基本協定	災害時相互応援		H27.11.30
応援	兵庫県香美町	災害時等相互応援に関する基本協定	災害時相互応援		H27.11.30
応援	兵庫県新温泉町	災害時等相互応援に関する基本協定	災害時相互応援		H27.11.30
応援	兵庫県姫路市	原子力災害時における避難者の受け入れに関する覚書	避難時の支援内容について	（１）避難所開設・施設管理 （２）開設当初の避難所運営 （３）仮設トイレの設置 （４）避難物資の調達・配布 （５）生活支援情報サービスの提供 （６）その他	H28.7.1
応援	兵庫県福崎町	原子力災害時における避難者の受け入れに関する覚書	避難時の支援内容について		H28.7.1
応援	兵庫県市川町	原子力災害時における避難者の受け入れに関する覚書	避難時の支援内容について		H28.7.1
応援	兵庫県神河町	原子力災害時における避難者の受け入れに関する覚書	避難時の支援内容について		H28.7.1
応援	岡山県総社市	災害時相互応援協定書	災害時相互応援		H30.11.30
応援	兵庫県洲本市	災害時における相互応援に関する協定書	災害時相互応援		R8.10.16

（２）その他の協定等

その他	市内13郵便局	災害時等における小浜市と郵便局間の協力に関する協定書	災害救助法適用時における郵便、為替貯金および簡易保険の郵政事業に係わる災害特別事務取扱および援護対策の実施　他		H11.12.1
その他	市内13郵便局	小浜市と小浜市内郵便局との協力に関する協定	地域における情報提供 災害発生時における協力	H11の協定の必要な事項について定める	H30.3.1
その他	市内13郵便局	小浜市と小浜市内郵便局との包括的地域連携に関する協定	「安全・安心な暮らしの実現に関すること」の項目中の「災害発生に備えた取組」	上記の災害発生時における相互協力【個別協定】に加え、個別の項目を追記	R3.5.26
医療	小浜市医師会	小浜市と小浜市医師会間の災害時の医療救護活動に関する協定書	災害時のおける救護活動に関しての必要な事項		H12.3.30
医療	小浜市医師会	災害時の医療救護活動に関する協定書実施細則	小浜市と小浜市医師会間の災害時の医療救護活動に関する協定書第11条に基づく細則		H12.3.30
医療	小浜市医師会	災害時の医療救護活動に係る実費弁償等に関する覚書	小浜市と小浜市医師会間の災害時の医療救護活動に関する協定書第10条第2項に基づく費用弁償等		H12.3.30
避難所	福井県立大学小浜キャンパス	避難所指定の依頼	災害時に避難所として施設を利用することについて		H17.6.21
医療	公立小浜病院	災害時における要援護者の緊急受入れに関する協定書	要援護者の受入れ		H18.5.16
施設	小浜市建設業会 （現：小浜市建設機構）	災害時におる公共土木施設の応急対応に関する基本協定	土木施設の応急復旧		H18.6.15
物資	NPO法人コメリ災害対策センター	災害時における物資供給に関する協定書	物資供給		H18.10.10
ガス	(社)福井県エルピーガス協会若狭支部(現：(一社)福井県エルピーガス協会若狭支部)	災害時における応急救護用燃料の供給に関する協定書	災害時における応急救護用燃料として液化石油ガス等の確保について必要な事項		H19.3.19

協定の種類	協定等団体	協定名称	内容	詳細ほか	締結日
施設	小浜市電工会	災害時における小浜市公共施設の応急対策に関する基本協定	公共施設機能復旧、確保に対する応急対策業務に関して、内容、費用の負担その他基本的な事項		H20.6.19 (R2.7.1最新改定)
上水道	小浜市管工事協同組合	小浜市と小浜市管工事協同組合の災害時における協力に関する協定	水道施設の復旧		H23.3.8
道路	小浜市安全施設施工会	小浜市域の道路交通安全施設等に係る災害時応援協力に関する協定	市道等の被災状況の情報収集 応急対策等に関する技術的助言 道路機能回復のための障害物除去等		H23.11.1 (H26.7.1最新改定)
物資	県民生活協同組合	災害時等における生活物資等の供給協力に関する協定	生活物資供給		H25.10.23
物資	㈱ママーストアー	災害時等における生活物資の供給協力に関する協定	生活物資供給		H26.3.25
通信	㈱ケーブルテレビ若狭小浜	小浜市と株式会社ケーブルテレビ若狭小浜との災害緊急放送に関する相互協定	災害緊急放送（デジタル091chおよび音声告知放送で行う臨時の放送）		H26.5.30
ボランティア	小浜市建設業会 （現：(公社)小浜市建設機構）	災害時におけるボランティア活動に関する基本協定	土木施設以外の復旧ボランティア活動		H26.10.7
施設	小浜市建設業会 （現：(公社)小浜市建設機構）	防災活動に関する合意書	災害発生が予想される場合の事前パトール、防災・減殺措置の実施	「災害時におる公共土木施設の応急対応に関する基本協定」に基づく事前準備	H27.5.12
燃料	福井県石油業協会若狭支部	災害時における石油燃料等の優先供給に関する協定	燃料の優先供給など	・緊急車両や避難所等、災害対応上重要な車両及び施設に対する燃料の優先供給 ・帰宅困難者に対する情報提供、一時休憩所としてのトイレの提供	H27.7.31
その他	(一社)福井県ドローン協会	災害時のドローン運用業務協定書	自然災害時等のドローンの出動要請について	・航空写真、航空動画の撮影（予防・応急・復旧時） ・その他可能な業務	H29.9.28
避難所	福井県立若狭高等学校	洪水災害時等における若狭高等学校施設の使用に関する覚書	災害時の海洋キャンパス体育館（堀屋敷）、海幸寮（山手2）、セミナーハウスの一時避難施設としての使用		H29.10.24 R2.10.30
調査	小浜地域災害対策協議会	災害時の応援業務に関する覚書	被災状況調査、被災箇所の応急測量・設計		H29.12.15
ボランティア	小浜ライオンズクラブ ／小浜市社会福祉協議会	災害ボランティアセンターの運営支援に関する協定	小浜市災害ボランティアセンターの運営支援と協力	・人員支援 ・資機材の提供	R1.9.24
情報通信	ヤフー㈱	災害に係る情報発信等に関する協定	情報発信等に関する支援	災害時のアクセス負荷の低減を目的としたキャッシュサイトの掲載等	R1.10.1
避難所	口名田地区区長会／㈱オーイング・㈱アイビックス共同企業体	洪水災害時等における小浜市総合運動場の使用に関する覚書	災害時の一時避難施設としての使用		R2.5.13
環境	大栄環境㈱	災害廃棄物等の処理に関する基本協定	災害廃棄物等の処理支援	・資機材の提供 ・災害廃棄物等の撤去、収集運搬、処分	R2.5.18
河川	国土交通省近畿地方整備局福井河川国道事務所／福井県土木部長／若狭町長	北川水系治水協定	河内川ダムの事前放流について		R2.5.29
下水道	(公社)日本下水道管路管理業協会	災害時における下水道管路施設の復旧支援協力に関する協定	下水道管路施設の応急復旧に必要な業務（巡視、点検、調査、清掃、修繕）	福井県および17市町１事務組合	R2.6.15
下水道	(公社)福井県下水道管路管理業協会	災害時における下水道管路施設の復旧支援協力に関する協定	下水道管路施設の応急復旧に必要な業務（巡視、点検、調査、清掃、修繕）	福井県および17市町１事務組合	R2.6.15
下水道	(公社)全国上下水道コンサルタント協会中部支部	災害時における下水道施設の復旧支援協力に関する協定	下水道施設の応急復旧対策検討、災害査定資料作成等	福井県および17市町１事務組合	R2.6.15
下水道	(一社)福井県測量設計業協会	災害時における下水道施設の復旧支援協力に関する協定	下水道施設の応急復旧対策検討、災害査定資料作成等	福井県および17市町１事務組合	R2.6.15
電気	関西電力送配電㈱小浜配電営業所	災害時における停電復旧等に要する用地に関する確認書	大規模災害時に電気の迅速な復旧対策をおこなうために用地を使用させる		R2.7.1
農業関係	福井県土地改良事業団体連合会	災害発生時における農地、農業用施設及び農業集落排水処理施設の復旧支援に関する協定	農地、農業用施設、農業集落排水処理施設が被災したときに復旧支援をおこなう	・被害状況調査 ・緊急措置 ・災害査定設計業務	R2.7.31
物資	セッツカートン㈱ ／Ｊパックス㈱	災害発生時等における応急生活物資の供給に関する協定	災害時に段ボール製品を避難所等に供給	・要請から72時間を目途に供給 ・設置等を指導する調整員が随行	R2.10.27
住家 避難所	福井県建築士会若狭支部	災害時における家屋被害認定調査等に関する協定	・家屋被害認定調査の応援 ・避難所等の安全性の確認		R2.12.16
雪害	福井県嶺南振興局小浜土木事務所	雪害時の除排雪業務に関する協定	道路の除雪・排雪・散布、障害車両の移動、倒木除去とそれにともなう交通規制について協力		R2.12.17
要配慮者支援	福井県旅館ホテル生活衛生同業組合小浜支部	災害時における宿泊施設の提供等に関する協定	要配慮者等に対する宿泊ならびに宿泊に付随する入浴、食事の提供	6組合員の9宿泊施設が対象	R3.1.7
その他	明治安田生命保険相互会社　福井支社	小浜市と明治安田生命保険相互会社との健康増進に関する包括連携協定書	市民の健康増進や市民サービスの向上を図ることを目的に連携	協定項目の一つとして災害時における協力を位置付け	R3.2.10
物資（飲料水、食料等）	大塚製薬株式会社　名古屋支店	健康増進に関する包括連携協定書	市民の健康的な生活の実現を図るとともに災害時における市民の安全性を確保することを目的に連携	地区公民館等に自動販売機および防災用品備蓄庫を設置し、災害時に飲料水、食料等を無償提供	R3.2.10
その他	第一生命保険株式会社　福井支社	小浜市と第一生命保険株式会社との包括連携協定	市民のＱＯＬ向上を実現することを目的に連携	一時救命処置講習（ＡＥＤ講習）の実施	R3.2.10
物資	株式会社ナフコ	災害時における物資供給に関する協定	生活必需品を市が指定する場所へ供給		R3..12.9

協定の種類	協定等団体	協定名称	内容	詳細ほか	締結日
電気	関西電力送配電㈱京都支社電力本部小浜配電営業所	大規模災害時における相互連携に関する協定 ・大規模災害時における相互連携に関する確認書 ・大規模災害時における道路啓開等に関する確認書	停電の早期復旧および電力の確保を目的に相互が連携		R3.12.23
資機材	高石機械産業株式会社	災害時におけるレンタル機材の提供に関する協定	重機等の建設機械や発電機・トイレ等の機材を提供		R4.7.29
ボランティア	小浜市社会福祉協議会 進工業株式会社	災害ボランティアセンターの運営支援に関する協定	市災害ボランティアセンター連絡会の要請により、進工業が人員・資機材・敷地を提供		R4.9.30
情報	福井放送株式会社	防災減災パートナーシップに関する協定	災害時の情報発信、平常時の連携、市主催防災関連行事への参加		R4.12.12
ボランティア	一般社団法人若狭地区建設業会 若狭地区４市町災害ﾎﾞﾗﾝﾃｲｱｾﾝﾀｰ連絡会／社会福祉協議会	災害ﾎﾞﾗﾝﾃｲｱｾﾝﾀｰの活動支援に関する協定	若狭地区４市町において災害時にﾎﾞﾗｾﾝを開設し、地元建設業会に応援を求めた際に、必要に応じて若狭地区建設業会にも支援協力を受ける	H26年に小浜市建設業会（現：公益社団法人小浜市建設機構）と災害協定を締結済み。本件はそれを補完するものとして広域的に支援する。	R5.1.25
住家	公益社団法人福井県公共嘱託登記土地家屋調査士協会	災害時における家屋被害認定調査等に関する協定書	被災した土地、家屋の表示登記にかかる相談所の開設、罹災証明発行に関する相談補助、家屋被害認定調査の補助		R5.7.24
下水道	地方共同法人日本下水道事業団	小浜市・日本下水道事業団災害支援協定	地震や風水害、土砂災害など市内三つの下水道施設が被災した際、応急措置などの緊急支援を受ける	対象施設は、小浜浄化センター（川崎）、北部中継ポンプ場（水取）、東部中継ポンプ場（和久里）	R6.7.10
物資	明祥株式会社	健康づくりの推進と安心・安全なくらしの実現に向けた包括的連携に関する協定	市民の健康寿命の延伸と、活力ある地域社会の実現を図ることを目的に、健康増進・介護予防・防災分野で連携	①災害発生に備えた医療資材（医薬品・衛生用品等）の備蓄と供給体制の確保 ②災害時における救援物資（飲料水・消毒剤・簡易トイレ等）の無償提供	R8.7.30

資料２－４－１

小浜市高齢者等要配慮者支援実施要綱

（目的）

第１条　この要綱は、ひとり暮らしの高齢者や高齢者のみの世帯などの要配慮者の情報を適切に把握、蓄積のうえ、民生委員等の関係者と密に情報共有を行うことで、要配慮者に手厚い福祉ケアを提供し、要配慮者が住み慣れた地域で安心して暮らすことができる地域づくりを推進することを目的とする。

（要配慮者）

第２条　この要綱において要配慮者とは、次の各号のいずれかに該当する小浜市内に在宅する者をいう。

(1)　６５歳以上のひとり暮らしの者

(2)　６５歳以上の者のみの世帯の者

(3)　１８歳未満の者および６５歳以上の者のみの世帯の者

(4)　その他民生委員が必要と認める者

（要配慮者の把握）

第３条　市長は、要配慮者を把握するため、民生委員協力のもと調査を行うものとする。

（要配慮者台帳）

第４条　市長は、要配慮者の日頃の福祉ケアおよび災害時における避難支援等（小浜市避難行動要支援者支援制度実施要綱による避難支援等をいう。）に利用するため、要配慮者に係る情報を記録した要配慮者台帳を作成する。

２　要配慮者台帳に記録する情報は、次のとおりとする。

(1)　氏名

(2)　住所

(3)　生年月日

(4)　性別

(5)　電話番号

(6)　世帯の状況

(7)　障がい等の状況

(8)　緊急時の家族等の連絡先

(9)　その他必要な事項

（要配慮者台帳への登録）

第５条　要配慮者台帳へ登録することに同意した要配慮者は、必要な情報を記載した高齢者世帯等要配慮者調査票兼避難行動要支援者名簿登録同意書（様式第１号。以下「調査票」という。）を、民生委員を経由して市長に提出する。

２　市長は、提出された調査票の内容を審査のうえ、要配慮者台帳に登録する。

（要配慮者台帳の利用）

第６条　市長は、要配慮者台帳に記録された情報から次の帳票を作成し、関係民生委員および関係ひとり暮らし老人相談員（ひとり暮らし高齢者名簿に限る。）に提供する。

(1)　高齢者世帯等要配慮者台帳個票（様式第２号）

(2)　ひとり暮らし高齢者名簿（様式第３号）

(3)　高齢者世帯名簿（様式第４号）

(4)　その他世帯名簿（様式第５号）

（要配慮者台帳の更新）

第７条　要配慮者は、要配慮者台帳に記録された情報のいずれかに変更が生じたときは、直接または民生委員を経由して、市長に報告するものとする。

２　民生委員は、要配慮者台帳に登録されている要配慮者について、その記録された情報のいずれかに変更が生じたことを知ったときは、市長に報告するものとする。

３　市長は、前２項の報告があったときは、当該要配慮者に係る情報を速やかに更新しなければならない。

（要配慮者台帳の登録取消）

第８条　市長は、要配慮者台帳に登録されている要配慮者が次の各号のいずれかに該当することを知ったときは、登録を取り消すとともに、関係民生委員に通知するものとする。ただし、関係民生委員から情報提供があった場合は、当該関係民生委員への通知は行わないものとする。

(1)　要配慮者台帳への登録を取りやめる旨の連絡があったとき。

(2)　医療機関等に長期にわたり入院または入所したとき。

(3)　死亡したとき。

(4)　市外に転出したとき。

(5)　第２条第１項の要件に該当しなくなったとき。

（民生委員およびひとり暮らし老人相談員の責務）

第９条　民生委員およびひとり暮らし老人相談員は、次に掲げる事項を厳守しなければならない。

(1)　第１条に掲げる目的以外に第６条の帳票（以下「関係帳票」という。）を利用してはならない。

(2)　正当な理由なく、知り得た情報を漏らしてはならない。また、役職を退いた後も同様とする。

(3)　関係帳票を紛失しないよう厳重に保管するとともに、その内容が第三者に知られないよう適切に管理しなければならない。

(4)　関係帳票は、複製および複写してはならない。ただし、要配慮者支援を行う上で必要であると市長が認める場合は、この限りでない。

２　関係帳票を紛失した場合は、速やかに市長に報告しなければならない。

３　市長は、民生委員およびひとり暮らし老人相談員に対して、関係帳票の保管、管理に関し、必要に応じて指示または調査を行うことができる。

４　市長は､民生委員およびひとり暮らし老人相談員が関係帳票を適切に保管、管理し難いと判断した場合は、関係帳票を返還させることができる。

（その他）

第１０条　この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附　則

この要綱は、令和６年７月１日から施行する。

様式第１号

高齢者世帯等要配慮者調査票

兼避難行動要支援者支援制度登録同意書

ご記入いただいた情報は、民生委員やひとり暮らし老人相談員と共有し、日頃の福祉ケアに利用するほか、災害時の避難支援等にも活用させていただきます。

＜担当民生委員記入欄＞	
登録希望無し（✓を入れる）	
避難支援希望（✓を入れる）	
代筆者： （本人承認印）	

記入日　令和　　年　　月　　日

ふりがな 氏名		住所	〒917－ 小浜市		
生年月日	大正 昭和 平成　　年　　月　　日	性別	男・女	電話番号	（自宅）　0770- （携帯）
世帯の状況	□ ひとり暮らし　□ 高齢者のみ　□ その他				

障がい等の状況					
□	身体障がい（　　級）　【□視覚、□聴覚、□肢体、□内部、□その他】				
□	療育手帳（　　）	□	精神障がい（　　級）	□	要介護（１２３４５）
□	要支援（１　２）	□	その他（　　）		

かかりつけ医		持病・治療中の疾患	
特記事項			

緊急時の家族等の連絡先

優先順位	ふりがな 氏名	続柄	住所	電話番号 携帯番号
1				
2				
3				

災害時の避難支援

災害時の避難	□ 自力で避難できる	□ 自力の避難が難しく支援を希望する

関係機関への情報提供同意等

私は、①上記情報を市、民生委員およびひとり暮らし老人相談員が日頃の福祉ケアに役立てるために共有すること、②上記情報を緊急搬送時等に医療機関に提供すること、③災害時の避難支援を希望する場合、上記情報および避難行動要支援者支援制度による避難行動要支援者名簿や個別避難計画を必要に応じて、地域で支援を行う方々（区、自主防災組織、民生委員、消防署、警察署、社会福祉協議会、その他市長が必要と認める機関）に提供することに同意します。

氏　名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

様式第２号

ID

高齢者世帯等要配慮者台帳個票

年　月　日基準

行政区　行政区番号　行政区名
民生委員

ふりがな 氏名		住所			
生年 月日	年　月　日	性別		電話 番号	(自宅) (携帯)
世帯の状況					
障がい等 の状況	□視覚障がい　□内部障がい　□要介護 □聴覚・言語障がい　□療育手帳　□要支援 □肢体不自由　□精神障がい　□その他				
かかりつけ医					
持病・治療中の疾患					
特記事項					

緊急時の家族等の連絡先

優先 順位	ふりがな 氏名	続柄	住所	電話番号 携帯番号
1				
2				
3				

災害時の避難支援

災害時の避難	□自力で避難できる	□自力の避難が難しく支援を希望する

情報提供の同意	避難行動要支援者	個別避難計画
□同意あり　□同意なし	□該当　□非該当	□作成済　□未作成　□対象外

様式第３号

ひとり暮らし高齢者名簿

行政区　行政区番号　行政区名　　民生委員

No.	氏名	性別	住所	生年月日 年　齢	情報提供 等の同意	避難行動 要支援者	個別避難計 画の有無	備考

様式第４号

高齢者世帯名簿

行政区　行政区番号　行政区名　　民生委員

No.	氏名	性別	住所	生年月日 年　齢	続柄	情報提供 等の同意	避難行動 要支援者	個別避難計 画の有無	備考

様式第５号

その他世帯名簿

行政区　行政区番号　行政区名　　民生委員

No.	氏名	性別	住所	生年月日 年　齢	続柄	情報提供 等の同意	避難行動 要支援者	個別避難計 画の有無	備考

資料 2-4-2

小浜市避難行動要支援者支援制度実施要綱

（目的）

第１条　この要綱は、災害対策基本法（昭和３６年法律第２２３号。以下「法」という。）および小浜市地域防災計画（以下「地域防災計画」という。）に基づき、災害が発生し、または災害が発生するおそれがある場合（以下「災害時等」という。）において、避難行動要支援者が避難支援等関係者からの支援を受けられる体制を整備し、災害に備えた協力体制づくりを推進することを目的とする。

（定義）

第２条　この要綱において「避難行動要支援者」とは、市内に在宅する者のうち、災害時等に自ら避難することが困難であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るために特に支援を必要とし、次の各号のいずれかに該当するものをいう。

(1)　身体障害者福祉法（昭和２４年法律第２８３号）第１５条第４項の規定により身体障害者手帳の交付を受けている者のうち、その障害の程度が身体障害者福祉法施行規則（昭和２５年厚生省令第１５号）別表第５号身体障害者障害程度等級表に定める１級または２級であるもの

(2)　療育手帳制度要綱（昭和４８年９月２７日厚生省発児第１５６号）の規定により療育手帳の交付を受けている者のうち、その障害の程度がＡ１またはＡ２であるもの

(3)　精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和２５年法律第１２３号）第４５条第２項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者のうち、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和２５年政令第１５５号）第６条第３項に規定する障害等級が１級であるもの

(4)　障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成１７年法律第１２３号）の対象となる難病患者

(5)　介護保険法（平成９年法律第１２３号）第１９条第１項の規定による要

介護認定を受けている者のうち、当該要介護認定に係る要介護状態区分が、要介護認定等に係る介護認定審査会による審査及び判定の基準等に関する省令（平成１１年厚生省令第５８号）第１条第１項に規定する要介護３から要介護５までのいずれかに該当するもの

(6)　６５歳以上の者

(7)　災害時の支援を希望する者で、市長が必要と認める者

２　この要綱において「避難支援等関係者」とは、消防、警察、民生委員、社会福祉協議会、区、自主防災組織その他の避難支援等の実施に携わる関係者をいう。

３　この要綱において「避難行動要支援者名簿」とは、法第４９条の１０に規定する名簿をいう。

４　この要綱において「個別避難計画」とは、法第４９条の１３に規定する計画をいう。

（避難行動要支援者名簿の作成）

第３条　市長は、地域防災計画の定めるところにより、避難行動要支援者名簿（様式第１号）を作成する。

２　市長は、避難行動要支援者名簿の作成にあたり、要配慮者台帳（小浜市高齢者等要配慮者支援実施要綱第４条に規定する要配慮者台帳をいう。以下同じ。）、障がい者、要介護者等の情報を集約するほか、必要に応じて関係機関に対して情報提供を求める等、避難行動要支援者の把握に努めるものとする。

（避難行動要支援者名簿への登録）

第４条　市長は、避難行動要支援者を避難行動要支援者名簿に登録する場合においては、避難支援の要否および避難行動要支援者名簿に記録された情報を避難支援等関係者に提供することに係る本人同意の有無を確認するものとする。

２　避難行動要支援者名簿への登録を希望する者は、避難行動要支援者支援制度登録同意書（様式第２号。以下「同意書」という。）を市長に提出するものとする。ただし、当該登録を希望する者が要配慮者台帳に登録されている場合は、小浜市高齢者等要配慮者支援実施要綱第５条の規定に基づき提出された高齢者世帯等要配慮者調査票兼避難行動要支援者支援制度登録同意書（次

項において「調査票」という。）を同意書とみなす。

３　市長は、前項の規定により同意書を提出した者（前項ただし書の規定により提出済みの調査票を同意書とみなす場合を含む。）を避難行動要支援者名簿に登録するものとする。

４　避難行動要支援者名簿に記録する情報（以下「名簿情報」という。）は、次のとおりとする。

(1)　氏名

(2)　生年月日

(3)　性別

(4)　住所

(5)　電話番号

(6)　避難支援等を必要とする理由

(7)　その他避難支援等の実施に必要な情報

（名簿情報の提供）

第５条　市長は、災害の発生に備え、避難支援等の実施に必要な限度で、次に掲げる避難支援等関係者に対し、名簿情報を提供するものとする。ただし、名簿情報を提供することについて本人の同意が得られない場合は、この限りでない。

(1)　小浜警察署

(2)　若狭消防署

(3)　区

(4)　自主防災組織

(5)　民生委員

２　前項の規定にかかわらず、市長は、災害時等において、避難行動要支援者の生命または身体を災害から保護するために特に必要があると認めるときは、個人情報の保護に関する法律（平成１５年法律第５７号）第６９条第２項第４号の規定に基づき、避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等関係者その他の者に対し、本人の同意を得ることなく、名簿情報を提供することができる。

（個別避難計画の作成）

第６条　市長は、避難行動要支援者名簿に登録されている者について、区、自主防災組織、民生委員等関係者の協力のもと、個別避難計画（様式第３号）を作成するものとする。

２　個別避難計画に記録する情報（以下「計画情報」という。）は、第４条第５項第１号から第６号までに掲げる情報のほか、次のとおりとする。

(1)　当該個別避難計画に係る避難行動要支援者について避難支援等を実施する者の氏名または名称および電話番号

(2)　避難施設その他の避難場所

(3)　避難場所までの交通手段

(4)　その他避難支援等の実施に関し市長が必要と認める情報

（計画情報の提供）

第７条　市長は、災害の発生に備え、避難支援等の実施に必要な限度で、次に掲げる避難支援等関係者に対し、計画情報を提供するものとする。ただし、計画情報を提供することについて本人の同意が得られない場合は、この限りでない。

(1)　区

(2)　自主防災組織

(3)　民生委員

２　前項の規定にかかわらず、市長は、災害時等において、避難行動要支援者の生命または身体を災害から保護するために特に必要があると認めるときは、個人情報の保護に関する法律第６９条第２項第４号の規定に基づき、避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等関係者その他の者に対し、本人の同意を得ることなく、計画情報を提供することができる。

(避難支援等関係者における支援)

第８条　避難支援等関係者は避難行動要支援者に対し､次に掲げる支援を行う。

(1)　災害時における安否確認、救出活動、避難誘導等

(2)　前号の活動を容易にするために日常生活において行う声掛け、相談等

(情報の提供を受けた者の責務)

第９条　避難支援等関係者は、次に掲げる事項を厳守しなければならない。

(1)　第１条に掲げる目的以外に名簿情報および計画情報(以下｢名簿情報等｣

という。）を利用してはならない。

(2)　正当な理由なく、知り得た情報を漏らしてはならない。また、支援をする役を退いた後も同様とする。

(3)　名簿情報等の提供を受けた場合は、紛失しないよう厳重に保管するとともに、その内容が支援に関係しない者に知られないよう適切に管理しなければならない。

(4)　提供を受けた名簿情報等は、複製および複写してはならない。ただし、支援を行う上で必要であると市長が認める場合は、この限りでない。

２　避難支援等関係者は、名簿情報等を紛失した場合は、速やかに市長に報告しなければならない。

３　市長は、避難支援等関係者に対して、名簿情報等の保護に関し、必要に応じて指示または調査を行うことができる。

４　市長は、避難支援等関係者が名簿情報等を保護し難いと判断した場合は、名簿情報等を返還させることができる。

(情報の更新)

第１０条　避難行動要支援者は、名簿情報等に変更が生じたときは、直接または避難支援等関係者を通じて、市長に報告するものとする。

２　避難支援等関係者は、関係する避難行動要支援者について、名簿情報等に変更が生じたことを知ったときは、市長に報告するものとする。

３　市長は、前２項の報告があったときは、当該名簿情報等を速やかに更新しなければならない。

(登録等の取消)

第１１条　市長は、避難行動要支援者名簿に登録されている避難行動要支援者が次の各号のいずれかに該当することを知ったときは、登録を取り消すとともに、関係避難支援等関係者に通知するものとする。ただし、関係避難支援等関係者から情報提供があった場合は、当該関係避難支援等関係者への通知は行わないものとする。

(1)　避難支援が必要となくなった旨の連絡があったとき。

(2)　医療機関等に長期にわたり入院または入所したとき。

(3)　死亡したとき。

(4)　市外に転出したとき。

(5)　第２条第１項の要件に該当しなくなったとき。

(その他)

第１２条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附　則

この要綱は、令和６年７月１日から施行する。

附　則

この要綱は、令和７年６月２日から施行する。

様式第１号

避難行動要支援者名簿

行政区：　　登録者：

No.	氏名	生年月日	性別	住所	電話番号	避難支援等を 必要とする事由	情報提供 同意有無	要配慮者 台帳登録

様式第２号

避難行動要支援者支援制度登録同意書

＜避難行動要支援者支援制度とは＞
災害が発生したときに自力で避難することが難しい方が、地域で避難支援等を受けられるよう、避難行動要支援者名簿に登録するとともに、個別避難計画を作成しておき、日ごろから区長、民生委員、消防等の避難支援等関係者に情報を提供することで、災害時の安否確認や避難誘導等に役立てるものです。
災害発生時の支援が必ずなされることを保証するものではありません。

名簿登録・個別避難計画作成・情報提供の同意

私は、避難行動要支援者支援制度の趣旨に賛同し、避難行動要支援者名簿に登録するとともに、別途、区等の協力により個別避難計画を作成のうえ、登録した情報や個別避難計画を市が地域で支援を行う方々（区長、自主防災組織、民生委員、若狭消防署、小浜警察署、社会福祉協議会、その他市長が必要と認める機関）に提供することに同意します。

令和　　年　　月　　日

氏　名　　（代筆者　　）

本人情報

ﾌﾘｶﾞﾅ 氏名		住所	〒917－ 小浜市		
生年月日	大正 昭和 平成 令和　　年　月　日	性別	男・女	電話番号	（自宅） 0770- （携帯）

避難支援を必要とする理由			
□	身体障害者手帳（１・２級）	□	療育手帳（A1・A2）
□	精神障害者保健福祉手帳（１級）	□	難病（　　）
□	要介護（３・４・５）	□	65歳以上の高齢者
□	その他（　　）		
特記事項	（ 避難支援にあたって注意すべきことがあれば記入してください　例. 車いすを利用している等 ）		

緊急時の家族等の連絡先

優先順位	ﾌﾘｶﾞﾅ 氏名	続柄	住所	電話番号 携帯番号
1				
2				

様式第３号

個別避難計画

年　　月　　日作成(更新)

ﾌﾘｶﾞﾅ 氏名		住所	９１７－ 小浜市		
生年 月日		性別		電話 番号	（自宅） （携帯）
避難支援等を 必要とする事由		特記 事項			

緊急時の家族等の連絡先

優先 順位	氏名	続柄	住所	電話番号 携帯番号
1				
2				

避難場所および避難方法

一般災害 (大雨・洪水等)	名称		所在地		避難 方法	
地震	名称		所在地		避難 方法	
津波	名称		所在地		避難 方法	

原子力災害	原子力災害対策重点区域（PAZ(概ね5km内)・UPZ（概ね5-30km)）の区分				ＰＡＺ ・ ＵＰＺ
	広域避難について、次の３つのいずれかに✔のうえ、内容を記入してください。				
	☐ 家族や支援者の自家用車で広域避難				
	広域避難施設等	避難先1		避難先2	
	自家用車で避難支援を実施する家族等	氏名		続柄	
		住所		電話 番号	
	☐ 一時集合施設へ移動し、市や県のバス等で広域避難				
	一時集合施設				
	☐ 自家用車やバス等での広域避難が困難（無理に避難すると健康リスクが高まる方）				
	放射線防護施設				

避難支援等を実施する方

	氏名（団体名等）	住　所	電話番号
1			
2			

メモ

資料２－４－３

要配慮者利用施設

R8.10.1現在

地区	事業所名（網掛け：法令に基づく避難確保計画の作成と訓練の実施が義務となる要配慮者利用施設）	住所	電話	現員定員	浸水（全河川重ね合わせ）	浸水 北川	浸水 遠敷川	浸水 南川	浸水 野木川	浸水 松永川	浸水 田村川	浸水 本所川	土砂災指定	津波災指定	施設分類（大）	施設分類（小）
小浜	浜っ子こども園	川崎1丁目4-3	52-0142	200	0.5～3.0m	－	－	0.5～3.0m	－	－	－	－	－	○	児童福祉施設	幼保連携認定こども園
	はましんわくわくステーション	小浜白鬚112	52-2505	10	0.5～3.0m	－	－	0.5～3.0m	－	－	－	－	－	－	児童福祉施設	事業所内保育所 地域型小規模A型事業所内保育施設
	小浜児童クラブ	小浜白鬚112（施設内2F）	52-2505	64	0.5～3.0m	－	－	0.5～3.0m	－	－	－	－	－	－	児童福祉施設	放課後児童健全育成事業の用に供する施設
	小浜小学校	駅前町13-29	52-3232	250	3.0～5.0m	－	－	3.0～5.0m	－	－	－	－	－	－	学校教育施設	小学校
	青池調理師専門学校	小浜広峰108	52-3481	70	0.5～3.0m	－	～0.5m	0.5～3.0m	－	－	－	－	－	－	学校教育施設	専門学校
	グループホームぐるぐる　シェアハウスつしま	小浜津島85	59-1202	5	0.5～3.0m	－	～0.5m	0.5～3.0m	－	－	－	－	－	－	障害福祉サービス事業所	共同生活援助事業所
	グループホームあおぞら２	小浜住吉80-2	53-1190	5	0.5～3.0m	－	－	0.5～3.0m	－	－	－	－	－	－	障害福祉サービス事業所	共同生活援助事業所
	小津外科医院	小浜日吉69-1	52-0072	－	0.5～3.0m	－	－	0.5～3.0m	－	－	－	－	－	－	医療施設	診療所
	古川医院	駅前町8-16	52-1807	－	3.0～5.0m	－	－	3.0～5.0m	－	－	－	－	－	－	医療施設	診療所
	しんたにクリニック	駅前町6-37	64-5321	－	3.0～5.0m	－	－	3.0～5.0m	－	－	－	－	－	－	医療施設	診療所
	吉井医院	小浜塩釜81-1	52-0028	－	0.5～3.0m	－	－	0.5～3.0m	－	－	－	－	－	－	医療施設	診療所
	髙橋眼科小浜診療所	小浜酒井10-2	52-1489	－	3.0～5.0m	－	－	3.0～5.0m	－	－	－	－	－	－	医療施設	診療所
	駅前野村歯科医院	駅前町2-2	52-2391	－	3.0～5.0m	－	－	3.0～5.0m	－	－	－	－	－	－	医療施設	歯科診療所
	髙島歯科医院	小浜鹿島19	52-0318	－	0.5～3.0m	－	－	0.5～3.0m	－	－	－	－	－	－	医療施設	歯科診療所
	子幸輝（こころこう）	小浜日吉87-2	090-2128-6299	－	0.5～3.0m	－	－	0.5～3.0m	－	－	－	－	－	－	医療施設	助産所（分娩取扱いなし）
雲浜	やまなみ保育園	水取4丁目3-10	53-2873	150	0.5～3.0m	0.5～3.0m	－	0.5～3.0m	－	－	－	－	急傾斜	－	児童福祉施設	保育所
	聖ルカ乳児ほいくえん	南川町138-2	53-1538	80	3.0～5.0m	－	～0.5m	3.0～5.0m	－	－	－	－	－	－	児童福祉施設	保育所
	幼保連携型認定こども園　聖ルカ幼稚園	千種2丁目9-22	52-0995	100	0.5～3.0m	－	～0.5m	0.5～3.0m	－	－	－	－	－	－	児童福祉施設	幼保連携認定こども園
	小浜病院内保育所ふくろう	後瀬町5-2	52-0440	15	3.0～5.0m	－	－	3.0～5.0m	－	－	－	－	－	－	児童福祉施設	事業所内保育所
	母と子の家　児童発達支援センター	後瀬町1-5	53-2603	27	3.0～5.0m	－	－	3.0～5.0m	－	－	－	－	－	－	児童福祉施設	児童発達支援センター
	雲浜児童クラブ	城内2丁目2-7（小学校内）	53-1973	45	0.5～3.0m	～0.5m	0.5～3.0m	0.5～3.0m	－	－	－	－	－	－	児童福祉施設	放課後児童健全育成事業の用に供する施設
	雲浜小学校	城内2丁目2-7	52-0252	220	0.5～3.0m	～0.5m	0.5～3.0m	0.5～3.0m	－	－	－	－	－	－	学校教育施設	小学校
	小浜中学校	雲浜2丁目1-1	52-2612	360	0.5～3.0m	0.5～3.0m	－	～0.5m	－	－	－	－	－	－	学校教育施設	中学校
	小浜第二中学校	後瀬町8-10	52-2918	440	3.0～5.0m	－	－	3.0～5.0m	－	－	－	－	－	－	学校教育施設	中学校
	若狭高等学校	千種1丁目6-13	52-0007	900	3.0～5.0m	－	－	3.0～5.0m	－	－	－	－	－	－	学校教育施設	高等学校
	若狭高等看護学院	大手町12-48	52-0162	90	3.0～5.0m	－	－	3.0～5.0m	－	－	－	－	－	－	学校教育施設	看護学校
	介護老人保健施設アクール若狭	大手町2-2	52-0989	100	3.0～5.0m	－	－	3.0～5.0m	－	－	－	－	－	－	介護保険施設	介護老人保健施設・ 通所リハビリテーション事業所
	ニチイケアセンター小浜	南川町11-35	53-2623	30	3.0～5.0m	－	－	3.0～5.0m	－	－	－	－	－	－	介護保険施設	通所介護事業所
	リリ・フィジオ予防センター	南川町12-13	53-3303	35	3.0～5.0m	－	－	3.0～5.0m	－	－	－	－	－	－	介護保険施設	通所介護事業所
	デイサービスあゆみ	大手町8-33	53-5070	22	3.0～5.0m	－	～0.5m	3.0～5.0m	－	－	－	－	－	－	介護保険施設	通所介護事業所
	グループホームおあしす	雲浜1丁目8-8	53-5500	18	0.5～3.0m	0.5～3.0m	－	～0.5m	－	－	－	－	－	－	介護保険施設	認知症対応型 共同生活介護事業所
	小規模多機能型居宅介護支援事業所おあしす	雲浜1丁目8-8	53-5500	29	0.5～3.0m	0.5～3.0m	－	～0.5m	－	－	－	－	－	－	介護保険施設	小規模多機能型 居宅介護支援事業所
	つみきハウス	後瀬町13-1-11	52-0836	25	0.5～3.0m	－	－	0.5～3.0m	－	－	－	－	－	－	障害福祉サービス事業所	就労継続支援事業所
	グループホームあおぞら１	後瀬町13-1-11	53-1230	10	0.5～3.0m	－	－	0.5～3.0m	－	－	－	－	－	－	障害福祉サービス事業所	共同生活援助事業所
	グループホームあおぞら２	南川町50	53-1190	5	3.0～5.0m	－	－	3.0～5.0m	－	－	－	－	－	－	障害福祉サービス事業所	共同生活援助事業所
	つくしの家	水取4丁目4-5	53-1286	50	3.0～5.0m	－	－	3.0～5.0m	－	－	－	－	急傾斜	－	障害福祉サービス事業所	就労継続支援事業所
	第２つくしの家	南川町19-8	53-1286	14	0.5～3.0m	－	－	0.5～3.0m	－	－	－	－	－	－	障害福祉サービス事業所	就労継続支援事業所
	トッモロー	南川町2-3	64-5218	20	3.0～5.0m	－	－	3.0～5.0m	－	－	－	－	－	－	地域活動支援センター	地域活動支援センター
	つくし寮	山手2丁目2-4	52-1286	17	0.5～3.0m	0.5～3.0m	－	～0.5m	－	－	－	－	－	－	障害福祉サービス事業所	共同生活援助事業所
	あんしんマンション雲浜おあしす	雲浜1丁目8-8	53-5500	13	0.5～3.0m	0.5～3.0m	－	～0.5m	－	－	－	－	－	－	サービス付高齢者向け住宅	サービス付高齢者向け住宅
	住宅型有料老人ホーム　あゆみ	大手町8-33	53-5070	36	3.0～5.0m	－	～0.5m	3.0～5.0m	－	－	－	－	－	－	有料老人ホーム	有料老人ホーム
	野村歯科医院	大手町5-13	52-0681	－	3.0～5.0m	－	－	3.0～5.0m	－	－	－	－	－	－	医療施設	歯科診療所
	杉田玄白記念公立小浜病院	大手町2-2	52-0990	453	3.0～5.0m	－	－	3.0～5.0m	－	－	－	－	－	－	医療施設	病院
	にしお内科クリニック	南川町12-8	53-2407	－	3.0～5.0m	－	－	3.0～5.0m	－	－	－	－	－	－	医療施設	診療所
	いちせクリニック	南川町1-30	53-2415	－	0.5～3.0m	－	－	0.5～3.0m	－	－	－	－	－	－	医療施設	診療所
	山手医院	山手1丁目1-8	53-5511	－	0.5～3.0m	0.5～3.0m	－	－	－	－	－	－	－	－	医療施設	診療所
	L＆Mらふみー	千種1丁目8-33	52-0800	10	3.0～5.0m	－	～0.5m	3.0～5.0m	－	－	－	－	－	－	児童福祉施設	放課後等デイサービス事業所
	木村医院	四谷町4-30	53-1260	－	3.0～5.0m	－	－	3.0～5.0m	－	－	－	－	－	－	医療施設	診療所
	本馬医院	水取1丁目6-9	52-2233	－	0.5～3.0m	0.5～3.0m	－	0.5～3.0m	－	－	－	－	－	－	医療施設	診療所
	ひかり歯科	千種1丁目11-16	64-5626	－	3.0～5.0m	－	～0.5m	3.0～5.0m	－	－	－	－	－	－	医療施設	歯科診療所
	みなみがわ松木歯科医院	南川町16-18	53-1782	－	3.0～5.0m	－	－	3.0～5.0m	－	－	－	－	－	－	医療施設	歯科診療所
	大下歯科医院	大手町7-3	52-3791	－	3.0～5.0m	－	～0.5m	3.0～5.0m	－	－	－	－	－	－	医療施設	歯科診療所
	藤田歯科医院	四谷町9-26	53-1876	－	3.0～5.0m	－	～0.5m	3.0～5.0m	－	－	－	－	－	－	医療施設	歯科診療所
	子育て支援センター	南川町4-31	64-6134	35	3.0～5.0m	－	－	3.0～5.0m	－	－	－	－	－	－	児童福祉施設	子育て支援事業の用に供する施設
西津	西津児童クラブ	北塩屋18-19（小学校内）	080-8991-8705	40	0.5～3.0m	0.5～3.0m	－	－	－	－	－	－	急傾斜 土石流	－	児童福祉施設	放課後児童健全育成事業の用に供する施設
	西津小学校	北塩屋18-19	52-0254	190	0.5～3.0m	0.5～3.0m	－	－	－	－	－	－	急傾斜 土石流	－	学校教育施設	小学校
	（株）ライフサービス　デイサービスセンターたぶの木	山王前1丁目6-10	53-0262	30	0.5～3.0m	0.5～3.0m	－	－	－	－	－	－	－	－	介護保険施設	通所介護事業所
	冨田耳鼻科	北塩屋21-21	59-1873	－	0.5～3.0m	0.5～3.0m	－	－	－	－	－	－	－	－	医療施設	診療所
	やむろ助産所	湊13-15	52-3179	－	0.5～3.0m	0.5～3.0m	－	0.5～3.0m	－	－	－	－	－	－	医療施設	助産所（分娩取扱いなし）

地区	事業所名 （網掛け：法令に基づく避難確保計画の作成と訓練の実施が義務となる要配慮者利用施設）	住所	電話	現員定員	浸水（全河川重ね合わせ）	浸水 北川	浸水 遠敷川	浸水 南川	浸水 野木川	浸水 松永川	浸水 田村川	浸水 本所川	土砂災指定	津波災指定	施設分類（大）	施設分類（小）
内外海	内外海保育園	甲ヶ崎22-33	53-0554	40	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	児童福祉施設	保育所
	内外海児童クラブ	阿納45-9（小学校内）	080-8999-6695	30	－	－	－	－	－	－	－	－	急傾斜 土石流	－	児童福祉施設	放課後児童健全育成事業の用に供する施設
	内外海小学校	阿納尻45-9	53-3052	90	－	－	－	－	－	－	－	－	急傾斜 土石流	－	学校教育施設	小学校
	特別養護老人ホーム　若狭ハイツ	阿納尻59-9-1	53-2940	50	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	介護保険施設	介護老人福祉施設
	若狭ハイツデイサービスセンター	阿納尻59-9-1	53-2940	25	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	介護保険施設	通所介護事業所
国富	国富保育園	栗田17-12	52-5683	60	3.0～5.0m	3.0～5.0m	－	－	－	－	－	－	－	－	児童福祉施設	保育所
	ふれあいスクール	次吉27－15	64-5266	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	学校外教育施設	学校外教育施設
	嶺南西特別支援学校	羽賀67-49-1	52-7716	80	3.0～5.0m	3.0～5.0m	－	－	－	－	－	－	急傾斜 土石流	－	学校教育施設	特別支援学校
宮川	宮川保育園	竹長14-13-5	57-1723	19	～0.5m	－	－	－	～0.5m	－	－	－	－	－	児童福祉施設	小規模保育所
	特別養護老人ホーム　ひまわり荘	加茂2-52	57-2120	70	～1.0m	－	－	－	～1.0m	－	－	－	－	－	介護保険施設	介護老人福祉施設
	グループホームひまわりの郷	加茂2-52	57-2711	18	～1.0m	－	－	－	～1.0m	－	－	－	－	－	介護保険施設	認知症対応型 共同生活介護事業所
松永	松永保育園	上野28-8-2	57-1822	45	～1.0m	－	－	－	－	～1.0m	－	－	－	－	児童福祉施設	保育所
	（株）縁	東市場38-17	56-3066	20	～3.0m	－	－	－	－	～3.0m	－	－	－	－	障害福祉サービス事業所	就労継続支援事業所
遠敷	遠敷保育園	遠敷71-8	56-0432	110	0.5～3.0m	－	0.5～3.0m	－	－	－	－	－	－	－	児童福祉施設	保育所
	三びきのこぶた保育園（山本電気工事㈱内）	遠敷8丁目204-1	56-3833	11	0.5～3.0m	～0.5m	0.5～3.0m	－	－	－	－	－	－	－	児童福祉施設	事業所内保育所 認可外保育施設
	わくわくくらぶ（ハーツ若狭内）	遠敷9丁目501　2F	56-4880	10	0.5～3.0m	－	－	0.5～3.0m	－	－	－	－	土石流	－	児童福祉施設	事業所内保育所 認可外保育施設
	遠敷児童センター	遠敷1丁目202	56-0114	－	0.5～3.0m	0.5～3.0m	0.5～3.0m	－	－	－	－	－	－	－	児童福祉施設	児童厚生施設
	小浜美郷児童クラブ	金屋39-8（小学校内）	64-5399	80	0.5～3.0m	0.5～3.0m	～0.5m	－	－	－	－	－	－	－	児童福祉施設	放課後児童健全育成事業の用に供する施設
	小浜美郷小学校	金屋39-8	56-0773	340	0.5～3.0m	0.5～3.0m	～0.5m	－	－	－	－	－	－	－	学校教育施設	小学校
	若狭東高等学校	金屋48-2	56-0400	460	0.5～3.0m	－	0.5～3.0m	－	－	－	－	－	土石流	－	学校教育施設	高等学校
	やすらぎ荘	遠敷4丁目117		－	0.5～3.0m	0.5～3.0m	0.5～3.0m	－	－	－	－	－	－	－	老人福祉施設	老人憩の家
	地域密着型介護老人福祉施設若狭東ハイツ	遠敷48-10-1	56-2940	20	～0.5m	～0.5m	～0.5m	－	－	－	－	－	－	－	介護保険施設	地域密着型 介護老人福祉施設
	ほのぼのハーツ嶺南事業所	遠敷9丁目508	56-3672	20	～0.5m	－	～0.5m	－	－	－	－	－	土石流	－	障害福祉サービス事業所	就労継続支援事業所
	アップ・トゥ・ユウ	竜前5-37-1	64-5462	20	0.5～3.0m		0.5～3.0m	－	－	－	－	－	土石流	－	障害福祉サービス事業所	就労継続支援事業所
	田中病院　介護医療院	遠敷10丁目601-1	56-5353	60	0.5～3.0m	～0.5m	0.5～3.0m	－	－	－	－	－	－	－	医療施設・ 介護保険施設	診療所・介護医療院
	デイサービスあお空	遠敷10丁目601-1	56-5525	25	0.5～3.0m	～0.5m	0.5～3.0m	－	－	－	－	－	－	－	介護保険施設	通所介護事業所
	小浜市デイサービスセンター	遠敷84-3-4	56-5803	30	0.5～3.0m	0.5～3.0m	0.5～3.0m	－	－	－	－	－	－	－	介護保険施設	通所介護事業所
	県民せいきょう　小浜きらめきデイサービス	遠敷9丁目501	56-5757	18	～0.5m	－	～0.5m	－	－	－	－	－	土石流	－	介護保険施設	地域密着型 通所介護事業所
	小規模多機能型ホーム　はな	遠敷4丁目705-1	56-1872	28	0.5～3.0m	～0.5m	0.5～3.0m	－	－	－	－	－	－	－	介護保険施設	小規模多機能型 居宅介護支援事業所
	賃貸住宅はな	遠敷4丁目705-1	56-1872	9	0.5～3.0m	～0.5m	0.5～3.0m	－	－	－	－	－	－	－	有料老人ホーム	有料老人ホーム
	ふらむはぁとナーシングケア	遠敷7丁目301	56-1009	29	0.5～3.0m	～0.5m	0.5～3.0m	－	－	－	－	－	－	－	介護保険施設	看護小規模多機能型 居宅介護支援事業所
	リリ・フィジオ	遠敷7丁目301	53-3302	35	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	介護保険施設	通所介護事業所
	AYATTO	遠敷7丁目301	56-1000	15	0.5～3.0m	～0.5m	0.5～3.0m	－	－	－	－	－	－	－	サービス付高齢者向け住宅	サービス付高齢者向け住宅
	JA福井県デイサービスセンターみのり	遠敷8-1-1	56-3948	37	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	介護保険施設	通所介護事業所
	ふるもり歯科	遠敷9丁目304	56-5067	－	～0.5m	－	～0.5m	－	－	－	－	－	－	－	医療施設	歯科診療所
	グループホームぐるぐる　すてっぷ	遠敷76-6-2	50-9003	5	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	障害福祉サービス事業所	共同生活援助事業所
今富	そらのとりこども園	和久里33-6	56-5677	155	0.5～3.0m	～0.5m	－	0.5～3.0m	－	－	－	－	－	－	児童福祉施設	保育所
	バンビーナ	多田2-2-1	56-2631	19	0.5～3.0m	～0.5m	～0.5m	0.5～3.0m	－	－	－	－	－	－	児童福祉施設	小規模保育事業A型
	バンビーナサポート	多田2-2-1	56-2631	4	0.5～3.0m	～0.5m	～0.5m	0.5～3.0m	－	－	－	－	－	－	児童福祉施設	病児・病後児保育所
	今富児童クラブ会館（旧子育て支援センター）	木崎14-1-1	080-1178-7517	35	3.0～5.0m	－	－	3.0～5.0m	－	－	－	－	－	－	児童福祉施設	放課後児童健全育成事業の用に供する施設
	今富児童クラブ会館別館	和久里26-9	080-8999-6694	80	0.5～3.0m	～0.5m	－	0.5～3.0m	－	－	－	－	－	－	児童福祉施設	放課後児童健全育成事業の用に供する施設
	今富小学校	和久里15-2-5	56-0278	370	0.5～3.0m	～0.5m	－	0.5～3.0m	－	－	－	－	－	－	学校教育施設	小学校
	まつき歯科医院	和久里19-13-1	56-1182	－	0.5～3.0m	～0.5m	－	0.5～3.0m	－	－	－	－	－	－	医療施設	歯科診療所
	チューリップ保育園	伏原22-1-12	53-2125	105	3.0～5.0m	－	－	3.0～5.0m	－	－	－	－	－	－	児童福祉施設	保育所
	医療法人三愛会　中山クリニック	多田2-2-1	59-1030	－	0.5～3.0m	～0.5m	～0.5m	0.5～3.0m	－	－	－	－	－	－	医療施設・ 介護保険施設	診療所・通所リハビリテーション事業所
口名田	口名田保育園	中井45-8	58-0212	60	0.5～3.0m	－	－	0.5～3.0m	－	－	－	－	急傾斜	－	児童福祉施設	保育所
	口名田児童クラブ	中井43-15（小学校内）	080-8690-5085	25	0.5～3.0m	－	－	0.5～3.0m	－	－	－	－	土石流 急傾斜	－	児童福祉施設	放課後児童健全育成事業の用に供する施設
	口名田小学校	中井43-15	58-0211	90	0.5～3.0m	－	－	0.5～3.0m	－	－	－	－	土石流 急傾斜	－	学校教育施設	小学校
	ポラリス	中井9-35-1	58-0077	8	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	有料老人ホーム	有料老人ホーム
中名田	中名田児童館	深野7-11	59-0160	－	～3.0m	－	－	～3.0m	－	－	－	－	－	－	児童福祉施設	児童厚生施設
	中名田小学校	下田14-13-1	59-0311	35	－	－	－	－	－	－	－	－	土石流 急傾斜	－	学校教育施設	小学校
	やすらぎの郷	深谷10-1-1	58-0880	40	～0.3m	－	－	～0.3m	－	－	－	－	－	－	障害者支援施設	施設入所者支援
	第二やすらぎの郷	深谷10-1-4	58-0408	30	～0.3m	－	－	～0.3m	－	－	－	－	－	－	障害者支援施設	施設入所者支援
	第三やすらぎの郷	深谷10-13-2	58-0221	40	～0.3m	－	－	～0.3m	－	－	－	－	－	－	障害者支援施設	施設入所者支援
	ホープ	深谷13-2-1	58-0200	10	～0.3m	－	－	～0.3m	－	－	－	－	－	－	障害福祉サービス事業所	共同生活援助事業所
	ポルト	深谷9-11-3	58-0018	10	－	－	－	－	－	－	－	－	土石流	－	障害福祉サービス事業所	共同生活援助事業所
	株式会社　マル	深野22-1	64-5227	20	～5.0m	－	－	～5.0m	－	－	－	－	－	－	障害福祉サービス事業所	就労継続支援事業所
	中名田診療所	深野7-11	59-0180	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	医療施設	診療所

地区	事業所名 （網掛け：法令に基づく避難確保計画の作成と訓練の実施が義務となる要配慮者利用施設）	住所	電話	現員定員	浸水								土砂災指定	津波災指定	施設分類（大）	施設分類（小）
					（全河川重ね合わせ）	北川	遠敷川	南川	野木川	松永川	田村川	本所川				
加斗	加斗保育園	飯盛58-15	53-3049	40	－	－	－	－	－	－	－	－	急傾斜	－	児童福祉施設	保育所
	加斗児童館	飯盛58-14	53-2175	－	－	－	－	－	－	－	－	－	急傾斜	－	児童福祉施設	児童厚生施設
	加斗児童クラブ	飯盛58-14	080-2956-4449	19	－	－	－	－	－	－	－	－	急傾斜	－	児童福祉施設	放課後児童健全育成事業の用に供する施設
	加斗小学校	飯盛59-32	52-5141	70	－	－	－	－	－	－	－	－	急傾斜	－	学校教育施設	小学校
	特別養護老人ホーム もみじの里	東勢11-3	52-0084	70	－	－	－	－	－	－	－	－	土石流	－	介護保険施設	介護老人福祉施設
	デイサービスセンター　もみじの里	東勢11-3	52-0084	25	－	－	－	－	－	－	－	－	土石流	－	介護保険施設	通所介護事業所
	つぐみ福祉会　小浜事業所　介護型	加斗56-61-1	53-2911	12	～0.3m	－	－	－	－	－	－	～0.3m	－	－	障害福祉サービス事業所	生活介護事業所
	つぐみ福祉会　若芽	加斗56-61-1	53-2911	8	～0.3m	－	－	－	－	－	－	～0.3m	－	－	児童福祉施設	放課後等デイサービス事業所
	クリーンねっと若狭	加斗80-20-1	64-5030	20	～0.5m	－	－	－	－	－	－	～0.5m	－	－	障害福祉サービス事業所	就労継続支援事業所

※　浸水欄の数字は、国および福井県の想定最大規模の浸水想定データに基づく浸水深（国管理河川／北川および遠敷川一部、県管理河川／南川および遠敷川上流）

県管理河川の浸水想定については、想定条件において、北川を超えて雲浜・西津等の地域にも浸水が及ぶ想定となっている。

※　浸水欄における「－」は、河川管理者の浸水想定区域に含まれない箇所

※　土砂災指定欄の「－」は、土砂災害防止法に伴う警戒区域に含まれない箇所

※　津波災指定欄の「－」は、津波防災地域づくりに関する法律に伴う警戒区域に含まれない箇所

※　浸水想定区域、土砂災害指定区域、津波災害警戒区域にある要配慮者利用施設のうち、法令に基づく避難確保計画の作成と訓練の実施が義務となる施設から、次の施設を除外する。

無床の医療施設（診療所、歯科、眼科、皮膚科、整形外科、助産所等）

資料２－５－１

医療施設一覧

R8.10.1現在

施設名	所在地	電話番号	病床数	診療科目																										
				内科	小児科	精神科	神経科	呼吸器科	消化器科	循環器科	アレルギー科	リウマチ科	外科	整形外科	形成外科	心臓血管外科	産婦人科	婦人科	脳神経外科	眼科	耳鼻咽喉科	皮膚科	泌尿器科	リハビリテーション科	歯科口腔外科	放射線科	麻酔科	病理診断科	救急科
小津外科医院	小浜日吉69-1	52-0072	0	○									○	○															
吉井医院	小浜塩竈81-1	52-0028	0	○					○												○					○			
しんたにクリニック	駅前町6-37	64-5321	0	○	○																								
古川医院	駅前町8-16	52-1807	0																			○							
いちせクリニック	南川町1-30	53-2415	0	○	○																								
にしお内科クリニック	南川町12-8	53-2047	0	○						○														○					
杉田玄白記念　公立小浜病院	大手町2-2	52-0990	453	○	○	○			○	○			○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
(医)木村医院	四谷町4-30	53-1260	0	○					○																				
山手医院	山手1丁目1－8	53-5511	0	○																									
本馬医院	水取1丁目6-9	52-2233	0	○	○																								
田中病院	遠敷10-601-1	56-5353	60	○																○									
中山クリニック	多田2-2-1	56-5588	0	○	○													○	○					○					
中名田診療所	深野7-11	59-0180	0	○	○																								
髙橋眼科小浜診療所	小浜酒井10-2	52-1489	0																	○									
冨田耳鼻科	小浜市北塩屋21-21	59-1873	0																		○								

資料２－６－１

防災・水防倉庫一覧

R8.10.1現在

名称	所在地	構造	床面積	建築(設置)年月	管理者	備考
城内水防倉庫	城内1丁目	鉄骨造カラー鉄板葺き平屋建て	89.7㎡	H1.5	小浜市	
丸山水防倉庫	丸山	木造日本瓦葺き平屋建て	33.8㎡	H3.3	小浜市	
太良庄水防倉庫	太良庄	木造日本瓦葺き平屋建て	26.5㎡	H4.12	小浜市	
和久里水防倉庫	和久里	鉄骨造折板葺き平屋建て	26.6㎡	H8.3	小浜市	
松永水防倉庫	東市場	鉄骨造折板葺き平屋建て	34.0㎡	H8.3	小浜市	
中名田防災倉庫	下田	木造日本瓦葺き平屋建て	21.3㎡	H17.2	中名田地区防災自警団	水防倉庫を兼ねる
宮川防災倉庫	加茂	鉄骨造折板葺き平屋建て	23.3㎡	H18.2	宮川地区自警団	水防倉庫を兼ねる
加斗防災倉庫	加斗	鉄骨造カラー鉄板葺き平屋建て	21.3㎡	H18.10	加斗地区防災自警団	水防倉庫を兼ねる
口名田防災倉庫	中井	鉄骨造カラー鉄板葺き平屋建て	21.3㎡	H20.3	口名田地区自主防災会	水防倉庫を兼ねる
内外海防災倉庫	阿納尻	コンテナ型倉庫	13.2㎡	H24.3	内外海地区	
遠敷防災倉庫	遠敷	コンテナ型倉庫	13.2㎡	H25.3	遠敷地区	
西津防災倉庫	北塩屋	ユニット型倉庫	9.9㎡	H26.3	西津地区	
小浜防災倉庫	駅前町	ユニット型倉庫	9.9㎡	H27.3	小浜地区	
原子力防災倉庫	大手町	鉄筋コンクリート造	129.1㎡	H30.8	小浜市	2Fは発電機室
小浜市役所庁舎	大手町	鉄筋コンクリート造	—	H17.2	小浜市	1F、4F
小浜市備蓄倉庫（遠敷）	遠敷	鉄筋コンクリート造	22.5㎡	H17.2	小浜市	東小浜サイクリングセンター 救援物資等集積拠点施設
小浜市備蓄倉庫（小浜鹿島）	小浜鹿島	鉄筋コンクリート造	—	H17.2	小浜市	福祉センター2F

資料2－6－2

防災・水防倉庫等配置図

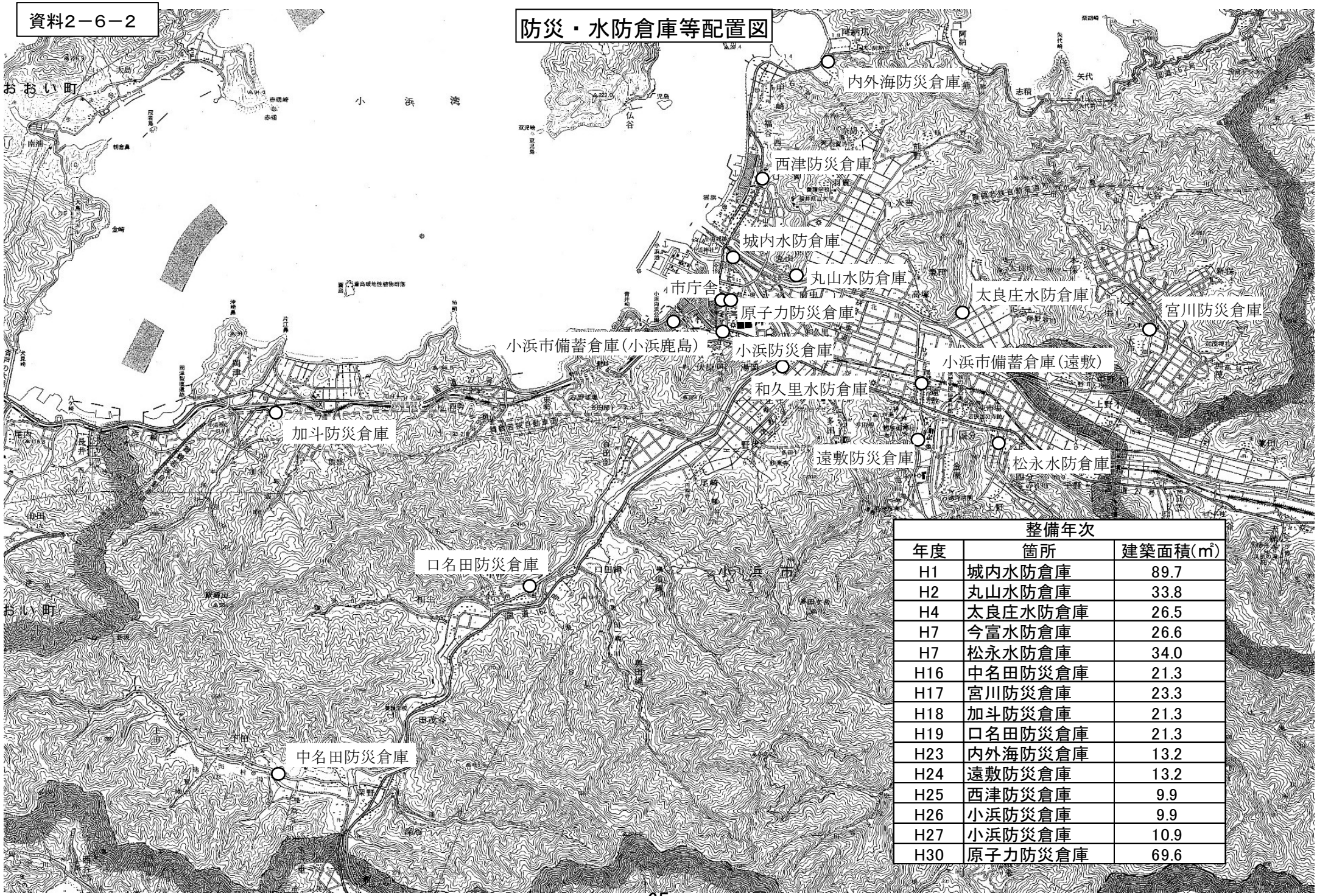

整備年次		
年度	箇所	建築面積(㎡)
H1	城内水防倉庫	89.7
H2	丸山水防倉庫	33.8
H4	太良庄水防倉庫	26.5
H7	今富水防倉庫	26.6
H7	松永水防倉庫	34.0
H16	中名田防災倉庫	21.3
H17	宮川防災倉庫	23.3
H18	加斗防災倉庫	21.3
H19	口名田防災倉庫	21.3
H23	内外海防災倉庫	13.2
H24	遠敷防災倉庫	13.2
H25	西津防災倉庫	9.9
H26	小浜防災倉庫	9.9
H27	小浜防災倉庫	10.9
H30	原子力防災倉庫	69.6

資料2-6-3

令和8年11月1日現在

小浜市　備蓄物資　保管一覧					小浜防災倉庫	西津防災倉庫	小浜市備蓄倉庫（小浜鹿島）	小浜市備蓄倉庫（遠敷）	庁舎（大手町）					放射線防護施設				青井倉庫	指定避難所
区分1	区分2	品目	備蓄数	単位					別館1階防災倉庫	中2階倉庫	4階倉庫	6階倉庫	屋外原子力防災倉庫	栽培漁業センター（堅海）	加斗小学校（荒木）	市民体育館（後瀬町）	内外海小学校（阿納尻）		
食糧	主食	アルファ米	620	食											220	400			
		レトルトパウチ【主食】	9,320	食										2120	850	3810	2540		
		小計	9,940	食															
	副食	即席みそ汁・即席スープ	3,330	食										720	360	1410	840		
		レトルトパウチ【副食】	9,900	食										2100	1050	4200	2550		
		その他	36	食									3						33
		小計	13,266	食															
	乳幼児用	液体ミルク	96	食									96						
		小計	96	食															
	合計		23,302	食															
飲料	ペットボトル・アルミ缶	ペットボトル・アルミ缶　水	10,688	リットル					92				24	2100	1080	4200	2520		672
		小計	10,688	リットル															
	給水機器等	給水パック・タンク	8,150	リットル					4950				3200						
		給水車	6,000	リットル														6000	
		小計	14,150	リットル															
トイレ	便座	携帯トイレ	31,300	回分				2090	3700				400		1920				23190
		簡易トイレ【プラスチック製当】	112	基			3	20					5						84
		マンホールトイレ	3	基									3						
		福祉用トイレ	18	基									7		2				9
		小計	133	基															
	テント	プライベートテント・仕切り	113	張			6	16					3		2				86
日用品	食品関係	哺乳瓶	150	本									150						
		かまど	2	台									2						
	生活用品	毛布	2,652	枚			830	76	25				100	100	50	200	120		1151
		ブルーシート	600	枚	150	50				180			220						
		懐中電灯	195	本									35						160
		幼児用紙おむつ	972	枚									972						
		大人用紙おむつ	3,240	枚											360	1800	1080		
		生理用品	2,150	個									2150						
	避難所関係	仕切り・セパレーター	317	台		37		39					145		10	30	56		
		ベッド	99	台			27	30					12						30
	食器関係	スプーン	1,550	本								1,550							
		割り箸	1,550	膳								1,550							
		食器セット	700	セット										700					
		紙食器(プレート皿)	1,550	枚								1,550							
		紙食器(丸型どんぶり)	1,550	枚								1,550							
		紙食器(コップ)	4,457	枚								1,550							2907
	タオル	タオル	3,000	枚			3,000												
	トイレ	トイレットペーパー	60	ロール						36									24
	敷マット	敷きシート	100	枚										100					
		敷マット（20m/巻）	41	巻									4		5	20	12		

小浜市　備蓄物資　保管一覧					小浜防災倉庫	西津防災倉庫	小浜市備蓄倉庫（小浜鹿島）	小浜市備蓄倉庫（遠敷）	庁舎（大手町）					放射線防護施設				青井倉庫	指定避難所
区分1	区分2	品目	備蓄数	単位					別館1階防災倉庫	中2階倉庫	4階倉庫	6階倉庫	屋外原子力防災倉庫	栽培漁業センター（堅海）	加斗小学校（荒木）	市民体育館（後瀬町）	内外海小学校（阿納尻）		
ペット	ペット関係	折りたたみケージ(動物用)	31	個									1						30
		リード	30	個															30
その他	衛生用品	ウェットタオル	2,800	個											400	1,400	1,000		
		口内ケアシート	6,400	回										100	1,050	2,100	3,150		
		マスク	24,119	枚					22,519										1,600
		アルコール消毒液	33	個															33
		フェイスシールド	108	個															108
		感染症対策セット	330	個									110	120	40	40	20		
		ビニール手袋	3,290	枚															3290
	その他	土のう袋	8,835	袋	1,000	1000							4240						2595
		角スコップ	10	本									10						
		命綱	6	セット									6						
		救助工具	1	セット									1						
		発電機付き投光器	1	台									1						
		発電機（ガソリン式）	27	台									10						17
		ガソリン携行缶	41	個									24						17
		発電機（ガス式）	32	台															32
		ガスボンベ	192	本															192
		投光器	59	台									2						57
		ランタン	265	個									100						165
		レインコート	50	着									50						
		バケツ	25	個									25						
		トラロープ	3	組									3						
		ラジオ	34	台															34
		メガホン	42	本									9						33
		エアーテント	1	枚									1						

資料２－６－４

R8.10.1現在

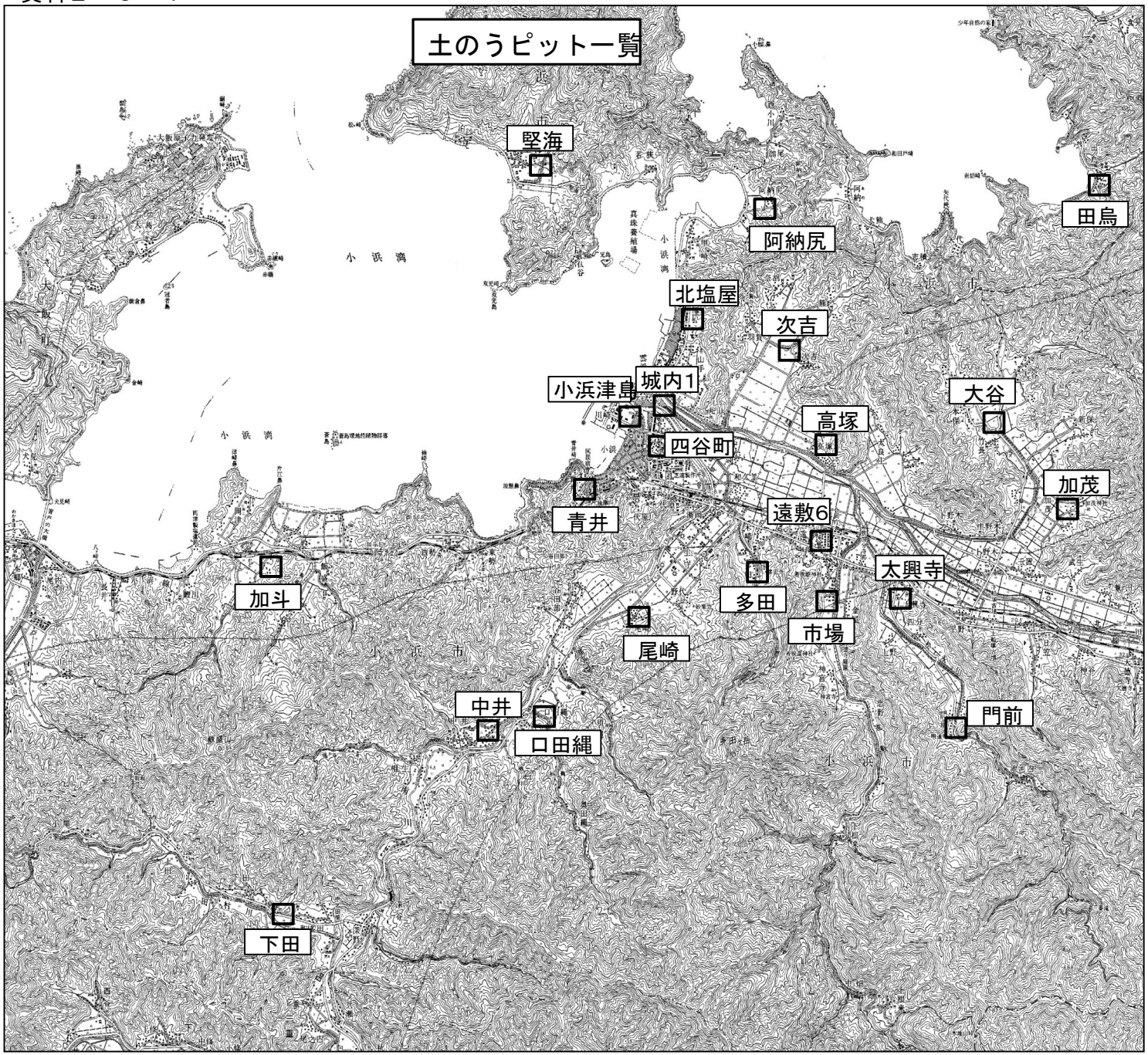

区	場　所
青井	青井第一公園横
小浜津島	台場浜公園横
四谷町	東公園
城内一丁目	水防倉庫横
北塩屋	若狭総合公園駐車場
阿納尻	旧阿納尻小学校横
田烏	永源寺付近
堅海	旧堅海小学校跡
高塚	消防小屋横
次吉	県道付近
加茂	加茂
大谷	市道宮川環状線付近
太興寺	旧松永小学校横
門前	県道付近
市場	消防小屋横
遠敷六丁目	消防小屋横
多田	多田集会所横
尾崎	尾崎区集落センター付近
中井	口名田コミュニティセンター駐車場
口田縄	総合運動場付近
下田	水防倉庫横
下田	中名田コミュニティセンター駐車場
加斗	加斗コミュニティセンター駐車場

資料２－７－１

市有車両一覧　　R8.10.1現在

ID	車両番号	メーカー	車名	用途	緊急通行車両	所管課
1	福井 300 ぬ 1727	トヨタ	エスティマハイブリット			議会事務局
2	福井 300 ぬ 9055	トヨタ	プリウス		○	市長公室
3	福井 330 せ 4332	トヨタ	アルファードＨＶ			市長公室
4	福井 480 す 5451	スズキ	エブリィ			総務課
5	小浜市 こ 870	ホンダ	スーパーカブ AA01	原付		総務課
6	小浜市 こ 398	ホンダ	スーパーカブ AA09	原付		総務課
7	福井 483 い 9751	スズキ	アルトバン			税務課
8	福井 581 え 1848	ダイハツ	ミライ―ス			税務課
9	福井 480 う 1271	マツダ	スクラムバン			防災防犯課
10	福井 501 す 1695	ニッサン	ティーダ　ラティオ		○	防災防犯課
11	福井 501 と 3737	トヨタ	ヴォクシー【県貸与】			新幹線・交通政策課
12	福井 480 す 5452	スズキ	エブリィ			市長公室
13	福井 501 と 9735	トヨタ	ノア【関電貸与】			御食国ブランド戦略課
14	福井 400 せ 7438	トヨタ	トヨエース（2ｔ）		○	営繕管財課
15	福井 501 ぬ 5164	トヨタ	ノア　ＥＴＣ付【県貸与】			営繕管財課
16	福井 480 け 4025	ニッサン	クリッパー（軽トラ）			営繕管財課
17	福井 501 ち 8125	ニッサン	セレナ【県貸与】			営繕管財課
18	福井 501 ち 9677	トヨタ	カローラアクシオ（白）			営繕管財課
19	福井 400 た 6279	トヨタ	レジアスエース【県貸与】			営繕管財課
20	福井 501 と 3736	トヨタ	ヴォクシー【県貸与】			営繕管財課
21	福井 400 た 9384	トヨタ	サクシードバン			営繕管財課
22	福井 580 つ 4601	三菱	ｉ－ＭｉＥＶ（電気）			営繕管財課
23	小浜市 い 55	トヨタ	コムス（超小型電気自動車）	超小型		営繕管財課
24	福井 400 ち 1867	トヨタ	プロボックスバン【リース】			移住定住交流課
25	福井 501 の 2730	トヨタ	ヤリス			営繕管財課
26	福井 480 か 7175	マツダ	スクラムバン			子育て応援課
27	福井 580 さ 3509	日産	ピノ			健康応援課
28	福井 480 か 9799	スズキ	アルトバン			健康応援課
29	福井 483 あ 9752	スズキ	アルトバン			健康応援課
30	福井 581 え 1850	ダイハツ	ミライ―ス			健康応援課
31	福井 581 え 1851	ダイハツ	ミライ―ス			健康応援課
32	福井 580 み 8585	ダイハツ	アトレースローパー			地域福祉課
33	福井 580 た 8912	ダイハツ	ミラ			御食国ブランド戦略課
34	福井 483 あ 9753	スズキ	アルトバン			健康応援課
35	福井 501 と 9736	トヨタ	ノア【関電貸与】			健康応援課
36	福井 501 と 9734	トヨタ	ノア【関電貸与】			健康応援課
37	福井 480 さ 4375	ダイハツ	ハイゼット（軽トラ）【リース】			環境衛生課
38	福井 400 ち 1866	トヨタ	プロボックスバン【リース】			環境衛生課
39	福井 480 き 9582	スバル	サンバートラック			環境衛生課
40	福井 480 き 9199	スズキ	キャリィ（軽トラ）			環境衛生課

41	小浜　　4346	トヨタ	ショベルローダー 4SD23	作業		環境衛生課
42	小浜　　4347	トヨタ	ショベルローダー 5SGL-7 10057	作業		環境衛生課
43	TCM15FD15TB	ＴＣＭ	フォークリフト TCM15FD15TB	作業		環境衛生課
44	福井 400 ち 4760	トヨタ	ダイナ	作業		環境衛生課
45	福井 580 ね 309	スズキ	ワゴンＲ			地域福祉課
46	福井 480 か 7751	スズキ	アルトバン			商工振興課
47	福井 480 き 9092	スズキ	エブリイ			文化観光課
48	福井 480 さ 4376	ダイハツ	ハイゼットカーゴ【リース】			農林水産課
49	福井 480 せ 7118	ダイハツ	ハイゼットカーゴ【リース】			農林水産課
50	福井 580 ま 6826	スズキ	ジムニー			農林水産課
51	福井 480 く 5493	ダイハツ	ハイゼット（軽トラ）			農林水産課
52	福井　88 そ 3606	日野	除雪トラック　7ｔ級	除雪		都市デザイン課
53	福井 100 さ 1444	三菱	キャンター	除雪		都市デザイン課
54	福井 800 さ 2911	いすゞ	フォワード	除雪		都市デザイン課
55	福井 000 る 354	小松	ショベルローダ	除雪		都市デザイン課
56	福井 900 る 79	三菱	グレーダ	除雪		都市デザイン課
57	福井 000 る 1534	コマツ	除雪ドーザ　8ｔ級　車輪式	除雪		都市デザイン課
58	福井 000 る 1536	キャタピラー	除雪ドーザ　8ｔ級　車輪式	除雪		都市デザイン課
59	福井 480 こ 4529	ダイハツ	ハイゼットカーゴ			都市デザイン課
60	福井 400 そ 230	日産	ＡＤバン		○	都市デザイン課
61	福井 300 ぬ 9745	トヨタ	ランドクルーザープラド		○	都市デザイン課
62	福井 480 き 2894	ダイハツ	ハイゼットカーゴ		○	都市デザイン課
63	福井 400 そ 229	日産	ＡＤバン		○	都市デザイン課
64	福井 480 か 8873	スズキ	エブリィバン		○	上下水道課
65	福井 480 さ 5972	ダイハツ	ハイゼットジャンボ（軽トラ）			上下水道課
66	福井 800 す 400	いすゞ	加圧式給水タンク車　2ｔ	作業		上下水道課
67	福井 480 さ 8509	ダイハツ	ハイゼットカーゴ			上下水道課
68	福井　50 な 6074	スズキ	ｋｅｉ			上下水道課
69	福井 480 さ 8510	ダイハツ	ハイゼット（軽トラ）			上下水道課
70	福井 480 す 4278	スバル	サンバーバン			上下水道課
71	福井 501 す 8080	ホンダ	インサイト		○	教育総務課
72	福井 480 く 5476	ニッサン	クリッパー			教育総務課
73	福井 480 う 4151	スズキ	アルトバン			生涯学習スポーツ課
74	福井 400 さ 9778	トヨタ	カローラバン			上下水道課
75	福井 581 き 1794	スズキ	アルト			子育て応援課
76	福井 581 き 1795	スズキ	アルト			子育て応援課
77	福井 480 そ 6984	スズキ	エブリィ【リース】			営繕管財課
78	福井 480 そ 6985	スズキ	エブリィ【リース】			文化観光課

資料２－７－２

事業者別保有車両台数(認可車両数)

R8.10.1現在

	事業者名	住所	電話番号	乗合	貸切				合計
					大型	中型	小型	小計	
1	大和交通㈱	小浜市遠敷8-502-12	0770-56-5555	4	3	4	5	12	16
2	㈱MIFUKU	小浜市千種2-1-13	0770-52-1414	4	12	3	7	22	26
3	レインボー観光自動車㈱	若狭町気山233-8	0770-45-0251	1	10	6	2	18	19
4	ワカサ交通㈱	おおい町本郷147-1-44	0770-77-0111	0	20	18	7	45	45
5	福井鉄道㈱小浜営業所	小浜市千種1-8-15	0770-52-0107	5	0	2	0	2	7
6	㈱ワコーサービス小浜営業所	小浜市和久里15-19-1	0770-56-2220	0	7	4	1	12	12

資料３－１－１

防火対象物一覧　　R8.10.1現在

区分 用途別			対象物数 １５０㎡	中高層 対象物数	階層別		
					３階	４階	５階以上
1	イ	劇場、映画館等	3	0	0	0	0
	ロ	集会所等	40	4	3	1	0
2	イ	キャバレー等	0	0	0	0	0
	ロ	遊技場等	5	0	0	0	0
3	イ	料理店等	4	2	1	1	0
	ロ	飲食店等	27	0	0	0	0
4		マーケット等	70	5	5	0	0
5	イ	旅館、ホテル等	67	21	11	4	6
	ロ	寄宿舎、下宿等	301	83	49	15	19
6	イ	病院、診療所等	10	2	2	0	0
	ロ	特別養護老人ホーム等	7	1	1	0	0
	ハ	老人デイサービスセンター等	35	2	2	0	0
	ニ	幼稚園等	1	0	0	0	0
7		学校等	49	22	16	5	1
8		図書館等	4	0	0	0	0
9	ロ	公衆浴場等	1	0	0	0	0
10		車両の停車場	1	0	0	0	0
11		神社、寺院等	50	1	1	0	0
12	イ	工場、作業場等	163	10	10	0	0
	ロ	映画スタジオ	1	0	0	0	0
13	イ	自動車車庫等	26	1	1	0	0
	ロ	飛行機格納庫	1	0	0	0	0
14		倉庫	139	5	4	1	0
15		事業所等	228	40	30	5	5
16	イ	特定複合	131	56	41	9	6
	ロ	その他複合	60	22	18	2	2
17		重要文化財等	8	0	0	0	0
18		延長50m以上のアーケード	0	0	0	0	0
計			1,432	277	195	43	39

資料３－１－２

小浜市の指定文化財　　R8.10.1現在

指定区分	種別	名称	時代	数量	管理者	所有者等	指定年月日
国宝	建造物	明通寺本堂	鎌倉(正嘉2) ［縁起］	１棟	明通寺	明通寺	昭28.11.14
国宝	建造物	明通寺三重塔	鎌倉(文永7) ［縁起］	１基	明通寺	明通寺	昭28.11.14
国	建造物	神宮寺本堂	室町(天文22) ［諸事日記］	１棟	神宮寺	神宮寺	大13.4.15
国	建造物	神宮寺仁王門	鎌倉後期	１棟	神宮寺	神宮寺	大13.4.15
国	建造物	妙楽寺本堂　附厨子・棟札	室町前期(鎌倉前期前身堂を利用) 鎌倉(永仁4)［天井板墨書］	１棟	妙楽寺	妙楽寺	明34.3.27 昭37.6.2
国	建造物	羽賀寺本堂　附厨子	室町(文安4) ［厨子軒丸瓦墨書］	１棟	羽賀寺	羽賀寺	昭37.6.21
国	建造物	飯盛寺本堂　附厨子・棟札	室町(文明18頃) ［寄進札］	１棟	飯盛寺	飯盛寺	昭58.1.7
国	絵画	絹本著色弥勒菩薩像	鎌倉中期	１幅	萬徳寺	萬徳寺	明34.8.2
国	絵画	絹本著色弥勒菩薩像	南北朝	１幅	長源寺	長源寺	明34.8.2
国	絵画	絹本著色不動明王三童子像	鎌倉	１幅	萬徳寺	萬徳寺	昭60.6.6
国	彫刻	木造大日如来坐像	平安後期	１躯	円照寺	円照寺	明34.8.2
国	彫刻	木造薬師如来坐像	平安末期～鎌倉初期	１躯	国分寺	国分寺	明34.8.2
国	彫刻	木造十一面観音立像	平安前期	１躯	羽賀寺	羽賀寺	明34.8.2
国	彫刻	木造阿弥陀如来坐像	平安後期	１躯	萬徳寺	萬徳寺	大2.8.20
国	彫刻	銅造如意輪観音半跏像（観音堂安置）	奈良後期	１躯	正林庵	正林庵	大7.4.8
国	彫刻	銅造薬師如来立像	鎌倉(1248年)	１躯	竜前区	竜前区	大10.4.30
国	彫刻	木造男神坐像 木造女神坐像	南北朝	２躯	神宮寺	神宮寺	昭16.11.6
国	彫刻	木造千手観音立像	平安後期	１躯	羽賀寺	羽賀寺	昭16.11.6
国	彫刻	木造毘沙門天立像	平安後期	１躯	羽賀寺	羽賀寺	昭16.11.6

指定区分	種別	名称	時代	数量	管理者	所有者等	指定年月日
国	彫刻	木造薬師如来坐像 （本堂安置）	平安後期	1躯	明通寺	明通寺	昭16.11.6
国	彫刻	木造不動明王立像	平安後期	1躯	明通寺	明通寺	昭16.11.6
国	彫刻	木造降三世明王立像	平安後期	1躯	明通寺	明通寺	昭16.11.6
国	彫刻	木造深沙大将立像	平安後期	1躯	明通寺	明通寺	昭16.11.6
国	彫刻	木造不動明王立像	平安後期	1躯	円照寺	円照寺	昭16.11.6
国	彫刻	木造千手観音立像 （本堂安置）	平安中期	1躯	妙楽寺	妙楽寺	昭30.2.2
国	彫刻	木造薬師如来立像 附木造十一面観音立像 木造菩薩立像（本堂安置）	平安前期	3躯	多田寺	多田寺	昭42.6.15
国	彫刻	木造観音菩薩坐像	平安中期	1躯	長慶院	長慶院	昭42.6.15
国	彫刻	木造千手観音立像	平安後期	1躯	加茂神社	加茂神社	昭47.5.30
国	彫刻	木造千手観音立像 附木造不動明王立像毘沙門天立像（２躯）	鎌倉初期	1躯	谷田寺	谷田寺	昭61.6.6
国	彫刻	木造千手観音立像	平安前期	1躯	高成寺	高成寺	平24.9.6
国	工芸品	太刀	平安後期	1口	若狭彦神社	若狭彦神社	明45.2.8
国	書跡・典籍・古文書	紙本墨書羽賀寺縁起	桃山	1巻	羽賀寺	羽賀寺	明34.8.2
国	書跡・典籍・古文書	紙本墨書印可状 附紙本墨書履践集　1冊 紙本墨書大高重成状　1幅 紙本著色大年和尚像　1幅	室町	1幅	高成寺	高成寺	大3.4.17
国	書跡・典籍・古文書	大般若経	平安初期（推定）	600巻	遠敷五区連合会	遠敷一区	昭44.6.20
国	書跡・典籍・古文書	紙本墨書 詔戸次第	鎌倉後期	1巻	若狭彦神社	若狭彦神社	昭48.6.6
国	書跡・典籍・古文書	明通寺寄進札	1309～1694	396枚	明通寺	明通寺	平30.10.31
国	考古資料	福井県鳥浜貝塚出土品	縄文 （草創期・早期・前期）	1,376点	若狭歴史博物館	福井県立若狭歴史民俗資料館	平14.6.26
国	歴史資料	世界及日本図 八曲屏風	安土桃山	1双	若狭歴史博物館	福井県立若狭歴史民俗資料館	平24.9.6
国	史跡	若狭国分寺跡	奈良後期		小浜市	小浜市	昭51.12.23

指定区分	種別	名称	時代	数量	管理者	所有者等	指定年月日
国	史跡	岡津製塩遺跡	7～8世紀		小浜市	小浜市	昭54.5.21
国	史跡	後瀬山城跡	室町・戦国		小浜市	小浜市	平9.5.23
国	名勝	萬徳寺庭園			萬徳寺	萬徳寺	昭7.3.25
国	名勝	若狭蘇洞門			小浜市	小浜市	昭9.1.22
国	天然記念物	萬徳寺のヤマモミジ			萬徳寺	萬徳寺	昭6.6.3
国	天然記念物	蒼島暖地性植物群落			小浜市	小浜市	昭26.6.9
国選択	無形民俗	若狭の産小屋習俗					昭51.12.25
国選択	無形民俗	和久里壬生狂言			和久里壬生狂言保存会	和久里壬生狂言保存会	平15.2.20
国選択	無形民俗	加茂神社のオイケモノ			加茂区	加茂神社上の宮神事保存会	平19.3.7
国選択	無形民俗	福井の戸祝いとキツネガリ			阿納・犬熊・西小川・下田・下根来・新保・泊区	阿納・犬熊・西小川・下田・下根来・新保・泊	平31.2.8
国選定	伝統的建造物群	小浜市小浜西組			小浜市小浜西組	小浜市小浜香取及び小浜飛鳥の全域並びに小浜男山、小浜鹿島、小浜貴船、小浜大原、小浜浅間、小浜白鳥、小浜日吉、小浜住吉、小浜神田、及び青井の各一部	平20.6.9
国	登録	小浜聖ルカ教会	明治30年代	1棟	池袋福音教師社団	池袋福音教師社団	平8.12.20
国	登録	白鳥会館	明治22年代	1棟	個人	石原れい子	平9.5.7
国	登録	白鳥会館煉瓦塀	明治22年代	1基	個人	石原れい子	平9.5.7
国	登録	高鳥歯科医院診療所兼主屋	大正14年（1925）	1棟	個人	高鳥忠彦	平19.10.2
国	登録	高鳥家住宅離れ	大正13年（1924）	1棟	個人	高鳥忠彦	平19.10.2
国	登録	高鳥家住宅土蔵	明治初期	1棟	個人	高鳥忠彦	平19.10.2
国	登録	都菓子舗店舗兼主屋	大正15年（昭和元年（1926））	1棟	個人	寺井藤一朗	平19.10.2
国	登録	都菓子舗作業所	明治中期	1棟	個人	寺井藤一朗	平19.10.2
国	登録	都菓子舗土蔵	明治中期	1棟	個人	寺井藤一朗	平19.10.2

指定区分	種別	名称	時代	数量	管理者	所有者等	指定年月日
国	登録	森下家住宅主屋	明治後期	1棟	個人	森下 博	平19.12.5
国	登録	旧山川家住宅（山川登美子記念館）主屋	明治40年（1907）	1棟	小浜市	小浜市	平20.10.23
国	登録	旧山川家住宅（山川登美子記念館）離れ	明治40年（1907）	1棟	小浜市	小浜市	平20.10.23
国	登録	旧山川家住宅（山川登美子記念館）土蔵	明治40年（1907）	1棟	小浜市	小浜市	平20.10.23
国	登録	旧山川家住宅（山川登美子記念館）表門	明治40年（1907）	1棟	小浜市	小浜市	平20.10.23
国	登録	旧山川家住宅（山川登美子記念館）中門	明治40年（1907）	1棟	小浜市	小浜市	平20.10.23
国	登録	小浜市立小浜中学校洗心館（旧福井県立尋常中学校図書館）	昭和中期	1棟	小浜中学校	小浜市	平23.7.25
国	登録	旧中名田郵便局	昭和11年頃	1棟	個人	吉村順子	令3.2.26
国	登録	旧古川屋惣兵衛住宅	江戸時代（1865）	1棟	株式会社まちづくり小浜		令3.10.14
国	登録有形民俗文化財	若狭めのうの玉磨用具		327点	若狭歴史博物館	福井県（若狭歴史博物館）	平18.3.15
県	建造物	若狭彦神社（上社）本殿、神門、楼門	江戸後期	３棟	若狭彦神社	若狭彦神社	昭54.2.6
県	建造物	若狭彦神社（下社）本殿、神門、楼門、社叢	江戸後期	３棟	若狭彦神社	若狭彦神社	昭54.2.6
県	建造物	旧古河屋別邸　附庭園（御松園）	江戸中期	３棟	個人	福島　弘有喜	平10.4.24
県	絵画	涅槃図	鎌倉後期	１幅	谷田寺	谷田寺	昭29.12.3
県	絵画	絹本著色童子経曼荼羅図	室町前期	１幅	萬徳寺	萬徳寺	昭53.7.25
県	絵画	絹本著色不動明王像	南北朝	１幅	妙楽寺	妙楽寺	昭59.3.2
県	絵画	絹本著色達磨大師像	南北朝	１幅	高成寺	高成寺	平8.5.31
県	絵画	絹本著色　釈迦十六善神像	鎌倉後期	１幅	羽賀寺	羽賀寺	平11.4.23
県	絵画	絹本墨画淡彩　十六羅漢像	中国元時代	16幅	羽賀寺	羽賀寺	平11.4.23
県	絵画	絹本著色　弘法大師像	鎌倉中期	１幅	飯盛寺	飯盛寺	平11.4.23
県	絵画	絹本著色　潤甫周玉像	室町	１幅	雲外寺	雲外寺	平11.4.23

指定区分	種別	名称	時代	数量	管理者	所有者等	指定年月日
県	絵画	紙本著色　彦火火出見尊絵巻	江戸初期	６巻	明通寺	明通寺	平11.4.23
県	絵画	絹本著色　文殊曼陀羅図	鎌倉後期	１幅	萬徳寺	萬徳寺	平11.4.23
県	絵画	絹本著色　京極高次夫人像	江戸初期	１幅	常高寺	常高寺	平11.4.23
県	絵画	絹本著色　十界勧請大曼陀羅図　応安元年五月朗源銘	南北朝	１幅	本境寺	本境寺	平11.4.23
県	絵画	絹本著色　十界勧請大曼陀羅図	南北朝	１幅	本境寺	本境寺	平11.4.23
県	絵画	絹本著色　千手観音像	鎌倉後期	１幅	萬徳寺	萬徳寺	平12.3.21
県	絵画	絹本著色　愛染明王像	鎌倉後期	１幅	萬徳寺	萬徳寺	平12.3.21
県	絵画	絹本著色　十三仏図	南北朝	１幅	萬徳寺	萬徳寺	平12.3.21
県	絵画	絹本著色　両界曼荼羅図	室町後期	２幅	羽賀寺	羽賀寺	平15.4.18
県	絵画	絹本著色　五大明王像	室町初期	３曲屏風１隻・２曲屏風１双	羽賀寺	羽賀寺	平15.4.18
県	絵画	絹本著色　十二天像	室町後期	12幅	羽賀寺	羽賀寺	平15.4.18
県	絵画	絹本著色　仏涅槃図	南北朝	１幅	羽賀寺	羽賀寺	平15.4.18
県	絵画	絹本著色　　武田信高像	室町	１幅	龍泉寺	龍泉寺	平16.1.23
県	絵画	絹本著色　　武田信方像	桃山	１幅	龍泉寺	龍泉寺	平16.1.23
県	絵画	絹本著色　大功文政像	室町	１幅	龍泉寺	龍泉寺	平16.1.23
県	絵画	絹本著色　武田元光像	室町 天文7年（1538）	１幅	発心寺	発心寺	平19.4.20
県	絵画	紙本著色　武田元光像（犬追物検見之像）	室町 天正2年（1574）	１幅	発心寺	発心寺	平19.4.20
県	絵画	板地著色若衆歌舞伎図絵馬	寛文2年（1662）	1面	妙楽寺	妙楽寺	平30.3.30
県	絵画	絹本著色地蔵十王図	南北朝	1幅	愛宕神社	愛宕神社	平31.3.22
県	絵画	紙本金地著色　城内御殿風俗図　六曲屏風	江戸	1双	萬徳寺	萬徳寺	平31.3.22
県	絵画	紙本著色小浜祇園祭礼図	江戸	1巻	廣嶺神社	廣嶺神社	令2.8.4

指定区分	種別	名称	時代	数量	管理者	所有者等	指定年月日
県	彫刻	木造十一面観音菩薩立像	鎌倉中期	1躯	長福寺	長福寺	昭29.12.3
県	彫刻	木造聖観音菩薩立像	平安中期	1躯	妙楽寺	妙楽寺	昭32.3.11
県	彫刻	木造地蔵菩薩坐像	平安後期	1躯	妙楽寺	妙楽寺	昭32.3.11
県	彫刻	木造阿弥陀如来坐像	鎌倉後期	1躯	極楽寺	極楽寺	昭32.3.11
県	彫刻	聖観音菩薩坐像	平安後期	1躯	福寿寺	福寿寺	昭42.2.3
県	彫刻	木造薬師如来坐像	平安後期	1躯	谷田部区	谷田部区	昭45.5.8
県	彫刻	銅造菩薩半跏像	鎌倉後期	1躯	正法寺	正法寺	昭52.6.17
県	彫刻	木造地蔵菩薩坐像	平安後期	1躯	羽賀寺	羽賀寺	昭54.2.6
県	彫刻	木造阿弥陀如来坐像	平安後期	1躯	栖雲寺	栖雲寺	平4.5.1
県	彫刻	木造地蔵菩薩坐像	鎌倉前期	1躯	瑞傳寺	瑞伝寺	平7.4.21
県	彫刻	木造阿弥陀如来坐像	平安後期	3躯	多田寺	多田寺	平7.4.21
県	彫刻	木造　十一面観音菩薩立像	鎌倉後期	1躯	大智寺	大智寺	平11.4.23
県	彫刻	木造　四天王立像	平安	4躯	多田寺	多田寺	平17.5.6
県	彫刻	木造　武田元光像	江戸初期	1躯	発心寺	発心寺	平19.4.20
県	彫刻	木造　聖観音立像	平安	1躯	誓願寺	誓願寺	平21.3.31
県	彫刻	木造　大日如来坐像	平安	1躯	黒駒区	飯盛黒駒区	平31.3.22
県	工芸品	梵鐘	南北朝	1口	竜前区	竜前区	平12.3.21
県	工芸品	古若狭塗	江戸前期	4合 1管	妙楽寺	妙楽寺	平12.3.21
県	工芸品	和楽器（鉦鼓　応仁元年銘1口　附　鉦鼓台1基、鞨鼓1張　附 鞨鼓台1基、太鼓　桴付1張　附 太鼓台1基）		1具	羽賀寺	羽賀寺	平30.3.30
県	工芸品	銅鰐口	南北朝	1口	長源寺	長源寺	令2.8.4
県	工芸品	鉄線蒔絵膳椀	江戸中期	1式	心光寺	心光寺	令3.9.7

指定区分	種別	名称	時代	数量	管理者	所有者等	指定年月日
県	書跡・典籍・古文書	羽賀寺年中行事	室町後期	1冊	羽賀寺	羽賀寺	昭34.9.1
県	書跡・典籍・古文書	紺紙銀泥法華経	高麗（鎌倉）	7巻	羽賀寺	羽賀寺	昭52.6.17
県	書跡・典籍・古文書	羽賀寺本堂上葺勧進帳	室町中期	1巻	羽賀寺	羽賀寺	昭53.7.25
県	書跡・典籍・古文書	紙本墨書中阿含梵志品婆羅姿堂経	奈良時代	1巻	萬徳寺	萬徳寺	昭53.7.25
県	書跡・典籍・古文書	紙本墨書大般若経	鎌倉～室町	600巻	中村区	中村区	昭53.7.25
県	書跡・典籍・古文書	組屋家文書	桃山～明治	235点	小浜市	小浜市	令7.5.14
県	歴史資料	安倍愛季像 秋田実季像	江戸時代	2躯	羽賀寺	羽賀区	平6.5.20
県	歴史資料	宝篋印塔	南北朝（1358）	1基	和久里区	和久里区	平8.5.31
県	歴史資料	紙本著色小浜城下蘇洞門景観図	江戸後期	1巻	若狭歴史博物館	八原祥光	平30.3.30
県	歴史資料	徳川家光所用乗物	江戸時代	1挺	発心寺	発心寺	令3.9.7
県	歴史資料	紙製地球儀	江戸時代（1798）	1点	若狭歴史博物館		令7.5.14
県	有形民俗	如法経料足寄進札	1309～1694	399枚	明通寺	明通寺	昭53.7.25
県	有形民俗	如法経料足寄進札	1316～1565	100枚	羽賀寺	羽賀寺	昭53.7.25
県	有形民俗	如法経料足寄進札	1486～1488	33枚	飯盛寺	飯盛寺	昭53.7.25
県	有形民俗	如法経料足寄進札	1464～1553	23枚	妙楽寺	妙楽寺	昭53.7.25
県	無形民俗	雲浜獅子			雲浜獅子保存会	雲浜獅子保存会	昭32.3.11
県	無形民俗	手杵祭			矢代区	矢代区	昭43.3.29
県	無形民俗	和久里壬生狂言			和久里壬生狂言保存会	和久里壬生狂言保存会	昭61.3.28
県	無形民俗	加茂神社上宮の神事			加茂区	加茂区	平6.5.20
県	無形民俗	奈胡の六斎念仏			奈胡区六斎念仏保存会	奈胡区六斎念仏保存会	平12.3.21
県	無形民俗	小浜放生祭			放生祭祭礼委員会	放生祭祭礼委員会	平14.4.23

指定区分	種別	名称	時代	数量	管理者	所有者等	指定年月日
県	無形民俗	椎村神社の祭り			若狭区	小浜市若狭区	平16.4.20
県	無形民俗	奥窪谷の六斎念仏			奥窪谷六斎念仏保存会	奥窪谷六斎念仏	平16.4.20
県	無形民俗	西津七年祭			宗像神社祭礼委員会		平26.3.28
県	史跡	小浜城跡	江戸初期		小浜神社	小浜神社	昭31.3.12
県	史跡	加茂古墳	古墳後期		小浜市	小浜市	昭34.9.1
県	名勝	円照寺庭園	江戸前期		円照寺	円照寺	平13.4.20
県	名勝	龍泉寺庭園　本堂西庭・庫裡北庭			龍泉寺	龍泉寺	平27.3.31
県	天然記念物	黒駒神社のナギ			黒駒神社	黒駒神社	昭40.5.18
県	天然記念物	新福寺のフジ			新福寺	新福寺	昭40.5.18
県	天然記念物	百里岳のシャクナゲ自生地			上根来生産森林組合	上根来生産森林組合	昭44.4.1
市	建造物	薬医門	江戸時代（1668）	1棟	空印寺	空印寺	昭63.1.21
市	建造物	八幡神社木造鳥居	江戸時代（1694）	1基	八幡神社	八幡神社	平6.1.27
市	建造物	国分寺釈迦堂	江戸時代（1705）	1棟	国分寺	国分寺	平11.3.24
市	建造物	日枝神社本殿	江戸時代（1673）	1棟	日枝神社	太良庄区	平11.3.24
市	建造物	多田寺本堂	江戸時代（1806）	1棟	多田寺	多田寺	平15.5.6
市	建造物	長源寺山門	江戸時代（1687）	1棟	長源寺	長源寺	平16.4.21
市	建造物	明通寺山門	江戸後期	1棟	明通寺	明通寺	平17.4.25
市	建造物	円照寺大日堂　附棟札	江戸時代（1795）	1棟	円照寺	円照寺	平19.4.16
市	建造物	旧旭座	明治時代（1911）	1棟	小浜市	小浜市	平26.6.20
市	絵画	障壁画	江戸中期	10面	常高寺	常高寺	昭35.3.5
市	絵画	壁画床	江戸中期	2面	常高寺	常高寺	昭35.3.5

指定区分	種別	名称	時代	数量	管理者	所有者等	指定年月日
市	絵画	折本紙本著色西天廿八祖之肖像	鎌倉末期	1冊	高成寺	高成寺	昭45.10.19
市	絵画	絹本著色矜羯羅・制多迦童子画像	室町前期	2幅	妙楽寺	妙楽寺	昭51.1.22
市	絵画	紙本著色小足掃部夫妻画像	江戸初期	2幅	妙興寺	妙興寺	昭56.5.23
市	絵画	絹本著色地蔵菩薩像	南北朝	1幅	高成寺	高成寺	昭59.2.17
市	絵画	絹本著色妙玄尼公肖像　附東條義門自筆妙玄尼公由緒言上書	江戸初期	1幅	妙玄寺	妙玄寺	昭61.4.26
市	絵画	紙本著色神明神社社頭風俗図	江戸中期	1双	空印寺	空印寺	昭63.1.21
市	絵画	絹本著色酒井忠勝肖像画	江戸初期	1幅	小浜市	小浜市	平4.2.26
市	絵画	絹本著色両界曼荼羅図	室町中期	2幅	萬徳寺	萬徳寺	平18.4.23
市	絵画	絹本著色釈迦十六善神像	室町前期	1幅	極楽寺	極楽寺	平19.4.16
市	絵画	絹本著色愛染明王像	室町後期	1幅	極楽寺	極楽寺	平19.4.16
市	絵画	絹本著色阿弥陀三尊来迎図	室町後期	1幅	極楽寺	極楽寺	平19.4.16
市	絵画	絹本著色天台大師像	室町中期	1幅	極楽寺	極楽寺	平23.4.18
市	絵画	絹本著色十三仏図	室町後期	1幅	極楽寺	極楽寺	平23.4.18
市	彫刻	木造大黒天立像	江戸前期	1躯	本承寺	本承寺	昭44.11.21
市	彫刻	木造釈迦如来坐像（大仏）	鎌倉（江戸後補）	1躯	国分寺	国分寺	昭45.2.20
市	彫刻	木造観音菩薩立像	平安中期	1躯	松福寺	松福寺	昭48.2.24
市	彫刻	木造釈迦如来坐像	鎌倉前期	1躯	国分寺	国分寺	昭50.1.28
市	彫刻	木造阿弥陀如来坐像	鎌倉前期	1躯	国分寺	国分寺	昭50.1.28
市	彫刻	木造地蔵菩薩立像	平安後期	1躯	円照寺	円照寺	昭53.3.17
市	彫刻	木造狛犬	鎌倉後期	1対	谷田寺	谷田寺	昭59.2.17
市	彫刻	木造大黒天立像	鎌倉末期	1躯	谷田寺	谷田寺	昭61.4.26

指定区分	種別	名称	時代	数量	管理者	所有者等	指定年月日
市	彫刻	木造不動明王坐像	平安中期	1躯	妙楽寺	妙楽寺	平9.3.25
市	彫刻	木造千手観音立像	平安後期	1躯	飯盛寺	飯盛寺	平9.3.25
市	彫刻	木造阿弥陀如来坐像及び両脇侍	鎌倉前期	3躯	蓮花寺	蓮華寺	平9.3.25
市	彫刻	木造十一面観音立像	平安後期	1躯	常福寺	常福寺	平13.2.23
市	彫刻	木造阿弥陀如来坐像	平安中期	1躯	仏谷区	仏谷区	平15.5.6
市	彫刻	木造兜跋毘沙門天立像	平安後期	1躯	加尾区	加尾区	平15.5.6
市	彫刻	木造金剛力士立像	鎌倉時代	2躯	明通寺	明通寺	平19.4.16
市	彫刻	木造金剛力士立像	南北朝時代	2躯	神宮寺	神宮寺	平19.4.16
市	彫刻	木造金剛力士立像	鎌倉時代頃	2躯	谷田寺	谷田寺	平19.4.16
市	彫刻	木造金剛力士立像	室町～江戸	2躯	妙楽寺	妙楽寺	平19.4.16
市	彫刻	木造薬師如来坐像 附像内納入品	鎌倉時代	1躯	飯盛寺	飯盛寺	平24.2.22
市	彫刻	木造役行者像	室町時代	1躯	小浜市	若州修験道	平25.3.21
市	彫刻	木造地蔵菩薩半跏像	鎌倉時代	1躯	法雲寺	法雲寺	平26.5.16
市	彫刻	木造聖観音菩薩立像	平安時代	1躯	永原寺	永源寺	平30.4.27
市	彫刻	木造阿弥陀如来坐像	平安初期	1躯	佛國寺		令7.4.1
市	工芸品	太刀	室町後期	1口	八幡神社	八幡神社	昭35.3.5
市	工芸品	太刀	江戸前期	1口	八幡神社	八幡神社	昭35.3.5
市	工芸品	銅造孔雀文磬	室町前期	1面	萬徳寺	萬徳寺	昭40.11.12
市	工芸品	木造厨子（千手観音像厨子）	室町時代（1398）	1基	加茂神社	加茂神社	昭45.2.20
市	工芸品	能面（翁・父尉）	室町中期	2面	加茂神社	加茂神社	昭46.11.20
市	工芸品	銅造梵鐘	江戸時代（1612）	1口	日枝神社	日枝神社	昭50.1.28

指定区分	種別	名称	時代	数量	管理者	所有者等	指定年月日
市	工芸品	長英寺石造五輪塔	鎌倉後期	1基	長英寺	長英寺	昭51.1.22
市	工芸品	銅造懸仏	南北朝・室町中期	3面	妙楽寺	妙楽寺	昭51.1.22
市	工芸品	蓮池輪宝沈金経箱	室町前期	1合	長源寺	長源寺	昭59.2.17
市	工芸品	伊予札桶側菱綴二枚胴具足	江戸初期	1領	小浜市	小浜市	平4.2.26
市	工芸品	伊予札桶側菱綴胴具足	室町末期	1領	小浜市	小浜市	平4.2.26
市	工芸品	銅造懸仏	南北朝（1343）	2面	若狭法雲寺	法雲寺	平12.4.26
市	工芸品	鳳足石硯	室町・江戸	2点	龍泉寺・神宮司		令5.7.7
市	書跡	紙本墨書永平祖師真影之賛	江戸（1735）	1幅	永福庵	永福庵	昭43.1.19
市	書跡	日蓮上人真蹟	鎌倉後期	2点	本境寺	本境寺	昭45.10.19
市	書跡	紙本墨書常高院自筆消息	江戸初期	1幅	常高寺	常高寺	昭45.10.19
市	書跡	東嶺和尚墨蹟	江戸（1725）	5幅	円照寺	円照寺	昭45.10.19
市	書跡	元方守端墨跡（送別語）	南北朝	1幅	高成寺	高成寺	昭51.1.22
市	書跡	紙本墨書真盛上人六字名号	室町	1幅	極楽寺	極楽寺	平23.4.18
市	典籍	瑞方面山述賛永平正法眼蔵附拾遺永平正法眼蔵	江戸中期	6冊、4冊	永福庵	永福庵	昭43.1.19
市	典籍	紙本墨書守護国家論	室町中期	1巻	長源寺	長源寺	昭61.4.26
市	古文書	安倍家文書	鎌倉～明治	66点	個人蔵	安倍安延	昭57.4.20
市	考古資料	北川（丸山）河床遺跡出土品	弥生前期中～新段階	1括	小浜市	小浜市	平4.2.26
市	考古資料	太興寺廃寺出土遺物	7世紀末～ 8世紀半ば	瓦類8点 土器類2点	小浜市	小浜市	平16.4.21
市	考古資料	高塚遺跡出土資料	奈良時代	10点	小浜市		令4.3.29
市	歴史資料	瑞方面山履践集還入状（案）	江戸中期	1軸	高成寺	高成寺	平7.2.23
市	歴史資料	旧順造館正門	江戸後期	1棟	若狭高校	県立若狭高等学校	平10.3.25

指定区分	種別	名称	時代	数量	管理者	所有者等	指定年月日
市	歴史資料	熊野那智神社の神仏習合遺産	平安時代	一括	熊野神社	岩井谷熊野那智神社	平24.2.22
市	歴史資料	酒井家文庫	近世～近代	一括	小浜市	小浜市	平25.3.21
市	歴史資料	八幡宮銅燈	江戸時代	1対	八幡神社	八幡神社	令2.3.16
市	歴史資料	古河屋船絵馬	江戸時代	1点	小浜市	小浜市 （現在福井県立若狭歴史博物館に寄託中）	令2.3.16
市	歴史資料	木造八百比丘尼坐像	室町時代後半	1躯	神明神社	神明神社	令2.3.16
市	歴史資料	小浜藩校関係史料	江戸～明治	1,278点	小浜市	小浜市	令3.3.24
市	歴史資料	若狭塗見本手板	江戸・明治	4点附1点	個人蔵		令6.4.10
市	歴史資料	小浜灯台のホヤ	明治時代	1点	小浜神社		令7.4.1
市	有形民俗	金屋鋳物師用具・附文書	江戸後期	504点	個人蔵	芝田孫左衛門	昭57.4.20
市	有形民俗	地の神講の社祠		10ケ所	深谷区他	村上通　他	平 5. 3.26
市	有形民俗	奉納船と神体船		７船	若狭彦神社他	若狭彦神社他	平21. 8.21
市	無形民俗	虫送り			虫送り保存会	宮川地区虫送り保存会	平15. 5. 6
市	無形民俗	松上げ			滝谷・西相生・上田・下田・和多田区	口名田・中名田地区	平18. 4.13
市	無形民俗	六日講・二十日講の勧請綱行事			荒海区・荒木区	法海区・荒木区	平19.4.16
市	無形民俗	山八講行事			下根来区		平20. 4.10
市	無形民俗	お盆の精霊船送り	江戸		内外海地区	内外海地区	平24.2.22
市	無形民俗	へしこ・なれずしの製法技術			田烏	田烏さばへしこなれずしの会 森下佐彦 他5名	平25.3. 21
市	無形民俗	広嶺神社祇園祭	江戸		廣嶺神社	広嶺神社	平27.3.20
市	無形民俗	和多田の六斎念仏			和多田六斎念仏保存会	和多田六斎念佛保存会	平30.4.27
市	史跡	常高院墓所	江戸初期	1所	常高寺	常高寺	昭35. 3.5
市	史跡	白鬚神社前方後円墳	5世紀末期	1基	平野区	平野区	昭50. 1.28

指定区分	種別	名称	時代	数量	管理者	所有者等	指定年月日
市	史跡	太興寺古墳群	6世紀前半	5基	太興寺区	太興寺区	昭50. 1.28
市	史跡	検見坂古墳群	6世紀末期	97基	検見坂区	検見坂区	昭50. 1.28
市	史跡	武田元光墓塔	室町末期	1基	発心寺	発心寺	昭57. 4.20
市	史跡	新保山城跡	室町末期		新保・大谷区	新保・大谷区	昭63.1.21
市	史跡	大塩城跡	室町末期		口田縄区	口田縄区	昭63.1.21
市	史跡	熊野那智神社境内		1所	上田区	上田区	平6.1.27
市	名勝	三番の滝		1所	池河内区	宝泉寺	平4.2.26
市	名勝	奥田縄の滝		1所	奥田縄区	奥田縄区	平4.2.26
市	天然記念物	白石神社の椿群生林			白石神社	白石神社	昭41.7.15
市	天然記念物	神宮寺のスダジイ		1本	神宮寺	神宮寺	昭45.10.19
市	天然記念物	若狭彦神社（下社）　　オガタマノキ		1本	若狭彦神社	若狭彦神社	昭45.10.19
市	天然記念物	加茂神社のムク		1本	加茂神社	加茂神社	昭45.10.19
市	天然記念物	長泉寺のコウヨウザン		1本	長泉寺	長泉寺	昭46.11.20
市	天然記念物	加茂神社上宮社叢			加茂神社	加茂神社	昭63.1.21
市	天然記念物	久須夜神社社叢			久須夜神社	久須夜神社	昭63.1.21
市	天然記念物	黒駒神社社叢			黒駒神社	西勢区	平4.2.26
市	天然記念物	伯父ケ谷山の神のトチノキ		4本	下根来区	下根来区	平9.3.25
市	天然記念物	妙祐寺のシダレザクラ		1本	妙祐寺	妙祐寺	平9.3.25
市	天然記念物	田烏大浜のヤマモモ		1本	個人蔵	森本信治他	平10.3.25
市	天然記念物	加茂神社の大スギ		1本	加茂神社	加茂神社	平13.2.23
市	天然記念物	東相生のカツラとイチョウ		2本	東相生区	東相生区	平25.3. 21

資料３－２－１

消防力の現況　　R8.10.1現在

種別	形質	数量	配備先
消防ポンプ車	ＣＤ－Ｉ型	6	本署３台、西津、和久里、遠敷
	ＢＤ－Ｉ型	2	小浜、中井
化学車	Ⅱ型	1	本署
はしご付消防車	３０ｍ級	1	本署
小型動力ポンプ積載車	普通トラック	7	田烏、高塚、太興寺、下田、深谷、加斗、本保
	軽積載車	3	阿納、遠敷、多田
	資機材搬送用軽積載車（軽トラック）	8	奈胡、遠敷、門前、上田、下加斗、東勢、加茂、新保
救助工作車	Ⅱ型	1	本署
高規格救急車	高度救命処置用資器材積載	2	本署
指令車		1	本署
指揮車		1	本署
防災広報車		2	本署
資材搬送車		1	本署
バス		1	本署
人員輸送車		1	本署
津波・大規模風水害対策車		1	本署

資料３－２－２

消防水利の現況　　R8.10.1現在

上水道消火栓	防火水槽４０㎥以上	プール	計
635	134	16	785

資料３－２－３

消防救助資機材一覧

R8.10.1現在

	機械器具等	数量
一般救助用器具	かぎ付はしご	5
	三連はしご	4
	金属製折りたたみはしごまたはワイヤはしご	2
	空気式救助マットまたは救助幕	0
	救命索発射銃	1
	サバイバースリングまたは救助用縛帯	8
重量物排除用器具	ジャッキ（ラムシリンダー）	1
	スプレッダー	1
	可搬ウインチ	1
	マット型空気ジャッキ	1
	その他（マンホール救助資機材）	1
	その他（救助用支柱器具）	1
切断用器具	油圧切断機（ペダルカッター）	1
	エンジンカッター	3
	チェーンソー	2
	鉄線カッター	7
	空気鋸	1
	大型油圧切断機	1
	その他（電動カッター）	1
破壊用器具	万能斧	4
	ハンマー	4
	削岩機	4
測定用器具	可燃性ガス測定機	1
	有毒ガス測定機	0
	放射線測定機	4
	その他（ポケット線量計）	20
	その他（アラームメータ）	41
	熱画像装置	3

	機械器具等	数量
呼吸器保護用器具	空気呼吸器	21
	酸素呼吸器	8
	簡易呼吸器	2
	送排風機	2
	その他（エアラインマスク）	0
隊員保護用器具	耐電手袋	10
	耐電衣	5
	耐電ズボン	5
	耐電長靴	9
	陽圧式化学防護服	15
	耐熱服	9
	放射線防護服	20
隊員保護用器具（水難関係）	潜水器具	12
	救命胴衣	36
	水中投光機	7
	救命浮輪	7
	浮標	4
	救命ボート	3
	船外機	3
山岳救助用器具	バスケット型担架	4
その他の救助用器具	投光器	7
	携帯拡声器	11
	携帯無線機	18
	ロープ登降機	4
	救助工作車	1

資料３－２－４

消防救急資機材一覧　　R8.10.1現在

区分	数量	保管場所
(観察用)		
聴診器	4	若狭消防署
血圧計	3	若狭消防署
患者監視装置一式	2	若狭消防署
携帯型パルスオキシメーター	2	若狭消防署
携帯型心電図モニター	2	若狭消防署
(呼吸・循環管理用)		
自動式人工呼吸器	2	若狭消防署
手動式人工呼吸器	3	若狭消防署
心肺蘇生用背板	2	若狭消防署
電動式吸引器	2	若狭消防署
手動式吸引器	0	若狭消防署
酸素ボンベ	19	若狭消防署
自動体外式除細動器	2	若狭消防署
喉頭鏡一式	3	若狭消防署
マギール鉗子	3	若狭消防署
呼吸管理セット	3	若狭消防署
特定行為セット	3	若狭消防署
気管挿管セット	3	若狭消防署
薬剤投与セット	3	若狭消防署
輸液用資機材一式	6	若狭消防署
(切傷等保護用)		
陰圧式固定マット	0	若狭消防署
外傷セット	2	若狭消防署
(保温･搬送用)		
全身固定用バックボード	5	若狭消防署
スクープストレッチャー	6	若狭消防署
布担架	4	若狭消防署
(消毒用)		
ガス滅菌器	0	若狭消防署
高圧蒸気滅菌器	1	若狭消防署
(訓練用)		
高度シミュレーション人形	2	若狭消防署
蘇生訓練人形	18	若狭消防署
ＡＥＤトレーナー	15	若狭消防署

資料３－２－５

小浜消防団の現況

R8.10.1現在

分団	担当地区	分団長	副分団長	部長	班長	団員数	消防ポンプ自動車	小型動力ポンプ積載車	小型動力ポンプ	資器材搬送用軽積載車（小型ポンプ付き）	消火栓			防火水槽	
											全数	消火栓	簡易消火栓	全数	うち40ｔ以上
本部	団長１・副団長２	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
本部	女性消防団	－	－	1	－	6	－	－	－	－	－	－	－	－	－
第１分団	小浜・西津・雲浜	1	1	2	2	20	2	－	－	－	204	204	0	10	8
第２分団	内外海	1	1	3	8	24	－	1	6	－	95	35	60	19	11
第３分団	国富	1	1	2	2	14	－	1	－	1	48	10	38	22	21
第４分団	今富	1	1	2	2	16	1	－	－	－	114	114	0	6	6
第５分団	遠敷	1	1	3	3	29	1	－	－	1	90	75	15	15	14
第６分団	松永	1	1	2	2	17	－	1	－	1	54	39	15	12	9
第７分団	口名田	1	1	4	4	23	1	－	3	－	85	67	18	21	17
第８分団	中名田	1	1	3	3	30	－	2	－	1	61	0	61	25	4
第９分団	加斗	1	1	3	3	22	－	1	－	2	91	91	0	22	20
第１０分団	宮川	1	1	3	3	21	－	1	－	2	56	0	56	30	24
機能別分団		1	1	－	－	56	－	－	－	－	－	－	－	－	－
計		11	11	28	32	278	5	7	9	8	898	635	263	182	134

資料３－３－１

危険物施設一覧

R8.10.1現在

製造所等の別 / 地区	合計	製造所	小計	貯蔵所							取扱所						少量
				屋内貯蔵所	屋外タンク貯蔵所	屋内タンク貯蔵所	簡易タンク貯蔵所	地下タンク貯蔵所	移動タンク貯蔵所	屋外貯蔵所	給油取扱所	自家給油取扱所	第１種販売取扱所	第２種販売取扱所	一般取扱所	小口詰替	ミニローリー
小浜	44	－	44	5	2	0	2	16	4	2	5	1	1	0	2	1	3
雲浜	3	－	3	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1
西津	6	－	6	0	1	0	0	2	0	0	2	0	0	0	0	0	1
内外海	18	－	18	－	3	1	0	7	0	0	2	0	0	0	5	0	0
国富	5	－	5	2	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0	1	0	0
宮川	3	－	3	0	0	0	0	1	1	0	0	1	0	0	0	0	0
松永	4	－	4	1	0	0	0	0	0	0	1	1	0	0	0	0	1
遠敷	22	－	22	0	0	0	0	2	9	1	4	0	0	0	2	1	3
今富	37	－	37	7	7	1	0	1	7	0	2	2	0	0	1	1	8
口名田	3	－	3	0	0	0	0	1	1	0	0	0	0	0	1	0	0
中名田	1	－	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
加斗	14	－	14	4	3	0	1	1	0	0	0	0	0	0	1	0	4
合計	160	0	160	20	18	2	3	32	22	3	16	5	1	0	13	4	21

資料３－３－２

高圧ガス製造事業所・貯蔵所

R8.10.1現在

第１種高圧ガス（液化石油ガス）製造事業所			
名称	所在地	事業区分	所蔵設備
－	－	－	－
第１種高圧ガス（一般高圧ガス）製造事業所			
名称	所在地	事業区分	高圧ガスの種類
進工業（株）小浜工場	野代4-31-2	消費プラント	その他のガス
宇野酸素（株）小浜営業所	木崎11-4	充填所	その他のガス

資料３－３－３

火薬庫

R8.10.1現在

名称	所在地	種類	
澤頭銃砲火薬店	奥田縄上野葉座	地上式一級火薬庫	２棟
	生玉27	地上式三級火薬庫	１棟
	奥田縄上野葉座	煙火火薬庫	１棟

砂防指定地

R8.10.1現在

河川名			所在地			告示番号		告示年月日				面積	土石流危険渓流	指定方法		他法令指定区域の重複
水系名	河川名	渓流名	郡市名	町村名	字名											
北川	遠敷川	遠敷川	小浜市		下根来・中の畑	内	98	S	8	4	11	20.83		面		
北川	遠敷川	〃	小浜市		上根来	内	380	S	15	6	4	30.13		面		
北川	遠敷川	大谷川	小浜市											面		
北川	遠敷川	古地苅川	小浜市											面		
北川	遠敷川	遠敷川	小浜市		下根来	建	737	S	27	6	5	51.46		標		
北川	遠敷川	〃	小浜市			建	737	S	27	6	5	0.01		面		
北川	遠敷川	伯父ケ谷川	小浜市			建	721	S	31	4	16	151.89		面		
北川	松永川	松永川	小浜市		池の河内	建	720	S	31	4	16	65.07		線		
北川	松永川	美谷川	小浜市		〃	建	755	S	32	5	7	23.25	1-2-57	線		
北川	松永川	入戻谷川	小浜市		〃	建	75	S	33	1	18	8.59		線		
南川	田村川	田村川	小浜市		小屋	建	75	S	33	1	18	51.20		面		
北川	多田川	多田川	小浜市		多田	建	2030	S	34	10	23	25.80		線・標		
北川	遠敷川	大谷川	小浜市		神宮寺	建	2030	S	34	10	23	3.48	1-2-66	線		
北川	遠敷川	〃	小浜市		〃	建	2581	S	34	12	24	18.56		線		
北川	遠敷川	小谷川	小浜市										1-2-67	線		
北川	多田川	多田川	小浜市		多田	建	1065	S	35	6	3	6.27		線		
南川		奥田縄川	小浜市		奥田縄	建	1065	S	35	6	3	54.71		線		
南川		八幡谷川	小浜市		尾崎	建	1065	S	35	6	3	3.65	2-14-6	線		
北川	松永川	大滝川	小浜市		池の河内	建	2747	S	36	12	8	21.60		線		
北川	多田川	多田川	小浜市		多田	建	2668	S	38	10	19	27.22	1-2-79	面		
南川		八幡谷川	小浜市		尾崎	建	2668	S	38	10	19	1.42		線		
南川		須縄川	小浜市		須縄	建	2668	S	38	10	19	42.78		線		
南川		岳谷川	小浜市											線		
南川		窪谷川	小浜市		西相生	建	2668	S	38	10	19	29.73		線		
南川		深谷川	小浜市		深谷	建	2668	S	38	10	19	27.57		線		
南川	田村川	能登地川	小浜市		上田	建	2668	S	38	10	19	23.91		線		
南川	田村川	釜瀬谷川	小浜市											線		
南川	田村川	田村川	小浜市		小屋	建	2668	S	38	10	19	138.18		線		
南川	田村川	湯谷川	小浜市											線		
南川	田村川	松尾谷川	小浜市											線		
北川	遠敷川	今谷川	小浜市		金屋	建	2098	S	40	7	30	2.34		線		
北川	野木川	大谷川	小浜市		大谷	建	2098	S	40	7	30	7.80		線		
〃	〃	〃	〃		〃	国	954	H	27	8	21	△ 0.53		標		
〃	〃	〃	〃		〃	国	953	H	27	8	21	0.27		標		
南川		飛川谷川	小浜市		中井	建	2098	S	40	7	30	11.47		線		
南川		飛川谷支川	小浜市											線		
南川		五十谷川	小浜市		中井	建	2098	S	40	7	30	12.71		線		
北川	遠敷川	根来川	小浜市		中ノ畑	建	3121	S	41	9	9	13.48		線		
北川	野木川	本保川	小浜市		本保	建	3121	S	41	9	9	23.71	1-2-35	線		
北川	野木川	平井川	小浜市											線		
北川	野木川	平井支川	小浜市											線		
北川	野木川	上町川	小浜市											線		
その他		田鳥川	小浜市		田鳥	建	3121	S	41	9	9	7.95	3-6	線		
その他		田鳥支川	小浜市											線		
北川	野木川	大沢寺川	小浜市		大谷	建	1177	S	42	3	31	14.37		線		
北川	野木川	大沢寺支川	小浜市											線		
その他		杉谷川	小浜市		西勢	建	1177	S	42	3	31	16.72		線		
その他		杉谷支川	小浜市											線		
北川	江古川	熊野川	小浜市		熊野	建	1056	S	46	6	24	3.88		線		
本所川		本所川	小浜市		加斗	建	2050	S	46	12	17	12.40		線		
本所川		団谷川	小浜市											線		
その他		石ケ谷川	小浜市		甲ケ崎	建	2050	S	46	12	17	1.61	3-60	線		
その他		大谷川	小浜市		堅海	建	2188	S	47	12	27	6.13	3-24	線		
北川	込田川	太良川	小浜市		太良庄	建	2188	S	47	12	27	8.20	1-2-6S	線		
北川	江古川	六ツ子川	小浜市		奈胡	建	2188	S	47	12	27	9.54	1-2-9	線		
北川	江古川	奥城川	小浜市										1-2-6	線		
北川	遠敷川	神通寺川	小浜市		遠敷	建	336	S	52	3	16	7.73	1-2-73	線		
北川	遠敷川	神通寺支川	小浜市		〃									線		
飯盛川		飯盛川	小浜市		飯盛	建	336	S	52	3	16	6.52	2-15-10	線		
北川	込田川	師野谷川	小浜市		太良庄	建	336	S	52	3	16	14.49	1-2-26	線		
北川	込田川	鳴滝川	小浜市										1-2-24	線		
北川	込田川	鳴滝支川	小浜市											線		
北川	込田川	小野寺川	小浜市										1-2-25	線		
その他		アミダ川	小浜市		堅海	建	63	S	53	1	28	11.27	3-27	線		
北川	江古川	羽賀寺谷川	小浜市		羽賀	建	63	S	53	1	28	2.47	1-2-3	線		
北川	松永川	堂の谷川	小浜市		四分一	建	63	S	53	1	28	1.29	1-2-53	線		
その他		樋の谷川	小浜市		西勢	建	63	S	53	1	28	12.14		線		
						国	226	H	22	3	26	△ 0.71				
						国	227	H	22	3	26	0.70				
北川	森川	野代川	小浜市			建	857	S	54	4	14	2.02	2-14-4	線・標		

河川名			所在地			告示番号			告示年月日			面積	土石流危険渓流	指定方法		他法令指定区域の重複
水系名	河川名	渓流名	郡市名	町村名	字名											
北川	野木川	霊沢寺川	小浜市		大谷	建	857	S	54	4	14	0.66		線・標		
北川	松永川	地獄谷川	小浜市			建	857	S	54	4	14	0.72	1-2-54	線・標		
南川		仏国寺川	小浜市			建	857	S	54	4	14	0.34		線・標		
本所川		三梨子川	小浜市		加斗	建	857	S	54	4	14	1.58	2-16-4	線・標		
その他		杓川	小浜市		伏原	建	857	S	54	4	14	0.97	3-41	線・標		
北川	遠敷川	分国寺川	小浜市		竜前	建	691	S	55	3	29	1.24	1-2-71	線・標		
北川	遠敷川	城亭川	小浜市										1-2-68	標		
南川	田村川	稲荷谷川	小浜市		和多田	建	691	S	55	3	29	2.45	2-14-25	線・標		
その他		犬熊川	小浜市		犬熊	建	691	S	55	3	29	1.56	3-12	線・標		
北川	江古川	畑谷川	小浜市		熊野	建	1162	S	57	5	17	2.51		標		
北川	松永川	上野川	小浜市		上野	建	754	S	59	3	29	0.82	1-2-60	標		
北川	松永川	小屋ケ谷川	小浜市											標		
北川	多田川	薬師谷川	小浜市		多田	建	754	S	59	3	29	0.62	1-2-78	標		
その他		大谷川	小浜市		堅海	建	1613	S	59	12	5	0.80		標		
北川	野木川	新保南川	小浜市		新保	建	95	S	60	1	24	0.74	1-2-43	標		
北川	野木川	新保南支川	小浜市											標		
南川	田村川	左近田谷川	小浜市		下田	建	95	S	60	1	24	0.39	2-14-47	標		
その他		西杓川	小浜市		伏原	建	95	S	60	1	24	0.69		標		
北川	込田川	太良川	小浜市		太良庄	建	926	S	60	6	12	0.17	1-2-6S	標		
北川	多田川	薬師谷川	小浜市		多田	建	926	S	60	6	12	0.11		標		
北川	松永川	小屋ケ谷川	小浜市		上野	建	1137	S	60	8	10	0.43		標		
その他		二文字川	小浜市		福谷	建	1570	S	61	9	26	0.65	3-36	標		
その他		古津川	小浜市		阿野尻	建	664	S	62	3	16	1.38	3-35	標		
北川	野木川	新保南川	小浜市		新保	建	807	S	63	3	18	1.50		標		
南川		杉余谷川	小浜市		奥田縄	建	807	S	63	3	18	0.79	2-14-11	標		
南川	田村川	左近田谷川	小浜市		下田	建	807	S	63	3	18	1.31	2-14-46	標		
南川	田村川	地蔵谷川	小浜市		和多田	建	2159	S	63	11	8	1.23	2-14-49	標		
その他		雨ケ谷川	小浜市		若狭	建	241	H	元	2	15	0.76	3-30	標		
南川		杉余谷川	小浜市		奥田縄	建	241	H	元	2	15	0.19		標		
その他		一文字川	小浜市		福谷	建	241	H	元	2	15	0.56	3-37	標		
その他		一文字川	小浜市		福谷	国	101	H	31	1	22	18.51	3-37	面・標		
その他		古津川	小浜市		阿納尻	建	72	H	2	1	23	0.61		標		
南川		今谷川	小浜市		奥田縄	建	72	H	2	1	23	0.75		標		
北川	松永川	上野川	小浜市		上野	建	303	H	3	2	25	0.78		標		
北川	江古川	宮の谷川	小浜市		栗田	建	481	H	4	3	2	0.31	1-2-19	標		
北川	松永川	スゲン谷川	小浜市		池河内	建	828	H	4	3	25	2.36	1-2-55	面		
南川	田村川	樫本谷川	小浜市		下田	建	828	H	4	3	25	6.33	2-14-45	面		
南川		今谷川	小浜市		奥田縄	建	2064	H	4	12	25	0.36		線		
南川		地蔵谷川	小浜市		和多田	建	2064	H	4	12	25	0.78		標		
その他		アミダ川	小浜市		堅海	建	2064	H	4	12	25	1.97		線		
北川	野木川	清水池川	小浜市		大戸	建	2111	H	5	11	8	5.94	1-2-27	面・標		
北川	江古川	奥山谷川	小浜市		高塚	建	2111	H	5	11	8	6.76	1-2-20	面・標		
北川	江古川	宮の谷川	小浜市		栗田	建	2111	H	5	11	8	0.41		標		
その他	一文字川	水ケ谷川	小浜市		福谷	建	272	H	6	2	14	0.39		標		
南川		左近谷川	小浜市		窪谷	建	2239	H	6	11	22	1.03	2-14-53	標		
北川	多田川	中野代川	小浜市		野代	建	2239	H	6	11	22	52.11		面・標		
北川	江古川	地蔵谷川	小浜市		熊野	建	708	H	8	3	19	8.54	1-2-13	面・標		
北川	江古川	平野川	小浜市		平野	建	708	H	8	3	19	7.96	1-2-50	面・標		
南川	田村川	竹本谷川	小浜市		下田	建	708	H	8	3	19	0.76	2-14-42	標		
北川	野木川	清水池川	小浜市		加茂	建	406	H	9	3	7	6.08	1-1-27	面・標		
南川	田村川	福寿谷川	小浜市		上田	建	406	H	9	3	7	3.86	2-14-40	面・標		
北川	野木川	新保北川	小浜市		新保	建	2169	H	9	12	22	50.67	1-2-41	面・線		
北川	江古川	地蔵谷川	小浜市		熊野	建	1446	H	11	7	2	14.39		面・標		
南川	田村川	大左近谷川	小浜市		和多田	建	1737	H	11	9	21	2.57	2-14-48	面・標		
北川	江古川	代谷川	小浜市		羽賀	建	127	H	12	1	25	6.90	1-2-2	面・標		
北川	森川	八幡谷川	小浜市		尾崎	国	366	H	14	5	8	30.81	2-14-6	面		
北川	江古川	村上谷川	小浜市		栗田	国	903	H	14	10	22	9.65	1-2-18	面・標		
南川	南川	瀧ノ川	小浜市		谷田部	国	288	H	16	3	17	47.90		面・線		
北川	野木川	大戸川	小浜市		加茂	国	883	H	17	8	16	14.96		面・標		
北川	江古川	赤兀川	小浜市		羽賀	国	532	H	18	4	13	3.61		面・標		
北川	江古川	杓川	小浜市		羽賀	国	533	H	18	4	13	7.32		面・標		
北川	野木川	小北川及び小北川支川	小浜市		加茂	国	1269	H	20	10	22	22.66	1-2-47	標・線		
北川	熊野川	東陽寺谷川及び堤中山谷川	小浜市		熊野	国	1203	H	22	10	26	10.84		面・標		
南川	地蔵谷川	宗助谷川	小浜市		和多田	国	1397	H	24	12	5	10.85	2-14-50	面・標		
南川		雲外寺川	小浜市		谷田部	国	1397	H	24	12	5	9.55	2-14-65	面・標		
北川	本保川	上町川及び下ノ滝川	小浜市		本保	国	239	H	25	3	15	34.14		面・標		
北川	遠敷川	宮谷川	小浜市		忠野	国	406	H	26	3	31	0.82	1-2-103	標		
北川	野木川	宮ノ上川	小浜市		加茂	国	406	H	26	3	31	7.46	1-2-47	面		
北川	江古川	徳蔵坊谷川	小浜市		羽賀	国	326	H	29	4	7	5.00	1-2-4	標		
北川	江古川	瓜生谷川	小浜市		羽賀	国	1110	H	29	11	29	5.36	1-2-3	面・標		
北川	江古川	奥釜谷川	小浜市		奈胡	国	1110	H	29	11	29	9.10	1-2-8	面・標		
北川	江古川	天下城川	小浜市		奈胡	国	1110	H	29	11	29	7.21	1-2-7	面・標		
その他	南川	境ヶ谷川	小浜市		相生	国	156	R	3	3	8	9.92		面・標		18204-2-14-15
その他	南川	井根谷川	小浜市		相生	国	156	R	3	3	8	13.80		面・標		18204-2-14-16
その他	田烏川	桂奥谷川	小浜市		田烏	国	983	R	4	9	14	12.43		面・標		
南川		猪木谷川	小浜市		中井	国	18	R	6	1	17	6.78	2-14-59	面・標		
北川	江古川	奈胡坂川	小浜市		奈胡	国	834	R	7	8	25	4.49	1-2-7	面		
北川	江古川	奈胡坂川	小浜市		奈胡	国	416	R	8	3	26	0.42	1-2-7	標		
北川	平野川	岩神川	小浜市		平野	国	1177	R	8	9	30	6.45	4-1-2-51	面・標		

資料４－１－２

急傾斜地崩壊危険区域　　R8.10.1現在

整理番号	台帳番号	土木記号	町村記号	区域名	所在地	指定年月日				指定番号	指定地面積
1	28	10	1	竜前	小浜市竜前	S	47	9	1	802	1.30
						H	元	3	22	252	
2	29	10	1	青井	小浜市青井	S	47	9	1	802	0.42
3	30	10	1	小屋第2	小浜市小屋	S	47	9	1	802	1.27
4	124	10	1	湯岡・伏原	小浜市湯岡・伏原	S	54	4	24	377	6.80
5	164	10	1	伏原・大宮	小浜市伏原・大宮	S	56	1	6	156	1.19
6	143	10	1	池の河内	小浜市池の河内	S	55	3	28	221	1.62
7	282	10	1	丸山	小浜市丸山	S	62	3	24	188	1.15
8	283	10	1	検見坂	小浜市遠敷	S	62	3	24	188	0.31
9	307	10	1	池の河内第2	小浜市池河内	H	元	3	22	251	1.93
10	308	10	1	仏谷	小浜市仏谷	H	元	3	22	251	0.40
11	309	10	1	宇久	小浜市宇久	H	元	3	22	251	0.48
12	335	10	1	竹長	小浜市竹長	H	2	3	13	157	1.23
13	356	10	1	野代	小浜市野代	H	3	3	26	222	0.55
14	357	10	1	門前	小浜市門前	H	3	3	26	222	2.09
15	358	10	1	矢代	小浜市矢代	H	3	3	26	222	1.06
16	421	10	1	田烏	小浜市田烏	H	9	7	18	571	0.77
17	441	10	1	四分一	小浜市四分一	H	11	3	19	200	1.37
18		10	1	上和多田	小浜市和多田	H	11	11	2	803	1.77
19		10	1	水取	小浜市水鳥	H	14	9	27	653	2.89
20		10	1	三分一	小浜市三分一	H	15	10	17	633	0.88
21		10	1	下田	小浜市下田	H	16	6	18	404	1.05
22		10	1	福谷	小浜市福谷	H	23	5	6	215	2.27
23		10	1	次吉	小浜市次吉	R	2	2	28	80	1.85
小浜土木計				23							34.65

資料４－１－３

山地災害危険個所

R8.10.1現在

種別	番号	位置		面積(ha)	公共施設等		
		大字	字		人家	公共施設	道路
山腹崩壊危険地区	1	丸山	八ツ石	4	12		市
	2	湯ノ岡	大屏	2	2		市
	3	東市場	宝照	2	25		国
	4	尾崎	桜谷	1	22		国
	5	上中井	大黒山	2	158		市
	6	池河内	笠尾	6	7		
	7	国分	赤松	2	45		国
	8	下田	山寺奥	6	61	1	県
	9	下田	タケモトダニ	2	18	1	県
	10	犬熊	坂尻	6	1		国
	11	岩井谷	大谷	4	0		県
	12	小村	岸南谷	5	0		林
	13	小村	別所谷	5	21		県
	14	小屋	鶴の谷	4	4		県
	15	四分一	下山	6	39	1	県
	16	池河内	笠尾	9	8		
	17	新保	北側	2	19		市
	18	下根来	今坂上	2	8		県
	19	青井	海望山	1	172		県
	20	小屋	瀑の花	4	11		県
	21	法海	陰谷	1	23		市
	22	本保	堂谷	1	9		市
	23	加斗	鷲谷	1	7		市
	24	羽賀	徳蔵坊	1	10		市
	25	羽賀	堂ノ奥	1	18		市
	26	飯盛	広野	1	1	1	県
	27	下根来	石有口	1	9		県
	28	岡津	姥ヶ谷	1	0		国
	29	忠野	宮の谷	1	7		県
	30	西小川	南堂の上	1	1		市
	31	下根来		2	0		県
	32	谷田部	山の口	2	25		県
	33	谷田部	山の口	1	0		
	34	谷田部	山の口	2	55		県
地すべり危険地区	1	金屋	牛ノ首	15	158	1	市

種別	番号	位置		面積(ha)	公共施設等		
		大字	字		人家	公共施設	道路
崩壊土砂流出危険地区	1	西小川	大口	30	19		国
	2	熊野	奥熊野	8	17	1	県
	3	矢代	下河原谷	19	24		国
	4	新保	中側	69	64	3	県
	5	太良庄	稲葉山	22	57		市
	6	門前	宇都屋口	61	43		県
	7	池河内	大晒	149	15		県
	8	下根来	石有谷	118	17		県
	9	下根来	大谷	155			林
	10	小屋	緩ノ上	10	17		県
	11	志積	大谷	28	16		国
	12	金屋	牛ノ首谷	4	113	1	県
	13	阿納	大谷	10	49		国
	14	小屋	瀑谷	143	20		県
	15	下根来	布谷	57	10		県
	16	青井	海望山	3			県
	17	田烏	田井	63	19		国
	18	野代	木谷	102	35		国
	19	小屋	亀ヶ谷	136			林
	20	志積	割谷	19	16		国
	21	犬熊	高平	19	11		国
	22	志積	大栗山	12			国
	23	志積	熊野坂	16	16		国
	24	若狭	雨ヶ谷	28	15		県
	25	小村	原谷	4	77		県
	26	下田	岸南谷	14	58		県
	27	本保	大岩	95	42	1	県
	28	志積	みの越	4	16		国
	29	阿納尻	阿納坂	11	17		国
	30	熊野	水呑大谷	45	25	1	県
	31	多田	野山	258	417	2	国
	32	金屋	牛の首越	7	124	1	県
	33	下根来	高谷	18	13	1	県
	34	下根来	下谷	100	15	1	県
	35	池河内	岩坪	137			林
	36	下根来	上白石	5	21	1	県
	37	東勢	寒風	20	3		県
	38	仏谷	中村谷	6	13		県
	39	下根来	先引谷	7	12	1	県
	40	下根来	伯父ヶ谷	541	25		県
	41	法海	陰谷	59	33		高
	42	本保	東山	6	31	1	県
	43	栗田		7	116	1	高
	44		阿納尻	5	15		国
	45	下根来		170			県

資料４－１－４

土砂災害警戒区域等指定数

R8.10.1現在

市町	土砂災害警戒区域				土砂災害特別警戒区域		
	土石流	急傾斜	地すべり	計	土石流	急傾斜	計
小浜市	447	562	6	1,015	352	560	912

資料４－１－５

土砂災害警戒区域等指定状況

R8.10.1現在

場所	土砂災害警戒区域の名称	土砂災害特別警戒区域の名称	土砂災害の発生原因となる自然現象	指定日（警戒区域）	指定日（特別警戒区域）	備考
泊	小浜市泊（４－３－２１）	小浜市泊（４－３－２１）	土石流	平成16年12月24日	平成16年12月24日	
金屋	小浜市金屋（４－１－２－６１）	小浜市金屋（４－１－２－６１）	土石流	平成16年12月24日	平成16年12月24日	
金屋	小浜市金屋（４－１－２－６２）	小浜市金屋（４－１－２－６２）	土石流	平成16年12月24日	平成16年12月24日	
金屋	小浜市金屋（４－Ⅰ－９０７１）	小浜市金屋（４－Ⅰ－９０７１）	急傾斜地の崩壊	平成16年12月24日	平成16年12月24日	
金屋	小浜市金屋（４－Ⅱ－９２０５）	小浜市金屋（４－Ⅱ－９２０５）	急傾斜地の崩壊	平成16年12月24日	平成16年12月24日	
生守	小浜市生守（４－２－１４－１）	（土砂災害特別警戒区域はなし）	土石流	平成17年3月31日	（なし）	
生守	小浜市生守（４－Ⅰ－９０６５）	小浜市生守（４－Ⅰ－９０６５）	急傾斜地の崩壊	平成17年3月31日	平成17年3月31日	H26.7.29再指定
生守	小浜市生守（４－Ⅰ－９０６６－１）	小浜市生守（４－Ⅰ－９０６６－１）	急傾斜地の崩壊	平成17年3月31日	平成17年3月31日	
生守	小浜市生守（４－Ⅰ－９０６６－2）	小浜市生守（４－Ⅰ－９０６６－2）	急傾斜地の崩壊	平成17年3月31日	平成17年3月31日	
羽賀	小浜市羽賀（４－１－２－１－１）	小浜市羽賀（４－１－２－１－１）	土石流	平成17年3月31日	平成17年3月31日	H29.3.24R解除、Y再指定
羽賀	小浜市羽賀（４－１－２－１－２）	小浜市羽賀（４－１－２－１－２）	土石流	平成17年3月31日	平成17年3月31日	H29.3.24R解除、Y再指定
羽賀	小浜市羽賀（４－１－２－２）	小浜市羽賀（４－１－２－２）	土石流	平成17年3月31日	平成17年3月31日	R4.3.22R解除、Y再指定
羽賀	小浜市羽賀（４－１－２－４）	小浜市羽賀（４－１－２－４）	土石流	平成17年3月31日	平成17年3月31日	
羽賀	小浜市羽賀（４－１－２－５）	小浜市羽賀（４－１－２－５）	土石流	平成17年3月31日	平成17年3月31日	
羽賀	小浜市羽賀（４－１－２－８２）	小浜市羽賀（４－１－２－８２）	土石流	平成17年3月31日	平成17年3月31日	H29.3.24R解除、Y再指定
羽賀	小浜市羽賀（４－Ⅱ－９０００）	小浜市羽賀（４－Ⅱ－９０００）	急傾斜地の崩壊	平成17年3月31日	平成17年3月31日	
羽賀	小浜市羽賀（４－Ⅱ－９０１９）	小浜市羽賀（４－Ⅱ－９０１９）	急傾斜地の崩壊	平成17年3月31日	平成17年3月31日	
羽賀	小浜市羽賀（４－Ⅱ－９０２０）	小浜市羽賀（４－Ⅱ－９０２０）	急傾斜地の崩壊	平成17年3月31日	平成17年3月31日	
羽賀	小浜市羽賀（４－Ⅱ－９０２１）	小浜市羽賀（４－Ⅱ－９０２１）	急傾斜地の崩壊	平成17年3月31日	平成17年3月31日	
太興寺	小浜市太興寺（４－１－２－９７）	小浜市太興寺（４－１－２－９７）	土石流	平成17年12月27日	平成17年12月27日	
太興寺	小浜市太興寺（４－Ⅱ－９２１４）	小浜市太興寺（４－Ⅱ－９２１４）	急傾斜地の崩壊	平成17年12月27日	平成17年12月27日	
中の宮	小浜市中の宮（４－１－２－１１９）	小浜市中の宮（４－１－２－１１９）	土石流	平成17年12月27日	平成17年12月27日	
中の宮	小浜市中の宮（４－Ⅰ－９０７０）	小浜市中の宮（４－Ⅰ－９０７０）	急傾斜地の崩壊	平成17年12月27日	平成17年12月27日	
犬熊	小浜市犬熊（４－３－１２－１）	（土砂災害特別警戒区域はなし）	土石流	平成17年12月27日	（なし）	
犬熊	小浜市犬熊（４－３－１２－２）	小浜市犬熊（４－３－１２－２）	土石流	平成17年12月27日	平成17年12月27日	
犬熊	小浜市犬熊（４－３－１３）	小浜市犬熊（４－３－１３）	土石流	平成17年12月27日	平成17年12月27日	
犬熊	小浜市犬熊（４－３－１４）	小浜市犬熊（４－３－１４）	土石流	平成17年12月27日	平成17年12月27日	
犬熊	小浜市犬熊（４－Ⅱ－９００６）	小浜市犬熊（４－Ⅱ－９００６）	急傾斜地の崩壊	平成17年12月27日	平成17年12月27日	
宇久	小浜市宇久（４－３－２０）	小浜市宇久（４－３－２０）	土石流	平成17年12月27日	平成17年12月27日	
志積	小浜市志積（４－３－１０－１）	小浜市志積（４－３－１０－１）	土石流	平成17年12月27日	平成17年12月27日	
志積	小浜市志積（４－３－１０－２）	小浜市志積（４－３－１０－２）	土石流	平成17年12月27日	平成17年12月27日	
志積	小浜市志積（４－３－１０－３）	小浜市志積（４－３－１０－３）	土石流	平成17年12月27日	平成17年12月27日	
志積	小浜市志積（４－３－１１－１）	（土砂災害特別警戒区域はなし）	土石流	平成17年12月27日	（なし）	
志積	小浜市志積（４－３－１１－２）	（土砂災害特別警戒区域はなし）	土石流	平成17年12月27日	（なし）	
須縄	小浜市須縄（４－Ⅱ－９１８１）	小浜市須縄（４－Ⅱ－９１８１）	急傾斜地の崩壊	平成18年2月28日	平成18年2月28日	
須縄	小浜市須縄（４－Ⅱ－９１８３）	小浜市須縄（４－Ⅱ－９１８３）	急傾斜地の崩壊	平成18年2月28日	平成18年2月28日	
須縄	小浜市須縄（４－Ⅱ－９１８４）	小浜市須縄（４－Ⅱ－９１８４）	急傾斜地の崩壊	平成18年2月28日	平成18年2月28日	
須縄	小浜市須縄（４－Ⅱ－９１８５）	小浜市須縄（４－Ⅱ－９１８５）	急傾斜地の崩壊	平成18年2月28日	平成18年2月28日	
須縄	小浜市須縄（４－Ⅱ－９１８６）	小浜市須縄（４－Ⅱ－９１８６）	急傾斜地の崩壊	平成18年2月28日	平成18年2月28日	
須縄	小浜市須縄（４－Ⅱ－９１８７）	小浜市須縄（４－Ⅱ－９１８７）	急傾斜地の崩壊	平成18年2月28日	平成18年2月28日	
須縄	小浜市須縄（４－Ⅱ－９１８８）	小浜市須縄（４－Ⅱ－９１８８）	急傾斜地の崩壊	平成18年2月28日	平成18年2月28日	
須縄	小浜市須縄（４－Ⅱ－９１８９）	小浜市須縄（４－Ⅱ－９１８９）	急傾斜地の崩壊	平成18年2月28日	平成18年2月28日	
須縄	小浜市須縄（４－２－１４－８）	小浜市須縄（４－２－１４－８）	土石流	平成18年2月28日	平成18年2月28日	
須縄	小浜市須縄（４－２－１４－９－１）	小浜市須縄（４－２－１４－９－１）	土石流	平成18年2月28日	平成18年2月28日	
須縄	小浜市須縄（４－２－１４－９－２）	小浜市須縄（４－２－１４－９－２）	土石流	平成18年2月28日	平成18年2月28日	
須縄	小浜市須縄（４－２－１４－１０１）	小浜市須縄（４－２－１４－１０１）	土石流	平成18年2月28日	平成18年2月28日	
須縄	小浜市須縄（４－２－１４－１０２）	小浜市須縄（４－２－１４－１０２）	土石流	平成18年2月28日	平成18年2月28日	
須縄	小浜市須縄（４－２－１４－６８）	（土砂災害特別警戒区域はなし）	土石流	平成18年2月28日	（なし）	
須縄	小浜市須縄（４－２－１４－６９）	小浜市須縄（４－２－１４－６９）	土石流	平成18年2月28日	平成18年2月28日	
須縄	小浜市須縄（４－２－１４－７０）	小浜市須縄（４－２－１４－７０）	土石流	平成18年2月28日	平成18年2月28日	
口田縄	小浜市口田縄（４－Ⅱ－９１６９）	小浜市口田縄（４－Ⅱ－９１６９）	急傾斜地の崩壊	平成18年2月28日	平成18年2月28日	
口田縄	小浜市口田縄（４－Ⅱ－９１７０）	小浜市口田縄（４－Ⅱ－９１７０）	急傾斜地の崩壊	平成18年2月28日	平成18年2月28日	
口田縄	小浜市口田縄（４－２－１４－１２）	小浜市口田縄（４－２－１４－１２）	土石流	平成18年2月28日	平成18年2月28日	
阿納	小浜市阿納（４－３－１５）	（土砂災害特別警戒区域はなし）	土石流	平成18年2月28日	（なし）	
阿納	小浜市阿納（４－３－５６）	小浜市阿納（４－３－５６）	土石流	平成18年2月28日	平成18年2月28日	

※位置情報などの詳細な情報は、県WEBサイト「福井県土砂災害警戒区域等管理システム」に掲載

場所	土砂災害警戒区域の名称	土砂災害特別警戒区域の名称	土砂災害の発生原因となる自然現象	指定日（警戒区域）	指定日（特別警戒区域）	備考
阿納	小浜市阿納（４－３－７０－１）	小浜市阿納（４－３－７０－１）	土石流	平成18年2月28日	平成18年2月28日	
阿納	小浜市阿納（４－３－７０－２）	小浜市阿納（４－３－７０－２）	土石流	平成18年2月28日	平成18年2月28日	
西小川	小浜市西小川（４－Ⅰ－６２７）	小浜市西小川（４－Ⅰ－６２７）	急傾斜地の崩壊	平成18年2月28日	平成18年2月28日	
西小川	小浜市西小川（４－Ⅰ－９００２）	小浜市西小川（４－Ⅰ－９００２）	急傾斜地の崩壊	平成18年2月28日	平成18年2月28日	
西小川	小浜市西小川（４－Ⅰ－９００３）	小浜市西小川（４－Ⅰ－９００３）	急傾斜地の崩壊	平成18年2月28日	平成18年2月28日	
西小川	小浜市西小川（４－３－１６）	小浜市西小川（４－３－１６）	土石流	平成18年2月28日	平成18年2月28日	
西小川	小浜市西小川（４－３－１７－１）	小浜市西小川（４－３－１７－１）	土石流	平成18年2月28日	平成18年2月28日	
西小川	小浜市西小川（４－３－１７－２）	小浜市西小川（４－３－１７－２）	土石流	平成18年2月28日	平成18年2月28日	
西小川	小浜市西小川（４－３－１７－３）	小浜市西小川（４－３－１７－３）	土石流	平成18年2月28日	平成18年2月28日	
西小川	小浜市西小川（４－３－１７－４）	小浜市西小川（４－３－１７－４）	土石流	平成18年2月28日	平成18年2月28日	
矢代	小浜市矢代（４－Ⅰ－６４０）	小浜市矢代（４－Ⅰ－６４０）	急傾斜地の崩壊	平成18年2月28日	平成18年2月28日	
矢代	小浜市矢代（４－３－９－１）	小浜市矢代（４－３－９－１）	土石流	平成18年2月28日	平成18年2月28日	
矢代	小浜市矢代（４－３－９－２）	（土砂災害特別警戒区域はなし）	土石流	平成18年2月28日	（なし）	
加尾	小浜市加尾（４－Ⅰ－９００１）	小浜市加尾（４－Ⅰ－９００１）	急傾斜地の崩壊	平成18年2月28日	平成18年2月28日	
加尾	小浜市加尾（４－Ⅱ－９００３）	小浜市加尾（４－Ⅱ－９００３）	急傾斜地の崩壊	平成18年2月28日	平成18年2月28日	
加尾	小浜市加尾（４－Ⅱ－９００４）	小浜市加尾（４－Ⅱ－９００４）	急傾斜地の崩壊	平成18年2月28日	平成18年2月28日	
加尾	小浜市加尾（４－３－１８）	小浜市加尾（４－３－１８）	土石流	平成18年2月28日	平成18年2月28日	
加尾	小浜市加尾（４－３－１９－１）	小浜市加尾（４－３－１９－１）	土石流	平成18年2月28日	平成18年2月28日	
加尾	小浜市加尾（４－３－１９－２）	小浜市加尾（４－３－１９－２）	土石流	平成18年2月28日	平成18年2月28日	
加尾	小浜市加尾（４－３－１９－３）	小浜市加尾（４－３－１９－３）	土石流	平成18年2月28日	平成18年2月28日	
加尾	小浜市加尾（４－３－１９－４）	小浜市加尾（４－３－１９－４）	土石流	平成18年2月28日	平成18年2月28日	
加尾	小浜市加尾（４－３－５７）	小浜市加尾（４－３－５７）	土石流	平成18年2月28日	平成18年2月28日	
甲ヶ崎	小浜市甲ヶ崎（４－Ⅰ－９０１０－１）	小浜市甲ヶ崎（４－Ⅰ－９０１０－１）	急傾斜地の崩壊	平成18年2月28日	平成18年2月28日	
甲ヶ崎	小浜市甲ヶ崎（４－Ⅰ－９０１０－２）	小浜市甲ヶ崎（４－Ⅰ－９０１０－２）	急傾斜地の崩壊	平成18年2月28日	平成18年2月28日	
甲ヶ崎	小浜市甲ヶ崎（４－Ⅱ－９０１１）	小浜市甲ヶ崎（４－Ⅱ－９０１１）	急傾斜地の崩壊	平成18年2月28日	平成18年2月28日	
甲ヶ崎	小浜市甲ヶ崎（４－Ⅲ－９００１）	小浜市甲ヶ崎（４－Ⅲ－９００１）	急傾斜地の崩壊	平成18年2月28日	平成18年2月28日	
甲ヶ崎	小浜市甲ヶ崎（４－Ⅲ－９００２）	小浜市甲ヶ崎（４－Ⅲ－９００２）	急傾斜地の崩壊	平成18年2月28日	平成18年2月28日	
甲ヶ崎	小浜市甲ヶ崎（４－３－７１）	小浜市甲ヶ崎（４－３－７１）	土石流	平成18年2月28日	平成18年2月28日	
甲ヶ崎	小浜市甲ヶ崎（４－３－８３Ｓ）	（土砂災害特別警戒区域はなし）	土石流	平成18年2月28日	（なし）	
田鳥	小浜市田鳥（４－Ⅰ－９００５）	小浜市田鳥（４－Ⅰ－９００５）	急傾斜地の崩壊	平成18年2月28日	平成18年2月28日	
田鳥	小浜市田鳥（４－Ⅰ－９００６－１）	小浜市田鳥（４－Ⅰ－９００６－１）	急傾斜地の崩壊	平成18年2月28日	平成18年2月28日	
田鳥	小浜市田鳥（４－Ⅰ－９００６－２）	小浜市田鳥（４－Ⅰ－９００６－２）	急傾斜地の崩壊	平成18年2月28日	平成18年2月28日	
田鳥	小浜市田鳥（４－Ⅰ－９００７）	小浜市田鳥（４－Ⅰ－９００７）	急傾斜地の崩壊	平成18年2月28日	平成18年2月28日	
田鳥	小浜市田鳥（４－Ⅰ－９００８）	小浜市田鳥（４－Ⅰ－９００８）	急傾斜地の崩壊	平成18年2月28日	平成18年2月28日	
田鳥	小浜市田鳥（４－Ⅱ－９００８）	小浜市田鳥（４－Ⅱ－９００８）	急傾斜地の崩壊	平成18年2月28日	平成18年2月28日	
田鳥	小浜市田鳥（４－Ⅱ－９００９）	小浜市田鳥（４－Ⅱ－９００９）	急傾斜地の崩壊	平成18年2月28日	平成18年2月28日	
田鳥	小浜市田鳥（４－３－１－１）	小浜市田鳥（４－３－１－１）	土石流	平成18年2月28日	平成18年2月28日	
田鳥	小浜市田鳥（４－３－３－１）	小浜市田鳥（４－３－３－１）	土石流	平成18年2月28日	平成18年2月28日	
田鳥	小浜市田鳥（４－３－３－２）	小浜市田鳥（４－３－３－２）	土石流	平成18年2月28日	平成18年2月28日	
田鳥	小浜市田鳥（４－３－４－１）	小浜市田鳥（４－３－４－１）	土石流	平成18年2月28日	平成18年2月28日	
田鳥	小浜市田鳥（４－３－５－１）	小浜市田鳥（４－３－５－１）	土石流	平成18年2月28日	平成18年2月28日	
田鳥	小浜市田鳥（４－３－５－２）	小浜市田鳥（４－３－５－２）	土石流	平成18年2月28日	平成18年2月28日	
田鳥	小浜市田鳥（４－３－６－１）	（土砂災害特別警戒区域はなし）	土石流	平成18年2月28日	（なし）	
田鳥	小浜市田鳥（４－３－６－２）	小浜市田鳥（４－３－６－２）	土石流	平成18年2月28日	平成18年2月28日	
田鳥	小浜市田鳥（４－３－６－３）	小浜市田鳥（４－３－６－３）	土石流	平成18年2月28日	平成18年2月28日	
田鳥	小浜市田鳥（４－３－６－４）	小浜市田鳥（４－３－６－４）	土石流	平成18年2月28日	平成18年2月28日	
田鳥	小浜市田鳥（４－３－６－５）	（土砂災害特別警戒区域はなし）	土石流	平成18年2月28日	（なし）	
田鳥	小浜市田鳥（４－３－６－６）	小浜市田鳥（４－３－６－６）	土石流	平成18年2月28日	平成18年2月28日	
田鳥	小浜市田鳥（４－３－６－７）	小浜市田鳥（４－３－６－７）	土石流	平成18年2月28日	平成18年2月28日	
田鳥	小浜市田鳥（４－３－７－１）	小浜市田鳥（４－３－７－１）	土石流	平成18年2月28日	平成18年2月28日	
田鳥	小浜市田鳥（４－３－７－２）	小浜市田鳥（４－３－７－２）	土石流	平成18年2月28日	平成18年2月28日	
田鳥	小浜市田鳥（４－３－７－３）	小浜市田鳥（４－３－７－３）	土石流	平成18年2月28日	平成18年2月28日	
東勢	小浜市東勢（４－３－６４）	（土砂災害特別警戒区域はなし）	土石流	平成18年11月24日	（なし）	
東勢	小浜市東勢（４－３－８５Ｓ）	小浜市東勢（４－３－８５Ｓ）	土石流	平成18年11月24日	平成18年11月24日	
東勢	小浜市東勢（４－３－８６Ｓ）	小浜市東勢（４－３－８６Ｓ）	土石流	平成18年11月24日	平成18年11月24日	
東勢	小浜市東勢（４－Ⅰ－９０４６）	小浜市東勢（４－Ⅰ－９０４６）	急傾斜地の崩壊	平成18年11月24日	平成18年11月24日	
東勢	小浜市東勢（４－Ⅱ－９１０５）	小浜市東勢（４－Ⅱ－９１０５）	急傾斜地の崩壊	平成18年11月24日	平成18年11月24日	
東勢	小浜市東勢（４－Ⅲ－９０１８）	小浜市東勢（４－Ⅲ－９０１８）	急傾斜地の崩壊	平成18年11月24日	平成18年11月24日	

場所	土砂災害警戒区域の名称	土砂災害特別警戒区域の名称	土砂災害の発生原因となる自然現象	指定日（警戒区域）	指定日（特別警戒区域）	備考
西勢	小浜市西勢（４－３－４６）	小浜市西勢（４－３－４６）	土石流	平成18年11月24日	平成18年11月24日	
西勢	小浜市西勢（４－３－６６）	小浜市西勢（４－３－６６）	土石流	平成18年11月24日	平成18年11月24日	
西勢	小浜市西勢（４－３－８９Ｓ）	小浜市西勢（４－３－８９Ｓ）	土石流	平成18年11月24日	平成18年11月24日	
西勢	小浜市西勢（４－３－９０Ｓ－１）	小浜市西勢（４－３－９０Ｓ－１）	土石流	平成18年11月24日	平成18年11月24日	
西勢	小浜市西勢（４－３－９０Ｓ－２）	小浜市西勢（４－３－９０Ｓ－２）	土石流	平成18年11月24日	平成18年11月24日	
西勢	小浜市西勢（４－３－９１Ｓ）	小浜市西勢（４－３－９１Ｓ）	土石流	平成18年11月24日	平成18年11月24日	
西勢	小浜市西勢（４－３－９４Ｓ）	小浜市西勢（４－３－９４Ｓ）	土石流	平成18年11月24日	平成18年11月24日	
西勢	小浜市西勢（４－３－９５Ｓ）	小浜市西勢（４－３－９５Ｓ）	土石流	平成18年11月24日	平成18年11月24日	
西勢	小浜市西勢（４－Ⅰ－９００５）	小浜市西勢（４－Ⅰ－９００５）	急傾斜地の崩壊	平成18年11月24日	平成18年11月24日	
西勢	小浜市西勢（４－Ⅲ－９０１７）	小浜市西勢（４－Ⅲ－９０１７）	急傾斜地の崩壊	平成18年11月24日	平成18年11月24日	
荒木	小浜市荒木（４－３－４８）	小浜市荒木（４－３－４８）	土石流	平成18年11月24日	平成18年11月24日	
荒木	小浜市荒木（４－３－４９）	小浜市荒木（４－３－４９）	土石流	平成18年11月24日	平成18年11月24日	
荒木	小浜市荒木（４－３－５０）	小浜市荒木（４－３－５０）	土石流	平成18年11月24日	平成18年11月24日	H30.8.21Y再指定 R解除
荒木	小浜市荒木（４－３－５１）	小浜市荒木（４－３－５１）	土石流	平成18年11月24日	平成18年11月24日	
荒木	小浜市荒木（４－３－５２）	小浜市荒木（４－３－５２）	土石流	平成18年11月24日	平成18年11月24日	
荒木	小浜市荒木（４－３－７７）	小浜市荒木（４－３－７７）	土石流	平成18年11月24日	平成18年11月24日	
荒木	小浜市荒木（４－Ⅰ－９０３５）	小浜市荒木（４－Ⅰ－９０３５）	急傾斜地の崩壊	平成18年11月24日	平成18年11月24日	
荒木	小浜市荒木（４－Ⅰ－９０３６）	小浜市荒木（４－Ⅰ－９０３６）	急傾斜地の崩壊	平成18年11月24日	平成18年11月24日	
荒木	小浜市荒木（４－Ⅰ－９０３７）	小浜市荒木（４－Ⅰ－９０３７）	急傾斜地の崩壊	平成18年11月24日	平成18年11月24日	
荒木	小浜市荒木（４－Ⅰ－９０３８）	小浜市荒木（４－Ⅰ－９０３８）	急傾斜地の崩壊	平成18年11月24日	平成18年11月24日	
荒木	小浜市荒木（４－Ⅰ－９０３９）	小浜市荒木（４－Ⅰ－９０３９）	急傾斜地の崩壊	平成18年11月24日	平成18年11月24日	
荒木	小浜市荒木（４－Ⅰ－９０４０）	小浜市荒木（４－Ⅰ－９０４０）	急傾斜地の崩壊	平成18年11月24日	平成18年11月24日	
黒駒	小浜市黒駒（４－２－１５－１）	小浜市黒駒（４－２－１５－１）	土石流	平成18年11月24日	平成18年11月24日	
黒駒	小浜市黒駒（４－２－１５－２）	小浜市黒駒（４－２－１５－２）	土石流	平成18年11月24日	平成18年11月24日	
黒駒	小浜市黒駒（４－２－１５－３）	小浜市黒駒（４－２－１５－３）	土石流	平成18年11月24日	平成18年11月24日	
黒駒	小浜市黒駒（４－２－１５－４－１）	小浜市黒駒（４－２－１５－４－１）	土石流	平成18年11月24日	平成18年11月24日	
黒駒	小浜市黒駒（４－２－１５－４－２）	小浜市黒駒（４－２－１５－４－２）	土石流	平成18年11月24日	平成18年11月24日	
黒駒	小浜市黒駒（４－２－１５－１２）	小浜市黒駒（４－２－１５－１２）	土石流	平成18年11月24日	平成18年11月24日	
黒駒	小浜市黒駒（４－２－１５－１３）	小浜市黒駒（４－２－１５－１３）	土石流	平成18年11月24日	平成18年11月24日	
黒駒	小浜市黒駒（４－Ⅰ－６４４）	小浜市黒駒（４－Ⅰ－６４４）	急傾斜地の崩壊	平成18年11月24日	平成18年11月24日	
黒駒	小浜市黒駒（４－Ⅰ－９０４４）	小浜市黒駒（４－Ⅰ－９０４４）	急傾斜地の崩壊	平成18年11月24日	平成18年11月24日	
黒駒	小浜市黒駒（４－Ⅱ－９１０１）	小浜市黒駒（４－Ⅱ－９１０１）	急傾斜地の崩壊	平成18年11月24日	平成18年11月24日	
黒駒	小浜市黒駒（４－Ⅱ－９１０２）	小浜市黒駒（４－Ⅱ－９１０２）	急傾斜地の崩壊	平成18年11月24日	平成18年11月24日	
黒駒	小浜市黒駒（４－Ⅱ－９１０３）	小浜市黒駒（４－Ⅱ－９１０３）	急傾斜地の崩壊	平成18年11月24日	平成18年11月24日	
法海	小浜市法海（４－２－１５－５）	小浜市法海（４－２－１５－５）	土石流	平成18年11月24日	平成18年11月24日	
法海	小浜市法海（４－２－１５－６－１）	小浜市法海（４－２－１５－６－１）	土石流	平成18年11月24日	平成18年11月24日	
法海	小浜市法海（４－２－１５－６－２）	小浜市法海（４－２－１５－６－２）	土石流	平成18年11月24日	平成18年11月24日	
法海	小浜市法海（４－２－１５－８）	小浜市法海（４－２－１５－８）	土石流	平成18年11月24日	平成18年11月24日	
法海	小浜市法海（４－２－１５－９）	小浜市法海（４－２－１５－９）	土石流	平成18年11月24日	平成18年11月24日	
法海	小浜市法海（４－２－１５－１０）	小浜市法海（４－２－１５－１０）	土石流	平成18年11月24日	平成18年11月24日	
法海	小浜市法海（４－２－１５－１１－１）	小浜市法海（４－２－１５－１１－１）	土石流	平成18年11月24日	平成18年11月24日	
法海	小浜市法海（４－２－１５－１１－２）	小浜市法海（４－２－１５－１１－２）	土石流	平成18年11月24日	平成18年11月24日	
法海	小浜市法海（４－２－１５－１４）	小浜市法海（４－２－１５－１４）	土石流	平成18年11月24日	平成18年11月24日	
法海	小浜市法海（４－２－１５－１５）	小浜市法海（４－２－１５－１５）	土石流	平成18年11月24日	平成18年11月24日	
法海	小浜市法海（４－２－１５－１６）	（土砂災害特別警戒区域はなし）	土石流	平成18年11月24日	（なし）	
法海	小浜市法海（４－Ⅰ－９０４３）	小浜市法海（４－Ⅰ－９０４３）	急傾斜地の崩壊	平成18年11月24日	平成18年11月24日	
下加斗	小浜市下加斗（４－Ⅰ－９０３３）	小浜市下加斗（４－Ⅰ－９０３３）	急傾斜地の崩壊	平成18年11月24日	平成18年11月24日	
上加斗	小浜市上加斗（４－２－１６－１－１）	小浜市上加斗（４－２－１６－１－１）	土石流	平成18年11月24日	平成18年11月24日	
上加斗	小浜市上加斗（４－２－１６－１－２）	小浜市上加斗（４－２－１６－１－２）	土石流	平成18年11月24日	平成18年11月24日	
上加斗	小浜市上加斗（４－２－１６－１－３）	小浜市上加斗（４－２－１６－１－３）	土石流	平成18年11月24日	平成18年11月24日	
上加斗	小浜市上加斗（４－２－１６－１－４）	（土砂災害特別警戒区域はなし）	土石流	平成18年11月24日	（なし）	
上加斗	小浜市上加斗（４－２－１６－２）	小浜市上加斗（４－２－１６－２）	土石流	平成18年11月24日	平成18年11月24日	
上加斗	小浜市上加斗（４－２－１６－３）	（土砂災害特別警戒区域はなし）	土石流	平成18年11月24日	（なし）	
上加斗	小浜市上加斗（４－２－１６－４）	小浜市上加斗（４－２－１６－４）	土石流	平成18年11月24日	平成18年11月24日	
上加斗	小浜市上加斗（４－２－１６－５）	小浜市上加斗（４－２－１６－５）	土石流	平成18年11月24日	平成18年11月24日	
上加斗	小浜市上加斗（４－２－１６－６）	小浜市上加斗（４－２－１６－６）	土石流	平成18年11月24日	平成18年11月24日	
上加斗	小浜市上加斗（４－２－１６－７）	小浜市上加斗（４－２－１６－７）	土石流	平成18年11月24日	平成18年11月24日	
上加斗	小浜市上加斗（４－２－１６－８）	（土砂災害特別警戒区域はなし）	土石流	平成18年11月24日	（なし）	

場所	土砂災害警戒区域の名称	土砂災害特別警戒区域の名称	土砂災害の発生原因となる自然現象	指定日（警戒区域）	指定日（特別警戒区域）	備考
上加斗	小浜市上加斗（４－Ⅰ－９０３４）	小浜市上加斗（４－Ⅰ－９０３４）	急傾斜地の崩壊	平成18年11月24日	平成18年11月24日	
上加斗	小浜市上加斗（４－Ⅱ－９０９６）	小浜市上加斗（４－Ⅱ－９０９６）	急傾斜地の崩壊	平成18年11月24日	平成18年11月24日	
上加斗	小浜市上加斗（４－Ⅱ－９０９７）	小浜市上加斗（４－Ⅱ－９０９７）	急傾斜地の崩壊	平成18年11月24日	平成18年11月24日	
上加斗	小浜市上加斗（４－Ⅱ－９０９９）	小浜市上加斗（４－Ⅱ－９０９９）	急傾斜地の崩壊	平成18年11月24日	平成18年11月24日	
岡津	小浜市岡津（４－３－６８）	小浜市岡津（４－３－６８）	土石流	平成18年11月24日	平成18年11月24日	
岡津	小浜市岡津（４－Ⅱ－９０８５）	小浜市岡津（４－Ⅱ－９０８５）	急傾斜地の崩壊	平成18年11月24日	平成18年11月24日	
岡津	小浜市岡津（４－Ⅱ－９０８６）	小浜市岡津（４－Ⅱ－９０８６）	急傾斜地の崩壊	平成18年11月24日	平成18年11月24日	
岡津	小浜市岡津（４－Ⅱ－９０８７）	小浜市岡津（４－Ⅱ－９０８７）	急傾斜地の崩壊	平成18年11月24日	平成18年11月24日	
岡津	小浜市岡津（４－Ⅱ－９０８８）	小浜市岡津（４－Ⅱ－９０８８）	急傾斜地の崩壊	平成18年11月24日	平成18年11月24日	
岡津	小浜市岡津（４－Ⅱ－９０９０）	小浜市岡津（４－Ⅱ－９０９０）	急傾斜地の崩壊	平成18年11月24日	平成18年11月24日	
岡津	小浜市岡津（４－Ⅱ－９０９１）	小浜市岡津（４－Ⅱ－９０９１）	急傾斜地の崩壊	平成18年11月24日	平成18年11月24日	
岡津	小浜市岡津（４－Ⅱ－９０９２）	小浜市岡津（４－Ⅱ－９０９２）	急傾斜地の崩壊	平成18年11月24日	平成18年11月24日	
岡津	小浜市岡津（４－Ⅱ－９０９３）	小浜市岡津（４－Ⅱ－９０９３）	急傾斜地の崩壊	平成18年11月24日	平成18年11月24日	
岡津	小浜市岡津（４－Ⅱ－９０９４）	小浜市岡津（４－Ⅱ－９０９４）	急傾斜地の崩壊	平成18年11月24日	平成18年11月24日	
岡津	小浜市岡津（４－Ⅱ－９０９５）	小浜市岡津（４－Ⅱ－９０９５）	急傾斜地の崩壊	平成18年11月24日	平成18年11月24日	
鯉川	小浜市鯉川（４－３－５４－１）	小浜市鯉川（４－３－５４－１）	土石流	平成18年11月24日	平成18年11月24日	
鯉川	小浜市鯉川（４－３－５４－２）	小浜市鯉川（４－３－５４－２）	土石流	平成18年11月24日	平成18年11月24日	
鯉川	小浜市鯉川（４－３－５４－３）	小浜市鯉川（４－３－５４－３）	土石流	平成18年11月24日	平成18年11月24日	
鯉川	小浜市鯉川（４－３－５５）	小浜市鯉川（４－３－５５）	土石流	平成18年11月24日	平成18年11月24日	
鯉川	小浜市鯉川（４－Ⅱ－９０８４）	小浜市鯉川（４－Ⅱ－９０８４）	急傾斜地の崩壊	平成18年11月24日	平成18年11月24日	
検見坂	小浜市検見坂（４－１－２－７３－１）	小浜市検見坂（４－１－２－７３－１）	土石流	平成18年11月24日	平成18年11月24日	
検見坂	小浜市検見坂（４－１－２－７３－２）	小浜市検見坂（４－１－２－７３－２）	土石流	平成18年11月24日	平成18年11月24日	
検見坂	小浜市検見坂（４－１－２－７４）	（土砂災害特別警戒区域はなし）	土石流	平成18年11月24日	（なし）	
検見坂	小浜市検見坂（４－１－２－７５－１）	小浜市検見坂（４－１－２－７５－１）	土石流	平成18年11月24日	平成18年11月24日	
検見坂	小浜市検見坂（４－１－２－７５－２）	小浜市検見坂（４－１－２－７５－２）	土石流	平成18年11月24日	平成18年11月24日	
検見坂	小浜市検見坂（４－１－２－７６）	小浜市検見坂（４－１－２－７６）	土石流	平成18年11月24日	平成18年11月24日	
池田	小浜市池田（４－Ⅰ－９０６９）	小浜市池田（４－Ⅰ－９０６９）	急傾斜地の崩壊	平成18年11月24日	平成18年11月24日	
市場	小浜市市場（４－Ⅰ－６３５）	小浜市市場（４－Ⅰ－６３５）	急傾斜地の崩壊	平成18年11月24日	平成18年11月24日	
国分	小浜市国分（４－Ⅰ－９０７２）	小浜市国分（４－Ⅰ－９０７２）	急傾斜地の崩壊	平成18年11月24日	平成18年11月24日	
国分	小浜市国分（４－Ⅲ－９０２２）	小浜市国分（４－Ⅲ－９０２２）	急傾斜地の崩壊	平成18年11月24日	平成18年11月24日	
竜前	小浜市竜前（４－Ⅱ－９２０３－１）	小浜市竜前（４－Ⅱ－９２０３－１）	急傾斜地の崩壊	平成18年11月24日	平成18年11月24日	
竜前	小浜市竜前（４－Ⅱ－９２０３－２）	小浜市竜前（４－Ⅱ－９２０３－２）	急傾斜地の崩壊	平成18年11月24日	平成18年11月24日	
竜前	小浜市竜前（４－Ⅲ－９０２３－１）	小浜市竜前（４－Ⅲ－９０２３－１）	急傾斜地の崩壊	平成18年11月24日	平成18年11月24日	H27.6.30YR再指定　宅地開発
竜前	小浜市竜前（４－Ⅲ－９０２３－２）	小浜市竜前（４－Ⅲ－９０２３－２）	急傾斜地の崩壊	平成18年11月24日	平成18年11月24日	
神宮寺	小浜市神宮寺（４－１－２－６５）	小浜市神宮寺（４－１－２－６５）	土石流	平成18年11月24日	平成18年11月24日	
神宮寺	小浜市神宮寺（４－１－２－６６）	小浜市神宮寺（４－１－２－６６）	土石流	平成18年11月24日	平成18年11月24日	
神宮寺	小浜市神宮寺（４－１－２－６７）	小浜市神宮寺（４－１－２－６７）	土石流	平成18年11月24日	平成18年11月24日	
竜前	小浜市神宮寺（４－１－２－６８）	小浜市神宮寺（４－１－２－６８）	土石流	平成18年11月24日	平成18年11月24日	
竜前	小浜市神宮寺（４－１－２－６９）	小浜市神宮寺（４－１－２－６９）	土石流	平成18年11月24日	平成18年11月24日	
竜前	小浜市神宮寺（４－１－２－７０）	小浜市神宮寺（４－１－２－７０）	土石流	平成18年11月24日	平成18年11月24日	
竜前	小浜市神宮寺（４－１－２－７１）	（土砂災害特別警戒区域はなし）	土石流	平成18年11月24日	（なし）	
下根来	小浜市下根来（４－１－２－６３）	小浜市下根来（４－１－２－６３）	土石流	平成18年11月24日	平成18年11月24日	
下根来	小浜市下根来（４－１－２－６４）	小浜市下根来（４－１－２－６４）	土石流	平成18年11月24日	平成18年11月24日	
下根来	小浜市下根来（４－１－２－１０４）	小浜市下根来（４－１－２－１０４）	土石流	平成18年11月24日	平成18年11月24日	
下根来	小浜市下根来（４－１－２－１０５）	小浜市下根来（４－１－２－１０５）	土石流	平成18年11月24日	平成18年11月24日	
下根来	小浜市下根来（４－１－２－１０６）	小浜市下根来（４－１－２－１０６）	土石流	平成18年11月24日	平成18年11月24日	
下根来	小浜市下根来（４－１－２－１１７）	小浜市下根来（４－１－２－１１７）	土石流	平成18年11月24日	平成18年11月24日	
下根来	小浜市下根来（４－Ⅰ－９０７３）	小浜市下根来（４－Ⅰ－９０７３）	急傾斜地の崩壊	平成18年11月24日	平成18年11月24日	
下根来	小浜市下根来（４－Ⅰ－９０７４）	小浜市下根来（４－Ⅰ－９０７４）	急傾斜地の崩壊	平成18年11月24日	平成18年11月24日	
下根来	小浜市下根来（４－Ⅱ－９２０９）	小浜市下根来（４－Ⅱ－９２０９）	急傾斜地の崩壊	平成18年11月24日	平成18年11月24日	
下根来	小浜市下根来（４－Ⅱ－９２１０）	小浜市下根来（４－Ⅱ－９２１０）	急傾斜地の崩壊	平成18年11月24日	平成18年11月24日	
小屋	小浜市小屋（４－２－１４－３１）	小浜市小屋（４－２－１４－３１）	土石流	平成18年11月24日	平成18年11月24日	
小屋	小浜市小屋（４－２－１４－３２）	小浜市小屋（４－２－１４－３２）	土石流	平成18年11月24日	平成18年11月24日	
小屋	小浜市小屋（４－２－１４－３３）	小浜市小屋（４－２－１４－３３）	土石流	平成18年11月24日	平成18年11月24日	
小屋	小浜市小屋（４－２－１４－３４）	小浜市小屋（４－２－１４－３４）	土石流	平成18年11月24日	平成18年11月24日	
小屋	小浜市小屋（４－２－１４－３５）	小浜市小屋（４－２－１４－３５）	土石流	平成18年11月24日	平成18年11月24日	
小屋	小浜市小屋（４－２－１４－３６）	小浜市小屋（４－２－１４－３６）	土石流	平成18年11月24日	平成18年11月24日	
小屋	小浜市小屋（４－２－１４－９１）	小浜市小屋（４－２－１４－９１）	土石流	平成18年11月24日	平成18年11月24日	

場所	土砂災害警戒区域の名称	土砂災害特別警戒区域の名称	土砂災害の発生原因となる自然現象	指定日（警戒区域）	指定日（特別警戒区域）	備考
小屋	小浜市小屋（４－２－１４－９２）	小浜市小屋（４－２－１４－９２）	土石流	平成18年11月24日	平成18年11月24日	
小屋	小浜市小屋（４－２－１４－１０８）	小浜市小屋（４－２－１４－１０８）	土石流	平成18年11月24日	平成18年11月24日	
小屋	小浜市小屋（４－Ⅰ－６５６）	小浜市小屋（４－Ⅰ－６５６）	急傾斜地の崩壊	平成18年11月24日	平成18年11月24日	
小屋	小浜市小屋（４－Ⅱ－９１２１）	小浜市小屋（４－Ⅱ－９１２１）	急傾斜地の崩壊	平成18年11月24日	平成18年11月24日	
小屋	小浜市小屋（４－Ⅱ－９１２２）	小浜市小屋（４－Ⅱ－９１２２）	急傾斜地の崩壊	平成18年11月24日	平成18年11月24日	
小屋	小浜市小屋（４－Ⅱ－９１２３）	小浜市小屋（４－Ⅱ－９１２３）	急傾斜地の崩壊	平成18年11月24日	平成18年11月24日	
小屋	小浜市小屋（４－Ⅱ－９１２４）	小浜市小屋（４－Ⅱ－９１２４）	急傾斜地の崩壊	平成18年11月24日	平成18年11月24日	
小屋	小浜市小屋（４－Ⅱ－９１２５）	小浜市小屋（４－Ⅱ－９１２５）	急傾斜地の崩壊	平成18年11月24日	平成18年11月24日	
小屋	小浜市小屋（４－Ⅱ－９１２７）	小浜市小屋（４－Ⅱ－９１２７）	急傾斜地の崩壊	平成18年11月24日	平成18年11月24日	
小屋	小浜市小屋（４－Ⅱ－９１２８）	小浜市小屋（４－Ⅱ－９１２８）	急傾斜地の崩壊	平成18年11月24日	平成18年11月24日	
小屋	小浜市小屋（４－Ⅱ－９１２９）	小浜市小屋（４－Ⅱ－９１２９）	急傾斜地の崩壊	平成18年11月24日	平成18年11月24日	
小屋	小浜市小屋（４－Ⅱ－９１３０）	小浜市小屋（４－Ⅱ－９１３０）	急傾斜地の崩壊	平成18年11月24日	平成18年11月24日	
上田	小浜市上田（４－２－１４－２９）	小浜市上田（４－２－１４－２９）	土石流	平成18年11月24日	平成18年11月24日	
上田	小浜市上田（４－２－１４－３０）	小浜市上田（４－２－１４－３０）	土石流	平成18年11月24日	平成18年11月24日	
上田	小浜市上田（４－２－１４－３７）	小浜市上田（４－２－１４－３７）	土石流	平成18年11月24日	平成18年11月24日	
上田	小浜市上田（４－２－１４－３８）	小浜市上田（４－２－１４－３８）	土石流	平成18年11月24日	平成18年11月24日	
上田	小浜市上田（４－２－１４－３９）	小浜市上田（４－２－１４－３９）	土石流	平成18年11月24日	平成18年11月24日	
上田	小浜市上田（４－２－１４－４０）	（土砂災害特別警戒区域はなし）	土石流	平成18年11月24日	（なし）	
上田	小浜市上田（４－２－１４－４１）	小浜市上田（４－２－１４－４１）	土石流	平成18年11月24日	平成18年11月24日	
上田	小浜市上田（４－２－１４－１０６）	小浜市上田（４－２－１４－１０６）	土石流	平成18年11月24日	平成18年11月24日	
上田	小浜市上田（４－２－１４－１０７）	小浜市上田（４－２－１４－１０７）	土石流	平成18年11月24日	平成18年11月24日	
上田	小浜市上田（４－Ⅰ－９０５６）	小浜市上田（４－Ⅰ－９０５６）	急傾斜地の崩壊	平成18年11月24日	平成18年11月24日	
上田	小浜市上田（４－Ⅰ－９０５７）	小浜市上田（４－Ⅰ－９０５７）	急傾斜地の崩壊	平成18年11月24日	平成18年11月24日	
上田	小浜市上田（４－Ⅰ－９０５８）	小浜市上田（４－Ⅰ－９０５８）	急傾斜地の崩壊	平成18年11月24日	平成18年11月24日	
上田	小浜市上田（４－Ⅱ－９１３２）	小浜市上田（４－Ⅱ－９１３２）	急傾斜地の崩壊	平成18年11月24日	平成18年11月24日	
上田	小浜市上田（４－Ⅱ－９１３３）	小浜市上田（４－Ⅱ－９１３３）	急傾斜地の崩壊	平成18年11月24日	平成18年11月24日	
上田	小浜市上田（４－Ⅱ－９１３４）	小浜市上田（４－Ⅱ－９１３４）	急傾斜地の崩壊	平成18年11月24日	平成18年11月24日	
上田	小浜市上田（４－Ⅱ－９１３５）	小浜市上田（４－Ⅱ－９１３５）	急傾斜地の崩壊	平成18年11月24日	平成18年11月24日	
上田	小浜市上田（４－Ⅱ－９１３６）	小浜市上田（４－Ⅱ－９１３６）	急傾斜地の崩壊	平成18年11月24日	平成18年11月24日	
上田	小浜市上田（４－Ⅱ－９１３７）	小浜市上田（４－Ⅱ－９１３７）	急傾斜地の崩壊	平成18年11月24日	平成18年11月24日	
上田	小浜市上田（４－Ⅱ－９１３８）	小浜市上田（４－Ⅱ－９１３８）	急傾斜地の崩壊	平成18年11月24日	平成18年11月24日	
下田	小浜市下田（４－２－１４－２７）	小浜市下田（４－２－１４－２７）	土石流	平成18年11月24日	平成18年11月24日	
下田	小浜市下田（４－２－１４－２８）	小浜市下田（４－２－１４－２８）	土石流	平成18年11月24日	平成18年11月24日	
下田	小浜市下田（４－２－１４－４２）	（土砂災害特別警戒区域はなし）	土石流	平成18年11月24日	（なし）	
下田	小浜市下田（４－２－１４－４３）	小浜市下田（４－２－１４－４３）	土石流	平成18年11月24日	平成18年11月24日	
下田	小浜市下田（４－２－１４－４４）	小浜市下田（４－２－１４－４４）	土石流	平成18年11月24日	平成18年11月24日	
下田	小浜市下田（４－２－１４－４５）	（土砂災害特別警戒区域はなし）	土石流	平成18年11月24日	（なし）	
下田	小浜市下田（４－２－１４－４６）	（土砂災害特別警戒区域はなし）	土石流	平成18年11月24日	（なし）	
下田	小浜市下田（４－２－１４－４７）	小浜市下田（４－２－１４－４７）	土石流	平成18年11月24日	平成18年11月24日	
下田	小浜市下田（４－２－１４－１０５）	小浜市下田（４－２－１４－１０５）	土石流	平成18年11月24日	平成18年11月24日	
下田	小浜市下田（４－Ⅰ－６３３）	小浜市下田（４－Ⅰ－６３３）	急傾斜地の崩壊	平成18年11月24日	平成18年11月24日	
下田	小浜市下田（４－Ⅰ－９０５９）	小浜市下田（４－Ⅰ－９０５９）	急傾斜地の崩壊	平成18年11月24日	平成18年11月24日	
下田	小浜市下田（４－Ⅱ－９１３９）	小浜市下田（４－Ⅱ－９１３９）	急傾斜地の崩壊	平成18年11月24日	平成18年11月24日	
下田	小浜市下田（４－Ⅱ－９１４０）	小浜市下田（４－Ⅱ－９１４０）	急傾斜地の崩壊	平成18年11月24日	平成18年11月24日	
下田	小浜市下田（４－Ⅱ－９１４１）	小浜市下田（４－Ⅱ－９１４１）	急傾斜地の崩壊	平成18年11月24日	平成18年11月24日	
下田	小浜市下田（４－Ⅱ－９１４２）	小浜市下田（４－Ⅱ－９１４２）	急傾斜地の崩壊	平成18年11月24日	平成18年11月24日	
下田	小浜市下田（４－Ⅱ－９１４４）	小浜市下田（４－Ⅱ－９１４４）	急傾斜地の崩壊	平成18年11月24日	平成18年11月24日	
下田	小浜市下田（４－Ⅱ－９１４５）	小浜市下田（４－Ⅱ－９１４５）	急傾斜地の崩壊	平成18年11月24日	平成18年11月24日	
和多田	小浜市和多田（４－２－１４－２３）	小浜市和多田（４－２－１４－２３）	土石流	平成18年11月24日	平成18年11月24日	
和多田	小浜市和多田（４－２－１４－２４）	小浜市和多田（４－２－１４－２４）	土石流	平成18年11月24日	平成18年11月24日	
和多田	小浜市和多田（４－２－１４－２５）	（土砂災害特別警戒区域はなし）	土石流	平成18年11月24日	（なし）	
和多田	小浜市和多田（４－２－１４－４８）	（土砂災害特別警戒区域はなし）	土石流	平成18年11月24日	（なし）	
和多田	小浜市和多田（４－２－１４－４９）	（土砂災害特別警戒区域はなし）	土石流	平成18年11月24日	（なし）	
和多田	小浜市和多田（４－２－１４－５０）	小浜市和多田（４－２－１４－５０）	土石流	平成18年11月24日	平成18年11月24日	H29.3.24R解除、Y再指定
和多田	小浜市和多田（４－２－１４－９０）	小浜市和多田（４－２－１４－９０）	土石流	平成18年11月24日	平成18年11月24日	
和多田	小浜市和多田（４－Ⅱ－９１４６）	小浜市和多田（４－Ⅱ－９１４６）	急傾斜地の崩壊	平成18年11月24日	平成18年11月24日	
深野	小浜市深野（４－２－１４－２１）	（土砂災害特別警戒区域はなし）	土石流	平成18年11月24日	（なし）	
深野	小浜市深野（４－Ⅱ－９１４８）	小浜市深野（４－Ⅱ－９１４８）	急傾斜地の崩壊	平成18年11月24日	平成18年11月24日	

場所	土砂災害警戒区域の名称	土砂災害特別警戒区域の名称	土砂災害の発生原因となる自然現象	指定日（警戒区域）	指定日（特別警戒区域）	備考
深野	小浜市深野（４－Ⅱ－９１４９）	小浜市深野（４－Ⅱ－９１４９）	急傾斜地の崩壊	平成18年11月24日	平成18年11月24日	
深野	小浜市深野（４－Ⅱ－９１５０）	小浜市深野（４－Ⅱ－９１５０）	急傾斜地の崩壊	平成18年11月24日	平成18年11月24日	
深野	小浜市深野（４－Ⅱ－９１５１）	小浜市深野（４－Ⅱ－９１５１）	急傾斜地の崩壊	平成18年11月24日	平成18年11月24日	
深谷	小浜市深谷（４－２－１４－１７）	小浜市深谷（４－２－１４－１７）	土石流	平成18年11月24日	平成18年11月24日	
深谷	小浜市深谷（４－２－１４－１８）	小浜市深谷（４－２－１４－１８）	土石流	平成18年11月24日	平成18年11月24日	
深谷	小浜市深谷（４－２－１４－１９）	（土砂災害特別警戒区域はなし）	土石流	平成18年11月24日	（なし）	
深谷	小浜市深谷（４－２－１４－２０）	小浜市深谷（４－２－１４－２０）	土石流	平成18年11月24日	平成18年11月24日	
深谷	小浜市深谷（４－２－１４－８３－１）	小浜市深谷（４－２－１４－８３－１）	土石流	平成18年11月24日	平成18年11月24日	
深谷	小浜市深谷（４－２－１４－８３－２）	小浜市深谷（４－２－１４－８３－２）	土石流	平成18年11月24日	平成18年11月24日	
深谷	小浜市深谷（４－２－１４－８４）	小浜市深谷（４－２－１４－８４）	土石流	平成18年11月24日	平成18年11月24日	
深谷	小浜市深谷（４－２－１４－８５）	小浜市深谷（４－２－１４－８５）	土石流	平成18年11月24日	平成18年11月24日	
深谷	小浜市深谷（４－２－１４－８６）	小浜市深谷（４－２－１４－８６）	土石流	平成18年11月24日	平成18年11月24日	
深谷	小浜市深谷（４－２－１４－８７）	小浜市深谷（４－２－１４－８７）	土石流	平成18年11月24日	平成18年11月24日	
深谷	小浜市深谷（４－２－１４－８８）	小浜市深谷（４－２－１４－８８）	土石流	平成18年11月24日	平成18年11月24日	
深谷	小浜市深谷（４－２－１４－１０４）	小浜市深谷（４－２－１４－１０４）	土石流	平成18年11月24日	平成18年11月24日	
深谷	小浜市深谷（４－Ⅱ－９１５２）	小浜市深谷（４－Ⅱ－９１５２）	急傾斜地の崩壊	平成18年11月24日	平成18年11月24日	
深谷	小浜市深谷（４－Ⅱ－９１５３）	小浜市深谷（４－Ⅱ－９１５３）	急傾斜地の崩壊	平成18年11月24日	平成18年11月24日	
深谷	小浜市深谷（４－Ⅱ－９１５４）	小浜市深谷（４－Ⅱ－９１５４）	急傾斜地の崩壊	平成18年11月24日	平成18年11月24日	
奥田縄	小浜市奥田縄（４－２－１４－１０）	小浜市奥田縄（４－２－１４－１０）	土石流	平成18年12月26日	平成18年12月26日	
奥田縄	小浜市奥田縄（４－２－１４－１１－１）	小浜市奥田縄（４－２－１４－１１－１）	土石流	平成18年12月26日	平成18年12月26日	
奥田縄	小浜市奥田縄（４－２－１４－１１－２）	小浜市奥田縄（４－２－１４－１１－２）	土石流	平成18年12月26日	平成18年12月26日	
奥田縄	小浜市奥田縄（４－２－１４－７２）	小浜市奥田縄（４－２－１４－７２）	土石流	平成18年12月26日	平成18年12月26日	
奥田縄	小浜市奥田縄（４－２－１４－７３）	小浜市奥田縄（４－２－１４－７３）	土石流	平成18年12月26日	平成18年12月26日	
奥田縄	小浜市奥田縄（４－２－１４－７４）	小浜市奥田縄（４－２－１４－７４）	土石流	平成18年12月26日	平成18年12月26日	
奥田縄	小浜市奥田縄（４－２－１４－７６）	小浜市奥田縄（４－２－１４－７６）	土石流	平成18年12月26日	平成18年12月26日	
奥田縄	小浜市奥田縄（４－２－１４－７７）	小浜市奥田縄（４－２－１４－７７）	土石流	平成18年12月26日	平成18年12月26日	
奥田縄	小浜市奥田縄（４－２－１４－７８）	（土砂災害特別警戒区域はなし）	土石流	平成18年12月26日	（なし）	
奥田縄	小浜市奥田縄（４－２－１４－７９）	小浜市奥田縄（４－２－１４－７９）	土石流	平成18年12月26日	平成18年12月26日	
奥田縄	小浜市奥田縄（４－２－１４－１０３）	小浜市奥田縄（４－２－１４－１０３）	土石流	平成18年12月26日	平成18年12月26日	
奥田縄	小浜市奥田縄（４－Ⅰ－９０６２）	小浜市奥田縄（４－Ⅰ－９０６２）	急傾斜地の崩壊	平成18年12月26日	平成18年12月26日	
奥田縄	小浜市奥田縄（４－Ⅱ－９１７１）	小浜市奥田縄（４－Ⅱ－９１７１）	急傾斜地の崩壊	平成18年12月26日	平成18年12月26日	
奥田縄	小浜市奥田縄（４－Ⅱ－９１７２）	小浜市奥田縄（４－Ⅱ－９１７２）	急傾斜地の崩壊	平成18年12月26日	平成18年12月26日	
奥田縄	小浜市奥田縄（４－Ⅱ－９１７３）	小浜市奥田縄（４－Ⅱ－９１７３）	急傾斜地の崩壊	平成18年12月26日	平成18年12月26日	
奥田縄	小浜市奥田縄（４－Ⅱ－９１７４）	小浜市奥田縄（４－Ⅱ－９１７４）	急傾斜地の崩壊	平成18年12月26日	平成18年12月26日	
奥田縄	小浜市奥田縄（４－Ⅱ－９１７５）	小浜市奥田縄（４－Ⅱ－９１７５）	急傾斜地の崩壊	平成18年12月26日	平成18年12月26日	
奥田縄	小浜市奥田縄（４－Ⅱ－９１７６）	小浜市奥田縄（４－Ⅱ－９１７６）	急傾斜地の崩壊	平成18年12月26日	平成18年12月26日	
奥田縄	小浜市奥田縄（４－Ⅱ－９１７７）	小浜市奥田縄（４－Ⅱ－９１７７）	急傾斜地の崩壊	平成18年12月26日	平成18年12月26日	
奥田縄	小浜市奥田縄（４－Ⅱ－９１７８）	小浜市奥田縄（４－Ⅱ－９１７８）	急傾斜地の崩壊	平成18年12月26日	平成18年12月26日	
奥田縄	小浜市奥田縄（４－Ⅱ－９１７９）	小浜市奥田縄（４－Ⅱ－９１７９）	急傾斜地の崩壊	平成18年12月26日	平成18年12月26日	
奥田縄	小浜市奥田縄（４－Ⅱ－９１８０）	小浜市奥田縄（４－Ⅱ－９１８０）	急傾斜地の崩壊	平成18年12月26日	平成18年12月26日	
東相生	小浜市東相生（４－２－１４－１３）	小浜市東相生（４－２－１４－１３）	土石流	平成18年12月26日	平成18年12月26日	
東相生	小浜市東相生（４－２－１４－１４）	（土砂災害特別警戒区域はなし）	土石流	平成18年12月26日	（なし）	
東相生	小浜市東相生（４－２－１４－１５）	小浜市東相生（４－２－１４－１５）	土石流	平成18年12月26日	平成18年12月26日	
東相生	小浜市東相生（４－２－１４－１６）	小浜市東相生（４－２－１４－１６）	土石流	平成18年12月26日	平成18年12月26日	
東相生	小浜市東相生（４－２－１４－８１）	小浜市東相生（４－２－１４－８１）	土石流	平成18年12月26日	平成18年12月26日	
東相生	小浜市東相生（４－２－１４－８２）	小浜市東相生（４－２－１４－８２）	土石流	平成18年12月26日	平成18年12月26日	
東相生	小浜市東相生（４－Ⅰ－９０６１）	小浜市東相生（４－Ⅰ－９０６１）	急傾斜地の崩壊	平成18年12月26日	平成18年12月26日	
西相生	小浜市西相生（４－２－１４－５２）	小浜市西相生（４－２－１４－５２）	土石流	平成18年12月26日	平成18年12月26日	
西相生	小浜市西相生（４－２－１４－５３）	（土砂災害特別警戒区域はなし）	土石流	平成18年12月26日	（なし）	
西相生	小浜市西相生（４－２－１４－５５－１）	小浜市西相生（４－２－１４－５５－１）	土石流	平成18年12月26日	平成18年12月26日	
西相生	小浜市西相生（４－２－１４－５５－２）	小浜市西相生（４－２－１４－５５－２）	土石流	平成18年12月26日	平成18年12月26日	
西相生	小浜市西相生（４－２－１４－９３）	小浜市西相生（４－２－１４－９３）	土石流	平成18年12月26日	平成18年12月26日	
西相生	小浜市西相生（４－２－１４－９６）	小浜市西相生（４－２－１４－９６）	土石流	平成18年12月26日	平成18年12月26日	
西相生	小浜市西相生（４－２－１４－９７）	小浜市西相生（４－２－１４－９７）	土石流	平成18年12月26日	平成18年12月26日	
西相生	小浜市西相生（４－Ⅱ－９１５５）	小浜市西相生（４－Ⅱ－９１５５）	急傾斜地の崩壊	平成18年12月26日	平成18年12月26日	
西相生	小浜市西相生（４－Ⅱ－９１５６）	小浜市西相生（４－Ⅱ－９１５６）	急傾斜地の崩壊	平成18年12月26日	平成18年12月26日	
西相生	小浜市西相生（４－Ⅱ－９１５７－１）	小浜市西相生（４－Ⅱ－９１５７－１）	急傾斜地の崩壊	平成18年12月26日	平成18年12月26日	
西相生	小浜市西相生（４－Ⅱ－９１５７－２）	小浜市西相生（４－Ⅱ－９１５７－２）	急傾斜地の崩壊	平成18年12月26日	平成18年12月26日	

場所	土砂災害警戒区域の名称	土砂災害特別警戒区域の名称	土砂災害の発生原因となる自然現象	指定日（警戒区域）	指定日（特別警戒区域）	備考
西相生	小浜市西相生（４－Ⅱ－９１５８－１）	小浜市西相生（４－Ⅱ－９１５８－１）	急傾斜地の崩壊	平成18年12月26日	平成18年12月26日	
西相生	小浜市西相生（４－Ⅱ－９１５８－２）	小浜市西相生（４－Ⅱ－９１５８－２）	急傾斜地の崩壊	平成18年12月26日	平成18年12月26日	
西相生	小浜市西相生（４－Ⅱ－９１５９）	小浜市西相生（４－Ⅱ－９１５９）	急傾斜地の崩壊	平成18年12月26日	平成18年12月26日	
西相生	小浜市西相生（４－Ⅱ－９１６０）	小浜市西相生（４－Ⅱ－９１６０）	急傾斜地の崩壊	平成18年12月26日	平成18年12月26日	
西相生	小浜市西相生（４－Ⅱ－９１６１）	小浜市西相生（４－Ⅱ－９１６１）	急傾斜地の崩壊	平成18年12月26日	平成18年12月26日	
上中井	小浜市中井（４－２－１４－５８）	小浜市中井（４－２－１４－５８）	土石流	平成18年12月26日	平成18年12月26日	
上中井	小浜市上中井（４－Ⅱ－９１６５）	小浜市上中井（４－Ⅱ－９１６５）	急傾斜地の崩壊	平成18年12月26日	平成18年12月26日	
上中井	小浜市上中井（４－Ⅱ－９１６６）	小浜市上中井（４－Ⅱ－９１６６）	急傾斜地の崩壊	平成18年12月26日	平成18年12月26日	
上中井	小浜市上中井（４－Ⅱ－９１６７）	小浜市上中井（４－Ⅱ－９１６７）	急傾斜地の崩壊	平成18年12月26日	平成18年12月26日	
上中井	小浜市上中井（４－Ⅱ－９１６８）	小浜市上中井（４－Ⅱ－９１６８）	急傾斜地の崩壊	平成18年12月26日	平成18年12月26日	
下中井	小浜市中井（４－２－１４－５９）	小浜市中井（４－２－１４－５９）	土石流	平成18年12月26日	平成18年12月26日	
下中井	小浜市中井（４－２－１４－６０）	小浜市中井（４－２－１４－６０）	土石流	平成18年12月26日	平成18年12月26日	
滝谷	小浜市中井（４－２－１４－６１）	（土砂災害特別警戒区域はなし）	土石流	平成18年12月26日	（なし）	
滝谷	小浜市滝谷（４－Ⅰ－６２８）	小浜市滝谷（４－Ⅰ－６２８）	急傾斜地の崩壊	平成18年12月26日	平成18年12月26日	
谷田部	小浜市谷田部（４－２－１４－６２）	小浜市谷田部（４－２－１４－６２）	土石流	平成18年12月26日	平成18年12月26日	
谷田部	小浜市谷田部（４－２－１４－６３－１）	小浜市谷田部（４－２－１４－６３－１）	土石流	平成18年12月26日	平成18年12月26日	
谷田部	小浜市谷田部（４－２－１４－６３－２）	小浜市谷田部（４－２－１４－６３－２）	土石流	平成18年12月26日	平成18年12月26日	
谷田部	小浜市谷田部（４－２－１４－６３－３）	小浜市谷田部（４－２－１４－６３－３）	土石流	平成18年12月26日	平成18年12月26日	
谷田部	小浜市谷田部（４－２－１４－６４）	小浜市谷田部（４－２－１４－６４）	土石流	平成18年12月26日	平成18年12月26日	
谷田部	小浜市谷田部（４－２－１４－６５）	小浜市谷田部（４－２－１４－６５）	土石流	平成18年12月26日	平成18年12月26日	H29.3.24R解除、Y再指定
谷田部	小浜市谷田部（４－２－１４－６６－１）	小浜市谷田部（４－２－１４－６６－１）	土石流	平成18年12月26日	平成18年12月26日	
谷田部	小浜市谷田部（４－２－１４－６６－２）	小浜市谷田部（４－２－１４－６６－２）	土石流	平成18年12月26日	平成18年12月26日	
谷田部	小浜市谷田部（４－２－１４－１１０）	小浜市谷田部（４－２－１４－１１０）	土石流	平成18年12月26日	平成18年12月26日	
谷田部	小浜市谷田部（４－Ⅰ－９０６４）	小浜市谷田部（４－Ⅰ－９０６４）	急傾斜地の崩壊	平成18年12月26日	平成18年12月26日	
谷田部	小浜市谷田部（４－Ⅱ－９１９０）	小浜市谷田部（４－Ⅱ－９１９０）	急傾斜地の崩壊	平成18年12月26日	平成18年12月26日	
谷田部	小浜市谷田部（４－Ⅱ－９１９１）	小浜市谷田部（４－Ⅱ－９１９１）	急傾斜地の崩壊	平成18年12月26日	平成18年12月26日	
谷田部	小浜市谷田部（４－Ⅱ－９１９２）	小浜市谷田部（４－Ⅱ－９１９２）	急傾斜地の崩壊	平成18年12月26日	平成18年12月26日	
谷田部	小浜市谷田部（４－Ⅲ－９０２０）	小浜市谷田部（４－Ⅲ－９０２０）	急傾斜地の崩壊	平成18年12月26日	平成18年12月26日	
竹長	小浜市竹長（４－１－２－２９）	小浜市竹長（４－１－２－２９）	土石流	平成18年12月26日	平成18年12月26日	
大戸	小浜市加茂（４－１－２－２８）	小浜市加茂（４－１－２－２８）	土石流	平成18年12月26日	平成18年12月26日	
大戸	小浜市加茂（４－１－２－１０９）	小浜市加茂（４－１－２－１０９）	土石流	平成18年12月26日	平成18年12月26日	
大戸	小浜市加茂（４－Ⅰ－９０２７）	小浜市加茂（４－Ⅰ－９０２７）	急傾斜地の崩壊	平成18年12月26日	平成18年12月26日	
加茂	小浜市加茂（４－１－２－４５）	小浜市加茂（４－１－２－４５）	土石流	平成18年12月26日	平成18年12月26日	
加茂	小浜市加茂（４－１－２－４６）	（土砂災害特別警戒区域はなし）	土石流	平成18年12月26日	（なし）	
加茂	小浜市加茂（４－１－２－４７－１）	小浜市加茂（４－１－２－４７－１）	土石流	平成18年12月26日	平成18年12月26日	H29.3.24RY再指定 H27.3.27再指定
加茂	小浜市加茂（４－１－２－４７－２）	（土砂災害特別警戒区域はなし）	土石流	平成18年12月26日	（なし）	
加茂	小浜市加茂（４－１－２－４７－３）	小浜市加茂（４－１－２－４７－３）	土石流	平成18年12月26日	平成18年12月26日	
加茂	小浜市加茂（４－１－２－４７－４）	小浜市加茂（４－１－２－４７－４）	土石流	平成18年12月26日	平成18年12月26日	
加茂	小浜市加茂（４－１－２－４８）	小浜市加茂（４－１－２－４８）	土石流	平成18年12月26日	平成18年12月26日	
加茂	小浜市加茂（４－１－２－４９）	小浜市加茂（４－１－２－４９）	土石流	平成18年12月26日	平成18年12月26日	
加茂	小浜市加茂（４－１－２－９４）	小浜市加茂（４－１－２－９４）	土石流	平成18年12月26日	平成18年12月26日	
加茂	小浜市加茂（４－１－２－９５）	小浜市加茂（４－１－２－９５）	土石流	平成18年12月26日	平成18年12月26日	
加茂	小浜市加茂（４－Ⅱ－９０７５）	小浜市加茂（４－Ⅱ－９０７５）	急傾斜地の崩壊	平成18年12月26日	平成18年12月26日	
加茂	小浜市加茂（４－Ⅱ－９０７６）	小浜市加茂（４－Ⅱ－９０７６）	急傾斜地の崩壊	平成18年12月26日	平成18年12月26日	
加茂	小浜市加茂（４－Ⅱ－９０７７）	小浜市加茂（４－Ⅱ－９０７７）	急傾斜地の崩壊	平成18年12月26日	平成18年12月26日	
加茂	小浜市加茂（４－Ⅱ－９０７８）	小浜市加茂（４－Ⅱ－９０７８）	急傾斜地の崩壊	平成18年12月26日	平成18年12月26日	
加茂	小浜市加茂（４－Ⅱ－９０７９）	小浜市加茂（４－Ⅱ－９０７９）	急傾斜地の崩壊	平成18年12月26日	平成18年12月26日	
加茂	小浜市加茂（４－Ⅱ－９０８０）	小浜市加茂（４－Ⅱ－９０８０）	急傾斜地の崩壊	平成18年12月26日	平成18年12月26日	
加茂	小浜市加茂（４－Ⅱ－９０８１）	小浜市加茂（４－Ⅱ－９０８１）	急傾斜地の崩壊	平成18年12月26日	平成18年12月26日	
加茂	小浜市加茂（４－Ⅱ－９０８２）	小浜市加茂（４－Ⅱ－９０８２）	急傾斜地の崩壊	平成18年12月26日	平成18年12月26日	
加茂	小浜市加茂（４－Ⅱ－９０８３）	小浜市加茂（４－Ⅱ－９０８３）	急傾斜地の崩壊	平成18年12月26日	平成18年12月26日	
大谷	小浜市大谷（４－１－２－３７）	小浜市大谷（４－１－２－３７）	土石流	平成18年12月26日	平成18年12月26日	
大谷	小浜市大谷（４－１－２－８９）	（土砂災害特別警戒区域はなし）	土石流	平成18年12月26日	（なし）	
大谷	小浜市大谷（４－１－２－９０）	（土砂災害特別警戒区域はなし）	土石流	平成18年12月26日	（なし）	
大谷	小浜市大谷（４－１－２－９２）	小浜市大谷（４－１－２－９２）	土石流	平成18年12月26日	平成18年12月26日	
大谷	小浜市大谷（４－１－２－９３）	小浜市大谷（４－１－２－９３）	土石流	平成18年12月26日	平成18年12月26日	
大谷	小浜市大谷（４－１－２－１１３－１）	小浜市大谷（４－１－２－１１３－１）	土石流	平成18年12月26日	平成18年12月26日	
大谷	小浜市大谷（４－１－２－１１３－２）	（土砂災害特別警戒区域はなし）	土石流	平成18年12月26日	（なし）	

場所	土砂災害警戒区域の名称	土砂災害特別警戒区域の名称	土砂災害の発生原因となる自然現象	指定日（警戒区域）	指定日（特別警戒区域）	備考
大谷	小浜市大谷（４－１－２－１１３－３）	小浜市大谷（４－１－２－１１３－３）	土石流	平成18年12月26日	平成18年12月26日	
大谷	小浜市大谷（４－Ⅰ－９０３０）	小浜市大谷（４－Ⅰ－９０３０）	急傾斜地の崩壊	平成18年12月26日	平成18年12月26日	
大谷	小浜市大谷（４－Ⅰ－９０３１）	小浜市大谷（４－Ⅰ－９０３１）	急傾斜地の崩壊	平成18年12月26日	平成18年12月26日	
大谷	小浜市大谷（４－Ⅱ－９０５６）	小浜市大谷（４－Ⅱ－９０５６）	急傾斜地の崩壊	平成18年12月26日	平成18年12月26日	
大谷	小浜市大谷（４－Ⅱ－９０５７）	小浜市大谷（４－Ⅱ－９０５７）	急傾斜地の崩壊	平成18年12月26日	平成18年12月26日	
大谷	小浜市大谷（４－Ⅱ－９０５８）	小浜市大谷（４－Ⅱ－９０５８）	急傾斜地の崩壊	平成18年12月26日	平成18年12月26日	
大谷	小浜市大谷（４－Ⅱ－９０５９）	小浜市大谷（４－Ⅱ－９０５９）	急傾斜地の崩壊	平成18年12月26日	平成18年12月26日	
大谷	小浜市大谷（４－Ⅱ－９０６０）	小浜市大谷（４－Ⅱ－９０６０）	急傾斜地の崩壊	平成18年12月26日	平成18年12月26日	
大谷	小浜市大谷（４－Ⅱ－９０６１）	小浜市大谷（４－Ⅱ－９０６１）	急傾斜地の崩壊	平成18年12月26日	平成18年12月26日	
大谷	小浜市大谷（４－Ⅱ－９０６２－１）	小浜市大谷（４－Ⅱ－９０６２－１）	急傾斜地の崩壊	平成18年12月26日	平成18年12月26日	
大谷	小浜市大谷（４－Ⅱ－９０６２－２）	小浜市大谷（４－Ⅱ－９０６２－２）	急傾斜地の崩壊	平成18年12月26日	平成18年12月26日	
大谷	小浜市大谷（４－Ⅱ－９０６３－１）	小浜市大谷（４－Ⅱ－９０６３－１）	急傾斜地の崩壊	平成18年12月26日	平成18年12月26日	
大谷	小浜市大谷（４－Ⅱ－９０６３－２）	小浜市大谷（４－Ⅱ－９０６３－２）	急傾斜地の崩壊	平成18年12月26日	平成18年12月26日	
大谷	小浜市大谷（４－Ⅱ－９０６３－３）	小浜市大谷（４－Ⅱ－９０６３－３）	急傾斜地の崩壊	平成18年12月26日	平成18年12月26日	
大谷	小浜市大谷（４－Ⅱ－９０６４）	小浜市大谷（４－Ⅱ－９０６４）	急傾斜地の崩壊	平成18年12月26日	平成18年12月26日	
新保	小浜市新保（４－１－２－３９）	小浜市新保（４－１－２－３９）	土石流	平成18年12月26日	平成18年12月26日	
新保	小浜市新保（４－１－２－４０）	（土砂災害特別警戒区域はなし）	土石流	平成18年12月26日	（なし）	
新保	小浜市新保（４－１－２－４１－２）	小浜市新保（４－１－２－４１－２）	土石流	平成18年12月26日	平成18年12月26日	
新保	小浜市新保（４－１－２－４２）	小浜市新保（４－１－２－４２）	土石流	平成18年12月26日	平成18年12月26日	
新保	小浜市新保（４－１－２－４３）	小浜市新保（４－１－２－４３）	土石流	平成18年12月26日	平成18年12月26日	
新保	小浜市新保（４－１－２－４４）	小浜市新保（４－１－２－４４）	土石流	平成18年12月26日	平成18年12月26日	
新保	小浜市新保（４－１－２－１１５）	（土砂災害特別警戒区域はなし）	土石流	平成18年12月26日	（なし）	
新保	小浜市新保（４－Ⅰ－９０３２）	小浜市新保（４－Ⅰ－９０３２）	急傾斜地の崩壊	平成18年12月26日	平成18年12月26日	
新保	小浜市新保（４－Ⅱ－９０６５－１）	小浜市新保（４－Ⅱ－９０６５－１）	急傾斜地の崩壊	平成18年12月26日	平成18年12月26日	
新保	小浜市新保（４－Ⅱ－９０６５－２）	小浜市新保（４－Ⅱ－９０６５－２）	急傾斜地の崩壊	平成18年12月26日	平成18年12月26日	
新保	小浜市新保（４－Ⅱ－９０６６）	小浜市新保（４－Ⅱ－９０６６）	急傾斜地の崩壊	平成18年12月26日	平成18年12月26日	
新保	小浜市新保（４－Ⅱ－９０６７）	小浜市新保（４－Ⅱ－９０６７）	急傾斜地の崩壊	平成18年12月26日	平成18年12月26日	
新保	小浜市新保（４－Ⅱ－９０６８）	小浜市新保（４－Ⅱ－９０６８）	急傾斜地の崩壊	平成18年12月26日	平成18年12月26日	
新保	小浜市新保（４－Ⅱ－９０６９－１）	小浜市新保（４－Ⅱ－９０６９－１）	急傾斜地の崩壊	平成18年12月26日	平成18年12月26日	
新保	小浜市新保（４－Ⅱ－９０６９－２）	小浜市新保（４－Ⅱ－９０６９－２）	急傾斜地の崩壊	平成18年12月26日	平成18年12月26日	
新保	小浜市新保（４－Ⅱ－９０７０）	小浜市新保（４－Ⅱ－９０７０）	急傾斜地の崩壊	平成18年12月26日	平成18年12月26日	
新保	小浜市新保（４－Ⅱ－９０７１）	小浜市新保（４－Ⅱ－９０７１）	急傾斜地の崩壊	平成18年12月26日	平成18年12月26日	
新保	小浜市新保（４－Ⅱ－９０７２）	小浜市新保（４－Ⅱ－９０７２）	急傾斜地の崩壊	平成18年12月26日	平成18年12月26日	
新保	小浜市新保（４－Ⅱ－９０７４－１）	小浜市新保（４－Ⅱ－９０７４－１）	急傾斜地の崩壊	平成18年12月26日	平成18年12月26日	
新保	小浜市新保（４－Ⅱ－９０７４－２）	小浜市新保（４－Ⅱ－９０７４－２）	急傾斜地の崩壊	平成18年12月26日	平成18年12月26日	
羽賀	小浜市羽賀（４－１－２－３）	（土砂災害特別警戒区域はなし）	土石流	平成19年3月23日	（なし）	
羽賀	小浜市羽賀（４－Ⅰ－９００４）	小浜市羽賀（４－Ⅰ－９００４）	急傾斜地の崩壊	平成19年3月23日	平成19年3月23日	
奈胡	小浜市奈胡（４－１－２－６）	（土砂災害特別警戒区域はなし）	土石流	平成19年3月23日	（なし）	
奈胡	小浜市奈胡（４－１－２－８）	小浜市奈胡（４－１－２－８）	土石流	平成19年3月23日	平成19年3月23日	
奈胡	小浜市奈胡（４－１－２－９－１）	小浜市奈胡（４－１－２－９－１）	土石流	平成19年3月23日	平成19年3月23日	
奈胡	小浜市奈胡（４－１－２－９－２）	小浜市奈胡（４－１－２－９－２）	土石流	平成19年3月23日	平成19年3月23日	
奈胡	小浜市奈胡（４－１－２－１０８）	小浜市奈胡（４－１－２－１０８）	土石流	平成19年3月23日	平成19年3月23日	
奈胡	小浜市奈胡（４－Ⅰ－９０１８－１）	小浜市奈胡（４－Ⅰ－９０１８－１）	急傾斜地の崩壊	平成19年3月23日	平成19年3月23日	
奈胡	小浜市奈胡（４－Ⅰ－９０１８－２）	小浜市奈胡（４－Ⅰ－９０１８－２）	急傾斜地の崩壊	平成19年3月23日	平成19年3月23日	
奈胡	小浜市奈胡（４－Ⅰ－９０１８－３）	小浜市奈胡（４－Ⅰ－９０１８－３）	急傾斜地の崩壊	平成19年3月23日	平成19年3月23日	
奈胡	小浜市奈胡（４－Ⅰ－９０１８－４）	小浜市奈胡（４－Ⅰ－９０１８－４）	急傾斜地の崩壊	平成19年3月23日	平成19年3月23日	
奈胡	小浜市奈胡（４－Ⅰ－９０１９）	小浜市奈胡（４－Ⅰ－９０１９）	急傾斜地の崩壊	平成19年3月23日	平成19年3月23日	
奈胡	小浜市奈胡（４－Ⅱ－９０２４）	小浜市奈胡（４－Ⅱ－９０２４）	急傾斜地の崩壊	平成19年3月23日	平成19年3月23日	
奈胡	小浜市奈胡（４－Ⅱ－９０２５）	小浜市奈胡（４－Ⅱ－９０２５）	急傾斜地の崩壊	平成19年3月23日	平成19年3月23日	
奈胡	小浜市奈胡（４－Ⅱ－９０２６）	小浜市奈胡（４－Ⅱ－９０２６）	急傾斜地の崩壊	平成19年3月23日	平成19年3月23日	
奈胡	小浜市奈胡（４－Ⅲ－９００７）	小浜市奈胡（４－Ⅲ－９００７）	急傾斜地の崩壊	平成19年3月23日	平成19年3月23日	
奈胡	小浜市奈胡（４－Ⅲ－９００８）	小浜市奈胡（４－Ⅲ－９００８）	急傾斜地の崩壊	平成19年3月23日	平成19年3月23日	
奈胡	小浜市奈胡（４－Ⅲ－９００９）	小浜市奈胡（４－Ⅲ－９００９）	急傾斜地の崩壊	平成19年3月23日	平成19年3月23日	
熊野	小浜市熊野（４－１－２－１０）	小浜市熊野（４－１－２－１０）	土石流	平成19年3月23日	平成19年3月23日	
熊野	小浜市熊野（４－１－２－１１）	小浜市熊野（４－１－２－１１）	土石流	平成19年3月23日	平成19年3月23日	H29.3.24R解除、Y再指定
熊野	小浜市熊野（４－１－２－１２）	小浜市熊野（４－１－２－１２）	土石流	平成19年3月23日	平成19年3月23日	H29.3.24R解除、Y再指定
熊野	小浜市熊野（４－１－２－１３－１）	（土砂災害特別警戒区域はなし）	土石流	平成19年3月23日	（なし）	
熊野	小浜市熊野（４－１－２－１３－２）	（土砂災害特別警戒区域はなし）	土石流	平成19年3月23日	（なし）	

場所	土砂災害警戒区域の名称	土砂災害特別警戒区域の名称	土砂災害の発生原因となる自然現象	指定日（警戒区域）	指定日（特別警戒区域）	備考
熊野	小浜市熊野（４－１－２－１４）	小浜市熊野（４－１－２－１４）	土石流	平成19年3月23日	平成19年3月23日	
熊野	小浜市熊野（４－１－２－１５）	小浜市熊野（４－１－２－１５）	土石流	平成19年3月23日	平成19年3月23日	
熊野	小浜市熊野（４－１－２－１２２Ｓ）	小浜市熊野（４－１－２－１２２Ｓ）	土石流	平成19年3月23日	平成19年3月23日	
熊野	小浜市熊野（４－１－２－１２３Ｓ）	小浜市熊野（４－１－２－１２３Ｓ）	土石流	平成19年3月23日	平成19年3月23日	
熊野	小浜市熊野（４－１－２－１２４Ｓ）	小浜市熊野（４－１－２－１２４Ｓ）	土石流	平成19年3月23日	平成19年3月23日	
熊野	小浜市熊野（４－１－２－１２５Ｓ）	小浜市熊野（４－１－２－１２５Ｓ）	土石流	平成19年3月23日	平成19年3月23日	
熊野	小浜市熊野（４－Ⅰ－９０２０）	小浜市熊野（４－Ⅰ－９０２０）	急傾斜地の崩壊	平成19年3月23日	平成19年3月23日	
熊野	小浜市熊野（４－Ⅱ－９０２７）	小浜市熊野（４－Ⅱ－９０２７）	急傾斜地の崩壊	平成19年3月23日	平成19年3月23日	
熊野	小浜市熊野（４－Ⅱ－９０２９）	小浜市熊野（４－Ⅱ－９０２９）	急傾斜地の崩壊	平成19年3月23日	平成19年3月23日	
熊野	小浜市熊野（４－Ⅱ－９０３０）	小浜市熊野（４－Ⅱ－９０３０）	急傾斜地の崩壊	平成19年3月23日	平成19年3月23日	
熊野	小浜市熊野（４－Ⅲ－９０１０）	小浜市熊野（４－Ⅲ－９０１０）	急傾斜地の崩壊	平成19年3月23日	平成19年3月23日	
次吉	小浜市次吉（４－１－２－１６－１）	小浜市次吉（４－１－２－１６－１）	土石流	平成19年3月23日	平成19年3月23日	
次吉	小浜市次吉（４－１－２－１６－２）	小浜市次吉（４－１－２－１６－２）	土石流	平成19年3月23日	平成19年3月23日	
次吉	小浜市次吉（４－１－２－１６－３）	小浜市次吉（４－１－２－１６－３）	土石流	平成19年3月23日	平成19年3月23日	
次吉	小浜市次吉（４－１－２－１７）	小浜市次吉（４－１－２－１７）	土石流	平成19年3月23日	平成19年3月23日	
次吉	小浜市次吉（４－１－２－１２６Ｓ－１）	小浜市次吉（４－１－２－１２６Ｓ－１）	土石流	平成19年3月23日	平成19年3月23日	
次吉	小浜市次吉（４－１－２－１２６Ｓ－２）	小浜市次吉（４－１－２－１２６Ｓ－２）	土石流	平成19年3月23日	平成19年3月23日	
次吉	小浜市次吉（４－１－２－１２７Ｓ）	（土砂災害特別警戒区域はなし）	土石流	平成19年3月23日	（なし）	
次吉	小浜市次吉（４－Ⅰ－９０２２）	小浜市次吉（４－Ⅰ－９０２２）	急傾斜地の崩壊	平成19年3月23日	平成19年3月23日	
次吉	小浜市次吉（４－Ⅰ－９０２３）	小浜市次吉（４－Ⅰ－９０２３）	急傾斜地の崩壊	平成19年3月23日	平成19年3月23日	
次吉	小浜市次吉（４－Ⅱ－９０３１）	小浜市次吉（４－Ⅱ－９０３１）	急傾斜地の崩壊	平成19年3月23日	平成19年3月23日	
次吉	小浜市次吉（４－Ⅱ－９０３２）	小浜市次吉（４－Ⅱ－９０３２）	急傾斜地の崩壊	平成19年3月23日	平成19年3月23日	
次吉	小浜市次吉（４－Ⅲ－９０１１）	小浜市次吉（４－Ⅲ－９０１１）	急傾斜地の崩壊	平成19年3月23日	平成19年3月23日	
次吉	小浜市次吉（４－Ⅲ－９０１２）	小浜市次吉（４－Ⅲ－９０１２）	急傾斜地の崩壊	平成19年3月23日	平成19年3月23日	
次吉	小浜市次吉（４－Ⅲ－９０１３）	小浜市次吉（４－Ⅲ－９０１３）	急傾斜地の崩壊	平成19年3月23日	平成19年3月23日	
栗田	小浜市栗田（４－１－２－１８－１）	（土砂災害特別警戒区域はなし）	土石流	平成19年3月23日	（なし）	
栗田	小浜市栗田（４－１－２－１９）	（土砂災害特別警戒区域はなし）	土石流	平成19年3月23日	（なし）	
栗田	小浜市栗田（４－１－２－８３）	小浜市栗田（４－１－２－８３）	土石流	平成19年3月23日	平成19年3月23日	
栗田	小浜市栗田（４－１－２－８４）	小浜市栗田（４－１－２－８４）	土石流	平成19年3月23日	平成19年3月23日	
栗田	小浜市栗田（４－Ⅱ－９００１）	小浜市栗田（４－Ⅱ－９００１）	急傾斜地の崩壊	平成19年3月23日	平成19年3月23日	
栗田	小浜市栗田（４－Ⅱ－９００２）	小浜市栗田（４－Ⅱ－９００２）	急傾斜地の崩壊	平成19年3月23日	平成19年3月23日	
栗田	小浜市栗田（４－Ⅱ－９０３３）	小浜市栗田（４－Ⅱ－９０３３）	急傾斜地の崩壊	平成19年3月23日	平成19年3月23日	
栗田	小浜市栗田（４－Ⅱ－９０３４）	小浜市栗田（４－Ⅱ－９０３４）	急傾斜地の崩壊	平成19年3月23日	平成19年3月23日	
高塚	小浜市高塚（４－１－２－２０）	（土砂災害特別警戒区域はなし）	土石流	平成19年3月23日	（なし）	
高塚	小浜市高塚（４－１－２－８５）	小浜市高塚（４－１－２－８５）	土石流	平成19年3月23日	平成19年3月23日	
高塚	小浜市高塚（４－Ⅰ－６５１）	小浜市高塚（４－Ⅰ－６５１）	急傾斜地の崩壊	平成19年3月23日	平成19年3月23日	H22.7.16再指定
高塚	小浜市高塚（４－Ⅱ－９０３５）	小浜市高塚（４－Ⅱ－９０３５）	急傾斜地の崩壊	平成19年3月23日	平成19年3月23日	
太良庄	小浜市太良庄（４－１－２－２２）	小浜市太良庄（４－１－２－２２）	土石流	平成19年3月23日	平成19年3月23日	
太良庄	小浜市太良庄（４－１－２－２３）	小浜市太良庄（４－１－２－２３）	土石流	平成19年3月23日	平成19年3月23日	
太良庄	小浜市太良庄（４－１－２－２４－１）	（土砂災害特別警戒区域はなし）	土石流	平成19年3月23日	（なし）	
太良庄	小浜市太良庄（４－１－２－２５－１）	小浜市太良庄（４－１－２－２５－１）	土石流	平成19年3月23日	平成19年3月23日	
太良庄	小浜市太良庄（４－１－２－２６－１）	小浜市太良庄（４－１－２－２６－１）	土石流	平成19年3月23日	平成19年3月23日	
太良庄	小浜市太良庄（４－１－２－２６－２）	小浜市太良庄（４－１－２－２６－２）	土石流	平成19年3月23日	平成19年3月23日	
太良庄	小浜市太良庄（４－１－２－２６－３）	小浜市太良庄（４－１－２－２６－３）	土石流	平成19年3月23日	平成19年3月23日	
太良庄	小浜市太良庄（４－１－２－２６－４）	小浜市太良庄（４－１－２－２６－４）	土石流	平成19年3月23日	平成19年3月23日	
太良庄	小浜市太良庄（４－Ⅰ－９０２５）	小浜市太良庄（４－Ⅰ－９０２５）	急傾斜地の崩壊	平成19年3月23日	平成19年3月23日	
太良庄	小浜市太良庄（４－Ⅰ－９０２６）	小浜市太良庄（４－Ⅰ－９０２６）	急傾斜地の崩壊	平成19年3月23日	平成19年3月23日	
太良庄	小浜市太良庄（４－Ⅱ－９０３６）	小浜市太良庄（４－Ⅱ－９０３６）	急傾斜地の崩壊	平成19年3月23日	平成19年3月23日	
太良庄	小浜市太良庄（４－Ⅱ－９０３７）	小浜市太良庄（４－Ⅱ－９０３７）	急傾斜地の崩壊	平成19年3月23日	平成19年3月23日	
太良庄	小浜市太良庄（４－Ⅱ－９０３８）	小浜市太良庄（４－Ⅱ－９０３８）	急傾斜地の崩壊	平成19年3月23日	平成19年3月23日	
太良庄	小浜市太良庄（４－Ⅱ－９０３９）	小浜市太良庄（４－Ⅱ－９０３９）	急傾斜地の崩壊	平成19年3月23日	平成19年3月23日	
太良庄	小浜市太良庄（４－Ⅱ－９０４０）	小浜市太良庄（４－Ⅱ－９０４０）	急傾斜地の崩壊	平成19年3月23日	平成19年3月23日	
太良庄	小浜市太良庄（４－Ⅱ－９０４２）	小浜市太良庄（４－Ⅱ－９０４２）	急傾斜地の崩壊	平成19年3月23日	平成19年3月23日	
太良庄	小浜市太良庄（４－Ⅱ－９０４３）	小浜市太良庄（４－Ⅱ－９０４３）	急傾斜地の崩壊	平成19年3月23日	平成19年3月23日	
江古川	小浜市江古川（４－１－２－８１）	（土砂災害特別警戒区域はなし）	土石流	平成19年3月23日	（なし）	
江古川	小浜市江古川（４－Ⅲ－９００５）	小浜市江古川（４－Ⅲ－９００５）	急傾斜地の崩壊	平成19年3月23日	平成19年3月23日	
丸山	小浜市羽賀（４－Ⅱ－９０１６）	小浜市羽賀（４－Ⅱ－９０１６）	急傾斜地の崩壊	平成19年3月23日	平成19年3月23日	
丸山	小浜市羽賀（４－Ⅱ－９０１７）	小浜市羽賀（４－Ⅱ－９０１７）	急傾斜地の崩壊	平成19年3月23日	平成19年3月23日	

場所	土砂災害警戒区域の名称	土砂災害特別警戒区域の名称	土砂災害の発生原因となる自然現象	指定日（警戒区域）	指定日（特別警戒区域）	備考
男山	小浜市男山（４－Ｉ－９０５２）	小浜市男山（４－Ｉ－９０５２）	急傾斜地の崩壊	平成19年3月23日	平成19年3月23日	
大原	小浜市男山（４－Ⅱ－９１１５）	小浜市男山（４－Ⅱ－９１１５）	急傾斜地の崩壊	平成19年3月23日	平成19年3月23日	
大原	小浜市男山（４－Ⅱ－９１１６）	小浜市男山（４－Ⅱ－９１１６）	急傾斜地の崩壊	平成19年3月23日	平成19年3月23日	
青井	小浜市青井（４－２－１４－１１１－１）	小浜市青井（４－２－１４－１１１－１）	土石流	平成19年3月23日	平成19年3月23日	
青井	小浜市青井（４－２－１４－１１１－２）	小浜市青井（４－２－１４－１１１－２）	土石流	平成19年3月23日	平成19年3月23日	
青井	小浜市青井（４－３－４３）	小浜市青井（４－３－４３）	土石流	平成19年3月23日	平成19年3月23日	
青井	小浜市青井（４－３－４４）	（土砂災害特別警戒区域はなし）	土石流	平成19年3月23日	（なし）	
青井	小浜市青井（４－３－６１）	小浜市青井（４－３－６１）	土石流	平成19年3月23日	平成19年3月23日	
青井	小浜市青井（４－３－６２）	小浜市青井（４－３－６２）	土石流	平成19年3月23日	平成19年3月23日	
青井	小浜市青井（４－３－７４）	小浜市青井（４－３－７４）	土石流	平成19年3月23日	平成19年3月23日	
青井	小浜市青井（４－３－７６）	小浜市青井（４－３－７６）	土石流	平成19年3月23日	平成19年3月23日	
青井	小浜市青井（４－Ｉ－６５５）	小浜市青井（４－Ｉ－６５５）	急傾斜地の崩壊	平成19年3月23日	平成19年3月23日	
青井	小浜市青井（４－Ｉ－６６５）	小浜市青井（４－Ｉ－６６５）	急傾斜地の崩壊	平成19年3月23日	平成19年3月23日	
青井	小浜市青井（４－Ｉ－９００６）	小浜市青井（４－Ｉ－９００６）	急傾斜地の崩壊	平成19年3月23日	平成19年3月23日	
青井	小浜市青井（４－Ｉ－９０４８）	小浜市青井（４－Ｉ－９０４８）	急傾斜地の崩壊	平成19年3月23日	平成19年3月23日	
青井	小浜市青井（４－Ｉ－９０４９）	小浜市青井（４－Ｉ－９０４９）	急傾斜地の崩壊	平成19年3月23日	平成19年3月23日	
青井	小浜市青井（４－Ｉ－９０５０）	小浜市青井（４－Ｉ－９０５０）	急傾斜地の崩壊	平成19年3月23日	平成19年3月23日	
青井	小浜市青井（４－Ⅱ－９１０７）	小浜市青井（４－Ⅱ－９１０７）	急傾斜地の崩壊	平成19年3月23日	平成19年3月23日	
青井	小浜市青井（４－Ⅱ－９１０８）	小浜市青井（４－Ⅱ－９１０８）	急傾斜地の崩壊	平成19年3月23日	平成19年3月23日	
青井	小浜市青井（４－Ⅱ－９１０９）	小浜市青井（４－Ⅱ－９１０９）	急傾斜地の崩壊	平成19年3月23日	平成19年3月23日	
青井	小浜市青井（４－Ⅱ－９１１０）	小浜市青井（４－Ⅱ－９１１０）	急傾斜地の崩壊	平成19年3月23日	平成19年3月23日	
青井	小浜市青井（４－Ⅱ－９１１１）	小浜市青井（４－Ⅱ－９１１１）	急傾斜地の崩壊	平成19年3月23日	平成19年3月23日	
青井	小浜市青井（４－Ⅱ－９１１２）	小浜市青井（４－Ⅱ－９１１２）	急傾斜地の崩壊	平成19年3月23日	平成19年3月23日	
青井	小浜市青井（４－Ⅱ－９１１３）	小浜市青井（４－Ⅱ－９１１３）	急傾斜地の崩壊	平成19年3月23日	平成19年3月23日	
青井	小浜市男山（４－Ⅱ－９１１４）	小浜市男山（４－Ⅱ－９１１４）	急傾斜地の崩壊	平成19年3月23日	平成19年3月23日	
山手二丁目	小浜市山手二丁目（４－３－４０－１）	小浜市山手二丁目（４－３－４０－１）	土石流	平成19年3月23日	平成19年3月23日	
山手二丁目	小浜市山手二丁目（４－３－４０－２）	（土砂災害特別警戒区域はなし）	土石流	平成19年3月23日	（なし）	
山手三丁目	小浜市山手三丁目（４－Ｉ－９０１５）	小浜市山手三丁目（４－Ｉ－９０１５）	急傾斜地の崩壊	平成19年3月23日	平成19年3月23日	
阿納尻	小浜市阿納尻（４－３－３３）	小浜市阿納尻（４－３－３３）	土石流	平成19年3月23日	平成19年3月23日	
阿納尻	小浜市阿納尻（４－３－３４）	（土砂災害特別警戒区域はなし）	土石流	平成19年3月23日	（なし）	
阿納尻	小浜市阿納尻（４－３－３５－１）	（土砂災害特別警戒区域はなし）	土石流	平成19年3月23日	（なし）	
阿納尻	小浜市阿納尻（４－３－３５－２）	小浜市阿納尻（４－３－３５－２）	土石流	平成19年3月23日	平成19年3月23日	
阿納尻	小浜市阿納尻（４－Ｉ－９０００）	小浜市阿納尻（４－Ｉ－９０００）	急傾斜地の崩壊	平成19年3月23日	平成19年3月23日	
阿納尻	小浜市阿納尻（４－Ｉ－９００４）	小浜市阿納尻（４－Ｉ－９００４）	急傾斜地の崩壊	平成19年3月23日	平成19年3月23日	
阿納尻	小浜市阿納尻（４－Ⅱ－９００２）	小浜市阿納尻（４－Ⅱ－９００２）	急傾斜地の崩壊	平成19年3月23日	平成19年3月23日	
阿納尻	小浜市阿納尻（４－Ⅲ－９０００）	小浜市阿納尻（４－Ⅲ－９０００）	急傾斜地の崩壊	平成19年3月23日	平成19年3月23日	
若狭	小浜市若狭（４－３－３０－１）	小浜市若狭（４－３－３０－１）	土石流	平成19年3月23日	平成19年3月23日	
若狭	小浜市若狭（４－３－３０－２）	（土砂災害特別警戒区域はなし）	土石流	平成19年3月23日	（なし）	
若狭	小浜市若狭（４－３－３１－１）	（土砂災害特別警戒区域はなし）	土石流	平成19年3月23日	（なし）	
若狭	小浜市若狭（４－３－３２）	小浜市若狭（４－３－３２）	土石流	平成19年3月23日	平成19年3月23日	
若狭	小浜市若狭（４－Ⅱ－９０００）	小浜市若狭（４－Ⅱ－９０００）	急傾斜地の崩壊	平成19年3月23日	平成19年3月23日	
若狭	小浜市若狭（４－Ⅱ－９００１）	小浜市若狭（４－Ⅱ－９００１）	急傾斜地の崩壊	平成19年3月23日	平成19年3月23日	
仏谷	小浜市仏谷（４－３－２８）	（土砂災害特別警戒区域はなし）	土石流	平成19年3月23日	（なし）	
仏谷	小浜市仏谷（４－３－２９）	小浜市仏谷（４－３－２９）	土石流	平成19年3月23日	平成19年3月23日	
堅海	小浜市堅海（４－３－２３）	小浜市堅海（４－３－２３）	土石流	平成19年3月23日	平成19年3月23日	
堅海	小浜市堅海（４－３－２４）	小浜市堅海（４－３－２４）	土石流	平成19年3月23日	平成19年3月23日	
堅海	小浜市堅海（４－３－２５）	小浜市堅海（４－３－２５）	土石流	平成19年3月23日	平成19年3月23日	
堅海	小浜市堅海（４－３－２６）	小浜市堅海（４－３－２６）	土石流	平成19年3月23日	平成19年3月23日	
堅海	小浜市堅海（４－３－２７）	小浜市堅海（４－３－２７）	土石流	平成19年3月23日	平成19年3月23日	H27.6.30YR再指定
泊	小浜市泊（４－３－２２）	小浜市泊（４－３－２２）	土石流	平成19年3月23日	平成19年3月23日	
小屋	小浜市小屋（４－Ⅱ－１３４０４）	小浜市小屋（４－Ⅱ－１３４０４）	急傾斜地の崩壊	平成20年2月29日	平成20年2月29日	
上田	小浜市上田（４－１－１３５０３）	小浜市上田（４－１－１３５０３）	土石流	平成20年2月29日	平成20年2月29日	
上田	小浜市上田（４－２－１３５０４）	小浜市上田（４－２－１３５０４）	土石流	平成20年2月29日	平成20年2月29日	
上田	小浜市上田（４－Ⅱ－１３５０１）	小浜市上田（４－Ⅱ－１３５０１）	急傾斜地の崩壊	平成20年2月29日	平成20年2月29日	
上田	小浜市上田（４－Ⅱ－１３５０２）	小浜市上田（４－Ⅱ－１３５０２）	急傾斜地の崩壊	平成20年2月29日	平成20年2月29日	
上田	小浜市上田（４－Ⅱ－１３５０３）	小浜市上田（４－Ⅱ－１３５０３）	急傾斜地の崩壊	平成20年2月29日	平成20年2月29日	
下田	小浜市下田（４－１－１３６０１）	小浜市下田（４－１－１３６０１）	土石流	平成20年2月29日	平成20年2月29日	
下田	小浜市下田（４－１－１３６０２）	小浜市下田（４－１－１３６０２）	土石流	平成20年2月29日	平成20年2月29日	

場所	土砂災害警戒区域の名称	土砂災害特別警戒区域の名称	土砂災害の発生原因となる自然現象	指定日（警戒区域）	指定日（特別警戒区域）	備考
下田	小浜市下田（４－２－１３６０５）	（土砂災害特別警戒区域はなし）	土石流	平成20年2月29日	（なし）	
下田	小浜市下田（４－Ⅱ－１３６０１）	小浜市下田（４－Ⅱ－１３６０１）	急傾斜地の崩壊	平成20年2月29日	平成20年2月29日	
下田	小浜市下田（４－Ⅱ－１３６０２）	小浜市下田（４－Ⅱ－１３６０２）	急傾斜地の崩壊	平成20年2月29日	平成20年2月29日	
和多田	小浜市和多田（４－Ⅱ－１３７０１）	小浜市和多田（４－Ⅱ－１３７０１）	急傾斜地の崩壊	平成20年2月29日	平成20年2月29日	
深野	小浜市深野（４－Ⅰ－１３８０５）	小浜市深野（４－Ⅰ－１３８０５）	急傾斜地の崩壊	平成20年2月29日	平成20年2月29日	
深野	小浜市深野（４－Ⅱ－１３８０２）	小浜市深野（４－Ⅱ－１３８０２）	急傾斜地の崩壊	平成20年2月29日	平成20年2月29日	
深野	小浜市深野（４－Ⅱ－１３８０３）	小浜市深野（４－Ⅱ－１３８０３）	急傾斜地の崩壊	平成20年2月29日	平成20年2月29日	
深野	小浜市深野（４－Ⅱ－１３８０４）	小浜市深野（４－Ⅱ－１３８０４）	急傾斜地の崩壊	平成20年2月29日	平成20年2月29日	
深谷	小浜市深谷（４－１－１３９０４）	（土砂災害特別警戒区域はなし）	土石流	平成20年2月29日	（なし）	
深谷	小浜市深谷（４－１－１３９０５）	小浜市深谷（４－１－１３９０５）	土石流	平成20年2月29日	平成20年2月29日	
深谷	小浜市深谷（４－Ⅰ－１３９０３）	小浜市深谷（４－Ⅰ－１３９０３）	急傾斜地の崩壊	平成20年2月29日	平成20年2月29日	
深谷	小浜市深谷（４－Ⅱ－１３９０１）	小浜市深谷（４－Ⅱ－１３９０１）	急傾斜地の崩壊	平成20年2月29日	平成20年2月29日	
深谷	小浜市深谷（４－Ⅱ－１３９０２）	小浜市深谷（４－Ⅱ－１３９０２）	急傾斜地の崩壊	平成20年2月29日	平成20年2月29日	
深谷	小浜市深谷（４－Ⅱ－１３９０４）	小浜市深谷（４－Ⅱ－１３９０４）	急傾斜地の崩壊	平成20年2月29日	平成20年2月29日	
深谷	小浜市深谷（４－Ⅱ－１３９０５）	小浜市深谷（４－Ⅱ－１３９０５）	急傾斜地の崩壊	平成20年2月29日	平成20年2月29日	
東市場	小浜市東市場（４－Ⅱ－８７０１）	小浜市東市場（４－Ⅱ－８７０１）	急傾斜地の崩壊	平成20年2月29日	平成20年2月29日	
東市場	小浜市東市場（４－Ⅱ－９２１３）	小浜市東市場（４－Ⅱ－９２１３）	急傾斜地の崩壊	平成20年2月29日	平成20年2月29日	
太興寺	小浜市太興寺（４－Ⅱ－８８０２）	小浜市太興寺（４－Ⅱ－８８０２）	急傾斜地の崩壊	平成20年2月29日	平成20年2月29日	
太興寺	小浜市太興寺（４－Ⅱ－９２１５）	小浜市太興寺（４－Ⅱ－９２１５）	急傾斜地の崩壊	平成20年2月29日	平成20年2月29日	
平野	小浜市平野（４－１－２－５０）	（土砂災害特別警戒区域はなし）	土石流	平成20年2月29日	（なし）	
平野	小浜市平野（４－１－２－５１）	小浜市平野（４－１－２－５１）	土石流	平成20年2月29日	平成20年2月29日	
平野	小浜市平野（４－１－２－５２）	小浜市平野（４－１－２－５２）	土石流	平成20年2月29日	平成20年2月29日	
平野	小浜市平野（４－１－２－９６）	小浜市平野（４－１－２－９６）	土石流	平成20年2月29日	平成20年2月29日	
上野	小浜市上野（４－１－２－６０）	小浜市上野（４－１－２－６０）	土石流	平成20年2月29日	平成20年2月29日	
上野	小浜市上野（４－１－２－１１６）	小浜市上野（４－１－２－１１６）	土石流	平成20年2月29日	平成20年2月29日	
上野	小浜市上野（４－Ⅱ－９２１６）	小浜市上野（４－Ⅱ－９２１６）	急傾斜地の崩壊	平成20年2月29日	平成20年2月29日	
四分一	小浜市四分一（４－１－２－５３）	小浜市四分一（４－１－２－５３）	土石流	平成20年2月29日	平成20年2月29日	
四分一	小浜市四分一（４－Ⅰ－９０７５－１）	小浜市四分一（４－Ⅰ－９０７５－１）	急傾斜地の崩壊	平成20年2月29日	平成20年2月29日	
四分一	小浜市四分一（４－Ⅰ－９０７５－２）	小浜市四分一（４－Ⅰ－９０７５－２）	急傾斜地の崩壊	平成20年2月29日	平成20年2月29日	
三分一	小浜市三分一（４－１－２－５４）	（土砂災害特別警戒区域はなし）	土石流	平成20年2月29日	（なし）	
三分一	小浜市三分一（４－１－２－９８）	小浜市三分一（４－１－２－９８）	土石流	平成20年2月29日	平成20年2月29日	
三分一	小浜市三分一（４－１－２－９２０２）	小浜市三分一（４－１－２－９２０２）	土石流	平成20年2月29日	平成20年2月29日	
三分一	小浜市三分一（４－Ⅰ－９０７６）	小浜市三分一（４－Ⅰ－９０７６）	急傾斜地の崩壊	平成20年2月29日	平成20年2月29日	
三分一	小浜市三分一（４－Ⅰ－９２０１）	小浜市三分一（４－Ⅰ－９２０１）	急傾斜地の崩壊	平成20年2月29日	平成20年2月29日	
三分一	小浜市三分一（４－Ⅱ－９２０１）	小浜市三分一（４－Ⅱ－９２０１）	急傾斜地の崩壊	平成20年2月29日	平成20年2月29日	
三分一	小浜市三分一（４－Ⅱ－９２１７）	小浜市三分一（４－Ⅱ－９２１７）	急傾斜地の崩壊	平成20年2月29日	平成20年2月29日	
門前	小浜市門前（４－１－２－５９）	小浜市門前（４－１－２－５９）	土石流	平成20年2月29日	平成20年2月29日	
門前	小浜市門前（４－１－２－１０２）	小浜市門前（４－１－２－１０２）	土石流	平成20年2月29日	平成20年2月29日	
門前	小浜市門前（４－１－２－９３０１）	小浜市門前（４－１－２－９３０１）	土石流	平成20年2月29日	平成20年2月29日	
門前	小浜市門前（４－Ⅰ－６３６－１）	小浜市門前（４－Ⅰ－６３６－１）	急傾斜地の崩壊	平成20年2月29日	平成20年2月29日	
門前	小浜市門前（４－Ⅰ－６３６－２）	小浜市門前（４－Ⅰ－６３６－２）	急傾斜地の崩壊	平成20年2月29日	平成20年2月29日	
門前	小浜市門前（４－Ⅰ－９３０１）	小浜市門前（４－Ⅰ－９３０１）	急傾斜地の崩壊	平成20年2月29日	平成20年2月29日	
門前	小浜市門前（４－Ⅰ－９３０３）	小浜市門前（４－Ⅰ－９３０３）	急傾斜地の崩壊	平成20年2月29日	平成20年2月29日	
門前	小浜市門前（４－Ⅰ－９３０４）	小浜市門前（４－Ⅰ－９３０４）	急傾斜地の崩壊	平成20年2月29日	平成20年2月29日	
池河内	小浜市池河内（４－１－２－５５）	（土砂災害特別警戒区域はなし）	土石流	平成20年2月29日	（なし）	
池河内	小浜市池河内（４－１－２－５６）	（土砂災害特別警戒区域はなし）	土石流	平成20年2月29日	（なし）	
池河内	小浜市池河内（４－１－２－５７－１）	（土砂災害特別警戒区域はなし）	土石流	平成20年2月29日	（なし）	
池河内	小浜市池河内（４－１－２－５７－２）	小浜市池河内（４－１－２－５７－２）	土石流	平成20年2月29日	平成20年2月29日	
池河内	小浜市池河内（４－１－２－５８）	小浜市池河内（４－１－２－５８）	土石流	平成20年2月29日	平成20年2月29日	
池河内	小浜市池河内（４－１－２－９９）	小浜市池河内（４－１－２－９９）	土石流	平成20年2月29日	平成20年2月29日	
池河内	小浜市池河内（４－１－２－１００）	小浜市池河内（４－１－２－１００）	土石流	平成20年2月29日	平成20年2月29日	
池河内	小浜市池河内（４－１－２－１０１－１）	小浜市池河内（４－１－２－１０１－１）	土石流	平成20年2月29日	平成20年2月29日	
池河内	小浜市池河内（４－１－２－１０１－２）	小浜市池河内（４－１－２－１０１－２）	土石流	平成20年2月29日	平成20年2月29日	
池河内	小浜市池河内（４－Ⅰ－９４０１）	小浜市池河内（４－Ⅰ－９４０１）	急傾斜地の崩壊	平成20年2月29日	平成20年2月29日	
池河内	小浜市池河内（４－Ⅱ－９２１８）	小浜市池河内（４－Ⅱ－９２１８）	急傾斜地の崩壊	平成20年2月29日	平成20年2月29日	
池河内	小浜市池河内（４－Ⅱ－９２１９）	小浜市池河内（４－Ⅱ－９２１９）	急傾斜地の崩壊	平成20年2月29日	平成20年2月29日	
池河内	小浜市池河内（４－Ⅱ－９２２０）	小浜市池河内（４－Ⅱ－９２２０）	急傾斜地の崩壊	平成20年2月29日	平成20年2月29日	
池河内	小浜市池河内（４－Ⅱ－９２２１）	小浜市池河内（４－Ⅱ－９２２１）	急傾斜地の崩壊	平成20年2月29日	平成20年2月29日	

場所	土砂災害警戒区域の名称	土砂災害特別警戒区域の名称	土砂災害の発生原因となる自然現象	指定日（警戒区域）	指定日（特別警戒区域）	備考
池河内	小浜市池河内（４－Ⅱ－９２２２）	小浜市池河内（４－Ⅱ－９２２２）	急傾斜地の崩壊	平成20年2月29日	平成20年2月29日	
池河内	小浜市池河内（４－Ⅱ－９２２３）	小浜市池河内（４－Ⅱ－９２２３）	急傾斜地の崩壊	平成20年2月29日	平成20年2月29日	
池河内	小浜市池河内（４－Ⅱ－９４０２）	小浜市池河内（４－Ⅱ－９４０２）	急傾斜地の崩壊	平成20年2月29日	平成20年2月29日	
池河内	小浜市池河内（４－Ⅱ－９４０４）	小浜市池河内（４－Ⅱ－９４０４）	急傾斜地の崩壊	平成20年2月29日	平成20年2月29日	
和久里	小浜市和久里（４－Ⅱ－９１９４）	小浜市和久里（４－Ⅱ－９１９４）	急傾斜地の崩壊	平成20年2月29日	平成20年2月29日	
木崎	小浜市木崎（４－Ⅰ－６６２）	小浜市木崎（４－Ⅰ－６６２）	急傾斜地の崩壊	平成20年2月29日	平成20年2月29日	
木崎	小浜市木崎（４－Ⅰ－９０６７）	小浜市木崎（４－Ⅰ－９０６７）	急傾斜地の崩壊	平成20年2月29日	平成20年2月29日	
多田	小浜市多田（４－１－２－７７）	小浜市多田（４－１－２－７７）	土石流	平成20年2月29日	平成20年2月29日	
多田	小浜市多田（４－１－２－７８）	（土砂災害特別警戒区域はなし）	土石流	平成20年2月29日	（なし）	
多田	小浜市多田（４－１－２－７９－１）	小浜市多田（４－１－２－７９－１）	土石流	平成20年2月29日	平成20年2月29日	
多田	小浜市多田（４－１－２－７９－２）	（土砂災害特別警戒区域はなし）	土石流	平成20年2月29日	（なし）	
多田	小浜市多田（４－１－２－８０）	小浜市多田（４－１－２－８０）	土石流	平成20年2月29日	平成20年2月29日	
多田	小浜市多田（４－１－２－１０７）	小浜市多田（４－１－２－１０７）	土石流	平成20年2月29日	平成20年2月29日	
多田	小浜市多田（４－１－２－１２０）	小浜市多田（４－１－２－１２０）	土石流	平成20年2月29日	平成20年2月29日	
多田	小浜市多田（４－１－２－１２１）	小浜市多田（４－１－２－１２１）	土石流	平成20年2月29日	平成20年2月29日	
多田	小浜市多田（４－Ⅰ－９０６８）	（土砂災害特別警戒区域はなし）	急傾斜地の崩壊	平成20年2月29日	（なし）	
多田	小浜市多田（４－Ⅱ－９１９５）	小浜市多田（４－Ⅱ－９１９５）	急傾斜地の崩壊	平成20年2月29日	平成20年2月29日	
多田	小浜市多田（４－Ⅱ－９１９６）	小浜市多田（４－Ⅱ－９１９６）	急傾斜地の崩壊	平成20年2月29日	平成20年2月29日	
多田	小浜市多田（４－Ⅱ－９１９７）	小浜市多田（４－Ⅱ－９１９７）	急傾斜地の崩壊	平成20年2月29日	平成20年2月29日	
多田	小浜市多田（４－Ⅱ－９１９８）	小浜市多田（４－Ⅱ－９１９８）	急傾斜地の崩壊	平成20年2月29日	平成20年2月29日	
多田	小浜市多田（４－Ⅱ－９１９９）	小浜市多田（４－Ⅱ－９１９９）	急傾斜地の崩壊	平成20年2月29日	平成20年2月29日	
多田	小浜市多田（４－Ⅱ－９２００）	小浜市多田（４－Ⅱ－９２００）	急傾斜地の崩壊	平成20年2月29日	平成20年2月29日	
多田	小浜市多田（４－Ⅱ－１１７０１）	小浜市多田（４－Ⅱ－１１７０１）	急傾斜地の崩壊	平成20年2月29日	平成20年2月29日	
生守	小浜市生守（４－Ⅱ－１１６０１）	小浜市生守（４－Ⅱ－１１６０１）	急傾斜地の崩壊	平成20年2月29日	平成20年2月29日	
野代	小浜市野代（４－２－１４－３）	小浜市野代（４－２－１４－３）	土石流	平成20年2月29日	平成20年2月29日	
野代	小浜市野代（４－２－１４－４－１）	小浜市野代（４－２－１４－４－１）	土石流	平成20年2月29日	平成20年2月29日	
野代	小浜市野代（４－２－１４－４－２）	（土砂災害特別警戒区域はなし）	土石流	平成20年2月29日	（なし）	
野代	小浜市野代（４－２－１４－５）	小浜市野代（４－２－１４－５）	土石流	平成20年2月29日	平成20年2月29日	
野代	小浜市野代（４－２－１４－１１０Ｓ）	（土砂災害特別警戒区域はなし）	土石流	平成20年2月29日	（なし）	
野代	小浜市野代（４－Ⅰ－７２７）	小浜市野代（４－Ⅰ－７２７）	急傾斜地の崩壊	平成20年2月29日	平成20年2月29日	
野代	小浜市野代（４－Ⅱ－１１９０１）	小浜市野代（４－Ⅱ－１１９０１）	急傾斜地の崩壊	平成20年2月29日	平成20年2月29日	
野代	小浜市野代（４－Ⅱ－１１９０２）	小浜市野代（４－Ⅱ－１１９０２）	急傾斜地の崩壊	平成20年2月29日	平成20年2月29日	
尾崎	小浜市尾崎（４－２－１４－６）	（土砂災害特別警戒区域はなし）	土石流	平成20年2月29日	（なし）	
尾崎	小浜市尾崎（４－２－１４－７）	小浜市尾崎（４－２－１４－７）	土石流	平成20年2月29日	平成20年2月29日	
尾崎	小浜市尾崎（４－２－１４－１００）	小浜市尾崎（４－２－１４－１００）	土石流	平成20年2月29日	平成20年2月29日	
尾崎	小浜市尾崎（４－Ⅰ－６３４）	小浜市尾崎（４－Ⅰ－６３４）	急傾斜地の崩壊	平成20年2月29日	平成20年2月29日	
尾崎	小浜市尾崎（４－Ⅰ－１２００１）	小浜市尾崎（４－Ⅰ－１２００１）	急傾斜地の崩壊	平成20年2月29日	平成20年2月29日	
尾崎	小浜市尾崎（４－Ⅱ－１２００１）	小浜市尾崎（４－Ⅱ－１２００１）	急傾斜地の崩壊	平成20年2月29日	平成20年2月29日	
湯岡	小浜市湯岡（４－Ⅰ－６６０－１）	小浜市湯岡（４－Ⅰ－６６０－１）	急傾斜地の崩壊	平成20年2月29日	平成20年2月29日	H26.7.29再指定
湯岡	小浜市湯岡（４－Ⅰ－６６０－２）	小浜市湯岡（４－Ⅰ－６６０－２）	急傾斜地の崩壊	平成20年2月29日	平成20年2月29日	
湯岡	小浜市湯岡（４－Ⅰ－６６０－３）	小浜市湯岡（４－Ⅰ－６６０－３）	急傾斜地の崩壊	平成20年2月29日	平成20年2月29日	
湯岡	小浜市湯岡（４－Ⅰ－６６０－４）	小浜市湯岡（４－Ⅰ－６６０－４）	急傾斜地の崩壊	平成20年2月29日	平成20年2月29日	
湯岡	小浜市湯岡（４－Ⅰ－９０５５）	小浜市湯岡（４－Ⅰ－９０５５）	急傾斜地の崩壊	平成20年2月29日	平成20年2月29日	
湯岡	小浜市湯岡（４－Ⅱ－１２１０１）	（土砂災害特別警戒区域はなし）	急傾斜地の崩壊	平成20年2月29日	（なし）	
伏原	小浜市伏原（４－３－４１－１）	小浜市伏原（４－３－４１－１）	土石流	平成20年2月29日	平成20年2月29日	
伏原	小浜市伏原（４－３－４１－２）	小浜市伏原（４－３－４１－２）	土石流	平成20年2月29日	平成20年2月29日	
伏原	小浜市伏原（４－３－４１－３）	（土砂災害特別警戒区域はなし）	土石流	平成20年2月29日	（なし）	
伏原	小浜市伏原（４－３－４１－４）	（土砂災害特別警戒区域はなし）	土石流	平成20年2月29日	（なし）	
伏原	小浜市伏原（４－３－４２）	小浜市伏原（４－３－４２）	土石流	平成20年2月29日	平成20年2月29日	
伏原	小浜市伏原（４－Ⅰ－９０５３）	小浜市伏原（４－Ⅰ－９０５３）	急傾斜地の崩壊	平成20年2月29日	平成20年2月29日	
伏原	小浜市伏原（４－Ⅰ－９０５４）	小浜市伏原（４－Ⅰ－９０５４）	急傾斜地の崩壊	平成20年2月29日	平成20年2月29日	
伏原	小浜市伏原（４－Ⅱ－９１１８）	小浜市伏原（４－Ⅱ－９１１８）	急傾斜地の崩壊	平成20年2月29日	平成20年2月29日	
伏原	小浜市伏原（４－Ⅱ－９１１９）	小浜市伏原（４－Ⅱ－９１１９）	急傾斜地の崩壊	平成20年2月29日	平成20年2月29日	
伏原	小浜市伏原（４－Ⅱ－１２２０１）	小浜市伏原（４－Ⅱ－１２２０１）	急傾斜地の崩壊	平成20年2月29日	平成20年2月29日	
甲ヶ崎	小浜市甲ヶ崎（４－Ⅱ－５７０２）	小浜市甲ヶ崎（４－Ⅱ－５７０２）	急傾斜地の崩壊	平成20年2月29日	平成20年2月29日	
甲ヶ崎	小浜市甲ヶ崎（４－Ⅱ－５７０３）	小浜市甲ヶ崎（４－Ⅱ－５７０３）	急傾斜地の崩壊	平成20年2月29日	平成20年2月29日	
阿納尻	小浜市阿納尻（４－３－５８０１）	小浜市阿納尻（４－３－５８０１）	土石流	平成20年2月29日	平成20年2月29日	
阿納尻	小浜市阿納尻（４－３－５８０２）	小浜市阿納尻（４－３－５８０２）	土石流	平成20年2月29日	平成20年2月29日	

場所	土砂災害警戒区域の名称	土砂災害特別警戒区域の名称	土砂災害の発生原因となる自然現象	指定日（警戒区域）	指定日（特別警戒区域）	備考
阿納尻	小浜市阿納尻（４－Ⅰ－５８０１）	小浜市阿納尻（４－Ⅰ－５８０１）	急傾斜地の崩壊	平成20年2月29日	平成20年2月29日	
阿納尻	小浜市阿納尻（４－Ⅰ－５８０２）	小浜市阿納尻（４－Ⅰ－５８０２）	急傾斜地の崩壊	平成20年2月29日	平成20年2月29日	
阿納尻	小浜市阿納尻（４－Ⅱ－５８０１）	小浜市阿納尻（４－Ⅱ－５８０１）	急傾斜地の崩壊	平成20年2月29日	平成20年2月29日	
阿納尻	小浜市阿納尻（４－Ⅱ－５８０２）	小浜市阿納尻（４－Ⅱ－５８０２）	急傾斜地の崩壊	平成20年2月29日	平成20年2月29日	
阿納尻	小浜市阿納尻（４－Ⅱ－５８０３）	小浜市阿納尻（４－Ⅱ－５８０３）	急傾斜地の崩壊	平成20年2月29日	平成20年2月29日	
阿納尻	小浜市阿納尻（４－Ⅱ－５８０４）	小浜市阿納尻（４－Ⅱ－５８０４）	急傾斜地の崩壊	平成20年2月29日	平成20年2月29日	
加尾	小浜市加尾（４－３－５９０２）	小浜市加尾（４－３－５９０２）	土石流	平成20年2月29日	平成20年2月29日	
加尾	小浜市加尾（４－Ⅱ－５９０１）	小浜市加尾（４－Ⅱ－５９０１）	急傾斜地の崩壊	平成20年2月29日	平成20年2月29日	
加尾	小浜市加尾（４－Ⅱ－５９０２）	小浜市加尾（４－Ⅱ－５９０２）	急傾斜地の崩壊	平成20年2月29日	平成20年2月29日	
加尾	小浜市加尾（４－Ⅱ－５９０４）	小浜市加尾（４－Ⅱ－５９０４）	急傾斜地の崩壊	平成20年2月29日	平成20年2月29日	
加尾	小浜市加尾（４－Ⅱ－５９０５）	小浜市加尾（４－Ⅱ－５９０５）	急傾斜地の崩壊	平成20年2月29日	平成20年2月29日	
加尾	小浜市加尾（４－Ⅱ－５９０６－１）	小浜市加尾（４－Ⅱ－５９０６－１）	急傾斜地の崩壊	平成20年2月29日	平成20年2月29日	
加尾	小浜市加尾（４－Ⅱ－５９０６－２）	小浜市加尾（４－Ⅱ－５９０６－２）	急傾斜地の崩壊	平成20年2月29日	平成20年2月29日	
西小川	小浜市西小川（４－Ⅱ－６００２）	小浜市西小川（４－Ⅱ－６００２）	急傾斜地の崩壊	平成20年2月29日	平成20年2月29日	
仏谷	小浜市仏谷（４－３－６３０１）	小浜市仏谷（４－３－６３０１）	土石流	平成20年2月29日	平成20年2月29日	
仏谷	小浜市仏谷（４－Ⅰ－６３０２）	小浜市仏谷（４－Ⅰ－６３０２）	急傾斜地の崩壊	平成20年2月29日	平成20年2月29日	
仏谷	小浜市仏谷（４－Ⅱ－６３０１）	小浜市仏谷（４－Ⅱ－６３０１）	急傾斜地の崩壊	平成20年2月29日	平成20年2月29日	
仏谷	小浜市仏谷（４－Ⅱ－６３０２）	小浜市仏谷（４－Ⅱ－６３０２）	急傾斜地の崩壊	平成20年2月29日	平成20年2月29日	
仏谷	小浜市仏谷（４－Ⅱ－６３０３）	小浜市仏谷（４－Ⅱ－６３０３）	急傾斜地の崩壊	平成20年2月29日	平成20年2月29日	
堅海	小浜市堅海（４－Ⅰ－６４０１）	小浜市堅海（４－Ⅰ－６４０１）	急傾斜地の崩壊	平成20年2月29日	平成20年2月29日	
阿納	小浜市阿納（４－Ⅱ－６６０３）	小浜市阿納（４－Ⅱ－６６０３）	急傾斜地の崩壊	平成20年2月29日	平成20年2月29日	
阿納	小浜市阿納（４－Ⅱ－６６０４）	小浜市阿納（４－Ⅱ－６６０４）	急傾斜地の崩壊	平成20年2月29日	平成20年2月29日	
矢代	小浜市矢代（４－Ⅰ－６４２）	小浜市矢代（４－Ⅰ－６４２）	急傾斜地の崩壊	平成20年2月29日	平成20年2月29日	
矢代	小浜市矢代（４－Ⅱ－６９０２）	小浜市矢代（４－Ⅱ－６９０２）	急傾斜地の崩壊	平成20年2月29日	平成20年2月29日	
田烏	小浜市田烏（４－Ⅰ－７００２）	小浜市田烏（４－Ⅰ－７００２）	急傾斜地の崩壊	平成20年2月29日	平成20年2月29日	
田烏	小浜市田烏（４－Ⅰ－７００３）	小浜市田烏（４－Ⅰ－７００３）	急傾斜地の崩壊	平成20年2月29日	平成20年2月29日	
田烏	小浜市田烏（４－Ⅰ－７００４）	小浜市田烏（４－Ⅰ－７００４）	急傾斜地の崩壊	平成20年2月29日	平成20年2月29日	
田烏	小浜市田烏（４－Ⅰ－７００５）	小浜市田烏（４－Ⅰ－７００５）	急傾斜地の崩壊	平成20年2月29日	平成20年2月29日	
田烏	小浜市田烏（４－Ⅰ－７００６）	小浜市田烏（４－Ⅰ－７００６）	急傾斜地の崩壊	平成20年2月29日	平成20年2月29日	
田烏	小浜市田烏（４－Ⅰ－７００７）	小浜市田烏（４－Ⅰ－７００７）	急傾斜地の崩壊	平成20年2月29日	平成20年2月29日	
田烏	小浜市田烏（４－Ⅱ－７００２）	小浜市田烏（４－Ⅱ－７００２）	急傾斜地の崩壊	平成20年2月29日	平成20年2月29日	
田烏	小浜市田烏（４－Ⅱ－７００３）	小浜市田烏（４－Ⅱ－７００３）	急傾斜地の崩壊	平成20年2月29日	平成20年2月29日	
田烏	小浜市田烏（４－Ⅱ－７００４）	小浜市田烏（４－Ⅱ－７００４）	急傾斜地の崩壊	平成20年2月29日	平成20年2月29日	
田烏	小浜市田烏（４－Ⅱ－７００５）	小浜市田烏（４－Ⅱ－７００５）	急傾斜地の崩壊	平成20年2月29日	平成20年2月29日	
田烏	小浜市田烏（４－Ⅱ－７００６）	小浜市田烏（４－Ⅱ－７００６）	急傾斜地の崩壊	平成20年2月29日	平成20年2月29日	
田烏	小浜市田烏（４－Ⅱ－７００９）	小浜市田烏（４－Ⅱ－７００９）	急傾斜地の崩壊	平成20年2月29日	平成20年2月29日	
田烏	小浜市田烏（４－Ⅱ－７０１０）	小浜市田烏（４－Ⅱ－７０１０）	急傾斜地の崩壊	平成20年2月29日	平成20年2月29日	
田烏	小浜市田烏（４－Ⅱ－７０１１）	小浜市田烏（４－Ⅱ－７０１１）	急傾斜地の崩壊	平成20年2月29日	平成20年2月29日	
田烏	小浜市田烏（４－Ⅱ－７０１２）	小浜市田烏（４－Ⅱ－７０１２）	急傾斜地の崩壊	平成20年2月29日	平成20年2月29日	
大戸	小浜市大戸（４－Ⅱ－８１０１）	小浜市大戸（４－Ⅱ－８１０１）	急傾斜地の崩壊	平成20年4月4日	平成20年4月4日	
大戸	小浜市大戸（４－Ⅱ－８１０２）	小浜市大戸（４－Ⅱ－８１０２）	急傾斜地の崩壊	平成20年4月4日	平成20年4月4日	
竹長	小浜市竹長（４－Ⅰ－６６３）	小浜市竹長（４－Ⅰ－６６３）	急傾斜地の崩壊	平成20年4月4日	平成20年4月4日	
本保	小浜市本保（４－１－２－３０）	小浜市本保（４－１－２－３０）	土石流	平成20年4月4日	平成20年4月4日	
本保	小浜市本保（４－１－２－３１）	（土砂災害特別警戒区域はなし）	土石流	平成20年4月4日	（なし）	
本保	小浜市本保（４－１－２－３２）	（土砂災害特別警戒区域はなし）	土石流	平成20年4月4日	（なし）	
本保	小浜市本保（４－１－２－３３）	小浜市本保（４－１－２－３３）	土石流	平成20年4月4日	平成20年4月4日	
本保	小浜市本保（４－１－２－３４）	（土砂災害特別警戒区域はなし）	土石流	平成20年4月4日	（なし）	
本保	小浜市本保（４－１－２－３５－１）	小浜市本保（４－１－２－３５－１）	土石流	平成20年4月4日	平成20年4月4日	H30.8.21Y再指定 R解除
本保	小浜市本保（４－１－２－３５－２）	小浜市本保（４－１－２－３５－２）	土石流	平成20年4月4日	平成20年4月4日	H30.8.21YR解除
本保	小浜市本保（４－１－２－３５－３）	小浜市本保（４－１－２－３５－３）	土石流	平成20年4月4日	平成20年4月4日	
本保	小浜市本保（４－１－２－８７）	（土砂災害特別警戒区域はなし）	土石流	平成20年4月4日	（なし）	
本保	小浜市本保（４－１－２－８８）	小浜市本保（４－１－２－８８）	土石流	平成20年4月4日	平成20年4月4日	
本保	小浜市本保（４－１－２－１１１）	小浜市本保（４－１－２－１１１）	土石流	平成20年4月4日	平成20年4月4日	
本保	小浜市本保（４－Ⅰ－９０２９）	小浜市本保（４－Ⅰ－９０２９）	急傾斜地の崩壊	平成20年4月4日	平成20年4月4日	
本保	小浜市本保（４－Ⅱ－８３０１）	小浜市本保（４－Ⅱ－８３０１）	急傾斜地の崩壊	平成20年4月4日	平成20年4月4日	
本保	小浜市本保（４－Ⅱ－８３０２）	小浜市本保（４－Ⅱ－８３０２）	急傾斜地の崩壊	平成20年4月4日	平成20年4月4日	
本保	小浜市本保（４－Ⅱ－８３０３）	小浜市本保（４－Ⅱ－８３０３）	急傾斜地の崩壊	平成20年4月4日	平成20年4月4日	
本保	小浜市本保（４－Ⅱ－８３０４）	小浜市本保（４－Ⅱ－８３０４）	急傾斜地の崩壊	平成20年4月4日	平成20年4月4日	

場所	土砂災害警戒区域の名称	土砂災害特別警戒区域の名称	土砂災害の発生原因となる自然現象	指定日（警戒区域）	指定日（特別警戒区域）	備考
本保	小浜市本保（４－Ⅱ－９０４５）	小浜市本保（４－Ⅱ－９０４５）	急傾斜地の崩壊	平成20年4月4日	平成20年4月4日	
本保	小浜市本保（４－Ⅱ－９０４６）	小浜市本保（４－Ⅱ－９０４６）	急傾斜地の崩壊	平成20年4月4日	平成20年4月4日	
本保	小浜市本保（４－Ⅱ－９０４７）	小浜市本保（４－Ⅱ－９０４７）	急傾斜地の崩壊	平成20年4月4日	平成20年4月4日	
本保	小浜市本保（４－Ⅱ－９０４８）	小浜市本保（４－Ⅱ－９０４８）	急傾斜地の崩壊	平成20年4月4日	平成20年4月4日	
本保	小浜市本保（４－Ⅱ－９０４９）	小浜市本保（４－Ⅱ－９０４９）	急傾斜地の崩壊	平成20年4月4日	平成20年4月4日	
本保	小浜市本保（４－Ⅱ－９０５０）	小浜市本保（４－Ⅱ－９０５０）	急傾斜地の崩壊	平成20年4月4日	平成20年4月4日	
本保	小浜市本保（４－Ⅱ－９０５１）	小浜市本保（４－Ⅱ－９０５１）	急傾斜地の崩壊	平成20年4月4日	平成20年4月4日	
本保	小浜市本保（４－Ⅱ－９０５２）	小浜市本保（４－Ⅱ－９０５２）	急傾斜地の崩壊	平成20年4月4日	平成20年4月4日	
本保	小浜市本保（４－Ⅱ－９０５３）	小浜市本保（４－Ⅱ－９０５３）	急傾斜地の崩壊	平成20年4月4日	平成20年4月4日	
本保	小浜市本保（４－Ⅱ－９０５４）	小浜市本保（４－Ⅱ－９０５４）	急傾斜地の崩壊	平成20年4月4日	平成20年4月4日	
本保	小浜市本保（４－Ⅱ－９０５５）	小浜市本保（４－Ⅱ－９０５５）	急傾斜地の崩壊	平成20年4月4日	平成20年4月4日	
大谷	小浜市大谷（４－Ⅱ－８４０１）	小浜市大谷（４－Ⅱ－８４０１）	急傾斜地の崩壊	平成20年4月4日	平成20年4月4日	
大谷	小浜市大谷（４－Ⅱ－８４０３）	小浜市大谷（４－Ⅱ－８４０３）	急傾斜地の崩壊	平成20年4月4日	平成20年4月4日	
加茂	小浜市加茂（４－Ⅱ－８６０１）	小浜市加茂（４－Ⅱ－８６０１）	急傾斜地の崩壊	平成20年4月4日	平成20年4月4日	
丸山	小浜市丸山（４－Ⅰ－６４７）	小浜市丸山（４－Ⅰ－６４７）	急傾斜地の崩壊	平成20年4月4日	平成20年4月4日	
丸山	小浜市丸山（４－Ⅱ－７１０１）	小浜市丸山（４－Ⅱ－７１０１）	急傾斜地の崩壊	平成20年4月4日	平成20年4月4日	
羽賀	小浜市羽賀（４－１－７２０１）	（土砂災害特別警戒区域はなし）	土石流	平成20年4月4日	（なし）	
羽賀	小浜市羽賀（４－Ⅰ－７２０１）	小浜市羽賀（４－Ⅰ－７２０１）	急傾斜地の崩壊	平成20年4月4日	平成20年4月4日	
羽賀	小浜市羽賀（４－Ⅱ－７２０１）	小浜市羽賀（４－Ⅱ－７２０１）	急傾斜地の崩壊	平成20年4月4日	平成20年4月4日	
羽賀	小浜市羽賀（４－Ⅱ－７２０２）	小浜市羽賀（４－Ⅱ－７２０２）	急傾斜地の崩壊	平成20年4月4日	平成20年4月4日	
羽賀	小浜市羽賀（４－Ⅱ－７２０４）	小浜市羽賀（４－Ⅱ－７２０４）	急傾斜地の崩壊	平成20年4月4日	平成20年4月4日	
羽賀	小浜市羽賀（４－Ⅱ－７２０５）	小浜市羽賀（４－Ⅱ－７２０５）	急傾斜地の崩壊	平成20年4月4日	平成20年4月4日	
羽賀	小浜市羽賀（４－Ⅱ－７２０６）	小浜市羽賀（４－Ⅱ－７２０６）	急傾斜地の崩壊	平成20年4月4日	平成20年4月4日	
羽賀	小浜市羽賀（４－Ⅱ－７２０７）	小浜市羽賀（４－Ⅱ－７２０７）	急傾斜地の崩壊	平成20年4月4日	平成20年4月4日	
羽賀	小浜市羽賀（４－Ⅱ－９０１８）	小浜市羽賀（４－Ⅱ－９０１８）	急傾斜地の崩壊	平成20年4月4日	平成20年4月4日	
羽賀	小浜市羽賀（４－Ⅲ－９００６）	小浜市羽賀（４－Ⅲ－９００６）	急傾斜地の崩壊	平成20年4月4日	平成20年4月4日	
奈胡	小浜市奈胡（４－１－７３０３）	小浜市奈胡（４－１－７３０３）	土石流	平成20年4月4日	平成20年4月4日	
奈胡	小浜市奈胡（４－Ⅰ－７３０２）	小浜市奈胡（４－Ⅰ－７３０２）	急傾斜地の崩壊	平成20年4月4日	平成20年4月4日	
奈胡	小浜市奈胡（４－Ⅰ－７３０３）	小浜市奈胡（４－Ⅰ－７３０３）	急傾斜地の崩壊	平成20年4月4日	平成20年4月4日	
奈胡	小浜市奈胡（４－Ⅰ－７３０４）	小浜市奈胡（４－Ⅰ－７３０４）	急傾斜地の崩壊	平成20年4月4日	平成20年4月4日	
奈胡	小浜市奈胡（４－Ⅱ－７３０１）	小浜市奈胡（４－Ⅱ－７３０１）	急傾斜地の崩壊	平成20年4月4日	平成20年4月4日	
奈胡	小浜市奈胡（４－Ⅱ－７３０２）	小浜市奈胡（４－Ⅱ－７３０２）	急傾斜地の崩壊	平成20年4月4日	平成20年4月4日	
奈胡	小浜市奈胡（４－Ⅱ－７３０３）	小浜市奈胡（４－Ⅱ－７３０３）	急傾斜地の崩壊	平成20年4月4日	平成20年4月4日	
奈胡	小浜市奈胡（４－Ⅱ－７３０５）	小浜市奈胡（４－Ⅱ－７３０５）	急傾斜地の崩壊	平成20年4月4日	平成20年4月4日	
奈胡	小浜市奈胡（４－Ⅱ－９０２２）	小浜市奈胡（４－Ⅱ－９０２２）	急傾斜地の崩壊	平成20年4月4日	平成20年4月4日	
熊野	小浜市熊野（４－Ⅱ－７４０１）	小浜市熊野（４－Ⅱ－７４０１）	急傾斜地の崩壊	平成20年4月4日	平成20年4月4日	
熊野	小浜市熊野（４－Ⅱ－７４０２）	小浜市熊野（４－Ⅱ－７４０２）	急傾斜地の崩壊	平成20年4月4日	平成20年4月4日	
熊野	小浜市熊野（４－Ⅱ－７４０３）	小浜市熊野（４－Ⅱ－７４０３）	急傾斜地の崩壊	平成20年4月4日	平成20年4月4日	
熊野	小浜市熊野（４－Ⅱ－９０２８）	小浜市熊野（４－Ⅱ－９０２８）	急傾斜地の崩壊	平成20年4月4日	平成20年4月4日	
次吉	小浜市次吉（４－１－７５０１）	小浜市次吉（４－１－７５０１）	土石流	平成20年4月4日	平成20年4月4日	
次吉	小浜市次吉（４－Ⅱ－７５０１）	小浜市次吉（４－Ⅱ－７５０１）	急傾斜地の崩壊	平成20年4月4日	平成20年4月4日	
次吉	小浜市次吉（４－Ⅱ－７５０２）	小浜市次吉（４－Ⅱ－７５０２）	急傾斜地の崩壊	平成20年4月4日	平成20年4月4日	
栗田	小浜市栗田（４－Ⅰ－７６０３）	小浜市栗田（４－Ⅰ－７６０３）	急傾斜地の崩壊	平成20年4月4日	平成20年4月4日	
栗田	小浜市栗田（４－Ⅱ－７６０１）	小浜市栗田（４－Ⅱ－７６０１）	急傾斜地の崩壊	平成20年4月4日	平成20年4月4日	
栗田	小浜市栗田（４－Ⅲ－９０１４）	小浜市栗田（４－Ⅲ－９０１４）	急傾斜地の崩壊	平成20年4月4日	平成20年4月4日	
高塚	小浜市高塚（４－１－７７０１）	小浜市高塚（４－１－７７０１）	土石流	平成20年4月4日	平成20年4月4日	
高塚	小浜市高塚（４－Ⅰ－７７０１）	小浜市高塚（４－Ⅰ－７７０１）	急傾斜地の崩壊	平成20年4月4日	平成20年4月4日	
高塚	小浜市高塚（４－Ⅰ－９０２４）	小浜市高塚（４－Ⅰ－９０２４）	急傾斜地の崩壊	平成20年4月4日	平成20年4月4日	
高塚	小浜市高塚（４－Ⅱ－７７０１）	小浜市高塚（４－Ⅱ－７７０１）	急傾斜地の崩壊	平成20年4月4日	平成20年4月4日	
高塚	小浜市高塚（４－Ⅱ－７７０２）	小浜市高塚（４－Ⅱ－７７０２）	急傾斜地の崩壊	平成20年4月4日	平成20年4月4日	
太良庄	小浜市太良庄（４－Ⅰ－７８０２）	小浜市太良庄（４－Ⅰ－７８０２）	急傾斜地の崩壊	平成20年4月4日	平成20年4月4日	
太良庄	小浜市太良庄（４－Ⅰ－７８０６）	小浜市太良庄（４－Ⅰ－７８０６）	急傾斜地の崩壊	平成20年4月4日	平成20年4月4日	
太良庄	小浜市太良庄（４－Ⅰ－７８０７）	小浜市太良庄（４－Ⅰ－７８０７）	急傾斜地の崩壊	平成20年4月4日	平成20年4月4日	
太良庄	小浜市太良庄（４－Ⅱ－７８０１）	小浜市太良庄（４－Ⅱ－７８０１）	急傾斜地の崩壊	平成20年4月4日	平成20年4月4日	
太良庄	小浜市太良庄（４－Ⅱ－７８０４）	小浜市太良庄（４－Ⅱ－７８０４）	急傾斜地の崩壊	平成20年4月4日	平成20年4月4日	
太良庄	小浜市太良庄（４－Ⅱ－７８０５）	小浜市太良庄（４－Ⅱ－７８０５）	急傾斜地の崩壊	平成20年4月4日	平成20年4月4日	
太良庄	小浜市太良庄（４－Ⅱ－７８０８）	小浜市太良庄（４－Ⅱ－７８０８）	急傾斜地の崩壊	平成20年4月4日	平成20年4月4日	
江古川	小浜市江古川（４－Ⅱ－７９０１）	小浜市江古川（４－Ⅱ－７９０１）	急傾斜地の崩壊	平成20年4月4日	平成20年4月4日	

場所	土砂災害警戒区域の名称	土砂災害特別警戒区域の名称	土砂災害の発生原因となる自然現象	指定日（警戒区域）	指定日（特別警戒区域）	備考
江古川	小浜市江古川（４－Ⅱ－７９０２）	小浜市江古川（４－Ⅱ－７９０２）	急傾斜地の崩壊	平成20年4月4日	平成20年4月4日	
検見坂	小浜市検見坂（４－Ⅱ－９２０１）	小浜市検見坂（４－Ⅱ－９２０１）	急傾斜地の崩壊	平成20年4月4日	平成20年4月4日	
検見坂	小浜市検見坂（４－Ⅱ－９２０２）	小浜市検見坂（４－Ⅱ－９２０２）	急傾斜地の崩壊	平成20年4月4日	平成20年4月4日	
検見坂	小浜市検見坂（４－Ⅱ－９５０１）	小浜市検見坂（４－Ⅱ－９５０１）	急傾斜地の崩壊	平成20年4月4日	平成20年4月4日	
池田	小浜市池田（４－Ⅱ－９６０１）	小浜市池田（４－Ⅱ－９６０１）	急傾斜地の崩壊	平成20年4月4日	平成20年4月4日	
市場	小浜市市場（４－Ⅰ－９７０１）	小浜市市場（４－Ⅰ－９７０１）	急傾斜地の崩壊	平成20年4月4日	平成20年4月4日	
市場	小浜市市場（４－Ⅱ－９７０１）	小浜市市場（４－Ⅱ－９７０１）	急傾斜地の崩壊	平成20年4月4日	平成20年4月4日	
国分	小浜市国分（４－Ⅰ－１０００１）	小浜市国分（４－Ⅰ－１０００１）	急傾斜地の崩壊	平成20年4月4日	平成20年4月4日	
金屋	小浜市金屋（４－Ⅰ－１０１０１）	小浜市金屋（４－Ⅰ－１０１０１）	急傾斜地の崩壊	平成20年4月4日	平成20年4月4日	
金屋	小浜市金屋（４－Ⅰ－１０１０２）	小浜市金屋（４－Ⅰ－１０１０２）	急傾斜地の崩壊	平成20年4月4日	平成20年4月4日	
金屋	小浜市金屋（４－Ⅱ－１０１０１）	小浜市金屋（４－Ⅱ－１０１０１）	急傾斜地の崩壊	平成20年4月4日	平成20年4月4日	
金屋	小浜市金屋（４－Ⅱ－１０１０２）	小浜市金屋（４－Ⅱ－１０１０２）	急傾斜地の崩壊	平成20年4月4日	平成20年4月4日	
竜前	小浜市竜前（４－２－１０２０１）	小浜市竜前（４－２－１０２０１）	土石流	平成20年4月4日	平成20年4月4日	
竜前	小浜市竜前（４－Ⅰ－６５４）	小浜市竜前（４－Ⅰ－６５４）	急傾斜地の崩壊	平成20年4月4日	平成20年4月4日	
竜前	小浜市竜前（４－Ⅱ－９２０６）	小浜市竜前（４－Ⅱ－９２０６）	急傾斜地の崩壊	平成20年4月4日	平成20年4月4日	
忠野	小浜市忠野（４－１－２－１０３）	小浜市忠野（４－１－２－１０３）	土石流	平成20年4月4日	平成20年4月4日	H27.3.27再指定 H29.3.24R解除、Y再指定
忠野	小浜市忠野（４－１－２－１０４０３）	小浜市忠野（４－１－２－１０４０３）	土石流	平成20年4月4日	平成20年4月4日	
忠野	小浜市忠野（４－Ⅱ－９２０７）	小浜市忠野（４－Ⅱ－９２０７）	急傾斜地の崩壊	平成20年4月4日	平成20年4月4日	
下根来	小浜市下根来（４－１－１０５０１）	小浜市下根来（４－１－１０５０１）	土石流	平成20年4月4日	平成20年4月4日	
下根来	小浜市下根来（４－Ⅰ－１０５０２）	小浜市下根来（４－Ⅰ－１０５０２）	急傾斜地の崩壊	平成20年4月4日	平成20年4月4日	
下根来	小浜市下根来（４－Ⅱ－１０５０５）	小浜市下根来（４－Ⅱ－１０５０５）	急傾斜地の崩壊	平成20年4月4日	平成20年4月4日	
上根来	小浜市上根来（４－１－２－１１８）	小浜市上根来（４－１－２－１１８）	土石流	平成20年4月4日	平成20年4月4日	
上根来	小浜市上根来（４－Ⅱ－９２１１）	小浜市上根来（４－Ⅱ－９２１１）	急傾斜地の崩壊	平成20年4月4日	平成20年4月4日	
上根来	小浜市上根来（４－Ⅱ－９２１２）	小浜市上根来（４－Ⅱ－９２１２）	急傾斜地の崩壊	平成20年4月4日	平成20年4月4日	
上根来	小浜市上根来（４－Ⅱ－１０６０１）	小浜市上根来（４－Ⅱ－１０６０１）	急傾斜地の崩壊	平成20年4月4日	平成20年4月4日	
上根来	小浜市上根来（４－Ⅱ－１０６０２）	小浜市上根来（４－Ⅱ－１０６０２）	急傾斜地の崩壊	平成20年4月4日	平成20年4月4日	
上根来	小浜市上根来（４－Ⅱ－１０６０４）	小浜市上根来（４－Ⅱ－１０６０４）	急傾斜地の崩壊	平成20年4月4日	平成20年4月4日	
上根来	小浜市上根来（４－Ⅱ－１０６０５）	小浜市上根来（４－Ⅱ－１０６０５）	急傾斜地の崩壊	平成20年4月4日	平成20年4月4日	
上根来	小浜市上根来（４－Ⅱ－１０６０６）	小浜市上根来（４－Ⅱ－１０６０６）	急傾斜地の崩壊	平成20年4月4日	平成20年4月4日	
上根来	小浜市上根来（４－Ⅱ－１０６０７）	小浜市上根来（４－Ⅱ－１０６０７）	急傾斜地の崩壊	平成20年4月4日	平成20年4月4日	
東相生	小浜市東相生（４－Ⅱ－１２４０１）	小浜市東相生（４－Ⅱ－１２４０１）	急傾斜地の崩壊	平成20年4月4日	平成20年4月4日	
西相生	小浜市西相生（４－２－１２５０１）	小浜市西相生（４－２－１２５０１）	土石流	平成20年4月4日	平成20年4月4日	
西相生	小浜市西相生（４－２－１２５０２）	（土砂災害特別警戒区域はなし）	土石流	平成20年4月4日	（なし）	
西相生	小浜市西相生（４－Ⅰ－１２５０１）	小浜市西相生（４－Ⅰ－１２５０１）	急傾斜地の崩壊	平成20年4月4日	平成20年4月4日	
西相生	小浜市西相生（４－Ⅱ－１２５０１）	小浜市西相生（４－Ⅱ－１２５０１）	急傾斜地の崩壊	平成20年4月4日	平成20年4月4日	
西相生	小浜市西相生（４－Ⅱ－１２５０２）	小浜市西相生（４－Ⅱ－１２５０２）	急傾斜地の崩壊	平成20年4月4日	平成20年4月4日	
西相生	小浜市西相生（４－Ⅱ－１２５０３）	小浜市西相生（４－Ⅱ－１２５０３）	急傾斜地の崩壊	平成20年4月4日	平成20年4月4日	
西相生	小浜市西相生（４－Ⅱ－１２５０４）	小浜市西相生（４－Ⅱ－１２５０４）	急傾斜地の崩壊	平成20年4月4日	平成20年4月4日	
西相生	小浜市西相生（４－Ⅱ－１２５０５）	小浜市西相生（４－Ⅱ－１２５０５）	急傾斜地の崩壊	平成20年4月4日	平成20年4月4日	
西相生	小浜市西相生（４－Ⅱ－１２５０６）	小浜市西相生（４－Ⅱ－１２５０６）	急傾斜地の崩壊	平成20年4月4日	平成20年4月4日	
上中井	小浜市上中井（４－Ⅱ－１２６０１）	小浜市上中井（４－Ⅱ－１２６０１）	急傾斜地の崩壊	平成20年4月4日	平成20年4月4日	
口田縄	小浜市口田縄（４－Ⅱ－１２９０２）	小浜市口田縄（４－Ⅱ－１２９０２）	急傾斜地の崩壊	平成20年4月4日	平成20年4月4日	
奥田縄	小浜市奥田縄（４－２－１３００１）	小浜市奥田縄（４－２－１３００１）	土石流	平成20年4月4日	平成20年4月4日	
奥田縄	小浜市奥田縄（４－２－１３００２）	小浜市奥田縄（４－２－１３００２）	土石流	平成20年4月4日	平成20年4月4日	
奥田縄	小浜市奥田縄（４－２－１３００３）	（土砂災害特別警戒区域はなし）	土石流	平成20年4月4日	（なし）	
奥田縄	小浜市奥田縄（４－２－１３００４）	小浜市奥田縄（４－２－１３００４）	土石流	平成20年4月4日	平成20年4月4日	
奥田縄	小浜市奥田縄（４－２－１３００５）	小浜市奥田縄（４－２－１３００５）	土石流	平成20年4月4日	平成20年4月4日	
奥田縄	小浜市奥田縄（４－２－１３００７）	小浜市奥田縄（４－２－１３００７）	土石流	平成20年4月4日	平成20年4月4日	
奥田縄	小浜市奥田縄（４－Ⅱ－１３００３）	小浜市奥田縄（４－Ⅱ－１３００３）	急傾斜地の崩壊	平成20年4月4日	平成20年4月4日	
奥田縄	小浜市奥田縄（４－Ⅱ－１３００４）	小浜市奥田縄（４－Ⅱ－１３００４）	急傾斜地の崩壊	平成20年4月4日	平成20年4月4日	
奥田縄	小浜市奥田縄（４－Ⅱ－１３００６）	小浜市奥田縄（４－Ⅱ－１３００６）	急傾斜地の崩壊	平成20年4月4日	平成20年4月4日	
奥田縄	小浜市奥田縄（４－Ⅱ－１３００７）	小浜市奥田縄（４－Ⅱ－１３００７）	急傾斜地の崩壊	平成20年4月4日	平成20年4月4日	
奥田縄	小浜市奥田縄（４－Ⅱ－１３００８）	小浜市奥田縄（４－Ⅱ－１３００８）	急傾斜地の崩壊	平成20年4月4日	平成20年4月4日	
奥田縄	小浜市奥田縄（４－Ⅱ－１３００９）	小浜市奥田縄（４－Ⅱ－１３００９）	急傾斜地の崩壊	平成20年4月4日	平成20年4月4日	
須縄	小浜市須縄（４－３－１３２０２）	小浜市須縄（４－３－１３２０２）	土石流	平成20年4月4日	平成20年4月4日	
須縄	小浜市須縄（４－３－１３２０３）	小浜市須縄（４－３－１３２０３）	土石流	平成20年4月4日	平成20年4月4日	
須縄	小浜市須縄（４－３－１３２０４）	小浜市須縄（４－３－１３２０４）	土石流	平成20年4月4日	平成20年4月4日	
須縄	小浜市須縄（４－Ⅰ－９０６３）	小浜市須縄（４－Ⅰ－９０６３）	急傾斜地の崩壊	平成20年4月4日	平成20年4月4日	

場所	土砂災害警戒区域の名称	土砂災害特別警戒区域の名称	土砂災害の発生原因となる自然現象	指定日（警戒区域）	指定日（特別警戒区域）	備考
須縄	小浜市須縄（４－Ⅱ－９１８２）	小浜市須縄（４－Ⅱ－９１８２）	急傾斜地の崩壊	平成20年4月4日	平成20年4月4日	
須縄	小浜市須縄（４－Ⅱ－１３２０３）	小浜市須縄（４－Ⅱ－１３２０３）	急傾斜地の崩壊	平成20年4月4日	平成20年4月4日	
須縄	小浜市須縄（４－Ⅱ－１３２０４）	小浜市須縄（４－Ⅱ－１３２０４）	急傾斜地の崩壊	平成20年4月4日	平成20年4月4日	
谷田部	小浜市谷田部（４－１－１３３０４）	小浜市谷田部（４－１－１３３０４）	土石流	平成20年4月4日	平成20年4月4日	
谷田部	小浜市谷田部（４－Ⅰ－６４５）	小浜市谷田部（４－Ⅰ－６４５）	急傾斜地の崩壊	平成20年4月4日	平成20年4月4日	
谷田部	小浜市谷田部（４－Ⅱ－１３３０２）	小浜市谷田部（４－Ⅱ－１３３０２）	急傾斜地の崩壊	平成20年4月4日	平成20年4月4日	
谷田部	小浜市谷田部（４－Ⅱ－１３３０３）	小浜市谷田部（４－Ⅱ－１３３０３）	急傾斜地の崩壊	平成20年4月4日	平成20年4月4日	
北塩屋	小浜市北塩屋（４－Ⅰ－９０１４）	小浜市北塩屋（４－Ⅰ－９０１４）	急傾斜地の崩壊	平成20年12月19日	平成20年12月19日	
北塩屋	小浜市北塩屋（４－Ⅲ－９００３－１）	小浜市北塩屋（４－Ⅲ－９００３－１）	急傾斜地の崩壊	平成20年12月19日	平成20年12月19日	
北塩屋	小浜市北塩屋（４－Ⅲ－９００３－２）	小浜市北塩屋（４－Ⅲ－９００３－２）	急傾斜地の崩壊	平成20年12月19日	平成20年12月19日	
北塩屋	小浜市北塩屋（４－Ⅲ－９００３－３）	小浜市北塩屋（４－Ⅲ－９００３－３）	急傾斜地の崩壊	平成20年12月19日	平成20年12月19日	
北塩屋	小浜市北塩屋（４－Ⅰ－０４９０１）	小浜市北塩屋（４－Ⅰ－０４９０１）	急傾斜地の崩壊	平成20年12月19日	平成20年12月19日	
北塩屋	小浜市北塩屋（４－Ⅰ－０４９０２）	小浜市北塩屋（４－Ⅰ－０４９０２）	急傾斜地の崩壊	平成20年12月19日	平成20年12月19日	
北塩屋	小浜市北塩屋（４－Ⅱ－９０１４－１）	小浜市北塩屋（４－Ⅱ－９０１４－１）	急傾斜地の崩壊	平成20年12月19日	平成20年12月19日	
西津福谷	小浜市福谷（４－３－３６）	（土砂災害特別警戒区域はなし）	土石流	平成20年12月19日	（なし）	
西津福谷	小浜市福谷（４－３－３７－１）	小浜市福谷（４－３－３７－１）	土石流	平成20年12月19日	平成20年12月19日	
西津福谷	小浜市福谷（４－３－３７－２）	（土砂災害特別警戒区域はなし）	土石流	平成20年12月19日	（なし）	
西津福谷	小浜市福谷（４－３－３７－３）	小浜市福谷（４－３－３７－３）	土石流	平成20年12月19日	平成20年12月19日	
西津福谷	小浜市福谷（４－３－７２）	小浜市福谷（４－３－７２）	土石流	平成20年12月19日	平成20年12月19日	
西津福谷	小浜市福谷（４－Ⅱ－９０１４－２）	小浜市福谷（４－Ⅱ－９０１４－２）	急傾斜地の崩壊	平成20年12月19日	平成20年12月19日	
西津福谷	小浜市福谷（４－Ⅰ－９０１１）	小浜市福谷（４－Ⅰ－９０１１）	急傾斜地の崩壊	平成20年12月19日	平成20年12月19日	H29.3.24RY再指定
西津福谷	小浜市福谷（４－Ⅰ－９０１２）	小浜市福谷（４－Ⅰ－９０１２）	急傾斜地の崩壊	平成20年12月19日	平成20年12月19日	
西津福谷	小浜市福谷（４－Ⅰ－９０１３）	小浜市福谷（４－Ⅰ－９０１３）	急傾斜地の崩壊	平成20年12月19日	平成20年12月19日	
西津福谷	小浜市福谷（４－Ⅱ－９０１２）	小浜市福谷（４－Ⅱ－９０１２）	急傾斜地の崩壊	平成20年12月19日	平成20年12月19日	
西津福谷	小浜市福谷（４－Ⅱ－９０１３）	小浜市福谷（４－Ⅱ－９０１３）	急傾斜地の崩壊	平成20年12月19日	平成20年12月19日	
西津福谷	小浜市福谷（４－Ⅰ－９００１）	小浜市福谷（４－Ⅰ－９００１）	急傾斜地の崩壊	平成20年12月19日	平成20年12月19日	
西津福谷	小浜市福谷（４－Ⅰ－９００２）	小浜市福谷（４－Ⅰ－９００２）	急傾斜地の崩壊	平成20年12月19日	平成20年12月19日	
西津福谷	小浜市福谷（４－Ⅱ－０５２０１）	小浜市福谷（４－Ⅱ－０５２０１）	急傾斜地の崩壊	平成20年12月19日	平成20年12月19日	
西津福谷	小浜市福谷（４－Ⅱ－０５２０２）	小浜市福谷（４－Ⅱ－０５２０２）	急傾斜地の崩壊	平成20年12月19日	平成20年12月19日	
学園町	小浜市学園町（４－Ⅰ－９００３）	小浜市学園町（４－Ⅰ－９００３）	急傾斜地の崩壊	平成20年12月19日	平成20年12月19日	
小湊	小浜市湊（４－Ⅱ－９０１５）	小浜市湊（４－Ⅱ－９０１５）	急傾斜地の崩壊	平成20年12月19日	平成20年12月19日	
小湊	小浜市湊（４－Ⅱ－０４７０１）	小浜市湊（４－Ⅱ－０４７０１）	急傾斜地の崩壊	平成20年12月19日	平成20年12月19日	
小湊	小浜市湊（４－Ⅱ－０４９０１）	小浜市湊（４－Ⅱ－０４９０１）	急傾斜地の崩壊	平成20年12月19日	平成20年12月19日	
小湊	小浜市湊（４－Ⅱ－０４９０２）	小浜市湊（４－Ⅱ－０４９０２）	急傾斜地の崩壊	平成20年12月19日	平成20年12月19日	
伏原大宮	小浜市伏原大宮（４－Ⅰ－６６１）	小浜市伏原大宮（４－Ⅰ－６６１）	急傾斜地の崩壊	平成22年2月9日	平成22年2月9日	H28.3.29YR再指定
鹿島	小浜市鹿島（４－Ⅱ－９１１７）	小浜市鹿島（４－Ⅱ－９１１７）	急傾斜地の崩壊	平成22年2月9日	平成22年2月9日	
水取3,4丁目	小浜市水取3,4丁目（４－Ⅰ－６４８）	小浜市水取3,4丁目（４－Ⅰ－６４８）	急傾斜地の崩壊	平成22年2月9日	平成22年2月9日	
山手2丁目	小浜市山手2丁目（４－Ⅰ－９０１６）	小浜市山手2丁目（４－Ⅰ－９０１６）	急傾斜地の崩壊	平成22年2月9日	平成22年2月9日	
青井	小浜市青井（４－３－６３－１）	（土砂災害特別警戒区域はなし）	土石流	平成22年2月9日	（なし）	
青井	小浜市青井（４－３－６３－２）	小浜市青井（４－３－６３－２）	土石流	平成22年2月9日	平成22年2月9日	
青井	小浜市青井（４－３－７５－１）	小浜市青井（４－３－７５－１）	土石流	平成22年2月9日	平成22年2月9日	
青井	小浜市青井（４－３－７５－２）	小浜市青井（４－３－７５－２）	土石流	平成22年2月9日	平成22年2月9日	
青井	小浜市青井（４－３－８４Ｓ）	小浜市青井（４－３－８４Ｓ）	土石流	平成22年2月9日	平成22年2月9日	
青井	小浜市青井（４－Ⅰ－０２６０２）	小浜市青井（４－Ⅰ－０２６０２）	急傾斜地の崩壊	平成22年2月9日	平成22年2月9日	
青井	小浜市青井（４－Ⅰ－０２６０３）	小浜市青井（４－Ⅰ－０２６０３）	急傾斜地の崩壊	平成22年2月9日	平成22年2月9日	
青井	小浜市青井（４－Ⅰ－０２６０４）	小浜市青井（４－Ⅰ－０２６０４）	急傾斜地の崩壊	平成22年2月9日	平成22年2月9日	
青井	小浜市青井（４－Ⅰ－０２６０５）	小浜市青井（４－Ⅰ－０２６０５）	急傾斜地の崩壊	平成22年2月9日	平成22年2月9日	
青井	小浜市青井（４－Ⅰ－０２６０６）	小浜市青井（４－Ⅰ－０２６０６）	急傾斜地の崩壊	平成22年2月9日	平成22年2月9日	
青井	小浜市青井（４－Ⅱ－０２６０１）	小浜市青井（４－Ⅱ－０２６０１）	急傾斜地の崩壊	平成22年2月9日	平成22年2月9日	
青井	小浜市青井（４－Ⅱ－０２６０２）	小浜市青井（４－Ⅱ－０２６０２）	急傾斜地の崩壊	平成22年2月9日	平成22年2月9日	
青井	小浜市青井（４－Ⅰ－９０４７－１）	小浜市青井（４－Ⅰ－９０４７－１）	急傾斜地の崩壊	平成22年2月9日	平成22年2月9日	
青井	小浜市青井（４－Ⅰ－９０４７－２）	小浜市青井（４－Ⅰ－９０４７－２）	急傾斜地の崩壊	平成22年2月9日	平成22年2月9日	
上加斗	小浜市上加斗（４－Ⅰ－１４６０１）	小浜市上加斗（４－Ⅰ－１４６０１）	急傾斜地の崩壊	平成22年2月9日	平成22年2月9日	
上加斗	小浜市上加斗（４－Ⅱ－１４６０１）	小浜市上加斗（４－Ⅱ－１４６０１）	急傾斜地の崩壊	平成22年2月9日	平成22年2月9日	
下加斗	小浜市下加斗（４－Ⅱ－１４５０２－１）	小浜市下加斗（４－Ⅱ－１４５０２－１）	急傾斜地の崩壊	平成22年2月9日	平成22年2月9日	
下加斗	小浜市下加斗（４－Ⅱ－１４５０２－２）	小浜市下加斗（４－Ⅱ－１４５０２－２）	急傾斜地の崩壊	平成22年2月9日	平成22年2月9日	
岡津	小浜市岡津（４－３－６９）	小浜市岡津（４－３－６９）	土石流	平成22年2月9日	平成22年2月9日	
鯉川	小浜市鯉川（４－Ⅰ－１４８０１）	小浜市鯉川（４－Ⅰ－１４８０１）	急傾斜地の崩壊	平成22年2月9日	平成22年2月9日	

場所	土砂災害警戒区域の名称	土砂災害特別警戒区域の名称	土砂災害の発生原因となる自然現象	指定日（警戒区域）	指定日（特別警戒区域）	備考
荒木	小浜市荒木（４－Ⅱ－１４２０１）	小浜市荒木（４－Ⅱ－１４２０１）	急傾斜地の崩壊	平成22年2月9日	平成22年2月9日	
荒木	小浜市荒木（４－Ⅱ－１４２０３）	小浜市荒木（４－Ⅱ－１４２０３）	急傾斜地の崩壊	平成22年2月9日	平成22年2月9日	
荒木	小浜市荒木（４－３－１４２０１）	小浜市荒木（４－３－１４２０１）	土石流	平成22年2月9日	平成22年2月9日	
荒木	小浜市荒木（４－３－１４２１０）	小浜市荒木（４－３－１４２１０）	土石流	平成22年2月9日	平成22年2月9日	
黒駒	小浜市黒駒（４－２－１５－１４３０１）	小浜市黒駒（４－２－１５－１４３０１）	土石流	平成22年2月9日	平成22年2月9日	
西勢	小浜市西勢（４－Ⅰ－９０４５）	小浜市西勢（４－Ⅰ－９０４５）	急傾斜地の崩壊	平成22年2月9日	平成22年2月9日	
西勢	小浜市西勢（４－Ⅱ－１４１０２）	小浜市西勢（４－Ⅱ－１４１０２）	急傾斜地の崩壊	平成22年2月9日	平成22年2月9日	
西勢	小浜市西勢（４－Ⅲ－９０１５）	小浜市西勢（４－Ⅲ－９０１５）	急傾斜地の崩壊	平成22年2月9日	平成22年2月9日	
西勢	小浜市西勢（４－３－９２Ｓ）	（土砂災害特別警戒区域はなし）	土石流	平成22年2月9日	（なし）	
西勢	小浜市西勢（４－３－９３Ｓ－１）	小浜市西勢（４－３－９３Ｓ－１）	土石流	平成22年2月9日	平成22年2月9日	
西勢	小浜市西勢（４－３－９３Ｓ－２）	小浜市西勢（４－３－９３Ｓ－２）	土石流	平成22年2月9日	平成22年2月9日	
西勢	小浜市西勢（４－３－９６Ｓ）	小浜市西勢（４－３－９６Ｓ）	土石流	平成22年2月9日	平成22年2月9日	
東勢	小浜市東勢（４－Ⅱ－１４００２）	小浜市東勢（４－Ⅱ－１４００２）	急傾斜地の崩壊	平成22年2月9日	平成22年2月9日	
法海	小浜市法海（４－Ⅱ－１４４０２）	小浜市法海（４－Ⅱ－１４４０２）	急傾斜地の崩壊	平成22年2月9日	平成22年2月9日	
法海	小浜市法海（４－Ⅱ－１４４０３）	小浜市法海（４－Ⅱ－１４４０３）	急傾斜地の崩壊	平成22年2月9日	平成22年2月9日	
法海	小浜市法海（４－Ⅱ－１４４０４）	小浜市法海（４－Ⅱ－１４４０４）	急傾斜地の崩壊	平成22年2月9日	平成22年2月9日	
法海	小浜市法海（４－２－１５－１４４０３）	小浜市法海（４－２－１５－１４４０３）	土石流	平成22年2月9日	平成22年2月9日	
法海	小浜市法海（４－２－１５－１４４０４）	小浜市法海（４－２－１５－１４４０４）	土石流	平成22年2月9日	平成22年2月9日	
法海	小浜市法海（４－２－１５－１４４０５）	小浜市法海（４－２－１５－１４４０５）	土石流	平成22年2月9日	平成22年2月9日	
甲ヶ崎	小浜市甲ヶ崎（４－３－６０）	（土砂災害特別警戒区域はなし）	土石流	平成22年3月30日	（なし）	
阿納尻	小浜市阿納尻（４－３－５８－１）	小浜市阿納尻（４－３－５８－１）	土石流	平成22年3月30日	平成22年3月30日	
阿納尻	小浜市阿納尻（４－３－５８－２）	小浜市阿納尻（４－３－５８－２）	土石流	平成22年3月30日	平成22年3月30日	
阿納尻	小浜市阿納尻（４－３－５９）	小浜市阿納尻（４－３－５９）	土石流	平成22年3月30日	平成22年3月30日	
阿納尻	小浜市阿納尻（４－３－７９Ｓ）	小浜市阿納尻（４－３－７９Ｓ）	土石流	平成22年3月30日	平成22年3月30日	
阿納尻	小浜市阿納尻（４－３－８０Ｓ）	（土砂災害特別警戒区域はなし）	土石流	平成22年3月30日	（なし）	
阿納尻	小浜市阿納尻（４－３－８１Ｓ）	小浜市阿納尻（４－３－８１Ｓ）	土石流	平成22年3月30日	平成22年3月30日	
阿納尻	小浜市阿納尻（４－３－８２Ｓ－１）	小浜市阿納尻（４－３－８２Ｓ－１）	土石流	平成22年3月30日	平成22年3月30日	
阿納尻	小浜市阿納尻（４－３－８２Ｓ－２）	小浜市阿納尻（４－３－８２Ｓ－２）	土石流	平成22年3月30日	平成22年3月30日	
宇久	小浜市宇久（４－Ⅰ－６２６）	小浜市宇久（４－Ⅰ－６２６）	急傾斜地の崩壊	平成22年3月30日	平成22年3月30日	
宇久	小浜市宇久（４－Ⅰ－９０００－１）	小浜市宇久（４－Ⅰ－９０００－１）	急傾斜地の崩壊	平成22年3月30日	平成22年3月30日	
宇久	小浜市宇久（４－Ⅰ－９０００－２）	小浜市宇久（４－Ⅰ－９０００－２）	急傾斜地の崩壊	平成22年3月30日	平成22年3月30日	
仏谷	小浜市仏谷（４－Ⅰ－６３９－１）	小浜市仏谷（４－Ⅰ－６３９－１）	急傾斜地の崩壊	平成22年3月30日	平成22年3月30日	
仏谷	小浜市仏谷（４－Ⅰ－６３９－２）	小浜市仏谷（４－Ⅰ－６３９－２）	急傾斜地の崩壊	平成22年3月30日	平成22年3月30日	
仏谷	小浜市仏谷（４－Ⅰ－６３９－３）	小浜市仏谷（４－Ⅰ－６３９－３）	急傾斜地の崩壊	平成22年3月30日	平成22年3月30日	
仏谷	小浜市仏谷（４－Ⅰ－６３９－４）	小浜市仏谷（４－Ⅰ－６３９－４）	急傾斜地の崩壊	平成22年3月30日	平成22年3月30日	
阿納	小浜市阿納（４－Ⅱ－９００５－１）	小浜市阿納（４－Ⅱ－９００５－１）	急傾斜地の崩壊	平成22年3月30日	平成22年3月30日	
阿納	小浜市阿納（４－Ⅱ－９００５－２）	小浜市阿納（４－Ⅱ－９００５－２）	急傾斜地の崩壊	平成22年3月30日	平成22年3月30日	
田烏	小浜市田烏（４－Ⅰ－６５０－１）	小浜市田烏（４－Ⅰ－６５０－１）	急傾斜地の崩壊	平成22年3月30日	平成22年3月30日	
田烏	小浜市田烏（４－Ⅰ－６５０－２）	小浜市田烏（４－Ⅰ－６５０－２）	急傾斜地の崩壊	平成22年3月30日	平成22年3月30日	
田烏	小浜市田烏（４－Ⅰ－７５４）	小浜市田烏（４－Ⅰ－７５４）	急傾斜地の崩壊	平成22年3月30日	平成22年3月30日	
田烏	小浜市田烏（４－Ⅱ－９０１０）	小浜市田烏（４－Ⅱ－９０１０）	急傾斜地の崩壊	平成22年3月30日	平成22年3月30日	
田烏	小浜市田烏（４－Ⅱ－９００７）	小浜市田烏（４－Ⅱ－９００７）	急傾斜地の崩壊	平成22年3月30日	平成22年3月30日	
田烏	小浜市田烏（４－Ⅰ－０７００１）	小浜市田烏（４－Ⅰ－０７００１）	急傾斜地の崩壊	平成22年3月30日	平成22年3月30日	
田烏	小浜市田烏（４－３－２）	小浜市田烏（４－３－２）	土石流	平成22年3月30日	平成22年3月30日	
田烏	小浜市田烏（４－３－８）	小浜市田烏（４－３－８）	土石流	平成22年3月30日	平成22年3月30日	
奈胡	小浜市奈胡（４－１－２－７－１）	小浜市奈胡（４－１－２－７－１）	土石流	平成22年3月30日	平成22年3月30日	R2.3.24R解除、Y再指定
奈胡	小浜市奈胡（４－１－２－７－２）	小浜市奈胡（４－１－２－７－２）	土石流	平成22年3月30日	平成22年3月30日	
太良庄	小浜市太良庄（４－１－２－２１）	小浜市太良庄（４－１－２－２１）	土石流	平成22年3月30日	平成22年3月30日	
太良庄	小浜市太良庄（４－１－２－２４－２）	小浜市太良庄（４－１－２－２４－２）	土石流	平成22年3月30日	平成22年3月30日	
太良庄	小浜市太良庄（４－１－２－２４－３）	（土砂災害特別警戒区域はなし）	土石流	平成22年3月30日	（なし）	
西相生	小浜市西相生（４－Ⅰ－９０６０）	小浜市西相生（４－Ⅰ－９０６０）	急傾斜地の崩壊	平成22年3月30日	平成22年3月30日	
西相生	小浜市西相生（４－Ⅱ－９１６２）	小浜市西相生（４－Ⅱ－９１６２）	急傾斜地の崩壊	平成22年3月30日	平成22年3月30日	
西相生	小浜市西相生（４－Ⅱ－１２５０７）	小浜市西相生（４－Ⅱ－１２５０７）	急傾斜地の崩壊	平成22年3月30日	平成22年3月30日	
西相生	小浜市西相生（４－２－１４－５１）	小浜市西相生（４－２－１４－５１）	土石流	平成22年3月30日	平成22年3月30日	
西相生	小浜市西相生（４－２－１４－５６）	（土砂災害特別警戒区域はなし）	土石流	平成22年3月30日	（なし）	
西相生	小浜市西相生（４－２－１４－９４）	小浜市西相生（４－２－１４－９４）	土石流	平成22年3月30日	平成22年3月30日	
西相生	小浜市西相生（４－２－１４－９５－１）	小浜市西相生（４－２－１４－９５－１）	土石流	平成22年3月30日	平成22年3月30日	
西相生	小浜市西相生（４－２－１４－９５－２）	小浜市西相生（４－２－１４－９５－２）	土石流	平成22年3月30日	平成22年3月30日	

場所	土砂災害警戒区域の名称	土砂災害特別警戒区域の名称	土砂災害の発生原因となる自然現象	指定日（警戒区域）	指定日（特別警戒区域）	備考
谷田部	小浜市谷田部（４－２－１４－９９－１）	小浜市谷田部（４－２－１４－９９－１）	土石流	平成22年3月30日	平成22年3月30日	
小屋	小浜市小屋（４－Ⅱ－９１２０）	小浜市小屋（４－Ⅱ－９１２０）	急傾斜地の崩壊	平成22年3月30日	平成22年3月30日	
下田	小浜市下田（４－Ⅰ－６３２－１）	小浜市下田（４－Ⅰ－６３２－１）	急傾斜地の崩壊	平成22年3月30日	平成22年3月30日	
下田	小浜市下田（４－Ⅰ－６３２－２）	小浜市下田（４－Ⅰ－６３２－２）	急傾斜地の崩壊	平成22年3月30日	平成22年3月30日	
下田	小浜市下田（４－Ⅱ－９１４３）	小浜市下田（４－Ⅱ－９１４３）	急傾斜地の崩壊	平成22年3月30日	平成22年3月30日	
下田	小浜市下田（４－２－１４－２６－１）	小浜市下田（４－２－１４－２６－１）	土石流	平成22年3月30日	平成22年3月30日	
和多田	小浜市和多田（４－Ⅰ－７５５－１）	小浜市和多田（４－Ⅰ－７５５－１）	急傾斜地の崩壊	平成22年3月30日	平成22年3月30日	
和多田	小浜市和多田（４－Ⅰ－７５５－２）	小浜市和多田（４－Ⅰ－７５５－２）	急傾斜地の崩壊	平成22年3月30日	平成22年3月30日	
和多田	小浜市和多田（４－Ⅱ－９１４７）	小浜市和多田（４－Ⅱ－９１４７）	急傾斜地の崩壊	平成22年3月30日	平成22年3月30日	
深野	小浜市深野（４－２－１４－２２）	小浜市深野（４－２－１４－２２）	土石流	平成22年3月30日	平成22年3月30日	
北塩屋	小浜市北塩屋（４－Ⅲ－９００４－１）	小浜市北塩屋（４－Ⅲ－９００４－１）	急傾斜地の崩壊	平成23年3月29日	平成23年3月29日	
北塩屋	小浜市北塩屋（４－３－３８）	小浜市北塩屋（４－３－３８）	土石流	平成23年3月29日	平成23年3月29日	
小湊	小浜市小湊（４－Ⅲ－９００４－２）	小浜市小湊（４－Ⅲ－９００４－２）	急傾斜地の崩壊	平成23年3月29日	平成23年3月29日	
小湊	小浜市小湊（４－Ⅲ－９００４－３）	小浜市小湊（４－Ⅲ－９００４－３）	急傾斜地の崩壊	平成23年3月29日	平成23年3月29日	
検見坂	小浜市検見坂（４－Ⅰ－６５８）	小浜市検見坂（４－Ⅰ－６５８）	急傾斜地の崩壊	平成23年3月29日	平成23年3月29日	
法海	小浜市飯盛（４－１２９）	（土砂災害特別警戒区域はなし）	地すべり	平成23年3月29日	（なし）	
須縄	小浜市須縄（４－１３１）	（土砂災害特別警戒区域はなし）	地すべり	平成23年3月29日	（なし）	
山手３丁目	小浜市山手３丁目（４－３－３９）	小浜市山手３丁目（４－３－３９）	土石流	平成23年5月13日	平成23年5月13日	
大戸	小浜市大戸（４－Ⅰ－９０２８）	小浜市大戸（４－Ⅰ－９０２８）	急傾斜地の崩壊	平成23年5月13日	平成23年5月13日	
大戸	小浜市大戸（４－Ⅱ－０８１０３）	小浜市大戸（４－Ⅱ－０８１０３）	急傾斜地の崩壊	平成23年5月13日	平成23年5月13日	
野代	小浜市野代（４－Ⅰ－６５２）	小浜市野代（４－Ⅰ－６５２）	急傾斜地の崩壊	平成23年5月13日	平成23年5月13日	
野代	小浜市野代（４－Ⅱ－９１９３－１）	小浜市野代（４－Ⅱ－９１９３－１）	急傾斜地の崩壊	平成23年5月13日	平成23年5月13日	
野代	小浜市野代（４－Ⅱ－９１９３－２）	小浜市野代（４－Ⅱ－９１９３－２）	急傾斜地の崩壊	平成23年5月13日	平成23年5月13日	
野代	小浜市野代（４－２－１４－４－３）	小浜市野代（４－２－１４－４－３）	土石流	平成23年5月13日	平成23年5月13日	
野代	小浜市野代（４－２－１４－６７）	小浜市野代（４－２－１４－６７）	土石流	平成23年5月13日	平成23年5月13日	
池河内	小浜市池河内（４－Ⅰ－６３７）	小浜市池河内（４－Ⅰ－６３７）	急傾斜地の崩壊	平成23年5月13日	平成23年5月13日	
池河内	小浜市池河内（４－Ⅰ－６３８－１）	小浜市池河内（４－Ⅰ－６３８－１）	急傾斜地の崩壊	平成23年5月13日	平成23年5月13日	
池河内	小浜市池河内（４－Ⅰ－６３８－２）	小浜市池河内（４－Ⅰ－６３８－２）	急傾斜地の崩壊	平成23年5月13日	平成23年5月13日	
池河内	小浜市池河内（４－Ⅰ－６３８－３）	小浜市池河内（４－Ⅰ－６３８－３）	急傾斜地の崩壊	平成23年5月13日	平成23年5月13日	
中ノ畑	小浜市中ノ畑（４－１３２）	（土砂災害特別警戒区域はなし）	地すべり	平成23年5月13日	（なし）	
上根来	小浜市上根来（４－１３３）	（土砂災害特別警戒区域はなし）	地すべり	平成23年5月13日	（なし）	
上根来	小浜市上根来（４－１３４）	（土砂災害特別警戒区域はなし）	地すべり	平成23年5月13日	（なし）	
金屋	小浜市金屋（4−168）	（土砂災害特別警戒区域はなし）	地すべり	令和3年3月23日	（なし）	

資料４－１－６

雪崩危険箇所

R8.10.1現在

番号	危険箇所名	大字小字等地名
1	口名田	下中井
2	小屋	小屋
3	深野	深野
4	下田	下田
5	池河内（1）	池河内
6	上根来	上根来
7	泊	泊
8	仏谷	仏谷
9	宇久（1）	宇久
10	宇久（2）	宇久
11	西小川（1）	西小川
12	須浦	田烏
13	谷及（1）	田烏
14	谷及（2）	田烏
15	釣姫（1）	田烏
16	釣姫（2）	田烏
17	田烏	田烏
18	矢代	矢代
19	志積	志積
20	犬熊	犬熊
21	阿納	阿納
22	古津（1）	阿納尻
23	甲ヶ崎（1）	甲ヶ崎
24	西津福谷（1）	福谷
25	西津福谷（2）	福谷
26	西津福谷（3）	福谷
27	山手3丁目（1）	山手
28	山手3丁目（2）	山手
29	丸山	丸山
30	江古川	羽賀
31	羽賀（1）	羽賀
32	羽賀（2）	羽賀
33	奈胡（1）	奈胡
34	奈胡（2）	奈胡
35	奥熊野（1）	熊野
36	口熊野（1）	熊野
37	口熊野（2）	熊野
38	次吉	次吉
39	栗田（1）	栗田
40	高塚（1）	高塚
41	太良（1）	太良庄
42	太良（2）	太良庄
43	鳴滝（1）	太良庄
44	定国	太良庄
45	日吉谷	太良庄
46	大戸	加茂
47	竹長	竹長
48	本保（1）	本保
49	本保（2）	本保
50	大沢寺（1）	大谷
51	大谷（1）	大谷
52	大谷（2）	大谷
53	新保（1）	新保
54	新保（2）	新保
55	高森	加茂
56	岡津（1）	岡津
57	荒木（1）	飯盛
58	荒木（2）	飯盛
59	荒木（3）	飯盛
60	荒木（4）	飯盛

※位置情報など詳細情報は、県WEBサイト「福井県土砂災害警戒区域等管理システム」に掲載

雪崩危険箇所

R8.10.1現在

番号	危険箇所名	大字小字等地名
61	西勢	西勢
62	黒駒(1)	飯盛
63	法海	飯盛
64	青井(1)	青井
65	青井(2)	青井
66	男山(1)	男山
67	男山(2)	男山
68	男山(3)	男山
69	男山(4)	男山
70	伏原(1)	伏原
71	伏原(2)	伏原
72	湯岡(1)	湯岡
73	湯岡(2)	湯岡
74	奥小屋(1)	小屋
75	奥小屋(2)	小屋
76	中小屋	小屋
77	口小屋(1)	小屋
78	口小屋(2)	小屋
79	口小屋(3)	小屋
80	口小屋(4)	小屋
81	岩井谷	上田
82	小村	上田
83	持田	上田
84	岸(1)	下田
85	岸(2)	下田
86	脇原	下田
87	上和多田	和多田
88	下和多田	和多田
89	田茂谷	深谷
90	西相生(1)	相生
91	西相生(2)	相生
92	東相生(1)	相生
93	東相生(2)	相生
94	東相生(3)	相生
95	上中井	中井
96	口田縄	口田縄
97	奥田縄(1)	奥田縄
98	奥田縄(2)	奥田縄
99	奥田縄(3)	奥田縄
100	須縄(1)	須縄
101	須縄(2)	須縄
102	谷田部(1)	谷田部
103	尾崎(1)	尾崎
104	生守(1)	生守
105	多田(1)	多田
106	検見坂(1)	遠敷
107	金屋(1)	金屋
108	金屋(2)	金屋
109	竜前	竜前
110	国分	国分
111	太興寺	太興寺
112	四分一(1)	四分一
113	上野	上野
114	門前	門前
115	三分一	三分一
116	池河内(2)	池河内
117	忠野(1)	忠野
118	白石	下根来
119	神野谷(1)	下根来
120	神野谷(2)	下根来

※位置情報など詳細情報は、県WEBサイト「福井県土砂災害警戒区域等管理システム」に掲載